

点検・評価報告書 目次

序 章	1
第 1 章 大学・学部・研究科全体に関する事項	
I. 理念・目的等及びその検証	4
II. 教育研究組織及びその検証	7
III. 教育内容・方法	
(1) 学士課程の教育内容・方法	
①教育課程等	12
②教育方法等	21
③国内外との教育研究交流	30
④通信制大学等	33
(2) 修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法	
①教育課程等	33
②教育方法等	39
③国内外との教育研究交流	46
④学位授与・課程修了の認定	47
⑤通信制大学院	50
IV. 学生の受け入れ	
(1) 学部等における学生の受け入れ	51
(2) 大学院研究科における学生の受け入れ	62
V. 学生生活	67
VI. 研究環境	79
VII. 社会貢献	85
VIII. 教員組織	
(1) 学部等の教員組織	91
(2) 大学院研究科の教員組織	96
IX. 事務組織	102
X. 施設・設備	109
X I. 図書・電子媒体等	118
X II. 管理運営	124
X III. 財務	135
X IV. 点検・評価	144
X V. 情報公開・説明責任	151

第2章 各学部・研究科に関する事項

第1節 文学部

I.	理念・目的等及びその検証	155
II.	教育研究組織及びその検証	157
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	158
	②教育方法等	169
	③国内外との教育研究交流	175
	④通信制大学等	177
IV.	学生の受け入れ	177
VI.	研究環境	188
VIII.	教員組織	195
X.	施設・設備	201

第2節 文学研究科

I.	理念・目的等及びその検証	205
II.	教育研究組織及びその検証	207
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	209
	②教育方法等	216
	③国内外との教育研究交流	221
	④学位授与・課程修了の認定	223
	⑤通信制大学院	225
IV.	学生の受け入れ	225
VI.	研究環境	229
VIII.	教員組織	235
X.	施設・設備	239

第3節 経済学部

I.	理念・目的等及びその検証	243
II.	教育研究組織及びその検証	245
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	247
	②教育方法等	256
	③国内外との教育研究交流	262
	④通信制大学等	263

IV.	学生の受け入れ	263
VI.	研究環境	273
VIII.	教員組織	278
X.	施設・設備	283
第4節 経済学研究科		
I.	理念・目的等及びその検証	289
II.	教育研究組織及びその検証	290
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	291
	②教育方法等	297
	③国内外との教育研究交流	302
	④学位授与・課程修了の認定	303
	⑤通信制大学院	305
IV.	学生の受け入れ	305
VI.	研究環境	310
VIII.	教員組織	315
X.	施設・設備	319
第5節 経営学部		
I.	理念・目的等及びその検証	323
II.	教育研究組織及びその検証	326
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	328
	②教育方法等	334
	③国内外との教育研究交流	343
	④通信制大学等	344
IV.	学生の受け入れ	344
VI.	研究環境	354
VIII.	教員組織	359
X.	施設・設備	363
第6節 経営学研究科		
I.	理念・目的等及びその検証	370
II.	教育研究組織及びその検証	372
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	373

	②教育方法等	377
	③国内外との教育研究交流	381
	④学位授与・課程修了の認定	383
	⑤通信制大学院	384
IV.	学生の受け入れ	384
VI.	研究環境	388
VIII.	教員組織	394
X.	施設・設備	397
第7節 法学部		
I.	理念・目的等及びその検証	401
II.	教育研究組織及びその検証	403
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	404
	②教育方法等	412
	③国内外との教育研究交流	422
	④通信制大学等	423
IV.	学生の受け入れ	424
VI.	研究環境	435
VIII.	教員組織	440
X.	施設・設備	446
第8節 法学研究科		
I.	理念・目的等及びその検証	452
II.	教育研究組織及びその検証	453
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	454
	②教育方法等	462
	③国内外との教育研究交流	467
	④学位授与・課程修了の認定	468
	⑤通信制大学院	470
IV.	学生の受け入れ	470
VI.	研究環境	476
VIII.	教員組織	480
X.	施設・設備	484

第9節 工学部

I.	理念・目的等及びその検証	488
II.	教育研究組織及びその検証	490
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	492
	②教育方法等	499
	③国内外との教育研究交流	507
	④通信制大学等	508
IV.	学生の受け入れ	508
VI.	研究環境	518
VIII.	教員組織	525
X.	施設・設備	530

第10節 工学研究科

I.	理念・目的等及びその検証	537
II.	教育研究組織及びその検証	538
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	539
	②教育方法等	547
	③国内外との教育研究交流	554
	④学位授与・課程修了の認定	555
	⑤通信制大学院	557
IV.	学生の受け入れ	557
VI.	研究環境	562
VIII.	教員組織	570
X.	施設・設備	574

第11節 教養学部

I.	理念・目的等及びその検証	581
II.	教育研究組織及びその検証	583
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	585
	②教育方法等	595
	③国内外との教育研究交流	604
	④通信制大学等	605
IV.	学生の受け入れ	605
VI.	研究環境	616

VIII.	教員組織	622
X.	施設・設備	628
第12節 人間情報学研究科		
I.	理念・目的等及びその検証	634
II.	教育研究組織及びその検証	635
III.	教育内容・方法	
	①教育課程等	637
	②教育方法等	642
	③国内外との教育研究交流	648
	④学位授与・課程修了の認定	649
	⑤通信制大学院	652
IV.	学生の受け入れ	652
VI.	研究環境	656
VIII.	教員組織	664
X.	施設・設備	667
第13節 法務研究科		
I.	理念・目的等及びその検証	672
II.	教育研究組織及びその検証	673
IV.	学生の受け入れ	674
VIII.	教員組織	678
X.	施設・設備	681
終章		686

序 章

1. 本報告書の目的と構成

本報告書は、本学が平成 21(2009)年度に実施した自己点検・評価をまとめたものであり、同時に、平成 22(2010)年度に財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という）による大学評価を申請するための調書の 1 つである『点検・評価報告書』となるものである。

そのため、本報告書は、大学基準協会の求める形式に従い、「序章」「本章」「終章」の 3 章から構成されている。本章は「第 1 章 大学・学部・研究科全体に関する事項」と「第 2 章 各学部・研究科に関する事項」からなる。

第 1 章では、大学全体の観点から、大学基準協会の求める項目に従い、「Ⅰ. 理念・目的等及びその検証」「Ⅱ. 教育研究組織及びその検証」「Ⅲ. 教育内容・方法」「Ⅳ. 学生の受け入れ」「Ⅴ. 学生生活」「Ⅵ. 研究環境」「Ⅶ. 社会貢献」「Ⅷ. 教員組織」「Ⅸ. 事務組織」「Ⅹ. 施設・設備」「ⅩⅠ. 図書・電子媒体等」「ⅩⅡ. 管理運営」「ⅩⅢ. 財務」「ⅩⅣ. 点検・評価」「ⅩⅤ. 情報公開・説明責任」の 15 項目について、点検・評価の結果が記述されている。

第 2 章は全 13 節からなり、6 学部・7 研究科にそれぞれ 1 節が割り当てられている。各節において、それぞれの学部・研究科は、上記 15 項目のうち「Ⅰ. 理念・目的等及びその検証」「Ⅱ. 教育研究組織及びその検証」「Ⅲ. 教育内容・方法」「Ⅳ. 学生の受け入れ」「Ⅵ. 研究環境」「Ⅷ. 教員組織」「Ⅹ. 施設・設備」の 7 項目について点検・評価結果を記載している。

2. 自己点検・評価の現状

本学における自己点検・評価制度は、平成 4(1992)年に「東北学院大学自己点検・評価委員会規程」が制定されたことに始まる。しかし、この規程にもかかわらず、実際に自己点検・評価が実施されたのは平成 11(1999)年が最初である。その結果は『東北学院大学—現状と課題《自己点検・評価白書》』（平成 12 年 3 月）にまとめられた。第 2 回目の自己点検・評価は、3 年後の平成 14(2002)年度に実施され、『点検・評価報告書』（平成 15 年 3 月）としてまとめられた。これは、財団法人大学基準協会による「平成 14 年度相互評価」のための報告書となった。その後、4 年後の平成 18(2006)年度に 3 回目の自己点検・評価が実施され、結果は『東北学院大学点検・評価報告書』（平成 19 年 3 月）としてまとめられた。

したがって、今回の自己点検・評価は、本学にとって、3 年ぶり 4 回目のものとなる。このように、本学では、最初の実施以来、3 ないし 4 年に一度の自己点検・評価の定期的実施が定着している。しかし、前回の点検・評価までは、その実情を見る限り、大学の自己改革のための不可欠の作業として自律的に行われたというよりは、大学基準協会による相互評価、あるいは認証評価への対応として他律的に行われた面が強かったことは否定できない。

そこで、今回の点検・評価の実施にあたっては、点検・評価の持つ積極的な意義につい

て、大学全体で再確認をした。すなわち、大学が自らの質を保証し、社会的要請に応じていくためには、不断の自己改革が必要であり、そのためにはしっかりと自己点検・評価の作業が不可欠である、という点の確認である。それは、大学の質保証システムの強化という社会的要請の中で、自己点検・評価こそが質保証システムの中核に位置づけられるべきであるという認識に基づくものである。そして、学内におけるこうした認識の共有は、今回の点検・評価作業において、4つの大きな変化をもたらした。

その第一は、点検・評価のための体制の充実である。詳しくは後述に（「3. 自己点検・評価の実施体制」）ゆずるが、これまでのように、大学の点検・評価委員会が中心となって大学全体の点検・評価を行うのではなく、学部、研究科などのすべての教育研究組織、すべての事務組織がそれぞれの組織を点検・評価するための組織をつくり、その組織によって点検・評価を行ったという点である。したがって、本報告書は、各組織がそれぞれに実施した点検・評価作業を踏まえ、その内容をまとめたものである。

第二の変化は、点検・評価作業そのものの充実である。各組織において、点検・評価作業はいわゆる PDCA サイクルによる不断の自己改革を進めるためのものであるという考え方が浸透したため、一方では、点検・評価作業において「到達目標」「現状説明」「点検・評価」「改善方策」の4つの視点の区別が徹底され、他方ではこれらの関連づけが強く意識されることになった。この変化は、本報告書の記述形式・内容からも容易に読み取ることができる。

第三の変化は、学内の各組織が足並みをそろえて PDCA サイクルによる自己改革が本格化しようという動きが顕在化したことである。本学では、今回の点検・評価作業と連動して、大学及び学内各組織の「中期達成目標及び課題」を明確化し、それを1つの表にまとめた。そして、平成22(2010)年度以降、この表をもとに、大学及び学内各組織における改革の進捗状況を全学的に把握し、可視化・共有化することになっている。

第四の変化は、点検・評価作業の中から、教学上の点検・評価の大きな枠組みとなる、大学全体の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の明確化・明文化を求める声があがり、それが実現したことである。現在、各学科は、これらの方針を踏まえ、それぞれの3方針の明確化・明文化の作業を進めている。

もちろん、これらの変化は、まだ萌芽的なものにとどまっている。しかし、今回の自己点検・評価は、今後の本学の改革にとって非常に重要な契機となったといえる。

3. 自己点検・評価の実施体制

今回の自己点検・評価は、大学全体に関わる事項の点検・評価については「東北学院大学点検・評価委員会」が行い、それぞれの教育研究組織及び事務組織に関わる事項については、それぞれの組織の点検・評価組織（その具体的組織名は次ページのとおり）が行った。

本報告書は、その点検・評価結果をとりまとめたものである。第2章（各学部・研究科に関する事項）については、節ごとに各学部・研究科の点検・評価組織が、点検・評価結果を記述している。第1章（大学・学部・研究科全体に関する事項）については、大学の点検・評価委員会による大学全体の点検・評価、学部・研究科以外の教育研究組織（セン

ター・研究所など)と事務組織ごとの点検・評価組織によるそれぞれの点検・評価を踏まえ、事項ごとに最も関連の深い点検・評価組織が記述を分担している。もちろん、こうした記述分担にもかかわらず、本報告書全体についての責任は大学の点検・評価委員会にある。

平成 21 (2009) 年度 自己点検・評価の実施体制

組織名	点検・評価組織
大学	点検・評価委員会
文学部	点検評価委員会
経済学部	点検評価委員会
経営学部	自己点検・評価委員会
法学部	改革検討・FD小委員会
工学部	外部評価対応委員会ほか
教養学部	点検・評価委員会
文学研究科	点検評価委員会
経済学研究科	点検・評価委員会
経営学研究科	点検・評価委員会
法学研究科	点検・評価委員会
工学研究科	自己点検・評価委員会
人間情報学研究科	点検評価委員会
法務研究科	点検・評価委員会

組織名	点検・評価組織
宗教部	自己点検・評価委員会
学務部	副部長会
入試部	点検・評価委員会
学生部	点検・評価委員会
就職部	点検・評価委員会
図書部	全学図書館委員会
国際交流部	点検・評価委員会
情報システム部	情報処理センター委員会ほか
総務部	点検・評価委員会
施設部	施設拡充委員会ほか
財務部	点検・評価委員会

第1章 大学・学部・研究科全体に関する事項

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

東北学院の建学の精神は、宗教改革の「福音主義キリスト教」の精神に基づく「個人の尊厳の重視と人格の完成」の教育である。その教育は、聖書の示す神に対する畏敬の念とイエス・キリストにならう隣人への愛の精神を培い、文化の進展と福祉に貢献する人材の育成を目指すものである。この建学の精神は、「3L (Life, Light, Love) 精神」や「地の塩、世の光」というモットーとともに受け継がれている。

この建学の精神を受けて、東北学院大学は「キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与すること」(学則第1条)を、また、東北学院大学大学院は「キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与すること」(大学院学則第1条)を目的として掲げている。

こうした理念・目的は、本学の教育目標やそれに伴う人材養成の目的に関して、3つの方針を導き出している。

第一に、キリスト教に基づく人格教育あるいは徳育の重視である。これは、本学の教育目標の中心となるものであり、上記のように大学及び大学院の学則に明記されているだけでなく、学校法人東北学院寄附行為第3条にも「キリスト教に基づいて徳育を施す」ことが東北学院の目的であると明記されている。また、現在、本学が「若者のこころを育てる大学」を標榜していること、あるいは、本学の「学位授与の方針」の最初の項目が「よく生きようとする態度をもつこと」であることは、この方針によるものである。

第二に、人格を完成させるための教養教育の重視である。個人の尊厳を重視し、人格の完成を図るためには、専門的な知識・技能に偏らない幅広い知識・視野を持たなければならない。それゆえ、本学は、専門教育と研究に十分な配慮をしつつも、教養教育を重視する教育方針を持ち、大学としても、創設時のリベラル・アーツ・カレッジの伝統を継承する「教養教育型総合大学」であることを選択している。

第三に、社会に奉仕する人材、特に地域社会に根ざし、地域社会に奉仕し、地域社会から信頼される人材養成の重視である。これは、「地の塩」として生きるというキリスト教の教えに基づくものであると同時に、本学が、新制大学として発足して以来、東北という地域に根ざした高等教育機関として特に大きな役割を期待されてきたという現実を踏まえた方針でもある。

イ 大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本学の教育理念・目的が「キリスト教による人格教育」にあることは、多くの機会を通じて周知されており、「3L (Life, Light, Love) 精神」や「地の塩、世の光」というモットーとともに、特に地元ではすでに広く知られている。

受験生への周知は、ホームページに加え、受験生向けの『東北学院大学案内』（大学院受験生向けには『東北学院大学大学院案内』）が主要な媒体である。そこでは、本学の建学以来の足跡及び建学の精神の由来とその継承の歴史が掲載され、専門に偏らない人間を養成するという教育目標も明確に説明されている。また、受験生のための『受験ガイド』や『募集要項』においては、本学の建学の精神に基づく「大学礼拝」の説明がなされ、入学後には出席が強く要請されていることを説明している。

新入生とその付き添い者にとっては、入学式が礼拝で始められ、学長によって本学の教育理念が強調され、新入生全員に聖書と讃美歌集が贈呈されることで、本学の教育理念の周知が徹底される。また、新入生は、入学時オリエンテーション行事や各種配布物を通して、理念・目的及び教育目標が伝えられている。また、全学部の1年生は「キリスト教学Ⅰ」が必修であり、この授業を通して本学の教育理念は伝えられている。

学生は、3キャンパスで毎日行われる大学礼拝への出席によって、また3年次には必修科目「キリスト教学Ⅱ」の履修を通じて、本学の教育理念に繰り返し接する。さらに、学内の日常生活においても、学生が集う重要施設の入り口には聖句が掲げられ、学生は「キリスト教による人格教育」という理念を身近に感じることができる。また、在学生の父母に対しては、『父母のための大学ガイド』などの印刷物を通じて、あるいは年に1回開催される「後援会総会」や「地区後援会」を通じて周知されている。そして、学生は、卒業式においても、式の前に行われる「卒業記念礼拝」と学長の式辞において、「地の塩、世の光」として生きることを確認することになる。

在学生や教職員への周知では宗教部が大きな役割を果たす。宗教部は、『チャペル・ニュース』や『キリスト教活動のハンドブック』、『礼拝説教集』などの各種印刷物の発行、毎日の「大学礼拝」、春と秋の「特別伝道礼拝」、12月の「クリスマス礼拝」などを通じて、繰り返し、本学の建学の精神、教育理念の周知に努めている。なお、『チャペル・ニュース』と『礼拝説教集』はホームページに掲載されている。

社会への周知に関しては、ホームページのほかに地域市民のための「公開クリスマス」や「宗教音楽の夕べ」などの行事が大きな役割を果たしている。そのほか、企業に対しては、就職部が作成する大学案内冊子や企業訪問を通じて、本学の教育理念や教育目標が周知されている。

ウ 大学の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本学にとって、大学の理念・目的はすべての出発点であり、それ自体の妥当性や適切性は、検証対象とするにはなじまない。妥当性の検証の対象になるのは、その表記・表現方法であり、その妥当性を検証するのは「学校法人東北学院理事会」である。

理念・目的を大学の教育目標やそれに伴う人材養成の目的として具体化する、及びそれを検証するのは、主に学長と全学教授会である。また、その表記・表現方法の妥当性の検証は、大学及び各学部の点検・評価組織や教務関係の諸委員会で行われるが、最終的には、全学教授会が責任を持つ。

【点検・評価】

(1) 上記のように、本学にとって、大学の理念・目的はすべての出発点であり、それ自体

の妥当性は、検討対象とするにはなじまない。

- (2) 大学の教育目標やそれに伴う人材養成の目的として挙げた、人格教育・徳育の重視、教養教育の重視、地域への奉仕する人材養成の3つについては、現在の大学教育に期待されている使命を考えると、いずれも適切であると評価している。しかも、本学は、現実の人材養成において、こうした目標・目的を十分に果たしてきたと評価している。というのも、本学卒業生は東北地方全域、特に宮城県を中心として地域社会に定着し、産・官・学界における活躍を通じて、地域社会を支え、また、地域社会において、「東北学院の卒業生は信頼できる」という定評を得ているからである。
- (3) 理念・目的の周知の方法も適切であると評価している。「3L精神」や「地の塩、世の光」は本学卒業生に深く定着したモットーであり、そこに込められた教育理念も十分に理解されている。これは、上記のように、本学がさまざまな方法、機会を利用して、本学の理念・目的の周知と理解に努めているからにはほかならない。特に、「キリスト教学Ⅰ」（1年次）と「キリスト教学Ⅱ」（3年次）を必修としている点、3つのキャンパスで毎日大学礼拝を行って、本学の理念・目的、教育目標の周知と実現を図っている点は評価できる。ちなみに、大学礼拝は、事実上の自由参加であるにもかかわらず毎日多くの学生と教職員が出席しており、平成21(2009)年度のデータでみると、3キャンパスで計493回の礼拝が行われ、延べ92,179名の参加があった。ただし、逆にいえば、理念・目的の周知と実現という目的をもって必修とされている「キリスト教学Ⅰ」と「キリスト教学Ⅱ」及び大学礼拝には、その使命を適切に果たしているかどうかについて、不断の厳しい点検・評価が必要である。
- (4) 大学の理念・目的及び教育目標の妥当性を検証する仕組みも問題はない。理念・目的に関する表記・表現の検証に責任を持つのは理事会であることは当然であり、教育目標、人材養成の目的の検証に責任を持つのが学長と全学教授会であるのも当然だからである。

【改善方策】

- (1) 上記のように、理念・目的・教育目標については、その内容、周知の方法、妥当性の検討の仕組み、いずれも問題はなく、今後も現状を維持する。具体的には、教養教育の更なる充実を行い、時代の変遷や社会からの要請などを考慮しながら、各学部・各学科のカリキュラムの見直しを継続的に行う。
- (2) 教育目標、人材養成の目的については、大学を取り巻く環境の変化の中で、重点や表記・表現を見直す必要があることは否定できず、そのための検証を怠らない。
- (3) 「キリスト教学」や大学礼拝が、本学の理念・目的の周知実現という使命を十分に果たしているかについて、学長と全学教授会が協力して、検証の仕組みをつくる。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1、表2に対応）

(1) 学部・学科

〈構成〉

本学は、現在、次の6学部・15学科からなっている。

- ・文 学 部（英文学科[昼間主コース、夜間主コース]、キリスト教学科、歴史学科）
- ・経済学部（経済学科、共生社会経済学科）
- ・経営学部（経営学科）
- ・法 学 部（法律学科）
- ・工 学 部（機械知能工学科、電気情報工学科、電子工学科、環境建設工学科）
- ・教養学部（人間科学科、言語文化学科、情報科学科、地域構想学科）

〈略歴〉

明治19(1886)年に仙台神学校として開校した東北学院は、教育基本法・学校教育法に基づき、昭和24(1949)年に専門学校から新制大学に昇格し、文経学部を設置した。その後、昭和34(1959)年に文経学部二部を、昭和37(1962)年に工学部を設置し、昭和39(1964)年には文経学部を文学部と経済学部、文経学部二部を文学部二部と経済学部二部に分離した。法学部は昭和40(1965)年に、教養学部は平成元(1989)年にそれぞれ設置した。こうした「総合大学」化に向けての改組は、地域社会に奉仕する人材を養成するという方針に基づき、地域社会からの強い要請を受けて行われたものであった。また、大学教育による社会奉仕として位置づけられた二部（夜間部）の充実は、地域社会から高い評価を得た。

その後、社会的要請の変化に対応して、平成12(2000)年に昼夜開講制の導入、平成13(2001)年及び平成14(2002)年に学科改称、平成17(2005)年に教養学部教養学科三専攻の学科への改組と地域構想学科の新設、平成18(2006)年に工学部4学科の改組、平成21(2009)年に経済学部の改組と共生社会経済学科の新設及び経営学部の独立が行われ、現在に至っている。こうした改組も、地域社会の変化に対応しつつ、「地の塩」となる人材をいかにして養成するかという観点から行われたものである。

(2) 大学院研究科

〈構成〉

本学大学院は、現在、次の7研究科・12専攻からなっている。

- ・文学研究科 [博士課程]（英語英文学専攻、ヨーロッパ文化史専攻、アジア文化史専攻）
- ・経済学研究科 [博士課程]（経済学専攻）
- ・経営学研究科 [修士課程]（経営学専攻）
- ・法学研究科 [博士課程]（法律学専攻）
- ・工学研究科 [博士課程]（機械工学専攻、電気工学専攻、応用物理学専攻、土木工学専攻）

※平成 22(2010)年度から、応用物理学専攻は電子工学専攻に改組され、土木工学専攻は環境建設工学専攻に名称が変更される。

- ・人間情報学研究科 [博士課程] (人間情報学専攻)
- ・法務研究科 [専門職学位課程] (法実務専攻)

〈略歴〉

本学大学院は、昭和 39(1964)年の文学研究科英語英文学専攻修士課程の設置に始まり、その後の拡充を経て現在に至っている。最近では、平成 16(2004)年に法科大学院を設置し、平成 21(2009)年には経営学研究科修士課程を設置した。

こうした大学院の拡充も、学問・科学の発展に対応した高度な教育研究を行う必要性に加え、専門性に過度に偏ることのない、すぐれた人格をもって「地の塩」としての社会に奉仕する人材養成を求める地域社会からの要請に対応してものである。「地域に根ざした弁護士」の養成を目的とした法科大学院(法務研究科)の創設はその典型である。

(3) 研究所

本学には現在 13 の研究所がある。すべて大学に附置されたものであり、財政的には大学の予算で運営されている。研究所の所員は、関係する各学部・学科あるいは研究科所属の教員の兼務であり、専任の所員を持つ研究所はない。したがって、その役割は、大学の理念・目的と直接関連を持つ業務の遂行ではなく、学部・学科の理念・目的に沿って行われる教員の研究活動を組織的に展開するための拠点となることにある。

〈英語英文学研究所〉 文学部英文学科及び教養学部言語文化学科の教員から構成され、英語英文学及び関連諸分野の研究推進を目的としている。

〈キリスト教文化研究所〉 文学部キリスト教学科、歴史学科及び教養学部の教員から構成され、キリスト教文化の研究並びに発表を目的としている。

〈ヨーロッパ文化研究所〉 文学研究科ヨーロッパ文化史専攻を担当する学部の教員から構成され、ヨーロッパ文化の歴史的研究及びヨーロッパ文化史専攻の教育と研究を促進することを目的としている。

〈アジア流域文化研究所〉 オープン・リサーチ・センター整備事業の成果を継承するために設立され、文学部歴史学科、経済学部、経営学部の教員から構成されている。日本を含む東アジアの河川流域に展開した歴史、文化、民族などの様相を調査・研究することを目的としている。

〈宗教音楽研究所〉 文学部キリスト教学科及び教養学部の教員から構成され、キリスト教音楽一般の研究並びに発表を行い、音楽を通じて建学の精神を高揚することを目的としている。

〈東北文化研究所〉 文学部、経済学部、教養学部の教員から構成され、東北地方の文化を調査研究し、その向上・発展に寄与することを目的としている。

〈東北産業経済研究所〉 経済学部の全教員から構成され、東北地方の産業経済の調査・研究を行うことを目的としている。

〈経営研究所〉 経営学部の全教員から構成され、経営・会計等に関わる諸分野の研究を深めるとともに、経営・会計に関する教育の充実を図ることを目的としている。

〈社会福祉研究所〉 経済学部共生社会経済学科及び教養学部地域構想学科の教員から

構成され、社会福祉の発展と社会福祉に関する教育研究の充実を目的としている。

〈法学政治学研究所〉 法学部と法務研究科の教員から構成され、法学、政治学に関する研究の遂行、研究のための図書・研究誌の収集及び研究成果の発表を目的としている。

〈教育研究所〉 各学部の教員から構成され、高等教育に関する研究を行い、本学教育の向上に資することを目的としている。

〈環境防災工学研究所〉 工学部の教員から構成され、環境防災等の工学に関する調査・研究を行い、その発展に寄与することを目的としている。

〈人間情報学研究所〉 教養学部の教員から構成され、広く人間情報学に関係する情報交換、研究成果の公開・交換を行い、その発展に寄与することを目的としている。

(4) センター

本学の理念・目的・教育目標に沿った教育研究活動を全学的・組織的に支援するため、本学は、現在、次の 10 のセンターを置いている。財政的には、非常設の 3 つを除き大学の予算で運営されている。

〈オーディオ・ビジュアルセンター〉 文学部英文学科、教養学部言語文化学科及びそれ以外の各学科の教員から構成され、視聴覚機器及びコンピュータを利用する言語の教育と研究を行うことを目的としている。

〈カウンセリング・センター〉 各学科から選出された教員と専任のカウンセラーから構成され、学生・教職員からさまざまな相談を受けるとともに、カウンセリング・マインド浸透のための啓蒙活動などを行っている。

〈情報処理センター〉 各学部の教員から構成され、本学における学術研究のための情報処理を行うことによって教育・研究の推進に寄与することを目的としている。

〈教職課程センター〉 教職課程科目担当教員、免許関係科目担当教員から構成され、本学における教職課程及び教員養成に関わる業務を充実させることを目的としている。

〈入学試験センター〉 各学科の教員から構成され、本学の入学試験に関する業務を計画的かつ総合的に遂行することを目的としている。

〈産学連携推進センター〉 各学部の教員及び関係する事務職員から構成され、特に宮城県を中心とする地域の企業と連携を進め、産業教育及び技術振興を図ることを目的に、リエゾン領域と知的財産領域の各事業を行っている。

〈工学基礎教育センター〉 工学部の教員から構成され、工学教育の基礎となる分野の学習を一層円滑かつ効果的なものとし、もって工学教育の成果を高度に達成することを目的としている。

〈オープン・リサーチ・センター〉 (非常設) 文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業により設立され、整備事業代表者を長とし、研究員及び研究補助員から構成され、「ヨーロッパ・グローバル化と諸文化圏の変容に関する研究」を研究課題とする研究・教育活動及び公開事業を行うことを目的としている。

〈ハイテク・リサーチ・センター〉 (非常設) 文部科学省ハイテク・リサーチ・センター整備事業により設立され、整備事業代表者を長とし、研究員及び研究補助員から構成され、「特殊環境下における外場誘起によるナノデバイスの機能性発現および新材料の探索」を事業名とする研究・教育活動の達成に必要な事項を行うことを目的としている。

〈バイオテクノロジー・リサーチ・コモン〉(非常設) 文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業により設立され、「環境保全と健全生活のための先端バイオテクノロジーの総合的研究」を行うことを目的としている。

(5) 図書館

本学には、土樋キャンパスに「中央図書館」と「中央図書館分室(大学院図書室)」があり、多賀城キャンパスには「工学部分館」、泉キャンパスには「泉分館」があり、大学の理念・目的・教育目標に沿って教育研究を行うために必要な図書資料(電子資料を含む)の収集並びに情報システム環境の整備に努めている。

管理運営のために中央図書館には館長が、工学部分館及び泉分館には分館長が置かれているが、各館の管理運営に関する事項を審議するために、それぞれ「図書館委員会」が置かれ、全学的事項の審議を行うために「全学図書館委員会」が置かれている。また、図書館の事務的業務は「図書部図書情報課」が行っている。

イ 大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

上記の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みには、自律的検証の仕組みと他律的検証の仕組みがある。

自律的検証とは、それぞれの教育研究組織内にある仕組みによる検証であり、これが検証の基本である。上記の教育研究組織は、すべて点検・評価活動のための仕組みを持っており、その点検・評価活動の中には、当然、組織の妥当性の検証も含まれる。ただし、上記教育研究組織のうち研究所については、関連する学部・学科への依存性が強いいため、研究所独自の点検・評価ではなく関連する学部・学科の点検・評価の一部として行われることがあるが、これも一種の自律的検証であるといつてよい。いずれにせよ、本学の教育研究組織は、組織内の仕組みによる自律的検証の結果、組織のあり方を見直すことがある。最近の例としては、経済学部が組織の自律的検証を行った結果、経営学科を学部として独立させ、新しい学科として共生社会経済学科を新設することを決めたことが挙げられる。また、大学院工学研究科は、自律的検証の結果、応用物理学専攻を平成22(2010)年度から電子工学専攻に改組することになった。

他方、他律的検証のための仕組みもあり、そこで中心的役割を果たすのは学長である。学長は、ある教育研究組織の妥当性について検証することを命じたり諮問したりすることもある。検証は当該研究教育組織に行わせることもあれば、特別の組織を作って行わせることもある。最近では、学長が特別の委員会を作って、文学部キリスト教学科のあり方を諮問した例がある。また、いうまでもなく、大学全体の自己点検・評価委員会による定期的な点検・評価も他律的検証の仕組みである。

さらに、自律的検証による提案にせよ、他律的検証に提案にせよ、学部・学科の改編についての具体的提案がなされたときは、本学では、その提案の妥当性を検証するための組織として「学部改組全学委員会」が設置される。提案は、ここで大学全体の視点から再検討される。大学院研究科・専攻の改編については「研究科長会」がそうした役割を果たしている。

いずれにせよ、大学の教育研究組織の改編は理事会で承認されなければならないが、上記のように、大学の教育研究組織の妥当性を検証するに際して、理事会が主導権を発揮す

ることではない。例外は、「法科大学院全学委員会」である。この委員会は理事長の諮問機関であり、法科大学院のあり方全般について検討・検証する。その意味で、理事会が主導する、他律的な検証の仕組みである。

【点検・評価】

本学の教育研究組織は、本学の理念・目的に基づき、本学が重視している地域社会からの要請に配慮しつつ、おおむね適切に構成されている。

また、上記のように、自律的検証の仕組みを基本としながら、他律的検証の仕組みも利用しながら、教育研究組織の妥当性を検証しており、検証の仕組みはおおむね有効に機能しているといつてよい。学部・学科、研究科・専攻の構成について、不断の検証と見直しが行われ、結果として毎年のように組織改編が行われていることは、それを示すものであり評価できる。平成 21(2009)年度は経済学部の改組が実施されたが、平成 22(2010)年度は工学研究科応用物理学専攻から電子工学専攻への改組が決まっており、さらに平成 23(2011)年度に文学部キリスト教学科を総合人文学科へ改組する準備が進められている。

もっとも、学部・学科や大学院研究科・専攻の見直しと比較すると、必ずしも大学設置基準の改正の直接的な影響を受けるわけではない研究所やセンターといった教育研究組織の妥当性を検証する作業は、若干頻度が少ない傾向にある。今後は、これら組織の妥当性の検証は、学部・学科や大学院研究科・専攻の場合とは異なる見地からも、積極的に行われなければならない。

また、より客観的な自己評価のためには、大学外の視点から教育研究組織の妥当性を検証する仕組みが必要である。平成 21(2009)年度中に発足した外部評価委員会には、その役割が期待される。

【改善方策】

- (1) これまでどおり、本学の理念・目的に基づき、本学が重視している地域社会からの要請に配慮しつつ、学部・学科、研究科・専攻の構成について、不断の検証と見直しを行う。
- (2) 研究所・センター組織の妥当性の検証に力を入れる。その際、それぞれの組織自身による検証が客観的に見て不十分だと判断される場合には、全学的な見地からの検証をも行う。
- (3) 本学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの一部として、外部評価委員会の運営を確立する。

Ⅲ. 教育内容・方法

(1) 学士課程の教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

- (1) 本学の「学位授与の方針」を策定し、すべての学部が学士課程として目指すべき共通の教育目標を明確にする。
- (2) 本学の「教育課程編成・実施の方針」を策定し、すべての学部が「学位授与の方針」を実現するために体系的・順次的な教育課程を編成すべきことを明確化する。
- (3) キリスト教による人格教育を教育課程の基礎にすえ、倫理性や豊かな人間性を培う教育を重視した教育課程を編成する。
- (4) 大学での学びや卒業後の学びの継続の基礎となる知的汎用能力・技能を修得するための基礎教育を教育課程の中に適切に位置づける。
- (5) 各学部・学科の専門性をいかした人材養成の目的を達成できるよう、体系的・順次的な教育課程を編成する。
- (6) ものごとを広く多様な視点から理解し、総合的な判断力を培うための教養教育を教育課程の中に適切に位置づける。
- (7) 初年次教育の充実のために適切な教育課程を編成し、円滑な高大接続を図る。

【現状説明】

1. 学部・学科等の教育課程

ア 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

本学は、平成21(2009)年、大学の「学位授与の方針」を策定し、すべての学部が学士課程として目指すべき共通の教育目標を明確にした。その内容は、「Ⅰ. よく生きようとする態度をもつこと」「Ⅱ. 知的活動を続けるための基本的技能を身に付けること」「Ⅲ. 専攻分野の専門的知識とそれを支える認識や思考の方法を身に付けること」「Ⅳ. ものごとを広く多様な視点から認識し、考えることができること」「Ⅴ. 課題解決のためにさまざまな学習成果を総合的に活用することができること」の5項目からなる。また、「学位授与の方針」とともに「教育課程編成・実施の方針」を策定し、その第1項目として「各学部は、学位授与の方針を実行・達成するため、順次性ある体系的な教育課程を編成する」ことを確認している。これらの方針は、実質的には本学の基本方針としてすでに意識されてきたものであり、ことさら新しい内容を含むものではないが、明文化されたことの意義は大きい。

学位授与の方針に示されたような、学士課程としての教育目標を実現するため、本学の教育課程は、「教養教育科目」「外国語科目」「保健体育科目」「専門教育科目」から構成されている。

教養教育科目は、大学での学修の基礎となる知識・技能等を身につけるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目である。本学

の学位授与の方針でいえば、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴのための授業科目からなる科目である。

外国語科目は、国際化の進展に適切に対応できるための外国語能力と国際的視野を獲得するとともに専門的学修の基礎としての外国語能力を養成するための科目であり、それにより、大学の理念・目的にある「世界文化の創造と人類の福祉に寄与する」人材を養成するための科目であり、本学の学位授与の方針でいえばⅡ・Ⅲ・Ⅳに関わる科目である。

保健体育科目は、心身の健康に関する講義やスポーツ実技により心身の健康を増進し、そのことで豊かな人間性を涵養するための科目である。学位授与の方針でいえば、ⅡやⅣ、部分的にはⅠに関わる科目である。

専門教育科目は、各学部・学科の専門に関わる知識・技術等を修得させることにより、各学部・学科の人材養成の目的を達成する(学位授与の方針Ⅲに対応)ための科目である。なお、教養学部の教育課程に見られる学部共通科目は、専門教育科目の一部である。

また、注意すべきことに、学部によっては、専門教育科目の一部もまた、一般教養的科目について述べたのと同じような役割を果たす場合がある。

教養教育科目、外国語科目、保健体育科目の授業科目は、1・2年次を中心に、専門教育科目の授業科目は3・4年次を中心に配置されている。これは、教養教育科目と外国語科目には専門教育科目の基礎となる教育内容が多く含まれていると考えられるからであり、保健体育科目も大学生活の前半に配置することが効果的と考えられるからである。とはいえ、専門教育科目については、専門教育における体系性に考慮しながら、1年次から2年次にも多くの授業科目が配置されている。

イ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

本学は、基礎教育には、①人格の基礎をつくり、「よく生きる」態度を養う教育(学位授与の方針Ⅰに対応する教育)、②大学における学びあるいは大学卒業後の学びの継続を促し、そのための知的汎用能力・技能を身につけさせる教育(学位授与の方針Ⅱに対応する教育)、③専門教育を受けるための基礎的・概説的な知識・技能を身につけさせる教育(学位授与の方針Ⅲに対応する教育)が含まれると考えている。本学においては、すべての学部において、これら3つの意味での基礎教育が行われている。

まず、上記①の意味での基礎教育についてみると、「キリスト教による人格教育」を理念・目的としている本学では、この基礎教育すなわち倫理性を培う教育はとりわけ重視されている。その中心となる授業科目は、教養教育科目(第一類)の「キリスト教学Ⅰ」(1年次・4単位)と「キリスト教学Ⅱ」(3年次・4単位)で、この2つの授業科目はすべての学部で必修である。そのほか、すべての学部の教育課程に、教養教育科目の中に倫理性を培うための授業科目が置かれている。

次に、②と③の意味での基礎教育についてみると、本学の教育課程においては、これらの意味での基礎教育に特化した科目区分はなく、②の意味での基礎教育(コミュニケーション能力、論理的思考力、情報リテラシー、数量的スキルなど)は、主に教養教育科目の授業科目において行われているが、一部は専門教育科目としても行われている。また、外国語科目もここでいう基礎教育として位置づけられる。

それに対して、③の意味での基礎教育は、ほとんどは専門教育科目の中に位置づけられている。教育課程上、そのほとんどを必修科目又は選択必修科目とされていることで、専

門教育へのスムーズな導入に効果をあげているとともに、さまざまな分野の概要を学べることで、学生自身の学びたい分野の発見の一助にもなっている。

ウ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、

学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

教育課程表からわかるように、本学においては、いずれの学部・学科においても、専門教育科目を学部・学科の理念・目的、教育目標を実現するための中核的部分であると位置づけ、質・量ともに十分な授業科目を置いている。

また、すべての学部において、専門教育科目では、学問の体系性を踏まえた科目区分がなされている。学生にはこの科目区分を基礎にした履修方法が求められており、そのことで、学問的体系性に即した学修が確保されている。

また、すべての学部は、専門教育科目について、学校教育法第83条の「學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」を踏まえた授業科目の設置に配慮している。詳細は各学部の記述にゆだねるが、すべての学部は、専門教育科目の中に「広く知識を授ける」ための授業科目、「深く専門の学芸を教授研究」するための授業科目、そして「知的、道徳的及び応用的能力を展開される」ための授業科目をすべて含む教育課程を持っている。

エ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を

涵養」するための配慮の適切性

本学においては、一般教養的授業科目のほとんどは教養教育科目の中に位置づけられている。その授業科目の編成は、学部・学科ごとにやや異なるが、大学設置基準第19条の規定を踏まえ「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することに配慮されている。具体的には、各学部の記述にゆだねるが、すべての学部は、教養教育科目の編成において、「幅広く深い教養」を培うために人文・社会・自然の広い領域で多様な授業科目を置くこと、その中に「総合的な判断力」を培うための学際的テーマを扱う授業科目あるいは課題解決型の授業科目を含めること、あるいは文化・芸術・哲学・思想など「豊かな人間性を涵養」するための授業科目を置くことに配慮している。

オ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に

対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

本学の外国語科目は、基本的には、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」を目指している。各学部・学科とも、外国語科目第1類は英語に関わる授業科目からなり、その中には必ず必修科目を置いている。第2類以降にはドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語に関わる授業科目が置かれている。

しかし、理念・目的及び教育目標との関連で独自の外国語科目編成を持つ学部・学科もある。また、国際人の育成を目的に掲げる学科では、外国語科目をさらに発展した科目群が専門教育科目の中に置かれている。

カ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

(1) 開設授業科目

下の表は、各学部・学科が開設している授業科目の中で専門教育科目、教養教育科目及び外国語科目の占める割合を、単位数を基準として概観したものである。

なお、表中の開設授業科目総単位数は、専門教育科目、教養教育科目及び外国語科目のほか保健体育科目などの単位数が加えられているため、3つの科目の合計は100%とならない。また、教養学部の「学部共通科目」（72単位）は、専門教育科目に含まれている。

開設授業科目に占める専門教育科目・教養教育科目・外国語科目の割合

学部	学科	開設科目 総単位数	専門科目 単位数	左記 割合	教養科目 単位数	左記 割合	外国語科目 単位数	左記 割合	教職に 関する 科目 単位数	左記 割合
文	英文	347	242	69.7%	54	15.6%	14	4.0%	33	9.5%
	キリスト教	256	172	67.2%	56	21.9%	24	9.4%	-	-
	歴史	364	215	59.1%	66	18.1%	44	12.1%	35	9.6%
経済	経済	318	236	74.2%	52	16.1%	26	8.2%	-	-
	共生社会経済	266	184	69.2%	52	19.5%	26	9.8%	-	-
経営	経営	354	276	78.0%	48	13.6%	26	7.3%	-	-
法	法律	322	234	72.7%	56	17.4%	28	8.7%	-	-
工	機械知能工	215	139	64.7%	60	27.9%	12	5.6%	-	-
	電気情報工	206	130	63.1%	60	29.1%	12	5.8%	-	-
	電子工	196	118	60.2%	62	31.6%	12	6.1%	-	-
	環境建設工	219	143	65.3%	60	27.4%	12	5.5%	-	-
教養	人間科	323	195	60.4%	86	26.6%	38	11.8%	-	-
	言語文化	340	212	62.4%	86	25.3%	38	11.2%	-	-
	情報科	332	204	61.4%	86	25.9%	38	11.4%	-	-
	地域構想	312	184	59.0%	86	27.6%	38	12.2%	-	-

(2) 卒業所要単位

下の表は、各学部・学科の卒業所要総単位の中で専門教育科目、教養教育科目及び外国語科目の占める割合をみたものである。ここでも、教養学部の学部共通科目は、専門教育科目に含めている。

卒業所要総単位に占める専門教育科目・教養教育科目・外国語科目の割合

学部	学科	卒業 所要 総単 位数	専門 科目 単 位数	左記 割合	教養 科目 単 位数	左記 割合	外国 語科 目単 位数	左記 割合	その 他の 単 位数	左記 割合
文	英文	124	62	50.0%	28	22.6%	6	4.8%	28	22.6%
	キリスト教		60	48.4%	28	22.6%	6	4.8%	30	24.2%
	歴史		54	43.5%	28	22.6%	6	4.8%	36	29.0%
経済	経済	124	64	51.6%	28	22.6%	4	3.2%	28	22.6%
	共生社会経済		62	50.0%	28	22.6%	4	3.2%	30	24.2%
経営	経営	124	68	54.8%	28	22.6%	4	3.2%	24	19.4%
法	法律	128	88	68.8%	20	15.6%	4	3.1%	16	12.5%
工	機械知能工	128	85	66.4%	39	30.5%	4	3.1%	-	-
	電気情報工		86	67.2%	38	29.7%	4	3.1%	-	-
	電子工		88	68.8%	36	28.1%	4	3.1%	-	-
	環境建設工		92	71.9%	32	25.0%	4	3.1%	-	-
教養	人間科	124	46	37.0%	62	50.0%	6	4.8%	10	8.0%
	言語文化		44	35.5%	62	50.0%	10	8.1%	8	6.5%
	情報科		48	38.7%	60	48.4%	6	4.8%	10	8.1%
	地域構想		48	38.7%	60	48.4%	6	4.8%	10	8.1%

キ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学では基礎教育と教養教育の実施・運営のための組織として「拡大教務委員会」（学務部長、学務部副部長、全学部の各学科長、教務委員を構成員とする）がある。この委員会では、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目の開設数、開講規模などに関する全学的合意を図り、授業科目を担当する責任担当学部・学科を決め、これらの授業科目の円滑な実施・運営に全学的な立場からの責任を持つ。

ただし、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目の実際の授業担当者は教養学部所属の教員であることが多く、これらの科目の具体的な授業運営については、教養学部の関係教員にゆだねられることが多い。また、各学部・学科は、教養教育科目や外国語科目について独自の授業科目を置くことができるが、それらの実施・運営については当該学部・学科が実質的な責任を持っている。

ク カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

「大学基礎データ」表3では、カリキュラム編成における必修・選択の量的配分を科目数でみているが、下の表はそれを単位数でみたものがある。なお、表では、選択科目の中で選択の範囲がごく限られたものを「選択必修科目」として選択科目から区別している。

単位数からみた開設授業科目における必修・選択の割合

学部	学科	開設科目 総単位数	必修科目 単位数	左記 割合	選択必修科目 単位数	左記 割合	選択科目 単位数	左記 割合
文	英文	347	48	13.8%	4	1.2%	295	85.0%
	キリスト教	256	12	4.7%	6	2.3%	238	93.0%
	歴史	364	44	12.1%	6	1.7%	314	86.3%
経済	経済	318	16	5.0%	8	2.5%	294	92.5%
	共生社会経済	266	14	5.2%	12	4.5%	240	90.2%
経営	経営	354	20	5.7%	-	-	334	94.3%
法	法律	322	8	2.5%	8	2.5%	306	95.0%
工	機械知能工	215	40	18.6%	-	-	175	81.4%
	電気情報工	206	44	21.4%	-	-	162	78.6%
	電子工	196	40	20.4%	-	-	156	79.6%
	環境建設工	240	46	19.2%	-	-	196	81.7%
教養	人間科	323	20	6.2%	4	1.2%	299	92.6%
	言語文化	340	30	8.8%	10	2.9%	300	88.2%
	情報科	332	36	10.8%	4	1.2%	292	88.0%
	地域構想	312	28	9.0%	4	1.3%	280	89.7%

2. カリキュラムにおける高・大の接続

ア 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

本学では、全学部・学科で共通の導入教育を実施するのではなく、各学部・学科がそれぞれ独自に実施している。そのため、どのような授業科目でそうした教育を行っているかは学部・学科によって異なる。「大学生活入門」「フレッシュマンセミナー」「学問のすすめ」などといった授業科目を置いている学部もあれば、「基礎演習」や「総合演習」という形をとっている学部、講義形態と演習形態の両方を置いている学部もある。また、科目の分類や履修方法についても学部・学科ごとに異なり、教養教育科目、専門教育科目のどちらか又は両方に配置され、必修のところもあれば選択もある。詳しくは各学部の記述にゆだねる。

しかし、いずれにしても、各学部・学科は、上記の授業科目を通じて、高校と大学とでの制度や学び方の相違、レポートの作成方法などのアカデミック・スキル、その他学生生活を送る上で必要な基礎知識を身につけさせることで、円滑な高大接続を促している。

3. カリキュラムと国家試験

ア 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性 (大学基礎データ表9に対応)

本項は、学部には該当しない。

4. 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

ア 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. インターンシップ、ボランティア

ア インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

教育課程の中で授業科目としてインターンシップを導入している学部・学科は、文学部歴史学科（「インターンシップ」）と工学部（「インターンシップ（学外実習）」）である。これらは、それぞれの学部・学科の理念・目的並びに教育目標を実現するために必要な授業科目として置かれ、事前指導、期間中指導、事後指導のあり方、成績評価の方法についての十分な配慮のもとに単位認定がなされている。

なお、教育課程の中に位置づけられていない全学的なインターンシップが、就職部の主催で行われている。夏休みに3年生を対象として実施しており、平成21(2009)年度には246名の学生が参加している。受け入れ企業との顔合わせ会、就業体験、報告書の提出、報告会といった一連の過程を通じて、学生が社会人となるための心構えを指導し、人間的成長を支援するものとなっている。

イ ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

ボランティア活動を単位認定している学部・学科は、文学部キリスト教学科及び教養学部（ともに「ボランティア活動」）である。キリスト教学科の理念・目的である「広く世界に奉仕する人材の育成」や、教養学部の理念・目的である「人間生活の抱える種々の問題に対処する新しいタイプの教養人の育成」のために必要な授業科目として置かれ、事前指導、期間中指導、事後指導のあり方、成績評価の方法についての十分な配慮のもとに単位認定がなされている。

6. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

単位計算方法は、大学設置基準第21条に基づき、学則第7章「履修方法及び課程履修の方法」に詳しく定めている。

具体的には、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成し、1コマ90分を2時間相当とした上で、前期・後期を各15週とし、基本的には半期終了科目を15週（2単位）、通年科目を30週（4単位）で計算している。

科目によっては、全学部必修科目である「英語」などは通年で2単位とするなど、教育上必要とする授業時間外の学習時間を考慮した計算方法なども採用している。また、工学部では、独自に学生の学習効果を高めるための試みを行っており、例えば、環境建設工学科では講義と演習を組み合わせ、半期60時間の授業（週2回の実施）で3単位を与える科目もある。

7. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）（大学基礎データ表4、表5に対応）

これらの単位認定については、大学設置基準第28条第2項及び第29条に基づき、学則第24条の3及び第24条の4で定めている。

国内外の大学等での学修により修得した単位は、60単位を越えない範囲で、本学が開設している授業科目に読み替え、あるいはそのままの科目名で本学の授業科目に振り替えて、単位を認めている。また、入学前の既修得単位認定は、上記の単位認定と合わせて60単位を上限に単位の認定を認めているが、各学部によって認定する単位の上限が異なる。

なお、「大学基礎データ」表4には単位互換協定に基づく単位認定の状況が、表5には単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況がそれぞれ示されている。

8. 開設授業科目における専・兼比率等

ア 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（大学基礎データ表3に対応）

「大学基礎データ」表3に、学部・学科ごとの授業科目担当者の専任教員の割合が示されている。

大学全体についてみると、専門教育科目の授業科目担当における専任教員の割合は81%であり、教養教育科目における専任割合は54%である。もともと、学部・学科ごとにかかなりの差がみられる。

イ 兼任教員等の教育課程への関与の状況

本学では、兼任教員（非常勤講師）が教育課程（カリキュラム）編成に関与することはない。他方、教育課程の円滑な運営・実施のためには、兼任教員から教育課程及び授業科目の趣旨について説明し理解を得ることが不可欠である。本学では、現在のところ、こうした説明は兼任教員を依頼する際に窓口となる本学専任教員によって行われている。

9. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

社会人学生への教育課程編成上の配慮としては、文学部英文学科と経済学部が昼夜開講制を実施し、社会人が学びやすい夜間主コースを設けている。ただし、経済学部については、平成21(2009)年度の改組によって昼夜開講制を廃止した。また、教育指導上の配慮としては、夜間主コースで学ぶ社会人に対しては、グループ主任（クラス担任）の教員、各授業担当者、教務課、学生課の職員が、連携をとり教育指導にあたっている。

外国人留学生及び帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮としては、すべての学部でこうした学生のための授業科目として「日本事情A」「日本事情B」「日本事情C」「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を置き、10単位までの履修を認めている。また、外国人留学生への教育指導上の配慮としては、国際交流部を置き、外国人留学生はその職員と定期的に面接し、必要な指導を受けることになっている。また、面接内容は学部長・学科長へ報告され、学部・学科における教育指導に役立てられている。

【点検・評価】

上掲の7つの到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 本学の「学位授与の方針」を策定し、すべての学部が学士課程として目指すべき共通の教育目標を明確にするという目標については、上記のように、「学位授与の方針」を策定したことですでに達成している。
- (2) 本学の「教育課程編成・実施の方針」を策定し、すべての学部が「学位授与の方針」を実現するために体系的・順次的な教育課程を編成すべきことを明確化するという目標についても、上記のように、平成21(2009)年に策定された「教育課程編成・実施の方針」の中で確認されており、すでに達成されている。
- (3) キリスト教による人格教育を教育課程の基礎に据え、倫理性や豊かな人間性を培う教育を重視した教育課程を編成するという目標については、すべての学部で「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」の8単位を必修としていることで、ほぼ達成されている。残された課題は、これらの授業科目が所期の教育目標をどの程度達成しているかどうかの検証及び必要に応じての改善である。
- (4) 大学での学びや卒業後の学びの継続の基礎となる知的汎用能力・技能を修得するための基礎教育を教育課程の中に適切に位置づけるという目標は、すべての学部において事実上追求され、おおむね成果を得ている。今後の課題は、各学部・学科がそうした知的汎用能力・技能として学生が何をどの程度修得すべきかを明確にし、それに対応した授業科目をさらに充実・整備していくことである。
- (5) 各学部・学科の専門性をいかした人材養成の目的を達成できるよう、体系的・順次的な教育課程を編成するという目標は、上記のように、すべての学部においておおむね達成されている。今後の課題は、学部・学科ごとに専門教育における到達目標をさらに明確し、その観点からの教育課程・授業科目の見直しを行うことである。
- (6) ものごとを広く多様な視点から理解し、総合的な判断力を培うための教養教育を教育課程の中に適切に位置づけるという目標は、上記のように、すべての学部においておおむね達成されている。今後の課題は、学部・学科ごとに教養教育における到達目標をさらに明確にし、その観点からの教育課程・授業科目の見直しを行うことである。
- (7) 初年次教育の充実のために適切な教育課程を編成し、円滑な高大接続を図るという目標は、すべての学部において事実上追求され、おおむね成果を得ている。今後の課題は、各学部・学科のこれまでの経験をいかし、初年次教育に何らかの形で全学的な共通性を導入できないかを検討することである。

【改善方策】

- (1) 本学の「学位授与の方針」に掲げる5項目を踏まえ、各学部・学科は独自の到達目標を具体化した「学士課程の到達目標」を策定する。
- (2) 各学部・学科は、(1)で策定した到達目標の実現という観点から、カリキュラム・マップを作成するなどして現在の教育課程を見直し、より体系的で順次的な教育課程のあり方を検討する。
- (3) 全学で必修となっている「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」が「よく生きようとする態度」を養うという教育目標をどの程度達成しているかを検証し、必要に応じて授

業のあり方を改善する。

- (4) 各学部・学科での初年次教育の実態について情報を共有し、初年次教育において現在よりも全学的な共通性を高めることが可能かどうかの検討を始める。

②教育方法等

【到達目標】

- (1) 本学の「教育課程編成・実施の方針」を策定し、教育方法についての大学全体としての到達目標を明確化する。
- (2) シラバスの充実を図る。特に、各授業科目の到達目標、成績評価の基準・方法の明確化を早期に徹底する。
- (3) 単位の実質化に向けた組織的取り組みを推進する。特に、授業回数の確保、履修科目登録の上限設定の制度化を早期に実現する。
- (4) FD活動の実質化・実効化に努める。特に、各学部・研究科による自発的なFD活動の取り組みを支援する。
- (5) 本学の教育についての評価を広く集め、教育内容・方法の改善のために利用する仕組みをつくる。
- (6) 厳格な成績評価に向けた組織的取り組みを推進する。特に、明確化された到達目標と成績評価基準に基づいた成績評価という考え方の定着を図る。
- (7) 教育の「質保証」に向けた組織的取り組みを推進する。特に、各学部・学科は「学士課程の到達目標」を定めるとともに、その実現度を測定する方法を検討する。
- (8) 履修科目登録に際しての履修指導を徹底するほか、シラバスをさらに有効利用し、履修科目登録・学習指導の効率化を図るため、Web履修システムの導入を推進する。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育上の効果を測定するための方法の有効性

教育上の効果を測定する必要は、大きく3つの段階で生じる。

第一に、各授業科目の担当者が、それぞれの到達目標の達成度を測定し、主として成績評価に反映させるためである。そのための方法は、通常の授業では、学期末試験、レポート、授業中の小テストである。また、演習では、口頭発表や提出レポート・論文、授業での発言などによって測定されることが一般的である。さらに、成績評価とは結びつかないが、「学生による授業評価」によって授業の理解度や満足度を把握できる場合もある。本学でも、これらの方法がとられている。

第二に、一定年限の学修を通じて、どのような教育効果があったかを総合的に測定するためであり、進級や卒業時の「質保証」との関わりの中で必要とされる。この意味での教育効果の測定には、基本的には進級や卒業の段階での到達目標が明確化されている必要がある。もっとも、教育社会学・教育心理学において常識化している知見に従えば、「意図せざる効果」が教育効果の大きな部分を占めているため、そのことの自覚は必要である。現在の本学では、進級や卒業時の到達目標は、必要修得単位という形で定められているの

みであるから、教育効果の測定は単位の修得状況によって測られるということが基本である。もっとも、半数の学部では、4年次に「卒業試験」「卒業論文」「論文指導」「卒業研究」「総合研究」など、4年間の学修成果を総合的に測定するための授業科目を置き、卒業論文あるいはそれに代わる卒業試験を課してその単位修得を卒業要件にするといった形で、教育効果の総合的測定を行っている。

また、いくつかの学部・学科では、学生の資格取得状況や卒業生の進路状況なども、教育効果の測定方法の1つとして利用している。さらに、平成21(2009)年度からは、卒業生全員を対象に『卒業時意識調査』を行い、本学の「学位授与の方針」が掲げる5つの教育目標について、卒業生が教育効果をどの程度実感しているかを調べている。あくまで卒業生の主観的評価であるが、1つの測定方法となりうる。

第三に、4年間の教育効果をさらに長期的・社会的な尺度で測定する必要性もある。特に、各学部・学科が掲げる人材養成の目的の達成度を測るためにはこうした視点が重要である。本学の場合、測定の難しさもあり、この視点からの測定のための方法を意識的に採用している学部は少ない。しかし、卒業生の就職状況についてのデータは、本学での教育効果に対する社会からの評価が反映されていると考えられる。また、いくつかの学部では、既卒者へのアンケートを実施し、大学で受けた教育の効果を測定しようとしている。

イ 卒業生の進路状況

大学全体及び学部ごとの進路状況は、「大学基礎データ」表8の通りである。これをみると、基本的には民間企業への就職が多いが、学部ごとの人材養成の目的の違いを反映した特徴もある。文学部は、他の学部に比べて教員となる割合が高く、大学院への進学者が多い。経済学部は、民間企業への就職が圧倒的に多い。法学部は、公務員となる割合が他学部より高い。工学部は、大学院への進学割合が他学部より目立って高い。教養学部は、民間企業への就職者が多いが、教員の割合もやや高い。

2. 成績評価法

ア 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価方法については「東北学院大学試験施行細則」第8条に規定があり、第1項では「授業科目の成績は、試験、平常点、研究報告、実験報告、設計製図、実技等を勘案して評価する。」こと、第2項で「評価は、100点を満点として60点以上を合格とする。」こと、第3項で「試験に合格した者には、所定の単位を認定する。」ことが定められている。厳格な成績評価との関連では、成績を0から100点の1点きざみでつけていることが重要であり、厳格な成績評価のための基礎的制度となっている。

授業科目ごとの成績評価方法については、『大学要覧』に収録されているシラバスに必ず記載することになっている。成績評価基準の基本となる到達目標をシラバスに記載することは、工学部ではすでに行われているが、他学部は平成22(2010)年度から実施される。

成績評価基準についての組織的合意形成については、ほとんどなされていない。平成22(2010)年度には、そのための基礎資料として、各学部が置いているすべての授業科目について成績分布をとり、各学部長に示すことになっている。

ちなみに、本学が平成21(2009)年に策定した「教育課程編成・実施の方針」では、「Ⅶ.

厳格な成績評価に向けた取り組みを推進する。」を掲げ、「大学及び各学部は、各授業科目担当者が、明確化された到達目標と成績評価基準に基づき、厳格な成績評価を行っているかどうかを点検するとともに、到達目標や成績評価基準についての教員間の共通理解を形成する。また、GPAをはじめとする客観的な評価システムを導入することで、学修の成果を組織的に評価する仕組みをつくる。」という方針を確認している。

イ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適性

本学が平成 21(2009)年に策定した「教育課程編成・実施の方針」では、「Ⅳ. 単位制度の実質化に向けた取り組みを推進する。」を掲げ、「大学及び各学部は、単位制度を実質化し、学位授与の方針をより高いレベルで実施・達成できるよう、授業回数の確保、 Semester制、キャップ制の導入などの制度的対応をとるとともに適切な履修・学習指導を行う。また、各授業科目担当者は、単位の実質化にむけて、授業以外での学習のための具体的指導を行うなど、教育内容・方法の改善に努める。」という方針を確認している。この方針に基づいて、現在、多くの改革が動き出している。

履修科目登録の上限設定は、現在のところ、文学部と教養学部を除く学部で実施されており、学部ごとに履修科目登録の上限単位数を見ると、経済学部(1～3年次、各 48 単位)、経営学部(1～3年次、各 48 単位)、法学部(1～3年次、各 60 単位：資格関係科目を含む)、工学部(1～3年次、各 50 単位)である。上限を設定していない学科、多めの単位を上限としている学科も、実際には、40～50 単位を登録の上限とするよう履修指導を行っている。しかし、上限設定を行っていない所もあるため、一層の改善を目指して、1～3年次各 48 単位を履修科目登録上限とする、カリキュラム改正の準備が進められており、平成 23(2011)年度から実施の予定である。

授業回数について見ると、平成 21(2009)年度までは定期試験期間を含めて 1 つの学期で 15 回の授業を実施するという学事暦であったが、平成 22(2010)年度からは定期試験期間を含めずに 1 つの学期で 15 回の授業回数を確保することとした。

また、授業時間以外での学習を促すため、平成 22(2010)年度のシラバスから、「学習に必要な準備」についての欄を設け記載を義務づけている(工学部ではすでに数年前から「準備学習」の欄を設けていた)。

さらに、いくつかの学部では、授業に関わる予習・復習あるいは授業以外の自主的な学習を支援するための措置を講じている。特に工学部は、授業を理解するための基礎的な分野に関する学習指導を行うために「工学基礎教育センター」を設置している。

ウ 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性(大学基礎データ表 6 に対応)

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための基本的方途となるのは、進級・卒業の単位修得に関わる条件を設けることである。

進級についてみると、本学では、法学部以外の各学部において進級要件として単位修得上の条件を設けている。工学部は 1 年から 2 年次、2 年から 3 年次、3 年から 4 年次への進級について、他の学部は 2 年から 3 年次への進級について進級要件があり、これを満たさない場合は、「原級止め」(留年)となる。毎年、全学で 1 割前後の学生が原級止めとなっている。

卒業については、「大学基礎データ」表6にあるように、卒業に必要な単位修得要件を満たせない4年生は1割前後である。

さらに、卒業時の学生の質を確保するための方途として、上記「1-ア」の項で述べたように、4年次に「卒業試験」又は「卒業論文」、「論文指導」「卒業研究」「総合研究」など、4年間の学修の総合的成果をみることが出来る授業科目を置き、それを必修とするといった学部・学科もある。

3. 履修指導

ア 学生に対する履修指導の適切性

本学では、新入生に対する履修指導には特別の配慮をしており、入学式後1週間にわたって行われる学生部所管の「オリエンテーション」の中で、学部・学科の責任のもと、教員、職員、オリエンテーション・リーダーを務める上級学年の学生によって、丁寧で組織だった履修指導が行われる。これに対して、2年生以上に対する履修指導は、ほとんどの学部ではそれほど組織だったものではなく、前年度の成績表配布の際にはグループ主任(クラス担任)の教員が、履修科目登録の際には教務担当職員が、必要に応じて個別指導を行うにとどまっている。

履修指導の基本となるものは、全学生に配布される印刷物『大学要覧』と『履修科目登録要項』である。『大学要覧』にはシラバスや試験施行細則、進級要件、資格取得など、履修に関連した詳細な資料や情報が収録されている。『履修科目登録要項』には履修登録手続きの流れや科目ごとの注意事項、Web 休講情報サービス、欠席の取扱いなどについての詳細な情報が収録されている。ほとんどの学生は、これらを読むことで、履修科目登録に必要な情報を得ることができる。学部・学科によっては、さらに独自の印刷物を用いて履修指導を行っているところもある。

なお、現在、履修科目登録の際の履修指導をさらに強化するために、履修科目登録のWeb化の計画が進められており、平成23(2011)年度の試行、平成24(2012)年度からの完全実施を目指して準備が進められている。

履修科目登録時以外の学生生活の中での履修指導は、授業科目の担当教員(特に演習授業の担当教員)、グループ主任の教員、及び教務担当職員が、学生からの求めに応じて行っている。また、工学部と教養学部ではチューター制をとり、履修指導を含めて学生生活全般の支援にチューター教員が対応している。

イ 留年者に対する教育上の措置の適切性

本学では留年者(=現年次に留め置かれる者)は、「原級止め者」と「留年者」の2種類に区別される。「原級止め」とは進級要件(工学部が各学年への進級、文・経済・経営・教養の4学部では2年から3年次への進級の要件)を満たせず現在の学年に留め置くことであり、「留年」とは卒業要件を満たせずに4年次に留め置きとなることである。

「原級止め者」に対する教育上の措置として、該当者は、年度初めの履修科目登録に際して、教務課窓口で職員もしくは教員による指導を必ず受けなければならないということがある。また、進級が難しいことが判明した段階で、教員や職員が個別に面談を行っている学部もある。また、学部によっては、当該学生の学びたい分野と実際とのミスマッチに

よって意欲がそがれている場合には、専攻分野の変更を認めている。さらに、原級止めになりそうな場合、一定の条件のもと追試験を実施し、原級止め者を減らす措置を講じている学部もある。

「留年者」に対する教育上の特別の措置は、ほとんどの学部で講じられていない。ただし、4年次後期試験の結果卒業要件を満たせなかった者に対しては、卒業に必要な単位のうち4科目分まで再試験を認めて、留年者をできるだけ出さないような措置は講じている。また、それでも卒業ができなかった場合は、次年度前期終了科目で卒業要件を満たせば、9月に卒業ができる制度を導入している。

ウ 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

科目等履修生、聴講生等は、学則第11章「科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研究生」に基づき受け入れている。科目等履修生の多くにとっての主な目的が教員免許の取得であること、聴講生の主な目的が教養の向上であることを踏まえ、教育指導上の配慮を行っている。

まず、出願の意向を示した者には、出願に先立って、科目等履修生・聴講生としての入学によって希望する学習目的が達成できるかについて情報提供を行っている。また、出願後は、科目等履修生の場合には関係する学部・学科の教員が、聴講生の場合には教務担当職員が本人の意向と受講する授業科目の内容について綿密なやりとりを行い、指導や助言を与えている。結果として、入学後のミスマッチはほとんど生じていない。その後は、学務部教務課などを窓口として、職員と教員による教育指導サポートが行われている。

4. 教育改善への組織的な取り組み

ア 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ

イ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

本学は、FD活動を推進するための全学的組織として「東北学院大学FD推進委員会」を設置している。その中心活動は、①研修会の開催、②講演会の主催、③『東北学院大学FDニュース』の発行、④各学部・研究科におけるFD活動への支援である。

研修会は毎年1回行われ、FDに関わる研究会・研修会に出席した本学教員が、その成果を本学教職員に紹介する形式で行われている。平成21(2009)年度は5名の教員から6つの報告が行われた。参加者は教員を中心に187名（平成20[2008]年度は85名）に達し、前年度より大幅に増えた。

講演会も毎年1回行われ、FDに関わるオピニオン・リーダーや先進的取り組みをしている大学の関係者の講演を聞くものである。平成21(2009)年度は、神奈川大学における初年次教育の組織的取り組みについての話を聞いた。参加者は教員を中心に132名（平成20[2008]年度は83名）に達し、前年度より大幅に増えた。

『FDニュース』は年2回発行しており、研修会や講演会の紹介を中心に、学内のFD活動に関わる記事を掲載している。平成21(2009)年度3月発行の第12号では、学内各組織のFD活動報告を掲載した。

各学部・研究科におけるFD活動の支援としては、全国規模で行われるFD関係の研究会・研修会に関する情報提供と参加希望者への財政的支援、各学部・研究科での研究会・研修

会の共催がある。また、本学は、平成 21(2009)年、中規模以上の私立大学による「全国私立大学 FD 連携フォーラム」に加盟し、そこから得られる研修機会、研究教材を各学部・学科が FD 活動に利用している。さらに、平成 22(2010)年度当初予算の中に、各学部・研究科が FD 活動に使いやすい形での措置を講じた。

イ シラバスの作成と活用状況

各授業科目のシラバスは、学部ごとに作られ、全学生に配布される『大学要覧』にまとめられ、学生の履修計画に広く利用されている。

シラバスでは、授業科目に関する基本的データとして、①テーマ、②講義内容、③授業計画、④成績評価方法・基準、⑤関連して受講することが望ましい科目、⑥テキスト、⑦参考文献、⑧履修上の注意の 8 項目について、統一様式の記載欄が設けられている（工学部は①カリキュラム中での位置付け及び教育目標との関連、②講義目的、③到達目標、④各回の授業内容、⑤成績評価方法、⑥準備学習等、⑦教科書、⑧備考の 8 項目）。なお、平成 22(2010)年度用シラバスでは、「達成目標」と「学習に必要な準備」の 2 項目が加えられた。

各項目への記載の量・内容については、従来ややばらつきが目立っていたが、平成 22(2010)年度用シラバスの作成にあたっては、学務部から記載にあたっての注意が細かく示され、改善が図られた。

ちなみに、『大学要覧』には、シラバスのほかに、学部の履修指導に関わる情報が掲載されている。そのため、『大学要覧』は、教員・職員による履修・学修指導、学生の履修計画上の便覧として用いられる。

また、現在、シラバス利用をさらに便利にするために、シラバスを Web 化する計画が進められ、平成 23(2011)年度試行、平成 24(2012)年度からの完全実施を目指して準備が進められている。

ウ 学生による授業評価の活用状況

本学では、すべての学部で「学生による授業評価」アンケートを実施している。実施要項は各学部が定めているため、名称・実施頻度（毎年あるいは隔年）を含めて学部ごとに微妙に異なるが、中核的な質問項目はほぼ同一である。アンケートは、ほぼすべての開設授業科目（専門教育科目以外については学部により異なる）において、前期・後期の最終授業で行われている。質問項目は、受講生自身の学習状況についての自己評価に関わるものと授業評価に関わるものとに大別される。

アンケートは、学務部学事課あるいは学務部教務課学務係が回収して情報システム部がデータ処理したのち、その結果及び回答用紙を担当教員に返却している。各学部の実施要項は、教員は個人の責任で、その結果を、自ら授業改善に資するように活用することを決めており、学部によっては、改善方策を文書で学部長に提出することを義務づけている。なお、工学部と教養学部では結果を『報告書』（隔年発行）として公開している。

学生による授業評価の結果を組織的な FD 活動にどうつなげるかについては、各学部で議論されている。

エ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

卒業後一定期間を経た同窓生から評価を得る全学の制度的な仕組みは、現在導入していないが、学部によってはそうした調査の実施を計画している。なお、平成 21(2009)年度から全学的な取り組みとして、4年生を対象とした「卒業時意識調査」を実施している。

オ 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

教育評価の結果を教育改善に結びつけるという場合、2つの局面がある。

第一は、各授業担当者に関するもので、試験や「学生による授業評価」アンケートの結果を踏まえて、各教員が授業改善に取り組むというものである。本学教員は、試験結果はもちろん授業評価の結果を知ることができ、それに基づいて授業改善を行うことができる仕組みになっている。

第二は、大学あるいは学部・学科といった組織に関するもので、そうした組織の教育活動全体について得られた評価を踏まえて、組織の教育活動の改善に組織的に取り組むというものである。本学では、一部の学部が教育内容・方法の見直しに学生意識調査や卒業生調査にあらわれた教育評価の結果を参考にする程度で、組織的な取り組みはこれまでほとんどなかった。しかし、こうした現状を改善するために、本学は、平成 21(2009)年度から、卒業生を対象に、大学での教育評価に関する『卒業時意識調査』を行うこととし、平成 21(2009)年度分はすでに実施した。この調査から得られる結果は、平成 22(2010)年度から始まる各学部・学科の教育課程の見直し作業に結びつけることで、大学あるいは学部・学科の教育改善に直結するものとなる。

5. 授業形態と授業方法の関係

ア 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

各学部は、授業科目の設置趣旨、教育指導上の有効性、そして授業運営・実施の効率性などを考慮しながら、講義、演習、実習・実験の異なる授業形態をとっているが、できる限り少人数・双方向型の授業を取り入れようとしている。また、講義形式の授業であっても、学習意欲を引き出し、自ら学ぶ態度を養うための授業方法を、さまざまな形で取り入れようとしている。詳しくは第2章の各学部の記述を参照されたい。

ちなみに、本学が平成 21(2009)年度に策定した「教育課程編成・実施の方針」では、「VI. 教育方法の改善に努める。」を掲げ、「大学及び各学部は、学生の学習意欲を引き出し、主体的な学びへと導くために、教育方法の改善に努める。特に、少人数・双方向型の授業を積極的に取り入れるとともに、授業以外の学習支援体制を整備する。」という方針を確認している。

イ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

本学では、授業形態、授業目的に応じて、多様なメディアを活用した授業が行われている。詳しくは第2章の各学部の記述を参照されたい。

大学としては、授業担当教員からの要望に応えられるよう、情報処理教室やオーディオ・ヴィジュアル教室といった特別教室の充実を図るとともに、一般の講義室・演習室のマルチメディア対応化を推進している。

ウ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適

切性

現在、正課の授業での遠隔授業を実施している学部はない。

なお、本学は平成20(2008)年度の文部科学省「戦略的大学連携支援事業」の選定を受けたが、その事業の1つとして、各大学で開講されている授業をビデオに収録し、オンデマンド方式で配信する「遠隔授業システム」の導入があり、平成21(2009)年度後期に試験運用を行った。平成22(2010)年度から本格的に運用する計画である。

6. 3年卒業の特例

ア 4年未満で卒業もしくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用

の適切性

本学は、学則第3条第2項及び第25条第2項に基づき、平成18(2006)年度に「東北学院大学早期卒業に関する規程」を制定し、大学院への進学の意味が明確である学生に対して、3年次の3月又は4年次の9月に卒業を認める早期卒業制度を導入した。現在は、経営学部、法学部及び工学部が早期卒業に関する細則を設け(工学部は3年半での卒業)、運用を行っている。

3年次3月の早期卒業の条件は、大学院進学のほか、各学部の上記細則における申請条件(成績に関する条件が最も重要なものとなっている)を満たし、3年次終了時まで卒業に必要な授業科目の単位をすべて修得していることである。申請は2年次の成績発表から3年次科目の履修登録期限までの間で行われ、申請が認められた者の卒業判定については、学部教授会の議を経て、全学教授会で決定される。平成21(2009)年度、初めて法学部から2名の学生が早期(3年次)卒業制度により卒業した。

【点検・評価】

上掲の8つの到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 本学の「教育課程編成・実施の方針」を策定し、教育方法についての大学全体としての到達目標を明確化するという目標については、上記のように、すでに達成している。
- (2) シラバスの充実を図り、特に各授業科目の到達目標、成績評価の基準・方法の明確化を早期に徹底するという目標については、平成22(2010)年度授業科目のシラバスに「達成目標」の記載欄を設け、「成績評価方法・基準」とともに、その記載の仕方について注意を促したことにより、かなり進歩がみられた。今後の課題は、記載趣旨を周知徹底させ、記載内容の質的水準を向上させることである。
- (3) 単位の実質化に向けた組織的取り組みを推進し、特に、授業回数の確保、履修科目登録の上限設定の制度化を早期に実現するという目標については、平成22(2010)年度の学事暦では試験を除いて半期15回の授業を確保したこと、各学部が平成23(2011)年度から履修科目登録48単位の上限設定とする方針を確認したことにより、かなりの進歩がみられた。今後の課題は、セメスター制の導入の検討を急ぐとともに、各教員による授業の予習・復習あるいは授業以外の自主的な学習を促進するための取り組みを支援し、学習支援体制を整備することである。

- (4) FD 活動の実質化・実効化に努め、特に、各学部・研究科による自発的な FD 活動の取り組みを支援するという目標については、FD 推進委員会の活動により、平成 21(2009)年度かなりの進歩がみられた。例えば、FD 研修会、FD 講演会への教員の出席者数は、前年度より大きく増加した。また、「全国私立大学 FD 連携フォーラム」への参加による研修機会・研修教材の確保、学部・研究科ごとの FD 活動への予算措置の改善は、各学部・研究科による自発的な FD 活動を支援する上で、大きな効果が期待できる。
- (5) 本学の教育についての評価を広く集め、教育内容・方法の改善のために利用する仕組みをつくるという目標については、平成 21(2009)年度『卒業時意識調査』を実施したことにより、一步を踏み出すことができた。この調査は、卒業生全員に本学の教育内容・方法、教育目標の達成度についての評価を聞いたもので、その結果はこれからの教育内容・方法の改善に直結するものである。今後の課題は、本学の教育についての評価をさらに集めるための方策を講じることである。平成 21(2009)年度に発足した外部評価委員会にもその役割を期待したい。また、在学生を対象に隔年で実施している「学生生活実態調査」の質問項目に教育評価に関するものを入れることで、学生からの評価をさらに広く集めることができよう。他方、学生による授業評価アンケートの結果を組織的な FD 活動に利用する仕組みづくりは遅々として進んでおらず、全学的検討が必要である。
- (6) 厳格な成績評価に向けた組織的取り組みを推進し、特に、明確化された到達目標と成績評価基準に基づいた成績評価という考え方の定着を図るという目標は、まだ達成にはほど遠い。確かにシラバスに各授業科目の「達成目標」を明記することになった点は改善であり、「成績評価方法・基準」の書き方についてもいくぶんは改善された。しかし、シラバスに書かれた達成目標と成績評価方法・基準をみると、両者の関係が正しく意識されていない記述が多い。また、達成目標の立て方、成績評価方法・基準についての組織的合意はまったくといってよいほどないのが実態である。これらの改善が今後の大きな課題となる。
- (7) 教育の「質保証」に向けた組織的取り組みを推進し、特に、各学部・学科は「学士課程の到達目標」を定めるとともに、その実現度を測定する方法を検討するという目標については、現在、各学部・学科は「学士課程の到達目標」について検討を始めている段階であり、その達成度の測定方法の検討まではまだ進んでいない。平成 22(2010)年度内に取り組むべき課題の 1 つである。
- (8) 履修科目登録に際しての履修指導を徹底し、シラバスの有効利用をさらに進めるため、Web 履修システムの導入を推進するという目標は、平成 23(2011)年度の試行、平成 24(2012)年度からの完全実現に向けて準備が進められている。今後の課題は、計画を確実に実施に移していくことである。

【改善方策】

- (1) シラバスの各記載欄の記載趣旨を周知徹底させ、記載内容の質的水準を向上させる。
- (2) 単位の実質化に向けた組織的取り組みを継続し、特に、履修科目登録単位数の上限設定、セメスター制の導入の検討を急ぐとともに、授業の予習・復習あるいは授業以外の自主的な学習を支援するための組織・体制づくりを進める。
- (3) FD 推進委員会を中心に、FD 活動の実質化・実効化をさらに進める。特に FD 研修会、

- FD 講演会の実質化・実効化を進め、新たに新任教員のための FD 研修会を実施する。また、各学部・研究科が FD 活動を進めやすい予算措置を講じる。
- (4) 平成 21(2009)年度に実施した「卒業時意識調査」の結果を詳しく分析し、大学及び各学部・学科の教育内容・方法の改善に利用する。
 - (5) 学生部の「学生生活実態調査」の質問項目に教育評価に関するものを入れ、本学の教育に対する在学学生からの評価を集める。
 - (6) 「学生による授業評価」実施委員会を中心に、「学生による授業評価」アンケート結果を組織的な FD 活動に利用する仕組みづくりについて検討する。
 - (7) 厳格な成績評価に向けた組織的取り組みを推進し、特に、明確化された到達目標と成績評価基準に基づいた成績評価という考え方の定着を図るための活動を強化するとともに、到達目標の立て方、成績評価方法・基準についての組織的合意づくりに向けた活動を展開する。
 - (8) 教育の「質保証」に向けた組織的取り組みとして、各学部・学科が「学士課程の到達目標」を明確化するとともに、その実現度を測定する方法を検討する。
 - (9) Web 履修システム導入の平成 23(2011)年度の試行、平成 24(2012)年度からの完全実現という計画を確実に実施に移していく。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

- (1) 政府の「留学生 30 万人計画」への対応策を検討し、本学で平成 13(2001)年に設定された「協定校 30 校」及び「留学生数は全学生数の 1%」の目標を早期に達成する。
- (2) 国際交流協定校による交換留学・短期留学・語学研修などのプログラムへの参加学生数を増やし、教職員の交流を積極的に推進する。
- (3) 私費外国人留学生へのきめ細かい支援を充実させる。
- (4) 「学都仙台コンソーシアム」など地域における大学間の教育研究交流の取り組みを充実する。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学は、「グローバル化した 21 世紀にふさわしい優れた人材を輩出し、大学としての社会的評価を一層高めるためには、日本社会に対する貢献だけでなく、国際社会に対する貢献をも視野に入れた教育と研究を推進していく。」という方針のもと、国際化への対応と国際交流の推進を図っている。この方針は、本学教育の基礎にあるキリスト教が持つグローバルな性格に基づくものであり、また、21 世紀型地球市民を育成するという大学の公共的な使命、社会からの要請に応えるものである。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性 (大学基礎データ表 11 に対応)

本学は、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるために、国際交流部を置いている。国際交流部は、さまざまな国際交流プログラムを立案・実施するとともに、そうしたプロ

グラムによる留学生及びその他の私費外国人留学生の支援を行っている。

現在、本学は、9か国 14 大学と国際教育交流協定を締結しており、留学生の派遣と受け入れのさまざまなプログラムを展開している。留学生の派遣プログラムとしては、通常の交換留学のほか認定留学、語学研修、インターンシップ、夏期留学などがあり、受け入れプログラムとしては、通常の交換留学のほか「日本研究秋期講座」や「集中日本語講座」、短期留学のための「日本研究夏季講座」がある。こうしたプログラムに関しては、パンフレットやホームページを通じて、学内はもちろん国内外に広く紹介している。しかし、留学生会館のような受け入れ施設がないこと、セメスター制度・秋季入学制度が導入されていないことなどもあり、「大学基礎データ」表 11 に示されているように、交換留学制度による留学生の数は6名と多くない。

このため、本学における留学生のほとんどは、私費外国人留学生である。平成 21(2009)年5月現在では40名の留学生のうち34名が私費留学生である。国際交流部は、国際交流プログラムによる留学生への支援はもちろん、留学生の大部分を占める私費外国人留学生に対して、生活・学習指導を含めた広範囲のきめ細かい支援を行っている。ただし、私費留学生への支援については、宿舎の確保、アパートを借りる際の機関保証、危機管理などの問題がある。また、留学生の多くが過ごす泉キャンパスに国際交流部の担当者がいないことも留学生支援の問題となっている。

他方、教員の国際交流を促進するための措置としては、海外留学のための「在外研究員制度」や「研修休暇制度」、国外で行われる学会や調査・資料収集のための出張旅費を支給する「東北学院大学国外出張旅費規程」及び「東北学院大学国外学会参加補助内規」が整備されている。これらの制度は、多くの教員に利用され、教員による国際レベルでの教育研究交流の活発化に役立っている。

ウ 国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

(1) 国内

- ①本学は、仙台圏の大学や高等専門学校、宮城県、仙台市など 28 団体によって平成 18(2006)年に設立された「学都仙台コンソーシアム」に加盟している。このコンソーシアムでは、加盟大学・短大・高専間に「単位互換ネットワーク」があるほか、サテライトキャンパスを設置し、公開授業や単位互換授業を行っている。
- ②平成 20(2008)年度の文部科学省大学改革推進等補助金により、上記コンソーシアム加盟 17 大学による「戦略的大学連携支援事業」が採択され、本学はその代表校になっている。この事業では、加盟大学による広報の連携、FD・SD の連携と融合、遠隔授業、防災ネットワークなどが計画され、一部はすでに実施されている。
- ③本学は、東北地方の 19 大学によって平成 18(2006)年3月に設立された「東北地区国公立大学研究推進協議会」に加盟し、学術研究の推進と東北地区の産業振興・地域再生の推進を図るため、9つに分かれた各研究分野での研究交流を推進している。
- ④本学は、11 の大学・団体間で平成 17(2005)年6月に締結された「基盤技術高度化支援に係る相互協力協定」に加盟し、共同研究や受託研究の推進やそれぞれが保有する施設・設備の相互利用を行っている。

(2) 国外

イギリス、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、中国、韓国、タイ、オーストラリアの9カ国14大学と国際教育交流協定を締結し、学術交流や交換留学などの交流プログラムが実施されている。

現在、このうち交換留学制度があるのは、南開大学（中国）、アーサイナス大学（米国）、フランクリン&マーシャル大学（米国）、ラインマイン大学（旧ヴィースバーデン大学）（ドイツ）、ダラム大学（英国）、平澤大学校（韓国）、トリア大学（ドイツ）、ニューサウスウェールズ大学（オーストラリア）の8大学であるが、大仏大学校（韓国）、泰日工業大学（タイ）、サヴォア大学（フランス）との間でも交換留学制度を準備中である。このほか、山東大学威海分校（中国）との間には短期留学の協定がある。アルスター大学（イギリス）の間では協定はあるものの、実際的交流は中断している。ビクトリア大学（カナダ）、シドニー大学（オーストラリア）、オークランド大学（ニュージーランド）の間では、協定は締結していないがオセアニア交流センター(OKC)の協力を得て、多数の学生を派遣している。平成21(2009)年度は、この語学研修プログラムによってオセアニアへ32名、カナダへ9名の学生を送っている。

そのほか、教育研究の国際的な課題共有のために、本学は、平成15(2003)年「アジア大学キリスト教大学協議会(ACUCA)」に加盟し、定期的交流を続けている。

【点検・評価】

上掲の4つの到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 政府の「留学生30万人計画」への対応策を検討し、平成13(2001)年に設定された「協定校30校」及び「留学生数は全学生数の1%」の目標を早期に達成するという目標は、まだ達成されていない。「30万人計画」への対応はまだ検討中であり、協定校は14校にとどまり、私費留学生を含めての留学生数は50名前後という状態が続いている。国際交流の中期計画の策定、協定校の選定方針・過程の見直し、交流プログラムの再検討が必要である。大学全体としても、国際交流に関する戦略的方針の策定を進めるとともに、 Semester制度・秋季入学制度の導入など留学生を受け入れやすくするための制度改革の検討を始める必要がある。
- (2) 国際交流協定校による交換留学・短期留学・語学研修などのプログラムへの参加学生数を増やし、教職員の交流を積極的に推進するという目標についても、交換留学生として派遣している学生が5名という実態をみると、さらなる努力が必要である。その点、学生への広報活動に力を入れるためにも、留学希望者が多い1・2年生、教養学部学生がいる泉キャンパスに国際交流部の分室を置き、担当者を配置することは有効であろう。
- (3) 私費外国人留学生へのきめ細かい支援を充実させるという目標は、国際交流部による学習・生活支援により、おおむね適切に行われている。さらに改善するためには、留学生用の宿舎の確保やアパート賃貸借契約の際の機関保証などの環境整備を進めていく必要がある。
- (4) 「学都仙台コンソーシアム」など地域における大学間の教育研究交流の取り組みを充実するという目標は、おおむね順調に達成されつつある。特に、今後、遠隔授業システムが稼動すれば、さらなる交流が期待される。

【改善方策】

- (1) 政府の「留学生 30 万人計画」を踏まえ、「協定校 30 校」及び「留学生数は全学生数の 1 %」という目標を早期に達成するための中期計画の策定、協定校の選定方針・過程の見直し、交流プログラムの再検討を行う。同時に、大学全体として、国際交流に関する戦略的方針の策定を進めるとともに、 Semester 制度・秋季入学制度の導入など留学生を受け入れやすくするための制度改革の検討を始める。
- (2) 国際交流協定校による交換留学・短期留学・語学研修などのプログラムへの参加学生数を増やすために、広報活動に力を入れる。
- (3) 留学に関する広報活動、留学生に対する学習・生活支援の強化のために、泉キャンパスに国際交流部の分室を置き、担当者を配置する。
- (4) 私費外国人留学生へのきめ細かい支援を充実させるため、留学生用の宿舎の確保やアパート賃貸借契約の際の機関保証などの環境整備を進めていく。
- (5) 「学都仙台コンソーシアム」など地域における大学間の教育研究交流の取り組みを継続し、遠隔授業システムを利用した教育連携を推進する。

④通信制大学等

ア 通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそ
 のための条件整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

(2) 修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

- (1) 各研究科の理念・目的及び教育目標を達成するために、順次的で体系的な教育課程を編成する。
- (2) 学士課程から修士課程や博士課程前期課程へ、学生が円滑に移行できる教育プログラムを提供する。
- (3) 入学から学位授与まで、きめ細かい指導を組織的に行うための教育システム・プロセスを整える。

【現状説明】

1. 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準
 第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

本学には、現在、大学院 6 研究科（文学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、工学研究科、人間情報学研究科）と専門職大学院 1 研究科（法務研究科）がある。

大学院6研究科には10専攻の博士課程、2専攻の修士課程（経済学研究科経営学専攻と平成21[2009]年度にそれを改組した経営学研究科経営学専攻であり、実態としては同じ1つの専攻である）があり、専門職大学院（法科大学院）は1専攻の専門職学位課程を置いている。

各研究科・専攻は、大学院学則第1条第2項の別表でそれぞれの理念・目的及び教育目標を定め、人材養成の目的を示している。各研究科の教育課程は、それぞれの理念・目的を実現するためのものである。

各研究科の理念・目的及び教育目標は、当然のこととして、学校教育法第99条に定められた大学院の目的（「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」）及び専門職大学院の目的（「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」）を踏まえて立てられたものであり、教育課程もこれらの目的にかなうものとなっている。

大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連については、次のイ及びウの項で記述する。

イ 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

本学には6研究科10専攻に博士課程前期課程、2専攻に修士課程が置かれているが、これらの課程の教育課程は、大学院設置基準第3条第1項の「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という修士課程の目的に対応したものとなっている。すなわち、教育課程は、「専門分野における研究能力」と「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力」のいずれかあるいはその両方の養成を目指しつつ、そのどちらを目指すにしても「広い視野に立って精深な学識を授け」ることを目指すものとして編成されている。とはいえ、いくつかの研究科では、これらの目的を教育課程によってではなく、教育内容・方法によって達成するにとどまっており、特に、「広い視野に立って精深な学識を授け」という目的に対応する明確な科目区分や授業科目の編成が十分には行われていない。詳細は第2章の各研究科の記述を参照されたい。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

本学には6研究科10専攻に博士課程後期課程が置かれているが、これらの課程の教育課程は、大学院設置基準第4条第1項の「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的に対応したものとなっている。すなわち、教育課程は、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行」う「に必要な高度の研究能力」と「その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究

能力」のいずれかあるいはその両方の養成を目指しつつ、そのどちらを目指すにしても「その基礎となる豊かな学識を養う」ことを目指すものとして編成されている。とはいえ、いくつかの研究科では、これらの目的を教育課程によってではなく、教育内容・方法によって達成するにとどまっており、特に、「豊かな学識を養う」という目的に対応する授業科目の編成が十分には行われていない。詳細は第2章の各研究科の記述を参照されたい。

エ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関

係

本学大学院6研究科は、すべて学部に基礎を置いており、ほとんどの専攻は学科に基礎を置いている。こうした研究科では、博士課程前期課程あるいは修士課程の教育課程は、基礎となる学部・学科の学士課程における専門教育科目と強く関係づけられたものとなっており、前期課程における授業科目の構成は学部・学科の専門教育科目における授業科目の構成を踏まえたものとなっている。また、これらの研究科の担当教員は、基礎となる学部所属の教員として専門教育科目を担当しており、大学院と学部の教育内容は、授業科目の構成だけでなく、教育の実質的内容においても連続している。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

本学大学院の修士課程及び博士課程前期課程は、上記「イ」の項で述べた修士課程の目的への適合を目指しながら、学生の入学理由、将来の進路・職業選択に関する考えに即して、学生ごとにきめの細かい教育指導を行っている点に大きな特徴がある。どの研究科も学生数が少ないため、指導教員だけでなくすべての研究科教員は、学生一人ひとりについて、研究テーマや将来の志望をおおよそ把握することができる。そのため、同じ授業科目を履修しても、学生ごとに異なる教育指導を行うことができるし、実際に行っている。例えば、各研究科とも、後期課程に進学する意志のある者とない者を入学後の早い段階から区別し、カリキュラム上明確に区分されていない場合であっても、実質的には両者の進路に応じた指導を行っている。

それに対して、博士課程後期課程の場合は、研究科ごとに人材養成の目的が限定されており、それに即した教育が行われている。多くの研究科では研究者養成を目的としており、そうした研究科では自立した研究者の養成のための教育が行われている。他方、高度専門職の養成に力を入れている研究科では、高い水準の研究能力を養成しつつも、学生の学修目的に沿った教育を行おうとしている。

また、本学では、博士課程後期課程の入学者は、ほとんど全員が本学の博士課程前期課程の修了者であり、指導教員も同じであるため、前期課程の後期課程の教育内容における連続性・一貫性は非常に高い。

カ 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

キ 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

本学大学院は、「オ」の項で述べたように、学生数が少ないことをいかし、きめの細か

い教育指導を行っている。それは、博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスにもあてはまる。

各研究科では、前期課程、後期課程ともに、入学時に専攻別の「ガイダンス」を行い、履修計画のための詳細で組織的な履修指導を行っている。2年次以降は、その年度の開始時期に履修指導がなされ、修士・博士論文の中間発表会を行うなど、指導教員との密接な関係を維持しつつ、当該学生の専門分野での学力及び論文作成能力が確実に向上するよう、きめ細かい指導が保たれている。特に、博士課程後期課程への進学を志望する学生に対しては、各研究科とも、前期課程における教育研究指導、特に修士論文指導において、後期課程進学後を見据えた指導が行われる。

また、多くの研究科では学会発表が奨励されており、論文完成までの間に学会での報告を行うことが必須化されている研究科もある。学会出席のための財政的補助制度も整備されている。

ク 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との適合性

本学大学院で専門職学位課程を持つのは法務研究科（法科大学院）法実務専攻である。法務研究科は、「深刻な弁護士過疎地域を多数かかえる東北地方の法科大学院として、地域に根差して活動し、地域に信頼される多数の法曹を養成する拠点となる。」ことを目的に教育課程が編成されている。

この教育課程は、学校教育法第99条第2項の「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。」と、専門職大学院設置基準第2条第1項の「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」という専門職学位課程制度を踏まえ、法曹養成という法科大学院固有の教育目標の達成のために編成されたものである。

2. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

本学は、大学院学則第12条第2項で「各研究科の授業科目の単位数の計算基準は、学部に準ずる」と定めている。学部の単位計算は、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する」とし、「講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする」（学則第24条の2第1項第1号）としているが、実際には、15時間の授業時間をもって1単位としている。

したがって、本学大学院においては、「講義」・「演習」といった授業形態にかかわらず、授業科目の単位計算方法は同じであり、学部同様、15時間の授業をもって1単位としている。この計算方法に基づき、週2時間（90分）の授業で半期授業科目を2単位、通年授業科目を4単位とし、2年継続履修の演習等の授業科目では8単位としている。ただし、工学研究科における「工学特別演習（6単位）」や「工学特別研修（1単位）」など、研究科

の人材養成の目的を達成するために独自の単位計算方法を採用しているものもある。詳細は第2章の各研究科の記述を参照されたい。

3. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第15条)

本学は、大学院学則第14条の2において、国内の他の大学院での授業科目の履修を認めており、同条第2項で、「前項の規定により履修した単位については、10単位を超えない範囲で、本大学院で履修したものとみなすことができる」と定めている。また、同第27条において、外国の大学院への留学を認めており、1年間に限り在学期間に参入し、10単位を超えない範囲で単位を認めることができることになっている。

入学前の既修得単位については、大学院学則第15条の3において認められており、第14条の2及び第27条により修得した10単位とは別に、10単位を超えない範囲で単位を認定することができることになっている。

4. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

本学大学院では、工学研究科を除く各研究科で、土曜日も含めた「昼夜開講制」を導入し、社会人学生に対する配慮をしている。このほかにも、社会人に対しては、各研究科の事情に応じて、きめ細かい教育研究指導上の配慮に努めている。とはいえ、社会人に特に必要とされる、大学院の教育研究の基礎あるいは専攻する学問領域の基礎となる知識・技能を身につけさせるための授業科目が置かれていないため、そうした教育は、一般の授業科目の中での個別的な指導に頼っている研究科がほとんどである。詳細は第2章の各研究科の記述を参照されたい。

外国人留学生に対しては、入学希望者がほとんどいないこともあり、教育課程上の配慮はしていない。しかし、入学者がいる場合には、入学前相談やオリエンテーション期間の指導、入学後の指導教員や授業科目担当者による指導、国際交流部による指導等を通じて、十分な教育研究指導上の配慮をすることができる。なお現在、本学大学院には、経済学研究科博士課程前期課程に私費留学生1名、人間情報学研究科の博士課程後期課程に国費留学生1名が在籍している。特に後者の学生に対しては3名の教員が英語で指導にあっている。

5. 独立大学院等の教育課程

ア 学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の体系的・一貫性を確保するための方途の適切性

法科大学院の教育課程は、通常法学部で履修されるカリキュラムを実務レベルに高めたものとしつつ、他方では法学未修者に配慮し、法分野の基本についてその理論構造や概念を理解し法的思考の基本的枠組みを修得するための科目群である「法律基本科目(公法系、民事系、刑事系)」を配置し、これらをすべて必修としている。さらに「法律実務基礎科目」「基礎法学・隣接科目」「展開・先端科目」が順次的に体系化されている。

また、法学未修者の履修モデルを提示し、各人の目標に即して授業科目を体系的に履修

できるように配慮している。

6. 連合大学院の教育課程

ア 連合大学院における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

イ 複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

7. 「連携大学院」の教育課程

ア 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

本学大学院では、工学研究科において、「独立行政法人産業技術総合研究所東北センター」と連携し、工学研究科委員会の承認を得て、同センターの研究者を客員教授として研究指導教員に加えるという「連携大学院」方式をとっている。この連携大学院の実施により、研究指導を受ける大学院学生は、選択できる研究テーマの幅が広がり、かつ、充実した教育・研究指導が受けられるようになっている。

連携大学院において研究指導を受ける大学院学生は、所属する各専攻の教育課程に従って、学位の取得に必要な授業科目を履修している。また、研究指導教員の責任者としての主査には本学の教員があたることにより、学生の教育研究活動に深く関与することで、教育内容の体系的性・一貫性を確保している。詳しくは工学研究科の記述を参照されたい(546頁)。

【点検・評価】

上掲の3つの到達目標について点検・評価を行う。

(1) 各研究科の理念・目的及び教育目標を達成するために、順次的で体系的な教育課程を編成するという目的については、まだ改善の余地が大きい。特に、博士課程前期課程では、ほとんどの研究科で、大学院における教育研究の基礎的知識・技能を学ぶための授業科目、専攻する学問領域以外の学問領域を含めた「広い視野」を持つための授業科目編成が不十分であり、改善が必要である。博士課程後期課程においても、高い研究能力の基礎となる「豊かな学識を養う」ための授業科目編成が十分とはいえない。

全体的にみて、本学大学院は、学生数が少ないために、教育内容・方法の工夫によって教育目的を達成できる状況にある反面、順次的・体系的な教育課程の編成が遅れている研究科が多い。

(2) 学士課程から修士課程や博士課程前期課程へ、学生が円滑に移行できる教育プログラムを提供するという目標は、すでに達成されている面と、まだ不十分な面がある。上述のように、本学大学院各研究科・専攻は、基礎となる学部・学科を持っており、授業科目編成やその教育内容という点では連続性・一貫性が確保されている。しかし、その反面、学士課程教育と大学院教育との間にある大きな違いを意識させ、それを克服するための初年次教育は、まだほとんど行われていない。そうした教育のための授業科目を置くこと、置かない場合はそれに変わる教育プログラムを組織的に展開することが早急に

検討されるべきである。この目標についても、教員による学生への個別的指導によるのではなく、教育課程ないし教育プログラムの組織的实施によって解決されるべきである。

(3) 入学から学位授与まで、きめ細かい指導を組織的に行うための教育システム・プロセスを整えるという目標は、かなりの程度達成されている。各研究科とも、入学時のオリエンテーション、指導教員・副指導教員体制、年次ごとの研究計画書の提出と承認を実施しているほか、論文中間発表会、教員との定期的懇談など、研究科ごとに独自の制度を整えている。

もっとも、(1)及び(2)に関しては、平成21(2009)年度に大学院委員会副委員長の呼びかけで「大学院教育の〈実質化〉に関する研究会」が開催され、そこで現状の問題点と改革の方向性が整理されたことで、各研究科とも改善の必要性を自覚しており、一部の研究科ではすでにその検討を始めている。

【改善方策】

各研究科の理念・目的及び教育目標を達成するために、順次的で体系的な教育課程を編成するために、教育課程を見直す。特に次の点に対応する。

- (1) 博士課程前期課程において、大学院における教育研究の基礎的知識・技能を身につけるための授業科目を新設する、もしくは教育プログラムを組織的に展開する。
- (2) 博士課程前期課程において、専攻する学問領域の基礎となる知識・技能を身につけるための授業科目を新設する、もしくは教育プログラムを組織的に展開する。
- (3) 博士課程前期課程において、専攻する学問領域以外の学問領域を含めた「広い視野」を持つための教育課程を編成する。
- (4) 博士課程後期課程において、高い研究能力の基礎となる「豊かな学識を養う」ための授業科目を新設する、もしくは教育プログラムを組織的に展開する。

②教育方法等

【到達目標】

- (1) 各授業科目における到達目標を明確化し、それに基づいた教育・研究効果の測定、成績評価を行う。
- (2) 修士論文、博士論文に求められる基準・水準を明確化し、履修指導、研究指導及び論文指導の指針とする。
- (3) 学生一人ひとりの状況を踏まえた個別的な教育・研究指導を行い、能力・資質の向上を図る。
- (4) 各研究科のFD活動を支援するとともに、大学院に特有の教育・研究指導方法の改善に向けて大学院全体での取り組みを図る。
- (5) シラバスに到達目標に関する記載欄を設けるとともに、各記載欄の趣旨について周知徹底を図り、記載内容を質・量ともに充実させる。
- (6) 学生による授業評価、修了生による在学時の教育・研究指導の評価などを実施し、その結果を教育・研究指導の改善にいかす。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

各授業科目では、担当教員が、筆記試験、口頭試験、レポートなどによって、教育・研究指導上の効果を測定している。特に、本学大学院では、どの授業科目においても受講者数が少ないため、教員は、日頃の授業での報告・発言・質疑応答などの中で、教育・研究指導の効果をきめ細かく測ることができる。もっとも、平成 21(2009)年度までは、シラバスに「達成目標」の記載欄がなかったこともあり、教育・研究上の効果を測定する基準が必ずしも明確ではなかった。平成 22(2010)年度からは「達成目標」がシラバスに明記される。

教育・研究指導上の効果をより組織的に測定しているのは、修士論文、博士論文の作成指導と審査を通じてである。論文作成指導においては各研究科とも複数指導体制をとっているほか、詳細は各研究科によって異なるが、論文草稿の提出や中間報告の義務化、研究状況についての面接などによって、指導上の効果を組織的に測定している。また、各研究科とも、論文審査の際には学外の専門家を審査委員として加えるなどの方策をとり、できる限り正確かつ客観的な測定ができるよう配慮している。もっとも、ここでも、どの研究科においても修士論文や博士論文に期待される基準・水準が必ずしも明確化されていないという問題がある。

また、各研究科の人材養成の目的との関連で、教育・研究指導上の効果を測定することも重要であるが、これには課程修了後の進路状況の把握が有効である。その点、本学大学院は、学生数が少ないこともあり、修了生の進路状況を比較的よく把握している。

イ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

ウ 大学教員、研究機関の研究者などへの就職状況と高度専門職への就職状況

博士課程前期課程修了者（旧経済学研究科経営学専攻は修士課程修了者）は、民間企業に就職する者をはじめとして、教育職や社会人に現職復帰する者がいる。研究科ごとにみれば、アジア文化史専攻における博物館関連職への採用や、経済学研究科における会計事務所・税理士事務所等への就職など、各研究科が目指す人材養成の結果を反映した進路状況となっている。なお、博士課程への進学者は少数である。

博士課程後期課程修了者のうち、少数の者は大学専任教員又は研究職に就いているが、その多くが高校や大学の非常勤講師となっている。一方で、専門的能力をいかした職種への就職を希望する学生が数年にわたって「就職浪人」を続ける例も少なくない。

高度専門職への就職状況は、博士課程後期課程への進学者が少ないことや、卒業後の追跡調査を行っていないことから正確な把握は難しい。しかしながら、文学研究科の3専攻における数名の大学非常勤講師、アジア文化史専攻における博物館・地方自治体文化財課職員、旧経済学研究科経営学専攻における税理士及び公認会計士などがあげられる。

法務研究科専門職学位課程の修了者は、新司法試験に平成 19(2007)年度 3名、平成 20(2008)年度 7名、平成 21(2009)年度には 4名が合格したが、それ以外の修了者のほとんどは引き続き「専門職大学院研修生」となり、同研究科の施設・設備を利用しながら勉学を継続している。

2. 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

各授業科目においては、授業担当教員が、筆記試験、口頭試験、レポート、授業での発表・発言等の評価に基づいて成績評価を行っている。特に、本学大学院では、上述のように、どの授業科目においても受講者数が少ないため、教員は、日頃の授業の中で学生の資質向上の状況を総合的に検証することができ、それを成績評価の基礎としている。また、成績評価は100点満点で行われ60点以上に単位が与えられるが、これにより学生は自分に対する厳密な評価を知ることができる。

イ 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

法務研究科の学生が各年次で履修科目に登録できる単位数は、在学の最終年度を除いて36単位を上限としている。なお、在学の最終年度には、40単位を上限としている。これらの上限設定を行うことで、教育課程に沿った無理のないカリキュラム作成を可能にしている。

なお、法務研究科では、中央教育審議会法科大学院特別委員会による報告に沿った法令改正に連動し、上限とする単位数について見直しを行っている。

3. 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

研究科による多少の違いはあるが、博士課程前期課程及び修士課程の学生は、1年次には、指導教員の授業科目の履修を通じて、専攻する学問領域の基礎となる知識・技能を身につけながら、修士論文のテーマの選択、テーマについての基礎的知識・技能を身につける。指導教員は、遅くとも1年次が終わるまでには修士論文のテーマを決め、そのための基本的準備を終えるよう指導する。

同時に、学生は、1年次において指導教員以外の教員が担当するいくつかの授業科目を履修する。この履修によって、学生は、専攻する学問領域に関連する領域を学び、学問的に広い視野を獲得することが期待されている。しかも、本学の場合、ほとんどすべての授業科目で受講者が極めて少ないため、学生は、それぞれの状況を踏まえたきめ細かい教育・研究指導を受けることができる。

学生は、2年次の4月には修士論文題目と研究計画書を研究科長に提出しなければならない。それを受けて、研究科委員会は、論文指導の主旨導教員と副指導教員を正式に決める。学生は、2年次においても主旨導教員の授業科目、そして多くの場合副指導教員の授業科目を履修し、修士論文のテーマにより密接に関連した指導を受ける。特に、「論文指導」という授業科目がない研究科では、学生は、指導教授の担当する授業科目の授業あるいは授業外の指導を通じて、論文指導も受けることになる。もちろん、「論文指導」という授業科目がある研究科の場合は、論文指導はその授業科目を通じて行われる。論文指導は、主旨導教員と副指導教員があたるが、通常は主旨導教員の責任が圧倒的に大きい。また、多くの研究科では、論文指導を組織的に行うために、さまざまな方策をとっている。具体的な方策については、第2章の各研究科の記述を参照されたい。

博士後期課程の研究・教育指導についても、各研究科の記述を参照されたい。

イ 学生に対する履修指導の適切性

本学大学院においては、学生数が少ないこともあり、学生は、研究科全体、指導教員、授業科目担当教員、事務職員からきめ細かい履修指導を受けることができる。研究科全体による履修指導は、新入生については専攻別の「ガイダンス」を通じて、また在生学生については「在生ガイダンス」を通じて、それぞれ4月の授業開始直前に行われる。その際、学生に配付される『大学院要覧』には、各授業科目のシラバスのほか、履修指導上の重要事項が掲載されている。ガイダンスでは、それらについての周知徹底が図られる。このほかにも、学生は、履修に関して不明な点があれば、指導教員、授業科目担当教員、事務職員から、いつでも説明・指導を受けることができる。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

本学大学院においては、すでに繰り返し言及しているように、学生数が少ないこともあり、いずれの研究科においても指導教員と学生との距離は近く、学生はきめ細かい研究指導を受けることができる。各学生の指導教員は、学生の研究テーマと希望により入学時には決められる。博士課程前期課程と修士課程においては、学生は、1・2年次と指導教員による授業科目を履修し、また授業時間以外での指導教員による指導を受けることによって、個別的な研究指導を受けることができる。博士課程後期課程では、演習と論文指導において前期課程よりもさらに個別的な指導が行われている。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

複数指導制をとっている研究科・専攻では、主指導教員が研究指導の最終責任者となり、指導方針・指導内容に責任を負っている。また、副指導教員は、分野の異なる専門家として、その知識と経験を動員して主指導教員を補佐する体制をとっている。

オ 研究分野や指導教員に係る学生からの変更希望への対処方策

研究分野や指導教員について学生から変更希望が提出された場合は、専攻主任や研究科長が調整役となり、最終的に研究科委員会において適宜対応を行っている。

4. 医学系大学院の教育・研究指導

ア 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度

イ 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. 「連携大学院」における研究指導等

ア 「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性

工学研究科は、「独立行政法人産業技術総合研究所東北センター」と連携し、工学研究

科委員会の承認を得て、同センターの研究者を客員教授として研究指導教員に加えている。

この連携大学院では、大学院学生の研究指導教員として適切であることを工学研究科委員会が承認した客員教授が研究指導を行うが、「工学修士研修」「工学博士研修」の主査は本学の教員が務めている。また、主査となった教員は、大学院学生との面談や連携大学院の指導教員と工学修士研修、工学博士研修の進行状況についても適宜打ち合わせを行っており、これが体系的で適切な研究指導の確保に一定の役割を果たしている。

6. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

本学大学院各研究科の教員は、法務研究科を除き、基礎となる学部にも所属している教員が兼担している。そのため、大学院担当教員は、大学院教員としてのFDと学部教員としてのFDに関わらなければならない。もちろん、学士課程教育と大学院教育の間には多くの共通性があり、学士課程教育のFDが大学院教育のFDとしても有意義であることはいまでもなく、大学院担当教員の多くは、学士課程教育のFD活動に参加し、大学教員としての資質向上を目指している。

しかし、これまでのところ、本学のFD活動は、大学院教育に特有の教育・研究指導方法の改善までは及んでいないのが現状である。例えば、本学には、FD活動を推進するための全学的組織として「東北学院大学FD推進委員会」が設置されており、各研究科からも委員が選出されている。この委員会の活動には大学院教育のFD推進も含まれていることになっているが、これまでは、FD推進委員会の活動（FD研修会やFD講演会）のテーマは、学士課程教育の教育方法に関するものに限定されている。また、各研究科にはFDを担当する組織が設置され活動しているが、その活動は、しばしば基礎となる学部のFD活動と共同で行われることが多い。

もっとも、最近では、いくつかの研究科で、大学院教育に固有の問題をテーマに取り上げてFD研修会が実施されたところもある。その意味では、大学院固有のFDは、本学では緒に就いたばかりである。

イ シラバスの作成と活用状況

法務研究科を除く6研究科の全授業科目（研究科によっては博士課程後期課程の授業科目は除かれている）のシラバスは、4月初めに学生に配付される『大学院要覧』の中にまとめて収録される。この『大学院要覧』にはシラバスのほかに教学に関わる規程、履修要項、奨学金、TA・RA制度に関する資料も掲載されており、入学後の専攻別の「ガイダンス」や各年次での担当教員による履修指導、学生の科目選択などに活用されている。

シラバスは、統一書式に従い、①講義・演習科目名（英訳含む）、②担当者名、③講義題目、④講義内容、⑤授業計画（半期15回・通年30回）、⑥成績の評価方法、⑦テキスト・参考文献等、を記載している。しかし、実際には、記載内容は質・量ともにばらつきが大きく、なかには授業内容に関する情報が極めて少ないものもある。しかし、平成22(2010)年度からは、この点についての改善が図られ、さらに、記載項目として「達成目標」が加えられたことにより、学生にはさらに有益な情報源となるはずである。

法務研究科のシラバスは、『大学要覧（法科大学院）』にまとめられて学生に配付されるほか、Web上の「TKC 法科大学院教育研究支援システム」にも掲載されている。また、このシステムには毎回の授業のシラバスも掲載され、学生はそれを通して、授業に関わる準備・課題等を知ることができる。

ウ 学生による授業評価の活用状況

本学大学院は、大学院全体として学生による授業評価アンケートを実施する組織を持っておらず、実施は各研究科にゆだねられている。しかし、各研究科の記述からわかるように、現在、研究科として組織的に授業評価を行っているところは少ない。どの授業科目も受講学生が非常に少ないため、アンケート実施によるメリットよりもデメリットの方が大きいと判断している研究科が多いためである。

しかし、最近では、デメリットを減らすさまざまな工夫を凝らし、自己点検・評価活動の一環として学生による授業評価アンケートを実施している研究科、実施しようとしている研究科がみられる。

他方、法務研究科では、学生による授業評価は組織的に実施され、その結果は学内外に公開されるとともに、FD活動の資料として活用されている。

エ 修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

大学院全体としてのそうした仕組みはない。各研究科においても、そうした仕組みはほとんど導入されていない。

しかし、研究科によっては、修了生との面談や修了生を対象にしたアンケートなどによって、在学時の教育内容・方法についての評価を聞く試みがなされている。最近では、人間情報学研究科は、平成21(2009)年度に修了生を対象にしたアンケート調査を行い、在学時の授業を評価させている。

【点検・評価】

上掲の6つの到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 各授業科目における到達目標を明確化し、それに基づいた教育・研究効果の測定、成績評価を行うという目標は、平成22(2010)年度のシラバスから「達成目標」の記載欄を設けたことで、達成に向け大きな進歩があった。今後の課題は、その達成目標が教育・研究効果の測定や成績評価の基準として機能するものとなるよう、そして、実際に機能させるよう、教員に周知徹底することである。
- (2) 修士論文、博士論文に求められる基準・水準を明確化し、履修指導、研究指導及び論文指導の指針とするという目標については、多くの研究科ではまだ不十分である。それは、そうした基準・水準について研究科として考えが一致していないためというよりは、むしろ暗黙の一致があり、それで特に問題が生じていないため、わざわざ明確化する必要がないと考えられているからである。しかし、基準・水準の明確化は、教育・研究指導を行う教員にとっても、受ける学生にとっても極めて有益であり、大学院全体として、早急に検討を始める必要がある。
- (3) 学生一人ひとりの状況を踏まえた個別的な教育・研究指導を行い、能力・資質の向上

を図るという目標については、かなりの程度達成されている。学生数が少ないこともあり、本学大学院の教員は、学生一人ひとりにきめ細かい指導をしている。特に論文指導においては、学生の進捗状況にあわせて、授業以外に多くの時間を指導に費やしている。

- (4) 各研究科の FD 活動を支援するとともに、大学院に特有の教育・研究指導方法の改善に向けて大学院全体での取り組みを図るという目標については、まだ改善の余地が大きい。上述のように、本学では大学院担当教員においても、FD といえば学士課程教育の FD の方に目が向きがちであり、大学院教育の FD までは及んでいないのが現状である。それでも最近、いくつかの研究科において、大学院教育に関する FD 活動が始められていることは注目される。大学としては、それらの動きを積極的に支援するとともに、大学院教育の FD に大学院全体で取り組む措置が必要である。
- (5) シラバスに達成目標に関する記載欄を設けるとともに、各記載欄の趣旨について周知徹底を図り、記載内容を質・量ともに充実させるという目標に向けては、平成 22(2010)年度のシラバスにおいて大きな進展があった。上記のように、シラバスに「達成目標」の記載欄が新設され、その他の記載事項も含めて、記載上の注意を周知徹底させたことにより、平成 21(2009)年度のものと比較しても明らかな改善があった。とはいえ、一部にはまだ不十分なものもあり、その改善は今後の課題である。
- (6) 学生による授業評価、修了生による在学時の教育・研究指導の評価などを実施し、その結果を教育・研究指導の改善にいかすという目標も、まだ達成にはほど遠い。学生による授業評価をまだ実施していない研究科も多く、修了生による在学時の教育評価もほとんど実施されていない。確かに、これらにはデメリットもあるし、実施の困難さもある。しかし、教育・研究指導を改善するためのいわゆる PDCA サイクルを確立するには、学生や修了生からの評価を参考にすることは不可欠である。各研究科は、さまざまな工夫を凝らし、学生・修了生による評価を集め、それを利用する仕組みをつくる必要がある。

【改善方策】

- (1) シラバスの「達成目標」が教育・研究効果の測定や成績評価の基準として機能するものとなるよう、そして、実際に機能させるよう、教員への周知徹底を図る。
- (2) 各研究科が、履修指導、研究指導及び論文指導の指針となるよう、修士論文、博士論文に求められる「学位授与の方針・基準」を平成 22(2010)年度中に明確化する。
- (3) 大学院に特有の教育・研究指導方法の改善に向けての各研究科の FD 活動を積極的に支援し、大学院全体での取り組みを強化する。特に、大学院 FD に関する学内研修会を大学院全体で開催するほか、学外研修機会、研修教材の確保に努める。
- (4) シラバスの記載内容を質・量ともに充実させるよう、記載上の注意をさらに周知徹底させるとともに、不十分な記載に対しては改善を求める体制を強化する。
- (5) 学生による授業評価、修了生による在学時の教育・研究指導の評価を集積する仕組みをつくり、その結果を教育・研究指導の改善にいかす。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

- (1) 大学院レベルでの留学生の受け入れ数を増やす。
- (2) 国内外の大学院との組織的な教育研究交流を積極的に推進する。
- (3) 客員教授の受け入れを推進し、大学院研究科全体の国際交流を推進する。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学は、「グローバル化した 21 世紀にふさわしい優れた人材を輩出し、大学としての社会的評価を一層高めるためには、日本社会に対する貢献だけでなく、国際社会に対する貢献をも視野に入れた教育と研究を推進していく。」という方針のもと、国際化への対応と国際交流の推進を図っている。この方針は、本学教育の基礎にあるキリスト教が持つグローバルな性格に基づくものであり、また、21 世紀型地球市民を育成するという大学の公共的な使命、社会からの要請に応えるものである。そして、同時に、学識においても研究能力においても高い水準が求められる大学院においては、研究における国際化への対応、国際交流の推進が欠かせないことを踏まえたものである。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（大学基礎データ表 11 に対応）

本学は、上記のように、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるために、国際交流部を置き、さまざまな国際交流プログラムを立案・実施するとともに、そうしたプログラムによる留学生及びその他の私費外国人留学生の支援を行っているが、そこには大学院学生も含まれている。しかし、現在のところ、大学院の留学生は、国費留学生 1 名と私費留学生 1 名を受け入れているだけであり、派遣留学生はいない。

また、教員の国際交流を促進するための措置としては、上記のように、海外留学のための「在外研究員制度」や「研修休暇制度」、国外で行われる学会参加や調査・資料収集のための出張旅費を支給する「東北学院大学国外出張旅費規程」及び「東北学院大学国外学会参加補助内規」が整備されている。また、「東北学院大学交換教育職員に関する規程」に基づいた国外の協定校への本学教員の派遣制度がある。さらに、大学院独自の制度としては、「東北学院大学大学院外国人客員教授に関する規程」に基づいて外国人教員を大学院に受け入れる措置を講じている。これらの制度は、多くの大学院担当教員に利用され、教員による国際レベルでの教育研究交流の活発化に役立っている。

ウ 国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況（大学基礎データ表 12 に対応）

本学大学院では、そうした組織的交流は、すべて各研究科が主体となって行われているが、数としてはそれほど多くない。詳細は第 2 章の各研究科の記述を参照されたい。

【点検・評価】

上掲の 3 つの到達目標について点検・評価する。

- (1) 大学院レベルでの留学生の受け入れ数を増やすという目標については、まだ不十分な

状況にある。上記のように、大学院学生による国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための基本的制度は整備されている。しかし、実際には、大学院学生の留学生は、受け入れ、派遣とも極めて少ない。しかも、これまで各研究科は、留学生の受け入れを増やす可能性について、あまり真剣に検討してこなかった。今後は、学生確保という観点からも、その可能性を探る努力をする必要がある。

- (2) 国内外の大学院との組織的な教育研究交流を積極的に推進するという目標については、各研究科とも改善の余地が大きい。上記のように、本学では、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための基本的制度は整備されて、それらに基づいた教員個人単位での国際交流は適切に行われている。それに対して、研究科や専攻を単位とした組織的な交流は、それほど多くない。研究科の教育研究の改善に資するような組織的交流の可能性を探り、それを推進することは、今後の大きな課題である。
- (3) 客員教授の受け入れを推進し、大学院研究科全体の国際交流を推進するという目標に向けた動きは、比較的順調に進められている。「外国人客員教授に関する規程」に基づいて、ほぼ毎年、外国人客員教授が招聘され、本学大学院の教育研究に刺激を与えている。今後は、その数を増やすとともに、すべての研究科がこの制度を利用するよう推奨することが課題となる。

【改善方策】

- (1) 各研究科は、それぞれの状況を踏まえて、留学生受け入れを増やす可能性について組織的に検討する。
- (2) 各研究科は、教育研究の改善に資するような組織的交流の可能性を探り、それを推進する。
- (3) 客員教授の受け入れ数を増やすとともに、すべての研究科がこの制度を利用するよう推奨する。

④学位授与・課程修了の認定

【到達目標】

- (1) 大学院各研究科の課程ごとに「学位授与の方針・基準」を明確化する。
- (2) 学位の質保証に配慮しながらも、修士・博士・専門職すべての学位の授与数・授与率をできる限り高める。
- (3) 修士論文に代替できる課題研究に関する学位授与及び標準就業年限未満での修了に関する各研究科の運用細則の整備を進める。

【現状説明】

1. 学位授与

ア 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（大学基礎データ表7に対応）

本学大学院における修士・博士・専門職学位の授与状況は、「大学基礎データ」表7に研究科・専攻ごとに示されているが、これをよると学位授与状況には研究科によるばらつ

きがみられる。詳細は第2章の各研究科の記述を参照されたい。

修士・博士・専門職学位の授与状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
修士	66	50	58	60	37
博士(課程)	4	1	4	4	1
博士(論文)	1	1	1	1	0
専門職学位	-	-	34	22	19

学位の授与方針・基準については、学校教育法第104条及び学位規則に基づき、「東北学院大学大学院学則」並びに「東北学院大学学位規程」が定められており、修士論文は「広い視野に立った精深な学識及び専攻分野における研究能力を証左するもの」とされ、また博士論文は「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左する」ものとしている。それらの基準を満たすとともに、在学中の研究指導により各研究科・専攻における理念・目的・教育目標が達成されたかを評価し、学位を授与している。しかし、ほとんどの研究科では、学位論文を審査・評価するためのより具体的な方針・基準を定めているわけではない。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

本学大学院が学位審査の透明性・客観性を高める措置として導入しているのは、基本的には、次の3つである。第一に、学位規程第10条第1項に基づき、審査委員として主査と副査の2名を選出し、両者の協議によって審査していること、第二に、審査委員を選出する際、必要に応じて学外から選出できること、特に博士の学位審査にあたっては学外からの審査委員を加えることを原則としていること、第三に、学位審査についての審査委員の報告をもとに、専攻会議、研究科委員会、大学院委員会による慎重な審議が行われた後に、合否判定が行われていることである。また、研究科によっては、論文審査の客観性を高めるために、学内外の学術誌への掲載を義務づけている。

しかし、ここでも、ほとんどの研究科で学位論文を審査・評価するより具体的な方針・基準を定めていないことは、学位審査の透明性・客観性を高める際の障害になっている。

ウ 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

本学大学院学則第15条で、「修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること」と規定し、修士論文に代替できる課題研究を認めている。しかし、この制度を運用するために必要となる「細則」を整備している研究科がないため、実際には、本学大学院ではこの制度は運用されていない。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

本学大学院では、学位論文を日本語で書くことが義務づけられていない。とはいえ、学位論文を書くための研究には高度な日本語能力が必要であり、入学者選抜試験の際の確認だけでは不十分である。そのため、本学では、指導教員が研究科・専攻の協力を得て、留

学生に必要な日本語指導の措置を講じている。

2. 専門職大学院の修了要件等

ア 法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間及び修得単位数との適合性

専門職大学院設置基準の第6章の法科大学院に関する規定、及び、法務研究科の教育目標に対応して、大学院学則第16条の3で「専門職学位課程のうち法務研究科法実務専攻専門職学位課程の修了要件は、同課程に3年以上在学し、95単位以上を修得し、かつ、一定以上の成績をおさめること」と規定している。また、第16条の4では入学前の既修得単位の認定について、第16条の5では法学既修者の認定を規定している。

なお、法務研究科は、平成23(2011)年度からの導入に向け教育課程の改正準備を進めており、この改正の中では、関係法令の改正をも受け修了要件単位数等の見直しも行われる見込みである。

3. 課程修了の認定

ア 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

前期課程においては大学院学則第15条で、後期課程においては同第16条において、優れた業績を上げ、当該研究科委員会が特に認めた場合に限り、標準修業年限未満での修了を認めている。

【点検・評価】

上掲の到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 大学院各研究科の課程ごとに「学位授与の方針・基準」を明確化するという目標は、その実現に向けて、検討が始められたばかりである。しかし、「学位授与の方針」の明確化は、学位の質保証という観点、及び学位審査の透明性・客観性という観点から、重要な課題であり、早い時期に結論を得る必要がある。
- (2) 学位の質保証に配慮しながらも、修士・博士・専門職すべての学位の授与数・授与率をできる限り高めるという目標の達成については、研究科によるばらつきが大きい。特に授与率が低い研究科は、その理由・背景を検討し、授与率の向上に向けた努力が必要である。
- (3) 修士論文に代替できる課題研究に関する学位授与及び標準就業年限未満での修了に関する各研究科の運用細則の整備を進めるという目標については、まだほとんど進んでいない。学生にこれらの制度の趣旨を理解させ、適切な運用を行うためにも、細則の整備を急ぐ必要がある。

【改善方策】

- (1) 大学院各研究科の課程ごとに「学位授与の方針・基準」の明確化を平成22(2010)年度中に行う。
- (2) 学位授与率が低い研究科・課程は、その理由・背景を検討し、学位の質保証に配慮しながらも、授与率の向上に向けて努力をする。

- (3) 修士論文に代替できる課題研究に関する学位授与及び標準就業年限未満での修了に関する各研究科の運用細則を平成 22(2010)年度中に整備する。

⑤通信制大学院

ア 通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の

適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

(1) 学部等における学生の受け入れ

【到達目標】

- (1) 本学の「入学者受け入れの方針」に基づいて、多様で、適切な入試選抜方法を採用し、それらの方法のもとで公正・妥当な入学者選抜を実施する。
- (2) 本学の多様な入学者選抜方法について、それぞれの選抜方法の趣旨を広く周知させ、趣旨に合致した志願者を得るために、それぞれの入学者選抜基準の情報提供をさらに高めると同時に、それについての広報活動を一層充実させる。
- (3) どの入学者選抜方法においても、入学者が「東北学院の建学の精神、教育理念に理解を示していること、及び入学しようとする学部学科での学修に必要な学力を有していること」という「入学者受け入れ方針」の基本要件を満たすための方途に特段の配慮をする。
- (4) 入学者数や在籍学生数が恒常的に著しい定員超過や欠員とならないよう、入学者数の管理に努める。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（大学基礎データ表 13、表 15 に対応）

(1) 学生募集の方法

本学では、毎年4月末には次年度の学生募集の要項を決定し、5月からは本格的な募集活動を開始している。募集活動は入試部が中心となって行う。その主なものをあげると、高校の進路指導者を対象として東北6県で実施する本学主催の進学指導者懇談会、主として入試関係業者によって運営される進学相談会、高校からの依頼により入試関係者が出向いて入試方法の詳細を説明する入試説明会などがある。そのほか、オープンキャンパスにおける入試説明会や受験生との個別相談、入試関係者が高校を訪問して場合によっては生徒への説明を行う高校訪問、新聞・テレビ・受験雑誌等のマスメディアへの広告掲載も募集活動の手段となっている。また、その際、主な資料として、大学での学習や生活を説明する『大学案内』及び入試選抜の方法と過去の実績を説明する『受験ガイド』を配布している。

(2) 入学者選抜方法

入学者選抜方法は、次の3つの一般選抜、5つの推薦入試、3つの特別入試の合計11の選抜方法（すべて略称）からなる。なお、カッコ内に示す数字は、平成21(2009)年度入学試験の各試験の大学全体の定員であり、募集定員の総数は2,455名である。

<一般選抜>

- ・一般入試 前期日程・後期日程（1,157名）
- ・センター試験利用入試 前期日程・後期日程（208名）
- ・A0入試 A日程・B日程（257名）

<特別選抜・推薦入試>

- ・キリスト者等推薦入試（35名）
- ・スポーツ推薦入試（129名）
- ・学業推薦入試（400名）
- ・資格取得推薦入試（20名）
- ・TG 推薦入試（211名）

<特別選抜・特別入試>

- ・社会人特別入学試験（12名）
- ・夜間主コース社会人特別入学試験（7名）
- ・外国人留学生特別入学試験（19名）
- ・帰国子女特別入学試験（若干名）

(3) 入学者選抜方法の位置付け

本学の入学者選抜方法は、次のような、本学の「入学者受け入れ方針」に対応したものである。

「本学は、東北学院の建学の精神、教育理念に理解を示していること、及び入学しようとする学部学科での学修に必要な学力を有していることを基本要件にしながら、さらに次の点を考慮しつつ、入学者を広く受け入れる。

- ①大学での学修に必要な能力（コミュニケーション力、思考力、文章力など）をもっていること
- ②入学しようとする学部学科の教育内容を理解した上で、その学部・学科での学修を強く望んでいること
- ③建学の精神への深い理解と共感をもっていること
- ④スポーツの能力に優れていること
- ⑤外国人留学生、帰国子女、もしくは社会人であること」

一般選抜のうち「一般入試」と「センター試験利用入試」が基本要件の「学力」を特に重視し、①～⑤は問わない入試である。それに対して、「AO 入試」は①と②の考慮事項を重視した入試である。

推薦入試のうち、「キリスト者等推薦入試」は③、「スポーツ推薦入試」は④の考慮事項に対応した公募制推薦入試である。それに対して、「学業推薦入試」と「資格取得推薦入試」は①と②、「TG 推薦入試」は③を考慮事項に対応した指定校推薦入試である。また、3つの特別入試は⑤を考慮した入試である。

なお、これらの選抜方法のほかに、3年次編入のための「編入学試験」（募集定員 127名）と「転学部・転学科試験」がある。

2. 入学者受け入れ方針等

ア 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

本学の「入学者受け入れ方針」は上記の通りである。そこには、2つの点で大学・学部等の理念・目的・教育目標との強い関係づけがなされている。

第一に、「東北学院の建学の精神、教育理念に理解を示していること」を入学者受け入

れの「基本要件」としている点である。

第二に、考慮すべき事項の②として「入学しようとする学部学科の教育内容を理解した上で、その学部学科での学修を強く望んでいること」、③として「建学の精神への深い理解と共感をもっていること」を挙げている点である。

イ 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

「入学者の受け入れ方針」で入学の基本要件としている「建学の精神、教育理念への理解」と「入学しようとする学部学科での学修に必要な学力」については、すべての入学者選抜方法において、そのチェックを行っている。

まず、「建学の精神、教育理念への理解」については、募集要項で、建学の精神及びその具体的実践としての「大学礼拝」を説明し、大学礼拝への出席義務を承認することが入学の条件になっていることを説明している。この点については、試験当日にも試験監督者から説明があり、受験者への周知を図っている。また、その際、受験者からの疑問・質問には、大学（宗教部）が責任を持って対応している。

次に「学力」については、学力試験を行っている「一般入試」「センター試験利用入試」のほかにも、すべての入学者選抜において、学力をチェックする仕組みを導入している。そのうち最も重要なものは、すべての推薦入試への出願に際して、高校からの調査書における「評定平均値」について最低条件を設けていることである。

本学の「入学者受け入れ方針」とカリキュラムとの関係については、3つの点を指摘できる。

第一に、すべての学部で2つの授業科目「キリスト教学Ⅰ」及び「キリスト教学Ⅱ」を必修科目としていること、そして、授業ではないが、それに準じた毎日の「大学礼拝」への出席が奨励されていることである。これは、本学が、「建学の精神、教育理念への理解」を入学の基本要件としていることに対応している。

第二に、本学では、どの入学者選抜方法で入学しても、学修における特別扱いはないということである。特定の入試で入学した学生のための特別授業といった措置は、本学では、まったく取られていない。これは、本学が、「入学しようとする学部学科での学修に必要な学力」を入学の基本要件としていることに対応している。

第三に、それにも関わらず、本学は、多様な選抜方法による多様な学生を受け入れていることを強く意識した教育課程の編成を行っている。どの学部でも初年次教育や導入教育に工夫を凝らし、必要に応じて補習教育を行っている。

3. 入学者選抜の仕組み

ア 入学者選抜試験実施体制の適切性

本学の入試は、すべて大学全体の責任で実施される。入試実施に関わる全学的組織としては「入試管理委員会」「入試実施委員会」「入試判定委員会」の3つがある。

「入試管理委員会」は、入学試験の実施及び管理に関する基本方針その他重要事項について審議し、全学教授会への原案を作成するための組織であり、全学教授会からの委任があるときは、全学教授会にかわって審議・決定できる。学長が委員長を務め、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部

長、入学試験センター所長、A0 委員会委員長、学科長及び夜間主コース主任からなる。また、A0 入試を行うための組織である A0 委員会は、この入試管理委員会のもとに設置されている。

「入試実施委員会」は、全学教授会又は入試管理委員会の決定に基づいて、入学試験を円滑に実施するための組織である。構成員は、学長、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長で、学長が委員長となる。入試実施時には、学内に待機し、不測の事態に備える。

「入試判定委員会」は、入学者選抜において合否判定を行う組織であるが、規定によって、全学教授会がこの委員会となる。

各種入学試験において、入試実施委員会の委員は、学内の特定の場所に待機し、不測の事態が発生した時には、入試実施委員会の判断により、試験実施の是非を判断することになっている。

入試問題の作成、採点に関しては、各試験科目の出題主任を中心に作成委員・整理委員・校正委員・採点委員（兼任可）がグループを構成しているが、入学試験の公平さを保つためにいずれの委員も非公表にし、採点にあたっては最低2回のチェックを行っている。

入学試験の募集要項（願書）の送付・配付・受付・処理から受験票の送付に至る一連の入試業務及び入試実施のための試験場設営は、入試事務に責任を持つ入試部が行い、教員が務める入試部長と数名の副部長、入試課長以下10名の事務職員から構成される。また、入試関連のデータ処理は、入試課内のデータ処理係が担当している。

入試実務の中で、事務職員以外が行うにふさわしい業務（試験問題の準備、受験の説明、試験監督など）に関しては、入試部長を責任者とし、入試部副部長5名、入試センター所員7名より構成される入学試験センターが責任を持つ。

イ 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜基準の透明性について、4つの観点からみておく。

第一に、全体評価を構成する「評価項目」がある。この点については、本学が採用しているすべての入学試験について、受験生に配布している『受験ガイド』の「選抜方法」で明示している。

第二に、全体評価の中での評価項目ごとの「比重（配点）」がある。これについては、「一般入試」と「センター試験利用入試」では『受験ガイド』に明示されているが、推薦入試、特別入試については明示されていない。ただし、入試説明会などで、受験生や教員など関係者から開示請求があった場合は開示している。

第三に、各評価項目で評価する際の「基準」がある。これについては、原則として公表していない。ただし、一般入試については、入試問題について「解答例」を公表しており、そのことで採点基準がおおむねわかるようにしている。また、A0入試においては、最も重視している面接の評価基準について、学科ごとの「A0入試における重要評価点」として公表している。

第四に、合格に必要な「水準」がある。「一般入試」と「センター試験利用入試」では、『受験ガイド』に前年度の合格最低点を公表している。その他の入試に関しては、水準を直接的に示しているデータではないが、前年度の受験者数・合格者数・実質倍率を公開す

ることで、水準が推測できるようにしている。

ウ 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

入学者選抜の公平性・妥当性を確保するためのシステムとしては、次の3点をあげておく。

第一に、本学では、合否判定を慎重に審議するシステムを持っている。本学では、入学者選抜の権限は、それぞれの学部に関しては「学部教授会」、全体的・最終的には「全学教授会」にある。しかし、本学では、「学部教授会」「全学教授会」での審議に先立って「入試実施委員会」「入試管理委員会」「部長会」という3つの全学的審議機関で審議する。また、「入試実施委員会」への合否判定の原案は、学部長より提出されるが、それぞれの学部ではその原案を提出するための独自の検討過程を持っており、その内容については第2章の各学部の記述を参照されたい。

第二に、こうした審議は、個人名を伏せて受験番号と得点だけが記された判定資料に基づいて行われている。

第三に、一般入試においては、受験科目による不公平が生じないように、得点をすべて偏差点化して合否判定を行っている。

次に、入学者選抜結果の公平性・妥当性を確保するシステムとしては、次の3点をあげておく。

第一に、入試問題の作成にあたって、測りたい学力・能力を正しく測れるような問題となるよう、入試センターがチェックしている。

第二に、受験者には入試問題の持ち帰りを認め、希望する高等学校などには著作権の扱いに配慮しながら入試問題の配付を行い、毎年「解答例」を付した過去問題集を作成して、問題や採点の誤りが発見されやすい環境を作っている。もし、問題の誤りや採点の誤りが発見された場合は、早急に対応している。

第三に、入学者選抜の方法と入学後の成績との相関については、教育研究所が中心となって調査しており、選抜が有効に機能しているかどうかを検証する基本データを提供している。

4. 入学者選抜方法の検証

ア 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

各年の入試問題の検証作業は、入試センターを中心に行われており、大きく次の3つの仕組みが導入されている。

第一に、問題原稿の入校・校正の作業過程において、入試センター所員が、出題の適切性（高校の学習範囲かどうかなど）をチェックする。不適切な場合は、出題主任に修正を要請する。

第二に、試験終了後に、試験問題を公開するとともに、オープンキャンパスや進学相談会などで「解答例」を付した問題集を編集して広く配布して、問題に対する外部的チェックが働きやすくしている。

第三に、試験科目ごとの平均点、標準偏差を当該年度の出題主任に提供する。また、このデータは、次年度の出題主任にも提供される。

なお、平成18(2006)年度入試問題までは、本学との関係が深い高校に、問題の適切性の判断を、校長を介して依頼していた。しかし、高校教員の本務との関係により、この依頼は現在行っていない。

イ 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

こうした仕組みとして、次の2つをあげることができる。実際、これらの仕組みによって得られた意見は、本学の入試方法の変更の大きな要因となっている。

第一に、本学は、毎年6月東北6県で、高校の進路指導教員を対象に「進学指導者懇談会」を開催している。これは、本学の入試方法についての説明の場であると同時に、本学の入試方法の適切性についての意見を聞く重要な場となっている。

第二に、入試説明会や高校訪問を通じての意見聴取がある。ここでも、教員は、本学の入試方法について説明すると同時に、入試方法の適切性について意見を聞いており、その意見は、主に入試センター所員を通じて集約される。

5. A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）

ア A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

本学においては、募集定員の約1割をA0入試で選抜している。本学のA0入学試験は、第一次選抜試験と第二次選抜試験からなっており、書類審査と面接からなる第一次選抜でA～Dの4段階評価のうちA～Cの評価を得た者が第二次選抜に出願でき、第二次選抜での面接・小論文・書類審査による評価を加えて最終的な合否判定がなされる。本学では第一次選抜では受験料を徴収せず、第二次選抜への出願をもって正式出願としている。第一次選抜への出願者は毎年約950名であり、最終合格者が約350名であるから、実質倍率は2.7倍程度となる。

第一次選抜は、本学所定の「第一次選抜審査申請書（A3版1枚の用紙に、志望動機、高校生活、大学生活への希望、読書、社会的事項、高校での成績概要を記載する）」などの提出書類の審査と面接で行われる。書類審査により面接を行わずD評価とすることもある。面接は、A0委員及びA0面接委員の組み合わせによる2名の面接担当者が、個人面接を30分程度の時間で実施している（経済学科においては、グループ・ディスカッションを含む）。面接の評価基準については、学科ごとに「A0入試における重要評価点」を明示している。また、各学部・学科は、面接の評価について面接担当者の主観的要素をできる限り少なくし、組織としての説明責任を果たせるための仕組みを設けている。

第二次選抜では、小論文と短時間の面接（5分から10分程度）を実施している。第二次選抜の段階では、高校からの調査書の提出を必要としている。第一次選抜と第二次選抜の評価を総合して、最終的な合否判定を行っているが、第一次選抜での評価の比重を大きくしている。

6. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性

本項は、学部には該当しない。

7. 入学者選抜における高・大の連携

ア 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

推薦入試には、「学業推薦（指定校制）」「キリスト者等推薦（公募制）」「資格取得による推薦（指定校制）」「スポーツに優れた者の推薦（公募制）」「TG 推薦入試」（併設校2校）の5種類がある。

これらの推薦入試による入学において高校との適切な関係を保つために、本学は次のような配慮をしている。

- (1) すべての推薦入試において、出願要件として高校の調査書における評定平均値に関する条件を付している。
- (2) すべての推薦入試で、高校長あてに推薦者の合否を連絡している。
- (3) 指定校制の推薦入試では、指定校を選ぶ基準・方法について明確化している。
- (4) 指定校制の推薦入試で不合格者が出た場合、その理由を詳細に高校に説明している。
- (5) TG 推薦入試では、志願者を対象に各学部・学科を紹介するガイダンスを実施している。
- (6) TG 推薦入試では、「小論文」の成績を高校長に通知し、改めて面接の必要な生徒がいる場合には、その旨を伝えている。

イ 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

東北地方を中心に、さらには北海道や北関東などの受験生が見込まれる各高校に『大学案内』や『受験ガイド』を配付することにより、正確な情報の伝達を実現させている。また、高校生に対して直接実施する進路相談・指導は、オープンキャンパスや進学相談会、高校から招かれての入試説明会で行っている。さらに、本学のホームページで入試に関する詳細な情報を掲載し、平成21(2009)年度には「受験生応援サイト Step! TG」を開設し、受験生はより簡単に自分のほしい情報へアクセスできるようになった。

受験生への情報伝達に関しては、①情報伝達が公平であること。すなわち、比較的簡単に、すべての受験者が受験情報に接することができること。②情報伝達がタイムリーであること。すなわち、入試情報の伝達が遅れることにより、受験生に迷惑を掛けないこと。③情報伝達が正確であること。すなわち、進路指導教員あるいは受験生にあいまいな情報、あるいは誤解が生じるような情報の伝達を行わないこと。受験生に説明することが容易でない事項（例えば、キリスト者等推薦入学試験におけるキリスト者の資格条件など）については、入試課に直接確認することを志願者に伝えること、の各点に注意を払っている。

8. 社会人の受け入れ

ア 夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

昼夜開講制は、文学部英文学科で導入しており、入学定員35名のうち7名を「夜間主コース社会人特別入学試験」によって受け入れている。なお、平成21(2009)年度に改組した経済学部は、それ以前は昼夜開講制を導入しており、経済学科は入学定員95名のうち30名を、経営学科は35名のうち5名を上記入試によって受け入れていた。改組後は、経済学部経済学科（5名）、共生社会経済学科（2名）、経営学部経営学科（5名）で「社会人特別入学試験」によって受け入れている（カッコは募集定員数）。

また、平成 22(2010)年度入学者に係る入試から、「夜間主コース社会人特別入学試験」を「社会人特別入学試験」に統合し、新たに法学部法律学科(2名)、工学部4学科(各1名)で実施することになっている。

社会人は上記の入試のほか、一般入学試験でも入学している。

9. 科目等履修生・聴講生等

ア 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

(1) 科目等履修生

学外者(本学卒業生を含む)に広く学習の機会を提供するため、また、資格取得に必要な単位を修得しようとする者に機会を提供するため、特定科目の単位修得を目的とする「科目等履修生」を受け入れている。

学則第46条に基づいて定められている「東北学院大学科目等履修生に関する規程」第2条第1項及び第2項が、科目等履修生の出願資格を規定している。第1項は、一般的な科目等履修生の入学要件を、学則第9条の定める条件と同じであるとしている。すなわち、広く学習の機会を提供する対象は、大学入学資格を有する人々に限定されている。

また、資格取得を目的とする場合、上記の科目等履修生に関する規程第2条第2項により、「学士の学位を有する者で、2年以内に所定の必要単位を取得することができる」と認められる者、あるいは「大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者で、2年以内に所定の必要単位を修得できると認められる者」という条件が付加される。学士の資格又は短大卒以上と同等の資格が必要とされるのである。さらに、教育実習に関する科目の場合には、本学卒業生のみが、科目等履修生に出願できることとなっている。これらの限定は、単位修得の目的から派生する必然的なものであり、広く学習機会を提供するという本学の趣旨及び大学設置基準等の法令に矛盾するものではない。

これらの要件は、それ自体明確であるが、募集要項では、さらに分かりやすく明確に、「高校卒業または同等以上の方」と表記し、資格取得目的の場合については、事務担当者への問い合わせを促すようにしている。

なお、資格関係科目の場合、在学生の受講者がおらず、科目等履修生だけの場合であっても当該授業を実施している。本来は、在学生の受講者が存在しなければ、その科目は実施せず、したがって、科目等履修生も受け入れないのが通例であるが、資格取得目的の場合、その趣旨からして、本来の受講者がいない場合に実施しなければ、志願者を著しく不利な立場に陥らせる可能性が高いからである。

科目等履修生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、書類審査と面接を行った上で、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を認めている。

(2) 聴講生

「聴講生」は、広く学習機会を社会人等に提供するために、単位修得を目的としない者として受け入れている。聴講生の場合にも、出願の条件は科目等履修生と同様に、大学入学資格を有することとしている。また、聴講生の場合、科目等履修生と若干異なっており、聴講可能な科目を学部ごとに決めることになっているが、多くの場合には演習を含めてほとんどの科目が聴講可能である。

聴講生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を求めている。

10. 外国人留学生の受け入れ

ア 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

(1) 私費外国人留学生

私費外国人留学生は、「日本留学試験」の「日本語」を受験した者に限っている。そのほか、本学の外国人留学生特別入学試験において、日本語による小論文試験並びに面接を行い合否の判定をしている。平成 21(2009)年現在、私費外国人留学生は 34 名である。

(2) 交換留学生（特別聴講学生）

交換留学生は海外の協定校からの留学生を示し、4月から受け入れている韓国からの留学生は、留学生向けの講座に参加するのではなく、一般の日本人学生と同様のカリキュラムを受講している。これらの学生には、日本語能力試験 1 級から 2 級程度の能力を有していることを受け入れの条件としている。また、交換留学生は「日本研究夏季講座」（5月～6月）、「日本研究秋期講座」（9月～12月）、「集中日本語講座」（9月～翌年8月）の各講座に参加している学生をいう。日本研究夏季講座に参加する留学生は、日本語学習歴と面接の結果によって、各自の日本語能力に適したレベルのクラスに入る。レベルは初級・中級・上級に分けられている。「日本研究秋期講座」や「集中日本語講座」に参加している留学生には、複数年の日本語学習歴があることを求めており、これらの学生には日本語のみならず日本文化や日本経済を中心とした講義を英語で提供している。

平成 21(2009)年現在の大学全体の交換留学生は、6名（韓国から5名、ドイツから1名）である。また、日本研究秋期講座に参加した留学生は5名（アメリカから1名、ドイツから4名）で、参加の学生は所定の試験を受験し、60点以上の場合のみ単位が認定される。日本研究夏季講座参加の留学生は13名（アメリカから11名、タイから2名）で、集中日本語講座はドイツから1名である。

11. 定員管理

ア 学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と（編）入学者数の比率の適切性（大学基礎データ表 14 に対応）

入学定員に対する過去5年間の入学者数比率は、「大学基礎データ」表 13 の通り、文学部が 121.95、経済学部が 122.69、経営学部（改組のため1年次のみ）が 128.71、法学部が 124.49、工学部が 118.68、教養学部が 128.40 である。

学生収容定員に対する平成 21(2009)年5月時点の在籍学生数比率は、「大学基礎データ」表 14 の通り、文学部が 1.20、経済学部が 1.24、経営学部（改組のため1年次のみ）が 1.29、法学部が 1.25、工学部が 1.17、教養学部が 1.25、学部全体で 1.22 である。

編入学定員に対する編入学者数比率は、「大学基礎データ」表 14 の通り、文学部が 0.52、経済学部が 0.36、法学部が 0.17、工学部が 0.09、教養学部が 0.25、学部全体で 0.31 であ

る。なお、経営学部は改組のため該当しない。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

著しい欠員が恒常的に生じている学部はない。ただし、編入学については、文学部を除き著しい欠員が恒常的に生じている。この主たる原因は、編入学定員を設定する際、編入学の潜在的志願者数を見誤ったことにある。したがって、編入学定員の見直しが必要であると考えている。

著しい定員超過が恒常的に生じている学部はないが、収容定員に対する在籍学生数の比率が1.25を超えている経営学部（完成年度に至っていない）はそのおそれがあるので最大限の注意が必要であり、1.25である2学部（法学部及び教養学部）についても十分に注意すべきであると考えている。また、学科単位でみると、1.25を超えている経済学部経済学科昼間主コース（改組前）、共生社会経済学科（完成年度に至っていない）及び教養学部情報科学科がある。これらの定員超過の主たる原因は、合格者の歩留まり率が、ここ数年予想以上に高かったことによる。平成22(2010)年度入学者選抜からは、歩留まり率予測をかなり高めに設定し、不足した場合は補欠で補うという方針で定員管理を徹底している。

12. 編入学者、退学者

ア 退学者の状況と退学理由の把握状況（大学基礎データ表17に対応）

「大学基礎データ」表17の通り、過去3年間の本学の退学者は、平成18(2006)年度348名、平成19(2007)年度341名、平成20(2008)年度269名である。

退学者は、主に原級止めにより進級できなかった2年生と、卒業のできなかった4年生がその大半を占めている。各キャンパスの学生課が退学の届出窓口となっており、その際に提出される相談票によって、学業不振、病気等の身体的理由、進路変更、家庭の経済的事情が理由として把握されている。

イ 編入学生及び転科・転部学生の状況

編入学は、全学で127名の定員に対して、平成17(2005)年度45名、平成18(2006)年度44名、平成19(2007)年度は45名、平成20(2008)年度は45名、平成21(2009)年度は30名である。

転学部・転学科は、平成17(2005)年度3名、平成18(2006)年度2名、平成19(2007)年度は3名、平成20(2008)年度は5名、平成21(2009)年度は2名である。

【点検・評価】

上掲の到達目標ごとの点検・評価を行う。

- (1) 本学の「入学者受け入れの方針」に基づいて、多様で、適切な入試選抜方法を採用し、それらの方法のもとで公正・妥当な入学者選抜を実施するという目標は、おおむね達成できている。入学者選抜方法の趣旨は明確であり、その趣旨に即した選抜方法がとられている。特に、一般入試で、受験した科目の難易差による不平等を生まないために得点を偏差点化している点、A0入試で、面接に十分な時間をかけ、入学者受け入れ方針にある「大学での学修に必要な能力」と「入学しようとする学部学科の教育内容を理解した

上での志望の強さ」を丁寧に見ている点は評価できる。

ただし、「社会人特別入試」や「センター試験利用入試（後期日程）」について、一部実施していない学部があるが、できればすべての学部で実施することが望ましい。

- (2) それぞれの入学選抜方法の趣旨を理解してもらうための情報提供と広報活動についても、おおむね適切である。情報提供に関しては、『受験ガイド』による情報提供が充実している。特に、受験生にとって評価基準の理解しにくいAO入試について、学科ごとに「重要評価点」を明示している点、推薦入試の「小論文」の過去問が掲載されている点は評価できる。また、各年度の一般入試問題を「解答例」付きで編集し、広く配布していることも評価できる。

ただし、情報提供に関しては、ホームページによる情報提供がやや物足りない。また、推薦入試・特別入試については、評価項目ごとの「比重＝配点」を開示するだけでなく積極的に公表すべきである。さらに、入学選抜方法への外部からのチェックに関しては、入試説明会という場から離れて、広い観点から意見聴取をする仕組みを取り入れることも考えるべきであろう。

- (3) どの入学選抜方法においても、入学者が「東北学院の建学の精神、教育理念に理解を示していること、及び入学しようとする学部学科での学修に必要な学力を有していること」という「入学受け入れの方針」の基本要件を満たすための方途に特段の配慮をするという目標についても、おおむね達成されている。特に、「大学礼拝」と入学後の出席義務に関する説明には十分な配慮がなされている。

他方、推薦入試・特別入試における学力チェックの方法に関しては改善の余地がある。具体的には、小論文の問題を工夫することで、基本的学力のチェックをより実質化できる可能性がある。

- (4) 入学数や在籍学生数が恒常的に著しい定員超過や欠員とならないよう、入学数の管理に努めるという目標に関しては、2つの問題がある。第一は、全体的に恒常的な定員超過が認められ、1.25倍を超えている学科も存在する点である。第二は、編入学については、ほとんどの学部で反対に恒常的に著しい欠員が生じている点である。

前者については、「一般入試」や「センター試験利用入試」での合格者の歩留まり率が、ここ3年間、合格者数を決める際の予想より高い状態が続いていることが原因であり、改善のためには歩留まり率予想の精度を高めることが不可欠である。後者については、確かに潜在的な編入学希望者の掘り起こしも必要であるが、根本的には、編入学定員を実情に合わせて減員するしかないと考えられる。

【改善方策】

- (1) 「社会人特別入試」や「センター試験利用入試（後期日程）」については、すべての学部で実施するよう、各学部に働きかける。
- (2) ホームページによる入試関連の情報提供を充実させる。
- (3) 推薦入試・特別入試については、評価項目ごとの「比重＝配点」を公表する。
- (4) 入試説明会という場から離れて、広い観点から本学の入試制度について意見聴取をする仕組みの導入を検討する。
- (5) 推薦入試・特別入試における小論文の問題を工夫し、基本的学力のチェックをより実

質化する。

- (6) 「一般入試」や「センター試験利用入試」で合格者数を定める際の歩留まり率予想の精度を高める。
- (7) 編入学定員を実情に合わせて減員する。

(2) 大学院研究科における学生の受け入れ

【到達目標】

- (1) 入学定員・収容定員の充足率を高め、大学院全体で年平均75%以上とする。
- (2) 上記(1)のために、学生募集の方法を改善し、広く志願者を集める。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性(大学基礎データ表18-3、表18-4に対応)

学生募集の方法としては、『大学院学生募集要項』と『大学院案内』を作成し、学内外に送付することと本学ホームページへの入試情報掲載が基本的なものである。さらに、ほとんどの研究科では、本学学部学生を対象とした説明会を実施している。

入学者選抜の種類・方法は前期課程と後期課程でやや異なる。

前期課程及び修士課程(経営学研究科)の入学者選抜の種類は、「一般選考」「特別選考」「社会人特別選考」の3つである。「一般選考」は、専門科目と外国語科目についての筆答試験と面接・口述試験によって行われる。「特別選考」は、本学学士課程の卒業生・卒業予定者を対象とした選考で、学部において一定以上の優秀な成績をあげていることが受験資格となり、書類審査と面接試験によって選抜が行われている。「社会人特別選考」は、社会人を対象としたもので、選抜は書類審査と面接・口述試験によって行われている。

後期課程の入学者選抜は、「一般選考」「社会人特別選考」の2種類(ただし、法学研究科は「社会人特別選考」を行っていない)である。「一般選考」では、外国語科目の筆答試験(研究科によっては専門科目等の筆答試験も行われる)、修士論文及び研究計画書等に関する面接試験で入学者が選抜され、「社会人特別選考」では、すべての研究科で面接・口述試験を課しているほか、いくつかの研究科では外国語科目の筆答試験を課している。

法務研究科(平成21[2009]年度に実施した平成22[2010]年度入試)は、前期日程及び後期日程の「一般入試」と「東北地域貢献者A0入試」とに分かれている。「一般入試」は、適性試験、小論文試験及び書類審査・面接試験についてそれぞれ100点、合計300点で評価している。また、受験者全員に対して、各要素別の点数を開示している。「東北地域貢献者A0入試」は、東北の弁護士過疎地域の弁護士になろうとする目標を入学前からはっきりともつ者を対象に、適性試験の成績が全国平均点以上の者を対象とした面接を重視した試験制度で、受験者には、指定されたテーマについて事前に小論文を提出させ、その内容をめぐる質疑応答を中心とした面接試験の評価によって判定を行う試験である。

2. 学内推薦制度

ア 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

本学大学院でこれに該当する入学者選抜制度は、上記の「特別選考」である。

「特別選考」は、前期課程及び修士課程（経営学研究科）の入学者選抜において実施され、本学の学士課程において一定以上の優秀な成績を収め、教員からの推薦のあることを出願要件とし、その代わり、専門科目と外国語科目についての筆答試験を課さず、研究計画書を中心とした書類審査と面接で選抜を行うものである。例年、6月と9月の2回実施している。

出願要件としての「優秀な成績」の基準は各研究科によって異なるが、専門科目と外国語科目の筆答試験を免除するにふさわしい基準となるよう配慮している。

入学者全体の中に占める「特別選考」による入学者の割合は、研究科によってやや異なるが、全体としては約15%であり、入学者の確保に大きな役割を果たしている。また、この「特別選考」による入学者は、入学後もおおむね良い成績をあげている。

法務研究科については、該当する制度はない。

3. 門戸開放

ア 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

平成21(2009)年度の大学院学生242名（法務研究科含む）のうち、本学出身者でない者は84名（34.7%）である。本学出身者でない者の比率が最も高いのは法務研究科（59名の73.8%）、次いで高いのは法学研究科（4名の57.1%）であり、最も低いのは工学研究科（0%）である。

4. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

本学では、大学院学則第20条第1項第8号によって「大学に3年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本大学院で認めた者」を「飛び入学」者として受け入れることができるようになっている。しかし、この「飛び入学」制度を利用して本学大学院に出願した例は、平成7(1995)年度の1名（工学研究科）を除いていない。また、そのためもあり、法務研究科を除き、「所定の単位」や「優秀な成績」について、その具体的な細則をまだ定めていない。

5. 社会人の受け入れ

ア 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

本学大学院は、上記のようにすべての研究科で「社会人特別選考」を実施し、積極的に社会人を受け入れている。その結果、「大学基礎データ」表18にある通り、平成21(2009)年度現在、大学院全体で47名（前期：21名、後期：6名、専門職：20名）の社会人学生が在籍しており、全学生の中に占める割合は19.4%である。

6. 科目等履修生、研究生等

ア 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

(1) 科目等履修生

大学院学則第35条で、「本大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者があるときは、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、入学を許可することがある。」と規定している。

受け入れ要件は、大学院学則第20条で定める博士課程前期課程又は修士課程への出願資格を有していることである。

(2) 委託生

大学院学則第36条で、「公共団体その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導を希望する者があるときは、本大学院学生の教育研究の妨げのない範囲において、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、入学を許可することがある。」と規定している。

(3) 研究生

大学院学則第37条で、「本大学院各研究科において、特別の事項について研究を志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、各研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、許可することがある。」と規定している。

受け入れ要件は、「大学（外国の大学を含む）を卒業した者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者、及び修士の学位を有する者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者」（大学院研究生規程第2条）としている。

(4) 特別委託聴講生（委託聴講生）

大学院学則第39条で、「本大学院と単位互換制度の協定のある他の大学院の学生が、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を希望するときは、正規の学生の教育研究を妨げない範囲で、特別委託聴講生として許可することができる。」と規定している。

7. 外国人留学生の受け入れ

ア 大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

平成21(2009)年度現在、大学院全体で2名（前期・後期各1名）の外国人留学生が在籍している。一名は経済学研究科博士前期課程に在籍の中国国籍、一名は人間情報学研究科博士後期課程に在籍のベネズエラ国籍である。両名とも、一般選考による入学者である。

イ 留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った、大学院における学生受け入れ・単位の認定の適切性

本学大学院では、留学生の受け入れについて、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った受け入れをするために、前期課程については大学院学則第20条第3号、第4号及び第9号、後期課程については同20条の2第2号、第5号（ロ）の規定を設け、外国人日本語能力試験（1級）に合格していることを入学の要件としている。また、外国人留学生のための特別選抜も定員もなく、留学生は、「一般選考」を受験することになるが、本人が受けた教育内容や質については、面接の際に見極めている。

留学生が本国地での大学教育、大学院教育で修得した単位の認定については、日本人学生が入学前に修得した単位の認定と同等に扱われる。

8. 定員管理

ア 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性（大学基礎データ表 18、表 18-2 に対応）

法務研究科を除いた大学院研究科の収容定員 238 名に対する在籍学生数は 162 名であり、比率は 68.1%となっている。前期（修士）・後期課程別にみると、前期（修士）課程は、収容定員 172 名に対し学生数 141 名で比率は 82.0%、後期課程は、定員 66 名に対し、学生数 21 名で比率は 31.8%である。法務研究科を加えた大学院全体では、収容定員 388 名に対し学生数 242 名で比率は 62.4%である。

学生確保のための措置としては、大学では、給付奨学金制度、本学出身者への入学金の免除といった経済的支援を行い、各研究科は、社会人入学者を受け入れるための昼夜開講制の実施、カリキュラム改革といった教育内容・方法の改革、入試広報上の工夫を行っている。具体的には第2章の各研究科の記述を参照されたい。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

大学院全体の学生数は収容定員の6割にとどまり、いくつかの研究科では著しい欠員が生じている。特に、後期課程の収容定員充足率は3割程度と、大学全体として著しい欠員が生じている。

上記のように、大学全体としてはもっぱら経済的支援の強化を中心に、各研究科は教育内容・方法の改革と入試広報の改革を行っている。しかし、ここ数年の入学者数の推移を見る限り、その効果は限定的である。

【点検・評価】

上掲の2つの到達目標ごとに点検・評価する。

(1) 入学定員・収容定員の充足率を高め、大学院全体で年平均75%以上とするという目標については、達成できていない。

本学大学院では、学生の受け入れについての最大の問題は、学生が対収容定員の6割にとどまり、定員を満たしていない点であり、定員充足率を少しでも上げることが最大の課題である。

また、定員充足率をあげるためには、退学者を減らすことも重要であり、本学では、特に法務研究科では退学者を減らすための方途を真剣に検討する必要がある。

(2) 上記(1)のために、学生募集の方法を改善し、広く志願者を集めるという目標については、その効果が限定的である。とはいえ、本学大学院の各研究科の学生募集方法・入学者選抜方法は、学内外からの入学者、飛び入学者、社会人の受け入れに対して配慮された制度を整えており、おおむね適切であると評価できる。

今後の課題は、これらの制度を利用する志願者層をいかに掘り起こすかである。その点からいえば、学生募集方法・募集活動については、なお改善の余地がある。また、外国人留学生については、志願者増加が見込める研究科では、留学生のための特別選考を

設けることも検討されてよい。

しかし、こうした対応をとっても、本学が地方私立大学であり、大学院の研究科構成が人文・社会系を中心としていることを考慮するとき、効果は限定的であろう。定員充足率の向上のためには、学生募集方法・入学者選抜方法だけではなく、教育内容・方法の改革を含めた教学的支援、経済的支援を含めた学生生活支援、さらには就職支援など多面的・総合的な対応が必要である。

【改善方策】

定員充足率を上げるために、大学として次の4点を改善方策とする。

- (1) 各研究科が入学者を広く受け入れ、社会の要請に沿った教育研究指導を行うよう、教育内容・方法の不断の改革を指示し、支援する。
- (2) 退学者が多い研究科に対して、退学理由を把握し、退学者を減らすための対応策をとるよう指示する。
- (3) 授業料などの学生納付金の水準が、志願者・入学者の増加、退学者の減少にどの程度影響するかについての調査・研究を行い、実際に効果があることが明らかである場合には、学生納付金の水準について早急に検討する。
- (4) 就職課が大学院学生への就職支援を一層積極的に行えるようにする。

V. 学生生活

【到達目標】

- (1) 学修環境と課外活動環境を整備し、快適かつ安全な学生生活の充実を図る。
- (2) 給付奨学金の充実と周知を図り、学生生活の経済的側面を支援する。
- (3) 学生対応部署の連携により、問題を抱える学生への対応の充実を図る。
- (4) キャリア・デザインに関するカリキュラムを低学年次から段階的に企画・実施する。
- (5) 就職支援に関わる人材を育成し、施設の充実を図る。
- (6) 就職資料及び統計データの収集・整理・公表・活用の充実を図る。

【現状説明】

1. 学生への経済的支援

ア 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性(大学基礎データ表44に対応)

学生部学生課及び学務部大学院課において、日本学生支援機構奨学金や本学独自の奨学金制度、特待生や災害の被害を受けた学生への給付の紹介、受付、事務手続きなどを行っている。

「大学基礎データ」表44に、給付及び貸与奨学金の平成20(2008)年度の実績が示されている。そのうち、日本学生支援機構の奨学金(1種、2種)の学部学生及び大学院生への貸与数は、平成19(2007)年度が4,662名、平成20(2008)年度が5,057名であり、平成20(2008)年5月1日現在の学部在籍総数12,365名の約40%に達している。また、本学独自の奨学金には「給付奨学金」と「貸与奨学金」があり、対象者、給付内容等により区分される。以下はそのうちの主な制度である。

(1) 給付奨学金

①東北学院大学給付奨学金

学部学生対象の返済不要の給付奨学金として平成20(2008)年度に新設し、55名が給付を受けた。平成21(2009)年度は90名が給付を受けている。給付金額は30万円、定員枠は50名程度である。単年度審査で奨学生を決定するが、在学中に毎年度応募することもできる。

②東北学院大学緊急給付奨学金

学部学生対象に、学期の途中で家計が急変し学納金の納入が困難になった学生を救済するために、平成20(2008)年度に新設し、12名が給付を受けた。平成21(2009)年度は3月3日時点で29名が給付を受けている。給付金額は当該学期の授業料相当額(半期分)である。

③東北学院大学入学時ローン利子給付奨学金

入学金と前期授業料等を含む入学時納付金の納入が困難な学部及び大学院の入学予定者が、本学指定の金融機関から融資を受けられる制度で、利子を大学が奨学金として給付する。融資は入学時納付金を上限とする。定員枠を設けておらず、希望する学生全員が採用されている。

④東北学院大学学費ローン利子給付奨学金

学納金納入が困難な在学生在が、本学指定の金融機関から学費に相当する融資を受けられる制度である。融資に際して在学中の利子を大学が奨学金として給付する。融資金額は学納金を上限とする。定員枠を設けておらず、希望する在在学生全員が採用されている。

⑤東北学院大学夜間主コース給付奨学金

文学部英文学科、経済学部経済学科、経営学科の夜間主コースに在籍する勤労学生を対象とする。給付金額は30万円である。勤務実態、収入等の要件が満たされれば4年間給付を受けることができる。社会人学生の応募条件及び選考基準を平成18(2006)年度から緩和したことにより、要件を満たす応募者全員が受給できる状況にある。平成20(2008)年度は72名が給付を受けた。

(2) 貸与奨学金

①東北学院大学奨学会奨学金

在學生（学部学生、大学院学生）を対象とする無利子の貸与奨学金である。単年度ごとに募集する。貸与金額は授業料の80%を限度とし、定員を全学生数の1%、122名に設定している。ただし、平成20(2008)年度に給付奨学金を新設したことにより、平成21(2009)年度より学部学生への募集を停止している。

②東北学院大学緊急奨学金

家計支持者の死亡、疾病、失業、あるいは災害などで家計が急変し、就学の継続が困難になった学生を対象とする無利子貸与奨学金である。貸与金額は当該学期の授業料相当額とし、随時申し込みを受け付けている。定員枠は設定していない。なお、学部学生は緊急給付奨学金の新設により募集を停止しているが、大学院学生は引き続き対象となっている。

③東北学院大学キリスト教学科奨学金

キリスト教学科の全学年の学生を対象とし、授業料の全額又は一部が貸与される。本奨学金は建学の精神に基づくものである。貸与ではあるが、「牧師職」や「福祉施設」で所定の年数を勤務すれば返済が免除される。また、これと類似したものとして、学校法人東北学院による東北学院神学奨学金がある。東北学院神学奨学金は、東京神学大学大学院に進学する学生を対象とし、平成17(2005)年度より貸与から給付に制度変更して利用しやすくすることによって、牧師養成に一定の成果をあげている。平成20(2008)年度は2名が給付を受けた。

(3) その他の給付

①特待生、優等生、入学時特待生

成績優秀者を特待生及び優等生として表彰し、特待生には授業料の半額を奨学金として給付するとともに、優等生には図書カード2万円と記念品を給付する。特待生・入学時特待生(継続者)は全学で90名、優等生の定員は全学で在籍学生数の3%以内、278名である。また、入学試験での成績優秀者を入学時特待生として表彰し、授業料の半額を奨学金として給付する。なお、入学時特待生の定員は平成21(2009)年度現在24名である。

②激甚災害等被災者の救済

平成20(2008)年6月14日に発生した「岩手・宮城内陸地震」で被災した学生及び

保護者を救済するために、「2008年岩手・宮城内陸地震被災地域学生等に対する救済措置に関する規程」が制定された。この規程は、地震等の大規模災害の被災者を救済するための時限立法であり、被災の程度に応じて当該学期の授業料の免除等を定めたものである。具体的には、1名の学生に授業料の全額免除を行い、1名の学生に見舞金を支出した。また、激甚災害地域の受験生に対しては受験料免除も行っている。こうした激甚災害に対しては、そのつど特別対策委員会を設置して対応している。過去には、「新潟県中越沖地震」や「宮城県北部連続地震」などでも同様の対応をしてきている。

以上の本学独自の奨学金を受けている学部学生は平成20(2008)年において、給付奨学生514名(特待生を加えると630名)、貸与奨学生55名である。平成20(2008)年5月1日現在の在籍学生総数12,365名に対する本学の制度による奨学生の割合は5.5%(優等生を加えると約7.9%)となっている。

そのほかにも、「大学基礎データ」表44の通り、大学院学生全員や法務研究科の学生を対象とした奨学金がある。また、地方公共団体等の奨学金を受けている学生がいる。さらに、学部独自の取組みとしては、法学部が「法科大学院対策講座」の受講生に対して、精勤もしくは成績優秀とみなされた者に奨学金を給付している。

奨学金以外の経済的支援を含むものとして、大学院学生の「TA制度」や、泉と多賀城のキャンパスの「寄宿舍」がある。

イ 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

情報提供は、受験生には、「ホームページ」『大学案内』『受験ガイド』への掲載によって、在学生には、「ホームページ」『学生生活』への掲載によって、父母には「ホームページ」『父母のための大学ガイド』への掲載によって行っている。また、在学生には毎年度の初めにすべてのキャンパスで「説明会」を開催し、周知徹底を図っている。

手続きは、学生部学生課が対応し、指導を行っている。本学の奨学金の申し込み書類はすべて日本学生支援機構の様式に沿っており、申請する学生に書類作成が煩雑にならないよう配慮している。

なお、緊急給付奨学金は随時申請を受け付けており、それ以外の奨学金は年度中に複数回募集を行うなどして、年度途中での経済的な事情の急変者などにも対応できるように配慮している。こうした情報は、基本的に「学内掲示」を通じて学生に周知することにしてはいるが、授業料の延納願いなどの問い合わせや書類の提出で学生課窓口に来訪した学生に対しては口頭で伝えるなどして、一層の情報の周知徹底を図っている。また、地方公共団体等の奨学金についても随時情報を提供している。

2. 学生の研究活動への支援

ア 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

大学院学生に対して、「東北学院大学大学院学生学会発表者等補助規程」によって学会報告を行うにあたって補助金を支給し、研究プログラムへの参加を促す配慮がなされている。

また、産学連携推進センターが窓口となり、各種の研究プロジェクトや公募研究に関する情報を教員へ随時提供している。これらの情報をもとに、各教員が参加することで、学生への参加を促している。

経済学部及び経営学部では、演習（ゼミナール）単位で主体的に「日本学生経済ゼミナール協議会」に加盟しており、学部として活動を支援している。また、経営学部では「教育・研究支援室」を設置し、学生への支援にあたっている。同様に経済学部においても平成22(2010)年度より「学生教育支援室」を設置し、学生への支援にあたる予定である。さらに、文学研究科では、「オープン・リサーチ・センター整備事業」や「大学院教育支援プログラム」の展開によって、大学院学生の参加の機会を得ている。

そのほか、学内掲示板で研究プログラムのポスターを掲示し、学生への周知を図っている。

イ 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

「東北学院大学職員の学生指導に係わる支出並びに学生への補助金支出に関する取扱基準」及び「東北学院大学職員の大学院学生指導に係る支出基準並びに大学院学生への補助金支出基準」に基づき、卒業論文集の制作・発刊、また課外活動団体の年報や活動報告書の作成について10,000円を上限に補助を行っている。

そのほか、教養学部は、卒業研究で全員の論文要旨集を毎年刊行している。また、大学院各研究科では機関誌への論文掲載を勧めている。

3. 生活相談等

ア 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

(1) 心身の健康保持・増進

各キャンパスに「保健室」を置き、定期健康診断及び事後指導の実施、急病や怪我などの応急措置、禁煙相談や健康相談（校医健康相談を含む）及び保健指導などを行っている。また、定期健康診断の結果、要指導の学生には、校医の指示のもとに、運動や食生活指導、医療機関を紹介して受診勧奨を行うなど、継続的に健康管理を行っている。

保健室には看護師を配置しており、平成20(2008)年度より看護師を増員し、各キャンパス2名体制となり拡充している。また、平成21(2009)年4月1日時点で各キャンパスに計10台のAED（自動対外式除細動器）を設置し、操作講習も定期的に行い、不測の事態に対処できるよう配慮している。ただし、夜間（職員の勤務時間外）の課外活動時の怪我、事故等に対応できる体制は未整備である。

健康相談は、保健室のほか、精神面に対しては各キャンパスに設置された「カウンセリング・センター」が複数の専任カウンセラー（非常勤）を配置してカウンセリングを実施している。また、教養学部所属の心理学専攻の教員と各学部の教員をカウンセラーとして委嘱し、精神面と合わせて進路相談を含めた学生生活全般の相談に応じている。カウンセリング・センターの運営委員として学生部長が参画し、所員会議には学生課長が参加して情報交換を行い、情報を共有することで問題のある学生への対応に遺漏のないように配慮している。

また、すべての教職員を対象とした「メンタルヘルス」に関する講演会をカウンセリ

ング・センター主催で開催するなどして教職員の認識を高めるとともに意識改革を行い、教職員の誰もが、いつでも学生からの相談を受けとめられるよう、その素地作りにも努力している。

キャンパス内での喫煙については、分煙対策を行っている。

(2) 安全・衛生

学生生活を送る上での安全・衛生は、『学生生活』の中で事例を出して注意を喚起している。また、必要に応じて学内掲示で注意を促したり、定期的に近隣警察署と意見交換を行っている。学生が教育研究活動及び課外活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合には、「学生教育研究災害傷害保険制度（学研災）」で対応している。

新型インフルエンザ等の感染症が学内に発生する恐れがある場合には、休校などの措置が迅速に取れるような体制を整えている。平成19(2007)年度の「麻疹」の発生・流行の際には、その拡大を防ぐために、すべての在学生に対して抗体検査と予防接種の費用を大学が負担する財政的措置をとるとともに、休校措置がいち早くとられ、感染を最小限に食い止めることができた。こうした迅速な対応に対して、本学の所在する宮城県の医療関係者からは高い評価を受けている。なお、平成20(2008)年度入学生に対しては、入学前に抗体検査と予防接種を受けてくるように事前に入学手続きの書類に記載して、入学生とその保護者に注意を喚起した。

イ ハラスメント防止のための措置の適切性

(1) 規程

「東北学院大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」及び「東北学院大学セクシュアル・ハラスメント対策手続規程」に基づき、「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」を設置している。セクシュアル・ハラスメント以外のパワー・ハラスメントなども、この規程と委員会で対応することになっている。

(2) 手続き

セクシュアル・ハラスメントが起こった場合は、プライバシーを守ることを前提に、相談員が相談を受け、申立者が正式手続きを望む場合、申し立てに基づいて、セクシュアル・ハラスメント対策委員会において調査委員会を組織し、徹底した調査に基づく事実認定が行われ、その結果が対策委員会に報告される。対策委員会において報告が承認され、両当事者からの異議申立がない場合、対策委員会はその結論を関係部局に伝えるとともに、必要な措置をとるように勧告することになっている。また、窓口となる相談員及び役職者に対して定期的な研修会を行っている。

(3) 防止活動

学生への啓蒙は、『学生生活』に掲載するとともに、『パンフレット』を学生課窓口で常に配付することで注意を喚起している。

そのほか、毎年各キャンパスで、学生と教職員を対象にした「講演会」を開催している。また、教職員の管理職に対しては、弁護士などによる「研修会」を毎年実施している。さらに、毎年3月に開催されている次年度のグループ主任（教員）に対する委嘱状交付式では、セクシュアル・ハラスメント対策委員から、グループ主任に手続きや事例

の説明を行うなど、全学をあげて防止に取り組んできている。

なお、アルコール・ハラスメントについても、ゼミや課外活動における飲酒について注意する文書を配付・掲示し、さらに指導教員や関係者に協力を要請し学生への指導を徹底している。

ウ 生活相談担当部署の活動の有効性（大学基礎データ表 45 に対応）

(1) カウンセリング・センター

各キャンパスに「カウンセリング・センター」を設置し、常時学生の生活相談に対応している。「大学基礎データ」表 45 にその概要を示している。カウンセリング・センターの平成 20(2008)年度の相談件数は、延べ 1,862 件である。

(2) 学生部学生課

「学生部」においても学生の生活相談を担当している。なお、学生課長がカウンセリング・センターの所員となり、学生部長がカウンセリング・センター運営委員会の委員となることで、相互の連携を図っている。また、本学では各キャンパスとも学生生活全般を担当する学生課と教学部門を担当する教務課、健康相談を担当する保健室が同一フロアもしくは近接場所にあるために、緊密な連携をとることによって、学生の日常的相談には支障なく対応できる体制が構築されている。

(3) グループ主任制度

グループ主任制度とは、各学科の学生を 60 名程度のグループに分割し、当該学科所属教員と教養学部所属教員の 2 名がその責任者（主任）としてグループを担当し、学生の指導にあたる制度である。グループ主任制度は学生の生活相談を役割の 1 つとしている。

(4) 新入生オリエンテーション

新入生は、入学時の「オリエンテーション」において、グループ主任（教員）、学部長、学科長や学生課・教務課の職員とともに一泊のオリエンテーション・キャンプに参加し、そこで学習面や生活面での不安などについて教職員に自由に相談できる。

エ 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

生活相談を担う「カウンセリング・センター」には、「大学基礎データ」表 45 の通り、臨床心理士の資格を有した常勤の教員と非常勤のカウンセラーがいる。

進路相談を行う就職課には、「キャリア・カウンセラー」の資格を有した複数の職員がいる。

そのほか、休学・退学の場合には、学生課職員が面談を行い、事情を聴取することによって、その内容が経済的問題に起因する場合には奨学金担当者との面談を勧め、精神的な問題にはカウンセリング・センターを紹介し、さらに成績が関係する場合には教務課と連携をとるなど、全学的に学生課がアドバイザーの役割を担っている。そのため、学生課の職員は、学内外のカウンセリング・マインドに関する研修に参加している。

オ 不登校の学生への対応状況

毎年 4 月中旬から 5 月下旬に必修科目の出欠調査を行っている。この調査で把握した平成 20(2008)年度の長期欠席者は、257 名となっている。

調査は、学年・学科ごとに該当科目を抽出し、各科目担当教員へ調査依頼状を送付し、授業における長期欠席者名を提供してもらう。提供された各科目の長期欠席者のリストを作成し、それぞれをグループごとに分け、取りまとめられた名簿によりグループ主任に面談を依頼する。グループ主任は該当学生と連絡を取り、個人面談を実施している。また、グループ主任が連絡を取れず、面談できなかつた学生には学生課より郵便等の方法で当該学生と連絡を取り合い必要に応じて呼び出し、学生課職員が面談するなど徹底した指導を実施している。

カ 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

「学生生活実態調査」を隔年で実施している。平成20(2008)年11月実施の調査では、全学部の学生を調査対象とし、在籍者数の約12%を無作為抽出して調査した。調査サンプル数は1,389名、有効回答数は1,215名、回答回収率は87.5%であった。調査結果の集計方法は、クロス集計を行った。調査項目は過去の調査と同一にして、経年比較ができるようにしている。また、他大学との比較検討が可能となるように、調査項目は私立大学連盟の実施している実態調査と同一項目を採用している。下表(出典:『本学学生生活実態調査報告書』)に示すように、多くの項目で満足度が少しずつ上がっており、調査項目の結果が活用されていると推測することができる。ただし、多くの項目の回答はさらに努力が必要であることを示しており、調査結果を反映するための方策を検討する必要がある。

学生生活に関する満足度 (単位: %)

調査項目	平成16年度	平成18年度	平成20年度
学生生活の充実度	62.9	60.9	66.9
正課教育①教授陣	33.7	34.3	43.7
②授業内容	27.0	31.2	34.0
③少人数教育	45.8	43.9	50.9
②施設・設備	51.8	52.2	53.0
課外活動への積極的な参加	27.9	30.3	28.6

この調査は報告書としてまとめられて全学に配付され、学部・学科の教育改善のための重要な資料として活用されている。また、学生からの要望事項はキャンパス・アメニティを策定する際にも参考にされている。保護者に配布される『父母のための大学ガイド』にも掲載して、学生の大学生活について理解が得られるよう、配慮している。

そのほか、独自のアンケートを実施している学部もある。

4. 就職指導

ア 学生の進路選択にかかわる指導の適切性

(1) 就職部

就職活動の準備から内定・決定までの過程全般にわたり、1年次の段階からその学年に応じた進路指導が必要と考え、「ガイダンス形式」や「相談形式」を重視しながら、

さまざまな不安や問題に直面する学生に対して教育的配慮に立った就職支援活動を展開している。

1年生に対しては、入学時に『キャリアサポート・ブッカーになりたい自分になるために一』を配布し、大学生活への入門・将来の進路選択・就職活動のスケジュールや実践などについてわかりやすく説明している。この冊子は、大学生活4年間を通して活用できるよう、編集内容に工夫を凝らしたものである。

2年生に対しては、卒業生・就職部スタッフからのメッセージや就職状況に関するデータを収めた『four leaf clover —就職活動を始める前に一』を配布し、就職活動に対する意識形成を働きかけている。

3年生に対しては、夏休みを中心に「インターンシップ」を実施しており、平成21(2009)年度は246名の学生が参加した。ここでは、受け入れ企業との顔合わせ会・就業体験・報告会などを通して社会人となるための心構えを指導し、学生の人間的成長を支援する役割を果たしている。また「エントリーシート無料添削講座」を実施し、学生一人ひとりに対して個別的に就職応募書類の作成を指導する機会を設けている。

4年生に対しては、就職活動に関する個別具体的な相談や、進路を変更する際の相談などに対して特に力を入れ、模擬面接の実施などのようにきめ細かい指導ができるように取り組んでいる。なお、卒業後も一定のケアを行っている。

(2) 学部・研究科

文学部歴史学科は「就職の基礎」「インターンシップ」、経済学部経済学科は「キャリア形成論」、経済学部共生社会経済学科は「キャリア形成Ⅰ」「キャリア形成Ⅱ」、経営学部経営学科は「キャリア形成論Ⅰ」「キャリア形成論Ⅱ」「職業指導」、工学部は「インターンシップ」「職業指導Ⅰ」「職業指導Ⅱ」、教養学部は「現代社会の諸問題Ⅰ」の科目を置き、主体的にキャリア形成に取り組む意識を高め、学生の進路選択に役立てている。各研究科では、指導教員が中心となって、大学院学生の進路選択に関わる指導を行っている。大学院学生が通常就職を望む場合、就職課が相談に応じている。

イ 就職担当部署の活動の有効性

就職部は、部長1名、副部長6名、課長1名、課長補佐4名、係長3名、係員6名の業務体制をとり、就職支援に関する各種行事の原案作成と実施、就職活動に関する学生相談、業界や企業の調査及び開拓など、実務面に関する分野を担っている。また、副部長は各学部の教員を委嘱し、以下に記述した就職委員とともに学部と就職部との連携を図っている。

各キャンパスには、「就職資料室」「就職相談コーナー」を開設し、日常的に学生の就職活動の支援にあたりるとともに、土樋・泉キャンパスには、キャリア・カウンセラーの資格を持った職員を各1名ずつ配置している。また、「東北学院大学就職委員会規程」に基づいて各学部教員から選出された就職委員と部長、副部長、事務局とで構成される就職委員会は、就職指導・支援活動に関する基本方針を策定している。

ウ 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

1年生の段階から、「就職ガイダンス」「職業人によるトークイベント」「教養基礎講座」「日経経済常識テスト」などを開催し、参加を促している。また、「適性検査」は、2・3

年生全員を対象に無料で実施している。3・4年生に対しては「就職ガイダンス」を集中的に実施し（3年生の6月から4年生の5月にかけて8～10回）、さらに「就職支援講演会」（3年生の5月から翌年3月にかけて4～5回）、「就職情報サイトの利用に関するガイダンス」（3年生の9・10月）、「就職内定者による先輩体験談」（3年生の10月）、「就職内定者によるアドバイスの会」（3年生の11月）、「業界研究講座」（3年生の12月、25業界）、「企業研究セミナー」（3年生の2月、200社以上参加）、「求人情報セミナー」（4年生の9月から12月、毎週水曜日）を開催するなど、特に手厚いガイダンス・セミナーの提供を行っている。

そのほかにも、全学年を対象とした「公務員講座」（入門コースは1年生の10月から翌年2月、基礎及び準備講座は2年生の6月から翌年3月まで、応用コース及び直前準備講座は3年生の6月から4年生の6月頃まで）を開催している。

以下の表の通り、1年次から手厚いガイダンスやセミナーを実施している。

就職サポートプログラム

学 年	内 容
1年次	就職ガイダンス 職業人によるトークイベント 教養基礎講座 日経経済常識テスト
2年次	適性検査（無料）
3年次	適性検査（無料） 就職ガイダンス（6月～） 就職支援講演会（5月～3月） 就職情報サイトの利用に関するガイダンス（9、10月） 就職内定者による先輩体験談（10月） 就職内定者によるアドバイスの会（11月） 業界研究講座（12月） 企業研究セミナー（2月）
4年次	就職ガイダンス（～5月） 求人情報セミナー（9～12月の毎週水曜日）
全学年	公務員講座（入門コースは1年生の10～2月、基礎及び準備講座は2年生の6～3月、応用コース及び直前準備講座は3年生の6月～4年生の6月まで）

上記の「就職ガイダンス」では、就職部の役割と諸行事の紹介、就職活動を始める前に考えなければならないこと、就職活動の具体的内容と実際の進め方、応募書類の作成方法と応募の仕方・会社訪問について、模擬面接・就職活動におけるマナー、採用試験、採用内定後の報告と届け出、自己分析・志望動機・自己PRなどの諸点に関して、学生に詳細な説明を行っている。

さらに平成17(2005)年度からは、4年生の9月以降も就職活動を継続している学生を対象に、本学独自の「東北学院大学生のための企業と学生の合同セミナー」を開催し、就職を希望する学生が一人でも多く内定を獲得できるように支援体制の拡充を試みている。

エ 就職統計データの整備と活用の状況（大学基礎データ表8に対応）

就職情報の統計データは、ホームページのほか、在学生向けの配付物、父母のための『後援会資料』、受験生向けの『大学案内』、企業向けの『大学案内』、同窓生向けの『東北学院時報』で公開している。企業情報のデータベースは、本社の所在地別に体系化し、学生の検索の利便性に配慮している。また、「就職率」は、文部科学省による統計算出法に準ずる形で実施し、その結果を上記の印刷物などで公表している。

就職部では、これらの統計データに基づいて就職支援に関する各種行事の原案作成や改善を行うとともに、学生相談並びに業界・企業の調査及び開拓の場において積極的な活用を展開している。また、就職資料室を訪れた学生に対しては、これらの統計データの閲覧・活用を指導している。

5. 課外活動

ア 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

学生の課外活動に対する指導、支援は、学生部が担当している。

課外活動は大学教育の一環として捉えられており、課外活動団体の責任者（部長）は原則として教員が担当し、副部長や監督、コーチには活動内容に精通する卒業生や事務職員を充て、教育的見地と実践的な見方とを融合した形での指導体制を構築している。また、課外活動団体を体育会、文化団体、夜間クラブ連合会に区分し、それぞれに専任教員の体育会会長、文化団体連合会会長などを配置し、指導体制を整備している。各団体に教職員、卒業生、事務職員などが、部長、副部長、監督、コーチとして指導にあたり、学生の課外活動をサポートしている。

このような学生団体に対して、各種大会への参加費、演奏会や展示会、学外練習場等の使用料、講師謝礼、機器備品購入などに後援会からの支援を受けながら経済的援助を行っている。経済的な支援は学生の個人負担の軽減に大きく役立ち、学生の課外活動を活発化する役割を担っている。そのほか、大学祭の実施に対する支援や、オリエンテーション・リーダー（学生）の指導を組織的に行っている。

課外活動に顕著な実績を挙げた学生団体や学生に対して、大学として学長より特別に表彰する制度を制定し、その努力を称えている。このような積極的に「褒める」体制が学生の課外活動への取り組みを活発化し、よりよい成果を上げるものとなっている。平成19(2007)年度は3団体、個人12名を、平成20(2008)年度には1団体、個人9名の表彰を行った。

イ 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

資格取得を支援するために、「簿記会計講座」「国家試験・公務員試験受験講座」「法科大学院対策講座」「ファイリングデザイナー対策講座」「基本情報技術者試験対策講座」を開催している。そのほか、大学生協と各業者とが提携して「カレッジTOEIC試験」など

の講座を開設している。また、オーディオ・ビジュアルセンターによる「英会話集中訓練コース」や、本学院同窓生及び公認会計士・税理士からなる組織の後援による「公認会計士制度講演会」「税理士制度講演会」を開催している。

ウ 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

学生の組織には、文学・経済学・経営学・法学・教養学部を構成員とする「学生会」と、工学部学生を構成員とする「工学部学生会」の2つがある。この2つの学生会と大学は毎年「合同協議会」を開催し、意見交換の機会を設けている。

この協議会には、大学側からは学長をはじめとする役職者及び事務部門の担当者が参加する。協議会で、科目登録に関するものや学内施設・設備の改善に関するものなど多岐にわたるテーマが取り上げられ、学生会の要望する事項に大学側が応えるスタイルをとっている。協議された内容は「共同コミュニケ」として文書化され、全学に公表されている。

【点検・評価】

上掲の6つの到達目標ごとに点検・評価する。

- (1) 学修環境と課外活動環境を整備し、快適かつ安全な学生生活の充実を図るという目標は、おおむね達成できているものの、不十分な点も見られる。学生の研究活動への支援は、学部・学科の活動の中で個別に行われており、全学的な取り組みとはなっていない。また、大学祭などへの発表参加等、卒業論文集の制作・発刊、さらに課外活動団体の年報や活動報告書の作成への補助金の存在が周知されておらず、利用も活発ではなく、改善が必要である。課外活動については、キャンパスの分散による活動時間の制約と学年分断により活動が停滞気味でもある。また、体育会系・文化系への財政的援助も十分といえず、学生の自己負担額も大きく今後改善の余地がある。
- (2) 給付奨学金の充実と周知を図り、学生の経済的側面を支援するという目標は、十分に達成できている。日本学生支援機構の奨学金制度の活用は返還率が高率であるため、採用者数も多く適切であると評価できる。大学独自の奨学金制度も、給付奨学金制度の導入により、経済的理由での退学防止に少なからず寄与していると評価できる。
- (3) 学生対応部署の連携により、問題を抱える学生への対応の充実を図るという目標は、十分に達成しているとはいえず、改善の余地がある。不登校学生に対する総合的な対策が欠如している。したがって全学的な対応を再構築する必要がある。学生と父母からの相談窓口が分散しているので、情報の共有が完全でないために解決に時間を要するケースがまま見られる。
- (4) キャリア・デザインに関するカリキュラムを低学年次から段階的に企画・実施するという目標については、ほとんどの学部・学科で達成しているが、一部の学科ではカリキュラムの中に位置づけられていないところもあるため、全学的に統一した企画と実施が必要である。
- (5) 就職支援に関わる人材を育成し、施設の充実を図るという目標、(6) 就職資料及び統計データの収集・整理・公表・活用の充実を図るという目標については、おおむね達成している。

就職指導では、低学年のうちから各種ガイダンスや適性検査などを実施することで、

学生の進路選択に関する意識形成を促しており、到達目標に近づいている。ただし、その指導・支援の過程で、キャリア・デザインや就職活動に対して悩みや不安を抱く学生が少なからず見られることは問題といえるだろう。この点は、就職課の窓口業務について「対話型相談指導」の重視を掲げてはいるものの、キャリア・カウンセラーなど専門性を持った相談員の配置がまだ十全ではない現状とも関連している。

また、就職資料室における学生の就職資料・統計データは充実しているものの、その活用に関しては、就職を希望するすべての学生が日常的に気軽に訪問・利用するという段階までに至っていない。

【改善方策】

- (1) 日本学生支援機構の奨学金の採択数増加を図るために、また大学独自の緊急奨学金募集を周知する方策をとる。具体的には、ホームページや大学発行の保護者向けの刊行物に情報を掲載して時期を逸しないように提供する。なお、大学独自の奨学金の原資を確保するため、「東北学院教育振興金募集」の中で指定寄付金としてすでに募集を開始した。
- (2) 学業の成果を公にするために、出版物への補助制度を教員にも周知させ、援助額の増額を図り、公的刊行物への執筆を促す。
- (3) 不登校などの問題を抱える学生への丁寧かつ親身の相談体制を再構築するために、教学部門、カウンセリング・センター、学生部との連携を強めるための協議機関を設置する。
- (4) 課外活動の時間の確保のために、これまでは日曜日の午前中は大学施設の使用は不可能であったが、使用可能となるよう検討する。
- (5) 遠征等の学生負担の旅費の軽減を図るために、大学所有の車両を増車する。
- (6) 学生からの意見を聴取するための「合同協議会」の開催回数を増やす。なお、文学・経済学・経営学・法学・教養学部学生と工学部学生で組織する2つの学生会が存在するので、これらの団体と一堂に会しての協議会を行うようシステムを確立する。
- (7) 就職指導に関しては、学生の進路選択・就職に関する指導・支援を強化・充実するために、『キャリアサポート・ブック』や『four leaf clover』などの学生への配付冊子について、学生の立場に立った実践的な内容となるよう編集を工夫する。
- (8) 各学部・学科で展開されているキャリア支援授業との連携を図り、相乗的な効果を生み出す方策を検討する。各教員の講義や演習に際して資料の請求があれば積極的に対応し、全学的・日常的なキャリア教育の推進に寄与する。
- (9) 各学部の就職部副部長と事務職員との連携をさらに深めるため、平成21(2009)年度より「副部長・補佐会」を月2回から3回の頻度で開催し、より機動的で全学的な就職支援体制を構築する。
- (10) 就職部スタッフの研修機会を増やし「対話型相談」の質の向上とキャリア・カウンセラーの資格取得・増員に努める。
- (11) 就職資料室における学生の利用について、資料・統計データの電子化・データベース化など活用方法について一層の利便性を図るとともに、広報・宣伝活動についても力を入れ、学生の利用頻度をさらに高めていく。

VI. 研究環境

【到達目標】

- (1) 研究助成等の外部資金を積極的に獲得し、研究活動の活発化を図る。
- (2) 教員の個人研究費や研究旅費の充実、研究室の整備、研究時間と研修機会の確保等によって、経常的な研究条件を整える。
- (3) 研究論文の盗作、研究データのねつ造、改ざんの防止等、研究倫理を保持する体制の整備を図る。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況（大学基礎データ表 24、表 25：別冊業績に対応）

イ 国内外の学会での活動状況（大学基礎データ表 24、表 25：別冊業績に対応）

『東北学院大学教育・研究業績 2005-2009』に、本学専任教員の成果が示されている。詳しくは、第2章の各学部・研究科の記述を参照されたい。

論文等（学術書、学術誌に掲載した学術論文、発表機関誌に掲載した学術論文、一般書著・論文・エッセー、書評・論評）は、5年間で合計3,323点である。また、年平均664.6点で、これを平成21(2009)年4月1日の専任教員数318名で割ると、一人当たり2.1点である。

学会発表は、5年間で合計2,745件である。また、年平均549件で、上記教員数で割ると、一人当たり1.7件である。

ウ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

各学部・研究科における詳細な活動状況は、第2章の記述を参照されたい。

大学全体として特筆すべき研究分野は、社会的に評価を受けて行われているものとして、「オープン・リサーチ・センター」と「ハイテク・リサーチ・センター」がある。そのほかにも、各教員の地域社会や国際的な舞台における研究・発表など、熱心な研究活動が行われている。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

本学における平成16(2004)年度から平成21(2009)年度までの6年間に文部科学省などから研究助成を得て行われている主なプログラムの展開状況を次の表に示す。

研究助成を得ている主な研究プログラム

名称（主体機関名）	プログラム名	事業期間	学内申請部局
法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム（文部科学省）	独自映像教材等による学習支援体制の高度化	平成16～18年度	法務研究科

名称（主体機関名）	プログラム名	事業期間	学内申請部局
オープン・リサーチ・センター整備事業（文部科学省）	アジア流域文化論	平成 15～19 年度	文学研究科アジア文化史専攻
	ヨーロッパ・グローバル化と諸文化圏の変容に関する研究	平成 19～23 年度	文学研究科ヨーロッパ文化史専攻
ハイテク・リサーチ・センター整備事業（文部科学省）	特殊環境下における外場誘起によるナノレベルの機能性発現および新材料探索	平成 18～22 年度	工学研究科
大学院教育改革支援プログラム（文部科学省）	遺跡遺物資料処理技能開発の日中韓協同推進	平成 19～21 年度	文学研究科アジア文化史専攻
社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム（文部科学省）	21 世紀のキーテクノロジーを学ぶ	平成 19～21 年度	工学研究科
専門職大学院等教育推進プログラム（文部科学省）	実務技能教育指導要綱作成プロジェクト	平成 19～20 年度	法務研究科ほか、他大学 15 校
戦略的大学連携支援事業（文部科学省）	仙台圏所在大学等の連携を強化・拡充することによる相互的及び総合的発展	平成 20～22 年度	本学ほか 16 大学
私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（文部科学省）	環境保全と健全生活のための先端的ハイテクノロジーの統合的研究	平成 21～25 年度	工学部

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

現在、学部・研究科が組織的に参加している国際的な共同研究としては、文学研究科アジア文化史専攻が参加している「遺跡遺物資料処理技能開発の日中韓共同推進」プログラム（文部科学省・大学院教育改革支援プログラム）があるのみである。しかし、それ以外にも、多くの教員が、個人として国際的な共同研究に参加している。例えば、国際学会での発表や学会の幹事・役員など、その研究内容・参画方法は多岐にわたっている。詳細は第2章の各学部・研究科の記述を参照されたい。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

「Ⅱ. 教育研究組織及びその検証」にある通り、研究所はすべて大学に附置され、大学の予算で運営されている。そして、各研究所の所員を構成しているのは関連する学部・研究科の教員であり、実際に研究所を管理運営しているのも所員からなる管理運営組織である。本学においては、研究所は関連する学部・研究科の教育研究活動と一体のものである。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設としては、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター（非常設）」「ハイテク・リサーチ・センター（非常設）」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン（非常設）」がある。これらのセンターは、学内の各学部・研究科によって利用されている。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性（大学基礎データ表 29、表 30、表 31、表 32 に対応）

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として 27 万円が前期と後期に分けて半額ずつ支給される。その実績は「大学基礎データ」表 29 に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年 2 回、4 泊 5 日を限度に支給され、発表を行う場合は別に 1 回分の旅費が支給される。また、年 1 回、3 泊 4 日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は 20 万円を限度に航空運賃の半額を支給している。それらの実績は「大学基礎データ」表 30 に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表 35 に対応）

「大学基礎データ」表 35 に示されているように、専任教員全員に「個人研究室」が与えられている。個人研究室の面積は、所属キャンパスや建物の建設時期によって多少の相違はある。各室内は、空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室を整備している。教員研究室の配置に関する全学的な調整は、「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

本学では、教員の研究時間を確保させる方途として、「大学基礎データ」表 22 にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を 8.0 授業時間（4 コマ）と定めている。なお、大学院を担当する場合でも、学部とあわせて 8 コマを上限としている。この上限を超えて担当することは所定の手続きを経ない限り認めていない。

さらに、時間割を編成する際、1 週間のうち授業を担当しない日が原則として 2 日は確保されるよう配慮している。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研究活動に必要な研修機会として、「在外研究員」制度、「研修休暇」制度及び「国内研究員」制度がある。

在外研究員と研修休暇は1年間、国内研究員は6ヶ月を上限とし、それぞれ6年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。これら3つの制度によって、毎年、大学全体で10名弱の教員が研修機会を持っている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表31に対応）

共同研究費の制度として、大学を含む東北学院が設置する学校の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成」があり、採択された個別研究には1件につき上限50万円、共同研究には1件につき上限300万円の助成金が支給される。この制度による助成金の支給総額は850万円を上限としている。平成20(2008)年度の実績は「大学基礎データ」表31の通りであり、平成21(2009)年度の全学の件数は、個別研究が5件、共同研究が2件、総額約850万円の助成金が支給された。

助成の対象となる研究は「選考委員会」による選考に基づき、理事会で決定される。選考委員会は、学院長、学長、副学長、学部長、校長、その他学院長が必要と認めた者から構成される。

助成を受けた研究の成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後3年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務づけられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じることになっている。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表33、表34に対応）

科学研究費補助金への申請と採択状況は、「大学基礎データ」表33の通りである。なお、平成21(2009)年度の申請件数は、大学全体で84件、採択件数21件、採択率は25.0%である。平成19(2007)年度と比べると申請件数、採択件数ともに減少している。

そのほかの研究助成への申請と採択状況は、「大学基礎データ」表32で学部別に示されている。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

学部ごとにみた基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスは、「大学基礎データ」表32に示されている。下の表は大学全体のバランスをみたものであるが、これによると、競争的研究資金が基盤的研究資金の約1.5倍であることがわかる。

基盤的研究資金の運用については「東北学院大学研究費支給内規」や「東北学院個別・共同研究助成規程」に基づき、競争的研究資金については「東北学院大学における競争的研究資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的研究資金等の間接経費取扱要項」に基づき処理されている。その事務には、法人事務局庶務部庶務課、同財務部財務課及び大学総務部調査企画課があたっている。

基礎的研究資金と競争的研究資金

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
基盤的研究資金	175,463,815 円	185,465,920 円	181,110,157 円
競争的研究資金	379,769,773 円	303,038,800 円	258,600,483 円
研究費総額	555,233,588 円	488,504,720 円	439,710,640 円

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

本学の教員は、どの学部・研究科に所属していても、研究論文・研究成果を公表する場として、原則として2つの学術雑誌に投稿する権利を持っている。1つは、文・経済・経営・法・教養の文系5学部が組織する「東北学院大学学術研究会」及び工学部が組織する「東北学院大学工学会」が発行主体となり、学部ごとに編集・発行されている『論集』（名称は学部ごとに異なる）であり、もう1つは、学部・研究科と関係する研究所が発行する『研究所紀要』（名称は研究所ごとに異なる）である。詳細は、第2章の各学部・研究科の記述を参照されたい。

また、学会での報告に関して、学会報告を行う場合には研究旅費が通常の出張とは別枠で支給され、海外での学会報告に際しても、往復航空運賃の半額が支給されるという措置がある。

なお、学部・研究所と関係する研究所主催の公開講座は、研究成果を市民に対してわかりやすい形で公表する場となっている。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

研究成果の受信については、大学図書館、学部・研究科に関連した研究所及び資料室などを通じて行われている。まず、これらの組織は、国内外の大学や研究機関が発行する論集・紀要などを体系的に収集・管理し、教員の利用に供している。また、これらの組織を通じて、電子化された雑誌・資料を利用できる環境も整備されている。

研究成果の発信については、上の項に記した『論集』や『紀要』によるところが大きい。最近では、『論集』のオンラインジャーナル化も実施されている。さらには、大学の点検・評価活動の一環として編集・公刊される『東北学院大学教育・研究業績』も、研究成果発信の手段となっている。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」「不正調査委員会」を設置して、適正な処理を図っている。

そのほか、実験等における倫理面を確保するために、「東北学院大学工学部放射線障害予防規程（3.7 ギガベクレル以下の密封線源を使用）」「東北学院大学教養学部放射線障害予防規程」「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」「東北学院大学工学部組換え DNA 実験安全委員会内規」「東北学院大学工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程」を定め、それぞれの規程に基づいて設置された関連委員会を通じて、必要な対応をとっている。

【点検・評価】

上掲の3つの到達目標について点検・評価する。

- (1) 研究助成等の外部資金を積極的に獲得し、研究活動の活発化を図るという目標については、まだ努力の余地がある。特に、科研費への申請・採択件数は十分とはいえず、学部によるばらつきも大きい。しかし、研究助成を得て行われる研究プログラムは近年増加しており、外部資金獲得に対する各教員の意識が向上しているものと評価できる。今後は、研究助成等の外部資金の獲得を増やしていくために、情報提供や申請に関わる事務処理の支援体制を強化するとともに、外部資金の申請・獲得に積極的な教員への優遇措置の強化を考えていく必要がある。
- (2) 教員の個人研究費や研究旅費の充実、研究室の整備、研究時間の確保、研修機会の確保等によって、経常的な研究条件を整えるという目標に関しては、ある程度達成できている。特に、個人研究費や研究旅費は、他大学と比べても充実している。研究室も基本的には整備されている。研修機会も、在外研究員制度、国内研究員制度及び研修休暇制度によって基本的には確保されている。しかし、研究時間確保については、十分でないと感じている教員が増えている。制度的にはある程度の措置が講じられているが、実際には、大学院の昼夜開講制度導入に伴う授業の増加、管理運営に関わる会議の増加、授業や会議のためのキャンパス間移動などによって、研究時間が削られていると感じているからである。そのためにも現在計画中のキャンパス統合を早期に実現させることは重要であるが、とりあえずは、テレビ会議システムの利用をさらに増やすなどの方途によって、研究時間を少しでも確保することが必要である。
- (3) 研究論文の盗作、研究データのねつ造、改ざんの防止等、研究倫理を保持する体制の整備を図るという目標は、達成できているとはいえない。これらの不正を防止し、研究倫理を保持するための規程の整備を進めることが必要である。

【改善方策】

- (1) 研究助成等の外部資金の獲得を増やしていくために、情報提供や申請に関わる事務処理の支援体制を強化し、外部資金の申請・獲得に積極的な教員への優遇措置の強化を検討する。
- (2) 研究時間を確保するため、テレビ会議システムの利用をさらに増やすなどの方途により、キャンパス間移動の時間を節約する。
- (3) 研究論文の盗作、研究データのねつ造、改ざんの防止等、研究倫理を保持する体制の整備を図るために、関連規程の整備を進める。

Ⅶ. 社会貢献

【到達目標】

- (1) 本学の物的・人的資源を広く社会に開放するとともに、開放を促進するための体制を整備する。
- (2) 高大連携、公開講座の開催、地域・自治体や企業との連携などを通じて、本学の知的資源を積極的に社会に還元する。
- (3) 特許等の知的財産の保護、維持・管理、活用等に関する規程を整備する。

【現状説明】

1. 社会への貢献

ア 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

本学には、社会との文化交流等を目的とした教育システムとして、(1)授業におけるフィールドワーク、(2)公開講座、(3)地方自治体との連携、(4)企業との連携の4種類がある。

(1) フィールドワーク

教養学部の授業科目「フィールドワーク」では、宮城県多賀城市や気仙沼市、岩手県大船渡市の協力のもと、現地でさまざまなフィールドワークを行っている。このフィールドワークは、単に学生の学びの場となるだけでなく、学生や教員と地域社会で生活を営む人々との対話を通じて、大学と社会との文化交流の場となることを目指したものである。

(2) 公開講座

本学では、年間を通じてさまざまな「公開講座」が実施されている。これらのほとんどは、地域住民の高度で多様な学習要求に応じて行われるものであり、本学の教育研究活動の成果を社会に還元する機会であるとともに、大学と社会との文化交流としての側面を持っている。

(3) 地方自治体との連携

本学では、自治体との連携に基づく教育プログラムがある。仙台市教育委員会と連携した「学校支援ボランティア」や「小学校外国語ボランティア活動」、多賀城市の小中学生の自習に対する「学生ボランティア」や「社会人学び直しニーズ対応プログラム」、その他、地方自治体から依頼を受けての「シンポジウム」などがそれにあたる。これらも、大学と社会との文化交流が目的の1つになっている。

(4) 企業との連携

本学には企業と連携した教育プログラムもある。経済学部経済学科の野村證券による「冠講座」や、経営学部経営学科の「みやぎおかみ会」と連携した授業、さらには「インターンシップ」もこれにあたる。これらも、大学と社会との文化交流の側面を持っている。

イ 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況（大学基礎データ表10に対応）

「大学基礎データ」表10には、本学における公開講座の開設状況及び市民の参加状況が過去3年間について示されている。これによると、毎年90前後の公開講座が開設され、

平成 21(2009)年度は延べ約 4,000 名の参加があった。公開講座のテーマ・内容は、専門的内容、職業に関する内容、現代的課題、一般教養、語学などの多数の領域にわたり、多くの市民がそれぞれの関心に応じて参加していることが分かる。

ウ 教育研究の成果の社会への還元状況

教育研究の成果を社会へ還元する活動については、上の「ア」及び「イ」の項でその中心となるものをすでに紹介している。そのほかには、第一線の教育研究成果についての公開シンポジウムの開催、教員免許状更新講習の実施、高等学校への出張講義などがある。

また、本学は、平成 21(2009)年 11 月に「東北学院大学博物館」を開館し、一般に開放しているが、これも展示を通じての教育研究成果の社会への還元である。さらに、本学工学部の所在する多賀城キャンパスには本学「産学連携推進センター」があり、ここでは製造・生産管理に関する技術相談や共同研究に関する相談に応じている。これも本学の知的資源を社会へ還元している例である。

また、直接的な還元ではないが、還元のための制度づくりも行っている。例えば、本学は平成 21(2009)年 4 月に「東北学院大学発明等規程」を制定し、本学の教職員が行った職務発明は原則として大学に帰属することとしたが、同時に、そうして本学に帰属した発明等を社会に還元するために、承認 TLO との間で技術移転に関する契約を締結した。また、本学各教員の教育研究成果をまとめた公刊される『東北学院大学教育・研究業績』は、本学の教育研究成果の社会的還元のための基本データとなっている。

エ 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

本学には約 300 名の教員がおり、多様な学問領域を専門としている。そのため、本学の教員は、宮城県、仙台市、多賀城市、その他の県内自治体などから、政策形成に関わるさまざまな委員会・審議会等の委員委嘱の依頼が多い。本学では、本人の承諾があれば原則としてそうした委嘱依頼には積極的に応じている。平成 21(2009)年度にそうした依頼を受けた教員は延べ 102 名である。また、近年は、認証評価制度の導入や外部評価の必要によって、認証評価機関や他大学から評価委員の依頼も増えている。

オ 大学附属病院の地域医療機関としての貢献度

本項は、東北学院大学には該当しない。

カ 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

大学施設・設備の社会への開放については、「東北学院大学営造物使用許可内規」を定め、「学外の文化、体育の発展に寄与する」という目的のもと、教室、スポーツ施設、礼拝堂などを広く社会へ開放している。また、大学の夏季休暇中には、各キャンパスの大学図書館を受験生に開放している。ただし、国、その他が実施する公的な試験（例えば司法試験や大学入試センター試験）を除いて、日曜日の午前中には貸与していない。

土樋キャンパスは、仙台市中心部に位置して交通の利便性が高いため、国や外部団体による資格試験の会場や生涯学習講座の会場として、主に教室が利用されている。また、平成 21(2009)年度に開館した「博物館」は、小・中・高生に無料で公開している。

工学部の所在する多賀城キャンパスは、高度な実験・研究に関わる施設・設備があるため、その開放に特徴がある。例えば、本学は、宮城県の産業技術総合センター内の「基盤技術高度化支援センター」を中心に、宮城県内の理工学系学部を持つ大学及び関連団体がすべて加盟した「基盤技術高度化支援に係る相互協力協定」に参加し、その協定のもと、企業に対して学内の施設・設備を開放している。

泉キャンパスは、講義室の多くが1つの建物に集約されていることから、学会の会場として利用されることが多い。また、広大なスポーツ施設を有しているため、各種スポーツ大会の会場としても利用されている。

社会との共同利用としては、上記の「基盤技術高度化支援に係る相互協力協定」に基づく工学部の施設・設備の共同利用がある。

2. 企業等との連携

ア 企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性

本学ではそうしたプログラムを運用していない。

イ 寄附講座、寄附研究部門の開設状況

本学では、経済学部と経営学部で寄附講座あるいはそれに準じた講座が開設されている。

経済学部経済学科では、野村証券株式会社との間で寄附講座の協定を結び、「経済学特殊講義Ⅰ」を開講している。また、同学部は宮城県経済商工観光部と連携し、地域経済・地域政策の実態について学ぶ「経済学特殊講義Ⅱ」、経済産業省東北経済産業局と連携した「経済学特殊講義Ⅳ」を開講している。

経営学部経営学科では、宮城県内の50を超えるホテル・旅館が組織する「みやぎおかみ会」と「仙台観光コンベンション協会」の協力による「総合講座『おもてなしの経営学』」を平成21(2009)年9月から開設している。

ウ 大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策

(1) 大学との連携

大学との連携としては、平成18(2006)年9月に「学都仙台コンソーシアム」を設立し、加盟大学・短大間での単位互換や、共同サテライトキャンパスを設置しての公開授業を行っている。また、平成20(2008)年度には、学都仙台コンソーシアムを母体とし、本学が代表校となって文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」の採択を受け、FD・SDの連携と融合事業、広報事業、防災ネットワーク事業、遠隔授業システムによる単位互換授業などが計画され、順次実行に移されている。

また、平成18(2006)年3月、本学を含む東北地域の19の大学が「東北地区国公立大学研究推進協議会」を設置し、学術研究の推進と東北地区の産業振興・地域再生を促進することを目的に、9つの研究分野で研究交流を行っている。

(2) 大学以外の組織体との連携

大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携としては次のようなものがある。

①仙台市教育委員会と「連携協力に関する覚書」を平成15(2003)年度に締結し、本学の

- 学生が小学校で外国語活動の支援（ボランティア）を行っている。
- ②宮城県教育委員会と「高大連携特別授業の公開等に関わる協定」を平成17(2005)年度に締結し、高校生を対象とした特別授業を大学で開講している。
 - ③宮城県の産業技術総合センター内の「基盤技術高度化支援センター」を中心に、宮城県内の理工学系学部を持つ大学及び関連団体がすべて加盟した「基盤技術高度化支援に係る相互協力協定」を平成17(2005)年度に締結し、共同で企業に対して施設・設備を開放している。
 - ④宮城県多賀城市との間で「連携協力に関する協定」を平成19(2007)年度に締結し、地域市民のための大学開放講座の開催、多賀城市第5次総合計画策定への学生の参加、インターンシップの受け入れ、多賀城市内小・中学生対象のサマースクールの実施など、幅広い連携事業が行われている。
 - ⑤教養学部が地方自治体や同窓会支部と連携し、地域市民のための公開講座や本学学生のフィールドワークが行われている。

エ 企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

本学における、企業との共同研究、受託研究の規模については「大学基礎データ」表32に示されており、大学全体では、受託研究費57,259,260円、共同研究費2,258,223円、奨学寄附金7,778,000円である。

共同研究、受託研究の受け入れについては、本学の「産学連携推進センター」を窓口としたものと、個別的に申請されたものがある。運用・実施については、「東北学院大学受託研究規程」に基づいて行われている。これらについては、土樋キャンパスでは総務部調査企画課が、多賀城及び泉キャンパスは総務部総務課庶務係が事務的支援を行っている。

オ 特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況

本学は、平成21(2009)年4月に「東北学院大学発明等規程」を制定した。これは、教職員の（職務）発明等の権利を保障し、奨励及び研究意欲の向上を目的としている。また、同時に制定された「東北学院大学における発明等に関する委員会規程」に基づいて、知的財産委員会及び知的財産審査委員会を設置し、管理・運営を行っている。これらの規程に基づいて、平成21(2009)年10月現在、工学部から2件、教養学部から2件を大学帰属として承認した。

また、同年11月1日に、承認TLOである「(株)東北テクノアーチ」との間で技術移転に関する契約を締結し、技術移転を促進する体制を整備した。

事務処理は、「発明等規程」により、総務部調査企画課が統括し、産学連携推進センターが窓口となり、各キャンパス総務部総務課庶務係の協力を得ている。

カ 「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携に係るルールの明確化の状況

本学では、共同研究や受託研究による産学連携については、「東北学院大学受託研究規程」に基づいて双方で必ず契約書を取り交わしている。また、同規程第4条に契約締結の条件が詳細に定められている。

キ 発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産にかかわる権利規程の明文化の状況

本学では、「オ」の項の通り、平成 21(2009)年 4 月に「東北学院大学発明等規程」を制定し、「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」に関して、規程第 4 条で「教職員等が行った職務発明は、原則として、本学に帰属する」と明文化し、さらに帰属の審議、譲渡の方法などを詳しく規定している。なお、著作権に関する規程はない。

【点検・評価】

上掲の 3 つの到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 本学の物的・人的資源を広く社会に開放するとともに開放を促進するための体制を整備するという目標については、ある程度は達成されている状況にある。施設・設備については広く社会に開放され、毎年多くの利用があることは評価できる。また、地方自治体からの求めに応じて、多くの教員が多くの地方自治体の政策決定に関与していることも大いに評価できる。

しかし、開放を促進するための体制については検討すべき課題がある。第一に、物的資源の開放にせよ、人的資源の開放にせよ、そのための組織が整備されていない。第二に、そのため、積極的開放のための広報・情報提供体制が整備されていない。第三に、施設・設備の開放に関しては、日曜日の午前中からの利用を望む声にどう応えていくかという検討課題もある。

- (2) 高大連携、公開講座の開催、地域・自治体や企業との連携などを通じて、本学の知的資源を積極的に社会に還元するという目標についても、かなり達成されている状況にある。高大連携による高校生への特別授業の開講は、毎年一定数の参加者がおり評価できる。出張講義も多数行われている。公開講座の開催も多く、参加者アンケートの結果からは、地域市民の生涯学習に大きな貢献をしていることがわかる。さらに、地域・地方自治体との連携によって、地域と密着した教育プログラムが展開され、本学の教育研究活動の充実にも貢献していることも評価できる。企業との連携も、産学連携推進センターを中心に着実に行われている。

今後の課題として、高大連携については、本学の戦略的方針と特徴を打ち出し体系的な実施に努める必要がある。現状では、何のための高大連携なのか、それを通じて何を実現しようとしているのかが必ずしも明確でないまま、さまざまな事業が行われているからである。公開講座では、学都仙台コンソーシアムのサテライトキャンパスで開講している本学の公開講座の受講生数が伸び悩んでおり、適切な対応が必要である。産学連携もさらに促進されてよい。そのためには、産学連携推進センターの広報活動を強化すること、宮城県に進出を決めている自動車や電子関係の大企業との連携の可能性を積極的に探ることが必要である。

- (3) 特許等の知的財産の保護、維持・管理、活用等に関する規程を整備するという目標については、平成 21(2009)年に「東北学院大学発明等規程」と「東北学院大学における発明等に関する委員会規程」を制定したこと、それに基づいて、知的財産委員会及び知的財産審査委員会を設置し業務を開始したことで大きな前進があったと評価してよい。これらの規程に基づいて、平成 21(2009)年 10 月現在、工学部から 2 件、教養学部から 2 件を大学帰属として承認している。また、同年 11 月 1 日に、承認 TLO である「(株) 東

北テクノアーチ」との間で技術移転に関する契約を締結したことで、技術移転を促進する体制の整備が進んだことも大いに評価できる。

今後の課題は、学内における発明等の創出、技術移転を促進するためにも、特許維持費や技術移転に必要な経費を確保すること、知的財産委員会及び知的財産審査委員会の運営を軌道に乗せ、円滑な業務遂行を果たすことである。また、総務部調査企画課の事務的支援を強化する必要もある。

【改善方策】

- (1) 本学の物的資源・人的資源を開放するための責任組織を整備し、積極的な情報提供・広報活動を行う。
- (2) 施設・設備の開放に関して、日曜日の午前中からの利用を望む声にどう応えていくかの検討を法人全体として行う。
- (3) 高大連携の戦略の方針と特徴を打ち出し、事業を体系的に実施する。
- (4) 学都仙台コンソーシアムのサテライトキャンパスで開講している本学の公開講座の受講生数を増やす対策を検討する。
- (5) 産学連携推進センターの広報活動を強化するとともに、宮城県に進出を決めている自動車や電子関係の大企業との連携の可能性を積極的に探る。
- (6) 学内における発明等の創出、技術移転を促進するために、特許維持費や技術移転に必要な経費を確保するとともに、総務部調査企画課の事務的支援を強化する。
- (7) 知的財産委員会及び知的財産審査委員会の運営を軌道に乗せ、円滑な業務遂行を果たすことである。

Ⅷ. 教員組織

(1) 学部等の教員組織

【到達目標】

- (1) 各学部・学科の理念・目的及び教育目標の達成を図るために、教育課程の種類・規模に応じた適切な教員組織を編成する。
- (2) 教育課程上の主要な授業科目に専任教員を適切に配置する。
- (3) 専任教員の年齢構成のバランスを保つ。また、女性教員の比率に配慮する。
- (4) 教員の募集・任免・昇任は、客観性と公正性を確保した基準と手続きに基づき、適切に教育研究上の能力の評価を行う。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（大学基礎データ表 19、19-2 に対応）

本項の詳細は、第2章の各学部の記述にゆだね、以下では学部全体の状況について説明する。

本学の学部別専任教員数は「大学基礎データ」表 19-2 の通りであるが、6学部合計では303名（教授178名、准教授109名、講師15名、助教1名）である。この数字は、大学設置基準で求められている学部別教員数の合計241名を大きく上回っている。

各学部・学科は、それぞれの理念・目的、教育目標に基づき教育課程を編成し、その教育課程を担うのに必要な教員組織の整備に努めている。その際、教養学部と他の5学部では教員組織についての基本的考え方が異なる。教養学部以外の5学部の専任教員は、それぞれの教育課程のうちのもっぱら専門教育を担当する教員からなる。それに対して、教養学部の専任教員は、自学部の専門教育だけでなく、他学部の教養教育も担当することが求められている。そのため、教養学部には、学生数の割に多い数の教員が所属しているのである。

したがって、教員一人当たりの学生数は、「大学基礎データ」表 19-2 の通り、所属学部で形式的にみた場合は、教養学部と他の学部では大きな差が出てくる。そこで、同表では、教養学部の教養教育担当教員を各学部に分属させた場合の数値を記載している。この数値の方が実態に近い。これで見ると、文学部は39.2人、経済学部は58.4名、経営学部は50.4名、法学部は57.1名、工学部は28.8名、教養学部は30.1名である。

ちなみに、本学では、学部ごとの専任教員の配置は、全学的組織によって管理・調整されている。「東北学院大学全学組織運営委員会規程」に基づいて設置されている「東北学院大学全学組織運営委員会」がその組織である。各学部の教員数を管理するための基礎的な数値として、大学設置基準及び学生収容定員に基づいて算出した「教員基準値」を定めつつも、各学部の必要に応じた調整を行いながら、大学全体の教員採用計画を管理している。

イ 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

本学では、教員が他大学等の非常勤を務める場合は、週に2コマまでという制約を設定し、自大学での教育研究に従事するような仕組みを設けている。そのほか、地方自治体等からの各種委員委嘱の依頼があった場合は、学内決裁により、本務に支障がないかどうかを判断している。

ウ 主要な授業科目への専任教員の配置状況（大学基礎データ表3に対応）

本学では、「大学基礎データ」表3に示されているように、専門教育科目の中で必修科目及び選択必修科目となっている授業科目における専任教員担当率は非常に高く、文学部が92.3%、経済学部が93.3%（新旧カリキュラムの計）、経営学部及び法学部が100%（選択必修科目）、工学部が89.6%、教養学部が98.8%となっている。それ以外の主要な授業科目についても、非常に高い割合で専任教員が担当している。

エ 教員組織の年齢構成の適切性（大学基礎データ表21に対応）

本学の専任教員の年齢構成を学部・研究科ごとにみたのが「大学基礎データ」表21であるが、61歳以上の割合は、すべての学部・研究科で35%以下となっている。また、専任教員全体の年齢構成は下表の通りで、50歳代の占める割合が39%と高く、61歳以上の割合は25%弱である。

専任教員の年齢構成（大学全体）

年齢	71～	66～70	61～65	56～60	51～55	46～50	41～45	36～40	31～35	26～30	合計
人数	6	24	49	54	69	31	24	37	23	1	318
%	1.89	7.55	15.41	16.98	21.69	9.75	7.55	11.64	7.23	0.31	100%

オ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の仕方は、専門教育に関わる場合とそうでない場合とで異なる。専門教育に関わる連絡調整は、基本的に学部内で行われ、学科長、学務部副部長、教務委員が中心となり、学科会議や学部教授会（学部によっては学部教務委員会）で連絡調整が図られる。

それに対して、専門教育以外については、学部を越えた連絡調整が必要となり、学務部長、学務部副部長を中心に、教務委員会、拡大教務委員会などの組織で行われる。また、全学で必修科目となっている「キリスト教学」については、キリスト教学科教員を中心とした「キリスト教学担当者会議」で連絡調整が行われている。

カ 教員組織における社会人の受け入れ状況

大学全体でみた場合、平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までの5年間に採用した専任教員のうち、企業や研究機関等に籍を置いた経歴がある者は、24名、14名、8名、8名、11名であるが、そのうち企業や研究機関等から直接着任した者は、6名、3名、0

名、1名、3名である。そのほか、多くの学部で、非常勤教員として社会人を受け入れている。

キ 教員組織における外国人の受け入れ状況

本学には、平成 21(2009)年 5 月現在、18 名の外国人が専任教員として在籍しており、大学院を含めた専任教員全体(318 名)に占める割合は 5.7%である。国籍別では、イギリス 2 名、カナダ 1 名、アメリカ 4 名、ニュージーランド 1 名、韓国 5 名、中国 3 名、ドイツ 1 名、フランス 1 名となっている。

ク 教員組織における女性教員の占める割合

本学には、平成 21(2009)年 5 月現在、女性専任教員が 29 名おり、大学院を含めた専任教員全体(318 名)に占める割合は 9.1%である。

2. 教育研究支援職員

ア 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

イ 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

本学では、現在、どの学部にも助手や副手といった教育研究支援職員はいない。教員の教育研究を支援しているのは、研究機関事務課の教育研究支援事務職員をはじめ、国際交流課、オーディオ・ヴィジュアルセンター、情報処理センター、学務部教務課及び調査企画課などの事務職員である。これらの職員は、支援を求める教員に対して、それぞれの部署での支援方針・ルールに基づいて限定的な支援を行っている。

ただし、工学部と教養学部の実験・実習については支援のための専任事務職員が配置されている。具体的には、工学部のある多賀城キャンパスの研究機関事務課実験実習指導・教育研究支援係には 21 名の専任事務職員が、教養学部のある泉キャンパスの研究機関事務課実験実習指導・研究機関事務係には 6 名の専任事務職員がそれぞれ配置されている。これらの事務職員は、それぞれ支援を担当する分野・授業科目が決まっており、その担当教員との間には緊密な連携関係がある。

ウ ティーチング・アシスタント(TA)の制度化の状況とその活用の適切性

本学では、ティーチング・アシスタント(TA)は、「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」によって制度化されている。下表は、過去 5 年間について、TA として活用されている大学院学生数を学部・大学院専攻別にみたものであるが、これによると、毎年、全学で 100 名前後の大学院学生が TA となっている。

学部・専攻別の TA 活用数

学 部	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
文学部	28 (18/10)	37 (29/ 8)	42 (34/ 8)	36 (29/ 7)	36 (28/ 8)
経済学部	6 (4/ 2)	6 (4/ 2)	2 (2/ 0)	5 (3/ 2)	7 (5/ 2)

学 部	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
経営学部	-	-	-	-	3 (3/ -)
法学部	0 (0/ 0)	3 (2/ 1)	1 (0/ 1)	1 (0/ 1)	1 (0/ 1)
工学部	58 (57/ 1)	56 (55/ 1)	38 (38/ 0)	51 (50/ 1)	68 (64/ 4)
教養学部	5 (3/ 2)	7 (5/ 2)	7 (6/ 1)	8 (7/ 1)	10 (9/ 1)
英語英文学専攻(前期)	0 (-/ 0)	1 (-/ 1)	2 (-/ 2)	0 (-/ 0)	0 (-/ 0)
ヨーロッパ文化史専攻(前期)	1 (-/ 1)	1 (-/ 1)	1 (-/ 1)	0 (-/ 0)	0 (-/ 0)
合 計	98 (82/16)	111(95/16)	93 (80/13)	101 (89/12)	125 (109/16)

※ 表中の () 内の数字は内数 (前期課程学生数/後期課程学生数) を示す。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

(1) 募集と任用

各学部は、毎年、新規採用計画 (教員数及び専門分野) について学長に申請し、学長は、それを全学的な組織である「全学組織運営委員会」の審議にかける。同委員会での承認と、それを受けた学長の上申に基づく理事会での審議・承認を経て、各学部の募集・選考が始まる。具体的な募集・選考方法については、各学部にゆだねられており、詳細は第2章の各学部の記述を参照されたい。

各学部で選考された新規採用の候補者は、学部長から学長への申請ののち、大学の「教員資格審査委員会」で審査される。同委員会は、特に研究業績審査のために主査と副査を決め、その審査結果報告に基づいて採用の可否を決定する。その後、学長の上申に基づく理事会での審議・承認を経て最終的に採用が決まる。

このほか、本学には、定年に達した教授について、学部長からの推薦によって教授を嘱託するという「嘱託教授」任用制度がある。任期は1年で73歳まで再任できる。権限は定年前の教授に準ずる。嘱託教授を推薦する手続きは、学部ごとに異なる。

(2) 免職 (定年退職、普通退職、解雇[懲戒、その他])

専任教員の定年齢は65歳である。ただし教授は67歳となっている。本人の申請や他大学等への転出による普通退職は、理事会での承認を得ることになっている。

懲戒は、「東北学院大学就業規則」第52条に基づいて定められた「東北学院大学懲戒規程」、及び、懲戒規程第3条に基づいて定められた「東北学院大学懲戒委員会規程」によって基準と手続きが明文化されている。なお、いずれの規程も、全学教授会での審議を経て制定され、改廃も全学教授会における審議が必要とされている。懲戒委員会が懲戒解雇の結論を出した場合、理事会での審議・承認を経て解雇が言い渡される。

(3) 昇任

本学「教員資格審査規則」には、教授、准教授、講師、助教、助手の任用資格が定められており、昇任の審査もこれに基づいて行われる。審査は、学部長から学長への審査申請により、「教員資格審査委員会」で行われる。任用と同様、同委員会は、特に研究業績審査のために主査と副査を決め、その審査結果報告に基づいて採用の可否を決定する。その後、学長の上申に基づく理事会での審議・承認を経て最終的に昇任が決まる。

イ 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

学部では、任期制や他大学との人事交流等の仕組みを導入していない。

4. 教育研究活動の評価

ア 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

イ 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

本学では、教員の教育研究活動についての評価は、任用と昇任の際「教員資格審査委員会」の業績審査の中で行われる。

任用及び昇任の際、「資格審査申請書」には教育・研究業績（「教育研究業績書」）の記載欄がある。そこには、教育上の能力に関する事項（教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育上の能力に関する大学等の評価、実務家教員についての特記事項、その他）、職務上の実績に関する事項（資格・免許、特許等、実務家教員についての特記事項、その他）、著書・学術論文等の名称（著書、学術論文、その他）を記載しなければならない。教員資格審査委員会は、「教員資格審査規則」に定められた教授、准教授、講師、助教、助手ごとの任用資格に基づき、教育研究業績を審査する。その際、特に研究業績審査については審査の主査と副査を選出し、その審査結果の報告を受けて、最終的判断をする。

任用と昇任に際しては、資格審査を申請する前の段階で、各学部がそれぞれの方法で、教育研究能力・実績を評価している。具体的な方法については第2章の各学部の記述を参照されたい。

本学は、今までのところ、任用・昇任のほかには、大学として教員の教育研究活動を評価する仕組みを持っていない。ただし、専任教員の教育研究活動をまとめ3年ごとに公刊している『東北学院大学教育・研究業績』は、本学教員の教育研究活動を学内外で客観的に評価するための基礎データとなっている。

各学部においても、任用・昇任のほかには教員の教育研究活動を評価する仕組みはほとんど見られない。FDの一環として「学生による授業評価」アンケートや教員相互による授業参観が行われている場合でも、それによって教員の評価が行われているわけではない。

5. 大学と併設短期大学（部）との関係

ア 大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性

イ 併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

【点検・評価】

上掲の4つの到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 各学部・学科の理念・目的及び教育目標の達成を図るために、教育課程の種類・規模に応じた適切な教員組織を編成するという目標は、おおむね達成されている。各学部・学科とも、極めて十分とはいえないまでも、量・質ともに適切な教員組織を編成しているといえる。全学の教養教育に大きな責任を持っている教養学部がそのための教員組織を編成できている点も評価できる。また、学部・学科の学生数、教育課程の種類・規模

に応じて適切な教員組織を全学的に編成するために「全学組織運営委員会」で調整する仕組みを持っていることも評価できる。今後の課題としては、各学部・学科の教育を「学士課程教育」として捉え直し、その質的保証システムをつくることが求められている現在、これまでのように、学部の教員組織を専門教育担当者から構成することでそれに対応できるかどうかについて、根本的検討を始める必要がある。

- (2) 教育課程上の主要な授業科目に専任教員を適切に配置するという目標も、おおむね達成できている。各学部・学科とも専門教育上の主要な授業科目の9割以上に専任教員を配置できている点は評価できる。ただし、この点についても(1)と同様の課題が残る。すなわち、大学に求められているのが、専門教育の質保証であると同時に「学士課程」全体の質保証であることを考えるとき、「主要な授業科目」はこれまでの専門教育の枠を大きく越えたものになり、その担当者を学部としてどう確保するかが今度の課題となる。
- (3) 専任教員の年齢構成のバランスを保ち、女性教員の比率に配慮するという目標は、まだ改善の余地がある。年齢については、61歳以上の割合が非常に高い(35%以上)学部はないが、50歳代の比率が高い学部が多く、今後、教員の高齢化が進むおそれがある。また、女性教員の割合も9%とまだ低い。特に、女子学生の割合が高い学部では、女性教員の採用にさらに配慮すべきである。
- (4) 教員の募集・任免・昇任は、客観性と公正性を確保した基準と手続きに基づき、適切に教育研究上の能力の評価を行うという目標も、おおむね達成できている。上述のように、それぞれの基準と手続きは確立されており、その内容も客観性と公正性を確保したものである。今後の課題は、任用・昇任の業績審査に際して、教育業績をより実質的かつ公正に審査する方法を確立することである。現状では、研究業績の審査と比べ、教育業績の審査は形式的なものにとどまっており、本学のように教育を重視する大学の教員資格審査としては、改善の余地がある。

【改善方策】

- (1) 「全学組織運営委員会」で教員組織のあり方を全学的に調整する仕組みを維持しながらも、各学部・学科が「学士課程教育」の質的保証システムをつくるために、学部の教員組織をどのようなものにすべきかについて全学的検討を始める。
- (2) 各学部・学科の「学士課程」の質保証にとって「主要な授業科目」とは何かを再検討し、その担当者を学部としてどう確保するかを検討する。
- (3) 各学部は、教員任用に際して、教員の年齢構成バランス、女性教員の割合にさらに配慮する。
- (4) 教員資格審査委員会は、任用・昇任の業績審査に際して、教育業績をより実質的かつ公正に審査する方法を検討・確立する。

(2) 大学院研究科の教員組織

【到達目標】

- (1) 各研究科の人材養成の目的、学生が求める教育研究内容に対応できる教員組織を編成・整備する。

- (2) 大学院担当教員の任用にあたって、教育研究能力に関する幅広い視点からの評価の方法を確立する。
- (3) 大学院各研究科の教育研究能力を向上・補充するため、国内外の研究教育組織との交流を推進する。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における
当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（大学基礎データ表 19-3、表 19-4 に対応）

本項の詳細は、第2章の各研究科の記述にゆだね、以下では研究科全体の状況について説明する。

本学の研究科別専任教員数は「大学基礎データ」表 19-3、表 19-4 の通りであるが、7 研究科合計では 200 名（教授 152 名、准教授 48 名）である。この数字は、大学院設置基準で求められている研究科別教員数の合計 94 名を大きく上回っている。また、本学大学院の学生数は 242 名であり、専任教員 1 人当たりの学生数は、大学院全体で見ると 1.21 人である。

各研究科は、それぞれの理念・目的、教育目標に基づき教育課程を編成し、その教育課程を担うのに必要な教員組織の整備に努めている。その際、法務研究科と他の 6 研究科では教員組織についての基本的考え方が異なる。法務研究科の専任教員は全員が法務研究科に所属する、文字どおりの専任教員であるのに対して、それ以外の 6 研究科の「専任」教員は、すべて基礎となる学部にも所属する教員（法務研究科には法務研究科所属の教員もいる）の兼担であり、厳密な意味での専任教員ではない。しかし、本報告書では、6 研究科についても「専任教員」という表現を用いる。

イ 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の
状況

本項の詳細も第2章の各研究科の記述にゆだねるが、各研究科とも、組織的な教育を実施するための、教員の役割分担と連携を実施している。特に重要なものとしては、指導教員と副指導教員の 2 名による指導体制をとり、相互に連携をとりながら指導していること、学生から提出された研究計画、論文テーマが専攻会議や研究科委員会で公表され、教員は研究科・専攻の学生全員について、情報を共有し、それを踏まえて授業などでの指導ができることである。

2. 教育研究支援職員

ア 大学院研究科における研究支援職員の充実度

イ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

本学大学院では、法務研究科に教員の教育活動を支援する「教育補助スタッフ」が 3 名いるほかは、助手や副手などの研究支援職員はどの研究科にもいない。大学院担当教員への研究支援は、研究機関事務課、国際交流課、中央図書館大学院分館、情報処理センター及び調査企画課などの事務職員によって、それぞれの事務分掌との関わりで限定的に行わ

れている。

しかし、実験・実習を行う研究科に対する人的支援はあり、工学研究科のある多賀城キャンパスの研究機関事務課実験実習指導・教育研究支援係には21名の専任事務職員が、人間情報学研究科のある泉キャンパスの研究機関事務課実験実習指導・研究機関事務係には6名が支援のための専任事務職員として配置されている。これらの事務職員は、それぞれ支援する研究分野・教員が決まっており、教員との連携関係は密接である。

ウ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の
 制度化の状況とその活用の適切性

本学では、ティーチング・アシスタント（TA）は、「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」によって制度化されている。平成21(2009)年度は大学院全体で125名（前期課程学生109名、後期課程学生16名）の学生がTAに就いている。TAは、学部の授業科目で活用されているだけでなく、後期課程に在籍する学生がTAとして前期課程の授業科目で活用されることもある。

RAは、平成19(2007)年度までは「東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程」で制度化されていたが、平成20(2008)年4月に新たに「東北学院大学研究スタッフに関する規程」が制定され、これに基づき制度化・運用されている。平成21(2009)年現在、文学研究科における「オープン・リサーチ・センター整備事業」やアジア文化史専攻教員による「大学院教育改革支援プログラム」においてRAが活用されている。

次の表は、過去5年間について、TAとして活用されている学生数を在籍研究科・専攻別にみたものである。

専攻別のTA学生数

専攻	課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
英語英文学	前期	7	12	12	9	7
	後期	2	2	3	3	3
ヨーロッパ文化史	前期	1	4	6	4	6
	後期	4	3	3	0	1
アジア文化史	前期	10	13	16	16	15
	後期	5	5	5	4	4
文学研究科 計		29 (18/11)	39 (29/10)	45 (34/11)	36 (29/7)	36 (28/8)
経済学	前期	3	4	2	1	3
	後期	2	2	0	2	2
経営学	修士	1	0	0	2	2
経済学研究科 計		6 (4/2)	6 (4/2)	2 (2/0)	5 (3/2)	7 (5/2)
経営学	前期	-	-	-	-	3
経営学研究科 計		-	-	-	-	3 (3/-)

専攻	課程	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法律学	前期	0	2	0	0	0
	後期	0	1	1	1	1
法学研究科 計		0 (0/ 0)	3 (2/ 1)	1 (0/ 1)	1 (0/ 1)	1 (0/ 1)
機械工学	前期	12	12	3	6	13
	後期	0	0	0	0	0
電気工学	前期	15	14	13	16	19
	後期	0	0	0	1	2
応用物理学	前期	8	8	10	15	15
	後期	0	0	0	0	1
土木工学	前期	22	21	12	13	17
	後期	1	1	0	0	1
工学研究科 計		58 (57/ 1)	56 (55/ 1)	38 (38/ 0)	51 (50/ 1)	68 (64/ 4)
人間情報学	前期	3	5	6	7	9
	後期	2	2	1	1	1
人間情報学研究科 計		5 (3/ 2)	7 (5/ 2)	7 (6/ 1)	8 (7/ 1)	10 (9/ 1)
大学 計		98 (82/16)	111 (95/16)	93 (80/13)	101 (89/12)	125 (109/16)

※ 表中の () 内の数字は内数 (前期課程学生数/後期課程学生数) を示す。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本学では、大学院担当の「専任教員」は、法務研究科を除いて、すべて基礎となる学部専任教員（法学研究科には一部法務研究科所属の専任教員）の兼担である。また、本学では、法務研究科を除いて、教員の募集・任免・昇格に大学院研究科が関わることはない。法務研究科以外の研究科の専任教員は、すべて学部の専任教員として募集・任免・昇格の対象となる。学部教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用については、その箇所を参照されたい（94頁）。また、法務研究科教員の募集・任免・昇格についても、法務研究科の記述を参照されたい（680頁）。

ここでは、学部の教員が大学院担当になるための基準・手続について付言しておく。本学では、大学院担当教員は、「大学院教員資格審査規則」とそれに関する各研究科の「細則」に基づいて審査が行われ任用される。審査に際しては、各研究科が主査・副査からなる資格審査委員2名を選任し、その審査結果に基づいて各研究科委員会で審議する。承認された場合は、さらに大学院委員会での審議を経て承認されることになる。

イ 任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本学では、「東北学院大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程」を定め、法務研究科の教授と准教授について任期を定めた教員の任用制度を導入している。任期は5年以内、通算10年を上限に再任できる。平成21(2009)年度時点で、4名の任期付教員が在籍している。

4. 教育・研究活動の評価

ア 大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

本学では、繰り返し述べているように、大学院担当の「専任教員」は、法務研究科を除いて、すべて基礎となる学部専任教員（法学研究科には一部法務研究科所属の専任教員）の兼担であることもあり、法務研究科を除いて、大学院研究科における教員の教育研究活動を対象とする評価は実施されていない。もっとも、工学研究科では、独自に、担当教員の研究活動の評価に取り組んでいることを付言しておく。

また、大学院担当教員としての任用を審査する際、「大学院教員資格審査規則」に示された基準と各研究科の「細則」に基づいて、学部教員としての教育研究活動、特に研究活動は評価対象とされる。また、学部教員としての任用や昇格に際して、大学院教員としての教育・研究活動も評価の対象にされることはある。学部教員としての教育研究活動の評価の実施については、該当箇所を参照されたい（95頁）。

イ 大学院研究科の教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況

本学では、上述のように、研究科教員の研究活動評価に独自に取り組んでいる工学研究科があり、大学としては大学院担当教員への任用の際に学部教員としての研究活動を評価しているが、ともにその方法は、論文及び学会発表などの研究活動を量と質で評価するというものである。それ以外に、科研費などの研究助成の獲得状況を参考にする場合もあるものの、異なる学問分野についての単純な比較が難しいことも強く意識されている。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（大学基礎データ表12に対応）

本学大学院と他教育研究組織との人的交流としては、次の3つを挙げることができる。

- ①「東北学院大学大学院外国人客員教授に関する規程」に基づき外国人客員教授を招聘している。
- ②「東北学院大学受入れ研究員等に関する規程」に基づき学外者を研究員あるいは研修員として受け入れている。
- ③「東北学院大学交換教育職員に関する規程」に基づき本学と海外協定校との教員の交流を行っている。

さらに、各研究科単位では、次のような交流がある。

- ①文学研究科英語英文学専攻では「大学院英語英文学専攻課程協議会」による交流が行われている。
- ②同研究科ヨーロッパ文化史専攻ではオープン・リサーチ・センター整備事業を通しての他大学大学院との交流がある。
- ③同研究科アジア文化史専攻では中国・韓国の学術機関と交流している。
- ④法学研究科では、北海学園大学と教員相互派遣協定を結び、教員の派遣が行われている。
- ⑤工学研究科では、連携大学院によって学生の指導などの交流が行われている。

【点検・評価】

上掲の3つの到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 各研究科の人材養成の目的、学生が求める教育研究内容に対応できる教員組織を編成・整備するという目標は、おおむね達成できている。上記のように、各研究科とも十分な数の教員が担当している。

しかし、問題がないわけではない。問題の背景は、研究科によっては、学部で必要とされる教育研究内容と研究科・専攻で求められているそれとの間に大きなギャップがあるということである。学部では少ない担当者でも間に合う学問領域に、大学院では多くの学生が集まることがある。その場合、学部の教員が大学院教育を兼担するというだけでは対応できない。しかし、本学では、大学院教育のために、学部では必要度の低い教員を任用するということはしていない。ここから、一部の教員が非常に多くの学生を指導しなければならないという問題が生じている。この問題の解決は今後の課題である。

また、大学院担当教員が定年となった場合、現在の規定では、学部教員として任用する者がすぐに担当できるわけではない。その結果、研究科・専攻にとって重要な授業科目を担当する専任教員がいない状態になることもある。それを避けるためには、各研究科の「細則」の見直しが必要になる。

- (2) 大学院担当教員の任用にあたって、教育研究能力に関する幅広い視点からの評価の方法を確立するという目標に向かって、まだ目立った進展はない。任用審査においては、依然として、教育経験年数についての形式的要件を満たしていることと研究業績の量・質に関する審査が中心である。しかし、「大学院教育の実質化」に対応するためには、特に博士課程前期課程や修士課程において、高い教育能力を持った教員の配置が重要である。そうした点からも、任用の基準の見直しが必要になる。
- (3) 大学院各研究科の教育研究能力を向上・補充するため、国内外の研究教育組織との交流を推進するという目標は、ある程度達成されつつある。大学全体としては、交流のための制度が規程として整備されており、また各研究科でもそれぞれ特徴のある交流が行われており評価できる。また、これまで手続きが煩雑であった「東北学院大学受入れ研究員等に関する規程」は平成21(2009)年度に改正され、受け入れ手続きを簡素化したほか、「日本学術振興会特別研究員受入れ規程」を独立させ、特別研究員の受け入れ体制をさらに整備した。残された課題は、整備された規程を利用した人的交流を増やすことである。各研究科における交流の取り組みもさらに増やすことが必要である。

【改善方策】

- (1) 大学院教育において多くの学生が希望する学問領域を指導できる教員を、学部教員以外からどう任用するかについて、具体的な検討を始める。
- (2) 大学院教育に活用する学部教員を拡充するため、大学院担当教員の任用基準を見直す。また、その際、教育能力に関する評価を積極的に取り入れる。
- (3) 大学院各研究科の教育研究能力を向上・補充するため、国内外の教育研究組織との交流をさらに推進する。

IX. 事務組織

【到達目標】

- (1) 学生の個性や多様性に応じて適切に学生生活を支援するための事務組織を整える。
- (2) 教育研究活動を適切に支援するための事務組織と職員配置を行う。
- (3) 教学組織と事務組織との有機的な連携の仕組みをつくとともに、教学上の課題解決のための企画・立案においても事務組織との協働を可能にする組織づくりを推進する。
- (4) 大学の経営戦略を支える事務機能を強化すると同時に、経営戦略の実践においても効果的かつ効率的な事務組織を実現する。
- (5) 専任職員の基礎的事務能力、各部署の業務に関わる専門的能力と企画・立案能力、さらに、大学運営の全体に関わる政策形成能力を備えるために、効果ある研修を組織的かつ体系的に実施する。

【現状説明】

1. 事務組織の構成

ア 事務組織の構成と人員配置 (大学基礎データ表 19-5 に対応)

本学事務組織の構成と人員配置は、「大学基礎データ」表 19-5 (表には法人事務組織を含む) に掲載している通りである。大学の事務組織は9部14課からなっており、泉キャンパスと多賀城キャンパスにはそれぞれキャンパスの事務全体を担う事務室が置かれている。

大学専任職員は全体で206名である。なお、これら専任職員のほか、直用臨時職員9名、派遣職員58名が大学業務にあたっている。

2. 事務組織と教学組織との関係

ア 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

本学の事務組織は、「学部別」ではなく「機能別」であり、それぞれの部課はすべての学部に関わる事務業務を行う。また、文・経済・経営・法の4学部は、1・2年次が泉キャンパス、3・4年次が土樋キャンパスで学ぶため、それぞれのキャンパスの事務室が対応する。ただし、「キャンパス別」組織でもあるため、工学部のみの多賀城キャンパス事務室は工学部に関わる事務業務全般を行い、教養学部の事務は泉キャンパス、文・経済学部の夜間主コースの事務は土樋キャンパスの事務組織が対応する。学生への対応窓口は、就職課を除き、泉と多賀城ではいわゆるワンフロア化が実現されており、土樋でも教務・学事・学生・国際交流の各課は同じフロアにある。

事務組織9部のうち、学務部、国際交流部、入試部、学生部、就職部、図書部、情報システム部の7部の部長は教員が務め、副部長にも教員が配置されている(図書部には副部長制度はない)。また、学務部、国際交流部、学生部、就職部、図書部、情報システム部の6部には、それぞれ教務委員会、国際交流委員会、学生委員会、就職委員会、図書館委員会、総合ネットワーク管理委員会が置かれ、部長、副部長、各学部から選出された委員によって構成されている。それらの委員は、所属する学部と事務組織との間の調整の役割も担っている。

学部ごとの事務組織は持たないが、学部に関わる事務のうち、予算の申請・執行事務は

総務部研究機関事務課、教授会運営に関わる事務は学務部教務課でそれぞれ学部担当者を決め、学部長・学科長の指揮に従って事務業務を行っている。

イ 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

本学の運営において、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保する方途として重要な点は4つある。

第一に、前項の通り、事務組織9部のうち7部の部長、6部の副部長が教員であること、教学と特に関係の深い6部において各学部から選出された教員による「委員会」が設置されていることである。

第二に、学長を議長とし、副学長、学部長、事務部長からなる「部長会」が週に1回開催され、それぞれの業務遂行について情報交換と調整が行われていることである。本学の教学上の最高意思決定機関である「全学教授会」の議題と原案は、すべてこの部長会での報告・了承の手続きを経なければならない。

第三に、大学の管理運営に関する施策の審議と所管業務の報告・連絡・調整を図るために、総務部長を議長とし、各キャンパス担当総務部次長と課長からなる「課長会」が週に1回開催され、そこで部長会での審議内容が報告されている。

第四に、事務組織をまとめ、課長会の議長となる総務部長が、教学上の最高意思決定機関である全学教授会に陪席していることである。

以上の制度及び手続きを通して、事務組織と教学組織が密接に連携しながらそれぞれの役割・責任を果たしている。

3. 事務連絡組織の役割

ア 教学にかかわる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

教学に関わる企画・立案については、学務、国際交流、入試、学生、就職、図書、情報システムといった事務組織が補完的・補佐的役割を担っている。つまり、どの部門においても、提案についての意思決定機関は教員による委員会等であるが、企画・立案の段階で課長を中心に事務部門が部長・副部長と協力しながら情報提供や原案作成の役割を担っている。もちろん、各部門での提案が全学的に承認されれば、事務部門が実施のための業務を遂行する。

また、学部・研究科、研究所、センターなど教学上の組織で新たな事業の企画・立案が行われることもある。その場合には、各部門の関係する職員が教員と連携しながら原案を作成し、実施について責任を持つ。

今日のように大学を取り巻く環境が目まぐるしく変化する時代には、教員組織と事務部門の協力なしには迅速な対応が困難である。この点で、本学の事務組織の体制は現状では有効に機能しているといえる。

イ 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

本学内の主要な意思決定機関として、大学には「全学教授会」と各「学部教授会」、大学院には「大学院委員会」と各「研究科委員会」がある。

(1) 意思決定

「全学教授会」に関する事務は学務部学事課が行っている。学事課は、審議案件について担当事務部門と連絡をとりながら、全学教授会での審議に必要な資料等を準備する。上述のように、議案の整理・調整は「部長会」で行うため、準備の段階で部長会の事務を担当している総務部総務課が補佐する。

「学部教授会」に関する事務は学務部教務課が担当している。教務課は、学部教授会での審議案件のうち全学教授会と共通するものについては、全学教授会の事務を担当している学務部学事課を通じて、学部固有の案件については学部長を通じて、必要な資料等の準備をする。

「大学院委員会」と「研究科委員会」に関する事務は、すべて学務部大学院課が行い、必要な資料等を準備する。

(2) 伝達システム

「全学教授会」と「大学院委員会」の審議・決定事項は、法人事務局庶務部広報課が月2回発行している『東北学院報』に記載することで伝達されるが、実際は、全学教授会に出席した学部長を通じて各学部内、部長を通じて各部内に伝達される。このほか、特に重要な決定事項については「部長会」や「課長会」で伝達される。

「学部教授会」の審議・決定事項は、全学教授会での学部長報告において必ず伝達される。「研究科委員会」の審議・決定事項は、重要なものについては大学院委員会で研究科長より報告される。

ウ 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

専門性の高い業務への事務組織の関与として、次のようなものがあげられる。

- (1) 国際交流部国際交流課に、外国語に堪能な事務職員を配置し、外国人留学生に対する対応・支援や本学学生の海外留学の支援を行っている。
- (2) 就職部就職課に、「キャリア・アドバイザー」の資格を有する事務職員を置き、学生のキャリア形成支援、進路選択に関する専門的指導と助言を行っている。
- (3) 実験実習の授業を支援するため、工学部がある多賀城キャンパスの研究機関事務課には実験実習指導・教育研究支援係を、教養学部がある泉キャンパスの研究機関事務課には実験実習指導・研究機関事務係を置き、各専門分野に応じた支援を行っている。
- (4) 情報システム部には、情報処理に関する専門知識・技能を持った職員を配置している。
- (5) 入試部には、データ処理の専門知識・技術を持った職員を配置している。
- (6) 図書館には、図書館司書の資格を持った職員を配置している。

以上のように、各部門の専門業務についても、教職員及び学生への対応は基本的に事務部門がその役割を担っている。

エ 大学運営を経営面から支えるような事務機能の確立状況

本学の運営を経営面から支えるような事務機能としては、①法人事務局庶務部庶務課の経営管理機能、②法人事務局財務部財務課の財務管理機能、③大学施設部施設課の施設管理機能、④総務部調査企画課の調査・企画立案機能などがある。

これらの部門のうち②を除く3つの部門は事務職員が部長職を担っており、担当理事と密接に連携をとりながら、経営に関わる意思決定において大きな役割を分担している。ま

た、各部門の事務職員は、それぞれ一定の専門的能力を備え、経営に関わる課題の検討のために必要な情報収集や原案作成といった役割を果たしている。

さらに、事務職員で構成する「課長会」は、各部門の責任者として大学運営を事務組織の視点から点検する機能も有している。

4. 大学院の事務組織

ア 大学院の充実と将来発展にかかわる事務局としての企画・立案機能の適切性

大学院の充実と将来発展に関わる企画・立案は、各研究科における構想・提案が基本となっている。それら構想・提案は、学長、学務担当副学長、研究科長を構成員とし、学務部長、大学院課長が陪席する「研究科長会議」での意見交換の中で具体的検討がなされ、調整される。研究科長会議は公式の会議体ではないが、大学院の場合、大学院の充実と将来発展に関わる企画・立案にとって重要な調整機能を果たしている。その際、大学院課は、各研究科の構想、研究科長会議での検討・調整に必要な調査・情報提供を行うとともに、必要に応じて提案を行う機能を果たしている。

イ 大学院の教育研究を支える独立の事務体制の整備状況

本学では、法務研究科を含め大学院全研究科のすべての事務は、「学務部大学院課」が行っている。大学院課は、学部であれば学務部教務課、学務部学事課、学生部学生課、入試部入試課、総務部総務課等で分担している業務をすべて行い、その業務を大学院課長が統括しているため、他の課からは独立して統一的な処理を行うことが可能となっている。大学院課は、学務部長のもと、8名の専任職員で構成され、「東北学院大学事務組織規程」にその事務分掌が詳しく規定されている。

なお、工学研究科、人間情報学研究科の場合、多賀城キャンパス、泉キャンパスの各事務室には、大学院の事務のみを専門に担当する部署はなく、大学院に関する事務は各キャンパス学務係が担当している。事務組織規程上も、教務課に属し、教務課長の指揮監督のもとにある学務係が、大学院課が統括する大学院関係の業務を担当することが定められている。なお、学務係が担当する大学院事務は、実際に大学院課長が統括しており、教務課と大学院課の間で業務が分担されている。

5. スタッフ・ディベロップメント (SD)

ア 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

本学では、平成13(2001)年度に制定された「東北学院職員研修規程」に基づき、職員研修を制度化している。具体的プログラムは、法人事務局庶務部人事課が企画・実施している。現在行われているプログラムとしては、①集合研修プログラム(平成21[2009]年度は目的別研修会1回、階層別研修会5回を実施)、②業務別研修プログラム(部署別業務研修として3部が実施)、③外部派遣研修プログラム(日本私立大学連盟や私立大学情報教育協会など外部団体が主催する各種研修会に職員を派遣)、④支援研修プログラム(自己啓発プログラムとして産業能率大学の通信教育や放送大学の大学院講座を職員が自主的に能力開発に取り組む機会として提供し、修了者には経費の一部を補助)、⑤出向制度(職員の外部団体への出向)がある。

研修に関わる広報・情報提供は、人事課が発行し、職員に配付されている『研修だより』によって行われている。

このほか、大学宗教部による研修プログラムとして、教員及び職員を対象とした「教職員修養会」がある。この「修養会」は、教員・職員の別、職制・職務・所属の枠を越えて、東北学院の建学の精神について考え、その理解を深めることで、本学の教職員としての帰属意識と資質を高める機会となっている。

また、各事務組織では、部課の職務内容に関わる学外研修に職員を派遣するための予算措置を講じ、毎年多くの職員を派遣している。

イ 事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

(1) 専門性の向上

日常業務において高度な専門スキルの必要性がある情報システム関係や施設関係、実験指導に関する業務などについては、一般職員とは別に専門知識・技能を重視した採用を行っている。また、これらの職員については、人事異動なども一般の職員とは別の扱いとしており、異動年限のルールも一律には適用していない。

また、一般職員の専門性の向上については、学内外での各種研修への積極的な参加を奨励している。平成20(2008)年度からは、外部団体への出向を行っているが、これにも専門性向上のための研修という目的が含まれている。

(2) 業務の効率化

業務の効率化に関しては、専任職員の業務領域の量的拡大と質的变化に対応するため、平成20(2008)年度より図書情報課における業務委託や臨時職員の業務の見直し、派遣職員の活用など、定型業務の非専任化を進めており、それによって業務全般の効率化を推進する過程にある。

(3) 人員配置の合理化

事務組織の専門性を向上させ、業務の効率化を図るためには、合理的な人員配置が不可欠である。本学では、平成18(2006)年度より、各所属長から職場環境に関する意見の聴取（人事ヒアリング）及び書面による提出（「業務内容等の把握に関する調査」の実施）によって、合理的な人員配置のための基本情報を集積し活用している。

6. 事務組織と学校法人理事会との関係

ア 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

理事会には事務組織の代表である法人事務局長が理事として参加し、事務組織、職員人事、財務等に関する事項を所管し、事務組織全体の連携・調整にあたっている。大学事務組織に関する事項もこれに含まれる。また、理事会には、大学事務組織の代表者として総務部長も陪席している。理事会から多くの管理運営業務を委任されている常務理事会にも、法人事務局長が構成員として、総務部長が陪席者として参加している。

他方、大学の管理運営の中核的組織であり、すべての事務組織の長が参加する「部長会」においては、理事長、庶務部長、財務部長が構成員として、常任理事と法人事務局長は陪席者として出席し、大学事務組織と理事会との連携・調整を図っている。

【点検・評価】

上掲の5つの到達目標について、点検・評価を行う。

- (1) 学生生活を支援するという目標は、おおむね達成されつつある。学部別ではなく機能別の事務組織は、学部を越えた事務サービスの均質化を実現している。また、泉キャンパスと多賀城キャンパスでは、就職課を除く学生に関わる事務が同じ場所に集約され、いわゆるワンフロアー化が実現している。土樋キャンパスでも教務・学事・学生・国際交流の各課は同じフロアーに配置されている。今後の課題は、窓口利用時間の拡大や、よりきめ細やかで質の高い学生サービスを提供することである。
- (2) 教員の教育研究活動を適切に支援するための事務組織と職員配置を行うという目標について、まだ十分とはいえないが改善が進んでいる。平成16(2004)年度に総務部内に研究機関事務課を設置し、特にその後、多賀城キャンパスと泉キャンパスの研究機関事務課には実験実習指導・教育研究支援係を、教養学部がある泉キャンパスの研究機関事務課には実験実習指導・研究機関事務係を置き、実験系の授業科目の教育補助にあたる体制が整ったことは評価できる。また、平成17(2005)年度には、科学研究費など外部資金獲得のための業務を総務部総務課から総務部調査企画課に移し、体制を強化したことも評価される。今後の課題は、研究機関事務課が行うべき教員への教育研究活動支援の内容改善、そのための組織と人員配置についてさらに検討を進めることであり、調査企画課の研究支援機能をさらに強化することである。
- (3) 教学組織と事務組織との有機的な連携の仕組みをつくるとともに、教学上の企画・立案に事務組織が一定の役割を果たすことのできる組織づくりと職員の能力開発を推進するという目標については、おおむね達成できている面とそうでない面がある。達成できているのは、事務組織の業務・運営に部長・副部長・委員といった資格で教員が深く関わっていることで、有機的連携が実現されていることによる。そこでは、教学上の企画・立案を事務職員が補佐する体制が整っている。

他方、学部という最も重要な教学組織を支える事務組織が十分に整備されていない側面がある。これにより、学部の抱える諸問題の把握、解決のための効果的な政策の立案、環境変化に対応した戦略の構築などにおいて、必要かつ迅速な対応を難しくしている面があることは否定しえない。事務組織や人員配置を無用に拡大することなく、現状の組織が持つ優位性をも検証しながら、将来的なキャンパス構想も視野に入れ、この問題をどう解決するかは今後の課題となる。

- (4) 大学の経営戦略を支える事務機能を強化し、経営戦略の視点から効果的で効率的な事務組織を実現するという目標については、まだ作業が緒に就いたばかりである。各事務組織の長を対象に毎年実施されている「人事ヒアリング」は、効果的かつ効率的な事務組織づくりのための基礎資料を収集することを目的としている。このことと関連して、平成21(2009)年度に発足し、平成22(2010)年度に本格的に動き出す「学長室」には、大学の事務組織の見直しを含む経営戦略を支えることが期待されている。「学長室」の運用を実際に担う組織として、学長を委員長とする「東北学院大学学長室検討・調整委員会」を置くことになっている。ただし、関係規程が正式に施行されるのは、平成22(2010)年4月1日からである。なお、平成21(2009)年度には、「東北学院大学学長室検討・調整委員会」の前身である「学長室連絡会議」から、広報に関する事務体制の見

直しが提言されている。

- (5) 専任職員の基礎的事務能力、各部署の業務に関わる専門的能力と、企画・立案能力を高め、さらに大学運営の全体に関わる政策形成能力を備えるために、効果ある研修を組織的かつ体系的に実施するという目標については、これらに関わるさまざまな研修プログラムが関係規程と担当部局の責任で組織的に行われていることは評価できる。課題は、効果の測定とそれに基づいたプログラムの改善が十分ではない点である。そのことと関連して、研修に対する職員の意欲に差異が見受けられることも問題である。職員人事全般に関わることとして「人事委員会」が主体となって、研修に関する PDCA サイクルを確立することが必要である。

【改善方策】

- (1) 多様化する学生とそれぞれの個性に応じた学生生活支援を適切に行い、学生生活における満足度を高める。この点では、教員の協力が不可欠であり、教授会を通して学生の実態について正確な情報を提供すると同時に、具体的な対応について支援を求める。
- (2) 研究機関事務課が行うべき教員への教育研究活動支援の内容改善、そのための組織と人員配置について検討を進めるとともに、調査企画課の研究支援機能を強化する。
- (3) 学部を支える事務組織をどう整備すべきかについて、将来的なキャンパス構想との関わりの中で全学的視点から検討を始める。
- (4) 学長室の運営を軌道に乗せ、大学の経営戦略能力を高めるとともに、経営戦略に基づいた効果的で効率的な事務組織づくりを進める。
- (5) 「人事委員会」を中心に、職員研修の効果を測定し、それに基づいてプログラムを改善するといった、研修に関する PDCA サイクルを確立する。

X. 施設・設備

【到達目標】

- (1) 施設の安全・衛生を確保するとともに、バリアフリー化を進める。
- (2) 教育方法の改善を支援するため、情報処理機器、視聴覚機器などを配備したマルチメディア対応の教室を増やし、学内総合ネットワークの充実を図る。
- (3) 学生にとって使いやすく、居心地のいいキャンパスづくりを計画的に進めていく。
- (4) エコキャンパスを目指し、人感センサーの設置や省エネタイプの空調工事及び温度設定による消費電力の削減を図る
- (5) 土樋キャンパス隣接地の取得によって校地を拡張し、同じ学部の学生が泉キャンパスと土樋キャンパスに分かれて学ぶ状態を解消する。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 大学の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（大学基礎データ表 36、表 36-2、表 37、表 38、表 40 に対応）

- (1) キャンパス構成：本学は、「土樋」「多賀城」「泉」の3つのキャンパスからなっている。土樋キャンパスでは、文学・経済学・法学の3学部（平成23[2011]年度からは経営学部も開講）の3・4年生、夜間主コース全学年、文学・経済学・経営学・法学・法務の5研究科の学生が学ぶ。多賀城キャンパスには工学部と工学研究科の全学生、泉キャンパスでは文学・経済学・経営学・法学の4学部の1・2年生、教養学部全学年、人間情報学研究科の学生が学んでいる。ちなみに、現在、学内では、土樋キャンパス隣接地の取得によって校地の拡張を図り、泉キャンパスで学ぶ学生を拡張された土樋キャンパスに順次移す計画がある。
- (2) 校地：「大学基礎データ」表36の通り、土樋と泉キャンパスは、合わせて313,686.2㎡の校地面積を有し、大学設置基準によって必要とされる82,700.0㎡を上回っている。多賀城キャンパスは174,422.0㎡の校地面積を有し、設置基準上必要とされる18,040.0㎡を上回っている。
- (3) 校舎：「大学基礎データ」表36の通り、土樋と泉キャンパスは、合わせて128,518.3㎡の校舎面積を有し、設置基準上必要とされる35,361.0㎡を上回っている。多賀城キャンパスは、45,390.3㎡の校舎を有し、設置基準上必要とされる23,305.0㎡を上回っている。
- (4) 主要施設：各キャンパスの主要施設は「大学基礎データ」表36-2の通りである。表からわかるように、泉キャンパスの施設は昭和62(1987)年にまとめて建てられたものであるのに対して、土樋と多賀城のキャンパスの施設には、かなり古い時期に建てられたものがあり、土樋の戦前期のものを含め昭和50年代以前に建築された施設がかなり多い。これらの施設については、耐震補強やアスベスト対策を行う必要があり、年次計画を立てて工事を進めている。耐震工事については、平成21(2009)年度に土樋キャンパス1号館並びに礼拝堂を実施した。平成22(2010)年度には土樋キャンパス大学院棟、泉キャンパス合宿所を実施する予定である。アスベスト対策については、平成21(2009)年度に多

賀城キャンパス4号館を実施した。平成22(2010)年度には6号館を実施する予定である。これが終われば、計画の8割は完了することになる。

- (5) 講義室・演習室等：講義室・演習室等の面積・規模は「大学基礎データ」表37の通りである。各キャンパスで学ぶ学部と学年は上述した通りであり、多賀城キャンパスの講義室・演習室は工学研究科との共用ではあるが、基本的には工学部学生だけが使用しているのに対して、土樋キャンパスでは3学部（平成23[2011]年度からは4学部）、泉キャンパスでは5学部の学生が教室・演習室を共用している。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表38に対応）

本学が、教育の用に供するために配備している情報処理機器等としては、おおよそ次のものをあげることができる。なお、「大学基礎データ」表38には、情報処理、AV及び視聴覚に関する教室の現状がキャンパスごとに示されている。また、各学部・研究科が独自に配備している情報処理機器等については、第2章の各学部・研究科の記述を参照されたい。

- (1) 情報処理センター：3キャンパスに情報処理センターがあり、土樋情報処理センターは4教室（総面積540㎡）に156台のパソコン、多賀城情報処理センターには3教室（総面積492㎡）に184台のパソコン、泉情報処理センターには6教室（総面積984㎡）に395台のパソコンがそれぞれ設置されている。また、センターには、オーディオ機器（DVD、VHS）、書画カメラ、プロジェクター、スクリーンなどが視聴覚機材として配備されている。これらの設備は授業に利用されるほか、授業の空き時間には、学生、教員の一般利用に供されている。また、設備は平成21(2009)年4月に刷新され、キャンパス間を移動しての利用者やキャンパス相互間での利用者にとって利便性が大きく向上した。
- (2) オーディオ・ヴィジュアルセンター：センターは、泉と土樋の2キャンパスにあるが、主要施設は泉キャンパスに置かれ、「複合メディアルーム」を含む教室6室（総面積828㎡）のほか、自習室、教材準備室、録音室・編集コーナー（ミニスタジオ）、事務室がある。土樋キャンパスには、複合メディアルーム1室と自習コーナー・事務室が1室ある。これらの施設は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、日本語、韓国・朝鮮語の授業で利用されているが、教室の全教卓に視聴覚設備が整っている利便性もあり、語学以外の授業にも活用されている。
- (3) 一般教室：一般教室の一部は、視聴覚機器が配備されるなどマルチメディア化されている。その数は、平成21(2009)年度で、土樋キャンパス14教室、泉キャンパス38教室、多賀城キャンパス18教室である。そのほか、情報処理機器そのものの配備ではないが、各キャンパスとも一部の教室に有線LANを整備しているほか、無線LANが利用できる場所を整備している。
- (4) 総合ネットワーク：本学の総合ネットワークは、電子メール、共通ソフトウェアの利用などを通して、学生の教育に広く供されている。平成18(2006)年10月に機器更新を実施し、高速化とセキュリティの強化などを実現することができた。さらに、管理運用においては、利用者申請処理を電子化することにより申請手順を大幅に削減することができた。なお、3キャンパス間は専用回線（6Gbps）で接続されている。学外との接続は、教育・研究はTOPIC（東北大学）経由で、それ例外は商用プロバイダ回線（100Mbps）を利用している。

- (5) その他：学生がパソコンや携帯電話で大学のお知らせや休講情報を閲覧することができるシステム「Campus ナビ」を提供している。また、平成 23(2011)年度から、Web 上で科目登録ができるシステムを導入するために現在準備を進めている。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

本学の土樋キャンパスには、本学にとってだけでなく、広く仙台市民にとっても残すべき歴史的建物として次のものがある。その中心となる「本館」と「礼拝堂」を含む土樋キャンパス正門付近は、平成 20(2008)年度の仙台市の「街中グッドデザイン展主幹団体推薦賞 MIDECA 賞」を受賞している。

- (1) 本館：大正 15(1926)年に東北学院専門部校舎として建てられた。米国の建築家 J. H. モルガンによる設計で、カレッジ・ゴシック様式、鉄筋コンクリート 3 階建てで外壁には地元の秋保石が使われている。現在、管理事務部門や役職者室として利用しており、建物の維持管理は施設部施設課によってなされている。
- (2) ラーハウザー記念東北学院礼拝堂：昭和 7(1932)年に東北学院専門部の礼拝堂として建てられた。J. H. モルガンによって、本館と一体のものとしてカレッジ・ゴシック様式で設計された。礼拝堂内に設置されたパイプオルガンも国内有数のものである。現在は、学生及び教職員による毎日の礼拝、地域住民を対象とした演奏会やクリスマス礼拝に利用されている。建物の維持管理は施設部施設課が行っている。
- (3) シップル館（旧デフォレスト館）：明治 20 年代初めに米国人宣教師デフォレストの住宅として建てられた。当時のコロニアルスタイルによる典型的なアメリカ式住宅である。その後、宣教師シップルの住居となり現在の名称となった。大学では教員個人研究室としての利用を経て、現在は教職員の福利厚生施設として利用されている。維持管理は施設部施設課によってなされている。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

この項についての詳細は、第 2 章の各学部・研究科の記述を参照されたい。以下では、特筆すべきものをあげる。

- (1) 文学部歴史学科には、主に考古学分野の発掘調査で使用する測量機器の「トータル・ステーション」、測量基準点などの位置を確認する「GPS 受信機」、立体的な遺物や古墳の石室などの 3 次元測量する機器「デジタルイザール」がある。
- (2) 工学部には、「微小焦点 X 線マイクロ CT システム」「KNOPPIX による大規模グリッドコンピ」「高機能ナノ構造電子デバイス研究システム」「電子工学実験ブース」「ナノ構造作成用高精度電子ナノビーム描画装置」「2 次元検出器搭載型 X 線回折装置」「超構造薄膜作製用蒸着システム」「生体組織内遺伝子発現観察システム」がある。
- (3) 教養学部人間科学科には、国内の大学で最初に導入した、心理学実験用の「バーチャルリアリティ装置」がある。この装置はハードウェアの進歩に合わせて更新され、現在も認知心理学実験に用いられている。また、同学科の体育学には、温湿度、風、照射及び酸素濃度を制御することができる「人間環境制御室」がある。人間が運動している時の外部環境と恒常性機能の競合に関わる実験実習や総合研究で利用している。

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

工学部は、平成17(2005)年度に、宮城県の産業技術総合センター内の「基盤技術高度化支援センター」を中心に、宮城県内の理工学系学部を持つ大学及び関連団体すべてが参加した「基盤技術高度化支援に係る相互協力協定」を締結した。それに基づき、「産学連携のための東北学院大学工学部における施設、設備および機器等の使用規則」を定め、施設・設備の相互利用の連携を図っている。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本学において、学部基礎を置かない研究科としては、専門職大学院の「法務研究科（法科大学院）」がある。

法務研究科の専用施設は、「法科大学院・総合研究棟」の3階から8階である。そこには、AV機器を備えた「講義室」のほか、「法廷教室」「演習室」「学生自習室」「司法試験対策教室」などが整備されている。

これらの施設のうち主なものは、24時間の利用が可能である。すべての教室にLANが整備され、情報収集は容易になっている。また、文部科学省の補助金により、講義形式の授業を原則としてすべて映像記録に残せる設備を整備し、学生の授業の補完・自主学習に供している。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

土樋キャンパスにある4研究科（文学・経済学・経営学・法学）は昼夜開講制をとっている。それに対応し、土樋キャンパスでは、大学院学生の合同研究室は22時45分まで、図書館は22時まで利用できる。また、事務窓口の大学院課と地階書庫を管理している研究機関事務課は19時30分まで業務を行っている。

泉キャンパスの人間情報学研究科は、社会人学生が多いこともあり、大学院学生の便宜を図り、授業や演習を通常時間帯後の夜間（18時～19時30分）に行うことがある。その時間帯には、事務窓口は閉まっているが、図書館は20時まで開館している。また、その他の教育研究施設も22時まで利用でき、延長願によって23時まで利用できる。

多賀城キャンパスの工学研究科では夜間に授業がないため、事務窓口は17時で閉まる。しかし、学生や教員の研究活動に対応し、教室及び図書館は20時まで利用できる。また、実験室は21時30分まで使用でき、延長願によって24時間使用できる。

なお、すべてのキャンパスにおいて、願い出により24時間の利用を可能としている。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

本学では、キャンパス・アメニティの形成・支援のために、特別の委員会を設置している。それは、大学の「施設拡充委員会」のもとに設置された「キャンパス・アメニティ委員会」である。毎年、予算申請にあわせて、キャンパス・アメニティを形成・支援するための施策が提案・検討され、その後、施設拡充委員会で必要性を総合的に判断し、予算申請すべき施策を決定する。

そのほか、キャンパス・アメニティに関わる問題は、大学と学生団体である学生会との定期的な協議の場である「合同協議会」で取り上げられることが多く、大学は学生会から出される要望に誠実に対応している。また、キャンパス・アメニティに関する学生からの意見は、大学及び学生会の双方で設置している「意見箱」から聴取されることもある。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

学生がキャンパスの中で快適に生活を送るための「生活の場」として、各キャンパスに「学生ラウンジ」を整備している。また、多くの学生にとって、「食堂」や「大学生協」の売店その他の施設が「生活の場」となっている。なかには図書館の「自習室」や体育館の「トレーニング室」を利用している学生もいる。クラブ・サークルに所属している学生には「課外活動部室」がある。近年は屋外に「テーブル」や「ベンチ」を増設し、屋外の環境も整備している。また、授業のない一部の空き教室も「生活の場」となっている。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

自然環境への配慮としては、もともと自然環境に恵まれている泉キャンパスと多賀城キャンパスでは、それを保全・利用しながら緑豊かなキャンパスづくりに努めている。他方、土樋キャンパスは、市街地のマンションをはじめとする住宅密集地域に接しているため、他キャンパス以上に植栽を増やすなどして、周辺住民に安らぎと落ち着きを与えるキャンパスづくりに努めている。ちなみに、各キャンパスのグラウンドは、地域の指定避難所ともなっている。

また、大学周辺の社会環境への配慮については、まず、通学やキャンパスからの一時的な外出に伴う、交通ルール違反や車・バイク・自転車の違法駐車の前防・注意・指導がある。また、泉キャンパスでは、周辺のアパート・マンションに本学学生が多く住んでおり、生活騒音、ゴミ出しルール違反など住民としての問題行動の前防・注意・指導がある。これらについては、学生部を中心に、『学生手帳』や『学生生活』といった学生に配付される印刷物、学内掲示によって行われるほか、現地の見回りによる口頭指導も行っている。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

本学は、以下の通り、施設・設備面におけるバリアフリー化を順次進め、障がい者への配慮を行っている。さらに詳細は、第2章の各学部・研究科の記述を参照されたい。

(1) 土樋キャンパスには古い建物が多いが、一部（本館、7号館）を除いて入口に車椅子用スロープを設けている。また、礼拝堂に「段差解消機」、視覚障がい者のために「視

- 線誘導標識「多目的トイレ」を設置している。なお8号館は、仙台市内の民間団体「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」によるバリアフリーの施設として認定されている。
- (2) 多賀城キャンパスでは1号館と2号館にエレベーターが整備され、障がい者への便宜が図られている。また、2号館には多目的トイレが整備されている。平成18(2006)年度に完成した工学基礎教育センターには、教室内に車いす用スペースを設け、エレベーター、衛生関連施設が整備されており、障がいを持った学生も快適に学習できるように配慮している。ただし、一部の古い建物は、障がい者への配慮に欠けた常態になっている。
- (3) 泉キャンパスの施設・設備はほとんどが比較的新しいものであるため、各建物へのスロープや多目的トイレなどバリアフリー化は進んでいる。さらに、平成20(2008)年度には、各建物に入るための視線誘導標識を整備し、車椅子の使用のために各施設までの小さな段差を解消した。

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

本学においては、土樋キャンパスと泉キャンパスとの間の移動が主たる問題となる。学生は原則として授業による移動の必要はないが、一部の学生は土樋と泉の両キャンパスで履修することがある。また、課外活動のために移動する場合もある。他方、土樋と泉の教員の多くは、授業や会議のため両キャンパス間を移動する必要がある。このほかに、多賀城の教員は、会議のため土樋キャンパスに移動することがある。

学生、教員ともに、こうしたキャンパス間移動は個人に任せられている。移動を必要とする学生が少なく、キャンパス間には十分な交通動線・交通手段が確保されているからである。土樋キャンパスと泉キャンパス間の移動は、仙台市地下鉄南北線とバスを利用すれば所要時間は約45分である。また、多賀城キャンパスと土樋キャンパス間の移動は、JR仙石線又は東北本線と仙台市地下鉄を利用すれば所要時間は約30～45分である。幹線道路も整備され、自動車での移動にも問題はない。そのため、学生、教員ともにスクールバスの要望はほとんどない。

また、学生が泉と土樋の両キャンパスで授業を受ける場合、必ずキャンパス間の移動時間を考慮した時間割とするよう指導している。

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

各施設の利用時間は、各キャンパスの置かれている状況によって、以下のように柔軟に対応している。

- (1) 土樋キャンパスでは、教員研究室は22時45分まで使用できる。また、法務研究科学生の自習室は、法務研究科長に申請して延長利用者名簿に登録した者は、日曜日の午前や大学の行事で利用が制限される期間を除き、利用時間に制限はない（ただし、入館時刻は23時まで）。また、中央図書館の利用時間は22時まで、事務窓口は教務課、学生課、学事課が土曜日を含めて21時30分まで利用でき、夜間主コース学生が在籍するキャンパスとして配慮がなされている。
- (2) 多賀城キャンパスでは、図書館利用が20時までとなっている。また、4年生が卒業研究に使用する実験室や解析室は、通常は7時30分から21時30分までであるが、21時30分以降並びに日曜・祝日・休日の使用についても、学生が工学部時間外施設使用許可

願を提出して、許可を受ければ可能としている。

- (3) 泉キャンパスでは、施設利用時間は22時までであるが、それを超えて施設を利用する場合には、あらかじめ延長願により23時まで使用できる。図書館は、8時30分から20時までの開館時間である。また、早朝に勉強する場所を確保してほしい要望に対応し、年度ごとに開放される教室は変わるものの、1校時目開始（8時50分）前に、学生の学習用に一部の教室が開放されている。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

- (1) 一般的施設については、施設部施設課が、「東北学院大学営造物管理規程」などの諸規程に基づき、建物、備品・用品、情報関連設備を維持・管理している。また、保守・点検整備・警備の責任は施設部施設課が負うが、実際の業務は外部業者への委託及び保守契約で実施している。施設・設備等の維持・管理について、建物修繕などの全学的調整が必要となった場合は「東北学院施設・設備等整備委員会」が審議している。教員個人研究室は、「東北学院大学研究室運営規程」に基づき、全学的に調整を図っている。
- (2) 教室については、土樋キャンパスは学務部学事課が、多賀城と泉キャンパスは学務部教務課が管理している。
- (3) 情報処理センター、事務システム及びその運用端末は、情報システム部情報システム課が、関連規程に基づいて管理している。学内総合ネットワークは、「東北学院総合ネットワーク管理規程」（総務担当副学長を中心に各学部の委員、事務関係部局の委員で構成）に基づいて日常的業務を行っている。さらに、課題ごとに検討するための小委員会や作業部会も設置されている。
- (4) 会議室については、総務部総務課が管理している。
- (5) 防火防災管理は、「東北学院大学災害対策委員会規程」のもとに、キャンパスごとに「防火管理規程」（地震等に対する防災も含む）を制定して責任体制を明確にするとともに、職員による自衛消防隊を編成している。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

- (1) 衛生：各キャンパスの清掃は、施設部施設課の管理のもと、外部委託会社が実施している。
- (2) 安全：各キャンパスの警備は、施設部施設課の管理のもと、外部委託警備員を24時間常駐させて行っている。災害については、規程とマニュアルを整備し、「災害対策委員会」を設置して対応している。なお、近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に対処する災害発生前のシステムとして「緊急地震速報システム」を各キャンパスに整備し、災害発生後システムとして学生の「安否確認システム」の整備を実施した。さらに、職員による「自衛消防隊」を編成し、毎年防災訓練を実施している。

【点検・評価】

上掲の5つの到達目標について点検評価を行う。

- (1) 施設の安全・衛生を確保するとともに、バリアフリー化を進めるという目標について

は、耐震補強やアスベスト対策が大きく進み、バリアフリー化も着実に進展している。警備や清掃は従来からよく行われている。「緊急地震速報システム」を各キャンパスに整備したことや、災害発生後システムとして学生の「安否確認システム」の整備したことも評価できる。今後の課題は、未完了の耐震補強やアスベスト対策工事を早期に完了し、一部遅れているバリアフリー化をさらに進めることであり、「緊急地震速報システム」や「安否確認システム」を適切に利用できるよう不断の準備をすることである。

- (2) 教育方法の改善を支援するため、情報処理機器、視聴覚機器などを配備したマルチメディア対応の教室を増やし、学内総合ネットワークの充実を図るという目標は、かなり状況は改善されつつあり、平成 20(2008)年度から平成 21(2009)年度にかけて、視聴覚機器が整備された一般教室は、大学全体で 15 から 70 と大幅に増えた。学内総合ネットワークも大きく改善された。今後の課題は、学生が自由に利用できるパソコンの配備を増やすこと、教室への視聴覚機材の配備をさらに進めること、総合ネットワークを安定的に運用する人的体制を整備することである。
- (3) 学生にとって使いやすく、居心地のいいキャンパスづくりを計画的に進めていくという目標に向けた取り組みについても、かなりの進展がみられる。キャンパス・アメニティについてはキャンパス・アメニティ委員会の設置とその提言によって多くの改善がなされている。学生の「生活の場」の確保も着実に進んでいる。また、図書館の利用時間の延長にみられるように、施設・設備の利用時間についても改善されつつある。今後の課題は、キャンパス・アメニティ増進のための施策を着実に進めること、学生による施設・設備の 24 時間利用を目指して、学内施設の入退館システムの見直しを進めること、学生が自由に利用できる教室を増やすことである。
- (4) エコキャンパスを目指し、人感センサーの設置や省エネタイプの空調工事及び温度設定による消費電力の削減を図るという目標は、予算の制約もあり、まだあまり進んでいない。今後整備する施設・設備は省エネルギーに対応したものとするとともに、省エネルギーに対する学内の意識づけをこれまで以上に強化する必要がある。
- (5) 土樋キャンパス隣接地の取得によって校地を拡張し、同じ学部の学生が泉キャンパスと土樋キャンパスに分かれて学ぶ状態を解消するという目標については、取得のための交渉がまだ緒に就いたばかりである。キャンパスの分散は、学生・教員の教育研究活動にとっても、大学の管理運営にとっても多くの問題を生み出している。したがって、教育研究の面でも管理運営の面でもキャンパスの統合が望ましいことは明らかであり、取得交渉を成功させるとともに、取得後のキャンパスづくりについて検討を進めていかなければならない。

【改善方策】

- (1) 施設の安全・衛生を確保するとともに、バリアフリー化を進めるために、未完了の耐震補強やアスベスト対策工事を早期に完了し、一部遅れているバリアフリー化をさらに進め、「緊急地震速報システム」や「安否確認システム」を適切に利用できるよう不断の準備をする。
- (2) 教育方法の改善を支援するため、学生が自由に利用できるパソコンの配備を増やし、教室への視聴覚機材の配備をさらに進めるとともに、総合ネットワークを安定的に運用

する人的体制を整備する。

- (3) 学生にとって使いやすく、居心地のいいキャンパスづくりを計画的に進めていくために、キャンパス・アメニティのための施策を着実に進め、学生による施設・設備の24時間利用を目指して、カード入館システムの導入を進めるとともに学生が自由に利用できる教室を増やす。また、教員研究棟の24時間入退館システムの構築を図る。
- (4) エコキャンパスを目指し、今後整備する施設・設備は省エネルギーに対応したものとするとともに、省エネに対する学内の意識づけをこれまで以上に強化する。
- (5) 土樋キャンパス隣接地の取得交渉を成功させるとともに、取得後のキャンパスづくりについて検討を進める。

X I . 図書・電子媒体等

【到達目標】

- (1) ハイブリッド・ライブラリーを構築する。
- (2) 教育と研究並びに学習の支援機能の充実を図る。
- (3) 図書館利用環境の整備を推進する。
- (4) 学生の利用増加を図る。
- (5) 地域開放を進める。

【現状説明】

1. 図書、図書館の整備

ア 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

(大学基礎データ表 41 に対応)

(1) 図書整備

「大学基礎データ」表 41 に、各図書館及び研究所・資料室の図書・資料の所蔵数と受け入れ状況が示されている。大学全体でみると、図書冊数 1,250,028(うち開架 380,199)、定期刊行物の内国書 15,826、外国書 5,547、視聴覚資料の所蔵数 37,481、電子ジャーナルの種類 17,854、平成 18(2006)年度から平成 20(2008)年度の過去 3 年間の図書受け入れ状況はそれぞれ、29,446、30,111、28,329 となっている。

図書資料等の体系的かつ量的整備は図書館の生命線であり、平成 17(2005)年に策定した「図書館中長期計画策定に向けて」の基本理念の中で、特に「1. 研究・教育に資する図書資料の充実、2. 文化財としての図書資料の保管・管理」を掲げるなどして不断に努力を重ねている。

(2) 予算

図書館全体の図書資料費予算は総額 345,541 千円、内訳は図書購入費 180,182 千円、新聞・雑誌購入 110,041 千円、電子ジャーナル等 50,696 千円、視聴覚資料等 4,622 千円となっている。

図書資料全体(データベース、電子ジャーナルを除く)の購入予算は、平成 21(2009)年度は前年比でおよそ 10%減である。

購入予算策定の方法は従来から基本的に変わっていない。まず専任教員数を基準に各学科に配分し、それに学科共通費を加算する。大学院もそれに準じている。そのほか学習図書の整備・充実のために非常勤教員を含めて「学生指定図書」予算を確保し、兼担者には加算している。計算の基準となる専任教員一人当たりの金額が、特に大学院担当者について平成 21(2009)年度大幅な減額となり、それらが購入予算全体の減少となった。

(3) 選書

現在、選書は専任教員が行っている「教員選書」と図書館が行っている「図書館選書」に大別されるが、前者が選書全体の 90%近くを占めている。海外雑誌については逐次電子ジャーナル化を進めている。金額の大きなデータベースの購入などは関係学科の審議を前提に、その要請に基づき、汎用性や利便性を考慮し逐次導入を図っている。

(4) 特色ある図書資料

本学図書館は従来、特色ある図書資料の蒐集整備に力を入れてきた。例えば16世紀のグーテンベルク聖書の一部をはじめ、古今東西の貴重な聖書を集めているほか、ダンテ文庫、アダム・スミス・コレクション、古田良一文庫、アジア・コレクションなど、貴重な資料を蒐集整備し、保管している。平成18(2006)年には山川丙三郎の日記やノートの寄贈を受け、ダンテ関係図書が充実した。また同年に本学図書館所蔵の明治期のキリスト教書約800点を網羅した書誌作成が行われ、これに加えて平成19(2007)年に明治期キリスト教書400点以上からなる「秋山憲兄コレクション」が加わり、本学にふさわしい貴重な図書資料群を形成することになった。このうち、アジア・コレクション、ダンテ文庫の一部と山川丙三郎の日記はデジタル化の前段階としてマイクロフィルム化されている。

イ 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性 (大学基礎データ表 42、表 43 に対応)

「大学基礎データ」表 42 に各館の職員数、開館日数、開館時間、利用者数、貸出冊数が、表 43 に学生閲覧室の座席数、収容定員に対する座席数の割合が示されている。

(1) 図書館の規模

図書館は、土樋キャンパスに「中央図書館」(延床面積 6,837 m²) とその「大学院分室」(延床面積 765 m²)、泉キャンパスに「泉分館」(延床面積 6,100 m²)、多賀城キャンパスに「多賀城分館」(延床面積 2,776 m²) があり、4施設体制になっている。また学内13 研究所にも必要な図書・雑誌並びに閲覧スペースがあり、これら研究所の図書資料の登録方法、利用方法などは図書館に準じて行われている。

大学全体の図書の冊数は1,250,028冊、学生閲覧室の総座席数は1,614席となっている。

(2) 開館時間及び閲覧室の座席数

中央図書館の開館時間は平日が8時30分から22時まで、多賀城キャンパスと泉キャンパスの各分館は8時から20時までである。平成20(2008)年4月から図書館業務の一部を外部委託し、その結果、前・後期試験期間の日曜・休日午後及び長期休暇中の土曜日の終日開館を実施している。平成21(2009)年に授業開始時間が従来の8時30分から8時50分に変更になったが、図書館の開館時間はこれまでと変わらず、現在は授業開始の20分前の開館となっている。

閲覧室の座席数は、本学図書館全体で収容学生定員の15.5%である。

(3) 情報検索設備、視聴覚機器の配備の状況

現在「視聴覚機器」(マイクロリーダーを含む)の保有台数は、中央図書館31台、泉分館35台、多賀城分館15台である。また、利用者用の情報検索用端末パソコンは中央図書館16台、泉分館16台、多賀城分館7台である。

(4) 利用環境の整備状況

平成18(2006)年8月に情報システム関係部門の管理運営による総合ネットワークの更新作業により、各図書館内に「無線LAN」のアクセスポイントが設置され、利用者の持ち込みパソコンでもネットワークに接続できる環境を整えている。

また、所定の手続きを経れば、学生が閉架書庫に入ることができるようになっている。

さらに、学内の図書館4施設間及び各研究所間の相互利用は「学内相互貸借」制度により迅速かつ有効に行われている。

(5) 地域への開放

図書館の開放は、一般市民（許可制）、東北地区大学図書館協議会加盟館関係者、高校生（夏休みなど、長期休暇期間）、同窓生（館外帯出も可）に対して行われている。地域への一般開放はまだ行っていない。

(6) 学生の利用状況

「大学基礎データ」表42に年間利用者数(延べ数)・年間貸出冊数が示されているが、日本図書館協議会の調査データから私立大学の学生1人当たりの平均と比較したところ、利用回数では約1.9倍、貸出冊数でも約1.2倍となっている。

2. 情報インフラ

ア 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

(1) オンライン閲覧目録

平成18(2006)年度末の遡及完了に伴い、本学図書館の図書資料はすべて電子的に提供されている。また、平成21(2009)年10月から図書館新システムを導入した。新システムによって今後目録の多言語化、利用者ポータルサイトのサービスが開始される。本学図書館ホームページからすべての検索が可能である。これらのOPAC登録について、国立情報学研究所の総合目録データベース所蔵レコード登録件数が、事典・辞書、学生指定図書などを除いて、3館合計で現在図書については約8.5%、雑誌については100%である。

(2) 各種提供システム

学術情報へのアクセスは、GeNiiをはじめとして各種書誌データベースを利用者に提供し、助成金（申請）を活用して逐次充実を図っている。なお、主なデータベースは以下の通りである。

図書館で利用できる主なデータベース

〔海外学術雑誌データベース〕	Science Direct IEL Online ProQuest Academic Research Library ProQuest ABI/INFORM Complete EBSCOhost Business Source Complete Hein-On-Line
〔新聞記事検索データベース〕	聞蔵Ⅱビジュアル 河北新報データベース (KD) 日経テレコン21 毎日 News パック ヨミダス文書館 THE TIMES DIGITAL ARCHIVE Factiva.com

〔海外学術文献情報データベース〕	MLA International Bibliography CSA Sociological Abstracts CSA MEDLINE CSA PsycINFO
------------------	---

(3) 相互利用

本学も加盟団体の1つである「東北地区大学図書館協議会」では、紹介状がない場合でも学生証を提示することによって、加盟館を相互に利用することができるように取り決めている。

国内の資料の入手・提供は、主に NACSIS/ILL、また海外については OCLC FirstSearch サービス、British Library 文献提供サービス、Subito（ドイツの図書館の文献提供サービス）等を利用して行っている。

イ 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

(1) 記録

学術資料の記録のため、毎年、「図書原簿」が作成され、会計監査の際などこれを提示し監査を受けている。

(2) 保管・管理

館内はすべて空調設備を整えており、特に貴重書については湿度調整も行っている展示室に保管している。図書資料の盗難対策としては、すべての資料にタトルテープを装備し退館する際に無断持ち出しのチェックを行っている。

資料の管理については、数年に分けて全蔵書・資料の点検管理を行っているほか、毎年1回書庫整理を行っている。

なお、平成20(2008)年度から、地震対策のための落下防止バー設置を始め、年次計画に従い中央図書館閉架書庫から着手した。

ウ 資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況

(1) 書庫収用能力

本学の書庫収用能力は、年間およそ3万冊増加する中で、限界に近い状況にある。重複図書の購入制限、分置などの工夫によってそれに対応している。平成17(2005)年度から中央図書館地下保存書庫の整備（空調導入、書架設置）が進んでいるが、今のところ抜本的な解決になっていない。

(2) 電子化

「電子化」（各種データベースの導入、電子ジャーナルへの転換）への学内の要望は現在極めて大きい。電子化には（雑誌高騰への対応策、あるいは保存スペース狭隘化対応策としてだけでなく）「ハイブリッド・ライブラリー」の構築のために積極的に取り組んできたし、今も取り組んでいる。電子ジャーナルの種類は「大学基礎データ」表41に示した。

所蔵資料の電子化については、デジタル化の前段階として貴重書のマイクロフィルム

化を年次計画に沿って行っている。

【点検・評価】

上掲の5つの到達目標について点検・評価する。

- (1) 「ハイブリッド・ライブラリーを構築する」という目標に関して、本学図書館の将来像に基づき、各種データベース、電子ジャーナル導入が近年着実になされつつある。そのための予算措置もとられている。ただその利用環境はまだ十分整っているとはいえない。
- (2) 「教育と研究、並びに学習の支援機能の充実を図る」という目標に関して、充実化の努力は全般的によく進んでいる。教員の要望の高いオンラインジャーナル化、あるいは学生用の学習図書の実装が進んでいる。しかし、まだ図書館そのものが学生に十分に利用されていないという現実も、平成20(2008)年度に実施した本学「図書館利用者アンケート調査」の結果、明らかになった。リテラシー教育の不足、講義や授業に関連した図書館利用の方策の未確立などが、その大きな阻害要因をなしていると思われる。
- (3) 「図書館利用環境の整備を推進する」という目標に関して、近年開館日が増加し、開館時間は大幅に延びた。無線LANの整備もなされている。これらは評価できるであろう。視聴覚機器など、更新の時期を迎えているものも少なくない。
- (4) 「学生の利用増加を図る」という目標に関して、学生の年間利用者数、年間図書貸し出し数は、「現状説明」で指摘したように、全国平均で見れば少ないとはいえないが、多いともいえない。平成20(2008)年度から、業務委託の導入を機に、定期試験期間前、またその中での日曜・休日開館を実施するなどして、学生利用者増加のための努力を続けている。
- (5) 「地域開放を進める」という目標に関して、地域への全面的な開放はまだ行っていない。しかし、例えば高校生に対しては、夏冬の長期休暇中に開放している。地域への開放を目標として、今後、段階を踏んで、慎重に進めていく。

【改善方策】

- (1) 「ハイブリッド・ライブラリーを構築する」という目標に関して、この目標実現のためにこれまで同様、予算の重点配分を行っていく。平成21(2009)年度に更新された図書館新システムを活用し、利用環境の向上を図っていく。
- (2) 「教育と研究、並びに学習の支援機能の充実を図る」という目標に関して、学生のリテラシー教育のプログラムを構築し、教員の協力を求め、カリキュラムと連動させて実行に移す。ライブラリーガイドを更新する。特にハンディで使いやすいものを作成する。
- (3) 「図書館利用環境の整備を推進する」という目標に関して、館内パソコンの台数を増やす。全学規模でのネットワークやコンピュータ環境を整備する中で、図書館利用環境の充実を図る。視聴覚設備整備を更新又は創設する。
- (4) 「学生の利用増加を図る」という目標に関して、図書・図書資料と電子資料の双方を利用できるネットワーク環境が整った共有空間、いわゆるラーニング・コモンズ導入を図り、利用者の多様な要望に応えていく。今できること、例えばグループ学習のためのスペース、あるいは休憩スペースなど、新たな学習空間を創出し、学生の利用の増加を

図る。

- (5) 「地域開放を進める」という目標に関して、平成20(2008)年度のアンケート調査によれば、日曜・休日開館は現行で十分であるとの結果が出ている。しかし地域への開放は十分でないので、委託業務の拡大あるいは見直しをして、適切な本学図書館開放のための可能性を探る。

X II. 管理運営

【到達目標】

- (1) 本学の理念・目的を実現するために、明文化された規程に従った管理運営を適切かつ公正に実施する。
- (2) 管理運営に関する規程の整備とその運用にあたっては、理念・目的の実現、民主的かつ効果的な意思決定、学問の自由等に十分に配慮する。
- (3) 全学教授会、学部教授会、部長会等の管理運営に係る組織は、それぞれの役割を踏まえて適切に運用し、教育研究の推進に寄与するよう努める。
- (4) 学長、学部長等の任免は、大学の理念・目的に配慮しつつ、規程に従って、公正かつ妥当な方法で行う。
- (5) 大学の管理運営が、関係法令や学内規程に基づいて行われるための内部監査体制を整備する。

【現状説明】

1. 教授会、研究科委員会

ア 学部教授会の役割とその活動の適切性

本学では、学部教授会は、原則として月1回開催され、当該学部に関わる事項を審議決定する。学部教授会の権限は、「東北学院大学学則」第60条で次の通り定められている。

- (1) 学部に関わる学則及び諸規程に関する事項
- (2) 教授及び研究に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の留学、休学、復学、除籍、復籍、退学、再入学、転学部、転学科、編入学、学士入学及び転入学並びに科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生、帰国子女及び研究生に関わる事項
- (5) 学内試験に関する事項
- (6) 学生の進級に関する事項
- (7) 全学教授会から委託された事項
- (8) 各学部の点検・評価に関する事項
- (9) 各種委員の選出に関する事項
- (10) 大学長への意見具申並びに諮問に対する答申に関する事項
- (11) その他学部に関する事項

このように、本学においては、学部教授会には、学部の教育研究、運営に関する幅広い決定権限がある。なかでも重要な役割は、教育課程の編成・実施に関する権限と教員人事に関する権限、そして入学者選抜、卒業判定に関する権限である。

本学の場合、教育課程の編成・実施及び教員人事に関しては、「学部教授会」に第一次的な決定権がゆだねられている。教育課程の編成・実施権は学部にあり、学部・学科の教育課程編成・実施案は、全学的な合意事項を満たしている限り、学部教授会の決定内容が

尊重される。ただし、教育課程の編成にあたっては、その具体的な表現形式、全学的合意事項の充足の有無、教育課程を定式化するための学則については、学務部長を議長とする「教務委員会」で審議され、他学部・学科と関係する部分については、学科長を加え、学務担当副学長が陪席する「拡大教務委員会」で調整される。学則はその後、学部教授会での審議を経て「全学教授会」に諮られる。各学部の教育課程編成権を拘束する全学的合意事項は、学部を代表する委員によって、存続期間を定めて構成される機関（これまでの例としては、例えば、「全学教育課程委員会」）において検討・提案され、学部教授会、全学教授会の承認を得て有効となる。

教員人事については、新規採用の場合、採用人数及び新規採用教員の担当科目等に関して「全学組織運営委員会」での承認を必要とするが、その後の具体的な人選については学部の判断が尊重される。学部教授会が採用候補を決定した後、全学での「教員資格審査委員会」（学長、副学長、学部長、研究科長、各学部選出委員で構成）で改めて審査されるが、通常の場合、学部段階では、教員資格審査規則が定める全学の基準を満たすような人選を行っているので、実質的には（全学的基準を満たしているという）学部の判断がほぼ実現される仕組みとなっている。すなわち、全学的機関としての教員資格審査委員会は、学部教授会が採用候補者を選ぶための準則を定め、その遵守のいかんをチェックしている。昇任人事もほぼ同様の手続きを経て行われている。

入学者選抜と卒業判定は、もともとは全学教授会の審議事項であるが、実質的には学部教授会で審議決定されたものを全学教授会が追認している。

イ 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

学部教授会には、上記「ア」の項の通り、学部の教育研究、運営に関する幅広い決定権限がある。

その際、「学部教授会は、それぞれ学部長が招集してその議長となる」（学則第 61 条第 1 項）ため、学部長は、学部教授会の構成員、あるいは学部教授会内に置かれた役職者・会議体と密接な連携協力を保ちながら、学部教授会が必要な意思決定を行い、それを実行することに対して大きな責任を持っている。また、学部長は、学部を代表して、さまざまな全学的会議体において学部教授会の意思を表明する責任を負う。

他方、学部長の役割として、「大学長を補佐し、所属学部を管理し、所属職員を指導する」（同第 57 条第 4 項）ことが定められている。この点では、学部長は、大学全体の管理運営の枠組みの中で、学部の管理運営を実施する責任者である。ここから、学部長には、学部教授会の権限に抵触しない範囲において、学部教授会の同意なしに、学部の意思を決める権限が生じるが、本学の場合、上記のように学部教授会の権限が広いこと、その範囲は極めて限られている。

ウ 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

本学では、大学に関する事項の全学的審議機関として「全学教授会」を設置しており（学則第 58 条）、原則として、月に 1 度開催される。全学教授会は、学部教授会と異なり、正教授（教員 318 名中 191 名）のみをもって構成し、学長が招集して議長となる。全学教授会に属する権限は、学則第 60 条第 2 項で次のように定められている。

- (1) 学則及び関連諸規程に関する事項
- (2) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (3) 学生の賞罰並びに賠償に関する事項
- (4) 二学部以上に関する事項
- (5) 全学的に決定を要する事項
- (6) 大学の自己点検・評価に関する事項
- (7) 大学長への意見具申並びに諮問に対する答申に関する事項
- (8) その他大学に関する事項

したがって、全学教授会は「大学に関する事項」、学部教授会は「学部に関する事項」を審議決定するという役割分担がある。もっとも、その境界は必ずしも常に明確ではない。その際、本学では、「大学に関する事項」を広く解釈しており、学部教授会の専管事項として明確なもの以外は、全学教授会の審議事項としている。

本学で教授会が審議する事項を、学部教授会の専決事項、全学教授会の専決事項、学部教授会と全学教授会の双方で審議する事項に3分した場合、数的には双方の審議対象になる事項が最も多い。しかし、これは審議に慎重を期すため、実際には、全学教授会では、各学部教授会の意思を最大限に尊重する慣習が確立しており、学部教授会の意思を無視して全学教授会が別の決定を行うことはほとんどない。また、全学教授会の専管事項であっても、学部教授会から意見を求める、あるいは学部教授会での審議決定を求めることもしばしばある。

さらに、全学教授会と学部教授会との連携を図るために、学部教授会の専権事項に関する審議を含め、学部教授会での審議については、学部長は全学教授会への報告義務があり、他方、全学教授会の専権事項に関する審議を含め、全学教授会での審議については、学部長は学部教授会への報告義務がある。

エ 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本学大学院には、文学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、工学研究科、人間情報学研究科及び法務研究科の7研究科があり、法務研究科を除いて、いずれも学部を基礎としている。大学院の管理運営組織は、大学学則第45条第2項に基づいて定められた大学院学則第48条及び第49条の通り、大学院全体の管理運営のための「大学院委員会」と各研究科の管理運営のための「研究科委員会」がある。

大学院委員会は、学長、副学長、各研究科長、各学部長、宗教部長、学務部長、学生部長及び各研究科専攻主任をもって組織されている。大学院委員会は、学則上は大学院委員長が必要と認めるとき、又は一研究科から要求があったときに開催されるとされているが、実際には、入学試験や論文審査等の重要な業務の日程に合わせて、年間の開催スケジュールを決めている。なお、大学院委員会委員長は、学長が兼ねている。

大学院委員会は、各研究科間の連絡調整に関する事項を審議する。そのほかの主な審議事項は、大学院の学則、学位規程の制定・改廃、大学院担当教員資格審査基準、学位授与、大学院研究科及び専攻課程の設置・改廃に関する事項である。また、必要に応じて、全研

研究科長が出席する「研究科長会議」が開催され、各研究科間の連絡調整を行っている。この研究科長会議の議長は、大学院委員会副委員長を兼ねている学務担当副学長が務める。

研究科委員会は各研究科に置かれ、その研究科の授業科目を担当する「専任教員」（学部教員の兼担）をもって組織されている。研究科委員会は研究科長が必要と認めた場合、又は3分の1以上の委員からの要求があったときに開催される。審議事項の主なものは、大学院担当教員資格審査、授業科目の編成と担当、学位論文の審査及び最終試験、学生の学籍異動、学生の賞罰及び奨学に関わる事項である。法務研究科だけは、他の研究科と異なって基礎となる学部を持たないことから、教員の人事の審議も行っている。

オ 大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

大学院各研究科は、法務研究科を除いて、各学部を基礎として成立しており、大学院担当「専任教員」は、学部教員の兼担である（ただし、法学研究科では法務研究科教員の一部も兼担している）。しかし、学部教授会と研究科委員会は、別組織であり、構成員も同じではないため、両者はそれぞれの規程に基づいて、学部と大学院の両方に関係する事項は、学部教授会と研究科委員会の両方で審議される。とはいえ、研究科委員会の構成員がすべて学部教授会の構成員であることで、実際には両者の相互関係は極めて密接である。

研究科委員会と学部教授会との権限の最も顕著な違いは、教員の新規採用人事権の有無である。すなわち、法務研究科を除いて、教員新規採用人事は学部教授会の審議事項であり、研究科委員会では審議されない。研究科委員会は、学部所属の教員又は学外者について、大学院担当教員の資格審査権を持つのみである。

2. 学長、学部長、研究科長の権限と選任手続

ア 学長、学部長、研究科長の選任手続の適切性、妥当性

学長の選任は、本学では、理事会の専管事項である（学校法人東北学院寄附行為施行細則第2条第2項第3号）が、選任にあたって理事長は「学長選考委員会」を設置し、その答申に基づき候補者を、常務理事会の議を経て理事会に推薦することになっている（東北学院大学役職者選任規程第7条）。「選考委員会」は、理事会から理事長と理事4名、大学から全学部長（6名）と総務部長が構成員となり、理事長が議長となる（同第8条第2項）。学長候補者の推薦を受けた理事会は、理事総数の3分の2以上の議決をもって学長選任を決する（同第9条）。

ちなみに、本学院においては、学長には、優れた学識と行政能力のほかに寄附行為第3条と大学学則第1条、大学院学則第1条に規定された本学院及び大学・大学院の理念・目的を実現する意志と実行力が求められ、「原則として福音主義キリスト教に基づく教会の会員」でなければならない（学校法人東北学院寄附行為第5条第4項）。

学部長の選任は、本学では、理事会の専管事項である（学校法人東北学院寄附行為施行細則第2条第2項第3号）。しかし、学長の場合と同様に、選任にあたって理事長は「学部長選考委員会」を設置し、その答申に基づき候補者を、常務理事会の議を経て理事会に推薦することになっている（東北学院大学役職者選任規程第14条）。「選考委員会」は、学長と理事若干名、当該学部の学部長（推薦を受ける資格のない者）、学科長、学科が1つの場合は、その学部を基礎とする大学院研究科長又は専攻主任が構成員となり、学長が議長と

なる（同第15条）。候補者の推薦を受けた理事会は、理事総数の3分の2以上の議決をもって選任を決する（同第16条）。

研究科長の選任は、本学では、学長の専管事項である（学校法人東北学院寄附行為施行細則第27条第3項第3号）。しかし、選任にあたって学長は「研究科長候補者推薦委員会」を設置することになっている（東北学院大学大学院研究科長及び専攻主任選任規程第5条第1項）。「推薦委員会」は、学長、副学長2名、当該研究科の研究科長（推薦を受ける資格のない者）及び専攻主任、当該研究科の基礎となる学部（法務研究科の場合は法学部）の学部長が構成員となり、学長が委員長となる（同第5条第2項・第3項）。この「推薦委員会」の議を経て、学長は研究科長を選考し、その結果を、常務理事会を経て理事会に報告しなければならない（同第6条）。

イ 学長権限の内容とその行使の適切性

学長の権限は、「学校法人東北学院寄附行為施行細則」第27条に規定があり、その権限は次の3つに大別される。また、学則第57条第1項では、「校務を掌り、所属教職員を統督する」と規定されている。

第一は「教育基本法及び学校教育法その他の法令事項に基づき、校務を掌り、所属職員を統括する」（同第27条第1項）ことである。

第二は、学長としての本来的権限であり、(1)全学教授会を招集し、その議長となること、(2)学部長会を招集し、その議長となること、(3)部長会を招集し、その議長となること（ただし議決は行わない）、(4)宗教部会との連繫を密に、その連絡を受けること、(5)全学教授会から具申された意見の処理に関すること、(6)全学教授会への諮問に関すること、(7)大学院委員会の学務、運営に関すること、(8)その他学務遂行に関すること、が規定されている（同27条第2項）。

第三は、理事会の委任に基づいた権限であり、(1)学務部長、入試部長、学生部長、就職部長、国際交流部長、情報システム部長、図書部長及び各副部長並びに分館長の任免に関すること、(2)大学の教育職員の昇任及び配置換えに関すること、(3)大学院研究科長、同研究科専攻主任、学科長の任免に関すること、(4)各委員会の委員長並びに委員、及び各研究所の所長、主事、所員並びに研究員等の任免に関すること、(5)大学の事務職員の所属内での配置換えに関すること、(6)その他、重要事項及び理事会の議決により委任された事項の処理に関すること、が規定されている（同27条第2項）。

ウ 学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性

学部長の権限は、「学校法人東北学院寄附行為施行細則」第32条に規定があり、第1項では「それぞれの学部を管理し、その学部を代表する」こと、第2項では「教授会を招集し、その議長となる」ことと「その他学部に関する重要事項の処理」が規定されている。また、学則第57条第4項では、「大学長を補佐し、所属学部を管理し、所属職員を指導する」と規定されている。

このように、本学では、学長と異なり、学部長の権限に関する規定は少なく、内容も抽象的である。このため、学部教授会と学部長との関係について上記したように、本学の場合、学部長の役割のほとんどは、学部教授会の議長としてのものであり、学部長が学部教

授会の承認なしに専決している事項は、事実上極めて少ない。

研究科長の権限についても学部長と同様である。大学院学則第47条の2第3項には「研究科長は当該研究科を統括する」という規定、同49条第3項・第4項には研究科委員会を招集し議長となるという規定があるが、具体的な権限は研究科委員会の議長としての役割に関わるものがほとんどである。

エ 学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長を補佐する役職として「学校法人東北学院寄附行為施行細則」第31条及び「東北学院大学学則」第57条第2項・第3項は、総務担当副学長と学務担当副学長を置いている。前者は、「大学の総務について学長を補佐する」ものであり、後者は「大学の学務について学長を補佐し、各学部長間の連絡調整を図る」ものとしている。また、学則第57条第4項は、学部長についても「大学長を補佐する」役割を明記している。

学長及び学長を補佐する副学長2名は、学院長、宗教部長とともに「学部長会」を構成している。学部長会は、原則として週1回行われ、情報・意見の交換と決定を行っている。

また、学長を補佐する事務部局は、総務部総務課であるが、その中には学長秘書1名とその事務補助者1名が配置されている。

3. 意思決定

ア 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

本学では、上記のように、教学に関わる全学的事項については、最高意思決定機関として、正教授全員をもって構成され、学長が議長となる「全学教授会」が設置されており、教学上の重要案件は、一部が直接理事会へ上申されるものもあるが、ほとんどは全学教授会の議案とされる。

全学教授会への議案は、学長、学部長及び関係部長から提出されるが、理事長、学院長、学長、副学長、学部長、各部長から構成される「部長会」の審議を経て正式の議題となる（東北学院大学部長会規程第6条第3号）。「部長会」では、議案を全学教授会のみで審議するか、学部教授会でも審議するかについても決めるが、本学では、全学教授会の議案のほとんどは、学部教授会でも議案として審議され、全学教授会は、学部教授会の審議を経た後に、最終的な審議を行う。また、全学教授会の専管事項として学部教授会では審議しない議案であっても、学部教授会に議案の概要を報告し、意見を聴取することも多い。

管理運営上の意思決定は、起案部局長が、必要に応じて、学長、総務部長、法人事務局長などとの事前相談の上、法人事務局は「東北学院稟議規程」に基づき、大学は「東北学院大学文書取扱要項」に基づき稟議によって提案し、関係部局長の承認・押印ののち、学長の決裁によって行われている。

4. 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

ア 評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

本学では、上記「1-ウ」の項の通り、全学的審議機関として「全学教授会」を設置しており（学則第58条）、原則として、月に1度開催される。全学教授会は、学部教授会と異なり、教授（教員318名中191名）のみをもって構成し、学長が招集して議長となる。

全学教授会に属する権限としては、(1)学則及び関連諸規程に関する事項、(2)学生の入学及び卒業に関する事項、(3)学生の賞罰並びに賠償に関する事項、(4)二学部以上に関する事項、(5)全学的に決定を要する事項、(6)大学の自己点検・評価に関する事項、(6)大学長への意見具申並びに諮問に対する答申に関する事項、(8)その他大学に関する事項、が定められている(同学則第60条第2項)。その際、「大学に関する事項」を本学では広く解釈しており、学部教授会の専管事項として明確なもの以外は、全学教授会の審議事項としている。

したがって、本学で教授会が審議する事項は、学部教授会の専決事項、全学教授会の専決事項、学部教授会と全学教授会の双方で審議する事項に3分した場合、数的には双方の審議対象になる事項が最も多い。しかし、これは審議に慎重を期すためで、実際には、全学教授会では、各学部教授会の意思を最大限に尊重する慣習が確立しており、学部教授会の意思を無視して全学教授会が別の決定を行うことはほとんどない。また、全学教授会の専管事項であっても、学部教授会から意見を求めることもしばしばある。

5. 教学組織と学校法人理事会との関係

ア 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

学長と理事長の職務、理事会の審議決定事項等は「学校法人東北学院寄附行為細則」に定められており、学長の職務については、本来的職務と、理事会の委任による職務が明確に分けられている。また、全学教授会の職務・審議決定事項等は「東北学院大学学則」に規定されており、学長・全学教授会に代表される教学組織と学校法人理事会との間の権限・機能の分担は極めて明確である。また、全学教授会で審議決定された事項のうち、財政支出を伴うものについては、理事会の承認を得ることを原則としている。

他方、教学組織と理事会の間には、強い連繋協力関係が築かれている。その理由としては、(1)理事会構成員のうち、学長、副学長2名、学部長互選による者1名の計4名が加わっているため、理事会に大学側の考えを十分に反映できること、(2)理事長、法人事務局長、常任理事といった、大学役職者ではない役職者が、全学教授会の議案を決定する「部長会」の正式構成員又は陪席者として、大学の意思形成過程の中に参加していること、(3)大学から理事会に上程される議案については、「理事会打合せ会」(常任理事2名、法人事務局長、総務担当副学長、学務担当副学長、総務部長)において、議案上程の主旨や経過等の背景説明がなされ、事前に十分な理解が得られていること、(4)理事会での審議結果のうち大学に関係する事項については学部長会、全学教授会において学長より報告がなされ、重要部分については学部長を通じて各学部教授会にも伝達されていること、などが挙げられる。

6. 管理運営への学外有識者の関与

ア 管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性

本学の管理運営に学外有識者が関与するのは例外的であり、学長や各種機関が意思決定をする際に、学外有識者に諮問をしたり、意見を求めたりすることがあるにとどまる。

他方、法人の理事会においては、構成員20名のうち外部学識経験者が9名いる。また、監事2名も、当然ながら、学外有識者である。

7. 法令遵守等

ア 関連法令等及び学内規定の遵守

本学では、大学の諸活動に際しては、関連法令及び学内規程の遵守が最も重要であることを教職員に周知徹底している。

大学の諸活動に関連する法令集は各部署に配備されており、教職員はいつでも閲覧に供することができる。また、法令の制定改廃に関する情報は、稟議という形で学内に周知されている。ただし、稟議は各部署の長のみを対象としているため、一般教職員への周知は各部署の長が行う。

学内規程については、『東北学院規程集』として編集され、毎年度追録が発行されて内容が更新されているほか、その内容は学内で Web 上でも閲覧できる。また、学内規程の制定改廃に関しては、月に2回発行される『東北学院報』に掲載される。

大学の諸規程が関連法令に反しないかについての点検は総務課の業務であり、大学の活動が関連法令及び学内規程に従っているかどうかを総覧するのは、現在は総務部長の職務としているが、今後は、近く設置される予定の「内部監査室」の業務となる。

イ 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

個人情報保護については、法人全体として平成 17(2005)年1月に「学校法人東北学院個人情報保護規程」を制定した。この規程は、本学院が保有する個人情報の取り扱いに関して必要な事項を定め、個人情報の適正な収集、管理及び利用に関する本学院の責務を明確にするとともに、個人の権利や利益の尊重とプライバシーの保護に資することを目的としている。また、この規程に基づき、個人情報の保護を適正に行う機関として「東北学院個人情報保護委員会」を設置した。現在、本学では、この委員会を中心に個人情報保護のためのさまざまな取り組みを実施している。

不正行為の防止等については、一般的には、「東北学院大学懲戒規程」により対応している。また、公的研究費等については、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、本学における公的研究費の管理・監査の責任体制を明確にし、その組織図を平成 20(2008)年8月に本学のホームページに掲載し公表した。また、平成 21(2009)年度に「東北学院大学における競争的資金の管理・監査規程」を制定した。さらに、上記規程に基づき「東北学院大学不正防止推進委員会」が設置されている。

【点検・評価】

上掲の5つの到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 本学の理念・目的を実現するために、明文化された規定に従った管理運営を適切かつ公正に実施するという目標については、達成しているといえる。また、全学教授会の審議事項と学部教授会の審議事項の区分にみられるように、規定の中で解釈の余地があるものについては、適切性・公正性を期して慎重な解釈が行われ、運用されている。そのため、現在、本学で管理運営上の権限に関して、学内規程上の根拠あるいは規定解釈上の根拠が問われている重要問題はない。

しかし、なお規程の整備を進めるべき事項もある。例えば、倫理や情報公開に関する

規程、法人全体だけでなく大学独自の個人情報保護に関する規程、また、現在はセクシュアル・ハラスメントに関する規程を準用している各種ハラスメントについての人権に関する規程である。

- (2) 管理運営に関する規程の整備とその運用にあたっては、理念・目的の実現、民主的かつ効果的な意思決定、学問の自由等に十分に配慮するという目標についても、おおむね適切である。

本学における管理運営は、建学の精神を踏まえた本学の理念・目的を実現するために多くの方途を用いているが、特に重要なものは次の3つである。①学長には「原則として福音主義キリスト教に基づく教会の会員である者」が選任され、理念・目的の実現の最高責任者となる。②宗教部を置き、宗教部長は管理運営に関する規程の整備とその運用に、建学の精神という観点から重要な発言権を持っている。③管理運営に関する規程は、最終的に理事会の承認を必要とするが、その際、理念・目的の実現という観点からの審議が行われる。したがって、本学における管理運営は、十分に、理念・目的の実現に配慮したものである。

次に、管理運営に関する規程の整備とその運用が、民主的かつ効率的な意志決定に配慮されているかという点については、全体としてみたとき、民主的かつ効率的という両立しにくい要請におおむね適切に答えているといえる。というのも、管理運営に関する重要規程の制定・改廃のほとんどは全学教授会及び学部教授会の審議事項であり、ここでは、どちらかといえば効率性を求める立場と、民主性を求める立場の調整が行われているからである。

また、かつては、学長、学部長など役職者の選任に関して、教授会が関与できなかったため、民主性という点で問題を指摘する声が強かったが、「東北学院役職者選任規程」を整備し、選考委員会の設置が制度化されたことで、大きく改善された。

また、以上のことから、管理運営に関する規程の整備とその運用が、学問の自由に十分配慮されていることも明らかである。管理運営に関する規程の制定・改廃のほとんどが全学教授会と学部教授会の双方で審議されていること、全学教授会のみで審議される場合でも学部教授会の意見が反映されることから、学問の自由への配慮が欠けている規程は、修正を余儀なくされるからである。

- (3) 全学教授会、学部教授会、部長会等の管理運営に係る組織は、それぞれの役割を踏まえて適切に運用し、教育研究の推進に寄与するよう努めるという目標についても、おおむね適切である。

本学の管理運営において特に重要な役割を果たしているのが、全学教授会、学部教授会、そして全学教授会の議案を決定する部長会である。現状において、これら3つの機関は、それぞれの役割を踏まえておおむね適切に運用され、教育研究の推進に寄与できていると評価することができる。実際、これらの機関が機能せず、本学の管理運営に支障をきたした例は、少なくとも近年においては見い出せない。

ただし、問題がないわけではない。第一に、部長会の各部局横断的な議案についてである。現状では、全学教授会、学部教授会への議案提出に向けて部長会が審議するのは、部長会の構成員（主に各学部長と部局長）の提案がなされた場合のみである。そのため、学部や部局を越えた全学的問題、学部や既存の部局からは提案しにくい問題は、部長会

に提出されにくく、結果として、全学的検討が進まない。大学を取り巻く環境が急速に変化する中、学部や既存の部局の枠を越えた全学的問題にいち早く対応する仕組みをつくる必要がある。この問題意識を踏まえ、本学では、「学長室」を設置し、「学長室」の運用を実際に担う組織として、学長を委員長とする「東北学院大学学長室検討・調整委員会」を置くことになっている。ただし、関係規程が正式に施行されるのは、平成22(2010)年4月1日からである。

第二に、全学教授会と学部教授会の関係の問題である。現状では、管理運営に関する問題も含め、多くの問題は、全学教授会と学部教授会で審議し、もしいずれかの学部教授会で承認を得られなかった場合は、全学教授会で決議を強行することはしないという慣行ができています。しかし、特にこれから、大学全体が、急速な環境変化の中で不断の改革を要するとき、現在の慣行が維持できるか、あるいは維持すべきかについて検討をしておく必要がある。

- (4) 学長、学部長等の任免は、各大学の理念・目的に配慮しつつ、規程によって、公正かつ妥当な方法で行うという目標についてもおおむね適切であり、上記のように、「東北学院役職者選任規程」が制定・整備され、公正かつ妥当な方法ができつつある。

学長についていえば、「選考委員会」の中に、一方では理事長と理事4名が入り、他方では学部長6名と総務部長が入ることで、大学の理念・目的に配慮しつつ、教員と職員の声を反映させる仕組みができています。今後の課題は、学部長や総務部長が、学部や事務職員の声を踏まえてこの委員会での意思表示をする仕組みを整えることであろう。

学部長については、「選考委員会」に当該学部の役職者が入っているのみならず、その運用において、学部役職者からの推薦を重視している。さらに、ほとんどの学部では、この選考委員会で学部として誰を推薦するかを決める仕組みを持っている。したがって、学部長が誰になるかについて、当該学部構成員は、事実上、大きな発言権を持っている。今後は、そうした仕組みをすべての学部が持つようになることであろう。

- (5) 大学の管理運営が、関係法令や学内規程に基づいて行われるための体制を整備するという目標についても、本学では関係法令や学内規程に基づいて管理運営が行われており、大きな問題はない。ただし、法令遵守のための体制整備という点で改善すべき点がある。第一に、学内規程の制定・改廃については比較的迅速に周知徹底されているのに対して、関係法令の制定・改廃の周知徹底の方法が不十分である。少なくとも、学内規程と同様に『東北学院報』（月2回発行）には必ず掲載すべきである。第二に、学内で整備すべき規程を指示し、学内の法令遵守状況を全体としてチェックする部局が確立していない。現在、そうした役割を持つ「内部監査室」が準備されているが、早急に設置し、適切に運用されるべきである。

【改善方策】

- (1) 倫理や情報公開に関する規程、法人全体だけでなく大学独自の個人情報保護規程、また、現在はセクシュアル・ハラスメントに関する規程を準用している各種ハラスメントについての人権に関する規程の整備を進める。
- (2) 管理運営に関する部局横断的な政策立案能力を高めるために「学長室」の運用原則を平成22(2010)年度に明確化し、部長会との連繫をとりつつ、全学的課題への対応策を検

討する。

- (3) 大学の活動に関わる関係法令の制定・改廃については、迅速な周知徹底を図るとともに、『東北学院報』に必ず掲載する。
- (4) 内部監査室を設置し、学内で整備すべき規程を指摘し、学内の法令遵守状況を全体としてチェックする役割を適切に行う。

XⅢ. 財務

【到達目標】

- (1) 消費支出超過の常態化を避けるため、予算編成段階から消費支出超過を計画的に解消していく。
- (2) 土樋キャンパス隣接地取得後のキャンパス整備に必要な財源を確保する。
- (3) 本学を取り巻く環境の変化を多面的に予測しながら、それらを取り入れた総合的な中・長期の財務計画・財務目標を立てる。
- (4) 内部監査体制を整える。

【現状説明】

1. 中・長期的な財務計画

ア 中・長期的な財務計画の策定及びその内容（大学基礎データ表 46-2 に対応）

(1) 中・長期的な財務計画の策定

中・長期的な財務計画は、大学では「財政専門委員会」（財務担当常任理事、人事担当常任理事、財務部長、副学長、学部長、部長等からなる大学長の諮問機関で委員長は総務担当副学長）が原案を策定し、最終的には大学長が決定する。法人では「財務会議」（財務担当常任理事、人事担当常任理事、大学長、中高校長、榴ヶ岡高校長、法人事務局長、財務部長等からなる審議機関で、財務担当理事が議長）が策定し、最終的には理事会が決定する。大学の計画は、大学長を通じて財務会議に提案され、法人全体の計画の中に組み入れられる。

(2) 中・長期的な財務計画の内容

現在、財務会議により理事会の承認を得ている財務計画の中で、大学に関するものとしては次の2つが重要である。

- ①土樋キャンパスに隣接する東北大学片平校地南地区を取得し、大学のキャンパスとして整備するための財源を計画に確保する。これに基づき、平成 16(2004)年度から、10年計画により土地取得を目的とする「将来構想資金」のために、第2号基本金組入れを行っている。また、これとの関連で、このキャンパス整備計画を創立 125 周年記念事業として位置づけ、平成 21(2009)年度からの5年間の「東北学院創立 125 周年記念事業のための募金」活動を開始した。募金目標額は 10 億円である。
- ②消費収支を計画的に改善する。具体的には、平成 22(2010)年度から平成 24(2012)年度までの3年間については1億 5000 万円以上、平成 24(2012)年度以降は2億 5,000 万円以上とする。

2. 教育研究と財政

ア 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

本学の帰属収入は、平成 20(2008)年度では、約 148 億 8,200 万円であり、そのうち、教育研究経費は約 46 億 6,100 万円、構成比は 31.5%である。「大学基礎データ」表 46-2 は、帰属収入に占める教育研究比率について過去5年間をみたものであるが、おおむね 30%前後である。平成 17(2005)年の比率が低いのは、帰属収入全体が一次的に大きく増えた事情

によるものである。平成16(2004)年度との比較でみると、平成20(2008)年度までの5年間で、比率的には2.4ポイント、金額的には約5億3,400万円増えている。

イ 教育・研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況

本学において、教育研究経費を確保しつつ、財源を確保し財政の健全化を保持するための主要な制度・仕組みとなっているのは「財政専門委員会」である。「財政専門委員会」は、大学財政に関する大学長の諮問機関であり、大学からは副学長、学部長、各事務組織の長等が、法人からは財務担当、人事担当の常任理事、財務部長等が構成員となっている。この委員会では、教育研究経費を含め大学予算の編成方針が審議されるとともに、その財源確保の方途も検討される。最も大きな財源である学納金の額や確保されるべき入学者数もこの委員会で審議される。大学長は、この委員会の答申に基づいて、大学予算の編成方針を提出するため、それは教育・研究上の予算要求とそのための財源確保とのバランスをとったものとなる。

また、教員数の全学的調整を行い、教員採用計画を実質的に管理する組織として設置された「全学組織運営委員会」も、そうした制度・仕組みの1つである。この委員会は、学長、副学長、学部長、教学上の事務組織の長等からなり、そこでの審議を通して、大学は、財政構造上の限界を強く意識しながら、その範囲内で大学全体の教育・研究水準を維持・向上させるための教員採用計画を決めている。

3. 外部資金等

ア 文部科学省科学研究費、外部資金（寄付金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況（大学基礎データ表33、表34に対応）

- (1) 下表は、過去3年間の本学の科学研究費補助金の申請・採択・補助金交付金額をまとめたものである。これによると、平成20(2008)年度の科学研究費の新規申請件数は77件（教員1人当たりの申請件数は0.242）で、そのうち12件が採択された（採択率は15.6%）。継続のものを含めると採択件数は46件、補助金の交付総額は8,780万円であった。内訳は、基盤研究(A)2件（交付金額1,963万円）、基盤研究(B)4件（交付金額1,638万円）、基盤研究(C)20件（交付金額2,782万円）、萌芽研究3件（交付金額290万円）、若手研究(B)16件（交付金額1,976万円）、若手研究（スタートアップ）新規1件（交付金額131万円）である。また、研究分担者の分担金は約3,420万円である。以上の科学研究費の総額は、約1億2,200万円（他大学への分担分689万円を含む）である。
- (2) 平成20(2008)年度の外部資金のうち、研究助成金は、工学部の19件（1,018万円）であった。受託研究費（含共同研究費）等は、工学部19件（7,950万円）、教養学部1件（1,500万円）の計20件（9,450万円）であった。
- (3) 平成20(2008)年度の資産運用収入については、受取利息・配当金収入が2億9,050万円、施設設備利用料収入が889万円、第3号基本金引当資産運用収入が4,066万円であり、合計で3億4,005万円であった。帰属収入に占める資産運用収入の占める割合は、学校法人全体で2.19%にとどまっている。

学部別の科学研究費補助金の申請・採択・補助金交付金額

平成18年度

(単位：千円)

区分 所属	新規						合計（新規＋継続＋他機関よりの移動者）					
	申請件数		内定件数		採択率	交付金額	申請件数		内定件数		採択率	交付金額
文学部	15	(1)	1		6.7%	1,100	20	(1)	6		30.0%	6,300
経済学部	16	(1)	3		18.8%	3,300	17	(1)	4		23.5%	4,400
法学部	0		0		0.0%	0	1		1		100.0%	1,000
工学部	38	(1)	10		26.3%	10,600	53	(1)	21		39.6%	54,090
教養学部	30	(1)	11	(1)	36.7%	18,220 (820)	35	(1)	16	(1)	45.7%	25,640 (820)
計	99	(4)	25	(1)	25.3%	33,220 (820)	126	(4)	48	(1)	38.1%	91,430 (820)

平成19年度

(単位：千円)

区分 所属	新規						合計（新規＋継続＋他機関よりの移動者）					
	申請件数		内定件数		採択率	交付金額	申請件数		内定件数		採択率	交付金額
文学部	15		8		53.3%	30,180	17		10		58.8%	32,130
経済学部	6	(1)	0		0.0%	0	10	(1)	5		50.0%	1,520
法学部	3		0		0.0%	0	3		0		0.0%	0
工学部	40		9		22.5%	33,190	52		22		42.3%	59,640
教養学部	17		2	(1)	11.8%	2,200 (820)	29		15	(1)	51.7%	19,780
計	81	(1)	19	(1)	23.5%	65,570 (820)	111	(1)	52	(1)	46.8%	113,070

平成20年度

(単位：千円)

区分 所属	新規						合計（新規＋継続＋他機関よりの移動者）					
	申請件数		内定件数		採択率	交付金額	申請件数		内定件数		採択率	交付金額
文学部	8		1		12.5%	4,290	17		10		58.8%	31,720
経済学部	13		4		30.8%	4,810	14		5		35.7%	5,460
法学部	3	(1)	1	(1)	0.0%	1,313 (1313)	3	(1)	1	(1)	33.3%	1,313 (1,313)
工学部	39		2		5.1%	4,030	52		15		28.8%	25,670
教養学部	13		4		30.8%	6,370	24		15		62.5%	23,640
法務研究科	1		0		0.0%	0	1		0		0.0%	0
計	77	(1)	12	(1)	15.6%	20,813 (1313)	111	(1)	46	(1)	41.4%	87,803 (1,313)

※本学研究代表者分の内訳。他大学研究代表者分の本学研究分担者分は除く。

※学長の「萌芽研究」申請は工学部で集計している。

※平成18年度より「若手研究（スタートアップ）」が開始。募集時期は該年度の5月。

() 内の数字は「若手(スタートアップ)」の内訳。

4. 予算編成と執行

ア 予算編成の適切化と執行ルールの特長

- (1) 予算に関する手続きは、次の通りである。
- ①学納金改定は、「財政専門委員会」が審議し、原案を学長に答申する。この原案は、財務会議及び常務理事会の承認後、教職員に対する原案の説明及び全学教授会の承認を経て、最終的に理事会が決定する。原案は、全学教授会の承認後、学生会の代表者にも説明している。
 - ②基本的な予算編成方針は、理事会から大学（学長）に示され、「財政専門委員会」において大学（教学組織）各部門の意向を十分に反映した予算編成方針案が作成され、学長に答申される。この予算編成方針案は、財務会議の議を経て、理事会の正式な予算編成方針（基本方針、事業方針、財政方針）になる。
 - ③学長は、理事長から予算編成方針の通知を受けて、大学の各予算単位（学科・専攻・研究所・課・室等、約100の予算単位）に通知する。大学の各予算単位は、予算編成方針及び予算編成要項により「予算申請書」を作成して財務部長に提出する。
 - ④予算単位には、財務部長を責任者とする予算編成実務担当者がヒアリングを行い、予算原案を作成する。この予算案は、財政専門委員会、財務会議、常務理事会の議を経て、3月開催の理事会及び評議員会により最終的に決定される。
- (2) 予算に関する日程は次の通りである。

10月上旬	予算案の重点項目等の承認	(財政専門委員会)
10月中旬	予算編成方針の決定	(常務理事会)
12月上旬	予算申請書の提出	(各予算単位)
12月上旬～下旬	予算要求の整理集計、分析	(財務部財務課)
1月上旬～下旬	予算ヒアリング	(各予算単位、財務部財務課)
2月上旬	予算原案の作成	(財務部財務課)
2月中旬	予算原案の承認	(財政専門委員会)
2月中旬	予算案の承認	(財務会議、常務理事会)
3月上旬	予算案の承認	(理事会、評議員会)
3月上旬	予算示達	(各予算単位)

理事会決定の予算は、財務部長から予算単位責任者に通知され、各予算単位は、認められた事業計画に基づき執行していくことになる。各予算単位に配分された予算のうち教育研究用機器備品や印刷物等は、各予算単位からの購入依頼により施設部施設課が発注することを原則としている。

各予算単位は、「学校法人東北学院経理規程」に基づき、①予算の責任ある執行をすること、②予算額を超える支出をしないこと、③目的外に予算を支出しないこと、の3つの原則の遵守が求められている。これらの原則は、予算編成時に文書で通知している。

イ 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

予算執行に伴う効果の分析・検証は、大学全般については「財政専門委員会」が行い、大学を含めた法人全般については「財務会議」が行っている。ただし、特に大きな経費を要する施設・設備等については、法人に設置された「東北学院施設・設備等整備委員会」

が行っている。

さらに、大学の予算単位ごとの細かい分析・検証は、「財務部」と大学の「財政専門委員会」が、予算編成に伴う作業として行っている。具体的には、各予算単位には、予算申請に際して「予算新規事業評価・検討結果報告書」「予算基本計画書」の提出が義務づけられ、特に新規事業申請の際には「新規事業計画書(事業概要、申請理由等)」「教育研究用備品(その他の機器備品)購入計画書」の提出が求められる。これらの「報告書」と「計画書」の分析・検証は、現在、大学「財政専門委員会」の下部機関である「小委員会」が行っている。しかし、そのあり方については、整備・充実が必要であり、同委員会で検討中である。

また、財務部において決算期に予算と実績の差異について分析を行い、差異(特に未執行金額)が大きい予算単位については、その理由や今後の対応等について報告を求め、財政専門委員会において必要に応じて報告し、改善策を審議している。

5. 財務監査

ア 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

(1) 監事監査

本法人は、「私立学校法」第37条に基づき2名の監事を置き、監事による財産状況監査と業務監査を受けている。

監事による財産状況の監査は、上期の仮決算時と決算時の年2回行われている。監査は、財産目録の内容、固定資産の取得、資金運用並びに有価証券等の管理の状況、計算書類の表示の妥当性について行われる。また、業務監査は、財産状況監査の際、併せて行われている。業務監査にあたっては、監査上必要な事項について理事又は関係職員に書面又は口頭で報告を求める。また、関係書類の閲覧を行い、必要な場合には口頭で説明を求める。監事は、これら2つの監査について「監査報告書」を作成し、理事会と評議員会に提出するとともに、口頭による説明を行っている。

また、監事は、理事会に出席し、業務や財産状況について意見を述べている。

(2) 会計監査

本法人は、「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づき、8名の会計監査人を置き、会計監査を上期の仮決算時と決算時の年2回受けている。監査は、主に適法性の視点から行われる。監査終了後には、会計監査人は「学校法人会計基準」に準拠して、「独立監査人の監査報告書」に加えて「監査意見書」を理事会に提出している。

「監査意見書」の内容は、長期的な経営方針に関する総括的な意見、経理処理に関する意見、物品管理に関する意見等に大別される。後二者のうち実行可能と判断される事項については、財務部が当該部署に改善の具体案を提示することで即座に実行に移されている。ごくわずかではあるが、実行が困難な事項については、意見を具申した公認会計士に口頭又は文書により理由を説明し、理解を求めている。

(3) 監事監査と会計監査の連携

監事と会計監査人は、基礎とする法律を異にすることから自律性、独自性を有することは当然であるが、本法人では、両者による監査の連携を図ることに目的として、法人関係者、監事、会計監査人が参加して、決算終了後の7月に、主に決算の監査をめぐる

懇談の機会を設けている。学校法人側の出席者は、理事長、財務担当常任理事、人事担当常任理事、大学長、その他関係者である。

(4) 内部監査

本法人には、現在のところ、内部監査のための組織が確立していない。そこで、内部統制システムを早急に構築するため、平成 21(2009)年に「内部監査室設置準備室」を設け、内部監査室の設置を急いでいる。現状では、財務部が各予算単位の予算執行状況、変更等について「報告書」及び「理由書」の提示を求め、それを精査し予算の示達に反映させている。

イ 競争的資金等に関する管理・監査機能の確立と連携（本学独自項目）

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）に基づいて、平成 21(2009)年 4 月 1 日から、それまでの「東北学院大学における公的研究費の管理・監査に関する取組」を廃止し、新たに「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」を制定・施行している。この規程に基づき、本学における競争的資金の管理・監査体制が確立されている。

6. 私立大学財政の財務比率

ア 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目の比率の適切性（大学基礎データ表 46、表 47 に対応）

本学の消費収支計算書関係比率は、「大学基礎データ」表 46 及び表 46-2、貸借対照表関係比率は表 47 に示す通りである。いずれの表においても、平成 17(2005)年度の数字が他の年度と大きく異なるのは、土地売却によって一時的に帰属収入が大幅に増えたためであり、この年度の数字は参考にならない。

以下に、各項目について、平成 20(2008)年度の本学の比率と同規模私立大学との平均比率を併記する（社団法人日本私立大学連盟『平成 21 年度財務状況調査結果のまとめ』の F グループ、消費収支計算書関係比率については「F グループ大学部門 A」より転記あるいは計算）。

消費収支計算書関係比率に関する私大平均との比較

	本学	私大平均
(1) 人件費比率	49.2%	51.0%
(2) 人件費依存率	58.8%	65.1%
(3) 教育研究経費比率	31.5%	32.5%
(4) 管理経費比率	6.1%	5.6%
(5) 借入金等利息比率	0.0%	0.4%
(6) 帰属収支差額比率	13.1%	8.5%
(7) 消費支出比率	86.9%	91.5%
(8) 消費収支比率	94.6%	100.5%
(9) 学生納付金比率	83.7%	78.3%

	本学	私大平均
(10) 寄付金比率	0.7%	1.8%
(11) 補助金比率	7.9%	8.9%
(12) 基本金組入率	8.1%	8.9%

貸借対照表関係比率に関する私大平均との比較

	本学	私大平均
(1) 固定資産構成比率	77.7%	88.2%
(2) 流動資産構成比率	22.3%	11.8%
(3) 固定負債構成比率	4.7%	8.2%
(4) 流動負債構成比率	3.1%	6.1%
(5) 自己資本構成比率	92.2%	85.6%
(6) 消費収支差額構成比率	-0.4%	-7.1%
(7) 固定比率	84.3%	103.0%
(8) 固定長期適合比率	80.2%	93.9%
(9) 流動比率	709.8%	193.3%
(10) 総負債比率比率	7.8%	14.4%
(11) 負債比率比率	8.5%	16.8%
(12) 前受金保有率	786.3%	259.0%
(13) 退職給与引当預金率	56.1%	73.9%
(14) 基本金比率	100.0%	97.0%

- (1) 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率は、いずれも健全な数値を示している。特に借入金利息等比率は、平成 16(2004)年度末で「ゼロ」である。負債比率は 8.5% と非常に低い水準にある。さらに自己資金構成比率は、学校法人ベースで平成 20(2008)年度決算で 92.2% である。以上のことは、本学財務の健全性を示している。
- (2) 学納金比率は、83.7% と私大平均に比べてやや高いが、学生生徒等納付金が高いためではなく、寄付金比率等のほかの収入比率が低いため、相対的に高くなっている。ちなみに、平成 21(2009)年度の人文学部・社会科学系学部の授業料は、いずれの学部でも 65.7 万円であり、私立大学の中では低い方に属し、東日本の私立大学の中では低い方から 10 位前後である。
- (3) 流動比率は、学校法人の支払能力を示す指標で、一般的に高いほうが望ましいとされているが、本学は 709.8% と極めて高い水準にある。

【点検・評価】

上掲の 4 つの到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 消費支出超過の常態化を避けるため、予算編成段階から消費支出超過を計画的に解消していくという目標については、具体的な目標値が定められて、実行に移されている点は評価できる。本学の財政構造は、基本的には健全である。しかし、近年、消費支出超

過が続き、累積の消費収支も平成 21(2009)年度には支出超過となった。そこで、平成 21(2009)年度に、この状態を改善する計画が立てられ、平成 22(2010)年度予算から実行に移されている。平成 22(2010)年度予算の目標についてはすでに達成されている。今後の課題は、この計画を着実に継続実行していくことである。そのためには、大学・法人が現在着手しつつある支出項目、特に管理経費の全面的見直しによる合理的削減の方策をさらに積極的に活用していくことが重要である。

- (2) 土樋キャンパス隣接地取得後のキャンパス整備に必要な財源を確保するという目標は、ある程度は進展しつつも、まだ改善の余地がある。まず、キャンパス整備のための2号基本金組入額は平成 21(2009)年度が4億円と少なく、総額でも22億円である。また、上記のように、近年の消費支出超過により、平成 21(2009)年度には累積でも支出超過となっている。キャンパス整備事業への寄付金も、平成 21(2009)年度の実績からすれば、5年間で10億円という目標達成には、かなりの困難が予想される。今後は、上記の(1)の目標を達成しつつ、同時に基本金組入を増やす必要がある。寄付金を募る活動も、さらに強化しなければならない。
- (3) 本学を取り巻く環境の変化を多面的に予測しながら、それらを取り入れた総合的な中・長期の財務計画・財務目標を立てるという目標については、まだ緒に就いたばかりである。現在ある中・長期計画は、予算編成における消費収支の改善に関するものと、新校地取得とその後のキャンパス整備に関するものであり、本学を取り巻くさまざまな環境変化への対応を総合的に意識した計画とはなっていない。

例えば、予想される入学者数の漸減、政府の大学政策の変化とそれに伴う財政補助のあり方の変化、地域社会の社会経済的あるいは産業構造的変化などに対応した財務計画・財務目標が必要である。特に、入学者数の減少は、そのまま収入減につながるものであり、それに対応した中・長期財務計画の策定は不可欠である。確かに、実際の予算編成にあたっては、こうした要因は個別的に考慮され、対応策がとられている。しかし、それらを全体的・体系的に整理して、財政計画・財務目標として明確化することが重要である。

- (4) 内部監査体制を整えるという目標は、平成 21(2009)年度に「内部監査室設置準備室」が設置されたことにより実現に向けて大きな一歩を踏み出すことができた。ここでは、専任職員が外部の専門家に相談しつつ、準備を進めている。今後の課題は、平成 23(2011)年度に「内部監査室」の設置を実現することである。

【改善方策】

- (1) 消費支出超過の常態化を避けるため、予算編成段階から消費支出超過を計画的に解消していくための具体的な目標値を、今後も毎年度予算において継続的に実現していく。そのためには、大学・法人が現在着手しつつある支出項目、特に管理経費の全面的見直しによる合理的削減の方策をさらに積極的に活用していく。
- (2) 土樋キャンパス隣接地取得後のキャンパス整備に必要な財源を確保するため、(1)の目標を達成しつつ、同時に基本金組入を増やすとともに、寄付金の募金活動をさらに強化する。
- (3) 本学を取り巻く環境の変化、例えば、予想される入学者数の漸減、政府の大学政策の

変化とそれに伴う財政補助のあり方の変化、地域社会の社会経済的あるいは産業構造的変化などを多面的に予測しながら、それらを取り入れた総合的な中・長期の財務計画・財務目標を法人と大学が連携しながら立てる。特に、入学者数の減少に対応した中・長期財務計画の策定を急ぐ。

(4) 平成 23(2011)年度の「内部監査室」設置を実現する。

XIV. 点検・評価

【到達目標】

- (1) 本学の理念・目的の実現を図るために、本学の教学、経営等の諸活動を自ら不断に点検し、適切に評価する。
- (2) 自己点検・評価にあたっては、点検・評価体制を整備し、点検・評価の手続と方法を確立するとともに、適切な評価項目を設定した上で実施する。
- (3) 自己点検・評価の結果は、報告書としてまとめ学内外に広く開示するとともに、大学の改善・改革を行うための最重要資料として活用する。
- (4) 自己点検・評価の結果に基づいて、大学の改善・改革を行うための仕組みを確立し、実効的に運用する。
- (5) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、外部機関による点検・評価を定期的にする。

【現状説明】

1. 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

イ 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

序章で示したように、本学では、大学全体の点検・評価を恒常的に行う組織として「東北学院大学点検・評価委員会」があり、それとは別に、大学の教育研究組織を含むすべての組織内において自己点検・評価を恒常的に行うための委員会組織がそれぞれ作られている。各組織内の点検・評価委員会からは、代表者が大学全体の点検・評価委員会の委員となり、両委員会組織を結びつけている。

確かに、各組織内の点検・評価委員会の中には、今回の自己点検・評価を契機として設立され、その活動についてまだ「恒常的」といえるほどの実績がないものもある。しかし、その場合でも、それらの委員会組織は、今回の点検・評価のためだけに設立されたのではなく、これからの恒常的な点検・評価のためのものであることは確認されている。その意味で、自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの整備とその活動は、今回の自己点検・評価において大きく進んだ。

また、大学の点検・評価委員会のもとには、「『学生による授業評価』実施委員会」「教育・研究業績編集委員会」「FD推進委員会」の3つの専門委員会が設置されている。これらは、自己点検・評価を恒常的に行うための補完的組織である。ただし、FD推進委員会には、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革の行うためのシステムの一部としての位置づけもある。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革の行うためのシステムとして、今回の点検・評価活動を契機に整備されたのが、学内各組織における「中期到達目標及び課題」の明確化と公表である。これは、各組織の自己点検・評価活動を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革目標を明確化したものである。今後は、毎年度、前年度に掲げた到達目標の達成状況についての報告と、新たな到達目標・課題の設定が行われるこ

とになる。また、この各組織における中期到達目標の設定は、予算申請における重点項目の決定とも関連づけられている。このように、本学では、自己点検・評価が、不断の改善・改革プロセスいわゆる PDCA サイクルと結びつくためのシステムができつつある。

2. 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置としては、第一に、財団法人大学基準協会による「大学評価」の受審があげられる。これによって、本学の自己点検・評価報告書と実地視察に基づく評価を受けることは、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための重要な措置である。ちなみに、本学は、平成5(1993)年に大学基準協会に加盟し、平成14(2002)年度には「相互評価」を受け適合と認定されており、平成20(2008)年度には法務研究科が「法科大学院認証評価」を受け不適合とされている。

第二に、外部評価委員会による評価があげられる。本学では、平成20(2008)年4月に「東北学院大学外部評価委員会規程」を制定した。この委員会は、本学が作成した点検・評価報告書に基づいて、第三者の立場から本学を評価し、本学の教育・研究水準の向上及び組織の活性化に資する提言をすることを目的としている。委員会は平成22(2010)年3月に発足し、今回の自己点検・評価報告書に基づいて、4月から評価作業を本格化する予定である。

また、工学部では、日本技術者教育認定機構(JABEE)の認定審査を、平成18(2006)年10月に環境建設工学科が受けており、認証後は定期的に審査を受けることになっている。これも、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置である。

イ 外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性

上記の外部評価委員会の委員選任については、東北学院大学外部評価委員会規程第5条に規定されている。これにより、委員は、(1)大学等の教育機関の教員、(2)経済界の関係者、(3)本学の所在する地域の関係者、(4)本学に在職した経験を有する者、(5)本学の学部を卒業した者、または大学院を修了した者、(6)前号までに定める者以外に、大学に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、大学の運営に関して広くかつ高い見識を持つと思われる者を学長が選考し、委嘱すると規定されている。学長は、委員を選考するにあたって、副学長、学部長等と相談することになっている。

ウ 外部評価結果の活用状況

平成14(2002)年度に受けた大学基準協会による「相互評価」の結果については、ホームページ、大学広報誌等を通じて学内外に広く公表している。また、指摘事項については、学部長会、部長会、教授会に諮り、具体的な改善を実施している。

平成20(2008)年度に受けた大学基準協会による「法科大学院認証評価」の結果についても、ホームページ等で広く公開するとともに、不適合とされた原因の除去をはじめ、改善を指摘された事項については、迅速に改善策を講じている。

外部評価委員会の活動は、上記のように、平成22(2010)年度から本格化する予定であるが、その評価結果についても積極的に活用する。

3. 大学に対する社会的評価等

ア 大学の社会的評価の活用状況

イ 自大学の特色や「活力」の検証状況

大学の特色や「活力」といった積極的な側面だけでなく、大学に対するさまざまな社会的な評価は、第一には、入学志願者の数と質、就職率と就職先に関するデータに端的に表れる。本学においても、これらのデータは、本学に対する社会的評価を総合的に示すものとして重視し、詳細な分析を行っている。

また、本学では社会的評価に関する「生の声」を受信するために、多くのアンテナを張っている。在学生父母が組織する「後援会」では、仙台だけでなく全国28カ所で地区後援会を開催し、教職員が父母と個別に面談することで大学に対する声を受信している。また、本学の同窓会は、83の「支部」と115の「TG会」から組織されているが、「支部同窓会」や「TG会」には、ほとんどの場合大学関係者が出席し、大学に対する意見・評価を聞く機会となっている。そのほか、教職員による企業訪問、高校訪問・出張講義なども大学に対する社会的評価を受信する機会となっている。

これらの受信機会を通じての社会的評価のうち、特に重要と思われるものは、責任者を通じて「部長会」「課長会」「教授会」などで報告される。そのうち、本学の特色や「活力」として積極的に評価すべきことは、大学が発信するさまざまなメディアを通じて広報している。また、反対に、検討・改善を要する課題は、学内の関係部署で対応策がとられ、必要に応じて、その結果をホームページや後援会、同窓会を通じて社会に公表している。

4. 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア 文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

(1) 文部科学省

『平成17年度法科大学院年次計画履行状況調査』の結果による個別留意事項として「教養学部人間科学科の入学定員超過の是正に努めること。」、『平成19年度法科大学院設置計画履行状況調査』の留意事項として「東北学院大学経済学部経営学科夜間主コース、教養学部教養学科情報科学専攻、人間科学科、情報科学科の入学定員超過の是正に努めること。」が指摘された。

これらについて、「大学基礎データ」表13の通り、過去5年間平均の入学定員に対する入学者数の比率は、人間科学科・情報科学科ともに1.30となっており、現在も是正の途上にある。経済学部経営学科夜間主コースは、学部改組によってすでに募集を停止している。

(2) 財団法人大学基準協会

平成14(2002)年度に『相互評価』を受けた。その結果に付された助言や勧告の指摘事項に対して、積極的な改善を行い、平成18(2006)年7月に改善報告書として大学基準協会へ提出した。それらに対して大学基準協会から次の通り結果が通知され、評価を得ている。なお、平成20(2008)年度に受けた『法科大学院認証評価』の結果への対応は、次項「イ」を設けて記した。

[1] 概評

2002(平成 14)年度の大学基準協会による相互評価に際し、問題点の指摘に関する助言として12項目、勧告として1項目の改善報告を求めた。今回提出された改善報告書からは、貴大学が、これらの助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることを確認できる。また、多くの項目についてその成果も満足すべきものである。

ただし、収容定員に対する在籍学生数比率について、改善報告書によると、文学部歴史(旧 史)学科、経済学部経営(旧 商)学科、教養学部言語文化学科(旧 教養学科言語科学専攻)および情報科学科(旧 教養学科情報科学専攻)は、1.25 を超えて高い状態が続いている。なおいっそう上記比率の適正化に努力することが望まれる。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

イ 専門職大学院認証評価の結果への対応(本学独自項目)

本学大学院法務研究科は、平成 20(2008)年度に財団法人大学基準協会による『専門職大学院認証評価(法科大学院)』を受け、すでに現時点では、指摘を受けた「勧告」及び「問題点」のすべてに対して基本的に対応を終えている。こうした対応の詳細は、平成 22(2010)年秋に予定されている本認証評価の実地視察の10日前までにまとめる「専門職大学院認証評価に係る改善状況報告」を別途参照されたい。

なお、「勧告」に対する改善策は以下の通りである。

1. 教育内容・方法等に関する『勧告』

- 1) 成績評価につき、定期試験のほか、課題(レポート)、小テスト、出席状況、授業における発言等を考慮するとされている科目については、その割合や評価方法が、多くの授業では、TKCでの掲示や口頭での説明はなされているものの、シラバスに明示されていない。また、平常点の扱いも明確ではない。採点基準をより一層明確にされたい(評価の視点 2-25)。

⇒改善策(評価の視点 2-25 への対応を含む)

成績評価につき、定期試験以外の各種の考慮要素に関する採点基準がシラバスに明示されていない、および、平常点の扱いが明確ではない、と指摘されたことを受けて、本法務研究科でただちに対応を協議した。その結果、その時点で可能だった3つの対応策を実施するにいった。第1の対応は、欠席・遅刻の扱いについて、授業の実施形態・回数を考慮した共通基準を作成して大学院要覧に掲載した、というものである(2009年度大学院要覧 39~40頁参照)。第2の対応は、成績評価に際して定期試験と欠席・遅刻のほかに何らかの要素を考慮する場合に、その上限を、講義科目においては成績全体の15%、演習科目においては成績全体の20%と合意した、というものである(法曹実務実習、民事模擬裁判、法情報調査を除く)。第3の対応は、成績評価に際して、定期試験と欠席・遅刻のほかに何らかの要素を考慮する場合には、どのような要素をどのような範囲で考慮するのかをシラバスに掲載した、というものである。もっとも、第2の対応と第3の対応は、2009年度についてはシラバスの印刷時期との関係で、兼任・兼任教員に対して説明する時間を確保することができなかったため、専任教員が担当する科目についてしか実施できなかったが、2010年度からは、すべての科目について、同様の扱い

となっている。

- 2) 「民事執行・民事保全法」に関しては、期末試験の形式、および成績評価の内容において問題があり、厳格な成績評価がなされているとは言えないため、抜本的な改善を求める（評価の視点 2-26）。

⇒改善策（評価の視点 2-26 への対応を含む）

民事執行・保全法に関して、期末試験の形式、および成績評価の内容に問題があるという指摘を、基準協会の委員会案によって受け、ただちに、同科目を担当する兼任教員に改善を求めた。その結果、2009(平成 21)年 1 月に実施された同科目の期末試験においては、論述を中心とする問題に試験内容が改められた。また、こうした内容を変更した試験を実施した結果、2008 年度の成績評価は、2007 年度とは異なって、100 点満点中 80 点以上の評価を受けた者は少数にとどまり、70 点台の評価を受けた者が多いという状況になった。以上の 2 点によって、指摘された問題点は解消したと思われる。

2. 教員組織に関する『勧告』

- 1) 提出された資料によれば、刑事訴訟法を担当する専任教員については、法科大学院において刑事訴訟法を担当するための教育歴が十分ではなく、また研究業績上も十分とは言いがたい。また、これによって実質的に刑事訴訟法を担当する専任教員が不在と判断されるため、早急な対応が必要である（評価の視点 3-4、3-6）。

⇒改善策

刑事訴訟法を適格に担当できる専任教員を採用し、2009 年 4 月より授業運営を行っている。

3. 学生の受け入れに関する『勧告』

- 1) 法学既修者に対する現行の単位認定方法に関しては、設置認可時には適切と判断された措置であるものの、専門職大学院設置基準の定めに鑑み、早急な改善が強く求められる（評価の視点 4-9）。

⇒改善策

早速対応し、2009 年度の入試を経て 2010 年 4 月に受け入れる者以降のものについて、既修者として認定された場合、その認定単位数を 30 単位とするようにあらためるという改善を行った。

4. 管理運営に関する『勧告』

- 1) 役職者の選任に関する規程のほか、管理運営に関する規程の整備がなされていないので、規程の整備が急務である（評価の視点 8-1）。

⇒改善策

管理運営に関し、「役職者の専任に関する規程のほか、管理運営に関する規程の整備がなされていないので、規程の整備が急務である」との勧告を受けた。役職者の選任手続については、すでに「東北学院大学大学院研究科長及び専攻主任選任規程」が制定され、2008(平成 20)年 9 月 30 日から施行されている。また、専任教員全員をもって構成され、教学およびその他の重要事項を審議する法務研究科委員会の管理運営に関する規程として、「東北学院大学大学院法務研究科委員会規程（案）」が作成され、現在、他の研究科委員会の規程との整合性など最終的な学内調整の段階にある。

【点検・評価】

上掲の5つの到達目標ごとに点検・評価する。

- (1) 本学の理念・目的の実現を図るために、本学の教学、経営等の諸活動を自ら不断に点検し、適切に評価するという目標については、おおむね達成されている。本学においては、3年に1度の定期的な自己点検・評価が大学全体で行われている。また、学内すべての組織が「中期達成目標及び課題」を明確化し公表することを通じて、自己点検・評価を「不断の」ものとするための試みが始められている。
- (2) 自己点検・評価にあたっては、点検・評価体制を整備し、点検・評価の手續と方法を確立するとともに、適切な評価項目を設定した上で実施するという目標については、達成している。自己点検・評価の体制はよく整えられ、大学全体の点検・評価委員会と専門委員会との連携、各組織における点検・評価委員会との連携もよくできている。点検・評価の手續と方法、評価項目の設定も適切である。
- (3) 自己点検・評価の結果は、報告書としてまとめ学内外に広く開示するとともに、大学の改善・改革を行うための最重要資料として活用するという目標については、おおむね達成されている。3年に1度の定期的な自己点検・評価の結果は、報告書としてまとめ学内外に広く開示されている。ただし、この報告書が大学の各組織がそれぞれの改善・改革を行うための最重要資料として活用されるという点では、改善の余地があった。その最大の原因は、報告書に「到達目標」「現状説明」「点検・評価」「改善方策」の書き分けが不十分だったことにある。しかし、今回の報告書では、この書き分けが徹底され、今後の改善・改革への利用という点では大きな進歩があった。
- (4) 自己点検・評価の結果に基づいて、大学の改善・改革を行うための仕組みを確立し、実効的に運用するという目標については、自己点検・評価の結果に基づいて、大学の改善・改革を行うための仕組みを確立し、実効的に運用する点ではまだ不十分である。しかし、学内すべての組織が「中期達成目標及び課題」を明確化し公表する仕組み、それを予算申請に関連づける仕組みができたことは評価できる。ただし、今後、自己点検・評価作業を「不断の」ものとし、その作業の担い手を組織のみならず個人にまで拡げ、その点検・評価結果を組織及び個人の「不断の」改善・改革に結びつけるためには、「大学基礎データ」をさらに充実させ、データを常に更新し、学内の誰でも、いつでも利用できるようにする必要がある。
- (5) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、外部機関による点検・評価を定期的に受けるという目標は、達成に向けて着実に進んでいる。自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、外部機関による点検・評価を定期的に受けることについては、大学基準協会による法科大学院認証評価にみられるように、適切に行われている。ただし、外部評価委員会による評価は、やや遅れている。委員会は発足したばかりであり、本格的作業はまだ始められていない。委員会の適切な運営を早急に確立することが課題となる。

【改善方策】

- (1) 学内各組織による「中期達成目標及び課題」について、達成状況報告と新たな目標・

課題設定を毎年行うことで、自己点検・評価を日常化する。

- (2) 自己点検・評価を組織だけでなく教職員個人レベルで行うための『自己点検・評価マニュアル』を作成する。
- (3) 不断の自己点検・評価と改善・改革に活用できる「大学基礎データ」を充実・整備し、誰でもいつでも利用できるようにする。
- (4) 平成22(2010)年度内に外部評価委員会による評価を実施し、その結果を広く社会に公表するとともに、大学の改善・改革に利用する。

XV. 情報公開・説明責任

【到達目標】

- (1) 学校法人会計基準に基づいて作成している各種「計算書」を、学内への文書等による説明とともに、ホームページ上での公開等を通じて、学生、保護者及び社会に財政に関する説明責任を果たす。
- (2) 財務経営情報、教育・研究活動の現状報告など、学校法人の諸活動に関する諸情報について、積極的、自発的に公開する。
- (3) 情報公開に対する要求、公開した情報への意見及び異議申立については、規程に基づき、組織的に責任を持って対応する。

【現状説明】

1. 財政公開

ア 財政公開の状況とその内容・方法の適切性（大学基礎データ表 48、表 48-2 に対応）

- (1) 「学校法人会計基準」に基づいて作成している計算書類、収支予算書及び補正収支予算書については、監督官庁への提出、理事、評議員をはじめ、大学の部長会構成員（学長、副学長、学部長、部長等）に配付している。学内の教職員に対しては、部長会構成員に配付の財務諸表の閲覧により本学財政の全容を開示している。また、出版社（東洋経済新報社等）等からの計算書等の開示要請にも応じており、これらの出版物等を通して、第三者の評価を受けている。
- (2) 学校法人の計算書類（「消費収支計算書」「資金収支計算書」「貸借対照表」と予算書（収支予算書・補正収支予算書）の総括表については、教職員を対象とした『東北学院報』と、同窓生、学生及び保護者を対象とした『東北学院時報』にその内容をわかりやすい説明、十分な理解を得るための解説を添えて掲載し、公開している。
- (3) 平成 17(2005)年度決算期から、経営責任の社会に対する明確化の一環として財務情報の公開をさらに進めており、(2)に記載の書類だけでなく「財産目録」「事業報告書」「監事による監査報告書」「独立監査人による監査報告書」をホームページに掲載するとともに閲覧にも供している。
- (4) 大学部門は、予算・決算額において学校法人の約 86.3%を占めている。このことも認識して、学納金改定の場合には、学生（代表機関）には9月頃にその理由とともに大学部門の「消費収支計算書」の概要についても財務部長が直接説明を行い、その後大学の教職員、学生全員に文書により情報を公開している。

2. 情報公開請求への対応

ア 情報公開請求への対応状況とその適切性

現在、本学に関する情報の中で私立学校法によりその開示が義務づけられている財務関係情報の開示に関しては法人事務局財務部財務課が、事業報告情報の開示に関しては法人事務局庶務部庶務課が責任を持って行っており、これらに関する情報公開請求についてもそれぞれが責任を持って対応している。

本学に関するその他の情報開示・提供については、「東北学院ホームページ」『東北学院

時報』『東北学院報』『東北学院大学案内』『父母のための大学ガイド』『3L通信』『ウーラノス』など多くの媒体を通じて行われている。これらによる情報開示・提供に関する問い合わせや意見については、それぞれの媒体に責任を持っている部局が明示されており、その部局が責任を持つ。

また、一般的な情報開示・提供についても、関係部局が対応している。ただし、個人情報に関する開示請求については、個人情報保護に関する学内規程に基づき厳格に対応しており、卒業生・在学生の成績等、個人情報の開示に関わるものについては、学内の定めに基づき「学部務教務課」が対応し、その他取扱い規程のない個人情報については「個人情報保護委員会」が個別に対応にあたっている。

3. 点検・評価結果の発信

ア 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

自己点検・評価の結果は、学内ではすべての構成員に公開されており、印刷・出版物等も差し支えない限りで全員に配付される。そのほか、自己点検・評価に基づく諸改革の成果は、学部・学科の改組や入試制度の改善等の形で、不断に発信されている。加えて、大学全体、あるいは学部・学科ごとのホームページ上でも公開されている。詳しくは「大学基礎データ」表48に示す通りである。なお、これまでに冊子として刊行した報告書は序章に詳しく記載しているが、そのうち点検・評価報告書について以下の通り再掲する。

自己点検・評価の実施と報告書

自己点検・評価実施年度	刊行報告書名
平成11年度大学自己点検・評価	東北学院大学—現状と課題《自己点検・評価白書》（平成12(2000)年3月刊行）
平成13年度大学自己点検・評価 （平成14年度財団法人大学基準協会相互評価）	東北学院大学点検・評価報告書—財団法人大学基準協会『平成14年度相互評価』報告書（平成15[2003]年3月31日刊行）
平成18年度大学自己点検・評価	平成18(2006)年度東北学院大学点検・評価報告書（平成19[2007]年3月31日刊行）

平成12(2000)年3月刊行の『東北学院大学自己点検・評価白書』は、広く他大学、高校、官公庁、マスコミ関係及び関心のある個人に送付し、一定程度の評価を受けた。さらに、平成15(2003)年3月刊行の『東北学院大学点検・評価報告書—財団法人大学基準協会「平成14年度相互評価」報告書』、及び、平成19(2007)年3月刊行の『平成18(2006)年度東北学院大学点検・評価報告書』は、学内教職員、後援会、同窓会のほか、広く他大学、高校、官公庁、マスコミ関係及び関心のある個人に配付し、ホームページにも掲載している。また、従来は2年ごとに発刊していた本学教員の研究業績集『東北学院大学研究業績』を平成18(2006)年度から、点検・評価の時期に合わせて3年ごとに発刊することとした。また内容面でも、研究業績に加えて教育業績や社会貢献等をも記載し、タイトルも『東北学院大学教育・研究業績』とした。

イ 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学は、外部評価の1つとして、平成14(2002)年度に財団法人大学基準協会による「相互評価」を受け、平成15(2003)年3月に大学基準適合認定を得た。その際、いくつかの指摘事項が付帯されていた。この認定結果は全教職員に公開され、また『東北学院時報』や『東北学院報』及び「ホームページ」に掲載された。相互評価の際に付帯された指摘事項については、全学をあげてその改善に努め、平成18(2006)年7月に『改善報告書』を大学基準協会に送付するとともに、全学の教職員に報告書の内容を公開している。

また、平成20(2008)年度に同協会による「法科大学院認証評価」を受けた。その際にとりまとめた点検・評価報告書、基礎データ及び評価の結果は、法科大学院のホームページで公開するとともに、冊子及びCDにもしている。なお、基礎データは平成21(2009)年度版に更新したのも引き続き公開している。

さらに、平成22(2010)年度に本格的な活動を開始する外部評価委員会の評価結果についても、学内外へ発信する予定である。

4. 広報活動（本学独自項目）

ア 広報活動の状況

本学の広報は、対象者別に担当部局が分かれている。

「ホームページ」『東北学院時報』『東北学院報』などを通じて行われる、大学を含めた法人全体の活動に関する情報提供やプレスリリースは、法人事務局庶務部広報課が責任を持っている。それに対して、大学独自の広報は大学総務部総務課が責任を持ち、『父母のための大学ガイド』や『ウーラノス』などの媒体を持つ。もっとも、大学広報でも入試に関する広報は大学入試部入試課が、企業向けの広報は大学就職部就職課がそれぞれ責任を持ち、それぞれ独自の媒体を持っている。また、同窓生への広報は法人事務局庶務部校友課が責任を持っている。平成21(2009)年度の大学部門の広告予算は、約1億1千万円である。

【点検・評価】

上掲の3つの到達目標ごとに点検・評価する。

- (1) 学校法人会計基準に基づいて作成している各種「計算書」をはじめとする財務経営情報の公開は適切に行われている。計算書類や収支予算書総括表等の財政情報は、わかりやすい説明を付してホームページに掲載されており、また、大学内外関係者向けに15万部を発行している『東北学院時報』においても公開している。また、財務に関する追加情報等の要求に対しては、ホームページ上に情報を追加するなど、日常的に担当部局で改良を行っており、学生、保護者及び社会に財政に関する説明責任を十分に果たしている。
- (2) 教育・研究活動の現状報告など、学校法人の諸活動に関する諸情報も積極的、自発的に開示・提供されている。上記のように、本学では、対象者別に多くの媒体があり、それらを通じて、多面的に情報開示・提供が行われている。もっとも、情報開示・提供については、規程に基づいた組織的・体系的情報開示という点、あるいは効率性や戦略性に基づいた広報活動という点で、なお改善の余地がある。

- (3) 情報公開に対する要求、公開した情報への意見及び異議申立については、実質的にはおおむね適切に対応できている。ただし、情報開示・提供の要求に対応するための責任部局の明確化、対応に関する規程やマニュアルの整備については、なお改善の余地がある。

【改善方策】

- (1) 現在適切に行われている財務経営情報の公開を継続し、さらに内容を充実させる。
- (2) 情報開示・提供に関する規程を整備し、情報開示・提供を規程に基づき組織的・体系的に行う体制を確立する。
- (3) 情報開示請求への対応に関する規程を整備し、請求への対応を規程に基づき組織的・体系的に行うための体制を確立する。
- (4) 効率性・戦略性に基づいた広報活動を進めるために、広報活動のための組織の見直しを行う。

第2章 各学部・研究科に関する事項

第1節 文学部

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

文学部は、理念・目的として、「キリスト教に基づく人間形成を中心に、ことばへの関心を通して過去と現在を往還しながら、通念・常識を常に相対化できる、創造的な批判精神を涵養する」(学則第1条第2項別表1)と定め、モットーとして、“Think for Yourself, Think for the World”を掲げている。さらに、文学部3学科は、それぞれの理念・目的・教育目標を以下のように定めている。

《英文学科》

1 理念・目的

国際語としての地位にある英語の運用能力の涵養をはかるとともに、他文化・他者性に対して鋭敏な感覚を育むことで、多元的な文化に寛容な真の国際人を育成する。

2 教育目標

- (1) 鋭敏な言語感覚を養う。
- (2) ことばの芸術と学問に親しむ。
- (3) 人間理解の基礎を築く。
- (4) 物事を論理的・批判的に考える能力を養う。
- (5) 自己を広い視野からとらえる教養を蓄積する。

《キリスト教学科》

1 理念・目的

東北学院の建学の精神であるキリスト教の歴史と本質を学問的に究明・伝授し、本学の精神的基盤の確立・保持・展開に貢献するとともに、キャンパス・ミニストリーを担い、伝道者を養成し、広く世界に奉仕する人材を育成する。

2 教育目標

- (1) キリスト教を学び、神と人にと仕える心を養い、必要な技能を習得する。
- (2) キリスト教の本質を深く理解するために、神学各部門の専門知識を習得する。
- (3) キリスト教の歴史が生み出してきた文化的諸相への理解を養う。
- (4) 現代社会における問題をキリスト教の視点から考察し、主体的に取り組む姿勢を養う。

《歴史学科》

1 理念・目的

広い歴史知識と歴史的な考え方を身につけ、現代社会をグローバルかつ歴史的に理解するとともに、地域の問題を広い視野から考える能力を養う。

2 教育目標

- (1) 広い歴史知識とともに、ものごとを歴史的に考える能力を育成する。

- (2) 現代社会の歴史的な背景の理解をうながし、国際的な視野を身につけさせる。
- (3) 地域社会の歴史的な成り立ちを学ばせ、地域文化の重要性を理解させる。
- (4) 演習・実習等の授業を通して、主体的な問題解決能力を育成する。
- (5) 情報化社会での問題処理能力を養い、実社会でいかせる能力を身につけさせる。

イ 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

文学部ホームページ、受験生対象の『大学案内』、在学生対象の『大学要覧(シラバス)』、在学生の父母対象の『父母のための大学ガイド』、企業対象の『就職部大学案内』等に簡便な形で理念・目的等を掲載し周知に努めている。受験生・在学生向けの『学科ガイド』ではより具体的な形でその周知に努めている。さらに、キリスト教学科の場合、キリスト教主義学校及び教会対象の『キリスト教学科通信』でもその周知に努めている。

オープンキャンパスにおける父母・高校生への直接面談、新入生への入学時オリエンテーション、夏期休業中に実施される地区後援会での在学生の父母への直接面談を通して、文学部の現況も含めて、理念・目的・教育目標等の周知に努めている。

ウ 学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

教授会(専任の教授、准教授、講師、助教からなる。月1回程度開催)、学科長会議(学部長、3学科長、夜間主コース主任からなる。月2回程度開催)、文学部将来構想委員会(案件の処理を目的に不定期開催)、3学科会議(月1回程度開催)で、従来は、不定期に行ってきた。しかし、組織的な点検・評価につなげるために、平成20(2008)年度に、3学科長、夜間主コース主任、文学部選出の学務部副部長、学生部副部長、就職部副部長、入試部副部長、点検評価委員、FD推進委員、「学生による授業評価」委員から構成される文学部点検評価委員会を発足させた。現在は、他の点検項目と同様、理念・目的・教育目標の妥当性の検証についても、文学部点検評価委員会で一元的に行っている。

【点検・評価】

まず、理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は、以下の通り、3学科ともに適切・妥当である。

《英文学科》

卒業生の進路は一般企業をはじめ多岐に及ぶが、中・高等学校の英語教員、英語を必須とする職域、特に、航空関係(客室乗務員)、旅行代理店、IT関連企業等が顕著である。このような具体的な卒業生の進路傾向に鑑み、英語運用能力の涵養とともに「多元的な文化の許容できる真の国際人育成」という人材養成の目的は適切・妥当である。

《キリスト教学科》

卒業生の進路は、キリスト教主義高等学校の聖書科教員、教会の副牧師、牧師・神学者養成の神学系大学院への進学、社会福祉関係への就職等が顕著である。具体的な卒業生の進路傾向に鑑み、「伝道者を養成し、広く世界に奉仕する人材を育成する」という人材養成の目的は適切・妥当である。

《歴史学科》

卒業生の進路は一般企業をはじめ多岐に及ぶが、中学校社会科・高等学校地歴科教員、

博物館学芸員、埋蔵文化財関係機関職員、地方公務員、交通・観光関係業界、マスコミ関係等が顕著である。具体的な卒業生の進路傾向に鑑み、「国際的な視野を持ち、現代社会を歴史的に洞察できるとともに、地域の具体的な問題についても広い歴史的な視野から実践的な問題解決能力を持った人材の育成」という人材養成の目的は適切・妥当である。

次に、理念・目的・教育目標の周知とその有効性については、募集定員に対する受験者数の倍率が比較的安定した形で推移していることからすれば、ある程度有効性を持っていると判断できる。特に、AO入試の志願者の多くが各学科の理念・目的・教育目標に共感しての出願であることを考えれば、AO入試制度においては周知の有効性はかなり高いと判断できる。しかし、周知方法については改善の余地がある。広報媒体間に不統一があり、その整合化を図る必要がある。理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みについては、従来の複数の会議体を総括する文学部点検評価委員会の設置により十全な体制が整った。

【改善方策】

理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性については、現況に満足することなく文学部点検評価委員会が中心になって不断に検討を加える。周知方法については、広報媒体間の整合化等を通してより一層の充実を図る。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 学部・学科の組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1、表2に対応）

文学部の歴史は、昭和24(1949)年の文経学部英文学科の設置に始まる。その後、昭和39(1964)年に文経学部が文学部一部・二部及び経済学部一部・二部に改組され、文学部一部に基督教学科及び史学科の2学科が設置された。その結果、文学部一部は、英文学科、基督教学科及び史学科の3学科体制に、文学部二部は英文学科の1学科体制に移行した。平成12(2000)年には、社会人学生の勤労形態の多様化や生涯学習の要請等に応えるべく二部を発展的に解消し、英文学科に昼夜開講制を導入した。平成13(2001)年には、基督教学科をキリスト教学科に名称を変更し、平成17(2005)年には、全学的な学部編成の見直しの一環として、史学科を発展的に解消し、歴史学科を新設した。

文学部は、現在、その理念・目的の実現のために、英文学科（昼夜開講制）、キリスト教学科、歴史学科の3学科を設置している。それぞれの学科の教育研究分野は、英文学科は、英語コミュニケーション、英米文学、英語学（以上、昼間主）、英語文化論（夜間主）の4分野、キリスト教学科は、キリスト教神学の1分野、歴史学科は、日本史、アジア史、ヨーロッパ・アメリカ史、考古学、民俗学の5分野で編成されている。

イ 学部の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

教育研究組織の妥当性の検証は、従来、教授会、学科長会議、将来構想委員会、3学科会議等で行ってきた。しかし、文学部点検評価委員会の設置によって、各会議体との有機的な連携が可能となった。

【点検・評価】

組織構成と理念・目的との関連についていえば、現在の3学科体制は、十分とはいかないまでも必要な組織編成になっているものと評価できる。しかし、外的諸条件に鑑み、神学教育に特化したキリスト教学科の使命を継承しつつも、周辺領域に開かれた形の学科改組を図ることによって、文学部の理念・目的の実現により資する形の教育・研究上の組織整備を計画している。

理念・目的に照らして教育研究組織が妥当であるか否かの検証のために、各会議体と文学部点検評価委員会が有機的に連動する体制は適切である。

【改善方策】

キリスト教学科の改組については、文学部将来構想委員会と連動しながら、学長諮問機関である「キリスト教関係活動の改革に関する諮問委員会」の学科改組作業部会でその改組案を得、現在、学部改組全学委員会（文学部）を中心に、キリスト教学科の後継学科として総合人文学科の「設置・届出」の準備をしている。設置年度は、平成23(2011)年を予定している。思想・哲学、文化・芸術、宗教・神学の3分野からなる総合人文学科の設置によって、既設の英文学科、歴史学科との連携もより密になり、文学部の理念・目的の実現により資する体制が見込まれる。

教育研究組織が妥当か否かの検証については、文学部点検評価委員会の運営が緒に就いたばかりであるが、文学部内諸委員会と全学的諸委員会とを円滑に連動させるべく、今後、その運営に留意していくことが確認されている。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

教育課程について、文学部3学科は、それぞれの教育の理念・目的と具体的な教育目標の実現のために、適切な教育課程を編成する。特に、次の4点を具体的な到達目標とする。

- (1) 専門教育課程の編成方法を、学科ごとの違いを前提としつつ、文学部全体としてある程度整合性のあるものとする。
- (2) 教養教育については、提供科目の多様性を担保する一方、高い倫理観を有し、かつ、総合的な視野から物事を判断できるような人材の育成に資するべく、提供科目の有機的な配置・分類に留意する。
- (3) それぞれの学科が担う学問の体系性に留意しつつ、適切な専門教育科目の履修システムを確立し、実効性の期待できる履修プログラムを提供する。
- (4) 学士課程教育全体を視野に入れ、初年次教育、キャリア・デザイン教育、卒業時における質的保証に特に配慮する。

【現状説明】

1. 学部・学科等の教育課程

ア 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

教育課程は、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、外国人留学生科目、資格科目から構成されている。

教養教育科目は、本学の建学の精神の継承と本学独自の倫理教育のために置いている第1類「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」を含めて、人文科学分野、社会科学分野、自然科学分野（情報処理関係科目を含む）の3つの類に大別した科目群から構成されている。歴史学科はこれに加えて、専門基礎的な科目群（「歴史学」「地理学」「考古学」「民俗学」「文化人類学」）及びキャリア・デザイン関連科目も、教養教育科目の2つの類として独自に置いている。

外国語科目には、英語及び第二外国語（ドイツ語、フランス語、中国語）を置いている。歴史学科は古典語（ギリシア語、ラテン語）及び中国語上級もこの括りに加えている。

保健体育科目には、講義と実技を置いている。

専門教育科目は、専門基礎・導入科目、専門中核科目、専門周辺科目、専門教育に必要な外国語上級及び古典語科目、出口管理科目から構成されている。専門教育科目は、英文学科の場合、英語コミュニケーション、英米文学、英語学、英語文化論の4分野から構成されている。キリスト教学科の場合、キリスト教神学1分野（聖書神学、歴史神学、組織神学、実践神学の各領域から成る）から構成されている。歴史学科の場合、日本史、アジア史、ヨーロッパ・アメリカ史、考古学、民俗学の5分野から構成されている。

外国人留学生科目とは、留学生のみが履修できる科目で、1・2年次に日本事情・日本語科目を置いている。

資格科目は、教員、図書館司書、司書教諭、博物館学芸員の資格取得科目及び社会教育主事の資格取得基礎科目とからなる。英文学科・歴史学科の場合、教職（中高英語・中学社会、高校地歴・公民）のほか、上掲のすべての資格が取得可能である。キリスト教学科の場合、教職（中高宗教、中学社会、高校地歴・公民）の資格が取得可能である。

イ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

文学部3学科の教育課程における基礎教育は、①人格形成にあずかる倫理教育、②初年次教育、③基礎的な教養教育、④専門基礎・導入教育、⑤情報処理教育、⑥キャリア・デザイン教育から構成されている。

高い人格形成にあずかる倫理教育科目として、「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」をあげることができる。キリスト教大学としての建学の精神の継承のみならず、校是でもある「地の塩、世の光」たることの意義を伝えるこの科目は、教養教育科目全体の基礎的な科目として位置づけられているばかりか、学士課程教育全体の基礎的な科目としても位置づけられている。学年配当（1年次・3年次配当）はこのことを意図してのことである。

文学部で初年次教育的な役割を果たしているのは、1年次配当の教養教育科目、外国語科目、専門教育科目（特に、2年次配当の「基礎演習」）全体に期待されているが、特化した科目はない。

教養教育科目中、特に基礎教育科目として、「哲学」「倫理学」「心理学」「生命の科学」

「環境の科学」を1年次に配当している。

3学科は、専門基礎・導入科目として、それぞれ次のような授業科目を置いている。

《英文学科》 「原典講読Ⅰ」「原典講読Ⅱ」「オーラル・プラクティスⅠ」「オーラル・プラクティスⅡ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「エッセイ・ライティングⅠ」「エッセイ・ライティングⅡ」（専門教育科目第一類、昼夜間主コース共通、1年次配当）、「英米文学概説Ⅰ」「英米文学概説Ⅱ」「英語学概説Ⅰ」「英語学概説Ⅱ」（専門教育科目第二類、昼間主コース、1年次配当）、「英語文化論概説Ⅰ」「英語文化論概説Ⅱ」「英語の構造Ⅰ」「英語の構造Ⅱ」（専門教育科目第二類、夜間主コース、1年次配当）。

《キリスト教学科》 「聖書通論Ⅰ」「聖書通論Ⅱ」「キリスト教史AⅠ」「キリスト教史Ⅱ」「基礎英書講読Ⅰ」「基礎英書講読Ⅱ」（専門教育科目第一類、1年次配当）。

《歴史学科》 「歴史学」「地理学」「考古学」「民俗学」「文化人類学」（教養教育科目第二類、1年次配当）、「日本史概説」「アジア史概説」「ヨーロッパ史・アメリカ史概説」（専門教育科目第一類、1年次配当）、「考古学概説」「民俗学概説」（専門教育科目第一類、2年次配当）。

情報処理教育として、教養教育科目に「コンピュータ科学」「コンピュータ演習」を置いている。歴史学科は、これに加えて、専門教育科目第四類に「コンピュータ技術の基礎」「歴史研究とコンピュータ」を置いている。

キャリア・デザイン科目として、歴史学科だけが、教養教育科目第六類に「就職の基礎」「インターンシップ」を置いている。

ウ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、
学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

学校教育法第83条における「専門の学芸の教授」に鑑み、3学科はそれぞれ既述の10分野を「専攻に係る専門の学芸」の分野として置いている。さらに、各学科は、それぞれの理念・目的の実現のために、次のように、専門教育科目を体系化している。

《英文学科》

専門教育科目を3つの類に置いている。第一類には、専門基礎・導入科目を含む専門中核科目を配置している。第二類には基礎・専門演習科目及び出口管理科目である「卒業試験」「卒業論文」を配置している。第三類には、ドイツ語、フランス語の上級講読科目及びギリシア語、ラテン語の古典語科目を配置している。

第一類の下位区分として、4つの系を置いている。それぞれ、学問の体系性を反映させる形で、英語コミュニケーション系、英米文学系、英語学系（以上、昼間主コース）、英語文化論系（夜間主コース）を置いている。

英語コミュニケーション系には、系横断的な英語の運用能力を涵養する科目が1年次に配置されている。さらに、2年次には「原典講読Ⅲ」「原典講読Ⅳ」がそれぞれの系の基礎講読科目として配置されている。加えて、専門基礎・導入科目が配置されている。3・4年次には高度の英語コミュニケーション能力の涵養を図る専門中核科目が配置されている。

英米文学系には、1年次に専門基礎・導入科目（必修4単位）が配置されている。2年次には英米の文学史等が配置され、3・4年次には、英・米の区分とジャンル上の区分（詩・小説・演劇）とによって分類された講義科目及び講読科目が配置されている。

英語学系には、1年次に専門・基礎導入科目（必修4単位）が配置されている。2年次には英語の統語論や音韻論等の講義科目及び講読科目が配置され、3・4年次には、音韻論、統語論、意味論といった英語学・言語学の領域上の区分によって分類された講義科目及び講読科目が配置されている。

夜間主コースである英語文化論系には、1年次に専門基礎・導入科目（4科目8単位必修）が配置されている。2年次には比較文化及び現代英語の修辞法等の講義科目が配置され、3・4年次には、英米・英語圏の文学・文化関係科目、さらに翻訳実践科目等が配置されている。

《キリスト教学科》

専門教育科目を3つの類に置いている。第一類は、キリスト教神学の専門基礎・導入及び専門中核科目が集中的に配置されている。第二類には、宗教史や哲学史等の隣接科目、及び専門に直接関わる古典語科目が配置されている。第三類には、社会福祉関係等の科目が配置されている。

第一類には、キリスト教神学を構成する聖書神学、歴史神学、組織神学、実践神学の4領域の科目群が順次性を考慮して配置されている。1・2年次には聖書神学、歴史神学の専門基礎・導入科目が配置されている。3・4年次には4領域の中核科目が配置されている。3年次には「総合演習」、4年次には「論文・演習」（4単位必修）が配置されている。

《歴史学科》

専門教育科目を3つの類に置いている。第一類には、日本史、ヨーロッパ・アメリカ史、アジア史、考古学、民俗学の5分野の概説、基礎演習、論文演習及び現代社会の理解に直結する近現代史の科目（12科目36単位必修）を配置している。これらの科目では歴史学各分野の基礎を学ぶとともに、演習科目で問題発見・解決能力を養い、現代社会の歴史的な成り立ちを学ぶ。第二類には、歴史各分野の重要な変換点、グローバルな国際交流史、現代社会につながる重要な歴史的な展開等を、テーマ別に扱う科目を比較的2年次に厚く配置している。第三類は、歴史学を専攻する上で重要な学問的な技術と方法を学ぶ講読科目、実習及び専門的な領域の諸問題を深く学ぶ科目を、3・4年次を中心に配置している。第四類には、地理学、文化史、経済史、法制史等、歴史学の隣接科目を配置している。

エ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

《英文学科》及び《キリスト教学科》 「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培う」科目として、建学の精神に基づく「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」、人文科学系科目7科目14単位、社会科学系科目9科目18単位（英文学科の場合は「文化人類学」を除く8科目16単位）、自然系科目8科目16単位を配置している。特に、「豊かな人間性を涵養」する科目としては、「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」「哲学」「倫理学」「文学」「芸術論」「音楽」等が意図されている。

《歴史学科》 英文学科・キリスト教学科の上述の教養教育科目に加えて、歴史学科では第二類に「歴史学」等の専門基礎的科目を、第六類にはキャリア・デザイン関係科目を学科独自の教養教育科目として配置している。

オ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

外国語科目等の編成については、文学部3学科はともに外国語科目及び専門教育科目中の外国語上級科目、専門講読科目、古典語科目からなる。学科の理念・目的の実現に資する科目群は専門教育科目に、国際化に対応する科目群は外国語科目に配置されている。3学科の外国語科目の編成は、以下の通りである。

《英文学科》

外国語科目第一類の「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」（2科目4単位必修）、外国語科目第二類の「ドイツ語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」（2科目4単位から1科目2単位選択必修）、「中国語Ⅰ」「ドイツ語Ⅱ」「フランス語Ⅱ」、専門教育科目第一類の英語運用能力涵養の科目群（必修8科目16単位）、専門教育科目第三類の「ギリシア語Ⅰ」「ギリシア語Ⅱ」「ラテン語Ⅰ」「ラテン語Ⅱ」「ドイツ語講読Ⅰ」「ドイツ語講読Ⅱ」「フランス語講読Ⅰ」「フランス語講読Ⅱ」から編成されている。もちろん、学科の性格上、すべての科目が「英語」関係科目である。

《キリスト教学科》

外国語科目第一類の「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」（それぞれに文献読解、日常英語、英会話があり、6科目12単位から2科目4単位選択必修）、外国語科目第二類の「ドイツ語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」「中国語Ⅰ」（3科目6単位から1科目2単位選択必修）、「ドイツ語Ⅱ」「フランス語Ⅱ」、専門教育科目第二類の「英語神学書講読Ⅰ」「英語神学書講読Ⅱ」「ドイツ語神学書講読Ⅰ」「ドイツ語神学書講読Ⅱ」、専門教育科目第二類の「基礎英書講読Ⅰ」「基礎英書講読Ⅱ」「ギリシア語AⅠ」「ギリシア語AⅡ」「ギリシア語BⅠ」「ギリシア語BⅡ」「ヘブライ語AⅠ」「ヘブライ語AⅡ」「ヘブライ語BⅠ」「ヘブライ語BⅡ」「ラテン語AⅠ」「ラテン語AⅡ」「ラテン語BⅠ」「ラテン語BⅡ」から編成されている。

《歴史学科》

外国語科目第一類の「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」（それぞれに文献読解、日常英語、英会話があり、6科目12単位から2科目4単位選択必修）、外国語科目第二類の「ドイツ語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」「中国語Ⅰ」（3科目6単位から1科目2単位選択必修）、「ドイツ語Ⅱ」「フランス語Ⅱ」「中国語Ⅱ」「中国語Ⅲ」「英語Ⅲ」「ギリシア語AⅠ」「ギリシア語AⅡ」「ギリシア語BⅠ」「ギリシア語BⅡ」「ヘブライ語AⅠ」「ヘブライ語AⅡ」「ヘブライ語BⅠ」「ヘブライ語BⅡ」「ラテン語AⅠ」「ラテン語AⅡ」「ラテン語BⅠ」「ラテン語BⅡ」から編成されている。

カ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

文学部3学科の卒業所要単位はいずれも124単位である。その内訳は以下の通りである。
《英文学科》

教養教育科目28単位、外国語科目6単位、英語コミュニケーション系必修科目（専門教育科目系横断の英語運用能力養成科目群）20単位、専門教育科目第一類32単位、専門第二類「演習Ⅰ」～「演習Ⅳ」8単位、出口管理科目の「卒業論文」「卒業試験」（いずれか2単位、それ以外の28単位については、外国語科目第二類、保健体育科目、専門教育科

目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講の専門教育科目、単位互換の協定をしている他大学開講科目からの単位修得を認めている。

《キリスト教学科》

教養教育科目 28 単位、外国語科目 6 単位、専門教育科目第一類 40 単位、専門教育科目第二類 20 単位、それ以外の 30 単位については、外国語科目第二類、保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学科開講の専門教育科目、単位互換の協定をしている他大学開講科目からの単位修得を認めている。ただし、他学部他学科、単位互換科目については 20 単位までと制限を課している。

《歴史学科》

教養教育科目 28 単位、外国語科目 6 単位、専門教育科目第一類 36 単位、専門教育科目第二類 10 単位、専門教育科目第三類 8 単位、それ以外の 36 単位については、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、教職等に関する科目、他学部・他学科開講の専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目、本学大学院ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻科目（大学院授業科目の履修は 4 年生のみ）からの単位修得を認めている。

キ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

教養教育科目の開設数・開講規模等に関する全学的な合意、担当学部・学科の決定及び実施・運営については、拡大教務委員会が行っている。ただし、実際には教養学部教員が担当する科目が多い。専門基礎・導入科目は、文学部 3 学科が責任を持っている。なお、開講数、開講規模、時間割上の固定枠等を決定する会議には、キリスト教学担当学会議（教養学部の中の同科目担当者と文学部キリスト教学科教員で構成される）代表者、外国語科目担当代表者、保健体育科目担当代表者が出席し、意見を述べるができる。

ク カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

文学部 3 学科の教養教育科目については「キリスト教学」8 単位必修、外国語科目については「英語」2 科目 4 単位必修、「ドイツ語」「フランス語」「中国語」から 1 科目 2 単位選択必修（英文学科の場合は、「ドイツ語」「フランス語」から 1 科目 2 単位選択必修）である。

専門教育科目の必修科目の設定は学科によって異なる。英文・歴史学科の場合、専門基礎・導入科目のすべてに必修を課しているのに対して、キリスト教学科の場合、「論文・演習」のみに必修を課している。これは、英文・歴史学科が複数の専門分野からなっているのに対して、キリスト教学科の場合、単一の専門分野からなり、実質的に必修に近い履修形態であることによる。

3 学科の科目種別の必修・選択の量的配分を次の表に示すが、卒業所要単位 124 に占める必修単位の比率は、英文学科が 47%（58 単位）、キリスト教学科が 15%（18 単位）、歴史学科が 40%（50 単位）である。

必修・選択の量的配分《英文学科》

	科目(単位)	必修科目(単位)	比率(単位)
教養教育科目	25 (54)	2 (8)	8%(14%)
外国語科目	7 (14)	3 (6)	42%(42%)
保健体育科目	2 (4)	0	0
専門教育科目	116(232)	22(44)	19%(19%)
合計	150(304)	27(58)	18%(19%)

必修・選択の量的配分《キリスト教学科》

	科目(単位)	必修科目(単位)	比率(単位)
教養教育科目	26 (56)	2 (8)	7.8%(14%)
外国語科目	12 (24)	3 (6)	25%(14%)
保健体育科目	2 (4)	0	0
専門教育科目	78(156)	1 (4)	1.3%(2.5%)
合計	118(240)	6(18)	5%(7.5%)

必修・選択の量的配分《歴史学科》

	科目(単位)	必修科目(単位)	比率
教養教育科目	31 (66)	2 (8)	6.5%(12%)
外国語科目	12 (24)	3 (6)	25%(14%)
保健体育科目	2 (4)	0	0
専門教育科目	77(215)	12(36)	15.6%(16.7%)
合計	122(299)	17(50)	14%(16.7%)

2. カリキュラムにおける高・大の接続

ア 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

高大接続のための導入教育を、狭義のリメディアル教育、すなわち中等教育段階までの教科学力の補充と捉えれば、文学部3学科では、組織的に実施していない。しかし、高等教育で学ぶ際のインセンティブ開発やスキル開発（初年次教育）、中等教育と高等教育を結ぶ大学専門教育入門（専門基礎・導入教育）と捉えれば、以下の科目等が該当する。

《英文学科》 初年次教育的な科目については、学年配当は2年次ながら「基礎演習」がその役割の一端を担っている。専門基礎・導入科目については、外国語科目第一類の「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」及び専門教育科目第一類（英語コミュニケーション系）の英語運用能力涵養のための科目群、さらには昼間主コースの「英米文学概説Ⅰ」「英米文学概説Ⅱ」「英語学概説Ⅰ」「英語学概説Ⅱ」、夜間主コースの「英語文化論概説Ⅰ」「英語文化論概説Ⅱ」「英語の構造」（1年次配当科目）が、その役割を果たしている。

《キリスト教学科》 初年次教育的な科目は、開設していない。専門・基礎導入科目については、外国語科目第一類の「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」（1年次配当）、専門教育科目第一類の「基礎英書講読Ⅰ」「基礎英書講読Ⅱ」（1年次配当）、「英語神学書講読Ⅰ」「英語神学書講読Ⅱ」

(2年次配当)、「聖書通論Ⅰ」「聖書通論Ⅱ」(1年次配当)及び「キリスト教史AⅠ」「キリスト教史AⅡ」(1年次配当)、「キリスト教史BⅠ」「キリスト教史BⅡ」(2年次配当)が、その役割を果たしている。

《歴史学科》 初年次教育的科目については、学年配当は2年次ながら「基礎演習A」「基礎演習B」がその役割の一端を担っている。専門・基礎導入科目については、教養教育科目第二類の科目群、専門教育科目第一類の「日本史概説」「アジア史概説」「ヨーロッパ・アメリカ史概説」(1年次配当)、「考古学概説」「民俗学概説」(2年次配当)が、その役割を果たしている。

3. カリキュラムと国家試験

ア 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性 (大学基礎データ表9に対応)

本項は、文学部には該当しない。

4. 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

ア 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. インターンシップ、ボランティア

ア インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

文学部では、歴史学科のみが導入している。歴史学科では、教養教育科目第六類に「就職の基礎」と並んで「インターンシップ」(2単位)を置き、3年次の前期に開講している。ねらいは、3年次の夏期に行われる就職部主催のインターンシップに向けてキャリア意識を高めるとともに、やがて始まる就職活動の基本的なノウハウを身につけることにある。

英文学科、キリスト教学科の場合、就職部主催のキャリア・デザインに関わる一連の研修講座を経てのインターンシップへの積極的な参加を勧めているが、教育課程の中にインターンシップを導入していない。

イ ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

キリスト教学科が、専門教育科目第三類に「ボランティア活動」を置いている。同一科目を、英文学科・歴史学科は、社会教育主事に関する資格科目として置いている。教養学部提供科目で、受講生は教養学部・文学部限定となっている。ボランティア活動の意義、歴史、さらには現代社会の中でのボランティア活動が占める現状と課題等の講義(7回)と具体的な活動(8回以上)とからなる。活動先とはあらかじめ提携し、緊密な連携を取っている。複数の担当者によるオムニバス形式の授業で、単位認定は、担当代表者を中心に合議によって行われている。

6. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性
単位計算方法は、大学設置基準第21条に基づき、学則第7章「履修方法及び課程履修

の方法」に詳しく定めている。

具体的には、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成し、1コマ90分を2時間相当とした上で、前期・後期を各15週とし、基本的には半期終了科目を15週（2単位）、通年科目を30週（4単位）で計算している。

科目によっては、全学部必修科目である「英語」等は通年で2単位とする等、教育上必要とする授業時間外の学修時間を考慮した計算方法等も採用している。

7. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）（大学基礎データ表4、表5に対応）

「大学基礎データ」表4に単位互換協定に基づく単位認定の状況が、表5に単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況が示されている。

単位認定は、大学設置基準第28条第2項及び第29条に基づき、学則第24条の3及び第24条の4で定めている。国内外の大学等での学修の単位認定は、60単位を越えない範囲で、本学が開設している授業科目に読み替え、あるいはそのままの科目名で本学の授業科目に振り替えて、単位を認めている。

入学前の既修得単位認定は、上記の単位認定と合わせて60単位を上限に単位の認定を認めている。

また本学では、海外の協定校及び「学都仙台単位互換ネットワーク」協定校との間で単位互換を実施している。海外の協定校への留学において修得した単位の認定については、学生が帰国後に提出する単位認定願に基づき、開講科目と講義内容が近く、授業時数も遜色のない科目については専門科目に読み替え、それ以外の科目については「単位互換の協定を締結している他大学開講科目」として、文学部教授会の議を経て認定している。

3年次編入学生の単位認定については、卒業所要単位124単位の半分にあたる62単位を上限に、英文学科・キリスト教学科の場合は、包括認定46単位、読み替え認定16単位、歴史学科の場合は、包括認定48単位、読み替え認定14単位で運用している。

8. 開設授業科目における専・兼比率等

ア 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（大学基礎データ表3に対応）

平成21(2009)年度についていえば、英文学科の全開設授業科目数217中、専任教員担当のものは152.4であり、その専任担当比率は70.2%である。キリスト教学科の全開設科目数152中、専任教員担当のものは106.2であり、その専任担当比率は69.8%である。歴史学科の全開設科目数194、専任教員担当のものは117.5科目であり、その専任担当比率は60.5%である。教養教育科目、専門教育科目別の専任担当比率については、「大学基礎データ」表3を参照されたい。

イ 兼任教員等の教育課程への関与の状況

兼任教員が担当する科目の教育課程全体に占める位置や期待されている授業内容については、科目担当を依頼する際に、学科長や教務委員が中心となって、当該科目のコース・アウトラインの周知に努めている。

兼任教員が教育課程の編成及び運用に直接関与する仕組みはない。しかし、教育課程の運用については、適宜、兼任教員の意見を聞くこともある。

9. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

社会人学生は、現在、英文学科の夜間主コースで受け入れており、教育課程編成自体が社会人学生を対象としたものとなっている。また、教育指導上の配慮として、夜間主コース主任、グループ主任、演習担当者、教務担当職員が、適宜、面談指導を行える体制を整えている。

外国人留学生、帰国子女については、「東北学院大学文学部履修細則」第14条で、10単位までを外国人留学生及び帰国子女の科目についての単位で代えることができることを定めている。

また、外国人留学生に対する教育指導上の配慮としては、国際交流部が面談指導を行い、定期的に当該学科長が報告を受け、適宜、学科として適切な対応をする体制ができています。

【点検・評価】

- (1) 文学部3学科の教育課程は、全体として見たとき、それぞれの理念・目的等の実現のために、適切な教育課程を編成していると評価できる。しかし、3学科の専門教育課程の体系には大きな相違が見られる。英文学科では、専門分野を専門系と呼び、それぞれ専門系に沿った専門分野ごとに閉じた履修システムを採用している。歴史学科では、理念・目的である歴史的な思考法の獲得を重要視し、専門分野を積極的に横断する開放的な履修システムを採用している。キリスト教学科の場合は、専門分野がキリスト教神学一分野であるために閉じた履修システムになっている。同一の理念・目的を有する学部である以上、履修システムの基本的方針には、もっと学部全体としての統一性が見られて良いと考えられる。
- (2) 英文学科・キリスト教学科の教養教育科目は、基本的に、伝統的な学問編成枠（人文、社会、自然科学）を踏襲するとともに、高い倫理観を持った豊かな人間性の涵養を意図した「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」から構成されている。歴史学科は、これに加えて、専門基礎・導入科目の一部及びキャリア・デザイン科目を置いている。3学科ともに伝統的な学問編成枠で設定されているが、科目数に不足はない。しかし、その枠組みの再編によってより実効性のあがる編成が可能である。
- (3) 英文学科では、専門基礎・導入科目、専門中核科目が、学年進行に沿って順次的に配置され、それぞれの専門分野の学修の実効性があがるように工夫されている。英米文学、英語学、英語文化論の各専門系に開設されている専門科目は、学士課程における専門領域の科目としては高水準で充実している。ただし、英語コミュニケーション系は、専門学修の科目群が、他系に比して貧弱である。しかし、英語コミュニケーション系の学生も、他分野履修が可能であり、実際、他分野科目を積極的に履修している。もちろん、それぞれの専門系が一目で理解されるような対応関係を持っていることがましい。

キリスト教学科の場合、専門基礎・導入科目群、専門中核科目群が、学年進行に沿って有機的に配置され、単一の専門分野であるキリスト教神学の学修効果があがるように

工夫されている。牧師養成という学科設置の趣旨に照らして評価できる。しかし、牧師を目指さない学生の増加傾向を考えれば、より広範な周辺科目の設定等が求められる。

歴史学科が担う学問分野は、日本史、アジア史、ヨーロッパ・アメリカ史、考古学、民俗学である。専門基礎・導入科目、専門中核科目が、テーマ別及び地域別の科目設定、さらには特別講義形式の科目設定等の興味喚起の工夫を伴いながら、学年進行に沿って有機的に配置され、それぞれの専門分野の学修の実効があがるように工夫されている。しかも、いずれかの専門に限定した履修も、専門横断的な履修もともに可能な柔軟性のある履修システムである。しかし、半期2単位科目と通年4単位科目とが混在しているため、9月期卒業制度の実効性等の観点からも、ある程度の統一が望ましい。

- (4) 3学科ともに、1年次開講科目に初年次教育的役割を期待してはいるものの、実際には明示的な初年次教育科目を開設していないため、改善を要する。キャリア・デザイン教育科目については、歴史学科では開設しているが、英文学科・キリスト教学科ではともに開設していない。質的保証への配慮については、英文学科では4年次に「卒業試験」「卒業論文」(選択必修)を開設している。卒業試験は、それぞれの専門分野における学士課程レベルのミニマム・エッセンシャルな知識を問う問題から構成されており、十分に質保証的な機能を果たしていると評価できる。キリスト教学科では、3年次の「総合演習」(選択)を受けて4年次に「論文・演習」(必修)を開設しており、卒業生の質を卒業論文の指導を通して担保する工夫が行われている。歴史学科では、4年次に「論文指導」(選択)を開設している。しかし、「論文指導」が必修でないため、その履修率が漸減傾向にあり、質保証については何らかの手当が必要である。

【改善方策】

- (1) 3学科の専門教育課程の履修システムの不統一改善するため、平成23(2011)年度の改組を契機に、分野専修制度を導入する。分野専修制度とは、教育課程表中、当該分野開設科目群から一定数の単位を取得した者については当該分野専修修了を認めるというものである。具体的には、英文学科専門4分野(英語コミュニケーション、英米文学、英語学、総合英語研究)、キリスト教学科の後継学科である総合人文学科専門3分野(思想・哲学、文化・芸術、宗教・神学)、歴史学科専門5分野(日本史、アジア史、ヨーロッパ・アメリカ史、考古学、民俗学)の都合12分野を予定している。これにより、一定の分野に限定した履修、複数分野にまたがった総合的な履修も可能なシステムが文学部3学科に共通のものとして導入される。
- (2) 教養教育科目については、今後、全学的な見直し作業が始まる予定である。それを一部先取りする形で、平成23(2011)年度設置予定の総合人文学科では、「総合的な視野から物事を判断できるような人材の育成に資するべく、提供科目の有機的な配置・分類に留意する」という到達目標を明示的に念頭に置き、教養教育の枠組みとして、<人格形成・生き方探求の基礎を学ぶ科目群>、<大学での学び・知的活動の基礎を学ぶ科目群>、<専門を広い視野から理解するための科目群>、<知的関心の幅を広げる科目群>の4分野構成の枠組みを採用する。英文学科、歴史学科もまた平成23(2011)年を目処にカリキュラム改正作業を進めており、全学的な教養教育科目の編成の見直し作業と連動する形で、今後、学科カリキュラム委員会、文学部将来構想委員会で詰め作業が進

められる。

- (3) 英文学科のカリキュラム改訂方針については、英語運用能力を涵養する科目群を1つの類として独立させ、社会言語学、言語習得研究、異文化間コミュニケーション関係科目で英語コミュニケーション系を補強することが、英文学科カリキュラム委員会及び英文学科会議で承認されている。総合人文学科の場合、キリスト教学科の専門中核科目群を宗教神学部門として圧縮する一方、キリスト教学科の周辺の科目群を拡充する形で、新たに思想・哲学分野、文化・芸術分野をも併設する。歴史学科の半期2単位科目と通年4単位科目混在の問題については、原則として半期2単位科目設定に統一することを、歴史学科カリキュラム委員会及び歴史学科会議で決定している。
- (4) 平成23(2011)年度に予定されているカリキュラム改訂においては、初年次教育の中核的な科目として3学科ともに「大学生活入門」(2単位)を1年前期に置く予定である。キャリア・デザイン科目としては、既に開設している歴史学科にならって、他2学科も「キャリア・デザイン」を教養教育科目として開設する予定である。質的保証の点で問題のある歴史学科はその改善の方策を、「論文指導」の必修化という形で検討している。

②教育方法等

【到達目標】

教育方法について、教育効果の実効性を不断に検証しながら、教育方法の改善を図る。特に、次の4点を具体的な到達目標とする。

- (1) 『大学要覧(シラバス)』の充実化をより一層図る。
- (2) 単位の実質化を担保する方策を導入する。
- (3) 授業方法の改善に資するべく、FD活動の重要性について教員に自覚を促し、一連の活動への積極的な参加を促す。
- (4) 授業方法・内容の充実のために、学生による授業評価を積極的に活用する。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育上の効果を測定するための方法の有効性

教育効果(理解度や達成度)の測定として採用している方法には、①個々の科目で実施される学期末(学年末)定期試験やレポート、②授業内で行われる小テストやレポート、③卒業論文、④英文学科の卒業試験がある。文学部3学科の教育目標に照らして、単なる知識の集積のみならず、受容した知識をもとにした問題発見・解決能力の涵養につながる展開力の測定が不可欠であるため、学期中のレポート提出を活用する教員も多い。

英文学科の場合は、特に、演習や英語運用能力養成のためのクラス等は少人数編成なので、教育効果の測定は不断に行われ、その結果が直接クラスワークに反映されている。これはキリスト教学科のほぼすべてのクラス、歴史学科の講読・演習クラスにも該当する。

イ 卒業生の進路状況

文学部の就職・大学院進学状況は、「大学基礎データ」表8を参照されたい。それによ

れば、平成18(2006)年度から平成20(2008)年度の3年間の進路状況は、卒業生1,703名中、就職については、民間企業1,058名(62%)、官公庁38名(2.5%)、教員47名(2.8%)、その他の就職48名(2.8%)、進学については、大学院45名(2.6%)、その他の進学18名(1%)となっている。このデータは、就職部の調査によるものである。英文学科の場合、卒業式当日に学科独自の進路調査を行い、その詳細を『英文学科ガイド』に掲載している。

過去3年間について、英文学科の場合、過半が一般企業への就職であるが、講師採用を含む中学校・高等学校英語科教員(40名前後)、客室乗務員を含む航空関連会社への就職(40名前後)が顕著な傾向といえる。キリスト教学科の場合、牧師・伝道師、中学校・高等学校聖書科教員、教派神学校・神学系大学院進学が顕著である。社会福祉事業関係への就職のほか、一般企業への就職も見られる。歴史学科の場合、全体の8~9割が民間企業への就職、残りが公務員、学芸員、中学社会科・高校地歴科教員、大学院進学等である。

2. 成績評価法

ア 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

本学における成績評価は100点満点での評価であり、単位認定の最低点は60点と定められている。成績評価法については、個々の教員の裁量に委ねられている。

成績評価基準については、『大学要覧(シラバス)』の「評価法」の欄に明示することを全教員に義務づけている。すなわち、授業中での小テスト、課題レポート、学期末試験等での評価データの扱いを、あらかじめ履修学生に開示している。

GPA制度は採用していないが、全履修科目の平均点、全修得科目の平均点、専門教育科目の平均点、専門分野別での平均点等を算出し、特待生・優等生等の選抜、専門系選択(英文学科)や演習選択(英文学科・歴史学科)の際の調整や、自大学院進学の際の特別選考(3学科)等、種々の局面で活用している。

また、成績表は学期末にグループ主任から直接学生に手渡され、成績評価に疑問があれば、一定期間内に、教務課(学務係)窓口を通して担当教員に回答を求めることができる。

イ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

文学部では、履修科目登録の上限設定は行っていない。しかし、英文学科では、『学科ガイド』に学年ごとの履修単位数の目安(1年次:42~48単位、2年次~4年次:32単位~40単位)を示し、その目安に沿うように入学期オリエンテーションに、教員、職員、オリエンテーション・リーダーと呼ばれるボランティアの上級生が指導している。キリスト教学科は、古典語を含め十分な準備を必要とする科目が多く、無謀な数の登録を希望する学生はほとんどいない。

単位の実質化を担保する方策として、履修登録上の制限のほかに、修得単位の必修化も挙げられる。英文学科の場合、卒業所要単位124単位中58単位に必修が掛けられており、その比率は47%に上る。歴史学科の場合、卒業所要単位124単位中48単位に必修が掛けられており、その比率は38.7%に上る。

講読・演習形式はもとより講義形式であっても、実態は「原典を読む」ことの多い文学部では、受講生の授業外での予習は必須であり、その意味では、単位の実質化を間接的に担保している。

ウ 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性（大学基礎データ表6に対応）

3年次への進級要件を課し、学士課程前半2年終了時の学生の質を担保するシステムを導入している。英文学科・キリスト教学科の場合、教養教育科目20単位以上、外国語科目4単位以上、専門教育科目第一類必修から20単位以上（英文学科）・専門教育科目第一類及び第二類から20単位以上（キリスト教学科）の計44単位以上の修得を進級要件としている。歴史学科の場合、教養教育科目第一類及び第二類から4単位を含む20単位以上、外国語科目4単位以上、専門教育科目中、必修科目の4単位（「日本史概説」もしくは「外国史概説」と「地理学概説」）を含む16単位以上、上記以外に、専門教育科目・教養教育科目・外国語科目・保健体育科目から12単位以上の計52単位以上の修得を進級要件としている。

これに加えて、英文学科・歴史学科の場合、1年次の成績が2年次の専門系選択（英文学科）や基礎演習選択（歴史学科）の際に考慮されるゆえに、学生は1年次から単位の修得のみならず、その成績についても意識せざるを得ない（歴史学科では、さらに2年次の成績が3年次の総合演習の選択に考慮される）。なお、キリスト教学科の場合、徹底した少人数教育のために、各学年を通しての質保証は結果的に担保されている。

卒業時の質保証について、英文学科は「卒業試験」「卒業論文」（選択必修）、キリスト教学科は「論文・演習」（必修）、歴史学科は「論文指導」（選択）の学修を通して、ある程度、担保されている。

3. 履修指導

ア 学生に対する履修指導の適切性

履修指導に遺漏がないように、『大学要覧（シラバス）』の他に、学科別『履修科目登録要項』を作成している。これらを用いて、新入生に対しては、入学時オリエンテーションにおいて、グループ主任、各学科の教務委員の教員、教務関係職員、オリエンテーション・リーダーによって、カリキュラムの仕組みから具体的な時間割作成に至るまで、懇切丁寧な指導を行っている。また、各学年への進級時ガイダンスを各学科の担当教員が行っている。英文学科の場合、2年次の専門系選択、3・4年次の「演習」選択、4年次「卒業試験」と「卒業論文」選択の説明を兼ねて、複数の担当教員が全学生に対して履修指導を行っている。キリスト教学科の場合、年度初めに全学年を対象とした科目履修オリエンテーションを行うとともに、年2回開催される学科修養会において必ず履修上の問題に言及している。歴史学科の場合、2年次の「基礎演習」選択、3年次の「総合演習」選択、4年次の「論文指導」選択の説明を兼ねて、複数の担当教員が全学生に対して履修指導を行っている。また、履修方法を含むさまざまな問題について、グループ主任や教務関係職員が個別相談に応じている。

イ 留年者に対する教育上の措置の適切性

3年次進級要件を満たさず2年次据え置き（「原級止め者」という）及び卒業要件を満たさず4年次据え置き（「留年者」という）に対しては、前項「ア」の全学生への履修指導の一環で、履修上の助言を行っている。

原級止め者に対しては、年度初めの履修登録に際して、必ず教務関係の窓口で指導を受けるように指導している。英文学科の場合、いわゆる原級止めが学生の資質と専門系選択の不一致から生じている場合もあると考え、原級止め者に対して専門系の変更を認めている。キリスト教学科の場合、毎月定期的で開催される学科会議において、原級止めのおそれのある学生について各教員に報告を求め、特に予防の意識の共有に努めている。

留年者については、4年次後期の定期試験をもって卒業要件を満たさなかった者に対しては一定の条件のもとに再試験の受験を認め、留年者を出さないように配慮している。留年者がもう1年在学しなければ卒業できないという事態を回避するために、前期修了科目で卒業要件を満たした場合、希望すれば9月末に卒業できる制度を導入している。また、教育課程の改定によって、原級止め者・留年者が卒業までの単位修得に著しい不利益を被らないように、卒業までの教育課程を保証している。

ウ 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

科目等履修生・聴講生を希望する者に対する面接を4月に各学科長が行うことによって、動機と意欲を確認するとともに、当該科目の内容が希望者の意図に合っているものかを判断し、そうでない場合には助言を行っている。その後は、学務部教務課などを窓口として、職員と教員による教育指導サポートが行われている。

4. 教育改善への組織的な取り組み

ア 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

平成20(2008)年度までは、学部長、学科長、FD推進委員会委員が、全学のFD研修会・講演会への参加を文学部教員に奨励してきた。その結果、年2回開催されるFD研修会、FD講演会への参加者数が、この2年間で著しく増加し、文学部教員の半数以上が参加した。

平成21(2009)年度からは、文学部点検評価委員会の作業部会として、文学部FD推進作業部会を設置し、文学部独自のFD研修会を開催し、ほぼすべての教員が参加した。

イ シラバスの作成と活用状況

『大学要覧（シラバス）』の項目として、テーマ、講義内容、授業計画、成績評価方法・基準、関連して受講することが望ましい科目、履修上の注意、テキスト、参考文献が立てられており、開講される全科目について掲載されている。シラバスは、授業開始時の担当教員による授業計画の説明で使用することが慣例化している。

ウ 学生による授業評価の活用状況

専任教員及び非常勤講師の別なく、原則として、各学期の授業の最終週ないしその前週に、『「学生による授業評価」文学部実施要項』に従って実施している。その目的は、担当教員の授業改善にある。質問項目は、(1)受講生自身についての自己評価（出席回数及び受講態度の自己評価）及び(2)授業評価とからなる。さらに、授業評価については、①授業計画について（シラバス）の評価、②授業内容について（目的の明示化、理解度、関心喚起度）の評価、③教員について（発話の明瞭度、熱意度、準備の充実度、資料提示の充実度）

の評価、④教育環境について（教室内の静寂度、教室の大きさ、受講生数の適切度）の評価及び⑤総合評価とからなる。すべて、5段階評価である。さらに、自由記述欄を設けて自由に受講生の所見を記述させている。

学内の計算処理センターでデータ処理した後、その結果及び回答用紙を担当教員に返却している。教員は個人の責任で、その結果を、自ら授業改善に資するよう活用している。

エ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

卒業後一定期間を経た同窓生から評価を得る全学の制度的な仕組みは、現在導入していない。なお、平成21(2009)年度から全学的な取り組みとして、4年生を対象とした「卒業時意識調査」を実施している。

オ 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

「学生による授業評価」の実施及び「教育研究業績」の報告を全教員に義務化している。「学生による授業評価」を受け、教員個人が改善に資する努力を行っている。また、『東北学院大学教育・研究業績』に教育改善に関する工夫・努力を記述する欄を設けているので、教員間での教育改善の工夫・努力が共有されるような仕組みも担保されている。

5. 授業形態と授業方法の関係

ア 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

教育課程は、専門教育科目についていえば、講義科目、演習科目、実習科目で構成される。講義科目の受講生数は、英文学科の場合は科目によって異なるが30名～250名程度、歴史学科の場合は100名前後である。演習科目の受講生数は、英文学科の場合は25名前後、歴史学科の場合、導入的な内容の基礎演習は20名前後、総合演習は10名前後になるよう調整している。実習科目は、実習の内容にもよるが、10～20名程度の受講者になるよう調整している。英文学科の場合、英語運用能力養成科目は20名前後に調整しているほか、LL教室を使用する場合はその収容数に収まるよう調整している。また、両学科ともに、講義科目でのパワーポイントの使用やTAとして大学院生を活用している。

キリスト教学科の場合、講義・演習科目ともに、10名未満の少人数で行われており、教員と受講生間の質疑応答が十分可能であり、双方向型の授業として運営されている。

教養教育科目についていえば、科目によって異なるが50名～200名前後の講義形式で行われている。外国語科目について、英語は30名～50名、会話を内容とする第二外国語は20名前後で行われている。

イ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

文学部3学科では、科目の内容に応じて、担当教員が必要に応じて導入している。特に、英文学科の英語コミュニケーション系の科目や英米文学系の演劇関連科目等でマルチ・メディアを活用した授業が行われている。

学科を問わず、プレゼンテーションソフトのパワーポイントを活用し、分かりやすい教育方法を実践する例が多くなっている。

ウ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

現在、正課の授業での遠隔授業は実施していない。しかし、平成20(2008)年度の文部科学省「戦略的大学連携支援事業」の選定を受け、その事業の1つとして、各大学で開講されている授業をビデオに収録し、オンデマンド方式で配信する「遠隔授業システム」を、平成21(2009)年度後期に試験運用を行い、平成22(2010)年度から本格的に運用する。

6. 3年卒業の特例

ア 4年未満で卒業もしくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

文学部では導入していない。

【点検・評価】

まず、教育効果の測定については、3学科ともに合理的な仕組みのもとに行われていると判断できる。成績評価の基準の適切性・客観性については、基準のシラバスでの明示化を義務づけていることから、一定の評価を下すことができる。しかし、厳格な成績評価の仕組みについては問題が残る。各年次・卒業時の学生の質保証については、3学科ともに、制度的に、学生の質の検証が行われていると判断できる。履修指導については、学科単位での説明会、グループ主任制度の活用、学務部教務課職員の窓口指導等、現在の連携方式には一定の評価を下すことができる。

次に、上掲の具体的な到達目標について点検・評価を行う。

(1)の『大学要覧(シラバス)』の充実化については、「授業内容」欄の教員間の精粗の改善のほかに、項目の見直しを図る必要がある。すなわち、それぞれの授業科目における到達目標の具体的な設定、評価方法の合理性の明示化等の改善が必要である。

(2)の単位の実質化については、現在行っている、目安の提示・指導、必修単位での縛り等でも、ある程度その効果は期待できる。しかし、限度を超える履修は可能性としてあるため、明確な学年ごとの履修単位の上限化を制度化する必要がある。

(3)のFD活動については、従来の全学のFD推進活動の参加に加えて、文学部単体でのFD活動が緒に就いたばかりであるのでこれを定着させる必要がある。しかし、第1回文学部FD研修会から判断する限り、授業に熱心に取り組んでいる教員が多いだけに、十分な効果を挙げ得るものと判断する。

(4)の学生による授業評価の充実については、学生への結果の公表が行われておらず改善を要する。

【改善方策】

4つの到達目標の点検・評価をふまえ、次のような改善方策をとる。

(1)については、全学組織である拡大教務委員会で全学統一の書式が新たに提案・議決され、平成21(2009)年8月4日開催の文学部教授会でも報告・承認された。平成22(2010)年度から新書式での『授業内容(シラバス)』が学生に配布されることになる。今後は、文学部3学科の全科目の(非常勤講師を含む)担当者が新書式を遵守するよう、文学部3学科の『授業内容(シラバス)』編集委員会が強い指導力を発揮していくことを決定している。

(2)については、英文学科・歴史学科ともに平成 23(2011)年度改訂予定の新カリキュラムにおいて、各学年の履修単位数の上限設定を決定している。また、キリスト教学科の後継学科である「総合人文学科」では各学年の上限履修単位数を 48 単位以下にすることを決定している。

(3)については、今回緒についた文学部単体の FD 推進活動を継続的に行うことを決定している。

(4)については、学生への結果公表をも含む新たな「文学部実施要項」の策定が文学部点検評価委員会で決定されている。卒業生に対する在学時の教育内容・方法の評価等も含む『卒業時意識調査』を平成 21(2009)年度卒業生から導入する。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

国内外の大学との教育研究の緊密な交流を促進し、もって、文学部の教育研究の充実化に資する。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

全学的な国際交流の方針をもとに、文学部では各学科の特性に合わせた国際交流を積極的に進めている。文学部 3 学科は、国際的な共同研究及び交流を必須とする研究領域を多く持つため、当初より国際交流が活発に行われている。特に英文学科は欧米、キリスト教学科は韓国、歴史学科は中国・韓国の研究者と強い交流を持つ。

文学部の国際交流を活性化させるため、全学的な組織である国際交流部に文学部から副部長を選出するとともに、全学的な国際交流委員会に文学部選出委員を出し、全学的な学術交流プログラム、外国への留学生派遣プログラム、外国からの留学生受け入れプログラムの維持・運営に積極的に貢献している。全学的なプログラムによる交流活動のほかに、キリスト教学科、歴史学科では、韓国、中国の特定の大学との独自の国際交流も併せて行っている。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性 (大学基礎データ表 11 に対応)

日本人学生は、国際交流部が提供する留学支援プログラムを活用した留学に参加でき、長期休みを利用した短期留学から、長期にわたって行われる交換留学等が導入されている。また、それらの海外留学を学生に伝達するためにパンフレットや英語版の大学案内等を作成し、ホームページに掲載している。

外国人学生は、長・短期の日本語研究講座等のさまざまなプログラムによって支援を受けている。外国人学生のサポートは、国際交流部を中心にきめ細かな指導が行われている。

教員は、国外で行われる学会等への「出張旅費支給」「在外研究員制度」「研修休暇制度」の全学的な制度が整備されており、恒常的な発表や交流、教員の派遣・受け入れが行われている。

ウ 国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

文学部所属学生の長期留学については、平成 15(2003)年から平成 20(2008)年までの過去6年間に、アーサイナス大学(米国)に6名、フランクリン&マーシャル大学(米国)に5名、ダラム大学(英国)に4名、アルスター大学(英国)、南開大学(中国)、平澤大学校(韓国)に各1名の交換留学生を派遣している。

短期間の留学制度では、アーサイナス大学、フランクリン&マーシャル大学において、「アメリカ研究講座」が開設されており、毎年多くの英文学科の学生が参加している。また、平澤大学校、ビクトリア大学(カナダ)における夏季留学プログラム、ニューサウスウェールズ大学(オーストラリア)等での春季留学プログラムも利用可能である。

上記の協定校からの留学生受け入れに関しては、平成 15(2003)年から平成 20(2008)年までの過去6年間で文学部が受け入れた交換留学生はいない。短期の受け入れである日本研究夏季講座、日本研究秋期講座の2つの科目の講師を英文学科教員が務めている。

教員の国際的な共同研究も盛んであり、英文学科の複数の教員は国際学会で研究成果の発表を積極的に行い、海外の研究者との情報・意見交換を活発に行ってきた。キリスト教学科は、韓国の延世大学神学部と交流を持ち、平成 15(2003)年6月に学科主催の「キリスト教学科フォーラム」の講師として神学部の除正敏教授を招いた。その際、今後も交流を継続することが確認され、現在まで、紀要への相互投稿という形で交流が続いている。歴史学科では韓国の忠南大学校百済研究所や中国社会科学院考古研究所等との学術交流を行っており、年1~2回、国際学術シンポジウム等を開催している。また、毎年中国等の主としてアジア圏の研究者を招聘し、学科教員と教育研究を共にする。学生から見れば、国際的な研究に触れることができ、教員側では、研究上の相互理解を助け、刺激を受けることができる環境を整えている。

国内の研究者との共同研究に関しては、主に科学研究費による共同研究を通して行われている。学会の運営に携わることによって国内での研究交流を推進している文学部教員も多い。

【点検・評価】

従来、留学プログラムに関しては英文学科の学生が特に積極的に参加してきた。今後もこの傾向を変えることなく学生を支援していく必要がある。

教員の国際的な共同研究は3学科ともに着実に実施されてきており、これまでに多くの成果を上げてきている。国際交流を必要とする研究分野を持つ教員が文学部には多いため、今後も変わることなく、国際的な共同研究が行われていくものと思われる。今後、国内外の教育研究交流をさらに多方面で推進していくことが求められる。

【改善方策】

文学部における国内外の教育研究交流を活性化するためには、国際交流部・国際交流委員会において、現行国際交流プログラムの更なる展開、協定校の拡大、多様なプログラムの開発等を推進し、全学的なプログラムをより実のあるものにしていくことが求められる。文学部としては、学部選出の国際交流部副部長及び国際交流委員会委員を通してその実現を図っていくことが確認されている。

④通信制大学等

ア 通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそ
ののための条件整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

文学部は学生の受け入れについて、公平・公正を担保しながら入学者選抜方法の多様化を図るとともに、在籍学生に充実した教育を行える環境を整える。特に、次の3点を具体的な到達目標とする。

- (1) 学部及び学科の理念・目的・教育目標と整合性を持つ入学者選抜方法の不断の検討
- (2) 収容定員と在籍学生数との比率の適正化
- (3) 受験者の増加に資する入学試験関連の広報の充実

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、
その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（大学基礎データ表13、表15に対応）

文学部の学生募集は、全学的な入試説明会や全学オープンキャンパス、ホームページ等に加え、6月の学部オープンキャンパス、高等学校からの依頼による出張講義、積極的な高校訪問や各学科の学科ガイドの配布等を利用して行われている。

文学部では以下の7種の入学者選抜方法を採用している。①一般入学試験、②大学入試センター試験利用入学試験、③A0入学試験、④推薦入学試験（学業推薦・キリスト者等推薦・スポーツ推薦・TG推薦の4つを含む）、⑤外国人留学生特別入学試験、⑥夜間主コース社会人特別入学試験、⑦編入学試験である。なお、各種入試における定員や日程別の詳細については、『受験ガイド』を参照されたい。

文学部が各種の入学者選抜方法を採用するのは、より多様な学生の存在が教育効果に資する可能性があるという考えに基づく。一般入学試験においては、高校での学習の成果として、学力の優秀なものを選抜する。大学入試センター試験利用入試は、遠隔地に居住する等、それ以外の入試形態による受験を躊躇していた受験生に受験機会を提供することで、学力の優秀なものを選抜する。A0入試では、受験生が学科の勉学に対して適性・能力・意欲を有するか否かを、本人のアピールを通じて評価する。学業推薦及びTG推薦においては、一定基準以上の学業成績の達成を前提とした上で、高校生活全般に対する受験生の取り組み積極性を高校からの推薦をもとに評価する。キリスト者推薦公募入試及びスポーツ推薦公募推薦入試においては、一定基準以上の学業成績の達成を前提とした上で、特定の分野における特に優れた活動実績を評価する。外国人留学生特別入試においては、日本の大学で学ぶ意欲のある外国人を積極的に受け入れる。英文学科夜間主コース社会人特別入試は、

社会人が求める多様なニーズに応えるとともに、社会人学生が一般の入学生に対して良い刺激となることも期待している。編入学試験については、社会人特別入試と同様の効果を期待するとともに、短期大学や専門学校を経由して4年制大学に入学するという「進路の複線化」に対応するものである。

2. 入学者受け入れ方針等

ア 入学者受け入れ方針と学部等の理念・目的・教育目標との関係

文学部3学科の「入学者受け入れ方針」は、各学科の教育課程を履修するに十分な学力を持つとともに、各学科の理念・目的・教育目標を理解し、これに十分な関心と意欲を持つ学生を多様な入学者選抜方法を通じて受け入れることにある。

文学部3学科の入学者受け入れ方針と理念・目的・教育目標との関係は、『受験ガイド』にも掲載されている「A0入試における重要評価点」に最も端的な形で反映している。各学科に特徴的な項目を挙げるならば、英文学科は「英語を含む外国語学習に強い意欲を持ち実践していること」「知的好奇心が旺盛であること」「論理的な思考力を有し、自分のことばで自分の考えを明確に説明できること」、キリスト教学科は「キリスト教に対して深い関心と敬意をもっていること」「主体的かつ責任的人間であること」、歴史学科は「歴史学科で何を学びたいのか、目的がはっきりしていること」「好奇心が旺盛で、自ら率先して学び調べようとする積極性があること」「幅広い知識を吸収できる柔軟な思考・十分な基礎学力を有していること」等である。

イ 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

一般入学試験は前期日程と後期日程でそれぞれの特徴を出している。バランスのとれた学力を持つ受験生の受け入れを目標とする前期日程では、文学部全学科において試験科目は共通であり、「英語」を必須とし、「国語」「政治・経済」「日本史」「世界史」「地理」「数学」から2科目選択という3科目入試である。後期日程では、英文学科は学科独自の記述式の「英語」及び「小論文」を必須とする2科目入試を採用している。キリスト教学科・歴史学科は、「英語」「小論文」「国語」「政治・経済」「日本史」「世界史」「地理」「数学」の8科目中2科目選択であるが、入学後に履修するカリキュラムを念頭に、「日本史」「世界史」「地理」から2科目選択も可としている。後期日程については、平成22(2010)年度入試から英文学科に試験科目の変更が予定されている。「英語」に全学と共通の試験問題を採用し、「小論文」の必須を外すことで、受験生の選択の幅を広げるとともに、キリスト教学科と歴史学科との共通部分を増やすことが目的である。

大学入試センター試験利用入試は、指定した教科・科目の大学入試センター試験の結果及び出願書類により判断される。英文学科で指定する教科・科目は、「国語」「地理歴史」「公民」「数学」「理科」の5教科から2科目選択(各100点)、「外国語」(『英語(リスニングを含む)』)が必須(250点)である。キリスト教学科で指定する教科・科目は、「国語」「地理歴史」「公民」「数学」「外国語」(『英語(リスニングを含まず)』『ドイツ語』)から1科目の5教科から2科目選択(各200点)である。歴史学科で指定する教科・科目は、「国語」「地理歴史」「公民」「数学」の4教科から2科目選択(各200点)、「外国語」(『英語(リスニングを含まず)』)が必須(200点)である。各学科とも入学後に履修するカリ

キュラムを念頭に、指定する科目や配点に戦略的な配慮を行っている。

学科の理念・目的に適った学生を選抜するシステムである A0 入試や推薦入試は、学科が提供する諸科目を学ぶ動機付けを持った学生を選抜する際に有効であるが、古典語や近代語の外国語を学ぶ科目が多いキリスト教学科においては、これらを学ぶための基礎学力を担保することは容易ではない。

3. 入学者選抜の仕組み

ア 入学者選抜試験実施体制の適切性

本学の入試は、すべて大学全体の責任で実施される。入試実施に関わる全学的組織としては、入試管理委員会、入試実施委員会、入試判定委員会の3つがある。

入試管理委員会は、入学試験の実施及び管理に関する基本方針その他重要事項について審議し、全学教授会への原案を作成するための組織であり、全学教授会からの委任があるときは、全学教授会にかわって審議・決定できる。学長が委員長を務め、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長、A0 委員会委員長、学科長及び夜間主コース主任からなる。また、A0 入試を行うための組織である A0 委員会は、この入試管理委員会のもとに設置されている。

入試実施委員会は、全学教授会または入試管理委員会の決定に基づいて、入学試験を円滑に実施するための組織である。構成員は、学長、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長で、学長が委員長となる。入試実施時には、学内に待機し、不測の事態に備える。

入試判定委員会は、入学者選抜において合否判定を行う組織であるが、規定によって、全学教授会がこの委員会となる。

一方、文学部では、A0 入学試験、推薦入学試験、外国人留学生特別入学試験、夜間主コース社会人特別入学試験、編入学試験において、各学科の教員が面接と小論文の採点にあたりるとともに、すべての入試形態の合否判定において、学科会議や学部教授会を通じて各学科の意向を反映させることが可能な責任ある体制が確保されている。

イ 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜基準の透明性について、4つの観点からみておく。

第一に、全体評価を構成する「評価項目」がある。この点については、本学が採用しているすべての入学試験について、受験生に配布している『受験ガイド』の「選抜方法」で明示している。

第二に、全体評価の中での評価項目ごとの「比重（配点）」がある。これについては、「一般入試」と「センター試験利用入試」では『受験ガイド』に明示しているが、推薦入試、特別入試については明示していない。ただし、入試説明会等で、受験生や教員等関係者から開示請求があった場合は開示している。

第三に、各評価項目で評価する際の「基準」がある。これについては、原則として公表していない。ただし、一般入試については、入試問題について「解答例」を公表しており、そのことで採点基準がわかるようにしている。また、A0 入試においては、最も重視している面接の評価基準について、学科ごとの「A0 入試における重要評価点」として公表してい

る。

第四に、合格に必要な「水準」がある。「一般入試」と「センター試験利用入試」では、『受験ガイド』に前年度の合格最低点を公表している。その他の入試に関しては、水準を直接的に示しているデータではないが、前年度の受験者数・合格者数・実質倍率を公開することで、水準が推測できるようにしている。

ウ 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

入学者選抜の公平性・妥当性を確保するためのシステムとして、次の3点をあげておく。

第一に、本学では、合否判定を慎重に審議するシステムを持っている。本学では、入学者選抜の権限は、それぞれの学部に関しては学部教授会、全体的・最終的には全学教授会にある。しかし、本学では、学部教授会、全学教授会での審議に先立って、入試実施委員会、入試管理委員会、部長会という3つの全学的審議機関で審議する。また、入試実施委員会への合否判定の原案は、学部長が提出するが、文学部では学科長会議で予め検討してから提出している。

第二に、こうした審議は、個人名を伏せて受験番号と得点だけが記された判定資料に基づいて行われている。

第三に、一般入試においては、受験科目による不公平が生じないように、得点をすべて偏差点化して合否判定を行っている。

次に、入学者選抜結果の公平性・妥当性を確保するシステムとしては、次の3点をあげておく。

第一に、入試問題の作成にあたって、測りたい学力・能力を正しく測れるような問題となるよう、入試センターがチェックしている。

第二に、受験者には入試問題の持ち帰りを認め、希望する高等学校等には著作権の扱いに配慮しながら入試問題の配付を行い、毎年「解答例」を付した過去問題集を作成して、問題や採点の誤りが発見されやすい環境を作っている。もし、問題の誤りや採点の誤りが発見された場合は、早急に対応している。

第三に、入学者選抜の方法と入学後の成績との相関については、教育研究所が中心となって調査しており、選抜が有効に機能しているかどうかを検証する基本データを提供している。

4. 入学者選抜方法の検証

ア 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

各年の入試問題の検証作業は、入試センターを中心に行われており、大きく次の3つの仕組みが導入されている。

第一に、問題原稿の入校・校正の作業過程において、入試センター所員が、出題の適切性（高校の学習範囲かどうか等）をチェックする。不適切な場合は、出題主任に修正を要請する。

第二に、試験終了後に、試験問題を公開するとともに、オープンキャンパスや進学相談会等で「解答例」を付した問題集を配布し、問題に対する外部的チェックが働きやすくしている。

第三に、試験科目ごとの平均点、標準偏差を当該年度の出題主任に提供する。また、このデータは、次年度の出題主任にも提供される。

なお、英文学科は、「英語」の入試問題作成を担当しており、入試出題委員が前年度の入試問題を検証しつつ、当該年度の問題作成にあたっている。また、英文学科の教員が出題委員に対して既出の入試問題について意見を述べる事が自由に行われている。

歴史学科は、「日本史」「世界史」の入試問題作成を担当しており、入試出題委員が前年度の入試問題及び平均点等の検証を行った上で、当該年度の問題作成にあたっている。

イ 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者等から意見聴取を行う仕組みの導入状況

こうした仕組みとして、次の2つをあげることができる。実際、これらの仕組みによって得られた意見は、本学の入試方法の変更の大きな要因となっている。

第一に、本学は、毎年6月東北6県で、高校の進路指導教員を対象に「進学指導者懇談会」を開催している。これは、本学の入試方法についての説明の場であると同時に、本学の入試方法の適切性についての意見を聞く重要な場となっている。

第二に、入試説明会や高校訪問を通じての意見聴取がある。ここでも、教員は、本学の入試方法について説明すると同時に、入試方法の適切性について意見を聞いており、その意見は、主に入試センター所員を通じて集約される。

5. A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）

ア A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

文学部では各学科がA0入試を実施している。受験生が各学科の勉学に対して適性・能力・意欲を有するか否かを本人のアピールを通じて評価するA0入試では、第一次選抜において書類審査によって慎重な検討が行われるとともに、十分な時間を確保した面接によって受験生の学科に対する適性を判断した後、第二次選抜において小論文と短時間の面接が行われている。

A0入試において留意すべきは、受験生の学力保証と面接の恣意性を排除することであるが、前者については、『受験ガイド』の「重要評価点」に、「十分な学力の裏付けがあること」（英文学科）、「英語を含めて基礎的学力を有していること」（キリスト教学科）、「歴史に関する基礎知識を有していること」（歴史学科）といった項目を掲載することで担保している。また、後者については、面接を常に2名の担当者によって行うことで、また、第一次選抜と第二次選抜において面接担当者を変えることで、主観的に傾きがちな面接にある程度の客観性を持たせることが可能となっている。

6. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

7. 入学者選抜における高・大の連携

ア 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

推薦入試には、「学業推薦（指定校制）」「キリスト者等推薦（公募制）」「資格取得によ

る推薦（指定校制）」「スポーツに優れた者の推薦（公募制）」「TG 推薦入試」（併設高校2校からの推薦）の5種類がある。

これらの推薦入試による入学において高校との適切な関係を保つために、本学は次のような配慮をしている。

- (1) すべての推薦入試において、出願要件として高校の調査書における評定平均値に関する条件を付している。
- (2) すべての推薦入試で、高校長あてに推薦者の合否を連絡している。
- (3) 指定校制の推薦入試では、指定校を選ぶ基準・方法について明確化している。
- (4) 指定校制の推薦入試で不合格者が出た場合、その理由を詳細に高校に説明している。
- (5) TG 推薦入試では、志願者を対象に各学部・学科を紹介するガイダンスを実施している。
- (6) TG 推薦入試では、「小論文」の成績を高校長に通知している。

イ 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

(1) 大学全体

東北地方を中心に、さらには北海道や北関東等の受験生が見込まれる各高校に『大学案内』や『受験ガイド』を配付することにより、正確な情報伝達を実現させている。また、高校生に対して直接実施する進路相談・指導は、オープンキャンパスや進学相談会、高校から招かれての入試説明会で行っている。さらに、本学のホームページで入試に関する詳細な情報を掲載し、平成21(2009)年度には「受験生応援サイト Step!TG」を開設し、受験生はより簡単に自分のほしい情報へアクセスできるようになった。

受験生への情報伝達に関しては、①情報伝達が公平であること。すなわち、比較的簡単に、すべての受験者が受験情報に接することができること。②情報伝達がタイムリーであること。すなわち、入試情報の伝達が遅れることにより、受験生に迷惑を掛けないこと。③情報伝達が正確であること。すなわち、進路指導教員あるいは受験生にあいまいな情報、あるいは誤解が生じるような情報の伝達を行わないこと。受験生に説明することが容易でない事項（例えば、キリスト者等推薦入学試験におけるキリスト者の資格条件等）については、入試課に直接確認することを志願者に伝えること、の各点に注意を払っている。

(2) 文学部

8月の全学オープンキャンパスに加え、6月に文学部オープンキャンパスを開催し、高校生に対する進路相談や指導を積極的に行っている。オープンキャンパスの際には模擬授業・模擬ゼミナールなどで、高校生が大学の授業を体験できる機会を設けている。文学部オープンキャンパスにおいては、英文学科と歴史学科が同一会場で模擬授業を行うことで、志望が確定していない高校生が文学部の多様な領域を経験することを可能にしている。また、秋田・青森・八戸において出張オープンキャンパスを開催することで遠隔地の高校生に対する進路相談・指導にも積極的に取り組むとともに、高等学校からの出張講義（出前授業）の依頼にも積極的に応え、学科紹介の機会としても利用している。

キリスト教学科は、日本基督教団の東北教区、奥羽教区、北海教区の各教区総会において本学科の教育について紹介・報告し、日本基督教団出版局が毎月発行している『信

徒の友』、北海教区の『教区通信』に募集要項を掲載するとともに、東北・奥羽の諸教会に『学科通信』と『学科案内』『学科ガイド』を送付することで、学科の入試広報に努めている。

文学部3学科とも、大学のホームページ上に電子メールアドレスを記載し、これによって高校生を含む学外者からの各種の相談に対応している。

8. 社会人の受け入れ

ア 夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

英文学科では、「夜間主コース社会人特別入試」を設け、これに7人の定員を割り当てており、平成17(2005)年度には5名、平成19(2007)年度には4名、平成21(2009)年度には3名の入学者があった。平成18(2006)年度、平成20(2008)年度には、この入試形態による入学者はいなかったが、それでも、英文学科に社会人学生が存在しないわけではない。一般入試を経て入学する者、編入学試験を通じて入学する者もあり、実際にはかなりの数の社会人学生が夜間主コースを中心に在籍している。経済学科及び経営学科が平成21(2009)年度から夜間主コースの学生受け入れを停止するが、英文学科は当面の間は夜間主コースを存続させ、社会人の受け入れに積極的に取り組む姿勢を示している。

9. 科目等履修生・聴講生等

ア 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

(1) 大学全体について

①科目等履修生

学外者（本学卒業生を含む）に広く学習の機会を提供するため、また、資格取得に必要な単位を修得しようとする者に機会を提供するため、特定科目の単位修得を目的とする「科目等履修生」を受け入れている。

学則第46条に基づいて定められている「東北学院大学科目等履修生に関する規程」第2条第1項及び第2項が、科目等履修生の出願資格を規定している。第1項は、一般的な科目等履修生の入学要件を、学則第9条の定める条件と同じであるとしている。すなわち、広く学習の機会を提供する対象は、大学入学資格を有する人々に限定されている。

また、資格取得を目的とする場合、上記の科目等履修生に関する規程第2条第2項により、「学士の学位を有する者で、2年以内に所定の必要単位を取得することができる」と認められる者、あるいは「大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者で、2年以内に所定の必要単位を修得できると認められる者」という条件が付加される。学士の資格又は短大卒以上と同等の資格が必要とされるのである。さらに、教育実習に関する科目の場合には、本学卒業生のみが、科目等履修生に出願できることとなっている。これらの限定は、単位修得の目的から派生する必然的なものであり、広く学習機会を提供するという本学の趣旨及び大学設置基準等の法令に矛盾するものではない。

これらの要件は、それ自体明確であるが、募集要項では、さらに分かりやすく明確に、「高校卒業または同等以上の方」と表記し、資格取得目的の場合については、事務担当者への問い合わせを促すようにしている。

なお、資格関係科目の場合、在学生の受講者がおらず、科目等履修生だけの場合であ

っても当該授業を実施している。本来は、在学生の受講者が存在しなければ、その科目は実施せず、したがって、科目等履修生も受け入れないのが通例であるが、資格取得目的の場合、その趣旨からして、本来の受講者がいない場合に実施しなければ、志願者を著しく不利な立場に陥らせる可能性が高いからである。

科目等履修生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、書類審査と面接を行った上で、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を認めている。

②聴講生

「聴講生」は、広く学習機会を社会人等に提供するために、単位修得を目的としない者として受け入れている。聴講生の場合にも、出願の条件は科目等履修生と同様に、大学入学資格を有することとしている。また、聴講生の場合、科目等履修生と若干異なっており、聴講可能な科目を学部ごとに決めることになっているが、多くの場合には演習を含めてほとんどの科目が聴講可能である。

聴講生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を求めている。

(2) 文学部について

英文学科では、教養を高める、資格取得のために必要な科目の単位を修得する、さまざまな教育機関で修得した単位を集めて学位授与機構から学士号を得る、等の目的から、英文学科の科目を履修したいという要望には、科目等履修生として学修の機会を広く与えている。また、単位の修得は目的としないが、教員の指導を受けながら、特定のテーマの研究を希望する者に対しては、特に支障がない限り、指導教員の了承を得て聴講生としての学習を認めている。キリスト教学科では、キリスト教学科の教育目的を理解するすべての人に、科目等履修生及び聴講生となる機会が開かれている。歴史学科では、教職・学芸員の資格取得の目的で科目等履修生に応募する数が比較的多い。聴講生については、該当科目を聴講する目的が明確である場合に聴講を許可している。

10. 外国人留学生の受け入れ

ア 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

(1) 私費外国人留学生

私費外国人留学生は、「日本留学試験」の「日本語」を受験した者に限っている。そのほか、本学の外国人留学生特別入学試験において、日本語による小論文試験並びに面接を行い合否の判定をしている。平成 21(2009)年現在、私費外国人留学生は 34 名である。

(2) 交換留学生（特別聴講学生）

交換留学生は海外の協定校からの留学生を示し、4月から受け入れている韓国からの留学生は、留学生向けの講座に参加するのではなく、一般の日本人学生と同様のカリキュラムを受講している。これらの学生には、日本語能力試験 1 級～2 級程度の能力を有していることを受け入れの条件としている。また、交換留学生は「日本研究夏季講座」（5月～6月）、「日本研究秋期講座」（9月～12月）、「集中日本語講座」（9月～翌年8

月)の各講座に参加している学生をいう。日本研究夏季講座に参加する留学生は、日本語学習歴と面接の結果によって、各自の日本語能力に適したレベルのクラスに入る。レベルは初級・中級・上級に分けられている。「日本研究秋期講座」や「集中日本語講座」に参加している留学生には、複数年の日本語学習歴があることを求めており、これらの学生には日本語のみならず日本文化や日本経済を中心とした講義を英語で提供している。

平成21(2009)年現在の大学全体の交換留学生は、6名(韓国から5名、ドイツから1名)である。また、日本研究秋期講座に参加した留学生は5名(アメリカから1名、ドイツから4名)で、参加の学生は所定の試験を受験し、60点以上の場合のみ単位が認定される。日本研究夏季講座参加の留学生は13名(アメリカから11名、タイから2名)で、集中日本語講座はドイツから1名である。

11. 定員管理

ア 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性(大学基礎データ表14に対応)

(1) 在籍学生数の対学生収容定員比率(「大学基礎データ」表14参照)

文学部の学生収容定員は1,698名、在籍学生数は2,040名、比率は1.20である。英文学科昼間主コースの学生収容定員は892名、在籍学生総数は1,097名、比率は1.23、英文学科夜間主コースの学生収容定員は150名、在籍学生総数は140名、比率は0.93である。キリスト教学科の学生収容定員は44名、在籍学生総数は35名、比率は0.80である。歴史学科の総収容定員612名に対して在籍者752名であり、比率は1.23であるが、旧史学科課程の学生16名が留年して在籍しているため、合わせて在籍者総数は768名となり、これによって定員に対する在籍者の比率を計算すると1.25となる。

(2) 入学者数の対入学定員比率(「大学基礎データ」表13参照)

文学部3学科の入学定員は過去5年間に変更はなく、英文学科昼間主コース215名、英文学科夜間主コース35名、キリスト教学科10名、歴史学科150名である。過去5年間の入学者数及び入学者数の対入学定員比率を次の表に掲載する。

文学部の入学者数

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
文学部	497	511	533	470	489
英文学科(昼)	256	276	279	274	252
英文学科(夜)	52	37	38	26	34
キリスト教学科	1	7	10	6	10
歴史学科	188	191	206	164	193

文学部入学者数の対入学定員比率

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平均
文学部	121.2	124.6	130.0	114.6	119.3	121.95
英文学科（昼）	119.1	128.4	129.8	127.4	117.2	124.37
英文学科（夜）	148.6	105.7	108.6	74.3	97.1	106.86
キリスト教学科	10.0	70.0	100.0	60.0	100.0	68.00
歴史学科	125.3	127.3	137.3	109.3	128.7	125.60

(3) 編入学生数の対編入定員比率（「大学基礎データ」表 14 参照）

文学部は、編入学生について、収容定員 58 名、在籍学生 30 名、比率は 0.52 であり、学部全体として、編入学生の定員未充足が生じている。以下に文学部 3 学科の数値を挙げる。英文学科昼間主コースは、編入学生について、収容定員 32 名に対して在籍学生数 16 名、比率は 0.50、夜間主コースは収容定員 10 名に対して在籍学生数 6 名、比率は 0.60 である。キリスト教学科は、編入学生について、収容定員 4 名に対して在籍学生数 3 名、比率は 0.75 である。歴史学科は、編入学生の収容定員 12 名に対して在籍学生数 5 名、比率は 0.41 である。

英文学科と歴史学科の学生収容定員と在籍学生数、入学定員と入学者数の比率については十分に適切と考えられるが、編入学収容定員と在籍学生数の比率に関しては定員未充足である。キリスト教学科が平成 14(2002)年度以降に定員を充足したのは平成 19(2007)年度と平成 21(2009)年度であるが、平成 14(2002)年度以降の在籍者総数は漸増傾向を示し、平成 14(2002)年度以降の編入学生の在籍者総数はほぼ横ばいである。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

英文学科と歴史学科では、全体として定員を超過しているが、いずれの学科も超過が著しいとは言えない。キリスト教学科では、定員超過の問題は生じていない。過去には定員未充足が著しい時期もあり、クリスチャン・コードの撤廃や必修科目を削減したカリキュラムの導入等によって改善がみられたが、根本的な解決には文学部学科改組をもって対処する方針である。

平成 23(2011)年度の文学部学科改組計画によって、総合人文学科の創設とこれに伴うキリスト教学科の廃止が予定されている。この計画には、英文学科の定員の一部（昼間主コース 15 名、夜間主コース 5 名）が、キリスト教学科を母胎とする新学科（定員 30 名）に移譲することも含まれており、新しい状況の出来によって、文学部 3 学科に関わる欠員ないし定員超過に関して何らかの影響が生じることが予測される。

12. 編入学者、退学者

ア 退学者の状況と退学理由の把握状況（大学基礎データ表 17 に対応）

退学者数の推移は次の表の通りである（「大学基礎データ」表 17 参照。なお、歴史学科には旧史学科課程の退学者が含まれている）。

文学部の退学者数

	平成19年	平成20年	平成21年
文学部	67	49	48
英文学科（昼）	19	26	17
英文学科（夜）	16	7	12
キリスト教学科	4	0	0
歴史学科	28	16	19

退学の主な理由は、学業不振、進路変更、病気等であるが、近年、精神的な不安定のゆえに勉学意欲を喪失するケース、入学当初から目的意識が希薄で突然退学届を提出する者もある。学業不振を理由とする退学者の多くが、進級判定が行われる2年次に集中しているのは、入学時の学部・学科選択の誤りによるものが多いためと考えられる。経済的な理由による退学者も増えてきている。

英文学科夜間主コースにおいて在籍学生数に対する退学者の割合が著しく高いことは、「とりあえず進学」「浪人は嫌」という心情のもとに入学した学生が多いことや夜間主コースをこそ学びの場として選択してきた社会人入学者の減少とも関係づけられよう。これまで伝道者養成を前面に掲げてきたキリスト教学科にあっては、その目的意識を維持することが困難な学生が退学の道を選ぶケースも少なくない。

イ 編入学生及び転科・転部学生の状況

文学部3学科にあっては、編入学生及び転科・転部学生の数は決して多くはないが、いずれの学生も学科に馴染み、それ以外の学生に対する良い刺激ともなりながら、充実した学生生活を送っているように見受けられるが、現時点で詳細な個別調査は行っていない。

【点検・評価】

学生受け入れについては、文学部全体及び各学科において、公平・公正は十分に担保されており、入学者選抜方法の多様化についても問題はない。学部及び学科の理念・目的・教育目標と整合性を持つ入学者選抜方法も不断に検討されている。受験者の増加に資する入学試験関連の広報も充実の一途にある。

問題は以下の通りである。(1)文学部全体及び各学科の理念・目的・教育目標を前提とする受け入れ方針が明示されていない。(2)A0入試の公正さに関わる説明能力が不足している。(3)キリスト教学科に定員未充足の年度が散見される。(4)社会人の受け入れが十分でない。(5)編入学生の受け入れが十分でない。(6)退学者が漸増傾向にある。

【改善方策】

改善方策は、次の6点である。

- (1) 文学部3学科の受け入れ方針は、全学的な対応の一環として、平成21(2009)年度中に策定され、平成23(2011)年度入試から公開される予定である。
- (2) A0入試の面接の透明性を向上させるため、学科においてA0委員とA0面接委員の打ち

合わせをより綿密に行いつつ、全学のAO委員会でもその検証を不断に行う。

- (3) キリスト教学科は、クリスチャン・コードの撤廃や柔軟なカリキュラムの導入等により、平成19(2007)年度及び平成21(2009)年度に定員を充足した。また、平成23(2011)年度に予定される総合人文学科への移行により根本的な解決を目指している。
- (4) 社会人の受け入れについては、経済・経営両学科が平成20(2008)年度から募集を停止したが、英文学科夜間主コースは全学唯一の夜間主コースとして、社会人の積極的受け入れの継続を決めている。
- (5) 編入学生の受け入れに関しては、大学全体として、平成19(2007)年度から2年次編入を開始する計画が明言されており、定員削減も議論されている。
- (6) 退学者については、その減少を目指すことはもちろんのこと、そもそも在籍学生が充実した学生生活を送り、退学への道を選ばないようにすることが肝要であり、カウンセリング・センター所員、グループ主任、ゼミ担当教員がそれぞれの立場で、また互いに連携しつつ、強い意識を持って活動を続ける。

VI. 研究環境

【到達目標】

- (1) 教員が研究発表や論文・著作等によって研究成果を公表できる体制作りに努める。
- (2) 専門文献や学術雑誌等を収集・整理し、教員が研究を推進するための基盤を整える。
- (3) 教員が学界の最新成果を吸収しながら専門の研究を進展させ、その成果を教育にいかすために、十分な研究資金と研究時間を確保するように環境を整える。

【現状説明】

1. 研究活動

イ 論文等研究成果の発表状況 (大学基礎データ表24、表25：別冊業績に対応)

文学部3学科の教員はそれぞれの専門分野の研究に真摯に取り組み、毎年その成果を国内外の学会誌及び専門誌等に発表し、また、著作を出版しており、その詳細は添付資料の『東北学院大学教育・研究業績』に示されている(学科ごとの年間論文発表数：英文学科9.2、キリスト教学科14.6、歴史学科39.8、学科ごとの年間出版図書数：英文学科4.4、キリスト教学科4.4、歴史学科7.0)。

ロ 国内外の学会での活動状況 (大学基礎データ表24、表25：別冊業績に対応)

3学科の教員は国内外の学会に参加し、活発に研究発表や主題講演を行っている(学科ごとの年間学会発表件数：英文学科13.6、キリスト教学科9.8、歴史学科32.4)。学会での研究発表の詳細に関しては、添付資料の『東北学院大学教育・研究業績』を参照されたい。3学科の教員の多くは、それぞれの専門における主要な学会において役員を務め、活発な活動を行っている。

ウ 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

123年前の東北学院創立期より続けられてきている英米文学研究は、その深さ、広さに

において第一級である。生成文法研究を中心とした英語学部門も研究レベルの高さは国際的な評価を受けている。英語教育部門の研究も活発で、ユニークな研究を行っている研究者も複数おり、東北地方の中学校・高等学校の英語教育において指導的な役割を果たしている。

キリスト教学科は、聖書神学部門や歴史神学部門に特色がある。特に、聖書学の新しい方法論である修辞学的研究の成果は多くの著作によって公表され、先端的研究として学界の注目を集めている。

歴史学科では伝統的に東北地方を歴史的な展開の中で位置づける研究及び北の視点から日本列島史を見直し、再構築する研究が重点的に行われてきており、学科教員の共同著書『歴史の中の東北』（河出書房新社）が刊行されている。学科教員の中に考古学で顕著な業績を挙げている者が複数存在する。平成19(2007)年12月には、歴史学科の教員が中心になって本学東北文化研究所主催のシンポジウムとして「古代・中世の北奥と北方世界」が開催されたが、その成果は近々刊行される予定である。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

平成18(2006)年度から平成20(2008)年度には、英文学科の英語学の教員が大学教育高度化推進特別経費「教育・学習等改善経費」の補助金を受けて『文理解と文産出の向上を図るための音声分析の導入』を課題とする研究を行った。

歴史学科教員が中心になって、平成15(2003)年度から5年間にわたり、文部科学省からオープン・リサーチ・センター整備事業に関わる補助金を受けて「アジア流域文化論研究プロジェクト」を推進してきた。このプロジェクトは、平成19(2007)年度に終了し、平成20(2008)年4月以降はその研究を引き継いで「アジア流域文化研究所」が発足し、研究活動を行っている。

また、平成19(2007)年度には、歴史学科教員とキリスト教学科の教員が中心となって申請したオープン・リサーチ・センター整備事業「ヨーロッパ・グローバリゼーションと諸文化圏の変容に関する研究プロジェクト」が採択され、現在、シンポジウム、講演会、研究会などを開催しながら、研究を推進している。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

《英文学科》

複数の教員、とりわけ英語学部門の教員が、主にヨーロッパや北アメリカで開催された国際学会で研究成果の発表を積極的に行い、関連分野の研究者との情報・意見交換を行ってきた。音韻論の分野における国際的かつ学際的研究の一環として、平成18(2006)年9月に“Strength Relations in Phonology”というテーマのもとでワークショップを本学において企画・開催した。現在では、英国ロンドン大学 UCL、オランダ・ライデン大学、米国インディアナ大学等の研究者とともに「表示と音韻現象上の強さとの関係」についての共同研究を行っている。

《キリスト教学科》

学科としては国際的な共同研究に参加していないが、教員個人のレベルでいうと、ある教

員が、日本とオーストラリアの教父学研究者と共同して、「古代キリスト教における貧と富」というプロジェクトを推進している。

《歴史学科》

国際的な共同研究にも積極的に取り組んでいる。中国の研究機関との共同研究としては、平成17(2005)年3月17日と18日に、中国社会科学院考古研究所(北京市)において、中国社会科学院考古研究所漢唐研究室、東北学院大学大学院文学研究科、東北学院大学オープン・リサーチ・センターの共同主催で国際シンポジウム「東アジア6～7世紀仏教寺院塔基壇の考古学的研究」を開催し、本学科の教員4名が報告を行った。その内容は、『東北学院大学論集歴史と文化』第40号に「特集 東アジア6～7世紀における勅願寺高層木塔の考古学的比較研究」としてまとめられ、刊行されている。

また、韓国の研究機関との共同研究としては、平成18(2006)年5月に、百済研究所と東北学院大学オープン・リサーチ・センターの共同主催のシンポジウムで、歴史学科の教員3名が古代の日韓交流に関わる研究報告を行い、その内容は百済研究所編集の『百済研究』第44輯に掲載された。また、平成19(2007)10月には、韓国から3名の研究者を招き、本学オープン・リサーチ・センター主催の国際シンポジウム「百済と倭国を考える」を開催し、その成果は平成20(2008)年10月に高志書院から刊行された。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

「英語英文学研究所」は、大学に附置された研究所であり、英米文学、英語学及び英語教育学の研究とその成果の発表、研究資料の収集等を行っている。英文学科の教員及び教養学部言語文化学科所属の英語関係教員が当該研究所の所員であり、その企画と運営に積極的に関わっている。本研究所では、年2回の外部講師による学術講演会、年2回の所員による講演会を主催している。これらは学生にとっても最先端の研究を学ぶ機会となっており、毎回多数の参加がある。本研究所には、英語英文学分野の200を超える学術誌が所蔵されており、教員、学生、院生によって研究、演習、論文執筆などに活用されている。

「キリスト教文化研究所」は、大学に附置された研究所であり、神学研究と成果発表、研究資料の収集等を行っているが、キリスト教学科教員すべてが研究所の所員であり、企画と運営に関わっている。本研究所は、辞書や参考図書のレファレンス・コーナーを設け、学生が学習の過程で必要な調べ物をする際の便宜を図っている。

歴史学科の教員が中心的な構成員になっている研究所としては、「東北文化研究所」「ヨーロッパ文化研究所」「アジア流域文化研究所」の3つがある。東北文化研究所には、歴史学科の教員全員が所属し、東北地方に関わる歴史・文化の研究が進められている。また、ヨーロッパ文化研究所は、平成14(2002)年4月に新設された研究所で、歴史学科のヨーロッパ史・アメリカ史の教員が中心となり、ヨーロッパ文化に関する研究を行っている。また、アジア流域文化研究所は、オープン・リサーチ・センター整備事業における5年間の研究成果を引き継いで、平成20(2008)年4月に新設された研究所で、中国・韓国・日本な

どの河川流域の歴史・文化の総合的な比較研究を行っている。また、研究プロジェクトの企画・遂行において、東北文化研究所とアジア流域文化研究所は、大学院文学研究科アジア文化史専攻と連携しており、ヨーロッパ文化研究所は文学研究科ヨーロッパ文化史専攻と連携している。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター（非常設）」「ハイテク・リサーチ・センター（非常設）」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン（非常設）」が挙げられる。これらのセンターは、学内の各学部・研究科によって利用されている。そのほか、文学部では、英文学科が「英語教育合同研究室」を設け、教員の管理下に学生の自主学習や共同学習に利用している。また、歴史学科は「考古学実習室」を設け、教員の指導のもとに、学生が発掘物の整理や分析の実習を行う場として活用している。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性（大学基礎データ表 29、表 30、表 31、表 32 に対応）

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として 27 万円が前期と後期に分けて半額ずつ支給している。その実績は「大学基礎データ」表 29 に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年 2 回、4 泊 5 日を限度に支給され、発表を行う場合は別に 1 回分の旅費が支給される。また、年 1 回、3 泊 4 日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は 20 万円を限度に航空運賃の半額を支給している。それらの実績は「大学基礎データ」表 30 に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表 35 に対応）

「大学基礎データ」表 35 に示されているように、文学部の専任教員全員に「個人研究室」が与えられており、個室率は 100%である。また、1 室当たりの平均面積は 20.68 m²である。各室内には、空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。また、共同研究室や教員控室も整備されている。教員研究室の配置に関する全学的な調整は、「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

「大学基礎データ」表 22 にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を 8.0 授業時間（4 コマ）と定めている。なお、教員の授業担当は週 8 コマを上限としている。この上限を超えて担当する場合は所定の手続きを経ないと認められない。そのほか、1 週間のう

ち原則として2日は授業を担当しない日を作るように時間割を編成し、教員の研究時間を確保するための配慮を行っている。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

「在外研究員制度」「研修休暇制度」及び「国内研究員制度」を導入している。

在外研究員と研修休暇は1年間、国内研究員は6ヶ月を上限とし、それぞれ6年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表31に対応）

大学を含む東北学院の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成規程」が制度化されている。個別研究費は1件につき上限50万円、共同研究費は1件につき上限300万円が支給される。全体で総額850万円まで利用できる。平成20(2008)年度の実績は「大学基礎データ」表31の通りであり、平成21(2009)年度の全学の件数は、個別研究が5件、共同研究が2件、総額約850万円の助成金が支給された。なお、歴史学科より出された研究プロジェクト「地域社会の活性化と文化資源の活用を巡る民俗学的調査研究」が、平成20(2008)年度の「個別研究」として採択されている。

助成の対象となる研究は「選考委員会」による選考に基づき、理事会で決定される。選考委員会は、学院長、学長、副学長、学部長、校長、その他学院長が必要と認めた者から構成される。

助成を受けた研究の成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後3年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務づけられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じることになっている。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表33、表34に対応）

「大学基礎データ」表33の通り、平成18(2006)年度から平成20(2008)年度の過去3年間の文学部全体の科学研究費補助金申請数が38件であるのに対して、採択数は10件で採択率は26.3%である。学科別にいうと、英文学科は申請数12件に対して採択数は5件で、採択率は41.63%となっている。キリスト教学科は申請数5件に対して採択数は1件で、採択率は20.0%である。歴史学科は申請数21件に対して採択数は4件で、採択率は19.0%である。

他の競争的研究資金への採用状況については、英語学専攻の教員が大学教育高度化推進特別経費「教育・学習等改善経費」の補助金を受けて、「文理解と文産出の向上を図るための音声分析の導入」を課題とする研究を行っている。また、私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業において、歴史学科関連の申請が2件採択されている。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

「大学基礎データ」表32の通り、平成18(2006)年度から平成20(2008)年度の過去3年間の間に、文学部所属教員全体に大学より基盤的研究資金として支給された経常研究費(個人研究費、研究用図書購入費、学会参加・資料収集などのための出張旅費他)の年間支給総額は、平均で28,605,388円であり、研究費総額(3年間平均で、80,795,512円)の35.4%となっている。学内共同研究費の支給は少なく、年間支給額平均が1,274,941円であり、研究費総額の1.6%となっている。

文学部は学外の競争的研究資金の支給総額が多く、過去3年間に文学部教員全体に支給された科学研究費補助金の年額平均は21,076,666円であり、研究費総額の26.0%となっている。政府もしくは政府関連法人からの研究助成金の年額平均は29,726,333円であり、研究費総額の35.4%となっている。さらに、受託研究費の過去3年間の年額平均は112,182円であり、研究費総額の0.1%となっている。

以上を総合すると、過去3年間における学内の基盤的研究資金の合計が、研究資金総額に占める割合は36.9%であるのに対して、学外の競争的研究資金の合計が研究資金総額に占める割合は63.1%である。基盤的研究資金と競争的研究資金とのバランスは取れ、比較的潤沢な資金を得ているといえる。

運用は、基盤的研究資金については「東北学院大学研究費支給内規」「東北学院個別・共同研究助成規程」に基づいて、競争的研究資金については「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」に基づき、事務担当の法人事務局庶務部庶務課、同財務部財務課及び大学総務部調査企画課において適切に処理されている。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

英文学科所属教員の論文発表の場として、『東北学院大学論集英語英文学』『英語英文学研究所紀要』などがあり、英文学科教員が投稿する権利が与えられている。

キリスト教学科教員には、論文発表の場として、『東北学院大学論集教会と神学』『東北学院大学キリスト教文化研究所紀要』があり、投稿する権利を与えられている。本学科所属の教員に研究論文・研究成果の公表の機会は十分に与えられている。

歴史学科教員の研究論文・研究成果の公表については、『東北学院大学論集歴史と文化』を年2回刊行しており、歴史学科所属教員は投稿の資格がある。また、大学附置の東北文化研究所でも『東北文化研究所紀要』が毎年発行されており、歴史学科の全教員が東北文化研究所に所属しているため、投稿の資格が認められている。歴史学科教員の研究論文・研究成果の機会は十分に与えられている。

また、学会発表のための出張に対して、通常の学会出張とは別枠で旅費申請をすることが認められていることも、研究成果を公表するための支援策である。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

本学に設置されている5つの研究所(英語英文学研究所、キリスト教文化研究所、東北文化研究所、ヨーロッパ文化研究所、アジア流域研究所)は、国内外の大学などの研究成

果を発信・受信する機関として、主として文学部教員の研究活動の支援をしている。

英文学科所属の教員が日常的に利用しているのは、3つのキャンパスにある図書館と土樋キャンパスにある英語英文学研究所である。特に後者は、英米文学、英語学、英語教育関連の学術誌を多数備えている。同研究所は、『英語英文学研究所紀要』を刊行して研究成果を発信している（発送機関数 207）。

キリスト教学科の教員は全員、キリスト教文化研究所の所員である。このキリスト教文化研究所は国内外の紀要及び定期刊行物を受信するシステムがあり、所員は自由に利用することができる。本研究所には充実した図書資料が備えられている。同研究所は、『東北学院大学キリスト教文化研究所紀要』を刊行して研究成果を発信している（発送機関数 518）。

歴史学科所属教員は、東北文化研究所とヨーロッパ文化研究所とを情報発信・受信の場として利用している。特に、『東北文化研究所紀要』（発送機関数 417）と『ヨーロッパ文化史研究』（発送機関数 123）を各大学、研究機関に送付し、それと交換に学術情報、文献を入手している。学科教員にとって重要な紀要類はおおむね収集できている。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」及び「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

【点検・評価】

上掲の3つの到達目標について点検・評価を行う。

到達目標(1)については、文学部の研究活動の現状は、多くの教員が活発に研究活動を行って、国内外の学会で研究発表をし、また、論文や著作の形で特色ある研究成果を積極的に発表しており、ほぼ満足がいく状況にある。しかし、論集の電子化やインターネット上の公開という点では、本学の取り組みは遅れている。

到達目標(2)については、全学図書館と文学部と関連の深い研究所に十分な資料の集積があり、ほぼ満足の行く状態にある。

到達目標(3)については、文学部3学科の研究経費支弁状況、国内学会参加の旅費支弁状況、研究環境の整備状況からみて、ほぼ達成していると判断できる。オープン・リサーチ・センター整備事業関係では、特に、歴史学科教員が目立った成果を挙げており、満足できる現状である。

もっとも、国内外研修制度、研修休暇制度などは存在するが、活用の度合いには個人差が大きい。現実に研修を実行するために必要となる、講義担当科目に関わる複数の教員の確保などの条件の整備が十分でない。文学部では総じて教員の授業担当コマ数が多い上に、公開講座やオープンキャンパス、出前授業等の対外的行事の企画運営の責任も増えており、教員の研究に充てられる時間は少なくなっているのが現状である。

【改善方策】

到達目標(1)について 「東北学院大学学術研究会」が発行母体として刊行している各学科の論集は、平成17(2005)年より、編集権が学術研究会の評議員会より各学科に委譲され、企画編集についての自由度が増し、特集を組み、研究プロジェクトの成果を発表するなどより多様な内容となってきた。しかし、まだ改善の余地があるので、各学科が一層の創意工夫をする努力を続けている。

外部に対して研究発表する媒体としての論集の機能をさらに拡充するために、紙ベースの発行に加えて、電子媒体を通して公表することも、東北学院大学学術研究会の評議員会を中心に検討を行い、平成21(2009)年度後半より段階的に実施しつつある。

到達目標(2)について 「点検評価」の項で述べたように、ほぼ満足の行く状態にあるので特別な改善策は取られていない。

到達目標(3)について 研究経費については、大学支弁の経常的研究費に期待するばかりではなく、外部資金獲得のための自助努力が望まれる。外部資金に応募する動機付けを強化するために、科学研究費補助金を申請した教員については、研究費支弁を割り増しする制度を全学的に導入している。文学部としては、外部資金関連の情報を学部教員に伝え、外部資金獲得の獲得に向けた努力を後押ししている。

さらに、教員の研究時間を確保するためには、担当する授業のコマ数を減らし、負担が過重にならないように配慮することが必要である。各学科が行っている行事やプログラムの内容を精査し、全体としてスリム化することや合理的な役割分担を進めて、教員個人の負担を減らすことを文学部3学科の学科会議で検討している。なお、キリスト教学科は学科改組を計画しており、学科課程を全面的に見直す作業を行っている。同学科は科目担当や学科行事も見直し、教員の負担を適正にして研究時間を確保すべく取り組んでいる。この改組作業は平成22(2010)年度末までに完了し、平成23(2011)年度より実施される予定である。

Ⅷ. 教員組織

【到達目標】

教員組織について、文学部3学科は、それぞれの理念・目的を達成するために、適切な教員組織を編成する。特に、次の4点を具体的な到達目標とする。

- (1) 教育課程の種類・規模と学生数に応じた教員組織及び教員数を確保する。
- (2) 教育課程上、主要な授業科目には専任教員を適切に配置する。
- (3) 適切な教育研究体制を維持するために、専任教員の年齢構成を適正に保つ。また女性教員の比率にも配慮する。
- (4) 教員の募集・任免・昇任にあたっては、教育研究上の能力の客観的な評価を基礎にして、定められた基準・手続きに従って適切に行う。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（大学基礎データ表 19、表 19-2 に対応）

「大学基礎データ」表 19-2 の通り、文学部の教員数は、教授 29 名、准教授 14 名、講師 1 名の合計 44 名であり、設置基準上必要とされる専任教員数 25 名を上回っている。

文学部の学生数は、「大学基礎データ」表 14 の通り、合計 2,040 名となっており、教員一人当たりの学生数は 46.36 人である。なお、教養学部の教養教育担当教員を各学部に分属した実質の形で見ると、教員一人当たりの学生数は 39.2 人である。

《英文学科》

英語の運用能力の涵養を図るとともに多元的な文化に寛容な国際人を育成するという理念・目的を実現するために、英語コミュニケーション、英米文学、英語学、英語文化論（夜間主コース）の 4 つの系を柱として教育課程を編成している。それぞれの教員構成は、英語コミュニケーション 7 名、英米文学 8 名、英語学 4 名、合計 19 名であり、複合的な専攻系である英語文化論系は、上記の 3 つの系の教員が兼務している。2 年次以降、昼間主コースの学生は英語コミュニケーション、英米文学、英語学の 3 つの系に学生の希望をもとに振り分けられる。夜間主コースの学生は入学時から英語文化論系を選択する。上記の教員構成は、このような専門系の区分と専門教育科目の構成及び数をもとに決定されている。学生の専攻系希望状況と、教員構成は現在のところほぼ一致している。

《キリスト教学科》

「伝道者を養成し、広く世界に奉仕する人材を育成する」という理念・目的を達成するために、伝統的なキリスト教神学の構成にならって聖書神学、歴史神学、組織神学、実践神学の 4 分野から教育課程を構成し、教員組織もこの構成を前提にしている。現在、本学科所属の専任教員は 7 名で、聖書神学、歴史神学、組織神学にそれぞれ 2～3 名の教員がいるが、実践神学部門には専任教員がいない。なお、各教員は、教養教育科目の「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」も担当している。

《歴史学科》

「広い歴史知識と歴史的な考え方を身につけ、現代社会をグローバルかつ歴史的に理解するとともに、地域の問題を広い視野から考える能力を養う」という理念・目的を達成するために、日本史、アジア史、ヨーロッパ・アメリカ史、考古学、民俗学の 5 分野から教育課程を構成している。教員組織も、基本的にこの構成を前提としており、日本史 5 名、アジア 3 名、ヨーロッパ・アメリカ史 5 名、考古学 2 名、民俗学 2 名、それに図書館司書課程 1 名の計 18 名である。なお、考古学・民俗学の教員各 1 名が学芸員課程を兼務している。

イ 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

文学部では、すべての教員がもっぱら自大学における教育研究に従事している。ただし、他大学等からの依頼により非常勤講師等を勤めている教員もいるが少数であり、「他

大学の非常勤は週2コマまで」という全学共通の制約の範囲内である。また、地方公共団体・博物館等の委員を務めている教員もいるが、いずれも本務に支障のない範囲で認められる。

ウ 主要な授業科目への専任教員の配置状況（大学基礎データ表3に対応）

「大学基礎データ」表3の通り、英文学科では、専門教育科目の専兼比率は80.9%であるが、基礎演習と演習は100%専任教員が担当している。ただし、英語コミュニケーション系の専門教育科目第一類は、徹底した少人数クラス編成としているため、非常勤の担当率が5割強とやや高い。また教養教育科目の専兼比率は58.7%となっている。

キリスト教学科では、専門教育科目の専兼比率は90.8%と非常に高く、総合演習と論文・演習は100%専任教員が担当している。教養教育科目では51.5%である。

歴史学科では、専門教育科目の専兼比率は66.0%とやや低いが、基礎・中核科目である専門教育科目第一類の12科目36単位(すべて必修)は100%専任教員が担当している。また教養教育科目の専兼比率は56.6%となっている。

エ 教員組織の年齢構成の適切性（大学基礎データ表21に対応）

「大学基礎データ」表21の通り、文学部教員の年齢構成は、31～35歳1名、36～40歳4名、41～45歳5名、46～50歳7名、51～55歳10名、56～60歳6名、61～65歳6名、66～70歳2名、71才以上3名の合計44名となっている。

学科ごとに見ていくと、英文学科は40歳以下1名、41～50歳8名、51～60歳7名、61～70歳3名の合計19名、キリスト教学科は41～50歳1名、51～60歳3名、61～70歳3名の合計7名、歴史学科は40歳以下4名、41～50歳3名、51～60歳6名、61～70歳2名、71歳以上3名の合計18名である。

オ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

英文学科では、教員間の連絡調整は、毎月開催される英文学科会議を中心として行われている。英語コミュニケーション、英米文学、英語学それぞれの系ごとに開かれる会議も教員間の連絡調整の機能を果たしている。このほか、学科の直面する短期的な課題に対応するため、さまざまな小委員会が設立され、臨機応変な対応ができるようにしている。

キリスト教学科は、少人数の学科であるため、教育課程編成の目的を具体的に実現するための話し合いは日常的に行われている。定期的に行われる学科会議、年に2回開かれる学科修養会等がその話し合いの場となっている。

歴史学科では、教育課程の運営に関わる連絡調整は、学科会議や学科の小委員会で行っている。特に、教育課程の中心であるカリキュラムについては、小委員会でも重点的に話し合わせ、絶えず妥当性の検証が行われている。何らかの問題がある場合は、学科会議に諮られ、改正の必要性が議論される。

カ 教員組織における社会人の受け入れ状況

英文学科では、社会人を教員組織に特に取り入れようとする試みは行われていない。

社会人、大学人を問わず、専門分野における研究業績を中心に公平な採用を行っている。なお、英語教育関係科目を担当する教員は、中学・高校での教員経験を有している。

キリスト教学科では、教会の牧師職にあった者を広い意味で社会人と呼ぶことができるとすれば、7名の教員のうち3名は牧師職経験者である。これは、神学が教会という現場と不可分な関係にあることから生ずる結果である。

歴史学科では、公立の研究機関、博物館等から4名の専任教員を受け入れており、社会人にも開かれている。

なお、非常勤講師についても他大学の教員、自治体の文化財担当や博物館の元職員等教育・実務経験の豊富な教員が多い。

キ 教員組織における外国人の受け入れ状況

文学部全体では、6名の外国人専任教員がいる。学科別に見ると、英文学科が5名で、国籍は、英国（スコットランド）、英国（イングランド）、カナダ、アメリカ（2名）である。キリスト教学科は1名である。キリスト教学科では、学科創立以来、「宣教師」と呼ばれる教員が、専任教員として本学科の神学教育に携わってきた伝統がある。歴史学科では、現在、専任教員に外国人はいないが、ほぼ毎年、大学院文学研究科の客員教授として外国人を受け入れており、学部の授業も担当している。

ク 教員組織における女性教員の占める割合

女性の専任教員の数は、英文学科では19名中2名、キリスト教学科では7名中2名となっており、歴史学科では、現在、女性教員は在職していない。

2. 教育研究支援職員

ア 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

イ 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

学部には、助手や副手といった教育研究支援職員はいない。しかし、研究機関事務課の教育研究支援事務職員をはじめ、国際交流課、オーディオ・ヴィジュアルセンター、情報処理センター、学務部教務課及び調査企画課等の事務職員が、教員の教育研究を事務的に支援している。

英文学科では、学生の英語学習の支援のために、特にオーディオ・ヴィジュアルセンターの職員の支援を受けている。また英語教員を目指す学生に対しては、全学組織の教職課程センター学習支援室の専任相談員、兼任相談員が指導にあたっている。

また、平成21(2009)年11月に開館した「大学博物館」には、学生の実習の補助を行うために学芸員1名を置いている。現在は歴史学科の教員が兼務しているが、平成22(2010)年度には専任の学芸員を置く予定である。

文学部3学科と密接な関係を持つ教育研究支援機関は、総務部研究機関事務課であり、特に英語英文学研究所・キリスト教文化研究所・東北文化研究所・ヨーロッパ文化研究所等の担当職員は、各学科の教員の職務をさまざまな面から支援している。また科学研究費等の使用による研究に関しては、総務部調査企画課の職員の支援を受けている。

ウ ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

文学部では、全学の制度（「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」）に基づいて、文学研究科の大学院学生を学部の授業にティーチング・アシスタントとして積極的に採用し、授業の支援を行ってもらっている。平成21(2009)年度のTA数は36名である。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の募集にあたっては、全学的な組織である「全学組織運営委員会」の承認が必要である。同委員会の承認後、各学科で教員採用の方法について審議し教員の募集を行う。

英文学科と歴史学科では、近年、公募を原則としており、学科内に選考委員会を設置し、公募条件を審議し、学科の承認を得た上で公募を行う。公募期間が終わると、選考委員会が主体となって選考を進める。選考にあたっては、学科のカリキュラム維持を前提とし、採用候補者の専門分野と担当予定科目との合致度を重視しながら、研究・教育業績に関する書類審査や主要研究論文の審査を行ったあと、最終的には面接によって人物も含めて確認をし、学科の承認を得て採用を決めている。

キリスト教学科では、まず学科会議において新任教員の募集方法・選考基準について議論し、人事委員会を設けて具体的な手続きに入る。人事委員会では、学科教員からの候補者の推薦を募る。次に、推薦された複数の候補者について面接と業績審査を経て採用予定者を決定し、学科会議に報告して審議の上、承認を得る。選考基準は、日本基督教団の教員もしくは教師であること、伝道者養成という学科設立目的に賛同し、神学教育に関心と実績を有すること、本学における宗教活動を担うこと、専門領域において科目担当に十分な専門知識と研究能力を有することである。

各学科での採用候補者の決定を受けて、文学部では正教授よりなる「文学部教授の会」を開き、多数決により学部としての最終候補者を決定する。その決定を全学の資格審査委員会に諮り、理事会が承認するという仕組みになっている。

任免・昇格は、学内規程である「東北学院大学教員資格審査規則」により行われている。昇任については、文学部3学科より文学部長に昇任人事の申請が提出され、それを受けて、学部長は文学部資格審査委員に資格要件その他について諮り、次いで全学の資格審査委員会の審議に付す。全学の資格審査委員会には、文学部長及び文学部選出の資格審査委員が委員として加わっている。

イ 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

文学部では、任期制は導入されていない。

4. 教育研究活動の評価

ア 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教員の教育・研究活動は、「点検・評価に関する規程」及び「教育・業績編集委員会規程」に基づき、3年ごとに『東北学院大学教育・研究業績』を刊行し、教育活動や著書、

論文、研究発表等の研究活動を公表してきた。直近では、平成 19(2007)年 3月に、平成 14(2002)年から平成 16(2004)年の業績を再録し、平成 17(2005)年と平成 18(2006)年の業績を新たに収録した『東北学院大学教育・研究業績 2002-2006』を刊行している。そのほか、キリスト教学科では、年に1回発行される「学科通信」と、年に2回発行される『教会と神学』に自己申告の形で教育研究活動を報告・公表している。

イ 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員の教育研究活動は、採用と昇格の際の「教員資格審査」で評価されている。具体的には、第1章の大学全体に関する記述を参照されたい(95頁)。

5. 大学と併設短期大学(部)との関係

ア 大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切性

イ 併設短期大学(部)との人的交流の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

【点検・評価】

上掲の4つの到達目標について点検・評価を行う。

到達目標(1)の文学部3学科における教員組織及び教員数については、専任教員1人当たりの学生数は文科系4学部では最も少なく、適切な水準である。また専任教員数も、3学科ともに設置基準上の必要専任教員を満たしている。ただし、英文学科では現在、教員に欠員があり、教員数が学内基準を3名下回っている。キリスト教学科では実践神学部門が欠員になっている。歴史学科では、逆に、教員数が学内基準よりも1名超過していて減員が求められている。それ以外の点に関しては、各学科の理念・目的並びに教育課程の内容に適合した教員配置になっていると評価できる。

到達目標(2)の主要な授業科目への専任教員の配置状況については、英文学科・キリスト教学科ともに専門教育科目への専兼比率は非常に高く、演習科目は専任教員が100%担当している。歴史学科は、専門教育科目の専任比率は66.0%と、他学科に比べてやや低いが、演習科目を含む基礎・中核的な専門教育科目第一類については、専任教員が100%担当している。したがって、主要な授業科目への専任教員の配置状況は適切であると評価される。

到達目標(3)の専任教員の年齢構成に関しては、英文学科は40歳以下が、キリスト教学科は50歳以下が少なく、歴史学科は71歳以上の教員がやや多い、という点等が改善すべき点としてあげられるが、学部全体としては、特定の世代に著しく偏るという傾向はみられず、適切な年齢構成であるといえる。ただし女性教員に関しては、文学部の教員数44名中、英文学科2名、キリスト教学科2名の計4名と、9.1%にとどまる。特に歴史学科は女性教員がまったく在職しておらず、早急な改善が望まれる。

最後に、到達目標(4)の教員の募集・任免・昇任についてであるが、まず募集に関しては、全体としては全学的な組織である「全学組織運営委員会」によって学内規程の「教員基準値」(学科ごとに定められた基準となる専任教員の数値)の厳格な運用が行われてきており、その承認を前提として募集・選考・採用が行われる。募集に関しては、英文学科・

歴史学科ではすでに公募が定着しており、その後は選考委員会が学科に諮りながら選考を進め、最終候補者を決定している。キリスト教学科では、学科の特殊事情により公募という形式はとられていないが、選考に際しては人事委員会が組織され、当委員会が選考を行い、学科の承認を得て最終候補者を決定している。さらにその後も文学部の「学部教授会」、全学の資格審査委員会、理事会と、段階を踏んで候補者の人格及び教育研究上の能力を多面的に評価した上で決定されている。したがって、教員の選考・採用は、全体として明文化された手続きに従い、候補者の能力を客観的に評価した上で、適切に行われているといえる。昇任も、学内規程である「東北学院大学教員資格審査規則」によって行われており、勤務年数・研究業績等の客観的な評価が基準とされていて、適切である。

【改善方策】

到達目標(1)の文学部3学科における教員組織・教員数については、まず英文学科の欠員は、平成21(2009)年度2名の教員の公募を行いその選考が進められているが、平成22(2010)年度に1名の新規採用が決定している。キリスト教学科は、平成23(2011)年度に改組を予定しているが、その際に実践神学担当の教員1名を新規採用の予定である。歴史学科では、平成21(2009)年度末に3名の教員の退職が予定されているが、それに対してアジア史1名、日本史1名、計2名の教員の新規採用が決定しており、これによって平成22(2010)年度には学内基準超過分1名の解消が見込まれる。

到達目標(2)の主要授業科目への専任教員の配置状況については、現在、主要な授業科目はすべて専任教員が担当しているので、今後ともこの原則を守り、専任教員の適切な授業担当を維持していくことが確認されている。

到達目標(3)の専任教員の年齢構成についても大きな問題点はないが、若手教員がやや少ない英文学科・キリスト教学科では、今回の新規採用人事を通して、一定程度改善される見込みである。またこれまで女性教員のいなかった歴史学科でも、平成22(2010)年度には1名の女性教員の採用が予定されている。

到達目標(4)の教員の募集・任免・昇任についても、全体的に定められた基準・手続きに従って適切に行われており、このような方式を維持していく必要がある。

X. 施設・設備

【到達目標】

文学部3学科の教育理念・目的に基づくそれぞれの教育目標達成のために、適切な施設・設備を整備する。各学科の特性に合わせた施設を充実させること及び教員と学生が集い学び合える場を確保することが3学科の具体的な目標である。歴史学科においては、大学博物館を充実させ、円滑に運営していくことが個別の目標となっている。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性(大学基礎データ表

36、表37、表38、表40に対応)

文学部は、教育研究目的の実現のために、学科の特性に合わせた整備拡張を続けている。
英文学科においては、英語コミュニケーション系の科目の多くを、オーディオ・ビジュアルセンターの視聴覚教室を利用して行い、学生の英語運用能力伸長を支援している。AV教室も授業が行われていない時間帯は自習用に開放されている。

歴史学科では、考古学実習室、民俗学実習室を整備し、実習、共同研究及び自習に活用している。また、歴史学科は多くの文書、考古資料、民俗資料等を所蔵しているが、それらを教育研究に十分に活用し、また社会に還元するために、平成21(2009)年11月に「大学博物館」が開設された。

英文学科、キリスト教学科、歴史学科の教育研究目的の実現のために大きな役割を果たしているのが、英語英文学研究所、キリスト教文化研究所、東北文化研究所、ヨーロッパ文化研究所、アジア流域文化研究所である。多くの学術誌、貴重な資料を所蔵し、教員の個人研究、共同研究、学生の学習のために常時活用されている。英文学科においては、所属学生の共同学習、自習等を促進するため、英語教育合同研究室を設置しており、平成20(2008)年度から必要に応じて学生の共同学習に活用している。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表38に対応）

「大学基礎データ」表38に、各キャンパスのAV教室、コンピュータ室の現状が示されており、文学部独自に情報処理施設を有していない。なお、オーディオ・ビジュアルセンターは、英文学科の英語コミュニケーション系専門科目で利用されることが多い。そのほかについては、第1章の大学全体に関する記述を参照されたい（110頁）。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

記念施設等に関して、文学部は独自の施設を持っていない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

文学部独自に研究のための装備を整備する制度は有していない。各教員が、個人研究費及び科学研究費補助金等の外部資金を利用して研究を進めている。

歴史学科においては、主に考古学の分野において発掘調査で使用する測量機器であるトータル・ステーション、測量基準点等の位置を確認するGPS受信機、土器・鏡・瓦等の立体的な遺物や古墳の石室等の3次元測量機器である3Dデジタイザー等を配備している。夏季休暇期間中に発掘調査を行う「考古学実習」の授業等でこれらの機器を活用し、学生の最先端の専門技能習得を支援している。

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

文学部として他の研究機関と連携する制度は持っていない。各教員が科学研究費補助金による共同研究等で他の教育機関所属研究者と連携を行っている。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、文学部には該当しない。

4. 夜間大学院等の施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

本項は、文学部には該当しない。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

キャンパス・アメニティ等に関しては、文学部は全学の方針に従って対応している。よって、第1章の大学全体に関する記述を参照されたい（113頁）。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

施設・設備等の利用上の配慮に関しては、文学部は全学の方針に従って対応している。よって、第1章の大学全体に関する記述を参照されたい（113～115頁）。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

施設・設備等の組織・管理体制に関しては、文学部は全学の方針に従って対応している。よって、第1章の大学全体に関する記述を参照されたい（115頁）。

【点検・評価】

文学部の教育研究目標達成のために、各学科の特性に合わせて学内の関連機関（オーディオ・ヴィジュアルセンター、情報処理センター、各研究所）を活用することが円滑に行われている現状であり、施設・設備はほぼ満足いく形で整備されていると判断できる。とりわけ、英文学科の英語教育のための視聴覚教育施設・機材、歴史学科の実験・実習のための施設・機材は、ほぼ整備されている。また、3学科共通の情報処理教育についても、全学的な情報処理センター及びオーディオ・ヴィジュアルセンターの利用によって可能となっている。このように全学的施設及び関連研究所等を活用することによって、文学部の

教育研究活動はほぼ問題なく運営されている。

平成 21(2009)年 11 月に開設された大学博物館は、歴史学科の教育研究活動に大きく寄与するものであり、歴史学科の教員が開設を長年に渡って求め、準備をしてきた努力が結実したものといえる。

英文学科の英語教育合同研究室を除き、文学部学生間、文学部教員間、文学部教員・学生間のコミュニケーションの場となる共同研究室が十分に確保されていないことが、今後改善すべき課題として残されている。

【改善方策】

全学的施設であるオーディオ・ビジュアルセンター、情報処理センターの活用及び文学部関連の英語英文学研究所、キリスト教文化研究所、東北文化研究所、ヨーロッパ文化研究所、アジア流域文化研究所各研究所の利用はさらに効率の良いものとなるよう、今後も変わらず連携を深めていくことが求められる。それぞれの施設の会議体で連携の実をあげるための検討を続ける。

歴史学科の教育研究に深く関わる大学博物館の運営に関しては、歴史学科教員が中心となり、その価値を最大限に発揮できるよう綿密な検討を重ねてきている。博物館関連規程に定める諸委員会で実効性ある施策を検討している。

改善すべき課題として残っている合同研究室的設備の整備に関しては、歴史学科の実習室や英文学科の英語教育合同研究室を開設したときのように、全学的な手順に従って施設の確保を大学に申請し、学科の要望を伝えていく準備をそれぞれの会議体で進める。

第2節 文学研究科

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

文学研究科の理念・目的及び教育目標は次の通りである。

1. 理念・目的

文化と歴史の観点から、複雑に絡み合い、多様な形態をみせる人間個々人と、それが構成する社会の過去と現在を理解する能力を有するための教育と研究を展開する。

2. 教育目標

複数教員による指導体制と学際的な研究体制にもとづき、高度の専門的知識と能力を有する職業人の養成および国際的な評価にも耐えうる研究能力の養成を目的とする教育と研究を展開する。

以上の研究科全体の理念・目的及び教育目標のもとに各専攻が、次のように理念・目的及び教育目標を掲げて教育と研究を展開し、それに伴う人材養成等の目的の適切性を維持している。

《英語英文学専攻》

1. 理念・目的

主として英米文学や英語学に関わる先端的理論を含む多様な知見の修得および厳密な原典読解を通し、独創的な研究能力の涵養を目指すとともに、教員をはじめとした専門的職業人として社会に貢献できる人材の育成に努める。

2. 教育目標

- (1) 複数教員による指導体制を採りながら、英米文学や英語学などの分野に関わる多様な研究の紹介や最新の理論の分析などを通じて、創造性豊かな専門的研究能力を養成する。
- (2) 原典の精密な読解や分析を通して、語学力および論理的分析力や構想力を涵養する。
- (3) オリジナリティー溢れる研究成果の積極的発表の奨励など、専門的研究分野への学問的貢献を促す。
- (4) 英語教育および英語英文学に関わる専門教育等において、地域社会への貢献を果たしうる人材を育成する。
- (5) 国際的コミュニケーション能力を備え、グローバルな場で活躍しうる人材を育成する。

《ヨーロッパ文化史専攻》

1. 理念・目的

きめ細かな少人数教育によって、キリスト教を基盤とするヨーロッパ文化を歴史的に考究し高度の専門的知識を習得することを基本理念とし、これによって、グローバル化した現代世界についての的確な判断と能力を持った人材を養成する。

2. 教育目標

- (1) 複数教員による指導体制のもと、一次資料に基づいたヨーロッパの文化と歴史に関する学際的な研究方法と知識を習得させる。
- (2) 演習・論文指導などを通じて、主体的で独創的な問題設定と問題解決能力を向上させる。
- (3) 研究成果を国内外の学会や学術誌に公開することを促し、グローバルな研究意識を高めさせる。
- (4) グローバル・スタンダードの教養を身につけさせ、多様な分野で活躍できる専門的職業人を養成する。

《アジア文化史専攻》

1. 理念・目的

日本とアジア各地の歴史と文化について、地域研究を重視しながら、国家や民族を越えた広い視野に立って深く思考し、学際的かつ高度な研究ができる人材を育成する。

2. 教育目標

- (1) 複数教員による指導体制の下、日本とアジア各地の歴史と文化に関する先端的で高度な研究方法と知識を習得させながら、専門的で学際的な研究能力を養成する。
- (2) 日本とアジア各地での原典調査と遺跡調査の実践をうながし、独創的な問題設定と独自の問題解決能力を修得させる。
- (3) 研究成果を国内外の学会や学術誌に積極的に公表することを奨励し、グローバルな研究意識を向上させる。
- (4) 歴史と文化に関する高度で専門的な教育と研究に関わる地域社会の多様な分野で活躍しうる人材を育成する。
- (5) 博士後期課程においては、国際的に通用しうる研究能力を涵養し、日本やアジア各地の教育や研究等で指導的役割を果たしうる専門的職業人の養成を重視する。

以上を要するに、本研究科の理念・目的及び教育目標を一貫しているテーマは、複数指導体制・原典主義（資料主義）・グローバル主義と国際主義・専門的職業人の育成であり、3専攻ともに、前期課程にあつては高度な専門的能力を備えた職業人の養成、後期課程にあつては学術的に高度な、かつ国際的・グローバルな能力を備えた研究者の養成を主眼としている。

イ 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

研究科及び各専攻の理念・目的・教育目標は、大学院学則第1条第2項別表に明示されているほか、大学院学生には『大学院要覧』、受験生及び父母には『父母のための大学ガイド』や『東北学院大学大学院2009』などによって周知されている。また、公開行事の際にも広く一般市民に積極的に理念や目的を説明しているし、『ヨーロッパ文化史研究』や『アジア文化史研究』などの機関誌においても公表している。研究科所属以外の学内教員に対しても、『大学院要覧』の配布を通して周知を徹底している。

ウ 大学院研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

現在のところ、妥当性を検証する組織は、「文学研究科委員会」「各専攻会議」「専攻主任会議」及び平成20(2008)年度に設置された「研究科点検評価委員会」の4組織である。

実際には、各専攻の所属教員全員からなる各専攻会議が検証作業の実質的役割を果たしているが、その取りまとめの組織として点検評価委員会の機能を強化し始めたところである。点検評価委員会は、研究科長・3専攻主任及び研究科選出の全学点検評価委員1名からなり、全学の点検評価作業と連動しながら、妥当性の検証を行っている。新しい組織ではあるが、この点検評価委員会が妥当性を検証する最終的な組織となっている。

【点検・評価】

現在までのところ、文学研究科委員会・各専攻会議・専攻主任会議・研究科点検評価委員会で点検・評価を行っており、人文学系大学院研究科・専攻の理念・目的及び教育目標として十分妥当なものであると自己評価している。

ただし、この理念・目的及び教育目標がいかに実現されているかは、常に点検されなければならない、各専攻で常時、次のような点検を行っている。

《英語英文学専攻》

修了生の就職状況、学会・学術誌への研究成果公表状況に理念・目的及び教育目標の主旨が十分反映されているか、点検・評価している。

《ヨーロッパ文化史専攻》

学生の研究状況の正確な把握、研究成果の客観的評価を有効に実施し、その結果が理念・目的及び教育目標の主旨に十分かなっているか、点検・評価している。

《アジア文化史専攻》

学会・学術誌への研究成果公表状況、学外実習での充実度に理念・目的及び教育目標の主旨が十分反映されているか、点検・評価している。

その結果、3専攻に共通する問題として浮かび上がっているのが、教育機関や研究機関において、いわば即戦力として勤務し得る人材を養成するために、より一層の教育を推進しなければならないということである。これは現状の理念・目的・教育目標に問題があるためではなく、情報処理技能をはじめとして、社会から要請される習得しなければならない新しい能力が、近年大幅に増加しており、前期課程2年・後期課程3年の期間にすべてを習得するのが、事実上困難になりつつあるためである。

【改善方策】

上記の問題点を解決するため、3専攻が共通して試みている方策は、学外実習・学外研修など、学外機関での教育・研究活動の積極的な推進である。英語英文学専攻の小学校英語教育への参加、ヨーロッパ文化史専攻の他大学大学院学生との合同研究会開催、アジア文化史専攻の日本各地・中国・韓国での現地実習などがそれである。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1、表2に対応）

本研究科は当初昭和39(1964)年に創設された英語英文学専攻1専攻のみの研究科として出発し、その状況が30年以上続いたが、平成9(1997)年にヨーロッパ文化史専攻・アジ

ア文化史専攻が設置されて3専攻体制となり、現在に至っている。

3専攻ともに博士前期課程・博士後期課程を有し、英語英文学専攻にあつては英米文化と英語学、ヨーロッパ文化史専攻にあつてはキリスト教史・神学とヨーロッパ・アメリカ史、アジア文化史にあつては日本史・アジア史・考古学・民俗学・地理学が、主要な専門分野として配置されている。

この組織構成は、研究科全体としてみた場合、形式的には文学と歴史2部門の専攻名をかかっているものの、ヨーロッパ文化史専攻のキリスト教史・神学分野が宗教（哲学）部門の専攻に準ずるものとして配置されており、不完全ながらも文・史・哲3部門を擁する人文系総合大学院の体裁をとって、人間個々のありさまを過去・現在を通して総合的に研究するという本研究科の理念・目的に応じた組織構成となっている。また、各専門分野の教育プロセスが発展段階的に相互連系的に結合されており、複数指導體制・原典主義（資料主義）・グローバル主義と国際主義・専門的職業人の養成を主旨とする、本研究科の教育目標に相応じたものとなっている。

イ 大学院研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

文学研究科委員会・各専攻会議・専攻主任会議・研究科点検評価委員会が検証する組織であるが、任用・昇任人事は学部の専決事項であるため、3専攻の母体となっている文学部英文学科・同キリスト教学科・同歴史学科と連携して検証を実施している。各組織からの検証結果をまとめるのは点検評価委員会であり、点検・評価の専門組織として検証の中心になっている。

【点検・評価】

1 研究科3専攻のこの組織体制は、その理念・目的及び教育目標に応じた適切なものであると評価している。ただ、ここ数年の学部組織改編からの影響によって、理想的な組織体制をとることが少しく困難になりつつあることも事実である。例えば、英語英文学専攻における英語教育分野の比重が英米文学分野に比べてかなり低いという問題、ヨーロッパ文化史専攻における古代史・神学分野の比重が他分野に比べて低いという問題などである。1 研究3専攻という組織に改編をせまるほどの問題ではないが、グローバル主義を標榜している以上、分野の配置に偏りがみられるのは問題であるといわねばならない。

【改善方策】

上記の問題点を生み出している主要な原因は、母体となる学部組織のありかたにある。すなわち、3専攻の母体となっている文学部の英文学科・キリスト教学科・歴史学科の組織、特にその学部3学科の教員配置のあり方が、文学研究科3専攻の組織を事実上制約しているのである。

ことに近年は、数度にわたるカリキュラムの改正、学部総教員定数の削減などによって、文学部3学科の組織自体が、教員配置の上でさまざまな問題に直面しており、研究科の組織もその強い影響を受けている。上記の問題点が生じている理由はここにある。

このような制約の中で、研究科3専攻のあるべき組織を維持するためには、次のような方策を実施しなければならない。第一に、やはり学部組織に研究科の要望を反映できるよ

う、とりわけ学部との人事連携をより強化することである。第二は、学部組織に対応したままで、なおかつ研究科・専攻の理念・目的及び教育目標が達成できるように、研究科3専攻の教育組織を再編成することである。第三は、特任教授制度などの特別措置を実施することである。母体の1つである文学部キリスト教学科が、大幅に改組されて平成23(2011)年4月に総合人文学科として出発するのにあわせて、この3つの方策を鋭意実行したいと考えている。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

本研究科は、英語英文学・ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻の3専攻ともに、前期課程にあつては、語学・文学・文化・歴史の研究に関する学際的で高度な専門的知識の習得と、それを応用した研究能力の涵養を目的とし、後期課程にあつては、国際的に通用しうる能力をもった専門的研究者の養成を目的としている。

そのため、3専攻とも、前期・後期を通じて、それぞれ異なった分野を専門とする複数教員による指導体制・外国語原典資料読解力の涵養・国外研究成果の導入などに特に意を用いた教育課程を編成することが主要な到達目標となっている。

また、修了後は研究機関だけでなく、中学校・高等学校教員・文化財機関職員など、多様な職種への就職が想定されているため、教科教育・文化財処理技能の習得などにも配慮した教育課程を編成することも目標となっている。

【現状説明】

1. 大学院研究科の教育課程

上記の目標に到達するため、3専攻ともに、特に次のような教育内容と教育方法に留意し、教育課程を編成している。

- ①方法論・史料論などの導入科目・基礎科目を前期課程1年に、特別講義・特殊講義などの講義系科目と演習・講読などの演習系科目、すなわち発展・応用科目を前期課程1・2年次を通じて配置する。発展・応用科目は、講義系科目が学際性・国際性の涵養に、演習系科目が知識・読解力の習得にそれぞれ重点を置き、さらに両者を有機的に結合して指導を推進する。
- ②講義系科目においても演習系科目においても、基本的なものはもとより、最新の理論や新出の資料を積極的に取り上げる。
- ③修士論文・課程博士論文提出の前段階に、前期課程にあつては学内外学会における口頭発表、後期課程にあつては学術誌への論文掲載を義務づける。
- ④科目単位の認定にあつては、試験・レポートなどを義務づけるのはもちろん、必要な場合は、複数教員による口述試験を課することもある。
- ⑤修士論文・課程博士論文の審査にあつては、修士の場合は主査1名・副査1名以上、博士の場合は主査1名・副査3名以上（学外1名を含む）が審査にあたり、厳正な判

定のもとに、研究科委員会に上申して裁決に付することとする。

⑥学外からの非常勤講師はもとより、学外研究機関や調査現場での学外研究者の指導により、履修内容に公開性と学際性を持たせる。

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準

第3条第1項、同第4条第1項との関連

前期課程にあつては、1年次に方法論、史料論、演習Ⅰ、講読などを、2年次に演習Ⅱ、特殊講義（特論・特別講義）などを、導入科目・基礎科目から応用展開科目へという順序に従って年次配置しており、この教育過程は、高度な専門的職業人の養成を主旨とする本研究科前期課程の理念と目的、高度の専門性と深い学識及び卓越した能力の習得を主旨とする学校教育法の理念と目的、及び学校教育法の理念を実現するためのものとしての設置基準に十分かなっている。

後期課程にあつては、1年次に演習Ⅰ、2年次に演習Ⅱ、3年次に論文演習を、専門分野ごとに配置し、国際的な評価に耐えうる高い研究能力とグローバルな視野を持った研究者の養成を主旨とする本研究科後期課程の理念と目的、文化の進展に学術的に寄与し得る高度な能力の涵養を主旨とする学校教育法の理念、及び学校教育法の理念を実現するためのものとしての設置基準に十分かなっている。

各専攻の教育課程の概要は次の通りである。

《英語英文学専攻》

前期課程には、中世・近世・近代・現代の英文学、近代・現代のアメリカ文学、英語学・言語学・音韻論・文法論、英語教育学の各分野について、演習Ⅰ、演習Ⅱ、講読、特殊講義ⅠⅡ及び特別講義を、導入科目・基礎科目から応用展開科目へという順序に応じて年次配当しており、この教育課程は高度な専門的職業人の養成を主旨とする前期課程の理念・目的などに十分かなっている。

後期課程には、前期課程と同じ各分野について、演習Ⅰ、演習Ⅱと論文指導を年次配当しており、この教育課程も国際的な評価に耐えうる研究者の養成を主旨とする後期課程の理念・目的などに十分かなっている。

設立以来46年、この課程編成の基本的枠組み自体に変更はないが、学界の研究動向や教育方法論の進展などに応じて、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項・同第4条第1項及び平成17(2005)年9月5日中教審答申「新時代の大学院教育」の内容を考慮しつつ、科目改編・科目名変更などについて、数回の改善を実施してきている。

《ヨーロッパ文化史専攻》

前期課程には、古代・中世・近世・近代のヨーロッパ史、アメリカ史、キリスト教史・神学史の各分野について、演習Ⅰ、演習Ⅱ、特論、史料論、テーマ別講義を、基礎科目から応用展開科目へという順序に応じて年次配当しており、この教育課程は高い教養を備えた高度な専門的職業人の養成を主旨とする前期課程の理念・目的などに十分かなっている。

後期課程には、前期課程に配列している各分野を、地域と交通、国家と文化、社会と宗教などの組み合わせによって再編成した演習Ⅰ、演習Ⅱ及び論文指導を年次配当しており、この教育課程も国際的・学際的な研究者の養成を主旨とする後期課程の理念・目的などに十分かなっている。

設立以来 10 年以上、この課程編成の基本的枠組み自体に変更はないが、英語英文学専攻と同様、学校教育法・大学院設置基準・中教審答申の内容を考慮し、学界の研究動向や教育方法論の展開に応じつつ、いくつかの改善を実施してきている。例えば、平成 18(2006)年度からヨーロッパ文化史の基礎科目を追加したのは、平成 17(2005)年中教審答申の主旨を踏まえて、大学院教育の実質化をより図ろうとする意図によるものである。

《アジア文化史専攻》

前期課程には、日本の古代・中世・近世・近現代・北方史、東アジアの古代・中世・近世史、東北アジア史、日本考古学、アジア考古学、民俗学、人文地理学、環境学の各分野について、演習Ⅰ、演習Ⅱ、特論、史料論、テーマ別講義を、基礎科目から応用展開科目へという順次に従って年次配当しており、この教育課程は高い技能を備えた高度な専門的職業人の養成を主旨とする前期課程の理念・目的などに十分かなっている。

後期課程には、前期課程に配列している各分野を、時代・地域・文化・民俗などによって再編成した演習Ⅰ、演習Ⅱ及び論文指導を年次配列しており、この教育課程も、高い資料処理能力を持った研究者の養成を主旨とする後期課程の理念・目的等に十分かなっている。

また本専攻では、資料処理技能の習得と開発に特に意を用いており、平成 17(2005)年の中教審答申を受けて、大学院教育の実質化の 1 つの重要な手段として、この技能の開発と習得を前期課程演習Ⅰ、演習Ⅱ及び史料論に実習として有機的に取り入れた指導を展開している。

イ 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

個別分野・個別地域・個別時代に偏ることのない、また個別理論・個別資料に偏ることのない科目の履修が可能な科目編成を取っていて、広い視野の涵養が可能となっている上に、演習系科目の履修によって 1～2 の分野について精密かつ深奥な学識の涵養が可能となっている。また、実習を含む演習系科目や方法論の配置によって、語学・文学・歴史・文化・民俗などにおける、専門的職業人としての高度な能力の涵養が可能となっている。

各専攻前期課程の、この適合性に関する具体的内容は次の通りである。

《英語英文学専攻》

英米文学・英語学及び英語教育に関する科目が、専門・地域・時代に偏ることなく、網羅的に配置されており、理論・方法の習得、資料・データの処理能力の涵養など、いずれをとっても、人文系研究科専攻の前期課程にふさわしい教育課程が編成されている。その上、当然のことではあるが英語をはじめとする諸言語の習熟に資するよう、語学・文学・教育学三者を連携させて指導する仕組みがとられている。

《ヨーロッパ文化史専攻》

ヨーロッパ史・アメリカ史・キリスト教史・神学史に関する科目が、専門・地域・時代に偏ることなく、網羅的に配置されており、知識・方法の習得と理解、一次資料読解能力の涵養など、いずれをとっても、人文系研究科専攻の前期課程にふさわしい教育課程が編成されている。その上、ヨーロッパ史・アメリカ史を貫くキリスト教主義という重要な思想基盤について、それを教条的・表面的ではなく客観的・構造的に理解することができる

よう科目が設置されており、いわばヨーロッパ・アメリカ精神史の正しい理解が可能となっている。言い換えれば、キリスト教主義精神を絶対的なものとして捉えるのではなく、あくまで歴史現象の1つとしてとらえ、それをもってヨーロッパ史・アメリカ史研究を客観的に考察しようとするのであって、真に公平な学際性・国際性を身につけるための適切な方法がとられている。

《アジア文化史専攻》

日本史・アジア史・考古学・民俗学・地理学・環境学に関する科目が、専門・地域・時代に偏ることなく、網羅的に配置されており、知識・方法の習得と理解、一次資料読解能力の涵養など、いずれをとっても、人文系研究科専攻の前期課程にふさわしい教育課程が編成されている。特に意を用いているのは、資料処理能力涵養のための学外実習であり、演習・史料論などの科目と連携しながら、国内外の現場で鋭意実施している。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

1年次の演習Ⅰ、2年次の演習Ⅱ、3年次の論文指導というシンプルな科目配置であるが、このなかに、方法論習得・資料読解力習得と課題構想・学会発表・研究論文作成・学外実習などが有機的に組み合わせられており、自立した研究者として活動し得る能力の涵養が可能となっている。また、そこには国際的な学界動向を理解した上での、最新の方法論の習得、専門的資料の読解能力、特殊言語や特殊言語の習得が織り込まれており、国際的でグローバルな、真に豊かな学識の涵養が可能となっている。

各専攻後期課程の、この適合性に関する特筆すべき内容は次の通りである。

《英語英文学専攻》

演習Ⅰ、演習Ⅱ及び論文指導という科目配置のもとに、日本英文学会・東北英文学会をはじめとする各種の関連学会、大学院英語英文学専攻課程協議会などにおける口頭発表や論文掲載を義務づけるとともに、文学・語学・教育学三者の教員が連携して、研究構想・文章表現・資料読解に関する指導を綿密に施している。

《ヨーロッパ文化史専攻》

演習Ⅰ、演習Ⅱ及び論文指導という科目配置のもとに、主・副指導体制によって大学院学生の研究テーマに沿った綿密な指導を施すとともに、特に政治・経済と社会・宗教・文化の関連を念頭に置いた視点の導入に特に意を用いている。

《アジア文化史専攻》

演習Ⅰ、演習Ⅱ及び論文指導という科目配置のもとに、複数指導体制によって大学院学生の研究テーマに沿った綿密な指導を施すとともに、遺跡現場・大学・博物館・自治体文化財機関などでの現場教育を積極的に取り込み、最新の機材を使用した資料処理技能の習得・開発に特に意を用いている。

エ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

本研究科の英語英文学専攻、ヨーロッパ文化史専攻、アジア文化史専攻は、それぞれ文

学部の英文学科、キリスト教学科・歴史学科ヨーロッパ・アメリカ史分野、歴史学科日本史、考古学、東洋史、民俗学の各分野に、その基礎を置いている。両者の教育内容は、いうまでもなく密接に対応しており、事実として学部の専門分野をそのまま大学院の専門分野とする者が多いのはそのためである。したがって3学科とも、大学院進学希望者に対しては、関連する学部専門科目の履修を促すとともに、選択科目となっている論文指導（卒業論文）の履修をなかば義務づけている。

大学院設置科目に対応する学部科目の設置状況の概要を、3専攻ごとに記すと次のようになる。

《英語英文学専攻》

本専攻の基礎となる文学部英文学科は、昼間主・夜間主コースに英語コミュニケーション系・英米文学系・英語学系・英語文化論系の4専修系を置いている。学部生はこの専修系の1つを中心に専門教育を受けるが、他の3専修系との履修連携は有機的であり、どの専修系に属していても、本専攻の英米文学・英語学・英語教育分野のいずれであれ、進学する道が開かれている。

《ヨーロッパ文化史専攻》

本専攻の基礎となる文学部キリスト教学科及び歴史学科ヨーロッパ・アメリカ史分野には、演習・講読・卒論指導などの専門科目が、ヨーロッパ史・アメリカ史・キリスト教史・神学史のほぼ全分野にわたって配置されており、本専攻のそれぞれの分野に進学する道が開かれている。ことに卒論指導を中心とする4年次配当科目の履修に際しては、大学院進学に応じた資料読解力の養成に特に意を用いており、本専攻との連携は極めて緊密である。

《アジア文化史専攻》

本専攻の基礎となる文学部歴史学科日本史、考古学、東洋史、民俗学の各分野には、演習・講読・卒論指導などの科目が、日本史・アジア史・考古学・民俗学のほぼ全分野にわたって配置されており、本専攻のそれぞれの分野に進学する道が開かれている。考古学・民俗学はもとより、日本史・アジア史を専攻する学部生に対しても、TAの指導補助・実習・研究会活動などを通して、大学院学生と合同で学習作業にあたる機会が与えられており、本専攻との連携は極めて緊密である。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

前期課程の教育内容と後期課程の教育内容は既に述べた通りであるが、前期課程の教育内容は、修了後、高度な専門的職業人として社会で即戦力として活躍しうる人材の養成に対応しているとともに、後期課程に進学して将来自立した研究者たりうる人材の養成にも対応している。具体的には、科目配置における前期課程と後期課程の有機的結合、同一教員による前期課程から後期課程への継続指導、後期課程大学院学生のTAとしての前期課程教育へのかかわりなどによって、有機的に機能している。

カ 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

キ 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

3専攻とも、前期課程においては、1年次の研究分野選択の指導、学内研究会での研究発表義務づけ、2年次の修士論文の構想発表、複数教員による数回のコロキアムの開催、修士論文題目届の提出などとなっている。

後期課程においては、1年次の研究計画書・研究経過報告書の提出・学会発表、2年次の博士論文中間報告書の提出・研究論文の作成、複数教員による数回のコロキアムの開催、3年次の博士論文最終構想の提出などとなっている。

前期課程と後期課程の最も大きな違いは、前期課程にあつては義務づけていない学術雑誌に掲載する研究論文の作成を、後期課程にあつては義務づけていることである。

なお、両課程の教育システム・プロセスの具体的な内容は、大学院要覧掲載のシラバスに明示し、大学院学生にあらかじめ周知徹底させている。

ク 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との適合性

本項は、文学研究科には該当しない。

2. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

大学院学則第12条第2項で「各研究科の授業科目の単位数の計算基準は、学部に基づき」としている。その学部においては、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する」とし、「講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする」（学則第24条の2第1項第1号）としているが、実際には、15時間の授業時間をもって1単位としている。

基本的には、「講義」「演習」といった授業形態にかかわらず、授業科目の単位計算方法は同じであり、学部同様、15時間の授業をもって1単位としている。この計算方法に基づき、週2時間（90分）の授業で半期授業科目を2単位、通年授業科目を4単位とし、2年継続履修の演習等の授業科目では8単位としている。

本研究科の場合、史料論・テーマ別講義などが半期2単位であるのを除いて、演習・講読・特論など、他の科目はすべて通年4単位である。3専攻ごとの形態は次の通りであり、若干の違いがある。

《英語英文学専攻》

前期課程には、演習Ⅰ、演習Ⅱ、講読の演習系科目、特殊講義Ⅰ、特殊講義Ⅱ、特別講義の講義系科目、後期課程には演習Ⅰ、演習Ⅱ及び論文指導の演習系科目を配置しており、集中講義が半期2単位であるのを除いて、いずれも通年4単位である。

《ヨーロッパ文化史専攻》

前期課程には、演習Ⅰ、演習Ⅱ・史料論Ⅰ、史料論Ⅱの演習系科目、概論、特論の講義系科目、後期課程には演習Ⅰ、演習Ⅱ及び論文指導の演習系科目を配置しており、史料論、集中講義が半期2単位であるのを除いて、いずれも通年4単位である。ヨーロッパ・アメ

リカ史分野とキリスト教分野の双方を開講しているため、やや総開講科目数が多いが、大学院学生は困難なく履修している。

《アジア文化史専攻》

前期課程には、演習Ⅰ、演習Ⅱ、史料論の演習系科目、特論、テーマ別講義の講義系科目、後期課程には演習Ⅰ、演習Ⅱ及び論文指導の演習系科目を配置しており、史料論、テーマ別講義、集中講義は半期2単位、演習系は通年4単位である。史料論、テーマ別講義が半期2単位であるのは、1年で両者を組み合わせて履修することができるよう配慮したものであり、大学院学生は効率的に履修している。

3. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第15条)

大学院学則第14条の2において、国内の他の大学院での授業科目の履修を認めており、同条第2項で、「前項の規定により履修した単位については、10単位を超えない範囲で、本大学院で履修したものとみなすことができる」と定めている。また、同第27条において、外国の大学院への留学を認めており、1年間に限り在学期間に参入し、10単位を超えない範囲で単位を認めることができることになっている。

入学前の既修得単位については、大学院学則第15条の3において認められており、第14条の2及び第27条により修得した10単位とは別に、10単位を超えない範囲で単位を認定することができることになっている。

本研究科の場合、英語英文学専攻が「大学院英語英文学専攻課程協議会」に加盟して、加盟大学院から10単位を限度に履修を認める単位互換制度を導入している。ただし、本専攻の所在地が加盟大学院から遠隔の地にあるため、この制度を利用した大学院学生は極めて少数である。ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻には現在のところそのような制度はないが、留学等によって他大学院の単位を取得した場合、審査を経て専攻の単位として認定することは可能となっている。

4. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

3専攻とも2～3年に1名ほどの頻度で、前期課程・後期課程への社会人入学者がある。そのため「昼夜開講制」を導入し、同一科目を昼間・夜間に2回開講するなど、履修環境の整備に配慮している。また、両課程とも2年・3年で学位を取得することが困難な場合が多く、課外の補習などによって指導を強化している。

外国人留学生については、3専攻とも現在まで実例がないが、日本人学生に比べて、指導教員による個別指導をより強く実施することになっている。

5. 独立大学院等の教育課程

ア 学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視

野に入れた当該課程の教育内容の体系的・一貫性を確保するための方途の適切性

本項は、文学研究科には該当しない。

6. 連合大学院の教育課程

ア 連合大学院における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

イ 複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

7. 「連携大学院」の教育課程

ア 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

本項は、文学研究科には該当しない。

【点検・評価】

本研究科3専攻の教育課程は、人文系研究科専攻のそれとして、極めて適切なものであると自己評価している。これは、前期課程を例にとれば、入学定員が英語英文学専攻10名、ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻各5名であるのに対して、教員数がそれぞれ11名・8名・11名である上に、教員の専門分野が必要なほぼ全部の分野に及んでおり、あるべき教育課程の編成が十二分に可能となっているためである。

もちろん、不備な点が皆無なわけではなく、専攻主任会議や点検評価委員会では、3専攻とも演習系科目を中心に、導入→基礎→応用展開という年次進行プロセスが実質的には実施されているが、そのことが課程表（科目一覧表）などに明示されていないという点が問題となっている。

【改善方策】

上記の問題については、表記上の技術的な問題であり、基礎・応用展開などの語句の明記とともに、科目名の一部変更や科目の並び替えによって解決できる問題である。このことは他の研究科でも問題となっており、全学的な検討と連携しつつ、本研究科では平成23(2011)年4月から新しい課程表（科目一覧表）を施行する予定である。

②教育方法等

【到達目標】

上述した本研究科3専攻の理念と目的及び教育目標を達成するために、教育組織と教育課程の主旨を実現することを目指して、教育効果・成績評価・研究指導などの体制を逐次点検・整備していくことが到達目標である。具体的な内容については、以下に記すものとする。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

3専攻とも教育効果を測定する方法として、次のものを実施している。

- ①前期課程における研究計画書、後期課程における研究計画書・研究経過報告書・博士論文中間報告の提出。
- ②前期課程における学内外研究会での研究発表、後期課程における学外研究会での研究発表及び学会誌への論文掲載。英語英文学専攻では機関誌『東北』、ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻では機関誌『ヨーロッパ文化史研究』・『アジア文化史研究』をはじめ、内外数多くの学術誌への掲載が実現している。
- ③前期課程・後期課程における複数教員による数回の口述試問。
- ④学外機関・現場での実習・調査。

3専攻とも、教育効果を判定する最終手段は修士論文・博士論文の内容であるが、それにいたる各段階の効果測定として、上記の試みを実施しているのであり、学外研究者・研究機関からの評価を積極的に導入していることが、3専攻に共通している方策である。

イ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

過去5年間の進路状況は、3専攻ともに、前期課程修了者にあつては、後期課程進学者・公務員・中学校高等学校教員・一般企業などがほぼ同数であり、後期課程修了者にあつては高等学校・大学の非常勤講師がその大半である。

前期課程修了者の場合、修了からほぼ3年の間に、およそ7割が高等学校教員・公務員・文化財関係などの正規職員に就職しており、近年の社会状況の中では、かなり評価できるものと考えている。後期課程修了者の場合、ほとんどが大学非常勤講師を継続しながら、大学常勤教員への就職を待っている状況である。

過去5年間の3専攻の具体的な状況は次の通りである。

《英語英文学専攻》

前期課程修了者をみると、3分の1が後期課程進学、半数が中学校・高等学校教員、その他数名（大学事務・主婦）である。中学校・高等学校教員のうち常勤はほぼ半数で、他は非常勤講師である。非常勤職員から2～3年のうちに常勤になる例が目立っている。

後期課程修了者の3名は大学非常勤講師である。

高等学校常勤教員や大学教員への就職が極めて困難な状況ではあるが、一般企業への就職を目指す者はごく少数で、多くは初志を遂げるために高等学校・大学の非常勤職員を継続している。

《ヨーロッパ文化史専攻》

前期課程修了者をみると、2割ほどが後期課程進学、残りは高等学校非常勤講師・地方公務員・一般企業がほぼ同数である。地方公務員・一般企業の正規職員が半数以上であるのは評価できるが、高等学校教員のほとんどが非常勤職員であり、近年の社会状況を反映している。

後期課程修了者3名はいずれも高等学校教員・大学教員への就職を希望しており、3名とも大学非常勤講師を継続している。

《アジア文化史専攻》

前期課程修了者をみると、一般企業がほぼ半数、文化財関係を含む公務員・私立学校教員・官公庁非常勤職員がほぼ同数である。近年の社会状況の割には、非常勤勤務が少ないであろうし、博物館・埋蔵文化関係などへの正規採用も3名に上っている。社会人2名は、

1人が大学研究所客員として研究を継続しており、1人は郷里で文化活動に従事している。

後期課程の修了者3名のうち2名は、専門職への就職を目指して高等学校・大学の非常勤講師を継続しており、1名は地方自治体文化財関係職の常勤職員となっている。

ウ 大学教員、研究機関の研究者などへの就職状況と高度専門職への就職状況

上に記した通り、後期課程修了者7名のうち、3専攻あわせて6名が大学非常勤講師に、1名が地方自治体文化財課の常勤職員に、前期課程修了者のうち、アジア文化史専攻修士課程修了者の3名が博物館・地方自治体文化財課の常勤職員に就職している。

2. 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

3専攻とも、上記「1-ア」の項に記述した方法に従い成績を評価しているが、評価の責任は、演習系科目においては主たる指導教員が、講義系科目においては担当教員が負っている。前述した評価指標のうち3専攻が特に重視しているのは、資料読解力の達成度であり、演習系科目における発表状況・レポートの内容などによって厳正に評価している。

イ 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

本項は、文学研究科には該当しない。

3. 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

この項については、「①-1-イ、ウ、キ」の項に示した通りであり、前期課程にあっては修士論文の作成に到る過程に、各科目の履修と修士論文構想の提示、学会発表を義務づけ、後期課程にあっては課程博士の作成に至る過程に、各科目の履修と博士論文構想の提示、学会発表、学術誌掲載論文の作成を義務づけている。

イ 学生に対する履修指導の適切性

3専攻とも、上述した教育課程・教育方法の内容に応じて円滑かつ効率的に履修できるよう、逐次指導している。研究科・専攻が年度当初に全体で履修指導を実施しているのをはじめ、専攻主任・主たる指導教員の指導が個別的・恒常的に実施されており、大学院学生の教育・研究において、科目履修上支障が生じたことは皆無である。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

3専攻とも、極めて充実している。講義においても課外においても、資料講読の指導はもとより、新しい資料や研究方法の紹介、外部研究者・研究機関への帯同など、きめ細かい個別指導が実施されており、大学院学生の能力向上に大きな役割を果たしている。

また、英語英文学研究所、ヨーロッパ文化研究所、東北文化研究所、アジア流域文化研究所などの研究活動に、指導教員が大学院学生とともに参加する場合も多く、これも大学院学生指導に大きな効果をあげている。

いわば、人文系大学院として一種徒弟的な指導関係が有効的に機能しているわけである

が、一方で指導教員に依存するあまり、大学院学生の自立に支障が生じかねないことも確かであり、指導教員はこの点を常に自覚しつつ、複数教員指導体制など指導の公開性にも十分留意しながら指導を実施している。英語英文学専攻における小学校英語教育現場での大学院学生指導、ヨーロッパ文化史専攻におけるオープン・リサーチ・センター整備事業（「ヨーロッパ・グローバリゼーションと諸地域の変容」）活動における大学院学生指導、アジア文化史専攻における大学院教育改革支援プログラム（「遺跡遺物資料処理技能開発の日中韓協同推進」）活動における大学院学生指導などは、そのような公開の場における指導の例である。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

3専攻とも、「主たる指導教員」が指導方針・指導内容に責任を負い、「副指導教員」が論文査読・資料講読指導・外国語指導など、2つ程度の特定の事項で、主たる指導教員を補佐する体制がとられており、適切に運営されている。

オ 研究分野や指導教員に係る学生からの変更希望への対処方策

3専攻とも、前期課程・後期課程進学当初に、研究計画書に従って、複数教員が大学院学生とともに詳細に協議して研究分野・研究目標・必要資料などを決定しており、現在まで研究分野や指導教員の変更があった例はない。それでもなおかつ、今後変更の希望が出された場合は、各専攻会議で慎重に審議し、やむを得ないと認められた場合に限り、研究科委員会に上申して採決に付することとしている。

なお、それとは別に、教員の退職などにより、継続して希望教員の指導が受けられない事態が生じることがある。これに対しては、当該大学院学生が修了するまで退職教員を非常勤講師として任用する、対応する学外専門研究者を非常勤講師として招致する、すみやかにしかるべき後任を任用する、などの方法でもって対応してきており、大学院学生に不利益が生じたことはない。

4. 医学系大学院の教育・研究指導

ア 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度

イ 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. 「連携大学院」における研究指導等

ア 「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性

本項は、文学研究科には該当しない。

6. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

教育・指導方法の改善などを検討し、その方策を立案する組織は専攻主任会議である。研究科委員会・専攻会議・研究科点検評価委員会、あるいは教員個人から提出された意見に基づいて検討と立案を行い、必要なものを研究科委員会に上申している。

また、大学院学生からの意見や要望は、研究科院生会から提出されることになっており、院生会の代表が各専攻主任に書面又は口頭でもって提出している。

専攻主任会議で立案し研究科委員会で議決された意見や要望は、毎年度 11 月にとりまとめ、研究科長が関連部局に上申して、次の年度から実施に移している。

現在までのところ、教員・大学院学生から提出されている問題点は、時間割の編成、研究機器の整備など、いわば技術的なものに限られており、教育・研究指導方法自体に関するものはほとんどない。それだけ教育・研究指導方法が整備されているともいえるが、今後は、他大学大学院の指導方法を積極的に参照するなど、FD 活動を充実させていきたいと考えている。

イ シラバスの作成と活用状況

ここ 2 年間の改定によって、3 専攻前期過程・後期過程とも、講義概要・到達目標・授業内容・成績評価方法・事前準備などを記述した、極めて詳細・合理的なものになっており、大学院学生の履修科目選定と評価方法の周知に大きく役立っている。なお、英語英文学専攻後期課程のシラバスだけは改定を実施しておらず、平成 22(2010)年度から改定を実施できるよう、現在当該専攻で原案を検討中である。

ウ 学生による授業評価の活用状況

3 専攻の定員が 10 名・5 名・5 名という少数であることからして、日常の講義や指導の中で実質的な授業評価を行ってきており、研究科全体として組織的には実施してきていない。学生個人から寄せられるそれらの意見や、随時に院生会から研究科長や専攻主任に寄せられる意見によって各専攻が方策を審議し、必要なものを研究科委員会に上申し採決に付している。学生の授業評価をどのような形で実施するかについては、現在各専攻で検討中であるが、大学院学生数や人文系専攻のあり方などを考えると、アンケート式よりも座談式などのほうが適切であるとの意見もあり、現在のところ未決定である。

エ 修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

3 専攻とも、現在のところ組織的には実施していない。ただ修了生が、現職教員講習や共同研究分担などによって教員・大学院学生と接触する機会があり、その際には在学時の教育・研究方法の是非について、教員・大学院学生双方に意見が寄せられる場合がある。

【点検・評価】

本研究科 3 専攻の教育方法は、人文系研究科専攻のそれとして適切なものであると評価している。指導方法・評価方法いずれも所期の効果を十分に上げており、その不備が研究科委員会・専攻会議・専攻主任会議・研究科点検評価委員会で問題にされたことはない。

しかしながら、2 年・3 年の年限でもって前期課程・後期課程を修了できない大学院学生がかなりの割合で存在するのも確かであり、3 専攻共通の問題となっている。

【改善方策】

目下のところ、上記の問題に対して、教育方法自体に大きな不備があるためではないというのが、研究科・専攻の認識である。この問題が生じている原因は2つあると考えている。

第一は、人文系大学院学生によく見られる現象であるが、内容に完璧を期するあまり、修士論文や博士論文の作成に所定年限以上の年数を費やす者が多いことである。これについては、指導をより強化するとともに、9月期修了などを積極的に促すなどの方策しかないのが現状である。

第二は、近年、学外での現場実習や資料収集を必要とする場合が多くなっており、大学院学生の時間上・経済上の負担が増大していることである。これについては、学外での活動をなるべく正課の時間に組み入れるとともに、大学院学生への経済的支援をより充実させることで対応したいと考えている。学生支援の項で後述するように、この第二の原因への対応策は3専攻とも次第に効果を上げつつある。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

研究科・専攻の理念・目的及び教育目標を達成するために、教育課程・教育方法の主旨に応じて、国内外の研究者・研究機関と積極的に交流するのが到達目標である。

それも単なる教育・研究情報の交換に終始するのではなく、教員・大学院学生の双方が現地に赴き調査や実習を実施し、機会を得て国内外での学会や学術誌で研究発表・論文公表するのが目標である。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

3専攻ともに、国際化への対応としては、外国人教員の任用、大学院学生の外国語能力の向上、国外研究情報の導入などを、国際交流の推進については、外国研究者による特別講義、客員教授の招致、留学などを掲げている。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（大学基礎データ表11に対応）

上記の基本方針に基づき、各専攻は次のような措置を講じている。

《英語英文学専攻》

平成11(1999)年の科目改編以降、英語英文学研究所などと連携して国外の研究者を招いて特別講義を開講しており、平成17(2005)年度からは、イギリス人1名を専任教員に任用している。また、「大学院英語英文学専攻課程協議会」などの活動を通じて、大学院学生に国外研究者との交流を実施させている。

大学院学生の国外留学については、過去に短期・長期の留学者がいたが、ここ数年はいない状況である。

《ヨーロッパ文化史専攻》

科学研究費やオープン・リサーチ・センター整備事業（「ヨーロッパ・グローバリゼーションと諸地域の変容」）などによって、積極的に外国人研究者を招致するのが、目下のところの主な措置である。これによって教員同士の学術交流は極めて活発なものとなっている。

《アジア文化史専攻》

毎年度、通年1名あるいは半期2名の客員教授を中国から招聘することにしており、中国社会科学院考古研究所・中国人民大学・湖北省社会科学院歴史研究所・武漢大学歴史系などの研究者を任用してきている。また、大学院教育改革支援プログラム（「遺跡遺物資料処理技能開発の日中韓協同推進」）などによる国外実習を積極的に推進しており、中国・韓国・ロシアなどの研究機関や現場において、年2～3回の割合で実施している。

ウ 国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況（大学基礎データ表12に対応）

3専攻とも、総じていえば教員の国内外大学院との交流には活発なものがあるが、大学院学生のそれについては、必ずしも活発であるとはいえない。

3専攻の具体的な状況は次の通りである。

《英語英文学専攻》

上記のように「大学院英語英文学専攻課程協議会」の参加校として、他校大学院と交流を実施している。ここ数年は、非常勤講師の招致が交流の主な形態となっている。国外との交流については、一部教員については活発であるものの、教員・大学院学生とも組織的な交流が実施されているわけではない。

《ヨーロッパ文化史専攻》

教員個人による教育による交流には国内外とも活発なものがあるが、組織的な交流については体制が整備されていない。客員教授制度を活用することは可能であるので、これを利用することが急務であると考えている。

《アジア文化史専攻》

正式な協定を交わしてはいないが、中国社会科学院考古研究所・中国人民大学・湖北省社会科学院歴史研究所・武漢大学歴史系などとは常時連携が可能な状況にあるし、その他、中国社会科学院近代史研究所・重慶師範大学歴史与文博学院・復旦大学文物与博物館系などとも逐次交流を実施しており、国外との交流は活発であると評価している。ただし、こういった諸機関との交流は、教員の個人的関係に依存することが多く、組織対組織の関係が築かれているわけではない。したがって、組織的な交流の仕組みを構築することが急務であり、その手始めとして、重慶師範大学歴史与文博学院（研究科）と本学アジア流域文化研究所の間に学術交流協定が結ばれるのと連携して、本専攻の教員・大学院学生が交流に参加したいと考えている。なお、専攻教員のうち3名が、南開大学歴史系・中国社会科学院考古研究所・重慶師範大学歴史与文博学院の客員教授に就任している。

国内大学院との交流については、教員個々の活動は活発であるが、大学院学生を含めた組織的交流が実現しているとは言い難い。

【点検・評価】

3専攻とも、教員については、国内外とも大学院等の学術機関との交流は活発であると

評価している。特にアジア文化史専攻の教員の活動は極めて活発である。しかし、そのほとんどは個人的な交流であって、研究科や専攻単位の組織的な交流は実施されていない。大学院学生についても、国内外学術機関に赴くことがあるものの、その交流はやはり個人的なものに留まっており、組織的な交流がなされているわけではない。

【改善方策】

国内外との組織的な交流を実施するには、組織間協定のもとでの単位互換・交換留学・客員教授交換・機関誌相互の論文掲載などの取り組みが挙げられるであろう。このうち、単位互換・交換留学については、学部では国外協定校との間で実施されており、研究科・専攻もこれに準じて実施できるよう、諸規程を立案中である。客員教授交換・機関誌相互の論文掲載については、既に一部実施しており、3専攻が共通の規定を制定して、より活発に推進したいと考えている。

④学位授与・課程修了の認定

【到達目標】

目的・理念及び教育目標の項で述べた、高度な技能を備えた専門的職業人（前期課程）・学際的・国際的な能力を備えた専門的研究者（後期課程）に十分対応する修士論文・博士論文の作成を、教育課程・教育方法の主旨を実現することを通して、可能とすることが目標である。

【現状説明】

1. 学位授与

ア 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（大学基礎データ表7に対応）

授与方針・基準については、3専攻とも「学位規程」や『大学院要覧』に明記されている。

その主旨は、修士にあっては高度な専門的職業人たるべきにふさわしい達成度とその内容の一部を学界に公開しうる達成度、博士にあっては何よりも学界全体の評価に耐えうる達成度である。

なお、以下の記述に「修了予定者延べ人数」とあるのは、各年度の修了予定者の総和であって、各年度の未授与者が次年度・次々年度の修了予定者にカウントされているため、実際の在籍者数を示すものではない。実際の在籍者数は、修了予定者延べ人数のおよそ半数である。

《英語英文学専攻》

過去5年間の学位授与状況は、前期課程修士授与者数17名（修了予定者延べ人数41名）、後期課程博士授与者数1名（修了予定者延べ人数5名）、論文博士1名である。

修了予定者数に対する実際の授与者数の割合がかなり低いことが見てとれるが、これは、授与方針や基準に問題があるわけではなく、内容に完璧を期するあまり、大学院学生自身が意図的に所定の年限を超過させてしまうことに主な原因がある。ことに文学系では、文

学的センスや文学的共感などが要求されるため、その傾向が強いと思われる。

《ヨーロッパ文化史専攻》

過去5年間の学位授与状況は、前期課程修士授与者数13名(修了予定者延べ人数17名)、後期課程博士授与者数1名(修了予定者延べ人数10名)、論文博士ゼロである。修了予定者数に対する実際の授与者数の割合はそれほど低くないと考えている。

《アジア文化史専攻》

過去5年間の学位授与状況は、前期課程修士授与者数36名(修了予定者延べ人数50名)、後期課程博士授与者数6名(修了予定者延べ人数24名)、論文博士ゼロである。修了予定者数に対する実際の授与者数の割合はそれほど低くないと考えている。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

既に教育方法の項で述べたように、3専攻とも、複数指導体制、研究計画書・中間報告書・研究公開の義務づけなど、学位論文作成に到る指導手順は適切であり、その審査も、3専攻ともに、修士論文は主査1名・副査1名の審査と専攻会議での判定資料公開、博士論文は主査1名・副査3名(うち学外者1名)と論文全編の専攻会議での公開を義務付けており、透明性・客観性は十分に保たれている。

ウ 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

大学院学則第15条で「修士論文又は特定の課題についての研究の成果」と定められているが、3専攻とも、現在のところそのような認定制度を採用していない。人文系研究科・専攻としては、やはり論文の形式が学位授与にもっともふさわしいと考えるからであるが、高度な内容を持った調査報告や発掘報告などをもって代替することが不可能なわけではない。この点については、3専攻の意見を調整・統一するのにかなりの時間がかかることが予想され、中・長期的な将来構想の中で検討したいと考えている。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

入学者選抜試験に日本語の試験、あるいはそれに準ずる資格を課しているほかは、特に措置を施していない。現在までのところ実例がないが、アジア圏などからの留学生が予想されていることもあるので、今後検討を進めたいと考えている。

2. 専門職大学院の修了要件等

ア 法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間及び修得単位数との適合性

本項は、文学研究科には該当しない。

3. 課程修了の認定

ア 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

東北学院大学大学院学則第16条第3号の規程に則って、そのような修了条件を認めており、適切・妥当なものであると考えるが、本研究科3専攻においては、今のところその細則を定めていない。

【点検・評価】

本研究科における学位授与・修了認定に関する措置は、3専攻ともおおむね適切なものであると評価している。そのことは、全国誌に公表するに耐えうる、質の高い修士論文・博士論文を数多く生み出していることに、十二分に反映されている。

ただ「1-ア」の項で述べたように、英語英文学専攻に特に顕著に見られるように、所定年限で修了できない大学院学生がかなりの割合で恒常的に存在することはやはり問題である。このことは、年度末の修了判定会議において毎回問題となっている。

【改善方策】

所定年限を越えて大学院学生が在籍するのは、教育方法や学位授与・修了認定の措置に特に問題があるためではなく、大学院学生が修士論文や課程博士の内容に完璧を期するあまりの現象であると思われる。

したがって、教育方法の項で述べたように、9月期修了の奨励や、学外活動の時間的・経費的支援など、いわば技術的な方策を施すのが当面のなすべき対応であると考えている。また、それとともに、主たる指導教員を中心としてメンタル面での助言や支援を行うことが是非とも必要である。というのも、研究仲間の先輩としての教員が研究仲間の後輩である大学院学生に、研究者としての心構えや若年のころの経験を親しく話すことが、大学院学生の研究意欲を大きく促進しているケースが多々見られるからである。教員個人の自覚に任せるだけではなく、研究科・専攻としてそのような交流の場を定期的に設定しなければならぬと考えている。

⑤通信制大学院

ア 通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の
適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

本学学生・他大学学生・社会人・外国人などから広く応募者を集め、本研究科にふさわしい有為な大学院学生を、定員通りに入学させることが到達目標である。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（大学基礎データ表 18-3 に対応）

学生募集の方法としては、3専攻とも、6月に実施される学内での入試説明会、『大学院案内』『大学院学生募集要項』などの学外への公表と配布、ホームページによる広報などが、その主な手段となっており、もちろん学部授業の中でも逐次広報活動が実施されている。

入学者選抜方法としては、3専攻とも、「学内推薦特別選考」においては書類審査と口述試験、「一般入試」においては、書類審査・専門試験・外国語試験及び口述試験、「社会人入試」においては、書類審査と口述試験を課している。

各専攻の入学者選抜方法について、特記すべきところは次の通りである。

《英語英文学専攻》

前期課程にあつては卒業論文（あるいはそれに準ずる研究）の達成水準、後期課程にあつては修士論文の達成水準を判定材料として重視するとともに、両課程ともに英語読解力の水準を特に重視しており、多くの場合、この読解力の優劣が合否を左右しているといっても過言ではない。専攻の性格からして当然であるが、その結果、高い英語読解力を持った大学院学生を獲得し得ている。

《ヨーロッパ文化史専攻》

卒業論文（あるいはそれに準ずる研究）と修士論文の達成水準を重視するのは英語英文学専攻と同様であるが、専門試験と外国語については、基本的な基礎学力を身につけているかを判定の基準としている。前期課程の外国語科目は選択1科目であるが、後期課程のそれは選択2科目となっており、後期課程受験者にはかなりの負担となっているようである。

《アジア文化史専攻》

卒業論文（あるいはそれに準ずる研究）と修士論文の達成水準を重視するのは他2専攻と同様であるが、専門試験と外国語については、基本的な基礎学力を身につけているかを判定の基準としている。また、学外における資料収集の経験も重視している。外国語は前期課程・後期課程とも1科目であるが、他2専攻に比べて、受験生にとってかなりの負担となっているようである。

2. 学内推薦制度

ア 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

前期課程入試の学内推薦特別選考がこれにあたる。英語英文学専攻は本学文学部英文学科及び他学部・他学科、ヨーロッパ文化史専攻は本学文学部キリスト教学科・歴史学科、アジア文化史専攻は本学文学部歴史学科の4年次学生を対象としており、応募時点までの所定科目の平均点が、英語英文学専攻は80点以上、ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻は75点以上の者に受験資格が与えられている。

選考は、研究計画書を含む書類の審査及び口述試験によって行われる。毎年度3専攻とも1～3名程度の優秀な学生が合格している。

3. 門戸開放

ア 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

門戸は十分に開かれているが、英語英文学専攻では前期課程・後期課程ともここ数年他大学からの入学者がほとんどなく、ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻においても、前期課程に過去5年間で5名程度の他大学入学者が見られるのみである。

4. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

平成21(2009)年度に、全学的な実施にあわせて本研究科でも「飛び入学」が可能になった。主旨は適切であるが、3専攻いずれも、前期課程にあつては演習Ⅰ、演習Ⅱが、後期課程にあつては演習Ⅰ、演習Ⅱと論文演習が、それぞれ1・2年次、1・2・3年次に必修科目として配置されており、この制度を運用するためには、この科目配置によらない新たな運用規則の制定が必要である。

5. 社会人の受け入れ

ア 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

過去5年間の状況は、英語英文学専攻で後期課程1名、ヨーロッパ文化史専攻で前期課程2名、アジア文化史専攻で後期課程3名である。いずれも相応の研究経歴を持った者であるが、時間的・経費的に就学困難となり、学位を取得せずして退学に追い込まれる者もいる。社会人学生のより一層の支援が、研究科の1つの課題となっている。

6. 科目等履修生、研究生等

ア 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

「大学院学則」や『大学院要覧』に当該規程が明示されており、適切な方針・要件が実施できるようになっているが、3専攻とも受講者はほとんどいない。研究生授業料・聴講生受講料が割高であることが、その1つの理由であると思われる。

7. 外国人留学生の受け入れ

ア 大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

門戸は開かれているが、3専攻ともここ5年間、実例がない。

イ 留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った、大学院における学生受け入れ・単位の認定の適切性

本学大学院では、留学生の受け入れについて、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った受け入れをするために、前期課程については大学院学則第20条第3号、第4号、及び第9号、後期課程については同20条の2第2号、第5号(ロ)の規定を設け、外国人日本語能力試験(1級)に合格していることを入学の要件としている。また、外国人留学生のための特別選抜も定員もなく、留学生は、「一般選考」を受験することになるが、本人が受けた教育内容や質については、面接の際に見極めている。

留学生が本国地での大学教育、大学院教育で修得した単位の認定については、日本人学生が入学前に修得した単位の認定と同じ扱いで行われる。

本研究科の場合、3専攻とも実例がないが、実例が生じた場合は、専攻内に認定委員会を設置し、本国地での科目履修状況に応じて適切な措置を講ずることになる。

8. 定員管理

ア 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性（大学基礎データ表 18 に対応）

過去5年間における、入学定員に対する入学者の比率は「大学基礎データ」表 18-3の通り、英語英文学専攻の前期課程・後期課程で38.0%・33.3%、ヨーロッパ文化史で同じく60.0%・30%、アジア文化史専攻で同じく148.0%・90.0%であり、研究科全体で65.2%である。

在籍学生比率は、「大学基礎データ」表 18の通り、平成21(2009)年5月時点で、文学研究科全体で前期課程が80%、後期課程が52%である。

専攻ごとでは、英語英文学専攻の前期課程・後期課程で50%・44%、ヨーロッパ文化史専攻の両課程で70%・33%、アジア文化史専攻の両課程で150%・83%である。

英語英文学専攻・ヨーロッパ文化史専攻の前期課程で恒常的な定員割れを起こしている。

本研究科では、『大学院案内』や『大学院学生募集要項』の発行、入学試験情報のホームページへの掲載、学内での大学院ガイダンスの開催等による広報活動を行っているほか、社会人特別選考制度の導入によって、学生の確保に努めている。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

上記の定員割れ・定員超過の状況は、地方私立大学がおかれている近年の社会状況を考えた場合、必ずしも著しいものではないと判断している。

【点検・評価】

学生の受け入れに関する方法・制度は適切である。しかしながら、いくつかの点について所期の目的が完全には達成されていない。第一に、アジア文化史専攻を除く2専攻において前期課程・後期課程ともに、著しくはないが恒常的な定員割れが生じている。第二に、他大学からの入学者が極めて少ない。第三に、外国人留学生がほとんど見られない。

この3つの問題点が生じている原因はさまざまに考えられるが、第一・第二については、東北地区における人文系大学院進学希望者の総数がそもそも少ない上に、競合的關係にある地元国立大学大学院などに、かなりの受験生が吸収されてしまっているのが、その最も大きな理由であることはいうまでもない。本研究科の母体となっている本学文学部の卒業生が、毎年数名地元国立大の大学院に進学している事実が、そのことを端的に物語っている。もちろんこれは本学に限ったことではなく、国公私立を問わず、東北地区のすべての人文系大学院において、定員の確保はほとんど見込めない状況にあると思われる。第三については、学部留学はともかく、大学院留学、それも人文系大学院への留学となると、首都圏・関西圏の著名大学に集中してしまうことが、そのもっとも大きな理由であろう。地方私立大学の人文系大学院が留学生の恒常的な入学を見込むことは、極めて困難であると予想される。

なお、アジア文化史専攻前期課程の入学者が、毎年度定員の1.5倍前後で推移しているのはやや高い数値であると言わねばならない。日本史・中国史・考古学・民俗学・地理学という広い分野にわたりながら、定員が5名という少数である以上、やむを得ない現象であり、教育・研究の展開にも何ら支障は生じていないのであるが、定員管理上、大幅な増

加は避けるべきであり、入試管理の厳正さを保つなどの措置を講じてきている。2倍を越えた一時期に比べて、近年は低下してきているのは、その成果の表れである。

【改善方策】

上記3つの問題点への対応としては、当面次のような方策を考え、順次実施に移している。

第一は、社会人入学の一層の推進である。幸いなことに、本研究科及び母体となっている文学部の、公開行事などによる教育・研究成果の外部への発信は極めて活発であり、地域社会から注目を浴びている。この注目度を利用して大学院入学を広く宣伝し、有職者のみならず、退職者・主婦など広く入学者を受け入れたい。

第二は、東京以北各大学の人文系学部・大学院との教育・研究の連携を強化し、それを通じて他大学からの入学者増を図ることである。ヨーロッパ文化史専攻やアジア文化史専攻では、学外資金による研究プロジェクトなどに他大学の学部生・大学院学生を参加させており、そのことを契機に他大学からの入学者が増加することが期待されている。

第三は、国外研究者・研究機関との交流を強化して、それを通じて留学生の入学を推進することである。本研究科の教員スタッフの充実ぶりを、学術交流を通して国外学生に宣伝し、外国人留学生の増加を図りたい。

VI. 研究環境

【到達目標】

研究科教員の全員が、国内外で旺盛な研究活動を行ってその成果を広く公開し、学界の発展に寄与するとともに、その成果を大学院学生の教育と研究に十分還元することが、到達目標である。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

イ 国内外の学会での活動状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

著書・論文の発表、学会での研究発表、学内外学術プロジェクトへの参加など、発表状況には極めて活発なものがある。本研究科教員の全員が、文学部3学科及び教養学部地域構想学科教員の兼担であるので、本項について詳しくは、文学部・教養学部の当該項（文学部189頁、教養学部658頁）及び『東北学院大学教育・研究業績2005-2009』の個人データを参照されたい。過去5年間の研究論文数は、1教員あたり8.4篇である（地域構想学科所属の教員を除く、文学部3学科所属教員の平均。地域構想学科所属教員の論文数は、人間情報学研究科のそれに算入されている。以下の学会発表回数も同じ。なお、この場合の研究論文数とは、『教育・研究業績』に収録されているもののうち、雑録・エッセーなどを除いた純然たる研究論文のみをカウントしたものである。以下の学会発表についても同様に、コメント・主旨説明などを除いた純然たる学会口頭発表のみをカウントしている）。

また、国内学会・研究機関での活動はもとより、ヨーロッパ・アメリカ・インド・中国・

韓国・モンゴル・ロシアなどで活発な研究活動を実施している。詳しくは、文学部・教養学部の当該項及び『教育・研究業績』の個人データを参照されたい。過去5年間の学会発表回数は、1教員あたり6.5回である。

ウ 当該研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

英語英文学専攻における、英米文学に見られる演劇性の研究や異文化交流における英語運用能力のあり方の研究、ヨーロッパ文化史専攻における、ヨーロッパ勢力＝キリスト教主義の影響のもと、非ヨーロッパ地域の社会変容の研究、アジア文化史専攻における、中国・韓国河川流域の歴史・文化研究や東アジアにおける葬制・建築技法の伝播の研究などが特筆すべき研究分野としてあげられる。

具体的な研究業績は『教育・研究業績』の個人データを参照されたいが、異なった政治勢力、異なった宗教、異なった文化の接触における相剋・融合と相互変容の研究に視点を置いた研究が特に活発であるといえる。これらの研究活動は、科学研究費をはじめとする外部資金の獲得のもとに実施されている。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

ヨーロッパ文化史専攻における、学校法人東北学院研究助成「帝国の諸類型に関する研究」（平成18[2006]年度）、オープン・リサーチ・センター整備事業「ヨーロッパ・グローバル化と諸地域の変容」（平成19[2007]年度～21[2009]年度）、アジア文化史専攻のオープン・リサーチ・センター整備事業「アジア流域文化論研究プロジェクト」（平成15[2003]年度～19[2007]年度）・大学院教育改革支援プログラム「遺跡遺物資料処理技能開発の日中韓協同推進」（平成19[2007]年度～21[2009]年度）などが主な例である。

展開状況は極めて活発で、後三者の機関誌『ヨーロッパ・グローバル化研究 I・II』『アジア流域文化研究 I～VI』『アークス I・II』及び各種の学術誌によって成果を公表している。そのほか、科学研究費などによる研究活動は『教育・研究業績』の個人データを参照されたい。

なお「アジア流域文化論研究」プロジェクトの成果を継承・発展させるために、平成20(2008)年4月にアジア流域文化研究所が設立され、アジア文化史専攻教員の全員が所員となって研究活動を展開している。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

文学部の当該項（189～190頁）を参照されたいが、複数教員が参加したものとしては、ヨーロッパ文化史専攻の教員が参加した、科学研究費基盤Bによる「帝国統治システムの移転とアジア・欧米関係の変化に関する研究」の国際共同ワークショップ（イギリス・アメリカ・日本、平成14[2002]年度）や、科学研究費基盤Aによる「アジアにおける新国際秩序の形成と国際援助計画の総合的研究」の国際共同ワークショップ（イギリス・ロシア・アメリカ・日本・台湾、平成20[2008]年度）、アジア文化史専攻の教員が参加した、オープン・リサーチ・センター整備事業「アジア流域文化論研究プロジェクト」による「東アジア6～7世紀仏教寺院塔基壇の考古学的研究」に関する共同研究集会（中国・韓国・日

本、平成16[2004]年度)や同整備事業による「謎の夏王朝」に関する公開シンポジウム(中国・日本、平成17[2005]年度)などが、その主な例である。その他、教員個人の国際共同研究への参加例も数例あり、活発であるといえる。

なお、アジア文化史専攻の3名の教員が、中国社会科学院考古研究所・南開大学歴史系・重慶師範大学歴史与文博学院の客員教授となっており、3研究機関の研究活動に恒常的に参加している。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

本研究科の教員は全員が学部所属の教員であり、関連する附置研究所については、文学部及び教養学部地域構想学科に関連する附置研究所の記述を参照されたい(文学部190～191頁、教養学部619頁)。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター(非常設)」「ハイテク・リサーチ・センター(非常設)」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン(非常設)」があげられる。これらのセンターは、学内の各学部・研究科によって利用されている。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性(大学基礎データ表29、表30、表31、表32に対応)

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として27万円を前期と後期に分けて半額ずつ支給している。その実績は「大学基礎データ」表29に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年2回、4泊5日を限度に支給され、発表を行う場合は別に1回分の旅費が支給される。また、年1回、3泊4日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は20万円を限度に航空運賃の半額を支給している。それらの学部としての実績は「大学基礎データ」表30に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表 35 に対応）

「大学基礎データ」表 35 に示されているように、本研究科の担当教員全員に「個人研究室」が与えられ、個室率は 100%である。1 室当たりの平均面積は 20.68 m²である。各室内は、空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室を整備している。教員研究室の配置に関する全学的な調整は、「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

「大学基礎データ」表 22 にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を 8.0 授業時間（4 コマ）と定めている。なお、大学院を担当する場合は、学部とあわせて 8 コマを上限としている。この上限を超えて担当する場合は所定の手続きを経ないと認めていない。

そのほか、1 週間のうち原則として 2 日は授業を担当しない日を作るように時間割を編成し、教員の研究時間を確保している。なお、ここでいう 1 コマは「通年で週 1 コマ」である。

本研究科の場合、3 専攻とも講義担当数の均等化を図っており、特定の個人に講義数が集中しないよう配慮している。にもかかわらず、社会人学生のために同じ科目を 2 回開講する措置や、土曜日開講の措置などのために、通年 4 科目の大学院科目を担当する教員もおり、学部科目と合わせると、10 コマに達する教員も存在する。研究時間の確保に少なからぬ支障をきたしている。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

「在外研究員制度」「研修休暇制度」「国内研究員制度」を導入している。在外研究員と研修休暇は 1 年間、国内研究員は 6 ヶ月を上限とし、それぞれ 6 年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表 31 に対応）

大学を含む東北学院の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成規程」が制度化されている。個別研究費は 1 件につき上限 50 万円、共同研究費は 1 件につき上限 300 万円が支給される。全体で総額 850 万円まで利用できる。平成 20(2008)年度の実績は「大学基礎データ」表 31 の通りであり、平成 21(2009)年度の全学の件数は、個別研究が 5 件、共同研究が 2 件、総額約 850 万円の助成金が支給された。

助成の対象となる研究は「選考委員会」による選考に基づき、理事会で決定される。選考委員会は、学院長、学長、副学長、学部長、校長、その他学院長が必要と認めた者から構成される。

助成を受けた研究の成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後 3 年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務づけられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じる。

過去 5 年間における本研究科の例としては、平成 17(2005)年度採択の「都城遺跡・祭祀遺跡からみた日本・中国における古代国家の形成と構造」及び平成 18(2006)年度採択の「帝

国の諸類型の研究」がある。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表 33、表 34 に対応）

科学研究費は、大学基礎データ表 33 の通り、本研究科担当教員が所属する文学部と教養学部の申請件数及び採択件数が示されている。詳しくは各学部の当該項（文学部 192 頁、教養学部 620 頁）を参照されたい。申請状況・採択状況は、地方私立大学の人文系大学院担当者として、十分なものであると評価している。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

文学研究科担当教員が所属する文学部と教養学部のバランスが、「大学基礎データ」表 32 に示されている。文学部は、過去 3 年間における学内の基盤的研究資金の合計が、研究資金総額に占める割合は 36.9%であるのに対して、学外の競争的研究資金の合計が研究資金総額に占める割合は 63.1%である。教養学部は、学内の基盤的研究資金の合計が、研究資金総額に占める割合は 46.8%であるのに対して、学外の競争的研究資金の合計が研究資金総額に占める割合は 53.2%である。

以上のように、基盤的研究資金と競争的研究資金とのバランスは取れ、比較的潤沢な資金を得ているといえる。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

英語英文学専攻の専門ジャーナル『東北』、ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻の機関誌『ヨーロッパ文化史研究』『アジア文化史研究』をはじめ、文学部 3 学科の 3 機関誌『論集』、英語英文学研究所、オーディオ・ヴィジュアルセンター、キリスト教文化研究所、ヨーロッパ文化研究所、東北文化研究所、アジア流域文化研究所の研究年報など、研究成果を公開する学内発行の媒体は極めて充実している。また、上述した学会参加旅費の給付など、学外学会での発表に対する支援も十分なものがある。

このように公表機会の提供や経費の給付は十分に適切なのであるが、人的支援となると必ずしも適切ではないのが実情である。助教や専門職員など、研究と成果の公表を補助する職員が、学部・大学院・研究所にはまったく配置されておらず、例えば、教員が学外学会で参加・発表する場合、主催者との連絡から資料の印刷まで、すべての事務的業務を教員自身が負担している。研究を推進すればするほど、事務的業務が増加することになり、適切な措置を早急に講ずることが必要である。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

英語英文学研究所、オーディオ・ヴィジュアルセンター、キリスト教文化研究所、ヨーロッパ文化研究所、東北文化研究所、アジア流域文化研究所がその機能を担っている。電子媒体による学外学術情報の受信と発信など、必要な措置が整備されている。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」及び「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

そのほか、本研究科には直接関連しないが、他の学部（研究科）では、実験等における倫理面を確保するために、「東北学院大学工学部放射線障害予防規程（3.7 ギガベクレル以下の密封線源を使用）」「東北学院大学教養学部放射線障害予防規程」「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」「東北学院大学工学部組換え DNA 実験安全委員会内規」「東北学院大学工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程」を定めている。また、それぞれの規程に基づいて関連委員会を設置して対応を図っている。

【点検・評価】

本研究科教員の研究活動は、研究成果の公表状況・外部資金の申請・採択状況、国際連携などに十分なものが見られる。また、その研究活動を支援する経費支援などの措置についても、地方私立大学として十分なものと評価している。

問題点として挙げられるのはただ一点、教員の研究時間確保が相当に困難になってきていることである。実は教育時間さえもその十分な確保が困難になりつつあるのが現状であり、研究科委員会でも専攻会議でもこのことはしばしば話題になっている。

【改善方策】

上記の問題について、学内外の教育事情や社会情勢の変化により、教員の負担しなければならぬ業務、特に事務的業務が激増していることが、その大きな理由であるというのが研究科全教員の一致した認識である。したがって、根本的な対策は、助教・専門職員の配置を含めた、全学的・抜本的な組織整備をもって行わなければならない。それは一研究科の課題を大きく越えたものである。そこで、ここでは研究科レベルとして当面なし得る改善方策について記したい。

第一は、役職・委員会業務などの負担を、教員間で平等化することである。この点については、役職・各種委員の順番・持ち回りが定着しつつあり、効果を上げている。

第二は、学部講義担当数の軽減化である。それには、もちろんカリキュラムの見直しが必要となるが、平成 23(2011)年 4 月にキリスト教学科が改組されて総合人文学科が開設されるのにあわせて、文学部英文学科・歴史学科でもカリキュラムの改正を予定している。

第三は、外部資金などによる研究プロジェクトにポスト・ドクター研究員や RA を任用し、教員の業務補助を担当させることである。既に 3 プロジェクトで実施し、効果をあげている。

第四に、順番持ち回りで一定期間、関連研究所の専任研究員に任用し、その期間は学部・大学院の講義担当を免除して、研究に専念させることである。

これらを大学当局に要望して、逐次実現したいと考えている。

VIII. 教員組織

【到達目標】

人文系研究科として、3専攻ともに、教育方法を有効に運用して目的・理念及び教育目標を十分に達成するために、専門研究において豊富な業績を有することはもちろん、高潔な人格を保ち高い社会性を身につけた有為な教員を、過不足なく配置することが到達目標である。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における

当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（大学基礎データ表 19-3 に対応）

英語英文学専攻においては、中世～現代の英文学、近代・現代のアメリカ文学、英語学、言語学・音韻論・文法論、英語教育、ヨーロッパ文化史専攻においては、古代～近代のヨーロッパ史、アメリカ史、キリスト教史、神学史、アジア文化史専攻においては古代～現代の日本史、古代～近世のアジア史、北方史、日本考古学、アジア考古学、民俗学、人文地理学、環境学の教員が、前期課程と後期課程の開講年次と開設科目に応じて配置されており、高度な専門的職業人の養成という前期課程の主旨、国際的・グローバルな視野と能力を備えた研究者の養成という後期課程の主旨にかなっている。

3専攻の具体的な教員配置は次の通りである。

《英語英文学専攻》

英米文学専門が5名、英語学・言語学専門が5名、英語教育学専門が1名、合計11名である（うち1名はイギリス人教員・博士号取得者は8名）。世代交代も順調に行われ、新進気鋭の人材を確保している。ほかに非常勤講師として、平成21(2009)年度の場合、英米文学専門に3名、英語学・言語学専門に2名を任用している。英語教育学専門がわずか1名であるのを除いては、充実した陣容を誇っている。学生1人あたりの教員数は、1年次につき1.1名である。

研究指導教員は11名（教授8名、准教授3名）であり、大学院設置基準による「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」（英文学・研究指導教員数3名、研究指導補助教員との合計5名以上）を満たしており、また同基準による「研究指導教員一人あたりの学生の収容定員」（人文社会学系20名）も満たしている。

《ヨーロッパ文化史専攻》

ヨーロッパ史・アメリカ史専門が5名、キリスト教史・神学史専門が3名、合計8名である（博士号取得者は3名）。ほかに非常勤講師として、平成21(2009)年度の場合、ヨーロッパ史専門に2名を任用している。世代交代も順調で充実した陣容を誇っているが、教育課程からすればこれが最低数であり、今後最低限この陣容を維持したいと考えている。学生1人あたりの教員数は、1年次につき1.6名である。

研究指導教員は8名（教授6名[うち西洋史分野4名]、准教授2名）であり、大学院設

置基準による「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」(史学・研究指導教員4名[西洋史分野必須]、研究指導補助教員との合計7名以上)を満たしており、また同基準による「研究指導教員一人あたりの学生の収容定員」(人文社会学系20名)も満たしている。
《アジア文化史専攻》

日本史専門が5名、東洋史専門が3名、考古学専門が2名、民俗学専門が1名、合計11名である(博士号取得者は3名)。そのほかに、兼任教員として教養学部地域構想学科の地理系教員4名、非常勤講師として、平成21(2009)年度の場合、日本史専門1名・中央アジア史専門1名を任用している。一時アンバランスを生じた世代の偏りも解消され、充実した陣容を誇っている。また、毎年度通年1人もしくは半期2人、中国から客員教授を招致しており、教育と研究に極めて有効に機能している。学生1人あたりの教員数は、1年次につき2.2名である。

研究指導教員(地理系兼担科目を除く)は11名(教授8名、准教授3名)であり、大学院設置基準による「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」(史学・研究指導教員4名[日本史・東洋史分野必須]、研究指導補助教員との合計7名以上)を満たしており、また同基準による「研究指導教員一人あたりの学生の収容定員」(人文社会学系20名)も満たしている。

3専攻ともに、学校教育法・大学院設置基準にかなった教員組織を編成しており、専門分野の配置・年齢構成なども十分適切である。

イ 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の
状況

これについて詳しくは「教育研究組織及びその検証」の当該項(208頁)を参照されたいが、分野間の連携・複数教員指導体制など、連携は十分である。

2. 教育研究支援職員

ア 大学院研究科における研究支援職員の充実度

イ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

法務研究科に教育を支援する「教育補助スタッフ」が3名いるほかは、各研究科に助手や副手などの研究支援職員はいない。しかし、大学院課、研究機関事務課、国際交流課、中央図書館大学院分館、情報処理センター及び調査企画課などの事務職員が、研究科担当教員の研究を事務的に支援している。

ウ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)の
制度化の状況とその活用の適切性

本学では、TAについては、「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程(平成7[1995]年4月制定)」として制度化されている。本研究科では、平成21(2009)年5月1日現在、博士前期課程28名、博士後期課程8名の学生がTAとなっている。このように、本研究科3専攻の社会人学生を除くほぼすべての前期課程・後期課程学生がTAに任用されており、学部及び研究科前期課程の開講科目でアシスタント業務に従事している。教員との連携は適切であるが、開講科目の受講者数によってTAの業務従事時間にかなりの差が生

じていることが問題となっている。

RAについては、「東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程（平成16年[2004]4月制定）」として制度化され、その後、ポスト・ドクター（PD）制度とともに、「東北学院大学研究スタッフに関する規程（平成20[2008]年4月制定）」及び「東北学院大学研究スタッフに関する規程給与等内規（平成20[2008]年10月制定）」の制定によって、より充実した制度になった。本研究科では、ヨーロッパ文化史専攻教員によるオープン・リサーチ・センター整備事業やアジア文化史専攻教員による大学院教育改革支援プログラムのRAが、実質的に研究科・専攻のRA業務を兼担している状況にある。整備事業や支援プログラムの運営に支障をきたすことなく、有効に兼担している。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教育課程の当該項で述べたように、募集・任免は学部の専決事項であり、研究科が独自に教員の募集・任免を専決することはできない。したがって、学部人事によって採用された学部の教員を、研究科の資格審査を経て研究科担当教員に任用する方法をとっている。その資格審査は「文学研究科教員資格審査規程」によって厳正に実施されている。原則として前期課程の担当者は准教授以上、後期課程のそれは教授でなければならず、前期課程担当から後期課程担当に昇格する場合、2年以上の前期課程担当経歴がなければならない。

手続きは、研究科委員会で主査・副査各1名の資格審査委員を選任し、その資格審査報告を研究科委員会で議決して、全学の大学院委員会に上申することになっている。資格は、学校教育法・大学院設置基準などの当該主旨を勘案して、研究業績と科目担当の適合性を特に重視している。

非常勤講師についても、専任に準じた資格審査を適用しているが、既に他大学大学院の専任教員となっているものについては、手続きを一部省略することが可能となっている。

イ 任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本学では、法務研究科以外、任期制を取り入れていない。本研究科では学部人事と連携して、教員間の経験と年齢のバランスに十分配慮している。

4. 教育・研究活動の評価

ア 大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

イ 大学院研究科の教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

研究科独自の評価システムはないが、全教員の活動成果として3年に1度発行される『教育・研究業績』などによって、研究科長と3専攻主任が内容を点検している。教育活動・研究活動には十分なものと判定している。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア 学内外の大学院と学部・研究科等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（大学基礎データ表12に対応）

本研究科3専攻の教員は、全員が関連する附置研究所である英語英文学研究所、オーデ

イオ・ヴィジュアルセンター、キリスト教文化研究所、ヨーロッパ文化研究所、東北文化研究所、アジア流域文化研究所の研究員を兼任しており、研究科と研究所の連携を十分に保っている。

学外との人的交流としては、3専攻が他大学大学院の教員を毎年度非常勤講師に任用しているのはじめ、英語英文学専攻の大学院英語英文学専攻課程協議会加盟大学院との交流、ヨーロッパ文化史専攻のオープン・リサーチ・センター整備事業を通しての他大学大学院との交流、アジア文化史専攻の中国・韓国学術機関との交流がある。

【点検・評価】

本研究科3専攻の教員組織は、目的と理念及び教育目標、それを実現するための教育方法にかなった、適切・妥当なものであるとおおむね評価している。必要なほぼすべての専門分野に教員を配置し、いかに豊富なカリキュラムを構成しているかは、『大学院要覧』の開設科目一覧を見れば一目瞭然であり、前期課程入学定員が英語英文学専攻10名、ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻各5名であるという規模を考えれば、設置基準を満たした教員陣容を誇っていると自負している。

しかし、すでに上記の「Ⅱ. 教育研究組織及びその検証」で述べたように、完全な状況にあるわけではもちろんない。英語英文学専攻における英語教育学専門教員の増員、ヨーロッパ文化史専攻におけるヨーロッパ古代史・神学史専門教員の増員、アジア文化史専攻における近世近代史分野へのベテラン教員の配置など、解決しなければならない問題がいくつ也存在しているが、これらの問題の背景には次のような大きな問題が存在している。

本学の教員はすべて学部所属しており、したがって本研究科の場合、文学部3学科及び教養学部地域構想学科所属の教員が本研究科3専攻の大学院担当教員を兼任しており、さらに関連研究所の研究員などを兼任していることになる。しかも教員採用人事は学部の専決事項であるから、このような兼務状況の中で研究科3専攻の教員組織を構築するとなると、その作業は本来的に多くの強い制限を受けざるを得ない。にもかかわらず、地方の私立大学人文系研究科として、上述したように設置基準を満たす組織陣容を維持し得てきたのは、そもそも学部の教員組織が地方私立大学の文系学部として、極めて充実した陣容を誇っていたからである。

ところが近年の社会状況に応じた大学改革の中で、学部・学科自体が教育課程改編や教員定数の削減を余儀なくされ、そのことが研究科教員組織の構成にさらに制限を与えつつあるのである。この制限の中で、研究科が従来の教員組織を維持し、更なる改善を図っていくためには、専攻の再編成や教育課程のスリム化を含めた抜本的な改革を視野に入れなければならない、それはもちろん全学的な長期的な方策の中で取り組まねばならない。

【改善方策】

「Ⅱ. 教育研究組織及びその検証」の当該項でも述べたことでもあるが、当面の改善方策を記しておきたい。

第一に、やはり学部の採用人事に研究科の要望を反映できるよう、学部との人事連携をより強化することである。例えば、退職後任人事の場合、年齢構成を考慮して若手を採用せざるを得ない場合が多いが、若手であっても大学院担当が十分可能な業績と資格を持つ

た人材を採用するよう、選考をさらに厳正にするなどの方策がこれである。

第二は、特任教授制度などの特別措置を導入して、教育課程と教員組織の維持を図ることである。

第三は、外部資金プログラムなどによって任期付きの教員を研究科担当教員に任用し、教育課程と教員組織の維持を図ることである。

第四に、3年ほどのスパンで科目名変更・オムニバス担当教員の再編成といった技術的な改正を施し、教育課程の主旨を維持しつつ課程の再編成を図ることである。文学部キリスト教学科が総合人文学科に改組される平成23(2011)年4月が、その最初の機会となる。

第五に、教員が研鑽を重ねて、隣接専門分野の講義担当資格にふさわしい、研究業績をあげることである。

X. 施設・設備

【到達目標】

大学院学生の修学に必要な施設を整備するとともに、教育・研究に必要な機器を設置し、適切な管理のもとでこれらを有効に活用するのが、到達目標である。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 (大学基礎データ表 36、表 37、表 38、表 40 に対応)

本研究科を含む土樋キャンパスに所属する各研究科には、大学院研究科専用の7号館、大学院棟がある。7号館には、共用の講義室、研究科専攻ごとの合同研究室、研究科後期課程共用の合同研究室、談話室、印刷室及び大学院事務室がある。大学院棟には、講義室及び大学院図書室(中央図書館分館)がある。そのほか、英語英文学研究所、オーディオ・ヴィジュアルセンター、キリスト教文化研究所、ヨーロッパ文化研究所、東北文化研究所、アジア流域文化研究所の施設をほぼ自由に利用することができる。

合同研究室各室には、情報コンセントが配備され、個人ロッカーが置かれるなど、学修の便宜を図っている。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況 (大学基礎データ表 38 に対応)

3専攻とも、院生合同研究室で数台の大型スキャナが常時稼働しているのをはじめ、電話回線・コピー機器などが必要数設置されている。大学院学生にはIDが与えられており、各附置研究所の情報処理設備も利用が可能となっている。

なお、アジア文化史専攻では大学院教育改革支援プログラムの採択を機に、「精密測量機器」「精密撮影機器」「3次元計測装置」などを整備し、実習での利用に供されている。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

本研究科に該当する施設はない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

アジア文化史専攻では「精密測量機器」「精密撮影機器」「3次元計測機器」を整備している。当該大学院学生の資料処理技能の習得に、極めて大きな効果を発揮している。

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

上記の先端的機器の操作実習に、東京工業大学大学院の学生や民間企業の専門家を招聘して現場実習を実施している。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、文学研究科には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

院生合同研究室の使用時間を23時まで、大学院図書室の使用時間を21時までとして便宜を図っている。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティは、全学の「施設拡充委員会」に設置している「キャンパス・アメニティ委員会」で検討され、その後、施設拡充委員会で必要性を総合的に勘案して決定される。

キャンパス・アメニティに関する学生からの意見は、大学と学生団体である学生会常任委員会の双方で設置している「意見箱」から聴取される。また、大学と学生会との定期的な協議の場である「合同協議会」で取り上げられる。

なお、大学院学生からの声は指導教員や大学院課に寄せられ、上記の仕組みの中で反映されるようにしている。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

学生がキャンパスの中で快適に生活を送るための「生活の場」として、「学生ラウンジ」を整備している。また、多くの学生にとって、「食堂」や「大学生協」の売店その他の施設が「生活の場」となっている。なかには図書館の「自習室」や体育館の「トレーニング室」を利用している学生もいる。近年は屋外に「テーブル」や「ベンチ」を増設し、屋外の環境も整備している。さらに、7号館内にある大学院学生のための談話室を利用できる。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

本研究科がある土樋キャンパスでは、市街地の中心に位置するために他キャンパス以上に植栽を増やすなど、緑豊かなキャンパスの創造に努めている。

また、大学周辺の「環境」に影響を与える人的行動は、学生部や大学院課によって学内掲示や口頭で指導を行っているほか、「学生手帳」と「学生生活」の印刷物に注意事項として記載している。

そのほか、各キャンパスのグラウンドは、地域の指定避難所ともなっている。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

大学院棟（7号館）には、「講義室」、大学院学生の一般的な事務取り扱う「大学院課」、大学院学生のための「合同研究室」及び「談話室」が配置されている。この大学院棟（7号館）は、5階建てにもかかわらず、50年ほど前に建築された教室棟であるために、エレベーターが設置されていない。

大学院課の事務取扱時間は、8時30分から17時までであるが、合同研究室及び談話室は、7時から23時まで利用可能である。

中央図書館は、8時30分から22時まで、中央図書館分室（大学院図書館）は、10時から21時まで利用可能である。

本研究科は、すべて土樋キャンパスに置かれているため、キャンパス間の移動を必要としない。図書閲覧などのために多賀城、泉の各キャンパスに移動する場合には、公共交通機関や幹線道路が整備されており、おおむね30～45分で移動できる。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(1) 一般的施設については、施設部施設課が、「東北学院大学営造物管理規程」などの諸規程に基づき、建物、備品・用品、情報関連設備を維持・管理している。また、保守・点検整備・警備の責任は施設部施設課が負うが、実際の業務は外部業者による委託及び保守契約で実施している。施設・設備等の維持・管理について、建物修繕などの全学的調整が必要となった場合は「東北学院施設・設備等整備委員会」が審議している。教員個人研究室は、「東北学院大学研究室運営規程」に基づき、全学的に調整を図っている。

(2) 教室については、大学院課及び学務部学事課が管理している。

(3) 情報処理センター及び事務システムとその運用端末は、情報システム部情報システム課が、関連規程に基づいて管理している。学内総合ネットワークは、「東北学院総合ネットワーク管理規程」に基づいて日常的業務を行っている。さらに、課題ごとに検討するための小委員会や作業部会も設置されている。

(4) 会議室については、総務部総務課が管理している。

(5) 防火管理は、キャンパスごとに「防火管理規程」を制定して責任体制を明確にすると

ともに、事務職員による自衛消防隊を編成している。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

(1) 衛生

キャンパスの清掃は、施設部施設課の管理のもと、外部委託会社によって実施している。

(2) 安全

キャンパスの警備は、施設部施設課の管理のもと、外部委託警備員を24時間常駐して行っている。

災害については、規程とマニュアルを整備し、「災害対策委員会」を設置して対応している。なお、近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に対処する災害発生前のシステムとして「緊急地震速報システム」を各キャンパスに整備し、災害発生後システムとして学生の「安否確認システム」の整備を実施した。さらに、事務職員による「自衛消防隊」を編成し、毎年防災訓練を実施している。

なお、平成18(2006)年には、土樋キャンパスの大学院棟である7号館の耐震構造の改修を行っている。

【点検・評価】

本研究科の施設・設備は十分に充実していると評価している。これはヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻の開設後から、10年以上にわたって本格的な整備を図ってきた効果の結果であり、大学院学生個人にまで十分に行き届いたサービスが提供されていると考えている。

問題として挙げられるのは、専攻合同研究室・資料室の設置されている7号館にエレベーターがなく、しかも建物自体が老朽化していることである。

【改善方策】

上記の問題については、上述したように当該建物に耐震工事などの措置を施して改善を図っている。しかし、根本的には新建築が必要であり、全学的な検討に待たねばならない。

第3節 経済学部

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

学則第1条にある本学の教育理念・目標、すなわち「キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与すること」に基づき、経済学部では、「キリスト教精神と幅広い教養教育を基礎に、経済学科と共生社会経済学科において、それぞれの専門的知識を修得し、多方面において社会に貢献できる人材を養成する」ことを学部の理念・目的としている。

こうした理念・目的に基づく教育目標は、経済の仕組み及び日本や世界の経済社会の現状の理解にとどまらず、世界の中で日本の占める極めて重要な位置・役割・責任を十分に自覚して、積極的に世界と日本及び地域社会と関わり、それらに大きく貢献できる意識と意欲を獲得させることにある。したがって、経済学部における人材養成の視点は2つになる。第一に、東北6県からの入学者が9割を超えていることから、地域社会の発展の担い手としての意欲と能力を備えた人材を育成することである。第二に、経済のグローバル化に十分対応できる国際感覚と教養を身につけた人材を育てることである。

以上のような経済学部の理念・目的・教育目標に応じた各学科の理念・目的・教育目標は、次のように定めている。とりわけ、平成21(2009)年度より新設された共生社会経済学科については、人口減少・少子超高齢社会の到来や格差社会の出現、また経済危機など既存の経済社会の大きな変容に基づき、「共生」をキーワードとする新たな社会経済システムを構想し、それを実践できる人材の育成を理念・目的とする点が、これまでの経済学の枠組みを超えた新たな視点である。

《経済学科》

1 理念・目的

時代に流されず、先を見通す経済社会の理論とスキルを身に付けるように、基礎理論から現実の問題や政策を段階的に学習する。

2 教育目標

- (1) 学生一人ひとりの個性を引き出す教育を実践する。
- (2) 社会の見方や経済学の考え方や分析技術を身につけさせる。
- (3) 学生一人ひとりの夢を実現できる人材養成をはかる。

《共生社会経済学科》

1 理念・目的

経済学のエッセンスを学びながら、年代や性別、ハンディキャップ、民族・文化の異なる多様な他者への理解を深め、共に生きる発想に基づいて、新たな社会経済システムを構想し実践できるような人材の育成を目指す。

2 教育目標

- (1) 経済・政策・社会の視角から現代社会について理解を深め、新たな社会経済シス

テムの構築に向けた提言能力や実践能力をもつ人材の育成を目指す。

- (2) 特に、人口減少・少子高齢化のもとで、長期にわたって持続可能な社会経済システムを考える力をもつ人材の育成を目指す。
- (3) 自立した個人として、より望ましい人生を送るための生きる力と思考力を持つとともに、人と人との関係性のあり方にも配慮できる人材を養成することを目指す。

イ 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

大学及び学部の理念・目的は、『大学案内』に明記されている。それ以外の入試・広報関連の印刷物及び学生に配布される『大学要覧（シラバス）』『学科案内（学科ガイド）』、大学や学部・学科のホームページ、履修要項などには現状では明記されていない。ただし、経済学科のホームページには学科の理念・目的及び教育目標は明記されている。しかし、オープンキャンパスでは、経済学部教員が来場者に学部・学科の理念・目的を明記したプリントを配布し、直接に面談し、受験生などに周知を図っている。さらに、一部の推薦入試の説明会や各地で開催される入試説明会、進学指導者懇談会などの機会においても、入念な説明が行われている。

とりわけ、新設された共生社会経済学科においては、後援会総会において教員と学生・父母を交えた学科の懇談会を開催し、教育理念について丁寧に説明がなされた。また、河北新報社との共催による「共生」をテーマにしたシンポジウムや、本学の社会福祉研究所主催のオープンカレッジの開催は、地域社会の人々に経済学部と各学科の教育理念を周知する機会にもなった。

ウ 学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証するために、「経済学部点検評価委員会」を設置した。この委員会は、学部長、両学科長、夜間主コース主任、学部点検評価委員のほか、両学科から教務、学生、就職の各委員を中心に選出された合計14人の委員から構成されている。この委員会では、点検・評価を行う予定の3～4年ごとに学部及び学科の理念・目的・教育目標を見直すことにしている。

【点検・評価】

- (1) 受験生に対しては、オープンキャンパスなどで、経済学部教員による面談においてプリントを配布して直接説明することになっている。オープンキャンパスで配布する学科ガイドなどの部数から来場者数を推計すると、経済学部の理念・目的は周知されてきていると考えられる。
- (2) 教員については、学部教授会、学科会議において受験生向けに配布されるプリントに基づき、周知が徹底されている。
- (3) 在学生については、現状では入学時のオリエンテーションやガイダンスにおいて説明が行われ、周知が図られているが、入学時以降には対応した措置をとっていない。

【改善方策】

- (1) 受験生などに対しては、経済学部のホームページに理念・目的及び教育目標を明記す

るとともに、入試広報などのあらゆる媒体に明記することを徹底した。

- (2) 教員については、引き続き会議において共通理解を持つための取り組みを続けることで、一層の認識の共有を図ることにしている。
- (3) 在学生については、新たに各学年時の履修ガイダンスを開催し、その際に理念・目的及び教育目標を明記したプリントを配布してグループ主任(各学科の学生を70人程度のグループに分け、そのグループを教養学部教員と各学科の教員の2名がグループ主任として担当する)による分かりやすい表現を用いた説明を行い周知させることにした。また、各学年時の演習系科目においても、機会あるごとに説明を行うことにしている。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 学部・学科の組織構成と理念・目的等との関連 (大学基礎データ表1、表2に対応)

経済学部は、昭和39(1964)年の設立の時点では、経済学科・商学科及び二部経済学部経済学科の組織であったが、平成12(2000)年度より二部経済学部を経済学部夜間主コース・商学部夜間主コースに改編し、また、平成13(2001)年度には商学部を経営学科に改称し、地域社会での貢献度を一段と高めてきた。これらの改編・改称は、学部の入学志願者数及び入学者の質の向上に有利に働いた。学部内の両学科は、教員組織、教育内容、施設・設備を大幅に共有し、ことに学内単位互換の拡張によって、教育上の適切性は大きく増進した。

人口減少や超高齢社会の到来、グローバル化の進展によるヒト、モノ、カネの交流の増進など、大きく変化する経済社会に対応するために、経済学部では、平成17(2005)年度に学部内に学部長、学科長を中心にした「将来構想委員会」を設置し、かつ学科会議及び学部教授会において、学部の将来の在り方を検討してきた。その結果、平成21(2009)年度より大幅な学部改組を行うことにした。

第一に、現行の経済学部の2つの学科、経済学科と経営学科から経営学科を独立させて経営学部経営学科を新たに設置する。新設された経営学部では、これまでの経営学科のカリキュラムを充実させて、一人ひとりの個性を伸ばし、創造性豊かなビジネス・マインドを持った人材の育成を目指す。そのために、視野の広い人間教育と基本スキルを重視し、かつ経営の理論と実践(実務)のバランスに配慮するとともに、専門職業人を育成するための専門的な知識・技能の習得が可能なカリキュラムを編成している。

第二に、現行の経済学部経済学科を2分割して、経済学科のほかに共生社会経済学科を開設する。改組後の経済学部では、カリキュラムを大幅に改定して、経済学の基本的な考え方、理論分野、政策分野、応用分野を学ぶことを通して、現代社会の経済的諸問題を的確に捉える能力や、より豊かな社会を実現するための経済分析手法及び提言を行う能力を身につけ、社会に貢献できる人材、自分の夢を実現できる人材を育成することを主眼とする。

新設される共生社会経済学部では、経済学のエッセンスを基礎としながら、現代社会の抱える諸問題について理解を深め、問題解決に向けた取り組みを学ぶ。安心していきいきと暮らせる豊かな社会を築くためには、年代や性別、ハンディキャップ、民族・文化の異

なる多様な他者への理解を深め、共に生きる発想が今後ますます必要になってくる。このような発想に基づいて、新たな社会経済システムの構築に向けた取り組みを個人、企業、NPO・NGO、地域社会、政府といったさまざまな立場で実践できる人材の育成を目指す。とりわけ、人口減少・少子高齢化は現代日本の喫緊の課題であり、共生社会経済学科では、人口減少・超高齢社会における持続可能な社会経済システムの構築を主題にする。

第三に、夜間主コースについては、近年の教育ニーズの変化に伴って、夜間主コース入学者に占める勤労学生及び社会人の割合が著しく減少し、夜間部本来の趣旨の実現が難しくなってきたため、平成21(2009)年度より現行の経済学部経済学科及び経営学科の夜間主コースの募集は停止することにした。

以上のような改組の結果、経済学部は、平成21(2009)年度より、多様で複雑化している現代の経済社会を経済学の枠組みにおいて捉え、新たな持続可能な社会経済システムを構想でき、さまざまな分野で社会に貢献できる人材の育成を教育理念に掲げ、経済学科と共生社会経済学科の2学科体制としてスタートした。

イ 学部の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

経済学部教授会は、すべての専任教員（教授、准教授、講師、助教）から構成されており、原則として月に1回開催されている。また、学部教授会の下に、学部の教学に関する事項を審議、調整するための各種委員会が置かれている。経済学部点検評価委員会もその1つである。さらに、各学科特有の問題については、適宜それぞれの学科において学科会議が開催され、学科の教育課程、学科目編成、授業計画、学生の履修状況などについて検討が行われている。

特に、学部の将来のあり方などを検討する場合には、学部内に「将来構想委員会」を設置して、学部組織のあり方、カリキュラムの見直しなどを検討している。この委員会は、経済社会の変化に対応した学科目の変更に留まらない、大きな組織変更を伴うような課題に対応するために臨時的に組織され、構成員は、学部長、学科長のほか、各学科の教務委員、学生委員、就職委員などから構成される。

【点検・評価】

大きな社会変動に対応して、経済学部改組を考えるに際して組織された「将来構想委員会」のもとでの原案作成や検討が、改組を実現させるにあたって大きな効果を果たした。改組によって2学科体制になり、以前よりも学科の収容定員が減少したので、各学科の教員組織がスリム化したこともあり、教員間の意思疎通が図れるようになった。

しかし、その反面、学科ベースでの教員数の減少は、学部・学科から全学的な委員会への委員の選出に困難をきたすようになってきている。

【改善方策】

今後の現実の経済社会の変化に対応して、学部・学科の理念・目的及び教育目標がそれと合致しているかの検討を絶えず行っていくために、経済学部の組織のあり方を経済学部点検評価委員会における重要なテーマとして設定している。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

経済学部では、「多方面において社会に貢献できる人材を養成する」という教育理念の実現に向けて、以下の4つの点を到達目標に設定している。

- (1) 高大接続を円滑に行うためにアカデミック・リテラシーを培う初年次教育を行う。
- (2) 多様な教養教育科目を基礎として、経済社会の変動を全体として理解できるような専門教育科目を体系的に展開する。
- (3) 対話型の少人数教育を実現することによって総合的な判断力を養うことを目標とする。
- (4) 社会との円滑な接続を可能とするキャリア形成のための科目を配置し、学生自身が人生における自分自身の目標を設定できるようにする。

【現状説明】

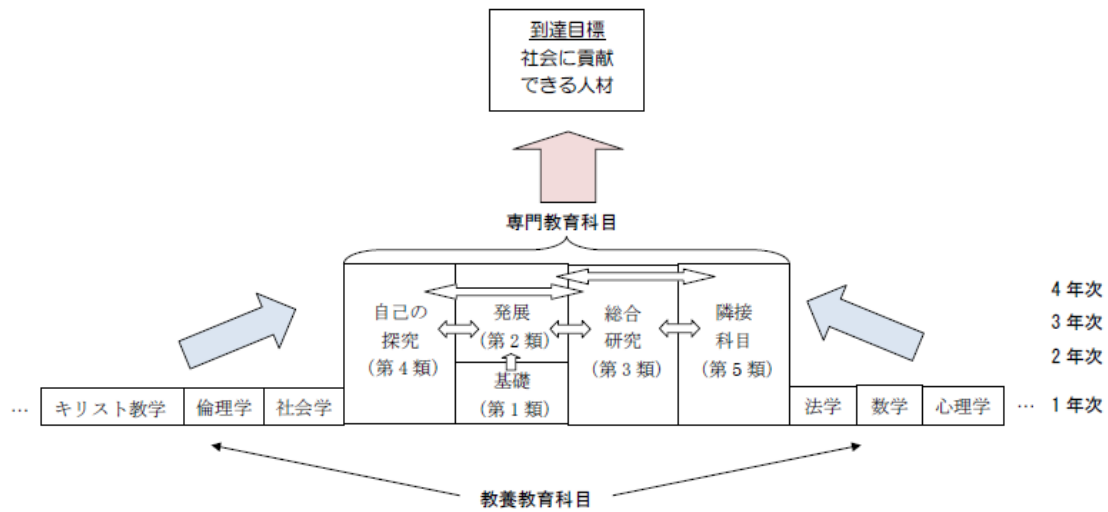
1. 学部・学科等の教育課程

ア 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

教育課程においては、まずさまざまな学問分野の基礎的考え方を学ぶことができるように、すなわち社会科学の一分野としての経済学を学ぶ上で、隣接諸科学としての法学や社会学のみならず、哲学や倫理学、生命の科学や先端技術論など“いま”を生きる学生が幅広く知識を吸収し大局的に物事を考えることができるように「教養教育科目」が配置されている。こうした教養教育に基礎づけられて広い視野に基づく思考力を涵養された学生が、経済社会に生起する諸問題に秩序だっ取り組むことができるように「専門科目」が体系的に編成されている。

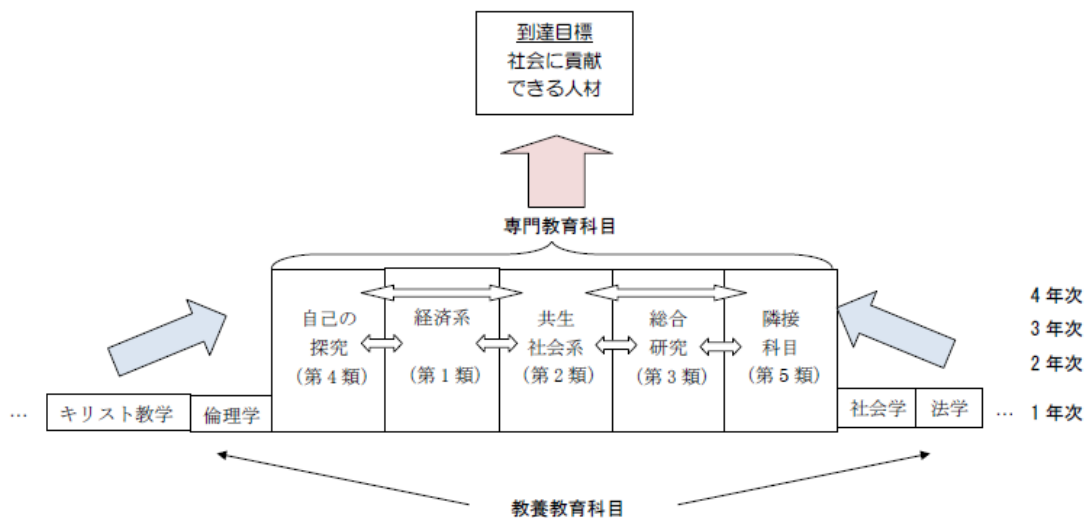
具体的に、経済学科では、次の図1のように、1・2年次に教養教育科目及び外国語科目とともに、第1類として経済学の基礎科目を、3・4年次では第2類として理論、政策、応用の各分野のより専門性の高い諸科目を学ぶことを通して、現代の経済社会の諸問題を的確に捉え安心して充実した社会を実現するための諸方策を考える能力を養い、さまざまな経済分析手法やそれに基づく情報発信能力を獲得するとともに、さらに経済学の新しい分野の成果も学ぶことができるように配置されている。

図1：経済学科教育課程の体系性



共生社会経済学科においても、下図2のように、1・2年次に教養教育科目及び外国語科目とともに、経済学及び共生社会に関する基礎科目を、3・4年次では経済学の応用分野として現代経済のさまざまな動向を学ぶとともに、共生社会のあり方を政策面から考え、社会の諸問題に対する取り組みや解決策を多角的に考え学ぶことができる科目を配置している。

図2：共生社会経済学科教育課程の体系性



また、両学科とも第3類の総合研究として演習系科目が配置され、多くの学生との相互交流を通じた自己の陶冶と人間的成長が図られ、第4類の自己の探求の科目群を通じて将来の自己をデザインし、社会人、職業人としての意識形成を促すことにしている。これらの科目が第1類、第2類の専門科目群に対する深い理解を支える構造となっている。

さらに、両学科とも第5類に隣接諸科学たる経営学、法学関係の科目を配置し、社会についての総合的理解を深めることができるようにもしている。

以上のように、両学科において、基礎から応用へと着実に多様な能力を育むことができるように体系的に教育課程は構築されている。

イ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

本学における基礎教育は、教養教育と専門基礎教育にまたがっており、1年次における教養教育としての「キリスト教学Ⅰ」や「英語ⅠA」「英語ⅠB」は必修科目にしている。専門基礎教育として配置されている1年次の経済学科の「総合演習」及び共生社会経済学科の「総合演習Ⅰ」においては、円滑に高大接続を果たすために少人数のクラス編成を行い、大学生活への適応を促すとともに大学で学ぶことの意味を理解させ、社会性の涵養などにも配慮した指導をしている。この科目を大学での学びを円滑に開始させるための重要な科目と位置づけ必修科目とし、基礎教育の中核としている。さらに、「情報リテラシー」においても、インターネット環境下での情報の取り扱いに関する倫理について指導している。なお、教養教育科目の中の「倫理学」「心理学」「生活と法」や専門教育科目の「経済倫理学」といった科目も、倫理性の涵養という点で重要な位置を占めていることはいうまでもない。

特に、倫理性を培う教育についていえば、1・3年次に必修科目として設けられている宗教教育としての「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」が重要な役割を果たしている。「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」は、本学の建学の精神及びキリスト教の精神を学ぶことを主たる目的とし必修科目としているが、キリスト教の教える普遍的価値、人格の尊厳、隣人愛などが倫理性を培う点で大きな役割を果たしている。

ウ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、

学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

経済学部の理念・目的にある「専門的知識を修得し、多方面において社会に貢献する人材の養成」を実現するために、基礎から発展へ体系的な経済学の理解を深めるだけでなく、社会に貢献する人材を養成するには、それらを応用できる専門教育科目が配置されなければならない。このために、経済学科では専門教育科目第3類に2年次から4年次まで「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」が、共生社会経済学科では専門教育科目第3類に3年次から4年次まで「演習」が配置されている。経済学の考え方や基礎的理解を基礎にして、その現実適用性や応用可能性を日常的に生起している現実の経済的課題と格闘し、さらに経済社会に対する理解を深めていく場として、少人数による「演習」が設定されている。「演習」における人間的陶冶が社会貢献できる人材の養成に大きく寄与するものとなっている。

次に、基礎から発展へと学問の体系性を示すように、経済学科においても共生社会経済学科においても専門教育科目を配置している。経済学科では、第1類に経済学を学ぶ上で必要とされる中核的な専門基礎科目として10科目(40単位)を配置し、6科目(24単位)の修得を進級要件及び卒業要件としている。このうち、「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」「資本主義経済入門」「資本主義経済理論」の4科目(16単位)は基本中の基本として、2科目(8単位)を選択必修として経済学の基礎的理解を図ることにしている。第

2類は発展科目群として、理論、政策、応用の3つの系に分けられている。それぞれの分野で理解をより深めることもできるし、系を横断して多様な分野を学ぶこともできるようになっている。第3類には少人数教育としての演習系科目が、第4類には自己の探求としてキャリア形成を考える諸科目が配置されている。また、第5類として隣接諸科学（経営学、法律学）を理解するための専門教育科目も配置されている。

共生社会経済学科では、経済学の枠組みを基礎にして「共生社会」をキーワードにした新たな社会経済システムを構築することが学科のコンセプトである。そこで、第1類（経済系）には、経済学を理解するために、2つの系が設定されている。一系は、「経済学基礎」とし経済学科と共通の理解に基づき、経済学を学ぶ上での基本として「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」「資本主義経済入門」「資本主義経済理論」など6科目（24単位）が置かれ、経済学の基本的な考え方や理論を学ぶ科目群である。2系は「現代の経済」として共生社会を考える上で重要な現代の経済についての理解を深める経済学の発展・応用科目群である。二系の1・2年次に配置されている「日本経済入門」「労働経済論」のうち1科目は選択必修である。第2類（共生社会系）は、共生社会について一系「政策」と二系「社会」という視点から学ぶ科目群が配置されている。格差やジェンダーの問題、民族間の対立など、社会で起きているさまざまな事柄に対して、いま採られている政策や今後の政策のあり方などについて学ぶ科目群となっている。一系の1・2年次に配置されている「財政学入門」「社会保障論」のうち1科目、二系の1・2年次に配置されている「共生社会論」「現代社会問題論」のうち1科目は選択必修にしている。第3類には少人数教育としての演習系科目が、第4類には自己の探求としてキャリア形成を考える諸科目が配置されている。また、第5類として隣接諸科学（経営学、法律学）を理解するための専門教育科目も配置されている。

さらに、激変する社会・経済情勢の中で、経済学の枠組みや考え方も変化してきていることを受けて、学校教育法第83条第1項のいう大学の目的の実現のために、学問の体系性の確保とともに、専門教育科目の中に学問研究における新たな知見を絶えず取り入れる努力が必要とされるため、経済学科では新しい専門教育科目として「政策評価」や「ゲーム理論」などを導入し、共生社会経済学科では「福祉国家論」や「格差社会論」などを新設している。

エ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

教養教育科目は、第1類として「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」を、第2類として人文、社会、自然の諸科学から特定に分野に偏ることのないように選択された22科目が配置されている。こうした数多くの科目を学ぶことによって幅広く深い教養を身につけることができる。また、多様な科目を学ぶことによって総合的な判断力を養うこともできる。さらに、「キリスト教学Ⅰ」を学び、本学の建学の精神を理解するだけでなく、キリスト教の人間理解に基づいて豊かな人間性を獲得することもできる。1・2年次に、教養教育科目第1類の「キリスト教学Ⅰ」（4単位必修）、第2類の22科目（44単位）から10科目（20単位）以上を修得しなければならない。これらは、両学科とも進級要件である。

オ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

経済学部の理念である「多方面において社会に貢献できる人材を育成する」ためには、幅広い教養と深い専門的知識の獲得が重要であり、そのためには外国語能力を高めることが不可欠である。経済学部では、1・2年次に英語を中心として、ドイツ語、フランス語、中国語を集中的に学べるようにこれらの科目を配置している。特に、英語については、1年次に「英語ⅠA」「英語ⅠB」の2科目4単位を必修とし、入学後に実施するプレースメントテストに基づきグレード制のクラス編成を行い、学生の能力に見合った講読型の授業を展開している。それぞれの言語については、2年次に上級クラスを設けた科目の編成を行っている。

また、3年次には「外国語コミュニケーション」において英語及び韓国・朝鮮語の会話型の授業を行っている。なお、実用英語検定、TOEFL、TOEICにおける一定の成果を大学以外の教育施設などにおける学修として単位認定し、「外国語コミュニケーション」（2単位）に読み替えている。さらに、専門教育科目においても「外国書講読」を複数配置し、特に英語の専門書を読むことができるように編成するとともに、「Business and Financial English」（ビジネス英語）を配置し、国際化社会の進展に対応できるようにしている。

カ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

経済学部の教育課程は、両学科とも教養教育科目と専門教育科目の2つの科目群から構成されている。卒業所要単位はいずれも124単位であり、そのうち28単位(22.3%)を教養教育科目が占めている。また、外国語科目は英語4単位(3.2%)が必修である。

卒業に必要な専門教育科目は、経済学科は64単位(51.6%)、共生社会経済学科は62単位(50%)である。残りの部分(経済学科28単位、共生社会経済学科30単位)は、外国語科目や保健体育科目、専門教育科目のほかに、他学部他学科開講科目及び仙台圏の他大学との単位互換も認めているので、124単位の中でかなりの選択の幅が確保されている。

キ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

教養教育科目の開設数、開講規模などの開講状況に関する全学的な合意は、「拡大教務委員会」(学務部長、全学部の各学科長、教務委員が構成員であり、学務担当副学長が陪席する)で行われ、科目の授業を担当する責任担当学部・学科の決定、実施・運営も「拡大教務委員会」が行う。ただし、実際には「教養学部」教員が担当する科目が多く、また、それぞれの学部・学科の専門教育への導入の意味を持つ科目は、当該学部・学科が実質的な責任を持っている。なお、開講数、開講規模、時間割上の固定枠等を決定する会議には、「キリスト教学」担当者会議(教養学部の中の同科目担当者と文学部キリスト教学科教員で構成される)代表者、各外国語科目分野代表者、保健体育科目担当教員の代表者が出席し、意見・希望を述べることができる。

また、経済学科は教養教育科目の「経済学」を、共生社会経済学科は「社会福祉論」を担当することになっている。さらに、全学的枠組みに基づいてどのような教養教育を行うべきか、その際の必要とする学問分野や科目をどのように配置すべきかなどについては、

各学科会議で検討し学部教授会で決定している。その結果は全学組織である拡大教務委員会に報告され、調整が行われることになっている。

両学科の専門教育のための基礎教育は、経済学科の「総合演習」「情報リテラシー」、共生社会経済学科の「総合演習Ⅰ」「総合演習Ⅱ」「情報リテラシー」であるが、これらの科目については各学科が責任を持って運営している。「総合演習」「総合演習Ⅰ」「総合演習Ⅱ」は各学科所属の専任教員が担当し、「情報リテラシー」はその一部を非常勤教員に依頼している。

ク カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

カリキュラム編成において、学生の主体的選択を重視して、基本的に必修を可能な限り少なくすることを原則としている。その結果、経済学科では、卒業要件の124単位中必修単位（選択必修を含む）は24単位（19.4%）、共生社会経済学科では26単位（21%）である。両学科とも、「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」（8単位）、英語（4単位）及び専門教育科目の基礎科目部分を必修としている。必修及び選択必修の専門基礎科目は、経済学科では、「総合演習」（4単位）、「ミクロ経済学入門」「マクロ経済学入門」「資本主義経済入門」「資本主義経済理論」の4科目から2科目（8単位）であり、共生社会経済学科では、「総合演習Ⅰ」（2単位）、「日本経済入門」「労働経済論」の2科目から1科目（4単位）、「財政学入門」「社会保障論」の2科目から1科目（4単位）、「共生社会概論」「現代社会問題論」の2科目から1科目（4単位）である。これらの科目を必修及び選択必修としたのは、経済学を学ぶ上で最低限の知識を身につけるためである。

経済学部では、専門教育科目のうち最も基礎的な科目以外はすべて選択科目としている。これは、学生が各人の興味・関心に従って大学での学習のコースを自己決定することができるようにするためである。このために、入学時のオリエンテーションや各学年時の科目登録時に履修指導を行っている。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

ア 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

両学科とも専門教育科目の必修科目として配置されている1年次の「総合演習」（経済学科、通年4単位）及び「総合演習Ⅰ」（共生社会経済学科、半期2単位）において、円滑に高大接続を果たすために少人数のクラス編成を行い、大学生活への適応を促すとともに大学で学ぶことの意味の理解などにも配慮した指導をしている。その上で、図書館を利用した学習指導によって情報収集力を獲得するとともに、読む力、考える力、書く力、聞く力、話す力を陶冶するために新聞・雑誌などを読み込み、要約・発表する訓練を実施している。また、こうした訓練の中で友人たちとの共同作業を通じて豊かな社会性を育むことにも配慮した指導を行っている。

このようなことは、少人数でクラス編成され1年次に開講されている「情報リテラシー」においても行われている。「情報リテラシー」においても、円滑に高大接続を果たすために少人数のクラス編成を行い、大学生活への適応を促すとともに大学で学ぶことの意味の理解などにも配慮した指導をしている。「総合演習」が書物などを活用して知力、思考力の育成を行うのに対して、「情報リテラシー」はコンピュータやインターネットを用いてこれら

の育成を行うものである。特に、インターネットのメディア特性を駆使した情報収集を出発点としながら、学生の分析力や考えをまとめてプレゼンテーションする力を養うことを目指している。この科目は両学科とも必修科目ではないが、現状は、経済学科ではほとんどの学生がこの科目を履修し、共生社会経済学科では約半数の学生が履修している。

3. カリキュラムと国家試験

ア 国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性 (大学基礎データ表9に対応)

本項は、経済学部には該当しない。

4. 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

ア 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. インターンシップ、ボランティア

ア インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

イ ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

本項は、経済学部には該当しない。

6. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

単位計算方法は、大学設置基準第21条に基づき、学則第7章「履修方法及び課程履修の方法」に詳しく定めている。具体的には、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成し、1コマ90分を2時間相当とした上で、前期・後期を各15週とし、基本的には半期終了科目を15週(2単位)、通年科目を30週(4単位)で計算している。

科目によっては、全学部必修科目である「英語」などは通年で2単位とするなど、教育上必要とする授業時間外の学修時間を考慮した計算方法なども採用している。

なお、経済学科の2・3年次開講の「演習Ⅰ」、共生社会経済学科の3・4年次開講の「演習」は、2年間継続受講して8単位となる。

7. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性 (大学設置基準第28条第2項、第29条) (大学基礎データ表4、表5に対応)

「大学基礎データ」表4に単位互換協定に基づく単位認定の状況が、表5に単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況が示されている。単位認定は、大学設置基準第28条第2項及び第29条に基づき、学則第24条の3及び第24条の4で定めている。国内外の大学等での学修の単位認定は、60単位を越えない範囲で、本学が開設している授業科目に読み替え、あるいはそのままの科目名で本学の授業科目に振り替えて、単位を認めている。

また本学では、海外の協定校及び「学都仙台単位互換ネットワーク」協定校との間で単

位互換を実施している。後者については、平成22(2010)年度から大学間での遠隔授業を開始する予定である。

入学前の既修得単位認定は、上記の単位認定と合わせて60単位を上限に単位の認定を認めている。

8. 開設授業科目における専・兼比率等

ア 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（大学基礎データ表3に対応）

経済学部経済学科においては、専門教育科目のうち必修及び選択必修科目については100%専任教員が担当している。共生社会経済学科では選択必修科目の一部を他大学の教員が担当している。総じていえば、両学科とも学年によって異なるものの、専門教育科目については開設授業科目の約70%以上を専任教員が担当している。教養教育科目については、教養学部教員が担当することになっているので、専任の担当比率が40%~60%と低くなっている。

イ 兼任教員等の教育課程への関与の状況

専門教育科目の担当を決定する学科会議及び学部教授会において、兼任教員（非常勤教員）を決定・依頼することになっているが、依頼にあたっては専任教員が仲介窓口となり、その教員が学部・学科のカリキュラムや科目内容、学生の気質などについて説明を行うとともに、非常勤教員には学部のシラバスや履修科目登録要項などを送付し、学部・学科の教育課程を理解していただくことにしている。こうした学部・学科と非常勤教員との相互理解に基づいて、非常勤教員は授業を行っている。非常勤教員の担当科目の比率は、専門教育科目の約28%である。

9. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

経済学部では社会人特別入試制度を設け、高校卒業後（高等学校程度認定試験も含む）一定期間を経過した後に勉学を志す人に対して勉学の道を開放しているが、社会人学生に対して教育課程の上では特段配慮していない。

外国人留学生も少数であり、アジアから、とりわけ中国、韓国からの留学生がほとんどである。外国人留学生に対しては、入学時のオリエンテーション・ガイダンスにおいて履修上の諸注意などを行っている。在学中は、国際交流部が外国人留学生と定期的に面接を行い、それに基づいて学部長・学科長に定期的に状況報告が行われている。また、教育課程上では10単位までを外国人留学生及び帰国子女の科目についての単位で替えることができるようにしている。「日本事情A」又は「日本事情B」は教養教育科目第2類の4単位、「日本事情C」は保健体育科目の「体育講義」の2単位、「日本語I」は外国科目第1類の「英語IA」の2単位、「日本語II」は外国科目第1類の「英語IB」の2単位にそれぞれ読み替えている。

【点検・評価】

(1) 初年次教育

経済学部において円滑な高大接続のための導入科目として配置された「総合演習」及び「総合演習Ⅰ」では、読む力、考える力、書く力、聞く力、話す力を身につけることを目指している。これらの力を、コンピュータの活用を通して習得するのが「情報リテラシー」である。2つの科目が「車の両輪」として機能し、考える力の定着が図れるように組み立てられている。「情報リテラシー」は、実習を伴う科目のため開講コマ数も担当教員数もかなり多い。教員が異なることで教育内容が不揃いにならないように、決められたテキストに基づく統一した内容の講義を行っている。そのため、年2回（2月、8月）意見交換会を開催して講義内容や評価について集中的・徹底的に議論をし、日常的に発生する問題にはメーリングリストを活用して全教員で対応している。「情報リテラシー」は必修科目ではないが、経済学科では学生の約94%が履修している。共生社会経済学科では50%以下であるので、一層の履修に向けた指導が必要であると考えている。

円滑な高大接続を目指して必修科目として設定されている「総合演習」及び「総合演習Ⅰ」については、いくつか問題点が生じている。この科目は、各学科の専任教員が全員で担当しシラバスに教育内容を統一して記載しているが、実際の教育内容については教員に一任されている。そのため、教育内容について「ばらつき」があり、学生の到達度もさまざまである。また、出席の厳密な確認や大幅な遅刻に対する対応、評価の基準など、教員間で十分統一されているとはいえない。

(2) 専門教育科目

経済学科の専門教育科目は、経済学の基礎から発展へとバランスよく配置されているとともに、経済社会を見る多様な視点が提示されている。とりわけ、地域に根ざす大学として東北経済の歴史と現状を幅広く理解するために、「東北経済論」を開設している点は大きな特徴である。また、経済学の新しい領域をカバーするために、「政策評価」や「ゲーム理論」などの科目を配置していることも特色の1つである。共生社会経済学科においても、経済学をベースにしながらい「共生社会」をキーワードに「格差社会論」や「多文化共生社会論」など、これまで他の大学に見られないようなユニークな学科目編成を行っている。新たな社会編成原理に基づく持続可能な社会経済システムの構築に向けた取り組みが、新しい学科を大いにPRできるものと考えられる。

(3) 少人数教育

演習系科目の充実も大きな特徴である。経済学科では、1年次の「総合演習」から2・3年次の「演習Ⅰ」、4年次の「演習Ⅱ」まで4年間を通じた少人数の対話型授業を実現している。同様に、共生社会経済学科では、1年次の「総合演習Ⅰ」、2年次の「総合演習Ⅱ」、3・4年次の「演習」が配置されている。これによって一貫した継続的な積み上げ教育の効果をあげることができるものとなっている。

(4) 社会との円滑な接続

経済学科では、専門教育科目第4類「自己の探求」として1年次に「キャリア形成論」（2単位、半期）を、共生社会経済学科においても専門教育科目第4類「自己の探求」として1、2年次に「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」（2単位、半期）を配置し、学生に早い段階から職業意識を持たせ自分自身の将来設計を考えさせることによって、大学での学び

への動機付けを行っている。具体的に、この講義では、ビジネスマナーや文書処理技能など実践的な知識を身に付けるとともに、自分の適性について考える機会とすることで、学生の職業選択を支援することになっている。さらに、職場生活のみならず日常生活でも必要とされるコミュニケーション能力や情報処理能力を身に付けさせることにしている。

【改善方策】

(1) 初年次教育

共生社会経済学科の学生に情報リテラシーを履修させるために、平成22(2010)年度の新入生オリエンテーションからその意味を説明し履修を強く指導することにした。経済学科と同程度(90%以上)の履修状況を実現することにした。

経済学科の総合演習については、教育内容と評価基準の統一を目指して学科会議において平成21(2009)年度より具体的に検討を始めることにしている。初年次教育の重要性を認識した上で、前期15回の講義内容を統一しアカデミック・スキルを修得させることにしたい。共生社会経済学科では新設学科でもあり、平成20(2008)年度より新学科設置準備委員会が組織され、「総合演習Ⅰ」のあり方について検討が加えられてきた。それに基づき、①共通教材として『学びのガイド2009(学科ガイドブック)』を用いること、②データ(新聞・雑誌、論文)検索の方法までを含めた図書館利用の説明会を学科合同で開催すること、③「総合演習Ⅰ」の最終回を学科合同で開催し、その内容を後期開講科目の「キャリア形成Ⅰ」と連携するものとして位置づけ、キャリア形成に関わる説明会とすることが決定され実施されている。とはいえ、経済学科と同様に全15回の教育内容について統一されてはいないので、平成21(2009)年度より更なる検討を加えることにしている。

(2) 専門教育科目

大きく変容する現代の経済社会に対応した新たな学問分野を積極的に取り入れ、新たな専門教育科目(学科課程表上では「経済学特殊講義」として配置することを検討することにした。

(3) 少人数教育

演習を充実させるために、レジュメなど資料の作成用のコピーカードを配布し、学生の経済的負担を軽減することなどを検討することにした。

(4) 社会との円滑な接続

「キャリア形成」といった講義科目だけではなく、上記の(1)や(3)と関連して、初年次教育としての総合演習や専門教育としての演習を通じて、学生の就業意識を高め、人生の目標設定ができるように、授業の中で担当教員が説明やアドバイスができるように、具体的にマニュアル作りを含めて検討することにした。

②教育方法等

【到達目標】

演習を中心にした少人数教育に基づき、それぞれの学生の学習指導を丁寧に行う。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育上の効果を測定するための方法の有効性

教育効果を具体的に測定するための方法は、講義科目については前期、後期の定期試験が主たるものである。演習系科目については、授業中の発表やレポート、卒業論文などである。

また、全学的に行われている学生部による『学生生活実態調査』の調査項目の中に教育効果に関する項目が見られ、その結果も公表されている。さらに、経済学部の卒業生の就職状況や卒業生に対する社会的評価によって、間接的にはあれ教育効果を判断することができる。しかし、それらをどのように活用するかについては、なお検討中である。

イ 卒業生の進路状況

経済学部の卒業生のほとんどは就職を希望し、民間企業への就職が最も多く、約70%である。就職先（業種）は多方面にわたり、地域別でも東北地方が多く、就職率は80%となっている。公務員や教員は全体の5%以下であり、大学院進学者は非常に少ない。

2. 成績評価法

ア 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価は、基本的に前・後期の期末に行われる定期試験によっており、成績評価を行う仕組みとして試験施行細則がある。

成績評価の方法については、担当教員の裁量に委ねられている。教員によって定期試験のほか、授業中の小テストやレポートなどを成績評価に加味している。成績評価は、100点満点中60点以上を合格とする全学共通の基準に基づいて行われている。なお、9月と3月に行われる成績発表において、学生が成績評価に疑問を持った場合には、学務部教務課窓口に申し出て、各教員に説明を求めることができる。

大教室での講義科目のほとんどは定期試験によって評価が行われている。少人数で授業が行われる演習や外国書講読などは、授業における発表や発言内容に基づく平素の受講状況のほか、レポートなどによって評価が行われている。また、成績評価方法は科目ごとにシラバスに明示され受講生に周知されている。

イ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

経済学部では、単位の実質化を図るために、1年48単位、2年48単位、3年48単位と履修科目登録に上限を設けている（4年は制限なし）。また、講義において疑問点が生じた際に学生が自由に質問できるように、「オフィスアワー」として教員は、講義終了後1コマ90分程度は研究室に在室するようにしている。

なお、共生社会経済学科では、教育効果を測定するための1つの方法として学生証（磁気カード）を利用した学科独自の「出席管理システム」を導入している。

ウ 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性（大学基礎データ表6に対応）

経済学部では、入学時の学生の質を検証するものとして新入学生全員に英語のプレースメントテストを実施している。その点数に応じて入学後の必修科目の「英語 I A」「英語 I B」のクラス（上級、中級、初級）編成資料としている。

また、原級止め及び留年の制度を設けている。前者は、3年に進級する時点で52単位を修得していない場合に3年次への進級を認めない制度であり、後者は、卒業所要単位数124単位を満たしていない場合に卒業を認めない制度である。経済学科の場合、在籍者数に占める原級止め者の割合は10%を超えているが、留年者の割合はほぼ5%前後である。

本学では、こうした学生に対し学生部学生課及び学務部教務課の窓口で個別に指導するとともに、グループ主任（教員）が個別面談を行い、助言などを行っている。さらに、こうした学生が増加することを未然に防ぐことを目的に、学生部によって毎年6月に「長期欠席者調査」が行われ、その結果に基づいてグループ主任による面談・指導が行われている。

3. 履修指導

ア 学生に対する履修指導の適切性

新入生への履修指導については、入学時のオリエンテーションにおいて、シラバスや履修科目登録要項などを配布し、それに基づいて学務部の説明が行われ、グループ主任が個別の相談を受け付けている。本学のオリエンテーションは、一泊のキャンプを含んでいるので、グループ単位でかなり具体的かつ詳細な指導が可能である。キャンプには学務部教務課の職員も帯同し、履修上のガイダンスが行われている。

2年次以降については、各学年次の成績発表時にシラバス及び履修科目登録要項などの書類を配付すると同時に、グループ主任が履修上の指導にあたっている。特に、成績不良学生については、当該学年での履修指導を含めて注意を促している。その際、学務部教務課の窓口でも履修相談を受け付けている。

また、演習選択時には、各教員による演習内容を記載したパンフレットを配布している。さらに、学生団体の経済学生ゼミナール協議会主催の上級学年の学生による演習の説明会も行われている。説明会では、学生自身によって作成された学生目線で演習を紹介するパンフレットが配布されている。

なお、日常的には、学生は、質問・相談などがあるときに、直接研究室を訪問してグループ主任や各科目担当教員及び演習担当教員の指導を受けている。

イ 留年者に対する教育上の措置の適切性

留年者（4年次）及び原級止め者（2年次）については、新年度の科目登録の際、他の学生とともに履修指導している。両者ともグループ主任を含め多様な相談窓口を設け、学生が相談しやすい環境を整えている。

また、卒業年次の学生に対しては、担当教員の了解のもとに4科目を限度として再試験を受けることができる仕組みを整えている。さらに、留年者などは、事前に申し出ることによって、前期定期試験において卒業に必要な単位を充足することができれば、9月に卒業することができる9月期卒業制度もある。

ウ 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

学則第11章「科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研究生」に基づき、科目等履修生、聴講生等を受け入れている。科目等履修生に対しては出願時に綿密なガイダンスと面接を行い、指導や助言を与えるとともに、入学後は学務部教務課などを窓口として必要なサポートが行われている。また、休講等の情報もオンラインで確認できるようになっている。

経済学部では、科目等履修生、聴講生等はできるだけ受け入れる方針にしており、聴講生はすべての科目を聴講できる。ただし、演習系の科目については担当教員の了承が必要である。

4. 教育改善への組織的な取り組み

ア 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ

イ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

本学では全学のFD推進委員会が組織されている。それに対応する形で、「経済学部FD推進委員会」が組織されている。全学のFD推進委員会主催の研修会や講演会に学部教員が積極的に参加するとともに、そこでのテーマを持ち帰り、学部のFD推進委員会で論議している。また、経済学部教員によるFD講演会も開催され、授業改善のための組織的な努力がなされている。こうしたことは、学生の主体的な学修意欲を喚起するためには、学生の目線に立って「わかる授業」を行わなければならないとの学部における合意に基づく取り組みである。

イ シラバスの作成と活用状況

シラバスは『大学要覧』に収録されている。授業科目に関する基本的データとして、①テーマ、②講義内容、③授業計画、④成績評価方法・基準、⑤関連して受講することが望ましい科目、⑥履修上の注意、⑦テキスト、⑧参考文献を統一書式として掲載している。

シラバスは、教員による詳細な履修・学修指導に使用されるほか、学生には資格試験に必要な科目とカリキュラム上の科目との関連を調べたり、履修計画を作成する際に活用されている。

ウ 学生による授業評価の活用状況

本学では、全学的に学生による授業評価アンケートの実施を義務化している。経済学部では、同一科目については隔年で実施することにし、共通の設問項目に各自が特別の項目を加えることを認めている。また、実施後の取り扱いは、集計結果をアンケート用紙とともに各教員に返却し、自ら授業改善に役立てることにしている。その後、教員が特に必要と認めた場合には、結果についての各自の所感及び学生からの大学・学部に対する要望事項などを学部長に報告することになっている。

エ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

卒業後一定期間を経た同窓生から評価を得る全学の制度的な仕組みは、現在導入してい

ない。各地で行われている同窓会において、教員が卒業生から時折ヒアリングしている状況である。なお、平成21(2009)年度から全学的な取り組みとして、4年生を対象とした「卒業時意識調査」を実施している。

オ 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

教育評価の結果は、「経済学部点検評価委員会」や「経済学部 FD 推進委員会」において取り上げられ検討され、検討結果は各学科会議や学部教授会に報告され、改善方策が審議されることになっている。

5. 授業形態と授業方法の関係

ア 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

経済学部の授業の形態は、大きく3つに分けることができる。第一は、大教室での講義であり、この場合にはほとんど教員からの一方的な授業となる。第二は、比較的少人数による実習を伴う授業である。これには語学や情報関連科目が含まれる。第三は、演習関連の科目であり、これらでは学生参加型の授業方法が一般的であり、対話・討論が重視される。

経済学部の授業は大教室での講義が中心であるが、時間割作成の際に1コマに複数の科目を開講し受講者数を削減するなど、可能な限り大人数のクラス編成を減らす工夫をしている。このことで授業の双方向性を確保するようにしている。また、学生の興味・関心を引き出すために新聞を活用したり、パワーポイントを利用して講義を行ったり、講義内容を記したプリントを毎回配布するなど、講義にさまざまな工夫を行っている。

イ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

語学や情報関連科目などでは、従来からパソコン・AV機器を利用した授業が行われていたが、最近では、専門教育科目の「情報リテラシー」をはじめ、「経済モデルシミュレーション」や「情報経済論」などのICT関連の授業科目や演習においてインターネットを利用してデータを集め、それを授業での資料として利用するとともに、さらに、取り込んだデータを加工、分析するといった授業も展開されている。また、多くの専門教育科目では、パワーポイントを利用した授業が行われている。さらに、ホームページでの授業内容の公開、メールによる課題の提出や質問・回答を取り入れている科目もある。

ウ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

現在、正課の授業での遠隔授業は実施していない。

なお、平成20(2008)年度の文部科学省「戦略的大学連携支援事業」の選定を受け、その事業の1つとして、各大学で開講されている授業をビデオに収録し、オンデマンド方式で配信する「遠隔授業システム」を、平成21(2009)年度後期に試験運用を行い、平成22(2010)年度から本格的に運用する計画である。

6. 3年卒業の特例

ア 4年未満で卒業もしくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

経済学部ではこうした取り組みを行っていない。

【点検・評価】

教育効果の測定のための具体的な取り組みが遅れ、その結果を活用するに至っていない。とはいえ、学部での学修の結果は同規模の他大学と比べて遜色ない高い就職率に現れており、一定の教育効果が存在することを見て取ることができる。

成績評価基準は教員の裁量に委ねられ、基準がバラバラであることは否めない。授業科目間の単位認定に格差が生じている。さらに、経済学部の授業は大教室での講義が多く、教育効果を低下させることにもなっていたので、時間割上の工夫を行うなどしてその一定の効果は見られたが、なお受講者数の偏りは存在している。オフィスアワーの設定も、経済学部教員の研究室が土樋キャンパスにあり泉キャンパスにないこともあり、1・2年次の学生がいる泉キャンパスでは困難である。現状では、授業の前後の時間を活用する以外にない。

履修指導は十分に行われているが、新入生の入学時のオリエンテーションと比べて、2年生以上は履修指導の密度が低い。

FD活動の推進は他大学の事例の紹介などにとどまっており、学部独自のFD活動となっていなかったが、一部、授業公開を行うなど新たな試みも行われ始めた。

授業評価アンケートは、個々の教員の主体的な授業改善に役立ってはいるものの、公表されていないため、それがどのような成果を上げているかが見えにくくなっている。

大学院進学者が少ないこともあり、3年次卒業の制度をいまだ導入していない。

【改善方策】

教育効果の測定のための全学的な取り組みとして、卒業時に学生に教育内容を評価させる仕組みを導入することにした。授業評価アンケートも学部として全体的に取りまとめ公表に向けて検討を始めた。これらと学生部による『学生生活実態調査』とをあわせて、教育内容・方法について経済学部点検評価委員会において詳細な検討を行い、教育改善に向けて実質的に取り組むことにしている。この部分には、成績評価基準も検討項目となっている。また、学部のFD推進委員会では、初年次教育のあり方や教育内容及びその統一化をめぐって検討が行われている。泉キャンパスでのオフィスアワーの設定についても検討課題としている。シラバスの内容についても全学的な新たな書式に則って学生の側に立った詳細な授業計画が提示されることになっている。

各学年次の履修指導を徹底するために、これまで行ってきたことに加えて全体ガイダンスや個別面談を行うことにした。成績不振者に対してはグループ主任による個別面談をこれまで以上に実施し、中途退学者数を減らすことにしている。

大学院教育との接続を考え、大学院と連携しながら3年次卒業の制度を導入するための検討を始めることにした。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

国内外の大学との間で、とりわけ国際交流協定を結んでいる海外の協定校との間で経済学部の学生・教員の交流を行う。特に、共生社会経済学科では、民族や文化の異なる人々との共生を考えることが重要なテーマとなっているので、さまざまな分野で国際交流を行う。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

特定の地域を想定していないが、国際化に対応できるように、教育課程に外国書講読や外国語コミュニケーションを配置している。ただし、共生社会経済学科では、国際交流の一環としてアジア諸国の人々との共生を考えることにしているので、「フィールドワーク」という科目において国際交流の推進を担う人材の育成が実践されることになる。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（大学基礎データ表 11 に対応）

日本人学生は、国際交流部が提供する留学支援プログラムを活用した留学に参加でき、長期休みを利用した短期留学から、長期にわたって行われる交換留学などが導入されている。また、それらの海外留学を学生に伝達するためにパンフレットや英語版の大学案内などを作成し、ホームページに掲載している。

外国人学生は、長期・短期の日本語研究講座などのさまざまなプログラムによって支援を受けている。外国人学生のサポートは、国際交流部を中心にきめ細かな指導が行われている。

教員は、国外で行われる学会等への「出張旅費支給」「在外研究員制度」「研修休暇制度」の全学的な制度が整備されており、恒常的な発表や交流、教員の派遣・受け入れが行われている。そのほか、経済学部の紀要（『東北学院大学経済学論集』）には、英文による投稿も認められている。

ウ 国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

研究面では、科学研究費との関連などで個々の教員が国内外の研究者と交流している。

また、学生団体としての経済学生ゼミナール協議会が加盟している全国の経済系の大学との間で教育研究交流が行われている。具体的には、8月に東北・北海道のブロック大会、12月に全国大会が開催され、学生は分野別グループの統一テーマに基づいてゼミ単位で論文を作成・発表し、討論することによって相互交流が図られている。

【点検・評価】

経済学生ゼミナール協議会による各大会を通じた他大学との交流は、学生のやる気を引き出し、ゼミ活動を大きく活発化している。

以前から中国、韓国からの留学生が多く、学生の質を確保することが困難であったので、受け入れに際して面接試験を厳格に実施したところ、最近では受験生が減少している。

国際交流協定に基づく、主にドイツの大学からの留学生については、テーマに応じて経済学部の教員が指導教員となることになっている。また、海外の協定校などからの留学生用の日本研究講座では、経済学部教員も授業を担当している。

【改善方策】

他大学の学生交流としての経済学生ゼミナール協議会に加盟していないゼミもあるので、教員に積極的な参加を促している。

また、国際交流については全学的に国際交流部に委ねられているので、経済学部としては積極的に学生・教員の国際交流が行われるように国際交流部と協議することになっている。その上で、共生社会経済学科の他文化、他民族との共生を考えたプログラム、具体的にはタイの農山村への体験留学などを実施することになっている。

④通信制大学等

ア 通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそ
のための条件整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

十分な基礎学力、社会に対する強い問題関心、学ぼうとする意欲を持つ学生を受け入れる。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、
その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（大学基礎データ表 13、表 15 に対応）

学生募集は、『大学案内』『受験ガイド』『学科ガイド』をはじめとする入試・広報関連の印刷物及び大学や学部・学科のホームページ、または、オープンキャンパスや各地で開催される入試説明会、進学指導者懇談会などを通じて行われている。

入学者選抜には、以下の5つの枠組みの中で10種類の選抜方法による選抜を実施している。

(1)十分な学力を持った者を受け入れるための選抜方法として、①一般入学試験、②大学入試センター試験利用入学試験、(2)強い学修意欲を持ち必要な学力・能力を持った者を受け入れるための選抜方法として、③アドミッションズ・オフィス(A0)による入学試験、④推薦入学試験のうちの学業成績による推薦入試、⑤編入学試験、(3)建学の精神への深い理解を持ち必要な学力・能力を持った者を受け入れるため選抜方法として、⑥推薦入試のうちのキリスト者推薦入試、⑦TG 推薦入試、(4)運動部での活躍が期待でき必要な学力・能力を持った者を受け入れるための選抜方法として、⑧推薦入試のうちのスポーツ推薦入

試、(5)外国人留学生もしくは社会人で必要な学力・能力を持った者を受け入れるための選抜方法として、⑨外国人留学生特別入学試験、⑩社会人特別入学試験。平成21(2009)年度の学生募集定員は以下の通りである。なお、詳細は『受験ガイド』を参照されたい。

経済学部の入学者選抜方法と募集定員

学部	学科	募集定員	一般入試			センター試験利用入試	
			前期		後期	前期	後期
			全学部型	分割型			
経済学部	経済学科	400	80	119	8	20	-
	共生社会経済学科	170	25	41	5	8	2

AO入試		推薦入試				外国人留学生	社会人
A日程	B日程	キリスト者等	スポーツ	学業	TG		
30	2	4	32	60	39	1	5
15	3	2	13	35	17	2	2

2. 入学者受け入れ方針等

ア 入学者受け入れ方針と学部等の理念・目的・教育目標との関係

十分な基礎学力と学ぼうとする強い意欲を持つ学生を受け入れるという入学者受け入れ方針は、学力試験における成績を中心とする入学者選抜方法だけを採用するということを意味するわけではない。個性豊かで多様な人材を多様な入学者選抜方法を採用することによって受け入れることが、「キリスト教精神と幅広い教養を基礎に、両学科において専門的知識を修得し、多方面において社会に貢献できる人材を養成する」経済学部の理念・目的を実現する上において重要であるからである。というのは、多様な人間関係の中でさまざまな人格と社会の多様性を認識し、人間性の陶冶がはかられ、自己の相対化も実現できるからである。そのことが豊かな教養と専門的知識に基づいて社会の多方面で活躍できる人材を育てることになるからである。この点は、従来は二部及び夜間主コースにおいて学生を受け入れてきたことにも表れている。現在では、夜間主コースは募集停止されたものの、これまでの伝統を踏まえ、社会人学生を積極的に受け入れるように定員化し、多様な人間関係を形成させることにしている。

イ 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

経済学部の入学者受け入れ方針は、学力試験の成績のみで入学者を選抜するというわけではない。個性豊かで多様な人材を受け入れるために、さまざまなタイプの入学者選抜方法を採用している。

こうした入学者が大学教育に円滑に溶け込むことができるように、カリキュラムでは初年次教育として「総合演習」と「総合演習Ⅰ」が配置されている。また、個性豊かで多様な学生が相互の切磋琢磨によって人間性が陶冶されるように、総合演習を含め少人数クラスの教育を各学年次において行うことにしている。さらに、学生の主体的選択によって学

習コースを自己決定できるようにカリキュラムの自由度を高めていることが、多様な学生の受け入れに役立っている。

3. 入学者選抜の仕組み

ア 入学者選抜試験実施体制の適切性

本学の入試は、すべて大学全体の責任で実施される。入試実施に関わる全学的組織としては「入試管理委員会」「入試実施委員会」「入試判定委員会」の3つがある。

「入試管理委員会」は、入学試験の実施及び管理に関する基本方針その他重要事項について審議し、全学教授会への原案を作成するための組織であり、全学教授会からの委任があるときは、全学教授会にかわって審議・決定できる。学長が委員長を務め、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長、A0委員会委員長、学科長及び夜間主コース主任からなる。また、A0入試を行うための組織であるA0委員会は、この入試管理委員会の下に設置されている。

「入試実施委員会」は、全学教授会または入試管理委員会の決定に基づいて、入学試験を円滑に実施するための組織である。構成員は、学長、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長で、学長が委員長となる。入試実施時には、学内に待機し、不測の事態に備える。

「入試判定委員会」は、入学者選抜において合否判定を行う組織であるが、規程によって、全学教授会がこの委員会となる。

一方、経済学部の専任教員全員が、試験問題作成、監督、採点、書類審査、面接など多様な入試業務を均等に担当している。合否判定にあたっては、学部長・学科長・夜間主コース主任を中心にした委員会できざまな入学者選抜試験に対応した基準による入学者選抜原案を作成し、学部教授会に明示し、合格者を審議決定している。

イ 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜基準の透明性について、4つの観点からみておく。

第一に、全体評価を構成する「評価項目」がある。この点については、本学が採用しているすべての入学試験について、受験生に配布している『受験ガイド』の「選抜方法」で明示している。

第二に、全体評価の中での評価項目ごとの「比重（配点）」がある。これについては、「一般入試」と「センター試験利用入試」では『受験ガイド』に明示されているが、推薦入試、特別入試については明示されていない。ただし、入試説明会などで、受験生や教員など関係者から開示請求があった場合は開示している。

第三に、各評価項目で評価する際の「基準」がある。これについては、原則として公表していない。ただし、一般入試については、入試問題について「解答例」を公表しており、そのことで採点基準がおおむねわかるようにしている。また、A0入試においては、最も重視している面接の評価基準について、学科ごとの「A0入試における重要評価点」として公表している。

第四に、合格に必要な「水準」がある。「一般入試」と「センター試験利用入試」では、

『受験ガイド』に前年度の合格最低点を公表している。その他の入試に関しては、水準を直接的に示しているデータではないが、前年度の受験者数・合格者数・実質倍率を公開することで、水準が推測できるようにしている。

ウ 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

入学者選抜の公平性・妥当性を確保するためのシステムとしては、以下の3点をあげることができる。

第一に、本学では、合否判定を慎重に審議するシステムを持っている。本学では、入学者選抜の権限は、それぞれの学部に関しては「学部教授会」、全体的・最終的には「全学教授会」にある。しかし、本学では、「学部教授会」「全学教授会」での審議に先立って「入試実施委員会」「入試管理委員会」「部長会」という3つの全学的審議機関で審議する。また、「入試実施委員会」への合否判定の原案は、学部長より提出される。経済学部では、合格者数を決定する原案は、学部長・学科長・夜間主コース主任を中心とした委員会において、入試部から提示されたさまざまなデータ（併願率や予想歩留まり率など）を検討しながら作成されている。この原案が上の3つの会議体を経て、経済学部教授会で審議・決定される。

第二に、こうした審議は、個人名を伏せて受験番号と得点だけが記された判定資料に基づいて行われている。

第三に、一般入試においては、受験科目による不公平が生じないように、得点をすべて偏差点化して合否判定を行っている。

次に、入学者選抜結果の公平性・妥当性を確保するシステムとしては、次の3点をあげておく。

第一に、入試問題の作成にあたって、測りたい学力・能力を正しく測れるような問題となるよう、入試センターがチェックしている。

第二に、受験者には入試問題の持ち帰りを認め、希望する高等学校などには著作権の扱いに配慮しながら入試問題の配付を行い、毎年「解答例」を付した過去問題集を作成して、問題や採点の誤りが発見されやすい環境を作っている。もし、問題の誤りや採点の誤りが発見された場合は、早急に対応している。

第三に、入学者選抜の方法と入学後の成績との相関については、教育研究所が中心となって調査しており、選抜が有効に機能しているかどうかを検証する基本データを提供している。

4. 入学者選抜方法の検証

ア 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

各年の入試問題の検証作業は、入試センターを中心に行われており、大きく次の3つの仕組みが導入されている。

第一に、問題原稿の入校・校正の作業過程において、入試センター所員が、出題の適切性（高校の学習範囲かどうかなど）をチェックする。不適切な場合は、出題主任に修正を要請する。

第二に、試験終了後に、試験問題を公開するとともに、オープンキャンパスや進学相談

会などで「解答例」を付した問題集を編集して広く配布して、問題に対する外部的チェックが働きやすくしている。

第三に、試験科目ごとの平均点、標準偏差を当該年度の出題主任に提供する。また、このデータは、次年度の出題主任にも提供される。

なお、平成18(2006)年度入試問題までは、本学との関係が深い高校に、問題の適切性の判断を、校長を介して依頼していた。しかし、高校教員の本務との関係により、この依頼は現在行っていない。

イ 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

こうした仕組みとして、次の2つをあげることができる。実際、これらの仕組みによって得られた意見は、本学の入試方法の変更の大きな要因となっている。

第一に、本学は、毎年6月東北6県で、高校の進路指導教員を対象に「進学指導者懇談会」を開催している。これは、本学の入試方法についての説明の場であると同時に、本学の入試方法の適切性についての意見を聞く重要な場となっている。

第二に、入試説明会や高校訪問を通じての意見聴取がある。ここでも、教員は、本学の入試方法について説明すると同時に、入試方法の適切性について意見を聞いており、その意見は、主に入試センター所員を通じて集約される。

5. A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）

ア A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

A0入試では、出願資格として、「出願する学科に入学を強く希望し、入学した場合、そこに学ぶ学生として、積極的に有意義な学生生活を送ることができる学力、意欲、適性を有すること」を求めている。これに基づいて、各学科ではA0入試における重要評価点を公表し、入学してもらいたい学生像を示している。経済学科は、「1. 基礎学力が十分にあること、2. 本学科の開講科目に強い関心をもち、学ぶ目的がはっきりしていること、3. 現代社会の動きに強い関心をもち、それについて深く調べることが好きなこと、4. 社会とは何か、特に経済とは何かを探求したいという強い意欲をもっていること、5. 論理的に考え、自分の意見を明確に主張できること」と明示している。

共生社会経済学科では、「1. 共生社会経済学科の教育内容とその特色をよく理解し、本学科で学ぶのに十分な基礎学力を有していること、2. 共生社会経済学科で学びたいという明確な意志を持っており、それを自分の言葉で表現できること、3. 社会奉仕活動や国際交流など、人と人との共生に関連する活動に、積極的に取り組もうとする意欲をもっていること」と明示している。

A0入試の選抜方法は、第一次選抜（30分の面接と書類選考）と第二次選抜（小論文と面接）からなる。なお、経済学科では、第一次選抜において個人面接だけでなく、グループ・ディスカッションを行っている。

経済学部ではA0入試への志願者も多く、面接の方法・内容・評価基準などについては、事前にA0委員及びA0面接委員の間で十分な打ち合わせを行い、面接担当者ごとに差が出ないように留意している。また、面接試験の評価（A～Dの4段階）は、A0委員とA0面接委員との協議において評価の原案が提示され、学部のA0委員会（学部長、学科長、夜間

主コース主任、AO委員）において審議・決定される。その評価は、学部教授会にも報告され、改めて承認を得ることになっている。

6. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性

本項は、経済学部には該当しない。

7. 入学者選抜における高・大の連携

ア 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

推薦入試には、「学業推薦（指定校制）」「キリスト者等推薦（公募制）」「資格取得による推薦（指定校制）」「スポーツに優れた者の推薦（公募制）」「TG 推薦入試」（併設校2校）の5種類がある。

これらの推薦入試による入学において高校との適切な関係を保つために、本学は次のような配慮をしている。

- (1) すべての推薦入試において、出願要件として高校の調査書における評定平均値に関する条件を付している。
- (2) すべての推薦入試で、高校長あてに推薦者の合否を連絡している。
- (3) 指定校制の推薦入試では、指定校を選ぶ基準・方法について明確化している。
- (4) 指定校制の推薦入試で不合格者が出た場合、その理由を詳細に高校に説明している。
- (5) TG 推薦入試では、志願者を対象に各学部・学科を紹介するガイダンスを実施している。
- (6) TG 推薦入試では、「小論文」の成績を高校長に通知している。

イ 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

(1) 大学全体

東北地方を中心に、さらには北海道や北関東などの受験生が見込まれる各高校に『大学案内』や『受験ガイド』を配付することにより、正確な情報の伝達を実現させている。また、高校生に対して直接実施する進路相談・指導は、「オープンキャンパス」や「進学相談会」、高校から招かれての「入試説明会」で行っている。さらに、本学の「ホームページ」で入試に関する詳細な情報を掲載し、平成21(2009)年度には「受験生応援サイト Step! TG」を開設し、受験生はより簡単に自分の欲しい情報へアクセスできるようになった。

受験生への情報伝達に関しては、①情報伝達が公平であること。すなわち、比較的簡単に、すべての受験者が受験情報に接することができること。②情報伝達がタイムリーであること。すなわち、入試情報の伝達が遅れることにより、受験生に迷惑を掛けないこと。③情報伝達が正確であること。すなわち、進路指導教員あるいは受験生にあいまいな情報、あるいは誤解が生じるような情報の伝達を行わないこと。受験生に説明することが容易でない事項（例えば、キリスト者等推薦入学試験におけるキリスト者の資格条件など）については、入試課に直接確認することを志願者に伝えること、の各点に注意を払っている。

(2) 経済学部

学部が独自に高校生に対して行う情報伝達としては、全学のオープンキャンパスとは別に、学部が実施しているオープンキャンパス（年1回）や各高等学校へ出向いての出張講義、各学科が独自に作成している学科ガイドブックなどがある。これらによって、高校生に対して経済学部の情報を伝えることにしている。

8. 社会人の受け入れ

ア 夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

経済学部夜間主コースは平成21(2009)年度より募集を停止した。それに代わるものとして、昼間部に社会人学生を受け入れるための社会人特別入学試験を設けた。この受験資格は、高等学校もしくは中等教育学校卒業後3年以上経過した者及び高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格後3年以上経過した者で、職業の有無を問わない。選考方法は、書類審査、小論文及び面接である。入学定員は経済学科5名、共生社会経済学科2名である。現在のところ、この試験による入学者はいない。

9. 科目等履修生・聴講生等

ア 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

経済学部は、学外者（卒業生を含む）に広く学習の機会を提供するため、また、資格取得に必要な単位を修得しようとする者を、特定科目の単位修得を目的とする科目等履修生として、特に支障のない限り基本的に受け入れることにしている。同様に、単位修得を目的としない聴講生をも受け入れることにしている。

(1) 科目等履修生

学則第46条に基づいて定められている「東北学院大学科目等履修生に関する規程」第2条第1項及び第2項が、科目等履修生の出願資格を規定している。第1項は、一般的な科目等履修生の入学要件を、学則第9条の定める条件と同じであるとしている。すなわち、広く学習の機会を提供する対象は、大学入学資格を有する人々に限定されている。

また、資格取得を目的とする場合、上記の科目等履修生に関する規程第2条第2項により、「学士の学位を有する者で、2年以内に所定の必要単位を取得することができる」と認められる者、あるいは「大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者で、2年以内に所定の必要単位を修得できると認められる者」という条件が付加される。学士の資格又は短大卒以上と同等の資格が必要とされるのである。さらに、教育実習に関する科目の場合には、本学卒業生のみが、科目等履修生に出願できることとなっている。これらの限定は、単位修得の目的から派生する必然的なものであり、広く学習機会を提供するという本学の趣旨及び大学設置基準等の法令に矛盾するものではない。

これらの要件は、それ自体明確であるが、募集要項では、さらに分かりやすく明確に、「高校卒業または同等以上の方」と表記し、資格取得目的の場合については、事務担当者への問い合わせを促すようにしている。

なお、資格関係科目の場合、在学生の受講者がおらず、科目等履修生だけの場合であっても当該授業を実施している。本来は、在学生の受講者が存在しなければ、その科目は実施せず、したがって、科目等履修生も受け入れないのが通例であるが、資格取得目

的の場合、その趣旨からして、本来の受講者がいない場合に実施しなければ、志願者を著しく不利な立場に陥らせる可能性が高いからである。

科目等履修生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、書類審査と面接を行った上で、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を認めている。

(2) 聴講生

「聴講生」は、広く学習機会を社会人等に提供するために、単位修得を目的としない者として受け入れている。聴講生の場合にも、出願の条件は科目等履修生と同様に、大学入学資格を有することとしている。また、聴講生の場合、科目等履修生と若干異なって、聴講可能な科目を学部ごとに決めることになっているが、多くの場合には演習を含めてほとんどの科目が聴講可能である。

聴講生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を求めている。

10. 外国人留学生の受け入れ

ア 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

(1) 私費外国人留学生

私費外国人留学生は、「日本留学試験」の「日本語」を受験した者に限っている。そのほか、本学の外国人留学生特別入学試験において、日本語による小論文試験並びに面接を行い合否の判定をしている。平成 21(2009)年現在、私費外国人留学生は 34 名である。

(2) 交換留学生（特別聴講学生）

交換留学生は海外の協定校からの留学生を示し、4月から受け入れている韓国からの留学生は、留学生向けの講座に参加するのではなく、一般の日本人学生と同様のカリキュラムを受講している。これらの学生には、日本語能力試験 1 級～2 級程度の能力を有していることを受け入れの条件としている。また、交換留学生は「日本研究夏季講座」（5月～6月）、「日本研究秋期講座」（9月～12月）、「集中日本語講座」（9月～翌年8月）の各講座に参加している学生をいう。日本研究夏季講座に参加する留学生は、日本語学習歴と面接の結果によって、各自の日本語能力に適したレベルのクラスに入る。レベルは初級・中級・上級に分けられている。「日本研究秋期講座」や「集中日本語講座」に参加している留学生には、複数年の日本語学習歴があることを求めており、これらの学生には日本語のみならず日本文化や日本経済を中心とした講義を英語で提供している。

平成 21(2009)年現在の大学全体の交換留学生は、6名（韓国から5名、ドイツから1名）である。また、日本研究秋期講座に参加した留学生は5名（アメリカから1名、ドイツから4名）で、参加の学生は所定の試験を受験し、60点以上の場合のみ単位が認定される。日本研究夏季講座参加の留学生は13名（アメリカから11名、タイから2名）で、集中日本語講座はドイツから1名である。

11. 定員管理

ア 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性(大学基礎データ表14に対応)

「大学基礎データ」表14の通り、経済学部の学生収容定員と在籍学生数の比率は、平成21(2009)年5月1日時点で、経済学科昼間主コースが1.28倍、経済学科が1.12倍、共生社会経済学科が1.29倍、経済学部では1.24倍となっている。編入学生のそれは、経済学科昼間主コースが0.33倍となっている。改組初年度のため、経済学科と共生社会経済学科には現在のところ編入学生はいない。

また、「大学基礎データ」表13によれば、改組前の2005年度から2008年度までの4年間の平均入学者数比率は、経済学科昼間主コースでは126.26%、夜間主コースでは113.95%であった。改組後の2009年度のそれは、経済学科では111.75%、共生社会経済学科では128.82%であった。これらを通算して過去5年間の平均を見ると、経済学部全体では122.69%である。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

本学部在籍学生数の対収容定員比率は1.24であり、著しい定員超過とはなっていない。ただし、学科で見た場合、経営学科(夜間主コース)においては、その数字が1.37と著しく高く、改組前の経済学科(昼間主コース)、経営学科(昼間主コース)、改組後の共生社会経済学科においては、1.25を超え、著しい定員超過のおそれがある。改組前の学科の数字については改善の方策がないので、目下のところ、共生社会経済学科の入学者数管理に細心の注意を払っている。その方策は、合格者の歩留まり率を高く予測し、合格者数を少なくするというものである。

12. 編入学者、退学者

ア 退学者の状況と退学理由の把握状況(大学基礎データ表17に対応)

「大学基礎データ」表17の通り、経済学部における退学者は、「進級要件」(進級規程)を満たすことができず3年次に進級できなかった学生と、4年次において卒業できなかった学生に顕著に見られる。平成20(2008)年度の経済学科昼間主コースの場合、退学者51名のうち、2年次が29名、4年次が16名であった。

退学を希望する学生は、まず学生部窓口で相談を行うことになっているので、そこでの相談票から退学理由を知ることができる。退学理由のほとんどは勉学意欲の喪失やそれに基づく進路の変更であるが、最近は経済的理由も増えてきている。

イ 編入学生及び転科・転部学生の状況

編入学定員は、経済学科昼間主コースが18名、夜間主コースが9名、改組後の平成21(2009)年度からは、経済学科が18名、共生社会経済学科が9名である。平成21(2009)年5月1日現在の編入学在籍学生数は、経済学科昼間主コースが12名、夜間主コースが3名であり、定員を満たしていない。なお、転科・転部学生は、過去5年間でみると、平成20年度に経済学科夜間主コースに1名あっただけで、極めて少ない。

【点検・評価】

教育目標に対応した学生の受け入れ方針を明示するとともにさまざまなタイプの入学者選抜方法を併用し、受験生の多様な資質・個性・経歴などを積極的に評価して、意欲に溢れ個性豊かな学生を受け入れている。とりわけ、経済学科では、A0入試において他学科で実施されていないグループ・ディスカッションを独自に行うなど、多様な学生を受け入れるための工夫を行っている。

また、入学者選抜試験の実施体制は円滑に行われており、選抜基準も学部教授会で明確に示され透明性は確保されている。

近年、全国的な傾向ではあれ、経済学部においても基礎学力の低下が進んでいることは否定できない。経済学部では、定期的ではないが、入試類型別による入学者の入学後の成績を追跡調査しており、その結果を学科会議、学部教授会に報告し、入試のあり方を検討する際の資料にしている。このことが、入学者選抜方法を検証する仕組みに代替するものとなっている。なお、基礎学力の低下と関わって、原級止め者や留年者の退学者も増えていることから、何らかの対策をとる必要がある。

定員管理については、在籍学生数の対収容定員比率や入学者数の対入学定員比率が高くなりがちであり、適切な対応が求められる。過去のデータを参考にしながら入学者数の歩留まり率予測を行い合格者の判定を行っているものの、ここ3年は、実際の歩留まり率が予想より高い状態が続いている。予測方法の精度を高める工夫が求められる。

近年の経済的苦境の中で進学費用を賄うことが困難な状況もあり、編入学生、社会人学生、科目等履修生等は少数に止まっている。特に、編入学生を増加させるために専門学校や短大などにPRし、受験生を増やす努力をしたものの、質的な問題があり定員を満たすことができない状況である。そこで、定員の見直しを含めて検討することにした。さらに、地域社会との関わりを密にするとともにさまざまな世代の多様な学生がキャンパスに混在することが学生の多様な個性を輝かせることになるので、社会人や科目等履修生なども積極的に受け入れるスタンスをとっているが、実際には少数であるので、学生数を増やすための何らかの工夫が必要である。

【改善方策】

入学から卒業及びその後までの学生管理の一貫として、まず入試類型別による入学者の入学後の成績の追跡調査を定期的に行うことにした。今後時間の経過を必要とするものの、このデータの累積が基本となって、入学者選抜方法や教育内容・方法などの見直しを行うことができる。これに伴って、基礎学力の低下による退学者の増加をも考慮した恒常的な定員管理も行われることになる。

定員管理については、合格者の歩留まり率予想の精度を上げるとともに、歩留まり率を高めに予想して、合格者数を抑える対策を取る。なお、この方策は、すでに平成22(2010)年度入学者選抜から実施している。

また、編入学生の定員の見直しなどを学部教授会に提案し検討を始めている。社会人を積極的に受け入れる工夫として社会人学生のための「勉学支援奨学金制度」の提案なども検討を始めている。

以上のことから、一定の基礎学力を担保するための方策を見出すとともに、社会人を含

めた多様な学生を受け入れることによって、学生の社会に対する問題関心や学ぶ意欲を醸成することができると考えている。

VI. 研究環境

【到達目標】

自由闊達で相互啓発的な研究活動ができる環境を作り、すべての教員の研究成果（論文など）が、定期的に、少なくとも3～5年の間に一本（一件）は発表されるようになることが目標である。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

イ 国内外の学会での活動状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

詳しくは添付資料の『東北学院大学教育・研究業績2005-2009』に示されている。

経済学部教員の学科ごとの過去5年間の平均論文数（著書等を含めて）は、経済学科が64件、共生社会経済学科が10.4件である。教員一人あたり経済学科が12.3件、共生社会経済学科が4.7件となる。

また、過去5年間の平均学会発表件数は、経済学科が5.6件、共生社会経済学科が2.6件である。教員一人あたり経済学科が1.1件、共生社会経済学科が1.2件となる。学会で役員を務める者もあり、本学を会場に学会が開催されることもある。

ウ 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

経済学部全体で取り組んでいる研究プロジェクトはないが、経済学部の複数教員が参加している研究プロジェクトの中から注目すべきものを挙げてみると、文部科学省補助事業「私立大学学術研究高度化推進事業」の一環としての、平成15(2003)年度に設立されたオープン・リサーチ・センターのアジア流域文化研究プロジェクトがある。これには経済学部教員が数名参加し、平成19(2007)年度までの5年間にわたって「海の道・川の道」に関する調査研究に関して大きな成果をあげた。また、この間、東北地方各地で9回の公開シンポジウムを行ったが、いずれも開催地の研究者とタイアップして行ったこともあって、好評を博した。ちなみに、この「海の道・川の道」に関する調査研究は、平成20(2008)年度からは、新たに設立された本学の「アジア流域文化研究所」に継承されている。

また、本学の創立期の解明をするため、平成20(2008)年度においては、本学から補助金の交付を受けて「杉山元治郎、鈴木義男の東北学院における事績を通してみる東北学院の建学の精神」の研究が行われた。現在、平成18(2006)年に東北学院創立120周年記念事業の一環として刊行された『大正デモクラシーと東北学院—杉山元治郎と鈴木義男—』に続いて、東北学院創設者や東北学院OBである杉山元治郎、鈴木義男に関する新たな資料収集が行われているところである。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

経済学部全体で取り組んでいる研究プログラムはないが、経済学部の複数教員が参加している研究プロジェクトとして、文部科学省補助事業「私立大学学術研究高度化推進事業」の一環としての、平成15(2003)年度に設立されたオープン・リサーチ・センターのアジア流域文化研究プロジェクトがある。これには経済学部教員が数名参加し、平成19(2007)年度までの5年間にわたって「海の道・川の道」に関する調査研究に関して大きな成果をあげた。また、この間、東北地方各地で9回の公開シンポジウムを行ったが、いずれも開催地の研究者とタイアップして行ったこともあって、好評を博した。ちなみに、この「海の道・川の道」に関する調査研究は、平成20(2008)年度からは、新たに設立された本学の「アジア流域文化研究所」に継承されている。なお、経済学部教員が独自に取り組んでいる研究プログラムについては、添付資料の『東北学院大学教育・研究業績 2005-2009』を参照されたい。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

経済学部教員が取り組んでいるこの種の取り組みの中から注目すべきものとしては、タイの研究者との、日タイ交流史と日タイ農村社会研究のための共同研究プロジェクトとして結成された「日タイセミナー」の活動がある。これは、平成4(1992)年からスタートしたが、平成19(2007)年におけるタイのクーデターで現在のところ交流が停滞している。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

経済学部関連の研究所は、「東北産業経済研究所」と「社会福祉研究所」の2つである。

「東北産業経済研究所」は、東北地方の産業経済の調査・研究を行うために、昭和24(1949)年に設置されたものである。本学が東北にある大学ということを念頭に置き、地域に根ざした独自の調査・研究を進めるとともに、常にその成果の情報発信を心がけている。これとの関連で、経済学科の教育課程には「東北経済論」という科目が開設されている。研究成果としては、年1回のシンポジウムの開催とそれに基づく年1回の『研究所紀要』の発行がある。平成20(2008)年度及び平成21(2009)年度のシンポジウムのテーマは、自動車産業が宮城県に誘致されることもあり、2年連続して「東北地方と自動車産業」を取り上げた。学内外の研究者の基調報告と活発な議論が行われ、多くの学生及び地域社会の人々の参加も得ることができた。

「社会福祉研究所」は、社会福祉の発展と本学における社会福祉に関する教育研究の充実を図るために、本学の建学の精神に基づいて、昭和51(1976)年に設置されたものである。主な事業として、社会福祉の実態に関する調査・研究、『社会福祉研究叢書』と『オープンカレッジ(福祉社会論)講義報告集』の刊行、文献・資料の収集及び研究会・公開講座の開催などがある。平成21(2009)年度に第30回を迎えたオープンカレッジのテーマは『知

的冒険への旅立ち「社会福祉論」－「福祉社会の30年、そしてこれから－』であり、多くの学生及び地域社会の人々の参加を得ることができた。なお、共生社会経済学科では、この研究所の行う諸講座を学科の学生の教育にも活用している。

東北産業経済研究所と社会福祉研究所の所員は基本的に経済学部の専任教員から構成されているが、社会福祉研究所の所員は学問的関心から他学部教員も所員となっている。両研究所とも経済学部長が所長である。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター（非常設）」「ハイテク・リサーチ・センター（非常設）」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン（非常設）」があげられる。これらのセンターは、学内の各学部・研究科によって利用されている。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性（大学基礎データ表 29、表 30、表 31、表 32 に対応）

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として 27 万円が前期と後期に分けて半額ずつ支給している。その実績は「大学基礎データ」表 29 に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年 2 回、4 泊 5 日を限度に支給され、発表を行う場合は別に 1 回分の旅費が支給される。また、年 1 回、3 泊 4 日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は 20 万円を限度に航空運賃の半額を支給している。それらの実績は「大学基礎データ」表 30 に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表 35 に対応）

「大学基礎データ」表 35 に示されているように、経済学部の専任教員全員に「個人研究室」が与えられており、個室率は 100%である。1 室あたりの面積は、18.59 m²である。

各室内は、空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室を整備している。

教員研究室の配置に関する全学的な調整は、「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

「大学基礎データ」表 22 にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を 8.0 授業時間（4 コマ）と定めている。なお、大学院を担当する場合は、学部とあわせて 8 コマを上

限としている。この上限を超えて担当することは、所定の手続きを経ない限り認めていない。

そのほか、1週間のうち原則として2日は授業を担当しない日を作るように時間割を編成し、教員の研究時間を確保している。なお、ここでいう1コマは「通年で週1コマ」である。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

「在外研究員制度」「研修休暇制度」「国内研究員制度」を導入している。在外研究員と研修休暇は1年間、国内研究員は6ヶ月を上限とし、それぞれ6年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

経済学部では、学部内に「在外研究、国内研究、研修休暇の申請に関する覚書」を設けて、優先順位を定めている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表31に対応）

大学を含む東北学院の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成規程」が制度化されている。個別研究費は1件につき上限50万円、共同研究費は1件につき上限300万円が支給される。全体で総額850万円まで利用できる。平成20(2008)年度の実績は「大学基礎データ」表31の通りであり、そのうち経済学部から1件、「マクロ経済動学モデルにおける均衡成長経路の不安定性問題—効用関数の形状がもたらす影響—」という研究課題の申請があり採用されている。

助成の対象となる研究は「選考委員会」による選考に基づき、理事会で決定される。選考委員会は、学院長、学長、副学長、学部長、校長、その他学院長が必要と認めた者から構成される。

助成を受けた研究の成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後3年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務づけられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じる。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表33、表34に対応）

「大学基礎データ」表33の通り、平成20(2008)年度の科学研究費申請件数は13件であり、採択数は4件であった。なお、この数値は学部改組前の数値である。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

「大学基礎データ」表32の通り、平成18(2006)年度から平成20(2008)年度の過去3年間の間に、経済学部所属教員全体に大学より基盤的研究資金として支給された経常研究費（個人研究費、研究用図書購入費、学会参加・資料収集などのための出張旅費他）の年間支給総額は、平均で38,496,525円であり、研究費平均総額（3年間平均で、47,473,984円）の81.1%となっている。また、学内共同研究費の年間支給額平均は1,534,323円であ

り、研究費総額の3.2%となっている。過去3年間の科学研究費補助金の年額平均は4,640,000円であり、研究費平均総額の9.8%となっている。

以上を総合すると、過去3年間における学内の基盤的研究資金の合計が、研究資金総額に占める割合は84.3%であるのに対して、学外の競争的研究資金の合計が研究資金総額に占める割合は15.7%である。

運用は、基盤的研究資金については「東北学院大学研究費支給内規」「東北学院個別・共同研究助成規程」に基づいて、競争的研究資金については「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」に基づき、事務担当の法人事務局庶務部庶務課、同財務部財務課及び大学総務部調査企画課において適切に処理されている。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文などの発表の機会については、本学「学術研究会」が発行している年3回の『東北学院大学経済学論集』、東北産業経済研究所発行の年1回の『紀要』、隔年発行の社会福祉研究所の『紀要』への投稿がある。各教員は、研究成果をこれら学術研究会及び各研究所の機関誌に投稿することができる。また、各教員は、東北産業経済研究所主催のシンポジウムや社会福祉研究所主催のオープンカレッジなどの公開講座において、講師として研究成果を発表している。なお、学会発表を行う場合には、追加的に出張旅費が支給される。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

経済学部教員の研究論文等の発信方法としては、教員自身による国内外の学会での発表がある。また、本学点検・評価委員会が発行している『東北学院大学教育・研究業績』がある。これは、本学教員の教育・研究の成果をまとめたもので、各大学や研究所に配付されている。

他大学や研究機関の研究成果は、本学図書館や総務部研究機関事務課の経済研究資料室で受け入れており、自由に閲覧できる。東北産業経済研究所と社会福祉研究所においても、他の研究機関や自治体などからの学術図書・雑誌・資料を受け入れるだけでなく、教員による積極的な資料収集も行われている。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」及び「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

そのほか、経済学部に関連しないが、他の学部では、実験等における倫理面を確保するために、「東北学院大学工学部放射線障害予防規程（3.7 ギガベクレル以下の密封線源を使用）」「東北学院大学教養学部放射線障害予防規程」「東北学院大学遺伝子組換え実験

安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」「東北学院大学工学部組換え DNA 実験安全委員会内規」「東北学院大学工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程」を定めている。また、それぞれの規程に基づいて関連委員会を設置して対応を図っている。

【点検・評価】

『教育・研究業績』によると、各教員の研究活動にはかなりの差が見受けられる。科学研究費の申請件数も少なく、採用件数も少ない状況にある。とはいえ、個別教員の努力によって一定の優れた研究成果は発表されており、また、そうした努力に支えられて、公開講座などを通じて研究成果は地域社会に還元されている。

しかし、大学を取り巻く環境が厳しい今日では、さまざまな大学運営に関わる業務が増え、各種委員会をはじめ、学生の教育や管理運営のための会議も多くなっており、さらに、最近では高等学校での出張講義の要請も増えているため、教員の研究時間の確保が制約されてきている。こうした現状において、研究活動を活発にするための学部独自の方法や仕組みを考える必要がある。

【改善方策】

研究活動のための時間を確保するために、学生の教育と両立を考えながら時間割編成をさらに工夫することにした。また、学部内研究会（「TG 経済学研究会」）を月例化することなどを検討し、研究活動を活性化させることにした。

経済学部教授会において、各教員に科学研究費への申請を奨励するとともに、全学的に実施されている科研費申請者への研究奨励金 10 万円を獲得するように意識改革に向けて努力することにした。さらに、教授会において中期的な計画として、競争的資金の獲得などに向けた学部における新たな研究プロジェクトを提案することになっている。

VIII. 教員組織

【到達目標】

経済学部の教育目標に応じて、専任教員の多様な年齢構成に基づくバランスのとれた人材配置を実現する。これには、女性や外国人の教員を増やすことも含まれている。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（大学基礎データ表 19、表 19-2 に対応）

経済学部の教員数 37 名は、入学定員を基礎にした大学設置基準（29 名）に基づいて確保されている（「大学基礎データ」表 19-2）。

教員一人当たりの学生数は、「大学基礎データ」表 19-2 の通り、実際の学生数との関係では 77.3 人である。ただし、教養学部の教養教育担当教員を加えると、58.4 人となる。なお、新設の共生社会経済学科では、学年進行に伴って教員の新規採用が計画的に行われ

ることになっているので、今後この比率はさらに下がるものと予測される。

各学科の学科課程の専門教育科目に対応した科目担当の専任教員の年代別人数は、以下のように示される。

経済学科教員の年齢構成（専門領域別）

		30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
第1類（基礎）		3	1	2	2	8
第2類 （発展）	一系（理論）	2	0	3	0	5
	二系（政策）	0	1	0	5	6
	三系（応用）	1	0	2	4	7
合計		6	2	7	11	26

共生社会経済学科教員の年齢構成（専門領域別）

		30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
第1類 （経済系）	一系（経済学基礎）	0	0	0	2	2
	二系（現代の経済）	1	0	0	3	4
第2類 （共生社会系）	一系（政策）	1	0	1	1	3
	二系（社会）	1	0	0	1	2
合計		3	0	1	7	11

イ 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

外国語科目や情報リテラシーなどにおいて非常勤教員の比率が高くなっているものの、基本的に専任教員が科目担当にあっている。専任教員の他大学などへの出講（非常勤）についても週2コマまでという制約があり、本学での教育研究に従事している。

ウ 主要な授業科目への専任教員の配置状況（大学基礎データ表3に対応）

経済学部の主要な専門科目については基本的に専任教員が担当している。「大学基礎データ」表3より、経済学科では、専門教育科目のうち必修及び選択必修科目は100%を専任教員が担当している。共生社会経済学科では、専門教育科目のうち必修科目は100%、選択必修科目は83%を専任教員が担当している。

エ 教員組織の年齢構成の適切性（大学基礎データ表21に対応）

「大学基礎データ」表21より、経済学部教員の年齢構成は、30歳代が9名、40歳代が3名、50歳代が13名、60歳代が11名、70歳代が1名となっている。年齢構成において61歳以上の教員の比率がやや高く、32.43%である。経済学部では67歳定年後の嘱託教員任用年齢制限を70歳としているので、5年後には60歳代の教員が大きく減少することになる。

オ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教員間における連絡調整は、学科会議で行われている。学科会議が、各学科固有の問題を検討した後、学部教授会で学部全体の調整が行われている。また、他学部の教員に経済学部の科目担当を依頼する場合には、その教育内容について学部・学科で検討した後、他学部・他学科に経済学部の要望を添えて依頼している。全学的な調整の場として拡大教務委員会が開催されている。この委員会には委員として、学科長、夜間主コース主任、学務副部長、各学科の教務委員が出席し、各学部・学科の教育課程についての連絡調整が行われている。

カ 教員組織における社会人の受け入れ状況

経済学科の経済学特殊講義において、野村証券による寄付講座、宮城県経済商工観光部による地域産業政策講座、NGO 運営者による国際協力についての講座が開講されている。これらの科目は大学以外に勤務する社会人によって担当されている。これら以外の専門教育科目における非常勤講師は他学部や他大学の教員である。

キ 教員組織における外国人の受け入れ状況

経済学部の全専任教員 37 名中、外国人教員は 2 名で 5.4%である。

ク 教員組織における女性教員の占める割合

経済学部の全専任教員 37 名中、女性教員は 3 名で 8.1%である。

2. 教育研究支援職員

ア 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

イ 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

学部には、助手や副手といった教育研究支援職員はいない。しかし、研究機関事務課の教育研究支援事務職員をはじめ、国際交流課、オーディオ・ヴィジュアルセンター、情報処理センター、学務部教務課及び調査企画課などの事務職員が、教員の教育研究を事務的に支援している。

ウ ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

全学的にティーチング・アシスタントが制度化されており（「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」）、経済学部では大学院学生を担当教員の指導のもとで、学部の講義や演習などにおいてアシスタントとして活用している。平成 21(2009)年度の TA 数は 7 名となっている。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

(1) 募集と任用

経済学部では、まず各学科で新規採用教員の募集について審議・承認し、それを学部

教授会で審議・承認し、そして全学的な教員採用に関する委員会（全学組織運営委員会）の承認を得た後に、全国の主要な大学及び研究機関に募集を依頼するとともに、インターネット上（jREC-IN 研究者人材データベース）において募集を公開する公募制をとっている。

また、新規採用については「経済学部所属新規採用教員に関する学部推薦の手続きについての申し合わせ」（内規）を定めており、学科会議において専任教員の中から書類選考及び業績審査を行う3名以上の業績審査委員を選考し、業績審査委員会を組織することになっている。審査委員会は応募者から提出された代表論文1編を含む2編以上の論文について業績審査を行う。審査委員会は、厳正な審査の後、最終候補者に模擬講義を課す場合もある。その後、学部長は、各学科長と業績審査委員を加えて審査委員会から報告された最終候補者に対して面接を行う。審査結果は、各学科会議に報告され、審議・決定された後、学部教授会に報告され、審議・決定される。これらはすべて、学科会議、学部教授会に出席している教員の投票に基づいて決定されている。最終的には全学の教員資格審査委員会で決定され、理事会の承認を得る仕組みとなっている。

このほか、定年に達した教授について、教授を嘱託するという「嘱託教授」任用制度がある。経済学部では、任用上限年齢を70歳と定めている。権限は定年前の教授に準ずる。嘱託教授は、経済学部教授会において審議・決定され、学長に推薦することになっている。

(2) 免職（定年退職、普通退職、解雇）

専任教員の定年齢は65歳である。ただし教授は67歳となっている。

本人の申請や他大学等への転出による普通退職は、経済学部教授会での承認を必要としないが、次年度以降の科目担当に影響を及ぼすことになるので、できる限り早く知らせてもらうことにしている。なお、理事会での承認は得なければならない。

解雇については、経済学部教授会での審議事項ではないが、規程に基づく全学的な組織である「東北学院大学懲戒委員会」には経済学部からも委員が選出されている。

(3) 昇任

昇任については、学部での審査は行わず、学部長を通し直接大学に申請することとなっている。申請に基づき、学部長は適切な審査員を主に学部教員から2名選任し、審査にあたらせ、その結果を全学の教員資格審査委員会に報告させる。この教員資格審査委員会の委員は、学長、副学長、各学部長、各学部代表委員から構成されている。そこの決定は、最終的に理事会の承認を得た後、学部長に報告される。任免・昇格についての基準・手続きは、「東北学院大学教員資格審査規則」に明示されている。

イ 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

経済学部では任期制を導入していない。

4. 教育研究活動の評価

ア 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

専任教員の研究活動は、研究論文の数と内容（質）、学会報告などによって昇任の際に評価が行われている。その際、研究論文については査読付き雑誌等で発表した論文を含む

ことにしている。その上で、当該教員の研究内容に最も隣接した研究を行っている経済学部の教員が審査委員に選任され、評価を行うことになっている。なお、経済学部内に隣接分野の教員がいない場合には、他学部や他大学の教員が審査委員となることもある。

また、教育活動については、資格審査の書類や点検・評価報告書に教育活動を記述する項目があり、そこで一定の評価を行っている。

イ 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員の選考では、「東北学院大学教員資格審査規則」に基づき、各学部位階での審査を経て、「教員資格審査委員会」で審議している。委員会では、審査にあたった者が必ず報告することになっている。

同規則には、資格審査申請書として、学歴や職歴のほか、教育・研究業績（「教育研究業績書」）の提出を求めている。この業績書は、教育上の能力に関する事項（教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育上の能力に関する大学等の評価、実務家教員についての特記事項、その他）、職務上の実績に関する事項（資格・免許、特許等、実務家教員についての特記事項、その他）、著書・学術論文等の名称（著書、学術論文、その他）が記載項目となっている。そのほか、同規則の中で、教授、准教授、講師、助教、助手ごとに、詳しい任用資格を定めている。

また、教員の選考に際して、一定以上の研究能力を前提として、教育能力をどのように評価するかは難しい問題であるが、経済学部では、教員採用の時に、人物・人柄の評価のための面接試験のほかに、シラバスを提出させ、模擬講義を課して教育能力を見る一助にしている。この模擬講義は、最終選考に残った複数あるいは1名の候補者が、審査員によって事前に与えられたテーマに基づき、30分間の講義を学科教員の前で行うものである。

5. 大学と併設短期大学（部）との関係

ア 大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性

イ 併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

【点検・評価】

経済学部の専門科目を担当する教員組織としての教員数は、大学設置基準を満たしており同規模の他大学の経済学部と比較しても遜色ないものとなっている。とはいえ、本学の他学部と比較すると、教員一人当たりの学生数はなお多い。学生に対する教育サービスを充実させる上では、それを本学の他学部と同様の水準にまで引き下げることが望ましい。

また、61歳以上の教員が多いこともあり、教員の年齢構成のアンバランスが生じており、学生との世代間ギャップが存在することも否めない。さらに、女性教員と外国人教員の比率は低く、女性や外国人などを含めた多様な人材の活用が必要である。

実習系の科目に対する人的補助体制がTAとして制度化されているにもかかわらず、特定分野科目以外では活用されていないことは、TAになる大学院学生が不足していることも一因である。大学院教育と学部教育との連携を考え、大学院学生を増やすことが求められている。とはいえ、現実の社会環境（就職状況）を想起すると、そう簡単なことではない。

こうした科目を含めて大学院学生による TA だけではなく、教育支援職員を活用するための具体的な方策を考える必要がある。

教員の教育業績の評価はこれまで実質的には必ずしも十分に行われていない。大学を取り巻く社会情勢や経済学部に入学者の水準を考えると、教員による教育への熱心な取り組みや大学での管理運営業務への関与が求められており、そうした業績に対する評価の仕組みを早急に構築する必要がある。

【改善方策】

経済学部の教員組織について、年齢構成や女性や外国人など多様な人材の活用を考慮した中期的な人事計画を学科会議及び学部教授会において策定することにした。また、教員の評価に際しては、研究業績以外に教育業績や管理運営業務などを評価する仕組みを構築することを、他大学の例を参照しながら、学部教授会において中期的に検討することにした。

X. 施設・設備

【到達目標】

きめ細かな少人数教育を実現するために、情報機器環境が整備された十分な数の演習室を整備するとともに、学生の自主的な勉学に利用できるようにする。また、受講学生数に応じた大講義室や中規模の教室を確保し、ゆとりのある教育環境を整備する。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（大学基礎データ表 36、表 37、表 38、表 40 に対応）

経済学部学生が学ぶ泉、土樋の2つのキャンパスにおいて、経済学部の学生数が全学部の中で最も多いため、さまざまな工夫をしているものの大教室での講義が多い。さらに、演習の授業が多く重なる曜日校時では演習室が不足しがちとなり、演習には不適切な中教室を演習室として利用する場合もある。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表 38 に対応）

「大学基礎データ」表 38 に、各キャンパスの AV 教室、コンピュータ室の現状が示されている。

(1) 情報処理センター

3 キャンパスに情報処理センターがあり、土樋情報処理センターは 4 教室（総面積 540 m²）に 156 台のパソコン、泉情報処理センターには 6 教室（総面積 984 m²）に 395 台のパソコンがそれぞれ設置されている。また、センターには、オーディオ機器（DVD、VHS）、書画カメラ、プロジェクター、スクリーンなどが視聴覚機材として配備されている。これらの設備は授業に利用されるほか、授業の空き時間には、学生、教員の一般利用に供されている。また、設備は平成 21(2009)年 4 月に刷新され、キャンパス間を移動しての

利用者やキャンパス相互間での利用者にとって利便性が大きく向上した。

経済学部では、ICT教育の科目として、1年生向けに「情報リテラシー」が開講され、泉、土樋の両キャンパスに存在する情報処理センターで少人数による講義が行われている。

(2) オーディオ・ヴィジュアルセンター

センターは、泉と土樋の2キャンパスにあるが、主要施設は泉キャンパスに置かれ、「複合メディアルーム」を含む教室6室（総面積828㎡）のほか、自習室、教材準備室、録音室・編集コーナー（ミニスタジオ）、事務室がある。土樋キャンパスには、複合メディアルーム1室と自習コーナー・事務室が1室ある。これらの施設は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、日本語、韓国・朝鮮語の授業で利用されているが、教室の全教卓に視聴覚設備が整っている利便性もあり、語学以外の授業にも活用されている。

(3) 総合ネットワーク

本学の総合ネットワークは、電子メール、共通ソフトウェアの利用などを通して、学生の教育に広く供されている。平成18(2006)年10月に機器更新を実施し、高速化とセキュリティの強化などを実現することができた。さらに、管理運用においては、利用者申請処理を電子化することにより申請手順を大幅に削減することができた。なお、3キャンパス間は専用回線(6Gbps)で接続されている。学外との接続は、教育・研究はTOPIC(東北大学)経由で、それ例外は商用プロバイダ回線(100Mbps)を利用している。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

経済学部には該当する記念施設・保存建物はない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

現在のところ、経済学部では先端的な設備・装置を有していない。また、機械・設備に関する他大学などとの連携関係はない。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、経済学部には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

本項は、経済学部には該当しない。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティは、全学の「施設拡充委員会」に設置している「キャンパス・アメニティ委員会」で検討され、その後、施設拡充委員会で必要性を総合的に勘案して決定される。

キャンパス・アメニティに関する学生からの意見は、大学及び学部の学生団体である学生会常任委員会の双方で設置している「意見箱」から聴取される。また、大学と学生会常任委員会との定期的な協議の場である「合同協議会」で取り上げられる。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

大学構内に「食堂」や「学生ラウンジ」のほか、「ロッカー」「大学生協」「保健室」「課外活動部室」が整備されており、学生はキャンパスの中で快適に生活を送ることができる。また、体育館の「トレーニング室」も利用できる。近年は屋外に「テーブル」や「ベンチ」を増設し、屋外の環境も整備している。

また、授業のない一部の空き教室や、図書館の自習室は、自学自習に活用されている。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

経済学部が関係する泉と土樋キャンパスは、それぞれ、泉キャンパスでは既存の自然を保全してキャンパスの自然環境の維持改善に努め、土樋キャンパスでは市街地の中心に位置するために他キャンパス以上に植栽を増やすなど、緑豊かなキャンパスの創造に努めている。

また、大学周辺の「環境」に影響を与える人的行動は、学生部を中心に学内掲示や口頭で指導を行っているほか、「学生手帳」と「学生生活」の印刷物に注意事項として記載している。

そのほか、各キャンパスのグラウンドは、地域の指定避難所ともなっている。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

本学は、障がい者へ配慮したバリアフリー化を順次進めている。経済学部が関係する土樋と泉キャンパスは、次の通りである。

(1) 土樋キャンパス

古い建物が多いが、一部（本館、7号館）を除いて入口に車椅子用スロープを設けている。また、礼拝堂に「段差解消機」、視覚障がい者のために「視線誘導標識」「多目的トイレ」を設置している。なお8号館は、仙台市内の民間団体「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」によるバリアフリーの施設として認定されている。

(2) 泉キャンパス

施設・設備はほとんどが比較的新しいものであるため、各建物へのスロープや多目的トイレなどバリアフリー化は進んでいる。さらに、平成20(2008)年度には、各建物に入るための視線誘導標識を整備し、車椅子の使用のために各施設までの小さな段差を解消

した。

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

学生は原則として授業による移動の必要はないが、一部の学生は土樋と泉の両キャンパスで履修することがある。また、課外活動のために移動する場合もある。他方、土樋と泉の教員の多くは、授業や会議のため両キャンパス間を移動する必要がある。

学生、教員ともに、こうしたキャンパス間移動は個人に任せられている。移動を必要とする学生が少なく、キャンパス間には十分な交通動線・交通手段が確保されているからである。土樋キャンパスと泉キャンパス間の移動は、仙台市地下鉄南北線とバスを利用すれば所要時間は約45分である。幹線道路も整備され、自動車での移動にも問題はない。そのため、学生、教員ともにスクールバスの要望はほとんどない。

また、学生が泉と土樋の両キャンパスで授業を受ける場合、必ずキャンパス間の移動時間を考慮した時間割とするよう指導している。

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

各施設の利用時間は、各キャンパスの置かれている状況によって、以下のように柔軟に対応している。

(1) 土樋キャンパス

教員研究室は22時45分まで使用できる。また、中央図書館の利用時間は22時まで、事務窓口は教務課、学生課、学事課が土曜日を含めて21時30分まで利用でき、夜間主コース学生が在籍するキャンパスとして配慮がなされている。

(2) 泉キャンパス

施設利用時間は22時であるが、それを超えて施設を利用する場合には、あらかじめ延長願により23時まで使用できる。図書館は、8時30分から20時までの開館時間である。また、早朝に勉強する場所を確保してほしい要望に対応し、年度ごとに開放される教室は変わるものの、1時間目開始（8時50分）前に、学生の学習用に一部の教室が開放されている。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(1) 一般的施設

施設部施設課が、「東北学院大学営造物管理規程」などの諸規程に基づき、建物、備品・用品、情報関連設備を維持・管理している。また、保守・点検整備・警備の責任は施設部施設課が負うが、実際の業務は外部業者への委託及び保守契約で実施している。

施設・設備等の維持・管理について、修繕などの全学的調整が必要となった場合は「東北学院施設・設備等整備委員会」が審議している。

教員個人研究室は、「東北学院大学研究室運営規程」に基づき、全学的に調整を図っている。

(2) 教室

土樋キャンパスは学務部学事課が、泉キャンパスは学務部教務課が管理している。

(3) 情報処理機器

情報処理センター及び事務システムと運用端末は、情報システム部情報システム課が、関連規程に基づいて管理している。

学内ネットワークは、「東北学院総合ネットワーク管理規程」に基づいて日常的業務を行っている。管理組織は総務担当副学長を中心に各学部の委員、事務関係部局の委員で構成されている。さらに、課題ごとに検討するための小委員会や作業部会も設置されている。

(4) 会議室

総務部総務課が管理している。

(5) その他

防火防災管理は、「東北学院大学災害対策委員会規程」のもとに、キャンパスごとに「防火管理規程」（地震等に対する防災も含む）を制定して責任体制を明確にするとともに、職員による自衛消防隊を編成している。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

(1) 衛生

各キャンパスの清掃は、施設部施設課の管理のもと、外部委託会社が実施している。

(2) 安全

キャンパスの警備は、施設部施設課の管理のもと、外部委託警備員を24時間常駐させて行っている。災害については、規程とマニュアルを整備し、「災害対策委員会」を設置して対応している。なお、近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に対処する災害発生前のシステムとして「緊急地震速報システム」を各キャンパスに整備し、災害発生後システムとして学生の「安否確認システム」の整備を実施した。さらに、職員による「自衛消防隊」を編成し、毎年防災訓練を実施している。

【点検・評価】

これまで施設・設備についてはかなり改善されてきてはいるものの、情報教育を行うための情報機器や情報端末及びスペースが不足している。この点は、学生数の多さから、とりわけ泉キャンパスの情報処理センターにおいて情報機器を利用して学生が自由に勉強するためにオープン利用できる時間が1コマ90分に限られていることに現れている。また、演習などの授業は、講義用に設置された端末を基礎にレイアウトされた教室には不向きであり、インターネットなどを活用した演習の実施については困難な状況にある。さらに、教室以外で学生が自由に利用できるスペースが少ない。

【改善方策】

情報機器を備えたマルチメディア教室の拡充を学務部に要望した結果、年次計画を立てて整備される予定である。情報端末については、経済学部の管理のもとに複数の貸出パソコンを用意する計画である。さらに、十分な数の演習室を確保するために、夜間時間帯の利用を含む時間割上の工夫のほかに、新キャンパスのもとでの新たな建物の建設についても要望することとしている。

また、共生社会経済学科の教育課程にある「フィールドワーク」という実習系の科目を実施するために、経済学部の学生の基礎教育や実習支援などを合わせて行う施設として「経済学部学生教育支援室」を設置することにした。

さらに、経済学部の多くの学生が自由に利用できるスペースをどのような形で提供できるか検討し、施設拡充委員会などに提案することも計画している。

第4節 経済学研究科

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

経済学研究科（以下、本研究科という。）においては、昭和40(1965)年4月に財政金融学専攻（修士課程）が設置された後、昭和42(1967)年4月には経済学専攻（修士課程）に改組され、翌年には経済学専攻の博士課程が設置されている。昭和50(1975)年の大学院設置基準の一部改正により、翌年には博士課程（前期課程・後期課程）に名称が改称され、現在に至っている。なお、平成14(2002)年には経営学専攻（修士課程）も併せて設置されたが、平成21(2009)年に経営学研究科経営学専攻として独立している。

このような経緯を持つ本研究科の理念・目的は、大学院学則別表1のように、「キリスト教による人格教育を基礎として、経済学の理論および応用を教授し、専攻分野の研究能力を養うことによって、研究者、教員、専門職、企業人など幅広い人材を育成し、社会の進展に寄与する」ことである。

また、この理念・目的を達成するために、「主指導教員および副指導教員による教育のもと、広い分野の学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な能力または専攻分野における研究能力を養う」ことを教育目標としている。

イ 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

上記の理念・目的・教育目標については、その全文を『大学院学則』に、また、その要約を『大学院案内』に掲載し、教職員、大学院学生、入学希望者をはじめ、社会一般の人々への周知を図っている。また、入学時オリエンテーションや学内向けの進学ガイダンスを開催し、学生や入学希望者に対して、理念・目的・教育目標を説明し、周知を図っている。

ウ 大学院研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本研究科内に、「点検・評価委員会（本研究科のすべての教員から構成される委員会）」及びその下部組織として「点検・評価小委員会（研究科長、専攻主任、教員2名）」を設置し、研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証している。

【点検・評価】

本研究科では、広い分野の学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な能力と専攻分野における研究能力を養い、研究者、教員、専門職、企業人など幅広い人材を育成することを理念・目的・教育目標としている。この理念・目的・教育目標は、大学院設置基準（第3条1項及び第4条1項）に基づいたものである。また、本研究科の目的・教育目標のうち、専門職・企業人や知的素養のある人材の育成については、大学院としての社会的役割を果たし社会の進展に大いに寄与しているが、研究者や大学教員の育成については、博士後期課程への進学者が少なく、十分とはいえない。

【改善方策】

理念・目的・教育目標の達成度合いを高めるために、博士後期課程への進学者を増やし、研究者や大学教員を育成することに努めていく。

理念・目的・教育目標の周知については、入学時オリエンテーションの充実や学内向けの進学ガイダンスの回数を増やし、より一層の周知を図る。また、これらを『大学院要覧』に掲載するとともに、本学ホームページにも全文を掲載し、より一層の周知を図っていく。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1、表2に対応）

本研究科は、昭和40(1965)年4月に財政金融学専攻（修士課程）の設置から出発している。その後、財政・金融分野にとどまらず広く経済学分野（経営学分野を含む）を対象とした大学院教育を行うために、昭和42(1967)年4月には経済学専攻（修士課程）に改組を行った。さらに、翌年には、研究者や大学教員等を養成することを目的に、経済学専攻の博士課程を設置した。昭和50(1975)年の大学院設置基準の一部改正により、翌年には博士課程（前期課程・後期課程）に名称を改称している。

平成14(2002)年には、経営学分野の充実に伴い経済学専攻博士前期課程から分離し、経営学専攻（修士課程）を設置した。平成21(2009)年には、本研究科の研究教育の基礎組織である経済学部改組により経済学部経営学科が経営学部経営学科として分離独立したことに伴い、本研究科でも、本研究科経営学専攻（修士課程）は経営学研究科経営学専攻（修士課程）として分離独立することとなった。

このため、平成21(2009)年度においては、本研究科は、経済学専攻博士課程（前期課程・後期課程）と経営学専攻（修士課程：平成20[2008]年度入学の修士課程2年生）の組織構成になっている。なお、本研究科経営学専攻の廃止については、平成20(2008)年度入学の経営学専攻の学生の修士課程修了とともに、文部科学省に届出を行う予定である。

このように本研究科は、事実上、経済学専攻博士課程（前期課程・後期課程）のみの組織構成である。この組織構成のもとで、本研究科の理念・目的を大学院学則別表1のように「キリスト教による人格教育を基礎として、経済学の理論および応用を教授し、専攻分野の研究能力を養うことによって、研究者、教員、専門職、企業人など幅広い人材を育成し、社会の進展に寄与する」こととし、これを実現するために、①経済学の理論・統計、②経済政策・社会政策、③歴史、④情報・環境、及び⑤経営学・会計学・商学の各分野で研究業績を持つ教員を配置している。

イ 大学院研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本研究科では、「点検・評価委員会（本研究科のすべての教員から構成される委員会）」及びその下部組織として「点検・評価小委員会（研究科長、専攻主任、教員2名）」を設置し、組織の教育研究組織の妥当性を検証している。

【点検・評価】

平成21(2009)年4月の経済学部改組によって、これまでの経済学部経営学科は経営学部経営学科として分離独立し、経済学部には経済学科に加えて、共生社会経済学科が設置されることになった。これに伴い、本研究科も組織構成の点検を行ったが、経済学部改組前の経済学科に研究教育の基礎を置く現行の教育研究組織を妥当なものとし、経済学専攻博士課程（前期課程・後期課程）の組織構成にした。

【改善方策】

現行の本研究科の組織構成に関しては改善すべき点はないが、経済学部共生社会経済学科の完成度・充実度を考慮しながら、継続的に組織構成を点検していく。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

本研究科では、先に述べたような理念・目的を達成するために、教育目標を定めている。その中の教育課程に関しては、

- (1) 理論、政策、歴史及び数量分析手法に関する科目を中心に教育課程を編成すること
- (2) 新しい経済問題や先端的な経済理論に対処するために、「特別講義」を積極的に活用すること
- (3) 税理士等を志望する学生の要望にも応えられるように、経営学研究科経営学専攻と連携すること

を到達目標としている。

また、本研究科博士後期課程では、下の「1-オ」の項で述べる経緯から、「博士（経済学）」の学位のほか、「博士（商学）」の学位にも十分に対応できる教育課程を目指している。

【現状説明】

1. 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

本研究科の教育課程（博士前期課程）は、「特殊講義」（授業科目数37）、「演習」（授業科目数37）、「特別講義」（授業科目数1）、「外国経済書研究」によって編成され、修士論文を提出し合格することが修士課程修了の要件となっている。

「特殊講義」は、基本的には、「理論、政策、歴史、及び計量分析手法に関するカリキュラム」で編成されている。すなわち、「理論経済学特講Ⅰ(A)」「理論経済学特講Ⅰ(B)」「理論経済学特講Ⅱ」「経済史特講Ⅰ」「経済史特講Ⅱ」「経済学史特講Ⅰ」「経済学史特講Ⅱ」「経済政策論特講Ⅰ」「経済政策論特講Ⅱ」「経済統計論特講」「経済モデル・シミュレーション特講」など34の特殊講義がこれである。さらに、税理士等を志望する学

生の要望に応えられるように、「租税法特講Ⅰ」「租税法特講Ⅱ」「租税法特講Ⅲ」を開設している。

「演習」は、同一の指導教員のもとでの2年間継続（8単位）の必修科目である。「特別講義」は、新しい経済問題や先端的な経済理論に対処するための科目である。また、「外国経済書研究」は、英語、独語、仏語による外国経済書研究であり、このうち1つが必修となっている。

本研究科の教育課程の中で、「特殊講義」「外国経済書研究」「特別講義」は、本研究科の理念・目的の「経済学の理論および応用を教授し、専攻分野の研究能力を養う」こと、教育目標の「広い分野の学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う」ことを目的に編成されており、これらの科目を設置することによってこの目的が達成されている。

学校教育法第99条との関係では、「特殊講義」「外国経済書研究」「特別講義」の編成目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識・卓抜した能力を培い、文化の進展に寄与すること」である。また、大学院設置基準第3条第1項との関係においては、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力・高度の専門性を要する職業を担うための卓越した能力を培う」ことである。

本研究科の教育課程の中で、2年間継続の「演習」は、本研究科の理念・目的の「専攻分野の研究能力を養う」こと、教育目標の「高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う」ことを目的としている。学校教育法第99条との関係では、「その深奥をきわめ」、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識・卓抜した能力を培うことを目的としている。また、大学院設置基準第3条第1項との関係においては、「精深な学識を授け、専攻分野における研究能力・高度の専門性を要する職業を担うための卓越した能力を培う」ことを目的としている。

本研究科の教育課程（博士後期課程）は、「経済学演習Ⅰ」「経済学演習Ⅱ」「論文指導」からなっている。この教育課程は、大学院設置基準第4条第1項の「研究者として自立した研究活動を行う」ことや「高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」ことを目的としている。また、この教育課程は、本研究科の理念・目的の「専攻分野の研究能力を養う」ことや教育目標の「高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う」こと、学校教育法第99条のその深奥をきわめることや高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識・卓抜した能力を培うことといった目的ももっている。

イ 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

先に述べたように、本研究科では、その理念・目的を達成するために、「広い分野の学識を授ける」ことを教育目標としている。これは、修士課程の目的のうち、「広い視野に立った精深な学識を授ける」に合致している。本研究科の教育課程においては、37科目の「特殊講義」を開講し、広い分野の学識・広い視野の確保を図っている。

これに加えて、本研究科では、その理念・目的を達成するために、「高度の専門性を要

する職業等に必要な能力または専攻分野における研究能力を養う」ことを教育目標としている。これは、修士課程の目的のうち、「専攻分野における研究能力又は高度専門職業に必要な能力の養成」に合致している。本研究科の教育課程においては、2年間継続の「演習」（8単位）や指導教員の担当科目（4単位）を履修すること、さらに修士論文を作成することによって、高度の専門性を要する職業等に必要な能力・専攻分野における研究能力の確保を図っている。

本研究科では、学生（前期課程[修士課程]）のほぼ半数が会計士、税理士、中小企業診断士等の資格取得を目的にしており、修了後に実際に税理士等の資格を得ている。また、他の大半の学生は、一般企業等へ就職し、少数が博士後期課程へ進学しており、上の目的が、それぞれ実現されている。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

本研究科の教育課程（博士後期課程）は、「経済学演習Ⅰ」「経済学演習Ⅱ」「論文指導」からなっており、これらの科目を履修した上で、博士論文を提出し合格することが博士課程修了の要件となっている。この教育課程や博士論文作成過程は、「研究者として自立した研究活動を行う」過程であり、これにより「高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を養う」こと、「その基礎となる豊かな学識を養う」ことになる。

先に述べたように、本研究科の理念・目的は「専攻分野の研究能力を養う」ことであり、教育目標は「高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う」ことである。上記の教育課程は、この理念・目的・教育目標とも合致している。

エ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

平成21(2009)年4月、経済学部の改組により、これまでの経済学科を母体にして共生社会経済学科が誕生した。本研究科（経済学専攻）は、経済学部（経済学科）に基礎を置く研究科であり、指導教員に一貫性が確保されているとともに、その教育内容（租税法関係を除く）は、「学部改組前」の経済学科の教育内容を高度に発展させたものである。ちなみに、本研究科（経済学専攻）にある37の「特講」のうち36は経済学部（経済学科）の専門教育科目と対応しており、対応していないものは「工業経済論特講」のみである。

言い換えると、本研究科経済学専攻の教育内容は、改組後の経済学科の教育内容を高度に発展させたものを核とし、「租税法関係科目」及び共生社会経済学科の科目の中から「社会保障・社会福祉に関係する科目」を加え、これらを発展させたものとなっている。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

本研究科の博士前期課程の教育課程は、既に述べたように、37の特殊講義、演習、特別講義、外国経済書研究によって編成されており、修士論文を提出し合格することが修士課程修了の要件となっている。前期課程の学生は、2年間で32単位以上を修得することが求められているが、このうち、指導教員担当科目4単位、演習8単位が必修であり（ほか

に外国経済書研究4単位も必修)、特殊講義とともに、研究指導を重視した教育内容になっている。修士論文作成プロセスについては、下記「キ」の項で述べる通りである。

本研究科のこのような教育内容は、本研究科の理念・目的・教育目標である「高度の専門性を要する職業等に必要な能力」を意識したものである。具体的にいえば、現在、学生(前期課程)のほぼ半数が会計士、税理士等の資格取得を目的にしているが、租税法を中心に科目を履修する学生は、租税法関係の修士論文を提出して本研究科修了した後に、修士論文等を国税庁(国税審議会)に提出し、税理士試験科目のうち「税法に関する科目等」の試験を免除され、税理士の資格を得ている。また、学生(前期課程[修士課程])の中には、本研究科において高等学校教諭専修免許状を取得し、高等学校教員を志す者や、外国人留学生では母国に帰国後に日系企業に採用される者があり、人材養成の面で本研究科(前期課程)の教育の実質化が行われている。

本研究科の博士後期課程の教育課程は、研究指導と博士論文の作成に重点を置いた教育課程(「経済学演習Ⅰ」「経済学演習Ⅱ」「論文指導」)であり、特殊講義は開設されていない。その教育内容は、本研究科の理念・目的・教育目標である「専攻分野の研究能力を養うことによって、研究者や大学教員を育成すること」を意識したものである。これを実現するために、博士後期課程の学生に対しては、基本的に、前期課程と同一の指導教員のもとでの5年間継続した研究指導体制がとられている。

なお、後期課程の演習は、前期課程の講義・演習を担当する専任教員23名のうち、15名が担当していることに加えて、経営学研究科の教員7名が兼担で担当している。これは、平成21(2009)年4月に、これまでの本研究科経営学専攻(修士課程)が経営学研究科経営学専攻(修士課程)として分離独立したが、博士後期課程は未設置であるために、経営学専攻(修士課程)を修了した学生が博士後期課程へ進学した場合の措置である。

本研究科では、平成14(2002)年に経営学専攻(修士課程)が設置されたが、それ以前には、経済学専攻(博士前期課程・博士後期課程)の中に経営学・商学・会計学科目が置かれ、文部科学省から「修士(経済学)」と「博士(経済学)」又は「博士(商学)」の学位を授与することが認められ、実際にも「博士(商学)」も授与してきた。経営学専攻(修士課程)設置後は、経営学専攻の学生が修士課程を修了し継続して研究を希望する場合、経済学専攻(博士後期課程)に進学して、「博士(商学)」を目指していた。このような学生に対する研究指導は、後期課程担当の資格要件を満たした経営学専攻の教員が、経済学専攻(博士後期課程)を兼担する形で行われてきたのである。

カ 博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

キ 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

本研究科の博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスは、前期課程と後期課程のいずれにおいても、新入生オリエンテーションで一般的なガイダンスを受けることから始まる。これに引き続いて、前期課程の大学院学生は、主指導教員・副指導教員から履修科目や履修内容についての指導を受ける。これと同時に、それぞれの研究テーマに基づいて研究計画を作成・提出し、本研究科委員会の承認を受ける。このこと

によって、すべての教員が個々の学生の研究内容を把握できるようになっている。

修士論文については、指導教員の演習を2年継続して履修することで、上の研究計画を具体化し、修士論文を完成させる仕組みになっている。修士論文の作成のスケジュールは、上の研究計画の提出から始まり、前期課程2年目の4月の修士論文の題目提出、7月または9月の修士論文の中間報告、1月の修士論文の提出、2月の修士論文の審査で終わる。修士論文の中間報告（7月または9月）は、本研究科のすべての教員・学生を対象とした研究報告であり、学生に義務化されたものである。

また、学生の中には、学外の学会・研究会等に出席し最新の研究成果を吸収しこれを修士論文にいかす者、あるいは学生自身の研究成果を報告しコメントを修士論文の改善に役立てる者もいる。本学では、これを支援するために大学院学生のために学会旅費補助制度を設けている。前期課程（平成21[2009]年度）では、国内学会出席1名、海外での学会報告1名であった。

後期課程では、講義を履修する必要がなく、複数指導教員による研究指導と博士論文の作成に重点が置かれている。本研究科では、これを実質化するために、学内での研究活動に加えて、学生がその研究成果を学外で報告することを奨励している。平成21(2009)年度は、後期課程学生2名のうち1名が国内学会報告を行った。

ク 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との
適合性

本項は、経済学研究科には該当しない。

2. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

基本的には、「講義」・「演習」といった授業形態にかかわらず、授業科目の単位計算方法は同じであり、15時間の授業をもって1単位としている。この計算方法に基づき、週2時間（90分）の授業で、通年授業科目を4単位とし、2年継続履修の演習等の授業科目では8単位としている（「第1章 大学・学部・研究科全体に関する事項」の該当項目[36～37頁]も合わせて参照されたい）。

3. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第15条)

大学院学則第14条の2において、国内の他の大学院での授業科目の履修を認めており、同条第2項で、「前項の規定により履修した単位については、10単位を超えない範囲で、本大学院で履修したものとみなすことができる」と定めている。また、同第27条において、外国の大学院への留学を認めており、1年間に限り在学期間に参入し、10単位を超えない範囲で単位を認めることができることになっている。

入学前の既修得単位については、大学院学則第15条の3において認められており、第14条の2及び第27条により修得した10単位とは別に、10単位を超えない範囲で単位を認定することができることになっている。

しかしながら、本研究科においては、このような事例はいまだない。このような事例が

出た場合には、そのつど、研究科委員会において審議検討することになっている。

4. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

本研究科では、社会人学生に対する教育研究の配慮として、土曜日を含め昼夜開講制（8：50～19：30）で講義を行っている。

教育科目に関しては、社会人学生や外国人留学生のために、特段の編成は行っていないが、科目履修等に関しては、社会人学生や外国人学生の置かれている条件がそれぞれ異なることから、指導教員（主・副）が個々の学生の事情をよく汲み取る形で、きめ細やかな配慮をしている。

5. 独立大学院等の教育課程

ア 学部基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

本項は、経済学研究科には該当しない。

6. 連合大学院の教育課程

ア 連合大学院における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

イ 複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

7. 「連携大学院」の教育課程

ア 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

本項は、経済学研究科には該当しない。

【点検・評価】

本研究科の教育課程は、上で述べたような現状にあり、その理念・目的に合致しており適切である。また、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連でも適切である。

「修士課程の目的への適合性」についても、現状説明から判断すれば、適切である。すなわち、本研究科の複数教員による指導体制に基づいて、学生は広い視野に立つ精深な学識を修得し、経済学専攻における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な高度な能力を十分身につけていると考えられる。しかしながら、このためには、到達目標の「(3) 税理士等を志望する学生の要望にも応えられるように、経営学研究科経営学専攻と連携すること」が必要不可欠である。

「博士課程の目的への適合性」についても、上の現状から判断すれば、適切である。しかしながら、学内で学生同士が切磋琢磨する機会が少ないという現状に対処するため、本研究科では、学生に対して本学に附置されている3つの研究所（東北産業経済研究所、社

会福祉研究所、及び経営研究所）が毎年主催するシンポジウム・研究会・講演会に積極的に参加し、発言することを求めている。また、「TG 経済学研究会（経済学部の公的な研究会）」や「経営研究所研究会」で報告することを勧めている。

社会人学生に対する教育研究の配慮として、土曜日を含め昼夜開講制（8：50～19：30）で講義を行っていることは、大いに評価されてよい。しかしながら、学修歴が必ずしも同一ではない社会人学生や外国人学生が入学している状況に鑑み、導入教育を実施することが必要な状況にある。本研究科の教育課程では、「専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させる科目」と「専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する」科目との区分が必ずしも明確ではないので、到達目標の「(1)理論、政策、歴史及び数量分析手法に関する科目を中心に教育課程を編成すること」や「(2)新しい経済問題や先端的な経済理論に対処するために、「特別講義」を積極的に活用すること」に従って、教育課程を再編成する必要がある。

本研究科は、博士前期課程入学に関して特別選考（学内推薦制度）を実施している。すなわち、所定の要件を満たした学部学生に対して、筆記試験を免除し、研究計画書に基づいて面接のみの入学試験を実施している。このような学生に対しては、学部と大学院との教育上の連続性を考慮した教育課程を提供する必要がある。

本研究科（経済学専攻）は、経済学部（経済学科）に基礎を置く研究科であることから、平成21(2009)年4月からの新しい経済学科の教育課程を考慮に入れて、本研究科の教育課程を編成する必要がある。

【改善方策】

社会人学生、外国人学生、特別選考で入学した学生など入学の形態が多様化し、入学目的も多様化していることにも配慮して、上の【点検・評価】で述べた点に留意しながら、教育課程の改正に着手する。

②教育方法等

【到達目標】

- (1) 講義・演習に関しては、少人数ということを最大限にいかし、双方向性の講義・演習を展開することで、学生に対する教育効果を高めていく。
- (2) 研究指導に関しては、(主・副)複数指導教員による論文指導・履修指導等を通じて、学生個人に応じた研究指導の充実を図っていく。
- (3) シラバスに関しては、講義の流れがつかめるように年間30回の授業計画を立てる。
- (4) 教育評価に関しては、評価のクレームに対応可能な仕組みをつくる。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

本研究科では、修士論文のテーマが決定次第、複数指導体制に基づき、(主・副)指導教員から定期的に指導を受け、その内容を改善している。また、修士論文の作成過程にお

いて、本研究科のすべての教員・学生を対象とした中間報告を行うことが義務化されており、修士論文の作成過程の可視化と修士論文の質の均整化が行われている。

このほかには、本研究科では、教育効果の測定を制度化したものはないが、博士前期課程（修士課程）では、教育効果は講義・演習ごとに測定されている。その多くは、平常点と年数回のレポートによって、教育効果をみている。外国経済書研究のような科目は、筆記試験を実施し、学生の授業での状況に基づく評価とあわせて、教育効果をみている。

博士後期課程の学生については、（主・副）複数指導教員による学生個人に応じた指導になっている。博士後期課程では、講義を履修する必要がないために、この観点から教育効果を測定することはできない。本研究科では、指導教員が学生に対して学会報告や研究会での報告や学術誌への投稿を推奨している。学会報告での報告数や学術誌での論文の受理状況は、学生本人の研究水準を知る方法としてのみならず、教育・研究指導上の効果測定の方法としても有効である。

イ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

博士前期課程（修士課程）を修了した者のこの数年の進路は、ほぼ半数が税理士試験の一部免除を受けて会計事務所・税理事務所等に勤務し（事務所等の自営を含む）、残りの大半は民間企業に就職している。博士後期課程への進学者は、少数にとどまっている。

ウ 大学教員、研究機関の研究者などへの就職状況と高度専門職への就職状況

博士後期課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の大学教員、研究機関の研究者などへの就職は、修了者が少ないこともあって、ここ10年間で、大学教員1名と非常に厳しい状況が続いている。また、高度専門職への就職も厳しく、外務省専門職1名である。

2. 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

本研究科の講義・演習等の成績評価は、100点満点の点数で表示している。60点以上が合格、59点以下が不合格であり、学生には成績表によって通知している。成績評価や評価基準は、個々の担当教員にゆだねられている。ほとんどの科目が、マン・ツー・マンの講義体制であり、学力や学習状況を容易に把握できるために、学生の授業での状況に基づく評価と年数回のレポートによって、評価がなされている。先に述べたように、「外国経済書研究」では、レポートではなく、筆記試験を実施し、平常点と合わせて、評価している。

また、修士論文や博士論文についても点数評価が行われている。提出された論文を審査委員（修士論文では主査・副査各1名、博士論文では主査1名・副査2名）が審査し、これを点数で評価する。その後、最終試験として口頭試問が行われ、「合」「否」が判定される。すなわち、本研究科では、論文審査と口頭試問を分けて評価する方法を採用している。審査委員は、その結果を研究科委員会に報告するが、最終的な合否判定は、研究科委員会での審議によって決定されることになる。

イ 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

本項は、経済学研究科には該当しない。

3. 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

本研究科では、先に述べたように、ほとんどの科目においてマン・ツー・マンの講義体制がとられ、双方向からの教育が適切に展開されている。さらに、本研究科の学生は、研究指導教員及び授業科目担当教員の承認のもとに、他の研究科の授業科目を選択履修し、10単位まで前期課程（修士課程）修了単位とすることができる。現に租税法を専攻する学生については、経営学研究科経営学専攻の講義科目を8単位まで履修している。

また、学位論文の作成過程でも、複数の指導教員によってきめ細かい指導がなされており、適切な教育・研究指導が行われている。すなわち、前述のように、前期課程（修士課程）では、入学時には、指導教員（主・副）から履修科目や履修年次についての指導を受けるとともに、研究計画を作成・提出し、本研究科委員会の承認を受けなければならない。また、主指導教員による講義を1年間履修するとともに、演習を2年継続して履修し、その研究計画を具体化し、修士論文を作成する。さらに、修士論文の作成過程では、本研究科のすべての教員・学生を対象とした研究報告を行うことが義務化されている。

イ 学生に対する履修指導の適切性

本研究科では、新入生オリエンテーションにおいて、『大学院要覧』を利用して、博士前期課程の学生に対して履修指導を行っている。これに加えて、上で述べたように、前期課程入学時に、指導教員（主・副）が履修すべき科目やその履修年次について、適切に指導している。また、指導教員の判断のもと、ティーチング・アシスタント（TA）として、履修指導と密接に関係する学部の授業課目の教育補助業務を行うことを勧めている。

博士後期課程では、講義を履修する必要がないために、履修指導は行われていないが、指導教員（主・副）による研究指導を行っている。また、指導教員の判断のもとに、TAとして、研究指導と密接に関係する前期課程や学部の授業課目の教育補助業務を行うことを勧めている。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

博士前期課程では、複数指導教員（主・副）制度をとっており、2人の指導教員が、学生の研究計画や論文作成に関わる種々のアドバイス（参考文献、文章表現、数式展開等）を適切に行っている。本研究科では、学生数が少人数であるために、双方向性の充実した研究指導となっている。これに加えて、社会人学生に対しては、主指導教員が、これまでの社会人としての経歴を考慮に入れながら、その研究の前提となる事項を指導している。

しかしながら、学生数が少人数であるにもかかわらず、そのほぼ半数が租税法に関係した修士論文を作成しているために、この分野の教員へ研究指導上の負担の偏りがある。

博士後期課程では、研究者として自立した研究活動ができるように、また高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力を修得できるように、主指導教員を中心とした複数指導体制をとっている。博士後期課程では、特定の分野の教員への偏りはない。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

学生に対する教育研究指導は、主指導教員と副指導教員が、綿密な打ち合わせの上、行っている。指導上の最終的な責任は、主指導教員が負うこととしている。

オ 研究分野や指導教員に係る学生からの変更希望への対処方策

研究分野や指導教員に係る学生からの変更希望への対処方策に関して、本研究科では、制度化したものはない。主指導教員・副指導教員と学生とが、普段から研究分野・研究テーマ・研究内容に関して十分な意思疎通を図っている。特に2年継続の「演習」に関して、指導教員の変更希望が出るような場合は、研究科長及び専攻主任が調整役となり、両者に対して適切な対応策を提案し、合意が得られた段階で、研究科委員会の了承を得ている。

4. 医学系大学院の教育・研究指導

ア 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度

イ 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. 「連携大学院」における研究指導等

ア 「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性

本項は、経済学研究科には該当しない。

6. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

本研究科では、教員の教育・研究指導方法の改善を組織的に促進するために、研究科内にFD推進委員会（本研究科のすべての教員から構成される委員会）及びFD推進委員会小委員会（研究科長、専攻主任、教員1名）を設置している。FD推進委員会では、経済学部との共催で、平成21(2009)年3月に「FDの義務化と本学の対応」をテーマとして研修会を実施し、また平成21(2009)年8月には「公開講義」を実施している。なお、この公開講義は、オープン・キャンパスの模擬授業「アダム・スミスの市民社会論」を活用して行われたものである。講義を聴講した教員、とりわけ若手教員にとっては各自の講義方法を改善することに非常に有用であった。

イ シラバスの作成と活用状況

シラバスには、全学的に統一された書式に従って、講義・演習科目名、担当者名、講義題目、講義内容、授業計画、成績の評価方法、テキスト・参考文献等が記載されている。このうち、授業計画については、年間30回の計画を記載することが原則となっている。

シラバスは、毎年、新たに作成され、『大学院要覧』としてすべての学生に配布している。特に、本研究科では、新入生オリエンテーションにおいて、担当教員から『大学院要

覧』の内容が説明され、(指導教員の履修指導のもとで)学生の科目選択に活用されている。

ウ 学生による授業評価の活用状況

本研究科では、学生による授業評価を実施していない。本研究科では、ほとんどの科目においてマン・ツー・マンの講義体制がとられているために、学生による授業評価（5段階評価による授業評価）を制度として導入することは困難であり、講義や研究指導の場において、随時学生の意見を取り入れ、授業の改善に努めている。

エ 修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

本研究科では、まだこの仕組みを導入していない。担当教員が、個別的に修了生の意見を聞くにとどまっている。

【点検・評価】

学生に対する成績評価方法は、おおむね適切であるが、学生からの成績評価のクレームについては、個々の教員に対応が一任されており、研究科としての取り組みは行われていない。

本研究科のFD活動は、平成21(2009)年3月の「FDの義務化と本学の対応」をテーマとした研修会に続き、平成21(2009)年8月の本研究科と経済学部の教員を対象とした「公開講義」を実施し、講義方法の改善を図っている。しかしながら、本研究科のFD活動は、まだ導入段階であり、教育・研究指導方法の改善の具体策にまで進んではいない。本研究科の多くの教員は、「学生が少数」という認識を持っており、これが改善への取り組みが遅れた大きな理由である。

シラバスは、全学的に統一された書式に従って記載されているものの、特に授業計画に関して、担当教員によってかなりのばらつきがある。また、上で述べたように、学生による授業評価の導入は、ほとんどの科目においてマン・ツー・マンの講義体制がとられているために、困難である。これをカバーするために、講義等において学生の意見を取り入れ、授業の改善に努めているが、その判断を個別の教員に任せているために、それが十分に機能しているかどうかは不明確である。

【改善方策】

本研究科の点検・評価委員会において、学生からの成績に関するクレームに対する対応処理の仕組みについて検討していく。

FDに関しては、毎年、少人数の講義・演習についても、公開講義等を実施し、双方向性を踏まえた講義・演習の方法の改善を図っていく。

また、シラバスについては、授業の流れがつかめるように年間30回の授業計画を立てることを厳守していく。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

本研究科の国内外との教育研究交流は、全学的な枠組みの中で行われている。本研究科では、全学的な制度のもと、

- (1) 外国人客員教授を、数年に一度、受け入れること
 - (2) 学生が、毎年、国内外での研究報告を行うことを奨励・支援すること
- などによって、国内外との教育研究交流の充実・発展に努めていく。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本研究科では、国際化の中で、外国人留学生や外国人の客員研究員・客員教授を受け入れ、大学院における教育・研究の充実を努めている。しかしながら、教員の海外への派遣、海外研修は、学部の決定事項であることから、国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は、経済学部と連携して策定せざるを得ない状況にある。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（大学基礎データ表 11 に対応）

本研究科の教員の海外派遣は、学部決定事項であり、経済学部の決定と連動して行われている。また、外国で開催される学会での研究報告の場合は、国内で開催される学会の旅費規程が準用され、研究面の交流を緊密化する措置の1つとなっている。

本学の大学院では、国際化に対応するために、「東北学院大学大学院外国人客員教授に関する規程」を整備している。この規程により、本研究科では、これまで韓国やペルーから客員教授を受け入れたが、ここ数年は、受け入れ実績がない。なお、本研究科では、外国人客員教授の受け入れに際して、講義のほか、学内の研究会での報告を義務化している。

他方、学生の国際的な教育研究に関しては、本学では国際化への対応として、大学院学則のほか、「東北学院大学学生の海外留学に関する規程」「東北学院大学外国人留学生受け入れに関する規程」「東北学院大学交換留学に関する規程」等を整備し、交換留学生や外国人留学生を増やす枠組みを構築している。

これらの規程は、本研究科の学生にも適用されるが、ここ数年、外国の大学院に留学するケースは出ていない。また、外国人の私費留学生や国費留学生の受け入れ実績はあるものの、留学生の協定校からの外国人留学生の受け入れ実績はない。

本学では学生の外国での学会発表については、10万円を限度として旅費等の補助を行っている。本研究科では、平成21(2009)年度に博士前期課程の学生が台湾での学会発表を行っており、旅費等を補助している。

ウ 国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況（大学基礎データ表 12 に対応）

国際学術交流の枠組みは、上記の諸規程の整備により徐々に整ってきているが、まだ改善・改良の余地があり、国内外の大学院と組織的な教育研究交流を行うまでの段階に至っていない。なお、個別的な交流としては、平成16(2004)年度から平成20(2008)年度までの5年間に外国人留学生の本研究科への受け入れ数は博士前期課程が3名であり、博士後期

課程が1名である。また、平成21(2009)年5月現在、博士前期課程に1名が在籍中である。

【点検・評価】

本研究科の教育研究に関する国際交流は、少ないながらも学生の外国の学会での研究報告や外国人留学生の受け入れが行われており、ある一定の効果を上げている。しかしながら、本研究科（又は経済学部）の教員の海外派遣や海外の学会での研究報告が行われているものの、ここ数年、外国人客員教授等の受け入れが行われていないことから、国際レベルの教育研究を緊密化するためには、このインバランスを是正する必要がある。

また、本研究科の学生に関しては、外国人留学生の受け入れ実績はあるものの、本学の国際交流締結校との間の交流については、派遣・受け入れとも実績がない。

【改善方策】

本研究科（又は経済学部）の教員が外国の学会で研究報告する機会をこれまで以上に増やすとともに、国際レベルの教育研究のインバランスを是正するために、これまで以上に外国人客員教授を受け入れていく。

本研究科の学生に関しては、国内外での学会・研究会での発表をこれまで以上に積極的に奨励していく。

④学位授与・課程修了の認定

【到達目標】

学位授与に際して、学位審査の透明性・客観性を確保するとともに、研究指導をより一層充実することによって、学位授与比率を上げることを目標とする。

【現状説明】

1. 学位授与

ア 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（大学基礎データ表7に対応）

「大学基礎データ」表7の通り、本研究科経済学専攻の修士号の授与状況を平成16(2004)年度から平成20(2008)年度までの5年間についてみると、7名、10名、5名、6名及び4名である。博士の学位の授与状況を同期間についてみると、平成18(2006)年度1名、平成19(2007)年度1名である。

また、本研究科経営学専攻の修士学位の授与状況を同5年間についてみると、1名、4名、0名、2名及び5名である。これらの数字を修了予定者数に占める学位授与者数（学位授与比率）を求めると、経済学専攻の修士号がこの5年間平均で82.1%（経営学専攻の修士号では85.7%）、博士号28.6%である。

学位の授与方針及び基準は、学校教育法第104条及び学位規則（昭和28[1953]年文部省令第9号）の規定に基づき、東北学院大学大学院学則並びに東北学院大学学位規程等が定められており、本研究科もこれらに従っている。すなわち、博士前期課程（修士課程）を修了する上で求められる学術水準は、大学院学則に従って「広い視野に立った精深な学識

及び専攻分野における研究能力を証左するに足るもの」であり、博士後期課程を修了する上で求められる学術水準は、大学院学則に従って「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るもの」である。具体的には、規定の単位を修得した者に対して、論文の提出を求め、論文審査に付し、これに合格した者に学位を授与している。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

本研究科では、学位審査に際して、論文審査委員（修士論文の審査では、主査1名、副査1名。博士論文の審査では、博士の学位を有する者を含め、主査1名、副査2名）が選任され、論文審査と最終試験を実施する。なお、専門性の観点から学外者を審査委員にする場合には、その理由、氏名、所属、資格等を本研究科委員会に諮り、決定している。

論文審査委員の「合」「否」の判断結果は、本研究科委員会に諮られる。この研究科委員会では、本研究科の全教員が学位審査の最終審議に参加することで、学位審査の透明性・客観性を確保している。

修士論文に関しては、この審査プロセスに入るほぼ半年前に、本研究科の全教員と大学院学生を対象とした「修士論文の中間報告会」が開催されており、ここでの報告が義務化されている。本研究科では、これによって修士論文審査過程の透明化と修士論文の学内基準の統一化（客観化）を確保している。また、博士前期課程（修士課程）修了にあたっては、修士論文の内容を10,000字前後に要約し、『経済研究年誌（本研究科の大学院学生の研究機関誌）』に掲載することを義務付けている。この面からも、修士論文の学内基準の統一化（客観化）を確保している。

博士論文に関しては、学位授与1年以内に印刷公表することが義務付けられており、事後的にはあるが、学位審査の客観性を担保する措置となっている。

ウ 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

大学院学則第15条では、博士前期課程修了の要件として、30単位以上の単位履修に加えて、「修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること」が定められている。本研究科では、特定の課題研究を認めておらず、教育研究の質を高めるために、修士論文の提出を博士前期課程修了の学位認定条件にしている。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

外国人留学生の日本語指導は、特別の科目を置かず、それぞれの指導教員が個別に行っている。

2. 専門職大学院の修了要件等

ア 法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間及び修得単位数との適合性

本項は、経済学研究科には該当しない。

3. 課程修了の認定

ア 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

博士前期課程（修士課程）においては、特に優秀な大学院の学生の場合には1年で、博士後期課程においても標準修業年限未滿で修了することを認めている。しかしながら、本研究科では、標準修業年限未滿で修了可能な場合の規程・細則が整備されていない。

【点検・評価】

本研究科の学位授与・課程修了の認定において、学位審査の透明性・客観性を高める措置が導入されており、適切である。特に、修士論文中間報告会での報告の義務化や『経済研究年誌』への要約の掲載の義務化などは、その一環として大いに評価されて良い。

しかしながら、修士論文に代えて課題研究をもって学位認定することの可能性の是非、外国人留学生に対する日本語指導等の配慮や措置、標準修業年限未滿で修了可能な場合の規程・細則の整備について、今後、検討する必要がある。

【改善方策】

修士論文の代替として課題研究をもって学位認定するか否かは、今後の社会人学生の入学状況や修士論文の作成状況（完成状況）に応じて、本研究科の点検・評価委員会において検討する。

外国人留学生に対する日本語指導等の配慮や措置として、論文の体裁、参考論文の引用の仕方等を教授する科目の開設の是非、例えば、「アカデミック・ライティング（仮称）」のような科目の開設の是非を、今後の外国人留学生の入学状況に応じて、本研究科の点検・評価委員会において検討する。

標準修業年限未滿で修了可能な場合の条件等を定めた規程・細則については、該当者の有無にかかわらず、整備に着手する。

⑤通信制大学院

ア 通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

本研究科では、既に述べたように「研究者、教員、専門職、企業人など幅広い人材を育成し、社会の進展に寄与すること」ことを人材育成の目的としている。本研究科では、特別選考（学内推薦制度）や社会人特別選考等の実施により、このような進路を目指す入学者の数を入学定員の通りに確保することを目標としている。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（大学基礎データ表 18-3 に対応）

本研究科の学生募集は、『大学院案内』や『大学院学生募集要項』を作成し受験者に配布するとともに、本研究科の概要や入学試験の日程等を大学のホームページに掲載し周知を図るなどの方法で行われている。また、これまで学内広報として、学部の新3年生及び新4年生に対して、年度初め前後の時期に本研究科への進学に関するガイダンスを行ってきたが、平成21(2009)年度には、これに加えて、学内推薦入試（特別選考試験）の直前にもガイダンスを実施した。

本研究科の入学者選抜は、博士前期課程では、「一般選考（一般入試）」「社会人特別選考」「特別選考（学内推薦）」の3つの方法で行われている。「一般選考（一般入試）」の試験では、専門科目2科目と外国語科目（英語、ドイツ語、フランス語の中から1科目選択）のほかに、研究計画書等に基づいて面接・口述試験が実施されている。ただし、平成22(2010)年度入試までは、外国人には、「日本語能力試験（1級）」合格を出願要件としていたことに加えて、本研究科独自の日本語の試験も必修であったが、平成23(2011)年度入試からは、本学独自の日本語の試験を課さないこととした。また、「社会人特別選考」と「特別選考（学内推薦）」では、研究計画書等に基づいて専門分野に関する基礎学力について面接・口述試験が実施されている。

博士後期課程の入学者選抜方法は、「一般選考（一般入試）」と「社会人特別選考」の2つである。「一般選考（一般入試）」と「社会人特別選考」とともに、外国語科目の試験のほかに、修士論文・研究計画書等に基づいて面接・口述試験が実施されている。平成22(2010)年度入試までは、外国語科目の試験は、英語、ドイツ語、フランス語の中から2科目選択（外国人は、外国語1科目選択、日本語必修）で行われていたが、平成23(2011)年度入試からは、英語、ドイツ語、フランス語の中から1科目選択とした。

なお、本研究科経済学専攻の収容定員は、博士前期課程16名、博士後期課程6名であるが、平成21(2009)年5月1日現在の大学院学生数は、博士前期課程8名、博士後期課程2名である。なお、平成17(2005)年度から平成21(2009)年度の5年間における本研究科経済学専攻の博士前期課程の志願者数は、それぞれ、13、15、4、6、9であったのに対して、合格者数（入学者数）は、それぞれ、6、10、4、2、6であった。

2. 学内推薦制度

ア 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

上で述べた博士前期課程の「特別選考入試」は、学内推薦入試である。本学の経済学部4年生の中で、これまでに修得した科目の平均点が75点以上の学生を対象にした学内推薦制度であり、年2回（6月と9月）実施している。

本研究科では、ほぼ毎年、この制度による入学者がいる。平成20(2008)年度では、入学者2名全員が、また平成21(2009)年度では、6名のうち2名であった。したがって、平成21(2009)年度の経済学専攻の在籍者8名のうち半数がこの制度による入学者となっている。なお、平成22(2010)年度入試においても、1名が「特別選考入試（学内推薦）」によって合格している。

3. 門戸開放

ア 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

『大学院案内』や『大学院学生募集要項』によって、他大学・大学院の学生に対して「門戸開放」は、広く広報されており、ほぼ毎年、他大学から入学している。平成21(2009)年度の本研究科入学者（前期課程）6名のうち、1名が他大学出身である。また、後期課程では、平成21(2009)年度の在籍者2名のうち、1名は本学出身であるが、他の1名は、他大学から本研究科博士前期課程に入学した後、後期課程に進んでいる。

他大学出身者にとっては、一般入学試験の出題範囲や出題傾向についての情報が、本学出身者と比べてかなり限定されることから、そのことで試験の公平性が著しく損なわれることがないように、大学院課において過去の出題問題を閲覧できるようにしている。

4. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

前期課程（修士課程）への入学資格は、本学大学院学則第20条第1項第8号に「大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院において認めた者」と規定されている。本研究科でも、この規定に従い、いわゆる「飛び入学」を前期課程（修士課程）の出願資格の1つとして認めて、これを『大学院学生募集要項』にも記載している。ただし、この出願資格で出願する場合には、事前に出願資格の有無の認定を受けることを要件としているが、これまでのところ、この出願資格によって本研究科を志願した者はいない。

5. 社会人の受け入れ

ア 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

本研究科の平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までの5年間の社会人入学者数は、3、5、5、5及び3である。平成21(2009)年7月現在の経済学専攻の学生全体に占める社会人の比率は、博士前期課程が8名中3名(37.5%)、博士後期課程が2名中1名(50.0%)である。なお、平成22(2010)年度入試においても、1名が「社会人特別選考」によって合格している。

本研究科はリカレント教育、高度専門職業人の養成、各種の資格取得を目的として社会人入学試験を実施している。社会人入学者の中では税理士試験の関係科目の試験免除を目的にした学生も多い。

6. 科目等履修生、研究生等

ア 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

(1) 科目等履修生

「科目等履修生」は、本学大学院学則第35条及び「東北学院大学大学院科目等履修生規程」に基づくものである。科目等履修生は、1年に12単位まで科目履修が可能であり、履修科目について試験の上、合格した者に対しては単位認定をできることになっている。しかしながら、これまで本研究科では科目等履修生を受け入れた実績はない。

また、平成9(1997)年4月に「東北学院大学大学院科目等履修生規程」が施行されたことに伴い、「東北学院大学大学院聴講生規程」が廃止された。このため、現在、本学大学院には「聴講生」制度がなく、本研究科に「聴講生」はいない。

(2) 委託生、委託聴講生

本学大学院学則第36条によって、「公共団体その他の機関から特定の科目の履修及び研究指導を希望する者」を「委託生」として許可することができるが、これまで本研究科では委託生を受け入れた実績はない。また、本学大学院学則第39条の規定では、「本大学院と単位互換制度の協定がある他の大学院学生」を「委託聴講生」として許可することができるが、本研究科は他の大学院と単位互換協定を結んでおらず、これまでに本研究科では委託聴講生を受け入れた実績はない。

(3) 研究生

本研究科の「研究生」は、本学大学院学則第37条及び「東北学院大学大学院研究生規程」に基づいている。研究生は、本研究科において特別の事項について研究を行う者であり、研究期間は原則1年(研究期間の延長は可能)である。本研究科では、平成19(2007)年度に1名の研究生を受け入れている(平成20[2008]年度にさらに1年間の研究期間の延長を認めている)。

7. 外国人留学生の受け入れ

ア 大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

本研究科の博士前期課程では、平成16(2004)年度に3名(いずれも中国)、平成21(2009)年度に1名(中国)の外国人私費留学生を受け入れている。また、博士後期課程では、平成18(2006)年度に1名(中国)を受け入れている。

イ 留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った、大学院における学生受け入れ・単位の認定の適切性

本学大学院では、留学生の受け入れについて、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った受け入れをするために、前期課程については大学院学則第20条第3号、第4号及び第9号、後期課程については同20条の2第2号、第5号(ロ)の規定を設けている。入学試験においては、外国人日本語能力試験(1級)合格を出願要件としているものの、本研究科には、外国人留学生のための特別選抜制度がなく、留学生は「一般選考」を受験することになる。本研究科では、「一般選考」の「面接・口述試験」において、留学生が本国地で受けた教育内容や質について見極めている。

留学生が本国地での大学教育、大学院教育で修得した単位の認定については、日本人学生が入学前に修得した単位の認定と同じ扱いで行われる。

8. 定員管理

ア 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性(大学基礎データ表18に対応)

平成21(2009)年4月に本研究科から経営学専攻が分離独立したため、平成21(2009)年度の本研究科(経済学専攻)の学生収容定員は、博士前期課程が16名、博士後期課程が6

名となった。経営学研究科経営学専攻が分離独立する以前の本研究科の収容成員は、経済学専攻に関しては変更ないが、経営学専攻の修士課程の収容定員16名があったので、博士前期課程及び修士課程として32名であった。

平成21(2009)年7月現在、本研究科経済学専攻に在籍する学生数は博士前期課程が8名(在籍比率50.0%)、博士後期課程が2名(在籍比率33.3%)である。なお、経営学研究科経営学専攻が分離独立したが、本研究科には経営学専攻修士課程の2年次の学生が7名(在籍比率87.5%)在籍中である(彼らに対する実質的な教育研究は、経営学研究科経営学専攻所属の教員が行っている)。

本研究科では、『大学院案内』や『大学院学生募集要項』の発行、入学試験情報のホームページへの掲載、学内での大学院ガイダンスの開催等による広報活動を行っているほか、選抜方法の多様化(特別選考制度[学内推薦制度]や社会人特別選考制度の導入)によって、学生を確保する努力をしている。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

本研究科においては、博士前期課程、後期課程ともに欠員が生じ、定員充足率が恒常的に低い。本研究科では、上で述べたような学生募集広報の展開と入学者選抜方法の多様化によって欠員の充足に努めている。特に、博士前期課程では、教育課程の中に租税法関係科目を設けることにより、税理士試験の関係科目の試験免除を目的にした社会人学生の確保に努めている。

【点検・評価】

本研究科は、その理念・目的・教育目標を達成するため、学生の受け入れ(入学者選抜)を一般選考(外国人を含む)、社会人特別選考及び特別選考の3つの方法によって選考することによって、資質、個性、経歴等の異なる学生を受け入れている。このような学生を受け入れることで、学生を確保できることに加えて、教員と学生の双方に複眼的な見方が育つなどの利点もあり、入学者選抜の多様化の方法は評価されてよい。

しかしながら、欠員が恒常的に続いており、学生募集の方法に問題が残されている。特別選考(学内推薦)については、平成15(2003)年から3・4年生を対象に、3月と4月に大学院に関するガイダンスを行っているが、開催時期を検討し広報活動を十分に展開する必要がある。特に、入学希望者に対する経済的負担の軽減化措置、例えば、平成19(2007)年度から学内出身者の大学院の入学金が免除されたこと(従前は、学外者の2分の1)、ほぼすべての大学院学生に対して年額7万円の奨学金が給付されること、TAとして学生を指導することにより手当が支給されることなどを周知する必要がある。

また、一般選考や社会人特別選考での入学希望者については、教育課程の周知とともに、給付奨学金制度やTA制度を周知する必要がある。私費外国人留学生に対しては、「東北学院大学私費外国人留学生授業料減免規程」等により、授業料の減免措置(大学院の1年生で30%減免、2年生以上で70%減免)がとられるので、この点も合わせて周知していく必要がある。

先に述べたように、「飛び入学」を前期課程の出願資格の1つとして認めており、これに該当する場合には、事前に出願資格の有無の認定を受けることを要件としている。これ

までのところ、この出願資格によって本研究科を志願した学生はいないが、この出願資格の有無は、本研究科委員会で決定することになっている。しかしながら、これに速やかに対応するために、飛び入学のための「出願資格基準」を整備する必要がある。

【改善方策】

本研究科の入学者を定員の通りに確保するために、次の点を改善（検討）する。

- (1) 学生募集において、大学院学生の経済的負担の軽減措置（給付奨学金制度、TA 制度、私費外国人留学生に対する授業料の減免制度等）をこれまで以上に周知していく。具体的には、これまで同様に『大学院案内』へ記載するとともに、『大学院学生募集要項』に記載するほか、大学のホームページにも掲載していく。
- (2) 特別選考（学内推薦）制度のガイダンスの回数を増やすことで、この制度を本学の経済学部学生に周知していく。
- (3) 社会人学生のために、「導入教育」や「コース制」を取り入れた教育課程を編成することを本研究科委員会や本研究科点検・評価委員会において検討する。
- (4) 飛び入学に関して、「出願資格基準」の整備（内規の整備）に着手する。

VI. 研究環境

【到達目標】

教員の研究環境を整備し、研究実績の質的・量的な向上を図り、学術分野の発展に寄与するとともに、その成果を本研究科学生の教育と研究に還元することを到達目標とする。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況（大学基礎データ表 24、表 25：別冊業績集に対応）

イ 国内外の学会での活動状況（大学基礎データ表 24、表 25：別冊業績集に対応）

本研究科教員 23 名の 2005～2009 年の論文等の研究成果の発表状況は、学術書（単著 3 編、編著・共著 3 編、収録論文 15 編）、学術論文 134 編（うち査読つき学術論文 17 編）、一般著書・論文・エッセー等 62 編である。また、この期間の国内外での学会報告（コメント等を含む）は、50 回（うち国際学会（日本で開催された国際学会を含む）は 11 回）である。

本研究科の教員は、経済学部（経済学科・共生社会経済学科）との兼担であるので、論文等研究成果の発表状況及び国内外での学会での活動状況の詳細は、『東北学院大学教育・研究業績 2005-2009』及び「本章 第3節 経済学部」の該当項目（273 頁）を参照されたい。

ウ 当該研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

本研究科教員による日本国内を対象とした特筆すべき研究活動としては、東北地方の流域文化論研究（東北学院大学オープン・リサーチ・センター「アジア流域文化論研究プロジェクト」）、わが国の卸売市場の形成と展開に関する研究（平成 14～16 年度科学研究費基盤研究(B)）等が挙げられる。また、本研究科教員による特筆すべき国際的な調査・研究活

動としては、「日韓（韓日）学術セミナー」の開催やジャパン・ファンデーションの助成による「日・タイ学術セミナー」の開催のほか、アジア研究（台湾、ミャンマー等）や北米自由貿易協定（NAFTA）に関する研究調査（平成20・21年度科学研究費基盤研究(C)による国際学術研究調査）等が挙げられる。

さらに、大正デモクラシーに深く関わった二人の人物がともに本学の卒業生（のちに、ともに学校法人東北学院理事長）であったことから、本研究科の二名の教員によって、『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』の研究が行われ、その成果が平成18(2006)年に東北学院創立120周年記念出版として刊行された。現在も引き続き、新たな資料収集と研究が進められている。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

本研究科が研究助成を得て行っている研究プロジェクトはない。しかしながら、本研究科教員が参加している研究プロジェクトとしては、平成15(2003)年度に文部科学省補助事業「私立大学学術研究高度化推進事業」の一環として設立された本学オープン・リサーチ・センターの「アジア流域文化研究プロジェクト」がある。詳細については、「本章 第3節 経済学部」の該当項目（274頁）を参照されたい。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

本研究科の教員は、上記の「1-ウ」の項で述べたように、日韓（韓日）学術セミナーの開催や日・タイ学術セミナーの開催（ジャパン・ファンデーションによる研究助成）のほか、アジア研究（台湾、ミャンマー等）や日系自動車メーカーのNAFTAでの事業展開の調査研究（平成20・21年度科学研究費基盤研究(C)による国際学術研究調査：日本、アメリカ、カナダの研究者による合同の研究調査）等にも深く関与している。これらの国際的な共同研究には、本研究科の教員のほか、本研究科の大学院学生等も参加しているが、その調査研究等の成果は、科学研究費等の報告書にまとめられ、高い評価を受けている。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

本研究科に附置研究所は設置されていない。本研究科の教員は、経済学部にも所属する教員であることから、経済学部の附置研究所である「東北産業経済研究所」及び「社会福祉研究所」については、「本章 第3節 経済学部」の該当項目（274～275頁）を参照されたい。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設としては、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・

センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター（非常設）」「ハイテク・リサーチ・センター（非常設）」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン（非常設）」があり、学内の各学部・研究科によって利用されている。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性（大学基礎データ表 29、表 30、表 31、表 32 に対応）

本研究科の教員は、経済学部への所属であり、経済学部教員として、下記の「個人研究費」や「研究旅費」を支給されている（これらの実績は、「大学基礎データ」表 30 に示されている）。

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、すべての専任教員に「個人研究費」として年間 27 万円が前期と後期に分けて半額ずつ支給される。その実績は「大学基礎データ」表 29 に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができるようになっている。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年 2 回、4 泊 5 日を限度に支給され、学会発表を行う場合は別枠で 1 回分の旅費が支給される。なお、国内での学会出張や学会発表については、回数制約のみで旅費の上限はないが、国外学会出張の場合は、国外分の旅費は「一律 12 万円」となっている（国内分旅費は「旅費規程」による）。また、国外での学会発表の場合には、これに「航空運賃の半額（上限 20 万円）」が加算される。

また、学会出張とは別枠で、年 1 回、3 泊 4 日を限度として、調査・資料収集を目的とした研究旅費も利用できるようになっている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表 35 に対応）

「大学基礎データ」表 35 の通り、本研究科の担当教員全員に「個人研究室」が与えられ、個室率は 100%である。その平均面積は 18.59 m²である。すべての「個人研究室」に、空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

本研究科の教員は、経済学部との兼担である。大学院、学部ともに、現在昼夜開講制をとっており、教員は、平均で学部では 6 コマを、本研究科では 1 コマを担当している。本研究科においても、昼夜開講の共通時間帯で講義を行う場合には、さらに 1 コマ多く担当することになる。本学では、責任担当コマ数（4 コマ）と上限コマ数（8 コマ）が定められているが、学部のみを担当する教員と比較して本研究科の教員の負担が大きく、研究時間の確保が困難になっている。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学は、「在外研究員制度」「研修休暇制度」「国内研究員制度」を導入している。在外研究員の研究期間及び研修休暇の期間は1年、国内研究員の研究期間は6ヶ月である。研究（研修）終了後は、6年経過後に再びこれらの制度を活用できるようになっている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表31に対応）

学校法人東北学院の教員（主として大学教員）を対象として、「東北学院個別・共同研究助成規程」が制度化されている。予算総額は、年850万円（個別研究は1件につき上限50万円、共同研究は1件につき上限300万円）である。この制度の詳細については、「第1章 大学・学部・研究科全体に関する事項」の該当項目（82頁）を参照されたい。

平成20(2008)年度には、「大学基礎データ」表31の通り、全学では7件が採択されているが、本研究科担当教員は、すべて経済学部所属の教員であるので、この研究助成制度の申請においては、経済学部教員としての利用申請を行っている。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表33、表34に対応）

本研究科担当教員は、すべて学部所属の教員であるので、詳しくは、「本章 第3節 経済学部」の該当項目（276頁）を参照されたい。なお、本研究科教員の平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までの科学研究費補助金の採択件数は、それぞれ、2、4、2、3、及び2である。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

本研究科担当教員は、すべて経済学部所属の教員であるので、この項の詳細は、「本章 第3節 経済学部」（276～277頁）及び「大学基礎データ」表32を参照されたい。なお、平成18(2006)年度から平成20(2008)年度の過去3年間の間において、経済学部全体としては、学内の基盤的研究資金の合計が研究資金総額に占める割合は84.3%であったのに対して、学外の競争的研究資金の合計が研究資金総額に占める割合は15.7%であった。

また、基盤的研究資金の運用については「東北学院大学研究費支給内規」「東北学院個別・共同研究助成規程」に基づいて、競争的研究資金の運用については「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」に基づき、事務担当の法人事務局庶務部庶務課、同財務部財務課及び大学総務部調査企画課において適切に処理されている。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

『東北学院大学経済学論集』や『東北産業経済研究所紀要』等が発行されており、本研究科の教員の研究論文等は、これに掲載することができる。また、研究成果は、経済学部教員（経済研究科教員）を対象とした「TG経済学研究会」において報告することができる。なお、この研究会を開催するために、経済学科に対して予算措置が講じられている。

本学では、学会発表を行う場合には、追加的に出張旅費が支給される制度がある。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

国内の大学や研究機関の研究成果は、『東北学院大学経済学論集』との互惠によって、図書館や「経済研究資料室」で受け入れている。また、「東北産業経済研究所」や「社会福祉研究所」では、『東北産業経済研究所紀要』等との互惠によって、他の研究機関や自治体などから学術図書・雑誌・資料を積極的に受け入れている。

本学教員の教育・研究成果の一覧については、全学として『東北学院大学教育・研究業績』を刊行し、学外に配付している。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

そのほか、本研究科には直接関連しないが、他の学部（研究科）では、実験等における倫理面を確保するために、種々の規程を整備し、関連する委員会を設置している。これらの詳細は、「第1章 大学・学部・研究科全体に関する事項」の該当項目（83～84頁）を参照されたい。

【点検・評価】

本研究科専任教員の研究環境は、教員が質の高い教育研究活動を遂行できるよう、整備されてきている。個人研究費や調査研究のための出張旅費がほぼ適切に用意されており、研究室を含む研究用施設・設備が整備されてきている。

このような教育研究環境のもと、本研究科の教員の多くは、毎年、定期的に著書・論文を発表し、学会報告を行っている。しかしながら、学会誌に査読付き論文として受理される点数はあまり増えておらず、質的にはまだ十分とはいえない。

【改善方策】

本研究科の教員はさらに質の高い教育研究業績を公表するよう努力すべきである。そのためには、教育研究時間の確保が前提になる。このためには、教育研究以外の諸活動を極力、抑制する必要がある。会議数の削減、会議時間の短縮、講義コマ数の削減などによって、これを実現していく。また、教員と事務系職員の仕事の分担、協力関係の見直しを行い、研究時間の十分な確保を図っていく。

Ⅷ. 教員組織

【到達目標】

本研究科の教育目標を達成するために、経済学部教員の中から教育研究経歴が十分な中堅・若手を博士前期課程担当教員として積極的に任用し、バランスのとれた年齢構成の教員組織にするとともに、人材養成の目的の中で社会的ニーズが特に高い分野に配慮しながら、教員組織の充実を図っていく。

また、博士前期課程担当教員及び経済学部教員の中から教育研究業績が顕著な者を博士後期課程担当教員として任用し、教員組織（博士後期課程）の充実を図っていく。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における

当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（大学基礎データ表 19-3 に対応）

本研究科は、既に「Ⅰ. 理念・目的等及びその検証 ア」の項や「Ⅱ. 教育研究組織及びその検証 ア」の項で述べた経緯を経て、平成 21(2009)年度には、経済学専攻の博士前期課程と博士後期課程からなる組織構成になっている。一時的な経過措置として、平成 20(2008)年度入学の経営学専攻（修士課程）の学生が在籍するが、この研究教育指導は、平成 21(2009)年度から新設された経営学研究科経営学専攻（修士課程）によって実質的に行われている。

本研究科では、「専攻分野の研究能力を養うことによって、研究者、教員、専門職、企業人など幅広い人材を育成すること」を理念・目的にしている。これを実現するために、それぞれの専攻分野で高度の専門性を持ち、学生の教育研究の指導ができるような教員をもって、経済学専攻の博士前期課程と博士後期課程の教員を構成している。

「大学基礎データ」表 19-3 の通り、平成 21(2009)年 5 月 1 日現在、本研究科経済学専攻の専任教員は、博士前期課程担当が 23 名（教授 20 名、准教授 3 名）、博士後期課程担当が 15 名（教授 15 名）であり、設置基準上必要とされる専任教員数（研究指導教員 5 名、研究担当補助教員数 4 名）を上回っている。

博士前期課程 23 名の分野別の教員構成は、理論・統計系 5 名（博士後期課程担当 2 名）、経済政策系 7 名（同 6 名）、社会政策系 4 名（同 2 名）、思想史・経済史系 4 名（同 3 名）、情報・環境系 3 名（同 2 名）である。

また、本研究科では、教育課程に租税法関係科目を開設していることに加えて、博士（商学）の学位授与との関係から、経営学研究科の教員 7 名が本研究科を兼担している（本研究科の博士（商学）の学位の授与の経緯については、「Ⅲ. 教育内容・方法 ①教育課程 1. オ」の項を参照されたい）。

これに対して、先に述べたように、本研究科（経済学専攻）の収容定員は、博士前期課程が 16 名、博士後期課程が 6 名であるが、平成 21(2009)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は、博士前期課程が 8 名、博士後期課程が 2 名である。

イ 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の

状況

大学院学生の研究計画・研究内容は、毎年4月の本研究科委員会での承認が必要であり、これによって、本研究科の全教員が学生の研究計画・研究内容を共有することになる。

本研究科では、複数指導体制をとっている。その理由は、学生の教育研究に関し、指導教員が1人に固定されることから起こる見解の狭さや種々の摩擦を避けること、指導教員自身の教育研究スケジュールにフレキシビリティを持たせられること、指導教員の不測の事態にも対処し得ることである。学生に対する教育研究指導は、主・副指導教員が十分話し合った上で、学生の研究テーマ、研究計画及びスケジュールに基づいて、それぞれの専門的な観点から指導を行っている。

博士前期課程の2年次には、修士論文の中間報告会を開催している。これは、大学院学生の研究内容が具体化される場である。ここでは指導教員以外の教員も異なる視点からさまざまな意見や助言を与えており、教員間の研究指導の連携体制がとられている。

本研究科の学務、学生、入試等の事項については、研究科長と専攻主任が担当しているが、重要案件については、そのつど、小委員会を作って機動的に対応するとともに、研究科委員会の承認を得る。図書関係については、経済学部と連携し、学部の2つの学科から選出される図書館委員2名のうち少なくとも1名は大学院担当教員を充てている。

2. 教育研究支援職員

ア 大学院研究科における研究支援職員の充実度

イ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

法務研究科に教育を支援する「教育補助スタッフ」が3名いるほかは、各研究科に助手や副手などの研究支援職員はいない。しかし、大学院課、研究機関事務課、国際交流課、中央図書館大学院分館、情報処理センター及び調査企画課などの事務職員が、研究科担当教員の研究を事務的側面から支援している。

ウ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の

制度化の状況とその活用の適切性

本学では、TAについては、「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」として制度化されている。本研究科では、平成21(2009)年5月1日現在、博士後期課程の学生2名全員が、それぞれ、学部専門科目の4科目（1人が演習科目4科目、もう1人が演習科目2科目と「情報処理概論」2コマ）において教育補助業務に従事している。また、前期課程（経済学専攻）の学生8名のうち3名が、それぞれ、学部専門科目の3科目（演習科目5科目、講義科目4科目の計9科目）において教育補助業務に従事している。

RAについては、「東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程」として制度化され、その後、ポスト・ドクター（PD）制度とともに、「東北学院大学研究スタッフに関する規程」及び「東北学院大学研究スタッフに関する規程給与等内規」の制定によって、より充実した制度になった。本研究科では、RAとして平成17(2005)年度に1名を採用している。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本学の専任教員の募集・採用等の権限は、それぞれの学部と法務研究科にあり、法務研究科以外の各研究科にはない。本学の専任教員の募集・採用等の基準・手続等については、「第1章 大学・学部・研究科全体に関する事項」の該当項目（99頁）を参照されたい。

本研究科においても、専任教員の募集・採用等は、経済学部の主管事項であり、大学院担当の専任教員の募集・採用を独自に実施することはできない。人事に関して本研究科で可能なことは、経済学部教員の中から大学院担当教員として適格な者を選考し任用することのみである。これを実効あるものにするために、本研究科では、大学院担当教員の資格基準を設定し、この基準に基づいて担当教員を選考している。

本研究科では、「東北学院大学大学院教員資格審査規則」に基づき、「大学院教員資格審査基準細則」及び「経済学研究科細則」を定めて運用していたが、大学院の教育研究活動を活性化するために、平成19(2007)年4月、「経済学研究科細則」を改正するとともに、「大学院教員資格審査規則経済学研究科細則に関する申し合わせ事項」を定め、経済学部の中堅・若手教員を前期課程担当教員として任用する道を開いた。これまでは、博士前期課程のみならず、博士後期課程も合わせて担当できる者を経済学部教員から本研究科の教員として任用してきたが、この「経済学研究科細則」や「申し合わせ事項」によって、博士前期課程のみの担当も可能にしたのである。これにより、平成20(2008)年4月には、教授5名、准教授2名が本研究科博士前期課程を担当することになった。

なお、この「経済学研究科細則」や「申し合わせ」に従い、経済学部教員のうち研究業績等について基準に達した者を対象にして、経済学研究科委員会において資格審査・承認の後、その上位機関である「大学院委員会」において審議決定される手続きがとられる。

イ 任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本研究科では任期制等を導入していない。

4. 教育・研究活動の評価

ア 大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

本研究科では、教員の教育活動を恒常的に評価するような制度は導入されていないが、経済学部教員としての採用や昇格に際して、全学的な組織の「教員資格審査委員会」での審査項目の1つになっている。また、研究活動の評価についても教員個人の研究業績を恒常的に評価するような制度は導入されていないが、教員の昇格の際に、「教員資格審査委員会」において研究業績に基づいて昇格審査が行われることによって、また、大学院担当に任用される際に、本研究科委員会や大学院委員会において、教員資格審査委員会とはやや異なる基準で審査されることによって研究活動の評価が行われている。

イ 大学院研究科の教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況

本学では、自己点検・評価の一環として全教員の研究業績を取りまとめ、平成7(1995)年には『東北学院大学研究業績』として報告書を刊行している。この報告書シリーズの第8号にあたる『東北学院大学教育・研究業績 2005-2009』（平成22[2010]年2月刊行）で

は、学部別に教員の教育・研究業績がまとめられているが、大学院担当の「有無」欄があり、本研究科教員の教育・研究活動の活性度合いを知ることができる。しかしながら、この報告書に基づいて、教員の教育活動や研究活動を評価することは行われていない。また、研究活動の活性度を評価する方法も確立されていない。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア 学内外の大学院と学部、研究科等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（大学基礎データ表 12 に対応）

学内の教育研究組織間の人的交流については、先に述べたように、本研究科専任教員は全員が経済学部（経済学科もしくは共生社会経済学科）との兼担であり、経済学部との関係を濃密にせざるを得ない状況にある。また、本研究科教員の中には、経済学部に関連する大学附置の「東北産業経済研究所」や「社会福祉研究所」の（学部選出の）主事、運営委員として研究所の運営に関係しているために、本研究科は、これらの研究所と間接的な関係を持っている。

学内の他の研究科との関係では、経営学研究科との関係が密で、7名が本研究科を兼担しており、他方、本研究科教員2名も法務研究科（法科大学院）の講義を兼担している。

国内の教育研究組織間との人的交流については、「東北学院大学受け入れ研究員等に関する規程」により、文部科学省内地研究員制度、私学研修福祉会国内研修員制度、日本学術振興会特別研究員制度等による研究員を受け入れることができるが、本研究科では、これまで受け入れの実績がない（経済学部では、平成18(2006)年度に私学研修福祉会研究員1名を受け入れている）。

外国の大学院や教育研究組織とは、組織としての定期的な人的交流を行っていないが、研究・教育水準の向上と国際学術交流を図るために、本研究科では、「東北学院大学大学院外国人客員教授に関する規程」に基づき、外国人客員教授を招聘している。本研究科では、制度が整備されて以降、2名の外国人客員教授を招聘した実績があるが、最近では招聘が中断している。

【点検・評価】

本研究科には、設置基準上必要とされる専任教員数を大きく上回る教員が配置されており、教員数及び教員の研究業績面から見て教員組織として十分である。しかしながら、専任教員の年齢が高齢化しており、中堅・若手の教員を積極的に任用する必要がある。

大学院担当の任用に関して、研究業績の審査基準が「大学院教員資格審査規則経済学研究科細則に関する申し合わせ事項」として明確にされ、透明化されたことは評価できるが、研究業績の質の違いを「国内外の査読付き学術雑誌等への掲載件数や掲載された学術雑誌のランキングなど」によってウエイト付けし、この数値を審査基準とする必要がある。

学生が、特定の指導教員（特に税理士試験の科目の一部免除に係る租税法関係科目の担当教員）に集中する傾向があり、教育研究指導上の負担が特に重くなっている。

TAについては、演習科目のような受講者数の少ない科目よりは、教育補助者を特に必要とする学部の授業科目（例えば、「情報リテラシー」や「情報処理概論」のような科目や大規模教室で講義される科目）の教育補助業務を行うように見直していく。

【改善方策】

本研究科における専任教員の年齢構成が高齢化しており、中堅・若手の教員を積極的に任用する必要がある。経済学部教員に対して、本研究科での任用基準（「申し合わせ」）を十分に周知し、この基準を満たすような研究業績を上げることによって、本研究科の教員の増員とカリキュラムの充実を図っていく。

また、専任教員の募集・採用等は経済学部の主管であるので、学部の専任教員の新規採用にあたっては、大学院教育と関連する科目（租税法関係科目等）の募集・採用を働きかけていく。この点については、経営学部及び経営学研究科にも同様の働きかけをしていく。

TAについては、可能な限り大規模教室での教育補助業務に従事することを検討していく。

X. 施設・設備

【到達目標】

7号館及び大学院棟の情報機器等の設備を拡充することにより、大学院学生の研究環境を整備し、研究活動の活性化を図ることを目標とする。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（大学基礎データ表 36、表 37、表 38、表 40 に対応）

土樋キャンパスの各研究科（本研究科を含む）は、大学院専用施設として7号館と大学院棟を使用している。7号館には、各研究科共用の講義室、研究科専攻ごとの合同研究室、研究科後期課程共用の合同研究室、談話室、印刷室及び大学院事務室がある。合同研究室には、情報処理機器や個人ロッカーを置き、大学院学生の便宜を図っている。また、大学院棟には、講義室及び大学院図書室（中央図書館分館）がある。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表 38 に対応）

本研究科では、大学院学生の教育研究のために、それぞれの合同研究室に、図書資料検索やデータベース検索のための情報コンセント（人数分）、パソコン（1台）、プリンター（1台）を配置している。また、8号館の情報処理センターの利用、大学院図書館分室での利用もなされている。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

本研究科には、記念施設・保存建物はない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

LAN システムが7号館に繋がれ、各教室には情報コンセントも備えられており、日経 NEEDS や租税法関係の判例研究に欠かせない TKC（租税法関連の判例データ）のデータベ

スなども利用可能である。それらのデータは毎年更新されている。

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

本学では、中央図書館の資料検索システム（OPAC）、オンラインジャーナル、新聞記事検索システム、文献情報検索システム等を利用することが可能ではあるが、本研究科として特記すべきものはない。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、経済学研究科には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

本研究科では、昼夜開講制（8時50分～19時30分）で講義が行われており、夜間の講義においても昼間と同様の施設・設備の利用やサービスが可能である。これについては、下の「7. 利用上の配慮」を参照されたい。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティに関しては、経済学研究科院生会との懇談の場を設け、その意見を聞き、全学組織の「施設拡充委員会」や「キャンパス・アメニティ委員会」での検討事項として反映させている。また、大学院学生から指導教員や大学院課に対して直接に寄せられた意見についても同様である。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

本研究科の大学院学生の研究及び生活の場として、合同研究室と（大学院生用の）談話室を整備している。また、学部学生と共用の生活の場も、数多く整備している。その細については、「第1章 大学・学部・研究科全体に関する事項」の該当項目（113頁）を参照されたい。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

本研究科がある土樋キャンパスは、市街地の中心に位置するために植栽を増やすなどの緑豊かなキャンパスの創造に努めている。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

大学院棟（7号館）には、「講義室」、大学院学生の一般的な事務取り扱う「大学院課」、大学院学生のための「合同研究室」及び「談話室」が配置されている。この棟（7号館・5階建）は、50年ほど前に建築された教室棟であり、エレベーターは設置されていない。

大学院課の事務取扱時間は、8時30分から17時までであるが、合同研究室及び談話室は、7時から23時まで利用可能である。

中央図書館は、8時30分から22時まで、中央図書館分室（大学院図書館）は、10時から21時まで利用可能である。

本研究科の学生は、「経済研究資料室」「東北産業経済研究所」「社会福祉研究所」「経営研究所」の図書・雑誌・資料等を利用して、各自の研究を行うことができるが、いずれも8時30分から19時30分まで利用可能である。

本研究科は、土樋キャンパスにあるため、基本的には、大学院学生はキャンパス間移動を必要としない。なお、大学院学生が、TAとして泉キャンパスに移動することもあるが、公共交通機関や幹線道路が整備されており、おおむね30～45分で移動することができる。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

本学の事務組織は、「学部別事務組織」ではなく「機能別事務組織」になっている。このため、施設・設備等を維持管理するための責任も、学部や研究科ではなく、施設課（施設一般）、学事課・大学院課（教室）、総務課（会議室）、情報システム課（情報処理機器等）が担っている。その詳細については、「第1章 大学・学部・研究科全体に関する事項」の該当項目（115頁）を参照されたい。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

施設・設備の衛生・安全の確保を図るために、施設課の管理のもとで、外部委託によって、施設の保守点検、清掃、警備を行っている。その詳細については、「第1章 大学・学部・研究科全体に関する事項」の該当項目（115頁）を参照されたい。

また、近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に対処するため、平成18(2006)年には、大学院棟である7号館の耐震構造の改修を行った。さらに、災害発生前のシステムとして「緊急地震速報システム」を整備し、災害発生後システムとして学生の「安否確認システム」を整備した。さらに、毎年、キャンパスごとに、教職員と学生が参加する「防災訓練」も実施している。

【点検・評価】

大学院棟（7号館）の教室は、少人数に適した大きさである。しかし、講義やプレゼンテーション等に適した施設設備と機器や装置はまだ、十分といえず、質の向上が常に求められる。

障がい者が入学した場合に備えて、大学院棟のバリアフリー化を進める必要がある。また、大学院棟にはエレベーターが設置されていないので、その設置も望まれるが、50年ほど前に建築された教室棟であるために、エレベーター設置に伴う耐震強度の脆弱化と財政上の理由から、その設置が極めて困難な状況にある。エレベーターの設置に代わる何らかの代替案を検討する必要がある。

平成21(2009)年度に本研究科から経営学研究科が分離独立した経緯と土樋キャンパスでの合同研究室の不足から、本研究科の博士前期課程の合同研究室(10名収容)を経営学研究科の学生3名が利用している状況にある。平成22(2010)年度以降には、経営学研究科の入学者の増加により、2つの研究科の合同研究室の収容数を上回ることも予想される状況にある。

博士前期課程の合同研究室には、学生数のLAN設備に加えて、パソコン1台、プリンター1台が備え付けられており、これらの機器に関しては当面は不足をきたすとはいえない。博士後期課程の合同研究室には、学生数が少ないこともあって、これまでLAN設備のみで、パソコンやプリンター等の機器の備えがないために、学生個人のパソコン等の持ち込み利用・合同研究室(博士前期課程)の機器の利用となっている。

【改善方策】

本研究科の博士後期課程の合同研究室に、パソコンやプリンター等の機器を設置する。また、平成22(2010)年度以降、経営学研究科の入学者の増加により、本研究科と経営学研究科を合わせた大学院生数が合同研究室に収容可能な数を上回ることも予想されるので、本研究科の大学院学生全員が、合同研究室が利用できるように努める。具体的には、現在、大学院の利用に供されていない大学院棟(7号館)の5階部分を合同研究室に転用することも、1つの選択肢として検討する。

第5節 経営学部

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学の建学の精神は、学則第1条に定められているように、「キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与することを目的」としており、これに立脚した経営学部の理念・目的及び教育目標は次の通りである。

1 理念・目的

キリスト教精神と幅広い教養教育を身につけることにより、豊かな人間性と広い視野を持つ人間を育てるとともに、経営に関する高度な理論と実践をバランスよく学ぶことを通して、社会に対して独自の貢献ができる人間を育成する。

具体的には企業経営の全体を見通す大きな視野の確立、企業経営に関する基本的スキルの学習、及び一貫した少人数のゼミ教育を介した理論と実践（実務）の修得により、一人ひとりの個性を伸ばし、新しい価値を生み出す創造性豊かなビジネス・マインドを持った人材を養成する。

2 教育目標

以上の教育理念・目的を実現するために、本学部では次の3つの教育目標を掲げている。

- (1) 視野の広い人間教育と基本スキルを身につける。
- (2) 経営の理論と実践（実務）をバランスよく学習する。
- (3) プロフェッショナルの育成を重視する。

経営学部は、平成21(2009)年度に経済学部より独立して単独の学部となり、新学部としての歩みをはじめることとなった。上記の理念・目的は、この時に定めたものであり、本学部の理念・目的の重要なエッセンスを短く言い換えると、「理論と実践の融合による人間力の育成」である。

イ 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

(1) 学生への周知の方法

経営学部の理念・目的・教育目標については、本学学生に対して、学則、履修要項、学習ガイドなど多くの媒体を通じて周知してきた。

平成21(2009)年度には学習ガイド(『経営学部生のための学習ガイド2009』)を在学生に向けて発行し、①経営学の実践的な性格、②仲間とともに問題解決に関わることの大切さ、③本学部のキャリア支援体制、④4つの履修モデルコースを中心とした履修内容など、本学部の教育内容について詳しく説明している。

(2) 対外向け周知の方法と有効性

学部パンフレット(『Biz』)、新聞広告、ホームページ、オープンキャンパス、経営学部新設記念シンポジウムなどを通じて本学部の理念・目的・教育目標を伝える努力をし

てきた。例えば、学部パンフレットでは「アイデアを形にする」というキャッチフレーズを使って、本学部の理念を表す「理論と実践の融合による人間力の育成」という考え方を分かりやすく伝えるとともに、4つの履修モデルコースに即した具体的な学びの内容を詳しく説明している。また、平成21(2009)年度は、初めて学部独自の広告を新聞へ掲載するとともに、経営学部新設記念シンポジウムを開催し、その中で父母、卒業生、一般市民に対しても、学部の理念と4つの履修モデルコースの詳しい説明を行った。そのほか、大学全体のガイドである『大学案内』や、学生の父母会である東北学院大学後援会において配付される『父母のための大学ガイド』においても、本学部の理念・目的・教育目標を明示している。なお、対外的な広報活動では、特に高校訪問を精力的に行った。広報活動としての学部パンフレットの配布状況は下掲の通りである。

平成 19(2007)年度実績	2,000 冊
平成 20(2008)年度実績	5,000 冊
オープンキャンパス (6月)	250 冊
オープンキャンパス (8月)	2,000 冊
入試説明会・高校訪問	2,500 冊
個別問い合わせ	250 冊

ウ 学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検討する仕組みの導入状況

経営学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検討する仕組みとして最も重要なものは、学部全教員が参加する学部教授会であるが、経営学部独自の仕組みとして「学部運営委員会」がある。

「学部運営委員会」の目的は、学部組織のあり方、カリキュラムの検討、さらに理念・目的・教育目標に関わる妥当性の検討・見直しを行い、素案を作成し学部教授会へ上申することである。この仕組みは、社会や学生が必要としている経営教育とは何かを討議する仕組みとして旧経済学部経営学科で平成15(2003)年に設置された「カリキュラム検討委員会」、平成18(2006)年に教育理念・目標の審議・検討を行う仕組みとして再編された「将来構想検討委員会」の流れを汲むものであり、平成21(2009)年、経営学部新設に際して「学部運営委員会」と名称を変更した。

「学部運営委員会」は、学部長、学科長、夜間主コース主任、及び各部副部長に加え、必要に応じて学部教授会から付託を受けた各コース（経営学系、会計系、商学系）の教員から構成され、現在は経営学部教授会から付託された委員会として、経営学部の理念・目的・教育目標などを定期的に検討している。

【点検・評価】

(1) 教育理念及び教育目標

「理論と実践の融合による人間力の育成」という経営学部の理念・目的は、大学設置基準第19条に掲げられている「専門の学芸を教授する」「幅広く深い教養及び判断力を養い」「豊かな人間性を涵養する」という3つの基本方針を十分考慮して考え出されたものである。

すなわち、経営学の理論を学ぶことによって、(1)市民社会の価値観と、企業社会で必要とされる基本的な知識とスキルを身につけ、(2)その知識とスキルを実践で適用できる場において仲間とともに新しい課題に取り組むことにより、判断力、問題解決力、他者との関わりといった人間的な要素を養うことを目指している。

また、キリスト教を含む幅広い教養科目と経営の専門科目の学びを通じて、市民社会における基本的な価値観を理解し身につけることを目指しているが、これらは本学の建学の精神であるキリスト教精神に基づく、①個人の尊厳、②人格の完成、③人権の尊重、④他者への貢献という、4つの価値観に基礎づけられ、方向づけられたものでもある。したがって、経営学部の理念・目的は、大学の社会的な役割の面からも、本学の建学の精神の面からも適切なものであると考えられる。

(2) 学部の理念・目的・教育目標の周知とその有効性

下掲に示す事前の広報活動及び本学部への入学志願者数の増加によって一定の周知がなされていると判断できる。「新入生アンケート」によると、本学部を第一志望とした学生が過半数であり、経営学部としての理念・目的が大いに理解されたと評価できる。これらの活動の有効性を示す尺度の1つとして、新学部立上げのための事前の広報活動（平成20[2008]年度）における広報効果の数値データがある。

①新学部広報のためのホームページへのアクセス数の推移

新聞広告、テレビCM、ホームページの立上げ・更新によるアクセス増加効果が顕著である。

		HP 立上げ 新聞・CM			HP 更新 新聞・CM			HP 更新			
平成20(2008)年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
アクセス数	1,055	493	455	547	2,848	1818	1,396	2,847	4,512	4,825	

②新学部への入学志願者数

A0入試、一般入試、センター入試（新規）が大幅に増加した。

	学業・キリ	スポーツ	資格推薦	A0	一般前期	センター	合計
20年度入試	38	20	30	141	773	0	1,053
21年度入試	54	24	22	172	835	355	1,462

(3) 学部の理念及び教育目標を検討する仕組み

学部の理念及び教育目標を検討する仕組みとして学部運営委員会を設置していることは評価できる。特に、前身の経済学部経営学科で設置された「将来構想検討委員会」が、経営学部の新設に際して教育理念の再構築及び教育目標を検討しカリキュラム改正や学部組織の再編を行ってきたことは大いに評価できる。

【改善方策】

- (1) 学部の理念・目的及び教育目標の適切性・妥当性の検討
学部運営委員会の定期的な活動を通して、学部の理念・目的及び教育目標の適切性・妥当性を検討する。
- (2) 学部の理念・目的・教育目標の周知・理解度の測定方法・時期の検討
学部の教育理念・目標の理解の程度及び実施の時期・頻度の妥当性などを「学部運営委員会」で検討する。そして教育理念・目標の理解を定期的に測定しながら、その浸透に努める。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 学部・学科の組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1、表2に対応）

(1) 経営学部新設の過程

経営学部は、理論としての経営学と実践としての経営とを融合することを目指して、経営学部の独自性をより良く打ち出すために、平成21(2009)年度の経済学部改組により新設された学部である。

前身の経済学部は、昭和39(1964)年の設立時には経済学科・商学科及び二部経済学部経済学科の組織であったが、平成12(2000)年度より二部経済学科を経済学科夜間主コース・商学科夜間主コースに改編し、翌年の平成13(2001)年度は商学科を経営学科に改称した。

平成18(2006)年に、経済社会情勢の変化に対応した教育研究組織づくりのため、経済学部内に「将来構想委員会」が設置され、学部の将来のあり方について検討がなされた。検討の結果、経営学科は学部として独立することによりカリキュラムを充実させ独自性のある教育を提供できるとして、独立することとなった。

その一方で、近年の教育ニーズの変化に伴って、夜間主コースの入学者に占める勤労学生及び社会人の割合が著しく減少し、夜間主コースの設置目的を実現することが困難となり、平成21(2009)年度より経済学部経営学科の夜間主コースの募集を停止した。

(2) 組織編成と理念・目的との関連

教育研究組織の編成には、経営学部の教育理念である「理論と実践の融合による人間力の育成」の実現のために基礎・理論系の科目と実践系の科目（ビジネス・ケース研究、キャリア教育、資格取得支援科目）を適切に提供するように努めた。なお、経営学部は経営学科だけを有する一学部一学科の組織であるが、経営学部に関連が深い教育研究組織として「経営研究所」と「経営学部教育・研究支援室」がある。

経営研究所は大学附置研究所であるが、職業会計人との研究会や紀要の発行、教育研究資料の拡充などを通じて、プロフェッショナルの育成（教育目標(3)）に関わる活動を行っている。また、経営学部教育・研究支援室は産学連携による地元企業への経営支援や地域活性化のための総合講座の立ち上げや近年の大学の新たな教育課題であるキャリア形成支援など、視野の広い人間教育と基本スキル（教育目標(1)）、経営の理論と実践の学習（教育目標(2)）のための支援を行う。なお、地域拠点大学としての地元企業

への経営支援の一環として、地元の教育サービス企業からの受託研究を開始した。

イ 学部の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

教育研究組織の妥当性を検証する場として、「経営学部教授会」と「学部運営委員会」が設置されている。

(1) 学部教授会

学部教授会は、全専任教員（教授、准教授、講師、助教）によって構成されており、月に1回ほど開催されている。また、学部教授会の下に、学部の教学に関する事項を審議・調整するための各種委員会が置かれている。さらに、学科特有の問題については、適宜学科会議が開催され、学科の教育課程、学科目編成、授業計画、学生の履修状況などについて点検している。

(2) 学部運営委員会

「学部運営委員会」は、「経営学部教授会」の付託を受けた委員から構成される素案作成の委員会である。旧経済学部経営学科における「カリキュラム検討委員会」及び「将来構想検討委員会」の、学部組織のあり方、カリキュラムの見直しなどを検討する仕組みを引き継ぎ、教育研究組織の妥当性を検証するものである。

【点検・評価】

経営学部は現在、経営学科のみの一学部一学科制であるが、教育理念・目的を実現するための組織として、大学附置研究所である「経営研究所」との連携や「経営学部教育・研究支援室」を配置してさまざまな講座の立ち上げや支援を行っている点は十分に評価できる。

また、学部教授会と学部教授会より付託を受けた「学部運営委員会」を組織し、学部の理念・目標を実現するためのさまざまな科目を提案し、教育研究組織としての基盤を確立しようとする仕組み、及びそれらの提案について「経営学部教授会」で検証する仕組みは十分に評価できる。ただし、平成21(2009)年度に学部が新設されたばかりであり、現在は学部の理念・目的等と組織の妥当性の検証を学部教授会において実施している。

【改善方策】

組織の妥当性を検証する仕組みである「学部運営委員会」をより活性化することにより、学部組織と理念・目的との妥当性について絶えず検証していく。なお、本格的な検証はカリキュラム完成年度である平成24(2012)年度を目指して随時点検・評価していきたい。

教育目標実現に関わる施設である経営学部教育・研究支援室については、「経営学部教育・研究支援室運営委員会」を組織し、学生が十分に活用できる方法について検討を行う。施設は平成21(2009)年7月から一部利用可能となっており、教員及び学生を通して施設の利用のしやすさなどについて調査し活性化していく。

また、地域拠点校としての産学連携については、経営学部教育・研究支援室内に地域連携室を設置して地域連携や地元企業支援の際のリエゾン機能を担えるよう整備していく。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

- (1) 本学部が定めた3つの教育目標を実現できるために有効な、体系的で順次性のある教育課程を編成する。
- (2) 専門教育科目について履修コースを設定し、学生の多様な進路・関心に対応した教育課程とする。

【現状説明】

1. 学部・学科等の教育課程

ア 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系的性（大学設置基準第19条第1項）

経営学部経営学科の教育課程は3つの教育目標を実現するよう体系化されている。

教養教育科目及び外国語科目は、教育目標(1)「視野の広い人間教育と基本スキルを身につける。」の実現に関わる。現代社会、人間、歴史、科学、芸術の学修、建学の精神並びにキリスト教の精神の学修、及び国際化に対応できる外国語能力の養成によって、その実現を目指すものである。

専門教育科目は、教育目標(2)「経営の理論と実践（実務）をバランスよく学習する。」及び教育目標(3)「プロフェッショナルの育成を重視する。」を目指した教育課程である。特に、専門教育科目第一類～第三類では理論科目に加えて実践系科目を充実させることにより教育目標(2)の実現を図っている。例えば、実践科目として専門教育科目第三類の「ビジネス・ケース研究」（Ⅰ・Ⅱ）、「ビジネス・コミュニケーション」、専門教育科目第五類「総合講座Ⅰ」「総合講座Ⅱ」、専門教育科目第六類「商業実践Ⅰ」「商業実践Ⅱ」を配置している。

加えて、各教育課程分類は教育目標(3)の実現に向けて次のように体系化されている。

まず、専門入門科目第一類専門入門科目の「経営学入門」「会計学入門」を必修科目とし、専門教育科目第二類専門基礎科目を1・2年次にそれぞれ配置している。

次に、各専門分野におけるプロフェッショナルを育成するために、3・4年次に専門教育科目第三類専門応用科目、少人数教育を重視した専門教育科目第四類、専門教育科目第六類隣接科目を配置している。専門教育科目第三類の「特別講義Ⅱ」では、ファイナンシャル・プランニング技能検定3級取得及び、日商簿記検定3級対策講義を設け、ファイナンス及び会計のプロフェッショナル育成を目指している。

なお、「①マネジメント・コース」「②マーケティング・コース」「③ファイナンス・コース」「④アカウンティング・コース」の4つのモデルコースを設定し、学生が数多くの専門科目の中から自らの専門性を意識しながら体系的な履修が行えるように配慮している。これらは学部で作成した在学生向けの『Study Guide 2009 経営学部生のための学習ガイド2009』という『大学要覧』の補助資料において開示されている。

イ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

基礎教育科目は、教養教育科目第一類、第二類と専門教育科目第一類、第二類にまたがる。専門教育科目第一類の「経営学入門」及び「会計学入門」は、経営学を学ぶための基礎教育として必修である。また、教養教育科目第一類は倫理性を培う教育として重要な役割を果たす。特にその中の「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」では、キリスト教にみられる人格の尊厳、隣人愛などを教授し、倫理性を培う役割を果たしている。

ウ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、
学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

(1) 経営学部の理念・目的との適合性について

専門教育科目は、「理論と実践の融合による人間力の育成」を実現するよう配置されている。特に専門教育科目第三類の「ビジネス・ケース研究」(Ⅰ～Ⅳ)及び専門教育科目第五類は、教育が理論のみに偏らないよう実践を重視しており、経営学部の理念・目的を実現できるように配置している。

(2) 学問の体系性との適合性について

専門教育科目において、第一類専門入門科目及び第二類専門基礎科目は専門教育の基礎を学ぶよう配置されている。第三類専門応用科目は専門教育における理論及び実践を学ぶよう配置している。さらに、第四類は少人数教育によってより高度な専門性を身につけるように演習科目及び文献講読を配置し、第五類総合科目及び第六類隣接科目によって、視野の広い総合的な学習と専門性が伸ばせるよう体系化されている。

(3) 学校教育法第83条との適合性について

学校教育法第83条の実現には、専門教育の中に学問研究における新たな知見を絶えず取り入れる努力が必要である。そこで専門教育科目第三類の中に「アジア経営論」「製品開発論」「非営利組織論」「福祉経営論」「観光経営論」「企業倫理」という科目を新設した。また、専門教育科目第三類「ビジネス・ケース研究」(Ⅰ～Ⅳ)や専門教育科目第五類は、経営学部の理念・目的の実現のみならず、第83条第2項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」の機能を果たす。

エ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

一般教養科目は「教養教育科目」として、現代社会、思想、人間、歴史、科学、芸術といった分野を含む22科目により構成され特定の分野に偏ることのないよう配慮されている。教養教育科目第一類には、「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」が配置され、いずれも必修(8単位)である。「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」は、本学の建学の精神を学び、豊かな人間性を養うものである。また、教養教育科目第二類は20科目が配置されており、20単位(10科目)以上を取得する必要がある。各科目は半期2単位であり、1年次に配置される13科目は多様な社会科学の科目を網羅し幅広く深い教養を得られるよう工夫されている。また、2年次配当の5科目、3年次配当の2科目については、社会科学における総合的な判断を養う科目が配置されている。

オ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

外国語科目第一類・第二類は、「視野の広い人間教育と基本スキルを身につける」「プロフェッショナルの育成」を実現するための基礎的学力として、主に1・2年次に配置している。1・2年次では、英語だけでなく、ドイツ語、フランス語、中国語など多様な言語を学ぶことが出来るよう配慮されている。

外国語能力を養成するための工夫として、特に英語については1年次に4単位を必修とし、入学時の学力調査によりグレード制を採用することで学生の能力及びニーズに応じた授業を展開している。そして、3年次に「外国語コミュニケーション」を配置し、外国語の中でも特に必要とされる英語を中心とした実践的なコミュニケーション能力の養成に努めている。加えて、隣接科目に「アメリカ研究」を開設し、夏期休暇を利用した米国協定大学への短期留学によって、より実践的な外国語能力が得られるように工夫されている。

カ 教育課程の開設授業科目、卒業所用総単位に縮める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

教育課程は、「教養教育科目」「外国語科目」「専門教育科目」の3つから構成されている。卒業所要単位は124単位であるが、そのうち、外国語科目4単位、教養教育科目から28単位以上、専門教育科目から68単位以上の修得を必要とする。教養教育科目については、全学的な教育課程に関する委員会において定められた卒業所要単位の20%である28単位（キリスト教学を含む）とする。専門教育科目は卒業所要単位の約55%を占め量的には妥当である。

1年次に「経営学入門」と「会計学入門」を専門入門科目として配置し、経営学の基礎を体系的に学べる仕組みを作っているが、専門入門科目を卒業の必修単位とすることで、3・4年次における専門教育科目への円滑な移行を進める狙いがある。なお、卒業単位124単位には、他学科開講科目及び仙台圏の他大学との単位互換も一定の範囲で認めており、人間力の形成に役立つ多様な科目の履修が可能となっている。

キ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

教養教育科目の開設数、開講規模などの開講状況に関する全学的な合意は、「拡大教務委員会」（学務部長、全学部の各学科長、教務委員が構成員であり、学務担当副学長が陪席する）で行われ、科目の授業を担当する責任担当学部・学科の決定、実施・運営も「拡大教務委員会」が行う。ただし、実際には「教養学部」教員が担当する科目が多く、また、それぞれの学部・学科の専門教育への導入の意味を持つ科目は、当該学部・学科が実質的な責任を持っている。なお、開講数、開講規模、時間割上の固定枠等を決定する会議には、「キリスト教学」担当者会議（教養学部の中の同科目担当者と文学部キリスト教学科教員で構成される）代表者、各外国語科目分野代表者、保健体育科目担当教員の代表者が出席し、意見・希望を述べることができる。

教養教育科目は、担当する教養学部と経営学部との間で毎年見直しを行い、学部間の合意に基づいて適切に運営されている。

ク カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

経営学部経営学科では、卒業要件124単位中、20単位を必修としている。それらは、教養教育科目8単位、外国語科目4単位、専門教育科目8単位である。これらの修得単位の配分については重要性が高いと考えられる科目（コア科目）のみを必修とする方法を取っている。経営学部経営学科として特徴的なのは、専門教育科目のうち「経営学入門」と「会計学入門」（各4単位）を卒業の必修単位と定めていることである。これは、前記したように、卒業の必修単位として3・4年次における専門教育科目の円滑な移行を進める狙いがある。必修単位を最小限とすることで、教育目標である視野の広い人間教育を身につけられるようさまざまな講義を受講できる方式をとっている。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

ア 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

経営学部経営学科は、商業高校から多くの学生が進学している。商業高校出身者は基礎的な経営、会計等に関する知識を身につけており、彼らのニーズは更なる高等教育である。ただし、英語や数学といった科目については普通高校出身者より履修時間が少なく、弱点と考えている。その一方で、普通高校からの進学者は、基礎的学力はあるものの専門的な知識はほとんどない状態で進学している。そのため経営学について全く初級の段階から教育する必要がある。これら2種類の学生に対処するため、専門基礎教育の徹底と格差の配慮を行っている。

専門基礎教育の徹底については、1年次に「経営学入門」と「会計学入門」を配置している。これらの入門科目を必修として、出身高校の違いによる専門基礎の差がなくなるように配慮している。学力差の大きい「英語」と「簿記」に関しても以下のような措置をとっている。

「英語」は、高校までの習熟の程度に配慮したグレード制を採用している。習熟度の調査は、入学時オリエンテーション期間に一斉テストを行い、その結果に基づいてクラス分けを行っている。

「簿記」は、それぞれの習熟レベルに応じて「商業簿記Ⅰ」「商業簿記Ⅱ」「工業簿記」が選択受講できる。これらにより各学生の特徴を伸ばしながら、3・4年次の専門教育科目を学ぶために必要な基礎学力についての格差はなくなるように配慮している。

3. カリキュラムと国家試験

ア 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性（大
学基礎データ表9に対応）

本項は、経営学部には該当しない。

4. 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

ア 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. インターンシップ、ボランティア

ア インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

イ ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

本項は、経営学部には該当しない。

6. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

単位計算方法は、大学設置基準第21条に基づき、学則第7章「履修方法及び課程履修の方法」に詳しく定めている。

具体的には、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成し、1コマ90分を2時間相当とした上で、前期・後期を各15週とし、基本的には半期終了科目を15週（2単位）、通年科目を30週（4単位）で計算している。科目によっては、全学部必修科目である「英語」などは通年で2単位とするなど、教育上必要とする授業時間外の学修時間を考慮した計算方法なども採用している。

7. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）（大学基礎データ表4、表5に対応）

「大学基礎データ」表4に単位互換協定に基づく単位認定の状況が、表5に単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況が示されている。

単位認定は、大学設置基準第28条第2項及び第29条に基づき、学則第24条の3及び第24条の4で定めている。国内外の大学等での学修の単位認定は、60単位を越えない範囲で、本学が開設している授業科目に読み替え、あるいはそのままの科目名で本学の授業科目に振り替えて、単位を認めている。

また本学では、海外の協定校及び「学都仙台単位互換ネットワーク」協定校との間で単位互換を実施している。後者については、平成22(2010)年度から大学間での遠隔授業を開始する予定である。

入学前の既修得単位認定は、上記の単位認定と合わせて60単位を上限に単位の認定を認めている。

8. 開設授業科目における専・兼比率等

ア 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（大学基礎データ表3に対応）

「大学基礎データ」表3の通り、開講している専門科目14科目のうち専任教員が開講する専門科目は11.5科目で、専任教員の割合が82.1%、教養科目開講数が27科目で、専任教員担当割合が53.0%、全授業科目中の専任教員割合が62.9%である。ただし、2年生以後は、経済学部所属であるので、経営学部としての授業開講は1年生対象のみである。なお、参考までに2年生以降の専門科目開講数は60科目、うち専任教員担当割合は82.8%、教育科目開講数は45科目、専任割合は46.9%である。

イ 兼任教員等の教育課程への関与の状況

科目担当責任者には専任教員を配置し、兼任教員のみには科目を任せることがないように配慮している。兼任教員へ科目担当を依頼する際には、その専任教員を通じて経営学部の教育方針を伝え、学部教授会で兼任教員採用について毎年承認を得ている。なお、講義の方法について特段配慮が必要な科目（教養科目に配置した、グレード制による英語など）は兼任教員との話し合いの場を設け、経営学部としての教育方針を理解した上で講義を行うよう申し入れしている。

9. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

旧経済学部経営学科は、勤労社会人向けに平成12(2000)年度より昼夜開講制を導入するとともに夜間主コースに社会人特別入試制度を設けた。しかし、近年社会人学生の入学が大幅に減少したため、平成21(2009)年度に夜間主コースの募集を停止した。ただし、経営学部では社会人特別入試制度を設け、生涯学習目的や高校卒業後（高等学校程度認定試験も含む）一定期間の後に勉学を目指す人に配慮している。

留学生に対する配慮としては、第一に、入学時点でのガイダンスを行っている。第二に、卒業必要単位の10単位までを外国人留学生及び帰国子女の科目についての単位に替えることができるようにしている。また、外国人留学生の受け入れを担当している国際交流部が定期的に留学生本人と面接を行い、その内容を学部長へ報告し大学生活での問題がないような取り組みを行っている。

【点検・評価】

(1) 到達目標(1)について

本学部の教育課程は、上記のように、3つの教育目標（視野の広い人間教育と基本的スキルの習得、経営の理論と実践のバランスよい学習、プロフェッショナルの育成）に対応したものとなっている。ただし、平成21(2009)年度が初年度であり、その効果が正しく測定されるためには、まだ時間を必要とする。学部としては、授業改善アンケートや満足度調査、教員からの意見聴取によって、その効果を適切に測定することが重要である。また、今後の時代や社会環境の変化による新授業科目の必要性を絶えず検証していく必要があることも当然である。

(2) 到達目標(2)について

上述のように、本学部では、専門教育科目の履修について「マネジメント・コース」「マーケティング・コース」「ファイナンス・コース」「アカウンティング・コース」の4つのモデルコースを設定しており、到達目標は一応実現されている。ただし、ここでも、発足間もない学部であるため、その効果はわからない。当面の課題は、コースの特徴・内容について学生への周知を図り、趣旨にそった履修をするよう指導するという点である。その点、本学部が『大学要覧』とは別に『Study Guide 2009 経営学部生のための学習ガイド2009』を発行し、履修指導に利用していることは評価できる。

【改善方策】

点検・評価でも述べたように、平成21(2010)年度にスタートしたばかりの学部であるため、教育課程については変更を考えていない。その意味で、改善方策は、教育内容そのものに関わるというより、その効果・妥当性の検証や制度趣旨の周知徹底に関するものとなる。

到達目標(1)については、教育目標達成という観点から教育課程の効果・妥当性の検証を行う。具体的には、平成21(2009)年度末から完成年度に向けて授業改善アンケートや満足度調査などを実施し、教育効果という点から結果を検証する。ちなみに、教育目標ごとの検証のポイントは次の通りである。

教育目標(1)について：外国語科目に配置される英語のグレード制は、開講クラス数の問題と合わせて、適正規模の教育と、教育効果の確認についての検討を行う。近年、外国語の資格ニーズも高まっており、「プロフェッショナルの育成」という視点からも実践力の証明となる資格支援にいかに応えることが出来るかについても検討する。

教育目標(2)について：専門教育科目第三類「ビジネス・ケース研究」や、専門教育科目第五類「総合講座(地元産業界との連携による講座)」は、理論を中心とする専門教育科目との関係づけを学生に示し、理論と実践のバランスがとれた知識を身につけさせるような工夫が必要となるが、その工夫については教育効果の測定方法とあわせて検討している。

教育目標(3)について：プロフェッショナルの育成は経営学部としての取り組みであるので、資格・検定試験の目標合格率の明確化とその実現に向けて取り組むべき課題の抽出などを行う。さらに、現状ではファイナンシャル・プランナーと簿記のみをプロフェッショナル育成に関わる資格として提示しているが、外国語や情報処理能力を含め、その他のプロフェッショナルの育成に関わる資格などについても検討する。

到達目標(2)については、上記の『Study Guide 2009 経営学部生のための学習ガイド2009』を利用し、適切な履修指導を行うとともに、学生アンケートなどを利用し、コース制の趣旨・内容の浸透度や理解度を検証していく必要がある。

②教育方法等

【到達目標】

- (1) 経営学部の教育理念・目標を実現する教育を提供し、学生のキャリア・デザインに役立つような仕組みを作る。
- (2) 定期的な授業評価とファカルティ・ディベロップメントを行うなど、教育の効果について点検・評価を行う仕組みを作る。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育上の効果を測定するための方法の有効性

理論的理解を要する科目は、テスト、レポート及び出席状況に基づいて成績を評価している。成績評価基準は、年度初めに配布されるシラバスに成績評価方法・基準を明記することによって履修を希望する学生に周知されており客観性は保たれている。

試験は前期、後期2回の期末試験期間に行われる。ただし、科目の性質によって試験で教育上の測定することが困難な科目については、レポートやプレゼンテーションなどにより測定されている。なお、専門教育科目に配置される「演習」は、4年次での卒業論文を教育上の効果の測定と位置づけることが多い。また、経営学部の教育理念・目的の実現のため、「総合講座Ⅰ」「総合講座Ⅱ」で行われる「ビジネス・ケース研究」では、チームによる課題ケースの分析や、実際に企業の経営者らの前で、経営提案をプレゼンテーションし、それらを総合的に評価する方法をとっている。企業の経営者前でビジネス・プランを提案することによって、経営学部で学んだ理論が実践に役立つかどうかを客観的に評価できる。

教育上の効果の測定方法には社会的評価もあると考える。経営学部は、学部新設に際して平成21(2009)年3月から5月にかけて在学生による記念品製作コンペを行った。新設記念に配られる記念品の企画、製作にかかる見積りなどを与えられた条件に基づいて学生チームが作成、プレゼンテーションした。優勝チームの企画案に基づいて実際に記念品を製作し、新設記念パーティ来場者に配った。これら一連の企画は「実学としての経営学を学ぶ」として地元新聞に取り上げられ、新聞を見た一般視聴者からも問い合わせを受けるなど、実践教育の効果が社会的に認められた。

イ 卒業生の進路状況

旧経済学部経営学科では、卒業後に進学を希望する学生はわずかであり、大部分は就職希望であった。進学希望の学生は、主に会計専門職(税理士)を目指している。また、就職先(業種)は多方面にわたっている。卒業生に対する就職率はここ数年をみると、76%、79%、79%である。(ただし、旧経済学部全体。経営学部としての独自のデータはない。)旧経済学部のデータを利用して就職先を地域別に見ると、約半数が東北地方であり、関東地方への就職の割合は男子よりも女子の方が高い。また、近年、公務員志望の学生が増加しているが、合格者は少ないのが現状である。

近年の経済状況を考慮すれば、就職率としては妥当な水準を維持しているといえるが、学生の希望と実際の就職先との間には、かなりのギャップがある。

2. 成績評価法

ア 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価の仕組み、成績評価法及び成績評価基準については全学的にほぼ共通であるが、経営学部としては以下のような取り組みをしている。

(1) 成績評価の仕組み

シラバスにおける成績評価法と成績評価基準の周知を行い、定期試験、レポート、出席などに基づいて科目担当教員が評価を行う。ただし、部活動での対外試合や病気・怪我等やむを得ない事情により定期試験を受けられなかった学生には申し出により追試験を行い、不利益がないよう配慮している。なお、経営学部独自の取り組みとして、成績発表時に教員が研究室に待機し、成績に対する評価の問い合わせに対応できるようにしている。また、進級及び卒業に関わる単位認定については学部教授会で審議され適切に行われている。

(2) 成績評価法

科目の性質によるが、定期試験、レポートなど全学共通の方法に基づく評価を採用している。ただし、経営学部独自の方法として実践系科目の1つである「ビジネス・ケース研究」では、チームによる課題ケースの分析や、経営者の前で行うビジネス・プレゼンテーションを総合的に評価する。なお、科目によって出席状況や授業に対する積極的姿勢なども加味し、総合的に評価している。また、これらの成績評価方法については、事前にシラバスに明記してある。

(3) 成績評価基準

全学共通の基準に基づいて、定期試験においては100点満点中60点以上を合格とする。ただし、経営学部独自の評価基準として、卒業に関わる4年生の卒業要件を満たしていない者について、4科目以内かつ科目担当教員が受験を許可する場合に限り、卒業再試験を行い100点満点で60点以上を合格として卒業単位に加算する制度がある。

イ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

単位の実質化のために、1～3年次に各48単位と履修科目登録の上限を設けている。単位登録制限については、旧経済学部経営学科におけるカリキュラム検討委員会及び将来構想検討委員会においても原級止者、留年者の問題を含めて検討してきた。その検討の上に立ち、単位登録制限は継続している。理由として、単位登録制限により学生が無制限に受講数を増やし途中で放棄するようなことを避け、各受講科目を十分に学習する効果があると考えからである。これは、次項で述べる学生の質を確保するための方策でもある。なお、最終学年となる4年次においては、単位登録制限を設けないという配慮も行っている。進級要件単位52単位及び卒業所要単位124単位を考慮しても、単位登録制限数は妥当であると考えている。

ウ 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性（大学基礎データ表6に対応）

学生の質の検証・確保の方途として、入学時の「英語プレースメント・テスト」、3年次専門課程進級に際しての「原級止め制度」、4年次の卒業に際しての「留年制度」を設けている。

まず、英語のプレースメント・テストは、入学時に一斉試験を行い各学生の英語能力を検証し、大学入学後における英語学習を実力に応じて伸ばせるようなクラスを編成するねらいがある。次に、3年次進級時における原級止めは、2年次修了時点で52単位を修得していない場合に3年次への進級を認めない制度であり、専門教育を受けるための質の確保を狙いとしている。さらに、4年次での留年の制度は卒業所要単位数124単位を満たしていない場合に卒業を認めない制度であり、学士力の確保を狙いとする。

また、3・4年次に開講される演習を少人数で2年間継続して受講する仕組みとすることで、高度な専門性を身につけ質の確保ができるようにしている。なお、2年間の継続受講となるので、1年次の「基礎演習」及び2年次「総合演習Ⅰ」「総合演習Ⅱ」を通して基礎的な内容について学んでもらうことや、前年度に事前演習登録希望を行うなどして、学生が3・4年次継続での演習を適切に選択できるよう配慮している。

3. 履修指導

ア 学生に対する履修指導の適切性

履修指導の方法には、入学時オリエンテーションにおける指導と、2年次以降の成績発表時における指導がある。

新入生への履修指導は、入学時のオリエンテーションで学務部の説明と、グループ主任による個別の相談により対応している。本学のオリエンテーションは、一泊のキャンプを含み、グループ単位でかなり具体的かつ詳細な指導を行っている。キャンプにおける指導は、各グループに配置されたオリエンテーション・リーダーと呼ばれる在学生数名と学部教員が対応し、学生生活及び履修などについて指導をしている。なお、経営学部の独自の取り組みとして、平成21(2009)年度に『Study Guide 2009 経営学部生のための学習ガイド2009』を発行し、新入生に対して、高校との学習の違いやモデルコースの提示、キャリア形成のための支援活動等についての手引きを示した。また、オリエンテーション・キャンプで、各モデルコースを受講する在学生による体験談と、主な学習内容について教員による説明を行うなど、4年間の大学生活が円滑に進められるような新たな試みを始めた。

2年次以降については、新年度の成績発表時にシラバス及び履修科目登録要項の配付とともにグループ主任が指導を行う。特に、成績不良学生については、当該学年での履修指導を含めて注意を促している。また、教務課の窓口で常時相談を受け付けている。日常的には、学生は質問・相談などがあるときに直接研究室を訪問して教員の指導を受けている。2年次以降は、総合演習や演習など指導教授を中心とする少人数教育が行われているので、実質的に演習等の指導教授が履修指導を行っているケースが非常に多い。

イ 留年者に対する教育上の措置の適切性

経営学部は改組したばかりのため原級止め者及び留年者はいないので、旧経済学部経営学科のデータに基づいて説明する。

旧経済学部経営学科の在籍者数に占める原級止め者の割合は10%超、留年者の割合は5%前後であるが、それぞれの理由は勉学を放棄しているケースがほとんどである。原級止め者及び留年者に対しては、学生課及び教務課の窓口で個別に指導するとともに、グループ主任が助言を行っている。原級止め者に対しては上記指導のほか、1年次の後期の「基礎演習」及び2年次の「総合演習」の指導教授が実質的な窓口となり相談にあたることが多い。また、4年次の留年者は2-アで示したように、4科目まで再試験を受けることができ、60点以上の合格によって卒業単位に加算する措置を取っている。また、9月期卒業の制度があり、全学共通の制度に基づいて4年次の9月期に卒業を認めるものである。

ウ 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

学則第11章「科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研究生」に基づき、科目等履修生、聴講生等を受け入れている。科目等履修生に対しては、出願時に綿密なガイダンスと面接を行い、指導や助言を与えるとともに、(聴講生をも含めて)入学後は学務部教務課などを窓口として必要なサポートが行われている。また、休講等の情報もオンラインで確認できるようになっている。

4. 教育改善への組織的な取り組み

ア 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

FD活動についての取り組みには、全学的なFD活動と学部独自の活動とがある。

まず、本学が全学規模で行っているFD活動については、学部選出のFD推進委員が活動している。経営学部経営学科はスタッフに限りがあるため、全学FD委員と学部FD委員は兼務であるが、全学FD活動を通して主導して実施した先進大学での調査活動を反映して本学科の教育サービス改善に努めてきた。専門応用科目の「ビジネス・ケース研究」(I・II)、総合科目の「総合講座II」における地域連携プロジェクトである宮城県下の旅館の女将と専任教員が共同運営する「おもてなしの経営学」といった、実践的な経営学教育の拡充はその一例である。

経営学部のFDへの取り組みとして、旧経済学部経営学科時代に組織された「カリキュラム検討委員会」「将来構想検討委員会」から継承した「学部運営委員会」が、定期的に教育指導に関する問題についての検討を行っている。

イ シラバスの作成と活用状況

シラバスは『大学要覧』に収録されている。授業科目に関する基本的データとして、①テーマ、②講義内容、③授業計画、④成績評価方法・基準、⑤関連して受講することが望ましい科目、⑥履修上の注意、⑦テキスト、⑧参考文献を統一書式として掲載している。

なお、「基礎演習」「総合演習」「演習」については、別途受講生を募集するため、内容についてより詳細なシラバスを配付している。また、経営学部学生の代表団体である「経営学部学生会」と協力して「総合演習」及び「演習」のために演習（ゼミナール）ごとに学生向けのパンフレットの作成と説明会を開くなど、ゼミナールの活動内容を理解してもらうよう努めている。

シラバスは、教員による詳細な履修・学修指導に使用されるほか、学生には資格試験に必要な科目とカリキュラム上の科目との関連を調べたり、履修計画を作成する際に活用されている。

ウ 学生による授業評価の活用状況

経常的な学生による授業評価を行い、翌年度に授業評価の結果をアンケート実施者に個別に開示している。なお、本学科が依頼する他学部・学科所属教員並びに非常勤講師が担当する科目に関しては、学部長がアンケートの協力を依頼している。学科としては毎年アンケートを実施しているが、各科目としては1年おき又は2年おきに実施している。実施時期は当該年度学期末の授業終了後を原則としている。なお、各科目担当教員が任意の設問を加えて、自らの講義科目の教授方法を改善する一助にしている。

経営学部として特筆すべきは、現行カリキュラム及び4つのモデルコースが独自の「授業改善のためのアンケート」に基づいて作成されたことである。旧経済学部経営学科で設置された「カリキュラム検討委員会」が、平成15(2003)年度に「授業改善のためのアンケート」を行った。当時の旧経済学部経営学科3・4年生から、専門教育科目についての理解度・満足度調査を行い、カリキュラム上の問題点を抽出した。この結果に基づいて、現

経営学部経営学科の教育理念・目的の原型が作られた。1・2年次における専門教育科目の導入教育である「経営学入門」及び「会計学入門」の開設、現行カリキュラムの柱である4つのモデルコースの設定は、平成15(2003)年及び平成16(2004)年に行われた学生アンケートによる意見を踏まえた結果である。

エ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

平成21(2009)年度新設のため、1年生のみの在籍であり、そのような仕組みはまだ導入していない。なお、経営学部を新設するにあたり、経営学部として独自に旧経済学部経営学科、商学科出身者に広く呼びかけを行い、東北学院大学出身の経営者の会である「TG地塩会」や旧商学科、旧経営学科卒業生を主体としたTG会及び支援団体を募った。ただし、それらの団体からの教育内容、評価の仕組みはない。

オ 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

経済学部経営学科時代のカリキュラム検討委員会から将来構想検討委員会の流れを汲む教育改善に向けた取り組みを行う「学部運営委員会」を平成21(2009)年度に立ち上げている。カリキュラム検討委員会及び将来構想検討委員会は、上述したように、経営学部の基礎をなす4つのモデルコースと入門科目の設置を行うなど教育改善に大いに貢献している。経営学部となって改組された学部運営委員会においても、定期的な会議を行い活動している。

5. 授業形態と授業方法の関係

ア 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

経営学部の授業形態は、(1)講義方式、(2)実習方式、(3)演習方式、(4)ケースメソッドに大別できる。

(1) 講義方式

中・大規模教室において教員が経営理論などについて講義するものであり、専門教育科目の多くがこの方式を採用している。多くの講義でプレゼンソフトを利用するなど、視覚的な方法を用いた工夫がなされている。また、講義開始時に設問を設定し講義終了時に学生がそれに回答する、あるいは学生からのフィードバックカードを配り授業ごとに学生からの疑問や要望に応えるなど、効果的な学習と双方向のやり取りを実現する方策が各教員によって試みられている。

(2) 実習方式

教員の指導のもと、学生が実験や事例分析、企業調査などを実際に行っていく授業形態である。経営学部では、「商品学実習」及び「総合講座Ⅰ・Ⅱ」が実習方式にあたる。経営学部では入学時にノートパソコンの購入を薦めパソコンの積極的活用を行うことにより、情報化への対応を早くから進めてきた。1年次には情報処理概論を設け、基本的な文書・統計・プレゼンソフトの使用方法を学習している。また、専門基礎科目の「工業簿記」、及び専門応用科目の「原価計算」「管理会計」では電卓・パソコンを使用して帳簿や予算書を作成したり、「商業実践Ⅰ」「商業実践Ⅱ」では実務で使用されている会計ソフトを用いて仕訳・決算手続きを行うなど実践的な学習が出来るように工夫されて

いる。

(3) 演習方式

指導教員のもと、少人数の学生が特定のテーマについて1年ないし2年間にわたって専門的に学習する。1年次における「基礎演習」は、大学における高度な学習に適応するための導入教育として基礎的な勉強方法や調査方法を教育する。2年次の「総合演習」は、やや高度なテーマについて理論、調査、発表するための基礎的なスキルを教育している。3・4年次の「演習」は、高度な経営テーマについて2年間一貫して学習するものである。本学部では、卒業論文の提出は必須ではないが、多くのゼミにおいて卒業論文が作成されている。また、演習においては、他のゼミとの合同の演習などを行うことで視野の広い教育ができるような工夫をしている。

(4) ケースメソッド

「総合講座Ⅰ」「総合講座Ⅱ」で採用されている。この教育法は、企業の経営事例を客観的に記述した「ケース」を用い、学生が経営の当事者の立場から経営課題の発見と分析、解決策の提案を行うという講義方法である。また、年に数回、課題ケースに登場する企業から、当事者（経営者や管理者）をゲストとして招き、その前で学生が課題ケースの分析結果や解決策の提案を行う。なお、授業では、3人の担当教員が共同で指導にあたるチームティーチングを実践し、ケースについても、担当教員（3名）が独自の調査に基づいて作成し、毎年3～4本が追加されている。この教育方法による効果の1つは、さまざまな科目で学んだ知識を実際に応用し活用するスキルが身につくことである。また、ケースの分析を通じて、分野横断的な発想法が身につく。さらに、ケース分析は8名前後のチームで作業することから、チームマネジメントの重要性を学ぶことが出来る。加えて、ゲストの実務家との交流を通じて職業意識の醸成が図られている。

イ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

経営学部で、複数のメディア（ビデオ・DVD、インターネット、パソコン等）を用いた授業が行われている。

メディアの活用方法には大別して、(1)授業の中で複数のメディアを用いる場合、(2)授業以外場でメディアを用いる場合、がある。

(1) 授業におけるメディア活用

会計系科目や「企業論」「経営戦略論」「基礎統計」「情報処理概論」などがある。「ア」の項で上述したように、会計系科目では、授業の中に会計ソフトや表計算ソフトを用いた実習を組み入れている。また、会計系科目だけでなくケース分析や演習などで用いる企業の財務データと有価証券報告書データは CD-ROM とインターネットにより取得できる。

1年次に経営学への導入教育の一環として開講される「企業論」は、通常の講義に加え、ビデオ・DVD教材を用いている。企業論の受講者は、経営理論や企業経営について予備知識の少ない学生が多い。そこで、ビデオ・DVDなどの映像資料を通じて、より直感的に企業経営の諸問題を理解したり、関心を喚起したりする工夫を凝らしている。このほかにも、演習科目においてもビデオ・DVD教材が授業に取り入れられている。なお、上記「ア」の項のように、多くの授業においてプレゼンソフトとプロジェクターによる

視覚的な講義が行われている。プレゼンソフトを用いた授業は、ソフトの特性をいかしてスライドに多くの図表や写真、動画などを用いて視覚的に情報を伝えることができ、学生はより多面的に情報を得ることができる。

(2) 授業以外におけるメディア活用

「経営戦略論」と「商品学」がある。経営戦略論では、授業を補完する目的で専用のホームページを立ち上げ、講義スケジュール、資料の配布（ダウンロード）、参考資料の紹介などを行い、講義以外の場でも学生の学習を助ける工夫をしている。商品学もインターネット上から講義資料の配布やレポートの提出ができる仕組みを構築している。ただし、資料のダウンロードやレポート提出にはパスワードを設定し、利用者の管理を行っている。

運用面の適切性は以下のように保証される。

(1) 視聴覚設備の整備及び管理

全学的な視聴覚設備（プロジェクター、ビデオ・DVD プレーヤー、LAN 接続など）のほか、経営学部が管理する視聴覚設備を整えた教室を配置している。教養教育課程のキャンパスには、0A 実習室として会計ソフトを使用できる実習室を配置し、学生が会計ソフトの実習を行えるよう配慮している。また、専門教育課程で使用する教室においても LAN 設備を持つ教室を配置し、学生がパソコンを持ち込めばいつでもインターネットや学内閲覧可能な財務データなどのサイトを使用することができる。なお、設備の適切な管理・更新を行うための責任者を任命し、設備等の管理と学生の指導を行う職員をそれぞれ配置し配慮している。

(2) PC ソフト及びパソコン利用におけるセキュリティ

授業で用いる PC ソフトは、大学で一括してライセンス購入し、違法コピーを厳正に排除している。また、PC 利用にあたっては、学生及び教員にログインのためのアカウントとパスワードを設定しており、不正な利用ができない仕組みとしている。インターネットを通じた資料配布やレポートの提出にパスワードを設定し利用者を制限している。

(3) 著作権に関する配慮

インターネットや映像資料の使用は、教員は利用範囲の制限や出典の明記などにより著作権保護に配慮している。学生に対しては、著作権保護に関する指導を個別に行っている。

ウ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

現在、正課の授業での遠隔授業は実施していない。

なお、平成 20(2008)年度の文部科学省「戦略的大学連携支援事業」の選定を受け、その事業の 1 つとして、各大学で開講されている授業をビデオに収録し、オンデマンド方式で配信する「遠隔授業システム」を、平成 21(2009)年度後期に試験運用を行い、平成 22(2010)年度から本格的に運用する計画である。

6. 3年卒業の特例

ア 4年未満で卒業もしくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

平成21(2009)年度より開設された経営学部では、大学院への進学を希望する限り3年次終了時又は4年次9月期に卒業を認めている早期卒業の申請には、(1)経営学部に1年次から在学している、(2)1年次及び2年次の履修登録単位数が各40単位以下である、(3)2年次終了時までの習得単位数が76単位以上である、(4)卒業単位に算定される科目の成績の平均点が80点以上である、(5)成績が70点未満の科目が2つ以下であることを申請の条件とする。

【点検・評価】

(1) 到達目標(1)について

授業形態に関しては、講義方式、演習方式、実習方式、ケースメソッドなどさまざまな形態の講義を提供していることは評価できる。また、学生が卒業後の進路や希望に基づいて講義科目を選択し、キャリア・デザインしやすくなるようなカリキュラムを作成した点は評価できる。しかし、就職状況を見ると、必ずしも多様な人材の輩出やプロフェッショナルの育成が出来ているとはいえない。

多様なメディアの授業における活用については、著作権などの規制が明確でないため、全学的に統一的なガイドラインを早急に整備することが課題である。

(2) 到達目標(2)について

教育改善に対する組織的な取り組みは、旧経済学部経営学科時代よりカリキュラム検討委員会及び将来構想検討委員会等を立ち上げ、経営学部経営学科の多様なカリキュラム提供に役立っており、意欲的に取り組んでいると評価できる。

また、教育方法の有効性を社会一般に認知してもらうなどの試みは大いに評価できる。一方で、成績評価の仕組み及び基準については各教員に一任しているため、成績評価基準の妥当性や仕組みについては今後検討する必要がある。特に、FDについては、現状では授業評価アンケートがローテーション方式で行われているものの、実施する教員が一部に限られている傾向があり、改善する必要がある。

【改善方策】

(1) キャリア・デザインは、「経営学部教育・研究支援室」との連携によるキャリア・デザインのための講座を開設するなど、講義に限定されない方策を検討中である。プロフェッショナルの育成科目である簿記及びファイナンシャル・プランナーについては、専門教育科目第三類「特別講義Ⅱ」の受講者及び合格者数の推移を見て、対策を検討する。

(2) 各科目に関する教育効果の測定（成績評価法や成績評価の基準）については、偏った測定が行われないように、各科目の特長に基づいて学部運営委員会及び教授会、教育研究支援委員会等で随時検討する。また、FDについては授業評価アンケートの定常化により教育サービスの質の維持・向上に努める。ただし、経営学部は平成21(2009)年度に新設されたばかりなので、その教育効果については完成年度(平成24[2012]年)までに、カリキュラムの適切性を含めて検討する。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

- (1) 国内外との教育研究交流に関する大学全体の到達目標の達成に協力するとともに、学部独自の国際交流方針を立てる。
- (2) 国際交流部と連携しながら、外国人留学生の受け入れや支援を積極的に対応する。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

経営学部の基本方針は、国際化への対応と国際交流の推進に関する大学全体の基本方針と同じである。詳細は、第1章の大学全体の該当項目（30頁）を参照されたい。

もともと、経営学は国際化が顕著な学問分野の1つであり、今後、学生、教員とも国際交流の推進が重要な課題となる。その意味では、大学全体の基本方針をこえて、学部独自の方針が必要となろうが、現時点では、それはまだできていない。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（大学基礎データ表11に対応）

日本人学生は、国際交流部が提供する留学支援プログラムを活用した留学に参加でき、長期休みを利用した短期留学から、長期にわたって行われる交換留学などが導入されている。また、それらの海外留学を学生に伝達するためにパンフレットや英語版の大学案内などを作成し、ホームページに掲載している。

外国人学生は、長期・短期の日本語研究講座などのさまざまなプログラムによって支援を受けている。外国人学生のサポートは、国際交流部を中心にきめ細かな指導が行われている。

教員は、国外で行われる学会等への「出張旅費支給」「在外研究員制度」「研修休暇制度」の全学的な制度が整備されており、恒常的な発表や交流、教員の派遣・受け入れが行われている。

ウ 国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

国際交流提携校であるアーサイナス大学（米国）及びラインマイン大学（旧ヴィースバーデン大学）（ドイツ）より、毎年10名前後の短期交換留学生を受け入れている。春季及び秋季講座で日本講座を開設し、日本企業のビジネスについての講義を英語で行っている。また、短期交換留学生の論文作成のために、依頼を受けた教員が留学生に対して個別に指導を行っている。

【点検・評価】

到達目標(1)については、経営学部（旧経済学部経営学科を含め）には、私費留学生が18名おり、大学全体（34名）の過半数を占めている。その意味で、大学全体の到達目標(1)の達成に貢献している。他方、経営学部としては国際交流についての独自の方針を立てることについては、まだ検討が始められていない。

到達目標(2)については、上記のように、本学部が多くの私費留学生が受け入れていることをふまえ、国際交流部と連携しながら留学生指導にあたっており、おおむね適切である。しかし、現状では、そうした指導は個々の教員にゆだねられており、今後の課題は、私費留学生のほとんどが中国からの留学生であることを考慮しながら、留学生支援のための学部による組織的取り組みができるかどうかを検討することにある。

【改善方策】

到達目標(1)との関連では、経営学部としては国際交流についての独自の方針を立てることについて検討する。

到達目標(2)との関連では、留学生支援のための学部による組織的取り組みの可能性について検討する。

④通信制大学等

ア 通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそ
のための条件整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

- (1) 経営学部の理念・目的・教育目標を理解した人材を獲得する。
- (2) 基礎学力を持った多様な人材を獲得する。
- (3) 入学者選抜方法の見直しと入学後の追跡調査による入学者選抜方法の適切性を検証し改善する。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、
その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（大学基礎データ表 13、表 15 に対応）

大学全体としての学生募集方法は、第1章の大学全体に関する記述（51～52頁）を参照されたい。

経営学部経営学科独自の募集方法として次のようなものがある。①経営学部独自のオープンキャンパスにおける模擬授業やゼミ紹介、進路相談コーナーなどの設置による普及活動。②入試部委員による個別高校訪問。③経営学部生の教育実習先への挨拶を兼ねて経営学部の取り組みを理解していただく活動。

次に、経営学部経営学科は7つの選抜方法により、募集定員310名を選抜している。入試選抜方法は大きく分けると4つに分けられる。多様な入学試験を実施することにより、多くの優秀な人材の確保を行っている。

- (1) 一般入学試験及びセンター試験利用入学試験

主として学力検査に基づく選抜する方法である。平成21(2009)年度にはセンター試験利用入学試験を導入し、本学入学を希望する学生のための受験機会を複数化した。

(2) A0 (アドミッション・オフィス) 入学試験

経営学部の理念・目的を理解し経営を学ぶための明確な目的意識を持つ学生を獲得することを狙いとし、書類審査と面接及び小論文試験によって評価する。

(3) 推薦入学試験

受験者の特に優れた能力に基づいて選抜される方法であり、多方面で活躍する人材の獲得を狙いとする。外国人留学生特別入学試験は、日本の経営に興味を持つ留学生を選抜し将来日本と外国との架け橋になれるような人材を確保することを目的としている。さらに、社会人特別入学試験は社会人への生涯学習機会の提供と社会人としての経験を評価するものである。また、本学のキリスト教精神を深く理解し学びの精神に基づくキリスト者等推薦入試及び同一法人高校からの推薦がある。

(4) 資格取得推薦入試

経営学部独自の入学選抜方法である。一般の推薦入学試験は普通高校における成績優秀者を対象としているが、資格取得推薦入試は商業高校を対象としている。資格取得推薦入試による選抜方法は、商業高校出身の日商簿記検定2級や全商簿記検定1級、全経簿記1級など社会的評価の高い資格を取得している優秀な人材を確保し、プロフェッショナルを育成することを狙いとしている。

2. 入学者受け入れ方針等

ア 入学者受け入れ方針と学部等の理念・目的・教育目標との関係

経営学部経営学科は、多様な入学者選抜方法を導入することにより、学部の理念・目的及び教育目標を理解するような人材の獲得を行っている。入学者の受け入れ方針については、基礎学力を持った人材に加えて、資格やスポーツなど個別の秀でた能力を持つ多様な人材を受け入れている。さまざまな選抜方法によって入学した入学者が、経営学部における学びを通して、経営学部の教育理念を実現するよう配慮している。

イ 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法は次のような関係を持つ。

一般入試及びセンター試験利用入試は、基礎学力の保証を学力審査に基づいて選抜する方法であり、基礎学力を持った人材の受け入れという方針を具体化するものである。また、申請条件及び小論文・筆記試験による一定の基礎学力の保証を得た、多様な能力を持つ人材を受け入れるために、まずA0入試、外国人留学生特別入学試験、社会人特別入学試験がある。これらは、測定することが難しい能力や経験によって選抜する方法である。同様に、学業成績、スポーツ推薦、及び資格取得推薦等の推薦入学試験は、各人の秀でた能力に基づいて選抜する方法であり、いずれも多様な人材の確保という受け入れ方針に合致している。加えて、併設高校推薦入学試験及びキリスト者等推薦入試は本学の理念に表れるキリスト教による人格教育を基礎とした背景を持つ者であり、本学の理念・目的教育目標を理解した者を受け入れる方法である。

なお、経営学部では、多様な選抜方法による入学者が、その学力格差による支障をきた

さないよう次のような配慮をしている。推薦入学試験及び、A0 入学試験による学生には、入学前に読んでおくべき経営の基本書及び英語学習書を紹介している。カリキュラム上は、次のような配慮もしている。

まず、多くの学生が受講する外国語科目である「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」をグレード制にしている。また、必修科目として「経営学入門」及び「会計学入門」を開設することにより、経営学及び会計学の理論的基礎を1・2年次に習得するというカリキュラム上の配慮を行っている。さらに、資格取得推薦等、すでに大学入学時において秀でた能力を持つ学生のためにその能力に従って受講できる「商業簿記Ⅰ」「商業簿記Ⅱ」「特別講義Ⅱ（FP 検定・簿記講座）」を配置している。

3. 入学者選抜の仕組み

ア 入学者選抜試験実施体制の適切性

本学の入試は、すべて大学全体の責任で実施される。入試実施に関わる全学的組織としては「入試管理委員会」「入試実施委員会」「入試判定委員会」の3つがある。

「入試管理委員会」は、入学試験の実施及び管理に関する基本方針その他重要事項について審議し、全学教授会への原案を作成するための組織であり、全学教授会からの委任があるときは、全学教授会にかわって審議・決定できる。学長が委員長を務め、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長、A0 委員会委員長、学科長及び夜間主コース主任からなる。また、A0 入試を行うための組織である A0 委員会は、この入試管理委員会のもとに設置されている。

「入試実施委員会」は、全学教授会又は入試管理委員会の決定に基づいて、入学試験を円滑に実施するための組織である。構成員は、学長、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長で、学長が委員長となる。入試実施時には、学内に待機し、不測の事態に備える。

「入試判定委員会」は、入学者選抜において合否判定を行う組織であるが、規定によって、全学教授会がこの委員会となる。

一方、経営学部では、各入学試験の結果を受けて作成された判定資料に基づき学部教授会で審議する。合格ラインについては学部長・学科長を中心とした委員会で作成した原案が教授会で審議され、その結果を、全学的委員会（入学試験実施委員会及び入学試験管理委員会）に提出している。したがって、入学者選抜基準の透明性は完全に確保されている。

なお、学部が独自に関わる選抜試験実施体制としては A0 入学試験がある。A0 入学試験委員は、学部教授会の承認を経て3名から構成され、さらに面接委員を4名選出する。また、A0 入試における経営学部としての重要評価点については、学部教授会で審議された基準を用いており適切に実施されている。なお、「入試選抜方法等検討委員会」を平成21(2009)年に設置し、入試選抜方法についての検討を開始した。

イ 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜基準の透明性について、4つの観点からみておく。

第一に、全体評価を構成する「評価項目」がある。この点については、本学が採用して

いるすべての入学試験について、受験生に配布している『受験ガイド』の「選抜方法」で明示している。

第二に、全体評価の中での評価項目ごとの「比重（配点）」がある。これについては、「一般入試」と「センター試験利用入試」では『受験ガイド』に明示されているが、推薦入試、特別入試については明示されていない。ただし、入試説明会などで、受験生や教員など関係者から開示請求があった場合は開示している。

第三に、各評価項目で評価する際の「基準」がある。これについては、原則として公表していない。ただし、一般入試については、入試問題について「解答例」を公表しており、そのことで採点基準がおおむねわかるようにしている。また、AO入試においては、最も重視している面接の評価基準について、学科ごとの「AO入試における重要評価点」として公表している。

第四に、合格に必要な「水準」がある。「一般入試」と「センター試験利用入試」では、『受験ガイド』に前年度の合格最低点を公表している。その他の入試に関しては、水準を直接的に示しているデータではないが、前年度の受験者数・合格者数・実質倍率を公開することで、水準が推測できるようにしている。

ウ 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

入学者選抜の公平性・妥当性を確保するためのシステムとしては、次の3点をあげておく。

第一に、本学では、合否判定を慎重に審議するシステムを持っている。本学では、入学者選抜の権限は、それぞれの学部に関しては「学部教授会」、全体的・最終的には「全学教授会」にある。しかし、本学では、「学部教授会」「全学教授会」での審議に先立って「入試実施委員会」「入試管理委員会」「部長会」という3つの全学的審議機関で審議する。また、「入試実施委員会」への合否判定の原案は、学部長より提出されるが、それぞれの学部ではその原案を提出するための独自の検討過程を持っており、その内容については各学部の記述を参照されたい。

第二に、こうした審議は、個人名を伏せて受験番号と得点だけが記された判定資料に基づいて行われている。

第三に、一般入試においては、受験科目による不公平が生じないように、得点をすべて偏差点化して合否判定を行っている。

次に、入学者選抜結果の公平性・妥当性を確保するシステムとしては、次の3点をあげておく。

第一に、入試問題の作成にあたって、測りたい学力・能力を正しく測れるような問題となるよう、入試センターがチェックしている。

第二に、受験者には入試問題の持ち帰りを認め、希望する高等学校などには著作権の扱いに配慮しながら入試問題の配付を行い、毎年「解答例」を付した過去問題集を作成して、問題や採点の誤りが発見されやすい環境を作っている。もし、問題の誤りや採点の誤りが発見された場合は、早急に対応している。

第三に、入学者選抜の方法と入学後の成績との相関については、教育研究所が中心となって調査しており、選抜が有効に機能しているかどうかを検証する基本データを提供して

いる。

4. 入学者選抜方法の検証

ア 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

各年の入試問題の検証作業は、入試センターを中心に行われており、大きく次の3つの仕組みが導入されている。

第一に、問題原稿の入校・校正の作業過程において、入試センター所員が、出題の適切性（高校の学習範囲かどうかなど）をチェックする。不適切な場合は、出題主任に修正を要請する。

第二に、試験終了後に、試験問題を公開するとともに、オープンキャンパスや進学相談会などで「解答例」を付した問題集を編集して広く配布して、問題に対する外部的チェックが働きやすくしている。

第三に、試験科目ごとの平均点、標準偏差を当該年度の出題主任に提供する。また、このデータは、次年度の出題主任にも提供される。

なお、平成18(2006)年度入試問題までは、本学との関係が深い高校に、問題の適切性の判断を、校長を介して依頼していた。しかし、高校教員の本務との関係により、この依頼は現在行っていない。

イ 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

こうした仕組みとして、次の2つをあげることができる。実際、これらの仕組みによって得られた意見は、本学の入試方法の変更の大きな要因となっている。

第一に、本学は、毎年6月東北6県で、高校の進路指導教員を対象に「進学指導者懇談会」を開催している。これは、本学の入試方法についての説明の場であると同時に、本学の入試方法の適切性についての意見を聞く重要な場となっている。

第二に、入試説明会や高校訪問を通じての意見聴取がある。ここでも、教員は、本学の入試方法について説明すると同時に、入試方法の適切性について意見を聞いており、その意見は、主に入試センター所員を通じて集約される。

5. A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）

ア A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

A0入学試験は、第一次選抜と第二次選抜に分かれ、第一次選抜は書類審査と30分の面接、第二次選抜は小論文と面接が行われる。学力の保証は主として第一次選抜における書類審査と第二次選抜における小論文によって行われる。また、面接の恣意性を排除するため、面接者は学部教授会より選出されたA0委員3名と面接委員4名が、受験者1名に対して2名の面接担当者（A0委員及び面接委員）の割合で30分ずつ行う。

第一次選抜における面接試験は、A0入試申請書に従って行われるが、事前にA0委員及びA0面接委員の間で経営学部としての重要評価点について十分な打ち合わせを行い、面接担当者ごとに差が出ないように留意している。第一次選抜における書類審査及び面接結果に基づいてA0委員とA0面接委員が協議し、面接試験の評価（A～Dの4段階）の原案を作成する。原案は学部教授会に示し承認を得て、入試部を通じて受験者に評価結果が通知

される。C評価以上の受験者で二次選抜を申請した者に対して第二次選抜として面接と小論文試験を行う。二次選抜の面接結果と小論文試験の結果に基づいて、A0委員により最終評価の原案が作成され、経営学部A0入試委員会において審議の後、学部教授会の審議及び合意により合格者を決定する。したがって、A0入学試験は適切に行われている。

なお、A0入試のあり方を検討する仕組みとして、経営学部新設の前年である平成20(2008)年より、学部長、学科長、入試部副部長及びA0入試委員を構成員とした入試検討委員会を組織し、A0入試選抜方法と重要評価点の見直しを行い、改正案を作成した。そして学部教授会の審議を経て、平成22(2010)年度入学者向けのA0入試から採用された。改正された重要評価点は、経営学部が求める人材についての明確な基準を示し、かつ面接に関わる委員がより客観的妥当な判断を出来るようにしている。

6. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性

本項は、学部には該当しない。

7. 入学者選抜における高・大の連携

ア 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

推薦入試には、「学業推薦（指定校制）」「キリスト者等推薦（公募制）」「資格取得による推薦（指定校制）」「スポーツに優れた者の推薦（公募制）」「TG推薦入試」（併設校2校）の5種類がある。

これらの推薦入試による入学において高校との適切な関係を保つために、本学は次のような配慮をしている。

- (1) すべての推薦入試において、出願要件として高校の調査書における評定平均値に関する条件を付している。
- (2) すべての推薦入試で、高校長あてに推薦者の合否を連絡している。
- (3) 指定校制の推薦入試では、指定校を選ぶ基準・方法について明確化している。
- (4) 指定校制の推薦入試で不合格者が出た場合、その理由を詳細に高校に説明している。
- (5) TG推薦入試では、志願者を対象に各学部・学科を紹介するガイダンスを実施している。
- (6) TG推薦入試では、「小論文」の成績を高校長に通知している。

なお、経営学部独自の推薦方法として、「1-ア」の項で前記したように、資格取得推薦を行っている。この選抜方法は、商業高校を対象としており、毎年志望者が多くだけでなく、普通高校における商業科コースからも推薦の対象としてほしいという要望がある。

イ 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

(1) 大学全体

東北地方を中心に、さらには北海道や北関東などの受験生が見込まれる各高校に『大学案内』や『受験ガイド』を配付することにより、正確な情報の伝達を実現させている。また、高校生に対して直接実施する進路相談・指導は、「オープンキャンパス」や「進学相談会」、高校から招かれての「入試説明会」で行っている。さらに、本学の「ホー

ムページ」で入試に関する詳細な情報を掲載し、平成21(2009)年度には「受験生応援サイト Step! TG」を開設し、受験生はより簡単に自分のほしい情報へアクセスできるようになった。

受験生への情報伝達に関しては、①情報伝達が公平であること。すなわち、比較的簡単に、すべての受験者が受験情報に接することができること。②情報伝達がタイムリーであること。すなわち、入試情報の伝達が遅れることにより、受験生に迷惑を掛けないこと。③情報伝達が正確であること。すなわち、進路指導教員あるいは受験生にあいまいな情報、あるいは誤解が生じるような情報の伝達を行わないこと。受験生に説明することが容易でない事項（例えば、キリスト者等推薦入学試験におけるキリスト者の資格条件など）については、入試課に直接確認することを志願者に伝えること、の各点に注意を払っている。

(2) 経営学部

オープンキャンパスや高校訪問を通じて、経営学部の理念・目的・教育目標の理解に努めてきた。高校生向けのパンフレットを作成し配布することによって、経営学部での授業や教育、どのような人材を求めているかなどについて明らかにしてきた。例えば、オープンキャンパスでは、実際の授業体験や在学生との交流、経営学部全教員が相談希望者に対してきめ細かい説明を行い受験者に対して経営学部の教育理念・目標の理解に努めてきた。また、高校生向けのパンフレットでは、高校生が飛びつきやすい商品やデザインを工夫しながらも、大学での授業がイメージできるような冊子作りを行った。

8. 社会人の受け入れ

ア 夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

旧経済学部では、夜間主コースにおいて社会人特別入試制度を設けていたが、近年社会人学生の減少傾向を受けて、平成21(2009)年度より夜間主コースは募集を停止した。ただし、経営学部においては、社会人特別入試制度を設け、生涯学習等を目的とした社会人の受け入れについて配慮している。

受験資格は、高等学校もしくは中等教育学校卒業後3年以上経過した者及び高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格後3年以上経過した者で、職業の有無を問わない。選考方法は、書類審査、小論文及び面接である。入学定員は5名である。

9. 科目等履修生・聴講生等

ア 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

(1) 科目等履修生

学外者（本学卒業生を含む）に広く学習の機会を提供するため、また、資格取得に必要な単位を修得しようとする者に機会を提供するため、特定科目の単位修得を目的とする「科目等履修生」を受け入れている。

学則第46条に基づいて定められている「東北学院大学科目等履修生に関する規程」第2条第1項及び第2項が、科目等履修生の出願資格を規定している。第1項は、一般的な科目等履修生の入学要件を、学則第9条の定める条件と同じであるとしている。すなわち、広く学習の機会を提供する対象は、大学入学資格を有する人々に限定されている。

また、資格取得を目的とする場合、上記の科目等履修生に関する規程第2条第2項により、「学士の学位を有する者で、2年以内に所定の必要単位を取得することができる」と認められる者、あるいは「大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者で、2年以内に所定の必要単位を修得できると認められる者」という条件が付加される。学士の資格又は短大卒以上と同等の資格が必要とされるのである。さらに、教育実習に関する科目の場合には、本学卒業生のみが、科目等履修生に出願できることとなっている。これらの限定は、単位修得の目的から派生する必然的なものであり、広く学習機会を提供するという本学の趣旨及び大学設置基準等の法令に矛盾するものではない。

これらの要件は、それ自体明確であるが、募集要項では、さらに分かりやすく明確に、「高校卒業または同等以上の方」と表記し、資格取得目的の場合については、事務担当者への問い合わせを促すようにしている。

なお、資格関係科目の場合、在学生の受講者がおらず、科目等履修生だけの場合であっても当該授業を実施している。本来は、在学生の受講者が存在しなければ、その科目は実施せず、したがって、科目等履修生も受け入れないのが通例であるが、資格取得目的の場合、その趣旨からして、本来の受講者がいない場合に実施しなければ、志願者を著しく不利な立場に陥らせる可能性が高いからである。

科目等履修生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、書類審査と面接を行った上で、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を認めている。

(2) 聴講生

「聴講生」は、広く学習機会を社会人等に提供するために、単位修得を目的としないものとして受け入れている。聴講生の場合にも、出願の条件は科目等履修生と同様に、大学入学資格を有することとしている。また、聴講生の場合、科目等履修生と若干異なっていて、聴講可能な科目を学部ごとに決めることになっているが、多くの場合には演習を含めてほとんどの科目が聴講可能である。

聴講生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を求めている。

10. 外国人留学生の受け入れ

ア 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

(1) 私費外国人留学生

私費外国人留学生は、「日本留学試験」の「日本語」を受験した者に限っている。そのほか、本学の外国人留学生特別入学試験において、日本語による小論文試験並びに面接を行い合否の判定をしている。平成21(2009)年現在、私費外国人留学生は34名である。

(2) 交換留学生（特別聴講学生）

交換留学生は海外の協定校からの留学生を示し、4月から受け入れている韓国からの留学生は、留学生向けの講座に参加するのではなく、一般の日本人学生と同様のカリキュラムを受講している。これらの学生には、日本語能力試験1級～2級程度の能力を有

していることを受け入れの条件としている。また、交換留学生は「日本研究夏季講座」（5月～6月）、「日本研究秋期講座」（9月～12月）、「集中日本語講座」（9月～翌年8月）の各講座に参加している学生をいう。日本研究夏季講座に参加する留学生は、日本語学習歴と面接の結果によって、各自の日本語能力に適したレベルのクラスに入る。レベルは初級・中級・上級に分けられている。「日本研究秋期講座」や「集中日本語講座」に参加している留学生には、複数年の日本語学習歴があることを求めており、これらの学生には日本語のみならず日本文化や日本経済を中心とした講義を英語で提供している。

平成21(2009)年現在の大学全体の交換留学生は、6名（韓国から5名、ドイツから1名）である。また、日本研究秋期講座に参加した留学生は5名（アメリカから1名、ドイツから4名）で、参加の学生は所定の試験を受験し、60点以上の場合のみ単位が認定される。日本研究夏季講座参加の留学生は13名（アメリカから11名、タイから2名）で、集中日本語講座はドイツから1名である。

11. 定員管理

ア 学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と（編）入学者数の比率の適切性（大学基礎データ表14に対応）

在籍学生数比率は、「大学基礎データ」表14の通り、学生収容定員は310名であるのに対し在籍学生数は399名で、比率は1.29である（平成21[2009]年度改組のため入学者数比率でもある）。

入学者数比率は、「大学基礎データ」表13の通り、旧経済学部経営学科昼間主コースの過去4年間平均が1.22、夜間主コースが1.39である（ただし夜間主コースは平成21[2009]年度改組によって募集を停止）。

3年次編入学生比率は、「大学基礎データ」表14の通り、旧経済学部経営学科昼間主コース、夜間主コースともに平成21(2009)年度時点で0.5である。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

平成21(2009)年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は1.29であり、著しい定員超過とまではいえないものの、それに近い状態にある。本学部は平成21(2009)年度改組によってできたばかりの学部であり、1.29という数字は1年だけの数字であるが、改組前の経済学部経営学科のときも、在籍学生数の対収容定員比率は1.25であり、今後、著しい定員超過が恒常的に生じるおそれがあると考えられる。

原因は、合格者数を決めるときの歩留まり率予測に比して、実際の歩留まり率が目立って高くなるという傾向がここ数年続いていることにある。対策としては、歩留まり予想を高め設定し、合格者数を抑えることが基本であるが、ここ数年は、それにも関わらず、それ以上に歩留まり率が高い状態が生じており、対応に苦慮している。

12. 編入学者、退学者

ア 退学者の状況と退学理由の把握状況（大学基礎データ表17に対応）

経営学部における退学者は、21(2009)年9月時点で3名である。1名が家庭の事情、1

名が一身上の都合、1名が死亡によるものである。

イ 編入学生及び転科・転部学生の状況

経営学部は平成21(2009)年度改組のため、本項は該当しない。

【点検・評価】

(1) 到達目標(1)について

オープンキャンパスにおける経営学部全教員による相談や在学生による案内、模擬授業の実施、高校生向けのパンフレットの作成・配布など経営学部の理念・目的・教育目標の理解に努めたことは評価できる。A0入試受験者の多くが、オープンキャンパスやパンフレットにより経営学部受験を決定した受験者が非常に多く効果が出ている。また、A0入試については、入試選抜等検討委員会の前身である入試検討チームによって、平成20(2008)年度中旬よりアドミッション・ポリシーの見直し作業を行い、平成22(2010)年度入学者向けA0入試においては、経営学部としての重要評価点を具体化したことは評価できる。

(2) 到達目標(2)について

経営学部は、一般入学試験及びセンター試験利用入学試験をはじめとして、基礎学力を持った学生の確保に努めてきた。平成21(2009)年度から、A0入試の重要評価基準に「基礎学力」を追加し面接基準を見直したことなどにより、入試選抜方法による学力格差がなくなるように工夫してきた点は評価できる。

また、旧経済学部経営学科時代より、多くの入試選抜方法によって、多様な人材の確保に努めてきた。経営学部設置にあたってセンター試験利用入学試験を導入し、さらに入試選抜方法の多様化を進めた点については評価できる。ただし、経営学部独自の入試方法である資格取得推薦入試については、普通高校における商業コースの学生も対象にしてほしいという要望も増えており、資格取得推薦入試について検討する必要がある。

(3) 到達目標(3)について

入学選抜方法の見直しと入学選抜方法の適切性を検証するために平成21(2009)年に「入試選抜方法等検討委員会」を組織した点は大きいと評価できる。なお、この委員会の提案により、学部教授会承認を経てA0入試重要評価点を改正した。ただし、A0入試の受験者はビジネス経験を全く持たない者がほとんどで、学習意欲の真意を面接で問うことが非常に難しく、現行の書類審査、面接及び小論文が適切な選抜方法であるかどうか疑問が残る。

なお、定員管理については、今後著しい定員超過が恒常的に生じる事態を避けるため、歩留まり率予測の精度を高め、適切な合格者数に抑えることが必要である。

【改善方策】

経営学部は多様な人材の確保という視点から行ってきたが、経営学部の理念・目的を理解した学生を恒常的に獲得できるよう学部内に入試選抜方法を検討する入試選抜等検討委員会を平成21(2009)年に設置し、常時この問題を議論、検討できるような体制を整備した。この委員会は、学科のA0委員、入試センター所員(入試部副部長)及び専門基礎科目の

必修科目（経営学入門・会計学入門）担当者を加え、学生募集のあり方、入学者の選抜方法及び受け入れと経営学部の教育目標、カリキュラムとの関係を踏まえた総合的な問題を取り扱っていけるようにするものである。現在は、上記点検・評価で問題としてあげた資格取得推薦入試のあり方とA0入試の選抜方法、適正な定員について検討している。

VI. 研究環境

【到達目標】

- (1) 各教員が自らの研究成果を一定頻度で公表する。
- (2) (1)の目標を実現するために、研究成果を公表する機会を増やしていく。
- (3) 科学研究費補助金をはじめとする外部の競争的研究資金に多くの教員が応募する。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

イ 国内外の学会での活動状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

詳しくは添付資料の『東北学院大学教育・研究業績2005-2009』に示されている。

経営学部教員（旧経済学部経営学科分を含む）の過去5年間の平均論文数は27.8件で、教員一人あたり5.79件である。

また、過去5年間の平均学会発表件数は12.2件で、教員一人あたり2.5件である。学会で役員を務める者もあり、本学を会場に開催されることもある。

ウ 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

経営学部では、自動車産業についての研究に取り組んでいる研究者が多いことが特徴としてあげられる。研究活動の1つとしては、本学部教員4名及び経済学部教員1名が共同で、経済学部関連の研究所である東北産業経済研究所の研究プロジェクトとして、東北地域において自動車産業を振興する上での課題に取り組んでいる。平成20(2008)年度には本学で公開シンポジウムを行い、地元紙にも取り上げられるなど好評を博した。平成21(2009)年度にも、さらに議論を深めた形で公開シンポジウムを開催している。

また、他大学が主体となっている21世紀COE、次いでグローバルCOEに本学部教員が参加している。学術面だけでなく実務面でも大きな貢献をしている東京大学ものづくり経営研究センターの一連の研究プロジェクトには、本学部教員1名が特任研究員として継続的に参画している。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

経営学部全体で取り組んでいる研究プログラムはない。なお、経営学部所属教員が独自に取り組んでいる研究プログラムについては、添付資料の『東北学院大学教育・研究業績2005-2009』を参照いただきたいが、文部科学省補助事業「私立大学学術研究高度化推進事業」の一環としての、平成15(2003)年度に本学に設立されたオープン・リサーチ・センターのアジア流域文化研究プロジェクトがある。このプロジェクトには経営学部教員が1名

参加し、平成19(2007)年度までの5年間にわたって「海の道・川の道」に関する調査研究に関して大きな成果をあげた。また、この間、東北地方各地で9回の公開シンポジウムを行った。ちなみに、この「海の道・川の道」に関する調査研究は、平成20(2008)年度からは、新たに設立された本学のアジア流域文化研究所に継承されている。このほか、地元企業から資金提供を受けて進められている研究プログラムとして、東北学院大学産学連携推進センター受託研究「マン・ツー・マン (man-to-man) 教育マニュアルの導入と実行に向けた経営管理システムの共同開発」がある。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

経営学部の所属教員が取り組んでいるこの種の取り組みの中から注目すべきものとしてはまず、「研究開発費と収益予測」について、そして「役員報酬とコーポレートガバナンス」について、アメリカの研究者との共同研究に取り組んできた教員がいる。

また、アメリカのマサチューセッツ工科大学 (MIT) が中心となって20年あまりにわたって継続的に進めている国際自動車プログラム (IMVP) への参画がある。さらに、本学部教員1名が、東京大学や明治大学、福井県立大学などの研究者とともに、自動車組立工場の国際ベンチマーク調査に取り組んでいる。こちらについては、平成21(2009)年度中にまずアジア地域での調査結果を取りまとめるべく、作業を進めているところである。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

経営学部に関連が深い研究所として、「経営研究所」がある。経営研究所は、経営学部長が所長を務め、経営学部専任教員全員を所員としている。

経営研究所は、経営学・会計学に関わる諸分野の研究を深めるとともに、関連する文献・資料を収集・整理し、それらを広く学内外の研究者・実務者に開放している。昭和27(1952)年に設立され、すでに、ほぼ半世紀に及ぶ実績をあげている。研究成果は、『東北学院大学経営・会計研究』に発表されている。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター (非常設)」「ハイテク・リサーチ・センター (非常設)」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン (非常設)」があげられる。これらのセンターは、学内の各学部・研究科によって利用されている。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性（大学基礎データ表 29、表 30、表 31、表 32 に対応）

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として 27 万円が前期と後期に分けて半額ずつ支給している。その実績は「大学基礎データ」表 29 に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年 2 回、4 泊 5 日を限度に支給され、発表を行う場合は別に 1 回分の旅費が支給される。また、年 1 回、3 泊 4 日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は 20 万円を限度に航空運賃の半額を支給している。それらの実績は「大学基礎データ」表 30 に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表 35 に対応）

「大学基礎データ」表 35 に示されているように、経営学部の専任教員全員に「個人研究室」が与えられており、個室率は 100%である。1 室当たりの平均面積は、18.13 m²である。各室内は、空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室を整備している。教員研究室の配置に関する全学的な調整は、「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

「大学基礎データ」表 22 にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を 8.0 授業時間（4 コマ）と定めている。なお、大学院を担当する場合は、学部とあわせて 8 コマを上限としている。この上限を超えて担当することは所定の手続きを経ない限り認めていない。

そのほか、1 週間のうち原則として 2 日は授業を担当しない日を作るように時間割を編成し、教員の研究時間を確保している。なお、ここでいう 1 コマは「通年で週 1 コマ」である。

なお、経営学部における責任担当コマ数は 4 コマであるが、平成 20(2008)年度までの経済学部経営学科夜間主コースの担当及び大学院担当により過半数の教員が 4 コマ以上を担当している。また、キャンパスが分断されることによる移動時間、及び学部新設による委員会活動等の増加により、研究時間の確保が難しくなっている。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学では、「在外研究員制度」「研修休暇制度」「国内研究員制度」を導入している。在外研究員と研修休暇は 1 年間、国内研究員は 6 ヶ月を上限とし、それぞれ 6 年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表 31 に対応）

大学を含む東北学院の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成規程」が制度化されている。個別研究費は1件につき上限50万円、共同研究費は1件につき上限300万円が支給される。全体で総額850万円まで利用できる。平成20(2008)年度の実績は「大学基礎データ」表31の通りであり、平成21(2009)年度の全学の件数は、個別研究が5件、共同研究が2件、総額約850万円の助成金が支給された。

助成の対象となる研究は「選考委員会」による選考に基づき、理事会で決定される。選考委員会は、学院長、学長、副学長、学部長、校長、その他学院長が必要と認めた者から構成される。

助成を受けた研究の成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後3年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務づけられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じる。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表 33、表 34 に対応）

「大学基礎データ」表33には、平成18(2006)年度から平成20(2008)年度までの科学研究費の申請件数及び採択件数が示されている。それによると、経営学部（前身の経済学部経営学科）では、平成18(2006)年度の申請件数は5、採択件数は2、平成19(2007)年度は申請件数2、採択件数0、平成20(2008)年度は申請件数6、採択件数1である。経営学部全教員数からみれば申請件数が極めて少ない。なお、教員1名が平成17(2005)年度にACFS「国際交流基金」を、平成20(2008)年度に「(財)かんぼ財団研究助成」を受けている。また、教員1名が他大学教員との共同研究でメルコ記念財団より平成21(2009)年度研究助成金を受けている。さらに、教員1名が地元の進学塾との産学連携により、同社から研究助成を受けている。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

組織改編直後のため、単独としてのデータがまだ整っていないので分析は不可能である。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文等の発表の機会については、本学学術研究会が発行している年3回の『東北学院大学経済学論集』、経営研究所の発行する年1回の紀要『東北学院大学経営・会計研究』への投稿がある。また、経営研究所主催の研究会及び東北産業経済研究所主催の公開講座などがある。なお、研究成果の公表には、「4-ア、オ」の項に示した資金助成がある。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

研究論文等の研究成果の発信方法としては、上記した『東北学院大学経済学論集』及び『東北学院大学経営・会計研究』に加え、教員の内外の学会での発表及び本学点検・評価委員会が発行している『東北学院大学教育・研究業績』がある。また、研究成果の受信に

については、本学の「図書館」や「経済研究資料室」で内外の大学・研究機関からの学術図書及び雑誌を受け入れている。「経営研究所」においても、各研究機関からの学術図書・雑誌を受け入れている。なお、経営学部は、旧経済学部経営学科時代より、電子ジャーナルやデータベースの導入を積極的にすすめ、有価証券報告書データベース、財務諸表データベースの導入、オンラインジャーナル（EBSCO、ProQuest、Science Direct、Factiva など）の導入に努めた。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

そのほか、経営学部に関連しないが、他の学部では、実験等における倫理面を確保するために、「東北学院大学工学部放射線障害予防規程（3.7 ギガベクレル以下の密封線源を使用）」「東北学院大学教養学部放射線障害予防規程」「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」「東北学院大学工学部組換え DNA 実験安全委員会内規」「東北学院大学工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程」を定めている。また、それぞれの規程に基づいて関連委員会を設置して対応を図っている。

【点検・評価】

(1) 到達目標(1)について

新学部設置により学内業務負担が増加したことに加え経済学部経営学科夜間主コースの在籍者向けの講義の負担などにより、教員全体の研究活動のための時間が確保しにくくなっている。「教育・研究業績」は過去5年間の研究業績である研究分野によってはこの期間内に成果として結実しない場合もあるが、各教員の研究活動にはかなりの差がある。

(2) 到達目標(2)について

国内外の学会・研究会等における研究発表、論文の紀要への投稿など研究成果の公表環境は整備されている。学内における研究成果を公表する機会は、学術研究会が発行している論集や経営研究所発行の紀要があり、公表機会が多くあることは評価できる。

(3) 到達目標(3)について

競争的研究資金への応募は、これまでも全学的にさまざまな試みによって増加させるような動機付けが行われてきた点は評価できるが、実際に応募しているのは一部の教員のみに限られているので、全学的に対策を考える必要がある。

【改善方策】

研究活動は教員個々人の姿勢と研究意欲に左右されるが、研究時間を確保し、学部内に

における研究会活動の活性化や教員相互の研究意識の向上を図ることが必要である。

具体的な方策としては、学部内外の業務負担が一部の教員に偏っているため、可能な限り公平に業務を分担し研究時間の確保を図る。さらに、研究活動の活性化と質の向上を図るために、学内紀要などへ論文の積極的な投稿の推進、教員個々人が科学研究費の申請件数を増やす努力をするようにFD活動を通して啓発していく。

Ⅷ. 教員組織

【到達目標】

- (1) 教育課程を展開するための専任教員の設置と、教員の教育能力向上の啓発への組織的な取り組みの検証を行う。
- (2) 経営学部の理念・目的に沿った教育課程の実現にふさわしい教育研究体制の整備をする。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（大学基礎データ表 19、表 19-2 に対応）

経営学部の教育課程は、学部・学科の理念・目的に沿って編成されている。また、現在、経営学部の専任教員数は24名である。分野別の教員数は、経営学系12名、商学系6名、会計系6名であり、経営学部の教育課程を展開していく上で主要な科目には教員が適切に配置されている。

学生数との関係では、「大学基礎データ」表 19-2 より平成 21(2009)年度現在、経済学部経営学科（2年生から4年生）及び経営学部経営学科（1年生）に在籍している学生数は1,614名で、経営学科の専任教員一人当たりの学生数は67名になり高い数値となる。しかし、教養学部の教養教育担当教員を含めると、50.4名である。

イ 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

経営学部専任教員一人当たりの責任担当コマ数は4コマである。ほとんどの教員がそれ以上のコマ数を担当しているが、上限コマ数は原則として8コマに制限されている。また、本学における教育研究に従事するよう、他大学での非常勤は週2コマまでという全学共通の制約を設けている。

ウ 主要な授業科目への専任教員の配置状況（大学基礎データ表 3 に対応）

経営学部の主要な授業科目（専門教育科目）の専任教員の配置状況は「大学基礎データ」表 3 の通り約8割になっている。したがって、主要な授業科目への専任教員の配置という点では、本学部は適切であると判断できる。

エ 教員組織の年齢構成の適切性（大学基礎データ表 21 に対応）

経営学部の理念・目的及び教育目標との関連で、教員組織の年齢構成の適切性を判断することは難しいが、年齢構成のバランスという点では若干偏りが見られる。経営学部の年齢構成は、「大学基礎データ」表 21 の通り、30 歳以下 1 名、31 歳から 40 歳 5 名、41 歳から 50 歳 5 名、51 歳から 60 歳 7 名、61 歳以上 6 名であり、51 歳から 60 歳までの年齢の割合（29%）が若干高くなっている。しかし、現在、学部・学科の理念・目的及び教育目標の実現にとって支障が生じる状況ではないので、教員組織の年齢構成は適切であると判断できる。

オ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

経営学部では、教育課程編成の目的実現のための教員間における連絡調整は、学科会議及び学部教授会で行われている。通常は学部教授会で学部の問題や全学に共通した問題を検討するが、学科特有の問題を検討する場合は、学科会議が開催され、審議が行われる。学科会議及び学部教授会は、学部の全教員から構成されている。また、全学レベルでの連絡調整は、学部より選出された教務委員及び学務部副部長が行っている。なお、他学部・他学科の教員に経営学部の科目担当を依頼する場合には、その教育内容について学部・学科で検討後、他学部・他学科に経営学部の要望を添えて依頼している。学科会議及び学部教授会は有効に機能しており、教育課程編成の目的及びその実現のための教員間の連絡調整は適切に行われていると判断できる。

カ 教員組織における社会人の受け入れ状況

経営学部では、専任教員と非常勤講師採用において社会人を受け入れている。現在、経営学部の専任教員のうち、社会人出身者は 3 名である。会計学系科目の非常勤講師には公認会計士及び税理士の方を受け入れている。特別講義、総合講座、キャリア形成論等の科目では、経営者や証券アナリスト、旅館の女将など多方面から実務家講師を招聘し、実践的な学修の場を学生に提供している。

キ 教員組織における外国人の受け入れ状況

経営学部における外国人の採用は、外国語コミュニケーション科目の英会話で米国人を非常勤講師として受け入れている。ただし、専任教員として外国人教員はいない。

ク 教員組織における女性教員の占める割合

経営学部における女性教員は専任教員 24 名のうち 1 名である。現在、新規教員採用時において、女性教員の比率を意識した採用計画を検討中である。

2. 教育研究支援職員

ア 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

学部として専属の助手や副手のような教育研究支援職員はいない。しかし、研究機関事務課の教育研究支援事務職員をはじめ、国際交流課、オーディオ・ビジュアルセンター、

情報処理センター、学務部教務課及び調査企画課などの事務職員が、教員の教育研究を事務的に支援している。

また、実習を伴う授業（「商品学実習」「商業実践Ⅰ」「商業実践Ⅱ」「情報処理概論」）においては、専門知識を持った外部の人材を非常勤職員として雇い、実習における学生の補助体制を整えている。具体的には、「商品学実習」では成分分析機器操作における補助、「商業実践Ⅰ」「商業実践Ⅱ」では簿記実習における補助、「情報処理概論」では、LANへの接続設定やパソコン操作などの補助である。

イ 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

経営学部の施設（会計・経理 OA 実習室、商品学実習室、教育研究支援室等）には非常勤職員を配置し、学生と教員の機器操作及び学生の自習と実習を補助する体制を整えているが、その連携については授業担当者及び施設管理責任者が連絡を取り合う協力体制を作っている。学部の施設を利用した授業運営における教員と非常勤職員間の連携・協力関係は適切であると判断できる。

ウ ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

経営学部には、ティーチング・アシスタント（TA）の制度（「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」）があり、大学院学生を、学部の情報教育及び演習等のアシスタントとして活用している。平成21(2009)年度は3名のTAが活用されている。

本学部では、教育支援を必要とする科目は限られており、教員とTAとの事前の話し合いに基づいて実施されているので、両者の連携・協力関係は保たれている。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

経営学部における教員の募集については、学科で新規採用教員について審議・承認した後、学部教授会での審議・承認を経て、全国の主要な関連大学及び研究機関に依頼するとともに、インターネット上において募集を公開する公募制をとっている。

経営学部では、新規採用に関する内規を定めて、学部教授会において業績審査員を3名以上選出して業績審査委員会を組織する。業績審査委員会は採用候補者の教育研究業績の審査結果に基づいて面接対象者を決定し、学部長に報告する。学部長は学科長と業績審査委員を加えて面接対象者と面接を行い、その結果を学科会議で報告し、学科構成員の投票による結果を経て、学部教授会で報告、了承される。最終的には全学組織である教員資格審査委員会で決定され、理事会の承認を得る仕組みで、適切に運用が行われている。

昇任については、昇任候補者は大学の書式に従った昇任に必要な書類を整え、学部長に提出し、学部長が大学に申請する。任免・昇格についての基準・手続は、「東北学院大学教員資格審査規則」に明示されている。学部段階及び大学における教員の募集・任免・昇格は、明確な基準・手続によって行われており、適切であると判断できる。

イ 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

経営学部では任期制を導入していない。

4. 教育研究活動の評価

ア 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

本学は、全教員の『東北学院大学教育・研究業績』を3年ごとに刊行し、公表している。それをもとに教員の教育研究活動についての外部評価を行うことを可能にしている。

学部における教員の教育研究活動の評価は、教員の採用・昇任審査の時点で、東北学院大学教員資格審査規則に従って明確な基準・手続きによって適切に行われており、その評価方法も有効であると判断される。

一方、学部で実施している教育活動に対する点検・評価については、学生による授業改善のためのアンケートの実施(平成20[2008]年度は、11名の実施)、教員相互の授業参観、複数教員で担当している授業における授業改善のための意見交換が行われている。

イ 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員の教育研究活動は、採用と昇格の際の「教員資格審査」で評価されている。

教員の選考では、「東北学院大学教員資格審査規則」に基づき、各学部段階での審査を経て、「教員資格審査委員会」で審議している。委員会では、審査にあたった者が必ず報告することになっている。

同規則には、資格審査申請書として、学歴や職歴のほか、教育・研究業績(「教育研究業績書」)の提出を求めている。この業績書は、教育上の能力に関する事項(教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育上の能力に関する大学等の評価、実務家教員についての特記事項、その他)、職務上の実績に関する事項(資格・免許、特許等、実務家教員についての特記事項、その他)、著書・学術論文等の名称(著書、学術論文、その他)が記載項目となっている。そのほか、同規則の中で、教授、准教授、講師、助教、助手ごとに、詳しい任用資格を定めている。

5. 大学と併設短期大学(部)との関係

ア 大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切性

イ 併設短期大学(部)との人的交流の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

【点検・評価】

(1) 到達目標(1)について

経営学部の教員組織は、学士課程基準に基づいて、現状説明に照らし合わせると、全体的に適切に機能していると判断される。しかし、教員組織における男女共同参画の実現という観点から、経営学部における女性教員の割合が著しく低い、教員の年齢構成に若干の偏りがある、教員の教育活動を組織的に点検・評価する体制が整備されていない等、教員組織において改善すべき点がある。

(2) 到達目標(2)について

実習を伴う科目の運営において、支障が生じていないので、人的補助と人員配置は適切に行われていると判断できる。また、多方面からの実務家講師を受け入れ、経営学部

の理念・目的に沿った教育課程の実現に向けて努力している点は評価できる。

【改善方策】

経営学部における教員組織は全体的に適切に機能していると判断されるが、さらに教育課程を充実させていくためには、組織構成の改善と教育活動における教員の教育能力向上のための組織的な取り組みがあげられる。具体的には、経営学部における女性教員の適切な割合と年齢構成を学科会議、学部教授会等で検討し、今後の新規教員採用において、女性教員の割合と年齢構成を考慮した教員採用を目指すことが合意されている。教育活動を継続的に改善していくために、FD活動を通して教員の教育能力向上について啓発していくことを検討中である。

X. 施設・設備

【到達目標】

- (1) 経営の理論と実践をバランスよく学習できる施設・設備の拡充をする。
- (2) プロフェッショナルの育成のための施設・設備の拡充をする。
- (3) 各施設の環境整備を行う。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（大学基礎データ表 36、表 37、表 38、表 40 に対応）

(1) 理論と実践をバランスよく学習するための施設

経営学部では経営の理論と実践をバランスよく学習できるような施設として、「商品学実習室」及び「経営学部教育・研究支援室」がある。

「商品学実習室」は、商品評価を体験的に学習するために、引張試験器、茶成分分析装置、画像処理装置などの種々試験器や感応試験の部屋があり、商品学について実践的に学ぶことができる。

「経営学部教育・研究支援室」は、平成 21(2009)年 7 月に新設し、35 人程度を収容できる「ビジネスケース・プレゼンテーション室」を中核施設とし、実践系科目の「ビジネス・ケース研究」や「総合講座」などで活用している。なお、「プレゼンテーション室」に隣接する形で、学生がビジネス・ケース研究の予習を行う「ケース分析室」3 室、キャリア関連資料の閲覧スペースである「キャリアカウンセリング室」2 室、経営学部と地域産業や地元企業とのリエゾン領域事業を推進するための「地域連携室」1 室、「スタッフルーム」1 室を整備している。加えて、全学施設である情報処理センターのほか、1・2 年次が在籍する泉キャンパスには「254 教室」（「会計経理 0A 実習室」隣接）を、3・4 年次が在籍する土樋キャンパスには「641 教室」を設置している。いずれも LAN、インターネット接続サーバを設置しており、ノートパソコンをインターネットに接続して学習したり、学内閲覧可能なデータベースや論文のダウンロードをしたりすることができる。

(2) プロフェッショナルを育成するための施設

プロフェッショナル育成のための施設として、1・2年次が在籍する泉キャンパスに「会計経理0A実習室」がある。「会計経理0A実習室」では、実務で使用されている会計ソフトを用いた帳簿作成などを行うことができ、大学生活で早期から会計実務を体験することができる。また、会計系の資格試験用自習書やビデオを配置し、資格取得のための学習を支援している。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表38に対応）

「大学基礎データ」表38に、各キャンパスのAV教室、コンピュータ室の現状が示されている。なお、前項「1-ア」で述べたように、「254教室」及び「641教室」、さらには「経営学部教育・研究支援室」「会計経理0A実習室」にもLAN及びプロジェクターとスクリーンを配置している。

(1) 情報処理センター

土樋情報処理センターは4教室（総面積540㎡）に156台のパソコン、泉情報処理センターには6教室（総面積984㎡）に395台のパソコンがそれぞれ設置されている。また、センターには、オーディオ機器（DVD、VHS）、書画カメラ、プロジェクター、スクリーンなどが視聴覚機材として配備されている。これらの設備は授業に利用されるほか、授業の空き時間には、学生、教員の一般利用に供されている。また、設備は平成21（2009）年4月に刷新され、キャンパス間を移動しての利用者やキャンパス相互間での利用者にとって利便性が大きく向上した。

(2) オーディオ・ヴィジュアルセンター

センターは、泉と土樋の2キャンパスにあるが、主要施設は泉キャンパスに置かれ、「複合メディアルーム」を含む教室6室（総面積828㎡）のほか、自習室、教材準備室、録音室・編集コーナー（ミニスタジオ）、事務室がある。土樋キャンパスには、複合メディアルーム1室と自習コーナー・事務室が1室ある。これらの施設は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、日本語、韓国・朝鮮語の授業で利用されているが、教室の全教卓に視聴覚設備が整っている利便性もあり、語学以外の授業にも活用されている。

(3) 総合ネットワーク

本学の総合ネットワークは、電子メール、共通ソフトウェアの利用などを通して、学生の教育に広く供されている。平成18（2006）年10月に機器更新を実施し、高速化とセキュリティの強化などを実現することができた。さらに、管理運用においては、利用者申請処理を電子化することにより申請手順を大幅に削減することができた。なお、3キャンパス間は専用回線（6Gbps）で接続されている。学外との接続は、教育・研究はTOPIC（東北大学）経由で、それ例外は商用プロバイダ回線（100Mbps）を利用している。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

経営学部該当する記念施設・保存建物はない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

本項は、経営学部には該当しない。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、経営学部には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

本項は、経営学部には該当しない。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティは、全学の「施設拡充委員会」に設置している「キャンパス・アメニティ委員会」で検討され、その後、施設拡充委員会が必要性を総合的に勘案して決定される。

キャンパス・アメニティに関する学生からの意見は、大学及び学生団体である学生会の双方で設置している「意見箱」から聴取される。また、大学と学生会との定期的な協議の場である「合同協議会」で取り上げられる。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

大学構内に「食堂」や「学生ラウンジ」のほか、「ロッカー」「大学生協」「保健室」「課外活動部室」が整備されており、学生がキャンパスの中で快適に生活を送ることができる。また、体育館の「トレーニング室」も利用できる。近年は屋外に「テーブル」や「ベンチ」を増設し、屋外の環境も整備している。

また、授業のない一部の空き教室や、図書館の自習室は、自学自習に活用されている。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

経営学部が関係する泉と土樋キャンパスは、それぞれ、泉キャンパスでは既存の自然を保全してキャンパスの自然環境の維持改善に努め、土樋キャンパスでは市街地の中心に位置するために他キャンパス以上に植栽を増やすなど、緑豊かなキャンパスの創造に努めている。

また、大学周辺の「環境」に影響を与える人的行動は、学生部を中心に学内掲示や口頭

で指導を行っているほか、「学生手帳」と「学生生活」の印刷物に注意事項として記載している。

そのほか、各キャンパスのグラウンドは、地域の指定避難所ともなっている。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

本学は、障がい者へ配慮したバリアフリー化を順次進めている。経営学部が関係する土樋と泉キャンパスは、次の通りである。

(1) 土樋キャンパス

古い建物が多いが、一部（本館、7号館）を除いて入口に車椅子用スロープを設けている。また、礼拝堂に「段差解消機」、視覚障がい者のために「視線誘導標識」「多目的トイレ」を設置している。なお8号館は、仙台市内の民間団体「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」によるバリアフリーの施設として認定されている。

なお、「1ーア」の項で取り上げた、「経営学部教育・研究支援室」は、大学・大学院内の未使用教室及びフロアを再利用した施設であり、5階に位置するものの耐震構造上エレベーターの設置が出来ないが、現時点で問題は生じていない。

(2) 泉キャンパス

施設・設備はほとんどが比較的新しいものであるため、各建物へのスロープや多目的トイレなどバリアフリー化は進んでいる。さらに、平成20(2008)年度には、各建物に入るための視線誘導標識を整備し、車椅子の使用のために各施設までの小さな段差を解消した。

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

学生は原則として授業による移動の必要はないが、一部の学生は土樋と泉の両キャンパスで履修することがある。また、課外活動のために移動する場合もある。他方、土樋と泉の教員の多くは、授業や会議のため両キャンパス間を移動する必要がある。

学生、教員ともに、こうしたキャンパス間移動は個人に任せられている。移動を必要とする学生が少なく、キャンパス間には十分な交通動線・交通手段が確保されているからである。土樋キャンパスと泉キャンパス間の移動は、仙台市地下鉄南北線とバスを利用すれば所要時間は約45分である。幹線道路も整備され、自動車での移動にも問題はない。

また、学生が泉と土樋の両キャンパスで授業を受ける場合、必ずキャンパス間の移動時間を考慮した時間割とするよう指導している。

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

各施設の利用時間は、各キャンパスの置かれている状況によって、以下のように柔軟に対応している。

(1) 土樋キャンパス

教員研究室は22時45分まで使用できる。また、中央図書館の利用時間は22時まで、事務窓口は教務課、学生課、学事課が土曜日を含めて21時30分まで利用でき、夜間主コース学生が在籍するキャンパスとして配慮がなされている。

(2) 泉キャンパス

施設利用時間は22時であるが、それを超えて施設を利用する場合には、あらかじめ延長願により23時まで使用できる。図書館は、8時30分から20時までの開館時間である。また、早朝に勉強する場所を確保してほしい要望に対応し、年度ごとに開放される教室は変わるものの、1時間目開始（8時50分）前に、学生の学習用に一部の教室が開放されている。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(1) 一般的施設

施設部施設課が、「東北学院大学営造物管理規程」などの諸規程に基づき、建物、備品・用品、情報関連設備を維持・管理している。また、保守・点検整備・警備の責任は施設部施設課が負うが、実際の業務は外部業者への委託及び保守契約で実施している。

施設・設備等の維持・管理について、修繕などの全学的調整が必要となった場合は「東北学院施設・設備等整備委員会」が審議している。

教員個人研究室は、「東北学院大学研究室運営規程」に基づき、全学的に調整を図っている。

(2) 教室

土樋キャンパスは学務部学事課が、泉キャンパスは学務部教務課が管理している。

(3) 情報処理機器

情報処理センター及び事務システムと運用端末は、情報システム部情報システム課が、関連規程に基づいて管理している。

学内ネットワークは、「東北学院総合ネットワーク管理規程」に基づいて日常的業務を行っている。管理組織は総務担当副学長を中心に各学部の委員、事務関係部局の委員で構成されている。さらに、課題ごとに検討するための小委員会や作業部会も設置されている。

(4) 会議室

総務部総務課が管理している。

(5) その他

防火防災管理は、「東北学院大学災害対策委員会規程」のもとに、キャンパスごとに「防火管理規程」（地震等に対する防災も含む）を制定して責任体制を明確にするとともに、職員による自衛消防隊を編成している。

なお、経営学部として特記すべき事項として、次のような点がある。「会計経理OA実習室」「254教室」「商品学実習室」「641教室」「教育・研究支援室」は、設備維持と安全確保のため、非常勤の職員によって管理されている。しかし、「会計経理OA実習室」及び「254教室」を除く他の施設は職員が常駐するに至らず、利用日・時間の制限がある。職員不在の場合には、経営学部内の教育・研究支援委員ができる限り対応にあっている。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

(1) 衛生

各キャンパスの清掃は、施設部施設課の管理のもと、外部委託会社が実施している。

(2) 安全

キャンパスの警備は、施設部施設課の管理のもと、外部委託警備員を24時間常駐させて行っている。災害については、規程とマニュアルを整備し、「災害対策委員会」を設置して対応している。なお、近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に対処する災害発生前のシステムとして「緊急地震速報システム」を各キャンパスに整備し、災害発生後システムとして学生の「安否確認システム」の整備を実施した。さらに、職員による「自衛消防隊」を編成し、毎年防災訓練を実施している。

【点検・評価】

(1) 到達目標(1)について

「経営学部教育・研究支援室」を新たに設置するなど、教育理念・目的を実現するための施設の拡充に努めていることは十分に評価できる。

まず、新設の「教育・研究支援室」は、平成21(2009)年7月から使用を開始している。なお、施設の利用、管理にあたっては、「教育・研究支援室」と大学付置研究所「経営研究所」との第1回合同会議により、利用内規の作成及び入室管理簿の作成、職員の職務内容の確認など管理責任等について整備し、教育・研究支援室の管理・運営に関する検討を行う仕組みである「経営学部教育・研究支援室運営委員会」を立ち上げ、活動を開始した点は十分に評価できる。

また、情報処理教育の実践を行うための施設である土樋キャンパス「641 教室」の利用状況は次の通りであり、十分に機能しているといえる。OSやウイルス定義更新なども定期的に行われており、貸出用パソコンの保守管理も十分になされており適切であると判断される。

「641 教室」情報処理業務

月	ID 配布	貸出 実績	返却 実績	Set Up	Win Up 実績	Virus Up 実績	Virus Scan 実績
4月	15	56	56	3	12	19	19
5月		66	66	8	5	17	20
6月	1	108	108	8	7	56	56
計	16	230	230	19	24	92	95

ただし、次のような問題点も指摘したい。

第一に、「教育・研究支援室」は、大学・大学院内の未利用教室を再利用したことにより施設運用上の制約がある。特に教育上、早期の開設を目指したため空調の設置は開設に間に合わなかった。そのため開設初年度の冬季は一時的に閉室せざるをえない状況となった。同様の理由から、職員が曜日によって各施設を持ちまわり管理する変則的なス

ケジュールとなり、利用時間に関しては制約が生じている。防災上、施設入口のドアは簡易なものに制約されるため利用の制約を解くためにも職員の常駐化が必要である。

第二に、商品学実習室については、画像取込装置の老朽化を受けて、新規に画像処理装置を導入し、教育研究に支障が起きないように配慮をした点は評価できる。しかし、色差計など顕著に老朽化が認められ実習に支障をきたしているもある。「商品学実習」は、1コマ40名定員で授業を実施し、平成19(2007)年度3コマ、平成20(2008)年度2コマを開講し、12テーマをローテーション方式で実施する人気の科目であり、早急な対策が必要である。

(2) 到達目標(2)について

既存施設である泉キャンパス「会計経理0A実習室」、「254教室」が「商業実践Ⅰ」「情報処理概論」「基礎統計」などの実習系講義で利用されており、その機能を十分果たしており十分に評価できる。なお、0A実習室及び254教室の利用状況は次の通りである。

0A実習室利用状況（4月1日～6月25日）

	4月	5月	6月(25日現在)	合計
商業実践Ⅰ 実習状況	0	8	53	61
ノートパソコン貸出状況	7	44	86	137
問題集・テキスト貸出状況	1	2	2	5
月別合計	8	54	141	203
平均	2.7	18.0	47.0	67.7

「254教室」を利用する講義の履修者数

	1校時 (総合演習)	2校時 (情報処理概論)	3校時 (情報処理概論)	4校時 (情報処理概論)	5校時 (基礎統計)	曜日別 合計
月曜日	2		50	44	29	125
水曜日			64	47		111
木曜日		44	56			100
校時別合計	2	44	170	91	29	336

【改善方策】

施設設備については学部予算の制約を考えると、学部としての改善方策だけでなく全学的な理解と協力が必要である。特に、高額な商品学実習用機器備品や施設環境の拡充は、講義と関連しているため早急な取り組みが必要となる。経営学部としては、「商品学実習室」で使用している多くの機器備品の取替更新を計画的に行っているが、実習に支障をきたしている設備については早急に改善できるよう求めていく。

なお、土樋キャンパス「教育・研究支援室」における空調設備及び専属職員の配置については、平成22(2010)年度の予算措置が検討されており、改善される見通しである。

第6節 経営学研究科

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

経営学研究科経営学専攻（修士課程：入学定員8名、収容定員16名）は、平成20（2008）年に経済学研究科経営学専攻修士課程（平成14[2002]年設置）から独立することを、文部科学省に申請し、平成21（2009）年に認可された新しい研究科である。新・経営学専攻は、旧・経営学専攻の伝統を引き継ぎ、以下の理念・目的、教育目標を掲げている。

1. 理念・目的

キリスト教による人格教育を基礎として、経営学の理論および応用を教授し、専攻分野の研究能力を養うことによって、研究者、教員、専門職、企業人など幅広い人材を育成し、社会の進展に寄与する。

- (1) 研究者・教育者を養成するだけでなく、経営に関する高度な、専門知識（会計スペシャリスト）、マネジメント能力（ビジネス・マネジャー）を有する職業人をも養成する。
- (2) 経験を理論化しようとする人、解決しなければならない問題を抱えている人、自らのキャリアを発展させようとする人の研究課題をサポートする。

2. 教育目標

主指導教員および副指導教員による教育の下、広い分野の学識を授け、高度の専門性を要する職業などに必要な能力または専攻分野における研究能力を養う。

- (1) 修士論文を完成させる過程において、高度な専門知識を獲得するように指導する。
- (2) 企業経営者、組織体の管理者に必要な倫理、構想力、問題解決能力を育成する。
- (3) 古典的文献を通じた幅広い領域の理解、および基本的な概念の把握により、体系的に経営理論を学ばせる。

イ 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

経営学研究科の理念・目的・教育目標は、大学全体の『大学院ガイド』、インターネットのウェブサイト、東北学院大学の学部学生のためのガイダンス等で紹介している。

平成21（2009）年度は、経営者・管理者に対する社会人向けの経営学研究科独自のパンフレットを作成し、配布している。学部学生は数人であるが、ガイダンスに出席し、その他、研究室に訪ねてくる人もいた。5月初めに配布した社会人向けパンフレットによって、5月末には2件の応募意思を表明した人があり、既に効果が見られる。

ウ 大学院研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

経営学研究科は、平成20（2008）年に、文部科学省に設置を申請したが、その際は、研究科長・専攻主任が作成した理念・目的・教育目標の原案を研究科委員会で討議し、全学の大学院委員会で承認を得た。しかし、現在は、「FD委員会」（平成21[2009]年4月に経営学研究科独自で設置）でも討議し、点検・評価をしている。

なお、FD委員会の構成は研究科教員全員であるが、小委員会は、科長を委員長、専攻主任と研究科教員1名（計3名）である。FD委員会の目的は、東北学院大学FD推進委員会規程第2条に則り、研究科及び個々の教員の教育活動を支援することである。

【点検・評価】

本研究科の理念・目的及び教育目的は、上記の通りであるが、東北学院大学大学院学則第1条（「キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与することを目的とする」）、第4条（「修士課程は広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的とする。」）及び文部科学省大学院設置基準第3条（「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」）などにより適切と考えられる。

理念・目的・教育目標は、上記の学則、設置基準との関連で適切であると考えられるほかに、応募者数の増加傾向（平成21[2009]／平成20[2008]年度、応募者19人／入学者10人、同12人／7人）、社会人入学者の増加（同年、応募者13人／入学者5人、同、8人／5人）、応募者の出身大学の多様性（平成21[2009]年、国公立5大学）などから、社会的要望にも応えていると考えられる。

理念・目的・教育目標の周知の方法と有効性に関しては、学部学生に対するガイダンスを、時期・内容・方法に関してさらに検討する必要がある。社会人に対しては、従来、通常の大学院案内と口コミに頼っていたが、平成21(2009)年度に初めてパンフレットを作成し配布した。

なお、現在の理念・目的・教育目的（改組後の理念・目的・教育目的）は、旧経営学専攻の応募状況、就職状況、高度専門的職業を求める東北地方及び全国的な社会状況などを勘案し、研究科長と専攻主任が発案し、研究科委員会に諮ったが、今後は、それに加えて、FD小委員会の検討を加え、研究科委員会で討議するプロセスを経ることとする。

【改善方策】

理念・目的などの改善方策については、経営学研究科の科長、専攻主任、FD委員を中心に、今後、検討計画を作り、次に、研究科委員会を開催し、討議する。第1回（6月18日）は、研究科委員会で、大学院生を絶えず指導している教員の現状報告、教授方法、そして、現在の大学院の理念・目的・教育方法などを説明した。今後2年間に渡り、点検・評価項目ごとに数回開催する。平成22(2010)年度からは、今後の経営学研究科のあり方について討議していく予定である。

学部学生及び社会人に対する大学院の理念・目的等は、全学の大学院案内、社会人向けパンフレット、ウェブサイト、ガイダンスなどでより積極的に周知していく。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1、表2に対応）

経営学研究科は、平成13(2001)年にその基礎となる学科である商学科が経営学科へと名称変更したことから、平成14(2002)年に経済学研究科内に経営学専攻（修士課程）を設立したことに始まる。この時点で、従来の教授のみの大学院の構成人員から、准教授を含む大学院の人員構成となり、経営学専攻は科目数と人員の上でより充実するものとなった。その後も准教授と新たな科目を加え、経営学専攻を充実させていった。

平成21(2009)年度に経済学部経営学科が経営学部として独立するに伴い、大学院においても、経済学研究科経営学専攻から独立し、文部科学省の審査を経て経営学研究科経営学専攻（修士課程）（収容定員16名）となった。

本研究科の研究組織は、①経営学系（9科目）、②税法・会計学系（6科目）、③サービス・商学系（6科目）、の3つの研究領域（演習、外国語、特別講義を除く）によって構成されている。これらの学生を受け入れる研究領域の教員は確保され、実務家（地元の社長、税理士）を中心とした特別講義も開講されている。高度専門知識を有する幅広い人材の育成、職業人の育成という理念・目的に対して、その意図は実現されていると考えられる。

イ 大学院研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

経済学研究科経営学専攻は、基礎となる経済学部経営学科の教育研究組織における上記の3つの系を中心に組み立てられていた。今回の改組は、この伝統の継承と発展及び東北地域の高度職業能力の育成の要望（社会人学生の増大）、学生の就職状況（研究者となるよりも一般企業への就職）などを勘案して、経済学研究科長、経営学専攻主任を中心に現在の理念・目的を形成し、教育研究組織の原案を作成した。そして、「経営学専攻会議」で、その妥当性を討議し、「経済学研究科委員会」に提案し、承認を得るプロセスを踏んだ。

当面は、理念・目的を前提に、思想的に教育研究組織の妥当性を検証すること、また、学生の入学・就職状況によるその妥当性、教員・学生の要望、社会の変化などの事実に検証を「FD小委員会」で行い、「経営学研究科委員会（FD委員会でもある）」で討議する。さらに、今後1～2年をかけて理念・目的についても検討し、教育研究組織の見直しが必要かどうかを研究科長・専攻主任、FD小委員会で検討し、経営学研究科委員会に発案し、討議する。

【点検・評価】

理念・目的に掲げる高度専門能力を持った幅広い人材を育成するという観点からは、3つの系からなる26科目（演習・特別講義・外国語は除く）の教育研究組織は、充実しているといえる。学生の研究課題のサポートの側面は、指導教員・副指導教員の講義科目に加えて、演習科目を設定し、修士論文作成のサポートする組織体制を整えているため、教育目標の達成とともに評価し得ると考えられる。

教育研究組織の妥当性に関しては、FD小委員会を中心に検討し、随時、研究科委員会で討議することが必要である。

【改善方策】

大学院生の教育研究組織に対する要望、評価について、平成 21(2009)年度は5月初めに非公式に懇談会を開いたが、これを制度化し、アンケートをとることを考えている。

ここ数年は、増加傾向にある社会人の入学状況、研究分野、テーマの動向、社会変化を見ながら、平成 21(2009)年度に立ち上げた FD 小委員会や研究科委員会で大学院の状況や方向性を討論し、大学院の教育研究組織のあり方を検討していく。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

広い視野と専門分野における研究能力、及び高度な専門職業能力を養うという目的を達成するための教育課程を編成する。特に次の点に留意する。

- (1) 研究方法・手段の専門的訓練を施す教育内容を含める。
- (2) 修士論文の作成を通して専門能力を獲得させる。
- (3) 専門職業人としての広い視野を獲得させる教育内容を含める。

なお、本研究科は改組直後ということもあり、このような教育目的を達成するために、今あるカリキュラムが円滑に運用されるよう、補助的な教育プロセスの充実を図る。

【現状説明】

1. 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準
第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

研究科の教育課程は、特講（24 科目 96 単位）、演習（24 科目 192 単位）、特別講義（1 科目 4 単位）、外国経営書研究（3 科目 12 単位）からなっている。

経営研究科の理念・目的には「研究者・教育者を養成するだけでなく、経営に関する高度な専門知識（会計スペシャリスト）、マネジメント能力（ビジネス・マネジャー）を有する職業人をも養成する」とあり、これと教育課程との関係を述べると次のようになる。

(1) 理念・目的との関係

本研究科には、「研究者・教育者の養成」「会計スペシャリストの養成」「ビジネス・マネジャー養成」という目的がある。研究者・教育者の養成という点では、経営学に関する広い領域をカバーした授業科目を準備しており、学生がどのような専攻分野を希望しても、対応できる教育課程となっている。会計スペシャリスト養成という目的と対応しているのは「財務管理論」「国際会計論」「管理会計論」「経営分析論」「税務会計論」「租税法」「監査論」の 7 領域についての特講と演習であり、ビジネス・マネジャー養成という目的と対応するのは、「経営学」「経営管理論」「経営統計論」「ベンチャー・マネジメント」「サービス・マネジメント」「経営組織論」「国際経営論」「人的資源管理論」の 8 領域についての特講と演習である。

(2) 学校教育法との関連

同第99条には「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」とある。本研究科の授業科目においては、「学術の理論及び応用を教授研究」することに対応しているのが、主として特講（24科目）及び特別講義（1科目）と外国経営書研究（3科目）であり、高度専門職となるための「深い学識及び卓越した能力」を培うものが演習（24科目）である。

(3) 大学院設置基準との関連

同第3条第1項（修士課程）には「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」とある。本研究科の授業科目においては、「広い視野に立って精深な学識を授け」ることに対応しているのは主として特講（24科目）であり、「専攻分野における研究能力及び高度専門職業を担う卓越した能力を培う」ことに対応しているのが主に演習（24科目）である。

イ 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

上記のように、本研究科の教育課程は、経営学に関わる24の領域について特講を置いている点で「広い視野に立って精深な学識を授ける」に対応したものであり、他方、会計スペシャリストやビジネス・マネジャーの養成のために十分な数の授業科目を持っている点で「高度専門職に必要な高度な能力の育成」に対応したものである。「専攻分野における研究能力」の養成は、指導教員による授業及び修士論文指導を通じて行われている。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

経営学研究科経営学専攻は「修士課程」のため、本項は該当しない。

エ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

本研究科は経営学部に基礎を置いており、その授業科目のほとんどは、経営学部の授業科目の発展・展開としての意味をもっている。会計スペシャリストの養成、ビジネス・マネジャーの養成という本研究科の人材養成目的も、経営学部における「経営学系」「会計学系」「サービス・商学系」という区分を基礎にしている。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

本研究科では、指導教員による特講1科目（4単位）と演習（8単位、2年継続）を義務づけている。これは指導教員による大学院学生の高度な専門知識を獲得する修士論文作成指導を教育内容の中核と位置づけたことによる。

あわせて、「外国経営書研究」（4単位）を義務づけている。これはグローバル社会にお

ける基礎的な研究能力を培うとともに、論文作成に必要な外国語の参考文献を読解する能力を獲得することを目的としている（以上16単位必修）。

また、少しでも広い分野からテーマを研究するために、副指導教員の講義1科目、管理者視点を養うため、実務家担当の特別講義1科目を受講することを、強く推奨している。

さらにこのほかに、授業科目の中から16単位以上の修得(含特別講義、副指導教員科目)、さらに研究指導教員及び当該授業科目の担当教員の承認を得て、10単位を限度として、他研究科及び専攻の授業科目の中から選択履修することも課程終了に必要な単位として認めた。これらは専門領域の研究を深めながら、狭い専門領域のみに限定されない広い知識を獲得させることを目的としている。

なお、経営学研究科経営学専攻には「修士課程」のみで博士課程はなく、両者の関係については該当しない。

カ 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

キ 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

経営学研究科経営学専攻は「修士課程」のため、本項は該当しない。

ク 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との適合性

本項は、経営学研究科には該当しない。

2. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

大学院学則第12条第2項で「各研究科の授業科目の単位数の計算基準は、学部に基づき」としている。その学部においては、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する」とし、「講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする」（学則第24条の2第1項第1号）としているが、実際には、15時間の授業時間をもって1単位としている。

基本的には、「講義」「演習」といった授業形態にかかわらず、授業科目の単位計算方法は同じであり、学部同様、15時間の授業をもって1単位としている。この計算方法に基づき、週2時間（90分）の授業で半期授業科目を2単位、通年授業科目を4単位とし、2年継続履修の演習等の授業科目では8単位としている。

3. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第15条)

大学院学則第14条の2において、国内の他の大学院での授業科目の履修を認めており、同条第2項で、「前項の規定により履修した単位については、10単位を超えない範囲で、

本大学院で履修したものとみなすことができる」と定めている。また、同第27条において、外国の大学院への留学を認めており、1年間に限り在学期間に参入し、10単位を超えない範囲で単位を認めることができることになっている。

入学前の既修得単位については、大学院学則第15条の3において認められており、第14条の2及び第27条により修得した10単位とは別に、10単位を超えない範囲で単位を認定することができることになっている。

4. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

経営学研究科では、社会人学生が多いという特徴があるため、社会人学生の集中する講義・演習については夜間並びに土曜日の時間帯に開講するようにしている。

外国人学生に対する教育課程については、特段の編成を行っていない。

また、教育課程編成、教育研究指導に関しては、社会人及び外国人の大学院学生は、それぞれの就学条件が異なっていることが多いため、主指導教授並びに副指導教授が個々の大学院学生の事情を汲み取りつつ、個別に対応するようにしている。

5. 独立大学院等の教育課程

ア 学部基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

本項は、経営学研究科には該当しない。

6. 連合大学院の教育課程

ア 連合大学院における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

イ 複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

7. 「連携大学院」の教育課程

ア 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

本項は、経営学研究科には該当しない。

【点検・評価】

本研究科の教育課程は、「広い視野と専門分野における研究能力、及び高度な専門職業能力を養うという目的を達成するための教育課程を編成する」という目標におおむね適合するものである。というのも、上記のように、「広い視野」「専門分野における研究能力」「高度な職業能力」のいずれについても、それを獲得できるための教育内容が教育課程に含まれているからである。

次に、留意点として挙げた(1)～(3)について見ておく。

留意点(1)の「研究方法・手段の専門的訓練を施す教育内容を含める」については、現

在は、各授業の中でこうした教育が行われているが、これに特化した授業科目は置かれていない。もし授業科目を置かないのであれば、それに代わる組織的な取り組みが必要であり、今後の検討課題である。

留意点(2)「修士論文の作成を通して専門能力を獲得させる」は、おおむね適切に行われている。本研究科では、指導教員の担当する授業科目における指導と論文指導が一体となっていて行われていることで効果を上げている。しかし、修士論文の作成を通じて専門能力を獲得させるためには、そのための基礎教育が必要となる状況がすでに生じている。修士論文作成を通じて専門能力が獲得させるための前提となる基礎教育のあり方を検討することが今後の課題である。

留意点(3)「専門職業人としての広い視野を獲得させる教育内容を含める」については、おおむね適切に行われている。経営者・税理士による「特別講義」や「外国経営研究」はそのための重要な授業科目となっているが、これらが必修あるいは履修指導によって強く履修を薦められていることは評価できる。こうした授業をさらに充実させていくことは有益である。

また、本研究科は改組後間もないため、現在の教育課程のあり方そのものを問うよりも、その趣旨をいかしてどう運用していくべきかの方が重要となる。その際重視されるべきことは、社会人が大学院学生の過半を占めている本研究科の現状に鑑み、彼らに対応した教育課程の運用はいかにあるべきかという点である。教育課程は、当面は、修士論文の完成に重点を置き、現在の授業科目の履修で十分と考えられる。しかし、社会人は、体系的・理論的知識や、研究の意味や研究の方法を十分に理解していない傾向があるため、将来的には、そのことを理解させるための基礎教育課程を充実させる必要がある。

【改善方策】

次のような点を中心に、FD委員会で教育課程のあり方を再検討する。

- (1) 研究方法・手段の専門的訓練を施すための教育プログラムのあり方を検討する。
- (2) 専門基礎教育を行うための教育プログラムのあり方を検討する。特に、講義形式の授業科目である特講の体系化を図り、学ぶ者がより体系的に学修できるように工夫する。
- (3) 現在行っている特別講義のほかに、実際に現場で活躍されている経営者らを招聘して講義・講演してもらう機会を増やす。

②教育方法等

【到達目標】

本研究科の教育目標を達成する方法として、初年次教育や社会人教育について新たな取り組みの試みや現在の取り組みの強化を図る。また、教員の授業内容や方法の向上を図り、かつそれが実現しているかを検証するためには、既に研究科内に設置されたFD小委員会の組織の充実と活動の強化を図る。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

大学院生がどのように資質向上を遂げたかを測定する方法としては、「科目の成績」並びに「修士論文の成績」で総合的に判定している。

科目においては、各教員に任せられているが、試験もしくは講義時の毎回のレポートの完成度、討議への貢献、文献の理解度などで効果を測定し、論文においては、テーマの独自性、内容、論理一貫性を基準として、測定を行っている。なお、論文作成の場合は、複数指導体制に基づき、両指導教授が指導内容とともに論文の完成度についても話し合い、できるだけ独断と偏見に陥ることを避ける努力をしている。その他、論文の中間発表会を行い、テーマと内容の一貫性、各章間の論述のバランスなどで教育効果を判断している。

イ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

旧経済学研究科経営学専攻の修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況は、平成16(2004)年度から平成20(2008)年度までの5年間についてみると、サービス業（会計事務所・税理事務所等）10名、卸売・小売業（管理者）1名、新聞報道1名、その他2名となっている。

ウ 大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

本研究科においては、博士後期課程がないこともあって、大学教員、研究機関の研究員などへの就職はほとんどみられない。高度専門職への就職状況については、平成16(2004)年から平成20(2008)年度までの5年間で、旧経済学研究科経営学専攻を修了した学生14名のうち4名が税理士資格を取得して開業（3名：確実数）している。公認会計士の志望はない。ほかに10名が、会計事務所のほか、一般企業、高校教師、職業専門学校講師、コンサルタントなどに就職している。

2. 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

経営学専攻においては、大学院生がどのように資質向上を遂げたかを測定する方法としては、「科目の成績」並びに「修士論文の成績」で総合的に評価している。

科目においては、試験もしくはレポートで評価を行い、総合得点100点満点で60点以上を合格としている。

論文においては、刊行論文としても通用するレベルのもの（100点満点）、もしくはそれに準ずるもの（60点以上）を合格としている。なお、各教員によって評価方法は異なるが、文章の明確性・論理性、研究史・学説史の整理及び問題把握の適切さ、自己の学説の提示における論理性並びに説得力、文献の適切な引用といった点を総合的に判断している。

イ 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

本項は、経営学研究科には該当しない。

3. 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

教育課程における科目は少人数で行われており、受講生からの質問や感想を常に踏まえながら双方向的な講義が行われている。また、論文指導においては、主・副指導教員がついた複数指導制がとられ、研究指導における偏りをなくす措置が講じられている。さらに2年次における修士論文中間発表会において、研究科に属する教員ら多数の参加のもと、各院生の構想が報告されて、1本ずつ討議されて、そこで寄せられた客観的意見・視点も論文に組み入れるように指導がなされている。また修士論文は、大学院生の論集において公表され、論文指導の適切性については主・副指導教員以外の研究科教員にも公開されている。

イ 学生に対する履修指導の適切性

大学院学生には、入学時の「新入生ガイダンス」及び『大学院要覧』による履修指導のほか、主・副の複数指導制に基づき個別に履修指導が行われている。さらにTAの奨励などもなされている。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

経営学研究科においては、主・副指導教員による複数指導制のもと、大学院学生は、教育課程の中で複数の異なる研究視点から各自の研究内容を深める機会が与えられている。

大学院生は、2年間に及ぶ指導教員の演習の履修義務（必修）により、双方向での研究指導が行われる。また、社会人学生への指導と学部卒学生への指導も、それぞれの特性にあわせて個別に行われ、研究テーマに応じて関連科目を受講するように指導され、さらに複数指導制により特定教員への偏りも排除されている。2年間の演習は、学生に自由な発想・意見の交換の機会を与え、また関心分野の文献紹介など指導時間の時間確保、及び、週一回の演習によって、論文の進行状況などを知る機会を与える。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

大学院学生に対する教育研究指導は、あくまで主指導教員の責任のもとでなされるが、副指導教員と十分に話し合った上で、その意見を踏まえながら行われている。

オ 研究分野や指導教員に係る学生からの変更希望への対処方策

主指導教員及び副指導教員が、当該大学院学生の意見・希望を聴取した上で、研究分野及び研究テーマやその研究内容に関して話し合いを行っている。話し合いの過程で、必要な限り、専攻主任及び研究科長も話し合いに加わり、意見や提案さらには必要な対処を行う。

最近起きた事例（旧経営学専攻）では、指導教員の指導理念・指導計画と、大学院学生の研究計画とスケジュールがかみ合わず、研究科長及び専攻主任が調整役となり、当該大学院学生、当該指導教員及び新たな指導教員の意見を、慎重かつ十分に聞いた上で対応策を考え、研究科委員会決定のもとで善処した。

4. 医学系大学院の教育・研究指導

ア 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度

イ 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. 「連携大学院」における研究指導等

ア 「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性

本項は、経営学研究科には該当しない。

6. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

全学レベルでは、平成15(2003)年12月に「FD推進委員会規程」が制定され、平成16(2004)年度からFD推進事業を実施している。この事業の目的は本学全体における「教育方法の改善を図るため、各学部・学科、各研究科・専攻及び個々の教員の教育活動を支援すること」であり、具体的には主に次の3点を全学的に推進している。本研究科は、以下の実施計画及び実施事業に積極的に参加している。

- (1) 各学部・学科、各研究科・専攻におけるFDへの取り組み状況を相互に報告し、意見を交換すること。
- (2) FDに関する情報を収集して分析し、情報及び分析によって得られた知見を各学部・学科、各研究科・専攻及び個々の教員等に提供すること。
- (3) FDに関する講演会及び研修会等を企画・実施すること。

また、本研究科独自には、平成21(2009)年度からFD活動の一環として指導教員経験者の教育・論文指導の方法などを、研究科委員会に出席している教員の前で発表する取り組みを始めた。教育研究の具体的な実践の経験を教員スタッフ間で共有するための試みである。これは教員の相互の教育・指導方法を、相互に検証・反省する機会を与え有効と考えられるため今後も継続していく。

イ シラバスの作成と活用状況

経営学研究科におけるシラバスは、基本的には毎年新たに作成する『大学院要覧』に掲載される。要覧には、講義又は演習の科目名、担当教員名、講義又は演習の題目、講義又は演習の内容・スケジュール、用書又は参考文献が記されている。このシラバスは、経営学研究科の「新入生ガイダンス」の際に担当教員から説明がなされ、大学院学生の科目選択に活用されている。なお、大学院学生の研究テーマ・内容が授業開始後に変わることもあるので、その場合は、指導教員とよく相談した上で、そのつど、新たな指導計画書の練り直しが行われる。

ウ 学生による授業評価の活用状況

旧経済学研究科経済学専攻において、数年に一度の頻度でアンケート方式による授業評価が行われていたが、旧経営学専攻では行っていなかった。そのため、平成21(2009)年度に経営学研究科として学生アンケートを実施した。このアンケートの結果は、FD委員会でも検討し、研究科委員会で結果や対策を公表する予定である。

エ 修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

本研究科では導入していないが、個別的に修了生からの声を聞き、その一部は大学院案内に卒業生の声として掲載されている。さらに「地塩会」(東北学院の仙台近辺在住の経営者OB会組織)並びに「職業会計人TG会」(経営学科のOB組織)では、経営学部と連携して年2回定期的に研究会を開催しているが、そこで本研究科並びに経営学科で学んだことが社会でどのように生きたかという経験談も寄せられている。

【点検・評価】

本研究科では、教育方法の充実を促進するために、大学全体のFD推進委員会の下部組織として、平成21(2009)年5月に研究科内に「FD小委員会」を設置し、全学規模のFDと連携して、教員の授業内容、授業方法の改善と向上に向けた研修会を開催していることは評価できる。一方で、学生による授業評価の導入と活用については、研究科としての組織的な導入はいまだなされておらず、その点は今後の検討課題といえる。

なお、本学OBから経営学研究科に寄せられる感想や意見については、課程修了後に研究室に訪れた時に個別に行われ、例えば、言葉に注意を払うようになったこと、論理的かどうかを考えるようになったことなどの意見が寄せられてきたが、今後は定期的な研究会などの場を活用して、組織的・継続的に収集することも必要であろう。

【改善方策】

本研究科の「FD小委員会」の活動の更なる活性化を通じて、課題とされている諸点の対応策を検討し、本研究科としての組織的な取り組みを促進する。特に、学生による授業評価は、平成21(2009)年度から実施する。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

経営学分野の国際化の進展を踏まえ、大学院学生の学修環境において国際交流の機会を充実させるとともに、それと連動して国内における教育研究交流・学会への出席・発表も充実させる。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

経営学研究科では、大学院学則で次のように規定している。大学院学生が、海外留学を希望する場合、「本大学院は、教育上有益であると認めるときは、学生が海外の大学院に留

学することを許可する」(第27条)。

また、交換留学生については、「協定のある外国の大学院の学生が、本大学院の授業科目の履修を希望するときは、所属を希望する本大学院研究科委員会の承認を得て、交換留学生として許可する」(第39条の2)。

同時に、外国人留学生の本大学院への受け入れに関しては、「外国人で、本大学院に入学を志願するものがあるときは、当該研究科委員会において学力検査の上、大学院委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可する」(第41条)として、いずれも国際交流への門戸は開かれているが、組織として積極的に国際交流を推進するといった取り組みは、特段行っていない。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性 (大学基礎データ表11に対応)

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針及び国際レベルでの教育に関する上記の規程のほか、大学院学生と学部学生を対象にした国際交流に関する基本方針が別規程として学則に用意されている(学則第13条)。この学則規程に基づき、交換留学生及び認定留学生の取り扱いに関する規程が別に定めてある。つまり、「東北学院大学学生の海外留学に関する規程」(平成2[1990]年4月制定)、「東北学院大学外国人留学生受け入れに関する規程」(平成3[1991]年4月施行)、「東北学院大学交換留学に関する規程」(平成4[1992]年4月制定)、などがその主なものである。

そのほか、大学院学生の国外での学会発表の際には10万円を上限とする旅費の補助の制度があり、また受け入れ研究員制度も定められている。

ウ 国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況 (大学基礎データ表12に対応)

経営学研究科においては、国内外の大学院との組織的な教育研究交流はない。

【点検・評価】

本研究科においては、大学院生が海外の大学院に留学すること、あるいは協定のある海外大学院の学生を本学大学院に交換留学生として受け入れること、また外国人を本大学院に外国人留学生として入学させること、これらはいずれも学則の定めるところであり、実現が可能となっている。

旧経営学専攻において、1名の中国人学生入学(平成14[2002]年)・修了を除いて、この制度を利用しての大学院生の国際交流の実績はない。これは、本学が、海外に知られていないこと、本学学生がまだ国内的視点にあること、語学上の問題、学費の問題、学部留学生の語学上の問題、教員が一部の教員を除いて、国際的に活躍していないことなどのさまざまな要因によると考えられる。教員、学生の視野の拡大、質的向上、研究科の国際的に通用する研究及び研究拠点化などが必要とされるが、当面は、現在の研究科の理念・目的、教育目標を充実させることであろう。

【改善方策】

今後、大学院学生の留学、外国人大学院学生の受け入れといった面ばかりでなく、本研究科における大学院学生の学修環境に、国際交流の成果を取り入れていくにはどうすべき

かについては、国内での交流と連動する部分がありその活性化をFD小委員会などで検討している。

④学位授与・課程修了の認定

【到達目標】

- (1) 学位授与の方針・基準を明確化するとともに、学位審査の透明性・客観性を高める。
- (2) 論文の質を維持しながら、学位授与率の維持・向上を図る。
- (3) 課題研究に対する学位認定や早期修了制度の導入を検討する。

【現状説明】

1. 学位授与

ア 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（大学基礎データ表7に対応）

「大学基礎データ」表7の通り、旧経済学研究科経営学専攻の修士学位の授与状況を平成16(2004)年度から平成20(2008)年度までの5年間についてみると(カッコ内は在籍者数に占める割合)、平成16(2004)年度1名(100%)、平成17(2005)年度4名(100%)、平成18(2006)年度0名(在籍者0)、平成19(2007)年度2名(100%)、平成20(2008)年度5名(100%)である。

学位授与方針・基準は、学校教育法第104条、及び学位規則(昭和28[1953]年文部省令第9号)の規定に基づき、東北学院大学大学院学則並びに東北学院大学学位規程の定めるところによるが、さらに研究科としては、(1)教育目標の定めるところにより、経営に関する高度な専門知識の獲得がなされたか、(2)企業経営者・組織体の管理者に必要な倫理、構想力、問題獲得能力が育成されたか、(3)古典的文献を通じた幅広い領域及び基本的な概念の把握と体系的な経営理論を体得したか、といった観点からも評価判定を行い、学位を授与している。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

経営学研究科では、論文審査に際して、主査、副査を選任し、口頭試問を含む最終試験を行った後、経営学研究科委員会に諮られているが、この経営学研究科委員会では、全教員に対し主査・副査による論文報告書が配付され、それをもとに論文審査の最終審議に参加することで、論文審査の透明性・客観性を確保している。

ウ 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

大学院学則第15条の修士課程の修了要件の中で、「修士論文又は特定の課題についての研究の成果」と定めている。経営学研究科は、修士論文を書くことを学位認定の条件にしている。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

経営学研究科では、留学生への学位授与に関する日本語指導等については、主・副の指

導教員の指導に依存している。

2. 専門職大学院の修了要件等

ア 法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間及び修得単位数との適合性

本項は、経営学研究科には該当しない。

3. 課程修了の認定

ア 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

大学院学則第15条ではこれを認めているが、経営学研究科においては、現在のところは、標準年限未満で修了することを認めていない。

【点検・評価】

到達目標(1)「学位授与の方針・基準を明確化するとともに、学位審査の透明性・客観性を高める」については、おおむね達成されている。本研究科では独自の方針・基準を明確化しており、論文の審査についても、上記のように、組織的に行われ、透明性・客観性は確保されている。

到達目標(2)「論文の質を維持しながら、学位授与率の維持を図る」についても、今までのところ達成されている。本研究科では、上記のように、修了予定者はほぼ全員が修士論文を提出し、審査に合格している。入学者に社会人が多いことを考えるとき、この点は評価されてよい。

到達目標(3)「課題研究に対する学位認定や早期修了制度の導入を検討する」については、進んでいない。社会人の課題研究に対する単位認定制度についても、早期修了制度についても、大学院学則には制度化されているが、本研究科では導入していない。

【改善方策】

- (1) 学位授与の方針・基準については、さまざまな方法で周知を図っていく。
- (2) 論文の質を維持しながら、学位授与率の維持を図るための教育的努力を続けていく。
- (3) 課題研究に対する単位認定制度、早期修了制度の導入について早急に検討する。

⑤通信制大学院

ア 通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

従来の人文・社会科学系の大学院では、研究者養成を意図し、「教育者・研究者」を志

望する大学院学生の受け入れを想定していたが、本研究科では、高度な知識・技能を持った「職業人」を目指す大学院学生の受け入れが中心となっている。さらに今後は「経営者や起業家」を目指す大学院学生の受け入れを拡大するなどの方策をとり、これら三者間のバランスのとれた受け入れが目標である。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（大学基礎データ表 18-3 に対応）

学生募集の方法は、経営学部の学生を対象に3年進級時の「説明会」がある。

入試選抜方法は、一般選考、特別選考及び社会人特別選考を実施している。一般選考は、本学、他大学の学生を対象に、毎年9月と2月の2回実施し、2つの専門科目、1つの外国語（英語・ドイツ語・フランス語のうちいずれか1つを選択、他大学出身外国人は日本語）の各筆記試験と面接及び口述試験（研究計画書に基づく）を行っている。

特別選考は、本学の学生を対象にした、推薦入試制度（出願時の学部既修得科目の成績の平均点75点以上、研究計画書、面接、教員の推薦書）で、毎年6月と9月に2回実施している。

社会人特別選考は、大学卒業資格を持ち、企業や官公庁に勤務し、所属長の推薦を受け、在職のまま研究できるもの、あるいは、3年以上の社会人経験を有するもの（主婦を含む）を対象に、研究計画書と口述試験で、毎年9月と2月に実施される。

外国人特別選考は、文部科学省が各国で実施した留学生試験に合格した（外国人日本語能力試験1級）国費外国人留学生を対象に、2つの専門科目と日本語の筆記試験、面接及び口述試験によって行われる。なお、私費留学生については、一般選考が適用されるが、他大学の出身の場合は、外国語に関しては日本語を選択させている。

2. 学内推薦制度

ア 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

学内推薦制度（「特別選考」）を利用して入学する学生は、現状では多くない。なお、経営学研究科における成績優秀者とは、受講した全科目平均75点以上ということになっている。近年の人数は、平成19(2007)年度0人、平成20(2008)年度2人、平成21(2009)年度4人である。

3. 門戸開放

ア 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

『大学院案内』及び『募集要項』は広報され、他大学・大学院の学生に門戸を開放しており、平成19(2007)年以降、他大学出身者も相当数入学している。年度別人数は、平成19(2007)年3人、平成20(2008)年4人、平成21(2009)年4人である。他大学の工学部出身者で、社会人特別選考で受け入れた学生が優秀な成績で修了したケースもある。このように他大学の学生にも広く門戸を開放している。

4. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

現在、大学院学則第20条第1項第8号において「飛び入学」は認められているが、経営学研究科においては、「飛び入学」制度は実施していない。

5. 社会人の受け入れ

ア 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

旧経済学研究科経営学専攻の各年度の社会人入学者数は、平成17(2005)年度に0名、平成18(2006)年度に2名、平成19(2007)年度に5名、平成20(2008)年度に5名である。社会人は、就業経験の中から、それなりの問題意識を持ち、これに対する理論的根拠の獲得、あるいは問題解決の糸口を発見といった意識を持って積極的に学習している。

6. 科目等履修生、研究生等

ア 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本学大学院では、以下の通り制度化されている。

(1) 科目等履修生

大学院学則第35条で、「本大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者があるときは、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、入学を許可することがある。」と規定している。

受け入れ要件は、大学院学則第20条で定める博士課程前期課程又は修士課程への出願資格を有していることである。

(2) 委託生

大学院学則第36条で、「公共団体その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導を希望する者があるときは、本大学院学生の教育研究の妨げのない範囲において、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、入学を許可することがある。」と規定している。

(3) 研究生

大学院学則第37条で、「本大学院各研究科において、特別の事項について研究を志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、各研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、許可することがある。」と規定している。

受け入れ要件は、「大学（外国の大学を含む）を卒業した者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者、及び修士の学位を有する者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者」（大学院研究生規程第2条）としている。

(4) 特別委託聴講生（委託聴講生）

大学院学則第39条で、「本大学院と単位互換制度の協定のある他の大学院の学生が、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を希望するときは、正規の学生の教育研究を妨げない範囲で、特別委託聴講生として許可することができる。」と規定している。

7. 外国人留学生の受け入れ

ア 大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

旧経営学専攻として、平成 16(2004)年度に 3 人、平成 18(2006)年度に 1 人と在学していたが、平成 21(2009)年度時点において外国人留学生は在籍していない。

イ 留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った、大学院における学生受け入れ・単位の認定の適切性

本学大学院では、留学生の受け入れについて、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った受け入れをするために、前期課程については大学院学則第 20 条第 3 号、第 4 号及び第 9 号、後期課程については同 20 条の 2 第 2 号、第 5 号(口)の規定を設け、外国人日本語能力試験(1 級)に合格していることを入学の要件としている。また、外国人留学生のための特別選抜も定員もなく、留学生は、「一般選考」を受験することになるが、本人が受けた教育内容や質については、面接の際に見極めている。

留学生が本国地での大学教育、大学院教育で修得した単位の認定については、日本人学生が入学前に修得した単位の認定と同等に扱われる。

8. 定員管理

ア 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性(大学基礎データ表 18 に対応)

平成 21(2009)年度現在、経営学専攻では平成 19(2007)年度からカリキュラムに租税法等の科目を開設したことで、税理士の資格取得を目指す大学院学生の増加が見られ、平成 19(2007)年度に 5 名(62.5%)、平成 20(2008)年度に 7 名(87.5%)の大学院学生を受け入れている。

旧経済学研究科経営学専攻では、収容定員に対して入学者が少ない状況であったが、ここ数年間は定員を充足する状況になっている。特に改組後の経営学研究科経営学専攻の平成 21(2009)年度においては、入学定員超過(入学定員 8 名に対して入学者 12 名 150%)が生じたが、これは恒常的ではない。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

経営学研究科においては、平成 21(2009)年度において定員超過が生じたが、これは一時的なものであり、恒常的な著しい定員超過とは考えていない。

【点検・評価】

本研究科は、現状では、教育者・研究者を志望する大学院学生よりも、高度な知識・技能を持った職業会計人を志望する大学院学生が多くを占めているので、経営者や起業家を志望する大学院学生の受け入れを拡大することが必要である。

学生募集の方法は、多様な対象及び入試機会を与えることを考慮したものである。ただし問題点は、このような制度があることが十分に周知されていないとみられることである。

入学者選抜方法に関しては、本研究科として大学院学生に求める基本的学習能力を担

保し、一定水準以上の修士論文を作成させるためにも、現状の選抜方法を維持する必要があると思われる。なお今後、社会人が抱える経営上の問題を解決するための問題解決型の社会人修士にむけたカリキュラムの編成を目指す必要がある。

特別選考については、制度そのものは入試選抜方法の内容からして問題はないと考えるが、この制度の存生に十分に周知させる努力が不足していたためか、志願者が少ない年度もあった。この制度を学部学生に十分に理解させる広報活動が必要である。

平成15(2003)年からは、新3年生及び新4年生に対して、大学院のガイダンスを3月と4月に行っている。また、大学院入学時の学納金支払いを軽減するために、本学出身者に対して入学金を免除することを検討していたが、平成19(2007)年度入学生から入学金を免除することを決定した。また、標準修業年限内に在籍する大学院学生に対しても一定の給付奨学金を授与することを決定した。平成21(2009)年度からは、早期卒業制度が適用されることになるので、大学院入学に関して従来よりも学部学生の関心を高めることにつながるものと思われる。

社会人の受け入れについては、教員が、彼らの経験を尊重しつつも、それらの経験が必ずしも正しいとは限らないことに気づかせる一方で、社会の現場で得られた問題意識を持ち込んで研究することは、教員にとってもメリットがある。そうした点から今後も積極的に社会人を受け入れていく方針である。

【改善方策】

経営者や起業家を志望する大学院生を受け入れていくためには、基礎科目群と応用科目群といった講義科目の再編成や、大学院生の参加を前提としたプロジェクト型の講義を実施するなどのカリキュラムの改善によって、入学志願者の増加を図ることが考えられる。経営者・管理者向けパンフレットをさらに積極的に配布する。教育者・研究者を志望する学生に対しては、他の大学院後期課程への斡旋を行う。

なお、今後とも大学院入学案内など広報活動の充実、大学院入学ガイダンスの更なる充実などに努める。

VI. 研究環境

【到達目標】

昼夜開講による授業負担を考慮しつつ、研究時間を確保し、教員の研究実績を向上させる。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況 (大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応)

イ 国内外の学会での活動状況 (大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応)

経営学研究科の教員の研究成果の発表方法は、大きく分けて2つのカテゴリーがある。第一は著書や論文の形で公刊するものであり、第二は学会あるいは講演会などの場で発表・講演するものである。このどちらの方法も、本研究科の教員は『東北学院大学教育・

研究業績』で公表している。直近に公表されたものは、『東北学院大学教育・研究業績2005-2009』である。ここでは学術書をはじめ、掲載した論文など、九つのカテゴリーに分類し、公表している。

本研究科の教員は、全体として、毎年規則的に著書・論文を発表し、また学会発表を行っているが、十分とはいえない。上記の『教育・研究業績2005-2009』によると、平成21(2009)年度の教員19人(非常勤を除く)のうち、著書・論文などの件数は合計113件である。経営学研究科の教員にとり、最も身近な発表機会となる機関誌は、『東北学院大学論集・経済学』『東北学院大学経営・会計研究』などである。また、国内外での学会発表の件数は合計43件となっている。

ウ 当該研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

本研究科担当教員による特筆すべき研究分野の研究活動では、清涼飲料業界における隙間(ニッチ)戦略の実証研究、日系製造業の海外事業戦略とその経営管理に関する課題についての研究、企業収益と役員報酬、コーポレートガバナンスについての研究などがあげられるであろう。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

科学研究費補助金を申請する教員が増加する傾向にある(下記「5-ア」を参照)。また、本研究科担当教員が行っているものに、メルコ学術振興財団など外部の研究助成を受けて他大学の研究者との共同研究がある。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

経営学研究科の教員の中には、米国研究者との間で管理会計に関する共同研究を行っている者がいる。また、他の教員で、米国マサチューセッツ工科大学を中心とする自動車産業についての国際比較調査に参画するなど、国際的な共同研究を推進している者がいる。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

大学附置の研究所のうち、本研究科がもっぱら関係するものは「経営研究所」である。所員は、学部及び大学院の教員からなり、そこから運営委員が選出され運営されている。経営研究所は、その設立趣旨により、資料収集、講演会、研究会、公開講座などを行い、『紀要』(年1回)を発行し、その活動、研究成果を公表している。

経営研究所は、東北地域を中心に、経営・会計に関して、一方で地道な資料収集、文献収集を行いながら、他方で、地域のその時々々の主要課題をテーマに取り上げ、極めて意義深い活動であることが学外からも評価されている。また、経済学部付設の東北産業経済研究所のシンポジウムに本研究科教員が中心的に関わり、東北地方の自動車産業振

興について地域の関係者ととも研究を進めている。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター（非常設）」「ハイテク・リサーチ・センター（非常設）」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン（非常設）」があげられる。これらのセンターは、学内の各学部・研究科によって利用されている。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性（大学基礎データ表 29、表 30、表 31、表 32 に対応）

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として 27 万円が前期と後期に分けて半額ずつ支給される。その実績は「大学基礎データ」表 29 に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年 2 回、4 泊 5 日を限度に支給され、発表を行う場合は別に 1 回分の旅費が支給される。また、年 1 回、3 泊 4 日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は 20 万円を限度に航空運賃の半額を支給している。それらの実績は「大学基礎データ」表 30 に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表 35 に対応）

「大学基礎データ」表 35 に示されているように、専任教員全員に「個人研究室」が与えられており、個室率は 100%である。1 室当たりの平均面積は 18.13 m²である。各室内は、空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室を整備している。教員研究室の配置に関する全学的な調整は、「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

本学では、教員の研究時間を確保させる方途として、「大学基礎データ」表 22 にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を 8.0 授業時間（4 コマ）と定めている。なお、大学院を担当する場合は、学部とあわせて 8 コマを上限としている。この上限を超えて担当することは所定の手続きを経ない限り認めていない。

さらに、時間割を編成する際、1 週間のうち授業を担当しない日が原則として 2 日は確保されるよう配慮している。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研究活動に必要な研修機会として、「在外研究員制度」「研修休暇制度」「国内研究員制度」がある。在外研究員と研修休暇は1年間、国内研究員は6ヶ月を上限とし、それぞれ6年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。これら3つの制度によって、毎年、大学全体で10名弱の教員が研修機会を持っている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表31に対応）

共同研究費の制度として、大学を含む東北学院が設置する学校の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成」があり、採択された個別研究には1件につき上限50万円、共同研究には1件につき上限300万円の助成金が支給される。この制度による助成金の支給総額は850万円を上限としている。平成20(2008)年度の実績は「大学基礎データ」表31の通りであり、平成21(2009)年度の全学の件数は、個別研究が5件、共同研究が2件、総額約850万円の助成金が支給された。

助成の対象となる研究は「選考委員会」による選考に基づき、理事会で決定される。選考委員会は、学院長、学長、副学長、学部長、校長、その他学院長が必要と認めた者から構成される。

助成を受けた研究の成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後3年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務づけられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じることになっている。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表33、表34に対応）

本研究科・経営学部（旧経済学研究科経営学専攻・旧経済学部経営学科）における科学研究費補助金申請は、平成15(2003)年は3件（採択0件、申請率12%）、平成16(2004)年は2件（採択1件、8.3%）、平成17(2005)年は0件（採択0件、0%）、平成18(2006)年は5件（採択2件、20.8%）、平成19(2007)年は2件（採択0件、8.3%）、平成20(2008)年は6件（採択1件、25.0%）である。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

組織改編直後のため、単独としてのデータがまだ整っていないので分析は不能であるが、科学研究費などの外部資金の割合を今後増加させていきたい。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文等の発表の機会については、本学学術研究会が発行している年3回の『東北学院大学経済学論集』、経営研究所の発行する年1回の紀要『東北学院大学経営・会計研究』への投稿がある。各教員は、研究成果をこれら学術研究会及び各研究所の紀要への投稿によって公表が可能になる。

また、学会参加助成は年2回、資料収集は年1回まで認められている。なお、学会での発表がある場合には、学会参加助成がさらに1回追加される。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

研究論文等の研究成果の発信方法としては、教員の内外の学会での発表及び本学点検・評価委員会が発行している『東北学院大学教育・研究業績』がある。これは、本学教員の教育・研究の成果をまとめたもので、各大学や研究所に配付している。

また、研究成果の受信については、本学の「図書館」や「経済研究資料室」で内外の大学・研究機関からの学術図書及び雑誌を受け入れており、自由に閲覧が可能である。「経営研究所」においては、各研究機関からの学術図書・雑誌を受け入れるだけでなく、教員による積極的な資料収集も行われている。

なお、本研究科に関連する経営学部では、旧経済学部経営学科時代より、電子ジャーナルやデータベースの導入を積極的に進め、有価証券報告書データベース、財務諸表データベースの導入、オンラインジャーナル（EBSCO、ProQuest、Science Direct、Factivaなど）を導入している。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

そのほか、本研究科に直接関連はしないが、他の学部（研究科）では、実験等における倫理面を確保するために、「東北学院大学工学部放射線障害予防規程（3.7 ギガベクレル以下の密封線源を使用）」「東北学院大学教養学部放射線障害予防規程」「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」「東北学院大学工学部組換え DNA 実験安全委員会内規」「東北学院大学工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程」を定めている。また、それぞれの規程に基づいて関連委員会を設置して対応を図っている。

【点検・評価】

経営研究所は、長期的に研究所に関わる専任教員がいないこと、所員が学部及び大学院の教員であることなどから調査・研究のための時間的余裕がないこと、各教員の研究テーマと研究所のテーマが一致しないことなどの問題点がある。

今後10～20年を見据えて、本研究科の将来像を真剣に討議し、大学・大学院として何をなすべきかを検討し、教育とともに研究において、特徴のある大学院を形成していく必要がある。そのために、新たなコンセプトの研究所を構想していく必要があろう。さらに、科学研究費補助金及び研究助成財団などへの積極的対応、大学の研究助成への申請なども求められる。

共同研究については、各教員の研究テーマが一致しないならば不可能である。そのため、意義ある大きなテーマの設定が不可欠である。今後、本研究科のあり方と特異性を考え、それを魅力あるテーマに結びつけ、継続的に追求する体制が必要であろう。立ち上がりつつある、「東北地域の自動車産業基盤形成についての研究」「おもてなしの経営学についての実証研究（観光産業についての経営学・商学的な見地からの実証分析）」といった複数教員による研究プロジェクトなどはこの萌芽として注目できる。

研究費などの制度はほぼ問題はない。図書資料の購入には、各担当教員により、ばらつきがあり、ある分野に関する図書が蓄積されないという問題がある。年度の終わりにおいて、図書費の残額を、全体的に考えて不足分野の図書・資料を購入している。研究科長を中心に、研究の拠点としての大学という意識改革が、各教員に求められる。

研究成果等の発表状況については、教員により発表数にばらつきがあること、より積極的に内外の学術誌に発表していく必要があることなど問題もあるが、教員は発表により積極的になってきているといえる。しかし、大学院教員の学部との兼任、研究活動、授業などから多忙を極め、各教員の研究活動は著しく制限されているとともに、大学院全体を常時、考慮する時間的余裕もない状況である。研究科長や専攻主任の職務のあり方などを抜本的に考える必要がある。

大学院教員が学部との兼任となっているのは、入学者数が少ないこと、また、年度により入学者数が変化すること、また、入学者の選択する担当者も変化することからくる。入学者が予測できると、学部授業コマ数を調整できるが、それができないため、大学院生を受け入れると過重負担になる。今後、入学者数の安定的確保、及び大学院教育の重要性に鑑み、本格的な大学院教育のあり方、教員のあり方を考える必要がある。なお、経営学部の夜間主コース制の廃止は、内外の諸条件の変化の結果ではあるが、研究時間確保という面においては、結果的に良い傾向である。

【改善方策】

教員が、研究時間を確保するために、諸会議の合理化、研究・教育以外の諸活動を極力、少なくする必要がある。また、授業時間数、キャンパス間移動時間などの削減が求められる。教員と事務職員の仕事の分担、協力関係を見直すこと、学生募集活動、社会貢献活動など、大学に求められることが増大する傾向にあるが、焦点を絞るなど再設計することが求められる。

研究所が、地域の発展、かつ学部及び大学院の研究の発展にも結びつく新しい研究所（例えば、企業の事例研究、あるいは、企業との共同研究か、学部あるいは大学院の研究・授業に役立つ研究所など）を考える必要がある。また、東北学院大学の特長をいかし、世界に研究成果を発信できるユニークな研究所も考慮しなければならない段階に来ているといえる。大学院のあり方については、今後1～2年をかけて、FD委員会を中心に検討・提案し、研究科委員会で討議する。

VIII. 教員組織

【到達目標】

教育と研究のバランスの取れた教員組織を構成することを目標とする。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における

当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（大学基礎データ表 19-3 に対応）

経営学研究科の理念・目的は、本学大学院学則第1条第2項別表1で次の通り定めている。「キリスト教による人格教育を基礎として、経営学の理論及び応用を教授し、専攻分野の研究能力を養うことによって、研究者、教員、専門職、企業人など幅広い人材を育成し、社会の進展に寄与する。」と同時に、本研究科の教育目標は、「主指導教員および副指導教員による教育の下、広い分野の学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な能力または専攻分野における研究能力を養う。」ことである。これを受けて、本研究科の経営学専攻は、理念・目的及び教育目標を定めている。

本研究科の経営学専攻には修士課程がある。これらは、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項及び第4条第1項と緊密に関連していると考えられる。

本研究科に在学する大学院学生の数は、平成21(2009)年5月1日現在、修士課程が12名である。専任教員数は19名で、設置基準で必要とされる9名を超えている。学生一人あたりの教員数は、約1.6人である。修士課程学生の約8～9割が、会計士・税理士の資格取得を目標にしているため、毎年、当該資格に関係する科目担当教員は専任教員のほかに非常勤教員を依頼している。

分野別専任教員数（主分野）と非常勤教員数は、経営系8人、会計系5人と非常勤3人、商業・サービス系6人、分野横断的特別講義（非常勤6人）で構成されている。

イ 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の

状況

本研究科では、学生に対する教育研究指導は主・副指導教員が十分話し合った上で、しかもそれぞれの専門的な観点から行っており、それぞれの権限と責務は明確である。さらに、修士課程の2年次において修士論文の中間報告会を開催し、その折、他の教員が異なる視点からさまざまな意見や助言を与え、論文作成に役立てている。

2. 教育研究支援職員

ア 大学院研究科における研究支援職員の充実度

イ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

本学大学院では、法務研究科に教員の教育活動を支援する「教育補助スタッフ」が3名いるほかは、助手や副手などの研究支援職員はどの研究科にもいない。大学院担当教員への研究支援は、研究機関事務課、国際交流課、中央図書館大学院分館、情報処理センター及び調査企画課などの事務職員によって、それぞれの事務分掌との関わりで限定的に行わ

れている。

ウ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

TAは、「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」で制度化されている。平成21(2009)年度の本研究科のTAは2名おり、アシストする学部の授業数は14コマである。アシストする授業は、「文献講読Ⅱ」「文献講読Ⅲ」「財務会計論」「演習（2・3・4年）」「総合講座Ⅰ」「総合口座Ⅱ」「コーポレート・ファイナンス」である。TAによって、大学院学生は教育経験と奨学の機会を得ている。

RAは、これまで「東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程」で制度化されていたが、平成20(2008)年4月に新たに制定された「東北学院大学研究スタッフに関する規程」に移行して運用されている。平成21(2009)年度現在、本研究科にRAはいない。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本研究科は、大学院担当の専任教員の募集を独自に実施しておらず、経営学部と連携する形で行っている。

また、任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性に関しては、「東北学院大学大学院教員資格審査規則」（昭和45[1970]年4月施行）、「東北学院大学就業規則」（昭和63[1988]年4月施行）及び「東北学院大学懲戒規程」（平成14[2002]年8月制定）に従う。同時に、本研究科では「大学院教員資格審査基準細則（経済学研究科）」（平成10[1998]年4月施行）並びに「大学院教員資格審査規則経済学研究科細則に関する申し合わせ事項」（平成19[2007]年4月施行）に基づき、経営学部担当教員のうちから適任の者を本研究科の担当教員に任命している（前身の経済学研究科の諸規程を準用している）。

なお、経営学研究科は修士課程だけであるため、経済学研究科の申し合わせ事項の「(3) 経済学研究科博士課程前期課程（修士課程）担当教員の選考は、経済学研究科細則第2条の基準を満たすものを対象とする。」を準用している。審査対象者は、上記研究科細則3条の提案に基づき、審査委員（主査・副査）を研究科委員会で選任し、その結果を同委員会で報告し、承認を得るプロセスを経ている。

イ 任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本研究科では、非常勤講師及び海外からの招聘教授を除き、専任教員に関しては任期制などの措置は現在のところ導入していない。

4. 教育・研究活動の評価

ア 大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

経営学研究科は、本学全体の教育活動及び研究活動の評価のシステムの枠組みの中にある。本研究科の専任教員は、本学学内の諸規程に基づき、制度的かつ定期的に教員の教育活動及び研究活動の評価を実施し、相互啓発を図っている。

具体的には、昭和63(1988)年以降の「研究業績」を平成6(1994)年に公表したのを皮切

りに、2年ごとに(平成6[1994]年から平成11[1999]年までは3年間隔で)公表してきた。平成15(2003)年3月には、『点検・評価報告書別冊研究業績』において平成9(1997)年1月から平成13(2001)年12月までの研究業績を、平成19(2007)年3月には平成14(2002)年から平成18(2006)年までの『教育・研究業績』を公表した。以上のほかにも独立行政法人科学技術振興機構の研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)へも教育研究の情報を開示している。

本研究科担当教員はすべて経営学部の専任教員であるが、経営学部専任教員の本研究科専任教員への任用の際には、あらためて資格審査を行い、大学院教員として相応しい教育・研究業績を有しているかを評価している。なお、学生の授業評価は現在行われていない。

イ 大学院研究科の教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

本学並びに本研究科の専任教員の研究活動は既に、上記の『教育・研究業績』の公表によって、相互に明らかにされている。その他の評価する方法は確立されていない。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア 学内外の大学院と学部、研究科等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性(大学基礎データ表12に対応)

経営学研究科においては、発足初年度ということもあり、他機関から招聘した実績はない。本研究科では、教員間の相互の意見交換が、研究室の相互訪問、会議の場、歓迎会などを通じて、自由になされている。

【点検・評価】

経営学研究科の理念・目的及び教育目標に向けて、本研究科は適切・健全な教員組織を備えていると判断できる。なお、大学院担当教員については、専任教員に関する独自の人事任免権がないので、経営学部と連携を深めて対処する必要がある。

研究活動を活発に行っている教員がいる一方で、教育活動、学内外の役職や社会的活動を担っている教員もいる。研究と教育のバランスをとること、とりわけ、後者のタイプの教員には、研究活動にもさらに力を注ぐことが望まれる。このような課題については、今後の合理的な検討と対応が必要である。本研究科では多くの教員が教育活動及び研究活動の評価を実施しているが、まだすべての教員がその実施をしているわけではない。本研究科はこの点に関する課題を今後、FD活動においてこれらの課題の内容を調べ、今後対応策を検討する予定である。

教育研究指導体制については、主・副指導教員、その他の教員の役割分担が明確であるとともに、学生に対する教育研究指導の連携体制が適切に確保されているものと考えられる。

本研究科における教員組織に関わる上記の課題の解決には、教員の評価のあり方、教員の研究に対する意識改革への取り組み等、喫緊の課題として早急に解決する必要がある。なお、本学及び大学院の学内外の大学院・研究機関との人的交流が図られ、教育研究の向上が組織的に図られていると考えられる。

【改善方策】

改善方法の1つとして本研究科は、研究と教育とのバランスがとられるような教員組織とするために、FD活動の中で改善を促し、かつ、点検評価小委員会で検討する。

今後、ピア・レビューを制度化することもFD活動の一環として検討していく。

X. 施設・設備

【到達目標】

- (1) 学生及び教員が、研究し思索するにふさわしい外部環境（構内の緑地空間など）と内部環境（建物内の休憩スペースなど）を確保する。
- (2) 研究するための手段（書籍、研究用情報機器など）を適切に確保する。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（大学基礎データ表 36、表 37、表 38、表 40 に対応）

経営学研究科の施設・設備には、文学研究科、経済学研究科、法学研究科と共通の施設である7号館及び中央図書館分室（大学院図書館）がある。7号館には講義室が19室あり、一部の教室を除いて専用施設である。科目の特性や受講者数に合わせて、効果的な授業ができるようになっている。また、大学院学生の研究環境として合同研究室（10室）があるが、経営学研究科はそのうち1室を使用している。個人用ロッカーの整備や、図書資料検索のために個人に情報コンセントを整備し、学習の便宜を図っている。このほか、共通の施設として資料室2室、談話室1室を設置し、中央図書館分室と印刷室に専用のコピー機を備えている。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表 38 に対応）

本研究科に、コンピュータとプリンター各1台、情報コンセントが備えてある。また、8号館の情報処理センターや大学院図書館分室のパソコンが利用されている。さらに、印刷室にはコピー機が1台配備されている。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

本研究科に該当する施設はない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

LANシステムが大学院棟の7号館にも繋がれ、教室に情報コンセントも備えられ、日経NEEDSや法務研究科が導入している「TKC」そのほかのデータベースも利用可能である。AV機器も利用可能である。

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

図書検索、相互利用のシステムはあるが、本研究科として特記すべきものはない。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、経営学研究科には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

昼夜開講制で開講されており、夜間における研究指導についても、昼間と同様の施設・設備の利用やサービスが可能である。なお、7号館は、6時から23時まで、大学院図書室は月～金まで10時から21時まで、土曜は10時から17時まで開館している。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティは、全学の「施設拡充委員会」に設置している「キャンパス・アメニティ委員会」で検討され、その後、施設拡充委員会で必要性を総合的に勘案して決定される。

キャンパス・アメニティに関する学生からの意見は、大学及び学部の学生団体である学生会の双方で設置している「意見箱」から聴取される。また、大学と学生会との定期的な協議の場である「合同協議会」で取り上げられる。

なお、大学院学生からの声は指導教員や大学院課に寄せられ、上記の仕組みの中で反映されるようにしている。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

大学構内に「食堂」や「学生ラウンジ」のほか、「ロッカー」「大学生協」「保健室」「課外活動部室」が整備されており、学生がキャンパスの中で快適に生活を送ることができる。また、体育館の「トレーニング室」も利用できる。近年は屋外に「テーブル」や「ベンチ」を増設し、屋外の環境も整備している。このほか、7号館には大学院学生のための談話室があり、自由に利用できる。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

本研究科がある土樋キャンパスは、市街地の中心に位置するために他キャンパス以上に植栽を増やすなどの緑豊かなキャンパスの創造に努めている。

また、大学周辺の「環境」に影響を与える人的行動は、学生部や大学院課によって学内掲示や口頭で指導を行っているほか、「学生手帳」と「学生生活」の印刷物に注意事項として記載している。

そのほか、各キャンパスのグラウンドは、地域の指定避難所ともなっている。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

大学院棟(7号館)には、「講義室」、大学院学生の一般的な事務取り扱う「大学院課」、大学院学生のための「合同研究室」及び「談話室」が配置されている。この大学院棟(7号館)は、5階建てにもかかわらず、50年ほど前に建築された教室棟であるために、エレベーターが設置されていない。

大学院課の事務取扱時間は、8時30分から17時までであるが、合同研究室及び談話室は、7時から23時まで利用可能である。

中央図書館は、8時30分から22時まで、中央図書館大学院分館は、10時から21時まで利用可能である。

本研究科の学生は、「経営研究所」「経済研究資料室」「東北産業経済研究所」「社会福祉研究所」の図書・雑誌・資料等を利用して、各自の研究を行うことができるが、いずれも8時30分から19時30分まで利用可能である。

本研究科は、土樋キャンパスにあるため、キャンパス間の移動を必要としない。しかしながら、土樋、多賀城、泉の各キャンパス間には公共交通機関や幹線道路が整備されており、おおむね30～45分で移動できる。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(1) 一般的施設については、施設部施設課が、「東北学院大学営造物管理規程」などの諸規程に基づき、建物、備品・用品、情報関連設備を維持・管理している。また、保守・点検整備・警備の責任は施設部施設課が負うが、実際の業務は外部業者への委託及び保守契約で実施している。施設・設備等の維持・管理について、建物修繕などの全学的調整が必要となった場合は「東北学院施設・設備等整備委員会」が審議している。教員個人研究室は、「東北学院大学研究室運営規程」に基づき、全学的に調整を図っている。

(2) 教室については、学務部教務課が管理している。

(3) 情報処理センター及び事務システムとその運用端末は、情報システム部情報システム課が、関連規程に基づいて管理している。学内総合ネットワークは、「東北学院総合ネットワーク管理規程」(総務担当副学長を中心に各学部の委員、事務関係部局の委員で構成)に基づいて日常的業務を行っている。さらに、課題ごとに検討するための小委員会や作業部会も設置されている。

(4) 会議室については、総務部総務課が管理している。

(5) 防火防災管理は、「東北学院大学災害対策委員会規程」のもとに、キャンパスごとに「防

火管理規程」(地震等に対する防災も含む)を制定して責任体制を明確にするとともに、職員による自衛消防隊を編成している。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

(1) 衛生

キャンパスの清掃は、施設部施設課の管理のもと、外部委託会社が実施している。

(2) 安全

キャンパスの警備は、施設部施設課の管理のもと、外部委託警備員を24時間常駐させて行っている。

災害については、規程とマニュアルを整備し、「災害対策委員会」を設置して対応している。なお、近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に対処する災害発生前のシステムとして「緊急地震速報システム」を各キャンパスに整備し、災害発生後システムとして学生の「安否確認システム」の整備を実施した。さらに、職員による「自衛消防隊」を編成し、毎年防災訓練を実施している。

なお、平成18(2006)年には、土樋キャンパスの大学院棟である7号館の耐震構造の改修を行っている。

【点検・評価】

大学院生の要望を聞き、何が不足しているかを話し合う必要がある。外部環境は、整備されつつあるが、さらに環境を整備するようにしたい。

【改善方策】

平成21(2009)年度は、大学院生との対話を実現し、そのつどの対応でなく、定期的に要望を吸い上げる仕組みを構築する。

情報機器については、より一層の整備と質的向上を図るとともに、教室・教室内設備を整備していく。具体的には、7号館のエレベーター設置、パソコンとコピー機の増設を大学当局に働きかけていく。

第7節 法学部

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

東北学院大学全体の理念・目的を実現するために、法学部は、「法的知識と法的思考を生かし、人間の尊厳のために貢献できる人材を養成する。」(学則第1条第2項別表1)ことを、人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的としている。

この理念・目的を実現するために、法学部は、次のような5つの知的・精神的な力の習得ないし涵養を教育目標としている。

- ①人生を主体的に生きる力
- ②法についての正しい知識と思考
- ③法を広い視野からとらえる教養
- ④人間の尊厳への深い理解
- ⑤隣人(他者・社会)に奉仕する精神

法学部は、この教育目標に基づいて、次のような人材を養成することを目指している。

- ①法律専門職、公務員、企業人、NPO 法人職員など、専門知識を人間の尊厳の実現に生かすことによって社会から信頼を寄せられる人材
- ②一市民として、各種の地域活動やボランティア活動の場においても、専門性を生かしながらリーダーシップを発揮できる人材

イ 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

法学部は、理念・目的及び教育目標を、日本語では「法的知識と法的思考を、人間の尊厳のために」、英語では「Think legally, for human dignity」というモットーとして、簡潔に表現している。このモットーや上記アの教育目標は、①学外者に対しては学生募集のための『大学案内』と『ガイド法学部』、企業の採用担当者向けの『就職部大学案内』、法学部を紹介するインターネット上のホームページに明記されており、②学内に対しては、学部学生全員に配付される『大学要覧(シラバス)』、学生の父母に配付される『父母のための大学ガイド』、などに明記されている。また、入試説明会、高校等に出向いての法学部紹介、オープンキャンパスなどでも、法学部役職者が法学部の教育方針を説明する際には必ず、このモットーと教育目標を強調するように努めている。

ウ 学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

法学部では、現在のところ、「法学部改革検討・FD 小委員会」が、理念・目的及び教育目標の妥当性を検証する役割を担っている。この委員会は、学部長、学科長を始めとする12名の委員からなり、学部のあり方、特に教学全般について検討し、学部教授会に提案する機関である。

従来、カリキュラムの根本をなす学部の教育目標については、「法学部カリキュラム検討委員会」が担当していたが、平成7(1995)年度には、これを「法学部改革検討小委員会」

と改称し、学部のあり方全体についても検討を行ってきた。しかし、学部の理念にまで踏み込んで検討するようになったのは、平成 18(2006)年以降のことである。「法学部改革検討小委員会」は、学部創設時からの社会の変化、大学及び法学部に対する社会からの要請の変化を十分に考慮しながら、法学部の理念・目的及び教育目標を再検討し、明文化する作業を行ってきた。上記アに掲げた理念・目的及び教育目標は、この委員会においてまとめられ、教授会に提案されたものを教授会が一部修正して承認したものである。

この委員会は、平成 20(2009)年度には「法学部改革検討・FD 小委員会」と名称を変え、FDをも担当することを名称にも明示的に反映させることとなり、今日に至っている。

【点検・評価】

- (1) 法学部の理念・目的及び教育目標は、東北学院大学全体の理念・目的及び教育目標に照らして適切であるだけでなく、学士課程としての学部の社会的意義という点からも適切なものである。具体的には、(i)法科大学院制度導入後の法学部教育における課題、すなわち「魂なき専門人」に陥ることなく豊かな人間的成長をとげるように学生を教育するという要請に答えている。また、(ii)法学部の卒業生の多くは、宮城県を中心とする東北地方の多種多様な職業上でも、同時にまた地域社会における多様な活動の上でも、リーダーとしての役割を果たしているが、上記理念・目的等はそのような現実にも合致している。
- (2) 法学部においては、学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みは、上記「法学部改革検討・FD 小委員会」という組織として既に導入されており、実際にそのつどの議題として論じられている。
- (3) 法学部の理念・目的及び教育目標を周知させる取り組みを本格的に始めてから、まだ3年ほどしか経っておらず、取り組みの成果が確実に現れているとは言い難い。例えば、平成 22(2010)年度入学者選抜のための A0 入試 A 日程受験者中、受験理由として法学部の教育理念・目的や教育目標に言及する者は、59 名中 6 名だった。この数字は、A0 入試という試験形態を考えると、決して多いとはいえない。また、周知度の指標として、A0 入試での受験理由の確認だけでは対象者が少ないので、確認を補強する方策を検討する必要がある。

【改善方策】

以上のように、法学部の理念・目的及び教育目標とその組織的検討の仕組みについて、法学部の現在の取り組みはおおむね有効であると考えられる。ただ、周知方法の有効性を検証し、今後の方策を定める作業はまだ不十分である。継続的に実施してきている入学時アンケートの中に、理念・目的、教育目標の周知状況を一層明示的に尋ねる質問を盛り込むなど、上記「法学部改革検討・FD 小委員会」で更に検討を重ねる。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 学部・学科の組織構成と理念・目的等との関連

法学部の前身は、昭和27(1952)年に設置された短期大学法科である。同法科設置の趣旨は、キリスト教主義に基礎をおいて法学の基礎教育を施し、法律・行政の実務担当者を養成することにあつた。昭和35(1960)年の短期大学廃止とともに、法学教育は文経学部を引き継がれた。その後昭和40(1965)年、法学部は法律学科1学科で創設され、それ以降学科構成に変化はない。1学科体制で出発した当時の理念・目的、教育目標は、幾分か洗練を経てはいるものの、基本的には設置時以降大きく変更されていないことも、組織構成の継続にあづかっている。

平成12(2000)年度からは、上記の理念・目的、教育目標を学生本人の目標に合わせてより一層効果的に実現するため、政策行政、企業法務、司法、国際法務、総合法務という5コースからなるコース制を導入した。さらに平成18(2006)年度には、司法コースを2つに分け、法曹以外の法律専門職を目指す法律専門職コースと法科大学院進学希望者向けの法曹養成コースを新設して合計6コースとなっている。

法学部は、東北地方における数少ない本格的な法学教育研究機関として認知・評価されており、弁護士・司法書士・行政書士・裁判所事務官・書記官などの法律専門職、及び国家公務員・地方公務員・労働基準監督官などの公務員を数多く輩出している。また、平成16(2004)年に本学に法科大学院(学内の組織としては「法務研究科」)が設置されたことにより、法科大学院進学を念頭に置いた法学教育を行い得る法学部としても期待されている。

イ 学部の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

学部のあり方全般について検討し、学部教授会に提案する権限と責任を持つ「法学部改革検討・FD小委員会」(構成等については、上述【現状説明】「I-ウ」の項を参照)が、理念・目的及び教育目標を踏まえて法学部の教育研究組織の妥当性を検証し、学部教授会に対して必要な提案を行う役割を担っている。

【点検・評価】

(1) 法学部の理念・目的等と教育研究組織との関係

「法的知識と法的思考を生かし、人間の尊厳のために貢献できる人材を養成する。」という理念・目的からすれば、法学部に法律学科を設置していることは適切である。なぜなら、法律学科は、法学部の理念・目的の中核となる「法的知識と法的思考」を習得させるに最も適切な学科だからである。

(2) 教育研究組織の妥当性を不断に検証する仕組み

法学部においては、理念・目的及び教育目標を踏まえ、法学部の教育研究組織の妥当性を不断に検証する仕組みは、「法学部改革検討・FD小委員会」という形で既に導入されている。しかし、実際にはこれまでのところ、組織のあり方を大きく変更しなければならぬか否かについて、根本的な議論を継続してきたというわけではないため、現在の組織が基本的に妥当であるにせよ、他の可能性についても検討しておく必要がある。

【改善方策】

「法学部改革検討・FD小委員会」で法学部の教育研究組織の妥当性を不断に検証していく仕組みが確立されており、特に大きな問題があるわけではない。しかし、社会の長期的な変化に完全に対応できていると断言することはできないから、法学部の理念・目的、教育目標それ自体を見直す必要性の検討とあわせて、教育研究組織のあり方を考え直すことをも、「法学部改革検討・FD小委員会」の当面の課題とする。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

法学部の一般教養的授業科目や外国語科目、そして専門教育的授業科目が、学問的体系性を持ち、法令に適合していることを当然の前提にしつつ、以下のことを達成目標とする。

- (1) 法学部の理念・目的、教育目標と具体的な教育課程との間の関連が一層明確に分かるようにする。
- (2) 初年次教育の一層の充実を図る。

【現状説明】

1. 学部・学科等の教育課程

ア 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

学士課程としての教育課程によって学部の教育目標を実現するため、法学部の教育課程には、大まかにいうと、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、外国人留学生科目（留学生のみ履修可能）、専門教育科目、資格関係科目が置かれている。以下では、下記の教育目標に示された、学生が身につけるべき事項に即して記述する。

- ①人生を主体的に生きる力
- ②法についての正しい知識と思考
- ③法を広い視野からとらえる教養
- ④人間の尊厳への深い理解
- ⑤隣人（他者・社会）に奉仕する精神

「教養教育科目」第一類の「キリスト教学Ⅰ」（1年次・4単位）と「キリスト教学Ⅱ」（3年次・4単位）は、建学の精神を継承し、教育目標①④⑤を実現する上で最も重要な授業科目と位置づけられており、両科目とも必修である。それに対して、第二類の授業科目には、主として教育目標①④を念頭に置いたものと、主として教育目標③を念頭に置いたものが混在している。第三類には、主として①を念頭に置いたものと、主として③を念頭に置いたものが混在している。

「専門教育科目」には、いうまでもなく、「法についての正しい知識と思考」（教育目標②）と「法を広い視野からとらえる教養」（同③）のための授業科目が置かれているが、それら科目の内容からして、④を修得する役割をも果たす。

外国語科目（及び「外国人留学生科目」）は、主として③を念頭に置いているが、実際には今日における国際化の進展を考慮するとき、5つの教育目標のどれを達成するためにも必要な知的基礎となるものである。また「保健体育科目」は、運動実技を通じて心身の健康を保つこと、そしてそのために必要な知識を習得することを目指している。これも、教育目標①あるいは教育目標④の重要な基礎となる。

教育目標と科目分類との関係を概略的に述べると、下記の表のようになる。資格関係科目は学部固有の科目とは次元の異なる科目群であるため、省略する。

法学部の教育目標と科目分類の関係

教育目標 科目分類	人生を主体的 に生きる力	法についての正 しい知識と思考	法を広い視野か らとらえる教養	人間の尊厳へ の深い理解	隣人に奉仕 する精神
教養教育科目 第一類	◎		○	◎	◎
教養教育科目 第二類	◎	○	◎	◎	○
教養教育科目 第三類	◎		◎		
外国語科目	○	△	◎	△	△
保健体育科目	◎		○	○	
専門教育科目	△	◎	◎	○	△

※表記方法 ◎：最も関連性が強い ○：関連性がある △：ある程度関連性がある

イ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

法学部の教育課程のうち基礎教育を目的とするのは、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目のうちの導入科目と第七類の一部である。

基礎教育は、その内容から3つに分けて考えることができる。第一は、法学部の専門教育と直接的結びつきを持つわけではないものの、大学教育として不可欠と考えられる教育である。外国語科目、保健体育科目、そして教養教育科目第三類の一部がこれにあたる。外国語科目では英語と第二外国語（ドイツ語・フランス語・中国語のいずれか）が必修となっている。

第二は、専門教育と深くあるいはある程度深く関連し、専門教育を相対化する視野の広さや知識の深みをもたらす教育である。教養教育科目第二類、そして第三類の一部がこれにあたる。これらは必修科目ではないが、ここから12単位以上の履修が義務づけられている。

第三は、専門教育の前提となる教育で、専門教育科目の中の導入科目と第七類の一部（「基礎演習Ⅰ」と「基礎演習Ⅱ」）がこれにあたる。

倫理性を培う教育としては何よりも、教養教育科目第一類の「キリスト教学Ⅰ」（1年・4単位）と「キリスト教学Ⅱ」（3年・4単位）をあげることができる。どちらも必修であ

る。両科目を通じて、学生は、キリスト教に基づいた「人間の尊厳」への理解を深め、キリスト教倫理について学ぶ。

このほかにも、教養教育科目には、倫理性を培うことを目指した授業科目がある。「現代の倫理」や「ジェンダー論」（ともに1年・2単位）がそれである。ともに、現代社会における倫理的諸問題を扱っている。

ウ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、

学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

(1) 学校教育法第83条・学問の体系性との関係

学校教育法第83条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と規定している。法学部は、この目的に適合するよう、専門教育的授業科目を編成している。

法学部で専門教育的授業科目にあたるものは、専門教育科目（導入科目、第一類～第九類）として構成されている。これらの科目は、法学部の理念にある「法的知識と法的思考」を修得するための主要科目である。法学部の専門教育科目は、法律学・政治学をあわせた「法学」の学問体系に則して分類されている。

講義形式の授業科目を学問の専門分野ごとにまとめた分類区分は、下記のようなものである。

第一類の公法分野から、第二類の私法分野、第三類の刑事法分野へと主要法律分野をカバーし、第四類に基礎法分野、第五類に国際法分野、第六類には政治学分野を置いている。第八類は、隣接領域である経済学、経営学など経済・経営分野並びにその他の分野からなる。これらの授業科目は、学問的体系性に応じて学年配置がなされている。中核的法律科目である憲法・民法・刑法は一年次から開講し、その基礎の上に、より細分化した法分野の科目が二年次以降に続いている。第九類は、以上の科目の修得を前提にし、さらに一步進んで現代的諸問題を取り扱う専門教育的科目である。

他方、第七類は授業形態による区別であり、演習及び外国書講読からなる。いずれも、少人数、双方向、学生主体という演習形式の授業の特長をいかしながら、1、2年次の「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」は、大学での学びや専門教育への導入を目指す。3、4年次の「演習一部」「演習二部」は、講義を通じて得た体系的専門的知識を具体的問題に応用する能力を涵養することを主眼とする。

(2) 法学部法律学科の理念・目的との関係

法学部の専門教育科目は、法学部の理念にある「法的知識と法的思考」を修得するための主要科目である。理念・目的実現のため、学問の体系性とは若干異なる教育上の観点から、学生が科目を履修する際の指針を設けている。

初年次教育としての導入科目は、専門教育の前提となる必要不可欠な知識、思考法、理解の枠組みを与えるための授業科目であるため、3つの授業科目のうち2つ（4単位）が選択必修である。

さらに、学問の体系性と学生の興味関心・希望進路を組み合わせた緩やかな履修コースを6つ設け、それぞれの特徴に応じて、各類からの卒業所要単位数を指定しているものの、必修科目は置いていない。ただし、法曹養成コースを希望する者は、自由科目で

ある「法曹養成実習」(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)の科目の履修登録が義務づけられており(単位修得は必須ではない)、国際法務コースを希望する者には、外国書講読3科目のうちいずれか1科目の単位修得が義務付けられている。

エ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うため、法学部は、26科目の教養教育科目を置き、それらを教養教育科目第一類～第三類として編成した上で、必要な履修単位について工夫している。

第二類には、法学部の専門教育と比較的関連が深い人文・社会分野に関わる15科目を置き、選択履修(8～16単位)としている。ここでは、法を広い視野からとらえ、紛争解決についての「総合的判断力を培う」教養を身につけることが重視されている。

第三類には、法学との直接的関連は薄いものの、さらに「幅広く深い教養」を培うための授業科目、コンピュータ・リテラシーを養う授業科目、大学における主体的な学び、進路選択のための意識・知識・技能の習得に関わる授業科目など9科目を置き、選択履修(4～12単位)としている。

また、「豊かな人間性を涵養する」ことを目的として、まず第一類に「キリスト教学Ⅰ」と「キリスト教学Ⅱ」を置いている。これら2つは、本学の教育理念である人間の尊厳や人格の完成についての深い理解を得るための授業科目である。人間性教育を特に重視している本学では、この2科目をその中核と考え、必修としている。さらに、第二類のうち、「現代の倫理」「哲学」なども、「豊かな人間性を涵養する」ことに資する科目である。

オ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

法学部の外国語科目は、外国語科目第一類～第四類、及び専門教育科目の「コミュニケーション技能」からなっている。外国語科目第一類の「英語Ⅱ(読解)」「英語Ⅱ(会話)」「英語Ⅱ(実用)」「(2年・2単位)」は1科目選択必修、第三類の「英語Ⅰ」(1年・2単位)は選択である。第二類はドイツ語、フランス語、中国語の入門程度にあたる授業科目からなり、1つを選択必修にしている。第四類は、ドイツ語、フランス語、中国語の入門よりも少し進んだレベルの授業科目と、韓国・朝鮮語の入門程度にあたる授業科目からなり、選択科目としている。

さらに、専門教育科目第八類には「コミュニケーション技能」を置き、英語、ドイツ語、フランス語について学外機関が実施している検定試験で一定以上の級に合格した場合に単位を認めている。

このように法学部は、学部の理念・目的を実現し、「法的知識と法的思考を生かす」ため、日本法に強い影響を与えているドイツ、フランス、英米の言語を中心に外国語科目を置いている。こうした配慮に対応して、専門教育科目第七類には、英語、ドイツ語、フランス語で書かれた専門的文献を通じて法学・政治学の知識を深めるための「外国書講読Ⅰ～Ⅲ」(3年・4単位)を置き、国際法務コースを選択した学生には選択必修(その他の学生は選択)としている。

一方、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」を図るという目的から、以下の3つの措置を行っている。

- (1) 1年次の「英語Ⅰ」ではなく、2年次の「英語Ⅱ」を必修にすることによって、学生が事実上双方の授業科目を履修し、英語能力の育成を図る機会を増やしている。
- (2) 実用的英語運用能力を重視したクラスを多く設けている。具体的には、「英語Ⅱ」の3科目10クラスのうち、「会話」を5クラス、「実用」を3クラスとしている。さらに「英語Ⅱ」の場合、学生が希望すれば3科目とも単位修得が可能である。
- (3) 中国語、韓国・朝鮮語といった東アジア諸国の言語を学ぶ機会を設けている。

カ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

開設授業科目数は、「専門教育科目」74、「教養教育科目」26、「外国語科目」14、「保健体育科目」2である。授業科目数の比率でみると、「専門教育科目」64%、「教養教育科目」22%、「外国語科目」12%、「保健体育科目」2%となる。

次に、卒業所要単位128単位に占める割合をみる。専門教育的科目は「専門教育科目」の所要単位が88単位(69%)であるが、科目の趣旨を考慮して基礎演習と外国書講読分を除いてみた場合、80単位(63%)になる。同様に、一般教養的科目は「教養教育科目」だけでは28~36単位(22~28%)であり、基礎演習の4単位を加えてみた場合32~40単位(25~31%)となる。外国語科目について見ると、「外国語科目」だけでは4~12(3~9%)、外国書講読をも併せると8~16単位(6~13%)である。

キ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

教養教育科目の開設数、開講規模などの開講状況に関する全学的な合意は、「拡大教務委員会」(学務部長、全学部の各学科長、教務委員が構成員であり、学務担当副学長が陪席する)で行われ、科目の授業を担当する責任担当学部・学科の決定、実施・運営も「拡大教務委員会」が行う。ただし、実際には「教養学部」教員が担当する科目が多く、また、それぞれの学部・学科の専門教育への導入の意味を持つ科目は、当該学部・学科が実質的な責任を持っている。なお、開講数、開講規模、時間割上の固定枠等を決定する会議には、「キリスト教学」担当者会議(教養学部の中の同科目担当者と文学部キリスト教学科教員で構成される)代表者、各外国語科目分野代表者、保健体育科目担当教員の代表者が出席し、意見・希望を述べることができる。

他方、教養教育科目や外国語科目の中には、各学部が独自に開設する授業科目がある。これらについては、同委員会への報告・了承という手続きを要するものの、実質的には科目設置学部の責任のもとに実施・運営されている。法学部では、「教養教育科目」の中の「大学生活入門」「資格試験入門」と「外国語科目」の一部の授業科目がそれにあたる。

なお、「基礎演習」「総合演習」などの名称を付され、専門教育科目に分類されている授業科目の多くは、科目の趣旨からして基礎教育科目としての機能をも果たしており、各学部・学科に、実施・運営の責任がある。

ク カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

法学部のカリキュラム編成において、狭義の必修は教養教育科目の「キリスト教学Ⅰ」（1年・4単位）と「キリスト教学Ⅱ」（3年・4単位）だけである。しかし、外国語科目第一類については、「英語Ⅱ（読解）」「英語Ⅱ（会話）」「英語Ⅱ（実用）」からの1科目選択となっているが、実質的には「英語Ⅱ」（2単位）が必修となっていると考えてよい。したがって、卒業所要単位128のうち必修単位10で、その比率は8%であり、3科目中1科目選択の「ドイツ語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」「中国語Ⅰ」、3科目中2科目選択の専門科目群「導入科目」といった選択必修科目を加えると16単位で、12.5%の比率となる。科目数の次元で見ると、112科目中必修科目は2科目で2.0%、選択必修を加えても6科目で5.4%である。

専門教育科目に厳密な意味での必修がないことは、法学部のカリキュラム編成上の大きな特徴である。必修がない理由は、(i)法学部の場合、他のほとんどの科目にとって基本となるような内容を持った科目を特定することが難しいため、履修コースごとに専門分野で選択の度合いを変えている、(ii)必修科目の単位認定の際、一般的に教員は成績評価に際して合格基準を低く設定するようになる傾向があり、それを見越した学生はあまり努力をしない、と言われている、などである。このようなことを考慮すると、必修にすることは、その授業科目が重要であるとのメッセージであるにもかかわらず、結果として、逆に高い教育効果を生まない可能性が高いと考えるからである。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

ア 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

法学部では、新入生が大学教育及び法学部専門教育へ円滑に移行できるようにするために3つのタイプの導入教育を実施している。

第一は、教養教育科目第三類の「大学生活入門」（1年前期・2単位）の設置である。ここでは、新入生が一人前の大学生として充実した大学生活を送れるようになるために、高校生活と大学生活の違いや大学での学びの意義を自覚させること、大学生活に必要な制度・施設・道具について基本的知識を与えること、ノートの取り方・レポート作成法・ゼミ発表の仕方などについての技能を修得させることを目指している。

第二は、専門教育への導入として、専門教育科目の中に3つの導入科目「実定法概論」「法過程入門」「法的思考入門」（すべて1年・2単位）を設置していることである。これらの授業科目によって、新入生は、実定法の体系、法的紛争解決の過程、法的思考の特徴について、その概略を学ぶことができる。

第三は、第二の授業科目で言及される題材にも触れながら、第一の授業科目で学んだ事柄を具体的・実的に修得するために、「基礎演習Ⅰ」（1年後期・2単位）、「基礎演習Ⅱ」（2年・2単位）が設置されていることである。これらの演習では、参加学生の上限が25名とされており、希望すれば学年全員（約400名）が履修できるように、十分な数（20以上）のクラスが開設される。

3. カリキュラムと国家試験

ア 国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

本項は、法学部には該当しない。

4. 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

ア 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. インターンシップ、ボランティア

ア インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

イ ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

本項は、法学部には該当しない。

6. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

単位計算方法は、大学設置基準第21条に基づき、学則第7章「履修方法及び課程履修の方法」に詳しく定めている。

具体的には、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成し、1コマ90分を2時間相当とした上で、前期・後期を各15週とし、基本的には半期終了科目を15週（2単位）、通年科目を30週（4単位）で計算している。

科目によっては、全学部必修科目である「英語」など外国語科目は実習としての性格に鑑み、通年週1コマで2単位とするなど、教育上必要とする授業時間外の学修時間を考慮した計算方法なども採用している。

なお、法学部の専門教育科目中の「法曹養成実習Ⅰ」「法曹養成実習Ⅱ」「法曹養成実習Ⅲ」については、大学設置基準が定める「実習」と解釈し、1年間30回の授業を行って合格の評価を得た場合、2単位を認定することになっている。

7. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

「大学基礎データ」表4に単位互換協定に基づく単位認定の状況が、表5に単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況が示されている。

単位認定は、大学設置基準第28条第2項及び第29条に基づき、学則第24条の3及び第24条の4で定めている。国内外の大学等での学修の単位認定は、60単位を越えない範囲で、本学が開設している授業科目に読み替え、あるいはそのままの科目名で本学の授業科目に振り替えて、単位を認めている。

また本学では、海外の協定校及び「学都仙台単位互換ネットワーク」協定校との間で単位互換を実施している。後者については、平成22(2010)年度から大学間での遠隔授業を開始する予定である。

入学前の既修得単位は、上記の単位認定と合わせて60単位を上限に単位を認定してい

る。

8. 開設授業科目における専・兼比率等

ア 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

現状は「大学基礎データ」表3の通り、平成21(2009)年度に開講されている全授業科目についてみると、本学専任教員が担当する授業科目の割合は次の通りである。

- (1) 専門教育科目以外 44.6%
- (2) 専門教育科目 76.6%

イ 兼任教員等の教育課程への関与の状況

教育課程の作成については、兼任教員が関与することはなかったし、これからも想定していない。他方、教育課程の実施・運営について兼任教員は、担当する授業科目の趣旨・内容について説明を受け、それについての意見を述べるができる。このような相互のやりとりを通じて法学部の教育課程の中で当該科目が担う役割に関する理解を得るようにしている。とりわけ非常勤教員に多くを頼っている「英語Ⅰ」やその他の外国語科目については、そのような運用をしている。しかし、以上のことは学科長を中心にして(=学科長の職務として)行われており、そうした機会が制度化されているわけではない。

9. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

法学部の場合、社会人を特に対象にした一般入学試験は従来実施されておらず、A0入試、編入学試験で社会人の応募を認めているだけであった。したがって、事実として社会人が入学しているとしても、教育課程上、特に教育指導上の配慮を行っているわけではなく、学科長を中心として個別に相談に応じるにとどまっていた。しかし、平成22(2010)年度入学生からは社会人特別枠2名を設けるに至ったので、実際に入学生があった場合、教育指導上の配慮を制度化することが必要になると思われる。

帰国生徒については、若干名を定員に特別入試を実施しているが、教育課程上、教育指導上の配慮が必要な生徒が入学することを想定していない。実際、この特別入試制度導入後、志願者は一人もおらず、その他の入試によって帰国生徒が入学してきた例はあるが、いずれも学修条件において一般の学生と異なる事情は認められなかった。そのため、教育課程上、教育指導上の配慮も行われていない。

外国人留学生については、定員を設け特別入試を実施しており、実際、少数ではあるが毎年この特別入試による入学者がいるため、教育課程上、教育指導上の配慮が必要である。

まず、教育課程上の配慮としては、「外国人留学生科目」という科目群を置き、第一類には「日本事情A」「日本事情B」「日本事情C」(各2単位)、第二類には「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」(各2単位)を置いている。「日本事情A」は教養教育科目第二類、「日本事情B」は教養教育科目第三類、「日本事情C」は保健体育科目中の「体育講義」の単位に代えることができ、「日本語Ⅰ」は外国語科目第一類「英語Ⅱ(読解)」「日本語Ⅱ」は外国語科目第二類「ドイツ語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」「中国語Ⅰ」のいずれかの単位に読み替えている。

次に、国際交流部が丁寧な教育上の配慮を行っている。国際交流部は、入学時に細やか

な履修指導を行うことはもちろん、入学後も定期的に留学生と面談し、学修上・生活上の相談に応じており、留学生から厚い信頼を得ている。国際交流部からは、学部長・学科長に対して、留学生の状況が報告されている。また、法学部教員の国際交流部副部長が、年2回の成績表配布の後、速やかに個別面談を通じて履修・生活指導を行っている。

【点検・評価】

(1) 教育目標を実現するための学士課程としての体系性

法学部の目標自体が複数の視角に基づく多層的で複合的なものである以上、教育課程もそれに応じた形を取らざるを得ない。ただ、教育目標との関連性をもう少し明確にするよう検討を加える必要がある。このことは教養教育の科目についてもいえるため、科目分類とは別に、各科目が教育目標とどのような関係を持っているかを、開設科目の全体について明示する必要がある。

(2) 初年次教育の充実

初年次教育については、かなりの充実を見ており、しかもこれらの科目担当者がすべて法学部専任教員であることは、高く評価されて良い。この点は、今後もさらに充実させていきたいと考える。ただし、キャリアデザイン教育については、「大学生活入門」に含まれているものの、明示的に独立した科目としては置いていないため、早急に対応を検討する必要がある。

【改善方策】

(1) 教育課程の体系性

教育目標と科目の対応を明示するため、科目分類とは別に「カリキュラム・マップ」を作成し、学生にも配付する。とりあえずは現行カリキュラムについてこの作業を行い、「マップ」作成の結果として科目の不足などが見いだされた場合、カリキュラムの体系それ自体を見直すこともあり得る。このような検討作業を、平成22(2010)年度の前期試験前までに行うよう努める。

(2) 初年次教育

現行カリキュラムにおいてもかなりの充実を見てはいるが、キャリアデザイン関係の科目が独立した科目として明示されていないため、新しい科目を置くことを、「法学部改革検討・FD小委員会」で早急に検討する。

②教育方法等

【到達目標】

- (1) 教育課程全体を通じた教育効果の測定方法を開発する。
- (2) 教育の質を保証する仕組みを工夫する。
- (3) 単位の一層の実質化を図る。
- (4) 大学要覧の記載内容を一層充実させる。
- (5) FD活動を一層実質化する。
- (6) 「学生による授業評価」を一層活用する。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育上の効果を測定するための方法の有効性

教育上の効果を測定するための方法として第一にあげられるべきは単年度の成績評価である。

成績評価法として最も基本的で有効な方法は試験である。試験を筆記試験とそれ以外の試験に分けると、授業科目が講義形式か演習形式かで事情は大きく異なっている。講義形態の授業科目では筆記試験が重視されているのに対して、演習形態の授業科目では、口頭発表（試験）とレポート試験を用いるものがほとんどである。今のところ筆記試験は行われていない。定期試験は前期（7月）と後期（1月）の2度あるが、教養教育科目でも専門教育科目でも、通年4単位の授業科目ではほとんどが前期・後期とも試験を行っている。後期の1回しか試験を行わない場合はレポート試験を課していることが多く、試験1回のみはごく少数である。

上記のほか、出席状況が考慮されることもある。演習形式の授業科目においてはその傾向が強いが、講義科目に関しては、教養教育科目と専門教育科目とで割合が大きく異なる。教養教育科目では約7割の授業科目で成績評価に際して出席状況を考慮しているのに対して、専門教育科目ではその割合は3割に満たず、7割は成績評価を試験（主に筆記試験で一部レポート試験）のみによって行っている。なお、成績評価は原則としてすべて素点で（入学前の既修得単位などの例外はある）示されている。

第二の方法は、中・長期的な効果測定法であり、そのようなものとして、在学中の資格取得の有無や各種試験への参加、さらには卒業後の進路、心理的な準拠枠組みとの関連があり得る。この最後の点については次項「イ」で後述する。

第三に、学生からの授業評価（法学部では「授業改善のためのアンケート」）も有効である。質問項目の中に、授業への総合的な満足度を尋ねる内容が含まれており、統計的に分析すれば、教員の授業への配慮に関する項目が総合満足度に与える効果の大きさを推測することができるからである。詳細は「4-ウ」の項で後述する。

イ 卒業生の進路状況

「大学基礎データ」表8に見られるように、平成20(2008)年度卒業生371名についてみると、就職希望者310名のうち就職した者は290名で、その割合（通常の意味での就職率）は86.8%である。就職者についてその就職先を業種別にみると、民間企業245名、公務員28名、教員3名、その他が14名となっている。

進学者は11名で、その多くは法科大学院進学者である。また、就職・進学のいずれかが不明な者のうちの一部は公務員試験の準備となっている。

2. 成績評価法

ア 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

(1) 厳格な成績評価を行う仕組み

厳格な成績評価を行うための仕組みとしては、第一に、シラバスへの成績評価方法の

記載があり、第二に、授業開始時を含む成績評価前に教員が個別にアナウンスする場合がある。いずれの場合においても、教員が実際にその方法によって評価を行うことが、仕組みとして完結するための前提である。

(2) 成績評価法

上記「1-ア」の項でも述べたように、成績評価法として最も基本的で有効な方法は試験である。

教養教育科目でも専門教育科目でも、通年4単位の授業科目ではほとんどが前期・後期とも試験を行っており、試験1回のみはごく少数である。

講義形態の授業科目では筆記試験が多く、演習形態の授業科目では、口頭発表（試験）とレポートを用いるものがほとんどであり、授業の目的や実施形態の趣旨に即している。

なお、筆記試験に代わる成績評価方法については、東北学院大学試験施行細則によって全学的に正式に認められている。

(3) 成績評価基準

成績評価基準については、制度として明確なものはなく、各教員が自分の基準で成績評価している。平成21(2009)年度までのシラバスには、「レポート20%、定期試験80%」などの形で、一部の教員が示している。どの程度のレベルに達していれば合格であるか（仮に「合格水準」と呼ぶ）については、ごく一部の教員が授業の中で示してはいるが、シラバスに記載された例はない。

しかし、そうであるからといって合格水準の設定が教員ごとに必ずしも大きく異なっている訳ではない。法学部教員が担当する専門教育科目のうち、講義形式の授業科目についてみると、合格率（最終試験受験者中の単位修得者の割合）は60～85%にほぼ収まっている。また、評価（100点満点）が80点以上の割合を見ても、受験者の10～25%にほぼ収まっている。これは、日常のコミュニケーションを通じて、法学部教員間に合格水準に関してある程度の暗黙の合意ができていていることを示す。もっとも、このことは、学内兼任や学外兼任教員が担当することが多い教養教育科目や外国語科目には当てはまらない。

なお、平成22(2010)年度から、シラバスには成績評価基準の大まかな指標ともなりうる到達目標の明記、成績評価基準の明示などの改革が行われることになっており、編集作業中である。

イ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

1年生～3年生については、履修科目登録の上限を60単位に設定している（4年生には制限はない）。この60単位には教育職員免許状など資格取得のための履修科目も含まれている。また、早期卒業を目指す場合には42単位を上限としている。

なお、平成23(2011)年度から上限を48単位に制限することが、法学部教授会で議決されている（教員免許状取得希望者と編入学生並びに4年生は別）。

制度としての上限設定とは別に、新入生への履修指導では、40～44単位の履修登録を強く薦めている。実際、1・2年生が科目登録する単位数は、平均44～46単位である。

なお、単位の实質化を図るための方策として、①「学生生活実態調査」や「授業改善のためのアンケート」の調査項目で自習時間を問うことによって、間接的に自習を促してい

る。②若干の講義形態科目（例えば、導入科目の「法的思考入門」）や、特に演習・外国書講読科目では、レポートを頻繁に課すことによって学修の成果を着実にし、同時に勉学の習慣をつけさせることが試みられている。その際、提出者全員へのもしくは代表的レポートへの添削は、非常に効果的であり、一部の担当教員によって実践されている。

ウ 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

新入生の状態を把握するため、①入学直後の4月に、学生にとっては習熟度別クラス編成の英語科目の選択の参考資料となると同時に、法学部にとっては英語の基礎学力を確認する資料ともなる、英語のプレースメント・テストを行っている。②意識調査を行い、新入生の勉学意識の特徴を調べている。③さらに、1年生の授業担当者が授業での様子について意見交換をしている。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途として、最も基本的なものは厳格な成績評価であると考えている。少なくとも法学部の教員間には、上記のように、成績評価を甘くしないという「暗黙の合意」が慣行として確立されており、その意味での「厳格な成績評価」が行われている。専門教育の講義形式の授業科目では、平均単位修得率は受験者の約70%、科目登録者の約65%と決して高くない。

平成18(2006)年度以降の入学生に適用されるカリキュラムでは進級条件を廃止したが、それはもっぱら中途退学者の減少を目指していた。もっとも、成績不良者が4年次で滞留する可能性は否定できないので、そうならないために、次のような方策をとることによって、学生に対して勉学への意欲を喚起しようと努めている。①各学年の成績表配布時に、成績分布表を同時に配布した上で教務ガイダンスを行い、自分の置かれている位置を確認してもらう。②後述のように、年度初めに成績不良者に対する教務指導を徹底する。③卒業見込み証明書発行要件を3年次終了までの取得単位90単位以上とし、75～90単位取得者に対しては学科長などによる指導を受けて初めて発行されることとしている。

なお、卒業時に所定単位を満たすことができない学生に対しては、単位未修得4科目以下の場合に限って再試験を認めている。その結果、最終的に卒業ができない学生は7%前後になっている。

3. 履修指導

ア 学生に対する履修指導の適切性

1年生への履修指導は、教員が中心となって、『履修科目登録要項』と口頭説明を併用し、十分な時間を取って、丁寧に行われている。そうした履修指導には、入学式の翌日から6日間にわたり行われる新入生オリエンテーションの場が利用され、カリキュラムについての説明と丁寧な履修指導が行われる。オリエンテーション期間内に行われる1泊2日のオリエンテーションキャンプでは、グループ主任、グループ主任を支援する法学部教員、教養学部教員、計3名（2年次以上の学生2名がサポートする）によって、具体的な時間割作成へのアドバイスも行われるほか、履修や学生生活に関する多種多様な質問に個別に対応する個別相談コーナーが設けられ、毎年40～50名の新入生が相談に訪れる。こうした指導の結果、法学部の学生は、オリエンテーションを終え授業を受けるときには、履修に関する疑問の大半を解消している。

それに対して、2～4年生への随時の履修指導は、個別教員と教務担当の事務職員が行っている。事務職員による指導内容は主として、①科目の履修登録に関する、オリエンテーションや印刷物による説明のフォローアップ、②学生からの疑問・質問を受け付け、その対応に当たって学部役職者及び科目担当教員との意思疎通・連携を密にする、③履修上問題のある学生の早期発見、及び学部役職者との密接な連携に基づく積極的な履修指導、である。

もっとも、平成19(2007)年度からは、2年次以降の学生に対しても、年度の変わり目に、全体の教務ガイダンスと個別面談を実施している。①全体のガイダンスの際には、各学年の成績分布表を配布して、学生に自らの成績の位置づけを確認してもらう一方、教員が新学年に向けての履修上の注意と期待を伝えている。②個別面談対象者は、(1)新3年生の場合、2年次から3年次に進級する(法学部の場合は授業を受けるキャンパスが泉キャンパスから土樋キャンパスにかわる)とき、取得単位数が50単位数に満たない学生、(2)新4年生の場合、3年次終了までの修得単位数が75～90単位の学生である。(2)は、「卒業見込証明書」発行要件として学部長や学科長・教務関係教員による面談を条件付けていることとの関連である。一人あたり約15分の面談を実施している。

なお、シラバスほか学習上の必要事項が記載されている法学部の『大学要覧』には、他学部と異なり、「法学部で何をどう学ぶか」という文章を掲載し、その中で、進路及び学問的関心という2つの観点から、かなり詳しい履修・学修指導を行っている。さらには、資料として「各種試験のために履修が必要な科目」を載せ、法学部学生が受験することが多い各種資格試験の試験科目とカリキュラム上の授業科目との関連がわかるようにしている。

また、履修指導の一環として、教科に関して学生からの質問・相談を受け付ける「勉強メール」をシステム化している。

イ 留年者に対する教育上の措置の適切性

まず、留年者をできるだけ少なくすることが重要であり、本学では上記「2-U」の項で触れたように、卒業に必要な単位が4授業科目分足りない学生について、卒業再試験を行っている。法学部の場合、年度によって異なるが、10～30名がこの再試験によって救済され、卒業している。

留年者への履修指導は、教務担当の職員によるものが主である。9月期卒業の可能性や個別的な履修方法、さらには卒業に向けての生活指導など、一般の学生に対してよりも一層丁寧な指導に努めている。なお、特に問題のある学生に関しては、法学部の役職者に対して連絡がなされ、教職員連携しての指導が行われてもいる。

ウ 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

学則第11章「科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研究生」に基づき、科目等履修生、聴講生等を受け入れている。科目等履修生の主な目的が教員免許の取得であること、聴講生の主な目的が教養の向上であることを踏まえ、教育指導上の配慮を行っている。まず、出願に先立って、科目等履修生・聴講生としての入学によって希望する学習目的が達成できるかについて情報提供を行っている。また、出願後は、科目等履修生の場合には関係する学部・学科の教員が、聴講生の場合には教務担当職員が本人の意向と受講する授

業科目の内容について綿密なやりとりを行い、指導や助言を与えている。その後は、学務部教務課などを窓口として、職員と教員による教育指導サポートが行われている。

4. 教育改善への組織的な取り組み

ア 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

法学部においては、従来、学部長、学科長を中心に12名の教員で組織される法学部改革検討小委員会が、カリキュラム改革等を主導するとともに、学部内FD活動の実質的中核となって活動してきた。平成20(2008)年4月、同小委員会の名称を法学部改革検討・FD小委員会と改め、この委員会が学部のFD活動の中心的役割をも果たすことを、組織名称の上からも明確化した。同委員会は、学部のFD活動として、これまで、①「授業改善のためのアンケート」の実施方法を改善し、②法学部FD研究会を開催し、③授業改善のための補助金を申請するといった活動を行ってきた。

法学部FD研究会は、平成20(2008)年度から研究活動を本格化した。平成20(2008)年度の研究会は10月に開催され、「初年次教育の組織的展開」をテーマに報告と討論が行われた。この際、初年次教育については今後もテーマとして取り上げていくことが確認された。平成21(2009)年5月には、教育活動における「達成目標」の設定の重要性及び具体的な設定事例について、報告と討論が行われた。

全学的に行われているFD活動に対し、法学部は連携するとともに全面的に協力している。法学部改革検討・FD小委員会の委員がFD推進委員会の委員となって、2つのレベルの活動の連絡・調整に努めている。また、法学部では、学部長が全学的FD研修会への参加を学部教員に強く促すばかりではなく、法学部教員が研修会・講演会の講師を務める、外部講師との仲介役を引き受ける、全学的FD活動の起案をするなどの活動を行っている。

イ シラバスの作成と活用状況

シラバスは『大学要覧』に収録されている。授業科目に関する基本的データとして、①テーマ、②講義内容、③授業計画、④成績評価方法・基準、⑤関連して受講することが望ましい科目、⑥履修上の注意、⑦テキスト、⑧参考文献を統一書式として掲載している。

シラバスは、教員による詳細な履修・学修指導に使用されるほか、学生には資格試験に必要な科目とカリキュラム上の科目との関連を調べたり、履修計画を作成する際に活用されている。

法学部では、学科長、学務部副部長、教務委員の3名が編集委員となり、全面的な編集権限をもってシラバスの記述をすべてチェックしており、文献の記載方法等まで統一を図っている。また、シラバスが記載されている『大学要覧』の記載内容については、3名を中心として、法学部改革検討・FD小委員会でも検討し、改善を重ねている。なお、シラバス記載内容の改革が行われることになっていることは、「2-ア」の項でも述べた通りである。

ウ 学生による授業評価の活用状況

平成8(1996)年度以来、法学部は、「授業改善のためのアンケート」というタイトルのも

とに、「学生による授業評価」を実施してきている。「授業改善のためのアンケート」という名称を付している理由は、①学生に対するアンケートの形で実施する「学生による授業評価」は、教員が学生の成績を客観的に評価するという意味での「評価」とはかなり異なっており、学生の「感想」ないし「満足度」に近いこと、②このアンケートは、教員が自分の授業を改善するために行うデータ収集の一環としてのアンケート調査であること、という点にある。

本学の場合、「学生による授業評価」は、専門分野による質問内容の相違等に鑑み、学部ごとに実施されてきており、法学部でも開始当初から専任教員に実施を義務づける実施要項を定めた上で「授業改善のためのアンケート」を実施している。当初、実施が義務づけられる科目は、法学部専任教員が担当する講義形態の専門教育科目に限定されていたが、平成20(2008)年度に要項を改正し、他学部専任教員、非常勤講師が担当する法学部専門教育科目にまで対象を拡大した。

対象科目でのアンケート実施は隔年であり、実施年度には『学生による授業評価』実施委員会委員が対象科目担当者に具体的に連絡し、当該科目担当者自身が実施した上で、集計は大学の担当事務に依頼する。集計結果及びアンケート用紙は、担当委員を通じて学部長が受け取り、科目担当者に返却される。このことによって、学部長はアンケート実施状況及び結果概要を把握することができる。

法学部の場合、個別の集計結果及び学部全体の合算集計が公表されることはない。というのも、授業最終回に実施されるアンケートには、それまで必ずしも熱心に出席していたわけではない学生による無責任な感想が散見される場合があり、そのまま公表されたならば必ずしもアンケートの趣旨に合致しない形で利用されることが懸念されるからである。しかし、集計結果を受け取った法学部専任教員は、結果の概要及びそれに対する「所感」を提出しなければならない。他学部専任教員による提出は任意であり、また、非常勤講師の場合には特に提出を求められない。

なお、「授業アンケート」という制度化された方法によってではないが、学生が授業内容等について疑問・質問・要望があるときには、随時「勉学メール」を使って電子メールで連絡を取ることができる。この電子メールは、「法学部改革検討・FD小委員会」委員にメーリングリストを介して自動的に配信され、情報が共有される。勉学メールへの対応は学務部副部長が責任を持つ。これまでの例では、授業内容や教員への連絡方法についての質問などが、少なからず寄せられている。

エ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

現在、こうした仕組みの可能性については、法学部長が、法学部同窓会役員や同窓生との接触の中で個人的に情報を収集し、可能性を検討しているだけで、法学部としての検討は行われていない。なお、平成21(2009)年度から全学的な取り組みとして、4年生を対象とした「卒業時意識調査」を実施している。

オ 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

学生による授業評価とは別に、法学部の教育内容・方法に関する評価を得て、それを教育改善に直結させるための仕組みは、必ずしも確立されてはいない。しかし、以下のよう

な機会に、さまざまな意見を収集している。

学生の父母から組織される「後援会」の総会あるいは全国で開催される地区後援会において、大学や学部寄せられる意見・要望の中に法学部の教育内容・方法に関するものが含まれている場合、法学部はできる限り迅速かつ誠実に対応することとしている。

これらのほかに、法学部同窓生の集まり、あるいは企業人事担当者との会合などを通じて、教育評価を得ることも多い。そうした情報は法学部長に集められ、重要な事項は「法学部改革検討・FD小委員会」での検討の後、法学部の教育改善のための情報として活用される。

5. 授業形態と授業方法の関係

ア 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

法学部の授業形態は、講義、演習、実習の3つに分かれる。教養教育科目はほとんどが講義形式であるが、体育実技のように実習形式をとるものもある。一方、専門教育科目は講義形式のものと演習形式、さらに法曹養成実習のように実習形式のものを含む。

講義による授業は大人数のクラスにならざるを得ない。教養教育科目の講義については、1クラス250名を超えないという、教養教育科目の全学的運用を行っている「拡大教務委員会」レベルの原則があるものの、開講されるクラスの数は一前年度に決定されるため、実際に授業が開始される時には、250名を超えるクラスもある。ただし、極端に想定数を上回る場合には、クラスを分割するのが通例である。専門教育科目の講義は、1学年（ほぼ400名）を1クラスで行うことが原則である。したがって、再履修者を含めると500名以上の大人数クラスになることもある。

ただし、専門教育科目のうち、1年生を対象にした「導入科目」（「実定法概論」「法過程入門」「法的思考入門）では、学年を2つに分け、1クラス約200名で講義が行われている。また、「法的思考入門」においては、講義を中心にしながらも、教室での質疑応答・意見交換の時間を取り入れ、双方向の授業になるよう工夫している。

講義形式の授業の受講者数が多くなることによる教育指導上の弊害をできるだけ少なくするため、法学部は、次のようにして演習形式の授業の充実を図っている。

第一に、1～4各年次に演習形式の授業科目を置いている。1年次「基礎演習Ⅰ」、2年次「基礎演習Ⅱ」、3年次「演習一部」、4年次「演習二部」である。第二に、1クラスの編成人数を原則20名（最大25名）以内としている。第三に、各演習科目について、1つの学年全員を受け入れられる数のクラスを開講するようにしている。クラス編成は事前の登録（第1次から第3次まで）・選抜によって行われる。

この結果、各学年とも学生の85～90%（演習参加希望者の92～95%）は、その学年に置かれた演習科目に参加し、演習形式の授業が持つ教育指導上の利点を享受している。

イ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

法学部の授業では、多様なメディアを活用したものはそれほど多くない。一部の教員が、パワーポイントを用いた視覚的教材の提供、授業レジュメのネット上での公開を行っているほか、演習科目の一部及び「法曹養成実習」では、学内の情報処理センターを利用し、インターネットを利用した法情報検索の方法を学ぶ授業が行われている程度である。

しかし、変化も見られる。まず、平成20(2008)年に演習授業でDVD、インターネットからの映像教材を利用した授業が行えるように、ポータブルの再生装置を6セット購入した。その結果、いくつかの演習では、DVDを利用した授業が行われている。

また外国語科目、特に「英語Ⅱ」ではAV教室を使った授業が行われているし、「英語Ⅰ」のある授業では、ネット上の英語情報を素材にして情報処理室での授業を行っている。

ウ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

現在、正課の授業での遠隔授業は実施していない。

なお、平成20(2008)年度の文部科学省「戦略的大学連携支援事業」の選定を受け、その事業の1つとして、各大学で開講されている授業をビデオに収録し、オンデマンド方式で配信する「遠隔授業システム」を、平成21(2009)年度後期に試験運用を行い、平成22(2010)年度から本格的に運用する計画である。

6. 3年卒業の特例

ア 4年未満で卒業もしくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

法学部では平成18(2006)年度入学生から、3年次修了時点で卒業できる「早期卒業」制度を導入した。早期卒業ができるための基本要件は、①3年次が始まる時点で、3年次卒業の申請が認められていること（この場合の「申請」は、いわば「予約」である）、②3年次修了時点までに卒業所要単位を修得していること、③その成績が特に優秀（その具体的な要件については別に定めている）であること、④大学院への進学が決まっていることの4つである。①の要件を満たすためには、1・2年次に履修登録がそれぞれ42単位以内であることと履修科目の成績が特に優秀（その具体的な要件については別に定めている）であること、大学院進学の意味が明確であることが必要である。3年次卒業の申請が認められた学生は、3年次配当科目から42単位のほかに4年次配当科目から12単位の履修登録を行うことができる。さらに、3年次後期には、進路の明確性を証明する書類等を参考にして、学部長・学科長による面接によって大学院進学の最終意思が確認された上で、上記②～④の要件を満たせば早期卒業となる。

早期卒業の制度趣旨については、受験生のための『大学案内』、学部紹介パンフレットなどにおいて広く受験生に紹介している。また、根拠規程や具体的な運用方法については、新入生オリエンテーションの際に、関心を持っている学生に詳しく説明している。というのも、早期卒業を希望する場合は、科目を履修登録できる単位数の上限が1年間に42単位と、一般の学生の上限60単位より少ないからである。

具体的には、毎年、20名程度の新生が早期卒業を目指している。平成21(2009)年度の4年生が制度導入最初の学年であるが、申請した2名は、最終的に早期卒業の要件を満たせなかった。平成21(2009)年度の3年生の中から3名が3年次卒業を申請し、うち2名が要件を満たして早期卒業を果たした。

【点検・評価】

(1) 教育効果の測定方法

個々の授業については各教員の工夫で効果の測定を行うことも不可能ではないが、教育課程全体の教育効果の測定は、体系的に検討する必要がある。世界共通の模範的な枠組みがあるわけではないが、これは、大学教育の質保証の前提となる事項であるため、早急に検討に入らなければならない。

(2) 単位の実質化

履修科目登録の上限 60 単位は、①資格取得関係の科目をも含めての数字であること、②実際の履修指導においては 40～44 単位の履修登録を指導していること、③その指導はおおむね守られていることから、単位の实質化を図るための措置として、実質的にはそれほど大きな問題を引き起こしてはいない。しかし、限度ぎりぎりまで登録する学生もおり、履修放棄や単位不足も生じているため、問題がないとはいえない。

(3) FD 活動

法学部では FD 活動の組織的な取り組みが開始されたばかりである。まだ活動実績は少ないが、法学部改革検討・FD 小委員会を中心した継続的取り組みによって、確実に成果をあげていくことが期待できる。

(4) 授業改善のためのアンケート

「授業改善のためのアンケート」が各教員によって授業改善のために活用される仕組みは、ほぼ確立されている。また、学部長への報告書の中に、集計結果を授業改善にどのようにいかしているかについての記述を盛り込んでいる教員もおり、各教員がアンケート結果をそれぞれの授業改善に活用していることが伺われる。その意味で、アンケートは有効に活用されている。

しかし、学部長への報告 (=「所感」) の内容が自由であるため、対象科目担当教員のすべてが、集計結果をどのように当該授業の改善にいかしていくかを記述しているわけではない。そのため、各教員による活用状況は必ずしも明らかではない。

(5) 履修指導

履修指導上は履修に問題のある学生への指導が中心となっており、そうでない一般の学生への指導には手が届かない。全般的な履修指導の一環として、学生からの「勉強メール」をもう少し使いやすいようにする工夫が必要かもしれない。

(6) 『大学要覧』の記載事項

法学部のシラバスは、学生からおおむね好評であり、よく活用されているとよい。学生にとって、シラバスは授業科目を選択する際、あるいは授業を受ける際必携の資料として活用されている。法学部が独自に掲載している「法学部で何をどう学ぶか」という文章、法学部学生が受験することが多い各種資格試験の試験科目とカリキュラム上の授業科目とを関連付けた資料、といった有益な情報についても、関心ある学生には活用されている。

【改善方策】

改善の必要があると指摘された項目について、番号順に述べる。

(1) 教育効果の測定方法

学士課程全体を通じての学修の効果測定方法については、法学部改革検討・FD 小委員会で、暫定的であっても具体的な方法の検討を急ぐ。

(2) 履修科目上限

次回のカリキュラム改定時には、1年間の履修登録単位上限を48単位とし、資格取得を目指す学生についてのみ例外的に若干の要件を緩和することとする。

(3) FD活動

法学部改革検討・FD小委員会の開催、法学部FD研究会の開催を定例化する。法学部FD研究会については、学部全体の活動として機能していくように努めていく。

(4) 授業改善のためのアンケート

平成21(2009)年度後期から、対象科目担当の専任教員全員が「授業への生かし方」を報告するよう改める。

(5) 履修指導

「勉強メール」を用いて質問できる内容を、従来よりも拡大することを検討する。

(6) 『大学要覧』の記載内容

平成22(2010)年度から、編入学生の単位認定など、従来は明示されていなかった事項をも盛り込む。また、全学レベルの決定に合わせて、シラバス記載内容の改革を徹底する。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

現状以上に、国内外の教育研究機関との交流を積極的に模索する。具体的には、

- (1) 近隣の他大学法学部ないし法学系学科との間での共同FD・共同研究を推進するよう努める。
- (2) 東北地方全体あるいは近隣諸県での交流を拡大するよう努める。
- (3) 国内外からの研究者を積極的に受け入れるよう努める。

【現状説明】

1. 国内外との教育研究交流

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

法学部は、国際化への対応と国際交流の推進に関する本学全体の基本方針を支持しており、その基本方針に従っている。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（大学基礎データ表11に対応）

日本人学生は、国際交流部が提供する留学支援プログラムを活用した留学に参加でき、長期休みを利用した短期留学から、長期にわたって行われる交換留学まで、多様な制度が導入されている。また、それらの海外留学を学生に伝達するためにパンフレットや英語版の大学案内などを作成し、ホームページに掲載している。

外国人学生は、長期・短期の日本語研究講座などのさまざまなプログラムによって支援を受けている。外国人学生に対しては、国際交流部を中心にきめ細かな指導・支援が行われている。

専任教員に対しては、国外で行われる学会等への「出張旅費支給」「在外研究員制度」「研

修休暇制度」の全学的な制度が整備されており、これらを活用した恒常的な発表や交流、教員の派遣・受け入れが行われている。

法学部は、今のところ、国際レベルでの教育研究交流を学部として積極的に提案してはいない。一方、在外研究員の選考に関しては、大学全体で取り決めている要件が満たされるのは当然のこととして、複数の希望者がいる場合、①今まで在外研究の機会を持っていなかった人が最優先となり、②この点で違いがないならば、以前の在外研究からの年数が長い人が優先的候補者となる。

ウ 国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

法学部は、国外の大学との組織的な教育研究交流を拡大・充実させるために、国際交流部が中心となって本学が全体として整備している国際交流の制度・運用にできる限りの協力をしている。また、国内の大学との教育研究交流としては、特定分野の教員グループ、あるいは個別の教員が、国内他大学との共同ゼミを開催するなどの活動を行うにとどまり、学部全体として取り組んでいる交流活動は、今のところ存在しない。

法学部で学ぶ留学生は、1年間の交換留学生については皆無であり、外国人留学生特別入試でもここ数年は入学してきていないのに対し、2～3年に一人は交換留学生を派遣している。

【点検・評価】

上記のように、国内外の大学との間での教育研究交流は、派遣がほとんどで受け入れが極端に少なく、バランスが良くないといわざるをえない。学問分野の性格上、ある程度やむを得ない面もあり、早急には行かないが、改善の必要がある。

【改善方策】

国内外の教育研究機関との交流を積極化するため、以下のような方策を行う。

- (1) 近隣の他大学法学部ないし法学系学科との間で、共通の演習を実施する、FDに関連する事柄についての共同研究を推進するなど、交流を活発化するよう努める。
- (2) それぞれの学問分野での研究会を母体として、それを更に東北地方全体あるいは近隣諸県で組織的に拡大することが可能かどうか検討する。
- (3) 法学部としても国内外からの研究者を積極的に受け入れることができるよう、法学部改革検討・FD小委員会で検討する。

④通信制大学等

1. 通信制大学等

ア 通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそ
のための条件整備の適切

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

- (1) 理念・目的に応じた、適切な学生の受け入れ方針を明確にする。
- (2) 入学者選抜の質と量に関する公正性と妥当性を確保すべく、選抜基準の透明性をできる限り高める。
- (3) 高校との連携を一層密にする。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、

その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

《学生募集方法》

全学的な方法のほか、法学部では次のような募集方法を行っている。

- (1) 全学オープンキャンパスでの個別面談
- (2) 学部単位のオープンキャンパスでの説明会・個別面談
- (3) オープンキャンパス（全学、学部）での学部紹介パンフレット配付
- (4) 『大学案内』による学部の紹介
- (5) 各地で開催される入試説明会
- (6) 本学主催の進学指導者懇談会
- (7) ホームページでの学部紹介

《入学者選抜方法とその位置づけ》

法学部の学生募集、入学者選抜の詳細については『受験ガイド』を参照されたい。

(1) 一般入試

大学入試の受験資格を持った者を対象とし、学力のみによって選抜する最も一般的な入学者選抜である。

(2) 大学入試センター試験利用入試

「前期」（募集定員 15 名）と「後期」（募集定員 10 名）からなり、ともに大学入試センター試験 4 教科 4 科目の成績で入学者を選抜する。大学入試センター試験を受験している者への便宜を考慮した入学者選抜である。また、法学部の場合、受験科目の選択自由度が一般入試に比べて大幅に高い点に特長がある。これは、多様な資質と能力を持った学生を受け入れるという方針にそったものである。

(3) 推薦入試

①同じ建学の精神のもとでの一貫教育を希望する者、②本学への志願者・合格者実績に基づいて本学が指定した高校からの、学業成績の優れた（評定平均値 3.8 以上）者、③キリスト教の教えを建学の精神とする高校において建学の精神に深い理解をもって諸活動をした者、④スポーツに優れた者、を対象にした推薦入試、に分かれており、入学者の多様性を確保すると同時に、本学への入学意欲・建学の精神への理解を持つ学生を確保するための選抜である。

(4) アドミッションズ・オフィス (AO) 入試

本学法学部を第一志望とし、入学後「積極的で有意義な学生生活を送ることができる学力、意欲、適性」を有している者を対象とした入学者選抜である。

(5) 外国人留学生特別入試

外国人留学生を対象にした特別入試であり、多様な学生を入学させるという方針の一環である。

(6) 編入学試験

大学、短大、専修学校などに2年以上在学し62単位以上を修得した者を対象とした、3年次への編入学試験であり、受験生に多様な受験機会を与えると同時に、多様な学生を確保するための措置でもある。

なお、このほか、若干名を募集定員とした帰国子女特別入試があり、選抜方法はA0入試と同じである。

2. 入学者受け入れ方針等

ア 入学者受け入れ方針と学部等の理念・目的・教育目標との関係

第1章の大学全体に関する記述でも触れているように、本学は平成21(2009)年度に入学者受け入れの方針を策定した(52～53頁参照)。学部レベルの受け入れ方針は全学レベルと同じ内容であるため、学部独自に策定できるのは、A0入試に関する部分である。法学部では、A0入試での受け入れ方針を、「重要評価点」という形で公表している。

A0入試の重要評価点として法学部が公表しているのは、①学力が法学部で学ぶための水準に達していること、②本や新聞などメディアを通して社会への高い関心と知識をもち、社会的問題を理論的かつ多面的に考えることができること、③法学部の学ぶ内容(理念・目的、教育目標を含む)をよく理解しており、その上で本学法学部での勉学を志望する明確な理由があること、④こうしたことを自分の言葉で適切に表現できること、の四つである。

これらは、法学部の理念・目的「法的知識と法的思考を、人間の尊厳のために」、そして既述の5つの教育目標を達成するために必要な能力・資質である。①はおよそ大学での勉学に、そして正しい法的知識と法的思考を学ぶために不可欠であり、②は正しい法的知識と法的思考を学ぶ基本姿勢であるばかりか、それを人間の尊厳のためにどう使うかを考える土台となる。また、③は法学部の理念・目標及び教育目標への共感・理解のために重要である。ただし、④はA0入試特有の条件であるため、入学者受け入れ方針一般の問題ではなく、むしろ、4番目の条件としては、市民としての能力向上を人材養成の目標として掲げているところから、多様な能力と資質を持った学生を入学させる、という要素が重視されている。

イ 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

入学者選抜方法について法学部は、入学者受け入れ方針に基づいて、入学者選抜のために多様な方法を実施しているが、重視している要素のうち、法学部がある程度まで関与できているのは次の2つである。

①A0入試：上記のように、法学部ではA0入試の募集定員は33名であり、全体の募集定員325名の1割をあてている。それは、上記の受け入れ方針に沿った選抜が最も可能

なのがA0入試だからである。

②同一学校法人の2高校からの推薦(TG推薦)：両高校からの志願者には、法学部の受け入れ方針をよく理解してもらえるからである。入学者は両校併せて60名以内である。一般入試、大学入試センター試験利用入試以外では、いずれも書類審査、小論文及び面接という選抜方法を用いている。これは、入学者受け入れ方針に沿った選抜をするためである。

他方、一般入試と大学入試センター試験利用入試では、入学試験の成績順に合格者を決めている。

カリキュラムについては、次の3点において入学者受け入れ方針と関係している。第一に、カリキュラムは、入学者が本学法学部で学ぶ理由・目的が多様であることを前提に編成されている。多様なコース制や履修における選択科目の多いことはその反映である。第二に、カリキュラムは、入学者が法的知識をほとんど持っていないことを前提に作られている。専門教育への導入科目を充実させているのはそのためである。第三に、カリキュラムは、入学の早い時期に法学部の具体的な受け入れ方針を確認し、それに沿った学修を志向させることを重視している。法学部が、新入生オリエンテーション、「大学生活入門」や「基礎演習Ⅰ」、さらには専門教育科目の中の「導入科目」といった初年次教育を充実させている目的の1つはそこにある。

3. 入学者選抜の仕組み

ア 入学者選抜試験実施体制の適切性

本学の入試は、すべて大学全体の責任で実施される。入試実施に関与する全学的組織としては「入試管理委員会」「入試実施委員会」「入試判定委員会」の3つがある。

「入試管理委員会」は、入学試験の実施及び管理に関する基本方針その他重要事項について審議し、全学教授会への原案を作成するための組織であり、全学教授会からの委任がある事項については、全学教授会に代わって審議・決定できる。学長が委員長を務め、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長、A0委員会委員長、学科長及び夜間主コース主任からなる。また、A0入試を行うための組織であるA0委員会は、この入試管理委員会のもとに設置されている。

「入試実施委員会」は、全学教授会または入試管理委員会の決定にもとづいて、入学試験を円滑に実施するための組織である。構成員は、学長、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長で、学長が委員長となる。入試実施時には、委員は学内に待機し、不測の事態に備える。

「入試判定委員会」は、入学者選抜において合否判定を行う組織であるが、規定によって、全学教授会がこの委員会となっている。入試判定に際して全学教授会での最終判定にまで至る手順は、次の通りかなり慎重である。すなわち、入試管理委員会に提案する判定の原案を、各学部内での手続きに従って学部長が入試実施委員会に提示し、了承された後入試管理委員会での承認を受け、部長会で内容が確認された上、各学部教授会での審議を経て全学教授会での承認を得る。

法学部では、入試実施委員会に学部長が提示する案を、「一般入試合格者数検討委員会」（学部長、学科長、学務部副部長、教務委員、学生部副部長、入試部副部長、入試センター所員で構成）が、過去5年間の歩留まり等を詳細に検討しながら作成している。また、A0入試に関しては学部独自の実施体制が一部認められているが、それについては「5-ア」の項で説明する。

イ 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜基準の透明性について、4つの観点からみておく。

第一に、全体評価を構成する「評価項目」がある。この点については、本学が採用しているすべての入学試験について、受験生に配布している『受験ガイド』の「選抜方法」で明示している。

第二に、全体評価の中での評価項目ごとの「比重（配点）」がある。これについては、「一般入試」と「センター試験利用入試」では『受験ガイド』に明示されているが、推薦入試、特別入試については明示されていない。ただし、入試説明会などで、受験生や教員など関係者から開示請求があった場合は開示している。

第三に、各評価項目で評価する際の「基準」がある。これについては、原則として公表していない。ただし、一般入試については、入試問題について「解答例」を公表しており、そのことで採点基準が概ねわかるようにしている。また、A0入試で最も重視している面接の評価基準について、学科ごとの「A0入試における重要評価点」として公表している。

第四に、合格に必要な「水準」がある。「一般入試」と「センター試験利用入試」では、『受験ガイド』に前年度の合格最低点を公表している。その他の入試に関しては、水準を直接的に示しているデータではないが、前年度の受験者数・合格者数・実質倍率を公開することで、水準が推測できるようにしている。

ウ 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

(1) 入学者選抜の公平性・妥当性を確保するためのシステムとして、次の3点をあげておく。

第一に、本学では、合否判定を慎重に審議するシステムをもっている。本学では、入学者選抜の権限は、それぞれの学部に関しては、最終権限を持つ全学教授会からの委託を受けた「学部教授会」、全体的・最終的には「全学教授会」にある。しかし、本学では、「学部教授会」「全学教授会」での審議に先立って「入試実施委員会」「入試管理委員会」「部長会」という3つの全学的審議機関で審議又は確認する。また、「入試実施委員会」への合否判定の原案は、学部長より提出されるが、それぞれの学部ではその原案を提出するための独自の検討過程をもっている。その内容については各学部の記述を参照されたい。

第二に、こうした審議は、個人名を伏せて受験番号と得点だけが記された判定資料に基づいて行われている。

第三に、一般入試においては、受験科目による不公平が生じないように、得点をすべて偏差点化して合否判定を行っている。

(2) 入学者選抜結果の公平性・妥当性を確保するシステムとしては、次の3点をあげてお

く。

第一に、入試問題の作成にあたって、測りたい学力・能力を正しく測れるような問題となるよう、入試部及び入試センターがチェックしている。

第二に、受験者には入試問題の持ち帰りを認め、希望する高等学校などには著作権の扱いに配慮しながら入試問題の配付を行い、毎年「解答例」を付した過去問題集を作成して、問題や採点の誤りが発見されやすい環境を作っている。もし、問題の誤りや採点の誤りが発見された場合は、早急に対応している。

第三に、入学者選抜の方法と入学後の成績との相関については、教育研究所が中心となって調査し、選抜が有効に機能しているかどうかを検証する基本データを提供している。

(3) 入学者選抜結果の公正性・妥当性を検証し、公正性・妥当性を高める仕組みをつくることは、基本的には大学全体で行うべきことである。しかし、法学部は、以下のように学部としてもそのための仕組みをもっている。

第一に、新入生の意識、入学後の学業成績を調査し、入試類型別に比較している。これによって、各入試で入学した学生の意識及び学業成績の面での特徴を知ることができ、入学者選抜のあり方を戦略的に考える基礎データとすることができる。

第二に、一般入試及び大学入試センター試験利用入試による入学者選抜については、学部内に「一般入試合格者数検討委員会」を設置して綿密な分析を行った後、合格者数を決めている。それは、これらの入試の合格最低点をどこに設定し、どの層からどのくらいの入学者を確保するかによって入学者の質が少なからず影響されると考えるからである。

第三に、A0入試における選抜の仕組みがあるが、これについては「5-ア」で説明する。

4. 入学者選抜方法の検証

ア 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

各年の入試問題の検証作業は、入試部及び入試センターを中心に行われており、次の3つの仕組みが導入されている。

第一に、問題原稿の入校・校正の作業過程において、入試部長（入試センター所長を兼任）が、出題の適切性をチェックし、不適切な場合は、出題主任に修正を要請する。

第二に、試験終了後の試験問題公開や、オープンキャンパス・進学相談会などでの「解答例」付き問題集配布などにより、問題に対する外部的チェックが働きやすくしている。

第三に、試験科目ごとの平均点、標準偏差を当該年度及び次年度の出題主任に提供する。

法学部は、大学全体で実施されている入試問題の検証作業にできるかぎり協力している。すなわち、法学部としての組織的協力ではなく、推薦入試及びA0入試第2次の選抜における小論文問題、一般入試における地歴・公民関係科目の試験問題などについて、法学部の教員から出てきた意見を、必要に応じて、法学部長が入試部長に伝えている。こうした意見伝達は、ほぼ毎年行われている。

イ 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

こうした仕組みとして、次の2つをあげることができる。得られた意見は、本学の入試方法の変更の大きな要因となっている。

第一に、本学は、毎年6月東北6県で、高校の進路指導教員を対象に「進学指導者懇談会」を開催している。これは、本学の入試方法についての説明の場であると同時に、本学の入試方法の適切性についての意見を聞く重要な場となっている。

第二に、入試説明会や高校訪問を通じての意見聴取がある。ここでも、教員は、本学の入試方法について説明すると同時に、入試方法の適切性について意見を聞いており、その意見は、入試部及び入試センターに集約される。

5. A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）

ア A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

A0入試は第1次選抜と第2次選抜に分かれ、第1次選抜では書類審査（「第1次選抜審査申請書」）と30分の面接、第2次選抜では調査書、小論文及び面接（10～15分）が行われる。

これらの選抜過程の中で最も大きな比重を占めるのは第1次選抜における30分の面接試験の評価である。

法学部では、2名のA0委員と4名の面接委員の6名（すべて教員）が面接試験を担当する。面接は2名の面接担当者が受験者1名ずつに行う。

面接試験の評価案は、結果の恣意性を可能な限り排除するため、面接担当者だけでなく、A0委員、面接委員及びその他の評価委員（学部長、学科長を含む）を構成員とする「A0入試志願者審査結果検討委員会」で決める。委員全員が、受験者が提出した「第1次選抜審査申請書」（評定平均値、主要教科評定等をも記載）、面接担当者から文書で報告される面接の様子、評価原案、必要な付加的情報のすべてが検討対象となって質疑応答・討論が行われ、委員会としての評価案を決定する。評価の基準については、「2-ア」の項すでに述べた通りである。

評価案の内容は、大学全体のA0委員会で確認された後、高校在學生は高校を通じて、その他の場合は原則として本人に直接通知される。なお、評価の決定権限は学部教授会にあるが、実際には手続きの迅速性を重視しているため、ごく少数のケースを除いて、学部教授会は「A0入試志願者審査結果検討委員会」による評価案を事後的に追認している。

第2次選抜に出願できるのは、第1次選抜でA～Cの評価を得た者である。第2次選抜では、高校からの調査書も審査するが、実質的には第1次選抜での評価に加え、小論文と面接で評価する。第2次選抜では、第1次選抜での評価がAの者はもちろん、Bの者も小論文と面接でかなり悪い評価をとらなければ不合格とはならない仕組みになっている。

こうした評価の結果、毎年、第1次選抜でC評価を受けた出願者の中から数名が合格している。

なお、公平の観点から、第2次選抜応募者の面接を第1次選抜で担当した教員は、できる限り第2次選抜では面接を担当しないよう、調整している。

6. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している学部における、そうした制度の運用の適切性

本項は、法学部には該当しない。

7. 入学者選抜における高・大の連携

ア 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

法学部の推薦入試には、「学業推薦（指定校制）」「キリスト者等推薦（公募制）」「スポーツに優れた者の推薦（公募制）」「TG 推薦入試」（併設校2校）の4種類がある。

これらの推薦入試による入学において高校との適切な関係を保つために、法学部は次のような配慮をしている。

- (1) すべての推薦入試において、出願要件として高校の調査書における評定平均値に関する条件を付している。
- (2) すべての推薦入試で、高校長あてに推薦者の合否を連絡している。
- (3) 指定校制の推薦入試では、指定校を選ぶ基準・方法について明確化している。
- (4) 指定校制の推薦入試で不合格者が出た場合、その理由を詳細に高校に説明している。
- (5) TG 推薦入試では、志願者を対象に各学部・学科を紹介するガイダンスを実施している。
- (6) TG 推薦入試では、「小論文」の成績を高校長に通知している。

なお、法学部としては、合格者に対して複数の推薦図書を連絡し、入学前の学修に一定の道筋を示すなど、入学前指導をさらに細やかに行っている。

イ 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

(1) 大学全体

東北地方、北海道や北関東などの受験生が見込まれる各高校に『大学案内』や『受験ガイド』を配付し、正確な情報を伝達している。高校生に対して直接実施する進路相談・指導は、「オープンキャンパス」や「進学相談会」、高校から招かれての「入試説明会」で行っている。さらに、本学の「ホームページ」で入試に関する詳細な情報を掲載している。平成21(2009)年度には「受験生応援サイト Step! TG」を開設し、受験生がより容易に必要な情報へアクセスできるようにした。

受験生への情報伝達に関しては、特に次の諸点に注意を払っている。①情報伝達が公平であり、比較的容易に、すべての受験者が受験情報に接することができること、②情報伝達がタイムリーであり、入試情報の伝達の遅れにより受験生に迷惑を掛けないこと、③情報伝達が正確であり、進路指導教員あるいは受験生に曖昧な情報や誤解を招くような情報を伝達しないこと、④受験生に説明することが容易でない事項（例えば、キリスト者等推薦入学試験における資格条件など）については、入試課に直接確認するよう志願者に伝えること。

(2) 法学部

法学部が独自に行っているものは、主に次の3つである。

第一に、6月と8月の年2回行われるオープンキャンパスにおける情報提供である。平成21(2009)年度は、青森・八戸・秋田の3カ所でも地区オープンキャンパスが開催さ

れた。いずれも大学が開催しているものであるが、法学部の企画のもとに法学部独自の情報伝達を行い、学部のパンフレットを配布している。

第二に、ホームページを通じての情報伝達である。提供する情報の内容は、できるだけ頻繁に更新している。

第三に、高校が主催する「進学相談会」「模擬授業」などへの参加による情報伝達である。後者については、年間に10高校程度から要請があり、必ず参加するよう調整をしている。

8. 社会人の受け入れ

ア 夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

平成22(2010)年度入試より社会人入学生の募集(定員2名)を行っている。

9. 科目等履修生・聴講生等

ア 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

(1) 科目等履修生

学外者(本学卒業生を含む)に広く学習の機会を提供するため、また、資格取得に必要な単位を修得しようとする者に機会を提供するため、特定科目の単位修得を目的とする「科目等履修生」を受け入れている。

ただし、学内規程により、科目等履修生として受け入れる対象は、大学入学資格を有する人々に限定されている。また、資格取得を目的とする場合、士の資格又は短大卒以上と同等の資格が必要とされる。さらに、教育実習に関する科目の場合には、本学卒業生のみが、科目等履修生に出願できる。これらの限定は、単位修得の目的から派生する必然的なものであり、本学の趣旨及び大学設置基準等の法令に矛盾するものではない。

これらの要件は、それ自体明確であるが、募集要項では、さらに分かりやすく明確に、「高校卒業または同等以上の方」と表記し、資格取得目的の場合については、事務担当者への問い合わせを促すようにしている。

なお、本来は、在学生の受講者が存在しなければその科目は実施せず、したがって、科目等履修生も受け入れないのが通例であるが、資格取得目的の場合、その趣旨からして、本来の受講者がいない場合に実施しなければ、志願者を著しく不利な立場に陥らせる可能性が高いため、在学生の受講者がいない場合にも受け入れている。

科目等履修生の受け入れ及び学内の取り扱いは、書類審査と面接を行った上で、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経れば、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を認めている。

(2) 聴講生

単位修得を目的としない「聴講生」を、広く学習機会を社会人等に提供するために受け入れている。聴講生の場合にも、出願の条件は大学入学資格を有することとしている。また、聴講生の場合、聴講可能な科目を学部ごとに決めるが、多くの場合には演習を含めてほとんどの科目が聴講可能である。

学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経れば、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を認めている。

法学部への科目等履修生、聴講生については、現在のところ、希望者が多くないため、面接を行い特に問題が認められない限り全員を受け入れている。

10. 外国人留学生の受け入れ

ア 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

(1) 私費外国人留学生

私費外国人留学生は、「日本留学試験」の「日本語」を受験した者に限っている。そのほか、本学の外国人留学生特別入学試験において、日本語による小論文試験並びに面接を行い合否の判定をしている。平成 21(2009)年現在、私費外国人留学生は 34 名である。

(2) 交換留学生（特別聴講学生）

海外の協定校からの交換留学生は、大きく 2 つに分けられる。

第一に、本学の 1 つの学期ないし 1 つの学年に相当する期間本学に在籍し、一般の日本人学生と同様のカリキュラムを受講する学生である。これらの学生には、日本語能力試験 1 級～2 級程度の能力を有していることを、受け入れの条件としている。

第二に、「日本研究夏季講座」（5 月～6 月）、「日本研究秋期講座」（9 月～12 月）、「集中日本語講座」（9 月～翌年 8 月）の各講座への参加を目的とする学生である。日本研究夏季講座に参加する留学生は、初級・中級・上級のうち、各自の日本語能力に適したレベルのクラスに入る。「日本研究秋期講座」「集中日本語講座」への留学生には、複数年の日本語学習歴を求めており、これらの学生には日本文化や日本経済を中心とした講義をも提供している。

平成 21(2009)年現在の大学全体の交換留学生は、6 名（韓国から 5 名、ドイツから 1 名）である。また、日本研究秋期講座に参加した留学生は 5 名（アメリカから 1 名、ドイツから 4 名）で、参加の学生は所定の試験を受験し、60 点以上の場合のみ単位が認定される。日本研究夏季講座参加の留学生は 13 名（アメリカから 11 名、タイから 2 名）で、集中日本語講座はドイツから 1 名である。

(3) 法学部

法学部には、外国人留学生特別入試によって毎年 1～6 名の外国人留学生が入学する。ここ数年を見る限り、法学部への留学生は全員が中国国籍である。本学の外国人留学生特別入試は、英語（100 点）、小論文（100 点）、面接（100 点）、書類審査（50 点）の 350 点満点で合否を判定している。書類審査の内容は日本留学生試験の成績である。大学前教育の質は入学試験のみによって検討されている。制度の違いも大きな要因であるが、本国地での大学教育の質を認定することは、かなり困難であるというのが現状である。

法学部は、大学全体の方針に従い、それまで「若干名」で募集していた留学生特別入試で平成 21(2009)年度から定員化（2 名）した。

11. 定員管理

ア 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

「大学基礎データ」表 13、表 14 に見られるように、法学部の在籍学生数は 1,655 名（平

成 21[2009]年度) で、学生収容定員 1,324 名に対する比は 1.25 である。過去 5 年間の平均入学者数は 405 名で、入学定員 325 名に対する比は 1.24 である。また、過去 2 年間の平均編入学者数は 4 名で、編入学定員 12 名に対する比は 0.17 である。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

法学部では、収容定員に対する在籍学生数の比率は 1.25 であり、著しい定員超過ではないが、そのおそれがあると考えている。それを是正するため、一般入試の合格者数を決める際、歩留まり率を高め設定し、合格者数を抑えるという方策をとっている。

他方、編入学においては著しい欠員が生じている。その根本的原因は、定員設定時の需要見込みが甘く、編入学定員を多く設定しすぎたことによるとの認識のもと、一般入試合格者数検討委員会で編入学定員の削減を検討中である。

12. 編入学者、退学者

ア 退学者の状況と退学理由の把握状況

退学者数は正確に把握されており(「大学基礎データ」表 17)、毎年約 40 名(对在学生比 2.5%)が退学していること、学年としては 2 年生が最も多く、次いで 4 年生が多いことがわかっている。ただし、最新のデータでは、2 年次での退学は 22 名へと半減している。

退学理由については、退学届を提出した学生に対して学生部職員が行う面談から、ある程度把握されている。しかし、面談を受けない学生もおり、また面談を受けても本当の理由が把握できないこともある。把握された限りでは、退学理由のほぼ半数が「学業不振」と「進路変更」であり、そのほとんどは、修得単位不足で 2 年生から 3 年生に進級できなかったり、卒業できなかったりした学生が退学するケースである。

こうした現実を踏まえ、法学部では、平成 18(2006)年度入学生から、進級条件を廃止した。その結果、単位修得不足により 2 年生から 3 年に進級できない「原級止め」は生じなくなり、すべての新入生は 4 年生までは進級できるようになった。この措置によって、原級止めをきっかけとする 2 年生の退学者を減少させようと考えたからであるが、想定通りの効果があったか否か、また、退学者数を全体として減らす効果があるかどうかについては、現時点で確定的な判断はできない。ただ、少なくとも平成 21(2009)年度現在では、2 年次での退学者は大幅に減少している。

なお、年度全体を通しての退学者数については、学部教授会で学部長が報告している。

イ 編入学生及び転科・転部学生の状況

他大学等からの編入学生(3 年次編入)の在籍数については、「大学基礎データ」表 14 にある通りであり、1 学年平均 2 名程度である。編入学生の多くは、2 年間の修業年限で卒業しているが、一般的に見て、まったく系統の異なる分野の学校・学部からの場合には、2 年間で卒業できない事例が増えるように思われる。

また、他学部からの転部学生は、最近は極めて少ない。

他方、他大学等への編入学生の数については、正確には把握できていないが、退学理由を通じて概数は把握しており、毎年 2～3 名である。本学他学部への転学部生は正確に把握されており、毎年 0～1 名である。このほか、他大学等への入学者が毎年 4～5 名程度

いる。

【点検・評価】

本章の問題は、大学全体の方針が基本となっており、法学部独自のものは A0 入試についてのみである。したがって、以下の点検・評価も1つの資料にとどまる。

(1) A0 入試

本学の入学者選抜の中でも学部独自の実施方法を採用できる余地の大きい A0 入試において、法学部の実施体制はよく工夫されており、入学者の受け入れ方針に沿った公平・妥当な選抜が行われているといえる。

(2) 高校への情報伝達

本学では、大学全体で行うものとは別に、法学部として、高校生に対して進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達を行うことには、予算措置上の大きな制約がある。

(3) 入学者数

在籍学生数の対学生収容定員比、入学者数の対入学定員比については、平成 21(2009)年度入学者数が予測を大きく上回り、結果として在学生総数の対収容定員比率が、不適切とされる限度に極めて近くなっており、早急に改善が必要である。

一方、編入学者の対編入学定員比は、はなはだ低く、定員充足は事実上極めて困難であるので、定員充足率を改善するための方針を策定する必要がある。

(4) 退学者数の把握・減少への措置

法学部では、退学者数については正確に、退学理由についてもほぼ正確に把握している。また、その把握に基づいて、退学者を減らすための対策を講じてもいる。しかし、「学業不振」という退学理由は表面的なものである可能性が高いから、学業不振に陥った背景や理由を知り、退学者をより一層減らす有効な対策を見出すことが必要である。

【改善方策】

(1) 高校生への情報伝達

高校生に対する Web 上の情報伝達については、以下のように法学部主体で改善する余地がある。すなわち、①ホームページでの情報提供を一層強化し、②高校生からの質問・意見などに対応することや、③教員個人がホームページを通じて自分の研究・教育活動等について情報を伝達することも、考慮する。

(2) 入学者数

入学者数が入学者定員を大幅に超えないように努力する。より具体的には、2年以内に、在学学生数の対学生収容定員比がより適切になるよう細心の注意を払う。編入学については、全学の方針とも関連するが、一般入試合格者数検討委員会で検討した上で、法学部教授会で定員削減の方針を明確化する。

(3) 退学者数の把握・減少への措置

退学理由の実質的理由について学部が正確に把握できるよう、個人情報保護に十分注意を払いつつ、退学者との面談の仕方、報告書の記載様式などの改善ができないかどうか、関係部局に検討を求める。

VI. 研究環境

【到達目標】

法学部は、研究環境に配慮するために大学がとる体制・措置の改善策を提起することによって、教員が十分な研究を行えるよう環境の整備を図る。

より具体的には、

- (1) 教員の研究発表の回数をもっと増やすべく、研究体制を整える。
- (2) 学部内共同研究を促進することによって、法学部として特筆すべき研究分野や研究助成を得て行われる研究プログラムへの参加を奨励する。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況

イ 国内外の学会での活動状況

添付資料の『東北学院大学教育・研究業績 2005-2009』に、個別教員の詳しい研究成果発表状況や学会での活動状況が示されている。各種学会や研究会を舞台に活発な研究発表を重ね、それをもとに論文等を公表している教員がいる一方で、目立った成果が現れていない教員も若干名いる。

平成 17(2005)年から平成 20(2008)年の5年間に法学部専任教員が発表した論文等研究成果(学術書、学術誌に掲載した学術論文、発表機関誌に掲載した学術論文、一般書著・論文・エッセー、書評・論評)は、合計166件である。教員一人あたり年平均1.2件となる。また、学会発表は合計40件である。教員一人あたり年平均0.3件となる。なお、国内学会の理事あるいは企画委員として学会活動を担っている法学部専任教員が3名いる。さらに、過去10年に本学を会場として、日本法哲学会、全国憲法研究会、民事訴訟法学会の学術大会が開催されている。

ウ 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

現在、法学部として組織的に確立されている特筆すべき研究分野といえるものはない。

ただし、スウェーデンの政治・行政に関する研究を行っている専任教員が3人おり、そのうち2人は毎年のようにスウェーデンに調査に赴いており、必要な研究誌も整備されているため、スウェーデンに関する研究は、他の大学等と比べた場合、結果的に特筆すべき研究分野となっているといえるかもしれない。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

前項「ウ」のように、法学部として組織的に特に力を入れている研究分野というものがなく、共同研究の体制も整っていないため、研究者個人の申請によるものとはともかく、組織としての法学部が関わりながら研究助成を得て行われている研究プログラムはない。

平成18(2006)年度に、司法書士会からの助成金を得て、改革後の司法制度における司法書士の役割に関する、同会との共同勉強会を開催した。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

現状では、学部として国際的な共同研究への参加の検討はしていない。もっとも、国際政治の領域で個別教員が国際的共同研究に参加している例はある。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

「法学政治学研究所」は、大学の研究組織の1つであり、法学、政治学に関する研究の遂行、研究成果の発表を主な目的としている。活動のための経費は主として大学からの予算措置によっている。研究員は法学部と大学院法務研究科の専任教員を正式構成員、両組織の専任教員経験者を客員研究員としており、研究所を主たる所属とする研究員はいない。また、事務は研究機関事務課の職員が他の業務と兼務しながら行っており、研究所のみを担当する事務職員はいない。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター（非常設）」「ハイテク・リサーチ・センター（非常設）」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン（非常設）」があげられる。これらのセンターは、学内の各学部・研究科によって利用されている。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性（大学基礎データ表 29、表 30、表 31、表 32 に対応）

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として27万円が支給されている。その実績は「大学基礎データ」表29に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、半額までを国内の出張旅費に利用できる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張には年2回、4泊5日を限度に支給され、発表の場合は別に1回分支給される。また、研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も、年1回、3泊4日を限度として利用できる。さらに、国外学会での発表の場、20万円を限度に航空運賃の半額が支給される。それらの実績は「大学基礎データ」表30に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表 35 に対応）

「大学基礎データ」表 35 に示されているように、法学部の専任教員全員に「個人研究室」が与えられており、個室率は 100%である。また、1 室当たりの平均面積は 17.04 m² である。各室内には、空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室も整備されている。教員研究室の配置に関する全学的な調整は、「研究室運営委員会」で行われている。

法学部の教員は、原則として、研究室のある土樋キャンパスだけでなく、泉キャンパスでも授業をもっている。平成 21(2009)年度からは、泉キャンパスの共同研究室の運用が、時間帯が近接する教員同士の組み合わせから、学部単位での共同利用へと変更された。これに伴って法学部教員用の共同研究室が設置され、共同使用のためのパソコン、プリンター等が独自に設置された。

なお、教員研究室の配置に関する全学的な調整は、各学部から選出される委員を中心として構成される「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

本学は、「大学基礎データ」表 22 にあるとおり、教員一人当たりの責任授業時間数を 8.0 授業時間（4 コマ）と定めている。なお、大学院を担当する場合は、学部とあわせて 8 コマを上限としている。この上限を超えて担当する場合は所定の手続きを経た場合にのみ認められる。そのほか、1 週間のうち原則として 2 日は授業を担当しない日が確保されるよう、時間割上の配慮を行っている。なお、ここでいう 1 コマは「通年で週 1 コマ」である。

法学部では、新任教員の初年度担当授業数を 3.5 コマ以下になるよう調整しているほか、各種委員も、入試の出題採点を除いて、できる限り割り当てないようにしている。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学には教員のための研修の制度として、「在外研究員制度」「研修休暇制度」「国内研究員制度」が導入されている。

在外研究員と研修休暇は 1 年間、国内研究員は 6 ヶ月を上限とし、それぞれ着任から 6 年経過後に申請可能であり、取得後 6 年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

法学部では、在外研究員、国内研修、研修休暇の申請について、着任順及び年齢順を組み合わせた一定のルールを確立し、公平性が保たれるように配慮している。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表 31 に対応）

大学を含む東北学院の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成規程」が制度化されている。個別研究費は 1 件につき上限 50 万円、共同研究費は 1 件につき上限 300 万円が支給される。全体で総額 850 万円まで利用できる。その実績は「大学基礎データ」表 31 のとおりであり、平成 20(2008)年度は全学で 7 件、約 840 万円が支給された。

選考は、学院長、学長、副学長、学部長、校長その他学院長が必要と認めた者から構成

される「選考委員会」が行い、その後理事会で審議決定される。

共同研究費取得者の義務は、所属長を経て研究成果を学院長へ報告の上、研究助成終了後3年以内に学術雑誌等に発表すること、及び収支報告書の提出である。このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じる。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

「大学基礎データ」表 33 にあるように、過去3年間についてみると、科研費申請者は6名、採択者1名である。また、表 34 の平成 20(2008)年度のその他の学外研究費額として8,470,000円が示されているが、これは「私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）」の交付を受けた『オンライン版近代英米法文献データベース』である。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

上記のように、競争的資金獲得はそれほど順調ではない。結果として、基盤的研究資金と競争的研究資金の利用のバランスは、前者に比重が傾いている。ただ、他大学所属教員が代表となっているプロジェクトの共同研究者として、実質的に競争的資金を得て研究を進めている教員は数名いる。

基盤的研究資金の運用は、「東北学院大学研究費支給内規」及び「東北学院個別・共同研究助成規程」に基づいて、競争的研究資金の運用は「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」に基づき、事務担当の法人事務局庶務部庶務課、同財務部財務課及び大学総務部調査企画課において適切に処理されている。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

法学部は、法学部教員が研究論文・研究成果を公表する場として、2つの学術雑誌を編集・発行している。1つは『東北学院法学』（年2回）であり、もう1つは『東北学院大学法学政治学研究所紀要』（年1回）である。前者は工学部を除く文系5学部が組織する東北学院大学学術研究会が発行主体であるのに対し、後者は法学政治学研究所が発行主体であるという点で、組織が異なっているが、法学部教員はどちらにも投稿することができる。

また、研究旅費は、学会報告を行う場合には別枠で支給され、海外での学会報告に際しても、往復航空運賃の半額が支給される。

なお、法学政治学研究所主催の公開講座もまた、研究成果を市民に対してわかりやすい形で公表する場となっており、市民からの感想・意見が研究にいかされることになる。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

上記の『東北学院法学』と『東北学院大学法学政治学研究所紀要』は、法学研究資料室を通じて、全国の主な大学・研究機関に送付されている。相手機関からは、当該機関が発行する雑誌・紀要が送付される。また、法学研究資料室には、法学及び法学部教員の研究

領域に関係する主要な国内外の雑誌・資料が収集されている。法学政治学研究所分を含めると、所蔵数は国内 634、海外 239 種類に及ぶ。

一方、オンライン・データベースの導入も充実している。法学部教員に関係するものを分類すると、①国内外の判例・法令・文献検索システム (TKC、第一法規、Westlaw, LexisNexis, Juris Online, Juris Classeur)、②主に英米圏の大学紀要 (Hein Online)、③海外大学所蔵のデジタル化された文献集 (近代英米法文献データベース=The Making of Modern Law) の三つに分けることができる。

法学研究資料室の管理運営は、法学部及び法務研究科教員からなる法学研究資料室委員会が行っており、委員会は資料室が研究成果の発信・受信において一定の中心的役割を果たせるよう努めている。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」に基づいて、「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」「不正調査委員会」が設置されている。

実験等における倫理面を確保するために、全学レベルでは「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」、上記規程に実際に関係する工学部と教養学部では「東北学院大学工学部放射線障害予防規程」「東北学院大学教養学部放射線障害予防規程」「東北学院大学工学部組換え DNA 実験安全委員会内規」「東北学院大学工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程」が定められている。また、それぞれの規程に基づいて関連委員会が設置されている。

【点検・評価】

大学全体の財政が以前ほどの余裕を失っているとはいえ、研究に必要な雑誌等はほぼ揃っており、オンラインジャーナルへのアクセスもかなり整ってきたと評価できる。また、学部の中堅層には、着実に研究業績を積み上げている教員が多い。

(1) 著書・論文・口頭発表等、研究成果発表

近時、教員に対しては、研究と並行して教育や学内行政に一層の熱意と時間を割くよう求められている。このような現状を前提したとしても、論文等研究成果の発表件数が法学部全体としてそれほど多いとは言い難い。法学部では、堅実に研究成果を発表している教員がいる一方で、それほど目立った業績を上げていない教員も若干いる。学内行政等にやむを得ずかなりの時間を割かざるを得ない者もいるが、全体としてももう少し活発な研究成果発表が望まれる。学会における口頭発表についても同様である。

(2) 共同研究

法学部として特筆すべき研究成果をあげうる研究分野を確立し、共同研究に着手することは、上記の現状からしてかなり困難である。国際的共同研究についても同様である。

教育に関する共同研究プロジェクトを立ち上げることも、考慮される必要がある。前者については科研費申請などの方途を、後者については学部長、学科長を中心にその実現可能性を検討している。

(3) 研究成果の発信・受信

法学部では、法学研究資料室が研究成果の発信・受信において中心的役割を果たしており、管理運営も適切に行われている。しかし、問題がないわけではない。第一に、大学財政の悪化に伴う資料室予算の削減圧力にどう対応していくかという問題がある。第二には、雑誌・資料の保管の問題である。保管スペースの狭隘化に伴って利用しやすい配置が難しくなっている。第三には、事務職員の配置の問題である。法学研究資料室には専任事務職が配置されなくなり、他の資料室又は研究所との兼務となっている。

(4) 研究費助成制度の活用と競争的研究資金獲得

本学では、共同研究のための研究費助成の制度があり、法学部教員にも一部活用されていた。しかし、現在、それほど活発に利用されているとは言い難い。また、科研費等の競争的研究資金獲得についてもそれほど積極的ではない。

【改善方策】

点検・評価で問題点として指摘した項目について改善方策を述べる。番号は、上記の番号に照応している。

(1) 著書・論文・口頭発表等、研究成果発表

学部内研究会を活性化し、研究成果発表の機会を増やす。そのことを、学部外への発信につなげていく。

(2) 共同研究

法学部として特筆すべき研究分野を確立し、さらには国際的共同研究へと発展させていくことはともかくとして、研究助成を得て行われる研究プログラムの可能性は真剣に検討していく。平成23(2011)年中の科研費申請に間に合うよう、調整を進める。

(3) 研究成果の発信・受信

これらの問題については、学部としての対処もさることながら、根本的改善を大学に引き続き求めていく。

(4) 研究費助成制度の活用と競争的研究資金獲得

競争的研究資金申請については、単に研究費補助という面だけでなく、当該学部の研究活動そのものの指標とされていることを教員に理解してもらい、申請を促す。

VII. 教員組織

【到達目標】

法学部は、教育研究を行うために、適切な教員組織を整備することを目指して、

- (1) 理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数を考慮しつつ、大学全体の教員配置基準に従い、教員数と専門領域ごとの人数配分を適切に決める。
- (2) 任用・昇任にあたって、教育・研究業績を重視する。
- (3) 任用に当たっては、年齢構成、外国人、女性等の比率に十分配慮する。

(4) 教員の募集・任免・昇任や嘱託教授推薦についての手続を一層整備し、基準を明示するように努める。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員

組織の適切性

「大学基礎データ」表 19-2 に見られるように、法学部の教員組織は、専任教員 28 名（教授 11、准教授 10、講師 7）、兼任教員 111 名からなる。専任教員数 28 という数字は、法学部が独自に決めているわけではなく、大学全体で合意されている学部ごとの教員基準値によっている。専任教員 1 人あたりの学生数は 59.1 人である。

本学では、歴史的経緯から、文・経済・経営・法・工の 5 学部は、主として専門教育を担当する教員から組織されている。それに対して、教養学部は、教養学部の専門教育と他学部の教養教育、外国語教育、保健体育教育を担当する教員から組織されている。したがって、法学部専任教員は、すべて専門教育科目を主に担当している教員であり、専門分野別でみると、公法分野 4、民法分野 10、刑事法分野 4、国際法分野 2、基礎法学分野 3、政治学分野 5 である。

なお、「大学基礎データ」作成の基準日以降に専任教員（教授）が 1 名死去したが、上記の数字には反映していない。

イ 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学にお

ける教育研究に従事しているか）

法学部専任教員は、現在、全員が本学において教育研究に従事しており、大学設置基準第 12 条第 2 項に反する教員はいない。

なお、専任教員がもっぱら本学での教育研究に従事することを確保するため、全学的に、他大学等での授業担当は、本学での責任担当コマ数の半分、すなわち通年 2 コマまでという、前学長時代に確立された指針が存在する。

ウ 主要な授業科目への専任教員の配置状況

上記のように、法学部の専任教員は主として専門教育を担当することを念頭に置いて組織されているので、以下の通り専門教育科目の主要な授業科目のほとんどすべては、法学部専任教員が担当している。

専門教育科目の講義科目のうち、専門導入科目の 3 科目「実定法概論」「法過程入門」「法的思考入門」、第一類の 4 科目「憲法一部」「憲法二部」「行政法総論」「行政法各論」、第二類の 11 科目「民法総則」「物権法」「担保物権法」「債権法総論」「債権法各論」「親族法・相続法」「商法総則」「商行為法」「会社法」「民事訴訟法」「労働法」、第三類の 3 科目「刑法一部」「刑法二部」「刑事訴訟法」、第四類の「法哲学」、第五類の 2 科目「国際法一部」「国際法二部」、第六類の「政治学」、合計 25 授業科目のうち 24 (92%) は専任教員が担当している。また、演習・講読関係の授業科目については、開設クラスのすべてを専任教員（一部に法務研究科専任教員を含む）が担当している。

エ 教員組織の年齢構成の適切性

法学部専任教員 28 名の年齢構成は、31～40 歳 9 名、41～50 歳 5 名、51～60 歳 8 名、61～70 歳 6 名、71 歳以上 0 名で、61 歳以上の割合は 21.42%である。

オ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

法学部で、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の役割を果たしているのは、組織としては法学部改革検討・FD 小委員会であり、役職では法律学科長、法学部選出の学務部副部長及び教務委員の 3 名である。

この 3 名は、相互に連絡を密に取り合い、教育課程編成の目的を具体的に実現するための授業が円滑に行われること、そのために必要な教員間の連絡調整を促すことに責任をもっている。この 3 名は、常に授業の遂行状況についての情報を収集し、何か問題が生じたとき、あるいは生じそうなときには善後策を相談し、制度に関わる問題が発生した場合には、法学部改革検討・FD 小委員会に諮って対応している。

また、上記 3 名は、全学的な調整機関である拡大教務委員会の正式構成員であるため、学部長と密接に連絡を取りながら、全学的な方針決定に関与して学部を代表する意見を述べるとともに、決定された方針を学部・学科に伝えて周知し、必要な場合には法学部改革検討・FD 小委員会において審議するための中核的な役割を担っている。

カ 教員組織における社会人の受け入れ状況

現在は、大学以外の機関で職に就いていた経験を持つという意味での社会人は、教員組織には、専任教員として 2 名、現職が社会人である非常勤講師が 1 名存在する。しかし、教員採用に際して、特に社会人を念頭に置いて採用活動を行ったことはない。

キ 教員組織における外国人の受け入れ状況

現在は、教員組織に外国人を受け入れていない。しかし、外国人を受け入れることを排除しているわけではなく、教員採用に際して、具体的な候補者として挙げられたこともあったが、日本人候補者と平等に審査した結果、採用されなかったにすぎない。

ク 教員組織における女性教員の占める割合

法学部専任教員 28 名中、女性は 5 名（18%）である。現在の女性教員 5 名は、男女を問わず他の候補者との比較検討の結果、採用されたものである。

2. 教育研究支援職員

ア 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

イ 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

法学部には、助手や副手といった教育研究支援職員はいない。しかし、研究機関事務課の教育研究支援事務職員をはじめ、国際交流課、オーディオ・ヴィジュアルセンター、情報処理センター、学務部教務課及び調査企画課などの事務職員が、教員の教育研究を

事務処理面で支援している。

ウ ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

「東北学院大学ティーチング・アシスタント（TA）に関する規程」では、学部の授業において教育補助的業務が必要な場合、TAを募集することができる。しかし、現在、法学部の授業科目のうちTAを活用しているのは「大学生活入門」のみである。原因の第一は、TAをする大学院学生、特に博士課程後期の学生が少ないことであり、第二には、博士課程前期の学生が授業や論文執筆に忙しく、TAにあまり強い関心を持っていないためである。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の募集・任免・昇任に関しては、大学として行われる部分と学部として行われる部分がある。法学部での手続きにおいて中心的役割を果たすのは、正教授で構成される「法学部人事拡充委員会」（以下「人拡委」と「法学部教授会」（以下「教授会」）である。

《採用》

まず、教員の募集・任用の学部内手続きはおおよそ次のとおりである。採用人事計画を立てるのは人拡委である。人拡委は、退職・移籍についての情報を踏まえ、毎年1月、次年度の採用計画を立てて、学部長を通して大学へ提出する。その計画は、学部長会での意見交換を経て大学の組織運営委員会で承認されなければならない。承認された後、人拡委は具体的候補者を選考するための選考委員会を設置する。選考委員は、採用者の専門に近い教員2名のほか法学部長、法律学科長、法学研究科長、法律学専攻主任の合計6名の教員から構成される。

選考委員会では、候補者を探すための基本方針が確認され、人拡委で承認されている。ちなみに、平成21(2009)年4月採用の民法担当者の選考委員会では次の8項目を基本方針とすること、優先順位はおおよそ掲載順であることが確認された。①本学・本学部の教育理念・教育目標に理解のある方、②学部スタッフとして人間的に信頼できる方、③授業を中心とする教育活動への意欲・能力・資質の高い方、④研究活動への意欲・能力・資質の高い方、⑤学内行政等の公務活動への意欲・能力・資質の高い方、⑥年齢的に高齢でない（できれば55歳未満）の方、⑦法科大学院の授業を担当できる方、⑧大学院（法学研究科）の授業を担当できる方。このうち、①から⑤はあらゆる教員採用に共通している基準である。⑥から⑧については、場合によって変更されることがある。

これらの基準に基づいて、まず選考委員が幅広く情報収集を行う。その際、選考委員以外の法学部教員も情報収集に協力してもらおう。それでも適当な候補者が見つからない場合には公募も視野に入れているが、近年では公募した例がない。選考委員会は、選考対象となった候補者から最も適任と思われる候補者を選考して人拡委に報告する。人拡委は報告について可否を決し、可とされた場合は、その候補者について教授会に提案し承認を求める。教授会は、人拡委から提案された候補者について必ず2回にわたって審議する。その結果、可とされた場合、大学の資格審査委員会へ採用のための審査申請が行われる。

《昇任》

昇任についての手続きは任用と少し異なる。学部長は教授会で昇任希望について公告す

る。昇任希望者は学部長に申し出る。昇任のための資格審査への申請の可否は人拡委によって決定される。可とされた場合、大学の資格審査委員会へ昇任のための審査申請が行われる。教授会には、具体的教員名は出さず、昇任申請を行ったことを報告する。

採用にせよ昇任にせよ、大学の資格審査委員会では、学部長からの申請を受けて学長からの提案された候補者について、採用あるいは昇任の審査開始の可否、可とされた場合の審査の主査と副査を決定する。その後、主査と副査による報告を受け、採用あるいは昇任の可否を決する。

任免に関しては、嘱託教授の任用という問題がある。本学では、教授職の定年は67歳であるが、それ以降も、学部長からの推薦があれば教授を嘱託する制度がある。任期は1年で、73歳まで再任でき、権限は正教授に準ずる。法学部では、学部長が、教授会の承認（新規嘱託の場合は議決、再嘱託の場合は報告承認）を経て推薦者を決定していたが、平成21(2009)年度からは、新規嘱託、再嘱託いずれの場合も、推薦の可否につき人拡委の議を経て教授会で審議されることとなった。その際の基本方針は以下の通りである。①教育・研究・学内行政のいずれかの点で他の誰にも代えられない顕著な業績があること、②推薦すべき年度の2年前の12月までに可否を決定する。

なお、任免・昇任は最終的にはすべて理事会の承認によって決まる。

イ 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

法学部には、現在のところそうした措置が導入されていない。

4. 教育研究活動の評価

ア 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

本学では、現在、教員の教育研究活動についての大学としての評価は、昇任審査の際に行われる業績審査があるのみである。そこでの業績審査は、規程の上では教育研究活動全般を対象とするとされているが、実際上は、研究活動、特に論文等の研究成果の評価を中心としたものである。これ以外に、大学が教員の教育研究活動を組織として評価することはない。法学部教員の教育研究活動について、法学部として評価する制度もない。

しかし、大学による公的評価ではなく、広く社会的評価を受けるための方法として、『東北学院大学教育・研究業績』の定期的発行がある。この『教育・研究業績』は、学内はもとより国内の大学等の教育研究機関、さらには広く行政、産業界などにも送付されている。教育研究業績の社会的公表により、教員は、社会的評価を強く意識することになる。

大学では、こうした現状には改善の余地があるかどうかを検討するため、他大学での教員評価についての情報収集を進めているが、本格的な検討はまだなされていない。

イ 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

第1章の大学全体に関する記述を参照されたい(95頁)。

上記のように、法学部においては任用する教員の選考基準には、「授業を中心とする教育活動への意欲・能力・資質が高い方」と「研究活動への意欲・能力・資質の高い方」が含まれている。実際、任用に際しては、教育研究能力・実績を非常に重視しており、自己申告のみならず、多方面からの情報収集によって、教育研究能力・実績について高い評価を

得ている教員を任用している。

5. 大学と併設短期大学（部）との関係

ア 大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性

イ 併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

【点検・評価】

法学部では、主要な授業科目は専任教員によって担当されている。ちなみに、主要な講義科目及び演習のクラスで法学部専任教員が担当していないものは、すべて法務研究科教員が担当しており、学外からの兼任者が担当しているものはない。この点は、今後も維持していく。

(1) 教員年齢構成

法学部専任教員の年齢構成については、40歳代がやや少ない点が目につく。今後の教員採用においては40歳台（特に後半）の補充を意識する必要がある。

(2) 女性教員比率

女性教員の割合については、社会人、外国人とは異なり、具体的な目標設定が必要であると考えている。それは、法学部学生の中で、社会人学生や外国人学生はほとんどないにもかかわらず、女子学生は約3割を占めているからである。法学部における女性教員の最低目標比率を2割とすれば、その水準は現在達成されていない。しかし、女性研究者の増加によって、公正な教員人事をする限り、女性研究者の採用は増えていくと考えられる。

(3) 教育研究支援職員との連携とTAの活用

教育研究支援職員について法学部は、職員による現在の教育研究支援体制は不十分であり、充実されるべきであると考えている。法学部が特に重視しているのは、学部の教育研究支援を主たる任務とする事務部署の設置の必要性である。

(4) 教育研究活動の評価

教員の教育研究活動を適正に評価することは確かに必要であるが、どうすれば適正な評価ができるかは極めて難しい問題である。例えば、昇任における業績審査において、研究業績のみならず教育活動をどう評価するかという問題に限定しても、事はそう簡単ではない。この問題に関しては、性急に結論を出すべきではない、というのが法学部の意見である。

【改善方策】

改善すべき諸点について、改善方策を述べる。番号は、点検・評価の各番号に対応している。

(1) 教員年齢構成

今後の教員採用において、可能な限り40歳代の補充を意識した選考を行う。

(2) 女性教員比率

優秀な女性教員を積極的に採用して、女性教員の割合を2割以上にすることに努める。

(3) 教育研究支援職員との連携と TA の活用

法学部教員と法学部の教育研究支援職員との間の連携・協力を円滑に行いながら、法学部の教育研究支援を主たる任務とする事務部署の設置を大学に求めていく。

(4) 教育研究活動の評価

教員の教育研究活動、特に教育活動を適正に評価するための方法とその有効性について、大学全体で検討する必要がある。法学部としては必要に応じて、学部としての意見を集約し、提言を行うとともに、法学部独自の方法を工夫する。

X. 施設・設備

【到達目標】

法学部は、研究・教育の用に供される施設・設備の管理・運用にあたり、大学がとる体制・措置に協力しながら、法学部としての責任を十分に果たすよう努める。

とりわけ配慮すべきは、①教育の用に供する情報処理機器などの配備状況、②障がい者にとっての利便性、③キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段、④それら施設・設備の衛生・安全の確保である。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

本学では、教室、研究室など教育研究のための施設・設備等諸条件の整備は、学部ごとにではなく、大学全体として行われることを原則としている。しかし、各学部の教育研究目的の独自性から、例外的に学部のために施設・設備として整備されるものもある。法学部の場合、そうした施設・設備は4つある。

第一に、「法学研究資料室」であり、法学部の教育研究に必要な雑誌・図書・資料を収集・所蔵・管理している施設・設備である。第二に、「法学政治学研究所」であり、研究所を運営するための会議用の部屋である。第三に、「法科大学院・司法試験対策室」であり、対策講座を運営し、学生が図書資料・DVD教材を利用するための部屋である。第四に、「法学政治学調査実習室」で、演習室ではできない学習・作業のための部屋である。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表 38 に対応）

「大学基礎データ」表 38 に、各キャンパスの AV 教室、情報処理室の現状が示されている。

法学部独自の情報処理施設は存在しないが、各施設を活用することによって教育・研究が円滑に進められている。なお、法学部が独自に保有しているプロジェクター、モニター等は、土樋キャンパスでは「法学政治学調査実習室」に、泉キャンパスにおいては法学部教員用の「合同研究室」に施錠して保管され、必要に応じて教員が活用している。

各キャンパスの AV 教室、情報処理施設の概要については、下記の通りである。

(1) 情報処理センター

土樋、多賀城、泉の各キャンパスに情報処理センターが設置され、授業参加者が共通

に使用できるドライブ、教師が学生の操作画面を確認できるシステム、十分な数の端末とソフトウェア、オーディオ機器（DVD、VHS）、書画カメラ、プロジェクター、スクリーンをが整備されており、情報処理関係科目だけではなく、演習にも活用されている。

これらの施設は授業に利用されるほか、授業の空き時間には、学生、教員の一般利用に供されている。

なお、平成21(2009)年4月に刷新したシステムでは、学生や教員のすべての機能を共通化したうえ、ファイルサーバーに保存したファイル類をどのキャンパスからでも参照・保存できるようになった。その結果、キャンパス間を移動して利用する学生や教員にとっては、非常に便利になった。

(2) オーディオ・ヴィジュアルセンター

このセンターの主要施設は泉キャンパスにあり、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、日本語、韓国・朝鮮語の授業で利用されているが、教室の全教卓に視聴覚設備が整っている利便性もあり、語学以外の授業にも活用されている。

(3) 総合ネットワーク

本学のネットワークは教育・研究にも供されている。平成18(2006)年10月に機器更新を実施し、高速化とセキュリティの強化などを実現することができた。さらに、管理運用においては、利用者申請処理を電子化することにより申請手順を大幅に削減することができた。なお、3キャンパス間は専用回線（6Gbps）で接続されている。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

法学部として該当するものはない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

法学部として該当するものはない。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、法学部には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

本項は、法学部には該当しない。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティは、全学の「施設拡充委員会」に設置している「キャンパス・アメニティ委員会」で検討され、その後、施設拡充委員会で必要性を総合的に勘案して対応が決定される。

キャンパス・アメニティに関する学生からの意見は、学生部が学生団体からの要望を施設部に伝達しているほか、大学及び学部の学生団体の双方で設置している「意見箱」から聴取されている。また、大学が学生団体から定期的に意見を聴取する場である「合同協議会」で取り上げられる。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

大学構内には、「食堂」や「学生ラウンジ」のほか、「ロッカー」「大学生協」「保健室」「課外活動部室」が整備されており、学生がキャンパスの中で快適に生活を送ることができる。また、体育館の「トレーニング室」も利用できる。近年は屋外に「屋根付きテーブル」や「ベンチ」を増設し、屋外の環境も整備している。

また、授業のない一部の空き教室や、図書館の自習室は、自学自習に活用されている。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

法学部学生が学ぶのは泉キャンパスと土樋キャンパスであるが、泉キャンパスでは既存の自然を保全してキャンパスの自然環境の維持改善に努め、土樋キャンパスでは市街地の中心に位置するために他キャンパス以上に植栽を増やすなど、緑豊かなキャンパスの創造に努めている。

また、大学周辺の「環境」に影響を与える人的行動については、学生部を中心に学内掲示や口頭で指導を行っているほか、『学生手帳』と『学生生活』の印刷物に注意事項として記載している。

そのほか、各キャンパスのグラウンドは、地域の指定避難所ともなっている。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

本学は、障がい者に配慮したバリアフリー化を順次進めており、土樋と泉キャンパスについては次の通りである。

(1) 土樋キャンパス

礼拝堂の「段差解消機」、視覚障がい者のための「視線誘導標識」「多目的トイレ」を設置している。なお、8号館は、仙台市内の民間団体「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」によるバリアフリーの施設として認定されている。

(2) 泉キャンパス

各建物へのスロープや多目的トイレ等をすでに整備しているが、平成20(2008)年度には、各建物に入るための視線誘導標識を整備し、車椅子の使用のために各施設までの小さな段差を解消した。

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

本学には三つのキャンパスがあるが、法学部が関係するのは、泉キャンパスと土樋キャンパス間の移動である。

学生について見ると、基本的に1・2年生が泉、3・4年生が土樋で学んでおり、授業のためにキャンパスを移動することは原則としてない。移動が必要になるのは主にクラブ・サークル活動のためである。ただし、法学部の場合は、「法曹養成実習Ⅰ」（1年）と「法曹養成実習Ⅱ」（2年）の授業を土樋キャンパスの夜間授業帯で行っているため、受講している学生は泉で授業を受けてから土樋に移動しなければならない。また、課外の法科大学院・司法試験対策講座を受講する1・2年生も、泉から土樋への移動が必要である。

こうしたキャンパス間移動を円滑にするための措置の一環として、大学としては、最寄りの地下鉄駅から泉キャンパスへの直行バスの運行を確保し、泉キャンパス構内へのバス直接乗り入れをも実現している。ただし、上記のように、キャンパス間移動の必要がある学生が限られていること、泉・土樋間はバス・地下鉄を利用して40分程度で移動でき、バス・地下鉄の便数も多いことから、それ以上の対策はとられていない。

なお、法学部では、「法曹養成実習Ⅰ」（1年）と「法曹養成実習Ⅱ」（2年）の授業がある曜日は、泉キャンパスの5校時に授業を配置しない配慮をしている。

教員について見ると、法学部の教員は、全員が土樋と泉の両キャンパスで授業を担当しており、キャンパス間移動の負担は学生より深刻である。しかし、大学としては、上記の泉キャンパスへの直行バス確保、キャンパスへのバス直接乗り入れのほか、移動にかかる実費を支給している。

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

施設の利用時間については、大学全体で決めている。一般的には「営造物管理規程」によって7時30分から22時45分までとなっており、研究室の利用時間もこれに従っている。しかし、施設ごとに異なっている場合もあり、例えば、中央図書館は8時30分から22時まで、情報処理センターは8時30分から21時までとなっている。

本学の場合、施設の利用時間については、さらに2つの制約がある。第一に、毎日10時20分～10時50分の礼拝時間の間は、原則として、施設の利用を認めていないこと、第二に、日曜日は、宗教上の理由から正午まで原則として施設の利用を認めていないことである。しかし、学生からの要望もあり、礼拝時間中の図書館、情報処理センター利用などについては、平成20(2008)年度から事実上認められるようになった。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(1) 一般的施設については、施設部施設課が、「東北学院大学営造物管理規程」などの諸規程に基づき、建物、備品・用品、情報関連設備を維持・管理している。また、保守・点検整備・警備の責任は施設部施設課が負うが、実際の業務は外部業者への委託及び保守契約で実施している。施設・設備等の維持・管理について、建物修繕などの全学的調整が必要となった場合は法人の組織である「東北学院施設・設備等整備委員会」が審議している。教員個人研究室の運用については、「東北学院大学研究室運営規程」に基づき、

全学的に調整を図っている。

- (2) 法学部が関わる教室だけを述べると、土樋キャンパスは学務部学事課が、多賀城と泉キャンパスは学務部教務課が管理している。
- (3) 情報処理センター、事務システム及びその運用端末は、情報システム部情報システム課が、関連規程に基づいて管理している。学内総合ネットワークは、「東北学院総合ネットワーク管理規程」に基づいて、東北学院総合ネットワーク管理委員会（総務担当副学長を中心に各学部の委員、事務関係部局の委員で構成）に基づいて日常的業務を行っている。さらに、課題ごとに検討するための小委員会や作業部会も設置されている。
- (4) 会議室については、総務部総務課が管理している。
- (5) 防火防災管理は、「東北学院大学災害対策委員会規程」のもとに、キャンパスごとに「防火管理規程」（地震等に対する防災も含む）を制定して責任体制を明確にするとともに、職員による自衛消防隊を編成している。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

施設・設備等の衛生・安全を確保するためのシステム整備は、次のように、大学の責任で行われている。前述した法学部が維持・管理に責任を持つべき3施設についても、そのシステムの中に含まれており、定期的なチェックを受けている。

- (1) 衛生：各キャンパスの清掃は、施設部施設課の管理のもと、外部委託会社が実施している。
- (2) 安全：各キャンパスの警備は、施設部施設課の管理のもと、外部委託警備員を24時間常駐させて行っている。災害については、規程とマニュアルを整備し、「災害対策委員会」を設置して対応している。なお、近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に対処する災害発生前のシステムとして「緊急地震速報システム」を各キャンパスに整備し、災害発生後システムとして学生の「安否確認システム」の整備を実施した。さらに、職員による「自衛消防隊」を編成し、毎年防災訓練を実施している。

【点検・評価】

1. 施設の整備・管理については学部ではなく大学が責任を負う体制になっており、法学部独自の整備・管理対象は少ない。第一は、法学研究資料室、第二は法学政治学研究所運用のために割り当てられているスペース、第三は、法科大学院・司法試験対策室、第四は、法学政治学調査実習室である。これらの管理については現状で問題がない。また、大学が整備・管理する施設についても、法学部として絶えずその適切さをチェックし、時には提言を行っている。
2. 改善すべき点としてあげられるのは、以下の点である。
 - (1) 学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況

前述四つの施設・設備（①法学研究資料室、②法学政治学研究所を運営するためのスペース、③法科大学院・司法試験対策室、④法学政治学調査実習室）は、法学部の教育研究目的を実現するため必要なものとして、大学から認められたものである。しかし、現状が十分だというわけではない。特に問題となっているのが、法学部の1・2年生が学ぶ泉キャンパスには、法学部教員用の共同研究室は別として、法学部学生

向けの施設・設備がまったくないことである。法学部の教育に必要な基本的文献・資料を手軽に利用できる施設がないことは、1・2年生の教育に障害となっている。

(2) 主として学生が利用する施設の使用時間延長

図書館、情報処理センター等、主として学生が使用する施設については、一部の熱心な学生からの使用時間の延長を求める声が強い。費用対効果を考えると、現状でやむを得ない面があるが、さらに改善の余地がある。

礼拝時間と日曜日午前中に施設を使用できないことについては、教員・学生から改善を求める意見が強く、一部は改善されたが、さらに改善の余地がないかどうか、検討を続ける必要がある。

【改善方策】

改善が望ましい上記2(1)、(2)ともに、法学部だけで解決可能な問題ではない。法学部としては、引き続き、教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件が適切に整備されるよう、大学に要望していく。

第8節 法学研究科

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

法学研究科は「人間の尊厳への深い理解を追求しつつ、法または政治についての先進的な研究を推進するとともに、法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させる」ことを理念・目的としている。この理念・目的に基づき、次の4つの教育目標を設けている。

- (1) 法または政治に関する専門職業人（税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など）の養成と再教育。
- (2) 法または政治に関する高度な専門知識を生かした職業人（公務員、企業人、教員、団体職員など）の養成と再教育。
- (3) 法または政治に関する高度な専門知識を有する社会人の養成と再教育。
- (4) 法または政治に関する研究者の養成と再教育。

これらの教育目標は、前期課程の人材養成目的との関連では、2つの側面を持っている。1つは、前期課程で修了する学生を対象とした人材養成と再教育である。これは複雑・多様化した社会的な要請に対応して、主として本研究科理念・目的後段の「法学または政治学の分野に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させる」ことにより教育目標に掲げる(1)税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士などの専門職業人、(2)公務員、企業人、教員、団体職員などの職業人、(3)市民として専門性を生かしながらいリーダーシップを発揮する社会人に対する人材養成を行っている。2つ目は、主として本研究科理念・目的前段の「法または政治についての先進的な研究を推進する」ことを教育目標とした(4)の「法または政治に関する研究者」の養成である。研究者の養成は前期課程修了後、後期課程への進学を希望する学生を対象としており、後期課程への進学の準備と後期課程の目的である「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行う」のに「必要な高度の研究能力」及び「その基礎となる豊かな学識を養う」ための基盤を養成することに努めている。

後期課程は本研究科の教育目標(4)の「法または政治に関する研究者」養成のみを目指しており、法律学・政治学分野の研究職にふさわしい人材としてその「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行う」のに「必要な高度の研究能力」及び「その基礎となる豊かな学識を養う」ことを目標にしている。

イ 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

このような教育目標については、説明会、パンフレットやホームページで法学研究科の目標の周知に努めている。説明会は、学内在学学生や社会人の学外者を対象とした入試説明会、新入生・在学生対象の新学期法学研究科オリエンテーション、修士・博士論文中間発表会後の懇談会などである。公的刊行物としては年度ごとに作成される『大学院案内』の法学研究科案内部分、『大学院学則』及び『大学院要覧』などがある。本学ホームペー

ジ掲載の大学院関係のうち、法学研究科案内部分が周知の方法として利用されている。また学内教員には、ホームページと公刊物配布により周知がなされている。

ウ 大学院研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みとして、法学研究科専任教員を構成員とする「法学研究科点検・評価委員会」とその下部組織にあたる「法学研究科点検・評価実施委員会」とが設置されている。点検・評価実施委員会は、法学研究科長、専攻主任、法学研究科選出の全学点検・評価委員会委員、互選による法学研究科専任教員2名、計5名で構成されている。その手続きは、法学研究科委員会又は法学研究科点検・評価委員会から理念・目的・教育目標など付託された事項に関して草案を作成し、法学研究科点検・評価委員会へ上程し承認を受けた上で、さらに法学研究科委員会の承認を得ることになっている。また必要があれば、大学院委員会への承認・報告手続きを行うことになっている。

【点検・評価】

法学研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成などの目的は法令に則った東北学院大学大学院学則の趣旨に基づいて定められており、現状では適切であると考えている。また、理念・目的を検証する仕組みも導入されている。

具体的な法学研究科の教育目標も、本学法務研究科（法科大学院）新設により、法曹養成という目標を法学研究科の教育目標から除き、高度専門職業人、専門知識をいかした職業人・社会人の養成と再教育、及び研究者養成という大きな2つの教育目標を立てたことは、社会的要請に対応しており適切である。また、少人数制であることを利用して教員が柔軟に対応し、税理士試験科目免除の認定や社会保険労務士の再教育に成果をあげていることも評価できる。

法学研究科の理念・目的、教育目標の周知もおおむね適切に行われている。しかし、社会への一般的周知方法として有効なホームページについては、ホームページが全学的管理のもとにあり法学研究科で必要に応じて迅速に内容を更新できないという問題がある。

【改善方策】

本学ホームページには大学院全体のホームページのみが開設され、法学研究科の判断で迅速に作成できるホームページが設けられていない現状にある。これはホームページが全学的管理のもとにあり、法学研究科のみでは改善できないため、大学院委員会を通して全学的な手続き規程の制定と整備を働きかける。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1、表2に対応）

法学研究科は、「法または政治についての先進的な研究を推進するとともに、法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させる。」という理念・目的を遂行し達成するため、法律学専攻を設置している。専攻内にコースなどは設定されていない。

イ 大学院研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

法学研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みとして「法学研究科点検・評価実施委員会」が設置されている。点検・評価実施委員会は、法学研究科長、専攻主任、法学研究科選出の全学点検・評価委員会委員、互選による法学研究科専任教員2名の計5名で構成されている。その手続きは、点検・評価実施委員会が法学研究科点検・評価委員会から教育研究組織など付託された事項に関して草案を作成し、法学研究科点検・評価委員会へ上程し承認を受けた上で、さらに法学研究科委員会の承認を得ることになっている。また必要があれば、大学院委員会への承認・報告を行う。

【点検・評価】

現在の法学研究科の教育研究組織は、「法または政治に関する研究者」の養成という教育目標(4)には対応している。しかし、もう1つの教育目標である「法または政治に関する専門職業人・高度な専門知識を生かした職業人・社会人」の養成と再教育という教育目標(1)～(3)に関しては、専攻をさらにいくつかのコースに分けるなど、今後さらに複雑化・多様化する社会的な要請に対応する必要性が出てくる可能性がある。

【改善方策】

社会的な要請に対応できるよう職業人・社会人の養成・再教育のためのコース設定の検討を始めるとともに、多くの法学部教員に法学研究科を担当してもらうため法学研究科担当資格の基準見直しを大学院委員会で検討してもらうとともに、社会的要請に応えるために弁護士等の実務家を含めた非常勤講師のさらなる確保と充実に努める。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

- (1) 前期課程において、大学院における専門的学修の基礎となる知識及び方法論を修得するための教育プログラムを検討し、対応する授業科目を新設する。
- (2) 前期課程において、幅広い視野を身につけるための学修と、専門分野に関する専門的知識を身につけ、応用するための学修がバランスよく行われるよう、授業科目の編成と履修方法を見直す。
- (3) 前期課程において、専門職業人の養成及び再教育という観点から、社会的要望の強い教育内容を学修するための教育プログラムを展開する。
- (4) 前期課程において、現実社会の複雑・多様化した問題に対応した研究方法及びその成果を学修するための教育プログラムを展開する。
- (5) 後期課程において、高等教育機関の教員として教育・研究に必要な能力や技法を体系的に修得するための教育プログラムを検討し、対応する授業科目を新設する。

【現状説明】

1. 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準

第3条第1項、同第4条第1項との関連

本研究科の教育課程は、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、(中略)文化の進展に寄与することを目的とする」との学校教育法第99条の趣旨に則り、他方、「人間の尊厳への深い理解を追求しつつ、(中略)法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させる」との本研究科の理念・目的を達成するために、法律学専攻博士課程として編成されている。

その教育課程は、前期課程と後期課程に分かれる。前者は、大学院設置基準第3条第1項に対応する課程であり、後者は同第4条第1項に対応する課程である。

前期課程には54の授業科目が置かれている。専門領域別にみると、民法16、公法6、刑法4、国際法4、法制史6、外国法4、政治学6、法哲学2であり、そのほかに、実務家が担当し理論と実務との関係を学ぶ「応用特殊講義」が2、最新の学説・理論動向を学ぶための「特殊研究」が4ある。これらの授業科目によって、「法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させる」という法学研究科の理念・目的を達成しようとしている。特に、「応用特殊講義」と「特殊研究」は近年新設された授業科目であり、理念・目的の中の「最新の知識とその応用を修得させる」ことの強化を目指したものである。

また、前期課程の授業科目では、同じ専門科目について「特殊講義」と「演習」とに分かれている。前者は、各専門科目について基礎的知識の体系的理解を目指すものであり、後者は、そこで得た知識の応用を目指している。これも、「法または政治に関する体系的な」知識と「その応用を修得させる」という理念・目的に即したものである。

後期課程の授業科目は「法律学演習Ⅰ」「法律学演習Ⅱ」「論文指導」の3つである。ここでの「法律学」は法律学専攻という専攻名に対応したものであり、基礎法や政治学を内容とする授業も準備されている。本研究科の後期課程は研究者養成を主たる目的としており、高い研究能力を持った自立した研究者となれるよう、一方では総合的な内容の授業科目と、他方では授業以外の時間を十分に確保できる教育課程となっている。それによって、大学院設置基準第4条第1項に適合するとともに、学校教育法第99条にいう、学問の「深奥をきわめ」「文化の進展に寄与する」人材を育成しようとしている。

イ 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業

等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

本研究科前期課程の教育課程は、①54という多くの授業科目を置き、それらが法学のほとんど全領域と政治学の分野に関わるものであること、②また、それらすべての専門科目について、基礎的知識の体系的理解のための「特殊講義」を置いて、大学院設置基準第3条第1項が定める修士課程において「広い視野に立って精深な学識を授ける」目的の実現を図っている。特に法制史、外国法、法哲学といった基礎法分野の授業科目が置かれていることは、入学者のほとんどを占める実定法専攻あるいは政治学専攻の者が「広い視野」を持つのに有効である。

次に、「専攻分野における研究能力」の養成という目的については、指導教員が担当する「特殊講義」及び「演習」の8単位分の授業科目の履修及び「履修方法」によって義務づけられている「必要な研究指導」によって、その実現を図っている。学生は指導教員の授業科目を必ず履修し、研究指導を受けることによって、専攻分野における研究方法について基礎を学び、自分の研究テーマを考え、その研究を行い、最終的には研究論文を修士論文として仕上げることになる。この過程を通じて、学生は「専攻分野における研究能力」を養うことができる。

最後に、「高度の専門性を有する職業等に必要高度の能力」の養成という目的については、本研究科では、基本的には、上記の「専攻分野における研究能力」とかなりの部分で重なると考えている。なぜなら、法律学に関わる「高度の専門性を有する職業等に必要高度の能力」は、大学院教育では対応できない特殊な知識・技能を除けば、「専攻分野における研究能力」を養うなか、具体的には修士論文を仕上げる過程の中で養成されるからである。しかし、最近では、専門的職業ごとに必要高度な能力を養成するために、税理士養成に対応する授業科目「租税法特殊講義Ⅰ」「租税法特殊講義Ⅱ」の新設、弁護士・実務家が担当する「法律学応用特殊講義」や「法律学特殊研究」を利用した社会保険労務士再教育のためのプログラムを導入することで、「高度の専門性を有する職業等に必要高度の能力」の養成という目的を達成しようとしている。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

本研究科後期課程の教育課程は、大学院設置基準第4条第1項が定める博士課程の目的の中の「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行」うに「必要な高度の研究能力」及び「その基礎となる豊かな学識を養う」ことを念頭に構成されている。「その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力」養成の部分が本研究科の目的としては該当しないのは、研究科の4つの教育目標のうち、「(4)法または政治に関する研究者」養成のみを目標としているからである。

本研究科後期課程の教育課程において、高度な研究能力の「基礎となる学識を養う」という目的は、授業科目「法律学演習Ⅰ」「法律学演習Ⅱ」によって実現を図っている。これらの演習は受講学生の指導教員が担当し、ほとんどの場合、教員1名・受講者1名で行われる。これらの演習は、指導教員が自らのもとの育ちつつある研究者の「たまご」を自立した研究者として育てるため、研究活動を行うに基礎となる豊かな学識を与えるための授業科目である。この目的を達成するため、本研究科では、これらの授業科目ではあえて事前にシラバスを準備せず、授業内容は、授業開始後、受講学生と担当教員との話し合いで決めている。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行」うに「必要な高度の研究能力」の養成という目的の実現は、授業以外に行われる「研究指導」と授業科目「論文指導」によって目指している。必要に応じて随時行われる「研究指導」とは別に「論文指導」という授業科目を置き、授業を通じて定期的に研究及び論文の指導を行うことは、この時期の学生が研究者としての自立に向けて多くの問題を抱えていることを考えるとき、自立し

た研究者として必要な高度の研究能力を養う上で有効である。

エ 学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

本研究科は、法学部に基礎を置いているが、本研究科の教育内容と法学部の教育内容との間には次のような関係を指摘することができる。

第一に、前期課程の教育課程は、法学部の専門教育を念頭に構成されており、本学法学部から本研究科に進学した学生にとって、大学院に入って初めて学ばなければならない専門科目は、原則としてない。また、「特殊講義」は、法学部での学修内容を踏まえ、それを発展させる内容となっているものが多い。

第二に、指導教員の一貫性である。本研究科の専任教員は、全員が法学部の専門教育科目を担当している。本学法学部から本研究科に進学した学生にとって、学部の時に指導を受けたことのない専任教員は、原則としていない。実際、本学法学部から入学した学生は、法学部のときに演習ですでに指導を受けている教員を指導教員として希望する者が多い。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

本研究科は、4つの教育目標(1)～(4)を掲げている。教育目標(1)～(4)に関しては、本節「I. 理念・目的等及びその検証 ア」の記述を参照されたい。このうち、(1)～(3)は前期課程のみの修了者、(4)は後期課程までの修了者を念頭に置いている。

したがって、前期課程における教育内容は、こうした教育目標に即したものでなければならない。その点、本研究科は、学生数の少ないことを最大限に利用し、各学生がそれぞれの到達目標を達成することをきめ細かく支援する内容の教育を行っている。また、教育指導の適切性を考える際、学生の学習室と教員の研究室あるいは大学院の事務室が近くにあることも無視できない。このことで、授業以外においても、教員は、学生の学修及び学生生活の様子を日常的に観察することができ、必要に応じて指導を行うことができる。

後期課程の教育目標は、研究者養成であり、その教育内容は、そのために適切なものでなければならない。その点、本学研究科ではここ10年間に4名の博士課程入学者がいたが、現在在学中の1名を除いて3名全員が研究者として活躍していることは、本研究科後期課程の教育内容が適切であることを示している。また、そのうち2名は「博士」の学位を取得している。こうした実績を支えている大きな要因は、ここでも学生数の少なさ、そして教員と学生の近さであり、これによって、学生個人個人の能力と資質にあった教育・指導が行われているといえる。

次に、前期課程と後期課程の教育内容の関係については、2つのことを指摘することができる。まず、教育・指導の継続性である。学生は、前期課程入学の段階で、研究者を目指し後期課程に進むつもりでいるのかについて明確な意思表示を求められる。特に、本学法学部からの進学者を対象にした「特別選考入試」においては、研究者志望かどうかによって出願に必要な成績要件が異なる。こうして、本研究科の教員は、入学の段階から研究者を志し後期課程に進むつもりでいる学生であるかどうかを知っており、後期課程に進み研究者を目指す者には、前期課程からそのための教育・指導がなされている。

もう1つは、指導教員の継続性である。本研究科では、専任教員のほぼ全員が前期課程

と後期課程の双方を担当している。そのため、後期課程に進む学生が、前期課程に指導を受けた教員が後期課程を担当していないために指導教員を変えざるをえないということは、ほぼありえない。その点、後期課程に進学する学生は、継続的な教育・指導をほぼ保証されている。

カ 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

キ 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

(1) 修士の学位授与まで

本研究科では、入学者選抜の段階で、学生一人ひとりについて、基本的知識・志望動機、問題領域、研究テーマなど詳しく審査し、教員全員がこれらの情報を共有する。合格決定後は、指導教員となる予定の教員は、入学前であっても学生と接触をもち、必要に応じて指導を行う。

入学直後のオリエンテーションでは大学院での学修についての基本的な注意、一般的な履修指導、専任教員による授業内容・方法についての説明、履修希望者と授業科目担当者との相談などが行われる。また、この段階ではすでに、それぞれの新生入生に対する指導教員が研究科委員会での承認を経て決定している。

授業開始後は、授業の中での担当教員による指導、指導教員による研究指導あるいはその他の教員による日常的教育指導が、学生それぞれの事情を十分に踏まえながら行われる。

学生は、1年次中に修士論文のテーマを決め、2年次には指導教員の承認のもと「修士論文題目届」及び「修士論文作成指導申込書」を研究科長に提出する。これらは、研究科委員会で審議・承認され、このことによっても、専任教員は各学生の研究状況を知ることができる。この手続きを経て、主指導教員と副指導教員は、修士論文の研究指導を本格的に開始する。

2年次の秋には、「修士・博士論文中間報告会」があり、修士論文提出予定者は、その内容について報告をする。この報告会には主指導教員、副指導教員のほか研究科のすべての教員が参加することになっており、報告者は出席した全教員から評価・指導をうけることができる。中間報告会での評価・指導を踏まえ、主指導教員・副指導教員による研究指導はさらに密度を濃くして行われる。

修士論文が提出されると、研究科委員会は論文を審査する主査、副査を決めるが、主査には主指導教員、副査には副指導教員をあてるのが原則となっている。審査は査読と口頭試験によって行われるが、口頭試験の際には論文で不十分な点や今後の課題などについての指導も行われる。修士論文として承認されたものは、本研究科の紀要『法学研究年誌』に発表することが奨励され、学生には、指導教員の承認のもと、発表する権利が保証されている。

2年で修士論文を作成できず、課程を修了できなかった者に対する指導については、基本的には2年次の学生と同じであるが、すでに修了に必要な単位を修得している学生であっても、主指導教員や副指導教員の授業科目には自由聴講者として出席させ、指導

を行っている。

(2) 博士の学位授与まで

上記のように、研究者を目指し後期課程に進学する意志があるかどうかは、すでに前期課程入学時で示されており、特に「特別選考入試」においては、研究者を志望する・しないによって、出願のための成績要件が異なっている。前期課程の教育・指導においても、後期課程進学意志のある学生については、それを踏まえた内容の教育・研究指導が行われている。

前期課程から後期課程への入試においても、研究者養成という教育目標を踏まえて、高いレベルの研究能力の有無とともに、研究者として必要な語学能力をみるために2つの外国語試験を課している。

後期課程進学後は、あらためて主指導教員、副指導教員が決められるが、前期課程での主指導教員、副指導教員が引き続きなることが原則である。学生が履修することになる授業科目「法律学演習Ⅰ」「法律学演習Ⅱ」「論文指導」は原則として主指導教員が担当し、副指導教員は、主指導教員との連携のもと、必要に応じて研究指導を行う。学生は、各年度当初、主指導教員の承認のもと、研究科長に「研究計画書」を提出しなければならない。この「研究計画書」は研究科委員会で承認されなければならない。これによって、主指導教員、副指導教員以外であっても本研究科の専任教員は、学生の研究状況と研究計画についての情報を共有し、必要に応じて指導することができる。

また、後期課程の学生については、学生の教育経験に資するという目的で、指導教員あるいはその他の専任教員が担当する授業科目においてティーチング・アシスタントとしての積極的に採用している。

3年次の秋には、「修士・博士論文中間報告会」で、作成中の博士論文について報告を行う。博士論文が提出されると、研究科委員会は論文を審査する主査1名、副査2名を決めるが、主査には主指導教員、副査1名には副指導教員をあて、もう1名の副査には学外者をあてるのが原則となっている。審査は査読と口頭試験によって行われるが、口頭試験の際には論文で不十分な点や今後の課題などについての指導も行われる。博士論文として承認されたものは、本研究科の紀要『法学研究年誌』に発表することが奨励され、学生には、指導教員の承認のもと、発表する権利が保証されている。

ク 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との

適合性

本項は、法学研究科には該当しない。

2. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

本研究科は、授業科目の単位計算方法について、本学大学院学則及び本学大学院の方針（詳細については第1章の該当部分を参照されたい[36～37頁]）に従っており、本研究科に特有の事情はない。したがって、本研究科では、基本的には、「講義」「演習」といった授業形態にかかわらず、授業科目の単位計算方法は同じであり、学部同様、15時間の授業をもって1単位としている。この計算方法に基づき、週2時間（90分）の授業で半期授業

科目を2単位、通年授業科目を4単位としている。

3. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第15条)

本研究科は、他大学院での学修の単位認定や既修得単位認定について、本学大学院学則及び本学大学院の方針(詳細については第1章の該当部分を参照されたい[37頁])に従っており、本研究科に特有の事情はない。

本研究科は、大学院学則第14条の2に基づいて、北海学園大学大学院法学研究科との間で「東北学院大学大学院法学研究科と北海学園大学大学院法学研究科との単位互換に関する協定書」を締結している。

4. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人に対する教育上の配慮としては次のようなものがある。

まず、入学希望者に対して、出願問い合わせ及び入試試験における面接の際、入学後の学修が継続できるかどうかについて本人が判断するのに必要な情報提供を十分に行っている。その結果、本研究科では、ここ5年間で社会人学生の中途退学者はいない。

次に、入学後は特別のオリエンテーションを実施し、社会人学生に固有の問題について、あらかじめ相談に乗り、できる限りの対応をしている。中でも重視しているのが授業科目の時間割編成における配慮である。昼夜開講制を取り入れ各学生の都合を聞き、履修したい授業科目を学生の都合のよい特定曜日にできるだけ集中する。

本学法科大学院のために開発されたTKC(法科大学院教育研究支援システム)が利用できることも社会人学生には好評である。このシステムを利用することで、社会人学生は、大学に来なくとも、データベース上の資料検索・収集が相当程度できるからである。その利用法については、オリエンテーション期間に指導している。

社会人学生への教育的配慮は、授業においてもなされている。本研究科では、上記のように、授業は極めて少人数で行われるため、社会人学生がいる場合には、その学生の事情に配慮した授業内容・方法をとることが可能である。

外国人留学生については、志願者・入学者の実績がなく、組織的な取り組みはないが、実質的には指導教員が個別に配慮することになる。

5. 独立大学院等の教育課程

ア 学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

本項は、法学研究科には該当しない。

6. 連合大学院の教育課程

ア 連合大学院における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

イ 複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

7. 「連携大学院」の教育課程

ア 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

本項は、法学研究科には該当しない。

【点検・評価】

法学研究科の現在の教育課程は、その授業科目の構成及び履修方法をみても、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項を踏まえたものであり、同時に、法学研究科の理念・目的のうちの「法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させる」ことを可能にするものであると評価してよい。

特に、「最新の知識とその応用」を学ぶために、他大学大学院との教員交流を前提にした「法律学特殊研究Ⅰ」「法律学特殊研究Ⅱ」「政治学特殊研究Ⅰ」「政治学特殊研究Ⅱ」を新設したことや、実務家を担当者とする「法律学応用特殊講義Ⅰ」「法律学応用特殊講義Ⅱ」を新設したことは評価できる。また、これらによって、上記到達目標(4)「現実社会の複雑・多様化した問題に対応した研究方法及びその成果を学修するための教育プログラムを展開する」の達成に向けて、一定の進展があったと評価できる。

また、到達目標(3)「前期課程において、専門職業人の養成及び再教育という観点から、社会的要望の強い教育内容を学修するための教育プログラムを展開する」についても、税理士を目指す者を念頭に置いた授業科目「租税法特殊講義Ⅰ」「租税法特殊講義Ⅱ」の新設、あるいは「法律学応用特殊講義」や「法律学特殊研究」を利用した社会保険労務士再教育のためのプログラムの導入によって、目標達成に向けてある程度の進展はあったと評価できる。

このように、到達目標(3)(4)については、目標に向けての具体的改革が行われ、現在は、それがどのような効果をもたらしているかをチェックしている段階である。ここ2～3年の様子を見て、その後の対応を検討することになる。

他方、到達目標(1)「前期課程において、大学院における専門的学修の基礎となる知識及び方法論を修得するための教育プログラムを検討し、対応する授業科目を新設する」、(2)「前期課程において、幅広い視野を身につけるための学修と、専門分野に関する専門的知識を身につけ、応用するための学修がバランスよく行われるよう、授業科目の編成と履修方法を見直す」、(5)「後期課程において、高等教育機関の教員として教育・研究に必要な能力や技法を体系的に修得するための教育プログラムを検討し、対応する授業科目を新設する」については、これまで、種々の検討は行われてきたが、教育課程の具体的改革という形では実現されてこなかった。

しかし、平成21(2009)年度、ようやくカリキュラム改革の案がまとまり、次のような形

で平成22(2010)年度から実施されることがすでに決定されており、現在、そのための学内手続きが進められている。

到達目標(1)については、前期課程の各特殊講義の授業の中で、「アカデミック・リサーチ」に関する授業を最低1回、「アカデミック・ライティング」に関する授業を最低2回は行うこととした。

到達目標(2)については、前期課程の授業科目において「特殊講義」は幅広い視野を身につけるための学修に対応する授業科目、「演習」は専門分野に関する専門的知識とその応用のための授業科目という性格を明確するため、原則として「特殊講義」は1年次、「演習」は2年次に履修するように指導することとした。

到達目標(5)に関しては、「法律学演習Ⅰ」「法律学演習Ⅱ」については、「公法総合演習Ⅰ」「公法総合演習Ⅱ」「民法総合演習Ⅰ」「民法総合演習Ⅱ」「社会法総合演習Ⅰ」「社会法総合演習Ⅱ」「刑事法総合演習Ⅰ」「刑事法総合演習Ⅱ」「基礎法総合演習Ⅰ」「基礎法総合演習Ⅱ」「政治学総合演習Ⅰ」「政治学総合演習Ⅱ」という分野ごとの科目を新設した。

こうした教育課程の改正は、到達目標(1)(2)(5)の実現にとって大きな前進であったと評価できる。今後は、新教育課程が着実に実施されること、そしてこの改正の趣旨が十分に生かされるような履修指導、そして各授業科目における教育プログラム内容の工夫・改善に努めることが課題となる。

【改善方策】

- (1) 「法律学特殊研究」(Ⅰ・Ⅱ)、「政治学特殊研究」(Ⅰ・Ⅱ)、及び「法律学応用特殊講義」(Ⅰ・Ⅱ)を利用した「現実社会の複雑・多様化した問題に対応した研究方法及びその成果を学修する」プログラムについて、履修状況及び履修学生の評価を見極め、プログラムの有効性を組織的に検証する。
- (2) 「法律学応用特殊講義」や「法律学特殊研究」を利用した社会保険労務士再教育のためのプログラムについて、入学志願状況及び履修学生の評価を見極め、プログラムの有効性を組織的に検証する。
- (3) 博士前期課程の特殊講義及び博士後期課程新設授業科目について、円滑な実施、その教育内容・方法の工夫・改善、有効性の検証を組織的に行う。
- (4) 「特殊講義」と「演習」については、その円滑な実施のために、趣旨理解を教員、学生双方に徹底させ、教員に対しては教育内容・方法の工夫・改善のための支援と指導、学生に対しては適切な履修のための指導を組織的に行う。

②教育方法等

【到達目標】

- (1) 「シラバス」の記載内容の改善と充実を図る。
- (2) 授業評価アンケートの項目内容・調査作業を再検討し、法学研究科のFD活動に利用する。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

本研究科は在籍する学生数が少なく、各科目担当教員が、授業中に何度かテーマを与えて発表させ、授業期間中又は授業期間終了後にレポートの提出を求め、科目履修をしているすべての学生に対して個別的教育指導を行うことが可能である。研究指導の効果の測定方法としては、指導教員が修士、博士論文などの草稿を提出させ、それをチェックすることがある。また、修士論文提出予定者には、秋に中間発表会での報告を義務付けることによって、複数教員が適切に効果を測定できるようになっている。平成20(2008)年度には、博士論文提出予定者にも中間発表を義務付けた。

前期課程に関しては修士論文、後期課程に関しては博士論文の審査及び最終試験が、教育・研究指導の効果を測定する上で最も重要である。この審査及び最終試験は、指導教員を含む複数教員によって行われる。また、学則上義務づけられてはいないが、博士論文の審査には、少なくとも1名の外部専門家が審査委員として加わることが實際上求められている。審査の結果は研究科委員会に報告され、審議される。さらに、修士論文、博士論文をはじめ、課程修了学生の研究成果については、なるべく研究科紀要『法学研究年誌』に発表することを勧めている。これには、教育・研究指導の効果について、学会をはじめ外部から効果測定を受けるといった目的もある。

イ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

前期課程修了生の最近5年間の進路状況は、本研究科後期課程進学者1名、公務員1名、教員1名、一般企業就職3名、司法修習生1名、団体職員1名などである。また、社会人院生は修了後も入学時の職業を継続するのが通常であり、税理士試験科目免除の認定を受け税理士資格を取得した者もいる。なお、資格取得などを目指している修了生の中には研究生になる者もいる。

ウ 大学教員、研究機関の연구원などへの就職状況と高度専門職への就職状況

最近6年間で1名の後期課程単位取得満期退学者がおり、本学法学部の専任講師に採用されている。

2. 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

履修科目の成績評価は、点数評価（0～100点の1点きざみで、60点以上が合格）により行われ、序列化が可能なものとなっている。評価方法は基本的に科目担当教員に一任されている。各教員は、平成19(2007)年度から、その成績評価方法をシラバスに明示している。

イ 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

本項は、法学研究科には該当しない。

3. 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

本研究科では、ほぼすべての授業が1～3名の少人数教育であり、教員は双方向授業形式を基本として、受講生の学修内容の理解度を確認しながら授業を進めることが可能である。学生は、指導教員の特殊講義と演習を、2年間で合計8単位履修する。専攻科目につき、他の教員による特殊講義、演習が設けられている場合（民法、商法）には、それをも履修するのが通常である。専攻科目につき、指導教員以外の教員による特殊講義、演習が設けられていない場合には、関連科目などの特殊講義や演習を履修する。

指導教員は2年間にわたる特殊講義及び演習の中で、学生に対する一般的研究指導を行うほか、授業時間外に、学生に対して個別に修士論文の作成を指導する。2年次初めには修士論文題目が提出され、学生各自に主指導教員と副指導教員が研究科委員会において選任され、院生は複数教員の指導を受けることができる。ただし、教育研究指導責任を明確にするため、そして継続的教育研究指導を保障するために、主指導教員になることができるのは、法学部又は法科大学院に所属する法学研究科専任教員に限られる。後期課程学生の場合には、その授業科目「論文指導」では、個別の研究指導が主たる内容となる。後期課程学生の場合にも、指導体制は前期課程学生の場合と基本的に同じである。

また、平成17(2005)年度からは10月又は11月に、その年度の修士論文提出予定者による「中間発表会」を行い、引き続き、学生全員を対象に「オリエンテーション」を行ってきた。平成20(2008)年度からは博士論文提出予定者にも中間発表の機会を与えている。平成21(2009)年度には「オリエンテーション」を前期と後期に1回ずつ、教員全員参加による法学研究科全院生に対する論文指導の機会として充実させた。

イ 学生に対する履修指導の適切性

前期、後期課程を通じて、指導教員は、受験に際して志願者が希望し、当該志願者の合格と同時に確定する。したがって、学生は履修科目を届け出る時から、指導教員の指導を受ける。また入学式当日には、新入学生のみならず、全学生に対して、全教員が出席してオリエンテーションが行われている。その際、TA制度についても説明している。全体的オリエンテーションの後、シラバスを用いて全学生を対象に、学生の履修希望科目ごとに担当教員との個別履修指導が行われる。また社会人学生に対しても、個別オリエンテーションが実施されており、平成21(2009)年度には社会保険労務士である社会人学生に対して、「主として社会保険労務士を対象とした教育プログラム」に関する履修指導を行った。

履修指導には、学生全員に配付される『大学院要覧』が使用される。これには、全授業科目のシラバスのほか、教育課程表、履修方法、学位規程等の履修指導に必要な資料・情報のほとんどが掲載されている。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

本研究科は在籍学生が極めて少人数であるため、個別的な研究指導のための環境は整っていると思われる。ほとんどの授業の受講者は1～3名であり、授業の中において双方向で個別的な研究指導が可能であるし、授業時間外でも指導教員の研究室において個別的論文指導が定期的に行われるのが通例である。

指導体制としては、入学時に指導教員が決まり、原則として指導教員が担当する授業科目を履修することになる。2年次初めには修士論文題目が提出され、学生各自に主指導教員と副指導教員が研究科委員会において選任され、院生は複数教員の指導を受けることができる。ただし、教育研究指導責任を明確にするため、そして継続的教育研究指導を保障するために、主指導教員になることができるのは法学部又は法科大学院に所属する法学研究科専任教員に限られる。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

主指導教員と副指導教員という複数指導制をとっている。指導責任は主指導教員にある。主指導教員は、専任教員である指導教員があたる。副指導教員は、原則として論文テーマに近接する専任教員が、近接する分野の専任教員がない場合には例外的に非常勤講師をあてることがある。

オ 研究分野や指導教員に係る学生からの変更希望への対処方策

今まで研究分野や指導教員に係る学生からの変更希望は出されていない。組織的な取り組みはないが、変更希望が出された場合には、実質的に研究科長が窓口となり、個別的に配慮することになっている。

4. 医学系大学院の教育・研究指導

ア 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度

イ 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. 「連携大学院」における研究指導等

ア 「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性

本項は、法学研究科には該当しない。

6. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

全学的組織のFD推進委員会が設置され、大学院教育実質化に関する会議が行われており、法学研究科も委員を出している。これら委員会の設置を受け、法学研究科内に「法学研究科FD推進委員会」（東北学院大学FD推進委員会委員・法学研究科長・専攻主任）と「法学研究科大学院教育実質化に関する検討委員会」（法学研究科長・専攻主任・専任教員3名）を設置している。

現在は、法学研究科FD推進委員会と法学研究科大学院教育実質化に関する検討委員会が合同して活動を行っている。平成21(2009)年10月に、法学研究科FD推進委員会と法学研究科大学院教育実質化に関する検討委員会合同で「法学研究科の教育課程等の検討」と

いう内容で研究会を開催し、引き続き法学研究科のカリキュラム改正の検討に着手している。法学研究科教員は東北学院大学FD推進委員会主催の講演会やFD研修会、法学部・法学研究科共催の「初年次教育について」「到達目標の設定について」等の研究会にも参加している。

イ シラバスの作成と活用状況

学生の学修を活性化する目的でシラバスが作成されており、そこには講義・演習の目標や内容、成績評価の方法、テキスト・参考文献等につき掲載している。新入生ガイダンスに2年生以上の在生も参加しているため、教員はガイダンスの中でシラバスを利用して授業の説明を行っている。また、学生にとってもシラバスは科目選択の重要な情報源となっている。

ウ 学生による授業評価の活用状況

平成20(2008)年度までは、法学研究科では学生による授業評価は行ってこなかった。かつて、平成13(2001)年度には在籍院生全員を対象として、授業には限定しない「研究科改善のためのアンケート」を実施したことがあるが、それ以降は、このようなアンケートは行ってこなかった。

しかし、平成21(2009)年度には、履修学生がいるすべての授業科目において年度末に学生による授業評価を実施している。研究科の定めた授業評価項目の記された授業評価アンケートを研究科が用意し、研究科長の責任において研究科がアンケート調査を行うこととなっており、調査作業には担当教員は関与しない。学生による授業評価アンケート用紙は研究科長に提出され、研究科FD委員会による整理がなされる。学生による授業評価はあくまで、研究科全体としてのFD活動のための基礎資料を提供するものであり、法学研究科全体の授業改善を目的としたものである。

エ 修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

法学研究科としては修了生による在学時の教育内容・方法を評価する仕組みを導入していない。ただし、専攻分野の中には在生も参加して「OB会」を毎年開催しているところもあり、それには担当教員も出席し、修了生から在学時には聞けなかった授業評価に関する情報を入手する貴重な機会となっている。このようなOB会には研究科長と専攻主任が出席することもある。

【点検・評価】

教育・研究指導上の効果の測定は、少人数であるため、日常的に学生に対して柔軟で時間をかけた指導の効果測定できる体制が整っている。それは、入試合格時から指導教員が必要に応じて教育・研究指導を行い、入学後から論文提出に至るまでは、主・副指導教員による複数指導制をとって、その効果の測定がなされている。論文提出後の効果の測定は、主査・副査による報告書が法学研究科委員会で審議されることで適切になされていると考えている。それに授業を途中で放棄する学生が極めて少ないこと、中途退学者は、最近5年間の前期課程入学者18名のうち1名であることにも表れている。外部からの効果測

定ともなる『法学研究年誌』に掲載される修士論文は、5年間に8編で、修士号授与者の2分の1と適切であり、今後もこの割合を維持するように努める。

成績評価は0～100の1点きざみで行われるため厳密な成績の序列化が可能である。また、少人数のため学生の具体的な資質向上を知り、それを成績評価に反映させることができる。

教育課程の展開と論文作成を通じた教育・研究指導、個別的な研究指導の充実度を高めている大きな要因の1つは、収容定員数の少なさ、そして教員と学生の近さであり、双方向的な個別的指導による授業によって、学生個人々の能力と資質にあった教育課程の展開と論文作成を通じた教育・研究指導と個別的な研究指導とが適切に行われている。また、授業を途中で放棄する学生が極めて少ないこと、最近5年間で修士論文が作成できないために退学した学生が1名であることも、教育課程や学位論文の作成を通じた教育・研究指導と個別的な研究指導の適切性を示している。

少人数のため、指導教員による履修指導と授業科目担当教員による授業内容を中心とする指導は適切になされている。

FDに関する全学、大学院及び法学研究科の組織的取り組みは、法学研究科教員の各委員会主催の研究会等への参加状況からみて有効に機能している。これからの課題は、大学院教育に特有の教育研究指導に関わるFDにも力をいれるということである。

シラバスについては、少人数のため、学生から不満は聞かれないが、授業科目の「題目」「内容」「授業計画」「成績の評価方法」などに関して記載内容のバラツキがあることは事実である。シラバスへの記載内容を質・量ともに充実させることは、FDの観点からだけでなく、学生の授業科目選択にとっても有益である。その点、平成22(2010)年度のシラバスは、全学的の統一的ガイドラインに基づいた記載がなされ、内容的に大きく改善した。

平成21(2009)年度から開始する授業評価アンケートに関しては、実施後の検証が重要である。評価項目や調査作業に関しての意見の集約と今後の検討を視野に入れて、法学研究科FD推進委員会での審議が必要である。

【改善方策】

- (1) 法学研究科FD推進委員会と法学研究科大学院教育実質化に関する検討委員会による『シラバス』の「題目」「内容」「授業計画」「成績の評価方法」などの記載形式・内容の基準に関する提案を受けて、提案の実施状況と有効性を組織的に検証する。
- (2) 大学院教育に特有の教育研究指導に関するFD活動を積極的に行う。
- (3) 平成21(2009)年度から開始する授業評価アンケートの項目内容・調査作業の有効性を組織的に検証する。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

北海学園大学大学院法学研究科との単位互換のための教員相互派遣をより充実させる。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本研究科は、国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針について、本学大学院学則及び本学の方針（詳細については第1章の該当項目[46頁]を参照されたい）に従っており、本研究科に特有の事情はない。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（大学基礎データ表11に対応）

本項についても、本研究科に特有の事情はなく、第1章の大学全体に関する記述を参照されたい（46頁）。

ウ 国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況（大学基礎データ表12に対応）

国内での組織的な教育研究交流として、法学研究科は、北海学園大学大学院法学研究科との間で単位互換協定と教員相互派遣協定を締結している。両研究科は、相互に相手研究科の学生が自研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望するときは、聴講学生の指導教員の許可、両研究科長の承認という手続きを経て、その聴講を許可することになる。聴講は、それぞれの研究科で行われる授業に出席するという形で行われ、マルチメディアを利用した遠隔授業は行われていない。

単位認定については、聴講した授業科目を持つ研究科が学生の所属する研究科に対して、単位認定及び成績評価に関する報告を行い、それに基づいて、学生が在籍する研究科が単位認定と成績評価を確定することになる。また国外の大学院との組織的な教育研究交流は全学的レベルで行われており、法学研究科独自の国外の大学院との組織的な教育研究交流は行っていない。

【点検・評価】

国際交流推進等の基本方針や国外との組織的な教育研究交流に関しては、全学的レベルで行っており、それに法学研究科も協力していくことが適切である。国内での組織的な教育研究交流として、北海学園大学大学院法学研究科との間で行われている教員相互派遣は、法学研究科の理念「最新の知識とその応用を修得」に寄与している。

【改善方策】

北海学園大学法学研究科との教員相互派遣を継続するよう努力する。

④学位授与・課程修了の認定

【到達目標】

- (1) 客観的で透明性のある手続きで学位審査を行う。
- (2) 修士論文に代替できる課題研究に対する学位授与及び標準修業年限未滿での修了承認に関する実施規程の整備と運用細則の新設を行う。

【現状説明】

1. 学位授与

ア 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（大学基礎データ表7に対応）

「大学基礎データ」表7の通り、法学研究科の学位授与状況は、平成16(2004)年度から平成20(2008)年度の5年間に、前期入学者18名中、修士号が授与された者は17名であり、博士号の授与者はいない。

前期課程の学位授与基準は、2年以上在学し授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することであるが、その基準は大学院設置基準第3条第1項の「修士課程の目的」への適合においている。

後期課程の学位授与基準は、3年以上在学し、授業科目について12単位以上を修得し、指導教員の指導のもとに必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することであるが、その基準は大学院設置基準第4条第1項の「博士課程の目的」への適合においている。

論文審査結果は論文審査報告書として口頭による最終試験の結果とともに法学研究科委員会に提出される。論文審査報告書には、論文についての内容要旨と論文評価（100点満点で60点以上が合格）が記載され、口頭試験結果については合否が記載されている。論文審査報告書と最終試験の判定は法学研究科委員会の議題として慎重に審議される。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

第一に、修士論文の審査は主査1名と副査1名の複数制をとり、博士論文の審査は、論文審査委員は3名、論文審査委員3名のうち主査1名と副査2名、副査2名のうち1名を学外の審査委員とすることで透明性・客観性を維持している。

第二に、審査結果については、審査委員の書面及び口頭による報告及び論文自体をもとに、研究科委員会で慎重に審議される。博士論文については、審査委員の書面及び口頭による報告及び論文自体をもとに、大学院委員会でも審議される。

ウ 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

本学大学院学則では、「修士論文に代替できる課題研究」（大学院学則第15条）を認めているが、本研究科では、現在のところ、運用するための規定を定めていない。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

法学研究科では、今までに留学生の志願者及び入学者がいない。また、現在のところ、入学試験科目などに関して、日本語での受験を求めている。留学生が入学する可能性が実際に発生した場合に、他研究科の経験を参考にして、どのような措置をとるべきか検討することになっている。

2. 専門職大学院の修了要件等

ア 法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間及び修得単位数との適

合性

本項は、法学研究科には該当しない。

3. 課程修了の認定

ア 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

前期課程における標準修業年限未滿の修了に関しては、大学院学則第15条及び第16条に規程がある。しかし、これらに関する運用細則は定められていない。したがって、法学研究科では、前期課程、後期課程を通じて、これまで標準修業年限未滿で修了した者はいない。

【点検・評価】

本研究科の学位授与は「東北学院大学学位規定」に基づき適切に行われているが、研究科としての論文審査の基準・方針を策定することがより適切である。

「東北学院大学大学院学則」では、修士論文に代替できる課題研究に対する学位授与と標準修業年限未滿で修了することを認めているが、実施・運用する規程及び細則がないために、学生への説明などの点で運用が難しい。

【改善方策】

- (1) 修士論文、博士論文について法学研究科としての審査基準・方針を策定する。
- (2) 修士論文に代替できる課題研究に対する学位授与及び標準修業年限未滿での修了承認に関して、必要性を見極め、規程の整備と運用細則の検討を大学院委員会に働きかける。

⑤通信制大学院

ア 通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の

適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

- (1) 本研究科の教育目標、受け入れ方針、選抜方法について学内外に積極的広報活動を展開する。
- (2) 従来 of 研究者養成に加えて、現実の社会的要請に基づく高度な技能を有する専門的職業人の養成を進めるために、高度専門職業人、司法書士、税理士等を目指す多様な目的意識を有する学生の受け入れを進める。
- (3) 社会保険労務士、行政書士等の社会人学生の受け入れと再教育態勢を強化する。
- (4) 収容定員に対する在籍学生数の適正化を図るため、前期課程、後期課程とも50%の定

員充足率を達成する。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（大学基礎データ表 18-3 に対応）

(1) 学生募集

一般選考入試と特別選考入試の募集方法は、学内に募集要項の掲示を行うとともに、各大学に『募集要項』や募集案内を送付し、掲示を依頼している。入試説明会は、一般選考入試は年1回、特別選考入試は2回の学内説明会を行っている。さらに、4年次生に対しては、法学部教員及び法務研究科教員が担当する法学部演習授業を通して特別選考入試に関する情報提供も行われている。また、社会人特別選考入試に関しては、平成21(2009)年度より、主として現役社会保険労務士を対象とした入試説明会を東北各県（宮城県、岩手県、福島県、山形県）で開催するとともに、各県社会保険労務士会に依頼して入試要項等の会員への配布を行っている。インターネットのホームページも利用されている。

(2) 入学者選抜

本学大学院入学者選抜方法の全体については、第1章の該当項目を参照されたい（62頁）。以下では、本研究に関わることに限定して記述する。

前期課程は、一般選考入試、特別選考入試に加えて、社会人特別選考入試を実施している。社会人特別選考入試は、一般選考入試と同時に行われる。

入学者選抜方法は、前期課程一般選考入試の場合、専門科目2科目及び外国語科目1科目の筆記試験、口述試験並びに面接により行われる。社会人特別選考入試は、口述試験のみである。口述試験では、「研究計画書に基づき専門分野に関連する基礎学力について試問する」（募集要項）。社会人特別選考入試の場合、提出書類としての「研究計画書」は、一般選考入試よりも長文のものを課している。後期課程は一般選考入試のみで、春期に外国語2科目と口述試験による一般選抜(1)と法務博士号取得者を対象とした専門科目1科目、外国語科目1科目と口述試験による一般選抜(2)が行われる。募集方法は、前期課程と同様である。

2. 学内推薦制度

ア 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

「そうした措置」に該当するのは「特別選考入試」である。特別選考入試は、「本学法学部学生及び卒業生で学部成績の優秀な者」を対象に行われてきた。平成21(2009)年度より、早期卒業予定者（3年生）にも特別選考制度が適用されることとなり、それに伴い、「特別選考内規についての申し合わせ」が改正された。改正後の法学研究科申合せによれば、「学部成績優秀な者」とは、早期卒業生については学部2年次までの成績が、4年在学生については学部3年次までの成績が、卒業生については最終学年までの成績が、次の基準①②に該当する者をいう。①専門科目の成績が単位取得科目につき平均75点以上であること、②外国語科目の成績が必修科目につき平均80点以上（ただし、研究者志望でない場合には平均75点以上）であること。（本研究科「特別選考内規についての申し合わせ」）

特別選考入試による入学判定は、「学部成績表、研究計画書、法学部教員の推薦書及び面接の結果を総合して行う。」(本研究科内規)。

平成19(2007)年度より、従来6月から7月にかけて実施していた特別選考入試(A日程)に加えて、9月にも特別選考入試(B日程)を実施しており、特別選考入試による入学機会が年2回に増えた。特別選抜入試による入学者は、過去3年間で4名となっている。

3. 門戸開放

ア 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

一般選考入試においては、学内外の受験者を区別することなく同一試験科目と同一合否判定基準を適用している。このことは後期課程一般選考入試においても同様である。社会人特別選考においても、同一の審査基準で合否判定は行われている。

また、過去5年間の全入試問題を公開しており、他大学・大学院生からの請求に対しても、遠隔地の場合にはFAXにて試験問題の提供を行っている。

平成16(2004)年度から平成21(2009)年度までの前期課程在学学生18名のうち、本学学部卒業生は8名である。同時期における後期課程在学学生1名は、本学学部卒業生である。社会人入学者は近年、漸増の傾向にある。外国の大学の卒業生を受け入れたことはない。

4. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

従来、前期課程への入学資格として、「大学に3年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認定された者」の前期課程への「飛び入学」を認めてきた(大学院学則第20条(8))。しかし、制度導入以来、該当する学生は1名も出ていない。

5. 社会人の受け入れ

ア 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

平成10(1998)年度より、昼夜開講制及び社会人入試を導入した。前期課程の入学定員(10名)には変更を加えていない。平成16(2004)年度以降の社会人入学者は、次の通りである。平成16(2004)年度0名、平成17(2005)年度1名、平成18(2006)年度2名、平成19(2007)年度1名、平成20(2008)年度0名、平成21(2009)年度3名。

現在では、会社業務に役立てるという実務的目的や、法律学のさらに深い理解という研究目的による入学者が多数を占めている。また、法科大学院が設置された現在、法学研究科では法曹以外の法律関係専門職業人の養成と再教育にも力を入れている。

6. 科目等履修生、研究生等

ア 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本研究科は、本学大学院の方針と大学院学則の関係規程(詳細は第1章の該当箇所を参照されたい[64頁])に従って、科目等履修生、研究生、聴講生を受け入れている。ちなみに、平成18(2006)年度から平成21(2009)年度の過去4年間に本研究科が受け入れた研究生は前期課程6名である。

7. 外国人留学生の受け入れ

ア 大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

これまで法学研究科として外国人留学生を受け入れたことはない。

イ 留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上立った、大学院における学生受け入れ・単位の認定の適切性

本研究科は、本学大学院の方針と大学院学則の関係規定に従って、留学生の受け入れ・単位の認定を行っている。詳細は第1章の該当項目を参照されたい(64～65頁)。

8. 定員管理

ア 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性(大学基礎データ表18に対応)

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

平成16(2004)年度から平成21(2009)年度までの法学研究科の定員及び在籍学生数は、次の通りである。

法学研究科の在籍学生数

	収容 定員	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
前期課程	20	10	10	9	7	6	6
後期課程	6	0	0	1	1	1	1

以上により、前期課程は平均して定員のほぼ3分の1を満たしている程度、後期課程は定員の著しい恒常的欠員が生じていることが分かる。そこで、平成16(2004)年度以降、主として前期課程の定員充足のために以下の対策に取り組んできた。

(1) 研究科の教育内容、教育環境の充実

- ① 修了生、在籍学生に対する『改善のためのアンケート』を実施し、また、院生幹事と研究科長との定期的意見交換会、全学生と教員との懇談会(前期・後期各1回)を開催し、学生側から見た問題点を把握し、主な問題点の改善に取り組んできた。
- ② 社会人向けのカリキュラムの充実として、平成14(2002)年度から「租税法特殊講義」(Ⅰ・Ⅱ)及び「政治学特殊講義」を新設した。平成17(2005)年度より、「法律学応用特殊講義」を新設し、平成18(2006)年度にはこれを「法律学応用特殊講義Ⅰ」とし、「法律学応用特殊講義Ⅱ」を新設した。また、平成20(2008)年度より、法学、政治学の一層の専門化、多様化に対応するために、「法律学特殊研究Ⅰ」(2単位)、「法律学特殊研究Ⅱ」(2単位)、「政治学特殊研究Ⅰ」(2単位)、「政治学特殊研究Ⅱ」(2単位)を新設した。
- ③ 社会人学生に対しては、入学後、特別のオリエンテーションを実施し、社会人学生に特有の問題につき、あらかじめ相談の機会を設け対応している。中でも重視しているのが授業科目の時間編成における配慮である。

(2) 入試志願者を増やすための対策

- ① 学部学生を対象とする入試説明会の開催（年2回）：学生の大学院進学への関心を高めるために、大学院進学説明会を定期的に開催している。平成21(2009)年度には5月と7月に、主として4年生を対象とした大学院進学説明会を実施し、説明会には5～10名程度の参加者があった。
- ② 社会人を対象とした入試説明会の開催（4回）：社会人を対象とした大学院進学説明会も開催している。平成21(2009)年度から開始された、主として社会保険労務士を対象とした再教育プログラムの説明会を、平成20(2008)年度に宮城県、福島県、岩手県、山形県で、平成21(2009)年度には宮城県、福島県、岩手県、山形県で、各県社会保険労務士会の協力を得て実施している。
- ③ 過去5年間の法学研究科全入学試験問題の公開：入学者を増やすためのその他の措置として、過去5年間の入試問題の公開を行っており、受験生の求めに応じて、専門科目試験と外国語科目試験の過去問題をコピーして配付している。また、遠隔地からの要請に対しては、FAXでの過去問題の提供サービスを行っている。
- ④ 入学試験における外国語科目負担軽減措置の実施：前期課程入試に関する外国語科目負担軽減措置として、従来は各外国科目とも2問出題全問解答としていたが、平成18(2006)年度より2問出題1問選択解答とした。また、従来は各外国語科目とも1冊に限り辞書の使用を認めていたが、この制限を廃止した（ただし、電子辞書の使用は認めていない）。また、邦訳問題も邦訳部分に量的制限を設けている。
後期課程に関しては、外国語科目入試負担軽減措置としては、平成18(2006)年度より外国語入試科目2科目につき辞書（電子辞書は除く）の使用を認め、かつ、外国語受験科目2科目の平均点が50点以上を合格とすることにした。
- ⑤ 法務博士を対象とした入学試験の導入：平成21(2009)年度より従来的一般選抜入試（一般選考（1））に加えて、法科大学院修了者（法務博士）を対象とした一般選抜入試（一般選考（2））を実施することとなった。受験科目は専門科目1科目、外国語科目1科目（辞書参照可）で、修士論文に代わるものとしてリサーチペーパーの提出が求められ、それに基づく口述試験も実施される。

【点検・評価】

到達目標(1)「本研究科の教育目標、受け入れ方針、選抜方法について学内外に積極的広報活動を展開する」との関連では、学生、社会人の大学院進学への関心を高めるために、各種大学院進学説明会（学生を対象とした学内説明会は年2回、社会人を対象とした学外説明会を年4回）を実施してきた点は評価できる。一般入試と特別選考入試の募集は、募集要項送付対象校を増やしたり、インターネットのホームページを更に積極的に活用したりするなど、募集方法に更なる改善の余地がある。英文入学案内の作成やホームページなどを利用した、外国人学生を対象とした広報活動も検討されるべきであろう。当然のことながら、このような広報活動は本研究科独自ではなく、大学院全体として取り組む必要がある。社会人特別選考入試に関しては、平成21(2009)年度より入試説明会を東北各県社会保険労務士会で行っている。他の専門職業団体（行政書士会、司法書士会、税理士会等）の所属会員への働きかけも必要と思われる。

到達目標(2)「従来の研究者養成に加えて、現実の社会的要請に基づく高度な技能を有す

る専門的職業人の養成を進めるために、高度専門職業人、司法書士、税理士等を目指す多様な目的意識を有する学生の受け入れを進める」との関連では、研究者養成機関であるという、一般に抱かれている大学院に対する固定観念を変えるには至っていない。学部演習授業等を通して、学生に意識変革を促すとともに、社会人に対してはインターネットのホームページを活用しての啓蒙活動が必要である。

到達目標(3)「社会保険労務士、行政書士等の社会人学生の受け入れと再教育態勢を強化する」との関連では、平成21(2009)年度より開始された社会保険労務士再教育プログラムは平成21(2009)年度には3名の現役社会保険労務士が入学しており、今後、同教育プログラムを量質ともにさらに発展させる必要がある。また、司法書士や税理士等、社会保険労務士や行政書士以外の法律関係専門職業人を対象とした講座の開設も検討する必要がある。平成21(2009)年度より、社会人学生を対象とした新入生特別オリエンテーションを実施しており、授業科目の時間割編成においても、社会人学生の都合を聞き、履修を希望する授業科目をできるだけ学生の都合のよい特定曜日に集中させるよう配慮している点は評価できる。また、「租税法特殊講義」「政治学特殊講義」の新設(平成14[2002]年度)、主として社会人学生を念頭に置いた「法律学応用特殊講義」の新設(平成17[2005]年度)、法学、政治学の専門家と多様化に対応するための「法律学特殊研究」「政治学特殊研究」の新設(平成20[2008]年度)等、カリキュラム改革に一定の成果が見られる。

到達目標(4)「収容定員に対する在籍学生数の適正化を図るため、前期課程、後期課程とも50%の定員充足率を達成する」との関連では、修了生、在籍学生に対する『改善アンケート』の実施、法学研究科院生幹事との定期的意見交換会、全学生と教員との懇談会を開催し、学生側から見た問題点の把握、改善に努めており、学生の教育研究環境に一定の改善が見られる点は評価できる。

入試改革として、前期課程、後期課程とも外国語科目の負担軽減を目的とした諸措置は評価できる。また、平成19(2007)年度より、過去5年間の全入試問題の公開が行われている点も評価できる。後期課程に関しては、法科大学院修了者(法務博士)を対象とした一般選抜入試を実施してこなかったが、平成21(2009)年度より従来の後期課程一般選考入試(一般選考(1))に加えて、法務研究科修了者(法務博士)を対象とした一般選考試験(一般選考(2))を実施した点も評価できる。

【改善方策】

以下の具体的な改善方策を検討している。

- (1) 他大学一般学生を対象とした広報活動を更に積極的に展開する。募集案内や募集要項を送付する大学を増やす。大学院ホームページの充実を図り、一般社会人への広報活動を積極的に展開する。社会保険労務士会、行政書士会以外の専門職業団体への働きかけを積極的に展開する。
- (2) 特に社会人学生を念頭に置いて、履修を希望する授業科目が学生の都合のよい特定曜日に集中するよう、授業科目の時間割編成において更なる配慮を図る。
- (3) 平成21(2009)年度より従来の後期課程一般選考入試(一般選考(1))に加えて、法務研究科修了者(法務博士)を対象とした一般選考試験(一般選考(2))実施した。後者に関しては、出願状況を見極め、募集内容などを検討する。

VI. 研究環境

【到達目標】

- (1) 論文・著書・学会での口頭発表等、教員の研究発表の回数をさらに増やすべく、研究環境・体制を整える。
- (2) 外部・学内の研究助成金を積極的に獲得し、個人研究・共同研究を展開させる。
- (3) 学部を含め、授業負担や管理運営上の負担が過度なものとならないようにする。特に、特定の教員にそれらの負担が偏在することがないように配慮する。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況（大学基礎データ表 24、表 25：別冊業績集に対応）

法学研究科専任教員は、法学部又は法科大学院のいずれかに所属する兼任教員である。個別教員の詳しい研究業績は、『東北学院大学教育・研究業績 2005-2009』に示されている。平成 17(2005)年から平成 21(2009)年までの5年間に、法学研究科教員（平成 21[2009]年現在 14名）が発表した論文等研究成果は合計 177 件で、教員 1 人当たりの平均件数は 12.6 件となる。

平成 17(2005)年から平成 21(2009)年までの5年間に法学研究科専任教員が学会で行った口頭発表は合計 29 件で、教員 1 人当たりの平均件数は 2 件となる。

イ 国内外の学会での活動状況（大学基礎データ表 24、表 25：別冊業績集に対応）

平成 17(2005)年から平成 21(2009)年の5年間に法学研究科教員が学会において行った口頭発表は合計 29 件である。

国内学会の理事あるいは評議委員として学会活動を担っている法学研究科専任教員は、2名である。

過去 10 年に本学を会場として、日本法哲学会、民事訴訟法学会の学術大会が開催されている。

ウ 当該研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

現在、法学研究科として特筆すべき研究分野といえるものはない。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

上記「ウ」の項のように、法学研究科として特に力を入れている研究分野というものがなく、共同研究の体制も整っていないため、研究者個人の申請によるものほどもかく、法学研究科が関わりながら研究助成を得て行われている研究プログラムはない。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

上記のような事情から、現状では、法学研究科として組織的に国際的な共同研究への参

加は検討されていない。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

本研究科に関係する研究所は、「法学政治学研究所」である。法学、政治学に関する研究の遂行、研究成果の発表を主な目的としている。研究員は法学部と大学院法務研究科の専任教員と客員研究員を構成員としている。また、事務は研究機関事務課の職員が行っている。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター（非常設）」「ハイテク・リサーチ・センター（非常設）」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン（非常設）」があげられる。これらのセンターは、学内の各学部・研究科によって利用されている。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性（大学基礎データ表 29、表 30、表 31、表 32 に対応）

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として 27 万円が前期と後期に分けて半額ずつ支給される。その実績は「大学基礎データ」表 29 に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年 2 回、4 泊 5 日を限度に支給され、発表を行う場合は別に 1 回分の旅費が支給される。また、年 1 回、3 泊 4 日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は 20 万円を限度に航空運賃の半額を支給している。それらの実績は「大学基礎データ」表 30 に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表 35 に対応）

「大学基礎データ」表 35 に示されているように、本研究科担当の専任教員全員に「個人研究室」が与えられており、個室率は 100%である。1 室当たりの 17.04 m²である。

各室内には、机、椅子、書架、電話、情報コンセントが整備され、空調設備が完備されている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室を整備している。

教員研究室の配置に関する全学的な調整は、「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

「大学基礎データ」表 22 にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を 8.0 授業時間（4 コマ）と定めている。なお、大学院を担当する場合は、学部とあわせて 8 コマを上限としている。この上限を超えて担当する場合は所定の手続きを必要とする。

そのほか、1 週間のうち原則として 2 日は授業がない日となるように時間割を編成し、教員の研究時間を確保している。なお、ここでいう 1 コマは「通年で週 1 コマ」である。

法学研究科専任教員は、全員が法学部教員か法科大学院教員による兼担教員である。本研究科の授業は、責任担当コマ数（法学部 4 コマ、法科大学院 3.5 コマ）に数えられていないので、本研究科担当者の担当義務コマ数は、最小でもさらに 2 時間加算される（昼夜開講制をとっているため、さらに 2 時間加算される可能性がある）。また、指導教員になっている場合には、授業時間外の研究指導の時間が必要とされる。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学は、「在外研究員制度」「研修休暇制度」「国内研究員制度」を導入している。在外研究員と研修休暇は 1 年間、国内研究員は 6 ヶ月を上限とし、それぞれ 6 年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表 31 に対応）

大学を含む東北学院の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成規程」が制度化されている。個別研究費は 1 件につき上限 50 万円、共同研究費は 1 件につき上限 300 万円が支給される。全体で総額 850 万円まで利用できる。平成 20(2008)年度の実績は「大学基礎データ」表 31 の通りである。なお平成 21(2009)年度は個別研究 5 件、共同研究 2 件が採択され、総額で約 850 万円の助成金が支給された。法学部所属の法学研究科担当教員に関しては、採択された個別・共同研究はない。

助成の対象となる研究は「選考委員会」による選考に基づき、理事会で決定される。選考委員会は、学院長、学長、副学長、学部長、校長、その他学院長が必要と認めた者から構成される。

助成を受けた研究の成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後 3 年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務づけられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じることになっている。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表 33、34 に対応）

科学研究費補助金を法学部全体で見ると、平成 19(2007)年度から平成 21(2009)年度の 3 年間で申請件数は 7 件、採択件数は 2 件である。法学部所属の法学研究科担当教員に関しては、平成 21(2009)年度に 1 件、科学研究費補助金に申請・採択されている。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

上記のように、競争的資金獲得はそれほど順調ではない。結果として、基盤的研究資金と競争的研究資金の利用のバランスは、前者に比重が傾いている。ただ、他大学所属教員が代表となっているプロジェクトの共同研究者として、実質的に競争的資金を得て研究を進めている教員は法学部に数名おり、法学研究科教員にも該当者が1名いる。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

法学研究科教員は法学部か法務研究科いずれかの専任教員である。法学部は、法学部教員が研究論文・研究成果を公表する場として、2つの学術雑誌を編集・発行している。1つは『東北学院法学』（年2回）であり、もう1つは『東北学院大学法学政治学研究所紀要』（年1回）である。前者は文系5学部が組織する東北学院大学学術研究会が発行主体であるのに対し、後者は法学政治学研究所が発行主体であるという点で、組織が異なっているが、本研究科教員はどちらにも投稿することができる。

また、学会等出席のための公費出張は年2回まで認められているが、学会で研究成果の発表を行う場合には、さらに1回の公費出張が認められる。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

上記の『東北学院法学』と『東北学院大学法学政治学研究所紀要』は、法学研究資料室を通じて、全国の主要大学・研究機関に送付される。交換として、相手機関からは当該機関が発行する雑誌・紀要が送付される。また、法学研究資料室には、法学及び政治学に関係する主要な国内外の雑誌・資料が収集されている。法学政治学研究所分を含めると、所蔵数は国内634、海外239種類に及ぶ。

一方、近時は、電子化された雑誌・資料の利用サービスも進んでいる。法学部教員に関係するものを分類すると、①判例・法令・文献検索システム（TKC、第一法規、Westlaw, LexisNexis, Juris Online, Juris Classeur）、②判例・法令・大学紀要（Hein Online）、③海外大学所蔵のデジタル化された書籍（近代英米法文献データベース）の3つに分けることができる。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

【点検・評価】

到達目標(1)「論文・著書・学会での口頭発表等、教員の研究発表の回数をさらに増や

すべく、研究環境・体制を整える」との関連では、論文等研究成果の発表件数が法学研究科教員全体として十分とは言い難い。全体としてより活発な研究成果発表が望ましい。学会における口頭発表についても同様である。

到達目標(2)「外部・学内の研究助成金を積極的に獲得し、個人研究・共同研究を展開させる」との関連では、本学では、共同研究のための研究費助成の制度があり、法学研究科教員にも一部活用されてはいるが、十分に利用されているとは言い難い。また、科研費等の競争的研究資金獲得についても、それほど積極的ではない。

到達目標(3)「学部を含め、授業負担や管理運営上の負担が過度なものとならないようにする。特に、特定の教員にそれらの負担が偏在することがないよう配慮する」との関連では、法学研究科教員は、法学部、法科大学院で授業運営の中心となっており、いずれの法学研究科教員も、法学部担当コマ数ですでに法学部教員の平均コマ数を大きく上回っている。また、指導教員は授業時間外に、個別に学生の論文指導を行うことが求められる。さらに、大半の法学研究科教員は、大学、法学部、法科大学院において行政上の役職についており、加えて、法学研究科内の各種役員も務めている。しかしこのような事情は、法学部、法科大学院での授業担当コマ数の決定にあたって基本的に考慮されない。役職任期に上限を設けるなどの措置が講じられているが、負担軽減措置としては十分とはいえない。

【改善方策】

- (1) 論文等研究成果の発表件数や学会における口頭発表件数の少ない教員については、法学部と協力しながら、その背景を探り、有効な対策を講じる。
- (2) 本学共同研究助成金や競争的外部資金の申請件数を増やすことが改善課題である。科研費の申請には、研究計画等に周到な準備と煩雑な書類作成が要求され、それを補助するための全学的学術支援機能の充実を求めていく。そしてこの機能を活用して、教員の研究者意識を喚起し、競争的研究資金への申込件数を増やすことに努める。同時に、法学部、法科大学院と協力して、研究助成を受ける共同研究プログラムの可能性を検討する。また、共同研究プロジェクトを検討する中で、国際的な共同研究への展開の可能性を検討する。
- (3) 授業担当コマ数との関連で、特定の教員に授業負担が偏らないようにする。特に、法学研究科（主）指導教員となっている教員の授業負担が過重なものとならないよう、法学研究科の正規の授業枠外で行われる研究・論文指導に必要とされる時間を十分考慮の上、法学部、法科大学院の授業担当コマ数を調整する。大学、法学部、法科大学院での行政上の職務を考慮しつつ、法学研究科内での行政職務が特定の教員に偏ることがないように努める。

Ⅷ. 教員組織

【到達目標】

本研究科の教育目的に基づき、組織的教育を実施するための適切な配置と役割分担及び連携体制確保を目指す。具体的には、次の2点を到達目標とする。

- (1) 本研究科の教育目標の達成に必要な組織的教育を実施するために教員の適切な配置

に留意する。主要授業科目は可能な限り専任教員が担当し、兼任教員への依存を減らす。
(2) 大学院担当教員資格の見直し、前期課程担当教員と後期課程担当教員との教員資格要件をより適切なものに改める。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（大学基礎データ表 19-3 に対応）

「人間の尊厳への深い理解を追求しつつ、（中略）法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させる」との法学研究科の理念・目的を達成するために、本研究科は法律学専攻博士課程として編成されており、そのもとで、法律学科目のみでなく政治学科目が開講されており、各授業科目に教員が配置されている。

前期課程の定員が10名である本法学研究科の場合、設置基準上10名の専任教員が必要とされるが、本研究科の専任教員は14名（教授11名、准教授3名）である。平成21(2009)年度における前期課程在籍学生数は6名であり、教員1人あたりの学生数は0.43となっている。専任教員の年齢構成は、70代1名、60代3名、50代6名、40代1名、30代3名であり、大学院設置基準8条5項に定める基準を満たしている。

法学研究科の教員は、法学部か法科大学院のいずれかに所属する兼任教員であり、法学研究科の専任教員はいない。平成21(2009)年度では、兼任教員（法学研究科担当教員）は14名（法科大学院兼担教員2名）、兼任教員8名である。

前期課程について専任教員の配置を分野別に見ると、公法分野が1名、民法分野が6名、刑事法分野が3名、基礎法学分野が2名、政治学分野が2名となっている。また、「法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させる」という法学研究科の理念・目的を達成するために「応用特殊講義」「特殊研究」が置かれており、主として弁護士などの学外実務専門家が担当している。

イ 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

研究科における組織的指導体制としては、複数指導制がとられ、入試合格から指導教員が必要に応じ教育・研究指導を行っており、入学後から論文提出に至るまで、主・副指導教員による指導が実施される。学生は各年度初めに、指導教員の承認のもと、「論文題目届」と「研究計画書」を提出することになっており、これは法学研究科委員会で審議・承認される必要がある。この過程を通して、主指導教員、副指導教員以外であっても、本研究科の専任教員は、学生の研究状況と研究計画について情報を共有し、必要に応じて指導することができる制度となっている。また、毎年度前期と後期に法学研究科論文指導懇談会が開催され、学生は出席したすべての教員から論文作成上の指導を受けることが可能である。さらに、11月には「修士・博士論文中間発表会」が実施され、これには全教員が出席することになっており、学生による中間報告に対して具体的な指導を行っている。

研究科における管理運営の役割分担としては、図書委員、ホームページ検討小委員会委員、広報連絡委員、時間割調整委員、大学院年誌編集委員などの各種委員が置かれており、

教員間での役割分担を図りながら研究科の管理運営が行われている。各種役員は必要に応じて研究科委員会において報告を行うことになっている。

2. 教育研究支援職員

ア 大学院研究科における研究支援職員の充実度

イ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

法務研究科に教育を支援する「教育補助スタッフ」が3名いるほかは、各研究科に助手や副手などの研究支援職員はいない。しかし、大学院課、研究機関事務課、国際交流課、中央図書館大学院分館、情報処理センター及び調査企画課などの事務職員が、研究科担当教員の研究を事務的に支援している。

ウ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

TAは、「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」で制度化されている。本研究科では、平成13(2001)年度に後期課程学生1名が初めてTAとして採用された。平成18(2006)年度には3名が採用されており、うち1名が後期課程学生、2名が前期課程2年生である。平成19(2007)年度から平成21(2009)年度まで、後期課程学生1名がTAに採用されている。

RAは、これまで「東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程」で制度化されていたが、平成20(2008)年4月に新たに制定された「東北学院大学研究スタッフに関する規程」に移行して運用されている。平成21(2009)年度現在、本研究科にRAはいない。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

法学研究科の教員組織は、法学部に所属する専任教員と法科大学院に所属する専任教員とから構成されている。大学院担当専任教員の募集に関しては、本学では、法科大学院を除いて、大学院のみを担当する専任教員を認めていない。法学部においては、法学研究科の要請をも考慮しつつ、独自の基準に基づき専任教員の募集・採用を行っている。法科大学院も同じく、独自の基準に基づき専任教員採用を行っている。

法学部担当教員及び法科大学院担当教員を法学研究科担当教員に任命するに際しては、本学の「大学院教員資格審査規則」及び本研究科の「同基準細則」に基づき、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が審議決定する手続きが定められており、法科大学院及び法学部の教員が自動的に法学研究科教員となることは認められていない。

前者の「規則」では、第3条で、前期課程の担当資格に関して、(1)「博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者」、(2)「研究上の業績が前号〔(1)〕に準ずると認められた者」、(3)「専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者」という基準を、また第4条で、後期課程の担当資格に関して、(1)「博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者」、(2)「研究上の業績が前号〔(1)〕に準ずると認められた者」、(3)「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」という基準を定めている。これを受けて、後者の「細則」では、学術研究書や学術論文の点（編）数など、より詳細な基準を定めて

いる。

また、選考手続きの開始については、従来どおり「専攻を同じくする本研究科担当教員の提案」あるいは「研究科長及び専攻主任の共同の提案」のいずれかによっている。

昇格人事はもっぱら法学部、法務研究科（法科大学院）が行い、法学研究科は関与しない。

イ 任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本研究科では任期制は導入していない。

4. 教育・研究活動の評価

ア 大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

(1) 任用時：大学院担当として任用する際に、「大学院教員資格審査規則」に示された基準と各研究科で定められた細則に基づいて評価している。

(2) 任用後：任用後は、大学全体で3年ごとに発刊する『教育・研究業績』で大学院を担当していることが分かるように記載し、また学会などでの発表、学術誌への論文掲載等により、研究成果を第三者に公表することで、客観的な評価を得ている。

イ 大学院研究科の教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

『教育・研究業績』において、学会等での研究発表を記述する項目があり、そこから大学院担当教員の活性度を評価している。また、大学院担当教員の科学研究費などの研究助成の獲得状況からも活性度合いを評価している。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア 学内外の大学院と学部、研究科等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（大学基礎データ表12に対応）

北海学園大学法学研究科との間には「単位互換協定」が結ばれており、本研究科の学生は10単位まで北海学園大学法学研究科の授業科目を履修することができる。また、研究・教育交流を促進する更なる施策として、北海学園大学法学研究科との間で、平成19(2007)年12月26日に「教員相互派遣協定」が締結された。同協定によれば、「教員の派遣は、両研究科の協議に基づいて行われ、それぞれの研究科が隔年で行うことを原則としながら、出来る限り相互対等になるよう努める」とされている。「教員相互派遣協定」に基づき、平成20(2008)年度には北海学園大学から1名の教員派遣があり、労働法の集中講義が行われた。平成21(2009)年度には、本学法学研究科から1名が北海学園大学にて「刑事訴訟法」の集中講義を行った。

【点検・評価】

到達目標(1)「本研究科の教育目標の達成に必要な組織的教育を実施するために教員の適切な配置に留意する。主要授業科目は可能な限り専任教員が担当し、兼任教員への依存を減らす。」との関連では、法学研究科教育目標に沿って、公法分野、民法分野、刑事法分野、基礎法分野、政治学分野に必要と考えられる授業科目が置かれており、教員の配置

も適切であると思われる。ただし、主要科目である民法に関しては、担当教員3名中2名が兼任講師であり、主要科目は基本的に専任教員（兼任教員）が担当するととの到達目標は達成されていない。

到達目標(2)「大学院担当教員資格の見直し、前期課程担当教員と後期課程担当教員との教員資格要件をより適切なものに改める」との関連では、前期課程担当教員と後期課程担当教員との教員資格要件をより適切なものとするための検討が研究科 FD 推進委員会で行われている。

また、TAに関しては、その業務範囲が拡張され、本研究科においても実際に利用できるようになったことは、当該院生の「教育経験と奨学に寄与」（同規程第1条）したのみならず、当該授業の充実と活性化にも貢献したものとして評価できる。また、平成18(2006)年度には、本研究科内規に関する申し合わせが改められ、授業の中での教育的補助に加えて、授業前後の準備・指導も、一定の範囲内で、TAの「教育補助業務」として認められた。その結果、より広く前期課程学生をTAとして採用することが可能となった点も評価できる。

【改善方策】

今後の課題は、前期課程のみを担当する教員を念頭に置き、前期課程担当教員資格審査基準を緩和し、法学部准教授がより広く法学研究科前期課程での教育指導にあたることのできるよう検討することである。

X. 施設・設備

【到達目標】

大学院学生の教育・研究環境の一層の充実を図る。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（大学基礎データ表36、表37、表38、表40に対応）

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表38に対応）

本研究科を含む土樋キャンパスに所属する研究科には、大学院研究科専用の7号館、大学院棟がある。7号館には、共用の講義室、研究科専攻ごとの合同研究室、研究科後期課程共用の合同研究室、談話室、印刷室及び大学院事務室がある。大学院棟には、講義室及び中央図書館大学院分室がある。

法学研究科学生の合同研究室には、パソコン、プリンター（各1台）が平成19(2007)年度に設置されているほか、8号館の情報処理センターや大学院図書館の端末を利用できる。また、法学研究科学生は、本学法科大学院のために開発されたTKC（法科大学院教育研究支援システム）を利用することができる。このシステムを利用することで大学に来なくてもデータベース上の資料検索・収集が相当程度可能であり、これは特に社会人学生に好評である。当然のことながら、システムの利用法については、オリエンテーション時に法科大学院担当教員による指導が行われている。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

本研究科に該当するものはない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

基礎的研究への装備面に関しては、法務研究科に設置されている TKC（法科大学院教育支援システム）の利用が、本研究科学生にも認められている点をあげることができる。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、法学研究科には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

中央図書館は月～土曜日に 22 時まで、中央図書館大学院分室は月～金曜日は 21 時まで、土曜日は 17 時まで開かれており、研究機関事務課は月～土曜日に 19 時 30 分まで業務を行っている。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

本項については、第1章の大学全体に関する記述の該当部分を参照されたい（113 頁）。なお、大学院学生からの声は指導教員や大学院課に寄せられ、上記の仕組みの中で反映されるようにしている。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

本研究科学生は、土樋キャンパスの学部学生のための「生活の場」（詳細は第1章の該当部分を参照されたい[113 頁]）を利用できるとともに、7号館内にある大学院学生のための談話室を利用できる。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

本研究科がある土樋キャンパスは、市街地の中心に位置するために他キャンパス以上に植栽を増やすなどの緑豊かなキャンパスの創造に努めている。

また、大学周辺の社会的環境に影響を与える問題行動については、学生部や大学院課に

よって学内掲示や口頭で指導を行っているほか、『学生手帳』と『学生生活』の印刷物に注意事項として記載している。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

大学院棟(7号館)には、「講義室」、大学院学生の一般的な事務取り扱う「大学院課」、大学院学生のための「合同研究室」及び「談話室」が配置されている。この大学院棟(7号館)は、5階建てであるにもかかわらず、50年ほど前に建築された教室棟であるために、エレベーターが設置されていない。

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

本研究科は、土樋キャンパスにあるため、キャンパス間の移動を必要としない。

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

本研究科は昼夜開講制をとっており、夜間における研究指導についても、昼間と同様の施設・設備の利用やサービスが可能である。昼夜開講制度であることもあって、大学院生の合同研究室は22時45分まで、中央図書館は月～土曜日に22時まで、中央図書館大学院分室は月～金曜日に21時、土曜日に17時まで開放されているので、講義終了後も引き続き利用可能となっている。なお、大学院課は17時30分まで、研究機関事務課は19時30分まで業務を行っている。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

本項については、第1章の大学全体に関する記述の該当項目を参照されたい(115頁)。本研究科が独自に維持・管理している施設・設備はない。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

本項については、第1章の大学全体に関する記述の該当部分を参照されたい(115頁)。また、本研究科が独自に施設・設備の衛生・安全の確保を図るために行っている仕組みとしては、法学研究科院生幹事と研究科長・専攻主任との定期的意見交換会、全学生と教員との懇談会(前期・後期各1回)を開催して、学生側から見た施設・設備の問題点を把握し改善に取り組んでいる。

【点検・評価】

到達目標に沿って、かなりの教育・研究環境の改善がなされてきた。しかしながら、大学院学生施設がある7号館には1階にコピー機1台しか置かれていないのは問題である。また、バリアフリー化のための改善措置も取られていない。

【改善方策】

法学研究科在籍学生9名(研究生2名を含む)が使用する合同研究室にパソコン、プリ

ンター各1台、7号館にコピー機1台という現状は早急に改善する必要があり、増設のための予算措置を大学に要求していく。また、7号館バリアフリー化に関しても、他の研究科と協議して、実現に向けて大学に働きかけていく。

第9節 工学部

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

工学部の理念・目的及び教育目標は、学則第1条第2項の別表として学生に明示されている。以下、再掲する。

1 理念・目的

人類の幸福と望ましい環境の創造に必要な工学技術を理解し、かつ自ら思考できる人物を育成する。また、本学の建学の精神に基づいて、人間社会に貢献する「幅広い教養と正しい倫理観を持つ工学技術者」を養成する。

2 教育目標

工学部に学ぶ全ての学生が、

- (1) 広くかつ深い教養に裏打ちされた隣人愛
 - (2) 社会への献身的奉仕の精神
 - (3) 科学技術における正確な知識と思考能力
 - (4) 科学技術を通して人類福祉を向上させる力
 - (5) 社会及び組織におけるリーダーシップ
- を身につける。

上記の理念・目的、教育目標について簡潔に説明する。

現代の人間社会及びその成立基盤をグローバルな視点で見れば、地球環境問題や資源・エネルギー問題及び貧困問題などの多くの課題を抱えている。人間社会がこのような問題を克服するためには、人類の持続的発展に貢献する真に高度なレベルの科学技術が必要である。一方、正しい倫理観を持った技術者でなければ「真に高度なレベルの科学技術が何か」を見極め、そして活用することはできないと考えられる。したがって、建学の精神に基づく教育を実践することにより、正しい倫理観を持つ技術者を養成することも、理念・目的として不変のものとして掲げている。

教育目標は、理念・目的をよりわかりやすく表現したものであり、そこでは、隣人愛、奉仕、知識と思考能力、人類福祉の向上、リーダーシップなど学生が理解しやすい表現としている。これらのことを教育目標として掲げることにより、学生が本学部で何を学ぶのが理解できるようになることを期待している。

各学科においても、その理念・教育目的、教育目標は「大学学則」第1条第2項の別表として学生に明示されている。以下に、各学科の理念・目的を記し、機械知能工学科を例として教育目標も掲載する。教育目標は、機械知能工学科のように、学科の特徴をより具体的に表現するものとなっており、学生が理解しやすいものとなっている。

《機械知能工学科》

1 理念・目的

人類のために、知的なものづくりを通して、信頼され期待される国際的エンジニアを養成する。

2 教育目標

機械知能工学科における教育は、下記の事項を達成することを目標とする。

- (1) 自ら調べ、知識／技術を活用できるエンジニアの育成
- (2) 多様な問題解決能力の獲得
- (3) 幅広い教養を背景とした、技術革新に対応できる柔軟な思考力の強化
- (4) 自然科学に対する十分な理解とそれに基づく応用力の強化

《電気情報工学科》

1 理念・目的

電気情報工学の基礎的知識を持ち、人類社会の発展に十分貢献できる豊かな人間性と正しい倫理観を有する技術者を育成する。

《電子工学科》

1 理念・目的

- (1) 自然科学を人類の福祉に応用するという工学の使命に基づき、電子技術の基礎と応用を教授する。
- (2) 先端的な半導体や光・磁気電子デバイスの原理を学習し、それらを計測や制御などに有効に応用できる基礎力のある学生を育てる。

《環境建設工学科》

1 理念・目的

- (1) キリスト教精神に基づく、倫理感を備えた人格形成を目指す。
- (2) 社会人として必要な教養を身につけるとともに、環境工学の素養を持った建設系技術者の輩出を目指す。
- (3) 特に、技術者として具備すべき基礎学力を有し、基礎的専門知識を着実に修得した実践型の技術者となる学生の育成を目指す。

イ 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

工学部の理念・目的・教育目標等は、各年度当初に発行され、学部の全学生に配付される『大学要覧（工学部）』に掲載し、在学生への周知を図っている。さらに、大学ホームページ内の工学部のページに掲載することによって、在学生とともに学外者にも公開されている。

学生の父母会としての組織である「東北学院大学後援会」の定期総会及び各地区単位で開催される地区後援会において配付される『父母のための大学ガイド』に、工学部の理念・目的及び教育目標を明示しており、学生のみならず学生の父母への周知をも図っている。

学外者のうち、特に工学部入学志願者に対しては『大学案内』に加え、『工学部ガイド』に工学部の理念・目的・教育目標等を掲載し、工学部の理念・目的及び教育目標等を公開している。

ウ 学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

工学部の理念・目的・教育目標の検討組織として、工学部教授会のもとに「教育改善・FD委員会」及び「外部評価対応委員会」を設けて、教育目標等の継続的な見直しを図っている。

平成14(2002)年度の財団法人大学基準協会による「相互評価」の結果に基づいて必要な見直しを行うとともに、環境建設工学科については、日本技術者教育認定機構(JABEE)による外部評価を受け、その教育プログラムが技術者教育として国内及び国際的技術教育の基準を満たすものとして認証を受けている。

工学部各学科は同窓会組織を有しており、各学科における工学教育の目標等について卒業生との懇談を通して意見聴取を定期的に行ってきた。なお、JABEEによる技術者教育プログラムの認証審査を受けるにあたっては、教育目標に基づく教育の成果に関連して、卒業生に対する聞き取り調査及びアンケート調査なども実施され、社会における卒業生の活動状況及び社会的貢献の度合いについての諸項目において、高い教育成果が示されているとの評価を得ている。

【点検・評価】

工学部の教育理念・目的及び教育目標は現時点では妥当なものと評価できる。また、その周知方法についてもさまざまな媒体を利用している。環境建設工学科が認定されている技術者教育認定(JABEE)の外部評価は、工学部全体の教育改善にも良い影響を与えている。

【改善方策】

教育理念・目的及び教育目標が、在学生の資質及び時代の要請に合致しているかどうかを常に検討し改善することが必要であり、このことは教員間の共通認識となっている。前述した各学科の教育理念・目的及び教育目標については、平成21(2009)年12月に定められた大学全体の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」との調和を図りながら改定された。なお、工学部及び各学科においても、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」が定められた。その際、学科間の書式の統一を図り、学生にとって、よりわかりやすいものとする配慮を行った。

教育理念・目的及び教育目標の改定にあたっては、教育改善・FD委員会を核として、PDCAサイクルを踏まえた具体的な教育改善活動に基づき検証を進めていく。また、外部評価対応委員会を核として、積極的に外部評価に取り組み、妥当であることの客観性を確保することに努める。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 学部・学科の組織構成と理念・目的等との関連 (大学基礎データ表1、表2に対応)

昭和37(1962)年に機械工学科、電気工学科及び応用物理学科の3学科で開設され、昭和42(1967)年に土木工学科を増設した工学部は、多賀城キャンパスを1学部で専有しており、一貫教育の実を上げている。

平成14(2002)年には、今後の学科の進むべき方向や実際に行われている教育・研究内容に合わせて、学科名をそれぞれ機械創成工学科、電気情報工学科、物理情報工学科及び環境土木工学科と改称した。

さらに、現代社会からの要請に応え、21世紀の人類社会から求められる人材育成と技術

革新の変化に対応できる教育・研究を行う機関となるため、平成18(2006)年に改組を実施し、機械創成工学科、物理情報工学科及び環境土木工学科を廃止して、機械知能工学科、電子工学科及び環境建設工学科を新設した。これらの新しい学科を設置した目的は以下の通りである。

《機械知能工学科》

知能化が進む機械の進歩を念頭に置いた「ヒューマンマシンインターフェイス」や「ロボット開発工学」などの科目を積極的に学習するため。

《電子工学科》

エレクトロニクスや計測、材料などの工学の基礎に加えて、幅広くナノテクノロジー技術を習得させ、技術分野での広い適応性を持った人材を育成するため。

《環境建設工学科》

建築工学の一部、情報工学などの広範な知識の習得をさらに充実させるため。

このほかに、電気情報工学科では以下の教育内容の充実を行っている。

《電気情報工学科》

情報系科目の充実及び電気情報工学実験において、情報に関する学生実験を充実させる。

このように工学部では、それぞれの工学領域における主要分野の教育を担う学科を整備し、教育目標の1つである「科学技術に基づく社会貢献」を実現するために、学科の編成や教育課程の見直し、工学技術を学ぶために必要な基礎学力充実のための工学基礎教育センターの設置・運用など、自己点検・評価に基づき、組織構成の改善を行ってきている。

イ 学部の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

工学部においては、工学部教授会のもとに設置されている委員会活動が活発であり、各委員会より教育組織のあり方の改善に関わる提案がなされている。教育研究組織に係る委員会は、「教務委員会」「教育改善・FD委員会」「将来計画委員会」「学生委員会」が設置されているが、最終的には将来計画委員会で取りまとめられ、「工学部教授会」に報告され審議される。具体的な成果の例としては、工学教育の根幹をなす数理科学群の学習支援のために、工学基礎教育センターを平成18(2006)年度に立ち上げ、理数系科目及び各学科の基礎科目の学習を支援している。

【点検・評価】

教育研究組織の充実・改善は、学生の気質・能力の状況及び社会からの要請に対応すべく不断の努力によりなされる必要がある。工学部においては、前述の通り教職員の努力により平成14(2002)年度の学科改称と平成18(2006)年度の改組が実施され、教育組織の改善がなされており、時代の要請に応じた学科再編に取り組み、工学基礎教育の学習支援を実施する工学基礎教育センターを設置し、教育研究組織の充実と改善の成果を上げていることは評価できる。

【改善方策】

現存する教育研究組織は、教育理念・目的を達成するのに十分なレベルと判断できるが、なお、学生に見合った教育、社会の変化に即した組織変更はこれからも関係する委員会で継続的に議論し、周到に計画する。教育自身に対する負担度も増す中で、教育研究組織の見直しを不断に行うためには、より効率的なシステムの構築がなされることが必要である。委員会活動のあり方、委員会委員のあり方等についても、平成21(2009)年度中に4学科の学科長及び副部長等で構成する拡大学科長会議を中心として検討することとしている。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

工学部における教育内容は、学生の資質・能力及び社会の要請の変化に応じて、絶えず改善されるべきものである。恒常的に点検・評価を行い、教員個々の努力とともに、組織として教員個々の努力をいかすシステムを構築する。特に、以下の3点を可能とする教育課程の充実を喫緊の重要課題としている。

- (1) 入学時の学力の異なる学生に対して、高校から大学への円滑な連携を行うために適切な教育課程を構築すること。
- (2) 工学部での学習に必要な基礎学力の向上を可能とする教育課程を構築すること。
- (3) 学生のコミュニケーション能力、倫理能力の向上を可能とする教育課程を構築すること。

【現状説明】

1. 学部・学科等の教育課程

ア 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

工学部は平成18(2006)年度に改組を行い、新たな教育課程を開始した。その教育課程や理念・目的は学校教育法第83条及び大学設置基準第19条第1項に基づいている。平成20(2008)年度に各学科の教育理念・目的及び教育目標を学則に別表として掲載し、その周知を図っている。

工学部における教育課程は4学科ともに同様の構成となっている。幅広い教養を身につけることを目的とする「教養教育科目」は、主に1・2年次に開講している。国際性を養う目的で必要不可欠な「外国語科目」は、1・2年次に開講している。心身の健康を養うことを目的とする「保健体育科目」は1年次に開講している。豊かな専門性を養うことを目的とする「専門教育科目」は、1年次の開講は最小限にとどめ、2・3・4年次を中心に開講している。

イ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

工学部では技術者としての知識の涵養を図るとともに、技術者としての倫理感を養うことを重視した教育を行っている。カリキュラム上では、基礎教育科目として「教養教育科

目」「外国語科目」及び「保健体育科目」の3群を専門科目と明確に区分し、社会人としての素養を身につけるための教養科目の重要性を十分に認識した教育課程の編成を行っている。

教養教育科目では、本学の他学部と同様に、「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」（それぞれ4単位：1・3年次通年）を必修科目としている。これは、本学の教育目的である「徳育、人格教育」を実践するものであり、教育内容には倫理教育が含まれている。さらに、日々の大学礼拝における説教を通して、人間とは何かという問いについて考えている。技術者倫理を培う科目としては、一般的な「工学倫理」と情報技術に関連する「情報社会と情報倫理」の2科目が「知的所有権法」「工業経営学」とともに技術者教育科目群として開設されている。JABEE 認定学科である環境建設工学科では「工学倫理」が必修科目となっている。他3学科では、技術者教育群より2単位以上習得することが卒業要件となっている。上記倫理に関する科目は1年次での講義であるために履修率は高い。

高・大接続の円滑な移行を実現するために必要なブリッジ教育科目群として、「数学基礎演習」「物理学基礎演習」が含まれ、高校での学習内容を確実にするとともに大学での学習への準備を行っている。これらの科目については、自学自習を支援するために工学基礎教育センターで個別指導を行う体制としている。導入教育としては、各学科に「フレッシュマンセミナー」が設置され、学生生活、学習方法の指導、コミュニケーション能力の向上を目的とする学習が行われている。

ウ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、
学問の体系的並びに学校教育法第83条との適合性

工学部各学科は、学科の理念・目的に合わせて専門教育的授業科目を体系的に配置したカリキュラムを作成し、学校教育法第83条に適合した専門教育の充実に努めている。

時代の要請にかなう専門教育の充実に努めながら、学生が十分な基礎知識を身につけ、希望する分野で重点的な学習が行えるような配慮がなされている。さらに、専門基礎の学力を必要とし、応用能力の開発にも有効な、卒業研究を含む「課題取り組み型の科目」を重視するなどの体系的な教育プログラムが組まれている。

専門教育の科目分類は、工学部4学科で共通しており、大きく必修科目と選択科目に分かれる。必修科目は、学科の最も根幹をなす科目を厳選して設定している。選択科目の群の名称は学科により異なるが、専門基礎教育科目群、情報教育科目群等の名称を持ち、これらの群より修得すべき単位数が定められている。これらの専門教育科目により、各学科における教育目的である専門技術者としての素養が育まれる。

エ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を
涵養」するための配慮の適切性

教養教育科目として、以下の群を設けている。（ ）内は科目数と単位数である。キリスト教学（2科目、8単位必修）、人文科学群（4科目、8単位）、社会学群（4科目、8単位）、自然科学群（5科目、10単位）、ブリッジ教育群（演習2科目、2単位）、数理科学群（9科目、18単位）、技術者教育群（4科目、8単位）。

これらの科目は「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」す

るための科目といえるが、あえて分類すれば、以下ようになる。

- (1) 幅広く深い教養を身につける科目群：社会学群、自然科学群、数理科学群、ブリッジ教育群
- (2) 総合的な判断力を培う科目群：社会学群（重複）、技術者教育群
- (3) 豊かな人間性を涵養する科目群：キリスト教学、人文科学群

また、工学部の一般教養的授業科目の編成において特徴的なことは、学生と教員とが相互に関わる導入教育を目的とする「フレッシュマンセミナー」と倫理関連科目の開設により、人との関わりによる総合的判断力や人間性の涵養への進展が図られていることである。

オ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

国際社会に通用するエンジニアの育成という理念・目的のために、英語を中心とする外国語科目を設けている。外国語科目第一外国語群として、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」がそれぞれ1年次と2年次で通年2単位が、必修として開講されている。そのほかの外国語科目としては、「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「英会話」が通年2単位の選択科目として、1年次と2年次に開講されている。在籍者数に対する受講者の比率は、1年次のドイツ語の履修者が16.2%、フランス語の履修者が3.1%であり、2年次の中国語の履修者が3.0%である。教養英語に加えて専門英語の涵養のために、各学科の3年次あるいは4年次に「卒業研究Ⅰ」の中で外書講読を行うことがあるほか、「工業英語」の科目名で、技術者を強く意識した英語教育が行われている。さらに、外国人客員教授による特別講義も実施している。

カ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

卒業単位数は、工学部の全学科で共通に128単位以上である。

工学部各学科の教育課程の開設授業科目と単位数、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目（本学では「教養教育科目」）・外国語科目等の量的配分を以下に表として示す。

各学科における科目の開設状況 科目数/単位数（卒業に必要な単位数）

学科	教養教育科目	外国語科目	保健体育科目	専門教育科目
機械知能工学科	29/60 (39)	6/12 (4)	2/4 (0)	74/139 (85)
電気情報工学科	29/60 (38)	6/12 (4)	2/4 (0)	70/130 (86)
電子工学科	30/62 (36)	6/12 (4)	2/4 (0)	66/118 (88)
環境建設工学科	29/60 (32)	6/12 (4)	2/4 (0)	72/143 (92)

開設科目の総単位数に占める卒業要件単位数は60%程度であり、十分自由度がある。また、卒業要件単位数に占める専門教育科目の単位数も64%から75%と幅があるものの、選択の自由度は高い。非専門科目と専門科目の比率が約1:2と、適切な配置となっている。

キ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

教養教育科目の開設数、開講規模などの開講状況に関する全学的な合意は、「拡大教務委員会」(学務部長、全学部の各学科長、教務委員が構成員であり、学務担当副学長が陪席)で行われ、科目の授業を担当する責任担当学部・学科の決定、実施・運営も「拡大教務委員会」が行う。ただし、実際には「教養学部」教員が担当する科目が多く、また、それぞれの学部・学科の専門教育への導入の意味を持つ科目は、当該学部・学科が実質的な責任を持っている。なお、開講数、開講規模、時間割上の固定枠等を決定する会議には、「キリスト教学」担当者会議(教養学部の中の同科目担当教員と文学部キリスト教学科教員で構成される)代表者、各外国語科目分野代表者、保健体育科目担当教員の代表者が出席し、意見・希望を述べることができる。

また、数学系科目、物理系科目、化学系科目などの工学基礎教育科目は、工学部教務委員会を調整機関として工学部各学科が責任を持って実施・運営しているが、明確にシステムとしては完備していない。

このほか、平成18(2006)年度には工学基礎教育センターが開設され、導入教育、ブリッジ教育と工学基礎科目の学習支援活動が行われている。工学基礎教育センターは、工学部全教員を所員とし、相談員とよばれる専任教員は6名(うちアドバイザー1名)、センター所長は、学長より委嘱される。非常勤相談員は4名であり、専任相談員とともに、学生からの個別相談に応じている。

ク カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

上記「カ」の項において、卒業に必要な単位数を表として示している。工学部のカリキュラムでは、卒業単位は平成17(2005)年度までの124単位から128単位と4単位増加しているが、必修単位は以前のカリキュラムより大幅に減少しており、学生の学習目的に応じた選択の幅が広がっている。具体的には、教職関連科目、外国人留学生科目を除いた総開講単位数に対する必修単位数の比率は、機械知能工学科が40/215、電気情報工学科が44/206、電子工学科が40/198、環境建設工学科が44/215で、それぞれ約20%である。卒業要件単位数128単位との比率では、それぞれ約30%となっている。

必修単位数は、各科目群の根幹をなす科目に限定している。選択科目については、科目群を設定し、単位数に対して卒業に必要な単位数を指定することで、学科における各科目群の重要度に応じた選択を行うものとしている。このため、学科の卒業生として重要な科目については、かなり高い割合での履修が求められることになる。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

ア 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

工学部においては、カリキュラムにブリッジ教育群の科目として、大学での学習内容との関係も重視した「物理学基礎演習(1単位)」と「数学基礎演習(1単位)」を設けている。これらの2科目は、機械知能工学科と電子工学科では選択科目であり、電気情報工学科と環境建設工学科では必修科目としている。さらに、数学や物理学の基礎について、随時学生が質問でき、指導が受けられるような施設として工学基礎教育センターが設けられており、各学科の教員が分担して運営にあたっている。また、各学科ともに後期中等教育

から高等教育への円滑な移行を目的として、1年次科目として、大学での学習に対する意欲を持たせるための導入科目（「フレッシュマンセミナー」）を開設するなどの工夫をしている。

3. カリキュラムと国家試験

ア 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性（大学基礎データ表9に対応）

本項は、工学部には該当しない。

4. 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

ア 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. インターンシップ、ボランティア

ア インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

職業意識の向上やキャリアアップを目的とした実践的な体験学習の1つとして、工学部でも「インターンシップ（学外実習）」（2単位）を導入している。各学科のカリキュラム上の科目としての「インターンシップ（学外実習）」は3年次の夏休みに実施され、民間企業、官公庁、財団法人等での就業実習により、学内教育では得られない貴重な体験を得ている。上記の「インターンシップ（学外実習）」は実施の期間が2週間以上で、単位認定には報告書提出等が義務づけられている。一方、就職部が窓口となるインターンシップも実施されているが、期間も短いため単位は認定されない。

「インターンシップ（学外実習）」の参加は任意であるが、参加した学生のほとんどが「就業体験を通じて社会や自分自身について再認識できた」など、有意義であるとの感想を述べており、職業意識を育み、その後の学習意欲の向上を促している。

イ ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

現時点において、工学部ではボランティア活動は単位科目としては認定していない。

6. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

単位計算方法は、大学設置基準第21条に基づき、学則第7章「履修方法及び課程履修の方法」に詳しく定めている。具体的には、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成し、1コマ90分を2時間相当とした上で、前期・後期を各15週とし、基本的には半期終了科目を15週（2単位）、通年科目を30週（4単位）で計算している。科目によっては、全学部必修科目である「英語」などは通年で2単位とするなど、教育上必要とする授業時間外の学修時間を考慮した計算方法なども採用している。

工学部においては、卒業要件の128単位で効果の高い教育を行うためには、同じ時間の講義で単位数の少ない演習科目を多く開設することも必要となっている。工学部各学科では独自に学生の学習効果を高めるための試みを行っている。例えば、環境建設工学科では

講義と演習を組み合わせ、1学期60時間の授業（すなわち、週2回の実施）で3単位を与える科目がある。

7. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）（大学基礎データ表4、表5に対応）

(1) 大学全体

「大学基礎データ」表4に単位互換協定に基づく単位認定の状況が、表5に単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況が示されている。

単位認定は、大学設置基準第28条第2項及び第29条に基づき、学則第24条の3及び第24条の4で定めている。国内外の大学等での学修の単位認定は、60単位を越えない範囲で、本学が開設している授業科目に読み替え、あるいはそのままの科目名で本学の授業科目に振り替えて、単位を認めている。

また本学では、海外の協定校及び「学都仙台単位互換ネットワーク」協定校との間で単位互換を実施している。後者については、平成22(2010)年度から大学間での遠隔授業を開始する予定である。

入学前の既修得単位認定は、上記の単位認定と合わせて60単位を上限に単位の認定を認めているが、各学部によって認定する単位の上限が異なる。

(2) 工学部

編入学における単位の認定について、以下に表としてまとめる。以下の表により、各科目群より包括単位を認定している。52単位を包括単位として認定し、読み替え可能な科目を上限12単位として、最大64単位まで認定している。

編入学における単位の包括認定の内訳

	機械知能工学科	電気情報工学科	電子工学科	環境建設工学科
教養教育科目	10	12	12	10
外国語科目第一外国語	2	2	2	2
専門教育科目	40	38	38	40
合計	52	52	52	52

8. 開設授業科目における専・兼比率等

ア 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（大学基礎データ表3に対応）

工学部の開設授業科目における専任教員の担当割合は、「大学基礎データ」表3の開設授業科目における専兼比率（平成21[2009]年5月1日現在）に示されている。ただし、専任教員担当科目数の中には、本学他学部の専任教員による兼担科目が含まれている。全授業科目中の専任教員が担当する割合についての工学部各学科の概況を示す。

専門教育科目では、機械知能工学科84.5%、電気情報工学科84.9%、電子工学科91.3%、環境建設工学科68.3%と専任教員による担当割合が高く、特に、必修科目は機械知能工学科90.0%、電気情報工学科96.5%、電子工学科100%、環境建設工学科71.8%と高く、専

門必修科目についてはそのほとんどを専任教員が担当していることになる。

一方、教養教育科目についての全授業科目中の専任教員が担当 56.8%、環境建設工学科 50.8%と専門教育科目に比べると低い割合であり、兼任講師に依存する割合が高くなっている。

工学部における教養教育の基幹科目である英語と数学についてみると、英語の場合には教養学部より出向する専任教員2名と兼任教員12名で、4学科すべての英語科目（「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」及び「英会話」）が行われている。また、数学の場合には、専門教育に属する応用数学等では数学以外を専門とする専任教員が、一定の割合を担当しているが、教養教育科目としての数学関連科目はおおむね工学部所属の専任教員3名と兼任教員13名で実施されており、兼任教員への依存度が高い現状となっている。

イ 兼任教員等の教育課程への関与の状況

工学部においては、シラバスへの記載事項の徹底がなされており、そのことは兼任教員でも例外ではない。シラバス作成時に兼任教員と担当学科の教務委員が連絡を密にし、講義内容の充実に努めている。また、授業実施アンケートの結果は、兼任教員に周知し、講義内容の改善を求めている。数理科目については、工学部の担当教員が講義内容について連絡・調整を行っている。主たる外国語科目である「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英会話」については、学部を代表して学務部副部長が、講義内容、講義方法に関して、兼任教員と打ち合わせ、兼任教員に対するアンケートを行い、相互理解に努め、教育効果を高めることとしている。

9. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

社会人学生には、教育課程編成上の特段の配慮はしていないが、担当教員による個別指導や、学生窓口の教務課や学生課などによって配慮がなされている。

外国人留学生及び帰国子女は、各学部が定める履修方法に基づき、「日本事情A」「日本事情B」「日本事情C」「日本語A」「日本語B」について、10単位までを本学の授業科目の単位に代えることができる。単位認定の詳細については、学則別表2の各学科の履修方法の中で明示している。なお、外国人留学生に対しては、国際交流部が面接し、その内容を定期的に学部長（学科長）へ報告することによって指導に役立てている。

【点検・評価】

工学部における教育課程は、ほぼ満足できる状況であると評価できる。4学科における教育内容はそれぞれの学科での教育理念・目的及び教育目標と整合性を持ち、一般教養科目、専門基礎科目、専門科目が適切に開設されている。平成18(2006)年度より実施されている教育課程においては、高校と大学のブリッジ教育科目の導入がなされ、工学基礎センターにおける数理基礎科目の学習支援の体制とともに、学生の基礎学力の向上に寄与している。技術者倫理の向上を目的とする「工学倫理」「情報社会と情報倫理」などの科目も開設され、受講を促している。兼任教員との連絡・調整も、シラバス作成時、授業評価結果の送付時などに実施され、満足できる状態にある。

ボランティア活動の評価については今後の課題であり、検討を進めていきたい。しかし、工学部の教育課程が緊密であることを考えると、その実施については、今後も慎重にならざるを得ない。

近年、入学生の学力の格差は増大しており、現在の教育課程で十分に対応できると断言することはできず、不断の改善努力が今後も必要であることは、教員の共通認識となっている。

【改善方策】

教育内容については、特に、以下の3点に対する検討が必要である。これらの委員会における検討結果は、各学科に持ち帰り、学科での意見を集約し、再度委員会で検討し、その検討結果を教授会で報告することが求められている。必要な場合には、工学部教授会における審議事項となる。

- (1) 導入時教育のより有効な教育内容を検討する。特に、入学者の学力を考慮した有効な導入時教育に対する再検討を「教育改善・FD委員会」をコア委員会として進める。
- (2) 数学、物理・化学、語学を含む工学基礎教育のさらなる充実を図る。特に、英語の習熟度別クラスの学習効果の検討を、「教務委員会」をコア委員会として進める。
- (3) 教育内容の適切さに対する客観的評価を実施する。特に、工学部教育に対する外部評価の実施を、「外部評価対応委員会」をコア委員会として進める。また、学生の授業評価、外部評価における意見、各学科における教育評価・改善の検討・提案をもとに、PDCAサイクルを踏まえて、点検・評価を実施し、「教育改善・FD委員会」をコア委員会として教育内容の改善を進める。

②教育方法等

【到達目標】

学力差の大きい入学生を対象とした教育を有効に実施するために、教育方法の検討は不可欠である。特に、以下の点を到達目標として掲げる。

- (1) 厳格かつ公正な成績評価を行うとともに、組織（学科）としての評価基準のあり方について、検討を行う。
- (2) 教育方法の改善を組織的に行うシステムを構築するとともに、効果的な教育方法を用いたわかりやすい教育を行う。
- (3) 学生による授業評価をフィードバックするとともに、教員相互の評価のシステムの導入についても計画するなど、教育効果の評価を組織的に行う。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育上の効果を測定するための方法の有効性

学生の理解度や達成度等の教育上の効果を測定するための方法としては、原則として学期末あるいは学年末に実施される「期末試験」を挙げることができる。期末試験以外にも、同等の重みを持つ中間試験の実施、授業中の「小テスト」、講義内での「発表」「レポート」

の結果も含めて総合的な評価が行われることもある。

評価の方法は授業科目の特性によって違いが見られ、実験関係や設計製図関係等の実習性の高い授業科目では、実験・実習へ取り組む姿勢並びに各自で作成した報告書や製作図面の成果物が成績評価の対象になる。また、セミナーや卒業研究などでは、論文、研究発表や質疑応答での回答などが評価の対象となる。各授業科目の評価方法は、工学部全学生に毎年配付される『大学要覧（シラバス）』の中に各授業担当者により明示されている。

教育上の効果を測定するための方法は、授業科目の性格の違いから、統一的方法を設定することは難しく、担当教員にゆだねられ、担当教員は成績評価結果から、受講生の理解度や達成度を確認し、講義内容の変更など教育効果を上げるための努力を行っている。

各科目の単位取得状況の適切性については、学科としての組織的な評価体制は整っていないが、学部長、学務副部長より、適切性の確認が各学科に強く要望されている。

イ 卒業生の進路状況

近年の業種別就職状況を各学科について、その概要を記す。

機械創成工学科（現機械知能工学科）では 40-60%が製造業関係、10-15%が情報関係、電気情報工学科では 30-40%が製造業関係、20-30%が情報関係、15%程度が建設関係（設備）、物理情報学科（現電子工学科）では、25-35%が製造業関係、30-35%が情報関係、環境土木工学科（現環境建設工学科）では 60-70%が建設関係、12%が製造業関係となっている。就職希望者の就職率は4学科平均で、97%程度となっている。

卒業生のうち、約90%が技術者として社会に巣立っている。また、大学院進学率は、4学科全体で、例年8%前後となっている。

2. 成績評価法

ア 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

以下、成績評価の仕組み、成績評価法、成績評価基準の適切性ごとに現状説明を行う。

(1) 成績評価の仕組み

『大学要覧（シラバス）』には、成績の評価方法や履修上の注意を記載した欄が設けられており、成績評価法や成績評価基準が明示されている。学生に明示した評価法、評価基準に従い、科目担当者が個々に成績評価を行う。教員個々人の成績評価が適切であるかどうかを学科として検討することは実施していないが、検討すべき課題と認識している。

(2) 成績評価法

一般的には、定期試験における結果が主たる評価対象となり、講義時間中に行う演習・小テスト、レポート評価を加えた総合的な評価が行われている。また、卒業論文は、論文内容とともに口頭発表会における発表や質疑応答の状況も評価の対象となっている。各科目において、60点以上を合格とし、単位を認定している。

(3) 成績評価基準の適切性

実験・実習科目などの複数の教員が担当する科目の成績評価基準は統一されているが、1つの科目を複数の教員が異なる内容で担当する場合には、個々の担当教員に評価方法や評価基準がゆだねられることが多い。成績評価への疑問は、学生が担当者に直接に問

い合わせることが可能であり、また、期間を指定して評価に対する疑問を学務部教務課で受け付けている。複数で同一科目を担当する場合には、担当者らが情報交換を行って一定の評価基準を設定し、学生に不公平が生じないように注意を払っているが、システムとしては完備されていない。

イ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

平成19(2007)年度入学生より、履修細則において、1年次から3年次まで、卒業単位に算定される履修単位数の上限を50単位とする「履修単位の登録上限」を設定している。これは、多数の科目を安易に履修し、学習の質の低下をもたらさないためのものである。

レポート提出、宿題の提出、小テストの実施などにより、学生の自学自習を促している科目が多い。オフィスアワーを設置し、学生からの質問に科目担当教員が個別指導を行っているが、組織におけるシステムとして実施しているのは、JABEE認定学科である環境建設工学科のみである。

ウ 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性 (大学基礎データ表6に対応)

工学部では、入学時オリエンテーションの際に、英語、数学、物理に対して、入学時の学力照査を行い、その結果を、習熟度別クラス編成や講義にいかしている。各年次における教育の質を保証するため、またその効果として多くの学生を卒業に導くために、各学年に進級条件を設けている。

平成18(2006)年度からの新教育課程では進級要件が次のように定められている。

- (1) 2年次に進級するためには、学科ごとに指定する卒業に必要な単位数（以下、Aと記す）のうち25単位以上修得しなければならない。ただし、そのうち重点科目（以下、Bと記す）から卒業に必要な単位数のうち20単位以上を含まなければならない。
- (2) 3年次への進級には、Aのうち60単位以上修得しなければならない。ただし、Bより50単位以上を含まなければならない。
- (3) 4年次への進級には、Aのうち100単位以上修得しなければならない。ただし、Bより85単位以上を含まなければならない。

原級止め者の割合は学科・学年でばらつきはあるものの、おおむね各年次10～15%程度である。卒業研究は工学部の教育における最重要科目と位置づけられており、学科ごとの研究発表会や論文審査により、卒業研究の水準が十分なものに保たれている。

3. 履修指導

ア 学生に対する履修指導の適切性

工学部各学科における入学時の履修指導は、オリエンテーションにおいて、教務委員2名及びグループ主任（クラス担任）2名が学務係職員とともに実施している。また、各学年においても、グループ主任及び学務係職員により履修指導がなされている。「大学要覧」に履修方法が詳しく記載されているほか、「履修科目登録要項」があり、その要項に従うことにより円滑に履修が行われている。教職科目に関しては、その指導に専門的知識が要求されるので、学務係職員あるいは教職課程センター所員（教員）が相談にあっている。グループ主任の指導は、生活指導も含み、進級条件を考慮した履修科目の決定についても

指導がなされている。

イ 留年者に対する教育上の措置の適切性

本学では、4年次に卒業できないものを留年者と呼び、各学年で進級できないものは原級止め者と呼んでいる。工学部の場合には、4年次への進級条件が厳しいことと、4年次が卒業研究を中心として、卒業研究指導教員と密接な関係があるために、卒業不可者すなわち留年者は少ない。以下、原級止め者について記す。

原級止め者のうち、少なくない割合の学生が、講義にはほとんど出席していない。工学部では、グループ主任（教員）及び学務係や学生係を中心として、履修指導、生活指導を含めた総合的な指導を行っている。

留年理由としては、学習意欲の衰退、生活の乱れ、アルバイト過多、精神的問題、病気あるいは身体的障害などが考えられるが、学生との個別面談の感触では、学習意欲の衰退、生活の乱れ、アルバイト過多が多くを占めているように推察される。

精神的問題をかかえる学生に対しては、工学部にも「カウンセリング・センター」が設置されており、場合によっては専門家（カウンセラー、精神科医）と連携して学生指導にあたるように、教員及び臨床心理士による相談体制が整えられている。

ウ 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

学則第11章「科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研究生」に基づき、科目等履修生、聴講生等を受け入れている。科目等履修生に対しては、出願時に綿密なガイダンスと面接を行い、指導や助言を与えるとともに、（聴講生をも含めて）入学後は学務部教務課などを窓口として必要なサポートが行われている。また、休講等の情報もオンラインで確認できるようになっている。

4. 教育改善への組織的な取り組み

ア 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

教育指導法の改善に関しては、全学のFDに関する講演会以外にも、工学部独自でのFDへの取り組みとして、「教育改善・FD委員会」を主体として講演会と討論という形式で行われている。この委員会は、大学全体のFD活動を推進するとともに工学部における教育改善の方法を検討することを目的とし、各学科2名の教員により構成されている。

これまで、大きく分けると、①講義内容の充実のための工夫（講義開始時の目的の明示、講義内でのクイズの実施、配布資料のプリントの工夫など）やIT機器の利用実施（数学ソフトを利用した講義実施など）、②学生気質、精神的病理、カウンセリング・センターにおける面談例、③学生の学力に関する研究報告、④学生の学習状況と問題点、⑤大学教育に関わる答申等の解説など、学内外より講師を招き討論を行っている。

FD活動の一環として、初任者が授業体験を発表し、それに対して教員が意見を交換する研修活動も実施し、大学教育を考える上で貴重な経験となっている。

イ シラバスの作成と活用状況

工学部のシラバスは、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法、教科書・参考書と備考欄の履修上の注意のほかに、到達目標や準備学習についても明示している。学生が講義を受ける上で、学習の目標を明確に、計画的に学習することができるようになっており、シラバスとしての要件は満足している。

シラバスが記載されている『大学要覧』は、教育課程に対する「履修順序表」も掲載しており、学生の希望する分野の専門課程や教職課程を有効に履修できるように配慮している。また、各種資格の取得方法についても明記しており、学生の広範な要求に対応している。さらに、他学部他学科の履修や単位互換による他大学の開講科目についても示されている。

学生による授業評価アンケートによると、学生はシラバスを有効に利用していない傾向がみられる。シラバスが記載されている大学要覧には、工学部全体の内容が掲載されているため大部となっており、携帯性の悪さがこの原因として指摘されていた。このため、シラバスの電子化を行い、学内外のネットワークから自由にアクセスできるようになった。また、平成18(2006)年秋より、構内無線LANによるアクセスが可能となった。

ウ 学生による授業評価の活用状況

工学部においては、「学生による授業評価委員会」が「学生による授業満足度調査アンケート」の実施にあたって主導的な役割を果たしている。アンケートの実施率は、主要な科目については60%以上となっている。アンケートの総括的報告は、工学部教授会でなされ、最終的には集計結果が各授業担当者へもフィードバックされることにより、次年度の授業方法の見直しに役立っている。また、アンケートに記入された学生からのコメントを編集し、アンケート結果を含む報告書を毎年度発行し、全教員に公開している。したがって、担当科目以外の学生からの意見等も全教員が把握できるようになっている。評価結果をどのように授業にフィードバックするかは、個々の教員の責任においてなされており、その活用状況は教員によって異なっている。学生より適切でないと指摘された事項、改善を求められた事項については、授業担当者が学生に説明を行うことが強く求められている。

エ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

工学部としての特別な取り組みは特に行われていないが、各学科の卒業生からなる同窓会があり、同窓会の会合において、先輩という立場から工学部あるいは学科の教育について、種々意見が寄せられる場合がある。

環境建設工学科においては、JABEEの認定学科としての必要上から、学科の教育に対する外部評価が実施され、その重要な柱として同窓会が大きな役割を果たしている。同窓生に対し、学科教育のアンケートを実施し、そのアンケート結果を学科の教育改善に利用している。

平成21(2009)年度卒業生に対して、全学的に、教育内容方法に関する「卒業時意識調査」が実施された。

オ 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

工学部全体としては、教育評価の実施結果についての検討は、「学生による授業評価委員会」及び「教育改善・FD委員会」においてなされ、その検討結果が「工学部教授会」に報告されている。その後の改善実施については、各教員の裁量にゆだねられることが多く、システムとしては完全なものとはなっていない。

JABEE 認定学科である環境建設工学科においては、工学部としての授業アンケート、学科としてのアンケート、卒業生からのアンケート結果を学科内に設置している「教育改善委員会」で検討し、「学科会議」に改善を提案し、審議の上、改善を実施するという PDCA のシステムが機能しており、学科としての教育改善が実施されている。他の3学科でも、教育課程、教育内容、教育評価の適切さを点検・評価するための委員会は、「教育改善委員会」あるいは「教育検討委員会」という名称で存在し、円滑な教育の運営実施について役割を果たしてきたが、教育改善に直結する運用は十分とはいえない。

5. 授業形態と授業方法の関係

ア 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

工学部の授業形態を大別すれば、講義、演習、実験・実習・設計製図となる。以下、この分類に従って、授業形態を示す。

(1) 講義

通常科目の授業形態は講義形式で行われているが、主要な専門科目の講義ではクラスを2つ以上に分けるなどして、受講者数の適正化を図り、学生の基礎学力を増進させるための工夫を行っている。また、英語の講義では教員一人あたりの受講者数の適正化に加え、入学直後のオリエンテーション期間中にプレースメント試験を行って、その成績により、学生を振り分けた習熟度別クラスによる講義が行われている。

(2) 演習

講義を受講した学生の理解を助けるために、主要科目について講義とは別に演習科目が設けられている。さらに、口頭発表・討議などのコミュニケーション能力を高め、自主性と自立性を有する技術者の養成を目的とする科目もカリキュラムに取り入れている。

(3) 実験・実習・設計製図

実験・実習科目においては多数の実験項目を少人数のグループに分かれて実施する形態が中心である。製図については、学生ごとに設計条件の異なる課題が与えられ、設計の段階ごとに指導教員との密接なコミュニケーションにより課題の達成に取り組んでいる。

講義方法ではパソコンやマルチメディアプロジェクターによる動画教材を取り入れるなど、学生の講義内容の理解を助けるための取り組みが増えている。このほか、実験科目においては多くの実験に大学院生を TA として配置することにより、学部生への実験指導が効果的に行われている。

イ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

マルチメディアを使用した講義が増加している。教養教育科目及び専門科目の講義にお

いては、講義の理解に必要な資料を視覚的に表示できるプロジェクターの利用が多い。情報処理関係科目では、学生個々がコンピュータと豊富なソフトを利用できるコンピュータ演習室の利用が多い。

マルチメディアを活用した講義は視覚的に資料を学生に提示できることから、学生の講義内容の理解を助けるという大きな長所を有する。さらに、学生発表等で利用することにより、学生のマルチメディアへの習熟の機会を提供することにもなり、卒業後の社会活動において、専門知識以外の有用なスキルとなるなどの利点も考えられる。

ウ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

現在、正課の授業での遠隔授業は実施していない。なお、平成20(2008)年度の文部科学省「戦略的大学連携支援事業」の選定を受け、その事業の1つとして、各大学で開講されている授業をビデオに収録し、オンデマンド方式で配信する「遠隔授業システム」を、平成21(2009)年度後期に試験運用を行い、平成22(2010)年度から本格的に運用する計画である。

6. 3年卒業の特例

ア 4年未満で卒業もしくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

工学部では、大学院への飛び級制度は既に設けられて運用されていたが、この制度の利用者は卒業扱いとはならない。このため、大学院進学者に対する早期卒業制度導入の検討が進められ、平成19(2007)年度入学生から実施している。工学部においては、工学部早期卒業細則(工学部『大学要覧』に収録)に詳細が規定され、大学院進学を条件に4年次9月期における卒業を認めている。平成21(2009)年度のアンケートにおいて、この制度を利用する希望者が出ている。

【点検・評価】

工学部における教育方法については、ほぼ満足すべき状況であると評価できる。以下、到達目標別に点検・評価を行う。

- (1) 厳格かつ公正な成績評価を行うとともに、組織(学科)としての評価基準のあり方について、検討を行う。

厳正かつ公正な成績評価は実施されているものと判断できる。成績評価に対する学生からのクレームがほとんどないこともこれを裏付けている。しかし、組織としての評価基準の設定などについては、到達目標としては理解されているものの、具体的な基準の設定には至っていない。

- (2) 教育方法の改善を組織的に行うシステム作りを構築するとともに、効果的な教育方法を用いたわかりやすい教育を行う。

教育方法の改善については、教員個々の改善努力は満足すべきものであるが、組織としてのシステム構築は遅れている。目標、実施、点検・評価、改善(PDCA)サイクルシステムの不備など幾つかの点で、早急の改善が必要な事項がある。

- (3) 学生による授業評価をフィードバックするとともに、教員相互の評価のシステムの導

入についても計画するなど、教育効果の評価を組織的に行う。

学生による授業満足度調査は多くの科目で実施され、その実施結果は公表され、学生からの意見については、講義等の改善に利用されている。しかし、教員相互の評価のシステム導入や教育効果の評価を組織的に行うことの重要性は認識されているものの、具体的な実施には至っていない。教育の問題点や運用を掌る委員会は各学科に存在するものの、現時点では十分に機能しているとはいえず、改善が必要である。

上記の目標に関連して、学習の質の保証に関わる事項も検討課題となっている。単位が取得できても、基礎知識が定着していない、論理的に考える力が十分でない、卒業研究における卒業試験の実施が形骸化しているなど、これらの問題についての対策も重要な課題と認識している。

平成21(2009)年度より教育内容・教育方法の改善に対する組織的な取り組みを開始している。また、外部評価については検討が始まっているものの、実施には至っていない。教員の負担が増加する中で、教育の真の成果を上げるためには、学生にとって必要不可欠な内容は何かについて抜本的な検討を行い、講義科目の厳選などを実施することも検討すべきである。

【改善方策】

到達目標に沿って、改善方策を示す。

- (1) 厳格かつ公正な成績評価を行うとともに、組織（学科）としての評価基準のあり方について、検討を行う。

組織としての評価基準を策定し、学生にシラバス等を通じて公開し、その評価基準に基づいて、各科目の評価を行う。さらに、評価結果を学科の責任で、その適切さを検討するためのシステムを構築する。学部全体としては、「教務委員会」が対応する。

- (2) 教育方法の改善を組織的に行うシステム作りを構築するとともに、効果的な教育方法を用いたわかりやすい教育を行う。

教育方法の改善については、PDCA サイクルを意識したシステム作りを構築し、より組織的な対応を行う。学部全体としては、「教育改善・FD委員会」が対応する。

- (3) 学生による授業評価をフィードバックするとともに、教員相互の評価のシステムの導入についても計画するなど、教育効果の評価を組織的に行う。

教育効果の評価については、学科単位での実施を行うとともに、積極的に第三者（OB及び産業界、教育界）を含む外部評価を実施し、客観性の確保に努める。学部全体としては「外部評価対応委員会」が対応する。

以上の目標達成以外にも、以下の点についても緊急を要する課題であり、必要とされる検討を行う。

- (1) 学生の学習状況の把握（原級止め、学習不振者など）とその対策案の提示（「教務委員会」及び「学生委員会」の課題とする）。
- (2) 習達度の評価（学習の質の保証）に関わる方法（総合実力試験の実施、GPAの導入に関わる事項など）に対する具体的方策の提示（教務委員会の課題とする）。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

教育研究活動を国際的なレベルで実施するために、積極的に国内外の教育研究の交流を活発に企画するとともにその支援体制の構築を行う。具体的な目標は、以下の3点である。

- (1) 客員教員を積極的に招聘する。
- (2) 泰日工業大学との積極的な交流を実施する。
- (3) 国内の教育研究交流を積極的に推進する。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

「グローバル化した21世紀にふさわしい優れた人材を輩出し、大学としての社会的評価を一層高めるためには、日本社会に対する貢献だけでなく、国際社会に対する貢献をも視野に入れた教育と研究を推進していく。」という大学全体の基本方針に基づき、工学部は「教育研究活動を国際的なレベルで実施するために、積極的に国内外の教育研究の交流を活発に企画するとともにその支援体制の構築を行う」ことを目標としている。これらは、本学の理念・目的を達成するために、また、21世紀型市民を幅広く育成するという公共的な使命を果たし、社会からの要請に応えるものである。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（大学基礎データ表11に対応）

日本人学生は、国際交流部が提供する留学支援プログラムを活用した留学に参加でき、長期休みを利用した短期留学から、長期にわたって行われる交換留学などが導入されている。また、それらの海外留学を学生に伝達するためにパンフレットや英語版の大学案内などを作成し、ホームページに掲載している。

外国人学生は、長期・短期の日本語研究講座などのさまざまなプログラムによって支援を受けている。外国人学生のサポートは、国際交流部を中心にきめ細かな指導が行われている。

教員は、国外で行われる学会等への「出張旅費支給」「在外研究員制度」「研修休暇制度」の全学的な制度が整備されており、恒常的な発表や交流、教員の派遣・受け入れが行われている。

ウ 国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

工学部としての組織的な教育交流は泰日工業大学がある。これは、研究・教育に関わる積極的な交流を目的とするものであり、学生の留学ばかりでなく、教員の交流についても協定を締結している。しかし、締結後の交流実績を得るには至っていない。

【点検・評価】

国内外との教育交流に関しては、大学全体としての交流以外に、工学部単独としての活動は活発ではない。しかし、教員個々人のレベルでは、主に研究活動で交流がなされており、工学部全体では、文部科学省の国際共同実験をはじめとして、6名の教員が12件の共

同研究を、エネルギー、機能材料、コンクリート、構造力学、バイオテクノロジー、地震工学の分野で実施している。小規模な工学部としては満足すべきレベルと考えられる。研究交流に限定しても、個人での実施には限界があり、組織としての支援システムの構築が必要である。

【改善方策】

多くの教育負担をかかえる地方私立大学の教員が、国内外の教育研究交流を活発に行うためには、個人レベルでの努力に頼るばかりでなく、組織としての取組が不可欠である。どのような支援システムが可能であるか、「将来計画委員会」をコア委員会として今後検討していく。

④通信制大学等

ア 通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそ
のための条件整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

現在社会でその力を発揮できる技術者は、専門的知識を有するとともに、人間性にあふれた広い教養と豊かな心を有することが必要とされる。このような技術者を育成するために、学生の受け入れに対して以下のことを目標とする。

- (1) 大学の建学の精神及び十分な学力を備えることを前提とした、多様な入学試験を実施し、多様な学生の確保に努めるとともに、常にその成果を点検・評価し、試験方法等の改善に努める。
- (2) 入学者受け入れの方針を広く社会に公開し、学科が望む学生を明示する。
- (3) 多様な方法（進学相談会、出前講義、大学説明会、高校訪問など）により学生募集活動を行い、多様な入試方法により、有為な人材となり得る素質を持つ学生を受け入れる。
- (4) 収容定員と在籍学生数を考慮した厳正な合否判定を行う。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、
その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（大学基礎データ表 13、表 15 に対応）

学生募集方法としては、入試相談を行う入試説明会、入試・学生生活を説明する高校訪問、広く一般に工学部を理解してもらうためのオープンキャンパス（年3回、6月、8月、10月）、出前講義を実施し、高校からの大学訪問を積極的に受け入れている。工学部においては、各学科2名の教員より構成され入試部副部長が委員長を務める「入試対応委員会」が、学生募集の方法、訪問する高校の選定、訪問教員などを決定している。

入学試験は大きく分けると、推薦入試、A0入試、一般入試、センター試験利用入試となる。

推薦入学試験は、多様な推薦がある。このうち学業による推薦入学試験は、指定校制となっており、工学部においては、普通科高校に対するものとは別に工業高校などの職業教育を主とする実業高校推薦枠も設けられている。

A0入試は、A、B日程があるが、どちらでも一次選抜（面接）での評価を経て、二次選抜（面接と小論文）で選抜している。

一般入学試験は前後期に分かれ、前期は全学科が同一日に実施する全学部型と、学科を分割し、二日間にわたる分割型がある。これにより、同一学科を2回受験することができる。

センター試験利用入試も、前後期に分かれ、実施されている。そのほかに、外国人留学生試験及び編入学試験が実施されているが、入学者の数は少ない。

2. 入学者受け入れ方針等

ア 入学者受け入れ方針と学部等の理念・目的・教育目標との関係

多様な選抜方法を通じて、学部及び各学科の教育理念・目的に合致する、多様な資質・個性・経歴等を持つ受験生を積極的に評価して迎え入れている。各学科への入学者は、各学科での勉学に対応できる基礎学力を有することは当然であるが、さらに、学部及び各学科の教育理念をよく理解し、その教育目標に向かって積極的に努力する者を、入学者として受け入れる方針をとっている。この入学者受け入れ方針と学部や学科の理念・目的・教育目標との関係は整合している。

イ 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

本学の入学者受け入れ方針に基づき、学部及び各学科の教育理念をよく理解し、その教育目標に向かって積極的に努力する学生を迎え入れるために、入学者受け入れ方針に示したようなさまざまな観点からの入学者を選抜する方法を実施している。各入学者選抜方法における合格のための評価方法や基準については、本学の他の学部との間に大きな差異はない。

学業による推薦入試では、高等学校の推薦を重視し特別な場合を除き全員を受け入れている。

また、A0入試では、基礎学力の確認方法は学科ごとに差異はあるが、一次評価の面接の際に口頭試問の1つとして確認している。学力と同時に受験生本人のアピールを通して受験生の勉学意欲や多様な資質・個性・経歴等を積極的に評価している。このように、現状の入学者選抜方法は、本学の入学者受け入れ方針と対応している。各学科の入学者受け入れ方針については、学科の特徴がよくわかるように平易な文章としている。また、多くの入学者選抜方法により入学した多様な学生が、大学での学習に対応できることを前提としたカリキュラムを作成している。

工学部では、早い時期に合格発表が行われるA0入試入学者、推薦入試入学者が円滑に大学での高等教育に移行できるように、数学の通信添削による「入学前教育」を実施している。さらに、工学部への入学者の基礎学力の多様化に対応し、後期中等教育までの教育

課程による学習内容の習熟度の違いにより、学生が不利益を被ることを極力少なくするために、各学科では1年次前期にブリッジ教育科目として、数学基礎演習、物理学基礎演習の2科目（各1単位）を設けている。

3. 入学者選抜の仕組み

ア 入学者選抜試験実施体制の適切性

本学の入試は、すべて大学全体の責任で実施される。入試実施に関わる全学的組織としては「入試管理委員会」「入試実施委員会」「入試判定委員会」の3つがある。

「入試管理委員会」は、入学試験の実施及び管理に関する基本方針その他重要事項について審議し、全学教授会への原案を作成するための組織であり、全学教授会からの委任があるときは、全学教授会にかわって審議・決定できる。「入試実施委員会」は、全学教授会または入試管理委員会の決定に基づいて、入学試験を円滑に実施するための組織である。

「入試判定委員会」は、入学者選抜において合否判定を行う組織であるが、規定によって、全学教授会がこの委員会となる。

工学部においては、大学の入試実施委員会に提出する合否判定資料案の作成については、学科会議での素案を持ち寄り、学部長と学科長4名で構成される学科長会議で調整され、最終案となる。

A0入試第1次選抜（面接）の評価については、学科より選出されたA0委員、A0面接委員の合議により、評価案を策定し、各学科においてその案を報告了承した後、A0委員会に提出され、審議の後、第一次選抜の評価が確定する。第二次選抜については、本学で定めた方法により合否判定がなされる。

イ 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜基準の透明性について、4つの観点からみておく。

- (1) 全体評価を構成する「評価項目」がある。この点については、本学が採用しているすべての入学試験について、受験生に配布している『受験ガイド』の「選抜方法」で明示している。
- (2) 全体評価の中での評価項目ごとの「比重（配点）」がある。これについては、「一般入試」と「センター試験利用入試」では『受験ガイド』に明示されているが、推薦入試、特別入試については明示されていない。ただし、入試説明会などで、受験生や教員など関係者から開示請求があった場合は開示している。
- (3) 各評価項目で評価する際の「基準」がある。これについては、原則として公表していない。ただし、一般入試については、入試問題について「解答例」を公表しており、そのことで採点基準がおおむねわかるようにしている。また、A0入試においては、最も重視している面接の評価基準について、学科ごとの「A0入試における重要評価点」として公表している。
- (4) 合格に必要な「水準」がある。「一般入試」と「センター試験利用入試」では、『受験ガイド』に前年度の合格最低点を公表している。そのほかの入試に関しては、水準を直接的に示しているデータではないが、前年度の受験者数・合格者数・実質倍率を公開することで、水準が推測できるようにしている。

ウ 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

入学者選抜の公平性・妥当性を確保するためのシステムとして、次の3点をあげておく。

- (1) 本学では、合否判定を慎重に審議するシステムを持っている。入学者選抜の権限は、それぞれの学部に関しては「学部教授会」、全体的・最終的には「全学教授会」にある。「学部教授会」「全学教授会」での審議に先立って「入試実施委員会」「入試管理委員会」「部長会」という3つの全学的審議機関で審議する。また、「入試実施委員会」への合否判定の原案は、学部長より提出されるが、工学部においては、各学科での学科会議を経て、学科長が学科としての原案を持ち寄り、学科長会議において、学部としての最終案を作成している。
- (2) こうした審議は、個人名を伏せて受験番号と得点だけが記された判定資料に基づいて行われている。
- (3) 一般入試においては、受験科目による不公平が生じないように、得点をすべて偏差点化して合否判定を行っている。

次に、入学者選抜結果の公平性・妥当性を確保するシステムとして、次の3点をあげておく。

- (1) 入試問題の作成にあたって、測りたい学力・能力を正しく測れるような問題となるよう、入試センターがチェックしている。
- (2) 受験者には入試問題の持ち帰りを認め、希望する高等学校などには著作権の扱いに配慮しながら入試問題の配付を行い、毎年「解答例」を付した過去問題集を作成して、問題や採点の誤りが発見されやすい環境を作っている。もし、問題の誤りや採点の誤りが発見された場合は、早急に対応している。
- (3) 入学者選抜の方法と入学後の成績との相関については、教育研究所が中心となって調査しており、選抜が有効に機能しているかどうかを検証する基本データを提供している。

4. 入学者選抜方法の検証

ア 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

各年の入試問題の検証作業は、入試センターを中心に行われており、大きく次の3つの仕組みが導入されている。なお、平成18(2006)年度入試問題までは、本学との関係が深い高校に、問題の適切性の判断を、校長を介して依頼していた。しかし、高校教員の本務との関係により、この依頼は現在行っていない。

- (1) 問題原稿の入校・校正の作業過程において、入試センター所員が、出題の適切性（高校の学習範囲かどうかなど）をチェックする。不適切な場合は、出題主任に修正を要請する。
- (2) 試験終了後に、試験問題を公開するとともに、オープンキャンパスや進学相談会などで「解答例」を付した問題集を編集して広く配布して、問題に対する外部的チェックが働きやすくしている。
- (3) 試験科目ごとの平均点、標準偏差を当該年度の出題主任に提供する。また、このデータは、次年度の出題主任にも提供される。

イ 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

こうした仕組みとして、次の2つをあげることができる。実際、これらの仕組みによって得られた意見は、本学の入試方法の変更の大きな要因となっている。

- (1) 本学は、毎年6月東北6県で、高校の進路指導教員を対象に「進学指導者懇談会」を開催している。これは、入試方法についての説明の場であると同時に、入試方法の適切性についての意見を聞く重要な場となっている。
- (2) 入試説明会や高校訪問を通じての意見聴取がある。ここでも、教員は、本学の入試方法について説明すると同時に、入試方法の適切性について意見を聞いており、その意見は、主に入試センター所員を通じて集約される。

5. A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）

ア A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

工学部がA0入試を導入してから10年が経過した。平成21(2009)年度における学部入学者の構成によると、各学科の入学者に対するA0入試による入学者の割合は、機械知能工学科が18.8%、電気情報工学科が21.2%、電子工学科が16.9%、そして環境建設工学科が21.2%である。本学部全体の全入学者数に対するA0入試による入学者の割合は19.4%であり、入試選抜方法として定着してきている。

第1次選抜においては、A0委員とA0面接委員2名により面接が実施される。面接の質問項目の中に、高校での学習状況、履修科目内容、到達度の確認など学力の保証に関わる質問もなされる。大学での学習に果たす高校の科目との関係、入学前に学習すべき内容などの助言も与えている。また、面接の恣意性を排除するために、工学部共通の面接チェックシートによる採点を行っている。チェックすべき評価項目としては、①学科に対する理解、②学習目的、③学習意欲、④高校での活動、⑤学力レベル、⑥コミュニケーション能力などがあり、客観的な評価がなされるように工夫されている。

工学部においては、A0入試を導入した当初は、学生の基礎学力の低さが問題だったが、高い学習意欲を有する学生が多いこともあり、高学年に進級するにつれて成績上位者となっている。したがって、現在のA0試験選抜方法は適切であるといえる。

6. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性

本項は、工学部には該当しない。

7. 入学者選抜における高・大の連携

ア 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

推薦入試には、「学業推薦（指定校制）」「キリスト者等推薦（公募制）」「資格取得による推薦（指定校制）」「スポーツに優れた者の推薦（公募制）」「TG推薦入試」（併設校2校）の5種類がある。

これらの推薦入試による入学において高校との適切な関係を保つために、本学は次のような配慮をしている。

- (1) すべての推薦入試において、出願要件として高校の調査書における評定平均値に関する条件を付している。
- (2) すべての推薦入試で、高校長あてに推薦者の合否を連絡している。
- (3) 指定校制の推薦入試では、指定校を選ぶ基準・方法について明確化している。
- (4) 指定校制の推薦入試で不合格者が出た場合、その理由を詳細に高校に説明している。
- (5) TG 推薦入試では、志願者を対象に各学部・学科を紹介するガイダンスを実施している。
- (6) TG 推薦入試では、「小論文」の成績を高校長に通知している。

なお、工学部においては、入学前指導として「数学」に関する通信添削を実施している。通信添削の実施においては、合格者が在籍する学校長の許可を得て行うこととしている。合格後の学習意欲の保持に入学前指導が重要な役割を果たしているとの高校側からの好意的な意見が多い。

イ 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

(1) 大学全体

東北地方を中心に、さらには北海道や北関東などの受験生が見込まれる各高校に『大学案内』や『受験ガイド』を配付することにより、正確な情報の伝達を実現させている。また、高校生に対して直接実施する進路相談・指導は、「オープンキャンパス」や「進学相談会」、高校から招かれての「入試説明会」で行っている。さらに、本学の「ホームページ」で入試に関する詳細な情報を掲載し、平成 21(2009)年度には「受験生応援サイト Step! TG」を開設し、受験生はより簡単に自分のほしい情報へアクセスできるようになった。

受験生への情報伝達に関しては、①情報伝達が公平であること。すなわち、比較的簡単に、すべての受験者が受験情報に接することができること。②情報伝達がタイムリーであること。すなわち、入試情報の伝達が遅れることにより、受験生に迷惑を掛けないこと。③情報伝達が正確であること。すなわち、進路指導教員あるいは受験生にあいまいな情報、あるいは誤解が生じるような情報の伝達を行わないこと。受験生に説明することが容易でない事項（例えば、キリスト者等推薦入学試験におけるキリスト者の資格条件など）については、入試課に直接確認することを志願者に伝えること、の各点に注意を払っている。

(2) 工学部

工学部としてオープンキャンパスを年3回開催し、すべての研究室が参加し、最新の実験装置の公開、興味をひく模擬講義や実験の実施など高校生に対する情報伝達に努めている。平成 21(2009)年 8 月のオープンキャンパスには、1,017 名が多賀城キャンパスを訪れた。工学部における教育・研究内容を理解してもらうために、工学部独自のパンフレットを作成し、さまざまな機会に配布している。

このほか、高校訪問や出前講義なども行っている。高校訪問は、入試部主催で全学的に行うものに加え、工業高校を中心とする工学部独自の訪問も行っている。両者を含め、工学部全体として 130 校を超える高校訪問を行った。また、出前講義は 20 回を超えている。これに加え、高校側からの要望により、随時キャンパス見学に対応するとともに、本学及び本学部の特徴を紹介するための講義、講演も行っている。現在、同一法人の高

校との IT 教育に関わる高大連携教育を実施しており、その成果を近隣の高校へも導入することを考えている。

8. 社会人の受け入れ

ア 夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

本項は、工学部には該当しない。

9. 科目等履修生・聴講生等

ア 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

(1) 科目等履修生

学外者（本学卒業生を含む）に広く学習の機会を提供するため、また、資格取得に必要な単位を修得しようとする者に機会を提供するため、特定科目の単位修得を目的とする「科目等履修生」を受け入れている。

学則第46条に基づいて定められている「東北学院大学科目等履修生に関する規程」第2条第1項及び第2項が、科目等履修生の出願資格を規定している。第1項は、一般的な科目等履修生の入学要件を、学則第9条の定める条件と同じであるとしている。すなわち、広く学習の機会を提供する対象は、大学入学資格を有する人々に限定されている。

また、資格取得を目的とする場合、上記の科目等履修生に関する規程第2条第2項により、「学士の学位を有する者で、2年以内に所定の必要単位を取得することができる」と認められる者、あるいは「大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者で、2年以内に所定の必要単位を修得できると認められる者」という条件が付加される。学士の資格又は短大卒以上と同等の資格が必要とされるのである。

なお、資格関係科目の場合、在学生の受講者がおらず、科目等履修生だけの場合であっても当該授業を実施している。

(2) 聴講生

「聴講生」は、広く学習機会を社会人等に提供するために、単位修得を目的としないものとして受け入れている。聴講生の場合にも、出願の条件は科目等履修生と同様に、大学入学資格を有することとしている。また、聴講生の場合、多くの場合には演習を含めてほとんどの科目が聴講可能である。

聴講生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を求めている。

10. 外国人留学生の受け入れ

ア 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

(1) 私費外国人留学生

私費外国人留学生は、「日本留学試験」の「日本語」を受験した者に限っている。そのほか、本学の外国人留学生特別入学試験において、日本語による小論文試験並びに面接を行い可否の判定をしている。平成21(2009)年現在、私費外国人留学生は34名である。

(2) 交換留学生（特別聴講学生）

交換留学生は海外の協定校からの留学生を示し、4月から受け入れている韓国からの留学生は、留学生向けの講座に参加するのではなく、一般の日本人学生と同様のカリキュラムを受講している。これらの学生には、日本語能力試験1級～2級程度の能力を有していることを、受け入れの条件としている。また、交換留学生は「日本研究夏季講座」（5月～6月）、「日本研究秋期講座」（9月～12月）、「集中日本語講座」（9月～翌年8月）の各講座に参加している学生をいう。日本研究夏季講座に参加する留学生は、日本語学習歴と面接の結果によって、各自の日本語能力に適したレベルのクラスに入る。

11. 定員管理

ア 学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と（編）入学者数の比率の適切性（大学基礎データ表14に対応）

工学部の平成21(2009)年度の在籍学生数と収容定員に対する割合は、「大学基礎データ」表14に記されている通り、1.17倍である。電気情報工学科の3年次では、収容定員に対して在籍者数が1.25倍となっているが、これは当該年次の入学者数が予測を超えて多かつたためである。また、電子工学科1年次では、学力試験による入学者が予想を超えるものとなり、在籍者の比率が、留年者も含め1.47倍となっている。他の学科においては、いずれの年次も定員に対する在籍者の超過率は1.25倍未満となっている。

過去5年間の入学者数比率は「大学基礎データ」表13にまとめられている。機械知能工学科において、平成18(2006)年度に1.29倍、電気情報工学科において平成19(2007)年度1.35倍、電子工学科において平成21(2009)年度に1.36倍となった。過去5年間の各学科の平均は電気情報工学科で超過率が最も高く1.24倍であり、1.25倍を超える学科はない。工学部全体では1.19倍となっており、ほぼ妥当な超過比率といえる。

編入学者については、「大学基礎データ」表14にまとめられているが、平成21(2009)年度で0.09倍と定員を満たしていない。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

平成21(2009)年度現在、工学部においては、著しい欠員ないし定員超過について大きな問題は発生していない。

学部全体としてみれば、留年者を含む1年次の定員超過率が1.28倍（入学者のみでは1.19倍）となっているが、他の年次は1.25倍以内であり、適正な数となっている。前年度に1.25倍を超える学科が出た場合には、社会的に許される範囲で、翌年度の合格者数を少なくするなどの工夫を行い、各学科の教育に大きな影響を与えないようにしている。現時点において、電気情報工学科が学科全体として1.23倍となっているが、定員超過の著しい学科は存在していない。

12. 編入学者、退学者

ア 退学者の状況と退学理由の把握状況（大学基礎データ表17に対応）

工学部においては、学部全体における記載事項以外に、退学者の状況に関して、次の点を特徴としてあげることができる。

- (1) 過去3年間の退学者数は、大学基礎データ表17にまとめられている。平成18(2006)年度57名、平成19(2007)年度71名、平成20(2008)年度61名となっている。在籍学生数の2～3%となっている。
- (2) 退学の理由は、平成20(2008)年度の退学者についての学生係の調査によれば、以下のようになっている。
- ・経済的困窮による進路変更（就職） ⇒36%
 - ・学習意欲の低下／学力不足による進路変更 ⇒32%
 - ・進路変更（他の教育機関への編入、再入学など） ⇒24%
 - ・一身上の都合（家庭の事情など） ⇒6%
 - ・身体的疾患、精神障害など ⇒2%
- (3) 1年次の少人数ゼミ、グループ主任の指導、工学基礎教育センターの利用促進、オフィスアワー等を介して、学業不振者に対する指導方法を決定し、きめ細かく指導しているが、これらの努力が退学者数の減少にはつながっていない。

イ 編入学生及び転科・転部学生の状況

平成21(2009)年度の工学部の編入学による在籍学生は4名であり、編入学生については、募集定員(工学部全体で1学年44名)を満たすことができていない。編入学の可能性の高い工業高専及び技術系専門学校に広く編入学生の募集についてPRを行っているが、①私立大学の教育経費が高いということ、②地元の国立大学への編入学が容易になっていることの2つが、定員を大きく下回る要因である。

【点検・評価】

以下、主要な9項目に対して箇条書きにする。

(1) 入学定員

学部全体としては、ほぼ満足できる入学者を確保しているものの、学科ごとに見た場合には、定員をようやく確保できている学科、なお定員確保には余裕があり、より学力・能力が高い学生を受け入れることのできる学科が存在している。学部・学科の魅力を伝える努力は高いレベルで実施しているものの、その努力が受験生の確保に対して直接的な効果を与えていないと推定できる。

(2) 入学試験の方法

現時点の入試のあり方を継続することでよいと判断しているものの、推薦等試験における基礎学力の確認方法等については早急な検討が必要である。

(3) 入学者の質の確保

入学者の学力の低下が顕著になってきている。本質的には18歳人口の減少によるものであるが、学部としてのPR不足という点も否めない。入学者の質の保証を満足するために、小・中学生を対象とした科学技術のPRなど、中長期的な戦略的検討が必要である。

(4) 学生定員超過に対する配慮

さまざまな状況を考慮した合格者判定がなされ、定員超過率が上限としている1.25倍を超えることが偶発的にあるものの、適正な範囲になっていると評価できる。

(5) 多様な入学生に対する教育配慮

工学部への入学者の多様化に対応し、後期中等教育までの教育課程による学習内容の習熟度の違いにより、学生が不利益を被ることを極力少なくするために、各学科では1年次前期に高大連結科目として、「数学基礎演習」「物理学基礎演習」の2科目を設けている。入学者選抜試験の多様化に対応してカリキュラム内容の変更がなされており、その措置は適切であると評価できる。

(6) 入学者選抜方法の適切性

入学者選抜は各学科での審議から全学教授会によって決定されるまでオープンに行われており、透明性は高い。入学者選抜方法の適切性についての検討は、工学部の教育目標とも密接に関連する重要事項であり、本学部では現在「入試対応委員会」が入試に関連した重要事項の1つとして検討を行っている。これを継続して行うとともに、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入についても検討が必要である。

(7) A0入試による入学生の学業

A0入試により入学した学生の多くは、コミュニケーション能力に優れており、学業成績についても、卒業時で見ると他の入試により入学した学生との大きな差異は認められない。したがって、有為な学生を入学に導く適切な入試選抜方法と評価している。

(8) 学業推薦の適切性

これまでの高等学校の校長による推薦に基づく指定校制による推薦入試によって入学してきた学生は、大学における学業成績における実績も良好と評価しており、学習意欲の高い学生を本学部・学科に入学させるための入試選抜方法として適切であり、今後とも継続して行うべき入試選抜方法であるといえる。

(9) 情報の伝達

工学部としてオープンキャンパスを年3回開催するほか、高校訪問や出前講義なども行っている。高校訪問は、工学部全体として130校を超えている。また、出前講義は20回を超えている。これらに加え、高校側からの要望に応じる形で、本学の特徴、さらには本学部の特徴などの講義、講演も行っている。さらに、本学部のホームページは、高校生の閲覧にも配慮して充実に努めており、高校生への情報伝達に寄与しているものと評価できる。

【改善方策】

- (1) 現在の多様な学生募集活動を継続しながら、それがより効率的、実効的なものとするよう、学部全体で組織的に改善していく。特に、高校との情報交換・連携を深めるための組織的働きかけを強める。
- (2) 現在の多様な入学者選抜方法を維持しながら、さらに新たな入学者選抜方法の可能性について入試対応委員会を中心に検討する。
- (3) 工学部各学科の特徴・魅力、入学者受け入れ方針を受験生のみならず広く社会に知ってもらうための広報活動をさらに充実させる。
- (4) 工学部あるいは理科系学部で学ぶ楽しさを、高校生のみならず小中学生にも伝える企画を積極的に立て、組織的に実施する。

VI. 研究環境

【到達目標】

社会状況、学術の進展に整合性を有する研究環境の整備を進めていく。特に、次のことを喫緊の到達目標として設定する。

- (1) 時代の要請に見合う研究を遂行するために必要な実験装置、システムの構築を行う。
- (2) 科学研究費をはじめとする外部資金の確保に努力を傾ける。
- (3) 研究時間の確保を目的として、より合理的なシステム構成を考え必要な方策を実施する。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

教員の研究業績は3年ごとに『東北学院大学教育・研究業績』としてまとめられ、公表されている。また、平成17(2005)年1月から平成21(2009)年12月までの過去5年間の工学部各学科の専任教員の教育・研究業績は、「大学基礎データ」表24の項目として、添付資料の『東北学院大学教育・研究業績 2005-2009』に示されている。このデータによる本学部の専任教員71名（学長含む）の過去5年間における、研究業績の概要は、査読つき論文が工学部全体で教員1人年度当たり2.2件であり、機械知能が2.3件、電気情報が2.0件、電子が2.9件、環境建設が1.8件となっている。

講義数や受講生数が多い私学教員としての教育活動等の負担の大きさを考慮すると、多くの教員は妥当な実績を残している。しかし、個々の教員について詳細に検討を行うと、研究業績が少ない教員も一部に見られる。

イ 国内外の学会での活動状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

国内外での研究発表数は指導する学生の発表も含めて、1年当たりに換算して次のようになる。『教育・研究業績』からは、国内発表と国外発表を区別することは難しいが、多くは国内発表であると推定される。

工学部全体で、専任教員1名あたり、4.5件であり、機械知能が4.0件、電気情報が2.8件、電子が5.0件、環境建設が6.3件となっており、活発に研究発表がなされている。

また、研究発表等の学会活動以外にも、工学部・工学研究科の教員の多くは、学会の役員（副学会長、支部長、理事など）や学会等の各種委員会の委員長を務めるなど、個人的な研究以外にも学会活動を行っている。

ウ 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

工学部として特筆すべき研究分野での研究活動は、学会の論文賞、論文奨励賞、技術開発賞、功績賞、協会からの顕彰など受賞状況に示される。本学部に所属する教員の受賞した国内外の学術賞数は、過去3年間で、工学部全体で9名9件あり、その内訳は、機械知能工学科が4名4件、電気情報工学科が3名3件、電子工学科が1名1件、環境建設工学科が1名1件となっている。

また、平成 18(2006)年度には工学部に「ハイテク・リサーチ・センター」が設立され、ナノテクノロジーを駆使した研究活動が開始され、成果発表がなされている。平成 21(2009)年度からは「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン」棟が建設され、遺伝子工学を含むバイオ技術の研究活動が開始された。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

工学部の教員は、東北学院個別・共同研究助成、私立大学等研究設備整備費等補助金、科学研究費補助金等の研究助成を得て研究プログラムを展開している。

東北学院個別・共同研究助成は「大学基礎データ」表 31 の学内共同研究費にも助成額が示されており、平成 20(2008)年度には個別研究と共同研究の各 3 件に対し、工学部教員に総額約 399 万円が交付されている。

学外からの研究助成については、「大学基礎データ」表 32 の教員研究費内訳に各研究助成金の内訳が示されている。平成 20(2008)年度の学外からの研究助成についての交付額と工学部の研究費総額に対する割合を示すと、科学研究費補助金が約 2,290 万円で 11.3%、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金が約 4,978 万円で 24.6%となっており、これらの助成が本学部における各研究プログラムの展開に大きな役割を果たしている。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

工学部における各学科が組織的に国際的な共同研究に参画することは行われていないが、工学部教員が個人的に国際的な共同研究に参加している。平成 21(2009)年 10 月現在では、物性物理学の分野で 3 名の教員が 11 の研究機関、高エネルギー物理学の分野で 1 名の教員が国際共同実験、ロボット工学の分野で 1 名の教員が 4 研究機関、環境工学の分野で 2 名の教員が 2 研究機関、コンクリート工学の分野で 2 名の教員が 2 研究機関と国際的な共同研究を行っている。

このほか、本学における在外研修制度を利用し、毎年 1～2 名の本学部教員が外国の大学における共同研究に参加する機会を得ている。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

本学の附置研究所の 1 つに「環境防災工学研究所」があり、工学部に所属する教員の多くが研究員となっているなど工学部と最も関係が深い。同研究所は、環境防災等の工学に関する調査及び研究を行い、その発展に寄与することを目的とし、研究発表会 2 回、学術講演会 1 回、紀要発行 1 回、公開講座 1 回の年間活動を行っている。研究所の活動の一環として開催される研究発表会では、本学部各学科の教員やその指導を受けている大学院生による論文講演を行い、研究活性化の良い機会ともなっている。同研究所は本学の附置研究所であり、大学はその設置者であるという関係にあり、研究所の活動に関連する事務は

大学の事務組織の協力を得て運営されている。

このほかの教育研究組織としては、本学に「産学連携推進センター」が設置されている。同センターは、特に宮城県を中心とする地域の企業と連携を進め、産業教育及び技術振興を図ることを目的として活動を開始しており、シンポジウムの開催、技術相談、さらには産学連携のための機器の開放を開始している。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」があげられる。これらのセンターは、学内の各学部・研究科によって利用されている。

また、学内共同利用施設として、平成18(2006)年度中に竣工した「ハイテク・リサーチ・センター」を利用した研究活動が、平成19(2007)年度から本学部各学科の枠組みを越えて開始された。年度ごとの活動報告書も発刊されて順調に運用されている。また、学内共同利用施設に準ずる施設として電子顕微鏡室がある。透過型分析電子顕微鏡1台、走査型分析電子顕微鏡2台が設置されていて、すべての学科の教員と卒業研究生及びすべての専攻科大学院学生らに開放され、研究活動を支援している。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性(大学基礎データ表29、表30、表31、表32に対応)

工学部において、学生の指導に対して経常的に配分される教育・研究費は、消耗品費、用品費及び備品費、研究旅費を総計すると一人当たり平均年間64.5万円である。大学院生の指導に関わる費用については、担当する院生の数に応じて担当教員に配分されることを基本としている。

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として27万円が前期と後期に分けて半額ずつ支給されている。その実績は「大学基礎データ」表29に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年2回、4泊5日を限度に支給され、発表を行う場合は別に1回分の旅費が支給される。また、年1回、3泊4日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は20万円を限度に航空運賃の半額を支給している。それらの実績は「大学基礎データ」表30に示されている通りで、国内旅費国外旅費を総合すると、工学部教員1名あたり、37.8万円となっている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況(大学基礎データ表35に対応)

「大学基礎データ」表35に示されているように、工学部の専任教員全員に「個人研究

室」が与えられており、個室率は100%である。1室当たりの平均面積は22.91㎡であり、土樋・泉両キャンパスの研究個室に比べると、面積は広い。

各室内は、空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室を整備している。教員研究室の配置に関する全学的な調整は「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

「大学基礎データ」表22にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を8.0授業時間（4コマ）と定めている。なお、大学院を担当する場合は、学部とあわせて8コマを上限としている。この上限を超えて担当する場合は所定の手続きを経ないと認めていない。しかし、工学部では多くの教員がこの上限コマ数を超える教育活動を行っている。

そのほか、1週間のうち原則として2日は授業を担当しない日を作るように時間割を編成し、教員の研究時間を確保している。なお、ここでいう1コマは「通年で週1コマ」である。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学は、「在外研究員制度」「研修休暇制度」「国内研究員制度」を導入している。在外研究員と研修休暇は1年間、国内研究員は6ヶ月を上限とし、それぞれ6年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

また工学部では、「東北学院大学工学会」が設置されており、その中で専門的な技術者や顕著な成果を上げた研究者を講師とした講演会を開催することによって、研究活動に必要な情報を得る活動が行われている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表31に対応）

大学を含む東北学院の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成規程」が制度化されている。個別研究費は1件につき上限50万円、共同研究費は1件につき上限300万円が支給される。全体で総額850万円まで利用できる。その実績は「大学基礎データ」表31の通り、平成20(2008)年度は工学部で3件、3,994,245円が支給された。

選考に際しては、学院長、学長、副学長、学部長、校長その他学院長が必要と認めた者から構成される「選考委員会」によって諮られ、その後理事会で審議決定される。

研究成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後3年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務付けられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じる。

また、平成15(2003)年に「産学連携推進センター」が本学に開設されたことにより、民間企業等から研究者と研究経費を受け入れ、大学の教育研究職員と共通の課題について共同で行う研究が行われており、共同研究の件数は、平成19(2007)年度が6件、平成20(2008)年9月現在で7件となり、増加傾向が続いている。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表 33、表 34 に対応）

「大学基礎データ」表 33 の科学研究費の採択状況には、平成 18(2006)年度から平成 20(2008)年度までの科学研究費補助金の申請件数及び採択件数が示されている。平成 20(2008)年度の工学部の申請件数は 39 件、採択件数は 2 件で採択率は 5.1%となっており、平成 18(2006)年度 (10/38、26.3%)、平成 19(2007)年度 (9/40、22.5%) と比較すると減少した。

工学部における教育研究の活性化には外部資金の導入が不可欠であることは、本学部所属教員の多数が認識しており、科学研究費補助金への申請件数やその他の研究助成金の申請に努める教員は多い。また、「大学基礎データ」表 32 の教員研究費内訳に工学部で平成 18(2005)年度から平成 20(2008)年度までに交付された研究助成金も示されている。さらに、「大学基礎データ」表 34 の学外からの研究費の総額と一人当たりの額にも、関連データが示されている。

これらのデータによると、本学部の平成 20(2008)年度の学外からの研究費は、研究費総額 2 億 210 万円の 72.9%を占めている。それぞれの補助金あるいは助成金等の額と研究費総額に対する比率の内訳は、科学研究費補助金が 2,290 万円で 11.3%、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金が 4,978 万円で 24.6%、民間の研究助成財団等からの研究助成金が 240 万円で 1.2%、奨学寄付金 778 万円で 3.8%、受託研究費 4,186 万円で 20.7%、共同研究費 2,258 万円で 11.2%である。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

工学部における経常的研究資金は、「大学基礎データ」表 32 に示されるように、教員一人当たり 71.6 万円であり、この金額の範囲内での研究が保証されている。また、大型の競争的研究資金の応募等については、そのつど研究プロジェクトが編成されている。平成 20(2008)年度の学外からの研究費は、「大学基礎データ」表 34 より算出すると、専任教員一人当たりでは約 207 万円と、本学部教員の研究を支える重要な研究費となっている。

なお、工学部内には、外部資金獲得を効率的に行うための情報収集、方策を検討する「学部資金導入推進委員会」が設置されている。

運用は、基盤的研究資金については「東北学院大学研究費支給内規」「東北学院個別・共同研究助成規程」に基づいて、競争的研究資金については「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」に基づき、事務担当の法人事務局庶務部庶務課、同財務部財務課及び大学総務部調査企画課において適切に処理されている。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文の公表を支援する措置として、大学院生が著者に含まれる学会等の学術誌への研究論文については投稿論文別印刷代金の補助を行っている。また、研究成果の公表を支援する措置として、学会発表を行えば研究旅費を一回分多く使用することができるような

優遇処置が制度として認められている。このほかの研究論文・研究成果の公表を支援するシステムとして、東北学院大学点検・評価委員会（教育・研究業績編集委員会）による3年に1度の『東北学院大学教育・研究業績』の発行や東北学院大学工学会による年1回ないし2回の『東北学院大学工学部研究報告』の発行への支援がなされている。

また、研究成果を公表するために、公開講座も実施され、平成21(2009)年度においては、東北学院大学環境防災工学研究所・多賀城市教育委員会との共催で、「土に関わる環境と防災」と題して、土と環境及び防災の関係をわかりやすく解説した。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

工学部教員の研究論文・研究成果の発信方法として、教員の国内外の学会への論文公表以外に、東北学院大学点検・評価委員会（教育・研究業績編集委員会）による『東北学院大学教育・研究業績』の発刊がある。これは、本学の各教員の研究論文・研究成果のリストを3年ごとにまとめたもので、各大学や研究所に配布されている。また、東北学院大学工学会では、本学部教員による研究論文を掲載した『東北学院大学工学部研究報告』を年2回発刊し、国内の大学等の研究機関に寄贈している。一方、研究成果の受信については、著名な学術誌や贈呈あるいは購入した国内外の大学や研究機関の研究成果がオンライン電子ジャーナルにより閲覧可能である。また、「環境防災工学研究所」により、独立行政法人科学技術振興機構の有する日本最大のデータベース JDream II への接続も可能となっている。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

そのほか、実験等における倫理面を確保するために、「東北学院大学工学部放射線障害予防規程（3.7 ギガベクレル以下の密封線源を使用）」「東北学院大学教養学部放射線障害予防規程」「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」「東北学院大学工学部組換え DNA 実験安全委員会内規」「東北学院大学工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程」を定めている。また、それぞれの規程に基づいて関連委員会を設置して対応を図っている。

【点検・評価】

以下、主要な5項目を掲げて点検・評価を行う。

(1) 経常経費・旅費など

経常経費としての研究費、本学独自の制度としての個人研究費は、工学部教員の教育研究活動に寄与しており、その額も適切であると考えられる。研究活動に使用される出

出張旅費についても、他大学に比して多く、本学部教員が学会への参加や発表等の学会活動を行うのに適切な額であると考えられる。

しかしながら、財務の見直しから経常費については毎年3%程度の予算の削減が行われてきており（新規予算は申請額に上限がない分、経常費5%削減の対象となる）、今後ともこれが継続される場合には、本学部における教育研究に支障をきたすことになる。

(2) 教員研究室など

工学部における教員個室等の教員研究室は、その数と面積という面では確保されており、整備されているといえる。一方、教員個室と学生が活動する実験室や解析室が離れすぎている場合が見られ、位置関係については改善が必要である。

(3) 教員の教育負担と研究時間の確保

工学部専任教員の担当授業コマ数の上限の設定は、教員の研究時間を確保させる方途として適切であると考えられる。現在の教員数で学科における学生教育のために有効なカリキュラムを実施するには、教員の教育活動における負荷を現在より大きく低減することは望めない。将来的には、非常勤講師の適正な拡充とカリキュラムの見直しによる開講科目の削減についても検討が必要である。

本学部教員が自己の教育研究のために使用できる時間も減少しており、教員が研究活動に必要な研修機会を確保することにも制約を生じている。本学部教員が大学教員としての研究活動に必要な研修機会を提供する非常に優れた制度である国内外研修制度を、より有効に利用できるような体制作りについても、教員の教育研究環境整備の一環として将来計画委員会等で検討を進めていく。

工学部においては、就職係、各学科における就職委員とともに、各研究室での密度の高い就職指導が実施され、高い就職率の達成に寄与している。しかし、就職指導の重複も見られ、個々の教員の負荷になっている面は否めない。今後、より効率的な就職指導のあり方を検討する必要がある。

教員の教育負担を低減し、研究時間を確保することは、大学というステータスを維持するためには必要なことである。これは全学的課題であると同時に、特に社会貢献が期待される本学部においても、真剣に改善を検討すべき課題である。

(4) 助成金の利用等

共同研究費の制度をより充実したものとするために、既に運用されている東北学院個別・共同研究助成の採択件数の増加や上限額の引き上げを関係機関へ働きかけていく必要がある。この制度をさらに拡充する場合には、採択時における慎重な審査とともに、成果公開などの報告の徹底を含め、運用方法の改善に努力する必要がある。

(5) 教員の研究業績

教員個々の努力により、活発な研究活動が実施されていることは高く評価すべきである。しかし、教員全体の研究レベル向上にはなお努力が必要とするのが公平な評価であろう。施設・実験設備の老朽化、大学院生確保の困難さなど多くの問題があるが、研究活動を行う上での最大の困難は、研究時間の確保である。教育負担が増加するとともに、学内業務・学外評価等の管理・運営に多くの時間を費やしている現状を考えると、研究時間を確保するために、より効率的な教育システム、学部運営システムの構築を真剣に検討することが必要である。

【改善方策】

- (1) 研究時間の確保につながる方策を検討する。特に、増やしてきた学部内の委員会の統合、委員会活動での負担度の公平化を図れるよう、将来計画委員会で改善策を平成21(2009)年度内に提案し、必要事項については学内的な了承も取り付けたい。
- (2) 教育研究活動のさらなる進展のために、外部資金導入推進委員会の機能を充実させ、申請者自身の負担低減化を図り、応募を活発にする方策を実施する。

Ⅷ. 教員組織

【到達目標】

工学部の教員組織のあり方を考える上で重要な視点は以下の通りである。

- (1) 教育課程を円滑に実施するために必要な教員配置を行う。また、教員組織の年齢構成の適正化に努める。
- (2) 主要科目に対しては、専任教員を適切に配置し、学習の質を保証する教育課程を実施する組織とする。
- (3) 工学部の教育研究の運営に必要とされる各種委員会等の行政的役割分担、卒業成績評価判定・学生活動支援・学生の就職支援等の役割分担を適切に調整する。
- (4) 教員の教育・研究業績を適切に評価し、支援する体制を整備する。

これらの視点より、組織体としての工学部のあり方を不断に検証し、教育理念・目的及び教育目標を実現するとともに、学習の質の保証を高める。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（大学基礎データ表 19、表 19-2 に対応）

工学部には、機械知能工学科、電気情報工学科、電子工学科、環境建設工学科の4学科が設置されており、各学科の教育・研究上の理念・目的及び教育目標は各学科によって検討され、工学部教授会及び全学教授会において承認され、本学学則第2条の別表として明示されている。教育理念・目的に基づいた教育を実施するための工学部各学科の専任教員等の組織は、「大学基礎データ」表 19-2 に示されている。

各学科の専任教員数は、機械知能工学科 18 名、電気情報工学科 19 名、電子工学科 16 名、環境建設工学科が 18 名であり、文部科学省大学設置基準上で必要な専任教員数の各学科 14 名を充足している。

工学部の専任教員 1 人当たりの在籍学生数は 29.6 名である。なお、教養学部の教養教育担当教員を各学部に分けて計算すると、28.8 名となる。

イ 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

工学部においては、教育負担が大きいことより、他大学での非常勤講師は、特別な事態

の発生など緊急的支援が要請される場合を除いては実施していない。平成21(2009)年度において、他大学での教育を行っている教員は、学部全体で4名であり、6つの教育機関に対して1年間で240時間(週8コマ相当)担当している。全学に規定されている週2コマを超える非常勤教育を行っている教員はいない。このデータより、工学部教員は自大学での教育研究に従事しているといえる。

ウ 主要な授業科目への専任教員の配置状況(大学基礎データ表3に対応)

現在まで、工学部各学科は学科の理念や教育目的に合わせてカリキュラムを編成・改善し、そのカリキュラムを運用する上で専門科目の開講に必要となる教員の採用・配置を行ってきた。主要な授業科目として、専門教育科目を取り上げる。専門教育の必修科目及び開設科目全体における専任教員担当比率を以下に表として示す。これによると、機械知能、電気情報、電子の各工学科においては、必修科目、開設科目全体における専任教員担当比率はいずれも高い。

専門教育科目の専任教員担当比率(%)

学科	必修科目	開設科目全体
機械知能工学科	88.8	84.5
電気情報工学科	97.0	84.9
電子工学科	100.0	91.3
環境建設工学科	71.0	68.3

それに対して、環境建設工学科において、必修科目の専任比率が低くなっている理由は、必修としているブリッジ教育科目群の「環境建設数学基礎演習」と「環境建設物理学基礎演習」を高校教育の経験者に依頼していること。必修である「環境建設工学実験」と「環境建設工学設計製図」を専任教員のほかに、テーマに最も適切な非常勤講師が補助しているためである。このため、専任比率が見かけ上低いことは、専任教員の不適切な配置を意味していない。また、開設科目全体においても、他学科と比較して低いのは、施工など専門性の高い科目及び建築系科目を適切な非常勤講師に依頼していることによる。

本学部において専門教育科目の教員は適切に組織されている。また、専任教員1人当たりの在籍学生数も約30名であり、わが国における私立大学工学部としてほぼ適切な数字を保っている。

教養教育科目については、数理系科目を除く一般教養科目は教養学部へ依頼しているが、英語教育において兼任教員の比率が高いことが懸念される。数理系科目については、工学部教員が主体的役割を果たしており、兼任教員との適切な連携のもとに教育を行っている。

エ 教員組織の年齢構成の適切性(大学基礎データ表21に対応)

工学部の教員組織の年齢構成は、「大学基礎データ」表21に示されている。表21より、データの概要を記すと以下ようになる。工学部教員71名中、60才以上21名(30%)、50歳代20名(28%)、40歳代16名(22%)、30歳代14名(20%)となっている。

本学部教員数削減のための新規採用の抑制から、一時的に高齢者が多い年齢構成となっ

ている。このような年齢構成の偏りを改善するために、本学部教員は定年（教授の場合には67歳）後の嘱託任用を辞退するとともに、新規採用にあたっては年齢構成に配慮して、できる限り若手教員の採用を行っている。

オ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教育課程編成の目的を具体的に実現するための組織としては、工学部に、学務部副部長を委員長とし、各学科2名より構成される「教務委員会」及び教務委員会のもとに具体的なカリキュラム編成を行う「カリキュラム委員会」を設置している。

教務委員会では、本学部全般に関わる教務上の大枠を検討し、審議を行っている。また、各学科のカリキュラム編成及び科目担当については、各学科の教務委員、カリキュラム委員を中心に定期的に学科内で検討されている。

工学部及び各学科では、授業科目の検討、講義内容の確認、共通科目の分担及び人員配置について、本学部の教務委員会とカリキュラム委員会、さらには「教育改善・FD委員会」での検討を通して、緊密な連携のもとに検討を行っている。

カ 教員組織における社会人の受け入れ状況

本学部における教員組織における社会人の受け入れ状況は、学科により異なっているが、大学以外の職場を経験している教員が採用されている。その内訳は、機械知能が3名、電気情報が6名、電子が3名、環境建設が7名である。これらの教員はいずれも博士号を有し、研究業績も多く、分野を問わず広範な領域で採用されている。

工学部の教員採用は公募で行われてきており、特に社会人であることに対して高い評点を加えているわけではない。したがって、各学科が希望する分野で、十分な能力を有する人材であれば大学人、社会人を区別することなく教員として採用している。

非常勤講師についても、専門性の高い科目においては社会人の有資格者を採用している。民間会社を中心とする技術者が教育にあっている科目は、機械知能が5科目10単位、電気情報が8科目15単位、電子が4科目8単位、環境建設が18科目35単位である。現役の技術者が自己の経験を交えた講義であるので、学生は興味を持って学習している。

キ 教員組織における外国人の受け入れ状況

工学部では教員採用において、国籍を問わず、能力のある人材を採用している。平成21(2009)年5月1日現在の工学部の外国人教員は、電気情報工学科で3名、環境建設工学科では2名であり、熱心に教育研究に取り組んでいる。

工学部では外国人であることを採用の際の評価条件としていないことから、教員組織における外国人の受け入れは、日本人と同等に行われている。

ク 教員組織における女性教員の占める割合

平成21(2009)年5月1日現在、工学部の女性専任教員は3名で、その割合は約4%である。しかし、各科ともその理念や教育目標に沿って教育科目を設定し、性別に関係なく公募により教員を適正に配置するために人事計画を進めている。

2. 教育研究支援職員

ア 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

工学部には、助教に相当する教育研究支援職員はいない。しかし、研究機関事務課の事務職員をはじめ、国際交流課、オーディオ・ヴィジュアルセンター、情報処理センター、学務部教務課及び調査企画課などの事務職員が、教員の教育研究を事務的に支援している。

また、実験・実習を行う工学部のある多賀城キャンパスには、「研究機関事務課多賀城キャンパス実験実習指導・教育研究支援係」が設けられており、この係には21名の専任職員が配置され教育及び研究の支援にあたっている。さらに、多賀城キャンパスには、5名の教育支援臨時職員、及び1名の研究支援臨時職員が雇用されており、工学基礎教育センター・情報処理演習室・自然科学実験等の教育支援及びプロジェクト研究支援等にあたっている。専任の教育研究支援職員の数は、従来と比較して削減される傾向にある。

イ 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

教育研究支援職員は、それぞれ担当する分野が決まっており、その担当教員との連携関係は明確である。また、科目担当教員の指示のもとに、実験・実習指導、講義演習の学習支援、オープンキャンパス実施など必要とされる任務を遂行している。各学科においては、教員と教育支援職員との適切な協力関係の保持について十分な配慮がなされている。

ウ ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

本学では全学的なティーチング・アシスタント制度が設けられており、工学部においては、平成21(2009)年5月1日現在、工学研究科所属の合計68名の大学院生がTAとして、実験・実習の補助、主要科目のレポート・小テスト採点補助、演習科目の補助的指導など多方面の学部授業において教育支援にあたっている。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

工学部における新規採用教員の募集は、教授による学部教授会（正教授会とよぶ）の議を経て公募で行われている。採用・昇任の基準については「東北学院大学教員資格審査規則」、採用・昇任の手続きは「東北学院大学教員資格審査委員会内規」に則して行われており、工学部並びに各学科の教育理念及び教育目的に即して、必要とされる専門分野において、優れた教育研究能力を有する教員の採用及び昇格人事を実施している。

教員の採用に関しては、上記の規則に則って厳正に行われている。また、各学科に内規が定められており、講師職以上の採用に際しては、原則的に博士の学位を要求している。また、特定の大学の学部を卒業した教員が多数を占めることがないように、1/4ルール（教員数の1/4以上が同じ大学出身者とならないルール）を内規として設け、採用者が特定大学からの出身者に偏らないように配慮している。

本学部においては、教員の教授職昇任にあたっては公正を期するため、博士の学位を有することを最低限の基準（内規）としている。原則として、准教授については講師3年、教授については准教授7年の経験後に昇任の資格を得るが、顕著な業績等を有する場合に

この期間が短縮されることも認められている。

採用と昇任のいずれの場合も、各学科の「正教授会」等で教育・研究業績等を選考・審査し、学科会議での承認後、「工学部人事委員会」での審議と、「学部正教授会」の審議を経て、学部としての決定がなされている。その後、大学の「資格審査委員会」の審議に付され、学長から学校法人理事会に上申され採用・昇任等の承認を受ける。学部における資格審査は厳正に行われており、教員の採用・昇任についての学部の承認が覆された前例はない。

イ 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

工学部では任期制等を導入していない。

4. 教育研究活動の評価

ア 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

工学部における教員の教育研究活動の評価については、研究業績が「教員審査資格審査規則」に定める基準に達していることが教員資格審査を受ける条件の1つである。学科によっては、科学研究費の申請をした教員に対して学科内予算の配分を多くする制度を設けている。また、工学部では「学生による授業評価」アンケートが平成7(1995)年度から実施されており、教員の教育活動について学生からの評価がなされている。このほかにも、学科によっては、FD活動の一環として教員相互による授業参観制度導入や教育改善委員会による評価もなされている。さらに、教科書を執筆した場合や指導学生が卒業論文を学会等で発表した場合はその教育貢献度に応じて、当該教員への次年度の予算配分を多くする制度を設けている学科もある。

イ 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員の教育研究活動は、採用と昇格の際の「教員資格審査」で評価されている。

教員の選考では、「東北学院大学教員資格審査規則」に基づき、各学部段階での審査を経て、「教員資格審査委員会」で審議している。委員会では、審査にあたった専門委員（論文審査委員）が必ず報告することになっている。

同規則には、資格審査申請書として、学歴や職歴のほか、教育・研究業績（「教育研究業績書」）の提出を求めている。この業績書は、教育上の能力に関する事項（教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育上の能力に関する大学等の評価、実務家教員についての特記事項、その他）、職務上の実績に関する事項（資格・免許、特許等、実務家教員についての特記事項、その他）、著書・学術論文等の名称（著書、学術論文、その他）が記載項目となっている。そのほか、同規則の中で、教授、准教授、講師、助教、助手ごとに、詳しい任用資格を定めている。

5. 大学と併設短期大学（部）との関係

ア 大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性

イ 併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

【点検・評価】

到達目標ごとに点検・評価について記す。

- (1) 「教育課程を円滑に実施するために必要な教員配置を行う。また、教員組織の年齢構成の適正化に努める。」ことについて

教育科目における教員間の連携体制、教員募集の手続き方法については満足できる。教養科目の専任比率については、大学内の調整を経て、より高くする努力が必要である。年齢構成の適切さについては、今後若手教員の優先的採用により改善することが期待できる。

- (2) 「主要科目に対しては、専任教員を適切に配置し、学習の質を保証する教育課程を実施する組織とする。」ことについて

主要科目についての専任比率は妥当である。71%と若干低い環境建設工学科については、より適切な専門家に依頼した結果であり問題はない。

- (3) 「工学部の教育研究の運営に必要とされる各種委員会等の行政的役割分担、卒業成績評価判定・学生活動支援・学生の就職支援等の役割分担を適切に調整する。」ことについて

教員の教育負担を軽減するための方策にはさまざまなものがあり、TAのさらなる有効活用についても考える必要がある。各種委員会活動をより効率的にするための工夫、個々の教員の貢献度を数値化するなどの工夫、就職を含む学生指導のあり方について検討が必要である。

- (4) 「教員の教育・研究業績を適切に評価し、支援する体制を整備する。」ことについて

教員の教育・研究業績、特に教育業績を適切に評価するための工夫を講じる必要がある。

【改善方策】

教員組織に関わる事項は、工学部内に設置されている「人事委員会」「将来計画委員会」においてまず検討されることになる。教育組織として掲げた4つの到達目標の点検・評価の結果より最も問題となることを抽出すると、教員の負担の低減と教育業績の正当な評価である。特に、どのような基準で工学部教員の教育業績を評価するのか、委員会活動負担の低減、大学運営に関わる業績評価のあり方、教員負担の平準化などについては、喫緊の課題であり、平成21(2009)年度を初年度として継続的に検討を進めていく必要がある。

X. 施設・設備

【到達目標】

施設・設備については、次の充実を目標とする。

- (1) 日進月歩で発展を続ける科学技術に即応した施設・設備の充実。
- (2) 教室インフラの充実と学習支援施設とスペースの充実。
- (3) バリアフリーを含むキャンパス・アメニティの充実。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（大学基礎データ表 36、表 37、表 38、表 40 に対応）

工学部及び各学科はこれまで長年にわたり大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備である講義室、実験室、製図室、解析室、情報処理演習室と情報処理設備、工場や図書館などを順次整備してきた。その目的と部屋数（床面積）を表に示す。

工学部の施設・設備の概要

施設名称	主たる目的	部屋の数と延べ床面積
講義室	講義を行う	28 室（延べ 3966 m ² ）
実験室	演習室・ゼミ室を含む	117 室（延べ 9862 m ² ）
製図室	設計製図を実施する	6 室（延べ 815 m ² ）
解析室	ゼミ室も兼ねる	37 室（延べ 1236 m ² ）
情報処理演習室	情報処理関係の講義を行う	3 室（延べ 492 m ² ）
工場	実習とともに試作品の提供	5 室（延べ 621 m ² ）
図書館	本の管理と学生の自習用スペース	1 棟（延べ 2756.36 m ² ）

特に、平成 18(2006)年 4 月から運用が開始された「工学基礎教育センター」は平成 21(2009)年に 4 年目を迎え、学習支援（具体的な問題に対する解答指導）及び学習相談（勉強に関する悩み等の対応）が順調に行われ、学生の勉学に役立つように定着した。同センターは最近の入学生の基礎学力の低下状況を直視し、入学時に不足している数学や物理などの基礎学力を補強する目的で設置されたものである。建物の内部は 2 階の中心にセンターのスタッフルームを置き、グループ指導室、個人指導室、学生ラウンジ及び大・中の講義室から構成されている。平成 20(2008)年度の延べ利用者数は 1,000 名を越えている。また、学生からの要望に応じて、専門基礎科目の学習相談についても、担当教員との連絡・調整にあたるなどさまざまな措置を行っている。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表 38 に対応）

「大学基礎データ」表 38 に、各キャンパスの AV 教室、コンピュータ室の現状が示されている。

(1) 情報処理センター

多賀城情報処理センターには、3 つの教室（総面積 492.0 m²）に 184 台のパソコンが設置されている。施設・設備は、キャンパスに所属する学部や学科に特化した異なる機能仕様となっていたが、平成 21(2009)年 4 月に刷新したシステムでは、学生や教員のすべての機能を共通化することができた。その結果、キャンパス間を移動して利用する学生や教員は、非常に便利になった。さらに、ファイルサーバーに保存したファイル類をどのキャンパスからでも参照・保存できるようになった。

(2) 総合ネットワーク

本学の総合ネットワークは、電子メール、共通ソフトウェアの利用などを通して、学生の教育に広く供されている。平成18(2006)年10月に機器更新を実施し、高速化とセキュリティの強化などを実現することができた。さらに、管理運用においては、利用者申請処理を電子化することにより申請手順を大幅に削減することができた。なお、3キャンパス間は専用回線(6Gbps)で接続されている。学外との接続は、教育・研究はTOPIC(東北大学)経由で、それ例外は商用プロバイダ回線(100Mbps)を利用している。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

工学部のある多賀城キャンパスには、記念施設・保存建物等に該当するものはない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

従来の教育・研究に必要とされた設備以外にも、先端的な教育研究のために、さまざまな機器設備が工学部に導入されている。例をあげると、この5年間の間に以下のような設備機器が整備されている。

微小焦点X線マイクロCTシステム、KNOPPIXによる大規模グリットコンピュータシステム、高機能ナノ構造電子デバイス研究システム、電子工学実験ブース、ナノ構造作成用高精度電子ナノビーム描画装置、2次元検出器搭載型X線回折装置、超構造薄膜作製用蒸着システム、生体組織内遺伝子発現観察システム、である。これらの機器は多岐にわたるものであり、研究目的ばかりでなく、教育活動にも利用されており効果を上げている。

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

前項「ア」に記した機器は、他大学で設置されていないものも多く、共同利用がなされている機器設備も多い。平成17(2005)年6月7日に協定が締結された「基盤技術高度化支援に係る相互協力協定書」に基づく機器開放(「産学連携のための東北学院大学工学部における施設、設備および機器等の使用規則」(平成18年2月16日制定))に基づき、機器設備が提供される。また、本学が他大学の機器を利用する場合もある。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、工学部には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

本項は、工学部には該当しない。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティは、全学の「施設拡充委員会」に設置している「キャンパス・アメニティ委員会」で検討され、その後、施設拡充委員会で必要性を総合的に勘案して決定される。多賀城キャンパスのキャンパス・アメニティに関する学生からの意見は、大学及び工学部の学生団体である工学部学生会の双方で設置している「意見箱」から聴取される。また、大学と工学部学生会との定期的な協議の場である「合同協議会」で取り上げられる。

教員個室と特定の実験室を除く実験室以外の空調は順次整備され、学習環境も改善が進んでいる。また、新設の「工学基礎教育センター」内に作られた「学生ラウンジ」は好評で、毎日多くの学生が利用している。工学部学生委員会と協力して取り組んでいる「分煙問題」については、キャンパス内での禁煙区域が徐々に広がっており、さらに分煙が徹底すれば受動喫煙防止が可能となる。キャンパス内において「植栽」を増やしており、環境の整備に努めている。また、守衛がない門に自転車、バイク進入止めを設け、近隣の住民の通行を可能とした。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

学生が学習活動とともにキャンパスライフを充実したものとするためには、学生同士の交流を深める場の提供が必要である。この目的に利用されている施設としては、「1号館1階ロビー」「図書館ロビー」「工学基礎教育センター1階ロビー」が利用されている。図書館を除いては飲食可能となっており、学生の憩いの場、情報交換の場として利用されている。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

大学周辺の「環境」への配慮については、教員研究施設などは騒音防止、公害物質・薬品など廃棄処分の適正化、さらに環境建設工学科における建設材料や地盤系の試験廃材に対してはストックヤードの設置などにより、住民に迷惑をかけないような対策がとられてきた。

このほかにも、大学周辺の「環境」に問題が生じた際には、適宜対処し、解決が図られてきた。しかしながら、学生のキャンパス周辺の道路や土地への違法駐車は減少せず、指導が行われている。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

多賀城キャンパスには、一部の建物を除き、工学部が設立された比較的早い時期に建設された建物が多く、施設・設備面における障がい者への配慮が欠けていた。しかし、平成19(2007)年度に、2、3、5、6号館に車椅子でも移動可能なようにスロープを設置した。

近年に建設された1、2号館ではエレベーターが設備され、特に、学生が実験や情報処理演習等で利用する2号館にはエレベーターが設置されており、また安全衛生関連施設に

についても専用のものが備え付けられている。また、新設された工学基礎教育センターには教室内に車いす用スペース、エレベーターや衛生関連施設も整備されており、障がいを持った学生も快適に学習できるような配慮がなされている。

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

工学部・工学研究科は単一キャンパスでの一貫教育を行っており、講義等のためにキャンパス間の移動を円滑に行うための整備については、その必要性は低い。しかし、一部の学生においては、他学部での講義の履修を希望するものも少数あり、何らかの対策が必要である。インターネット等を利用した遠隔授業の実施に関わる対策がより現実的である。遠隔授業のあり方については、e-ラーニングの利用について現在試行中である。

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

多賀城キャンパス図書館は8時30分に開館し、工学部学生が講義を終えた後にも学習や、レポート作成のための文献調査に利用できるよとの配慮から20時まで利用が可能である。また、4年生が卒業研究に使用する実験室や解析室は通常は7時30分から21時30分まで使用可能である。21時30分以降あるいは日曜・祝日・休日の使用についても、学生が工学部時間外施設使用許可願を提出して許可を受ければ可能である。また、平成20(2008)年度より、定期試験前の日曜日にも図書館を開館している。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(1) 一般的施設

施設部施設課が、「東北学院大学営造物管理規程」などの諸規程に基づき、建物、備品・用品、情報関連設備を維持・管理している。また、保守・点検整備・警備の責任は施設部施設課が負うが、実際の業務は外部業者への委託及び保守契約で実施している。

施設・設備等の維持・管理について、修繕などの全学的調整が必要となった場合は「東北学院施設・設備等整備委員会」が審議している。

教員個人研究室は、「東北学院大学研究室運営規程」に基づき、全学的に調整を図っている。

(2) 教室（多賀城キャンパス）

学務部教務課が管理している。

(3) 情報処理機器

情報処理センター及び事務システムと運用端末は、情報システム部情報システム課が、関連規程に基づいて管理している。

学内ネットワークは、「東北学院総合ネットワーク管理規程」に基づいて日常的業務を行っている。管理組織は総務担当副学長を中心に各学部の委員、事務関係部局の委員で構成されている。さらに、課題ごとに検討するための小委員会や作業部会も設置されている。

(4) 会議室（多賀城キャンパス）

総務部総務課庶務係が管理している。

(5) 防火防災管理

「東北学院大学災害対策委員会規程」のもとに、キャンパスごとに「防火管理規程」（地震等に対する防災も含む）を制定して責任体制を明確にするとともに、職員による自衛消防隊を編成している。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

安全管理については、工学部には「工学部安全マニュアル」がある。このほかにも、組換え DNA 実験安全管理規程、組換え DNA 実験安全委員会規程、同細則、同内規などの諸規程、工学部放射線障害予防規程（3.7 ギガベクレル以下の密封線源を使用）、工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程等が整備されている。

安全については、正門に外部委託の警備員を配置し、車で来学する人のチェックが行われている。しかし、近隣の住人がキャンパス内を通り道として利用することもあり、徒歩の人は自由に入構することができる。また、学内を管財係の管理のもとに、外部委託の清掃会社の担当者が日中巡回し清掃しているため、衛生面については一定水準が保たれている。

災害については、規程とマニュアルを整備し、「災害対策委員会」を設置して対応している。なお、近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に対処する災害発生前のシステムとして「緊急地震速報システム」を各キャンパスに整備し、災害発生後システムとして学生の「安否確認システム」の整備を実施した。さらに、職員による「自衛消防隊」を編成し、毎年防災訓練を実施している。

【点検・評価】

施設・設備については、工学部設立後、継続的に改善がなされており、大学としての施設・設備は一定の要件は満たしていると評価できる。以下、到達目標ごとに点検・評価を行う。

(1) 「日進月歩で発展を続ける科学技術に即応した施設・設備の充実」について

施設設備に関しては、先端技術の一端を担う「ハイテク・リサーチ・センター」や「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン」棟などの施設が設置され充実してきている。今後も先端的な設備については、外部資金等の申請・獲得についてさらに充実したシステムを構築し、外部資金導入推進委員会を中心として、教育・研究に必要な設備・装置の充実を図っていくことが必要になる。

(2) 「教室インフラの充実と学習支援施設とスペースの充実」について

教室インフラについては、IT 機器の整備、空調設備の完備などがなされており、ほぼ満足すべきレベルと評価できる。学生の学習支援のためのアメニティ施設、講義棟間の連絡、学生同士の交流やレポート作成のための自由なスペースの確保については、工学基礎センターの設置など充実化がなされてきたが、なお努力が必要なレベルである。学生の自学自習の主たる施設である図書館については、開館時間の延長や定期試験前の日曜日の開放などの方策が実施され、満足できるレベルに達している。

(3) 「バリアフリーを含むキャンパス・アメニティの充実」について

各棟の入り口に車椅子でも利用できるスロープの設置など、バリアフリーに向けて施

設を充実させてきていることは評価できる。しかし、非健常者が入学してきた場合には、その教育実施に多くの困難を有するレベルにとどまっている。非健常者のためのバリアフリーを目的としたエレベーターの設置などのバリアフリー化について、中期的計画のもとに実施することが必要である。

その他の事項について簡潔に記す。施設利用の手続きの問題として、多数の担当者の許可が必要であることが問題点として挙げられる。手続きをより簡素化するために、管理のシステムを単純化し、それに応じて責任の所在を明確にすることを、今後検討する必要がある。また、大学開放とセキュリティの確保の問題についても、建物ごとのカードによる入場管理などのセキュリティ保持の検討が必要である。

【改善方策】

到達目標のうち、最も改善すべき事項は、バリアフリーを含むキャンパス・アメニティのさらなる充実である。現状では非健常者に対する教育を実施することにはかなりの困難を伴うことになり、優先順位は最も高い。非健常者の教育で使用すべき教室を想定し、その想定に基づくエレベーターの設置等の処置を行うことが必要になる。

キャンパス・アメニティの充実に関しては、学生からの要望をできる限り汲み取って、充実したキャンパスライフが送れるように、施設・設備を中心として、キャンパスの環境を整えるために必要な検討・企画・立案を行うとともに、必要な予算措置申請を行い、今後さらに充実させることが必要である。これらについては、「学生委員会」をコア委員会として今後対応策を検討し、大学に要望して必要な整備を行う。

第10節 工学研究科

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

工学研究科の理念・目的及び教育目標は、学則第1条第2項の別表1に次のように記されている。

1 理念・目的

工学は人間の生活や社会に直接関わる応用的科学技術の分野であるという認識を前提として、人間と自然の調和、共生という観点に立ち、地域社会発展に資する工学技術をおしすすめ、創意工夫を行う。この理念の下に、国民の健康で文化的な生活を確保するとともに、人類の福祉に貢献する工学技術者を養成する。

2 教育目標

工学研究科で行う教育は、以下に示す事項を達成することを目標とする。

- (1) 社会の変化、技術の進展に対応できる専門分野の基礎学力を持つ人材の養成
- (2) 高い倫理観を有し、新しい課題を自ら考えかつ実行する能力を有し、社会および組織でリーダーシップが発揮できる人材の養成
- (3) 自律心、隣人愛を有し、国際的に活躍できる人材の養成

以上のように、工学研究科においては、人間と自然の調和、共生という観点に立って、人と社会に役立てる工学の創造と敷衍という理念のもとに人類の福祉に貢献することを具体的な教育・研究目標としているので、人材養成等の目的は適切と判断する。

イ 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

4月初旬の入学式後、新入学生も含めて本研究科に在籍する全学生に対して毎年「開講式・ガイダンス」が行われている。その開講式・ガイダンスにおいて、工学研究科の理念・目的及び教育目標が直接研究科長から周知される。また、毎年5月下旬に本研究科に在籍する全学生を対象とする「オリエンテーション」が行われ、その場においても本研究科の理念・目的及び教育目標が周知される。工学研究科の理念・目的、教育目標、アドミッションポリシーが『工学研究科パンフレット』と「工学研究科ホームページ」で周知されている。工学研究科パンフレットは受験生、在学生、工学研究科全教員に配布されている。

ウ 大学院研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

工学研究科における理念・目的及び教育目標の妥当性に関しては、「工学研究科専攻主任会議」でその妥当性を検討する仕組みになっている。最終的に「工学研究科委員会」において理念・目的及び教育目標の妥当性を検証している。同様に、各専攻における理念・目的及び教育目標の妥当性に関しては、まず各専攻の「専攻会議」で検討され、その後その内容が「専攻主任会議」に報告され、最終的に「工学研究科委員会」において検証されている。

【点検・評価】

工学研究科の理念・目的及び教育目標は、本学大学院全体の理念・目的及び教育目標に照らしてだけでなく、本研究科に求められる社会からの要請という点からみても適切である。また、開講式・ガイダンス、オリエンテーション等における在學生に対しての工学研究科と各専攻の理念・目的及び教育目標の周知、工学研究科パンフレットとホームページによる在學生、受験生、教員、社会への周知は適切である。

【改善方策】

工学研究科及び各専攻は、理念・目的及び教育目標とその達成度を年度ごとに検証する。工学研究科の理念・目的及び教育目標の検証は「専攻主任会議」で行い、各専攻のそれらの検証は各専攻の「専攻会議」で行う。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1、表2に対応）

工学研究科は、機械工学専攻、電気工学専攻、応用物理学専攻、土木工学専攻の4専攻で構成されている。工学部は、機械知能工学科（平成17[2005]年度までは機械創成工学科）、電気情報工学科、電子工学科（平成17[2005]年度までは物理情報工学科）、環境建設工学科（平成17[2005]年度までは環境土木工学科）の4学科で構成されており、それぞれの4学科の上に4専攻が設置されている。なお、工学部及び工学研究科における教育研究の一貫性を図るため、工学研究科では、応用物理学専攻を電子工学専攻に設置変更を、また、土木工学専攻を環境建設工学専攻へと名称変更を行い、平成22(2010)年1月に文部科学省からその申請が許可されている。

イ 大学院研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

工学研究科の教育研究組織の妥当性に関しては、工学研究科長、各専攻主任で定期的に「専攻主任会議」を開催し、常に検討を行っている。

【点検・評価】

本研究科の機械工学専攻、電気工学専攻、応用物理学専攻（平成22[2010]年度から電子工学専攻）、土木工学専攻（平成22[2010]年度から環境建設工学専攻）は、工学部の4つの学科の上に構成されているため、専門分野に関する専門知識習得の連続性は非常に良く、また当該専門分野に関連する分野の基礎知識も十分涵養可能な環境になっている。また、「専攻主任会議」「工学研究科委員会」も、工学部との連携を考慮し、かつ、大学院としての立場を明確に教育研究組織の在り方を常に検証してきており、在學生がその理念・目標及び教育目標に到達し得る教育・研究機関と判断できる。

【改善方策】

大学院進学者の数と質を確保するために、さまざまな奨学金制度や、学生納付金に対す

る減免措置に関する検討をしてもらうよう財務課にお願いしている。その一部は入学金の免除等に反映されている。また、教育内容の変更については、高度な技術者として必要とされる数理的知識を身につけ、また社会人としての経営的素養も身につけることができるように、カリキュラムの改善を実施している。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

工学研究科では、本研究科の理念・目的・教育目標を達成するため、専攻主任会議、研究科内の各種委員会を中心に、本研究科における教育内容について、常に点検・評価を行いながら改善を進めている。重要なポイントを以下に示す。

- (1) 博士課程前期課程の教育は、学部学生より一段高い視点から、技術者として必要な知識・教養及び主体性、積極性、協調性を有する研究姿勢を身につけ、他大学院の修了生と伍して活躍できる学生を輩出することを目標とする。そのため、専門分野を中心に、幅広い素養が身に付くように充実したカリキュラムの構築と研究指導の徹底を図る。また、博士課程前期課程の活性化を図るため、本研究科への進学者数及び他校からの入学者数の増加を目指す。
- (2) 博士課程後期課程への進学者数または他校からの進学者数は極めて少ない。その原因の1つに、専門性が高いことによる就職活動の難しさが挙げられる。そのため、博士課程後期課程の教育では、専門分野の更なる能力の開発に加え、他分野の専門知識も積極的に習得できるようなカリキュラムの構築を図る。また、一般に後期課程に在学する学生の活躍は、当該研究科の評価の1つとして重要な役割を果たしている社会通念を鑑み、さらに博士課程後期課程への進学者の増加を目指す。

【現状説明】

1. 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

本学大学院は、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項の学術の理論及び応用の深奥を究め、さらに高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うため、各専攻とも「工学特別演習」及び「工学修士研修」を含む32単位以上の専門教育を行っている。また、「技術経営特論」や「知的財産特論」を設置し、幅広い素養が身につくよう配慮している。

同第4条1項に対しては、自立した研究活動と高度な研究能力が得られるように各専攻で16単位以上を課し、かつ教授しているが、豊かな学識を養うために各専攻前期課程に開講されている授業科目及び工学研究科委員会が認めた授業科目の中から、他専攻の科目から4単位まで、自専攻の科目から2単位まで履修できるように定めている。

以下に各専攻の教育理念・目的及び教育目標を掲載する。なお、工学研究科の教育理念・

目的及び教育目標は「I. 理念・目的等及びその検証 ア」の項で述べている。

《機械工学専攻》

1. 理念・目的

機械工学分野における高度の専門性を要する職業等に必要な能力と自立して問題解決にあたる能力を身に付け、科学技術の急速な進歩にも対応できる「信頼され期待される国際的高級エンジニア・研究者」を育成する。

2. 教育目標

機械工学専攻で行う教育は、以下に示す事項を達成することを目標とする。

- (1) 正しい倫理観、創造力と外国語コミュニケーション基礎力を有する人材を育成する。
- (2) 機械工学関連分野の広い基礎的素養と専門分野の高い学識を有し、自立して問題を解決出来る能力を身に付け、科学技術の急速な進歩にも対応できる人材を育成する。
- (3) 機械工学分野における高度の専門性を要する業務に従事するスペシャリストとしてのコミュニケーション能力やリーダーシップ能力を修得させる。

《電気工学専攻》

1. 理念・目的

電気工学が人間社会の科学技術発展・生活環境改善の基盤であることを十分に理解したうえで、高度化する社会からの要望に応えるべく専門分野に関する研究を通じて高い自律心と実践能力を有し、建学の精神に沿って社会人としての素養と倫理感を兼ね備え、指導能力を身に付けた人材を育成する。

2. 教育目標

電気工学専攻で行う教育は、以下に示す事項を達成することを目標とする。

- (1) 担当教員の指導の下で研究・開発を進めることにより、主体的、かつ、積極的な姿勢で考え行動できる研究・開発能力や将来の技術に対する洞察力を身に付ける。
- (2) 研究・開発を進める上で必要となる常識的な判断能力、情報収集能力、表現能力を身に付ける。
- (3) 専門分野に係わる高度な専門的知識を修得すると共に、これのみならず技術者としての裾野を拓げるため、他分野の専門知識も積極的に修得する。
- (4) TA制度や研究室内の後輩の研究指導等によりリーダーシップ能力を育成するとともに、研究室活動、学会活動等により、社会人として必須な協調性を高める。

《応用物理学専攻（平成22[2010]年度から電子工学専攻に改組）》

1. 理念・目的

自然界の現象を電子・原子・分子レベルから解明し、応用することにより先端的科学技術の開拓を図り、物質・エネルギー・エレクトロニクス等の分野に応用展開すると共に、社会人としての立派な素養と技術者としての実践能力を兼ね備えた人材を輩出する。さらに、建学の精神に根ざした隣人愛によって社会人としての素養と倫理観を有する人格を形成すると共に、研究を通して自らの力で考え、情報を収集・分析し、得られた結果を総括し、さらなる改善・発展につなげる能力を磨く。

2. 教育目標

応用物理学専攻で行う教育は、以下に示す事項を達成することを目標とする。

- (1) 物性物理学・材料科学・量子エレクトロニクス・光学的計測法などの基礎・応用両面にわたる具体的な研究テーマを通して、融合的科学技術の修得とそれを広く応用する能力を身に付け、かつ、それを豊かな社会の構築のために生かせる人材を養成する。
- (2) 前期課程では、広い視野に立って学識を広めると共に、志望する専門分野に関する高度専門技術を修得させ、後期課程では、専門分野の研究者・教育者としての必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識と素養および高度専門知識の会得のみならず、社会人としての他分野の素養も身に付けさせる。
- (3) 技術者として必要な、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、プロジェクト管理能力などを修得させる。
- (4) TA 制度によって学部生、または前期課程の大学院学生への指導を通したリーダー教育を行い、社会人として的人格および自立心を形成する。

《土木工学専攻（平成 22[2010]年度から環境建設工学専攻に改称）》

1. 理念・目的

人々の生活を豊かにする社会基盤を創造し、これまでに蓄積してきた社会資本を維持・管理する営みである環境建設工学を発展させるため、専門分野に関する学習・研究を通じて、高い自律心と実践能力、社会人としての素養と倫理観を兼ね備えた、創造性豊かな技術者を育成する。

2. 教育目標

環境建設工学専攻で行う教育は、以下に示す事項を達成することを目標とする。

- (1) 建学の精神に基づき、社会人としての素養と倫理感を有する人格の形成をめざす。
- (2) 環境工学及び建設工学に関連する広範な専門基礎知識と技術を着実に修得し、さらに専門分野の先端的な知識を学び、理解する。
- (3) ある問題に対する研究を通して自らの力で情報を収集し、評価・分析し、対応策を模索して実践し、得られた結果を総括し、当該問題に対してよりよい方法などを提案する。
- (4) 研究成果を公に発表することにより、技術者としてのコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、プロジェクト管理能力などを修得する。

なお、本研究科の博士前期課程においては、広い視野に立って学識を深めるとともに、志望する専門分野に関する高度専門技術を修得させることをも目標とし、博士後期課程においては、専攻分野の研究者・教育者として必要な研究能力、及びその基礎となる広範な学識及び高度専門知識とともに、社会人として必要とされる工学他分野の知識を修得させることをも目標としている。

また、各専攻では大学院定員に見合った学生を入学させており、その結果、講義、工学特別演習ともに少人数教育が可能であり指導が徹底している。また、他の専攻との共同研究も可能であり学生のよい刺激になっている。本研究科では上記の理念・目的を踏まえ、平成 18(2006)年度と平成 19(2007)年度にカリキュラムを変更したが、社会の変化に対応した創造的な技術開発のための基礎を効率よく学生に教授するためにはカリキュラムに対して絶えず検討を加えていくことが必要である。

また、国際的に通用する高度な技術者育成のためには、学部生以上に、外国語の文献読解力はもちろん、会話力や研究結果の発表能力の指導も不可欠である。現在は担当教員が講義やゼミナールの中で、個別に外国論文の講読を指導するなど実施しているが、これらをいかに教育課程にいかに体系的に組み入れるかの検討も今後必要となる。

イ 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

本学における博士課程前期課程では、大学院学則第4条に記されているように、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養う」とうたわれており、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項に準拠している。工学研究科の理念・目的及び教育目標は同様に趣旨を具体的、かつ容易に表現しており、加えて学校教育法第99条で定める「国民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉」まで言及している。

課題研究（前期課程では平成20[2008]年度から「工学修士研修」、以下ではこの呼称を用いる）の遂行においては、指導教員によるゼミナール（平成20[2008]年度から「工学特別演習」に名称変更、以下ではこの呼称を用いる）などを通して研究開発能力や高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養っている。

工学研究科の4専攻前期課程における授業科目は、1科目2単位で、機械工学専攻30科目、電気工学専攻28科目、応用物理学専攻31科目、土木工学専攻27科目である。教員の専門分野も多種多様であり「広い視野に立って精深な学識を授け」の精神に整合している。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

本学における博士課程後期課程の目的は、大学院学則第4条の2に記されているように、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」とうたわれている。

「高度な研究能力」の修得については、指導教員のもとで綿密な「工学博士研修」と専門科目を履修してその能力を高めており、一方で教員による助言などを通して自主性を培っている。「豊かな学識」は他専攻の科目を学際基盤科目として履修させることにより、目的の達成を図っている。博士課程後期課程では、この意図に沿いカリキュラムを構築している。その一環として、大学院学生が所属する自身の専攻を除く3専攻からそれぞれの分野の素養として必要な学際基盤科目4科目、計12科目を選び出し、各専攻の学生は4単位以上を履修することを義務付けている。平成18(2006)年度に博士課程前期課程のカリキュラムを、平成19(2007)年度に主に博士課程後期課程のカリキュラムの変更を進めた。上述の学際基盤科目もその一環である。今後は、博士課程後期課程のカリキュラムを現在の工学の進展に適合するように更に魅力的にすること、及び研究科内の委員会の1つであるキャリア支援委員会の活動や担当教員による積極的な就職指導などが必要である。また、後

期課程への進学者の数は、対外的に研究科の研究レベルに結びつくことから極めて重要なポイントであるとの認識のもとに、上記方策などを真剣に実施することが必須である。

エ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

工学研究科の教育内容は、工学士課程としての工学部の教育内容との継続性を重視し、これをさらに高度化し、その専門性を高めたものになっている。工学研究科では平成20(2008)年度に組織の検証を行い、学部の専門科目でも共通性の近い分野、または重要度の高い科目群をまとめ、各専攻の柱としている。科目担当者も基礎となっている学部の科目担当者とはほぼ同じである。この意味では学部から滑らかに連結されており、整合性も取れている。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

工学研究科の前期課程における教育内容は、工学の幅広い分野に関わる基礎科目と先端科学技術等に関わる応用科目を修得すること目的とし、各専攻でそれぞれの専門の教育科目が編成されている。各教科の授業内容は科目担当者に一任されており、その内容はシラバスで確認できる。学生はこれらの多様な科目を自由に選択することが可能で、さらに希望により他専攻の科目も選択できる。

後期課程では、「工学特別演習」及び「工学博士研修」が中心であり、前期課程での経験をいかし、さらに高度な研究の推進と外部発表が主体的にできるように適切な指導が行われている。現実には、博士前期課程と後期課程の研究課題はそれぞれの研究室で共有する点も多く、両課程に学ぶ大学院学生が意見交換しながら切磋琢磨することが多い。また、前期課程修了者のうち、後期課程への進学を希望する学生は現在は極めて限られているが、それらの学生においては前期課程の研究テーマが継続されるので、専門分野での学識、研究能力が十分養われる。

カ 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

キ 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士前期課程に入学した者は、授業科目、「工学特別演習」及び「工学修士研修」を履修し、さらに必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格して修士の学位を得る。この過程で技術経営論や知的財産論を含む基礎学力が修得され、あわせて自主性やリーダーシップといった人格の形成に資する素養が得られる。

前期課程を修了した者は、所定の試験に合格すれば後期課程へ進学できる。進学した者は、「工学博士研修」と「工学特別演習」を中心に学ぶ。通常は3年間の研究により学位論文を提出することができる。ただし、優れた研究業績をあげた者と工学研究科委員会が認めた場合は、後期課程に1年以上在学すれば学位論文の提出が可能であるが、このような例はまだない。後期課程に通常3年間在学し学位論文を提出するケースが多くみられるが、提出が1年ないし2年遅れる場合もある。

提出された論文は、指導教授を含む3名以上の教授が論文審査委員となって審査し、さらに各専攻内で口頭発表される。この過程を経て合格の見通しが得られれば、最終的に学位論文として提出される。さらにその後、公開形式での口頭発表（最終試験と呼ぶ）が研究科内で行われる。学位論文並びに最終試験が論文審査委員により合格と判定されれば、工学研究科委員会で論文審査委員の主査により審査報告がなされ、審議の後、本研究科の段階での合否が決まる。最後に大学院委員会で承認を得て博士の学位が授与される。

このプロセスは一般的なものであり、システムとしては明瞭かつ公平なものである。また、学生の進学システムあるいは研究の評価システムの導入が検討され、現在、工学研究科では、学位論文の審査をより厳密に行うため、論文審査委員に学外からの審査委員（副査）を招聘するケースも存在する。なお、工学研究科では、優秀な学生の育成、学生の経済的負担軽減の点などを考慮し、従来から存在した学部、博士課程前期課程、博士課程後期課程学生の早期卒業・修了制度に加え、大学院早期入学制度が平成21(2009)年8月に導入された。これにより博士課程前期課程は学部入学から最短5年で、博士課程後期課程は最短7年半で修了が可能となった。また、工学部卒業後大学院入学を希望する優秀な学生（しかるべき条件を満足する必要がある）に対し、大学院入学後の研究活動への専念を可能とすべく、学部4年から博士課程前期課程の科目を10単位まで履修を可能とする制度も平成21(2009)年4月より運用を開始している。

ク 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との

適合性

本項は、工学研究科には該当しない。

2. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

大学院学則第12条第2項で「各研究科の授業科目の単位数の計算基準は、学部に基づき」としている。その学部においては、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算する」とし、「講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする」（学則第24条の2第1項第1号）としているが、実際には、15時間の授業時間をもって1単位としている。

基本的には、講義・演習といった授業形態にかかわらず、授業科目の単位計算方法は同じであり、学部同様、15時間の授業をもって1単位としている。この計算方法に基づき、週2時間（90分）の授業で半期授業科目を2単位、通年授業科目を4単位とし、2年継続履修の演習などの授業科目では8単位としている。

そのほか、工学研究科では、研究指導が大きな比重を占めるため、前期課程では「工学特別演習」6単位、「工学修士研修」10単位、後期課程では「工学博士研修」10単位を設けている。

3. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第15条)

大学院学則第14条の2において、国内の他の大学院での授業科目の履修を認めており、同条第2項で、「前項の規定により履修した単位については、10単位を超えない範囲で、本大学院で履修したものとみなすことができる」と定めている。また、同第27条において、外国の大学院への留学を認めており、1年間に限り在学期間に参入し、10単位を超えない範囲で単位を認めることができることになっている。

入学前の既修得単位については、大学院学則第15条の3において認められており、第14条の2及び第27条により修得した10単位とは別に、10単位を超えない範囲で単位を認定することができることになっている。

4. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人学生は、入学試験資格として、3年以上の社会人経験を有することが必要要件であるが、企業、官公庁などに正規の職員として勤務し、在職のまま入学できることとしている。また、出願に際しては、希望する研究ができるか否かを事前に問い合わせることになっており、十分な教育と研究を享受できるように配慮してある。

なお、社会人学生については、受講を希望する科目の履修が可能なように開講時間を変更するなどの配慮を行ってきている。しかしながら、これまでの入学者は夜間に開講しても受講できない遠隔地からの通学者であったこともあり、工学研究科では昼夜開講制の導入は行っていない。

外国人留学生に対しては、本大学院に入学を志願する者がいるときは、当該研究科委員会において学力検査の上、大学院委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することが規定されている。この際、外国人留学生の日本語能力に関し、『大学院学生募集要項』には、前期課程及び後期課程を受験する外国人に対して、日本の大学を卒業した者は提出の必要はないが、外国人日本語能力試験（1級）の成績通知書又はこれに準拠するものの提出が義務付けられている。課程修了の要件は、日本人学生と同じである。また、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（本学則第35条の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことが定められている。その他、休学、復学、退学についても規程として十分な配慮がなされている。これらは、日本人学生への適用のみならず、社会人学生、外国人留学生にも適用される。

5. 独立大学院等の教育課程

ア 学部基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

本項は、工学研究科には該当しない。

6. 連合大学院の教育課程

ア 連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

イ 複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

7. 「連携大学院」の教育課程

ア 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

工学研究科では、客員教授として「連携大学院」である独立行政法人産業技術総合研究所東北センター（仙台市宮城野区苦竹）の研究者を大学院委員会の承認を得て研究指導教員に加えている。これにより、大学院学生の選択できる研究テーマを広げ、研究指導体制の充実をはかっている。

「連携大学院」において研究指導を受ける大学院学生は、所属する研究科各専攻の教育課程に従って、学位の取得に必要な授業科目を履修している。また、研究指導教員の責任者としての主査には本学教員があたることにより、学生の研究教育に深く関与するなど、教育内容の体系性・一貫性は確保されていると判断される。

【点検・評価】

本学大学院の工学研究科、及び各専攻の「理念・目的」「教育目標」は明確であり、博士課程（前期課程、後期課程）の目的への整合性、学部教育との整合性などおおむね問題がないと評価できる。

教育課程等に関し、工学研究科では「広い視野に立った精深な学識」「研究能力又は高度専門職業に必要な能力の養成」については誠意努めている。しかし、大学院進学者数が多くないため、教員からの学生の指導が徹底されるという利点はあるが、同輩が少ないために互いに切磋琢磨するという研究環境が生まれにくく、自分以外の研究に対する考え方や研究手法を学ぶ機会が少ないなどの問題が存在する。

一方、学部の専門教育科目と、研究科の科目がどのように結びついているかについては、学部での基本科目の理解の上に研究科の専門科目が学べるように体系づけられている。なお、前期課程の教育内容は幅広い基礎科学と工学の分野を網羅しており、各専門に関する基礎的教育内容と工学的応用を目的とした教育内容のバランスは良いと考えている。しかし、近年の産業界あるいは世の中の開発・研究動向を考慮すると、学部・研究科ともに研究内容に普遍性を持たせながら絶えず改革することが必要であり、また一方では、個性ある研究内容を学外に積極的に公表していく姿勢が必須である。

「授業形態と単位の関係」においても、工学研究科の授業科目の単位の計算方法は、大学院設置基準第15条の大学設置基準の準用、すなわち大学設置基準第21条に従うものであり、授業が適切に実施されている場合には、妥当であると考えられる。加えて、平成20(2008)年度から企業における現状を考慮し、その重要性から「技術経営特論」「知的財産特論」などを新設するなど、カリキュラム面において新しい前向きな試みがなされている。

「工学修士研修」あるいは「工学博士研修」に関わる研究指導及び研究のために用いられ

る実際の時間は多くの場合、設定された単位に比べてはるかに上回ると考えられが、大学院における現状の研究指導の水準を維持するためには、「工学特別演習」（6単位）、「工学修士研修」（10単位）の単位数の半数を超えることが必要となる設定は適切であると考えられる。前述したように多くの授業は少人数で実施されていることにより、担当する教員との間で双方向的な講義が行われるなど、講義内容の理解が促進されるという観点からも単位数に十分見合った授業が実施されていると考えられる。また、勉学意欲のある優秀な学生に対して、最短で5年半、7年半で博士課程前期課程修了、及び博士課程後期過程修了の道を開いたこと、4年生で大学院進学を希望する優秀な学生に、4年次に10単位の大学院講義科目の先取り履修を可能にしたことなどは大学院の活性化の点から非常に望ましいことである。

【改善方策】

工学研究科の教育課程の改善について、下記の検討が必要である。

- (1) 社会の変化に対応する創造的な技術開発のための基礎を効率よく学生に教授するためには、カリキュラムに対して絶えず検討を加えていくことが必要であり、このような観点から工学研究科ではカリキュラム委員会を設け、各専攻と協力してカリキュラムの検討及び見直しを図る。
- (2) 国際的に通用する高度な技術者育成のためには、学部生以上に、外国語の文献読解力はもちろん、会話力や研究結果の発表能力の指導も不可欠である。現在は担当教員が講義やゼミナールの中で、個別に外国論文の講読を指導するなど実施しているが、これらをいかに教育課程に体系的に組み入れるかの検討も今後必要となる。現在、工学研究科ではこのような大学院教育に関わる諸課題の改善を図り、より良い大学院教育を推進するために教育推進委員会を設置して常に検討を進めているが、今後も積極的に進める。
- (3) 本学では、工学研究科の担当教員のほとんどが工学部担当教員である。したがって、工学研究科における研究と工学部における研究内容がほぼ同一であり、大学院と学部の理念等の差異に対応した改善を行う。
- (4) 教育研究の環境整備が不可欠であり、今後、施設・設備の近代化を促進し、教育内容の改善を図る。また、博士後期課程への進学者を増やすことが必須である。

②教育方法等

【到達目標】

工学研究科における教育方法や教育効果の評価に関して工学研究科では、「教育推進委員会」を設置して議論を進め、以下のように「到達目標」を定めた。

- (1) 大学院修了生として必要な工学的基礎学力教育の効果的実施と、適切、かつ公平な成績評価の実施。
- (2) 授業評価システムの構築。
- (3) 指導教員による個別的研究指導の充実度に関する評価法の開発。
- (4) FD活動の徹底及びその有効性に関する評価法の開発。
- (5) 博士課程、特に後期課程の学生へのキャリア支援の徹底。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

大学院課程における教育効果は、5観点別評価（関心・意欲、態度、科学的思考、観察・実験の技能、知識・理解）で受講生を到達度評価した結果から測定される。

開講科目の履修効果は、筆記試験、報告書、課題を定めての担当教員との議論などが受講生に課され、これらの5観点別評価により測られる。各観点を評価に用いる割合は、科目の独自性や科目担当教員によって異なっている。担当教員は担当科目ごとに受講生に観点別評価を行い、例えば関心・意欲の評価から講義科目への導入方法の工夫、態度や知識・理解の評価からは講義内容や教授方法、の評価を測る。工学研究科は Semester 制による半期開講科目で課程が構成されており、科目担当教員は半期ごとに評価を行って講義内容を検討する短期的な教育効果の測定を行い、常に講義内容の充実を図っている。

大学院教育における教育評価の中心にあるのは、研究活動の成果に対する評価である。研究成果は、基本的に修士論文とその口頭発表会における質疑応答に基づいた5観点別評価より評価される。修士論文には、当該研究に関する発表論文や講演発表を記載する項目が設けられ、国内外における学会・研究会、会議における成果発表を参考にして研究成果に対するより客観性の高い評価が可能となる。発表会は専攻ごとに開催され、一人につき50分（発表30分、口頭試問20分）で行われる。以上のように、修士論文等の評価からは前期課程（2年）や後期課程（3年）を通しての中期的評価の測定が可能であり、例えば、関心・意欲の評価からは研究課題が検討され、科学的思考や技能の評価からは指導方法や体制の効果が測られるなど、課程期間を通した中期的教育効果の測定が行われ、それらの結果に基づき研究指導機構の改善が図られている。さらに中期的教育効果の測定には、「教育推進委員会」の審議により「工学研究科の学位授与における論文審査基準に関する内規」が平成21(2009)年6月に定められた。それには、修士の学位は意義ある修士論文を提出するとともに学会もしくは研究会で1回以上発表することを、また、博士の学位は意義ある博士論文の提出と査読付き論文を学術誌に1編以上発表することを、それぞれ義務づけている。この内規が活用されることで、教育効果を向上させる新たな取り組みが起こっている。

イ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

多くの前期課程修了者は民間企業へ就職している。博士課程への進学者は少ない。以下に各専攻の詳細を記す。

機械工学専攻の博士課程前期課程の過去4年間の修了者は、平成17(2005)年度1名、平成18(2006)年度10名、平成19(2007)年度2名、平成20(2008)年度1名であった。このうち民間企業就職者は製造業を主とした14名で、一部に電力関連業種がある。1名は公立学校教員となった。なお、この間の博士課程後期課程修了者はいない。

電気工学専攻は、平成17(2005)年度8名、平成18(2006)年度6名、平成19(2007)年度8名、平成20(2008)年度5名であった。このうち民間企業就職者は21名で、製造業を主として、電力関連業種やサービス業への就職も多い。後期課程進学者は2名であった。な

お、この間の博士課程後期課程修了者はいない。

応用物理学専攻は、平成 17(2005)年度 4名、平成 18(2006)年度 3名、平成 19(2007)年度 6名、平成 20(2008)年度 6名であった。このうち民間企業就職者は製造業やサービス業を主とした 13名であった。2名は公立学校教員となっている。なお、この間の博士課程後期課程修了者はいない。

土木工学専攻は、平成 17(2005)年度 10名、平成 18(2006)年度 12名、平成 19(2007)年度 8名、平成 20(2008)年度 3名であった。このうち民間企業就職者は土木・建築やサービス業を中心に 29名、数名が公務員となっている。後期課程進学者は 1名であった。

ウ 大学教員、研究機関の研究者などへの就職状況と高度専門職への就職状況

平成 15(2003)年 3月から平成 21(2009)年 3月までの期間に大学教員として採用された大学院修了生はいない。民間企業に就職後、研究機構や研究開発業務に配属となった修了生は多いが、卒業後の動向は就職部が全学的に実施している卒後 1年での就業アンケートによるが、回答率が 5%程度であるため、その状況を十分に把握できている状況ではない。各研究室単位で担当教員が卒業後の動向を把握しているのが現状で、一例として某研究室では近年の修了生 8名のうち企業の研究開発部門に配属されたものは 5名である。

2. 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

博士課程前期課程修了のために必要な単位数は、「工学特別演習」(6単位)、「工学修士研修」(10単位)を含め 32単位である。したがって、科目履修での必要単位数は 16単位(8科目)であり、大学院学生は各専攻にあわせて必要な単位を選ぶことができる。

開講科目における専門的能力の習得の評価は、筆記試験、報告書、課題を定めての担当教員との議論などを受講生に課し、これらの 5観点別評価により、各観点を評価に用いる割合は科目の独自性により各科目担当者が総合的に検証し評価している。「工学修士研修」は修士論文の評価が主たる評価であり、基本的に修士論文とその口頭発表会における質疑応答を参考に指導教員が評価を行う。工学研究科では「工学研究科の修士論文評価基準に関する内規」を申し合わせ、ここでは各専攻における合議により成績評価を行うように定めている。

イ 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

本項は、工学研究科には該当しない。

3. 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

前期・後期課程ともに、大学院学則第 12条に「授業科目、単位数及び履修方法」を規定し、同条別表 2において博士課程前期課程修了のために必要な単位数は、「工学特別演習」(6単位)、「工学修士研修」(10単位)を含め 32単位以上を履修することなどと「履修方法」に単位修得方法を細かく定めている。さらに同第 13条に「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下『研究指導』という。)」によって行うこ

とを明記している。

具体的な研究指導の内容は工学研究科委員会が定め、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うための指導教員を選任する。学生は学年の初めに指導教員の指示により履修科目を研究科長に提出する。時間割には研究指導の時間も記入されており、学生は研究指導を受けることが保証される。

学位論文の指導については、前期課程では2年次初頭に論文題目届を提出し、必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出する。後期課程では指導教授の指導のもとに必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出する。

イ 学生に対する履修指導の適切性

全体的な履修指導は『大学院要覧』をもとに、学期初めに行われる学務ガイダンスで学務係より行われる。その後の詳細な履修指導は、研究指導を行う教員が修士論文作成に必要な科目や研究に必要な基礎的な知識を得るため履修が望ましい科目などをあげて指導を行っている。また、TAの応募については、学期初めに時間をとって応募を促している。これは将来、指導者として活躍するための素養を研く良い機会であるため、特に奨励している。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

指導教員は、研修に必要な大学院開講科目の選択履修の指導に始まり、「工学特別演習」（6単位）や「工学修士研修」（10単位）又は「工学博士研修」（10単位）の指導を通して詳細な研究指導を行っている。このほかに同室の卒業研究生への実験指導やゼミナール指導へ大学院学生を参加させることで、指導力を養成し研究内容への理解を深化させるための指導を行っている。

各学年における在校生はそう多くなく、定員を超える程度であり、大学院学生がある特定の教員に偏ることで指導上の問題が生じることは起きていないが、課程全体でみると、ある程度の偏りが生じているものの大きな問題とはなっていない。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

工学研究科は、大学院学生一人に必ず複数の指導教員が付く体制ではなく、研究室における集団指導体制をとり、その責任を指導教員がとっている。学位論文審査では、指導教員が主査、研究指導を受けたその他の教員が副査という立場で参加し、責任の明確化を図っている。

オ 研究分野や指導教員に係る学生からの変更希望への対処方策

大学院学生より、研究分野や指導教員に関わる変更希望が提出された際、その申し出に対応するための規定化されたシステムは存在しないが、専攻主任、大学院担当事務及び工学研究科長が対処している。大学院担当事務などに変更に関するような相談ごとは時折あるものの、現実に変更した事例はない。

4. 医学系大学院の教育・研究指導

ア 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度

イ 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. 「連携大学院」における研究指導等

ア 「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性

「連携大学院」である独立行政法人産業技術総合研究所東北センター（産総研）において研究指導を受ける学生は、東北学院大学大学院工学研究科並びに所属する専攻の教育理念や教育目標に沿った教育指導を受け、研究面でより自己の希望に近いテーマを選択して適切な研究指導を受けている。

「連携大学院」では、大学院学生の研究指導教員として適切であることを工学研究科委員会が資格審査を行って承認した連携大学院教授が研究の指導を行うが、修士論文や博士論文の主査は本学大学院専任教員が務めている。主査となった教員は、大学院学生や連携大学院教員と研究の進捗状況や問題点について定期的に打ち合わせを行って「工学修士研修」や「工学博士研修」についても体系的で適切な指導体制を確保している。本学と産総研とは JR 仙石線で5駅という利便性があり、密接な連携が可能である。

6. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

工学研究科内に設置されている「教育推進委員会」が教育や研究の改善を実践するさまざまなFD活動を行っている。例えば、学位認定基準の明確化など制度上の整備などが行われた。具現化されたことは、工学研究科全体に共通する専門基礎講義や客員教授による特別講義の開設など、少ないスタッフで教育効果を向上させる工夫を行っている。

研究指導に関しては、他大学研究機関や公的研究機関等との共同研究を行うことで、先端分野の研究の活性化と大学院学生の研究へのモチベーションを高めるような措置を講じている。今後はさらにこのような委員会活動を効果的なものにすることで、より大きな改善効果が現れることが期待できる。

イ シラバスの作成と活用状況

『大学院要覧』は全研究科の内容を一冊にまとめて編集しており、この中にシラバスが掲載されている。工学研究科のシラバスには、科目名、講義概要、授業計画、成績評価方法、使用テキスト（参考書）が明示され、特に授業計画や成績評価について詳細に記載している。特にカリキュラム改正に合わせ、平成20(2008)年度から到達目標や準備のための学習、成績評価基準などをよりわかりやすく表現することで講義に対する学習の方向づけができるように改善されている。また、同時に行われた博士後期課程のカリキュラムの大幅改正により、他専攻科目の学際基盤科目の「関連科目」として、前期課程又は研究科委

員会が認めた授業科目の履修が可能になり、それにあわせて後期課程のシラバスも前期課程と同様な記載内容となり、大きな改善がみられた。

ウ 学生による授業評価の活用状況

大学院学生による授業評価は、1科目あたりの受講生が少なく、アンケートに応じた個人が特定される可能性があり、組織的には実施していないが、現在、「教育推進委員会」にて授業評価の方法について検討中である。

授業の進め方については担当教員にゆだねられ、一部の教員は少人数教育の利点をいかして学生と授業内容についての意見交換が行われている。

エ 修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

工学研究科では、修了生に対して在学時の教育内容・方法の組織的な評価は行っていない。所属した研究室単位においては、修了後の研究室訪問の際や、指導教員の職場訪問の際などにおける懇談を通して情報を取得している。

【点検・評価】

(1) 工学研究科における教育方法は、シラバス記載内容の充実が実現したことで、授業の目標や内容の把握が容易になり、特に履修科目の多い博士課程前期課程の学生は効率的な履修計画を構築でき、学習効果が向上している。

教育評価は、大学院教育の高い専門性に鑑み、科目担当教員に任せられている。担当教員は科目ごとに成績評価基準を観点別でシラバスに記載することで、この評価を教育評価のための情報として利用できるようになった。

(2) 少ない教員数で幅広い分野の授業科目を開講していることは、大学院学生が幅広い知識や技能を習得できる長所がある一方で、研究課題に関連した専門的な学習が制限されるという短所も生じている。

(3) 修士論文や博士論文に関わる研究指導や論文作成指導は特別の問題もなく、学術団体において口頭発表賞、ポスター賞、論文賞を受賞する事例も毎年数件を数え、年々に増加する傾向がある。

(4) 大学院学生の履修科目数は修了単位数を十分に上回り、広い分野を履修する意欲がみられ、研究指導にも良い効果が生じている。

(5) 指導教員による個別指導は、工学研究科で定めた修士論文や博士論文の提出基準によって、外部の学術団体において関連する研究発表の発表回数などを定められたことで指導の目標が明確になった効果により充実した。指導教員は、この基準を最低条件と位置づけて、実際には基準を十分に上回る研究発表を内外の学会や会議で行っている。

「連携大学院」の制度により(独)産総研東北センターで研究指導を受ける場合には連携大学院教授と工学研究科教授との複数指導体制をとっている。

(6) 『大学院要覧』のシラバスの記載内容は、工学研究科は学内的には改革先行しているとみられるが、掲載項目や講義計画の内容など外部から求められる記載に不十分な箇所も散見される。全学的に、要覧についての検討が始まっており、掲載項目や記載内容について検討が始まっている。

(7) 大学院学生による授業評価は、1科目あたりの受講生が少なく、アンケートに応じた個人が特定されることから組織的には行っていない。一部の教員が学生と授業内容についての意見交換を行っている。また、学年の初めに行われる工学研究科オリエンテーションや学年中期に開催される工学研究科合同懇談会において、大学院学生からの要望を議題として討論が行われている。

【改善方策】

(1) 大学院修了生として必要な工学的基礎学力教育を効果的に実施すること、及び適切・公平な成績評価の実行については、工学研究科に設置した「教育推進委員会」が積極的に外部情報を収集して啓蒙活動を行い、この情報により具体的な改善策と行動規範を示し、これに基づいて実行されていく状況過程を「教育点検評価委員会」が確認し検証を行っていくことで具現化を図っていく。

各専攻の教育・研究に共通する特色は、複雑多岐にわたって展開する現代技術の分野で創造的な技術開発を指向している点にある。それに対応する大学院課程の教育・研究の活性化に、大学院担当教員が積極的な研究活動により高い評価を得る業績を積み上げていく努力を行う。

(2) 授業評価システムの構築についても、「教育推進委員会」で具体的な実施法を検討している。ここでは単なる机上討論に終始せず、大学院学生の評価が高い授業の公開や「研究授業」を実施して具体的客観的な評価システムの構築を目指していく。

(3) 指導教員による個別的研究指導の充実度に関する評価法は、一部の専攻では大学院学生に中間発表を課して、その内容を評価している。大学院学生は各年次のほぼ中頃に中間発表を行う。すなわち前期課程では2回、後期課程では3回の中間発表を行った後に最終試験に臨む。中間発表では多くの時間を議論にあてる。これにより大学院学生の研究姿勢や指導の充実度が評価されている。今後は、このような制度を工学研究科全体に広め、中間評価を記録することなどを試行しながら評価法を確定していく。

(4) 工学研究科では、「教育推進委員会」を設置し、さらに専攻主任会議では大学院担当教員の業績調査を行った。さらに、調査に基づいた対策等についても同委員会で討議を開始した。今後は委員会における議論に基づいて、大学院担当教員への教育活動や研究活動に対しての支援方法、特に業績不足の教員への対応などを具体的な議論の中で実行していく。

(5) 大学院学生へのキャリア支援は、大学院担当教員は指導する大学院学生へのキャリア支援を行うことが義務であることを自覚できるように工学研究科に設置した「修学支援委員会」の討議を通じて啓蒙活動を闊達に行っていく。最近は少ないながらも博士課程後期課程への進学希望が増えている。このことは、大学院評価のひとつの基準として望ましい方向である。指導教員は、大学院学生の教育指導を十分に行って研究志向を高めることはもちろんのこと、就職先についても企業などとの共同研究を積極的に開発して修了後の就業候補先を増やすようなキャリア支援への積極姿勢を持つような議論を深め、実行していく。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

現代のグローバル化に伴い国内外における理工系分野での教育研究の交流は、ますます重要になってきている。国内においては他大学院や高等学術研究機関と積極的に交流を推進する。また、国外で活躍する人材を育成するために、大学、大学院教育における国際感覚の吸収の機会を充実させることを目標とする。

【現状説明】

1. 国内外との教育研究交流

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

国際交流の推進は重要な教育研究課題の1つであり、以下その基本方針を示す。

- (1) 客員教授の招聘、海外の研究機関との人的交流、共同研究の推進
- (2) 学生の国際会議等における研究成果発表の更なる奨励

国際化への対応と国際交流の推進には教員間で、その重要性への理解はほぼ得られていると考えられるため、基本方針は適切と判断できる。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（大学基礎データ表11に対応）

「学生の海外留学」「外国人留学生の受け入れ」については、全学的に制度化されている。また、各研究科は、規定により国外からの客員教授をそれぞれ年間1名ずつ招聘することができる。また、留学生の受け入れに関しては、大学院に在籍する私費留学生に対して授業料の70%までの減免を実施しており、これは国際交流の促進に役立っている。

ウ 国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況（大学基礎データ表12に対応）

本研究科では、例えば工学部機械創成工学科（現・機械知能工学科）と機械工学専攻とが中心となって推進してきた韓国の大仏大学校（Daebul University）との交流が進展し、平成15(2003)年10月10日には国際交流協定が調印された。また、応用物理学専攻では客員教授の招聘による「国際学術交流」を進めている。ここ3年間では、ロシア共和国（2名）、ブルガリア共和国、台湾等から各1名、合計4名を各研究科に受け入れている。また、本研究科学生の国際会議への参加が増えてきていること、最近の教員の積極的な研究姿勢等により、件数は増加の方向を向いていると判断できる。しかし、本研究科では、国内外の大学院間の教育研究交流は、個別に行われているが組織的ではない。

【点検・評価】

国内における教育研究の交流は、東北産業技術総合研究所など一部組織的に行われているが、他大学との交流は各専攻科に任せているのが現状である。国際交流に関しては、「学生の海外留学」「海外からの客員教授の招聘」等の国際交流の重要性に関する認識は共有されている。「海外留学」「客員教授の招聘」「外国人留学生の受け入れ」等のプログラムは、おおむね適切に機能していると判断できる。しかしながら、以下のような問題がある。

- (1) 海外留学プログラムを活用する学生数は少ない。

- (2) 海外からの客員教授の招聘は、現時点では特定の教育研究分野、地域に限られている。
- (3) 国際交流を推進するための組織は、現在のところ特に大学院を視野に入れた委員構成とはなっていない。今後、大学院独自の企画の必要性がある。
- (4) 教育研究の活性化から組織的に国内外の大学院間の交流に努めるべきである。

【改善方策】

国際化の進む社会で活躍できる学生を育成するために、諸外国の人と共生できる国際感覚の吸収、語学力の習熟が期待できる「学生の海外留学プログラム」への参加の意義を、「工学特別演習」等の授業を介して今まで以上に学生に周知する。また、教員が一線級の研究を維持・推進し、学生への刺激を図るためには、客員教授の招聘、海外の研究機関との人的交流、共同研究の推進など積極的に進める。また、今まで限定されていた教育研究分野、対象地域の拡大を「専攻主任会議」を中心に検討する。さらに、学生の国際会議等における研究成果発表も今まで以上に参加費等の援助を含め奨励する。

④学位授与・課程修了の認定

【到達目標】

学位授与・課程修了の認定において、十分な透明性と客観性を保つこと、及び学位授与率の向上と質の向上を図ることを目標とする。

【現状説明】

1. 学位授与

ア 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性（大学基礎データ表7に対応）

「大学基礎データ」表7の通り、過去5年間において論文博士3名、課程博士3名、修士129名に対して学位を授与している。

学位授与の審査基準は学則で述べられている理念及び各専攻の教育目的を十分理解しているかをもとに、工学に寄与する修士課程又は博士課程の内容を備えていること、テーマの設定が独創的なものであること、さらにそのテーマが理解しやすい形で表現されているかの3点を検討した上で、授与の可否を判定している。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位論文審査においては、主たる責任をもって指導にあたる教授を主査（1名）とし、学位論文としての適否については副次的責任を有する教員（准教授以上で修士課程の審査では1名以上、博士課程の審査では2名以上）を副査とし、透明かつ公平に行われている。

修士論文の審査は、それぞれの専攻において、大学院担当教員全員の出席のもとで50分にわたって発表と口頭試問を行っている。したがって、研究分野の異なる視点から、学位審査に対して合否判定に関わる意見を述べる機会が与えられている。

博士論文の審査は、修士論文と同様の環境のもとで1時間を用いて発表と口頭試問を行っている。博士論文においてもその手続きは基本的には修士論文と同様であるが、博士の

授与方針としての客観性を維持するために、審査つき論文を課程博士の場合は1編以上、論文博士の場合は3編以上外部に公表していること、及び外国語による発表を行っていることを最低条件としている。最終的には、研究科委員会で指導教員が論文審査の報告を行い、審議の後、全員の投票で提出者個別に厳正かつ公平に可否を決定している。

ウ 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

工学研究科では、現在のところ修士論文の審査のみにより学位認定を行っており、前例がない。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

工学研究科では、大学院入学試験の面接試験で日本語能力の確認を行い、入学を許可しているため、留学生に学位を授与するにあたり、特に日本語指導等は講じていない。

2. 専門職大学院の修了要件等

ア 法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間及び修得単位数との適合性

本項は、工学研究科には該当しない。

3. 課程修了の認定

ア 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

前期課程においては大学院学則第15条で、後期課程においては同第16条において、優れた業績を上げ、当該研究科委員会が特に認めた場合に限り、標準修業年限未満での修了を認めている。

【点検・評価】

- (1) 学位授与に関しては、透明性、客観性を保って行われており、また授与方針・基準は厳密なものであり、特に問題ないと判断できる。
- (2) 留学生に学位を授与するにあたっての日本語指導等の配慮・措置に関しては、今後、大学院の入試のあり方も含め、きめ細かな検討が必要と思われる。
- (3) 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定のケースも想定し、検討課題である。

【改善方策】

- (1) 博士課程への入学者が少ないのは、研究上の活性化からも問題であり、より一層増やす方策を検討する。
- (2) 大学院の教育・研究の水準を高く保つために、教員の教育・研究以外の負担軽減策を検討する。

⑤通信制大学院

1. 通信制大学院

ア 通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の
適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

本学における教育理念は、現代の社会で十分その力を発揮する多くの学生の育成である。この理念のもとに、社会に貢献のできる専門的学力を有する職業人を育成することが本研究科の教育目標となる。これらの教育目標を達成するために、「多様な学生募集の方法・選抜方法を取り入れ、本研究科の教育理念・目標に相応しい人格と基礎学力を備えた人材の選別に重点を置いて学生を受け入れること」を到達目標とする。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（大学基礎データ表 18-3 に対応）

出願資格は、東北学院大学大学院学則第20条の入学等の資格に明記されている。また、次の表に示された収容人数を常に確保することを最低目標としている。

入学者の選抜はまず、大学院工学研究科の博士課程前期課程において、主として大学卒業又は卒業見込み者を対象とした一般選考を秋季（9月）と春季（2月）の2回行っている。一般選考では筆答（専門、外国語など）試験及び口述試験により、入学者が選抜される。受験すべき科目は研究科によって異なるが、他大学あるいは他学科の学生の受験に配慮して受験科目を選択できるように配慮している。また、3年次までの成績が優秀な本学工学部の学生を対象とした特別選考を平成18(2006)年から6月及び9月の2回実施している。特別選考出願者は前述の出願資格に加え、ある一定の成績基準を満たす者だけを推薦することを申し合わせている。特別選考については、口述試験により入学者選抜が行われる。

学生募集方法は、2年から4年の学部生には成績発表時に、工学研究科のパンフレットを配布し、大学院進学のための情報提供を行っている。さらに4年次の学生には大学院進学のためのガイダンスを行っている。

工学研究科の入学定員と収容定員

専攻	前期課程		後期課程		総収容定員
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
機械工学	8	16	2	6	22
電気工学	8	16	2	6	22
応用物理学	8	16	2	6	22
土木工学	8	16	2	6	22
計	32	64	8	24	88

加えて、本学では本格的な生涯学習の時代を迎えた社会の要求に応えるため、平成10(1998)年4月からは、全研究科で社会人を受け入れており、本研究科においても一般選考が実施される秋季（9月）と春季（2月）の2回、社会人特別選考を行っている。社会人特別選考への出願者は、入学等の資格（大学院学則第20条）を満たし、企業、官公庁等に正規の職員として勤務し、所属長の推薦を受けて、在職のまま入学できる者であるか、又は3年以上の社会人経験を有する者でなければならない。社会人特別選考では書類審査及び口述試験により入学者の選抜が行われる。

後期課程については、春季（2月）に一般選考と社会人特別選考が行われており、一般選考では筆答（外国語、論文など）試験及び口述試験、社会人特別選考では書類審査及び口述試験により入学者の選抜が行われている。また、社会人特別選考への出願者は、入学等の資格（大学院学則第20条）に加え、3年以上の社会人経験を有する者でなければならない。

このほか、外国人の大学院入学志願者の受け入れも行っている（大学院学則第41条）。

工学研究科の在籍学生数 [平成21(2009)年5月1日現在]

専攻	前期課程			後期課程				合計	研究生	総計
	1年	2年	小計	1年	2年	3年	小計			
機械工学	8	5	13	0	0	0	0	13	0	13
電気工学	8	11	19	1	1	0	2	21	0	21
応用物理学	5	11	17	1	0	0	1	17	0	17
土木工学	7	10	17	1	0	0	1	18	0	18
計	28	37	65	3	1	0	4	69	0	69

しかしながら、後期課程の欠員は、博士号取得者の就職先の確保が極めて困難という社会状況とも密接な関連があり、欠員を減らすための具体的な方策を見出すまでには至っていない。この現状を踏まえ、工学研究科内の広報委員会が初めて学生募集のためのパンフレットを5,000部作成し、学部生及びオープンキャンパス来学者に配布した。また、平成21(2009)年度は工学研究科独自のホームページも作成し、本学学部生のみならず他大学の学生にも工学研究科の情報を告知している。「修学支援委員会」が奨学金の充実等経済的支援の拡大について検討し、一部ですでに実績に現れている。さらに、就職先の確保に関しても「キャリア支援委員会」が取り組んでいる。

2. 学内推薦制度

ア 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

3年次までの成績が在籍者数の上位ほぼ30%（専攻により若干異なる）に入る優秀な本学部の学生を対象とした特別選考を、平成18(2006)年から6月及び9月の2回に実施し、口述試験による入学者選抜を行っている。本制度により優れた学生を大学院に入学させる

ことは、学生間の適正な競争や勉学意欲の向上、大学院における研究教育活動の質の向上等につながるばかりではなく、学部学生への格好の刺激ともなり研究室活動や運営の面でも良好な効果が得られている

3. 門戸開放

ア 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

従来から、本学大学院では他大学からの大学院入学者や他大学院学生の後期課程への受け入れを行ってきている。平成21(2009)年4月現在で過去5年間において、他大学からの入学者は、平成18(2006)年度に前期課程入学者が1名であるのみである。本研究科においても委託聴講生制度の導入による大学院教育の活性化の検討や、現在、本学の卒業生のみに行われている入学金の免除などの支援を他大学卒業生にも適用するなどの措置の検討も必要になると思われる。

4. 飛び入学

ア 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

「飛び入学」制度(大学院学則第20条第1項第8号)の実施例は、平成7(1995)年度の機械工学科においての1名以降例はない。工学部においては、平成19(2007)年度より大学院進学を前提とする早期卒業制度「大学学則第3条第2項」及び「同則第25条第2項」が規定され、3年半で学部を卒業し、大学院に進学できることになった。したがって、「飛び入学」を適用した前期課程の大学院学生は1年半で修了することも可能になり、大学入学から通算して5年で修士の学位を取得し、大学院修了者として社会に巣立つことができる。この制度は学生の経済的支援、勉学意欲高揚の意味合いでも適切である。

5. 社会人の受け入れ

ア 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

前述したように、工学研究科においても社会人特別選抜により、社会人に対しても門戸開放を行っている。しかしながら、社会人の大学院学生はここしばらく入学していない。

6. 科目等履修生、研究生等

ア 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本学大学院には、科目履修生規程、研究生規程、聴講生規程にそれぞれ出願資格が定められている。それによると、科目履修生については、博士課程前期課程または修士課程の有資格者となっている。研究生については、大学を卒業した者またはこれと同程度の学力を有する者となっている。なお、本研究科においては他大学との委託聴講生の連携はいまだ無い。平成17(2003)年度以降、科目等履修生、聴講生ともに在籍者はいない。一方、研究生は平成17(2005)年度1名(電気工学専攻1名)、平成18(2006)年度1名(電気工学専攻1名)、平成19(2007)年度1名(電気工学専攻1名)受け入れている。

7. 外国人留学生の受け入れ

ア 大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

外国人留学生の受け入れ制度はあり、平成12(2000)年度に1名を受け入れた実績はあるが、平成15(2003)年度以降に受け入れた実績はない。留学生受け入れの場合は、学生のための英語による授業の拡充など、海外の学生が学びやすい環境を整える必要がある。ホームページでは、英語、及び中国語に対処しているが、外国語のパンフレットは無いため、広報活動をより強化する必要がある。また、外国人留学生が学びやすい環境を整えることも重要である。

イ 留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上立った、大学院における学生受け入れ・単位の認定の適切性

本学大学院では、留学生の受け入れについて、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上立った受け入れをするために、前期課程については大学院学則第20条第3号、第4号及び第9号、後期課程については同20条の2第2号、第5号(ロ)の規定を設け、外国人日本語能力試験(1級)に合格していることを入学の要件としている。また、外国人留学生のための特別選抜も定員もなく、留学生は、「一般選考」を受験することになるが、本人が受けた教育内容や質については、面接の際に見極めている。

留学生が本国地での大学教育、大学院教育で修得した単位の認定については、日本人学生が入学前に修得した単位の認定と同等に扱われる。

8. 定員管理

ア 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性(大学基礎データ表18に対応)

学生募集の一環として、工学研究科独自のパンフレットを作成し、本学学部生、オープンキャンパス来学者に配布している。また、平成21(2009)年度には工学研究科独自の大学院のホームページも作成し、大学院進学のための情報提供を行っている。各種奨学金の申請を希望する学生には、正確な情報提供を行い、希望者が申請しやすいように懇切丁寧に相談している。また、本学卒業生についての限定ではあるが、入学金の免除及び10万円の給付奨学金による支援も行っている。工学研究科の収容定員に対する在籍学生数の比率を次の表に示す。表は平成20(2008)年5月1日現在の状況である。

収容定員に対する在籍学生数の比率 [平成21(2009)年5月1日現在]

専攻	前期課程			後期課程		
	収容定員	在籍学生数	比率	収容定員	在籍学生数	比率
機械工学	16	13	0.81	6	0	0.00
電気工学	16	19	1.19	6	2	0.33
応用物理学	16	16	1.00	6	1	0.17
土木工学	16	17	1.06	6	1	0.17
計	64	65	1.02	24	4	0.17

前表より、前期課程においては、専攻による学生数のばらつきも多少見受けられるが、ほぼ定員を満足している。しかし、後期課程については、博士号取得の能力を持つ学生は在籍するものの、博士号取得者の就職が極めて難しい最近の社会状況もあり、進学希望が極端に少ないのが現状である。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

前期課程については定員をほぼ充足するものの、後期課程については定員を充足することはできていない。後期課程ばかりでなく、前期課程の学生に対しても、修学に対する経済的支援のあり方を検討する必要がある。さらに、就職先の確保に関しても全学的に取り組む必要がある。これらの問題、さらに教育等の改善を含めた課題を有効に議論するための委員会が平成19(2007)年度から工学研究科内に設立された。委員会は「カリキュラム委員会」「教育推進委員会」「キャリア支援委員会」「広報委員会」「修学支援委員会」から成っている。さらに、平成21(2009)年度から「教育点検評価委員会」が設立された。今後は研究科及び専攻レベルで組織的にプロジェクトを推進し、国内外の先端的な研究機関との組織的な連携を行い、国際的レベルで活躍できる研究者の育成を図るとともに、これらの研究機関あるいはこれに準じる研究所への就職の斡旋を行う必要がある。

【点検・評価】

平成21(2009)年度の前期課程については、工学研究科全体ではほぼ満足する入学者を確保している。しかしながら、専攻により偏りがあること、また、このまま、この傾向が期待できるのかについては予断を許さないことなど、今後も応募者増加に向けて対策の検討が必要である。具体的には、工学研究科内の広報委員会における学生募集のためのパンフレットとホームページの作成、「修学支援委員会」における奨学金の充実等経済的支援の拡大について検討、さらに、就職先確保に向けての「キャリア支援委員会」における取り組みなどを実施しているが、これらの活動は到達目標に対する方策の一環として評価できる。

また、本研究科の学生募集における、現在の特別選考、一般選考及び社会人特別選考の実施は、受験者に多様な応募機会を提供しながら、大学院において教員が行き届いた指導ができる学生数を選抜するのに適切であると考えられる。入学者選抜についても各専攻において適宜検討がなされ、改善が進められてきていることから、適切な方法がとられていると確信する。学内推薦制度については、大学院を目指す学生の勉学意欲の向上や、推薦され合格した学生に早期に大学院での勉学や研究活動に向けての自覚を促すなど、良好に作用している面が多く、適切な運用が行われていると考えられる。また、特別選考の基準を十二分に満たし、勉学意欲もある優秀な学生にとっても、大学院における学費の確保は容易ならざる問題であり、特別選考によって入学する特に優秀な学生への奨学金制度の整備や特待生制度などは、大学院の更なる活性化のためにも重要な課題である。

また、他の大学や大学院からの学生を受け入れることは、工学研究科における研究教育の活動の枠を広げるという意味でも望ましいことである。しかしながら、他の大学や大学院からの入学者は少数であり、その数をいかにして増やすかという問題が残されている。博士号取得者の就職が極めて困難なのは、社会的状況に大きく依存しているが、後期課程への進学者数は、対外的には、本研究科の研究レベルに結び付くことから、難しい問題で

はあるが何らかの検討が必要である。

「飛び入学」については、学部の1年や2年生の段階で、優秀な学生に大学院進学を意識させることが重要となるので、教務ガイダンス等での勧誘などをより周知徹底させることが必要である。社会人学生の受け入れは、生涯学習の時代を迎えた現代社会の要求である。特に技術の進展が速い工学分野においては、技術者のリカレント教育として重要な役割を果たすと考えられる。しかしながら、社会人がその仕事に従事しながら、講義を受講して単位を修得するには、本人にかなり大きな努力が要求されるという問題点が指摘されている。したがって、大学院教員側の開講時間への特段の配慮に加えて、修業年限に柔軟性を持たせるなどの大学院学生にとって学習しやすいような受け入れ体制の整備も必要となる。

留学生受け入れの場合は、学生のための英語による授業の拡充など、海外の学生が学びやすい環境を整える必要がある。ホームページでは英語及び中国語に対処しているが、外国語のパンフレットは無いため、広報活動をより強化する必要がある。また、外国人留学生が学びやすい環境を整えることも重要である。

【改善方策】

「学生の受け入れ」の到達目標を実現するため、引き続き工学研究科委員会内の内部委員会である、「修学支援委員会」「教育推進委員会」を中心に、「キャリア支援委員会」「広報委員会」等の活動及び担当教員の活性化につながる企画など検討を鋭意進める。これら各委員会の検討も踏まえて、研究科長を中心とする「専攻主任会議」において恒久的に到達目標をクリアできるように、課題、方向性について審議を進める。

なお、後期課程の欠員の問題については、例えば社会人学生の受け入れなどによる対応などについて、専攻主任会議等を中心に検討する。

VI. 研究環境

【到達目標】

工学研究科の最大の存立意義は、建学の精神に基づく教育理念・目的及び教育目標の達成を目指す教育を通して有為な人材を社会に送り出し、人間社会の発展に寄与することである。しかし、同時に人類の福祉と持続可能な社会への転換に必要とされる工学技術の維持・発展を目的とする研究が実施できるように、独創的研究の推進ができるよう、各種の外部資金を獲得、科研費の獲得率の向上などにより研究環境の整備を進めていく。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

イ 国内外の学会での活動状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

工学研究科担当の工学部各学科の専任教員の教育・研究業績は、「大学基礎データ」表24の項目として、添付資料の『東北学院大学教育・研究業績2005-2009』に示されている。このデータのうち、過去5年間における査読つき論文は、教員1人年度当たり2.2件であ

る。

講義数や受講生数が多い私学教員としての教育活動などの負担の大きさを考慮すると、多くの教員は妥当な実績を残している。しかし、個々の教員について詳細に検討を行うと、研究業績が少ない教員も一部に見られる。

また、国内外での研究発表数については、工学研究科全体で、専任教員1名あたり4.5件であり、活発に研究発表がなされている。研究発表等の学会活動以外にも、教員の多くは、学会の役員（副学会長、支部長、理事など）や学会等の各種委員会の委員長を務めるなど、個人的な研究以外にも学会活動を行っている。

ウ 当該研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

工学部、工学研究科として特筆すべき研究分野での研究活動は、学術賞の受賞状況に示される。例えば、

- (1) 2008年9月、日本磁気学会、学生講演賞（桜井講演賞）受賞

「エピタキシャル成長したNd₂Fe₁₄B薄膜の構造と磁気特性」
加藤 元（平成21[2009]年3月博士前期課程終了）

- (2) 2008年12月、The Institute of Image Information and Television Engineers, The 15th International Display Workshops
Outstanding Poster Paper Award

「Dehydrogenation and Lateral Crystallization of Nanocrystalline Silicon Film Using Solid-State Continuous-Wave Green Laser」
T. Sato, W. Umezu, K. Yamamoto*, A. Hara, K. Kitahara*
(Tohoku-Gakuin Univ., Japan, *Shimane Univ., Japan)
分野：半導体デバイス（特にシリコン薄膜トランジスタ）

- (3) 2009年9月、日本磁気学会、学生講演賞（桜井講演賞）受賞

「Nd-Fe-B 薄膜の磁場中磁区構造観察」
岩佐 拓郎（平成21[2009]年3月博士前期課程終了）
分野：磁性材料

などが挙げられるが、本大学院に所属する教員、学生の受賞した国内外の学術賞数は、平成18(2006)年度2件（2名）、平成19(2007)年度3件（3名）、平成20(2008)年度5件（7名）と、年ごとに増加の傾向がある。また、平成18(2006)年度には工学部に「ハイテク・リサーチ・センター」が設立され、ナノテクノロジーを駆使した研究活動が開始され、本学部として特筆すべき研究分野での活動が開始され成果発表がなされつつある。平成21(2009)年度からは「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン」が設立され、遺伝子工学を含むバイオ技術の研究活動が開始される。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

工学研究科の教員は、東北学院個別・共同研究助成、私立大学等研究設備整備費等補助金、科学研究費補助金等の研究助成を得て研究プログラムを展開している。

東北学院個別・共同研究助成は「大学基礎データ」表31の学内共同研究費にも助成額が示されており、平成20(2008)年度には個別研究と共同研究の各3件に対し、工学部教員

に総額約399万円が交付されている。

学外からの研究助成については、「大学基礎データ」表32の教員研究費内訳に各研究助成金の内訳が示されている。平成20(2008)年度の学外からの研究助成についての交付額と工学部・工学研究科の研究費総額に対する割合を示すと、科学研究費補助金が約2,290万円で11.3%、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金が約4,978万円で24.6%となっており、これらの助成によって各研究プログラムの展開に大きな役割を果たしている。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

工学部・工学研究科あるいは各学科が組織的に国際的な共同研究に参画することは行われていないが、本学における在外研修制度を利用し、毎年1～2名の本学部教員が外国の大学における共同研究に参加する機会を得ている。

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

本学の附置研究所の1つに「環境防災工学研究所」があり、工学研究科に所属する教員の多くが研究員となっているなど工学研究科と最も関係が深い。同研究所は、環境防災等の工学に関する調査及び研究を行い、その発展に寄与することを目的とし、研究発表会2回、学術講演会1回、紀要発行1回、公開講座1回の年間活動を行っている。研究所の活動の一環として開催される研究発表会では、工学研究科各専攻の教員やその指導を受けている大学院学生による論文講演を行い、研究活性化の良い機会ともなっている。同研究所は本学の附置研究所であり、大学はその設置者であるという関係にあり、研究所の活動に関連する事務は大学の事務組織の協力を得て運営されている。

このほかの教育研究組織としては、本学に「産学連携推進センター」が設置されている。同センターは、特に宮城県を中心とする地域の企業と連携を進め、産業教育及び技術振興を図ることを目的として活動を開始しており、シンポジウムの開催、技術相談、さらには産学連携のための機器の開放を開始している。

また、平成18(2006)年度には「ハイテク・リサーチ・センター」が設置され、ナノテクノロジーを駆使した研究活動が推進されている。平成21(2009)年度からは「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン」が設立され、バイオ技術の研究活動が開始される。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター(非常設)」「ハイテク・リサーチ・センター(非常設)」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン(非常設)」がある。

このうち、平成18(2006)年度中に竣工した「ハイテク・リサーチ・センター」を利用した研究活動が、平成19(2007)年度から工学部各学科、工学研究科各専攻の枠組みを越えて開始されている。年度ごとの活動報告書も発刊されて順調に運用されているが、今後はさらに拡大させるような検討が必要となってくる。また、学内共同利用施設に準ずる施設として電子顕微鏡室がある。透過型分析電子顕微鏡1台、走査型分析電子顕微鏡2台が設置されていて、すべての学科の教員と卒業研究生及びすべての専攻科大学院学生らに開放され、研究活動を支援している。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性(大学基礎データ表29、表30、表31、表32に対応)

工学部・工学研究科の教員として、学生の指導に対して経常的に配分される教育・研究費は、消耗品費、用品費及び備品費、研究旅費を総計すると一人当たり平均年間64万円を少し越える額である。大学院学生の指導に関わる費用については、担当する大学院学生の数に応じて担当教員に配分されることを基本としている。

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として27万円が前期と後期に分けて半額ずつ支給される。その実績は「大学基礎データ」表29に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年2回、4泊5日を限度に支給され、発表を行う場合は別に1回分の旅費が支給される。また、年1回、3泊4日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は20万円を限度に航空運賃の半額を支給している。それらの実績は「大学基礎データ」表30に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況(大学基礎データ表35に対応)

「大学基礎データ」表35に示されているように、工学研究科担当の専任教員全員に「個人研究室」が与えられており、個室率は100%である。1室当たりの平均面積は22.91㎡で、土樋・泉キャンパスと比べると面積は広い。

各室内は空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室を整備している。教員研究室の配置に関する全学的な調整は「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

「大学基礎データ」表22にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を8.0授業時間(4コマ)と定めている。なお、大学院を担当する場合は、学部とあわせて8コマを上限としている。この上限を超えて担当することは所定の手続きを経ない限り認めていない。しかし多くの教員はこの上限コマ数を超えて担当している。また、平成18(2006)年度から

の工学部改組により、新旧カリキュラムが同時に進行している状況にあり、各教員の負担は大きい。大学院も担当する場合には、さらに大学院ゼミや1～2科目の講義を行うことになる。したがって、移行期間である現段階での負担は大きく、教員の研究時間は確保しにくくなっているが、新カリキュラムへ移行が完了した段階ではその負担は低減される。

なお、1週間のうち原則として2日は授業を担当しない日を設けるように時間割を編成し、教員の研究時間を確保している。ここでいう1コマは「通年で週1コマ」である。

さらに、8月上旬から9月中旬までの夏休み期間、12月下旬から1月上旬までの冬休み期間及び2月上旬から3月末までの春休み期間は、主に研究時間として利用できることから、教員の研究時間もある程度確保されていると考えることができる。工学部・工学研究科の教員の研究時間が削減される要因は、近年さらに多様化している。高校生やその父母の大学見学への対応、中高生の体験授業の要請や総合的な学習の時間の委託、オープンキャンパスも年間3回通算4日に増え、さらに高校への出前授業や受験案内のための訪問、平成21(2009)年からは教育職員免許更新のための研修も開始され、これらに大学の社会貢献という名のもとに学内外で行われる公開講座も加わる。このような活動は、前期授業期間及び夏休みに集中している。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研究活動に必要な研修機会として、「在外研究員」制度、「研修休暇」制度及び「国内研究員」制度がある。在外研究員と研修休暇は1年間、国内研究員は6ヶ月を上限とし、それぞれ6年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

また、学部には東北学院大学工学会が設置されており、その中で専門的な技術者や顕著な成果を上げた研究者を講師とした講演会を開催することによって、研究活動に必要な情報を得る活動が行われている。さらに、学外への研修会等へ参加する際には、個人研究費による参加費の支払いが可能である。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表31に対応）

共同研究費の制度として、大学を含む東北学院が設置する学校の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成」があり、採択された個別研究には1件につき上限50万円、共同研究には1件につき上限300万円の助成金が支給される。この制度による助成金の支給総額は850万円を上限としている。その実績は「大学基礎データ」表31の通りであり、平成21(2009)年度は個別研究5件、共同研究2件が採択され、総額で約850万円の助成金が支給された。

助成の対象となる研究は「選考委員会」による選考に基づき、理事会で決定される。選考委員会は、学院長、学長、副学長、学部長、校長、その他学院長が必要と認めた者から構成される。

助成を受けた研究の成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後3年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務づけられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じることになっている。

また、平成15(2003)年に「産学連携推進センター」が本学に開設されたことにより、民

間企業等から研究者と研究経費を受け入れ、大学の教育研究職員と共通の課題について共同で行う研究が行われており、共同研究の件数は、平成19(2007)年度が6件、平成20(2008)年年度が7件、平成21(2009)年9月時点で5件となり、増加傾向が続いている。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表33、表34に対応）

「大学基礎データ」表33の科学研究費の採択状況には、平成18(2006)年度から平成20(2008)年度までの科学研究費補助金の申請件数及び採択件数が示されている。平成20(2008)年度の工学部の申請件数は39件、採択件数は2件で採択率は5.3%となっており、平成18(2006)年度(10/38 26.3%)、平成19(2007)年度(9/40 22.5%)と比較すると、極めて少ない割合となった。

工学部・工学研究科における教育研究の活性化には外部資金の導入が不可欠であることは、学部・研究科教員の大部分が認識しており、科学研究費補助金への申請件数やその他の研究助成金の申請に努める教員は多い。また、「大学基礎データ」表32の教員研究費内訳に工学部で平成18(2005)年度から平成20(2008)年度までに交付された研究助成金も示されている。さらに、「大学基礎データ」表34の学外からの研究費の総額と一人当たりの額にも、関連データが示されている。

これらのデータによると、本学部の平成20(2008)年度の学外からの研究費は、研究費総額2億210万円の72.9%を占めている。それぞれの補助金あるいは助成金の額と研究費総額に対する比率の内訳は、科学研究費補助金が2,290万円で11.3%、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金が4,978万円で24.6%、民間の研究助成財団等からの研究助成金が240万円で1.2%、奨学寄付金778万円で3.8%、受託研究費4,186万円で20.7%、共同研究費2,258万円で11.2%である。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

工学部・工学研究科における経常的研究資金は、「大学基礎データ」表32に示されるように、教員一人当たり716,000円程度であり、この金額の範囲内での研究が保証されている。この経常的研究資金については学部の事務組織の支援を受けながら、教員個々人が対応している。また、大型の競争的研究資金の応募等については、そのつど研究プロジェクトが編成されている。平成20(2008)年度の学外からの研究費は、「大学基礎データ」表34より算出すると、専任教員一人当たりでは207万円と工学部・工学研究科の教員の研究を支える重要な研究費となっている。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

研究論文の公表を支援する措置として、大学院学生が著者に含まれる学会等の学術誌への研究論文については投稿論文印刷代金の補助を行っている。また、研究成果の公表を支援する措置として、学会発表を行えば研究旅費を一回分多く使用することができるような優遇処置が制度として認められている。このほかの研究論文・研究成果の公表を支援する

システムとして、東北学院大学点検・評価委員会（教育・研究業績編集委員会）による3年に1度の『東北学院大学教育・研究業績』の発行や東北学院大学工学会による年1回ないし2回の『東北学院大学工学部研究報告』の発行への支援がなされている。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

工学部・工学研究科の教員の研究論文・研究成果の発信方法として、教員の国内外の学会への論文公表以外に、「東北学院大学教育・研究業績編集委員会」による『東北学院大学教育・研究業績』の発行がある。これは、本学の各教員の研究論文・研究成果のリストを3年ごとにまとめたもので、各大学や研究所に配布されている。また、本学工学会では、本学部教員による研究論文を掲載した『東北学院大学工学部研究報告』を年2回発刊し、国内の大学等の研究機関に寄贈している。さらに、環境建設工学科ではホームページの教員紹介の欄に各教員の研究論文・研究成果を公開し、インターネットを介して検索できるような試みも行っている。一方、研究成果の受信については、著名な学術誌や贈呈あるいは購入した国内外の大学や研究機関の研究成果が、「多賀城キャンパス図書館」において閲覧可能である。また、「環境防災工学研究所」により、独立行政法人科学技術振興機構の有する日本最大のデータベース JDream II への接続も可能となっている。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

そのほか、実験等における倫理面を確保するために、「東北学院大学工学部放射線障害予防規程（3.7 ギガベクレル以下の密封線源を使用）」「東北学院大学教養学部放射線障害予防規程」「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」「東北学院大学工学部組換え DNA 実験安全委員会内規」「東北学院大学工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程」を定めている。また、それぞれの規程に基づいて関連委員会を設置して対応を図っている。

【点検・評価】

学会活動を行うための出張旅費は整備され、研究発表などの学会活動は比較的良好に行われているといえる。また、研究発表等の学会活動以外にも、工学部・工学研究科の教員の多くは学会等の各種委員会に所属するなど、個人的な研究以外にも学会活動を行っている。しかしながら、基幹学会の役員への就任には、キャンパスを離れる回数が多く、学内での教育活動に影響を及ぼすことが懸念され、就任を辞退することもある。国内外の学会における役員活動は、大学教員の重要な役割の1つでもあるが、学生教育への大学教員の役割はより重要である。したがって、学内での教育活動に影響を及ぼすような学会役員へ

の就任に際して、所属学科内では学内及び学科内委員数の軽減などの協力体制がとられている場合もあるが、支援システムとしては十分とはいえない。

以下、主要な項目を掲げて点検・評価を行う。

(1) 経常経費・旅費など

経常経費としての研究費、本学独自の制度としての個人研究費は、工学部・工学研究科の教員の教育研究活動に寄与しており、その額も適切であると考えられる。研究活動に使用される出張旅費についても、他大学に比して多く、本学部教員が学会への参加や発表等の学会活動を行うのに適切な額であると考えられる。しかしながら、財務の見直しから経常費については毎年3%程度の予算の削減が行われてきており（新規予算は申請額に上限がない分、経常費5%削減の対象となる）、今後ともこれが継続される場合には本学部における教育研究に支障をきたすことになる。このことに対しては、外部資金の獲得が必要であり、外部資金の獲得に関わる必要事項（情報収集、支援体制など）を検討するための「外部資金導入推進委員会」を立ち上げ、対策を講じている。

(2) 教員研究室など

工学部・工学研究科における教員個室等の教員研究室は、その数と面積という面では確保されており、整備されているといえる。一方、教員個室と学生が活動する実験室や解析室が離れすぎているという位置関係については改善が必要である。

(3) 教員の教育負担と研究時間の確保

工学部・工学研究科の専任教員の担当授業コマ数の上限設定は、教員の研究時間を確保させる方途として適切であると考えられる。現在の教員数で学科における学生教育のために有効なカリキュラムを実施するには、これ以上に教員の教育活動における負担を大きく低減することは望めない。将来的には、非常勤講師の適正な拡充とカリキュラムの見直しによる開講科目の削減についても検討が必要である。

本学部・研究科の教員が自己の教育研究のために使用できる時間も減少しており、教員が研究活動に必要な研修機会を確保することにも制約を生じている。本学部・研究科の教員が大学教員としての研究活動に必要な研修機会を提供する非常に優れた制度である国内外研修制度を、より有効に利用できるような体制作りについても、教員の教育研究環境整備の一環として将来計画委員会等で検討を進めていく。

教員の教育負担を低減し、研究時間を確保することは、大学というステータスを維持するためには必要なことである。これは全学的課題であると同時に、特に社会貢献が期待される本学部・研究科においても、真剣に改善を検討すべき課題である。

(4) 助成金の利用等

共同研究費の制度をより充実したものとするために、すでに運用されている東北学院個別・共同研究助成の採択件数の増加や上限額の引き上げを関係機関へ働きかけていく必要がある。この東北学院共同研究助成の制度をさらに拡充する場合には、採択時における慎重な審査とともに、援助を受けたものに対する成果公開などの報告義務を設けることも含め、運用方法の改善に努力する必要がある。

(5) 教員の研究業績

研究条件には決して恵まれているとはいえない状況のもとで、教員個々の努力により、貴重な研究活動が実施されていることは高く評価すべきである。しかし、これらの研究

活動の成果は一部の教員に偏在している傾向が見られ、教員全体の研究レベル向上には至っていないとするのが公平な評価であろう。施設・実験設備の老朽化、大学院学生確保の困難さなど多くの問題があるが、研究活動を行う上での最大の困難は、研究時間の確保である。教育負担が増加するとともに、学内業務・外部評価等の検討に多くの時間を費やしている現状を考えると、研究時間を確保するために、より効率的な教育システム、学部運営システムの構築を真剣に検討することが必要である。

【改善方策】

研究環境の資金的、施設的見直しを検討することと並行して、研究時間の確保につながる方策を検討することが必要となる。これまで、授業改善、外部評価、FD活動等の必要性に応じて、学部内の委員会の数を増やしてきた。また、教員の負担度を公平にするために、各委員会の委員の任期は最大2年としてきた。これらは一定の役割を果たしてきたが、各委員会活動において専門的な事項が増えている現在、総体として教員の教育外負担増加を招いていることも否定できない。各委員会活動を統合して委員会の数を減少させるとともに、それぞれの委員会活動の負担度を適正に判断して、より専門性の高い事項に対しても適切な対応ができるように、工学部内委員会である将来計画委員会で改善策を平成20(2008)年度内に提案し、必要事項については学内的な了承も取り付けたい。

VIII. 教員組織

【到達目標】

本研究科の教員組織の「到達目標」は以下の通りである。

- (1) 教育と研究を円滑に実施するために必要な教員配置を行う。また、教員組織の年齢構成の適正化に努める。
- (2) 主要科目に対しては、専任教員を適切に配置し、学習の質を保証する教育課程を実施する組織とする。
- (3) 工学研究科の教育研究の運営に必要とされる各種委員会等の行政的役割分担、修了成績評価判定・学生活動支援・学生の就職支援等の役割分担を適切に調整する。
- (4) 教員の教育・研究業績を適切に評価し、支援する体制を整備する。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（大学基礎データ表 19-3 に対応）

工学研究科は、機械工学専攻、電気工学専攻、応用物理学専攻(平成 22[2010]年度から電子工学専攻)、そして土木工学専攻（平成 22[2010]年度から環境建設工学専攻）の4つの専攻より構成されている。各専攻の教育・研究上の理念・目的及び教育目標は各専攻によって検討され、工学研究科委員会及び大学院委員会において承認され、本学大学院学則第1条第2項の別表1として明示されている。教育理念・目的に基づいた教育を実施するための工学研究科担当教員等の組織は、「大学基礎データ」表 19-3 に示されている。

4つの専攻における教員構成は次の通りである。

- ・機械工学専攻 : (常勤) 教授 7名、准教授 4名 (非常勤講師) 6名
- ・電気工学専攻 : (常勤) 教授 9名、准教授 6名 (非常勤講師) 11名
- ・応用物理学専攻 : (常勤) 教授 10名、准教授 1名 (非常勤講師) 5名
- ・土木工学専攻 : (常勤) 教授 11名、准教授 4名、(非常勤講師) 5名

その他、各専攻共通に2名の非常勤講師が講義を持っている。

※上記の非常勤講師には、大学院において講義を担当せず、「工学特別演習」「工学修士研修」「工学博士研修」において、必要な指導を行っている教員も含んでいる。

これらの教員構成は、文部科学省大学院設置基準上必要な専任教員数の各専攻7名を充足している。工学研究科の学生1人あたりの専任教員数は0.75名である。

大学院教員は、「東北学院大学大学院教員資格審査規則」に基づき適切と判断された教員が担当している。非常勤講師についても、同規則を適用し大学院担当教員としての適切性を判断している。本研究科における教員組織に関する必要事項を審議するために、各工学研究科委員会が審議機関となっている。

イ 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

工学研究科の円滑な教育課程を実施するため、必要な人員は確保されているといえる。また、工学研究科内に設置された各種委員会の役割分担、すなわち、主に大学院学生の経済面からの修学支援活動、大学院学生が優れた教育・研究指導の享受を可能にする教育・研究改善活動、大学院PRのための広報活動、大学院学生の就職活動を支援するキャリア支援活動等についても適切に分担されて実施されている。研究の多様化や学際化に伴い、複数の指導教員の連携が必要な場合については、工学研究科内での連携や連携大学院の教員と協力して研究指導に当たっている。

2. 教育研究支援職員

ア 大学院研究科における研究支援職員の充実度

法務研究科に教育を支援する「教育補助スタッフ」が3名いるほかは、各研究科に助手や副手などの研究支援職員はいない。しかし、大学院課、研究機関事務課、国際交流課、中央図書館大学院分館、情報処理センター及び調査企画課などの事務職員が、研究科担当教員の研究を事務的に支援している。

また、実験・実習を行う工学研究科のある多賀城キャンパスの研究機関事務課実験実習指導・教育研究支援係には21名の専任事務職員を配置している。これら事務職員は、実態として、学部と大学院双方の研究の研究補助業務を両立させているのが実情である。機械工場における技術職員は、学部における卒業研究と同様に、大学院学生の課題研究の遂行に貢献している。また、非常勤講師には、本学の専任学部准教授、講師も一部入っているが、大部分は教育、研究に豊富な経験を持ち、かつ国内外で活躍している他大学の教員である。これら教員による研究支援は大学院学生の課題研究進展の大きな力になっている。

イ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

多賀城キャンパスの研究機関事務課事務職員は、それぞれ担当する分野が決まっており、その担当教員との連携関係は明確である。また、大学院担当の教員が実験を行う場合、実験室の管理を担当している事務職員の協力を得ながら研究を実施する機会が多い。事務職員のサポート内容は、実験内容にもよるが、資材の準備から実験装置・計測装置を含めた実験内容へのアドバイスや実験実施・データの整理にまで至っており、研究上大きな力となっている。

ウ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

TAは、「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」で制度化されている。平成21(2009)年度は工学研究科の68名（前期課程学生64名、後期課程学生4名）がTAに就いている。TAは、学部の授業科目だけでなく、後期課程のTAが、前期課程の授業科目をサポートすることもある。大学院学生は、TAによって教育経験と奨学の機会を得ている。RAは、これまで「東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程」で制度化されていたが、平成20(2008)年4月に新たに制定された「東北学院大学研究スタッフに関する規程」に移行して運用されている。平成21(2009)年度にはRAはいない。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院担当教員の募集・任免・昇格に関する手続については、工学研究科委員会と大学院委員会の承認のもとに行われている。専任教員の募集は公募により行っている。教員の資格は「東北学院大学大学院教員資格審査規則」に則って決められている。任免・昇格は「工学研究科委員会」「全学資格審査委員会」で教育・研究実績に基づいて決定されている。また、任免・昇格の手続きの流れについては、各専攻より任免と昇任のいずれの場合も、各専攻の「任免選考委員会」あるいは「昇格人事委員会」等で教育・研究業績等を選考・審査し、専攻会議での承認後、研究科委員会での審議を経て、工学研究科としての決定がなされている。その後、大学院委員会の審議に付される。

本研究科においては、「東北学院大学大学院教員資格審査規則」及びその細則を平成19(2007)年4月より改正した。すなわち教育・研究期間が短くても、顕著な教育・研究実績を持つ教員（講師）は研究科教員として任命できることを明記し実行に移している。

イ 任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本研究科では任期制は採用されていないが、学部の学科改組により教員の移動や新規採用が行われ、それにより大学院への波及効果として人員配置等の変化が生じていると思われる。なお、研究科内では専攻を超えた共同研究も可能であり、教員の交流は自主的に行われていると判断される。

4. 教育・研究活動の評価

ア 大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

工学研究科における教員の教育研究活動の評価については工学部と同様に、研究業績が基準に達していることが教員資格審査を受ける条件の1つである。この任用時の評価以外は、任用後の評価や教員の待遇に関連した評価は行われていない。なお、3年ごとに『東北学院大学教育・研究業績』が発行されており、教員の教育研究活動が公開されている。なお、平成18(2006)年度から関連規程が改正され、教育・研究業績のみならず、競争的資金の獲得状況や、学会等の学外における主たる活動についても評価対象としている。

イ 大学院研究科の教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

平成20(2008)年度、工学研究科では教員の過去5年間の研究活動を調査し、活性度について検討した。また、一部専攻では研究成果をWebページに表示させている。これにより教員の研究活動の活性度合いを客観的に把握できるとともに教員の自覚を促している。また、工学研究科全体としては制度化していないが、外部資金調達への応募状況、教員が進めている研究の現状及び今後の展開に対する自己把握に対する調査等も開始されており、教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の構築に向けての活動は鋭意進んでいる。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（大学基礎データ表12に対応）

連携大学院制度が設けられており、高エネルギー研究所、東京大学物性研究所、東北大学金属材料研究所等の全国共同利用研究所にて、教員、大学院学生が共同研究を行っている。また、同一研究科内ではあるが、専攻の異なる教員同士で共同研究を行っている例は以前よりいくつか存在し、さらに他大学との共同研究も行われている。これらの共同研究には学部学生も参加しており、学生数と規模から勘案して適切に行われていると思われる。さらに諸外国の大学や研究所より客員教授や客員研究員として研究者を受け入れ、学生の教育と研究に貢献させている。

【点検・評価】

工学研究科の中期達成目標について、その骨子は工学研究科委員会で決定され、その具体的進め方を平成22(2010)年1月中作成を目途に、それぞれの担当者のもとで検討が開始された。私学として多くの制約条件を抱えながらも、大学院設置基準を満たした教員組織が維持されていると評価できる。以下に、到達目標ごとの点検・評価を行う。

- (1) 教育と研究を円滑に実施するために必要な教員配置を行うとともに、教員組織の年齢構成の適正化が図られているという目標について、教育と研究における教員充足数や教員間の連携体制、教員募集の手続き方法はほぼ満足できる。年齢構成の適切さについても、今後若手教員の優先的採用により改善されている。
- (2) 主要科目に対しては、専任教員を適切に配置し、学習の質を保証する教育課程を実施しているという目標について、主要科目の専任比率は妥当である。
- (3) 工学研究科の教育研究の運営に必要とされる各種委員会等の行政的役割分担、修了成績評価判定・学生活動支援・学生の就職支援等の役割分担を適切に調整するという目標については、達成できている。

(4) 教員の教育・研究業績を適切に評価し、支援する体制を整備するという目標については、改善の余地がある。まず、教員の教育・研究業績を適切に評価するための工夫を講じる必要がある。また、各種委員会活動をより効率的にするための工夫、個々の教員の貢献度を数値化するなどの工夫、就職を含む学生指導のあり方、これらのことについて検討が必要である。さらに、教員の教育負担を軽減するための方策について検討する必要があるが、TAの更なる有効活用についても検討の余地がある。

【改善方策】

本研究科の教員は工学部に所属するため、教員組織に関わる検討の多くは、工学部内に設置されている人事委員会、将来計画委員会において検討されることになる。

なお、教員の実績や教育・研究活動に対する姿勢にはかなりのばらつきがみられる。大学院活性化の立場から、評価の有効性には基本的観点で問題があると判断する。

現在、専攻主任会議、各専攻会議にて研究実績の現状の詳しい把握とその改善について検討が進められている。また、教育実績に関しては、研究科委員会の「教育推進委員会」でも検討され、平成19(2007)年度、平成20(2008)年度、平成21(2009)年度には研究科独自のFD委員会を実施するなど、教育実績の向上についての積極的な議論も進められている。

X. 施設・設備

【到達目標】

キリスト教教育による人格形成と日進月歩で発展を続ける科学技術に即応した専門知識を有する有能な人材を育成し人類の福祉に寄与する人材を育成するという教育理念及び目標に十分に適合しえる施設・設備を備える。また、学生生活及び学習支援を目的とした諸施設についても、学生の満足度を高めるために整備を進める。特に、学習支援設備、キャンパス・アメニティについて充実度を高める。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 (大学基礎データ表36、表37、表38、表40に対応)

「大学基礎データ」表36に示されているように、本研究科の理念・目的及び教育目標を達成するために、設置基準上の必要校地面積18,040.00㎡を大きく上回る174,422.02㎡を有し、また、校舎面積も設置基準上必要校舎面積23,305.00㎡を上回る45,390.33㎡を有している。

工学部と工学研究科を擁する多賀城キャンパスは、交通の便の良い多賀城市の中央部に位置し、教育環境の良い広大な敷地面積を有している。校舎などは「大学基礎データ」表36-2の通り、大学への社会的要請や教育研究目的の実現のため、計画に従って整備されている。校舎などの施設・設備も、大学としての年次計画により、キャンパスの教室・実験室・研究室などに空調設備空調設備の整備や耐震補強工事、アスベスト対策工事などの施設・設備の整備・保全に当たっている。

ビデオやPC、プロジェクターなどの機器を使用した授業が増えている中で、教室内の設備については、情報コンセントの整備や視聴覚機器などの各種機材の整備に着手し、平成20(2008)年度には多賀城キャンパス3室に視聴覚設備を整備した。また、平成18(2006)年4月から運用が開始された「工学基礎教育センター」、平成19(2007)年4月より運用が開始された「ハイテク・リサーチ・センター」、平成22(2010)年4月より運用が開始される「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン棟」がある。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表38に対応）

「大学基礎データ」表38に、各キャンパスのAV教室、コンピュータ室の現状が示されている。

(1) 多賀城キャンパス情報処理センター

3教室（総面積492㎡）に184台のパソコンが設置されている。また、センターには、オーディオ機器（DVD、VHS）、書画カメラ、プロジェクター、スクリーンなどが視聴覚機材として配備されている。これらの設備は授業に利用されるほか、授業の空き時間には、学生、教員の一般利用に供されている。また、設備は平成21(2009)年4月に刷新され、キャンパス間を移動しての利用者やキャンパス相互間での利用者にとって利便性が大きく向上した。

(2) 総合ネットワーク

本学の総合ネットワークは、電子メール、共通ソフトウェアの利用などを通して、学生の教育に広く供されている。平成18(2006)年10月に機器更新を実施し、高速化とセキュリティの強化などを実現することができた。さらに、管理運用においては、利用者申請処理を電子化することにより申請手順を大幅に削減することができた。なお、3キャンパス間は専用回線（6Gbps）で接続されている。学外との接続は、教育・研究はTOPIC（東北大学）経由で、それ例外は商用プロバイダ回線（100Mbps）を利用している。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

工学研究科に該当する記念施設・保存建物はない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

ハイテク・リサーチ・センターは、平成18(2006)年度私立大学学術研究高度化推進事業のハイテク・リサーチ・センター整備事業により、事業名「特殊環境下における外場誘起によるナノデバイスの機能性発現および新材料探索」（事業期間：平成18[2006]年度～平成22[2010]年度、研究代表者：工学研究科長・鹿又武、事業総額5億円[うちセンター棟建設費1億円]）が採択されたことにより設立された。

上記事業のもとに、3つの研究課題（「磁歪薄膜材料の作製並びに微細加工によるナノデバイスの作製」「ナノ構造を有する延性強磁性形状記憶合金の探索および評価」及び「ナノ構造を有する電歪材料の創製と特性評価」）を置き、工学研究科内4専攻に所属する13名の研究員で上記研究課題の解明が当面の具体的な目的・目標にあたるが、組織としてのハイテク・リサーチ・センターは、各研究者の自由な発想を尊重し、イノベーションを引

き起こすような研究成果を蓄積することを理念・目的としている。

センターは、平成19(2007)年3月に献堂式が行われ、それ以来教育・研究実績を積み上げてきている。また、『平成18(2006)年度研究報告書』を平成19(2007)年3月に、『平成19(2007)年度研究報告書』を平成20(2008)年3月に、また『平成20(2008)年度研究報告書』を平成21(2009)年3月に刊行している。各年の報告書には、50篇以上の査読論文と多くの取得特許が掲載されている。以上のように、センターの組織は、センターの理念・目的の達成に資する構成になっている。

さらに、本センターを東北におけるナノテクノロジーの研究拠点とするために年に1度毎年3月に公開シンポジウムを開催し、また当該センターのホームページを開設し、その啓蒙に努力をしているが、ナノテクノロジーは国の進める重点分野であることから、当該分野の地域への貢献も重要なテーマである。そのために、現在、文部科学省の委託事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」(平成19[2007]年度採択)において、ナノテクノロジーを学ぼうとする教員を対象に、実習を伴うセミナーを行っている。また、学内の学生及び同一法人内の中高生にナノテクノロジーの重要性を宣伝することは当然であるが、昨今中高生の理科離れが大きな問題になっていることから、地域の中高生に本センターを開放し、実習及び見学会を開催している。

センターの教育研究組織は、センター長、副センター長、3プロジェクト長及び事務責任者からなるセンター運営委員会においてその妥当性を検証している。検討結果は研究員全員で構成される研究員総会で審議、承認されている。さらに、工学部長、大学院工学研究科4専攻の専攻主任からなる評価委員会を設置し、適宜、評価を得ている。

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

従来の教育・研究に必要とされた設備以外にも、先端的な教育研究のために、さまざまな機器設備が導入されている。例をあげると、この5年間の間に以下のような設備機器が整備されている。

微小焦点X線マイクロCTシステム、KNOPPIXによる大規模グリットコンピュータ、高機能ナノ構造電子デバイス研究システム、電子工学実験ブース、ナノ構造作製用高精度電子ナノビーム描画装置、2次元検出器搭載型X線回折装置、超構造薄膜作製用蒸着システム、生体組織内遺伝子発現観察システムである。これらの機器は多岐にわたるものであり、研究目的ばかりでなく、教育活動にも利用されており効果を上げている。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、工学研究科には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

本項は、工学研究科には該当しない。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学に該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

教員室と特定の実験室を除く実験室以外の空調は順次整備され、夏季の環境も改善が進んでいる。また、学部の学生委員会と協力して取り組んでいる分煙問題については、キャンパス内での禁煙区域が徐々に広がっており、さらに分煙が徹底すれば受動喫煙防止が可能となる。キャンパス内において植栽を増やしており、環境の整備に努めている。また、守衛がない門に自転車、バイク進入止めを設け、近隣の住民の通行を可能とした。

女子トイレ増設、教室のイス取替え、スロープ改修、スロープ取り付けなどがキャンパス・アメニティ増進のために実施された。

バリアフリーを含むキャンパス・アメニティの重要性が認識され、継続的に改善がなされている。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

学生が学習活動とともにキャンパスライフを充実したものとするためには、学生同士の交流を深める場の提供が必要である。この目的に利用されている施設としては、1号館1階のロビー、図書館のロビー、工学基礎教育センターの1階のロビーなどが利用されている。図書館を除いては飲食可能となっており学生の憩いの場、情報交換の場として利用されている。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

大学周辺の「環境」への配慮については、教員研究施設などは騒音防止、公害物質・薬品など廃棄処分の適正化、さらに環境建設工学科における建設材料や地盤系の試験廃材に対してはストックヤードの設置などにより住民に迷惑をかけないような対策がとられてきた。

このほかにも、大学周辺の「環境」に問題が生じた際には、学生部が中心となって適宜対処し、解決を図っている。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

多賀城キャンパスには、一部の建物を除き、学部が設立された比較的早い時期に建設された建物が多く、施設・設備面における障がい者への配慮が欠けていた。しかし、平成19(2007)年度に、2、3、5、6号館に車椅子でも移動可能なようにスロープを設置した。

近年に建設された1、2号館ではエレベーターが設備され、特に、学生が実験や情報処理演習などで利用する2号館には複数のエレベーターが設置されており、また安全衛生関連施設についても専用のものが備え付けられている。また、新設された工学基礎教育センターには教室内に車いす用スペース、エレベーターや衛生関連施設も整備されており、障

がいを持った学生も快適に学習できるような配慮がなされている。

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

工学部・工学研究科は単一キャンパスでの一貫教育を行っており、講義などのためにキャンパス間の移動を円滑に行うための整備については、その必要性は低い。しかし、一部の学生においては、他学部での講義の履修を希望するものも少数あり、何らかの対策が必要である。土樋、多賀城、泉と3つのキャンパス間の移動には、少なくとも1時間が必要であり、交通手段の整備には困難を伴うと判断される。このため、インターネットなどを利用した遠隔授業の実施に関わる対策の方がより現実的である。遠隔授業のあり方については、eラーニングの利用について現在検討を行っている。

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

多賀城キャンパス図書館は8時30分に開館し、20時まで利用が可能である。実験室等は21時30分まで利用ができ、それ以降あるいは日曜・祝日・休日の使用についても、学生が時間外施設使用許可願を提出して許可を受ければ可能である。また、平成20(2008)年度より学部の定期試験前の日曜日にも図書館を開館している。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(1) 一般的施設

施設部施設課が、「東北学院大学営造物管理規程」などの諸規程に基づき、建物、備品・用品、情報関連設備を維持・管理している。また、保守・点検整備・警備の責任は施設部施設課が負うが、実際の業務は外部業者への委託及び保守契約で実施している。

施設・設備などの維持・管理について、修繕などの全学的調整が必要となった場合は「東北学院施設・設備等整備委員会」が審議している。

教員個人研究室は、「東北学院大学研究室運営規程」に基づき、全学的に調整を図っている。

(2) 教室（多賀城キャンパス）

学務部教務課が管理している。

(3) 情報処理機器

情報処理センター、事務システム及びその運用端末は、情報システム部情報システム課が、関連規程に基づいて管理している。

学内ネットワークは、「東北学院総合ネットワーク管理規程」に基づいて日常的業務を行っている。管理組織は総務担当副学長を中心に各学部の委員、事務関係部局の委員で構成されている。さらに、課題ごとに検討するための小委員会や作業部会も設置されている。

(4) 会議室（多賀城キャンパス）

総務部総務課庶務係が管理している。

(5) 防火防災管理

「東北学院大学災害対策委員会規程」のもとに、キャンパスごとに「防火管理規程」

(地震等に対する防災も含む)を制定して責任体制を明確にするとともに、職員による自衛消防隊を編成している。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

実験などにおける安全面を確保するために、「東北学院大学工学部放射線障害予防規程(3.7 ギガベクレル以下の密封線源を使用)」「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」「東北学院大学工学部組換え DNA 実験安全委員会内規」「東北学院大学工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程」を定めている。また、それぞれの規程に基づいて関連委員会を設置して対応を図っている。

各キャンパスに外部委託の警備員を24時間常駐させ、来学者の受付や構内の巡回を行っている。また、清掃は外部の清掃会社へ委託している。

そのほか、災害対策委員会の設置と各種規程・マニュアルの整備、各作業部会を設置しての対応を制度化している。また、安全対策の一環として、全キャンパスを対象として近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に対処する災害発生前のシステムとして「緊急地震速報システム」を整備し、災害発生後システムとして学生の安否確認システムの整備を実施した。さらに、職員による「自衛消防隊」を編成し、毎年防災訓練を実施している。

【点検・評価】

ハイテク・リサーチ・センターで実験・研究をしている学部学生及び大学院学生は毎年増加しており、「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」は、工学部内の研究・教育に極めて大きなインパクトを与え、種々の点で研究活動の活性化に貢献している。

一方、すべての研究員は学部との兼任であり、通常の講義、学生の指導及び学内外の公務を行いながら本センターの研究業務を行っていることから、極めて多忙な日常生活を送っている。例えば、ハイテク・リサーチ・センター内に限っても、保守・点検する人間がおらず研究員が保守・点検を行う構造となっており、これも研究時間の確保を妨げている。

事業総額5億円は、これまで工学部において行われた研究事業としては高額であるが、ナノテクノロジー分野の研究は設備機器が高額であることから、上記金額でも潤沢な研究資金総額とは言い難く、機器備品の購入費を除く費用では、機器のランニングコストを捻出することで精一杯である。また、人的問題においても、ポスト・ドクター1名を採用しているが、その人件費は事業費から捻出しており、事業期間に多くの業績を出さなければならぬ現実を考えれば、その経常的な研究費は極めて不十分であり、事業の成否は、今後の更なるポスト・ドクターの採用、機器の維持管理のための技術員及び専任の事務担当者などの補充に懸かっているといても過言ではない。

また、ハイテク・リサーチ・センター独自で広報活動を強化するには人的、資金的に限界があり、そのため効果も限定されている。このような状況が生じた事情は、大学全体の広報の拙さの一環でもあるが、工学部内に広報に関する情報を収集、発信する部局がないことによる。したがって、広報は各自の努力に依存しており、それに伴い情報漏れも多々あり発信のばらつきも大きい。

【改善方策】

現在、ハイテク・リサーチ・センターで改善が必要と思われる事項は大別して、以下の4点である。

(1) 研究資金の不足

学内資金が拡充しない現状において、解決方法の1つは外部資金の導入であるが、機器類の維持費や保守点検費は外部資金では賄えないこと、及び基礎研究を主体とする現状の達成目標への進展レベルでは、製品化を既定事実とする外部資金であるマッチングファンド等を使用することもできない。また、産学連携による資金の導入については、同系列テーマに関わる研究員層が薄いため、長期的に信頼のあるデータが得られないとの不安から資金の投入を行わないとの実態があることも見逃せず、有効な解決策がないのが現状である。

(2) 専任研究員の不足

専任研究員がないことがハイテク・リサーチ・センターの活性化を阻害している。しかし、高額である人件費を考えればハイテク・リサーチ・センターだけでは解決できる問題ではない。少なくとも、経営者側が理工系の研究は基本的に団体戦であることを理解するとともに、恒常的に複数のポスト・ドクター（あるいは任期付研究員）を大学として雇用できる組織を構築する。

(3) 兼任研究員の研究活動環境の改善

兼任研究員である学部教員の研究活動環境を改善するには、直接関わる教育研究業務以外は外注するなど、教員の負担を減ずるための方策か、教育研究業務以外も分担できる教員数の確保が必要である。少なくとも、専任の研究員がセンター内機器の保守・点検を業務とする現状は中止し、保守・点検を業務の一部とする技術員の確保が急務である。しかし、いずれも大学経営側の権限であることから実現は難しい。

4) 広報活動の強化

ハイテク・リサーチ・センターのみに限らないが、工学部内のあらゆる広報すべき情報を発信するために、工学部内に広報を担当する部局が必要である。具体的には、ホームページはグローバルに閲覧は可能だが、閲覧する層は限定されている。したがって、新聞等へのプレスや種々のメディアを通して学内情報を発信してこそ一般市民の認知度が増し、研究成果の活用範囲も広がり、進学対象として興味を持つ学生も増加すると考える。

第11節 教養学部

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切

教養学部の理念・目的は、「国際化、高度技術化、情報化の進む現代社会にあって人間生活の抱える種々の問題に対処する新しいタイプの教養人を育成する」(学則第1条第2項別表1) ことにある。

本学部は4つの学科より構成されているが、それぞれの学科は、学部の理念・目的を踏まえ、それぞれの理念・目的・教育目標を以下のように定め、学則に明示している。

《人間科学科》

1 理念・目的

人間を多角的・実証的にとらえるちからを育てる。

2 教育目標

- (1) 人間を多角的・総合的に理解する。
- (2) 心理学・社会学・教育学・体育学の4領域を幅広く学ぶ。
- (3) 人間についての実証的な分析力を身につける。
- (4) 人間の発達・形成にかかわる現実の諸問題に対応できる人になる。

《言語文化学科》

1 理念・目的

- (1) 多言語・多文化を通して人間を考える。
- (2) 人と人をつなぐ人になる。

2 教育目標

次のような素養を持った人材を育てる。

- (1) 言語と文化の基礎を考える。
- (2) 異文化を知り、自文化に気づく。
- (3) 外国語と自国語の運用能力を高める。
- (4) 多様なメディアを生かした表現力を身につける。
- (5) 国際的な場で活躍できる力をつける。

《情報科学科》

1 理念・目的

ITスキルを身につけた教養人を養成する。

2 教育目標

- (1) 幅広い教養を身に付けた教養人を育成する。
- (2) 旺盛な知的好奇心を育成する。
- (3) 基礎を確実に押さえた情報技術を習得させる。
- (4) 技術と社会との関わりを主体的に考える能力を育成する。
- (5) 問題発見能力を涵養する。

《地域構想学科》

1 理念・目的

グローバルな視野を持って、よりよき地域をつくる人材を育てる。

2 教育目標

- (1) 地域という現場で学び考える。
- (2) 広い視野から地域を見る姿勢を身につける。
- (3) 地域の問題を深く分析する力を獲得する。
- (4) 地域の問題は様々な要因が複雑に関連していることを理解する。

イ 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

教養学部は、「教養」という言葉のあいまいさから、受験生をはじめとする学外者にとって、理念・目的・教育目標がわかりにくい存在として映ることを自覚しており、そのため、その周知には特に力を入れてきた。

学部と4学科の理念・目的や教育目標については、受験生等に本学を総合的に紹介する冊子『大学案内』をはじめとする大学が発行する各種印刷物に掲載するとともに、大学の「ホームページ」、学部・学科の「ホームページ」や「ブログ」などインターネット上のメディアを利用して周知を図っている。こうした周知活動の基本的方針は、本学部の広報活動全体を管理する「広報委員会」によって作成されている。

また、年に3回実施している「オープンキャンパス」での学部・学科紹介の場、あるいは、学部教員に依頼される「出張講義」では、理念・目的・教育目標については必ず言及している。

理念・目的・教育目標をそのまま直接的に周知させるというものではないが、それらを実際の教育内容や学生生活紹介と結びつけた形で、わかりやすく伝えることを目的として、本学部では、高校生を想定した『季刊教養学部』を発行し、東北6県を中心に約350の高校等へ配布している。

ウ 学部の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

学部の理念・目的・教育目標の妥当性は、当然ながら、日常的に検証すべきものというわけではなく、不断の検証を主な役割とする機関が常設されているわけではない。しかし、教養学部には、理念・目的・教育目標の妥当性の検証がその業務の1つとして含まれる委員会が以下の通りある。

第一は、学部長が毎週開催する総務委員会（4学科長と学務部・学生部副部長、場合によって入試部副部長が参加）であり、大学と学部をつなぐ実務的な調整機関として、個別的問題を処理することを目的に、毎週開催している。

第二は、将来構想委員会（学科長のほか学科代表2名ずつを加えた不定期の会議体）であり、人事案件などをも検討する総合的な委員会である。

第三は、教養学部点検・評価委員会（4学科長と各学科選出の委員1名を加えた8名からなる）である。

以上の委員会の関係をまとめると、「総務委員会」で妥当性に関する提案がなされ、それを「点検・評価委員会」で検証し、最終的に「将来構想委員会」で方策を決定するとい

う流れとなる。

検証のデータとして、本学部は、教員が教室内外で吸い上げる学生の生の声や、客観的な数字として出てくる入学志願者動向や就職状況を重視しているが、そのほかにも、①学生部が主体となって行っている（社団法人日本私立大学連盟共通の質問事項からなる）「学生生活実態調査」、②平成20(2008)年度から導入した「新入生意識調査」、③「学生による授業評価」などの質問事項のうち、当該学科の教育理念・目的・教育目標に直接・間接に関連する質問事項の回答、④「卒業生アンケート」の結果などを参考にしている。

【点検・評価】

教養学部の理念・目的・教育目標の特色は、現代社会の変容についての現実認識とそれに対応した「新しい教養人」モデルの提示にあるが、それは十分な妥当性を持ち続けており、当分の間は変更の必要はない。それを裏付けているのは、本学部への入学志願者数の多さ、さらには入学者のレベルの相対的な高さである。本学部の入学者選抜における倍率は高い水準で推移しており、入学者の質も高く、いわゆる「偏差値」も本学の他学部に比して高い。もちろん、入学倍率や「偏差値」が、理念・目的・教育目標の妥当性と直接関係するわけではない。しかし、後発の学部であるにもかかわらず、一定の入学者数や偏差値を維持していることは、学部の理念・目的・教育目標の妥当性を示す1つの指標である。

もともと、課題もないわけではない。例えば、長期的には理念・目的を周知する際、ともすれば各学科のそれが優先され、それを全体として方向づけている学部全体の理念・目的があまり強調されていないという点がある。理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みとしては、点検・評価委員会の設置によって、中心となる組織ができたと考えている。

【改善方策】

- (1) 理念・目的・教育目標の周知について、「広報委員会」でより有効で実質的な方法を考えて実施していく。
- (2) 理念・目的・教育目標の周知の有効性を、「点検・評価委員会」で検証する。
- (3) 外部評価のための組織の導入については、その形態も含めて「点検・評価委員会」で検討する。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 学部・学科の組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1、表2に対応）

- (1) 学部設立時の組織構成と理念・目的

教養学部は、平成元(1989)年の設立時には、教養学科の1学科からなり、その中に人間科学、言語科学、情報科学の3専攻を持っていた。人間科学専攻は、心理学、社会学、教育学そして体育学を中心に据えながら、多角的に、実証的に人間を研究しようとする専攻であり、言語科学専攻（平成13[2001]年に「言語文化専攻」と改称）は、哲学や倫理学、文化人類学や言語学、多言語の言語文化論を統合して、人間と言語、文化の問題

を解明しようとする専攻であり、情報科学専攻は、数学や情報科学、生物学や物理学、地学などの自然科学分野を再組織化して人間と情報の問題に迫ろうとする専攻であった。

しかし、どの専攻で学ぶとしても、専攻間の「垣根」を低くし、学生に他専攻の科目を自由に聴講させ、開かれた総合性を実現させる教育課程を編成した。それは、まさに、現代社会の諸問題は、学問の専門化するあり方によっては十分に解説されず、多くの学問による多角的総合的アプローチを必要としており、「新しい教養人」は学際的でなければならないという本学の理念・目的に基づくものであった。

(2) 学部改組による4学科構成と理念・目的

平成17(2005)年に学部改組を行い、3つの専攻をそれぞれ学科として独立させ、同時に新たに地域構想学科を創設した。これによって、本学は、人間科学科、言語文化学科、情報科学科、地域構想学科の4学科からなる現在の組織構成をとるに至った。

それまでの専攻制を学科制に改めた主な理由は、第一に、専攻の教育がより専門性と自立性を高めたことへの対応であり、第二に、本学部の入学定員を増やし、他学部と同規模となったことにより、学科制を基本とする他学部の組織原理に合わせる必要が生じたためである。しかし、学科制になっても、「新しい教養人」を養成するという学部全体の理念・目的を踏まえて、学科間の垣根を低くしている。

また、地域社会の中で問題を複眼的、総合的に解決できる人材を養成するための学科として地域構想学科を創設したのは、教養学部の理念・目的に強く導かれてのことであった。というのも、国際化・総合化・情報化という現代社会の変容の諸側面に加えて、急激なグローバル化による地域社会の相対的な疲弊に直面し、東北という地域に立脚した東北学院大学の地域社会貢献という課題に応えるために、地域を新しい意味で構想しうる教養人の育成という必須な課題が浮上していたからである。これに対応するため、教養学部は地域社会論や産業地理学、地域福祉論や健康スポーツ学、地形学や生態学などの専門を糾合して、地域構想学科を設立することとなった。

イ 学部の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

学部の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みは、学部内におけるものと大学全体からのものに大別される。

学部内における検証は、4学科長を含めて各学科3人ずつ計12人で学部の将来を審議する「将来構想委員会」で行ってきた。専攻を学科に改組し教養学部地域構想学科を設置する際に、学部の将来の見取り図を作成しその具体的内容を検討したのは、この将来構想委員会である。今後は、平成21(2009)年に設置した「点検・評価委員会」に妥当性を検討する仕組みをゆだねることになる。

学部の教育研究組織の妥当性を大学全体の立場から検証する組織として、「学部改組全学委員会」がある。この組織は、学部から教育研究組織の変更についての具体的提案があった場合、その妥当性を全学的立場から検証するためのアド・ホック委員会であり、学長、副学長、全学部長、関係部長などを構成員とする。

【点検・評価】

教養学部が現在とっている人間科学、言語文化、情報科学、地域構想学の4学科体制は、本学部の理念・目的である「新しい教養人」の育成のために適切であると本学部は考えている。専攻制から学科制に移した際、一部からは、学科ごとの自己完結性が強まり、学際的教養人ではなくタコツボ型の専門人を養成してしまうのではないかと心配する声も聞かれた。しかし、そうならないための教育内容・方法上の工夫を学部全体で検討・実施した結果、大きな問題は生じていない。また、地域構想学科の新設は、上述のように、「新しい教養人」の育成という教養学部の理念・目的に、より実践的な側面が形成されることになり、地域社会においても高い評価を得ている。

学部の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みについても、十分に機能していると本学部は考えている。上述の「将来構想委員会」は、一方では、学部の組織の妥当性を現実社会との関係の中で検証する委員会であり、常に教養学部の新しいあり方を検討している。また、他方では、教養学部の教育内容・方法の現状が教養学部の理念・目的から乖離しないようにチェックする委員会である。

【改善方策】

- (1) 学部内の各組織による点検・評価を踏まえて、「将来構想委員会」で、組織のあり方についてより広い視点から根本的な検証を行うという役割を拡充する。
- (2) 他方、「点検評価委員会」は、学部の教育研究組織の検証により一層の客観性をもたせるために、より広い観点から検証を行う。その際は、授業評価FD委員会や入試委員会のデータを総合的に分析する。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

教養学部4学科は、それぞれの教育の理念・目的と具体的な教育目標の実現のために、適切な教育課程を編成する。特に以下の5点に留意する。

- (1) 「教養」とは何かを常に問い直していく。
- (2) 教養教育については、高い倫理観を有し、かつ、総合的な視野から物事を判断できる人材育成を行うために、提供科目の多様性の担保、その有機的な配置・分類に留意する。
- (3) それぞれの学科が担う学問の体系性に留意しつつ、適切な専門教育科目の履修システムを確立し、学修成果の着実な効果が期待できる履修プログラムを提供する。
- (4) 複数分野の教員が問題への複眼的なアプローチを行い、学生に学際化・総合化された現実認識を可能にさせるような教育プログラムを提供する。
- (5) 学士課程教育全体を視野に入れ、初年次教育、キャリア形成教育、卒業時における質的保証に特に配慮する。

【現状説明】

1. 学部・学科等の教育課程

ア 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系的性（大学設置基準第19条第1項）

教育課程全体として、学士課程としての目的を実現できるよう、科目群が体系的に配置されている。まず幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための一般的教育科目、すなわち、「教養教育科目」「外国語科目」「保健体育科目」が主として1年次・2年次に置かれている。次に、人間生活の抱える種々の問題に対処する新しいタイプの総合的教養人としての資質を身につけるための専門教育科目として、①幅広い専門領域の科目を総合的に学ぶための「学部共通科目」、②学科ごとの専門領域を深く学ぶ「学科専門科目」が、1年次から4年次に置かれている。そのほかに、留学生のための「外国人留学生科目」及び各種資格を取得するための「資格科目」が置かれている。

教養教育科目には、建学の精神に根ざした人間性の涵養と倫理観の養成を目指す、全学必修の「キリスト教学」を含め、人文学、社会科学、自然科学各分野の科目が置かれている。また、国際的視野に立った教養と専門知識を身につけるための基礎となる外国語科目として、英語、ドイツ語、フランス語、中国語を置いている。

教養学部の教育課程で強調されるべき特徴は、学部共通科目が存在することである。この科目群は、幅広い専門科目の履修を通じた教養の深化を一層促進することを企図している。特に「演習」と「総合研究」が学科横断的な履修形態となっている点は、教養学部の教育理念の特色を示している。

各学科の専門教育は、2年次・3年次に履修する実習・演習を中核として積み上げ型で組織される。4年次において、それまで履修した科目の総合と専門化を同時に実現できる「総合研究」が配置されている。「総合研究」の目的は、いわゆる卒業論文を作成することであり、学科及び教員の専門分野の枠を越えて複数教員が担当し、学生と教員とのコラボレーションを通して、「総合知としての教養」を生み出すことである。

イ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

基礎教育は、初年次教育、教養教育の中の情報処理教育、キャリア形成教育から構成されている。専門教育科目の中にも専門基礎教育として位置づけられる科目を置き、教養教育と専門教育とを截然と分けることなく、基礎教育から順次専門教育科目へ高まっていく融合型の教育組織を構成している。

高い倫理観を持った豊かな人間性を涵養する基礎教育には、その中核的な科目として、「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」がある。通年4単位2科目必修は、教養教育科目全体の基礎的な科目として位置づけられているばかりか、学士課程教育全体の基礎的な科目としても位置づけられている。学年配当（1年次・3年次配当）はこのことを意図している。

初年次教育としては、教養教育科目の「学びの技法」や各学科が準備している「基礎演習」「基礎実習」系科目がある。それぞれの学科で意図する科目内容は若干異なるが、データの集め方、図書の検索方法、文章要点の把握、小論文の書き方など、学問をする上での基礎的な準備を整えようとしている点が共通である。

「学部共通科目」に各学科の概説となる科目「人間の科学」「言語と文化」「情報の科学」

「地域の科学」を置き、学部全体の基礎として学問をする志を開発し学ぶ動機を深める科目として「学問のすすめ」が置かれている。基礎教育は専門教育から切り離されず、両者は一体化した教育課程と捉えられている。学部生は学科の専門に関わりなく、広く他学科の基礎的学問理念を学ぶことが可能である。

情報処理教育に関しては、教養教育科目に「基礎コンピュータA」「基礎コンピュータB」を置き、学問をするツールとしてのワープロや表計算などを学べる。

キャリア形成教育については、社会の中で働く意味やキャリア・デザインを学ぶ必要が近年高まっていることを受けて、「現代社会の諸問題I」の1コマをこれに充てている。

教養学部は、学生の社会的実践意欲を涵養するために、早くから「ボランティア活動」という実践を主体とした科目を設定してきた。善き意志を持ちながらもこれを表現しうる機会を持たない学生に意図的にその意志を引き出す工夫であるが、この科目を設置していることも、教養学部が生きることの倫理性に重要な意義を与えている一例といえる。

ウ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、

学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

既述したように教養学部の専門教育的授業科目は、「学部共通科目」と「学科専門科目」に分かれている。その中でも学部の理念・目的を実現するための中核は、学部共通科目である。

教養学部における「学問の体系性」とは、学問全体の体系的な組み直しである。学部共通科目には、①学部の専門科目に学生を導入するための科目、②学科専門科目の実質的中核を構成する「演習」及び「総合研究」、③今日的な学際的問題を複数の教員で担当する総合的科目群、④学科が他学科に開講する共通科目群が置かれている。①と④は幅広い教養を学ぶための科目群であり、②と③は学部の理念である学問の学際化・総合化を体現するものである。演習や総合研究は、学科ごとに学ぶ専門分野の知識を、学生及び担当教員の思考枠組の中で総合知へと融合させることを目的としており、まさに学部の中核科目の中核といえる。

①には、「学問のすすめ」から始まって、各学科の基礎的な教育理念を教授する「人間の科学」「言語と文化」「情報の科学」「地域の科学」が置かれ、これらの基礎の上に学科の基礎論が専門科目として展開される。学問の体系性に配慮している。②は少人数の実践的な専門教育を行うが、④は学科専門科目とともに、単なる幅広い教養獲得にとどまらず、「学校教育法第83条」にうたわれている「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」目的に資するよう、科目配置がなされている。

《人間科学科》

人間科学科の専門科目は、主に社会学・心理学・教育学・体育学の4つの学問領域から構成されている。これらを別々の専門として学ぶのではなく、「人間科学」という視点から、専門的講義科目を「社会生活と人間」「人間の心と身体」「人間の発達」「社会の変化とライフスタイル」の4領域に整理し、これらを「個人と社会」及び「構造と変化」という2つの観点から考察するという独自の方針を採用している。

《言語文化学科》

教養ある国際人を育成するという本学科の理念のもと、外国語の習得を基盤として、文

化の諸相を言語理論や文化理論を手がかりに読み解く能力の養成を主眼としている。そのため、教育課程は、基礎言語論と基礎文化論を学んだ上で、地域言語文化を応用する構成となっている。

《情報科学科》

学科の専門科目には、他学科のような類分けはない。社会における IT 技術の活用・利用が可能となる人材を育成するため、1・2年生において、基礎的なコンピュータ技術を習得するための、「コンピュタリテラシ」「プログラミング初級」を必修としている。3年次以降では、インターネットに代表されるネットワークや応用コンピュータ技術を学習する中で、コンピュータ技術と社会のかかわりにも触れている。また、生物の行動や数理工学的な側面からの新しい発想を取り込むなど多様な科目を配置している。3・4年生では担当教員の問題意識を出発点に行う「演習」「総合研究」を配置し、集中的に1つの問題を解決することを行っている。実社会におけるプロジェクト開発を理解するために、企業からの講師による「ソフトウェア設計開発論」を開講している。

《地域構想学科》

地域の課題に総合的に取り組むことのできる教養人を育成するという観点から、導入科目、専門科目、総合研究という積み上げ型教育課程を作っている。1年次は学科導入として、地域の課題に取り組む研究・調査例を全スタッフが紹介する「地域構想学入門」、近隣のフィールドに出向いて地域調査の練習を行う「地域構想学基礎実習」、基礎的な専門科学の講義3科目からなる。2年次は本格的な専門教育の第一歩となる専門科目群と大半の教員が担当する「発展実習」が主体となる。「発展実習」は実質的な地域研究である。3年次は専門科目の深化を行いながら、「演習」を個別のフィールドで開始するステージである。4年次の「総合研究」では学生個々人が具体的なフィールドにおいて卒業研究を行い、論文を作成する。

エ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

教養の科目群は、以下の5つの類に分類する。

第一類は、大学全体の建学の精神を体現する「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」である。

第二類は、人文的教養を培う「哲学」「文学」「倫理学」「論理学」「日本語論」「音楽」「芸術論」である。

第三類には、社会的現実への実証的で総合的な判断力を養える「心理学」「歴史学」「地理学」「社会学」「経済学」「法学」などの基礎科目群と「現代の政治」「現代史」「現代アジア論」「東北地域論」など、現代という時間とアジアや東北などの空間性により特化した科目群とを配置しており、全体と部分にわたる総合的な判断力が養成できる科目群となっている。

第四類には、自然科学の学問群と、数学的科目群、「資源とエネルギー」や「先端技術論」などの現代的な問題領域に理解を行き渡らせる科目群が配置され、自然への今日的な課題に応える総合的な判断力が養成される。

第五類には、学問の技法となる科目群が並び、培われた教養や判断力を実践にどのよう

にいかすかの基礎的技術を養成する科目群が並ぶ。

オ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

学部の教育目標である、「国際化に対処しうる教養人の育成」のために、外国語教育は重要な教育課題として位置づけられている。英語は4単位、選択外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）は2単位が必修となっている。

外国語能力の育成は、「外国語科目」（英語、ドイツ語、フランス語、中国語）群と言語文化学科の「学科専門科目」第二類とで図られている。1年次の基礎科目から、2年次の「学科専門科目」第二類科目への移行は基礎からの発展、応用を目指している。各言語には専任のネイティブ教員が配置され、会話力の向上、異文化理解、留学補助などに貢献している。

言語文化学科では、外国語科目の編成に特徴がある。1年次の外国語科目第二類（ドイツ語、フランス語、中国語）は、6単位を選択必修にしている。2年次は「英語中級A」「英語中級B」「ドイツ語中級A」「ドイツ語中級B」「フランス語中級A」「フランス語中級B」「中国語中級A」「中国語中級B」の中からA（2単位）、B（2単位）計2科目4単位が選択必修になる。3年次は、「原典講読」「言語文化学演習」が英、独、仏、中、日本語の5言語がそれぞれ開講され、選択必修になっている。選択必修の学部共通科目の1つである「言語文化演習」でも、ある程度まで5言語に対応した形で開講されている。

また、「国際化に対処しうる教養人の育成」のためには、外国語能力の育成ばかりか、日本語への理解も欠かすことはできない。学部は日本語教育の意識的な組織化にも力を注ぎ、平成6（1994）年以降、日本語教員養成課程を開設し、これまで多くの学生が「日本語教員基礎資格」（認定）を取っている。

カ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

開設授業科目数は、教養教育科目40科目（うち必修2科目）、外国語科目16科目（うち必修3科目）、専門教育的科目人間科学科88科目（うち必修4科目）、言語文化学科87科目（うち必修6科目）、情報科学科86科目（うち必修7科目）、地域構想学科78科目（うち必修4科目）となる。学部開設以来、数度にわたるカリキュラム改正によって卒業単位数と必修科目数を減らし、より自由度の高い課程表を実現している。

卒業に要する最低履修単位数は、4学科とも124単位で共通している。各学科とも教養教育科目36単位（情報科学科のみ34単位）、外国語科目6単位（言語文化学科は10単位）、専門教育的科目70から72単位をそれぞれ最低修得単位数としている。また、専門教育的科目としてすべての学科にまたがる学部共通科目26単位を各学科共通の修得単位としている。残りは、保健体育科目を含めた各科目、並びに他学科、他学部、他大学の開設科目からの自由選択となっている。

キ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学全体の教養教育科目は、非常勤講師の手配も含め、主として教養学部が担当してい

る。毎年の開講状況の全学的な確認が、全学部の学科長・教務委員が参加する「拡大教務委員会」の場で行われている。この委員会で、基礎教育と教養教育の担当学部・学科、開設科目数、開設コマ数、開講規模、時間割上の固定枠等が決定される。特にこのことを決定するために開かれる会議には、「キリスト教学」担当者会議（教養学部の中の同科目担当者と文学部キリスト教学科教員で構成される）代表者、各外国語科目分野代表者、保健体育科目担当教員の代表者が出席し、意見・希望を述べることができる。この会議の決定を受けて、基礎教育のそれぞれの責任担当部局が実施・運営を行う。例えば「英語」関係の教養教育科目については、言語文化学科の英語担当部門が実施・運営の体制をつくり、「心理学」関係の教養教育科目については、人間科学科の心理学担当部門がこれにあたる。「数学」関係の教養教育科目については、情報科学科の数学担当部門が実施・運営の体制をつくり、「地理学」関係の教養教育科目については、地域構想学科の地理学担当部門がこれにあたる。

教養学部の専門基礎教育の実施・運営については、本学部の将来構想委員会が責任担当部局を決定し、その部局の長である学科長が運営の最終責任者となる。各学科が実施する基礎教育の実施・運営は基本的に学科にゆだねられ、学科長が最終責任者である。また、学部全体として実施する基礎教育については、学部レベルの委員会を作り、その委員会が責任を持って実施・運営にあたる。

ク カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

教養学部各学科の卒業単位は124単位である。そのうちの必修（選択必修を含む）と選択の配分は、以下の通りである。

必修は16単位である。内訳は、教養教育科目第一類「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」8単位、外国語科目第一類「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」4単位、学部共通科目にある「総合研究」4単位である。必修の科目は、大学全体の教育方針を示すものと学部全体の教育方針を示すものとで構成され、建学の精神を体現するものとして「キリスト教学」、国際化に対応する必須科目として「英語」、学部教育の中核をなすものとして「総合研究」がある。

選択必修は4単位（「情報科学演習」を選択する場合は6単位）である。外国語科目と演習がこれにあたる。外国語科目では、外国語科目第二類の「ドイツ語」「フランス語」「中国語」から1科目2単位選択必修であり、また学部共通科目の「演習」から1科目2単位選択必修である。学科名称に対応した演習を選択しなければならないわけではなく、例えば、人間科学科の学生が「言語文化学演習」を選択することも可能である。ただし、「情報科学演習」は「情報科学演習A」と「情報科学演習B」に分かれており、この両方を修得しなければならない。したがって、「情報科学演習」を選択した場合には「演習」4単位が選択必修となる（選択必修全体では6単位）。必修と選択必修の単位数を合わせると20単位（「情報科学演習」を選択した場合は22単位）となり、卒業単位数に占める必修と選択必修単位数の割合はほぼ6分の1になっている。

卒業単位の約3割を占める教養教育科目については、第1類のキリスト教学が8単位必修であり、第5類が20単位中8単位選択であるほかは、選択の幅が広く、20単位分はほぼ学生の自由な選択にゆだねられているとあってよい。外国語科目は8単位中6単位を必修としている。また、教養学部の理念を体現する学部共通科目は、卒業単位として26単位

が必要であるが、「演習」を選択必修、「総合研究」を必修とするほかは、類ごとに緩い縛りはあるものの、選択科目としている。学科によって、学科専門科目の類による区分形態、及び、類ごとの最低修得単位数は異なっている。情報科学科では類別がなく、縛りも無いが、他の学科では共通して類ごとの縛りがあり、地域構想学科では他の学科に比べて選択必修の意味合いが若干強い。全体的に見て、教養学部における必修・選択必修のしぼりは、実験・実習が多い学部としては比較的緩やかである。

2. カリキュラムにおける高・大の接続

ア 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

教養学部全体では、「学問のすすめ」「現代社会の諸問題Ⅰ」（いずれも1年次）などを通して、大学での勉学のあり方や現代社会が当面する問題について多角的な講義を行い、学生に学ぼうとする動機開発の科目を開設して、勉学意識を育む努力を重ねている。また初年次教育では、読解・まとめ・レポート・プレゼンテーションという一連の流れに即した基礎技法の習得を「基礎演習」として実施している。

人間科学科は、学科の基礎教育としての位置づけで1年次に「人間科学基礎演習A」「人間科学基礎演習B」（ともに必修）を設け、学生数15名程度の少人数クラスを同時に8コマ程度開講している。Aでは講読形式の授業を通して本の読み方や議論・発表の仕方、文献の調べ方などの手ほどきを行い、Bでは実験・調査の基礎を体験させている。

言語文化学科は、「言語文化基礎演習」で1年生全員を10人の教員に振り分けた少人数教育を行っている。学生は、共通テキストを読み、レポートを提出し、添削を受ける。好ましいレポートについては発表を行い、プレゼンテーション能力を開発している。

情報科学科は、平成20(2008)年度から「コンピュータリテラシ」の1年次入学直後の半期1コマ分に相当する時間を初年次教育に充て、実質的に基礎演習という形をとっている。そこでは、ノートテイキングから技術文書の書き方などを講義形式で行い、レポート提出を義務付けている。

地域構想学科は、1年次に全教員が担当する必修科目「地域構想学基礎実習」を開設し、その前期において本の読み方、レポート作成・発表の作法を、10人前後の少人数教育で教授している。

3. カリキュラムと国家試験

ア 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性 (大学基礎データ表9に対応)

本項は、教養学部には該当しない。

4. 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

ア 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. インターンシップ、ボランティア

ア インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

本項は、教養学部には該当しない。

イ ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

本学でボランティア活動を科目としてカリキュラムに組み入れた最初の学部は、教養学部である。各学科とも、教養教育課程第五類に「ボランティア活動」（半期2単位、選択科目）を置いている。学生はこのシステムの中で社会との間で貴重で有意義な体験を行っており、学生の成長にとって一定の成果を持つものと考えられる。

「ボランティア活動」では、担当教員がボランティア活動の意義について事前に指導し、その後、受け入れ施設の活動を紹介し、学生の希望を取り入れて各施設へ配分している。受け入れ先との緊密な対応関係を構築することによって、毎年、60名以上の学生がボランティア活動に参加している。

6. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

単位計算方法は、大学設置基準第21条に基づき、学則第7章「履修方法及び課程履修の方法」に詳しく定めている。具体的には、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成し、1コマ90分を2時間相当とした上で、前期・後期を各15週とし、基本的には半期終了科目を15週（2単位）、通年科目を30週（4単位）で計算している。

上記の計算方法に基づき、教養学部の各学科の初年次教育については、人間科学科が実習の性格が強い「人間科学基礎演習」に半期週1コマで1単位、同様に言語文化学科は「言語文化基礎演習」に通年週1コマで2単位、情報科学科は「コンピュータリテラシ」を講義形態で運用しているため、半期週2コマで4単位、地域構想学科は演習形態の「地域構想学基礎実習」に通年週2コマで4単位となっている。

人間科学科では、専門科目第2類に区分される科目は、「実習」との名称が付されていても、「基礎演習」以外は演習としての性格を持つため、半期週1コマの授業で2単位、あるいは通年週1コマの授業で4単位を与えている。

言語文化学科の専門教育科目の場合、第2類の外国語科目に近い科目群（「英語演習」を含む）、「言語文化基礎演習」、第3類の「英作文」「英語音声学」「原典講読」に、通年週1コマ2単位を与えている以外は、半期週1コマで2単位あるいは通年週1コマで4単位を与えている。

情報科学科における「コンピュータリテラシ」は入学時に集中して基礎的な知識やスキルの習得を行うよう、2コマ連続の授業を前期に週2日（4単位）配置している。また1コマ分として技術文章の読み書きの日本語リテラシに充てている。

地域構想学科は、初年次教育として位置づける「地域構想学基礎実習」、本格的なフィールド調査となる2年次の「地域構想学発展実習」には、実習としての性格が強いため、通年週2コマで4単位を充当し、10名以上の教員が担当する少人数実習としてきめ細かな教育を徹底している。3年次の専門分野実習となる「GIS実習」「気候解析実習」は、半期週2コマで2単位、海外地域実習は、半期週1コマと約2週間の海外実習で2単位として

いる

「総合研究」は通年で4単位必修であるが、研究の方法の違いによって実験や実習、調査や研究発表など多様な運営形態があるものの、科目の性格から、通年週1コマ4単位の演習形態の授業として扱っている。

7. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）（大学基礎データ表4、表5に対応）

「大学基礎データ」表4に単位互換協定に基づく単位認定の状況が、表5に単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況が示されている。

本学在学生在が、「学都仙台単位互換ネットワーク」に加盟している他大学の科目を履修する場合、10単位まで認めている。海外の大学については、協定校とは30単位まで、協定校以外の場合は類似科目読替えによる認定を行っている。

他大学を退学して本学に入学する際には、30単位を超えない範囲で既修得単位を認めている。これは入学前の単位を尊重して、本学卒業単位の約4分の1程度までを認めるものであり、学生の負担を軽減している。

また、3年次編入学生に対しては、既修得単位のうち62単位を限度として包括認定及び単位読み替え制度をとっている。

さらに、技能検定や資格取得による単位認定については、適切な指導を行った上で、TOEICが500点以上、TOEFLがInternet Baseで52点以上、Computer Baseで150点以上、Paper Baseで470点以上を取得した者に対し、「英語I」2単位を認定し、ドイツ語・フランス語・中国語についてもそれぞれの検定について単位認定を実施している。

8. 開設授業科目における専・兼比率等

ア 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合（大学基礎データ表3に対応）

学科専門科目は、そのほとんどを専任教員が担当しているが、これらの教員の大部分は同時に他学部・他学科の教養教育科目を兼担している。学科の専門科目の83.2%を専任が担当しており、また教養教育科目でも67.4%が専任教員の担当である。

イ 兼任教員等の教育課程への関与の状況

教養学部の場合、教育課程の編成や担当者の振り分け、兼任担当者との交渉、他学科との調整などはすべて分野ごとに担当教員が窓口となっており、兼任教員等が関与することはない。しかし、担当教員は兼任教員に担当を依頼する場合、それぞれの科目について解題を与え、科目設置の趣旨と目的について解説し、兼任教員との話し合いを行っている。

9. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

教養学部においては、社会人学生に対する特別の教育指導上の配慮はしていない。外国人留学生については、国際交流部が随時面接を行い、その結果を学部長・学科長へ報告している。留学生に対応したカリキュラム（留学生科目）を置き、また通常の授業において

は教員各自が必要に応じて留学生個人への指導を行っている。

【点検・評価】

到達目標に照らして点検・評価する。

- (1) 『『教養』とは何かを常に問い直していく』ことは、カリキュラムの点検・改正作業において果たされている。
- (2) 「教養教育について、提供科目の多様性を担保すること」については、十分なカリキュラム編成ができています。「高い倫理観を有し、かつ、総合的な視野から物事を判断できるような人材の育成に資するべく、提供科目の有機的な配置・分類に留意する」ことについても、既述したことのうちに十分な配慮が行われている。
ただし、教養学部創設当初の社会状況が変容し、学生のよりよき意思を実現するための科目を準備しなければならなくなった。このため、学問の認識を社会実践に結びつける意図の実現として「地域構想学科」を開設した。また、教養教育について高い倫理観を培う教育は、考慮と工夫の余地が残されている。
- (3) 「学科が担う学問の体系性に留意しつつ、適切な専門教育科目の履修システムを確立し、学修成果の着実な効果が期待できる履修プログラムを提供する」ことについては、十分な配慮がなされている。それぞれの学科専門科目には体系性があり、また学部としての基礎から専門への教育科目の組織化についても積み上げや連動性に十分な配慮がなされている。基礎演習や演習、総合研究といった、学修効果が期待できる履修プログラムも組織されている。
- (4) 「複数分野の教員の複眼的なアプローチ」については、「人間科学基礎演習」「言語文化研究法」「地域構想学入門」「コンピュータリテラシ」といった入門講義や「現代社会の諸問題」、また「総合研究」などにおいて、十分な配慮がなされており、学生に学際化・総合化された現実への認識を可能にさせるような教育プログラムも多数提供されている。ただ「総合研究」は、当初の複眼的なアプローチとなっていない面も一部に見られる。
- (5) 「初年次教育」についても、既述したように、各学科が「基礎演習」の形で組織した点に十分な配慮が示されている。しかし「キャリア形成教育」については、暫時的な対応にしかならず、今後の改善が見込まれる。全体として、科目の組成の仕方、実習などの実効性を目的としたプログラムの組織化、「総合研究」のカリキュラム全体の中での位置づけなどを考慮してみても、卒業時における「質的保証」に特に配慮された教育編成がなされていると評価する。

【改善方策】

前項の点検・評価を受けて、改善の方策として2つの方向で検討している。

- (1) 平成23(2011)年度からの実施を目指してカリキュラム改正の作業を進めている。改正は、根本的なカリキュラムの組成にわたるものではなく、幾分煩雑な組織となっていた科目分類の見直し、学生が理解しやすいカリキュラム組織、細分化されすぎた科目種類のスリム化などが意図されている。この中で、「高い倫理観」の養成や「キャリア形成教育」などの改善を目指す。

各学科の理念やその実現のためのカリキュラムの基本は、現在のものを受け継ぎながら、さらに科目間の関連性を学生にも意識させ、効果的な学修を進め、科目の整理統合や学科理念を体現する履修指導を充実させる方向で検討を重ねている。また、専門的知識の修得や教員からの学習上の支援などについても、一層の充実を図る。

- (2) 教育課程等の点検・評価に必要な事柄については、学部の「将来構想委員会」や各専門委員会で検討がなされ、改善・実施もそこにゆだねている。「総合研究」の運営改善については、教務委員会内部の「総合研究運営委員会」がこれにあたり、問題の解決を目指す。

②教育方法等

【到達目標】

各学科の理念・目標を満たすように構成された教育課程について、教育効果の実効性を不断に検証しながら、教育方法の改善を図る。特に、次の4点を到達目標とする。

- (1) 教育効果を測定するための有効な方法を構築する。
- (2) 成績評価の仕組みを効果的なものとし、単位の実質化を図る措置を模索する。
- (3) 学生に対する十分な履修指導が行える体制を作る。
- (4) 教育改善への組織的な取り組みを構築する。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育上の効果を測定するための方法の有効性

教育効果(理解度や達成度)の測定として採用している方法は、①個々の科目で実施される学期末定期試験やレポート、②授業内で行われる小テストや作文、レポート、③課題発表や討論、④論文査読と口頭試問、などがある。

講義、演習、総合研究といった授業形態の違いに応じて、測定の仕方は違ってくるが、それぞれこれらの複数の方法の組み合わせにより、教育上の効果を測定している。100人～200人規模の講義では、①の学期末定期試験やレポートなどが教育効果の測定方法となるが、10人～20人規模の実習や演習では、課題発表の出来・不出来、討論への参加の頻度などで教育効果の測定が行われる。特に実習系科目における毎回のレポートでは、教員による添削などの丁寧なフィードバックを含む評価により、今後の工夫や努力目標の明確化につなげるよう誘導し、学生の理解の深化と学習意欲向上につなげている。

イ 卒業生の進路状況

教養学部の就職・大学院進学状況は、「大学基礎データ」表8に示されている。平成18(2006)年度から平成20(2008)年度の3年間の進路状況は、卒業生949名中、就職については、民間企業643名(67.7%)、官公庁24名(2.5%)、教員34名(3.6%)、それ以外の就職15名(1.6%)、進学については、自大学院7名(0.7%)、他大学院26名(2.7%)、それ以外の進学18名(1.9%)となっている。また、その他の就職と進学のいずれにも該当しない者と進路報告未提出の者は、182名(19.2%)である。

人間科学科の場合、卒業生のうち就職希望者に対する就職率は比較的高く維持され、業種は製造、卸売、小売、金融、サービス業など多岐にわたり、また、警察などの公務員も少なくない。さらに、心理学を中心に履修した学生は、福祉系職種や各種相談業務に就く者、専門学校や大学院を経て言語聴覚士や臨床心理士などの専門職に就く者が多い。

言語文化学科でも、教員、公務員から会社員まで、職種も業種も多様である。大学院進学、英語教員、日本語教員、言語聴覚士等は学科の学びに直接的な関係を持っている。

情報科学科の就職率は従来9割以上である。就職先としてコンピュータや情報関連の仕事が多数を占めている。

地域構想学科では、平成21(2009)3月に第一期生が卒業した。このうち就職希望者に対する就職率は比較的高く、業種は製造、卸売、小売、金融、サービス業など多岐にわたっている。今後数年の就職動向を見ない限り、本学科の位置を客観的に示す段階には達していない。

2. 成績評価法

ア 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価については、基本的には個々の教員の裁量にゆだねられる。しかし、その客観的な基準については、『大学要覧(シラバス)』の「評価法」の欄に明示化することが全教員に義務づけられるとともに、授業開始時にも学生に明示される。成績評価のデータは、授業中での小テスト、課題レポート、学期末試験であり、これらのうちどのデータを評価とするのかについても、学生に開示している。

満点は100点、単位認定の最低点は60点である。科目によっては、複数の教員が協議して成績評価を行う場合がある。基礎演習や各種実験実習科目、総合研究等の科目の場合がこれである。

特に地域構想学科の「基礎実習」や「発展実習」など複数の教員で分担実施する実習系科目では、各教員が個別に評価を行った上で、評価の過程全体を学生に明示している。あらかじめ詳細なレポートの評価基準等が学生に提示されるため、学生にとってはレポート作成のガイドラインともなる。

なお、学生による授業評価や、新入生・卒業生へのアンケート結果などが教員に提示されることにより、評価方法・基準についての見直しは常に可能な状態にある。

イ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

履修の上限は4学科とも設定はしていない。しかし、それぞれの科目で履修最低学年の設定や継続性のある科目の指定など、実質的な上限設定となっている。また、各学科とも前期講義開始前に適切な履修のためのオリエンテーションを行い、履修指導を行っており、これによっておおよそ学年ごとの履修単位数の目安を学生が把握できる仕組みになっている。オリエンテーション時には教員ばかりではなく、オリエンテーション・リーダーと呼ばれるボランティアの上級生が適切な履修指導の補助を行っている。これによって過剰な単位数の登録が抑制されている。

単位の実質化を図るために、学生の授業外の自習を促す措置については、講義においてはレポートを課す、演習の場合は課題提示と課題発表を課すなどの措置を行っている。「学

生による授業評価」においては、「講義科目」と「演習科目」に関し、授業外の自習をどのくらい行ったかを尋ねる質問項目を設けているが、講義科目において自習時間が多くないことが分かっている。また「学生生活実態調査」での質問項目に、自習時間を記載させる試みをしているが、これについての望ましい時間数などの指標や基準は特に示していない。

ウ 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性 (大学基礎データ表6に対応)

入学時に英語についての「プレースメント・テスト」を実施している。また、3年次への「進級要件」を課し、学士課程前半2年終了時の学生の質を担保するシステムを導入している。各学年にはそれぞれ指定の科目履修を徹底し、年次の上昇につれて基礎学力が積みまれていくように工夫されている。

4年次必修の「総合研究」はプロジェクト方式で行う。プロジェクト・チームごとの複数教員による論文指導や年間3回の発表会と最終の口頭試問が課されている。この方式によって複数教員が合議で評価することになり、学生の質保証が担保される。

また、学生の主観的な評価ではあるが、教養学部として独自に「卒業生アンケート」を行い、4年間のカリキュラム・授業等の検証を行う仕組みを設けている。このアンケート調査において、4年間の勉学の成果に対する学生自身の認識を問う5項目には、いずれの項目においても例年6割以上の学生から「成果があった」との回答が得られている。

3. 履修指導

ア 学生に対する履修指導の適切性

履修指導のうち、教養学部が共通して実施しているものは以下の通りである。

- ①入学時の1週間にわたる「オリエンテーション」において履修指導を行い、履修モデルを提示するなどして、4年間を通した詳細な履修指導がなされている。
- ②3年次の「演習」登録のためには2年次の終わりに、冊子を用いた詳細な説明会及び希望する教員との個別面談を1ヶ月程度の期間を設けて実施し、納得づくでの演習実現に意を用いている。
- ③4年次の「総合研究」の登録のためには3年次の終わりに、同じく冊子を用いた説明会及び希望する教員との個別面談を行っている。
- ④「演習」や「総合研究」における主指導教員の存在は、学生にとって極めて有効であり、教員と学生は、このゼミナールを通して、時間割上に設定された演習や総合研究の時間以外にも、ほぼ日常的に接して、きめの細かい履修・生活指導を行っている。
- ⑤全学科で教員が10人ほどの少人数の学生を対象にした大学生生活全般にわたる相談・指導を行う、いわゆる「チューター制度」を設けている。
- ⑥学部の『履修科目登録要項』を作成し、履修手続きの実質的な手引きとしている。
- ⑦学部の『大学要覧(シラバス)』には、演習や総合研究のテーマの詳細な記述があり、履修指導の実質的な手引きと成っている。

イ 留年者に対する教育上の措置の適切性

留年者には2種がある。本学では、3年次進級要件を満たさず2年次据え置ききの学生を「原級止め者」と呼び、卒業要件を満たさず4年次据え置ききの学生を「留年者」と呼んで

いる。通常の学生と同じく、前項「ア」の諸項目に従って履修上の助言を行っている。

これら留年者に対し、いずれの学科も、グループ主任やチューターが年度当初に呼び出し面接を行って助言を与えている。また、4年次後期の定期試験をもって卒業要件を満たさなかった者に対しては一定条件のもとに「再試験」の受験を認め、可能な限り「留年者」を出さないように配慮するとともに、「留年者」がもう1年在学しなければ卒業できないという事態を回避するために、前期終了科目で卒業要件を満たした場合、希望すれば9月末に卒業できる制度を実施している。

ウ 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

学則第11章「科目等履修生、特別聴講学生、聴講生及び研究生」に基づき、科目等履修生、聴講生等を受け入れている。科目等履修生、聴講生に対しては、出願時に綿密なガイダンスと面接を行い、指導や助言を与えるとともに、（聴講生をも含めて）入学後は学務部教務課などを窓口として必要なサポートが行われている。また、休講等の情報もオンラインで確認できるようになっている。

4. 教育改善への組織的な取り組み

ア 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ

イ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

教員の教育指導法の改善向上を促進するために、大学に「東北学院大学FD推進委員会」があり、各学部・研究科の代表が集まって意見交換とFD活動促進のための活動を行っている。また、定期的に外部の識者を招いてFD活動についての啓蒙的な講演会を開催し、広報の冊子を発行している。

教養学部は、平成16(2004)年2月から、「授業評価委員会」を設置し、点検・評価に努めてきた。その成果は定期的に発行される報告書となって結実している（当初は半期ごとに、現在は2年おきに発行）。平成20(2008)年度、授業改善のための活動を一層強化するため、委員会名称を「授業評価・FD委員会」と改称した。その活動の第一は、「学生による授業評価」の実施である。第二にその全体結果を、「報告書」にまとめるとともに、担当教員それぞれにチャートを作成してその個別結果を報告している。第三に、結果をもとに「FD研修会」（教員間の授業公開を含む）を実施し、教育指導法の改善向上への教員の意識を高めようとしている。平成21(2009)年度は初年次教育をテーマに実施した。第四に、定期的に「授業評価・FD委員会ニュース」を発行している。第五に、これまでまだ一度限りであるが、授業改善に関する対教員アンケートを不定期に実施し、その結果を報告書にして配布している。

イ シラバスの作成と活用状況

シラバスは「大学要覧」に収録されている。授業科目に関する基本的データとして、①テーマ、②講義内容、③授業計画、④成績評価方法・基準、⑤関連して受講することが望ましい科目、⑥履修上の注意、⑦テキスト、⑧参考文献、を統一書式として掲載している。

シラバスは、教員による詳細な履修・学修指導に用いられ、また、資格試験に必要な科目とカリキュラム上の科目との関連などを掲載することによって、学生の履修計画の作成

に活用されている。

ウ 学生による授業評価の活用状況

教養学部では、「授業評価・FD委員会」を設けて、平成16(2004)年度から学部独自の「学生による授業評価」を実施している。実施要項に従い、専任教員及び非常勤教員の区別なく、原則として、各学期の授業の最終週ないしその前週にこれを実施している。その目的は、担当教員の授業改善にある。

質問項目は、1. 受講生自身についての自己評価（出席回数及び受講態度の自己評価）及び2. 授業評価とからなる。さらに、授業評価については、「講義科目」「英語」「独仏中」「実習科目」「実技（体育）」「演習科目」「総合研究（卒業論文指導）」という7つの授業種別に応じて、評価項目を設けている。講義科目の場合、(1)授業計画（シラバス）、(2)授業内容（目的の明示化、理解度、関心喚起度）、(3)教員（発話の明瞭度、熱意度、準備の充実度、資料提示の充実度）、(4)教育環境（教室内の静寂度、教室の大きさ、受講生数の適切度）の評価及び(5)総合評価とからなる。すべて、5段階評価である。さらに、自由記述欄を設けて自由に受講生の所見を記述させている。

授業評価アンケートの結果は、各教員に諸数値とチャート表を掲載した個人宛の文書を通じて速やかに知らされ、また後日には授業評価実施概要、科目種別ごとの分析結果、卒業生アンケートの分析結果という3つの柱からなる報告書が作成・配布される。教員はその結果を見て自らの授業改善のための努力指標とし、その後の授業に反映させている。また、報告書は、図書館に常備して、学生に対してその結果を開示している。

エ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

教養学部は、平成16(2004)年度以来、卒業予定者への成績表配布の際に、教養学部授業評価・FD委員会が在学時の教育内容・方法を評価させるアンケートを行っている。その結果は、授業評価アンケートの結果とともにデータ化され、各教員に配布している。また、平成20(2008)年度に結成した教養学部の同窓会（「泉TG会」）も、卒業生からの意見を聞く機会となっている。

そのほか、平成21(2009)年度から全学的な取り組みとして、4年生を対象とした「卒業時意識調査」を実施している。

オ 教育評価の結果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

教養学部は、他学部在先駆けて「教養学部授業評価委員会」を設置し、授業運営の評価改善に努めてきた。その成果は毎年の「授業評価報告書」として結実している。

平成20(2008)年度に、「教養学部授業評価委員会」を「教養学部授業評価・FD委員会」と改称し、授業評価だけではなく、FD研修会の開催により、学部教育の改善に資するような一歩進んだ試みも行い始めている。FD研修会では、評価の高い講義を公開講義として、各教員に参観させ、その後、当該教員と参加した教員との間で討論や研究会を開催したり、各学科の初年次教育の実践報告会を行ったりしている。授業評価を開始した平成16(2004)年度と平成17(2005)年度については、評価の高い授業群と低い授業群とについて、報告書別冊の形で、学生がいかなる自由記述をしているかを配布し、教員の自己研鑽の資料とし

て役立ててもらった。

また、学部カリキュラムの中核をなす「総合研究」では、学生側からの教育評価ばかりか教員側からも常に教育評価が行われている。この評価をもとに、「総合研究」のあり方をめぐって、「教務委員会」内部で「総合研究運営委員会」が機能し、実質的な効果ある運営を行っている。

これらすべての教育評価の結果を教育改善に直結させていくシステムの上位委員会として「将来構想委員会」がある。この委員会は、個々の授業評価を集約して、学部全体としての改善に資するよう、システム全体の改変や改革を審議し、カリキュラム改正への道筋を整えている。

5. 授業形態と授業方法の関係

ア 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

一般的な講義科目は、科目によって大小はあるが、おおむね 50 名から 250 名の規模で行われている。演習科目は、これも学科によって多少の大小はあるが、5 名から 15 名の規模で行われている。実習科目は、内容にもよるが、10 名から 20 名程度におさまるよう調整している。また、言語文化学科の語学系科目についても、教育に支障のないような少人数教育を目指している。教養教育科目についても、最大で 250 名を超えないような人数規模の講義形式で行われており、登録の際に 300 名を超えるような場合には調整をし、講義回数を増やすなどの工夫を行って、適度な受講生規模となるよう配慮している。

人間科学科では、一般の講義・演習のほか、実習系の授業形態がある。人間科学の 4 つの主要学問領域ごとに実験実習又は調査実習が設けられ、調査や実験・観察の手法、データの統計処理、レポートのまとめ方等について、野外調査を含む実際のデータ収集を通じて訓練される。これにより、学生が 4 年次の総合研究を実施するための、実証的な分析力を身につけることを意図している。また、このような実習系科目では複数教員が共同で授業を担当するため、教員側には、他の教員の教授法を参考にして授業を改善する機会を得やすいというメリットもある。一般の講義や演習においては、配布資料のほか、ビデオやパワーポイントを用いて学生の興味を引きつけ、学習効率を高めるなどの工夫が教員ごとに行われている。

言語文化学科の「言語基礎論Ⅰ」や「文化論特論」等の講義科目は比較的大人数になるが、それでも 130 名を超えることはない。「原典講読」「言語文化学演習」等のゼミ形式の授業は 20 名以下で、演習室で行われる。4 年生の「総合研究」は、10 名前後であるため、学科専用の総合研究室が主に使われる。

情報科学科では、学生が入学時にノートパソコンを購入して Linux と Windows をインストールし、1 年次の必修科目「コンピュータリテラシA」「コンピュータリテラシB」「コンピュータシステム概論」、2 年次の「プログラミング初級」「プログラミング中級」などの授業で使用している。他の授業では従来の板書を主とする授業、パワーポイントを主とする授業など多様である。常にコンピュータを手元に置くことで予習・復習が容易となり、またコンピュータそのものにも早く慣れ、ハードウェア・ソフトウェアの両面で良く知ることができる。情報処理センターのコンピュータを使用していた時には不可能だったこととして、メンテナンスの基本の習得もあげられる。

地域構想学科の授業形態も、各学年に配置された講義（基軸的な知識や事例の習得）、1年次の見学実習（「基礎実習」）、2年次の室内実習（実験）とフィールド調査を組み合わせた実習（「発展実習」）、3年次では専門に特化した技術習得系の実習、海外地域実習と、授業目的に応じて多様な形態が整備されている。授業方法は、従来型の講義・実習はもとより、講義科目に全学科教員がオムニバスで参加する地域構想学入門（1年次）、実習系科目には、15程度のメニューを提示し学生の希望を募るキャンパス外実習（1年次）、教員の外国研究フィールドで実習する海外地域実習（3年次）などを設定している。講義・討論・プレゼン・現場観察などの授業方法が駆使されるのはいうまでもない。また、本学科では充実したメディアを駆使した実習成果品の作成と公開提示（調査報告・ポスター・パンフ・ブログ）も授業の一環として学生に課している。これにより、3年次の演習や4年次の総合研究を実施するための、実証的な分析力と明快で分かりやすいプレゼンテーション能力を身につけることを意図している。

イ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

教養学部の教育理念には、情報化社会に適応できる人材の育成がうたわれている。マルチメディアを使用した情報処理の技術的修得を学生に可能にするばかりか、教員自身がこれらの多様なメディアを使用した授業を導入し、学生に技術的に変容していく社会への適応と順応を促す努力を行っている。

人間科学科及び地域構想学科の各種実験実習科目では、質問紙の作成やデータ整理、さらに統計処理等についてパソコンの利用は不可欠である。また、演習科目においては、文献検索や資料整理にインターネットが必要となり、総合研究においては、実証研究に際してパソコンが、さらに成果発表等のプレゼンテーションにもマルチメディアやGISが活用される。

言語文化学科でも、インターネットを利用した授業がいくつか見られる。また、各種資料や語学教材のデータベース化が行われている。2年生科目「言語とメディア」では、ラジオ番組の制作がテーマになり、学生はインタビューの仕方などを学ぶ。2年次科目「社会言語学」では、字幕のない洋画を上映し、そこで交わされている会話の内容に関して議論するような授業も行われている。また、3年次科目の「映像文化論」では、映画分析が中心になる。小津監督、黒澤監督の演出術がプロジェクター等を使用しながら解説される。そのほか、実際に舞台に立つことを目指す演劇的な授業も行われている。

情報科学科では、ノートパソコンを使用した演習や情報処理センターで端末を使用した演習などでは、教員のコンピュータ画面をプロジェクターで投影できるようになっており、教育支援が図られている。それ以外では、ビデオ教材の利用や、資料教材として映像音響資料が導入されているが、その効果は徐々に浸透している。

本学のマルチメディア施設の一環として、情報処理センター、オーディオ・ヴィジュアルセンター、図書館が設置されている。特に、図書館には、電子索引システム「OPAC」が導入されており、書物の利用が大幅に改善されている。図書カードシステムも利用されているが、本学の3キャンパスに分散されている図書を一望のもとに検索できる体制は、教育環境として大いにその特性を発揮できるようになっている。

マルチメディアについては、全学的な環境の整備が必要であり、その方向で良くなりつ

つある。学部・学科としてもその良き影響が浸透しつつある。今後の情報ネットワークの整備によって、さらに高速大容量の基盤が確立するであろう。

ウ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

教養学部では、現在、遠隔授業による授業科目の単位認定は行っていない。

なお、本学は平成20(2008)年度の文部科学省「戦略的大学連携支援事業」の選定を受けた。その事業の1つとして、各大学で開講されている授業をビデオに収録し、オンデマンド方式で配信する「遠隔授業システム」を、平成21(2009)年度後期に試験運用を行い、平成22(2010)年度から本格的に運用する計画である。

6. 3年卒業の特例

ア 4年未満で卒業もしくは大学院への進学を認めている大学・学部等における、そうした制度の運用

の適切性

学則第3条第2項及び第25条第2項に基づき、平成18(2006)年度に「東北学院大学早期卒業に関する規程」を制定し、大学院への進学の意味が明確である学生に対して、3年次の3月又は4年次の9月に早期卒業を認めている。なお、教養学部ではこの制度を取り入れていない。

【点検・評価】

到達目標に応じて点検・評価を行う。

- (1) 「教育効果を測定するための有効な方法を構築する」点についていえば、授業が教員の一方通行的なものとならずに、学生の理解度・達成度を測る仕組みは、ある程度達成できているといえる。演習系科目を各年次に置くことで、理解度や達成度についての学生側のレスポンスを促す努力は、制度的に比較的うまく行われているからである。単位の実質化を図るための措置としても、演習系科目が積み上げ型に組織されている点で、うまく構築されているといえる。最終的に、講義科目も含めた総合的な教育効果は、演習系科目で測定されているといえる。

卒業生の進路状況についても、就職部の調査によるデータが毎年学部ごと、学科ごとに公表されており、この点からもうまく教育効果を測定できている。

- (2) 「成績評価の仕組みを効果的なものとし、単位の実質化を図る措置を模索する」点についていえば、『大学要覧』への記載が年々きめ細かく充実したものとなっており、これを学生に周知徹底させる仕組みが整いつつある。また、「チューター制」や学生と教員の距離を近くする「自習室」も措置の1つとして評価できる。

教養学部の特徴である少人数教育が体现する科目は「基礎演習」「演習」「総合研究」である。これらの演習系科目では、学生の文献探査や調査実習が授業外に必要であり、4年間を通して積み上げていく方式により、単位の実質化を図ることが十分に担保される。また、特に「総合研究」では、担当教員の指導に加え、同じプロジェクト・チームの他教員による複眼的指導がなされ、成績評価の仕組みとして、他の総合系科目（例えば「現代社会の諸問題」など）同様、効果的なものとなっている。

- (3) 「学生に対する十分な履修指導が行える体制を作る」点についていえば、学部主導の

もとで各学科が十分な履修指導を行うことを申し合わせていること、各学年の成績発表時に指導していること、各学科で学年ごとのパンフレットと作成していることなど、十分な指導体制があると評価できる。

しかし、このような手厚い体制ができていても、実行の段階において当初の理念との乖離も散見されることは否めない。例えば、学部が最も重視してきた「総合研究」の運営については、従来、学部教務委員会の内部に「総合研究」作業部会を設けこれが実施運営にあたってきた。この「総合研究」の指導の仕方、熱心さの度合いについて教員間でかなりの差があり、当初の科目運営理念からの後退が見られるようになった。授業評価を緻密に行い、また科目の運営主体への指導を通して、科目運営理念にできる限り近づけることができるよう、改善を図っていかねばならない。

また、もう1つ問題がある。従来、学部へのオリエンテーションや科目ガイダンスは入学時にのみ行ってきた。しかし、学生がカリキュラムの組織構成について十分な認識を持っていない例が散見された。このため、履修にあたっては平成19(2007)年度より、すべての学科すべての学年でカリキュラムの構成、方向性を示すガイダンスを年度初めに行い、適正な科目履修を行っている。また、科目選択の連関性についてこれを学生にわかりやすく示し説明することが十分満足のいく形でなされているとはいえない。「大学要覧」の記載の仕方をわかりやすくすることが今後の課題となろう。

また、留年者や編入学生に対する十分な履修指導の体制について、きめ細かな注意と配慮がまだ行き渡っていないきらいがある。この点の充実は今後の課題となろう。

- (4) 「教育改善への組織的な取り組みを構築する」点についていえば、(1)で既述したように、教養学部のFDに対する取り組みは十分に評価できる。『大学要覧(シラバス)』の記述の仕方の改善も、大学全体の改善レベルと学部学科の改善レベルとを同時並行に行っている。学生に対する解り易いシラバスを目指す努力が一層なされるべきだろう。また、学生による授業評価を活用するシステムについても、現状説明で記したように、こめ細かな配慮がなされている。卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みも導入した。各年次の授業評価データが揃ったところで、今後、委員会の努力の目標が「授業評価」から「授業改善」にシフトできる体制が整ったといえよう。

【改善方策】

- (1) 講義科目も含めた総合的な教育効果を演習系科目で測定するという現在の仕組みを、今後も継続・発展する。
- (2) 単位の実質化の方法は、現在の方法を継続しつつ、平成23(2011)年度のカリキュラム改正の検討の中で単位の上限設定も検討する。
- (3) 履修指導を実質化するために、大学要覧や履修登録要項の内容を充実する。
- (4) FD活動は、学部による活動を活発化させると同時に、学科単位での活動の充実を図る。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

以下の点を到達目標とする。

- (1) これからのアジア地域の時代を見据えた交流を推進する。
- (2) 教養学部が大学の国際交流の中心的役割を担って、留学生の受入れや協定校の拡充を推進する。
- (3) 国内外の交流を下から支える仕組みを構築する。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

教養学部の基本方針は、「教育の場を海外に求めることや、海外から学生や教員を経営的に受け入れることで、教育研究の国際化を図らなければならない。教養学部の教育理念からの当然の帰結として、現代社会の国際化に対応できる教養人を育成しなければならない。」ことである。この方針のもとで、(1)これからのアジア地域の時代を見据えた交流を推進すること、(2)教養学部が大学の国際交流の中心的役割を担って、留学生の受入れや協定校の拡充を推進すること、(3)国内外の交流を下から支える仕組みを構築すること、という3つの到達目標の実現を目指している。

これまで本学は英語圏との国際交流が主流であったが、世界の情勢変化の中で、今後はアジア、特に東アジアとの積極的な国際交流を推進していくことになる。そのため、教養学部の学生にも、欧米圏のみならず、東アジアの問題関心を活発化させ、その意識化を推進していく。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性 (大学基礎データ表11に対応)

ウ 国内外の大学との組織的な教育研究交流の状況

本学に国際交流部と国際交流委員会があり、教養学部からも副部長と委員が選出されて活動している。大学全体では9ヶ国14大学と国際教育交流協定が結ばれている。中でも米国の協定校アーサイナス大学、フランクリン&マーシャル大学との交流関係の歴史は長い。さらに、ドイツのラインマイン大学(旧ヴィースバーデン大学)、トリア大学、韓国の平澤大学校とは年々関係が密になっている。

日本人学生は、国際交流部が提供する留学支援プログラムを活用した留学に参加でき、長期休みを利用した短期留学から、長期にわたって行われる交換留学などが導入されている。また、それらの海外留学を学生に伝達するためにパンフレットや英語版の大学案内などを作成し、ホームページに掲載している。

外国人学生は、長期・短期の日本語研究講座などのさまざまなプログラムによって支援を受けている。外国人学生のサポートは、国際交流部を中心にきめ細かな指導が行われている。

教員は、国外で行われる学会等への「出張旅費支給」「在外研究員制度」「研修休暇制度」の全学的な制度が整備されており、恒常的な発表や交流、教員の派遣・受け入れが行われている。

なお、言語文化学科には日本語教育部門があり、大学の受け入れ機関として選ばれている。例えば、トリア大学の学生が平成18(2006)年から毎夏日本語スタディーツアーで来日している。また、平成21(2009)年度は平澤大学の学生5名が、日本語教育履修のために1年間の留学をしている。毎年9月には、本学に留学している学生と言語文化学科の学生を交えた留学生懇談会が開かれている。

また、平成20(2008)年12月に日本学術振興会の派遣研究員として山東大学威海分校から2名の研究者が2週間来学し研究活動を行った。さらに平成21(2009)年の8月には、山東大学側が受け入れ先となって、教養学部生22名が短期夏季留学を実現した。平成22(2010)年度には山東大学威海分校からの2名の学生が教養学部留学する予定である。

【点検・評価】

- (1) 教養学部の言語文化学科は、これまで英語・ドイツ語・フランス語・中国語を外国語として設置してきたが、十分なメニューとはいえないため、カリキュラム改正ののちに新しく韓国語のコースを設置することを決定したことは評価できる。今後、東北地域で中国と韓国との交流の重要性は増すことはあっても減ることはないため、その意味で東アジア諸国との国際交流を今後も推進しなければならない。
- (2) 日本語教育という側面で、ドイツのトリア大学や韓国の平澤大学との間で関係が続いている。その営みの成果として「日本語インターンプログラム」への参加があった。言語文化学科の日本語教育への取り組みは、この意味で評価されるべきである。今後、日本語関係の教育研究交流が頻繁となれば、受け入れの組織体制の整備が問題となろうが、これについては本学の対応はすべて個人の努力に負っており、十分なものとはいえない。また、国際交流課の分室が泉キャンパスにないことも課題といえる。

【改善方策】

- (1) 言語文化学科が中心となって、教養学部の国際交流活動の充実を図る。
- (2) 日本語教育は、言語文化学科を中心に本学部全体で対応する。
- (3) 泉キャンパスにおける国際交流窓口の充実を大学に働きかける。

④通信制大学等

ア 通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそ のための条件整備の適切性
--

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

教養学部は学生の受け入れについて、公平・公正を担保しながら入学者選抜方法の多様化を図るとともに、高大の連携を強め、教育の高度化を目指す。特に次の5点を到達目標とする。

- (1) 入学者受け入れ方針に沿った多様な入学者選抜方法の実施と改善
- (2) 在籍学生数の適正化
- (3) 入学試験関連の広報の充実
- (4) 高校と大学との間の教育連携
- (5) 退学者を減らすための、退学理由の組織的な検討

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、

その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性（大学基礎データ表 13、表 15 に対応）

学生の募集は、大学全体として「進学指導者懇談会」「進学相談会」「入試説明会」「オープンキャンパス」「高校訪問」などの方法をとっている。その際、『大学案内』と『受験ガイド』を配布し、大学の教育目標や入試方法を周知している。また、教養学部独自に「オープンキャンパス」を行い、学部・学科の理念・目的・教育目標及び入試方法の周知に努めている。

教養学部の入学者選抜方法は、「大学基礎データ」表 13 に示されているが、次の9種類ある。

- ①一般入学試験（定員 196 名）
- ②大学入試センター試験利用入試（定員 40 名）
- ③AO 入試（定員 31 名）
- ④TG 推薦入試（定員 32 名）：同一法人設置 2 高校からの推薦による
- ⑤学業推薦入試（定員 63 名）：指定校からの推薦による
- ⑥キリスト者等推薦入試（定員 8 名）：公募制による
- ⑦スポーツ推薦入試（定員 26 名）：公募制による
- ⑧外国人留学生特別入試（定員 4 名）
- ⑨帰国子女特別入試（定員は AO 入試に含まれる）

一般入試とセンター試験利用入試は、学力試験を中心とした選抜であり、AO 入試、学業推薦入試は、基礎学力に加え、学力以外の能力（コミュニケーション力、文章力、思考力など）や志望する学部学科での勉学意欲・志望の強さをみる入試である。TG 推薦入試とキリスト者等推薦入試は、本学の建学の精神及び教育理念への深い理解と共感をもっていることを条件に、基礎学力、学力以外の能力をみる入試である。その他、基礎学力があることを条件に、多様な学生を受け入れるとの方針から実施しているのが、スポーツ推薦入試、外国人留学生特別入試、帰国子女特別入試である。

2. 入学者受け入れ方針等

ア 入学者受け入れ方針と学部等の理念・目的・教育目標との関係

本学の入学者受け入れ方針は次の通りであり、本学部もこの方針を共有している。

「本学は、東北学院の建学の精神、教育理念に理解を示していること、及び入学しようとする学部学科での学修に必要な学力を有していることを基本的要件としながら、さらに次の点を考慮しつつ、入学者を広く受け入れる。①大学での学修に必要な能力（コミュニ

ケーション力、文章力、思考力など)をもっていること、②入学しようとする学部学科の教育内容を理解した上で、その学部学科での学修を強く望んでいること、③建学の精神への深い理解と共感をもっていること、④スポーツに優れた能力をもっていること、⑤外国人留学生、帰国子女もしくは社会人であること」

このように、本学そして本学部の入学者受け入れ方針の基本は、「建学の精神」を理解し、「基礎学力」をもった、「多様な学生」の受け入れという点にある。この方針と本学部の理念・目的・教育内容とは、2つの側面に関係する。

第一に、基礎学力を持つ多様な学生を受け入れることは、本学部の理念・目的である「新しい教養人」養成の場にふさわしい。学生にとって、多様な学生からなる教室・キャンパスで学ぶことは、現代における教養のあり方を考える上で不可欠である。

第二に、入学する多様な学生の中に、「入学しようとする学部学科の教育内容を理解した上で、その学部学科での学修を強く望んでいること」を評価対象とする入学者の割合をできるだけ多くしたい、つまり学部学科の理念・目的・教育目標を深く理解した入学者を多くしたいと考えている。本学そして本学部が他大学と比べ、面接を重視したA0入試に多くの定員を当てているのはそのためである。ちなみに、各学科は、それぞれの入学者受け入れ方針をもっており、A0入試ではそれを「重要評価点」という形で公表し、それに沿った選抜を実施している。

イ 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

(1) 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法の関係

建学の精神の理解に関しては、本学の入学者選抜において大学礼拝への出席義務を承諾することが入学の条件になっている。大学礼拝については、受験生向けの『受験ガイド』や『募集要項』の中でその内容が紹介されている。同種の説明は、入試の当日にも監督者によってすべての受験生に口頭で伝えられ、質問・疑問がある学生に対しては、大学の責任者が対応している。

基礎学力に関しては、本学そして本学部のすべての入試において学力をチェックしている。A0入試、推薦入試及び特別入試では学力試験を課さず、小論文と面接で選抜しているが、その場合でも、出願条件として高校調査書の評定平均値について具体的条件をつけており、さらに、選抜にあたっては調査書で教科・科目ごとの評定をみるなど、基礎学力のチェックに留意している。

多様な学生の受け入れは、上述のように、各種推薦入試、特別入試を実施することで実現している。

(2) 入学者受け入れ方針とカリキュラムの関係

次の3点を指摘することができる。

第一に、建学の精神に理解のある学生を受け入れるという方針との関係では、本学そして本学部において「キリスト教学Ⅰ」と「キリスト教学Ⅱ」を必修としている。本学では大学礼拝を毎日実施し、そのための時間を特別に取っていることも、この受け入れ方針に基づくものである。

第二に、基礎学力を有する学生を受け入れるという方針との関係では、入学後、どの入試で入学したかによって学修に関して異なる取扱い（例えば、特別授業、特別の成績

評価)が行われることは一切ない点があげられる。本学部においても、すべての学生は、入学後は同じ条件で学修する。

第三に、多様な学生を受け入れるという方針との関係では、多様な学生に対応した多様なカリキュラムを準備していること、初年次教育や専門基礎教育を重視したカリキュラムとなっていることがあげられる。詳しくは、本節「Ⅲ. 教育内容・方法 ①教育課程」の記述を参照されたい。

3. 入学者選抜の仕組み

ア 入学者選抜試験実施体制の適切性

本学の入試は、すべて大学全体の責任で実施される。入試実施に関わる全学的組織としては「入試管理委員会」「入試実施委員会」「入試判定委員会」の3つがある。

「入試管理委員会」は、入学試験の実施及び管理に関する基本方針その他重要事項について審議し、全学教授会への原案を作成するための組織であり、全学教授会からの委任があるときは、全学教授会にかわって審議・決定できる。学長が委員長を務め、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長、A0委員会委員長、学科長及び夜間主コース主任からなる。また、A0入試を行うための組織であるA0委員会は、この入試管理委員会のもとに設置されている。

「入試実施委員会」は、全学教授会又は入試管理委員会の決定に基づいて、入学試験を円滑に実施するための組織である。構成員は、学長、副学長、学部長、宗教部長、入試部長、学務部長、学生部長、財務部長、情報システム部長、総務部長、入学試験センター所長で、学長が委員長となる。入試実施時には、学内に待機し、不測の事態に備える。

「入試判定委員会」は、入学者選抜において合否判定を行う組織であるが、規定によって、全学教授会がこの委員会となる。

一方、教養学部では、一般入試の入試判定の原案は、学部長と4学科長による会議で作成、一般入試以外の入試判定の原案は、各学科の会議で作成している。それらの原案は、入試管理委員会で検討し、その後に学部教授会と全学教授会の議を経て最終的に決定される。

なお、A0入試及び各種推薦入試に関しては、各学科の教員が面接と小論文の採点にあたり、合否判定において各学科の意向が反映される方式がとられている。

イ 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜基準の透明性について、4つの観点からみる。

第一に、全体評価を構成する「評価項目」がある。この点については、本学が採用しているすべての入学試験について、受験生に配布している『受験ガイド』の「選抜方法」で明示している。

第二に、全体評価の中での評価項目ごとの「比重(配点)」がある。これについては、「一般入試」と「センター試験利用入試」では『受験ガイド』に明示されているが、推薦入試、特別入試については明示されていない。ただし、入試説明会などで、受験生や教員など関係者から開示請求があった場合は開示している。

第三に、各評価項目で評価する際の「基準」がある。これについては、原則として公表していない。ただし、一般入試については、入試問題について「解答例」を公表しており、そのことで採点基準がおおむねわかるようにしている。また、A0入試においては、最も重視している面接の評価基準について、学科ごとの「A0入試における重要評価点」として公表している。

第四に、合格に必要な「水準」がある。「一般入試」と「センター試験利用入試」では、『受験ガイド』に前年度の合格最低点を公表している。その他の入試に関しては、水準を直接的に示しているデータではないが、前年度の受験者数・合格者数・実質倍率を公開することで、水準が推測できるようにしている。

ウ 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

入学者選抜の公平性・妥当性を確保するためのシステムとしては、次の3点をあげておく。

第一に、本学では、合否判定を慎重に審議するシステムをもっている。本学では、入学者選抜の権限は、それぞれの学部に関しては「学部教授会」、全体的・最終的には「全学教授会」にある。しかし、本学では、「学部教授会」「全学教授会」での審議に先立って「入試実施委員会」「入試管理委員会」「部長会」という3つの全学的審議機関で審議する。また、「入試実施委員会」への合否判定の原案は、学部長より提出されるが、それぞれの学部ではその原案を提出するための独自の検討過程をもっており、その内容については各学部の記述を参照されたい。

第二に、こうした審議は、個人名を伏せて受験番号と得点だけが記された判定資料に基づいて行われている。

第三に、一般入試においては、受験科目による不公平が生じないように、得点をすべて偏差点化して合否判定を行っている。

次に、入学者選抜結果の公平性・妥当性を確保するシステムとしては、次の3点をあげておく。

第一に、入試問題の作成にあたって、測りたい学力・能力を正しく測れるような問題となるよう、入試センターがチェックしている。

第二に、受験者には入試問題の持ち帰りを認め、希望する高等学校などには著作権の扱いに配慮しながら入試問題の配付を行い、毎年「解答例」を付した過去問題集を作成して、問題や採点の誤りが発見されやすい環境を作っている。もし、問題の誤りや採点の誤りが発見された場合は、早急に対応している。

第三に、入学者選抜の方法と入学後の成績との相関については、教育研究所が中心となって調査しており、選抜が有効に機能しているかどうかを検証する基本データを提供している。

4. 入学者選抜方法の検証

ア 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

各年の入試問題の検証作業は、入試センターを中心に行われており、大きく次の3つの仕組みが導入されている。

第一に、問題原稿の入校・校正の作業過程において、入試センター所員が、出題の適切性（高校の学習範囲かどうかなど）をチェックする。不適切な場合は、出題主任に修正を要請する。

第二に、試験終了後に、試験問題を公開するとともに、オープンキャンパスや進学相談会などで「解答例」を付した問題集を編集して広く配布して、問題に対する外部的チェックが働きやすくしている。

第三に、試験科目ごとの平均点、標準偏差を当該年度の出題主任に提供する。また、このデータは、次年度の出題主任にも提供される。

なお、平成18(2006)年度入試問題までは、本学との関係が深い高校に、問題の適切性の判断を、校長を介して依頼していた。しかし、高校教員の本務との関係により、この依頼は現在行っていない。

イ 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

こうした仕組みとして、次の2つをあげることができる。実際、これらの仕組みによって得られた意見は、本学の入試方法の変更の大きな要因となっている。

第一に、本学は、毎年6月東北6県で、高校の進路指導教員を対象に「進学指導者懇談会」を開催している。これは、本学の入試方法についての説明の場であると同時に、本学の入試方法の適切性についての意見を聞く重要な場となっている。

第二に、入試説明会や高校訪問を通じての意見聴取がある。ここでも、教員は、本学の入試方法について説明すると同時に、入試方法の適切性について意見を聞いており、その意見は、主に入試センター所員を通じて集約される。

5. A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）

ア A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

本学のA0入試の実施方法については、第1章にこれに関する記述があり、本学部もそれと同じ方法をとっている。ここでは、本学部に関わる4つの点を指摘しておく。

第一に、A0入試の選抜機能についてである。平成21(2009)年度の入学者選抜をみると、募集定員は31名で、第一次選抜志願者169名、第二次志願者78名、合格者44名であり、競争率は、第一次選抜志願者との比率でみると5.5倍、第二次選抜志願者との比率でみると2.5倍である。

第二に、入学者中に占めるA0入試による入学者の割合である。平成21(2009)年度の入学者505名中のA0入試入学者は44名であり、その割合は8.7%である。

第三に、A0入試における面接評価の公平性・妥当性を確保するために、本学部がとっている措置についてである。本学部では、第一次選抜における面接にあたって、2名の面接担当教員間で、質問項目に関する事前打ち合わせを面接前日に行っている。また、この入試制度が導入されて長い時間が経過しているため、評価の基準についても、面接担当教員間に事実の合意ができています。さらに、面接後には、学科長を長とするA0入試判定会議が開かれる。この会議では、A0委員・面接委員からの評価原案について報告を受け、評価の妥当性を議論し、最終的な評価を確定する。

第四に、本学部のA0入試においては、第一次選抜での書類審査と面接、第二次選抜の

面接と小論文試験を通じて、入学後の学修に必要な学力を総合的に評価することに留意している。

上記のように、A0入試の競争率は高く、総合的学力による選抜性は機能している。

6. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性

本項は、教養学部には該当しない。

7. 入学者選抜における高・大の連携

ア 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

推薦入試には、「学業推薦（指定校制）」「キリスト者等推薦（公募制）」「資格取得による推薦（指定校制）」「スポーツに優れた者の推薦（公募制）」「TG推薦入試（併設校2校）」の5種類がある。

これらの推薦入試による入学において高校との適切な関係を保つために、本学は次のような配慮をしている。

- (1) すべての推薦入試において、出願要件として高校の調査書における評定平均値が関する条件を付している。
- (2) すべての推薦入試で、高校長あてに推薦者の合否を連絡している。
- (3) 指定校制の推薦入試では、指定校を選ぶ基準・方法について明確化している。
- (4) 指定校制の推薦入試で不合格者がでた場合、その理由を詳細に高校に説明している。
- (5) TG推薦入試では、志願者を対象に各学部学科を紹介するガイダンスを実施している。
- (6) TG推薦入試では、「小論文」の成績を高校長に通知している。

なお、教養学部として特筆できる内容は、第一に、すべての学科において、推薦入試合格者へ課題図書感想文や課題問題集の学習を課すなどの「ブリッジ教育」を行っている。課題の内容は厳しいものであるが、高校側からは好評を得ている。第二に、人間科学科に限定されるが、「特待生」及び「優等生」として大学から表彰される成績優秀者の出身高校に対しては、毎年その旨を報告するなどして、学科として望ましい入学者についてのイメージを高校側に伝える工夫を行っている。

イ 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これにかかわる情報伝達の適切性

(1) 大学全体

東北地方を中心に、さらには北海道や北関東などの受験生が見込まれる各高校に『大学案内』や『受験ガイド』を配付することにより、正確な情報の伝達を実現させている。また、高校生に対して直接実施する進路相談・指導は、「オープンキャンパス」や「進学相談会」、高校から招かれての「入試説明会」で行っている。さらに、本学の「ホームページ」で入試に関する詳細な情報を掲載し、平成21(2009)年度には「受験生応援サイト Step! TG」を開設し、受験生はより簡単に自分のほしい情報へアクセスできるようになった。

受験生への情報伝達に関しては、①情報伝達が公平であること。すなわち、比較的簡単に、すべての受験者が受験情報に接することができること。②情報伝達がタイムリー

であること。すなわち、入試情報の伝達が遅れることにより、受験生に迷惑を掛けないこと。③情報伝達が正確であること。すなわち、進路指導教員あるいは受験生にあまりない情報、あるいは誤解が生じるような情報の伝達を行わないこと。受験生に説明することが容易でない事項（例えば、キリスト者等推薦入学試験におけるキリスト者の資格条件など）については、入試課に直接確認することを志願者に伝えること、の各点に注意を払っている。

(2) 教養学部

本学部は、「オープンキャンパス」を他の学部より1回多く年3回開催し、高校生に対する情報伝達に努めている。

また、大学のホームページとは別に、教養学部「ブログ」を設け、卒業生や高校生に向けて教養学部独自の種々なニュースの配信を行っている。

さらに、本学部は、研究紹介や特集記事などを含めた教養学部独自の広報誌『季刊教養学部』を年2回発行して、高校350校に送付し、学部の研究教育の広報に努めている。

「高校訪問」や「出張講義」についても、学部独自、各学科独自に実施している。

本学部は、平成17(2005)年度から「地域社会と教育を考えるフォーラム」を開催し、小中高校教員を含む地域社会における特色ある教育を行っている事例を紹介している。これも、教養学部の教育の特色を高校に広報する良い機会となっている。

また、平成20(2008)年度は教養学部創設20周年の記念の年にあたり、都市部のホテルで「おいしい教養学部バイキング」という一般公開行事を実施し、市民や高校生に広く教養学部の教育と研究の面白さを訴えた。

8. 社会人の受け入れ

ア 夜間学部、昼夜開講制学部における、社会人学生の受け入れ状況

本項は、教養学部には該当しない。

9. 科目等履修生・聴講生等

ア 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

(1) 科目等履修生

学外者（本学卒業生を含む）に広く学習の機会を提供するため、また、資格取得に必要な単位を修得しようとする者に機会を提供するため、特定科目の単位修得を目的とする「科目等履修生」を受け入れている。

学則第46条に基づいて定められている「東北学院大学科目等履修生に関する規程」第2条第1項及び第2項が、科目等履修生の出願資格を規定している。第1項は、一般的な科目等履修生の入学要件を、学則第9条の定める条件と同じであるとしている。すなわち、広く学習の機会を提供する対象は、大学入学資格を有する人々に限定されている。

また、資格取得を目的とする場合、上記の科目等履修生に関する規程第2条第2項により、「学士の学位を有する者で、2年以内に所定の必要単位を取得することができる」と認められる者、あるいは「大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者で、2年以内に所定の必要単位を修得できると認められる者」という条件が付加される。学士の資格又は短大卒以上と同等の資格が必要とされるのである。さらに、教育実習に関する

科目の場合には、本学卒業生のみが、科目等履修生に出願できることとなっている。これらの限定は、単位修得の目的から派生する必然的なものであり、広く学習機会を提供するという本学の趣旨及び大学設置基準等の法令に矛盾するものではない。

これらの要件は、それ自体明確であるが、募集要項では、さらに分かりやすく明確に、「高校卒業または同等以上の方」と表記し、資格取得目的の場合については、事務担当者への問い合わせを促すようにしている。

科目等履修生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、書類審査と面接を行った上で、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を認めている。

(2) 聴講生

「聴講生」は、広く学習機会を社会人等に提供するために、単位修得を目的としないものとして受け入れている。聴講生の場合にも、出願の条件は科目等履修生と同様に、大学入学資格を有することとしている。また、聴講生の場合、科目等履修生と若干異なっており、聴講可能な科目を学部ごとに決めることになっているが、教養学部においては、実習・演習系科目を除くすべての科目が聴講可能である。

聴講生の受け入れ手続きと学内の取り扱いは、学部教授会の議を経て学長が許可する。また、所定の手続きを経ることで、在学生とほぼ同程度の施設利用資格を求めている。

10. 外国人留学生の受け入れ

ア 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

(1) 私費外国人留学生

私費外国人留学生は、「日本留学試験」の「日本語」を受験した者に限っている。そのほか、本学の外国人留学生特別入学試験において、日本語による小論文試験並びに面接を行い可否の判定をしている。

(2) 交換留学生（特別聴講学生）

交換留学生は海外の協定校からの留学生を示し、交換留学生は「日本研究夏季講座」（5月～6月）、「日本研究秋期講座」（9月～12月）、「集中日本語講座」（9月～翌年8月）の各講座に参加している学生をいう。4月から受け入れている韓国からの留学生は、留学生向けの講座に参加するのではなく、一般の日本人学生と同様のカリキュラムを受講している。これらの学生には、日本語能力試験1級～2級程度の能力を有していることを、受け入れの条件としている。日本研究夏季講座に参加する留学生は、日本語学習歴と面接の結果によって、各自の日本語能力に適したレベルのクラスに入る。レベルは初級・中級・上級に分けられている。「日本研究秋期講座」や「集中日本語講座」に参加している留学生には、複数年の日本語学習歴があることを求めており、これらの学生には日本語のみならず日本文化や日本経済を中心とした講義を英語で提供している。

なお、平成20(2008)年度に教養学部が提案した中国の山東大学威海分校との国際教育交流の提携により、平成22(2010)年度から留学生が派遣される予定である。

11. 定員管理

ア 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性(大学基礎データ表14に対応)

在籍学生数比率は「大学基礎データ」表14の通り、平成21(2009)年5月1日現在、教養学部全体の学生収容定員は1,640名、在籍学生数は2,046名、比率は1.248である。また、編入学生は、収容定員40名、在籍学生10名、比率は0.250である。

入学者数比率は「大学基礎データ」表13の通り、入学定員は400名、入学者数505名、比率は1.263である。過去5年間の入学者数は2,568名、入学者数比率は1.284である。以下では学科ごとに見ていく。

《人間科学科》

人間科学科の学生収容定員は410名、在籍学生総数は493名、比率は1.20である。入学定員は100名、入学者数は130名、比率は1.30である。過去5年間の入学者数は651名、入学者数比率は1.30である。編入学生については、収容定員10名に対して在籍学生数0名、比率は0である。

《言語文化学科》

言語文化科学科の学生収容定員は410名、在籍学生総数は512名、比率は1.25である。入学定員は100名、入学者数は118名、比率は1.18である。過去5年間の入学者数は632名、入学者数比率は1.26である。編入学生については、収容定員10名に対して在籍学生数8名、比率は0.8である。

《情報科学科》

情報科学科の学生収容定員は410名、在籍学生総数は521名、比率は1.27である。入学定員は100名、入学者数は133名、比率は1.33である。過去5年間の入学者数は649名、入学者数比率は1.30である。編入学生については、収容定員10名に対して在籍学生数2名、比率は0.2である。

《地域構想学科》

人間科学科の学生収容定員は410名、在籍学生総数は506名、比率は1.23である。入学定員は100名、入学者数は124名、比率は1.24である。過去5年間の入学者数は636名、入学者数比率は1.27である。編入学生については、収容定員10名に対して在籍学生数0名、比率は0である。

以上からわかるように、在籍学生数比率で最も高いものは、情報科学科の1.27である。1・2年次の学生数がいずれも130名を超えていることによる影響が大きい。過去5年間の入学者数比率で最も高い学科は人間科学科の1.30である。平成17(2005)年度の入学者数が158名となったことが大きく影響している。

他方、編入学収容定員と在籍学生数の比率に関してはいずれの学科も定員割れとなっており、特に人間科学科と地域構想学科は0名である。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

教養学部は、現在、在籍学生数が収容定員総数の1.25倍となっており、著しい定員超過とまではいえないまでも、そのおそれがある状態にある。その原因は、一般入試、センター試験利用入試における合格者数を決める際の歩留まり率予測の失敗にある。本学部の

歩留まり率は、年度ごとの上下幅が大きく予想が難しい。現在は、過去3年間の歩留まり率を参考にして予測しているが、それでも予想が外れることがある。ここ2年ほどは、歩留まり率を高めに設定し、合格者数を減らしてもなお予想以上に歩留まり率が高い状態が続いている。現在、こうした傾向を踏まえ、歩留まり率予想の精度をさらに高め、合格数を抑えるようにしている。

他方、編入学は恒常的に、著しい欠員が生じている。その原因は、端的に、募集定員の多さであり、編入学の定員化を行った際に、編入学を希望する学生数の現状把握、あるいはその増加予想について誤算があったといわざるをえない。したがって、本学部としては、現実に合わせた定員の削減しか有効な対策はないと考えている。

12. 編入学者、退学者

ア 退学者の状況と退学理由の把握状況（大学基礎データ表17に対応）

「大学基礎データ」表17の通り、教養学部の退学者数は平成18(2006)年度が23名、平成19(2007)年度と平成20(2008)年度が32名である。この数は、本学の全学部の中で最も少ない。

退学者希望者は学生部職員と面談することになっており、その報告から、本学部の退学理由には進路変更が多いことは把握している。しかし、進路変更に至った経緯などの詳細な把握はしていない。

イ 編入学生及び転科・転部学生の状況

教養学部全体では、平成21(2009)年度現在の在籍学生数のうち編入学生数が10名となっている。しかし、長期的にみれば、数名ずつの編入（学内の転学部・転学科を含む）学生を受け入れている。また、転学部・転学科生は1名（情報科学科）である。

【点検・評価】

到達目標ごとに点検・評価をすれば、以下のようになる。

(1) 入学者受け入れ方針にそった多様な選抜方法の実施と改善

本学部では9種類の多様な選抜方法を実施し、しかも、毎年のように改善・変更を加えており、おおむね達成されている。ただし、他学部では一部既に導入されている社会人特別入試は本学部ではまだ導入されておらず、その導入が検討されなければならない。また、推薦入試、特別入試やA0入試において、入学者受け入れ方針の1つである「基礎学力」の実効的なチェックをどのように行うかについても、不断の検討が必要である。

(2) 在籍学生数の適正化

教養学部全体で収容定員に対する在籍学生数が1.25倍に達する状況は適正とはいえず、早急に改善が必要である。また、編入学の欠員も顕著で、積極的な募集活動を進めるとともに、募集定員の見直しが必要である。

(3) 入学試験関連の広報の充実

本学部はこの点に関して、以前からさまざまな努力を払ってきている。学部独自の高校訪問、出張講義の数の多さ、オープンキャンパスの来場者数の多さ、各広報誌の質の高さ、ブログなどのメディアの利用、どれをとっても誇れるものである。入学者選抜に

において本学部が高い競争性を維持できていることは、まさにこの成果といえよう。しかし、この実績に甘えることなく、これからも努力を続けることが重要である。

(4) 高校と大学との間の教育連携

高校との間に太いパイプを作り、本学部の教育を高校教育と連携させていく努力は、「地域社会と教育を考えるフォーラム」に代表されるように、すでにいくつかの試みがなされ、部分的に成果をあげているが、まだ十分とはいえない。また、本学部キャンパスに隣接する同一法人併設高校との間に一貫教育の連携関係を模索しているが、提携には至っておらず、今後の課題となっている。もう1つの併設高校とはまだ話し合いも始まっておらず、早急な対策が必要である。

(5) 退学者減少のための対策

退学希望者については、全学的に学生部が対応していることもあって、これまで学部、学科としては退学理由の詳細に関して十分な把握を行ってこなかった。たしかに、退学希望者が出た場合は、各学科各年次のグループ主任の仕組みを利用して、退学希望者の相談に乗ることは可能である。しかし、その仕組みは十分には機能しておらず、実際には、学生は退学を決断した後に、大学には事務的に報告する傾向がある。退学者を減らすための有効な対策を立て、ひいては学部学科における教育内容・方法等の改善の手がかりを得るためにも、今後は、学部学科が、組織的に退学理由についての詳細な検討を行う必要がある。

【改善方策】

- (1) 社会人特別入試の導入を、教養学部総務委員会を基点に早急に検討する。
- (2) 収容定員に対する在籍学生数の比率を3年以内に1.20にできるだけ近づける。そのために、歩留まり率予想の精度を上げる。
- (3) 編入学の募集定員を見直す。
- (4) 入学試験関連の広報の充実のためのこれまでの努力を、教養学部広報委員会を中心として継続する。
- (5) 同一法人併設の2高校との間に一貫教育の連携関係を構築する。
- (6) 退学理由についての組織的な検討を行う仕組みをつくる。

VI. 研究環境

【到達目標】

教養学部は研究環境の適切な整備によって、教養学部教員の学術研究をできる限りサポートすることを目指す。特に、次の3点を到達目標とする。

- (1) 教員が研究成果を迅速に公表できる体制作りを努める。
- (2) 教員が研究を推進するための経常的な研究条件の基盤整備に努める。
- (3) 教員が学界の最新成果を吸収しながら専門の研究を進展させ、その成果を教育にいかすために、十分な研究資金と研究時間を確保するように環境を整える。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績に対応）

イ 国内外の学会での活動状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績に対応）

教養学部4学科の教員はそれぞれの専門分野の研究に真摯に取り組み、毎年その成果を国内外の学会誌及び専門誌等に発表している。また、著作を出版しており、その詳細は添付資料の『東北学院大学教育・研究業績2005-2009』に示されている。

教養学部教員の学科ごとの過去5年間の平均論文数は、人間科学科が56.2件、言語文化学科が59.8件、情報科学科が21.2件、地域構想学科が37.0件である。教員一人あたり人間科学科が2.2件、言語文化学科が1.6件、情報科学科が1.1件、地域構想学科が2.2件となる。

また、過去5年間の平均学会発表件数は、人間科学科が41.0件、言語文化学科が17.8件、情報科学科が23.0件、地域構想学科が34.4件である。教員一人あたり人間科学科が1.6件、言語文化学科が0.5件、情報科学科が1.2件、地域構想学科が2.0件となる。学会で役員を務める者もあり、本学を会場に開催されることもある。

ウ 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

教養学部には、人文・社会・自然科学の全分野にわたって多様な研究者がおり、以下のような研究活動の特筆することができる。

- 長年ヨーロッパにおける弓道の普及に努め、ドイツ弓道連盟から感謝状を受けた教員。
- 運動経験に関する研究により日本発育発達学会の平成20(2008)年度最優秀研究賞を受けた若手教員。
- 教育工学や生涯教育の領域における、地域の学校や市民センターなどとの連携。
- 視覚心理学領域の教員が、マルチモーダル知覚特性に関し多領域の研究者で構成された共同研究に参加。
- 中国現代経済が専門の中国語担当准教授が、中国商業経済学会より優秀論文賞（論文題目：「日中両国東北地区における産業構造の特徴と比較」）を受賞。
- 日本語教育分野で、平成20(2008)年度日本語検定の大学部門で最優秀団体賞を受賞。
- 環境防災分野で、平成16(2004)年にタイで、平成18(2006)年にネパールで国際会議を実施し、平成20(2008)年には本学で地すべりに関する大規模な国際会議を開催。
- 平成20(2008)年に発生した内陸直下型地震による国内最大級の山地災害で、その調査・復旧・復興に関して中心的な役割を果たす。
- 洪水・海岸浸食・マングローブ生態系と津波防災・環境保全などの分野で国内外で活発な研究活動を推進。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

教養学部として以下のものが特筆できる。

- 「マルチモーダル感覚情報の時空間的統合」の研究で、学科教員が研究分担者となっている大規模な科研費特別推進研究。
- 平成21(2009)年度からの科研費新学術領域研究「現代社会の階層化の機構理解と格差の

制御：社会科学と健康科学の融合」の大規模な学際的な研究。

- 平成 21(2009)年度国際交流基金が主催する国内大学連携事業「日本語インターンプログラム」の参加。
- JST/JICA による「地球規模課題対応国際科学技術協力事業：クロアチア土砂・洪水災害軽減基本計画の構築」（2008 年～2013 年）。
- 「基盤 A：スマトラ沖地震津波の実態に基づく新しい津波防災対策の構築（2005 年～2009 年）」。

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

教養学部全体としては、他にも分野として生涯教育分野、あるいは体育分野、教育工学分野、言語文化学科の言語科学分野、科学哲学分野、文化人類学分野、情報科学の数学分野、ロボット工学分野、音響工学分野、地域構想学科の気候学分野、植物生態学分野、地形学分野、災害学分野、環境社会学分野、産業地理学分野があげられる。このように、教養学部教員の研究は多岐にわたっており、その分野に応じて国際的な共同研究への参加状況も多様である。以下に特筆できるものを記す。

国際的な共同研究への参加状況

研究テーマ	期間	おもな参加国
現代日本階層システムの構造と変動に関する総合的研究 (科研費特別推進研究)	2005 年～2008 年	台湾、韓国、アメリカ、ヨーロッパ諸国
明るさ錯視と視覚的補完の研究	2003 年～	イタリア
マルチモーダル知覚の研究 (前項「エ」に記述した特別推進研究の一環)	2005 年～	オーストラリア
4 カ国語に対応した心理物理的測定法学習のためのウェブサイトの開発 (前項「エ」に記述した特別推進研究の一環)	2007 年～	カナダ
JST/JICA による「地球規模課題対応国際科学技術協力事業：クロアチア土砂・洪水災害軽減基本計画の構築」	2008 年～2013 年	クロアチア
基盤 A：スマトラ沖地震津波の実態に基づく新しい津波防災対策の構築	2005 年～2009 年	インドネシア スリランカ
ベトナム民主共和国ホーチミン市農業大学「荒廃したマングローブ生態系の修復機構に関する地生態学的分析 (当初は国際学術で実施し、平成 20(2008)年度までは大阪大学とベトナム国家大との拠点大学間プログラムで実施)	1993 年～2009 年	ベトナム

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

教養学部に関係する大学附置研究所として、「人間情報学研究所」がある。この研究所は、大学院（人間情報学研究科）の設立と関係して発足した経緯があり、当初は大学院担当教員の研究成果公表の場としての性格が強かった。しかし近年は、教養学部教員の80%以上が所員となるなど、教養学部全体の研究所として成長している。

研究所の取り組みの第一は、紀要の『人間情報学研究』の発刊であり、順調に号を重ねている。ほかに、学内外の第一線級の研究者を招いて開催する「公開講演会」、国内400以上の機関と雑誌の寄贈・交換による資料収集とその公開、各種文献検索システムの導入などの取り組みを行っている。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター（非常設）」「ハイテク・リサーチ・センター（非常設）」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン（非常設）」がある。これらは、学内の各学部・研究科によって利用されている。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性（大学基礎データ表29、表30、表31、表32に対応）

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として27万円が前期と後期に分けて半額ずつ支給される。その実績は「大学基礎データ」表29に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年2回、4泊5日を限度に支給され、発表を行う場合は別に1回分の旅費が支給される。また、年1回、3泊4日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は20万円を限度に航空運賃の半額を支給している。それらの実績は「大学基礎データ」表30に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表35に対応）

「大学基礎データ」表35に示されているように、教養学部の専任教員全員に「個人研究室」が与えられており、個室率は100%である。1室あたりの面積は、20.95㎡である。

各室内は、空調設備が完備され、学内ネットワークに接続する情報コンセントも備えられている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室を整備している。教員研究室の配置に関する全学的な調整は、「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

「大学基礎データ」表 22 にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を 8.0 授業時間（4 コマ）と定めている。なお、大学院を担当する場合は、学部とあわせて 8 コマを上限としている。この上限を超えて担当する場合は所定の手続きを経ないと認めていない。

そのほか、1 週間のうち原則として 2 日は授業を担当しない日を作るように時間割を編成し、教員の研究時間を確保している。近年、教育行政の職務が増大し、研究時間の減少につながっている。委員会や外部広報職務などについても、できるかぎり輪番制に努めて、それぞれの研究時間を確保させようとしている。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学は、「在外研究員制度」「研修休暇制度」「国内研究員制度」を導入している。在外研究員と研修休暇は 1 年間、国内研究員は 6 ヶ月を上限とし、それぞれ 6 年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表 31 に対応）

大学を含む東北学院の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成規程」が制度化されている。個別研究費は 1 件につき上限 50 万円、共同研究費は 1 件につき上限 300 万円が支給される。全体で総額 850 万円まで利用できる。教養学部では、学部の総務委員会で申請の優先順位を決めている。なお、平成 20(2008)年度の教養学部の実績は「大学基礎データ」表 31 の通り、2 件で 3,394,764 円の支給を受けた。

助成の対象となる研究は「選考委員会」による選考に基づき、理事会で決定される。選考委員会は、学院長、学長、副学長、学部長、校長、その他学院長が必要と認めた者から構成される。

助成を受けた研究の成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後 3 年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務づけられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じる。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表 33、表 34 に対応）

「大学基礎データ」表 33 の通り、平成 18(2006)年度から平成 20(2008)年度の過去 3 年間の教養学部全体の科学研究費補助金申請数が 60 件であるのに対して、採択数は 17 件で採択率は 28.3%である。

教養学部では、科学研究費補助金に例年 10 数件から 30 件に及ぶ申請が出され、採択率は 1 割から 4 割弱の間を推移している。詳しくは「大学基礎データ」表 33 を参照されたい。

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

「大学基礎データ」表32の通り、平成18(2006)年度から平成20(2008)年度の過去3年間の間に、教養学部所属教員全体に大学より基盤的研究資金として支給された経常研究費（個人研究費、研究用図書購入費、学会参加・資料収集などのための出張旅費ほか）の年間支給総額は、平均で37,460,548円であり、研究費総額（3年間平均で、85,447,670円）の43.8%となっている。学内共同研究費の支給は少なく、年間支給額平均が2,540,455円であり、研究費総額の2.9%となっている。

教養学部は学外の競争的研究資金の支給総額が多く、過去3年間に教養学部教員全体に支給された科学研究費補助金の年額平均は32,960,000円であり、研究費総額の38.5%となっている。政府もしくは政府関連法人からの受託研究費の過去3年間の年額平均は11,746,666円であり、研究費総額の13.7%となっている。

以上を総合すると、学内の基盤的研究資金の合計が、研究資金総額に占める割合は46.8%であるのに対して、学外の競争的研究資金の合計が研究資金総額に占める割合は53.2%である。両者のバランスは取れ、比較的潤沢な資金を得ているといえる。

学内の基盤的研究資金は、財務部財務課を通して、学外の競争的研究資金については、それぞれの補助金支出のガイドラインに沿って総務部調査企画課を通して処理され、厳正に運用されている。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

論文発表の場として、『東北学院大学教養学部論集』『人間情報学研究』が発行され、教養学部教員が投稿する権利を与えられている。また、教員は、学外の学会に属し、専門の学術雑誌に執筆することも多い。

また、学会で発表を行う場合は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、4泊5日を限度の年2回の支給のほか、別に1回分の旅費が支給される。

さらに、ここ数年、地域構想学科を中心に地域との間の連携が盛んで毎年公開講座が開催されている。これらも研究成果の公表を支援する措置や機会となっている。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

国内外の大学などの研究成果を発信・受信する機関として、教養学部所属の教員が日常的に利用しているのは、3つのキャンパスにある「図書館」と「研究所」である。特に前者は、各学科に応じて専門分野の学術誌を多数備えており、重要な研究支援施設となっている。図書館には、社会科学、心理学に関する文献データベースの導入が平成20(2008)年より行われ、利用されている。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的資金等の管

理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

そのほか、実験等における倫理面を確保するために、「東北学院大学教養学部放射線障害予防規程」「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」を定めている。

なお、教養学部での研究倫理は、人間情報学研究科に設置された「研究倫理委員会」の中で審査されている。

【点検・評価】

個別の到達目標のそれぞれについて、点検・評価を記述する。

- (1) 「教員が研究成果を迅速に公表できる体制作り」については、教養学部には紀要と論集があり、しかも論集は年3回出版されるため、研究成果を迅速に公表できる体制は、十分に整備されていると評価できる。なお、紀要は人間情報学研究所の所員以外は投稿できない。
- (2) 「教員が研究を推進するための経常的な研究条件の基盤整備」では、個人研究費、研究旅費、教員研究室、研修機会の確保については、本学の制度的な基盤整備は十分に確保されていると評価できる。
- (3) 「教員が学界の最新成果を吸収しながら専門の研究を進展させ、その成果を教育にかすために、十分な研究資金と研究時間を確保するように環境を整える」ことでは、確実に研究条件は悪化しているといえる。大学・大学院における授業や学生指導のほか、各種の大学業務も多忙で、研究活動に時間が割けない。委員会業務を増やさず、機能していない委員会の統廃合を行って職務減少に努めるなどの検討が必要である。

また、研究資金の採択率や申請者の増加のためには、研究環境の整備が必要である。

【改善方策】

- (1) 「研究成果の迅速な公表体制」について、教養学部の全教員を人間情報学研究所の所員とし、発表の機会を確保する。
- (2) 「経常的な研究条件の基盤整備」について、現状の条件を維持し、今後も活用を図る。
- (3) 「研究資金と研究時間の確保」について、委員会の統廃合と負担の公平化を進める。

VIII. 教員組織

【到達目標】

教養学部は、学部と4学科の理念・目的・教育目標を達成するために、適切な教員組織を編成する。特に、次の4点を到達目標とする。

- (1) 教育課程の種類・規模に応じた教員組織及び教員数を確保し、学生数に対する教員の適正人員数を維持する。
- (2) 教育課程上、主要な授業科目には専任教員を適切に配置する。
- (3) 適切な教育研究体制を維持するために、専任教員の年齢構成を適正に保つ。また、外

国人教員、女性教員の比率にも配慮する。

- (4) 教員の募集・任免・昇任は、教育研究上の能力の客観的な評価に基づき、定められた基準・手続きに従って適切に行う。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性（大学基礎データ表19、表19-2に対応）

教養学部は旧教養部を改組して設置されたという経緯があり、本学部所属の教員は、創立以来、本学部の授業科目を担当するだけでなく、他学部の教養教育科目、外国語科目、保健体育科目の多くの授業も担当することになっている。そのため、「大学基礎データ」表19-2の通り、平成21(2009)年5月1日現在、教養学部には所属する教員数は、教授62名、准教授35名、講師2名、合計99名であり、本学の6学部の中で最も多い。したがって、専任教員一人当たりの在籍学生数は20.7人と全学で最も少ないが、他学部の教養教育科目、外国語科目、保健体育科目の担当分を修正して計算すると、30.1人となる。

《人間科学科》

人間科学科の教員数は、教授は13名、准教授は13名、講師0名、合計26名である。人間科学科の教員組織は、主に心理・社会・教育・体育・人間科学の領域の教員によって構成されている。このうち心理学分野には7名、社会学分野には6名、教育学分野には6名、体育学分野には5名、キリスト教学及び哲学の人間科学分野に2名の教員がいる。さらに、人間科学科の教員は、全学の教養教育科目における主に社会科学領域や、保健体育科目、さらに教職に関する科目群を担当している。専任教員26名に対し、人間科学科の在籍学生総数493名であり、専任教員一人当たりの在籍学生数は19.0名である。

《言語文化学科》

言語文化学科の教員数は、教授は24名、准教授は11名、講師は2名、合計37名である。教育理念が「言語を介した多様な文化の理解」であるため、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、日本語に、平成21(2009)年度から韓国語の教員が加わった。英語分野の教員は12名、フランス語分野の教員は3名、ドイツ語分野の教員は7名、中国語分野の教員は3名、日本語分野の教員は1名、韓国語1名で構成されている。外国語教員のほかに、文化人類学1名、哲学2名、倫理学1名、芸術2名、文学1名など多様な分野を専門とする教員で構成されている。専任教員37名に対し、言語文化学科の在籍学生総数512名であり、専任教員一人当たりの在籍学生数は13.8名である。

《情報科学科》

情報科学科の教員数は、教授15名、准教授4名、合計19名である。主要な教育目的には情報処理技術の習得があげられるが、情報処理技術の開発や応用を専門とする教員の割合は低く、学科教員の5割弱である。数理科学に5名、コンピュータネットワークに4名、コンピュータ科学に5名、ヒューマン・インフォマティクスに4名及び教養教育科目の「キリスト教学」1名の配置になっている。平成21(2009)年度専任教員19名に対し、情報科学科の在籍学生総数521名であり、専任教員一人当たりの在籍学生数は27.4名である。

《地域構想学科》

地域構想学科の教員数は、教授10名、准教授7名、合計17名である。教員組織は、「人と自然環境」「地域と市民生活」「生涯にわたる健やかな生活」の3分野からなり、地理学・社会学・福祉学・体育学・生態学・防災・環境科学・哲学の領域の教員によって構成されている。平成21(2009)年度の地域構想学科の在籍学生総数506名に対して専任教員は17名であり、専任教員一人当たりの在籍学生数は29.8名である。

イ 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

本学部では、他大学等からの依頼により非常勤講師等を勤めている教員もいる。しかし少数であり、担当時間数も少ない。また、全学的に、他大学非常勤講師は週2コマまでという共通制約がある。また、社会貢献の一環として地方公共団体の委員を務める教員、他の教育研究機関の構成員と共同研究を行っている教員もいるが、その場合は大学としての承諾が必要であり、いずれも本務に支障のない範囲と認められる限りにおいて承諾している。

ウ 主要な授業科目への専任教員の配置状況（大学基礎データ表3に対応）

教養学部では、「大学基礎データ」表3に示す通り、専門教育の必修科目及び選択必修科目の約98%を専任教員が担当している。また、学科ごとに見ると、言語文化学科と情報科学科において兼任教員が担当する授業が一部あるが、人間科学科と地域構想学科ではすべて専任教員が担当している。

エ 教員組織の年齢構成の適切性（大学基礎データ表21に対応）

平成21(2009)年5月現在の教養学部所属教員の99名の平均年齢は52.8歳である。年齢別の内訳は以下の表の通りであり、30歳代が16%、40歳代が11%、50歳代52%、60歳代が21%と50歳代の占める割合が多い。

教養学部専任教員の年齢構成

	66～70	61～65	56～60	51～55	46～50	41～45	36～40	31～35	合計
人数	6	15	25	26	8	3	9	7	99
割合	6.06	15.15	25.25	26.26	8.08	3.04	9.09	7.07	100%

オ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整は、学部内では、月に1回行われる「学科会議」と「学部教授会」において行われ、その中心となるのは学科長と学部長である。特に、学科長は、各教員から提起される教育課程実施に関わる諸課題を受け止め、積極的に連絡・調整し、必要に応じて学科会議で審議・決定する。

課題が学科の枠を超える場合、学部全体の中で連絡・調整し、審議・決定をする組織が「将来構想委員会」である。この委員会は、上記のように、各学科長と学科から選出された委員2名からなり、議長は学部長が務める。多くの問題は、この委員会による連絡・調整、審議・決定によって処理されるが、もし学部全体での審議・決定が必要とされる問題

が生じた場合は、学部教授会の審議事項となる。

また、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整は、本学部の「教務委員会」と、「拡大教務委員会」の全学的機関によってもなされる。その際は、本学部から選出される学務部副部長（1名）が、学部と全学組織をつなぐ役割を担う。また、拡大教務委員会には、学務部副部長だけでなく学科長も出席する。学部の教育課程の編成・実施の中で大学全体に関係する事項については、この拡大教務委員会で処理している。

カ 教員組織における社会人の受け入れ状況

教養学部では、平成21(2009)年度時点で、専任教員99名中、7名の社会人経験者が在籍しており（人間科学科5名、言語文化学科1名、情報科学科1名）、その割合は7.1%である。

キ 教員組織における外国人の受け入れ状況

平成21(2009)年5月1日現在の外国人専任教員は5名である。国籍はアメリカ1名、ドイツ1名、フランス1名、中国1名、韓国1名である。担当科目は会話系科目「英語会話Ⅰ」「ドイツ語コミュニケーション」、文化論系科目「文化基礎論Ⅰ」、さらには時事的問題を扱う「現代アジア事情」「現代ヨーロッパ事情」などである。

ク 教員組織における女性教員の占める割合

平成21(2009)年5月1日現在、本学部専任教員に占める女性教員は13名で、その割合は、約13%である。学科別にみると、人間科学科が4名、言語文化学科が7名、情報科学科と地域構想学科がそれぞれ1名である。

2. 教育研究支援職員

ア 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

教養学部では、実験・実習を伴う教員、外国語教育、情報処理関連教員を実施するための人的補助はすべて、派遣職員を含めた事務職員によってなされる。

そうした職員として、人間科学科においては、社会学・教育学・心理学の各研究室に各1名の事務職員が配置されている。もともと、3名中1名は派遣職員であり、専任職員であっても、実験・実習補助が主たる業務ではない。そのため、実習の準備、後片付けなど、実質的な作業はすべて担当教員が行っている。また、体育館に3名（うち派遣職員2名）の事務職員が配置されている。

言語文化学科には、言語文化合同研究室があり、外国語教育を含めて教員の補助を業務とする事務職員（派遣職員）が1名いる。

情報科学科では、情報科学準備室に1名の事務職員が、情報科学実験室に1名の派遣職員が配置されている。

地域構想学科では、自然系の実験・実習関係担当の事務職員として派遣職員1名、社会系の専門教育科目担当の事務職員として派遣職員1名、合計2名の職員が配置されている。

イ 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

上記の本学部の研究教育を支援する職員は、主に総務部研究機関事務課に所属し、その職制上の指揮命令を受ける。ただし、日常的には、関連する教員との連携・協力が不可欠であり、教員の指示により業務を行うという指揮命令も受けている。

ウ ティーチング・アシスタント（TA）の制度化の状況とその活用の適切性

教養学部では、全学の制度（「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」）に基づいて、人間情報学研究科の大学院学生を学部の授業にティーチング・アシスタントとして採用し、授業の支援を受けている。

学部共通科目の「基礎コンピュータ」や人間科学科の「心理実験実習」など、一部の科目にこの制度の活用が図られており、教育支援にあたっている。TA制度は学部生の学力向上ばかりでなく、大学院学生自身の学力向上、人格の陶冶にも良い影響を与えている。

3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ア 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

(1) 募集

教員募集の枠組み（採用計画）は、大学全体の「全学組織運営委員会」による方針のもとで、①各学科会議から発議され、②教養学部将来構想委員会で決定される。

募集要項は、大学全体の「全学組織運営委員会」による方針のもとで、①各学科会議、②教養学部人事委員会の順に決定される。

採用候補者は、教養学部人事委員会が選任した数名の選考委員からなる「選考委員会」で選定され、その後、①教養学部人事委員会、②教養学部教授会の順に決定される。そして、学部教授会承認後に学部長は当該候補者を大学全体の資格審査に申請することになり、全学の「教員資格審査委員会」に諮り、さらに最終的に「理事会」の承認を得る。

(2) 任免

専任教員の定年齢は65歳で、ただし教授は67歳である。本人の申請や割愛願による普通退職は、理事会で承認を得ることになっている。

嘱託教授の任用は、教授職の定年である67歳以降も学部長からの推薦があれば教授を嘱託するという制度である。任期は1年で、73歳まで再任できることになっている。

懲戒は、「東北学院大学就業規則」第52条に基づいて定められた「東北学院大学懲戒規程」、及び、懲戒規程第3条に基づいて定められた「東北学院大学懲戒委員会規程」によって基準と手続きが明文化されている。

(3) 昇格

学部長から各学科長へ昇格に関する手続きのスケジュールが知らされ、各学科会議で周知される。書類は、学科長と通じて学部長に提出され、「教養学部人事委員会」で形式のチェックを行う。その後、学部長から全学の「教員資格審査委員会」へ審査申請を行い、「教員資格審査規則」に基づいて昇格審査が行われる。その後、「理事会」へ上申がなされ、可否が決定される。

イ 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

教養学部では、任期制は導入していない。

4. 教育研究活動の評価

ア 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教員の教育研究活動の評価は、採用時と昇任時における教育研究活動の審査によって行っている。研究活動の評価は、研究論文の数と内容による評価であり、教育活動の評価は、教育年数と教育活動についての自己申告書による評価である。

日常的活動全般に関する評価は、直接的に評価する方法を本学と本学部はまだ持っておらず、もっぱら『教育・研究業績』のデータを広く開示して、社会的評価にゆだねるという方法をとっている。本学教員の教育研究活動に関するデータとして最も重要なものは、3年ごとに刊行される『東北学院大学教育・研究業績』である。直近では、平成22(2010)年2月に『東北学院大学教育・研究業績2005-2009』を刊行している。

この『東北学院大学教育・研究業績』において、研究活動の内容については、著書や学術論文（審査付きとそうでないものに分ける）や学会での口頭発表などをはじめ、フィールドワークや演奏会などの芸術表現及び研究に関連するエッセーや新聞への投稿記事まで、5種類に分類、掲載されている。さらに、教育活動については、教育内容上の工夫、教育方法上の工夫、教科書・教材の作成などの幅広い教育活動について記載されている。

イ 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員の選考では、「東北学院大学教員資格審査規則」に基づき、各学部段階での審査を経て、「教員資格審査委員会」で審議している。委員会では、審査にあたった者が必ず報告することになっている。

同規則には、資格審査申請書として、学歴や職歴のほか、教育・研究業績（「教育研究業績書」）の提出を求めている。この業績書は、教育上の能力に関する事項（教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育上の能力に関する大学等の評価、実務家教員についての特記事項、その他）、職務上の実績に関する事項（資格・免許、特許等、実務家教員についての特記事項、その他）、著書・学術論文等の名称（著書、学術論文、その他）が記載項目となっている。そのほか、同規則の中で、教授、准教授、講師、助教、助手ごとに、詳しい任用資格を定めている。

5. 大学と併設短期大学（部）との関係

ア 大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性

イ 併設短期大学（部）との人的交流の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

【点検・評価】

4つの到達目標について点検・評価を行う。

- (1) 「教育課程の種類・規模に応じた教員組織及び教員数を確保し、学生数に対する教員の適正人員数を維持する」点についていえば、本学部の教員組織は、適正な教員数を維

持っているといえる。ただし、学科ごとの教員数にはやや偏りがあり、特に学部内の管理運営業務負担の公平化という観点では問題を生じているので、是正のための中長期的方針が必要である。

- (2) 「教育課程上、主要な授業科目には専任教員を適切に配置する」点についていえば、どの学科もほとんどの主要授業科目を専任教員が担当しており、まったく問題ない。しかも、本学部の場合、ここでいう「専任教員」のほぼ全員が本学部所属の専任教員であり、他学部所属の専任教員は例外的にすぎない。
- (3) 「適切な教育研究体制を維持するために、専任教員の年齢構成を適正に保つ。また、外国人教員、女性教員の比率にも配慮する」点についていえば、専任教員の半数以上が50歳代を占めており、偏りが大きいことが問題である。30歳～40歳の教員採用を進める必要がある。また、外国人教員の比率についても、国際化の時代に適切に対応する人材を養成するという学部理念から見て、やや少ないといわざるを得ない。また、在籍学生数に占める女子学生の割合が比較的高い点を考慮すれば、女性教員の割合をさらに増やす必要がある。
- (4) 「教員の募集・任免・昇任にあたっては、教育研究上の能力の客観的な評価を基礎にし、定められた基準・手続きに従って適切に行う」点は、基準と手続きが明文化され、公平性・客観性が確保されており適切である。ただし、研究業績と比べた場合、教育業績に関する評価の比重は小さく、その方法もまだ十分に確立されていない。大学教員の活動において教育活動の比重がますます高まる中、採用や昇任において教育活動をどう評価すべきかの検討が、大学全体においても、本学部においても必要となろう。全学的な委員会と連携しながら、学部としても検討する必要がある。

【改善方策】

- (1) 教員の募集・任免・昇任の手続きについては、現状に特に問題はないので、現在の方式を維持していく。
- (2) 教員の募集・採用の際、教員の年齢構成の偏りを是正するため、できるかぎり年齢を考慮した採用基準とする。
- (3) 教員の募集・採用の際、外国人・女性教員の採用にもできるかぎり配慮する。
- (4) 人事計画の方針として、学科間の教員数の偏りを是正する。
- (5) 教員の採用・昇任の際の教育業績の評価方法について、大学の関係委員会（教員資格審査委員会）と連携しながら学部内で検討する。

X. 施設・設備

【到達目標】

- (1) 学部の教育研究目的を実現するための施設・設備の一層の充実を図る。
- (2) 泉キャンパスでは、他学部1・2年生の教育も行われていることから、大学全体としてキャンパス・アメニティの向上に努める。
- (3) 施設・設備の利用にあたっては、学生が利用しやすいように配慮する。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（大学基礎データ表 36、表 37、表 38、表 40 に対応）

教養学部は、新しいキャンパスに新しい施設を設けて発足した学部であるため、施設・設備の整備状況は比較的恵まれている。「演習」と「総合研究」を中核としたカリキュラムの運営や、それぞれの専門に応じた適切な施設・設備条件を整えてきた。

人間科学科では、領域ごとに各種実験や調査データの処理に対応する「機器類」を整備している。心理学領域では、「暗室」や「防音室」など大小さまざまな実験室に、デスクトップ型やノート型のように種類の異なる「コンピュータ」を配置している。体育学領域では、パソコンを配置した「データ分析室」を整備してデータ処理・論文作成・プレゼンテーション等の指導を行えるようにしている。他の領域についても同様の設備を整備している。

言語文化学科では、「言語文化学科合同研究室」、辞典や専門研究のための必須の文献を備え図書室兼演習室の機能を持った「言語文化総合研究演習室」「言語文化ラボ」「言語文化ワークルーム」、学科会議を開催したり合同の研究発表会を行ったりする「言語文化会議室」を整備している。ラボ、ワークルームには、パソコンが35台配備している。ほかにも、「独仏演習室」「中国語演習室」等を整備し、学生が自由に専門分野に関わる研究を自習できる部屋も用意している。

情報科学科では、「情報教育対応教室2教室」（各144名、72名収容）を利用できる体制をとっている。また、自学習のために「ネットワーク対応演習室3室」（各36名収容）を利用している。学科独自には、40名収容のネットワーク接続可能な「自習室」を準備し、授業時間の空き時間に利用できるようになっている。3・4年生向けには、4つの「実験室」、4つの「小実験室」を用いて演習・総合研究に用いている。

地域構想学科では、「GIS実習室」（地域の課題解決に対応する電子国土作りに対応）、「自然系実験室2室」「社会系特定研究室3室」が備わっている。学生が授業以外の時間に自由に卒業研究などを遂行できる「演習室」は、小規模ながら6室が整備されている。これらの設備には、合計105台のPC、アウトプット関連機器などが完備している。特にGIS（地理情報解析システム）は、東北では有数の規模を有している。また、人と自然領域において河川・浅海域の土砂移動実験を行う「水路実験装置」、気象学関係の「衛星画像受信システム」などが稼働し、学生の卒業研究などに利用されている。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表 38 に対応）

本学は、「情報処理センター」及び「オーディオ・ビジュアルセンター」に整備された情報処理機器及びAV機器を教育の用に供している。また、「一般教室」の一部にも視聴覚機器を整備している。「大学基礎データ」表 38 に、泉キャンパスのコンピュータ室とAV教室の現状が示されている。

(1) 泉情報処理センター

泉情報処理センターには、6教室（総面積984㎡）に395台のパソコンが設置し、全学部で利用されている。また、視聴覚機材として、オーディオ機器（DVD、VHS）、書画

カメラ、プロジェクター、スクリーンを設置している。これらの施設は授業に利用されるほか、授業の空き時間には、学生、教員の一般利用に供されている。

(2) オーディオ・ヴィジュアルセンター

パソコン教室である「複合メディアルーム」を含む教室6室のほか、自習室、教材準備室、録音室・編集コーナー（ミニスタジオ）、事務室がある。これらの施設は、外国語科目の授業で利用されているが、教室の全教卓に視聴覚設備が整っている利便性もあり、語学以外の授業にも活用されている。

(3) 一般教室、情報提供、ほか

一部の教室に有線 LAN を整備している。また、各キャンパスに無線 LAN が利用できる場所を整備している。

学生がパソコンや携帯電話で大学のお知らせや休講情報を閲覧することができるように、「Campus ナビ」を提供している。

平成 23(2011)年度から、Web 上で科目登録ができるシステムを導入するために現在準備を進めている。

(4) 教養学部独自の配備状況

人間科学科では、教育工学実習室でノート型 PC を無線ネットワークに接続し実習室内の e-ラーニングサーバと連携することにより、多様な学習形態をシミュレーションできる環境を構築している。また、電子黒板機能付のデジタルテレビ、PC 接続型の実物投影機を導入し、小・中学校の現場で今後普及が見込まれる最新の ICT 環境を用いた授業・教材の開発、効果検証等の実証実験が行えるようになっている。

言語文化学科では、ワークルームに配備されているパソコンなどの情報処理機器をインターネットに接続、レポートを作成、パワーポイント作成などに使用される。言語文化ラボでは、映画作りのための編集機器も備わっている。

情報科学科では、学科独自の教材配布の目的に、サーバを設置し、OS の配布や、ライセンス済みのソフト配布などに用いている。問題が生じない範囲で、学外へもサービスしている。

地域構想学科では、先に述べた GIS 関係の充実にあるように、それぞれの分野に応じた情報処理機器の拡充を図っている。特に、膨大な情報を扱う GIS 分野では、2 テラ規模のハードディスク、A-4~B-0 伸びまでに対応できるアウトプット関連機器などを整備し、デスクトップパブリッシングを実現している。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

教養学部関係の施設には、該当するものはない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

- 「バーチャルリアリティ装置」：平成 2 (1990) 年度に国内の大学では最初に心理学実験用として約 6,000 万円で導入した。この装置は、ハードウェアの進歩に合わせて更新され、現在も認知心理学実験に用いられている。
- 「人間環境制御室」：実験実習や総合研究で利用している。この設備は、温湿度、風、照

射及び酸素濃度を制御することができる装置であり、人間が運動している時の外部環境と恒常性機能の競合に関わる研究を推進することができるものである。

- 「電子黒板」：この電子黒板を利用した最新の ICT 環境も、先端的な教育・研究に資するものである。
- 「GIS 実習室」：地域の課題解決に対応する電子国土作りに利用され、この GIS（地理情報解析システム）は、東北で有数の規模を有している。

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

教養学部として他の研究機関と連携する制度は持っていない。しかしながら、各教員が個人レベルで他の機関の機械・設備を利用している。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、教養学部には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

本項は、教養学部には該当しない。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティは、全学の「施設拡充委員会」に設置している「キャンパス・アメニティ委員会」で検討され、その後、施設拡充委員会で必要性を総合的に勘案して決定される。

キャンパス・アメニティに関する学生からの意見は、大学及び学生団体である学生会との双方で設置している「意見箱」から聴取される。また、大学と学生会との定期的な協議の場である「合同協議会」で取り上げられる。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

泉キャンパスに「食堂」や「学生ラウンジ」のほか、「ロッカー」「大学生協」「保健室」「課外活動部室」が整備されており、学生がキャンパスの中で快適に生活を送ることができる。また、体育館の「トレーニング室」も利用できる。近年は屋外に「テーブル」や「ベンチ」を増設し、屋外の環境も整備している。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

泉キャンパスでは、既存の自然を保全してキャンパスの自然環境の維持改善に努めている。また、大学周辺の「環境」に影響を与える人的行動は、学生部を中心に学内掲示や口頭で指導を行っているほか、「学生手帳」と「学生生活」の印刷物に注意事項として記載している。そのほか、キャンパスのグラウンドは、地域の指定避難所ともなっている。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

本学は、障がい者へ配慮したバリアフリー化を順次進めている。泉キャンパスでは、各建物へのスロープや多目的トイレ等をすでに整備し、平成20(2008)年度に各建物に入るための視線誘導標識を整備し、車椅子の使用のために各施設までの小さな段差を解消した。

しかしながら、階段教室内の段差や、一部の演習室などにも段差がある。車椅子使用者や視覚障がい者にはボランティアなどの補助が必要な場合がある。

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

教養学部の学生のキャンパス間移動は、課外活動を除き、必要としない。教員の移動は、他のキャンパスでの授業や会議で必要となる。

泉キャンパスからは特に土樋キャンパスへの移動が多いが、幹線道路が整備され、仙台市地下鉄南北線とバスを利用した場合は約45分で移動できる。

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

施設利用時間は22時であるが、それを超えて施設を利用する場合には、あらかじめ延長願を提出することで23時まで使用できる。図書館は、8時30分から20時まで開館している。また、早朝に勉強する場所を確保してほしいという要望に対応し、年度ごとに開放される教室は変わるものの、1時間目開始(8時50分)前に、学生の学習用に一部の教室が開放されている。なお、空き時間の教室は保安上の理由で施錠されている。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(1) 一般の施設

施設部施設課が、「東北学院大学営造物管理規程」などの諸規程に基づき、建物、備品・用品、情報関連設備を維持・管理している。保守・点検整備・警備の責任は施設部施設課が負うが、実際の業務は外部業者への委託及び保守契約で実施している。維持・管理について修繕などの全学的調整が必要となった場合は「施設拡充委員会」が審議している。また、教員個人研究室は「研究室運営委員会」において全学的調整を図っており、教室は学務部教務課が、会議室は総務部総務課が管理している。

(2) 情報処理機器

情報処理センター及び事務システムと運用端末は、情報システム部情報システム課が、関連規程に基づいて管理している。学内ネットワークは、「東北学院総合ネットワーク管理規程」で整備されており、この規程に基づいて日常的業務を行っている。

(3) 防火防災管理

「東北学院大学災害対策委員会規程」のもとに、キャンパスごとに「防火管理規程」（地震等に対する防災も含む）を制定して責任体制を明確にするとともに、職員による自衛消防隊を編成している。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況項目

(1) 衛生

各キャンパスの清掃は、施設部施設課の管理のもと、外部委託会社が実施している。

(2) 安全

各キャンパスの警備は、施設部施設課の管理のもと、外部委託警備員を24時間常駐させて行っている。災害は、規程とマニュアルを整備し、「災害対策委員会」を設置して対応している。なお、近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に備えて、「緊急地震速報システム」を全キャンパスに整備し、災害発生後の対応には学生の「安否確認システム」の整備を実施した。さらに、職員による「自衛消防隊」を編成し、毎年防災訓練を実施している。

【点検・評価】

3点の到達目標について、点検・評価を記述する。

- (1) 「学部の教育研究目的を実現するための施設・設備の一層の充実を図る」点について
例えば、平成17(2005)年度の学部改組に際し、学部改組全学委員会で認められた施設・整備の資金により、条件が大きく改善された。定員の増加に対応するための施設・設備の拡大・増設についても改善された。施設・設備については、適切な環境が維持されていると評価できる。
- (2) 「大学全体としてキャンパス・アメニティの向上に努める」点について
例えば、学生が大学に残り、できる限りキャンパス・ライフを充実できる環境づくりに励んでいる。例えば、キャンパス内にバスの運行を導き、雨天時でも学生が濡れることなくバスを利用できるような施設・設備の整備を行った。野外での利用が可能な机や椅子の整備も行っている。掲示板などの整備も、電子化までは進んでいないが、雨天でも利用可能な配慮を行っている。一方で、泉キャンパスの食堂の座席数が十分でないという問題がある。
- (3) 「施設・設備の利用にあたっては、学生が利用しやすいように配慮する」点について
例えば、安全上の理由から空き教室を施錠しているため、利用時間や利用の場所が限定される。キャンパスには、いつでも学生の往来がなければ、活性化した施設・設備環境とはいえない。その意味で、利用条件を今後一層緩和し、学生にとっての母校となり得るような充実した利用環境を整えることが必要である。

【改善方策】

- (1) 食堂をすべての学生が快適に利用できるように、座席数の増設などの環境整備を大学の責任担当部局に働きかける。
- (2) 空き教室の利用時間について、検討を進めるよう大学の責任担当部局へ働きかける。

第12節 人間情報学研究科

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

人間情報学研究科博士前期課程は、教養学部を母体として、「広い視野に立って精深な学識を授け」「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」（大学院学則第4条）ことを目的として平成6（1994）年に設置された。

また、後期課程は、さらに「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」（大学院学則第5条）ことを目的に、平成8（1996）年に設置された。

具体的には「人間にとって真に望ましい情報化社会の創造を目的として、人間情報学の高い専門性の習得とともに人間ならびに人間を取り巻く種々の環境への深い洞察力を涵養し、幅広い視野から実社会の諸問題の解決に学際的、独創的に貢献する専門家の育成を行う」ことを掲げている。また、これらの具現化のための教育目標は以下の通りである。

- ①学際性の重視：社会情報学、行動情報学、生命・情報学に地域情報学分野を加えたカリキュラムによって、多様な専門領域の有機的連携を重視した学際性の高い教育研究を行う。
- ②社会貢献：望ましい情報化社会の実現に貢献する教育研究機関として、社会の要望に応える。
- ③知の実践的統合：地域社会の諸課題に取り組む社会人など、幅広い経験や背景を有する志願者も大学院学生として受け入れ、知の実践的統合を促進する。
- ④専門領域を横断する指導体制：個々の大学院生の研究課題に応じて、異分野の教員が加わる研究指導体制を組織し、教育目標の実現を図る。

こうした理念・目的・教育目標を受け、前期課程においては、行動情報学、社会情報学、生命・情報学の3つのコア学科目群と、これらを包摂する基礎的科目とを組み合わせた学際的総合的カリキュラムのもとで教育が行われている。同様に、後期課程における演習や論文指導でも学際性が重視されており、前期課程を修了した一般院生に加えて、看護や教育といった多様な分野に携わっている現職の研究・教育者が、院生としてそれぞれの現場の課題を対象として実践的な研究を行っている。

イ 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

平成20（2008）年度より、「大学院学則」及び『大学院案内』に理念・目的・教育目標等を明示している。これにより学内の学部学生や教員はもちろん、学外者が理念・目的を確認、あるいは認識する機会が増えている。こうした広報活動で周知の徹底を図る一方、当然ながら年度初めのオリエンテーションの機会にも理念・目的・教育目標等について言及し、従来の努力も継続している。一方、受験生には年数回実施する研究科主催の入試説明会で、理念・目的・教育目標を説明している。社会人一般を対象とした周知活動は現在行っていない。

ウ 大学院研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本研究科の「点検評価委員会」の日常的な作業の一環として、妥当性の検証がなされている。また、「研究科委員会」においても研究科の理念・目的の妥当性を議論する機会を設けており、実質的に検証作業を継続している。

【点検・評価】

本研究科では、大学院における教育研究の成果は社会に還元されるべきであると考えている。そのことを理念として表明し、実際に社会人の博士前期課程、博士後期課程の修了生を輩出してきた。この事実は従来の理念・目的が適切であることを示している。ただし現状は万全とはいえない。特に、社会人といっても主に教育機関に勤務する社会人を受け入れてきたものであり、一般企業に勤務する社会人を受け入れた実績はまだない。

以上から、理念・目的の適切性については全体として特に大きな課題はないが、今後も継続して検討が必要である。また、本研究科の理念・目的及び教育目標を広く、正確に伝えるために、特に社会人に向けた広報のあり方を検討し、従来からの口コミを主体とする周知から脱却する必要がある。妥当性の検証の仕組みについても改善が必要である。

【改善方策】

理念・目的・教育目標の適切性については、今後も研究科委員会で議論し改善を図る。社会人に対する周知は、主としてホームページやパンフレットで対応する。まずホームページへのキーワードの設定やパンフレットの配布先などを工夫する。周知方法の妥当性の検証については、研究科委員会で議題として取り上げ、構成教員から広く意見を募る。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1、表2に対応）

本研究科は教養学部教養学科を母体として平成6(1994)年に設置され、人間情報学専攻からなる単専攻大学院として今日に至っている。平成17(2005)年度に学部が3専攻体制から4学科体制となったことを受け、研究科も複数専攻化の可能性を模索している。大学院担当教員47名は全員が教養学部所属の教員である。専攻の教育研究領域には、社会情報学分野、行動情報学分野、生命・情報学分野がある。現状では、そこに地域情報学分野の教員が分散した形で教育に参加しており、組織上の検討課題となっている。授業科目は専門性の高いコア学科目群と、コア学科目群を支える基礎学科目群に分かれ、前者には社会情報学、行動情報学、生命・情報学の3種の科目群がある。地域情報学分野の科目群を4番目のコア科目群として設けることが現在検討されている。院生はコア学科目群のいずれかをメジャー領域として選択し、学習・研究を深める。教員もこれらのコア学科目群に対応するグループのいずれかに属している。

このような研究科の組織構成に基づき、それぞれの院生は主・副計3名の指導教員が連携して行う演習（研究）指導を受ける。これら3名の指導教員の構成は、専門領域の異な

る教員の組み合わせとすることを原則としている。また授業科目の履修では、各院生が選択したコア学科目群から必修科目と一定の単位数の科目を履修するほか、メジャー領域以外のコア学科目群及び基礎学科目群からも一定の単位数を履修することが定められている。このようにして、理念・目的で掲げた学際性の重視と専門領域を横断する指導体制の具現化が図られている。一方、知の実践的統合と社会貢献については、院生のモチベーションと指導教員の研究指導の進め方に多くが依存するが、社会人院生がそれぞれの職場の課題を研究テーマとすることなどによっても具現化されている。

イ 大学院研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本研究科の組織としての妥当性は、研究科担当教員全員で構成される「研究科委員会」が中心となって検証している。研究科委員会には教務委員会、予算委員会、点検評価委員会、FD委員会、研究倫理委員会があるが、組織としての妥当性を検証する場合、まず研究科委員会で課題が提起されると、それを受けて上記の常設委員会とは別に検討委員会が結成され、検討委員会からの答申と研究科委員会での議論を経て方針が決定されることになる。また、このような手続きを経て研究科委員会で決定された事項については、点検評価委員会がその後の検証を担当することとなる。

【点検・評価】

本研究科は設立後 15 年を経過したが、社会人院生の割合が高いことや教員組織が文系理系の混成であることなどから、既存の一般的な大学院の枠組を超えた研究科として、多くの人材を輩出してきた。教育の中心は複数の指導教員によるきめ細かな研究指導にあり、社会人院生や学部から進学した院生の多様な志向性に応じて、いわばオーダーメイドの教育を行ってきた。これまでの実績を勘案すれば、研究科の組織構成と理念・目的との関連について重篤な課題があるとの認識には至らないが、今後の教育研究の一層の充実には、以下の点についての対応が必要と考えられる。

本研究科においては、教員の研究分野が極めて広範囲にわたり、異分野間のコラボレーションが理念・目的でも重視されている。しかしながら、そのような研究科の特徴が実際に充分にいかされてきたとはいえない状況がある。その理由は、多くの場合、異分野の研究者がなかなか同じ土俵に乗ることができにくいことにあると考えられる。このことは研究科の組織構成の課題というよりも、むしろ教員の姿勢の問題といってもいいかもしれない。いずれにせよ、異分野間のコラボレーションは複数の分野の研究者が身近にいただけで可能となるのではなく、異分野の知識を共有しようとする研究者の姿勢が不可欠と考えられる。

一方、学部改組に端を発する大学院担当教員や院生の研究分野の更なる多様化のため、現在の1専攻制を継続するには種々の課題の解決が必要である。これらの課題には、院生の履修科目に関する不満、研究科の個性の不明瞭化なども含まれている。カリキュラム改正のほか、多専攻制の検討も含めた対応が必要である。

研究科委員会は組織の妥当性を検証する組織として適切に機能している。また、これまで研究科委員会が課題解決のために組織した委員会の例としては、複数専攻制検討委員会、専修免許対策委員会などがあり、いずれも適切に機能したと評価できる。

【改善方策】

院生の研究指導にあたる教員は、指導を各自の専門分野に限定するのではなく、院生の研究テーマに応じて指導教員間のコラボレーションを積極的に構築するよう試みる。当然ながら院生への十分な説明と院生の主体的な取り組みが前提となるが、このようにして院生が異分野間のコラボレーションを実体験することが特に重要と考える。こうした教育によって初めて、理念・目的の具現化が十全に図られるとわいていい。この方針については、今後とも研究科委員会等で研究科長が言及し、理解と協力を求めていくことになる。

学部改組を受けてのカリキュラム改正や多専攻制の検討を、研究科委員会を中心として早急に進める。

Ⅲ. 教育内容・方法

①教育課程等

【到達目標】

研究科のカリキュラム改定が本研究科にとって急務の到達目標である。研究科をさらに社会の要請に即したものとするために、母体となる学部の改組やカリキュラム改定、大学院の実質化の流れなどへの対応が目標となる。特に、研究科に新たに加わった分野（地域情報学分野）の院生の学修環境の改善と、授業科目の履修条件、とりわけ選択したコア科目群以外の科目の履修条件を再検討することが、急務の目標である。

【現状説明】

1. 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準

第3条第1項、同第4条第1項との関連

本研究科の理念は「人間にとって真に望ましい情報化社会の創造を目的として、人間情報学の高い専門性の習得とともに人間ならびに人間を取り巻く種々の環境への深い洞察力を涵養し、幅広い視野から実社会の諸問題の解決に学際的、独創的に貢献する専門家の育成を行う」というものであり、この理念は、前期課程においては専門分野以外の教科の履修の規定、実践的な視点を重視した学科目群、多様な基礎学科目群の教育課程の設定などにより具現化されている。後期課程においても、異分野の教員を含む複数の教員による研究指導体制により具現化されている。

また、学校教育法第99条で求められている事項については、高度で多分野に及ぶ授業科目と複数の指導教員による研究指導により、また大学院設置基準についても、前期課程では多様な科目の履修と研究指導・論文作成を介して、後期課程では主として研究指導・論文作成を介して具現化が図られている。

イ 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

博士前期課程においては、大学院設置基準第3条第1項に従い、「広い視野に立った学識を授ける」ことを目的として基礎学科目群を設け、また、「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養う」ことを目的として、コア学科目群を設けている。

基礎学科目群には、I群として教育学、哲学、倫理学、宗教学、文化人類学、民俗学などの人文科学系の科目が幅広く開講され、II群として数学、物理学、環境科学、生命科学、数理科学などの数理科学系の科目が設定されている。これらの科目はいずれも広い視野の涵養を目的とした内容となっている。一方、コア学科目群は社会情報学、行動情報学、生命・情報学の3領域からなっている。これらはいずれも実践的、学際的視点を重視して構成され、社会情報学領域は社会学、教育学、地域社会学、情報社会学分野の教員で構成され、また行動情報学領域は心理学、スポーツ科学、教育工学分野の教員で、生命・情報学領域はコンピュータサイエンス、環境科学、生命科学分野の教員で構成されている。学生は社会、行動、生命・情報の領域の1つを主たる専門とし、この専門を支える基礎学科目群の支援を受けて、学際的教育の実をあげている。特に研究指導に際しては、主たる専門分野の主旨導教員のほかに、副指導教員として異分野の教員が加わることを原則としており、高度の研究能力の養成とともに、広い視野に立って精深な学識を授ける体制となっている。また、授業科目の選択には各自の専門領域以外の科目の選択も定めており、上記の研究指導体制と伴って広い学識を授ける教育課程が具現化されている。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士後期課程においては、大学院設置基準第4条第1項の具現化のため、学生の研究課題に即して複数の指導教員を配置し、教員間の緊密な連携のもとに演習と論文指導を行っている。特に、博士論文提出の要件として、定評のある学術雑誌への投稿を含む2編以上の投稿論文を課しており、自立した研究者としての研究能力や論文作成能力の涵養が図られている。さらに、演習と論文指導のほかにも、指導教員との日常的な接触を介して、高度な研究に必要な総合的な能力、豊かな学識の涵養も図られている。

また、平成17(2005)年の中教審答申を踏まえて、大学院教育の更なる充実を図るため、後期課程履修科目を追加することが研究科委員会で承認されている。それらの科目は、国際社会の動向に即したより広い視野を涵養することを根源的科目であり、具体的には「人間学特論」「宗教と科学・文化」「比較文化論特講I」「地域環境論特講」「地球環境論」「複雑性の科学」「遺伝・進化情報学」の7教科(半期2単位)の追加が検討されている。

エ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

教養学部の科目名に「特講」や「特論」が付されたものの多くは、学部の科目を発展させたものであり、その割合は科目全体の約3割である。具体的には、地域情報学特論、地

域社会学特講、情報社会論特論、社会統計学特論、地域政策論特講、地域産業論特講、社会心理学特論、教育工学特論、認知心理学特論、マルチメディア情報処理特論、コンピュータネットワーク特論、生態学特論、人間学特論、記号論特講、データベース特論、代数学特論、幾何学特論の17科目である。また、コア学科目群の科目担当者は専門領域に応じて3つのグループに分かれるが、そのグループは、一部の学科を除き学部における所属学科におおむね対応しており、実質的には学部との強い一貫性が保たれている。

一方では、学部4学科のうち言語文化学科の大学院担当者は1名のみであるため、現状では言語文化学科卒業生の受け皿がない。さらに、大学院設置後の平成17(2005)年に発足した地域構想学科の教員には、独自のコア学科目群がなく、社会情報学コアに6名、生命・情報学領域に3名が、それぞれ分散して教育を行っている。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

前期課程のカリキュラムに基づいて教育された学生は、専門性と広い学識を修得しており、また修士論文の作成を通して、各自の研究課題に深く向きあっている。さらに、それぞれの研究分野にとらわれずに、研究課題の実社会での実践的位置づけ、学際的側面への視野も身に付けている。

また、後期課程では、その研究テーマをさらに絞り込み、複数指導教員との接触などを通して豊かな学識を習得しつつ、専門性の高い研究を展開し博士論文の作成に努めている。

前期・後期の関係については、ほとんどの場合前期・後期とも同じ教員が指導を行っており、前期課程における学修を踏まえた一貫した指導、特に前期課程の研究成果の深化と展開、研究者としての主体的な研究活動の指導がなされている。

カ 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

本項は、人間情報学研究科には該当しない。

キ 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

前期課程1年では、まず大学院オリエンテーション後に各科目の担当教員が全員同席の場で科目登録を行う。これは、科目の分野が広いため、シラバス以外の情報を個別に得た上で履修の判断をするためである。また研究課題に即した指導教員（主1名、副2～3名）が組織され、演習を主体とした教育が開始される。授業科目は週3コマ以上履修しその中には選択したコア学科目群以外の科目も含まれる。

前期課程2年でも年度初めに前期1年の院生と同様に担当教員との面談などをもとに履修科目を決定する。修士論文の作成は2年間を通して進められるが、その過程で1年ごとの研究経過報告書を提出する。その報告書集は『人間情報学研究科年誌』として製本され公開されている。修士の学位授与の要件の1つが修士論文提出であり、所定の時期までに提出された論文はそれぞれの院生に個別に組織される論文審査委員会によって審査される。修士課程での研究成果は公開の論文発表会でも報告され、発表内容と質問への応答なども論文審査委員会による評価の対象となる。論文審査報告書をもとに研究科委員会において学位授与を議決する。合格には構成員の3分の2以上の賛意が必要とされる。

後期課程では、1年次に指導教員組織が結成され、演習（研究指導）と論文指導が開始

される。研究活動の過程で日常的に行われる指導教員との議論等が実質的には最も重要となっている。後期課程の院生も前期課程と同様に、毎年研究成果を『人間情報学研究科年誌』に報告する。

2年次以降、博士学位論文提出の目処がつき次第、院生は予備審査を受けることができる。この予備審査では、おおむね完成した博士学位論文を予備審査の審査委員会に提出し、学位論文で補充すべき具体的内容について院生との合意を形成し、研究科委員会に合否とその合意項目が報告される。この制度は院生の立場に立ち学位論文作成の明瞭かつ公平な指針を示すことを目的としたものであり、合意項目を満足した学位論文は必ず受理すること、また受理された博士学位論文の審査は合意項目に限定して行われることが定められている。

3年次では論文指導を主として行うが、予備審査がまだの院生は3年次でも審査を受けることができる。論文審査委員会へ学位論文を提出した後、論文発表会を行い、論文審査委員会の報告に基づき学位の授与を研究科委員会で議決する。

ク 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との
適合性

本項は、人間情報学研究科には該当しない。

2. 授業形態と単位の関係

ア 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

大学院学則第12条第2項で「各研究科の授業科目の単位数の計算基準は、学部準ずる」としている。その学部においては、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する」とし、「講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする」（学則第24条の2第1項第1号）としているが、実際には、15時間の授業時間をもって1単位としている。

基本的には、講義・演習といった授業形態にかかわらず、授業科目の単位計算方法は同じであり、学部同様、15時間の授業をもって1単位としている。この計算方法に基づき、週2時間（90分）の授業で半期授業科目を2単位、通年授業科目を4単位としている。

3. 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第15条)

大学院学則第14条の2において、国内の他の大学院での授業科目の履修を認めており、同条第2項で、「前項の規定により履修した単位については、10単位を超えない範囲で、本大学院で履修したものとみなすことができる」と定めている。また、同第27条において、外国の大学院への留学を認めており、1年間に限り在学期間に参入し、10単位を超えない範囲で単位を認めることができることになっている。

入学前の既修得単位については、大学院学則第15条の3において認められており、第14条の2及び第27条により修得した10単位とは別に、10単位を超えない範囲で単位を認

定することができることになっている。

4. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人学生の受講の便宜を図るため、あらかじめ時間割を作成することはせず、オリエンテーション期間中に科目担当者と履修者の間で協議して開講時間を決定している。そのため、昼夜開講をとっている。また、土曜日開講が例年多い。

外国人留学生は、ベネズエラからの国費留学生1名が後期課程に在籍している。この留学生には、英語をかなりの部分で使用しながら教員3名で指導にあたっている。

5. 独立大学院等の教育課程

ア 学部基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視

野に入れた当該課程の教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

本項は、人間情報学研究科には該当しない。

6. 連合大学院の教育課程

ア 連合大学院における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

イ 複数の異なる大学の大学院課程からなる連合大学院における、下位の学位課程の教育内容・レベル

を視野に入れた当該課程の教育内容の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

7. 「連携大学院」の教育課程

ア 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を

確保するための方途の適切性

本項は、人間情報学研究科には該当しない。

【点検・評価】

人間情報学研究科は教養学部を基盤とした研究科であり、極めて広い教育研究分野を擁するという特徴がある。この特徴は基礎学科目群の設定を容易にし、とすれば専門知識に偏りがちな大学院にあって「広い視野にたった学識を授ける」ことを可能にして、同時に学際的研究のための環境をも提供している。本研究科のこれらの特徴は、他の研究科に比して評価されるべきものである。

一方で、このような分野の広さや、それに付随した教育研究に対するスタンスの違いが、以下の教育課程上の課題を生む要因ともなっている。

- (1) 「1-エ」の項で示したように、言語文化学科教員の大学院担当者が極端に少ない。
これについては、言語科学専攻（現言語文化学科）教員と他の教員との間で、大学院の理念や大学院の必要性についての認識を高めることが課題である。
- (2) 「1-エ」の項で示したように、地域構想学科の卒業生の受け入れ体制が整っていない。
- (3) 前期課程では異分野の科目も履修することが規定されているが、研究分野によって

は研究分野と関連の薄い科目の履修が増え、専門とのバランスに欠ける事例がある。

また、コア科目群内の分野も広範にわたるのが現状であり、その中で必修科目として設定した科目が履修する院生本人にとっては専門から離れた科目となる事例がある。

他大学との単位互換制度の現行規定は、研究教育機関相互の連携が緊密化・高度化するのに応じて緩和されることが望ましいが、現状では妥当なもの判断している

【改善方策】

大学院教育の実質化は本研究科にとっても急務であり、また教養学部ではカリキュラム改正（平成23[2011]年開始見込み）作業が進行している。これらの状況を受け、人間情報学研究科のカリキュラム改正作業を開始する。その中で、

(1) 地域構想学科からの進学者のため、新たなコア科目群の設定を検討し、学修環境の整備を図る。

(2) 異分野科目の履修条件の適正化を図る。

の2点が本項に関連する。この2点の方針は、平成21(2009)年度の第2回研究科委員会で承認された。

②教育方法等

【到達目標】

後期課程社会人院生の学修環境を整備する。また、修了生を対象としたアンケート調査などによって授業改善を図る。

【現状説明】

1. 教育効果の測定

ア 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

シラバスには毎回の授業の内容が明示されており、受講生は何を修得するのかを理解した上で受講できる状況にある。また、本研究科では受講生が多くてもせいぜい3名であり、それぞれの受講生が講義内容を理解しているか否かが、それぞれの表情から直接わかる環境で指導を行っている。講義科目の教育効果は各担当者が課す筆記試験、レポート、教授内容についての議論などでも指導上の効果は判断されている。一方、筆記試験の答案が学習到達度を客観的に反映する性格のものであれば教育効果の「測定」も可能であるが、現実には客観的な測定が困難な講義科目もある。

前期課程全体を通しての研究指導の効果は、基本的には修士論文の口述試問と論文の自身、公開の発表会でのプレゼンテーションと質問に対する受け答えで判断される。後期課程では演習と論文指導が評価の対象となるが、演習は学内の合同演習や学会で発表する内容と、1年間の研究成果をまとめた報告論文の出来が、また論文指導はレフリー制のある専門誌への投稿と掲載までの経過が、評価の目安となる。特に、専門誌への投稿は掲載までに時間がかかり、研究指導の力量が客観的に試されるといい。

修了生が社会人として活動している現在、在学中に受けた教育をどのように位置づけているかを知ることは、教育研究指導上の効果を測るための重要な手段であり、アンケート

調査の充実が必要と認識している。

イ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

- ・過去9年間に前期課程を修了した35名の進路
民間企業8名、教職3名、後期課程進学5名、他大学後期課程進学2名、現職復帰（社会人）11名、その他6名
- ・過去9年間に後期課程を修了、ないしは満期退学した21名の進路
現職復帰（社会人であり内訳はすべて大学教員）14名、教員4名（大学非常勤1名を含む）、研究機関1名、他大学研究科転学1名、不明1名（なお、現職復帰の14名以外は転学者を除きすべて満期退学）

前期課程修了者の進路は、後期課程進学、現職への復帰（社会人院生の場合）のほか、一般企業への就職となっている。後期課程修了者は1名の例外を除き、すべて現職の大学教員である。現在のところ、博士学位を取得しながら未就職の者はいない。後期課程満期退学者の中には、非常勤講師で生計を立てながら、学位取得（論文博士、もしくは復学して課程博士）を目指している者も少なくない。

ウ 大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

過去9年間の前期課程修了者で大学教員、研究機関研究員、高度専門職への就職者は35名のうち14名である。ただし、そのうちの11名は現職復帰である。また、過去9年間の後期課程修了者・満期退学者21名のうち、大学教員、研究員、高度専門職への就職状況は、15名である。後期課程修了者は1名の例外を除けばすべて大学教員であったために就職先開拓の心配がなかったが、今後一般学生で後期課程修了者が増えた場合、新たな就職口の開拓が要求される。満期退学者に博士学位取得を目指している者がおり、非社会人の場合も同じ状況である。

2. 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

演習においては、前期課程、後期課程いずれも3名以上の教員で指導にあっており、成績評価も3名の教員の合議で行っている。なお、前期課程の演習Ⅰ、演習Ⅱはそれぞれの教員が主指導教員として指導する場合の内容をシラバスに記載している。資質向上を客観的に評価する仕組みは確立していないが、バランスを欠いた主観的な評価となることはない。

講義科目においては、担当教員が単独で評価している。成績評価を適切なものとするため、個々の受講生の研究分野や過去に学習した教科などを念頭に置いた上で、あらかじめ講義担当者が適切な学習到達レベルを設定し、受講生に評価基準を明示することを研究科の方針としている。このようなきめ細かな対応のほかに、平成22(2010)年度からは成績評価基準がシラバスに明示される。

イ 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

本項は、人間情報学研究科には該当しない。

3. 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

博士前期課程では、(1)2年以上の在学、(2)32単位以上の単位修得、(3)主副の指導教員から研究指導を受けて修士論文を作成・提出し、(4)その審査及び最終試験に合格することで修士(学術)の学位が授与されている。

まず、年度初めに院生と大学院担当教員全員が出席して全体ガイダンスが行われる。32単位の内訳は授業科目が24単位、演習が8単位であり、授業科目には各院生が選択したコア学科目群の選択科目の他、基礎学科目群科目、各自のコア学科目群以外のコア学科目群の科目の履修を条件とし、研究科の理念である学際性、広い視野の涵養を図っている。研究指導は初年次の演習Ⅰ、2年次の演習Ⅱに加え、指導教員による日常的な指導でも行われる。院生は毎年『人間情報学研究科年誌』に研究経過を報告することが義務づけられている。また前期課程では、2年次の初頭に論文題目を指導教員と協議し報告し、さらに主副の指導教員の指導で修士論文を作成する。論文審査は主副の研究指導教員によって行われ、研究成果は論文発表会で発表される。

後期課程では、(1)学生の研究課題に即して複数の指導教員から指導を受けて博士論文を作成・提出し、(2)その審査及び最終試験に合格することで博士(学術)の学位が授与される。後期課程1年次で研究テーマに即して研究指導を担う主副指導教員が決定される。これらの教員による演習Ⅲが1年次の履修科目となる。2年次では同一の主副指導教員の指導による演習Ⅳを履修する。また、2年次で博士学位論文の作成が進んだものは「Ⅲ-①-1-キ」の項で示したように予備審査を受けることができる。予備審査の審査委員会は学位論文審査委員会に準ずるもので、複数の研究者で構成され学外の委員を加える例も多い。また、研究指導教員が予備審査委員を担当する例が多く、またその時の予備審査委員が3年次で提出される博士学位論文の論文審査委員となる場合が多い。予備審査で合格とされるには提出論文の完成度が高い必要があり、予備審査では主として追加すべき具体的内容、その分量が1年以内でクリア可能な量か、それらの詳細について審査委員と院生の間で合意が得られるかが審査の対象となる。このように、この予備審査の目的は残された時間の使途について明確な指針を院生に与えることにある。また、主副指導教員は、院生の在学期間中継続的に学術雑誌への論文投稿の指導も行う。3年次では、予備審査で求められた事項に集中して学位論文を完成させる。予備審査に合格していない場合にはその準備がとりあえずの課題となる。提出された学位論文は、予備審査で求めた要件が満足されていれば受理され、合格とされる。

前期課程、後期課程にかかわらず、本研究科の教育・研究指導の特徴は、異分野や近接領域を専門とする副指導教員を含めて集団で指導する体制が形成されることと、それぞれの指導教員によるマン・ツー・マンできめ細かな指導が日常的に行われることである。この特徴は院生の視野を広くするだけではなく、研究課題への柔軟な取り組みや、研究者としての日常の姿勢など、講義のみでは伝達が難しいものの継承に有効に機能している。同じ分野の院生と日常的に議論を戦わせ、情報を交換する機会に不足する面はあるが、上記の特徴はそのような面を補っている。教育・研究指導の現状を総合すると、他の研究科と比較しても遜色ない。

イ 学生に対する履修指導の適切性

新入生に対しては、「新入生オリエンテーション・ガイダンス」を実施し、また在对学生に対しては、「在學生ガイダンス」をそれぞれ4月の授業開始直前に実施している。これらのガイダンスでは履修指導以外にもTA制度の活用を勧めている。「シラバス」には講義の目的、毎回の講義内容、成績の評価方法が明示されており、オリエンテーションやガイダンスでこれらの周知徹底に努めている。また、『大学院要覧』にある履修要項についても十分な解説を行っている。さらに、平成22(2010)年からは授業の到達目標と成績評価基準がシラバスに記載される。また、開講科目の分野が多岐にわたることなどから、シラバスのみでは履修科目の決定が難しいことも多く、そのため直接担当教員の説明を聞いて判断できるように、ガイダンス時に授業担当者全員が出席する場を設定している。各学年の学修目標に応じた履修指導を行っている。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

前期課程における指導教員による個別指導は、各分野の研究者として備えるべき固有な研究法の教授にウェイトがある。主指導教員が中心となって行われるが演習の形式で行われる場合には複数指導となる。学部卒院生の場合には基礎ができている場合が多く、指導のレベルを上げやすいが、社会人院生の場合には指導に要する時間が長く、結果的には基礎的なものに限定される傾向がある。

後期課程では、自立した研究者としての訓練が主となるため、院生との議論を尊重した双方向性のある指導となる。具体的にはデータの解析、研究方針の検討、投稿論文や学位論文の作成指導、学術論文の講読などが指導内容となる。従来後期課程院生のほとんどが社会人院生であったため、例の少ない前期課程修了の学部卒院生との指導内容の比較は難しい。

前期、後期を通して院生と主指導教員はマン・ツー・マンで日常的に接触しており、きめ細かな研究指導が行われている。また、主指導教員が偏らないよう調整しており、特定の教員にのみ過大な負担がかかる状況にはない。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

博士前期課程・後期課程ともに、「主指導教員」が研究指導の最終責任者であり、指導チームの中核であることが明確にされている。「副指導教員」は、分野の異なる専門家として、その知識と経験を動員して主指導教員を補助する責任がある。

オ 研究分野や指導教員に係る学生からの変更希望への対処方策

入学時に計画した研究テーマを後日変更したいと申し出た例や、前期課程1年を経て修士論文の構想が明確化して指導教員の変更を希望した場合には、院生が主ないしは副指導教員に申し出て、それを受けて主副指導教員間で協議し主副の交代などで対応してきた。いずれも従来は学生の希望に応じて変更が認められてきたが、3名の教員によるチーム指導体制が、同じチーム内の他の教員に主指導者を変更することを容易にしていることもある。

4. 医学系大学院の教育・研究指導

ア 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度

イ 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

5. 「連携大学院」における研究指導等

ア 「連携大学院」における、体系的な研究指導等を確保するための方途の適切性

本項は、人間情報学研究科には該当しない。

6. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕）及びその有効性

全学的組織の「FD 推進委員会」に研究科から委員を出しているほか、FD 推進委員会が主催する「FD 講演会」や「FD 研修会」に参加している。

人間情報学研究科独自には、従来の教員個人や指導チームが自主的に行ってきた取り組みを組織化すべく、平成 21(2009)年度に、研究科長、専攻主任、教務委員長、予算委員長、社会情報学分野代表委員、行動情報学分野代表委員、生命・情報学分野代表委員、地域構想分野代表委員で構成される「FD 委員会」を設立し本格的な活動を開始した。さっそく同委員会より次のような提案がなされ、第 2 回研究科委員会です承されている。

- (1) 講義、演習にかかわらず、研究科のすべての授業を、研究科所属の教員に対して原則公開とする。また、要望があれば、研究科委員会の了解を得て、外部にも授業を公開することとする。
- (2) IT 技術を利用した遠隔授業をテーマとして、平成 21(2009)年 11 月に第 1 回 FD 研修会を開催した。

イ シラバスの作成と活用状況

シラバスに記載している項目は、科目名（英訳も含む）、講義題目、講義内容、授業計画（全回分）、成績の評価方法、教科書、参考書・参考資料等である。前期課程の学生が受講する講義と演習については、半期科目は 15 週分、通年科目は 30 週分の講義内容をすべて記載している。さらに、よりきめ細かな指導を行うため、授業開始後数回以内にそれぞれの受講生の状況（過去の他の教科の学習状況、受講生の専門分野など）に即した到達目標や評価基準を、受講生と教員の間で確認することを研究科の方針としている。なお、平成 22(2010)年度からは、シラバスに授業の到達目標の項目が追加され、成績の評価基準がより明確な記述となる。

ウ 学生による授業評価の活用状況

本研究科においては、通常マン・ツー・マンか少数で授業が実施されるので、学部で実

施しているようなマークシートによる画一的な授業評価は有効ではないと判断し、これまで実施してこなかった。3名の教員から構成されるグループによる指導体制が、学生の意見・意向をうまく汲み上げ、授業の評価・改善にも有効に機能していると認識もしてきた。

一方で、授業評価のあり方を含め、本大学院の自己点検・改革の一環として、修了生に対するアンケート調査を平成21(2009)年度内に実施することとした。また、講義内容と成績評価について、要望や意見を教務委員会や研究科長、あるいは授業担当者に直接、受講者が申し出ることができる仕組みを周知した。

エ 修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

前項で述べたように、平成21(2009)年度に点検評価委員会が修了生を対象とした第1回のアンケート調査を行った。

【点検・評価】

本研究科の理念と、教育目標として掲げた「知の実践的統合」「社会貢献」などを具現化するため、本研究科は従来から社会人を積極的に受け入れてきた。その結果、設立当初から院生に占める社会人の割合が高いことが本研究科の特徴となっている。特に後期課程にあっては、学位取得者のほとんどが他大学に在職する教員である。社会人院生への配慮として、「①-4-ア」の項で示したように種々の制度を実施し、効果をあげてきたが、今後も社会人の学修環境の整備に努めることになる。

その中の課題の1つとして、「②-3-ア」の項で示したように、後期課程の3年間で学位取得が難しい状況となってきたことがあげられる。限度の6年で取得できず、満期退学する例もある（満期退学者は過去9年で7名、「Ⅲ-②-1-イ」参照）。特に社会人の場合、学修の延長には職場の理解も必要であり、新たなジレンマの原因ともなるため改善策が必要である。また、一般の（非社会人の）院生についても同様の事態が生じており、両者に共通の改善策が必要となる。そのための具体策は本項の改善方策で取り上げるほか、「Ⅲ-④」の改善方策でも説明する。学位授与までの過程の合理化の必要性については「Ⅲ-④-1-ア」でも現状説明を行う。

教育方法に関する他の事項については、社会人院生、一般の院生いずれも前期課程、後期課程を通じて大きな課題はないが、授業評価とFDについては個別の対応であったが、組織的な対応とすることが必要である。

研究テーマや指導体制の変更を院生が希望する場合、従来はその時点の主副指導教員に申し出ることで変更してきたが、今後そのような手続きでは適正な変更がなされない場合を想定し、対応を検討する必要がある。

【改善方策】

- (1) 社会人が後期課程3年の年限で学位を取得するには現状ではさまざまな困難を伴う。
在籍年限の延長と年あたりの学費の軽減（比例配分など）、休学期間中の学費の扱い（学納金免除など）について、大学での検討を要望している。
- (2) 「IT技術を用いた遠隔授業」をテーマにFD研修会を行う。社会人院生の課題の1つは、指導教員から直接指導を受ける時間が不足していることであり、改善策としての有

効性を検討する。

- (3) 修了生を対象に、教育内容・方法に関するアンケート調査を行い、改善項目を検討する。
- (4) 指導体制や研究テーマの変更を希望する院生は、まず学務の窓口申し出ることとする。この方針は今後オリエンテーション時に院生に徹底する。学務はその申し出について研究科長を通して研究科委員会に報告し、申し出の内容に即して研究科委員会が方針を決定する。

③国内外との教育研究交流

【到達目標】

客員教授招聘の恒常化を図り、国際的な場で活躍できる人材を養成するための環境を整備する。また、国内外を問わず各種研究プロジェクトへの参画の推進を図る。

【現状説明】

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

国際的な場で活躍できる人材を養成するための環境を整備する。また、国内外を問わず各種研究プロジェクトへの参画の推進を図る。国際交流推進に関しては、従来から客員教授の招聘のほか、海外からも大学院学生を受け入れ、その学生の演習を英語で行うなど、国際化や国際交流には積極的に取り組んできた。院生の国際学会出席費の補助制度もある。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性（大学基礎データ表11に対応）

平成21(2009)年度には、本研究科の附置研究所に相当する人間情報学研究所の主催で、ブルガリア大使を講師として招き、ブルガリアの教育、科学技術、産業等を紹介する公開講演会が開催された。平成19(2007)年度にネパールの研究者1名を客員教授として迎え、また平成21(2009)年度にはイタリアから客員教授を迎えている。客員教授と院生とが日常的に交流する場を設けることで、院生の視野が世界へ広がることも期待している。なお、院生の国際学会出席費補助制度があり、10万円が補助される。

ウ 国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況（大学基礎データ表12に対応）

組織的な教育研究交流として他大学院との単位互換制度がある。

【点検・評価】

本研究科として国際化や国際交流を本格化するには、研究科の施設設備、所蔵の図書・文献の量と質、研究者数（特定分野における層の厚さ）などを国際レベルとする必要がある。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるほかの措置として、当面は各教員が国際レベルの研究を持続させ、個々のプロジェクトを学内に浸透すべく努めることと、前項イのような客員教授の招聘が中心となる。

恒常的な国際化には、教育研究環境を整備し、国外から有能な教員を採用することも必

要である。

【改善方策】

毎年1名(通年)ないしは2名(半期)の客員教授を招聘し、国際化の環境を醸成する。同時に客員教授の研究環境の整備、それらの経験をもとに長期展望を検討する。これらの方針は、平成21(2009)年度の第2回研究科委員会で承認された。また、院生の国際学会出席費補助制度のための予算措置を充実させるよう大学に要望する。

④学位授与・課程修了の認定

【到達目標】

年限内の学位授与により、学位の授与率の向上を目指す。

【現状説明】

1. 学位授与

ア 修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性(大学基礎データ表7に対応)

過去5年間の学位授与状況は次の通りである。

学位授与の状況

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
前期学生数	6	7	8	7	9
後期学生数	10	10	8	7	6
修士	2	2	4	4	2
満期退学	1	2	2	0	1
課程博士	0	1	0	1	0
論文博士	0	0	0	0	0

本学大学院学則により、前期課程の学位論文は「広い視野に立った精深な学識及び専攻分野における研究能力を証左するに足るものでなければならない」(第15条の2第1項)、博士課程の学位論文は「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るものでなければならない」(第16条の2第1項)と定められている。大学院学則の上記規定は、大学院設置基準第3条1項、第4条1項に則したものである。以上の定めを受け、研究科では修士の学位の授与の要件として、各専門分野の研究に必要とされる基礎的手法、知識の習得、また博士の学位の授与の要件として、研究者としての十分な経験と独自の見識を備えているかを重視している。

具体的な学位授与の要件は、「②-3-ア」の項でも述べたように、前期課程では所定の単位の取得と論文審査の合格であり、後期課程では演習と論文指導の単位取得と、予備

審査と本審査の合格である。

予備審査については本項の【点検・評価】で詳述するが、1年以内に論文を提出する目処がついた院生が審査を受ける制度として発足したが、学位論文受理の要件を明確にし、公開することで、論文作成者に指針を与えてきた。この審査は、論文作成者の立場にたった制度として設けられ機能してきたが、一方では予備審査後論文提出までに1年以上を要した例も多い。そのため4年前に、論文提出の半年前までに審査を行うこととした。論文提出までに時間がかかる原因の1つとして、定評のある学術雑誌に論文が掲載されることが求められていることがある。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位授与の要件はあらかじめ院生に提示され、また公開されている。特に博士学位論文提出予定者は、学位論文提出の半年から1年前に作成途上の学位論文を提出して予備審査（「Ⅲ-①-1-キ」及び「Ⅲ-②-3-ア」を参照）を受けることが定められている。その予備審査の過程で院生と予備審査の審査委員との間で合意したものが、予備審査結果の報告として研究科委員会に提出され公開されている。論文提出のためには、予備審査に合格した院生はその要件のクリアにのみ集中すればよいという方式であり、博士学位論文審査の透明性、客観性は確保されている。

学位論文の審査そのものは以下のように行われている。

修士論文については、主指導教員が主査、副指導教員2名が副査となり、研究分野の理解度と研究成果、論文構成や記述の妥当性について審査を行う。その審査結果は、研究科委員会において主査による審査結果報告書の読み上げの形で報告・審議され、研究科委員会構成員の3分の2以上の出席のもとで、挙手により3分の2以上の賛成をもって合格と判定される。

博士論文については、提出された論文を研究科委員会構成員に2日間公開した後、研究科委員会を開催する。研究科委員会においては、まず提出された論文の受理の可否を諮り、審査委員として主査1名（研究科所属の専任教授）、副査2名（1名は研究科所属専任教授）を選任し委嘱する。テーマによっては他の大学院の専門分野の教授をさらに副査に加えることが認められている。また博士論文の提出要件として、2編の論文が審査付の学術雑誌に掲載ないしは受理されていることが求められており、そのうちの1編は定評ある学術雑誌であることが必要とされている。この博士論文の審査では、予備審査で提示した要件が満足されているかが審査され、また同じ審査委員によって最終試験が行われる。審査結果は、研究科委員会において主査による審査結果報告書の読み上げの形で報告・審議され、研究科委員会構成員の3分の2の出席のもとで、挙手により3分の2の賛成をもって合格と判定される。

前期課程、後期課程ともに、それぞれの合否判定結果は大学院委員会に報告され、挙手により合否が確定する。特に、博士の学位授与の確定には、この大学院委員会においても主査による審査結果報告書の読み上げが行われる。

ウ 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

大学院学則第15条に「修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終

試験に合格すること」と規定されているが、本研究科の現行方針では、学位論文の提出を学位認定の条件としている。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮・措置の適切性

「①-4-ア」の項に示したベネズエラからの国費留学生は、日本に来て本学に入学する前に、1年間東北大学の留学生センターで日本語を学習し、日常生活に不自由のない状態で入学してきている。前期課程のときには、演習では研究指導は英語で行っていた。一般の講義は日本語によりマン・ツー・マンで行われたが、必要な単位は修得している。現在では、本研究科に在籍して5年が経過し、日本語も大分堪能になったが、論文執筆、プレゼンテーションは英語主体で行っている。

上記の指導は例外的なものではなく、今後受け入れる可能性のある留学生に対しても継続可能である。逆に日本語そのものの指導を研究科独自で行う可能性は低い。上記のように英語でも指導が可能な状況にあり、今後も英語の指導の充実に努めることになる。また、提出する論文も英文であれば充分対応可能な状況にある。

2. 専門職大学院の修了要件等

ア 法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間及び修得単位数との適合性

本項は、人間情報学研究科には該当しない。

3. 課程修了の認定

ア 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

大学院学則第15条及び第16条に、「優れた業績を上げた者と研究科が認めた場合には、年限が前期・後期を合わせて3年以下に短縮されること」が規定されている。非常に著名な学術雑誌に研究成果が掲載された場合などが該当すると考えられる。

【点検・評価】

学位授与の要件に関しての基準は、他大学の例からも妥当なものである。また、修士の学位授与に関しては、現状では特に検討課題はない。

博士の学位授与については、授与に至るまでに時間がかかることなど、優先度の高い課題がある。博士の学位授与に際しての研究科の基本方針は、予備審査を実施して、論文の作成と提出の指針を明示し、かつ審査の透明化、公平化を図るというものである。「Ⅲ-④-1-イ」の項でも示したように、予備審査を通った院生は指摘された点にのみ集中することで学位論文は必ず受理される。この要件は研究科委員会に報告され、不合理なものでないことが確認されている。この予備審査は、その主たる目的である審査の透明性、公平性の確保の観点からは、適正に機能してきたと評価できる。

一方では、「Ⅲ-①」の項で示したように、博士の学位取得まで平均4.6年を要しており、予備審査も含めて改善が必要である。

修業年限短縮の基本方針は妥当であるが、優れた業績の条件を具体的にどのようなものとするかは、今後の研究科の検討課題である。

【改善方策】

後期課程の3年で学位を取得する院生を増やすため、本来の教育・研究指導内容の充実に加え、(1)予備審査の在り方の再確認、(2)学位論文の提出要件の見直しの2点について、研究科委員会で検討を続けている。

予備審査については、本来完成度の高い学位論文草稿を対象として行う審査であり、新たな章や節の追加、研究手法の変更などを学位論文受理の要件とはしないこと、また学位論文は3年という年限で最大限努力して達成可能な水準のもので可とするなど、予備審査を妥当なものとするため、その在り方を再確認している。

学位論文の提出要件については、投稿論文数を2編から1編に変更することも視野に入れ検討している。

なお、年限内の学位授与という目標を達成するには、社会人院生の学修環境整備が大事な柱となる。その改善策は「Ⅲ-②」の改善方策に示されている。

⑤通信制大学院

ア 通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の 適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

IV. 学生の受け入れ

【到達目標】

学生の受け入れに関する本研究科の主要課題は定員充足率の低さである。そこで社会人、一般学生いずれについても入学志願者増を図り、定員の充足率を現状の約5割から7割前後に改善することを目標とする。特に博士後期課程志願者の増加を図る。また外国人院生を増やす。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（大学基礎データ表 18-3 に対応）

学生募集の方法としては、従来は志願受付開始の1週間ほど前に行う入試説明会（年数回）、パンフレットの作成と配布、担当教員の個別のネットワークが主体となってきた。

入学資格は、大学、大学院修了者のほか、専門学校の特設課程、通信教育、海外の教育機関修了者である。

入学者選抜方法には、一般選考、成績優秀な学内応募者と対象とした特別選考、社会人特別選考の3つがある。前期課程の一般選考は秋季（9月）と春季（2月）の2回、後期課程は春季の1回である。前期課程の選考は、専門科目（社会学、心理学、教育学、物理学、化学、生物学、コンピュータ科学、数学、生理学、スポーツ科学、地理学、地学、環境科学から1科目選択）、外国語科目（英語、ドイツ語、フランス語から1科目選択）及び

面接・口述試験の結果に、出身大学の教員の推薦書と研究計画とを総合的に判断して決定する。後期課程では、研究計画書と面接試験で決定している。

一方、成績優秀者を対象とした特別選考は6月のほかに秋季（9月）に行われ、教員の推薦書、研究計画書、及び面接によってのみ判定している。社会人特別選考は秋季（前期課程のみ）と春季（前期課程と後期課程）に行われ、外国語の試験及び筆記試験が免除されており、研究計画と面接結果によってのみ判定している。

本研究科は、他大学出身者、本学の他学部出身者、社会人の受験者が多く、本学部出身者は少ない。社会人の受験者には前述のような配慮をしているので、受験で不合格となる例は少ない。本学出身受験者の前期課程出願者は、秋季9月の一般入試に集中し、卒業間際の春季入試ではまれである。就職ができなかったために大学院に進学するものはほとんどいないことを示すと考えられる。

2. 学内推薦制度

ア 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

本学大学院では、特別選考がそうした制度に該当する。本研究科の場合、従来は、教養学部卒業見込みの学生で学部3年までの学業成績優秀（平均点80点以上）者が、特別選考の対象であったが、平成17(2005)年度入学生より、教養学部以外の学部生も対象とし、出願基準も各学部の上にあるそれぞれの研究科の基準を満たしていれば良いことに改めた。その結果、他学部在学者の出願が続いており、特別選考入試改革の効果が徐々に表れている。入学後の学習状況にも問題はなく、制度の適切性が裏付けられていると考えられる。

特別選考による入学者

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
特別選考による入学者数	0	1	1	1	3
入学者総数に占める割合	0%	33.3%	33.3%	16.7%	75%

3. 門戸開放

ア 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

平成17(2005)年度から平成21(2009)年度までの入学者数と、その内訳としての他大学卒業者並びに他大学大学院前期課程修了者は、次の通りである。

他大学卒業の入学者

		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
前期 課程	入学者数	3	3	3	6	4
	他大学卒業	1	0	0	2	0
後期 課程	入学者数	2	1	1	0	0
	他大学卒業	2	1	0	0	0
	他研究科前期課程修了者	0	0	1	0	0

前期課程については、平成16(2004)年度まで約半数は他大学出身者が占めていたが、最近の2年間は、本学卒業生が多くなっている。後期課程については、入学者のほぼ全員が他大学卒業生である。門戸の開放という観点からは好ましく見えるが、本学卒業生の後期課程への進学が芳しくないところを他大学卒業生が穴埋めしているのが現状である。

後期課程については、過去に多数の他大学在職者が社会人院生として入学(進学)してくる時期があったが、この3年間はそのような入学者(進学者)はいない。

4. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

大学院学則20条により、大学に3年以上在学し所定の単位を優秀な成績で修得したものと本大学院で認めた者は入学が認められている。

5. 社会人の受け入れ

ア 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

本研究科では、実践的教育研究の理念に従って社会人の入学を推進し、大学院発足当初から多くの社会人を受け入れてきた実績がある。そのため平成12(2000)年までは、前期課程から社会人が入学し、後期課程に進学して博士学位を取得するパターンが一般的であった。一方、下表から明らかなように、平成17(2005)年度から平成21(2009)年度では、一般学生と社会人がほぼ半々になってきている。

社会人入学者数

		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
前期 課程	入学者数	3	3	3	6	4
	社会人入学	2	0	0	2	0
後期 課程	入学者数	2	1	1	0	0
	社会人入学	1	0	1	0	0

6. 科目等履修生、研究生等

ア 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

大学院学則第35条(科目等履修生)、第36条(委託生)、第37条(研究生)及びその他の各規程にそれぞれの受け入れの要件が明示されている。聴講生についての定めはない。研究生の受け入れには指導教員の推薦状が必要であり、さらに書類審査と面接を行う。また、科目等履修生として出願できるのは、博士課程前期課程、修士課程及び専門職学位課程に入学する資格を持つ者(=大学卒業又はそれと同等以上の資格を持つ者)に限られている。また、正規学生が履修登録している授業科目に限り受け入れが許可されている。履修単位数は、1年を通じて12単位以内に限定されている。一方、研究生として入学できる者は、大学(外国の大学を含む)を卒業した者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者、及び修士の学位を有する者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者である。本研究科では、これらの全学の方針に加え、受け入れ教員が指導可能と判断しているかを尊重して受け入れを決定している。

過去4年間の実績では、科目等履修生は1名、研究生も1名である。前者は前期課程修了者が専修免許取得のために履修生になった者で、後者は前期課程修了者が後期課程に進学するために研究生になった者である。

7. 外国人留学生の受け入れ

ア 大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

教養学部には毎年、数名の中国や韓国からの留学生が学んでいるが、そのような学生の中から本学研究科に進学したケースはない。現在本研究科には、ベネズエラから国費留学生が1名後期課程に在籍している。彼は前期課程から入学し、前期課程を2年で修了し、そのまま後期課程に進学したものである。

イ 留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った、大学院における学生受け入れ・単位の認定の適切性

本学大学院では、留学生の受け入れについて、留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った受け入れをするために、前期課程については大学院学則第20条第3号、第4号及び第9号、後期課程については同20条の2第2号、第5号(ロ)の規定を設け、外国人日本語能力試験(1級)に合格していることを入学の要件としている。また、外国人留学生のための特別選抜も定員もなく、留学生は、「一般選考」を受験することになるが、本人が受けた教育内容や質については、面接の際に見極めている。

留学生が本国地での大学教育、大学院教育で修得した単位の認定については、日本人学生が入学前に修得した単位の認定と同じ扱いで行われる。

8. 定員管理

ア 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性(大学基礎データ表18に対応)

平成21(2009)年度の定員の充足率は前期課程の平均で69%、後期課程の平均で56%であるが、年度ごとのばらつきも大きい。本来博士前期課程については、定員を満たしていたのは平成13(2001)年度までで、その後現在に至るまでは定員の約半分の充足率で推移している。

博士後期課程については、1・2年次の院生の不在が際立っている。なお、後期課程入学者には社会人が圧倒的に多かったが、前期課程から入学し後期課程に進学する社会人が減少していることが後期課程1・2年次の院生がいない理由である。前期課程、後期課程の定員確保のために、従来から入試説明会、パンフレットの作成などを行っている。

定員充足率

		2009年度	定員	充足率(%)
前期課程	1年	4	8	50
	2年	7	8	88

		2009年度	定員	充足率(%)
後期課程	1年	0	3	0
	2年	0	3	0
	3年	3	3	100

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

人間情報学研究科では、ここ数年定員を下回る状況が続いているが、著しい欠員とまではいいがたい。また、回復の兆しも認められる。改善方策の項で対策を説明する。

【点検・評価】

大学院学生の募集に関しては、学内外の学生、社会人いずれに対しても広報が十分ではないのは明らかであり、改善を要する。

発足当時、社会人入学が多かったが、これには大学院担当教員の前任校などのからの入学者が多かったことが背景にある。教育機関以外の一般の会社で仕事を続けながら本研究科を修了した例はまだない。社会人の受け入れ体制が整っていても社会人への周知が不足しており、一方では学部学生にとって先輩の進学が少ない大学院は身近な大学院ではなかった、というのが実情である。ターゲットとなる社会人をどのように絞り広報を行うのか、また同時に学部学生の関心をいかにして高めるかが緊急の課題である。

外国人院生が少ない現状を改善するため方策も検討する必要がある。

【改善方策】

従来から昼休み時間を利用して年3回入試説明会を行ってきたが、今後は授業後の時間も利用して回数と参加者を増やし、学内（特に学部内）での本研究科の認知度を高める。また学部のオープンキャンパスの機会に、大学院で行われている研究教育についても提示、紹介するよう各大学院担当教員に要請する。研究科のホームページとパンフレットの作成、整備（英語版ホームページも含む）を行う。これらの方針は平成21(2009)年度の研究科委員会で承認されている。外国人院生を増やす手立てとしてはホームページの英語版があるが、ターゲットとする国（地域）から教員を採用することが最善の策であり、今後の大学との協議に期待したい。

VI. 研究環境

【到達目標】

大学や大学院における教育は、本来教員の日常的な研究活動に裏付けられるべきであるが、本研究科では学内の諸雑務や学部と研究科の総担当コマ数の多さなどにより、研究の時間が取りにくい状態が進行している。この状況は教育の質の低下につながり、悪循環に陥りかねないため、状態を早急に改善して研究時間が増加に転ずるよう努力する。

【現状説明】

1. 研究活動

ア 論文等研究成果の発表状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

本学では2年ごとに『研究業績』（平成18[2006]年度より3年ごとに刊行する『教育・研究業績』に変更）を刊行し、発表した論文については、査読の有無、学術的成果かその他かの分類を付して記載している。別冊『東北学院大学教育・研究業績 2005-2009』に記載された研究科担当教員47名の業績（記載件数の平均）は以下の通りである。

研究科専任教員の研究活動

区分	専門 一般 著書	査読 あり 学術誌	査読 なし 学術誌	その他 の学術誌	専門 一般 著書	一般 著書	書評 論評	翻訳	特許	計
平均件数	1.4	2.6	2.1	1.1	1.9	0.8	0.1	0.4	0.1	10.5
最高件数	10	14	15	9	27	8	2	17	3	42

記載件数の平均は10.5件であり、その中で査読あり学術誌への投稿が2.6件で最も多い。もとより研究科所属教員には一層の努力が求められるが、学部教育での担当コマ数の多さや担当科目の分野の広さを考慮すれば、この業績は研究科教員の日常的な努力をおおむね反映していると判断される。またカリキュラム改正などに伴う教育環境の整備で今後の研究業績の改善が期待される。

本研究科では、研究分野が多岐にわたり、上記件数としてはカウントされにくい社会活動、地域支援活動（地域での講演なども含む教育実践の業績平均が11.7件、最高件数が119件）に重点がおかれる分野も少なくないことは留意されなければならない。

イ 国内外の学会での活動状況（大学基礎データ表24、表25：別冊業績集に対応）

別冊『東北学院大学教育・研究業績 2005-2009』に記載された研究科担当教員の活動状況は以下の通りである。学会発表の記載件数の平均は9.7件である。

研究科専任教員の学会活動

区分	学会発表	学会役員等
平均件数	9.7	4.9
最高件数	51	31

ウ 当該研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

本研究科として特筆すべき研究分野は、看護保健学（看護職者、看護対象者の研究）、心理学、社会学、地域社会学、環境地理学、生態学、生命科学、スポーツ生理学、コンピュータ科学である。分野についてはないが、特筆すべきほかの事項としては、学位取得者のほとんどが社会人であり、それぞれの職場での課題を学位論文とした点があげられる。

エ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

平成 20(2008)年度実績で、研究担当者として科学研究費の助成を受けている教員は 15 名、また委託研究受託者として研究助成を受けている教員は 3 名である。この中で研究科内の教員間の共同研究として助成を受けている例はない。研究プログラムの具体的な内容は以下の通りである。

※平成 20(2008)年度 科研費採択者（分担者含む）

教員名	研究内容
堀毛 裕子	慢性疾患を持つ子どもの「語り」にみる sense of coherence
片瀬 一男	明治期に東北地方における女子ミッション教育の社会史
小林 裕	日本企業における逆説的業績モデルの実証的研究
櫻井 研三	マルチモーダル感覚情報に時空間統合
稲垣 忠	情報社会に対応したコミュニケーション力育成のための実践支援・評価システムの開発
	地域メディアの連携による地域間コミュニケーション推進に関する実践的研究
	コミュニケーションを重視したデジタル学習環境に関する実証的研究
津上 誠	ボルネオ島における「自然災害」の人文学的研究
坂本 泰伸	汎用的データベースの解析処理に基づいた英語構文指導用教材作成シの開発システム
	固体ターゲットを用いた原子炉ニュートリノ検出器の開発
菅原 研	化学コミュニケーション型群知能ロボットシステムの構築
	低周波磁場における遺伝子損傷と免疫能修飾
	昆虫社会における自律分散的制御機能の進化
平吹 喜彦	湿潤アジアの「伝統的なホームガーデン」を素材とした環境学習プログラムの創出
	カンボジアのアンコール遺跡区域における環境破壊・汚染の現状と影響評価
松本 秀明	東北日本における完新世後期の 4 回の地球温暖化と大洪水発生頻度に関する研究
	2004 年インド洋大津波の被害実態を考慮した新しい津波工学の研究
柳井 雅也	「結節都市」大連市における日系企業の地域的生産体制の形成と課題
梅屋 潔	ウガンダ・アミン政権下における「大主教殺害事件」を巡る occult 的言説の研究
佐久間政広	現代農村の生活維持における村落組織の再編に関する実証的研究
高橋 信二	フィードバック制御を用いた身体測定と健康の量反応関係
宮城 豊彦	白神山地における地すべりが作り出す森林生態系の多様性
	2004 年インド洋大津波の被害実態を考慮した新しい津波工学の研究

※平成 20(2008)年度 委託研究受託者

教員名	研究内容
松尾 行雄	「イルカ型対象判別ソナーの開発」の基礎的試験研究
柳井 雅也	国分町活性化プロジェクト 国分町地域総合研究
松澤 茂	授業支援システムに関する研究・考察

その他

教員名	研究内容
柳井 雅也	北陸地域における北東アジアとの経済連携の調査研究（北陸建設弘済会助成金）

2. 研究における国際連携

ア 国際的な共同研究への参加状況

海外の研究施設に客員研究員として滞在したことなどを主たる契機として、心理学、地理学、環境科学、生理学、物理学、分子生物学、天文学などの分野で例年平均して10名前後が共同研究を行っている。これは研究科の教員の2～3割にあたる。

国際的共同研究への参加状況

研究科教員	共同研究テーマ	共同研究機関等
宮城豊彦教授	インド洋大津波の被害実態を考慮した新しい海岸防災に関する研究	タイ Prince of Songkra University
同	クロアチア土砂・洪水災害軽減基本計画構築	クロアチア Rejeka University
櫻井研三教授	頭部運動に連動した運動網膜像差が生み出す奥行知覚	カナダ York University
同	視覚と聴覚および前庭覚のマルチモーダル相互作用の解明	オーストラリア The University of Queensland
同	輝度勾配により誘導される二次元画像の明るさ知覚	イタリア University of Milano-Bicocca
松本秀明教授	気候環境の変動に対応した地形形成プロセスとその日韓の相違	韓国 公州大学教育学部地理教育科
菅原研准教授	Information spreading in a system of mobile agents	フランス Saclay, CEA
松尾行雄准教授	Creation of Perceived Target Images in Echolocating Bats	アメリカ ブラウン大学
佐藤篤教授	タンパク質のフォールディングの研究	フランス CEA Saclay, IBTS
坂本泰伸准教授	ニュートリノ振動実験（担当：ソフトウェアシステムの開発）	フランス、ドイツ、イギリス、アメリカなど計8カ国、 Double Cooz collaboration
平吹喜彦教授	アジア東岸域の環境圏とそれに依存する経済・社会圏の持続的発展のための総合研究	中国 雲南大学 生態・植生地理研究所
同	中国内陸地域の砂漠化に関する地理学的研究	中国 内蒙古師範大学 地理科学院・ 内蒙古大学 蒙古学研究所

研究科教員	共同研究テーマ	共同研究機関等
同	トンレサップ湖およびアンコール遺跡区域における環境破壊の現状把握と影響評価	カンボジア National Authority for the Protection of the Site and Management of Angkor and Region of Siem Reap
柳井雅也教授	「結節都市」大連市における日系企業の地域的生産体制の形成と課題	中国 江南大学

イ 海外研究拠点の設置状況

本項は、東北学院大学には該当しない。

3. 教育研究組織単位間の研究上の連携

ア 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

教養学部のこの項でも触れているように（619頁参照）、関係する研究所として「人間情報学研究所」がある。研究所の業務は、紀要の発行や講演会の開催のほか、大学院の運営のための各種の事務である。研究所が窓口となって外部から研究プロジェクトを受託したことはない。今後、研究活動の連携の拠点として位置づけ、実績を積む必要がある。

イ 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

本学には、大学共同利用機関として文部科学省に認可されている研究施設はない。

学内共同利用施設は、「オーディオ・ヴィジュアルセンター」「カウンセリング・センター」「情報処理センター」「教職課程センター」「産学連携推進センター」「オープン・リサーチ・センター（非常設）」「ハイテク・リサーチ・センター（非常設）」「バイオテクノロジー・リサーチ・コモン（非常設）」があげられる。これらのセンターは、学内の各学部・研究科によって利用されている。

4. 経常的な研究条件の整備

ア 個人研究費、研究旅費の額の適切性（大学基礎データ表29、表30、表31、表32に対応）

(1) 個人研究費

「東北学院大学研究費支給内規」に基づき、年度ごとにすべての専任教員に「個人研究費」として27万円を支給している。その実績は「大学基礎データ」表29に示されている。個人研究費は、図書・研究用器具・印刷代・コピー代などに利用できる。また、「旅費規程」以外で学会出張する場合は、前期・後期の半額までを国内の出張旅費に利用することができる。

(2) 研究旅費

研究旅費は、「東北学院大学旅費規程」に基づき、学会出張は年2回、4泊5日を限度に支給され、発表を行う場合は別に1回分の旅費が支給される。また、年1回、3泊4日を限度とした研究活動のための調査及び資料収集を目的とした出張旅費も利用できる。さらに、国外学会で発表する場合は20万円を限度に航空運賃の半額を支給してい

る。それらの実績は「大学基礎データ」表 30 に示されている。

イ 教員個室等の教員研究室の整備状況（大学基礎データ表 35 に対応）

「大学基礎データ」表 35 に示されているように、人間情報学研究科担当の専任教員全員に「個人研究室」が与えられており、個室率は 100% である。1 室当たりの面積は、20.95 m² である。

各室内には、備え付けの 1,000 冊以上収納可能な本棚、机と椅子、電話、LAN 接続口などが整備され、空調設備も完備されている。また、キャンパスが複数あることから、共同研究室や教員控室を整備している。教員研究室の配置に関する全学的な調整は、「研究室運営委員会」で行われている。

ウ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

「大学基礎データ」表 22 にある通り、教員一人当たりの責任授業時間数を 8.0 授業時間（4 コマ）と定めている。なお、大学院を担当する場合は、学部とあわせて 8 コマを上限としている。この上限を超えて担当することは所定の手続きを経ない限り認めない。

そのほか、1 週間のうち原則として 2 日は授業を担当しない日を作るように時間割を編成し、教員の研究時間を確保している。なお、ここでいう 1 コマは「通年で週 1 コマ」である。

本研究科の持ちコマ数は、半期科目 1 コマ換算で 88 コマである。47 名の大学院担当教員のうち 20 コマ以上担当している教員が 7 名おり、平均で 15 コマを担当している。この状況は研究時間確保の観点から是正を要するので、大学と協議を行うことになる。

エ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

本学は、「在外研究員制度」「研修休暇制度」「国内研究員制度」を導入している。在外研究員と研修休暇は 1 年間、国内研究員は 6 ヶ月を上限とし、それぞれ 6 年経過すれば再び申請できる。専任教員は、これらの制度を活用して自らの研究に従事して各々の教育研究の向上を図っている。

オ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性（大学基礎データ表 31 に対応）

大学を含む東北学院の教員を対象とした「東北学院個別・共同研究助成規程」が制度化されている。個別研究費は 1 件につき上限 50 万円、共同研究費は 1 件につき上限 300 万円が支給される。全体で総額 850 万円まで利用できる。平成 20(2008)年度の実績は「大学基礎データ」表 31 の通りであり、平成 21(2009)年度の全学の件数は、個別研究が 5 件、共同研究が 2 件、総額約 850 万円の助成金が支給された。

助成の対象となる研究は「選考委員会」による選考に基づき、理事会で決定される。選考委員会は、学院長、学長、副学長、学部長、校長、その他学院長が必要と認めた者から構成される。

助成を受けた研究の成果については、所属長を経て学院長へ報告の上、研究助成終了後 3 年以内に学術雑誌等に発表する必要がある。また、収支報告書の提出も義務づけられており、このいずれかに違反した場合は助成金の返還義務が生じる。

5. 競争的な研究環境創出のための措置

ア 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況（大学基礎データ表 33、表 34 に対応）

「大学基礎データ」表 33 に示された教養学部のうち、本研究科担当教員の科学研究費補助金申請件数と採択件数は以下の通りである。

科学研究費への申請・採択状況

H18 採択数/申請数（採択率）	H19 採択数/申請数（採択率）	H20 採択数/申請数（採択率）
9/26（35%）	0/12（0%）	4/9（44%）

イ 基盤的研究資金と競争的研究資金のバランスとそれぞれの運用の適切性

学部ごとのバランスは、「大学基礎データ」表 32 に示されている通りである。本研究科担当教員が所属する教養学部で見ると、基盤的研究資金が 38.9%で、競争的研究資金は 61.1%である。

運用は、基盤的研究資金については「東北学院大学研究費支給内規」「東北学院個別・共同研究助成規程」に基づいて、競争的研究資金については「東北学院大学における競争的研究資金等の管理・運用に関する規程」「東北学院大学における競争的研究資金等の間接経費取扱要項」に基づき、事務担当の法人事務局庶務部庶務課、同財務部財務課及び大学総務部調査企画課において適切に処理されている。

6. 研究上の成果の公表、発信・受信等

ア 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

『東北学院大学教養学部論集』や『人間情報学研究』によって、研究論文等の発表の場が確保されている。また、教養学部が主催する「公開講座」も研究成果の公表の場である。さらに、学会で発表を行う場合は、さらに1回分の旅費を加算する措置が講じられている。

イ 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

研究成果の受信及び発信は、学内の「図書館」「研究所」「資料室」などで主に行われている。収集した他の大学や研究機関の論集、紀要は、学内で閲覧できる。また、研究成果は、上の項に記した『論集』などによって発信されている。さらに、『教育・研究業績』の公刊や雑誌・資料を電子化した『オンラインジャーナル』も、研究成果の受信・発信の仕組みである。なお、泉キャンパス図書館では、社会科学、心理学に関する文献データベースの導入が平成 20(2008)年より行われ、利用されている。

7. 倫理面からの研究条件の整備

ア 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

イ 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学的な競争的研究資金の運用に関しては、「東北学院大学における競争的研究資金等の管理・運用に関する規程」及び「東北学院大学における競争的研究資金等の間接経費取扱要項」

を制定し、その規程に基づき「不正防止推進委員会」「内部監査委員会」「不正調査委員会」を設置して対応を図っている。

そのほか、実験等における倫理面を確保するために、「東北学院大学教養学部放射線障害予防規程」「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」を定めている。なお、人間情報学研究科独自にも「研究倫理委員会」を設置している。

【点検・評価】

研究環境については、本研究科の基本的な状況に起因する2つの課題がある。

- (1) 教育研究活動のレベルと効率を高め、よりよい研究環境を実現するには、一般に同一分野ないしは近接分野の研究者間での役割分担などの協力が望ましいが、本研究科では個々の教員の研究分野が広範囲にわたるため、そのような状況の実現、協力の成果にはおのずと限界がある。
- (2) 教員が教養教育と学部専門教育を担当するほかに、大学院の教育を担当している。担当教科が多岐にわたることなどから、それぞれの研究分野を越える教科を担当する例も多く、準備の負担が大きい。また、受講生の提出物も大量となることなどから成績評価の負担も大きい。さらに学内外の入試問題作成者が多いという傾向もある。このような本研究科固有の事情に加えて、大学の管理運営に関する業務も増加している。その結果、すべての職務を誠実に遂行しようとする研究時間がなくなってしまうというのが実情である。

科学研究費の申請数、採択数にも上記(1)、(2)の状況が影響するが、採択数もある水準を保っており、個々の教員は懸命に努力を続けており、今後も努力が必要である。

このように本研究科では、研究時間の不足を改善することがまず最大の課題である。それにより科研費の申請件数、採択件数も改善が見込まれるので、研究費の多少はその次の課題とされている。

【改善方策】

学部の授業担当については8コマ（通年の90分授業を2コマと換算）を満たすこととしており、実際には学部の授業だけで担当コマ数の平均は14.4（通年の90分授業を2コマと換算）で、20コマ以上担当している大学院担当教員もいる。このコマ数には卒業研究の指導の時間が1コマと算入されているが、4年次学生数（指導教員あたり平均して7～8名）を考えると実質的には15コマは確実に越えており、ノルマのほぼ倍を担当しているという実態がある。さらに大学院の演習と授業を更に1つずつ担当すると、最低でも3コマ（演習は通年、授業が半期の場合）上積みされることとなり、現状の改善のため適正な上限を大学に求めていく必要がある。一方では、大学院独自でも大学院担当コマ数に適正な上限を定め、当面の負担の分散化を図る。分散化はまず研究科内で進め、必要に応じて学部にも学部分の担当コマ数を減らすなどの協力を求めていく。それでも改善が困難な場合には、非常勤講師を増やす。この方針を平成22(2010)年度の授業担当から試行的に適用することを平成21(2009)年度の研究科委員会で確認している。

学内の種々の業務については、職務遂行のためのマニュアルを作成し、作業の正確性の

確保と効率化、及び教員と事務職員との間の職務分担の明確化を図る。マニュアル作成作業は既に開始している。

Ⅷ. 教員組織

【到達目標】

研究科を担当している教員の基礎学科の不均衡を是正する。また、学部のカリキュラム改正に合わせて、研究科担当教員を構成する。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（大学基礎データ表 19-3 に対応）

本研究科は人間情報学専攻の1専攻であり、設置基準上の必要専任教員数は4名（教授3名）である。専攻内で社会情報、行動情報、生命・情報の3分野に分かれ、授業科目はそれぞれの分野の学科目と人文系の共通科目である基礎学科目群Ⅰ群、自然系・数学系の基礎学科目群Ⅱ群で構成されている。

大学院は大学院教員資格審査規則に基づき適切と判断された者が担当し、社会情報16名、行動情報10名、生命・情報21名の計47名である。准教授12名以外は教授である。平成6（1994）年発足時は社会情報7名、行動情報7名、生命情報4名、基礎学科目群Ⅰ群5名、Ⅱ群11名、計34名であったから、分野として発足時になかった、情報科学、地域科学、地球科学のスタッフの加入の影響が大きいといえる。

学生の収容定員は前期課程16名、後期課程9名であり、平成21（2009）年度の収容定員に対する教員一人当たりの学生数は、前期課程で0.23名、後期課程で0.19名である。一人の学生について主・副計3人の教員が連携して研究指導にあたっている。学生の指導にあたる教員とそうでない教員の間では現状では負担に差が生じている。

イ 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

研究科では、前項で述べたように主指導教員1名、副指導教員2名、計3名の教員が連携して指導する体制をとっている。また、教員の組み合わせに際しては学際性を重視し、より多面的な視点から研究課題を捉えることができるよう配慮し、研究科委員会で決定しており、それぞれの院生の研究テーマについての認識は共通されている。実際の指導にあたっては、それぞれの教員が個別に指導するのではなく、3名の教員が同席して相互の有機的な連携を図りながら指導することが基本となっている。

授業科目については、それぞれの教員の専門分野に応じてコア学科目群の科目や基礎科目群の科目を分担している。

研究科の運営のための種々の作業も各種の委員会の委員の分担で行っている。個々の委員会間の連携は運営委員会を中心として保たれる体制となっている。また、分担に際し、分野ごとに割り振ることや任期を設定することで負担の不均衡を避けている。

2. 教育研究支援職員

ア 大学院研究科における研究支援職員の充実度

イ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

法務研究科に教育を支援する「教育補助スタッフ」が3名いるほかは、各研究科に助手や副手などの研究支援職員はいない。しかし、大学院課、研究機関事務課、国際交流課、中央図書館大学院分館、情報処理センター及び調査企画課などの事務職員が、研究科担当教員の研究を事務的に支援している。

また、実験・実習を行う工学研究科のある多賀城キャンパスの研究機関事務課実験実習指導・教育研究支援係には21名の専任事務職員を、人間情報学研究科のある泉キャンパスの研究機関事務課実験実習指導・研究機関事務係には6名の専任事務職員を配置している。多賀城キャンパスと泉キャンパスの研究機関事務課事務職員は、それぞれ担当する分野が決まっており、その担当教員との連携関係は明確である。

ウ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

TAは、「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」で制度化されている。平成21(2009)年度は本研究科で10名（前期課程学生9名、後期課程学生1名）がTAに就いている。TAは、学部の授業科目だけでなく、後期課程のTAが、前期課程の授業科目をサポートすることもある。TAによって、大学院学生は教育経験と奨学の機会を得ている。

RAは、これまで「東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程」で制度化されていたが、平成20(2008)年4月に新たに制定された「東北学院大学研究スタッフに関する規程」に移行して運用されている。平成21(2009)年度現在、本研究科にRAはいない。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の採用、昇格は学部の専権事項であり、大学院専任の教員募集は行っていない。学部では教員の募集は原則として公募制をとっており、募集の際に大学院担当を予定する場合には応募要件の1つに加えている。

新たに大学院を担当することになる教員（任用）については、「大学院教員資格審査規則」と研究上の業績について具体的に定めている本研究科独自の細則に基づき審査が行われる。その審査結果は研究科委員会と大学院委員会で審議され、承認されることになる。大学院担当教員は教養学部の教員であることから、定年齢に関しては学部で合意された原則が適用され67歳が定年となる。その後嘱託で学部の授業を担当する場合、学部に準じて嘱託として担当を継続する例が多い。非常勤の年齢の上限も学部に準じて73歳である。

イ 任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本研究科では任期制を採用していない。

4. 教育・研究活動の評価

ア 大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

(1) 任用時

大学院担当として任用する際に、「大学院教員資格審査規則」に示された基準と研究科で定められた細則に基づいて評価している。

(2) 任用後

任用後は、大学全体で3年ごとに発刊する『教育・研究業績』で大学院を担当していることが分かるように記載し、また学会などでの発表、学術誌への論文掲載等により、研究成果を第三者に公表することで、客観的な評価を得ている。

イ 大学院研究科の教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

『教育・研究業績』において、学会等での研究発表を記述する項目があり、そこから大学院担当教員の活性度を評価している。また、大学院担当教員の科学研究費などの研究助成の獲得状況からも活性度合いを評価している。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア 学内外の大学院と学部、研究科等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性（大学基礎デー

タ表12に対応）

客員教授の制度や受け入れ研究員の制度を利用して、人的交流は図られている。なお、前者については海外からの招聘がほとんどである。在外研修の制度を利用して国外の研究施設で研究を行うことも行われている。個々の教員は学内外の種々の大学院と人的交流があり、その範囲で外部の大学院の院生を指導することも日常的に行われている。

【点検・評価】

教員組織については2つの課題がある。すなわち、母体となる4学科のうち言語文化学科の教員が1名であること、また教員採用の人事権が大学院にはないため、大学院の授業担当者の確保が難しくなる可能性が常にあることである。

上記以外の項目に関してはおおむね妥当と評価できるが、研究支援職員は配置されておらず、学部・研究科共通の課題として、学部と連携して必要性を示していくことになる。

TAの制度は院生、学部学生のいずれにも教育効果があり、院生の経済的負担の軽減と相まって適正に機能している。

研究活動の評価については、現状では『教育・研究業績集』に多くを依存しているが、方法としておおむね妥当と考えられる。

近年教育研究以外の大学運営のための仕事の絶対量、特にルーチンではない仕事が増えているため、教員間の役割分担については割り振りすら困難な例も増加している。本研究科教員は、既に学部の教育のため平均して通年科目換算で8科目相当（1半期科目1コマ換算で16コマ）担当しており、大学院担当の上乗せはかなりの負担となっている。

学内外の大学院との組織レベルの交流にはまだ時間を要するものと思われる。理由の1つには、本研究科の抱える分野が広範囲にわたることもあると考えられる。

【改善方策】

本研究科に求められている専任教員数は4名であり、その10倍以上の47名という大学院担当教員数から本研究科は大変贅沢な研究科に見えるが、研究分野が多岐に亘ることなどから多くの教員にしてみれば非常な負担となっている。その解決策として、学部・大学院を通しての担当コマ数の適正化、学部学科間の平均担当コマ数の平均化が必要である。適正化には学部との連携のほか、非常勤講師の利用が不可欠であり、大学の理解を求めていくことになる。一方、点検・評価で取り上げた2点について実質的な解決を図るには、教員組織単独の課題としてよりも、むしろ学部と大学院の委員会組織の統合化などに解決の可能性を探りたい。

X. 施設・設備

【到達目標】

研究科の中期目標を定め、予算執行の年次計画を立案し実行することによって、研究科の教育研究に必要な施設・設備の整備・充実を図る。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（大学基礎データ表36、表37、表38、表40に対応）

人間情報学研究科では、研究用備品・機材、教室、実験室、図書館は学部と共用であるが、大学院専用の施設・設備として自習室を4室用意し、その自習室にネットワーク接続のPCを複数台設置して院生の学習研究に供している。他の設備として、多数のPCのほか、液晶プロジェクター等の貸出用機材や、院生が学外で行う調査・情報収集のためのビデオ等の機材、データの統計処理等のための各種ソフトも整備されている。また、コピー機やプリンター等が設置された印刷室があり、図書館の二次データベースの使用にも配慮がなされている。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況（大学基礎データ表38に対応）

大学院学生自習室や各領域の研究室等にはネットワーク接続のPCやプリンターが配置され、情報処理機器の整備はほぼ満足できる水準を維持している。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

本研究科に該当するものはない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

教養学部として、人間科学科で平成2(1990)年度に、国内の大学では最初に、心理学実験用として約6,000万円のバーチャルリアリティ装置を導入した。この装置はハードウェアの進歩に合わせて更新され、現在も研究科の行動情報学分野の認知心理学実験に用いら

れている。

また、行動情報学分野の体育学領域では、人間環境制御室を実験実習や総合研究で利用している。この設備は、温湿度、風、照射及び酸素濃度を制御することができる装置であり、人間が運動している時の外部環境と恒常性機能の競合に関わる研究を推進することができるものである。

社会情報学分野の教育工学領域における電子黒板などを利用した最新のICT環境も、先端的な教育・研究に資するものである。その他、地域情報学分野ではGISシステムを整備しているほか、循環型水路実験装置で多様な状況下での地形変化のシミュレーションを行っている。生命・情報分野ではP2レベルの遺伝子組換え実験施設が整備されている。

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

本研究科は広範囲な分野の教員で構成されるため、それぞれの分野で最新の設備を整備することは事実上不可能である。そのため研究科外の教育研究機関との連携が必要であり、従来からそのような方針で対応してきた。ただし、組織間の協定に基づくような連携ではないため、恒常的に利用できる保証がないというリスクがある。事実、外部組織の機器を使用して研究を行う計画が、外部組織の方針でその機器が使用不可能となったため中止となった事例もある。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

本項は、人間情報学研究科には該当しない。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

社会人学生の割合が高い本研究科では、学生の便宜を図り、授業や演習を通常の間帯後の夜間（18時00分～19時30分）に行うこともある。その時間帯では事務窓口一般や保健室、カウンセリング・センターは閉まっているが、図書館は20時まで開館している。また、教育研究施設も22時まで使用でき、それを超えて施設を利用する場合には、あらかじめ延長願により23時まで使用できる。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティは、全学の「施設拡充委員会」に設置している「キャンパス・アメニティ委員会」で検討され、その後、施設拡充委員会で必要性を総合的に勘案して決定される。

キャンパス・アメニティに関する学生からの意見は、大学及び学部の学生団体である学生会の双方で設置している「意見箱」から聴取される。また、大学と学生会との定期的な協議の場である「合同協議会」で取り上げられる。

なお、大学院学生からの声は指導教員や大学院課に寄せられ、上記の仕組みの中で反映されるようにしている。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

大学構内に「食堂」や「学生ラウンジ」のほか、「ロッカー」「大学生協」「保健室」「課外活動部室」が整備されており、学生がキャンパスの中で快適に生活を送ることができる。また、体育館の「トレーニング室」も利用できる。近年は屋外に「テーブル」や「ベンチ」を増設し、屋外の環境も整備している。

また、大学院学生自習室にそれぞれの学生が使用する机やロッカーが備えられており、生活の場に準じる環境ともいえる。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

泉キャンパスは、既存の自然を保全してキャンパスの自然環境の維持改善に努めている。また、大学周辺の地域に影響を与える人的行動は、学生部によって印刷物や掲示で適宜指導している。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

キャンパス内で施設間を移動する障がい者のため、バス停近くに電動車椅子が常備されている。キャンパスはバリアフリーとなっており、移動もスロープやエレベーターの使用で支障がない。また、視覚障がい者のために、建物の移動で迷わぬようタイルが貼られている。

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

本研究科は、泉キャンパスにあるため、キャンパス間の移動を必要としない。しかしながら、土樋、多賀城、泉の各キャンパス間には公共交通機関や幹線道路が整備されており、おおむね30～45分で移動できる。

仙台市は人口集中地域であり、一般道の車両の通行量も多い。そのため、学生に対しては、学生部が発行する『学生生活 CAMPUS LIFE』や学内掲示板などで交通安全を働きかけしている。

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

施設の利用時間は図書館が20時まで、研究棟が21時40分までが利用時間、22時に閉館となる。22時を超える場合にはあらかじめその日の昼までに届け出れば利用できる。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

- (1) 一般的施設については、施設部施設課が、「東北学院大学営造物管理規程」などの諸規程に基づき、建物、備品・用品、情報関連設備を維持・管理している。また、保守・点検整備・警備の責任は施設部施設課が負うが、実際の業務は外部業者への委託及び保守契約で実施している。施設・設備等の維持・管理について、建物修繕などの全学的調整が必要となった場合は「東北学院施設・設備等整備委員会」が審議している。教員個人研究室は、「東北学院大学研究室運営規程」に基づき、全学的に調整を図っている。
- (2) 教室については、学務部教務課が管理している。
- (3) 情報処理センター及び事務システムとその運用端末は、情報システム部情報システム課が、関連規程に基づいて管理している。学内総合ネットワークは、「東北学院総合ネットワーク管理規程」（総務担当副学長を中心に各学部の委員、事務関係部局の委員で構成）に基づいて日常的業務を行っている。さらに、課題ごとに検討するための小委員会や作業部会も設置されている。
- (4) 会議室については、総務部総務課が管理している。
- (5) 防火防災管理は、「東北学院大学災害対策委員会規程」のもとに、キャンパスごとに「防火管理規程」（地震等に対する防災も含む）を制定して責任体制を明確にするとともに、職員による自衛消防隊を編成している。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

実験等における安全面を確保するために、「東北学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会規程」「東北学院大学組換え DNA 実験安全委員会細則」を定めている。また、それぞれの規程に基づいて関連委員会を設置して対応を図っている。

各キャンパスに外部委託の警備員を 24 時間常駐させ、来学者の受付や構内の巡回を行っている。また、外部委託の清掃会社によって清掃している。

そのほか、災害対策委員会の設置と各種規程・マニュアルの整備、各作業部会を設置しての対応を制度化している。また、安全対策の一環として、全キャンパスを対象として近い将来発生が懸念される宮城県沖地震に対処する災害発生前のシステムとして「緊急地震速報システム」を整備し、災害発生後システムとして学生の安否確認システムの整備を実施した。さらに、職員による「自衛消防隊」を編成し、毎年防災訓練を実施している。

【点検・評価】

本研究科が広い分野の教員で構成されるため、それぞれの分野ごとに最先端の施設設備が整えられることは望めない。しかしながら、大学院担当教員が日常的に必要なとする研究環境はおおむね整えられており、院生が少ない現状では指導教員が使用する施設や機器を使って研究を行うことができるので、施設・設備についての課題が表面化することはあまりなかった。

そのような状況が背景となり、大学院の経常経費は、従来から必要性は高くとも学部予算では賄えなかった IT 関連の教育研究インフラのために主に使用されてきた。その後のキ

キャンパス内ネットワークの整備やPCの普及によって、上記のようなインフラへの支出の必要性が減り、経常経費の使途については大学院の教育研究を充実させるという本来の姿に回帰することが可能となった。そのため現在は、予算の使途についてあらためて方針を練る過渡期にある。先端的な設備・装置については学外の各種補助金に依存することになるが、大学院で取り上げられる研究テーマで施設・設備の整備が必要なものも多数あるので、研究科として計画的に申請していく必要がある。

夜間の施設等の利用については、現状でも重篤な支障は生じておらず、院生数も少ないことなどを勘案すれば、配慮はおおむね適切と考えている

施設の利用時間を超えて利用する場合には、あらかじめ届ける必要がある。管理の徹底には必要な措置ではあるが、実験などの進み具合によっては予定外の事態が往々にしてあり得る。また、院生に集中して研究に取り組む習慣を身につけさせるためにも、時間の制約については再検討が望ましい。

【改善方策】

各分野から提出される中期目標をもとに、研究科の中期目標を定める。予算についても年度ごとの重点項目を定めて計画的に研究教育のインフラ整備を進める。私学助成金などの外部からの補助金の申請についても研究科が主体的に取り組む。これらの方針は平成21(2009)年度の第3回研究科委員会で承認されている。

第13節 法務研究科

法務研究科は、平成20(2008)年度に財団法人大学基準協会による認証評価を受けた。このことから、法務研究科に関しては、「Ⅲ. 教育内容・方法」及び「Ⅵ. 研究環境」についての記載が免除されている。しかし、認証評価結果に法務研究科がどのように対応しているかについては、「第1章 大学・学部・研究科全体に関する事項 XIV. 点検・評価」(148頁)で記述している。

I. 理念・目的等及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

法務研究科の理念・目的・教育目標は、以下の通りである。

1. 理念・目的

わが国で最も深刻な弁護士過疎地域を多数かかえる東北地方の法科大学院として、地域に根差して活動し、地域に信頼される多数の法曹を養成する拠点となる。

2. 教育目標

この理念・目的の実現のため、学生に、

- (1) 幅広い分野の法的紛争に適切・迅速に対応する力
- (2) 法的紛争の基盤にある問題を的確に認識・評価する力
- (3) 地域の住民や団体と意思の疎通をはかる力

を育て、

主に3つのタイプの弁護士、すなわち、

- (1) 地域に根差したホーム・ロイヤー型弁護士
- (2) 地域の公共団体に所属して活動する弁護士
- (3) 地域の企業等に所属して活動する弁護士

の育成に努める。

上記の本研究科の理念・目的・教育目標は、法科大学院制度の目的を記した「法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律」第1条の、「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」との視点に照らしても、専門職学位課程制度の目的に沿っている。

養成すべき能力は3つのポイントに整理されており、それらいずれについてもそうであるが、とりわけ「地域の住民や団体と意思の疎通をはかる力」の前提として、職業的倫理を身につけさせることをその内容としており、理念・目的・教育目標の中に、職業的倫理の涵養が盛り込まれているといえる。また、養成すべき人材像として3つのタイプの弁護士を表現している。なお、養成すべき能力の中には、国際的問題への知識や理解力が含まれている。

イ 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本研究科の理念・目的・教育目標は、『法科大学院パンフレット』、ホームページなどを

通じて社会一般に広く明らかにされている。このうち、とりわけ入学に関心を持つ者に対しては、募集要項の冒頭で詳細に明らかにされている。

こうした理念・目的・教育目標は、研究科所属教員については、点検・評価活動やFD活動、入試関係業務の遂行等を通じて繰り返し確認され、職員については、日々の業務を通じて確認されている。

研究科学生については、『大学院要覧』等の印刷物を通じ、また、毎年春休み期間に実施される教務関係事項ガイダンス、弁護士過疎地域で活動する弁護士の講演会の機会を通じ、周知が図られている。さらに、本学学部学生、とりわけ法学部学生に対しては、その入学時等における特別の説明会などの場で本研究科の理念・目的等の紹介が行われている。

ウ 大学院研究科の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

理念・目的・教育目標の妥当性は、「法務研究科委員会」及び「点検・評価委員会」で行う仕組みとなっており、これら2つの組織がその結果を研究科の改革・改善に繋げる組織的な保障である。

【点検・評価】

司法制度改革の中にあって、高度の司法サービスの提供と並び、いつでもどこにいる者にも対応してくれる司法サービスの提供は、いずれも欠かすことのできないその二大目的といえる。本研究科の教育目標は、主にこの後者の目的の実現に資するもので、立地条件や、設置母体の歴史などを考慮に入れると誠に適切なものであり長所であると評価できる。

学内にあっては、前述の様々な機会を利用して、本研究科の教職員・学生及び法学部を中心とした学部学生への周知が行われている。また、学外にあっては、本研究科に関心を持ち、将来の入学等を考える者に対する周知は相応の水準に達していると評価できる。

【改善方策】

学内への周知のうち、従来必ずしも十分ではなかった本研究科以外に所属する教職員に対しては、本研究科紹介の印刷物等の配付を行う。学部学生に対しては、学内掲示物あるいは説明会を通じて、よりよく理解されるように努める。

学外に向けては、本研究科ホームページで恒常的に開示する情報の充実・整備を目指すこととし、すでにその一部を実現している。これら周知方法については、今後もより効率的・実効的なものとなるよう努力と工夫を行う。

II. 教育研究組織及びその検証

【現状説明】

ア 大学院研究科の組織構成と理念・目的等との関連（大学基礎データ表1に対応）

法務研究科は、弁護士過疎地域を多数かかえる東北地方の法科大学院として、地域に根差し、地域に信頼される法曹を養成する拠点となることを理念・目的として、平成16(2004)年度に開設された。

法務研究科は、その名称からも明らかな通り、また、「大学基礎データ」表1にも明示

されている通り、独立の研究科として設置されている。

イ 大学院研究科の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

研究科内にあつては、法務研究科委員会及び法務研究科の「点検・評価委員会」が、組織の妥当性を検証するが、法科大学院全学委員会が、全学的な検証を行いその結果を研究科の改革・改善に繋げる組織的な保障となっている。

【点検・評価】

独立して設置されている法務研究科法実務専攻は、本研究科の理念・目的及び教育目標を達成するための組織として適切である。

また、組織の妥当性を検証する仕組みに、学校法人全体の視点から「法科大学院全学委員会」が設置されていることは評価できる。

【改善方策】

組織の妥当性を検証する既存の仕組みを、今後も有効に活用していく。なおその際、法科大学院に対する社会での議論を踏まえて適切に検討する。

Ⅲ. 教育内容・方法

本研究科は、平成20(2008)年度に財団法人大学基準協会による「法科大学院認証評価」を受けたため、本項は該当しない。

Ⅳ. 学生の受け入れ

【到達目標】

研究科の理念・目的・教育目標を理解し、これらに対応できる資質と意欲を持った十分な数の学生を受け入れる。

【現状説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

ア 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性（大学基礎データ表18-4に対応）

学生募集方法については、『法科大学院学生募集要項』並びに『学生募集用パンフレット』（カラー版）を作成・配付し、また「研究科ホームページ」を開設し、研究科の理念・目的・教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続について、広く社会に公表している。さらに、「入試説明会」として、学内説明会や全国各地で開催されている学外説明会に参加して、本研究科の理念・目的・教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続について十分に説明・周知させる機会を設けている。

入学者選抜方法（平成21[2009]年度に実施した平成22[2010]年度入試）は、前期日程及び後期日程の「一般入試」と「東北地域貢献者A0入試」とに分かれている。「一般入試」は、適性試験、小論文試験及び書類審査・面接試験についてそれぞれ100点、合計300点

で評価している。また、受験者全員に対して、各要素別の点数を開示している。「東北地域貢献者 A0 入試」は、東北の弁護士過疎地域の弁護士になるという目標を入学前からはっきりと持つ者を対象に、いずれかの適性試験の成績が全国平均点以上の者を対象とした面接を重視した試験制度で、受験者には、指定されたテーマについて事前に小論文を提出させ、その内容を巡る質疑応答を中心とした面接試験の評価によって判定を行う試験である。

入学者選抜は、所定の入学者選抜基準及び選抜手続に従って実施されている。小論文試験の採点については2名の担当教員が協議の上、点数評価し、また書類審査及び面接試験にあたっては、2名の担当教員により行われ公平性、公正性そして客観性を高めている。そして、専任教員全員による入学者合否判定会議において、各受験生につき小論文試験並びに書類審査及び面接試験の各担当教員から採点結果の報告を受け、その合計点に従って合否判定を行っている。

2. 学内推薦制度

ア 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
法務研究科ではこの制度を採用していない。

3. 門戸開放

ア 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

他大学・大学院の出身者で法務研究科に入学した者の全入学者中に占める割合を、近年3年分を各年度別に示せば次の通りである。

入学者に占める他大学・大学院出身者の割合

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
全入学者(A)	35名	33名	18名
他大学・大学院出身者(B)	22名	24名	14名
B/A	62.9%	72.7%	77.8%

また、「門戸開放」につながる余地のある制度として、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を本研究科で修得した単位として認定する制度がある。

4. 「飛び入学」

ア 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

本研究科では、飛び入学を実施している。その条件は次の通りである。

本研究科入学時点で大学在学期間が3年に達し、2年生までに74単位以上を取得し、かつ修得した単位の5分の4以上の学業成績が100点満点中80点以上か、それに相当する成績であること、3年生において36単位以上修得見込みであり、3年次修了時点で110単位以上修得し、かつ修得したすべての単位の5分の4以上の学業成績が100点満点中80点以上か、それに相当する成績であること、という非常に厳格な要件を課した上で飛び級入学を認めている。

しかし、現在まで、この制度を使つての受験者及び入学者はいない。

5. 社会人の受け入れ

ア 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

本研究科では、「社会人」と「法学部以外の学部の出身者等」の合格者が、全体の合格者の3割以上となることを目標としている。

「社会人」とは、入学予定年の4月1日現在で、①年齢が満30歳以上である者、または、②大学卒業から2年以上経ち、卒業後の期間の3分の2以上にわたって定職についていた（あるいは週30時間以上の労働に従事していた）者である。

「法学部以外の学部の出身者等」とは、入学予定年の4月1日現在で、①法学士もしくは学士（法学）の学位を取得（見込みを含む）している者、または、②大学で専門科目として法学関係科目（法哲学、法社会学、法制史、外国法などを含む）を40単位以上修得している者、のいずれにも該当しない者をいう。

本研究科では、上記「社会人」と「法学部以外の学部の出身者等」を区別して数値化していないので、平成16(2004)年度入試から平成21(2009)年度入試までの両者を合算し、両区分への重複者を減じた数の全入学者に占める割合を示せば以下の通りである。

入学者に占める「社会人」及び「法学部以外の学部出身者」の割合

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
57.9%	60.0%	45.5%	62.9%	27.3%	38.9%

6. 科目等履修生、研究生等

ア 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本学大学院では、以下の通り制度化されているが、法務研究科ではいずれも受け入れの実績はない。なお、本研究科独自に「研修生」として、法務研究科を修了した以降も、専門職の資格を取得するための国家試験等を受験する目的で、本学施設において研修を行うことができる制度を導入している。

(1) 科目等履修生

大学院学則第35条に規定されている。受け入れは、「各研究科の教育研究に支障のない場合、選考の上、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て」認められることになっているが、実際上は、希望者をほぼ全員受け入れている。

受け入れ要件は、同第20条に定める博士課程前期課程又は修士課程への出願資格を有していることである。

(2) 研究生

大学院学則第37条に規定されている。受け入れは、「各研究科の教育研究に支障のない場合、選考の上、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て」認められることになっているが、実際上は、希望者をほぼ全員受け入れている。

受け入れ要件は、「大学（外国の大学を含む）を卒業した者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者、及び修士の学位を有する者、又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者」（大学院研究生規程第

2条)としている。

(3) 委託生

「公共団体その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導を希望する者」を「委託生」として受け入れる制度（大学院学則第36条）がある。

(4) 特別委託聴講生（委託聴講生）

「本大学院と単位互換制度の協定のある他の大学院の学生が、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を希望する者」を「委託聴講生」として受け入れる制度（大学院学則第39条）がある。

7. 外国人留学生の受け入れ

ア 大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

イ 留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上立った、大学院における学生受け入れ・単位の認定の適切性

本学大学院における外国人留学生の受け入れは、第1章の大学全体の項にある通り制度化されているが（64～65頁参照）、本研究科での受け入れ実績はない。

8. 定員管理

ア 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性（大学基礎データ表18、表18-2に対応）

「大学基礎データ」表18にある通り、平成21(2009)年度の在籍学生は80名であり、収容定員150名に対し、53.3%の充足率である。

学生確保のために、『法科大学院学生募集要項』等のパンフレットの配付、研究科ホームページの公開、学内における独自の説明会と法科大学院棟の施設説明会の開催、並びに東京等における法科大学院進学説明会への参加、東京での入試実施、東北地域貢献者A0入試の実施、奨学金の充実などの措置を行っている。

イ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

本研究科において、著しいとまではいえなくとも、入学者数、在籍学生数のいずれも定員を下回っていた事実を踏まえ、平成22(2010)年度入学者から定員を4割削減し30名とした。

【点検・評価】

入学試験の各要素別の点数に至るまで受験者全員に開示している点は、学生受け入れの客観性を担保するものであり、こうした開示の事実は長所として指摘できる。また、研究科の理念・目的とも合致した「東北地域貢献者A0入試」を実施していることも評価できる。

定員管理に関しては、恒常的に在籍学生数不足であり、安定した学生数を確保できていない。

【改善方策】

上記の現状説明で記述したように、平成22(2010)年度入学者の入学定員を従来の50名

から30名に変更した。同時に、平成22(2010)年度から新たに東北地域からの受験者増加を考え、まず本学で行っている在学生の父母の地域懇談会においてパンフレットを配布するなどして周知を図るとともに、独自の説明会を開催することを考え、東北6県の主要都市で、本研究科が主催して、地元の弁護士による講演会や、現役学生の体験談を交えた「説明会」を開催するという方策をとり、定員の充足を図る。

VI. 研究環境

本研究科は、平成20(2008)年度に財団法人大学基準協会による「法科大学院認証評価」を受けたため、本項は該当しない。

VII. 教員組織

【到達目標】

高度の教育研究能力を持った教員を各法領域のバランスと年齢構成のバランスをとりつつ安定的に確保し、良好な教育研究環境等を維持する。

【現状説明】

1. 教員組織

ア 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性（大学基礎データ表19-4に対応）

本研究科は基礎となる学部を持たない法科大学院であり、その教員はすべて本研究科専任教員である。

平成21(2009)年度の専任教員は15名（教授13名、准教授2名）であり、設置基準と告示第53号第1条第3項の要件を満たしている。このうち、「研究者教員として、専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者」は11名、「実務家教員（いずれも法曹）として、専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者は3名、「研究者教員・実務家教員両者の能力を兼ね備えた者」が1名という構成になっている。このほかに3名の助手（教育補助スタッフ）が在籍している。なお、実務家教員は4名で告示第31号を満たすとともに、全員が資格取得後10年以上の法曹であり、告示第53号第2条の要件を満たしている。

専任の研究者教員の専門については、憲法1名、行政法1名、民法4名、商法2名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法2名（刑事訴訟法2名中の1名が、上記の「研究者教員・実務家教員両者の能力を兼ね備えた者」となっている。法律実務基礎科目群の全6科目のうち、5科目について実務家教員（このうち4名が専任、1名が兼任）が担当している。ただし、平成21(2009)年9月末で民事訴訟法担当の専任教員が退職し、同教員が引き続き非常勤講師として民事訴訟法等を担当している。

教員15名の年齢構成は、「大学基礎データ」表21の通り、71歳以上1名、61～70歳1名、51～60歳8名、41～50歳3名、31～40歳2名と分布しており、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来すような偏りはない。

本研究科の収容定員は150名であり、法令上求められる専任教員の最低必要数は12名である。これに対し、上述した通り専任教員は15名で、法令上の基準を遵守している。また、収容定員に対する実務家教員の必要数は3名であるが、これについても基準を満たしている。教員一人あたりの学生数は、5.3人である。

イ 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

本研究科は、これまで法学を学んだことのなかった者、いわゆる未修者を対象とした「法律基本科目」の履修を経て、2年次以降は各科目に即した「演習」並びに「展開先端科目」、さらに「法律実務基礎科目」と積み上げていく方式の教育プログラムを採っている。

「法律基本科目」は、主に研究者教員が担当し、それに基づく「演習」も基本的には同教員が担当するが、「演習」科目の中には実務家教員も共同で担当するもの（「民事法演習Ⅳ」）があり、他方「法律実務基礎科目」が主に実務家教員によって担当されていることは既述の通りであり、「展開先端科目」にも実務家教員の担当するものが少なくない。研究者教員と実務家教員との間の連携、あるいは授業内容の確認が、このような学問と実務との架橋には欠かせないと考えられ、担当する授業・演習の前後に教員間で協議する機会を設け、意思疎通を図っているところである。

また、組織的にそれらの効果ないし結果を検討するための「FD委員会」並びに「自己点検・評価委員会」を定期的で開催し、連携の内容自体を実証的に検討する作業を行っている。

そのほか、研究科長や専攻主任以外に、総務係、教務係、学生係、入試係の担当教員を置き、行政面の役割を分担している。

学生指導の面では、学生5名程度をそれぞれ担当する「グループ主任」を置き、役割分担を図っている。

2. 教育研究支援職員

ア 大学院研究科における研究支援職員の充実度

イ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

ウ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

本研究科には研究支援職員はいない。また、全学的にTAは「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」で、RAは「東北学院大学研究スタッフに関する規程」で制度化されているが、本研究科でこの制度を利用した取組みはない。

法科大学院棟には、専門分野を異にする3名の「教育補助スタッフ」が勤務する教育補助スタッフ室が設置されている。スタッフは、各授業担当教員の指示のもとで授業の補助を行っているほか、学生の相談への対応を行っている。なお、スタッフはいずれも法学の修士号を持つ者である。

3. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

ア 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

(1) 募集（採用）

教員の補充の必要が生じた場合、本研究科の正教授で構成される「人事拡充委員会」により募集の手続きが開始される。この募集手続きについては、関係部局である、法学部の人事拡充委員会と事前に協議することなど、確立した先例に従って行われているが、この先例は明文の規定にまとめられてはいない。

(2) 任免・昇格

任免・昇格の基準や手続きについては、大学共通の規定である「東北学院大学教員資格審査規則」、大学院共通の「東北学院大学大学院教員資格審査規則」及び、「東北学院大学大学院法務研究科（法科大学院）教員資格審査細則」が整備されている。

このように任免・昇格について、適切な内容の基準が定められている。しかし、手続きに関しては、確立した先例に基づき実施されているものの、まだ成文化されていないものがある。

イ 任期制等を含む、大学院研究科の教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

「東北学院大学の任期を定めた教員の任用等に関する規程」に基づき、本研究科で4名の任期付教員が在籍している。任期は5年以内で、通算任用年数10年を上限に再任用ができることになっている。

4. 教育・研究活動の評価

ア 大学院研究科における教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

イ 大学院研究科の教員の研究活動の活性化を評価する方法の確立状況

(1) 任用時

本研究科教員として採用する際に、「大学院教員資格審査規則」に示された基準と、「大学院法務研究科（法科大学院）教員資格審査細則」に基づいて評価している。本研究科教員は、特に高度な教育上の能力を有することが期待されている。

(2) 任用後

任用後は、主として大学全体で3年ごとに発刊する『教育・研究業績』に、学会などでの発表、学術誌への論文等を掲載し、研究成果を第三者に公表することにより、客観的な評価を得ている。また、大学院担当教員の科学研究費などの研究助成の獲得状況から、研究活動の活性化を評価している。

5. 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

ア 学内外の大学院と学部・研究科等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

大学全体では、「東北学院大学大学院外国人客員教授に関する規程」による外国人客員教授の招聘、「東北学院大学受入れ研究員等に関する規程」による学外者の研究員あるいは研修員としての受け入れ、「東北学院大学交換教育職員に関する規程」による本学と海外協定校との教員の交流が行われている。

本研究科独自の人的交流はないが、学内の授業担当の人的交流でいえば、本研究科の教員は、法学部や法学研究科の授業を兼任している。

また、本学で所蔵していない図書資料を他の大学図書館や機関、国立国会図書館等から

取り寄せる相互利用サービスを図書館が行っているほか、外国文献についての相互利用のために、British Library（イギリス）、OCLC（アメリカ）、Subito（ドイツ）の各機関と提携しており、国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件が整備されている。

イ 本学法学部との連携状況（本研究科独自項目）

法学部は学部学生の法学教育にあたり、同時に所属教員が法学等の研究にあたる部局であり、①その一定割合の卒業生が法務研究科に入学するという点から、②法学部の一定の教員が法務研究科の授業を兼担するという点から、さらに、③法学部・法務研究科を通じ、研究に関する図書や資料を緊密な連携のもとに整備する必要がある点から、同学部と連携を図ることは法務研究科にとって重要な課題で、現に種々の制度を通じ連携を図っている。

- ①法学部入学直後の1年生を対象に、また、法科大学院への進学を志すようになった2～3年生などを対象に、法務研究科の文書資料を配付するとともに、説明の機会を設けている。
- ②法学部・法務研究科の連絡の中で、10名の法学部教員が法務研究科の授業を担当している（平成21[2009]年度）。
- ③法学部・法務研究科共同の施設である、「法学研究資料室」の運営を法学部・法務研究科が共同して行っている。
- ④専任教員の採用に際しては、法学部・法務研究科いずれの所属になる教員の採用であるかにかかわらず、両部局の人事関係委員会の合同協議を経て作業が行われている。

【点検・評価】

民事訴訟法の専任教員が平成21(2009)年度の途中で退職し、現在は非常勤講師で対応している。そのため、専任教員の補充が必要である。

【改善方策】

民事訴訟法の専任教員の補充を平成23(2011)年度に行う。

X. 施設・設備

【到達目標】

- (1) 法務研究科学生の快適な学修環境を提供する。
- (2) 法務研究科学生個人、及び、集団による学修を可能とする施設・設備を充実する。

【現状説明】

1. 施設・設備等の整備

ア 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性（大学基礎データ表36、表36-2、表40に対応）

本研究科のための施設は、そのほとんどが法科大学院棟の3階から8階に置かれており、概要は以下の通りである。なお、いずれの施設にもLANの設備が整っている。

- (1) 授業を行う施設としては、2つの講義室、1つの法廷教室、6つの演習室がある。講義室については、室内はゆとりのある広さとなっており、授業を収録する自動追尾式カメラ、天井スピーカー、スクリーン、プロジェクターなどAVの基本的設備がある。
- (2) 法廷教室には、基本的法廷設備と60席の傍聴席がある。この教室には多くの先端AV装置がおかれる。なかでも、自動追尾式カメラが4台設置され、模擬裁判などを録画編集するときや、法廷教室の様子をほかの教室のプロジェクターで見るときなどには非常に便利なシステムとなっている。
- (3) 演習室は6つあり、法律基本科目の演習形式の授業だけでなく、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の中で履修者が少ない授業科目の講義も行うことを念頭に置いている。
- (4) 学習グループによる集団学習のための部屋が4つあるが、タイプは2つに分かれる。1つは、部屋が3つに区切られ、それぞれの区画が、学習グループごとに集まって学習、討論するスペースとなっているもので、ホワイトボードも置かれている。もう1つは、机や椅子が自由に動かせるオープンスペースタイプの部屋で、さまざまな集団学習に対応できる。
- (5) 図書は、本研究科の学生用の自習室、法科大学院棟の1階と地下にある法学研究資料室、本研究科と同じキャンパスにある中央図書館の3ヶ所に配架されている。
学生用の自習室には、それぞれの法分野をカバーする和書が分野別に体系的に配架されている。配架図書は、毎年、各教員が必要性を考慮して計画的に選書し、追加される。さらに、研究科として、和雑誌と洋雑誌を継続購入し、学生による利用頻度の高いものを自習室に配架し、学生による利用頻度の低いものを法科大学院棟地下の書庫に配架している。
- (6) 在籍学生用に自習室が3つあり、各室には学生用の自習用机「キャレル」が1学年の学生全員分置かれている。学生用の自習用机は大きく、机上にカバーがかかり施錠できるもので、学生が使用する机は1年間特定される。
- (7) 専任教員に対しては、各人に22.73㎡の個別研究室が用意されている。また、非常勤教員控室(29㎡)1室、非常勤教員共同研究室(32㎡)1室、教育補助スタッフ室(42㎡)1室が用意されている。
- (8) そのほか、司法試験対策室(リーガル・クリニック室)1室、面談室4室、会議室1室、応接室1室、印刷室1室、修了生自習室2室がある。

イ 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況(大学基礎データ表38に対応)

インターネットをはじめとする電子メディアを利用した学習を可能とするために、学生自習室、教室、演習室などすべての部屋には「有線LAN」が設備されている。そのため、学生は、学生自習室等の自分のパソコンから、学内外の情報ネットワークにアクセスできる。

また、パソコンのない学生のために、パソコンとプリンター数台を備えた部屋を用意している。さらに、「TKC法科大学院教育研究支援システム」を用いてデータベース上の判例・法令・文献に関する資料検索・収集を行うことができる。

ウ 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

本研究科に該当する記念施設・保存建物はない。

2. 先端的な設備・装置

ア 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

イ 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

本研究科に該当するものはない。

3. 独立研究科の施設・設備等

ア 独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

上記「1-ア」の項に記述した通り、独立した研究科としての本研究科専用の施設・設備が整備されている。

4. 夜間大学院などの施設・設備等

ア 夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

本研究科は、夜間に授業を行う研究科ではないが、学生用の自習室は原則として24時間使用可能なため、学生は、自習室にある図書を原則として24時間利用できることになる。そのほか、法律雑誌を多数配架している資料室は、原則として9時から19時30分まで利用可能である。また、中央図書館は8時30分から22時まで利用できる。

5. 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

ア 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

本項は、東北学院大学には該当しない。

6. キャンパス・アメニティ等

ア キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

(1) 大学全体

本学では、キャンパス・アメニティの形成・支援のために、特別の委員会を設置している。それは、大学の「施設拡充委員会」のもとに設置された「キャンパス・アメニティ委員会」である。毎年、予算申請にあわせて、キャンパス・アメニティを形成・支援するための施策が提案・検討され、その後、施設拡充委員会で必要性を総合的に判断し、予算申請すべき施策を決定する。

そのほか、キャンパス・アメニティに関わる問題は、大学と学部の学生団体である学生会との定期的な協議の場である「合同協議会」で取り上げられることが多く、大学は学生会から出される要望に誠実に対応している。また、キャンパス・アメニティに関する学生からの意見は、大学及び学生会の双方で設置している「意見箱」から聴取されることもある。

(2) 法務研究科

前期と後期の年2回実施している法務研究科学生のアンケート調査から意見が聴取さ

れる。それらの意見は、法務研究科委員会の中で協議され、必要に応じて上記の大学全体の検討事項として加えられる。

イ 「学生のための生活の場」の整備状況

法科大学院棟には、法務研究科学生のための「学生自習室」「ロッカー」「給湯室」があり、生活の場としての機能も備えている。

そのほか、法務研究科が所在する土樋キャンパスには、「食堂」「学生ラウンジ」「大学生協」「保健室」などが整備されている。

ウ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

全学的取り組みであるため、第1章の大学全体に関する本項を参照されたい（113頁）。

7. 利用上の配慮

ア 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

法科大学院棟は、入口に「スロープ」を設置しているほか、「障がい者用トイレ」を1階、3階、4階、6階、8階に設置している。棟内には、講義室、自習室、演習室、研究室等を配置しているが、すべてバリアフリーであり、講義室には「車椅子利用学生用受講スペース」を用意している。また、通路、階段における「点字ブロック」の設置を徹底している。また、2機あるエレベーターのうち1つは、障がい者に配慮した構造になっている。

イ キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

本研究科は、土樋キャンパスに所在しており、学生のキャンパス間移動を必要としない。

ウ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

法科大学院棟は、所定の手続きによって24時間利用することができる。そのほかの共用施設の利用時間は、第1章の大学全体に関する本項を参照されたい（114～115頁）。

8. 組織・管理体制

ア 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

施設・設備の維持・管理に関する責任体制は、全学的枠組みの中にあるため、第1章の大学全体に関する本項を参照されたい（115頁）。

なお、本研究科に関係する教育研究環境について継続的に検証する組織は、第1次的には本研究科内の教務係及び学生係であり、さらに点検・評価委員会及び正規の議決機関である法務研究科委員会が関与し、改善を行っている。

イ 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

施設・設備の衛生・安全は、全学的に整備されているため、第1章の大学全体に関する本項を参照されたい（115頁）。

【点検・評価】

平成16(2004)年度の法務研究科の開設と同時に、「法科大学院・総合研究棟」が整備されており、施設・設備面は充実していると評価できる。特に、学生自習室を原則として24時間利用できるようにし、自習用机（「キャレル」）を研修生を含めて全員分確保していることは評価できる。

また、本研究科の図書が自習室に配架されているため、学生は、自習中に生じた疑問点等について、ただちに図書で確認することができるため、大きな長所となっている。なお、現在の紙ベースの図書リストは検索に若干の時間がかかるため、電子化が必要である。

一方で、本学においては、日曜日の午前の利用を制限しているが、これに対して学生から利用できるようにしてほしいという要望がある。

【改善方策】

日曜日の午前の利用制限は全学的な制約のため、法務研究科学生からの意見として伝える。

また、自習室の図書について、電子ファイルで配架階を調査できるようにするためのデータ作成を進めている。電子ファイルが完成すると、図書を容易に検索することが可能になるというメリットが期待される。

終章

1. 本報告書の要約

本報告書の内容は、おおよそ次のように要約することができる。

I. 理念・目的等及びその検証

大学及び各学部・学科の理念・目的及び教育目標とそれに伴う人材養成の目的は、建学の精神と社会的役割を踏まえ適切に定められている。その周知については、一通りの方途は講じているが、有効性の検証とともに改善の余地があり、本報告書で改善方を示している。

II. 教育研究組織及びその検証

大学の学部・大学院研究科・研究所などの教育研究組織は、大学の理念・目的に則しつつその理念・目的が定められており、学部の学科構成、大学院研究科の専攻構成も、学部や研究科の理念・目的との関連性を持っている。また、これらの教育研究組織の妥当性を検討する仕組みも導入されている。

III. 教育内容・方法

(1) 学士課程の教育内容・方法

教育課程については、各学部・学科とも、学士課程に求められる要件をほぼ満たした内容の教育課程を持っている。特に、すべての学部・学科で「キリスト教学」8単位を必修とし、建学の精神に沿った倫理性を培う教育に力を入れている点の特徴である。授業科目ごとの単位計算方法も妥当であり、他大学との単位互換や既修得単位認定も適切に行われている。授業担当者の専任・兼任比率にも問題はない。ただし、基礎教育・教養教育を実施・運営していくための体制、さらには授業運営にあたっての兼任教員との連携については改善の余地がある。

教育方法等については、ほとんどの学部・学科で、教育効果の測定、成績評価法、教育改善への組織的取り組みなど全般的に改善の余地がある。特に、厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切化に向けての取り組み、履修科目登録の上限設定等の、単位の実質化を図るための措置・運用、FDへの取り組み、シラバスの作成と活用、学生による授業評価の活用、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途は、改善が自覚され、本報告書でさまざまな改善方を示している。

国際化への対応と国際交流の推進に関しては、適切な基本方針のもとに着実に進められている。

(2) 修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育・内容

教育課程については、大学院各研究科とも、修士課程・博士課程・専門職学位課程についての法令上の目的、各研究科の理念・目的を踏まえた教育課程を持っている。ただし、改善すべき点もある。まず、博士前期課程の教育課程が、教育課程の順次性、体系性という点で不十分な研究科がある。また、前期課程をもって修了する者と後期課程修了を目指す者、さらには人材養成の目的の多様化に即した多様な教育プログラムの展開という観点からも、改善すべき点がある。さらに、一部の研究科では博士後期課程の教

育課程に「豊かな学識を養う」という観点から改善の途上にある。

教育方法については、ほとんどすべての研究科で、学生数が少ないこともあり、教育効果の測定、成績評価、研究指導などに関して、教員による個別的で丁寧な対応が可能となっており、実質的にはおおむね適切に行われている。しかし、他面、ほとんどの研究科では、学生数が少ないことが原因となって、成績評価法、FD、学生による授業評価などへの取り組みは十分でないため、本報告書で改善方策を示している。

修士課程・博士課程の学位授与については、学位審査の透明性・客観性はおおむね適切に保たれているが、学位の授与方針・基準の明確化への取り組みが求められる。

IV. 学生の受け入れ

(1) 学部等における学生の受け入れ

各学部の入学者選抜については、大学の理念・目的、入学者受け入れ方針との明確な関連を持ちながら、適切に実施されている。AO入試についても、おおむね適切に実施されている。他方、入学者選抜基準の開示については改善の余地がある。

定員管理については、収容定員・入学定員に対する在籍学生数・入学者数は、ほぼすべての学部・学科(英文学科夜間主コース及びキリスト教学科を除く)で定員より多く、定員に対する在籍学生数の比率が1.25倍を超えている学部・学科もある(そのうち1つは募集を停止したところ、1つは改組前のところ、2つは完成年度に至っていないところ)。他方、編入学については、すべての学部・学科で欠員が生じており、著しい欠員が恒常的に生じている学部・学科も多い。

(2) 大学院研究科における学生の受け入れ

各研究科の入学者選抜は、学内推薦による「特別選考入試」を含めて、適切に行われている。ただし、他大学学生への「門戸開放」の状況はおもわしくない。社会人学生の受け入れのための制度はほぼ整っているが、受け入れ数は研究科によって大きく異なる。

定員管理については、一部の研究科を除き、定員を充足できない状況が恒常化しており、著しい欠員が恒常化している研究科も多い。各研究科とも、それに対する対応策を講じてはいるが、あまり効果があがっていない。

V. 学生生活

本学は、独自の給付奨学金制度によって学生への経済的支援を適切に行っている。また、保健室、カウンセリング・センターが中心となり、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮も適切に行っている。ハラスメント防止のための措置も適切である。また、学生の課外活動に対しても、学生部が中心となり、組織的に指導・支援を行っている。ただし、学生の生活相談については、心身の健康保持が勉学に関する悩みと関連しているケースが多いことを考慮するとき、勉学まで含めた総合的な学生相談窓口体制の確立、そのための学務部・学生部間の連携強化、また、学生のメンタルケアへの組織的取り組みも課題となっている。

就職指導については、就職部が中心となり、進路選択に関わる指導、就職斡旋業務が適切に行われており、高い成果をあげている。大学院学生に対しても、就職部の各種サービスを受けられる。

VI. 研究環境

本学教員の研究活動については、全体として、大きな問題があるとまではいえな

でも、それほど活発とはいえない状況にある。特に、科学研究費など研究助成金への申請・採択については、改善の余地がある学部・研究科が多い。

研究条件については、個人研究費、研究旅費の額は適切であり、教員研究室の整備、研修機会の確保も特に問題はない。研究時間は確保されているが、十分といえない面もある。

Ⅶ. 社会貢献

社会への貢献については、本学は、公開講座などによる教育研究成果の社会への還元、国や地方自治体の政策形成への貢献において積極的である。他方、大学施設の社会的開放、社会との共同利用については改善の余地がある。

企業との連携については、工学部を中心として、適切に行われている。

Ⅷ. 教員組織

(1) 学部等の教員組織

教員組織については、すべての学部において、理念・目的、教育課程の種類・性格、学生数いずれの観点からみても適切である。また、専任教員は、もっぱら本学の教育研究に従事しており、各学部とも重要な授業科目は専任教員が担当している。教員の年齢構成は、一部の学部は適切であるが、一部の学部では改善を要する。他方、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整については、おおむね適切であるが、なお一部の学部で改善の余地がある。

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続については、その内容、運用ともおおむね適切である。ただし、教育活動の評価方法、教員選考基準における教育能力・実績への配慮については、改善の余地がある。

教育研究支援職員については、実験・実習、情報処理などに関わる教育のためにおおむね適切な人的補助体制・人員配置がなされている。教員と教育研究支援職員との連携・協力も適切に行われている。他方、専門的な技能を有した人的補助体制という面からいえば必ずしも十分とはいえない。

(2) 大学院研究科の教員組織

教員組織については、すべての研究科において、理念・目的、教育課程の種類・性格、学生数、法令上の基準いずれの観点からみても適切である。また、すべての研究において、組織的な教育を実施するために、教員間の役割分担と連携がおおむね適切に行われている。

研究支援職員については、工学研究科を除き、あまり充実しているとはいえ、改善すべき状況にある。

大学院担当教員への任用については、すべての研究科において、おおむね適切な基準・手続で行われているが、一部の研究科では、博士前期課程を担当する教員の拡充という観点から、基準を見直す余地がある。また、大学院に教員の新規任用についての権限がないことから、大学院担当教員の教育活動、研究活動の評価、学内外の大学院等との人的交流についても、改善の余地がある。

Ⅸ. 事務組織

事務組織の構成については、大学院の事務組織を含め、適切な組織改編と人員配置によって、効率的に業務が遂行されている。

事務組織と教学組織との関係については、教学に関係する事務組織に副部長を置き、また、委員会組織を有しているため適切である。

事務連絡組織の役割については、意思決定事項の周知に改善の余地がある。

スタッフ・ディベロップメントについては、求められる人材像を明確化した研修プログラムが求められる。

事務組織と学校法人理事会との関係は、おおむね適切である。

X. 施設・設備

施設・設備については、大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するために、ほぼ適切な施設・設備が整備されている。教育用の情報処理機器の使用環境についても、ほぼ適切に整備されている。また、キャンパス・アメニティに関わる対応も適切に行われている。ただし、障害者への配慮という点では、まだ改善すべき施設が多い。また、土樋キャンパスの狭隘さは、キャンパス環境整備に大きな制約となっている。さらに、キャンパス間の移動については、交通動線・交通手段は確保されているものの、移動を要する教員、学生にとって、大きな負担となっている。

施設・設備を維持・管理するための責任体制、施設・設備の衛生・安全を確保するための体制はよく整っている。

X I. 図書・電子媒体等

図書及び図書館施設については、量的に適切に整備され、利用時間も十分に確保されている。他方、地域への開放という点では改善の余地がある。

情報インフラについては、オンライン閲覧目録が完成し、データベースもおおむね整備されている。他方、電子化は進んでいるが一層の推進が必要である。

X II. 管理運営

学部教授会は、すべての学部で、適切にその役割を果たしており、学部長との連携協力と機能分担も適切に行われている。また、学部教授会と全学教授会との連携・役割分担も適切に行われている。研究科委員会も、すべての研究科で、適切にその役割を果たしており、学部教授会との相互関係も適切である。

また、本学独自の仕組みとして、教授会が主導して専任教員数を適切に保つ制度があり、教員数の肥大化による財政の硬直化を防いでいる。

X III. 財務

学校法人理事会が決定する大学全体の事業目標と連動して、支出構造が絶えず見直されながら、中・長期目標が適切な機関によって確実に策定され、それに従って中・長期的な財務計画が立案されている。学納金の改定が一定の算出式に当てはめる客観的な方式に従っており、他方、経常経費のシーリングを実施しているところから、収入・支出のバランスが適切なものとなり、教育・研究に関する財政基盤の中・長期的安定をもたらしている。

予算編成は、学校法人理事長、学長が提示し、適切な機関によって承認される予算編成方針に従って、戦略的視点に立ちつつも部局間のバランスをも十分に考慮しながら、適切に行われている。他方、予算執行の効果を分析する仕組みについては、一応は体制ができてはいるものの、まだ分析結果が着実に予算編成に反映されるまでには至っていない。

財務監査に関しては、監事監査による会計監査及び業務監査、会計監査人による会計監査ともに、毎年定期的に実施されて的確な報告書が提出され、意見に従って業務の改善が適切に行われている。また、内部監査を実施するための機関の設置を準備する組織ができている。

財務比率に関しては、年度ごとの事情により変動があるものの、一般的に大学が本来の役割を果たしているか否かを判断する指標とされている教育研究経費の比率が上昇傾向にあり、他方、それにもかかわらず、大学全体の収支が悪化していないことは、財政運営が適切であることを示している。

外部資金の獲得、資金運用に関しては、満足すべき状況にあるとはいえないため、改善が必要である。

XIV. 点検・評価

自己点検・評価は、体制の整備、手続・方法の確立、点検・評価項目いずれにおいても、適切である。自己評価・点検に対する学外者の検証もおおむね適切に行われているが、「外部評価委員会」による検証活動は今後の課題である。大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応もおおむね適切に行われている。

今後の重要課題は、点検・評価の作業を個人のレベルで「実質化」させることであり、組織と個人の点検・評価作業の基礎となる大学基本情報を整備しデータベース化することである。

XV. 情報公開・説明責任

財務公開はその内容・方法とも適切である。情報公開請求への対応は、実質的にはおおむね適切に行われているが、組織的対応という点では改善の余地がある。自己点検・評価結果や外部評価結果の発信についても適切に行われている。情報開示・広報活動については、実質的には内容・方法とも適切に行われているが、組織性・効率性・戦略性という観点からは、なお改善の余地がある。

2. 目標達成の概況と喫緊の課題

(1) 理念・目的の実現について

本学の教育は「キリスト教による人格教育を基礎として」いる。その中心となってきたのは、全学部で8単位必修の「キリスト教学」と、3キャンパスで毎日行われる「大学礼拝」であり、その主たる担い手となってきたのは、文学部キリスト教学科及びその他の学部所属のキリスト教関係教員の教員である。本学では、ここ数年、学長の問題提起のもと、そのあり方についての総合的な再検討が進められている。目標は、①キリスト教学科に代わる新たな学科の創設、②（大学礼拝に代表される）キャンパス・ミニストリーへの取り組みの改善、③教養教育科目「キリスト教学」の改善である。

これらの目標については、①については新学科「総合人文学科」を設置すること、②については「総合人文学科」の教員によるキャンパス・ミニストリーの強化に努めること、③については「キリスト教学」の教育内容・方法の改善を組織的に行うことを骨子とする基本的方針が全学的に承認された。「総合人文学科」については、平成22(2010)年4月に届出による設置申請を行うまで準備が進んでおり、その他の改革についても、実行に移さ

れつつある。本学の喫緊の課題は、これらの3つの改革を着実に実施することである。

(2) 教育内容・方法について

本学における教学上の改革の指針としているのは、学士課程においては、中教審答申『我が国の高等教育の将来像』（平成17年1月）及び『学士課程教育の構築に向けて』（平成20年12月）であり、大学院においては、中教審答申『新時代の大学院教育』（平成17年9月）である。それらの答申に含まれている諸提言のうち、重要なものを実現することは本学の教学上の目標でもある。しかし、その観点からみると、本学の教育内容・方法には、まだ改善すべき点が多くあり、達成度としてはそれほど高いとはいえない状況にある。

学士課程については、教学上の3方針（「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」）の明確化・明文化の作業が、大学全体と学部のレベルでようやく終わり、現在は、学科レベルでの作業が進められている段階である。これを早急にとりまとめることがまず最も喫緊の課題である。さらに、その後、学部・学科ごとに教育課程全体の見直し作業を進めるとともに、学位授与の方針を各学生が高いレベルで実現するための、新しい教育課程の編成・実施に向けて、全学的な議論を進めていくこととなる。その際、「質保証」の仕組みをどのように作るのかが最も重要なテーマとなる。

大学院については、中教審の上記答申で示された「大学院教育の実質化」への対応が、まだ不十分である。その一因は、本学では教員一人あたりの大学院学生が少なく、大学院教育の「実質化」がすでに教員の個別的努力によってなされてきたことにある。しかし、教育内容・方法に関する組織的な対応がなされなければ、本学大学院に対する社会的要請に十分には対応できず、ひいては学生募集の面でも困難な状況が続くことは明白である。特に、博士前期課程では幅広い入学者を受け入れるための教育内容・方法の改革こそが本学大学院における喫緊の課題である。

(3) キャンパスの統合について

本学は、現在3つのキャンパスを持ち、施設・設備の管理上大きな負担となっている。さらに、泉キャンパスと土樋キャンパスについては、文・経済・経営・法の4学部の学生が、1・2年次は泉、3・4年次は土樋と異なるキャンパスで授業を受けているが、このことは、学生・教員・事務職それぞれにさまざまな支障を生ぜしめている。この状態を改善することは、本学にとって、長年の懸案であった。

しかし、近年、土樋キャンパスの北に隣接する東北大学が片平校地南地区を売却する計画が明らかになり、それに対して本学は購入の意志を示した。現在、その交渉が続いているが、本学としては、全力をあげてこの交渉をまとめることが喫緊の課題である。また、それによって、土樋キャンパスと一体となった新しいキャンパス整備を実施したいと考えており、それに向けて、施設・設備を含めたキャンパス・デザインを進めていくことが重要な課題となっている。

(4) 定員管理と財政について

本学では、従来、収容定員の1.2倍をかなり超える数の学生が在籍しているのが常態であった。財政当局も、その学生数を前提として財政計画を立て、予算を組んできた。しか

し、一方では、教員一人あたりの学生数を減らし教育の質を上げる観点から、他方では、厳しい学生募集状況の中で入学者の質を維持する観点から、在籍学生数を減らし、収容定員にさらに近づけることが中期的な課題となっている。

しかし、この課題解決は、現在のところ、必ずしも順調に進んでいるわけではない。それは、これまでの学生数を前提にした財政構造の改革を伴うものだからである。財政改革を進め、収容定員に近い学生数でも健全な収支構造となる財政をつくることは、本学の重要な課題である。

3. 自己点検・評価に残された課題

本学の自己点検・評価に残された課題は、大きくいって4つある。

第一は、学内部署ごとに作られた自己点検・評価ための組織が、今回の自己点検・評価を踏まえ、少なくとも毎年度、継続的に自己点検・評価を行うこと、言い換えれば、自己点検・評価の日常化である。そして、それを記録に残すことである。そのためには、今回のような報告書を毎年作成することは困難であるとしても、各部署の点検・評価の記録を何らかの形で全学的にとりまとめることが必要であろう。

第二は、自己点検・評価を自己目的化せず、具体的改善に向けての取り組みにつながる仕組みをつくることである。そのための方途として、平成 21(2009)年度から、本学では、学内すべての部署から「中期達成目標と課題」を提出してもらい、1つにまとめた。平成 22(2010)年度からは、その目標・課題への取り組み状況を記入してもらうことにしている。しかし、目標・課題への取り組みには財政的な裏付けが必要である。したがって、予算の査定において、この目標・課題への取り組みをどのように考慮することが有効かを検討し、そうした仕組みをつくることも検討中である。

第三は、こうした組織的な点検・評価活動の中に、教員や職員の個人レベルでの点検・評価活動を組み入れていくことである。つまり、組織的な PDCA サイクルと個人的な PDCA サイクルの連結である。それは、点検・評価活動が FD 活動や SD 活動との連携を強化することにほかならない。

第四は、以上のこと、つまり、いわゆる PDCA サイクルによる自己改革と結びついた自己点検・評価が行われているかどうかを、全体的・組織的にチェックする仕組みの構築が必要である。外部評価委員会による点検・評価はその重要な一手段であるが、大学内においてもそうした役割を持った組織が必要であり、それは点検・評価委員会とは別のものでなければならない。